官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その一）

◉質問主意書及び答弁書

内閣参甲第一五八号の属

昭和二十五年一月二十八日

参議院議長佐藤尚武殿

内閣総理大臣　吉田　茂

第六回国会における参議院議員小林勝馬君提出の無線施設に関する質問に対し、別紙追加答弁書を提出する。

第六回国会における参議院議員小林勝馬君提出の無線施設に関する質問に対する追加答弁書

質問主意書中第一項及び第二項については、別表のとおりである。

（別表）

旧軍用無線施設調書（東京財務部関係）

所在地	施設の種類	規模 名称	規模 土地	規模 建物 棟数	規模 建坪・延坪	装備（無線機器の種類及数量）	使用者又は処分先	利用状況
板橋区練馬土支田	大和田通信隊大泉分遣隊		一七、〇〇〇坪	〇	〇	終戦時連合軍破壊につき不明	農林省へ所管換	
北多摩郡清瀬村	大和田通信隊第二区		三元、〇〇〇	一五	三元 二六	短波測定機 中波測定機	中央気象台	気象観測所に使用につき将来所管換の見込
目黒区三田	海軍技術内特別無線所		一	五〇 五〇	不明		連合軍使用中	
伊豆大島差木地村	大島送信所		三六、二九三	一〇	九七 九七	不明	航空保安部	航空保安施設として使用中につき将来は所管換の見込
同上	大島受信所		五、〇八〇	七	三〇 三〇	不明	航空保安部	航空保安施設に使用中につき将来は所管換の見込
八丈島大賀郷村	八丈島受信所		一三、〇〇〇	一	三〇 三〇	不明	大賀郷村	農耕地
北多摩郡調布町	陸軍中央無線所		五〇〇	一	三七 三七		日本神教学校	学校

所在地	施設の種類	規模 名称	規模 土地	規模 建物 棟数	規模 建坪・延坪	装備（無線機器の種類及数量）	使用者又は処分先	利用状況
北多摩郡久留米村	北多摩通信所		三、〇〇〇	三	一〇〇 三一〇	不明	なし	未使用
中野区囲町	中野電信連隊			五	一八九 一八九	不明	警視庁通信課	通信施設として使用中につき将来は所管換の見込
北多摩郡小金井町	国分寺研究所			二	五〇〇	不明	電気通信省	高層気象観測所として使用中につき将来は所管換の見込
神奈川県川崎市蟹ヶ谷分遣隊	東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊		五六、九九五	二四	六、八三五 六、八三五	発電機一基 地下ケーブル	大蔵省財務協会農林省へ所管換	土地 建物 建物 土地 建物 一九二九焼失 八一五七 使用中
横浜市磯子区栗木町	横浜航空基地栗木送信所		六、一九六	二四	六八二 五五	鉄塔三〇ケ	農林省	建物一九五二 台風飛散
横須賀市比里	旧海軍通信学校		一、五〇〇	一	五五〇	九九式測波器二 同短測器 金属整流器電用	横浜海上保安部	土地は自作農創設による所管換予定
横須賀市内川新田	海軍通信学校第二送信所		三〇八	二	一三四	九二式持受器六 九七式特五号附属装置 九五式短五号一 目右用整流機一	運輸省	運輸省にて使用中につき将来は所管換の見込
三浦郡初声村	横須賀防空監視所		六、九九五、四	八	五八一 四七	兵器処理委員会にて処分済	電波庁	
横須賀市川間	海軍浦賀防備隊		〇	一	三〇	同上		
横須賀市野比	野比受信実験所		一、五〇四	六	三三	同上		
横浜市戸塚区深谷町一八一二	東京通信隊戸塚分遣隊		三三七、二九一	一三三	一、二三四、六〇四	一五KW短波送信機一二組 二KW同八組 一KW同三組 ヂーゼル式交流電機 九台	建物は野比国立病院として所管換済	
神奈川県藤沢市亀井野	横須賀通信隊六会分遣隊		五三、六九九	一〇	二九二 六四	九五式短波送信機 六 九八式同 四 九九式同 二 九二式同 二 九四式短波同 三 整流機 一二	接収中	無線設備供用に耐えずスクラブ未処理建物藤沢市使用中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

神奈川県足柄下郡真鶴町	旧海軍通信学校送信実習所	三六五	一	アンテナ鉄塔二鉄柱一其の他進駐軍撤去破壊	土地（建物）神奈川県戦災者	引揚者住宅		
足柄下郡豊川村	旧海軍通信学校鵜宮送信実習所	六六九	三	一七四・二五	アンテナ鉄塔一	同	同	
神奈川県小田原市	旧海軍通信学校受信実習所	四、一六六	一	六一			役場農業会等に使用中	
神奈川県平塚市	旧海軍技術研究所	二、一〇八	一	建一六六・五五 延二五〇・七五	進駐軍処理	小田原市へ貸付	新制中学校へ貸付中	
神奈川県平塚市	旧横須賀鎮守府通信学校送信実習所		一	建七二・五五	進駐軍処理アンテナ用鉄塔	宗教法人博愛会	引揚及戦災者用	
		八八三			空爆焼失	（土地）平塚市	小学校農事実習地	
横須賀市平作町	同受信実習地	一、四三三	三	建坪二六九・三五	進駐軍処理	（土地）平塚市	小学校校舎	
	海軍第二技術廠衣笠無電実験所	四	四	建坪二五〇・五五	神奈川にて特殊物件として処分済	横須賀市平作町合資会社三浦農場	牧畜用	
千葉県千葉市原町	下志津飛行学校無線送信所	五五四	四	建坪	特殊物件として処分			
					空爆焼失	（土地）平塚市	小学校農事実習地	
千葉市畑町	陸軍航空本部太田送信所	一、二四一・七	二	建坪 三八〇	進駐軍処理	（土地）平塚市	小学校校舎	
					送信機 使用中 二			
					受信機（破壊） 一	建物千葉郡犢橋村		
					オレログラフ一（同）			
					操縦無線装置 二三〇m 一〇〇ケ 一	無線群馬県に疎開しあり	小学校校舎	
					直空管（破壊）			
					電気プロワー一			
千葉県木更津市	木更津航空基地送信所	四、一七	一	建 一八三	特殊物件にて処理	建物木更津市長へ売拂	新制中学校	
千葉県長生郡八積村	茂原航空基地八積送信所	八、四八七	一	建 一四〇	九五式送信機三 九八式同 一	電気通信研究所	通信施設にして使用中	
千葉県館山市宮城	館山航空隊受信所	五六	一	建 三八	鉄塔三基存置	鉄塔三基電気通信所	有効使用・建物未利用	
千葉県館山市上ノ原	館山航空隊上原送信所	五、三〇三	四	建 二〇〇・〇七	鉄塔三基存置	東財支部館山出張所庁舎及敷地	鉄塔未利用	
千葉県船橋市	陸軍中央無線船橋送信所				なし			
	海軍東京通信隊船橋分遣隊	三、四〇八	五六	建一、四三三・五五	接収中につき不明	船橋市町	小学校及教員住宅	

東葛飾郡小金村	陸軍中央無線相送信所	四、六二四	一七					
		五九七・八						二〇KW短波送信機一
								五KW空冷同三
								其の他同一九
								受信機一二
								発電機其の他附属設備多数あり
東葛飾郡八木村	東部一〇二部隊無線施設	一、一四〇	一					
		一五						未完成設備にして機器類なし
稲敷郡阿見町	旧海軍第一航空廠							無線受信機部品
埼玉県入間郡大井村三角	東京無線川越受信所	五、八七七	二五		なし			
同県同郡大井村大野ヶ原	陸軍中央無線大井受信所	二、七五五	五三					
		八一〇・五五			無線電信柱三本			
						大井村長（土地）（建物）	戦災者引揚者収容施設	
						大井（土地）村長（建物）		
						電気通信省（同）農林省	電波研究所用農耕地	
埼玉県入間郡鶴ヶ島村	東京航空無線電信鶴島送信所	二、六一九	一九					
							進駐軍使用中	
同県北足立郡大和田町	大和田海軍気象観測所	七三、〇〇〇	八九		短波受信機二二全波同五〇			
		三、二八三、六一三			中央気象台其の他			
群馬県利根郡糸の瀬村	赤城気象観測所	一四五	一		兵器処理委員会に於て処分済	土地農林省建物糸の瀬村	農地（移築）	
		一九四・五 二六三						
群馬県巴楽郡多々良村	館林通信隊	一、四八五	二		不明		館林開拓団事務所倉庫	
		七六・五						
新潟県北蒲原郡聖籠村	舞鶴海軍通信隊新発田分遣隊	一五、〇八一	三五					
		四五六・九三						

								九五式短五号送信機一
								九一式特四号送信機一
								電源配電盤一
								空中線装置調整器一
								タンガー充電装置一
								整流器一
								交流発電機一
								電気発電機一
								配電盤装置二
								高圧配電装置一
								文部省所及印刷庁にて使用中将来管換の見込
								印刷庁
								聖籠村は学校として使用中につき将来売拂の見込
								電波物理研究所
								電波庁へ所管換交渉中
								電波庁へ所管換交渉中
								印刷庁へ所管換

井戸ポンプ装置　一
変圧器装備　一
油槽　一

横須賀市久比里　海軍通信学校第一送信所　三〇八　二　定　一三六　終戦直後兵器処理委員会に於て処分済

千葉県銚子市高神町天王台　海軍犬吠岬特設見張所　二、四七九　一〇　坪　一五〇・五〇　四〇〇W短波送信機　一　同　四〇〇W短波　二　二五馬力一五キロ・ボルド・アンペアアデーゼル発動機　一　ガソリン発動機　一　二K電動発電機　一　変圧機　二四　配電盤　一

千葉県山武郡大平村高富　海軍技術研究所大平実験所　民有地　三　七三・五五　一二〇W短波水揚制御送信機　一一　二五〇W同　一一　二五〇W中波真空管通信機　一　一〇〇W超短波真空電通信　一　電通省電波局長

千葉県香取郡府馬町　海軍香取航空基地府馬送信所　一三・八七　六　三九九・五〇　九七式短二号送信機　二　九五式短五号送信機　二　九二式長波三号送信機　一　九五式短四号送信機　二　九二式長波四号送信機　一　九五式短三号用高圧発電機　三　一〇KVA変圧機　二　電波の特性調査無線電信の規格調査昭和二四年四月二九日火災により建物二棟一送信機二受信機三其の他焼失建物は所管換手続中

千葉県銚子市高神町天王台　海軍犬吠岬特設見張所　二、四七九　一〇　坪　一五〇・五〇　超短波受信研究所として利用昭和二二年三月一〇日火災により建物発電機三変圧器四配電盤二機械器具は所管手続中　電通省電波局長

千葉県山武郡大平村高富　海軍技術研究所大平実験所　民有地　三　七三・五五　超短波受信機　二　全波受信機　二　超短波受信機　二　空中線装置二七　短波方位測定機　一　電界強度測定機　三　一〇KVA変圧機　二　電波の特性調査無線電信の規格調昭和二四年四月二九日火災により建物二棟一送信機二受信機三其の他焼失建物は所管換手続中

横須賀市久比里　海軍通信学校第一送信所　三〇八　二　定　一三六　四〇〇W短波送信機　一　同　四〇〇W短波　二　二五馬力一五キロ・ボルド・アンペアアデーゼル発動機　一　終戦直後兵器処理委員会に於て一時使用中につき将来売拂の見込

建物東京水産学校にて処分済

旧軍用無線施設調書（大阪財務部関係）

施設の種類（名称）	規模	土地	建物	建坪	棟数・延坪数	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
京都府何鹿郡東八田村　上杉送信所	坪	一六七五	三〇	六三・五五		短波送信機　一五台 中波送信機　一同 無線電話機　二同 長波送信機　九一同 電話交換機　一同 発信機　五同 TM式軽便電信機　一同 受信機鑑査機　一同 地下ケーブル　二三四一同 交流発電機　二同 変電装置　一同 中波送信機　一二同 受信機　三同 電波鑑査機　三同 電波濾波器　五同 発音機　六同 電路試験機　五同 交流発電機　二同 ライゼーゼル機関（六五甲）　一同 TM式短移動電信機　一同 アンテナ並に引込装置　一同	近畿電気通信局長	送受信用として近畿電信局長に一時使用中連合軍認可より返還あり次第電気通信省へ所管換の予定
舞鶴市安岡　志楽受信所	坪	一六二八・四三				同右	同右	同右
大阪府北河内郡門真町　大阪通信隊守口分遣隊	坪	一〇七	六	一〇七		同四号用同九五式同低圧　一 九二式長波三号用高低圧　一 同四号用同　一 無線電話変調増幅器用発電機　一 八〇KVA電動直流発電機　一 五〇KVA同　二 空中線　五〇〇W　一 無線マスト　一九本 其の他	（土地）府馬町長（建物）府馬町長 小見川村長 入部村長 （機械器具）通省所管換手続中	土地建物は大阪警察管区本部で無線施設として使用中につき追て処分の見込

旧軍用無線施設調書（札幌財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 土地 建物 棟数	積量	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
釧路市米町	無線方位信号所	坪 一、三六五	一	中波送信機監視用交流受信機一台九式全波受信機一式	燈台局へ貸付	船舶方位信号所として使用
根室郡和田村字西和田	大湊通信隊西和田分遣隊	坪 三八、二九七	七	三三九・五〇	進駐軍取毀	送信所庁舎は進駐軍により爆破を受け煉瓦外壁のみ発存
根室町字花咲	花咲送信所	一四、四五五	六	九九・五五	同右	和田村へ売拂
同	花咲受信所	二九、三〇九	三	三九二・三五	同右	電機室一部残新制中学校として使用
宗谷郡幕別村	幕別送信所	一九、八九	七	四八・〇〇	進駐軍取毀	根室税務所増築資材として使用（解体）
宗谷郡稚内市野寒	ノサップ受信所	三一、七二九	一〇	五〇二・五〇	同右	根室町へ一時使用
宗谷郡稚内市クサンル	大湊通信隊稚内分遣隊	九、三五八	一〇	八〇九・〇〇	進駐軍接収	花咲中小学校として使用につき将来売拂の見込
網走郡美幌町	美幌航空基地送信所	三、三五	一	三九四・〇〇	進駐軍取毀	無線所として使用中につき将来所換の予定
札幌郡白石村字柏山	柏山送信所	六、二七八	四	二四一・七五	同右	白石村へ売拂
札幌郡豊平町字二里塚	北部軍札幌固定通信隊	近		四七五・〇〇	同右	新制中学校として使用

所在地	施設の種類（名称）	規模 土地 建物 棟数	積量	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
札幌郡広島村字共栄	北広島陸軍通信所	一五、二九	六	四三四・〇〇	同右	昭和二〇年九月進駐軍により取毀 未利用

旧軍用無線施設調書（仙台財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 土地 建物 棟数	積量	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
宮城県桃生郡須江村大字横手	第一航空基地隊松島航空基地須江送信所	坪 八、四四一	六	四四五・五〇 四四五・五〇	九七式短一号送信機一台（進駐軍より大部分破壊せられた）	東北電波管理局へ一時使用中につき所管換の手続中である
					九五式短三号送信機二台（使用中）	
					九七式短二号送信機一台（未使用）	
					九五式短三号送信機一台	仙台通信局へ一時使用中につき所管換の手続中である
					九八式二号送信機一台	
					九八式一号同一台	
					九九式短二号同一台	
					九七式短一号同一台（他に移動せるもの）	
青森県下北郡田名部町大字奥内字近川	大湊通信隊近川分遣隊（近川送信所）	三五、一九七	一〇	六五五・五〇 八七四・五〇	九五式短四号同一台	国内通信用の中継所として使用中終戦と同時に仙台通信局へ一時使用認可し現在迂回続きその中途に使用するが本送信所である使用しておらない機械の内一部分を運合軍の指示により他の送信所へ移動の上夫々一時使用認可し別項のものが近川送信所である尚近川送信所使用中の機械については電気通信省より所管換の協議が行われ目下その手続中である建物六五坪の内一五坪は小学校校舎として田名部町へ売拂済である
					九七式短二号送信機一台	
					九五式短三号同一台	
					仙台電気通信局近川送信所	
千葉県船橋市所在船橋送信所（国内通信所）					九七式短一〇一号送信機二台	
宮城県塩釜市所在仙台電気電信局試製					二式中五号送信機一台	
					二号無線電話機一台	
					九二辛三号送信機一台	

旧軍用無線施設調書（名古屋財務部）

所在地（名称）	施設の種類	規模 建物 棟数	規模 建坪・延坪	装備（無線機器の種類及数量）	使用者又は利用状況 処分先
青森県下北郡田名部町大字田名部字杉林	大湊航空隊田名部送信所	九、七一九	八 四九五・四九四・七二	九一式特四号送信機一台	青森県所在石崎送信所（国内通信用）其の他補助装置
同	同	同	同	無線機は進駐軍現地部隊により破壊せられスクラップ補助装置のみ完全	田名部税務署
静岡県安倍郡有度村	横須賀海軍通信学校草薙実習所	五一・六三	五	終戦直後県特殊物件処理委員会で特殊物件として処分済であつて種類数量等は不明である	農地新制中学校
静岡県富士郡元吉原村	同鈴川実習所	一	六	同右	元吉原村へ売拂 中学校校舎
静岡県田方郡宇佐見村	同宇佐見実習所	一〇、五五七	五	同右	農地中学校
静岡県駿東郡長泉村	第二海軍技術廠音響兵器部下土狩分室	五一、三六	六	同右	同右
岐阜県稲葉郡鵜村	第五十一航空師団鵜村固定無線送信所	七、三三〇	一〇	装備は終戦直後連合軍に於て接收撤去され不明	土地は一部農林省へ所管換残部及建物は岐阜織維へ売拂
三重県鈴鹿市長太補町	第一鈴鹿海軍航空基地補送信所	三、四一七	二	無線施設として利用中で将来所管換の見込	東海電気通信局
同	同	同	同	監査器九二式二送受信表示灯一大破交換器四特受信器二整流器一二内二大破配電盤一七小型変電器二	同右
静岡県駿東郡長泉村	第二海軍技術廠音響兵器部下土狩分室	五一、三六	六	終戦直後県特殊物件処理委員会で特殊物件として処分済であつて種類数量等は不明である	農地測候所
同	同	同	同	送信機一四内四大破送話増幅器一大破変調器九七式一大破電波	土地は一部農林省へ所管換残部建物は三島測候所使用中

旧軍用無線施設調書（金沢財務部関係）

所在地（名称）	施設の種類	規模 建物 棟数	規模 建坪・延坪	装備（無線機器の種類 数量）	使用者又は処分先 利用状況
石川県珠洲郡三崎村	第五見張所	一	四六三	一	未返還未使用
同鳳至郡七浦村	第六特設見張所	五、七二	八	一〇三	同
富山県婦負郡八幡村八田	富山陸軍飛行場方向探知所	二四六	一	一三	未使用
福井県坂井郡雄島村	陣ヶ岡通信隊廠舎	一	五	七四	農地開発営団へ売拂
同	大飯郡和田山特設見張所	三、五七六	一	一	未使用
同	丹生郡越前崎見張所	一、〇九二	二 五	九	尾瀬仁左衛門へ売拂
同	四ヶ浦村			一三	四ヶ浦村長売拂
富山県婦負郡八幡村今市	富山陸軍航空保安通信所	四、六九	三	一〇六	婦負郡八幡村貸付

備考　普通財産台帳に登載されたものの中一応指定されたものであるが自一号至六号については引受当時より無線装備は全然なく調査したところでは無線施設として使用されたものと思われない。七号については装備として台帳に登載あるもこれは引受当時より現物は存在せず終戦時無線施設であつたか否かは不明のものである。利用状況欄には現況を記載すると共に一時使用売拂所管換等により既に処分せられたものについては其の相手方の名称及び利用目的等を記入せられたい。

旧軍用無線施設調書（広島財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 土地	規模 建物	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
防府市	防府陸軍送信所（その一）	一、〇四四	二六四		土地は連合軍使用中建物は西浦塩業組合	倉庫として利用中測候所
同	同（その二）	一、〇七四	二六四		運輸省	
		棟数 建坪・延坪				
山口県防府市	防府海軍通信学校	三六二、四〇四	五九		妙高企業株式会社	塩業施設として使用中
		三、三三	三、三三		三田尻塩業組合	
					海水利用工業株式会社	
					防府市	荷揚場
					山口県	学校
					徳山市	同
					佐波郡小野村	同
					山口市鋳銭司村学校組合	同
					早鞆学園	同
					宇部市	公会堂
					山口県農業会	倉庫・病院
					防府木工株式会社	木工工場
					中央会館防府市	店舗
						青果市場
					中国電気通信局山口市	技術員養成幼稚園、学校
山口県山口市嘉川	防府通信学校嘉川受信所	二、八七	六二三		中国電気通信局	技術員養成
吉敷郡鋳銭司村	防府通信学校四辻送受信所	二、八七	三五九		宇部市	学校農園
宇部市	防府通信学校宇部実習所	二、四〇八	五四九		同	同
同	同・送信所	一、四二九	六二		中国電気通信局	技術員養成
厚狭町	防府通信学校厚狭実習所	三、三八〇	三六〇		埴生新興株式会社	事務所
厚狭郡生田村	天風隊埴生送信所	六、五七五				
徳山市	海上保安庁掃海通信係	一	一〇	送信機（九二式単五号）（送信機改一）一台	徳山掃海部長	掃海業務及海上保哨戒に使用

所在地	施設の種類（名称）	規模 土地	規模 建物	装備（無線機器の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
徳山市	旧徳山海軍港務部			受信機（九二式特受）（信機改四）三台（未処分）		将来所管換の見込
下関市井中	下関防備隊送信所	二、三八七	九	送信機九五式短三送信機改一八台		国内無線通信に使用中につき将来所管換の見込
				九五式短三送信機		
				九九式短二送信機		
				九五式短五送信機		
				九二式四号送信機		
				九七式特五号送信機		
				九二式四号送信機		
				不明		
				配電盤 二個		
				タンガー充電機TNG一五 二個		
				九二式特受信機改四		
				交流発電機四KVA防口筒型二二一台	広島通信局長一時使用	
				直流発電機KW二一／二防口筒型AV一一〇一個		
				ディーゼル機械・山岡式単動サイクル無気噴油起重機台一個		
				器久保田鉄工所製一組		
				電気チャッカー一個		
				配電盤四〇KVA日立製二二一個		
				変圧器・内鉄型・大阪変圧機KK変圧器単相日立製		
下関市川中	下関防備隊送信所	五、三八				自作農創設（内二三七〇坪は農林省所管）農林省所管換の見込

東伯郡中北條村	舞鶴通信隊中北條分遣隊第一区	八〇九	一七	三三	単動四衡式無気噴油式ヂーゼル発電機 一個	土地、建物は鳥取県東伯郡中北條村学校組合
同	同	同	第二区	六、一三五	五	同〇・六KW 一個 同〇・二KW 一個 同五KW 一個 同一・二五KW 一個	新制中学校校舎及敷地として売拂
米子市皆生	美保航空基地皆生送信所	三、九二一	六	三〇〇三三	四五〇馬力ヂーゼル発電機 一個 交流並直流発電機 二五個 蓄電池 一二〇個	土地建物は電波監視機械は未定 将来所管換の見込
大篠津村	美保航空隊送信所	借地	一	一九八		連合軍使用中
島根県飯川郡伊波野村	大社航空基地	九〇七、二八一	一四一	一、三三六	三式受信機五個 一八式空五送信機 二個 九五式短四号送信機 三個 二式空三号無線電話機 三個 三式空六号無線電話機 四個 交直流発電機 二個 セレン整流機 一個 九五式短五号送信機 一個 二式空九号送信機 一個	松江電気通信工事局へ引渡し 土地は農林省所管換 警察部警務課へ売拂 警察無線電信用
周吉郡中村	島後特設見張所	三、〇六六	四	九、六	二式一号電波探知機 一個 三式一号同二個 九二式特受信機 一個 九五式短五号送信機 一個 T式一号受聴器 三個	昭和二二年三月一五日より撤収 土地一部建物来着駐軍に売拂
松江市朝日町	松江電話部				手動電鍵 一個 二式中五号送信機 一個 九二式短電波監査機 一個 九四式三号受信機 一個 九四式三号副受信機 一個 G三号送信機 一個 整流機 一個 受聴器 一個	同 右 土地建物は財務部使用

広島県安佐郡福木村	馬木固定無線送信所	馬木陸軍演習場と借用	五	一八四	九五式短四号送信機 四個 同整流機 四個 九九式短二号送信機 一個 同整流機 一個 九五式短三号送信機 五個 同整流機 五個 二式中五号送信機 一個 同整流機 一個 九二式四号送信機 一個 同整流機 一個 同TM式経数計 一個 送信機 一個 同整流機 一個 九二式電波鑑査機 一個 同三五〇KVAヂーゼル発電機 一個 同醗電盤 一個 変圧器四〇KW 三個 同三〇〇KW 二個 同二〇〇KW 二個 同一五〇KW 二個 大噴式旋盤七・五KW 一個 同五KW 二個	建物は福木村長へ売拂 広島電気通信局使用中につき将来所管換の見込
安芸郡昭和村	呉通信隊焼山分遣隊	三六、〇三二	三	九四〇・四六	九九式短二送信機 一個 九五式短三号送信機 一個 九五式短四号送信機 三個 六W浅製二式中五号送信機 二個 OTM短短移動送信機二五〇W 一個	本施設の一部を広島通信局に於て通信用使用中
					九二式四号改送信機五〇W 二個 TV五〇四短波送信機一K 一個 一KW短波送信機 一個 三式特受信機 二個	通信局に持参

旧軍用無線施設調書（高松財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 建物	規模 土地	装備 無線機器の種類及び数量	使用者又は処分先	利用状況
呉市	呉鎮守府	施設は戦災により焼失				
呉市広町（虹村）	広航空隊	本機は終戦時第四船渠東側の防線内に格納しありたるものを進駐軍に於て焼却した 九五式短五号送信機一個 二号無線電話送信機三個 九二式特受信機三〇個				
岡山県阿哲郡新見町	新見町無線電信送信所	借地一	四一四一	九二式短二号送信機一個 長波九二式四号送信機一個 九五式短四号送信機一個 発動発電器変圧器四個 一KW短波送信機三個 二KW短波送信機一個 同整流機一個	新見町長	建物売拂
広島県賀茂郡西志和	志和無線中継所	五、五二一　三	一三三		電気通信局使用中につき将来所管換の見込	

旧軍用無線施設調書（高松財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 建物	規模 土地	装備 無線機器の種類及び数量	使用者又は処分先	利用状況
香川県三豊郡大見村	旧詫間海軍航空隊大見送信所	八、四二〇、五三　四	二五九、一六（但し破壊されてあるもの） 二五九、一六（不明）	送信施設一式 発電機のみ	土地建物は大見村に売拂 土地建物は中学校用として榎田鉄工所に売拂済	
徳島県那賀郡平島村	旧小松島海軍航空隊送信所	二四三・〇〇　六 一〇、六三・〇〇	三六八・〇〇（不明） 三六八・〇〇	送信施設一式	土地建物は四国電通局に貸付中	
徳島県板野郡板東町	旧徳島海軍航空隊送信所	八、四〇・〇〇　五	三七五・〇〇 三七五・〇〇	送信施設一式（不明）	土地建物は四国電通局に於て通信機械は終戦後徳島県が処分して電気工事局、徳島放送局徳島工事に売拂	土地建物は平島村に売拂同村中学校用として利用中 農林省に所管換の土地は自作農創設特別措置法による農地として利用中

旧軍用無線施設調書（福岡財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 建物	規模 土地	装備 無線機器の種類及び数量	使用者又は処分先	利用状況
東松浦郡呼子町字坊山	西部軍通信隊呼子分隊	民有地　三	五八	引継当時建物の内みにして無線機器等なし	東松浦郡呼子町（昭二三、四、九先拂）	移築の上伝染病隔離病舎及戦災者引揚者住宅
佐賀県神崎郡三田川村目達原	目達原陸軍飛行場	五四〇　三	一七四	引継当時建物工作物のみにして無線機単等なし 但しアンテナ支柱二本とその一部残存	農林省 占領軍解体	自作農創設（土地五三七、二六五坪　建物二四三坪） 占領軍使用中（土地二、九一六坪　建物一、二七七坪）
長崎県東彼杵郡崎針尾村	佐世保海軍通信隊針尾送信所	現在　二七、五二五坪　二	五二九・八七	九二式四号送信機一 九五式短四号送信機一 九七式特五号送信機一 二式中五号送信機一 九七式短一号送信機一 九九式短二号送信機一 九五式短三号送信機三 九五式短四号送信機一 九五式短五号送信機一	一時使用中良好	
			五二九、八七	二式中五号送信機一 九八式一号送信機一 九八式二号送信機一 （仮称）三式短四号送信機一 九二式四号送信機一 九九式短二号送信機二	門司海上保安部佐世保通信隊	保安部保管中 （保安部二台必要）

註

施設調査時につき終戦後とあるも、管財関係の事務は昭和二〇年一一月末発足につきその際の状況を記載せり。

長崎県大村市鶴泉川内郷赤佐古	大村海軍航空隊赤佐古送信所	八、六六五	二	九五式短三号送信機	一				
				九五式短四号送信機	一				
				九二式四号送信機	一				
				二式中五号送信機	一				
				TM式短移動送信機	三				
		二七	なし						
長崎県大村市原口郷	佐世保海軍大村航空基地送信所	三、九〇五	一	二七	なし	なし	未使用		
福岡県京都郡今元村	豹根木送信所	三、〇六五	七	三六五	なし	なし	今元村長及九州蓄産興業株式会社（貸付中）	学校農園	学校校舎及敷地として貸付中につき将来売拂の見込
同　苅田町	苅田実習所	三、九五八	七	三五七	なし	なし	苅田町長		
福岡県小倉市曾根	陸軍通信所	一、四〇〇	三	四九	なし	なし	広未惠助		
同	固定無線送信所	一、五三三	二	六一	なし	なし	惠良成夫		
同　三井郡太刀洗村	太刀洗陸軍航空無線送信所	一、二四九	一	三三	終戦時撤去のため不明		西日本塩業株式会社		住宅及敷地として売拂及一部貸付中
				一八四	一号無線送信機	三	渡済	建物の一六四件田中留吉へ売拂	倉庫として売拂済
福岡市鳥飼	西部軍司令部送信所	民有地	六	一八四	地一号無線受信機	一	特殊物件として県に引渡済	建物は簀子小学校建築資材として利用中	昭三、一〇、一二農地として所管換
					二号無線送信機	二			農地として使用
					九四式二号無線機	四			
					九四式三号乙無線機	四			
					九四式二号乙送信機	一			
					二KW無線受信機	一	特殊物件として県に引渡済	残存のものは破損利用価値なし	
					五〇〇W同	二			
福岡市警固	西部復員監部	警固小学校内	六	校舎利用			機器は特殊物件として県に引渡済	利用状況不明	

（使用不能）

土地は農地として農林省へ所管換建物は蚕種鶏場場員宿舎資材として長崎県知事へ売拂

長崎県知事

福岡県筑紫郡山家村	山家通信所	山家村洞ノ内		五〇〇W同	二	機器は特殊物件として県に引渡済	利用状況不明		
				地三号無線機	一				
				二五〇W無線受信機	一				
				九四式二号乙送信用整流機	六				
				九五式電信機	八				
				九二式電話機	一五				
				九四式二号乙無線機	一五				
				九四式三号無線機	一一				
				持続電波発信機	一				
				ディーゼル発電機	一	西日本紡績株式会社に売拂	紡績機械発電用		
				配電盤	一				
福岡県粕屋郡和白村	博多航空隊送信所		六一〇	三	三四	電動発電機	一	中島鉱業会社へ売拂	炭坑用
					三四	変圧器	一		
					三四	配電盤	一		
					三四	タンク	一	出光産業会社へ売拂	貯油槽として利用
						配電盤	一	福岡無線通信工事局へ	建設工事用
						変圧器	一		
						電動発電機	二	西日本鉄道KK一時使用	電気バス充電用
						配電盤	四		
						建物	五四坪	国警福岡管区へ貸付	警察通信所として利用
						建物	二七〇坪	同二七〇坪は和白村へ貸付	新制中学として利用

旧軍用無線施設調書（熊本財務部関係）

所在地	施設の種類（名称）	規模 建物	規模 土地	規模 建物	規模 土地	装備（無線機械の種類及び数量）	使用者又は処分先	利用状況
		棟数	坪	建坪	延坪			
熊本県菊池郡泗水村	菊池陸軍無線送信所	一、〇三五	三			引受当時機械その他装備なし	徳永定雄外二名	建物は住宅用土地は共同耕作地売拂済
大分県速見郡川崎村	防府通信学校日出実習所	四、三〇一	四	二六〇	三六四	終戦後兵器処理委員会にて処理済	川崎村	川崎村中学校として貸付中将来売拂の見込
同　西国東郡高田町	宇佐実習所	一、八一	なし	なし	なし	終戦後兵器処理委員会にて処理済	農林省	所管換現在農耕地
同		二、八三	四	二六二	三五五		豊後農機株式会社	農機工場として貸付中将来売拂の見込

大分県南海部郡下堅田村	佐伯航空隊下堅田送信所	四、九四四	なし	農林省所管換現在農耕地	小学校分教場及住宅として建物は売拂、土地は農林省へ所管換
同	同	一二	なし	終戦後兵器処理委員会にて処理	高橋小左衛門外二名
同	同	一二	なし	下堅田村学校として売拂済	農林省
中津市大幡	防府通信学校大角実習所	二、三五〇	二	中津市	大山正
大分県宇佐郡高家村	宇佐航空隊高家送信所	七、六二九	二	高家村	未返還
大分県大分郡鶴崎町	大分海軍航空隊三佐送信所	五、一二六	九	鶴崎町	未返還
宮崎市大坪町	宮崎海軍飛行場附属宮崎送信所	四、三一〇	二	国家地方警察宮崎県本部	小学校として貸付中、将来売拂の見込
		二一三		宮崎県	南種子島村
		二一三		境太和	未利用
宮崎県児陽郡富田村	新田原固定無線送信所	一、一四九	三	土地は射的教場として貸付中、将来は所管換の見込	小学校として貸付中、将来売拂の見込
同 新田村	同航空方向探知所	一〇四	一	移築の上工業専門学校校舎に使用、売拂	讃娃村
鹿児島県鹿屋市	第一鹿屋海軍航空隊送信所	四、一〇九	三	倉庫材料売拂	学校用地
同 熊毛郡種子島村	佐世保海軍通信隊種子島分遣隊	二、七八八	七		
同 出水郡高尾野町	高尾野送信所	七、三八一	五		
同 揖宿郡頴娃村	佐世保通信隊分遣隊	三、二三六			

北海道産いらくさについての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月十三日

岡村文四郎

参議院議長佐藤尚武殿

北海道産いらくさについての質問主意書

昭和二十三年度北海道産いらくさ集荷に関する北海道農民に対する政府補償については、既に数次に亘り関係当局に陳情し、且つ質問したのであるが、未だに充分なる責任ある回答を得ないのは甚だ遺憾にたえない次第である。政府としては、昭和二十三年度産のいらくさ原草の割当については、昭和二十三年三月十五日附農林省蚕糸局長及び商工省繊維局長名を以て知事宛に九九五、〇〇〇貫にも及ぶ巨大なる集荷指令を発し乍ら、旭川紡績に対し僅かに三四、七八九貫の割当を為したのみで、爾後のものの具体的処理について時期的に遷延した事情の一因として国民衣料需給関係が激変したことを云々しているが、これ全く政府の指令に基き凡ゆる悪條件を克服しつつ忠実にいらくさの集荷に努めた北海道農民の全く與り知らざる所であり、一面かかるが故にこそ政府としては何等かの善後策を善良なる農民に対し講ずべき充分なる理由があるものと考えられるのである。

更に、事態を長引かせ紛糾させた原因として、関係当局間の事務連絡の不充分及び行政措置の画一的形式的なこと等がある。昭和二十三年六月十六日附商工省繊維局長名通牒によつて北海道で集荷された原草の需要者別配分を完了しているというが、單に一片の通牒を発したのみでその処理先の具体的事情についてはいささかの考慮をも拂わず、日を送り同年十一月二十七日附を以て始めて北海道庁から原草処理工場の照会が為されたという事実があり、形式的に一片の通牒を為し関係官庁間の連絡を怠り以て為すべき行政措置は完了したとは決していい得るものではないと思う。なお、右の工場別配分計画は全然末端に周知伝達されていないで、昭和二十四年三月、日本雑繊維工業連合会との取引に際しても未だ具体的な受入工場名は決定されていなかつたのである。なお、旭川紡績の綿紡績への切り換え、及び北海道の原草集荷状況については報告が無い等の言を為すも、実は当初から再三に亘り中央官庁へ口頭折衝の結果漸く昭和二十四年四月一日に至つて日本雑繊維工業連合会が原草を引き取り処理することになつたのであるが、この間経済情勢の激変を知りつつも一片の通牒を為したのみでさしたる解決策をも考えず徒らに日を送つたことについては当然政府としての責任を負うべきである。

なお、当局が原草保管について集荷者の責任を云々しているが、これ全く当を得ざるも甚しいものである。一体北海道における倉庫保管能力は道産主要食糧についていえば供出割当量に対し三〇％程度にすぎず、他は野積みの已むなき実情である。従つていらくさの一部野積みは必要已むを得ざる措置であり処理を可及的速かに行うに非れば如何に野積み分に対する保管を厳重にしても或る程度の損害を生ずるは已むを得ない実情なるにも拘らず、当局の形式的行政の為め、原草引き取り問題の解決に長日月を費した結果必然的にかかる品質低下を見たのであり、いささかも集荷の任に当つた幼少なる学童、繊細なる婦女子をも含む北海道生産農民の責に任ずべきものに非ざることは全く自明の理というべきである。

又、政府の指示に基き「取引、保管、結果の報告等を為す」は全く「需要者及び供給者」の責任ではあるがそれに基く損失は誰が負担するかとなると全く問題が別であると考えられる。政府の指示に基き忠実に集荷した生産農民は決して政府当局の行政上の不当な措置及び事務連絡の不充分の結果生じた損失の責任を負うの必要は無いものと考える。従つて政府においても、この問題を「重要視」しているならば、従来の経緯及び右の事情を充分諒察の上既に屢々述べた如くいらくさ原草集荷についての損失補償についての責任ある回答を為されんことをここに再び要求する次第である。

内閣参質第二八号

昭和二十五年二月二十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出北海道産いらくさについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出北海道産いらくさについての質問に対する答弁書

昭和二十三年六月十六日附二三繊第六一五六号商工省繊維局長名各商工局長及び各需要者宛「昭和二十三年度産野生苧麻需要者別配分に関する件」通牒の工場別配分表は別添(一)写の通りであり、配分先工場名、同配分数量、出荷先府県別及び同出荷数量等の詳細明確なる指示を、北海道いらくさ集荷時期である十月以前のはるか数ケ月前に処置している。

右によつて集荷者(原草販売者)である北海道販売農業協同組合連合会(以下単に北販連と呼ぶ。)が当然譲渡の経済交渉を行うことが商取引の常道であると思われる。現に内地産のいらくさについては、その集荷者よりいらくさの集荷につき、中央に適時報告をなし、別添(一)の写の如き配分計画に基き集荷者と需要者との間に随時円滑なる引取が行われ、内地分については、全然かかる問題を起していないのであつてこの点より観るも本件は主として集荷者たる北販連の中央官庁並びに現地関係官庁への連絡の不充分なことと、需要者に対する適切なる措置を欠いた結果と考える。

北海道庁より昭和二十三年十一月二十七日附で工場別配分の問合せが来たので直ちに電報をもつて集荷数量の報告をもとめたところ、昭和二十四年一月二十一日電報をもつて原草集荷数量を報告して来た次第である。よつて直ちに二月上旬から農林省、商工省、北販連並びに雑繊維工業連合会(以下単に雑繊維と呼ぶ。)は、当面の状勢に即応するいらくさ収納問題の具体的な話を進めたのである。

その結果昭和二十四年四月一日に至り雑繊維と北販連との原草受渡契約書並びに覚書を取交し、両者異議なく円満に原草受渡について交渉が成立したわけであり、その内容は利添(二)写の如くである。

その後実物の送付に当つて相当量の腐敗品があつた為に、右契約書及び覚書の條項により、損失の責任が明確になつたのであるが、このことが、今日の問題を招来したことと考えられる。

なお質問書に言う如く四月一日以前に工場別配分計画がなかつたのではなく既に前年六月に配分計画がたてられていたことは、前述により御承知の通りであつて、四月に行われた配分計画は此の問題処理のために、とられた再配分計画であり、問題が実際に中央に移された二月上旬以来四月の再配分迄に要した時間は問題の性質よりして、止むを得ないものと認められる。

右のように原草が腐敗した場合、関係者が、責任を負うと約束した事項について欠損の補償を政府当局から負うことは不可能なことである。以上より前回答弁書に言う供給者の責任とは集荷者たる北販連にあるので採集者たる生産農民を意味するものでないことも了解願いたい。

しかし本件については、集荷者の事情も考慮して、できるだけ希望物資の特配等によつて円満なる解決をはかることとし、種々物資を配慮したのであるが北販連当事者の希望により先の答弁書を記載せるゴム製品(ゴム長靴 二、〇〇〇足 地下足袋 五、〇〇〇足)をすでに割当し、追加分として地下足袋一〇、〇〇〇足の割当も二月二十一日決定を見ている次第である。

なお、本件については、一月十日附質問書を提出されたので、一月三十日附答弁書で回答したのであるが、二月二十日附更に質問書の提出があつたので、あらためて答弁書を提出する。

別添(一)

昭和二十三年度野生苧麻工場別配分表

(單位貫)

県名	配給先工場名	割当	出荷県	数量	出荷県	数量	出荷県	数量
北海道	旭川紡績	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇				
(東北)								
山形	東北農化	一三,〇〇〇	山形	五,〇〇〇	青森	五,〇〇〇	北海道	三,〇〇〇
〃	山形県加工織物	一四,〇〇〇	〃	五,〇〇〇	福島	五,〇〇〇	〃	四,〇〇〇
〃	日需工業会社	一八,〇〇〇	北海道	一八,〇〇〇				
〃	東洋繊維	三四,〇〇〇	〃	三四,〇〇〇				
〃	興亜繊維	一八,〇〇〇	〃	一八,〇〇〇				
〃	長井化学	一五,〇〇〇	山形	五,〇〇〇	福島	二,〇〇〇	秋田	八,〇〇〇
福島	協和化学	一四,〇〇〇	福島	一二,〇〇〇	北海道	二,〇〇〇		
〃	全農会津	一三,〇〇〇	〃	一一,〇〇〇	〃	二,〇〇〇		
宮城	全農鳴子	一〇,〇〇〇	宮城	五,〇〇〇	福島	五,〇〇〇		
計		一四九,〇〇〇						
(関東信越)								
群馬	扶桑製繊	一八,〇〇〇	群馬	七,〇〇〇	栃木	三,〇〇〇	北海道	八,〇〇〇
〃	関東桑皮工業	一六,〇〇〇	〃	六,〇〇〇	〃	二,〇〇〇	〃	八,〇〇〇
〃	杉元有限	一七,〇〇〇	〃	七,〇〇〇	茨城	二,〇〇〇	〃	八,〇〇〇
〃	青木繊維	五五,〇〇〇	〃	二〇,〇〇〇	北海道	三五,〇〇〇。		
〃	日本繊維	一三,〇〇〇	〃	五,〇〇〇	〃	八,〇〇〇		
〃	帝国繊維化工	一九,〇〇〇	〃	九,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇		
〃	宗川繊維	三四,〇〇〇	〃	一四,〇〇〇	〃	二〇,〇〇〇		
〃	全農群馬	二三,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇	〃	一三,〇〇〇		
埼玉	松本産業	一六,〇〇〇	埼玉	五,〇〇〇	〃	一一,〇〇〇		
東京	丸源新興繊維	一九,〇〇〇	〃	八,〇〇〇	東京	二,〇〇〇	北海道	九,〇〇〇
神奈川	太田繊維	四〇,〇〇〇	神奈川	一,〇〇〇	埼玉	六,〇〇〇	〃	三三,〇〇〇
〃	相模繊維	二七,〇〇〇	〃	一,〇〇〇	〃	三,〇〇〇	〃	二三,〇〇〇
〃	神山製綿	二〇,〇〇〇	〃	一,〇〇〇	〃	三,〇〇〇	〃	一六,〇〇〇
山梨	石和繊維	二五,〇〇〇	山梨	五,〇〇〇	北海道	二〇,〇〇〇		
長野	丸〆諏訪	一三,〇〇〇	長野	一〇,〇〇〇	〃	三,〇〇〇		
〃	南信麻類繊維	一四,〇〇〇	〃	八,〇〇〇	〃	六,〇〇〇		
〃	大和繊維工業	二二,〇〇〇	〃	八,〇〇〇	新潟	六,〇〇〇	北海道	八,〇〇〇
〃	全農屋代	二〇,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇		
〃	全農明科	三〇,〇〇〇	〃	二一,〇〇〇	〃	九,〇〇〇		
〃	全農興国	一〇,〇〇〇	〃	五,〇〇〇	〃	二,〇〇〇	北海道	三,〇〇〇
新潟	新潟繊維	二〇,〇〇〇	新潟	一七,〇〇〇	北海道	三,〇〇〇		
〃	新興繊維	一〇,〇〇〇	〃	七,〇〇〇	〃	三,〇〇〇		
千葉	大利産業	一〇,〇〇〇	千葉	七,〇〇〇	〃	三,〇〇〇		
埼玉	全農大宮	一三,〇〇〇	埼玉	五,〇〇〇	千葉	三,〇〇〇	北海道	五,〇〇〇
〃	全農秩父	二二,〇〇〇	〃	一七,〇〇〇	北海道	五,〇〇〇		
計		五三五,〇〇〇						

（東海北陸）

静岡東海繊維	二六、〇〇〇	静岡	豊国繊維	二九、〇〇〇	北海道
〃扶桑精鉄	三一、〇〇〇	〃	大塚工業	一七、〇〇〇	〃
〃高山兄弟	二六、〇〇〇	〃	奈良西浦精練	一三、〇〇〇	奈良
愛知尾日化学	三〇、〇〇〇	愛知	和歌山繊維	一六、〇〇〇	和歌山
〃愛知県学麻	五〇、〇〇〇	〃	森田繊維	一六、〇〇〇	〃
三重三重繊維	二九、〇〇〇	三重北海道	日本繊維	一六、〇〇〇	〃
〃明野繊維	二六、〇〇〇	〃	兵庫加藤繊維	三三、〇〇〇	兵庫
岐阜敷島工業	一七、〇〇〇	岐阜北海道	ニユーストンフアイバー	一〇、〇〇〇	〃
三重壽繊維	一七、〇〇〇	三重北海道	明和繊維	三一、〇〇〇	〃
〃全農三重	五一、〇〇〇	三重福井山口北海道	京都全農第一麻毛	一〇、〇〇〇	京都
〃三重徳善	一五、〇〇〇	群馬	計	四六七、〇〇〇	
岐阜帝国特殊繊維	三三、〇〇〇	岐阜北海道	（中国）		
長谷虎産業	一〇、〇〇〇	岐阜	岡山旭繊維	七六、〇〇〇	岡山長崎北海道
川島繊維	一〇、〇〇〇	富山	池内精練	一六、〇〇〇	岡山
富山ニシヤ繊維	一〇、〇〇〇	富山	内外繊維	一〇、〇〇〇	〃
石川北陸産業	三一、〇〇〇	石川	第一植繊	三一、〇〇〇	〃
丸越繊維	三七、〇〇〇	〃	鳥取倉吉繊維	四三、〇〇〇	鳥取熊本
計	四二四、〇〇〇		広島山陽繊維	一八、〇〇〇	広島大分
（近畿）			福山繊維	一四、〇〇〇	広島
福井春江産業	一〇、〇〇〇	福井	山口山口繊維	一四、〇〇〇	山口
大阪横田晒綿	一〇、〇〇〇	〃	計	二三三、〇〇〇	
〃五光繊維	四〇、〇〇〇	北海道	（四国）		
尾崎工業	一〇、〇〇〇	福井	徳島徳島桑繊維	三三、〇〇〇	徳島
日尾繊維	一〇、〇〇〇	〃	日東繊維	一五、〇〇〇	愛媛
曙製綿	一〇、〇〇〇	〃	八幡浜雑繊維	一一、〇〇〇	愛媛
帝国産業	六五、〇〇〇	北海道	計	五九、〇〇〇	
小林資材	一七、〇〇〇	滋賀	（九州）		
敷島工業	三三、〇〇〇	〃	福岡共和化学繊維	四一、〇〇〇	福岡
磯野化学	三三、〇〇〇	〃	九州精練	一〇、〇〇〇	〃
京都郡是製糸	四四、〇〇〇	京都	佐賀晃陽繊維	一三、〇〇〇	佐賀
京都製麻	一八、〇〇〇	〃	鹿児島藤倉繊維	一六、〇〇〇	鹿児島
三中井繊維	一八、〇〇〇	〃	三州繊維	一〇、〇〇〇	〃
福井春江産業	一〇、〇〇〇	福井	大分全農大分	一〇、〇〇〇	大分
大阪横田晒綿	一〇、〇〇〇	〃	熊本全農熊本	一〇、〇〇〇	熊本
〃五光繊維	四〇、〇〇〇	北海道	おたふく産業	一五、〇〇〇	福岡
尾崎工業	一〇、〇〇〇	福井	計	一三四、〇〇〇	
日尾繊維	一〇、〇〇〇	〃	合計	二、〇〇〇、〇〇〇	
曙製綿	一〇、〇〇〇	〃			
帝国産業	六五、〇〇〇	北海道			
小林資材	一七、〇〇〇	滋賀			
敷島工業	三三、〇〇〇	〃			
磯野化学	三三、〇〇〇	〃			
京都郡是製糸	四四、〇〇〇	京都			
京都製麻	一八、〇〇〇	〃			
三中井繊維	一八、〇〇〇	〃			

別添（二）

昭和二十三年産蕁麻乾茎取扱に関する覚書

遠藤三次（以下甲と称する）は北海道販売農業協同組合連合会（以下乙と称する）が蕁麻乾茎取扱に就ての事情を諒解し昭和二十三年産蕁麻乾茎の受渡に関し双方実務の円滑を図る為め玆に覚書を作成するものとする。

記

一、第二條（四）の原草品質の高度化を図る為めのものであるから基準に拘わらず一七・一八パーセント程度のものと諒承する。

二、第六條（一）は倉庫依り貨車乗迄小運搬、貨車請求及積込等の実務の一切は乙の責任に於て行うものとする。

三、第六條（二）は契約締結と同時に荷受別工場の内訳書を乙に交附し滯貨の一掃及入荷の急速実現化を図るものとする。

四、第八條

(1)　乙は契約後直に原草発送に要する一切の手続を完了し急速に発送実現化に努めるものとする。

(2)　甲は契約後直に還元品（十貫手拭六本）の発送に要する一切の実務を完了し直に発送する様努力するものとする。

(3)　還元品の対照となるべき数量は二四万八千八百八十九貫とする。

右要綱承認として本書二通を作成し記名調印の上当事者それぞれ一通を保有するものとする。

昭和二十四年四月一日

甲　東京都中央区木挽町四丁目三番地　遠藤　三次

乙　北海道札幌市北四條西一丁目　北海道販売農業協同組合連合会　会長　三浦　万吉

別添（二）

昭和二十三年度蕁麻乾茎受渡契約書

遠藤三次（以下甲と称する）は北海道販売農業協同組合連合会（以下乙と称する）との間に昭和二十三年産野生蕁麻乾茎受渡について左の通り契約する。

第一條　業務

(一)　甲は需要者の代理人として原草受渡事務及代金の支拂に当るものとする。

第二條　規格

(一)　靱皮に損傷のなきものとする。

(二)　根本二寸刈取りのものであること。

(三)　枝葉の一切つかざるものであること。

(四)　乾茎の含水量は一六％を標準とする。

第三條　買入及価格

(一)　甲は乙の集荷したる蕁麻乾茎を買入れるものとする。

(二)　価格は販売業者販売額の統制額産地最寄駅倉庫渡貫当り二十四円とする。

第四條　保管

(一)　乙は甲に対し受渡しを完了する迄保管の責位を有するものとし保管中に生じたる盗難、腐敗、焼失その他受渡不能に陥りたる事故については乙の責任に於て解決するものとする。

第五條　減耗

(一)　運搬、輸送の減耗を一割七分乙に於て負担するものとする。（但し取引高税一％含む）

第六條　受渡

(一)　受渡場所は産地最寄駅倉庫とする。但し乙は発送迄の実務について協力するものとする。

(二)　甲、乙間の受渡は甲の予め作成せる荷受工場別内訳書に依るものとする。

(三)　乙は管下町村農業協同組合をして出荷と同時に発送案内書を甲及び荷受者に送付するものとする。

第七條　貨車及運賃

(一)　貨車積は車扱を原則とするも事情止むを得ざる時は小口扱とすることが出来る。

(二)　車扱の場合は原草十俵に六〇〇貫十五俵に九〇〇貫を標準積載量とする。

(三)　運賃諸掛は着拂とする。

第八條　代金決済

(一)　原草代金は還元品代金と相殺するものとする。

(二)　還元品代金の相殺不足額は乙の責任に於て速かに支拂うものとする。

(三)　還元品の執準は原草十貫に対し手拭六本とする。

第九條　附則

(一)　その他受渡しに関し重大な事項が発生した場合は其の都度甲、乙協議して取定めるものとする。

(二)　本契約の効力は契約を締結した日より発生する。

右要綱承認として本書二通作成し記名調印の上当事者それぞれ一通を保有するものとする。

昭和二十四年四月一日

甲　東京都中央区木挽町四丁目三番地　遠藤　三次

乙　北海道札幌市北四條西一丁目　北海道販売農業協同組合連合会　会長　三浦　万吉

供米状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月十五日　池田　恒雄

参議院議長佐藤尚武殿

供米状況に関する質問主意書

一、昭和二十四年産の米と雑穀の最近の地方別供出状況を説明されたい。

二、今年度供米不振の原因を地方別に詳しく説明されたい。

三、昨年度は一部保有農家にも割当てをして泣かせていた。これは改めるというわけであつたが、今年度にはそのような無理はないかどうかをあきらかにされたい。

四、昨年のいま時分、多数の町村においてその村割当量の帳尻を合せるため、供出後配給するという甘言をもつて、保有量を削つて供出させていた。政府としては還元配給を約束しないから、そのようなことは今後ないように改善するということであつたが、今年度も供米促進のためそのような無理が現れていないかどうか説明されたい。

五、政府でもよく承知していた通り、昨年は町村別にも個人別にも割当のデコボコがみられた、そのため、ある農家には不当な利得を與え、ある農家には致命的損害が與えられた。その後政府はその改善に努力するわけだつたが、今年の状況を説明されたい。

六、昨年四月私が三月四月の世間が花見という時季に百姓は供米に追いまくられている事実について質問したとき、供米の期限がすぎて督励をうけている農家は、供米を怠つていた農家であるという答弁であつた。ところが今年も、もう三月が迫つているのに供米を完了しない農家が沢山ある。これらの農家は、やはり供米を怠つている農家か。それとも割当の不当、不公正等によるものか。供米未完了農家の地方的分布と農業並びに農家の性格とを併せて説明されたい。

七、明年度の食糧需給計画、食糧輸入計画を明らかにし、両者の関係と明年度の月別配給の見透しを説明されたい。

内閣参質第二七号

昭和二十五年二月二十四日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員池田恒雄君提出供米状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出供米状況に関する質問に対する答弁書

一、昭和二十四年産米（含雑穀）の最近に於ける地方別供出状況は別紙買入状況一覧表の通り

二、昭和二十四年産米の供出は作況の関係により收穫期が十日乃至十五日

遅延したことと、收穫後の天候不良のため全般的に出遅れとなり、十月末現在二一〇、七%（前年同期三二、四%）、十二月末現在七四、一%（前年同期八三、九%）であつた。その後北海道、東北、関東、北陸、東山、東海、近畿、中国の各地方は全般的に遅延を取り戻し本年二月十日現在に於ては、ほぼ前年に匹敵する進捗率を示している。四国に於ては徳島、香川の両県は前年と大差がない。これに反して愛媛、高知及び九州各県は今尚供出状況極めて不振であつて、二月十日現在に於て高知六四、一%（前年同期八九、一%）、大分八九、九%（前年同期九六、九%）その他の県は両県の中間値を示している。これは稲熱病及び秋落のため大減收を来し、供出余力が絶対的に減少した関係と考えられる。

政府は右の諸県及び作況がこれと同様な條件下にあつた、岐阜、静岡、三重、広島の四県合計十三県に対し、五十六万一千石を限り供出責任を追及せざる措置をとつた。

尚滋賀、京都、大阪、和歌山、山口の府県は供出は一応完了したが、農家の保有米の状況に鑑み特別価格による返還、措置等により或る程度の手直しを行う必要を認め、その数量については目下検討中である。

三、昨年度は供出割当制度の趣旨の不徹底より一部保有農家にも供出割当を行つた向もあるやに耳にしたので、この弊を除くため、昭和二十四年六月二十五日附農林省令第五十七号をもつて食管法施行規則中に第三條の二として一部保有農家に対しては、供出割当をしないことを旨としなければならない趣旨の條項を新たに設けた。しかし、今年産米の事前割当はこの改正前に殆ど完了しているので、今年産米についてもなお末端において一部保有農家にも割当を行つていることの絶無であるとは申し難いと考える。

四、事前割当以後において災害その他真に已むを得ない事由により供出完納が困難となつたときは、補正措置を講じて供出数量の軽減を行うこととなつているが、真実の減收量の把握が困難であることと末端に於て適正なる補正が行われないことのために保有量を削つて供出する農家も実際上存在するものと思う。本年は作況不良の実情等をも考慮し、免責措置をも併せ講じたのであるが、なお、保有を切る場合は確実に農家配給を実施するよう努力したい。

五、個人割当の不均衡の是正については、鋭意努力しているのであるが、二十四年産主食より食確法の適用をみ、割当の公正化、民主化が企図されたので、その不均衡は相当矯正されたものと考えられる。しかし、個人に対する割当事務は市町村長の委任事務となつている関係上、遺憾ながら未だ末端に於て多少の割当上の不均衡はまぬかれないと思料される。

六、一、に於て説明したとおり、一月十日現在における供出成績は全国ベースで九六、二%であり、供出の最終期限の三月末までには全国ベースで補正供出数量は完納する見込である。しかし供出意欲の低調、作況の不良、及び割当の不均衡等から未完納農家が部分的には生ずることも考えられる。斯かる農家の内実收等より見て真に供出の困難なる農家については、知事に於て供出の責任を追及しないことになるし、悪質なるものについては強権を発動せられる場合もあると思われる。なお、現在の未完納農家の地方的分布は一、二、より推察され度く、その農家並びに農家の性格は区々であり一概に説明を加え得ない。

昭和二十五会計年度における主要食糧の需給計画の大要は左の通りである。

国内産食糧の供給については、米（代替雑穀を含む）の供出量を、三二、三三二千石、麦（代替雑穀を含む）の供出量を八、一五四千石とし、他に交換供出麦及び雑穀を見込んで算定し、いも類については甘藷二億七千万貫、馬鈴薯一億三千万貫、計四億貫の買入を見込めば国内産食糧の供給量は五八、五〇六千石となる。

需要については主食用は配給基準量を一人一日当り二、七合とすれば、その所要量は五七、一六〇千石となり、他に加工用として二、八二七千石、種子用として六七千石を必要とする。

国内産食糧の供給及び需要を右の通りとすれば、主食用としては、玄米換算二、七一七千屯の輸入食糧の配給を必要とするのであるが、輸入食糧の輸入見込は玄米換算三、一五〇千屯であるので、この数量の輸入が達成せられれば充分この所要量を充足しえられる見込である。

尚明年度の需給については未だ月別に計画を考える段階に到つていない。

昭和二十四年産米買入状況調　二月一〇日現在（単位玄米換算千石……割当量　玄米換算石……買入量）

区分 / 地方	補正二月上旬割当量	買入累計 米穀	買入累計 その他	買入累計 計	食糧発合	進捗率	前年同期進捗率
					%	%	%
北海道	二一三六六	一四六一七一四	七四九、八〇一〇	二二一、三九二四	一〇九五〇	二三三、四六七四	一〇三、六
青森	六五三一	五四八、九三一三	六三、三三〇、三	六一二、六二一、六	四六八、九	六二、七三〇、五	九七、九
岩手	四八七一	四九二、四三九、七	二四、二三七、五	五一六、六四七、二	四七三、二	五一、二九、四	一〇六、二
宮城	一〇一九一	九四五、五三五、四	一六、二〇四、四	九六一、七三九、八	六一〇、八	九六二、三五〇、六	九四、四
秋田	一一六六五	一一九九、一七三、三	三、二四五、四	一、七二四、八九	五三九、五	一、七二、九九八、二	一〇〇、六
山形	一一八七六	一一九、九四三、一	一〇、八二、四	一一〇、三五五、七	二九、二	一一〇、三〇三、七	一〇一、三
福島	九五三七	九一四、四五六、七	三三、九五七、九	九四八、四一四、六	二七五、五	九九、六九〇、一	九九、六
茨城	九二〇、五	八三七、〇〇九、七	六九、〇八〇、八	九〇六、〇九〇、五	六四三、二	九〇、七三三、七	九八、五
栃木	七九五、三	七〇三、八八四、九	九、七三、九	七二五、六一八、八	八二六、六	七一四、四四五、四	九三、四
群馬	二八三、七	二三〇、八三一、二	一〇、九三八、三	二七一、七九九、五	一七四、四	二七一、九三三、九	九六、二

埼玉	六九四,一	五,四五一,七	六六三,七一八,二	二七,一九九,一	六九〇,九一七,三	八三三,〇	六九一,七五〇,三	九九,七	八九,二
千葉	一,〇二二,一	八九,三〇三,二	八七六,五五八,五	四〇,三一八,二	九一六,八七六,七	一,二三三,三	九一八,一一〇,〇	九〇,七	八一,七
東京	三一,九	一,一一三,一	三〇,七六一,七	七三五,四	三一,九一七,一	一,五九一,五	三三,〇八八,六	一〇三,七	九四,三
神奈川	一三〇,一	三,六八六,九	一二五,八六二,八	四,六九〇,六	一三〇,五五三,四	三五六,九	一三〇,九一〇,三	一〇〇,六	九八,四
新潟	二,一九五,三	一九,八九八,四	二,三九七,七一九,〇	四,七六一,四	二,四〇二,四八〇,四	八〇五,二	二,四〇三,二八五,六	一〇九,五	一〇九,三
富山	八六七,六	二,三〇五,三	八七一,三四六,二	二,二三六,五	八七三,五七二,七	二〇五,三	八七三,七七八,〇	一〇〇,七	一〇〇,七
石川	六二〇,九	五三九,七	六二三,八九二,七	七,一一〇,六	六三〇,〇〇三,三	二五二,二	六三〇,二五五,五	一〇一,五	一〇一,八
福井	五二一,五	二七二,九	五二四,六一一,二	三二八,六	五二四,九三九,八	四一五,九	五二五,三五五,七	一〇〇,七	一〇〇,六
山梨	一三三,〇	一九,〇一一,八	九八,六一一,三	九,四九〇,五	一〇八,一〇一,八	四二八,八	一〇八,五三〇,六	八八,二	九三,〇
長野	六二三,六	二三三,二	五九三,二五三,七	二八,二〇五,一	六二一,四五八,八	六四六,四	六二三,一〇五,二	九九,九	一〇〇,七
岐阜	六二一,五	四四,一八〇,三	五六九,二七三,七	六,〇八七,五	五七五,三六一,二	二一一,〇	五七,五七二,二	九四,一	一〇〇,〇
静岡	四六一,五	二七,六三一,五	四一一,四八九,六	三,一一五,九	四一四,六〇五,五	一〇六,八	四一四,七一二,三	八九,九	九三,四
愛知	九三〇,五	八八九,八	八八六,〇一六,〇	二五,九五五,七	九一一,九七一,七	三六六,三	九一二,三三八,〇	九八,〇	一〇〇,〇
三重	七〇六,七	六八,三七九,二	六五七,〇四七,二	二九,二八四,九	六八六,三三二,一	一一一,九	六八六,四四四,〇	九七,一	一〇〇,〇
滋賀	八二八,六	六四,六〇八,六	八三三,三三五,二	七,二三二,八	八二九,五六八,〇	一七三,四	八二九,七四一,四	一〇〇,一	一〇〇,三
京都	三三二,八	八,一六四,六	三三九,三六〇,八	五,〇五一,一	三三四,四二一,九	一,四九六,四	三三五,九〇八,三	一〇〇,九	九八,九
大阪	二九〇,〇	八一三,七	二八九,三八八,〇	六二一,三	二九〇,〇〇九,三	一,四六三,四	二九一,四七二,七	一〇〇,五	九九,九
兵庫	九一三,三	一九,五六七,九	九〇六,八四五,二	三,九七三,一	九一〇,八一八,三	二,三六一,五	九一三,一七九,八	一〇〇,〇	一〇〇,三
奈良	二七五,九	二〇,一	二七〇,五〇六,六	五,四一三,六	二七五,九二〇,二	四〇,六	二七五,九六〇,八	一〇〇,〇	九九,四
和歌山	二〇五,〇	四,二六四,八	二〇〇,二六三,三	四,七六六,一	二〇五,〇二九,四	一四〇,八	二〇五,一七〇,二	一〇〇,一	九四,九
鳥取	三〇七,七	五,六五〇,七	三〇七,六九〇,四	五八五,一	三〇八,二七五,五	一一九,四	三〇八,三九四,九	一〇〇,二	一〇〇,三
島根	三九五,四	一,〇五七,七	三九八,三二〇,七	二,〇二二,六	四〇〇,三三三,三	六九,四	四〇〇,四〇二,七	一〇一,三	九九,九
岡山	八七二,八	五九,八一九,七	八一七,三五六,九	一一,一四七,五	八二八,五〇四,四	七一〇,九	八二九,二二五,三	九五,〇	一〇〇,八
広島	五九六,二	五三,四六八,八	五七二,五三七,五	二,七八五,四	五七五,三三三,九	三六八,五	五七五,六九一,四	九六,六	一〇〇,三
山口	六〇〇,四	七〇,八七六,六	五七三,〇五四,四	二,三三七,八	五七五,三九二,二	二一四,八	五七五,六〇七,〇	九五,九	九八,六
徳島	三三六,七	八,九九四,三	三〇八,七三七,五	四,〇八二,五	三一二,八二〇,〇	二三三,六	三一三,〇四二,六	九四,〇	九四,九
香川	三〇〇,八	一一,一二〇,七	二九八,八八三,二	六四八,七	二九九,五三一,九	三六四,五	二九九,八九六,四	九九,七	一〇四,〇
愛媛	三三九,九	七,〇〇四,一	二六四,四二六,一	一〇,七八七,五	二七五,二一三,六	一四五,五	二七五,三五九,一	八三,五	一〇〇,一
高知	一三四,八	一六,八三〇,七	八三,五三七,五	二,八六三,三	八六,四〇〇,八	一六,七	八六,四一七,五	六四,一	八九,一
福岡	一,〇九一,三	四八,六七二,〇	八三三,二六五,九	四八二,五	八二三,七四八,四	二九三,二	八二四,〇四一,六	七五,五	九七,五
佐賀	六八五,三	一〇三,三二五,五	五四六,七四一,三	三九七,三	五四七,一三八,六	二一三,九	五四七,三五二,五	七九,九	一〇〇,三
長崎	三三一,三	一四,二七二,六	一七二,七〇八,一	七,三三五,〇	一八〇,〇三一,一	三六二,〇	一八〇,三九三,一	七八,〇	九七,五
熊本	一,〇二六,三	三七,九三八,九	七二一,六二七,一	六一,八二一,二	七八三,四四八,三	二〇六,二	七八三,六五四,五	七六,四	一〇〇,〇
大分	五〇〇,六	三〇,六三九,七	四四三,六四四,九	六,二三三,二	四四九,八六八,一	二三一,四	四五〇,〇九九,五	八九,九	九六,九
宮崎	三一〇,四	一五,四八八,六	二四二,五六〇,〇	五,六三一,一	二四八,一九一,一	六一,八	二四八,二五二,九	八〇,〇	一〇〇,四
鹿児島	三三二,七	五二,六三七,一	二三五,七七三,七	二三,八八〇,五	二五九,六五四,二	一〇五,五	二五九,七五九,七	八〇,五	九八,六
総計	二九,八七八,七	一,一一〇,八八七,一	二七,三八四,四八二,八	一,三四九,三七九,一	二八,七三三,八六一,九	三三,三三一,二	二八,七五六,一七三,一	九六,二	九九,六

西医学に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月二十七日

鈴木　憲一

参議院議長佐藤尚武殿

西医学に関する質問主意書

西医学創始者西勝造君は、彼の提唱する西医学健康原理から論述すれば、例えば風邪の原因、並びにこれに対する処置方法等は極めて簡單に解明し得るのであつて、風邪に関する原因並びに療法さえも適確に解らぬ現代医学は実に笑うべきであるとかねて公開の席上並びに有名新聞紙上等において一般民衆に公然と発表している。斯くの如きはわが国医療行政上の大恥辱でもあり、同時に医学の根本的重大問題である。

これに鑑みて本員は、さきに昭和二十四年十一月四日附を以て西医学に関連する質問を行つたのであるが、政府は西医学は未だ医学界に承認されていないから今直ちに積極的措置を考えていない旨の答弁を行い、この問題を回避しているようである。しかしながら西医学健康の原理はすでに二十数年来に亘つて数十万人の国民がその学説と応用を実践し、驚くべき効果を体験しており、又最近医学専門家も頓に研究をすすめつつあるのが現状であつて政府がかかる社会的に重大な威力と影響力を持つ西医学を無視することは国民医療行政上医学に対する熱意を欠きその職務を怠るものといわねばならない。依つて政府は虚心担懐に医学上並びに医療行政上これに対する速やかな調査と研究を遂げ具体策を樹立すべきである。

右に関する政府の誠意ある答弁を要求する。

内閣参質第二九号

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員鈴木憲一君提出西医学に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木憲一君提出西医学に関する質問に対する答弁書

西医学と称されるものは、今日までのところ、医学界においても承認されていないので、前にも述べたとおり政府としては、今直ちに、これに対し積極的措置を講ずることは考えていないが、その実体、原理等については、充分の検討を加えたい所存である。

なお、現在においてもあん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の規定に抵触する限りにおいては、これを所謂医業類似行為の一種として取締りを行つており、将来もこの方針を以て進みたいと考えている。

遺家族及び戦傷病者の処遇に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月三日

浅岡　信夫

参議院議長佐藤尚武殿

遺家族及び戦傷病者の処遇に関する質問主意書

戦没者遺族外地残留者留守家族及び戦傷病者等いわゆる戦争犠牲者は最近その大部分の生計が急速に困窮化し、而もその処遇についても均衡を失し、或いは不合理と見えるものが少くない。

依つて、左の事項について質問する。

一　未復員者給與法又は特別未帰還者給與法にいう未復員者、又は特別未帰還者の留守宅に対し政府は此の際帰還時支拂わるべき俸給中の相当額を前拂の方法によつて支給する考えはないか。

二　戦没者及び残留間死亡者の遺族に対しては、未復員者給與法、又は特別未帰還者給與法の規定により、遺骨引取に要する経費及び埋葬に要する経費として、計三千二百円が支給され、又外地から帰還後療養中に死亡した者の遺族には埋葬に要する経費一千五百円が給せられるに止つている。

政府は、これらの遺族に対し、適当なる範囲に、弔慰金の制度を設ける等遺族慰しやの方途を講ずる意志はないか。

三　外地残留間、連合国側の使役に基因して死亡した者は、昭和二十年十一月二十四日附の「恩給等停止に関する指令」にいう所謂軍隊勤務の理由による死亡者と、その処遇を異にするを至当と考えられる。

又引揚傷病者中不幸不具癈疾となつた者に対する傷病恩給や未復員者給與法又は特別未帰還者給與法による障害一時金は、著しく低額で、他の同種補償に比して甚だ不均衡である。

政府はこれらの処遇について是正の方途を講ずる意図はないか。

四　引揚傷病者の中、その傷病に基く恩給等を受けた者は、再発等治療の必要を生じた場合受給額が到底治療費の何分の一にも達せぬにもかかわらず、未復員者給與法に規定する療養を受け得られない。

又官吏等で残留間元の官庁等から規定の給與を受けていた者で、傷病者として引揚げて来た者も、前の場合と同様療養等が受けられない。

政府は、この際これらの不均衡を是正する意向はないか。

内閣参質第三〇号

昭和二十五年三月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員浅岡信夫君提出遺家族及び戦傷病者の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅岡信夫君提出遺家族及び戦傷病者の処遇に関する質問に対する答弁書

一、未復員者給與法又は特別未帰還者給與法に規定する俸給の支拂いについては、本人の帰還時に支拂うという建前となつている。これは、未帰還者が帰還した場合、当座の生活及び生業に資するという点も配慮されているので、この際、俸給を前拂いするということは必ずしも妥当ではないと考えられるが、なおこの点については慎重に研究致したい。

二、戦没者及び残留間死亡者の遺族を対象として、特別に弔慰金等の制度を設けようという意図はない。

三、従来、陸海軍所属職員に適用されていた給與に関する諸法令は、昭和二十二年五月二日限り廃止され、その廃止法令施行の際、現に陸海軍に属し復員していない者については、復員するまで従前の業務に相当する未復員者としての業務に従事するものとして、給與についての取扱いに関しては、従前の例によることになつているのである。

従つて、質問第三項前段の場合には、昭和二十年十一月二十四日連合国最高司令官から日本政府に発せられた「恩給及び恵與」に関する覚書に該当するものと考えられる。

また、後段の場合については、傷病軍人恩給に関しては、その金額は、右覚書の趣旨に従い定められたものであるが、この傷病軍人恩給及び未復員者給與法又は特別未帰還者給與法による障害一時金は、今後他の同種補償の改善された場合には、これに伴い右覚書に反しない範囲において、是正の方法を講ずる方針である。

四、傷病恩給等は、症状固定を條件として支給されるのであるから、同一傷病の再発という場合があつても再度療養を行うことは困難である。なお、公務員等の身分を保有しながら残留した人々で引揚後療養等を受けられない向に対しては、療養等の点について何等かの具体的処置を進めるよう致したい。

外地残留者の調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月三日

浅岡　信夫

参議院議長佐藤尚武殿

在外残留者の調査に関する質問主意書

去る一月二十一日及び二月八日夫々舞鶴に入港した引揚船高砂丸による引揚者について直接調査した結果を、従来からの諸調査に照し合わせて見るに、引揚問題に関し国民は特に重大なる覚悟を促されているように考えられる。

依つて左の事項について質問する。

一　ソ連関係地域及び中共地域等の未引揚者に関する調査については、政府諸機関の従来の努力もあるが、未だ相当多数状況の不明者があつて、その中には恐らく死亡と認められるようなものも相当にあるようである。特にこの調査はなるべく速やかに完了する必要があるにもかかわらず、現下の客観情勢はなお相当の日時を要するように思われる。しかも、留守宅は一日も早く未引揚者各人の安否如何を承知したいというのが偽わらざる心情である。

政府としては、未引揚者最後の一人の調査終了まで相当規模の調査機関を存続させ、今後の調査機能を一層発揮せしめて、留守宅の心情に応える決意を持つているか。

二　未引揚者の状況を把握するには、関係国からの情報を入手するのでなければこれを完全ならしめることは不可能であろうとも考えられる。政府は、現在外地に残留する者、残留間における死亡者及びいわゆる戦争犯罪関係者に関する情報を得るため、関係国に対する格段の措置を講ずる意図があるか。

内閣参質第三二号
昭和二十五年三月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員淺岡信夫君提出外地残留者調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員淺岡信夫君提出の外地残留者調査に関する質問に対する答弁書

一、外地にある未引揚者の身上調査の業務は、もとの軍人軍属関係については引揚援護庁に、一般邦人関係については外務省にそれぞれ分担主掌させられているが、関係諸機関は、調査の正確と迅速を期しつつ各種の手段を盡し、地方庁の民生部(局)における同種の調査と密接に相連繋し相補つて成果を挙げるよう努力中で、挙げ得た成果はなるべく速やかに留守宅に通報し、又業務遂行の資としている。

本調査については、今後も引続き中央地方を通じ出来得る限り現在と同様の組織構想をもつて、凡ゆる困難を打開しつつ、各機関の連絡を一層緊密にし、国民の期待に副うように真に最後の一人に至るまでこの引揚者の調査並びに引揚還送の処理を完全に致し度い所存である。

二、未引揚者の状況を把握するには関係国からの情報を入手するのでなければ、完全ならしめることは不可能であるとの御意見には全く同感である。

政府としても現在まで屢々抑留者に関する一切の情報の入手斡旋方を総司令部に懇請しているが、今後においてもなお一層の努力を盡す所存である。

農地証券の買上償還に関する質問主意書

本年一月、大蔵省告示第四十八号を以て「農地証券の買上償還に関する要領」を定めたが、これに関し、次の諸点をお尋ねする。

一、買上機関が政府より支拂代金を受領する時期は何時であるか。もし買上請求者が請求する以前に、一括乃至分割して受領するものとすれば、これを一時的に他に融通することにもなり、弊害を生ずる場合も予想される（例えば買上請求者に対する支拂事務の澁滯等）。この間の技術的問題について御説明願いたい。

二、買上償還の実務の分量から考えれば、現実的には農業協同組合の行う分量が相当多くを占めると思われるが、金融機関としての農協を買上機関とすることができない特別の理由があつたのかどうか承りたい。

三、告示は勧業銀行等を買上機関に指定しているが、その取扱手数料の率及び金額はどれだけであるか。

四、農業協同組合は單に代理受領が認められているだけで、取扱手数料については、勧銀との話し合いに委ねられているに過ぎないようである。買上請求者が多く組合員である農協は、買上償還事務の澁滯を放置できない立場にあるので、勧銀と手数料問題で対等の交渉をすることは困難と言わねばならない。従つて、両者の手数料取得の比率は、現実の事務分量等に応じて一応の基準を定める必要があると思うが、これに対する方針を明らかにされたい。

内閣参質第三一号
昭和二十五年三月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員三好始君提出農地証券の買上償還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員三好始君提出農地証券の買上償還に関する質問に対する答弁書

一、農地証券の買上償還資金は、政府より日本銀行を通じ、同行の農地証券代理店である日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行（以下買上機関という。）へ交付する。その交付時期及び金額については、買上機関より毎日提出させる農地証券買上償還金額報告書に基き、買上機関の買上資金に不足を生ぜず且つ買上資金の過大の保有を生じしめない配意の下に決定した適時必要額を毎月数回に分割して、交付している。従つて買上機関が買上資金を一時的に他に融通するが如きこともなく且つ又買上資金の不足により買上事務に支障を来たすが如きことはないように措置している。

なお買上機関の買上償還資金は、日本銀行の預け金とし、「農地証券償還資金」として、他の資金とは別途に経理することになつている。

二　農地証券の買上償還事務は、国債事務の一部であつて、国債に関する事務は「国債に関する法律」（明治三十九年法律第三十四号）第一條の規定により日本銀行（支店代理店及び国債代理店）のみが取扱うことになつている。ただ、農地証券については、その特異の性格に鑑み特に日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行がそれぞれ日本銀行の代理店、即ち日本銀行農地証券代理店たる資格においてこれが償還事務を取扱せることになつたものである。

他方、農地証券は一般の国債と異り元利金の支拂は、元利均等償還の方法によること、元金の一部償還が三月三十日以降行われること、又利賦札の欠けたものの取扱があること等買上償還事務が非常に複雑であるので、農業協同組合を日本銀行の代理店とすることは、一般代理店たる両二行以外の銀行と同様見合せることとした。

右の結果証券所有者に対し多少不便があることと思われるが、農業協同組合が証券を取り纏めて一括代理買上請求を行うこともできるので証券所有者の経済的及び時間的負担は、この方法によつて解決できるものと考えられる。

三　買上機関に対する買上事務取扱手数料については、買上事務取扱に要する経費の必要額につき、目下調査中であるが予算の範囲において近く適正な決定をすることにいたしたいと考えている。

四　農業協同組合が各証券所有者の委任に基いて一括買上請求をすることは、証券所有者と協同組合との関係であり、他方政府より支給する手数料は買上機関に対してのみ行うものであるので、買上機関が農業協同組合の一括買上請求処理によって事務負担が軽減されたため、手数料も交付すべきか否か等については買上機関と農業協同組合において適当に決定すべきものであると思われる。

度量衡器の検査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月六日

油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

度量衡器の検査に関する質問主意書

最近度量衡器就中秤類が不正確の為、商取引上或は一般消費者の購入上迷惑を及ぼして居る事例が可なり多いとの事である。戦後既に五年を経過している今日かかる事例が未だに存在して居る事は文化国家建設途上にある我国としては洵に遺憾に堪えないが、政府は現在使用されている度量衡の検査について如何なる方策をもつて臨んで居るのか、又度量衡の検査所は中央地方を通じて極めて低廉なる予算をもつて賄われており、而も検査手数料の如きも不当に過小のものがあり、設備の改善、検査の徹底化を図る上に大なる支障を来している様に見受けられるが、この際独立採算制を目標として適正なる手数料の改訂を行う意思はないか。又輸出産業振興上使用期間が短かいにもかかわらず精密度が減退するような粗悪品の製造を阻止し、品位の向上を図るべきであると思うが、政府の見解如何。

内閣参質第三三号

昭和二十五年三月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員油井賢太郎君提出度量衡器の検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員油井賢太郎君提出度量衡器の検査に関する質問に対する答弁書

一　終戦直後においては、急激に需要の増加した度量衡器を製作するための良質の資材が得られず、且つ、全国の検定設備の大半が戦災によつて焼失した等の原因によつて、粗悪な度量衡器又は不正確な度量衡器が市間に流布し、商取引の公正を害する傾きがあつた。その後需給関係も稍々安定し、且つ、検定設備も或る程度補足されたため、度量衡器の品質も漸次向上してきており、他方政府は往時の粗悪な度量衡器又は不正な度量衡器を速かに一掃するために、その取締に鋭力している。

元来度量衡器については、国及び都道府県が、度量衡法に基いて検定を行つているが、度量衡法は明治四十二年の制定にかかり、種類、構造、公差等が必ずしも時宜に適しておらず、経済取引の実状から遊離しているうらみがある。又検定技術に関しても、戦後の地方自治制度の実体に即応した制度がなく、検定の全国的統一が困難な状態である。

そこで現行度量衡法を改正する要望は、夙に各界から起つており、且つ、第五国会においても度量衡法改正に対する質問があつたので、政府は合理的な度量衡制度を確立するために改正法案を検討中であり、近く国会に提出する予定である。

更に検定の正確、取締の徹底を期するためには、中央地方を通じて、現在の設備及び人員では必ずしも充分ではないので、この点、財政の許す範囲内において、予算上の適当な措置をとる必要があると考えている。

次に検定手数料については、現行手数料は度量衡器の種類によつて均衡を失している向もあるので、なるべく速にこれを改訂し、適正妥当な手数料制度の確立を意図している。

更に輸出すべき度量衡器に関しては、現在秤秤、天秤、台秤、巻尺、体温計の五品目を輸出品取締法の第三條商品として指定し、規格を定めて検査を行つているが、今後これに輸出の見込まれる度量衡器を大幅に追加し、又は同法第四條商品に繰り入れて、検査の厳正を期し、もつて粗悪度量衡器の輸出阻止、輸出度量衡器の品位向上を図る所存である。

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月十日

岡村文四郎

参議院議長佐藤尚武殿

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

全国農業会及び都道府県農業会の清算に関しては、政府の方針に基き農林中央金庫が清算人として、これらの清算事務に従事して来たのであるが、その経費は多額にのぼり、即ち昭和二十三年八月十五日より昭和二十五年三月三十一日までの推定概算経費は約五千万円を要し、これより前記農業会負担金約三千万円を控除すると、農林中央金庫の負担額は約二千万円となる。しかしてかくの如き経費を農林中央金庫に負担せしめることは、同金庫の経営合理化を阻む原因となるので、この際速かに政府においてこれを支弁するのが至当と考える。政府の所見如何。

右質問する。

内閣参質第三四号

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対する答弁書

全国農業会及び都道府県農業会の清算については、農林中央金庫を清算人として指定し、目下、これら団体の清算を行わしめているのであるが、これら清算に要する経費は、清算法人自体においてこれを負担するのが建前である。しかしながら、農林中央金庫は、全国農業会及び都道府県農業会の清算の円満なる結了に重大な関心を有するので自発的に清算費用の一部をみずから負担している。

従つて政府において、清算経費を支弁する必要があるとは認められない。

旧軍事施設、物件拂下処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月十四日

大島農夫雄

参議院議長佐藤尚武殿

旧軍事施設、物件拂下処理に関する質問主意書

旧軍事施設、物件拂下に関し、終戦後の混乱に乗じて不正事実の多かつたことが想像されるがこれを好機として、管財局出先官吏が地方の利権ボスと結托して、不当処分を行つた事例も少くなかつたと思われる。

例えば政府において拂下を許可し、その事実内容の明かなるにも拘らず、代価の徴収を怠り、その結果、被拂下人に不当な利得をもたらし、国家に莫大な損失を與えている事実がある。

茨城県稲敷郡阿見町所在霞ケ浦海軍航空隊の施設に属する地下ケーブル線に対し、東京財務部茨城支所霞ケ浦出張所は、（現在廃止）昭和二十一年二月、同県稲敷郡茎崎村高見野原貞次郎外三名に対し拂下を認可したが、野原貞次郎は、部落の電燈設備に使用する理由をもつて、部落民百八名の連署をとり認可申請をなしたにもかかわらず、昭和二十三年四月末日迄に、少くも千八百米を掘取り、之を横領して、他へ転売し、その代金を着服して今日に至つている。

右の事実は、同部落代表岩本與三郎、山口清一郎の告発により龍ケ崎警察署並に水戸地方検察庁龍ケ崎支部の取調

べによつて明かであり、それによればその所管である東京財務部龍ヶ崎出張所係員富田某は、部落の公益上の目的のため拂下たのであつて、被拂下人個人に拂下たものでない事を言明、また同所長明石卓夫は被拂下人において堀取つた現物は同人に保管せしめていると証言している。しかるに之に対し、同出張所（現在所管土浦出張所）においては、今日にいたるまで事実内容について調査することなく放置し、取消しの処分も行わざるのみか、代価見積の請求等も行うことなく、今日に至つている。

被拂下人に対して同様の取扱をもつて放任している例は、この外にも少くないと思われる。かくのごときは当該官吏の怠慢のみならず、かかる事例に対する適切なる監察を欠く結果と思われるが、末端機関の一部においてかかる放慢なる措置が行われていることは遺憾である。よつて左記の点に関し、政府の答弁をもとめるものである。

（一）旧軍事施設及び物件の拂下状況（種目別数量及び提格の概要）とその決済状況

（二）右拂下の内容に関し、政府は適当の機会にこれを公表すべきであると思うが、その用意ありや

（三）未決済の主なる理由と今後の処理方針、とくに徴収促進に関して政府のとりつつある措置

（四）出先官吏と一部民間人との結托による不正事実に対する監察を如何に行つているか、また過去において行つていたとすれば、その実績

（五）前記引用の事例に対して政府のとるべき措置如何

右質問する。

内閣参質第三五号
昭和二十五年三月三十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員大島農夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大島農夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に対する答弁書

（一）旧軍事施設及び物件の拂下状況と売拂代金の徴収状況は、左記の通りである。

記

種目	売拂決定 数量	売拂決定 価格	売拂代金収納済額	収納未済額
土地	一六、三一〇、四五〇坪	二四三、三九五、五七二円	九六、九〇九、八五八円	一四六、四四五、七一三円
立木竹	一、二四八、木 三一九、五二〇、〇八〇石 四、五七九、束	六二、六八一、五〇三円	九一、九七八、二八一円	九、七〇三、三二一円
建物	三、一二五、〇三四坪	一四三、〇三一、一〇六、八三	八五、九六五、三四〇、五七	五七、三六八、七〇一六
工作物	—	一〇三、八四七、五一七、三	九八、一〇七、五五四、四八	四四、六四九、九六三、二五
機械器具	四、六二七台	四三、七〇四、〇五四、九四	二五、三九一、〇三五、六一	一八、三一三、〇九三
船舶	三、二九二台	二九二、四五〇、七三二、九〇	一九九、九三七、六二四、六四	九二、五一三、一四八、二六
計		三一七、六五〇、九一七、九七	一、二九二、一〇七、七五〇、八三	八八三、九九三、七六二、一九

備考

（イ）本調は、昭和二十四年三月末日現在のものである。

（ロ）代金取収済に相当する数量及び収入未済に相当する数量は、調査未了である。

（二）旧軍用施設等の拡下の内容に関し、その全ぼうを周知せしめるため、これを公表することは極めて望ましいことであるが、何分にも数量がぼう大であつて売拂件数が極めて多数にのぼるので、個々の内容についてその都度公表することは、事務的に極めて繁瑣である。しかしながら、統計的な数字をもつて適当な機会に公表することについては、従来もその資料を中央及び地方の新聞社その他に提供しており、また、今後も継続する考えであるとともに、財産整理が相当程度進捗したときにおいては、その統計実績を公表することも考えている。

（三）売拂代金の収納未済になつている原因は、公共団体にあつては、予算的措置未了によるもので、その他のものにあつては、金融難に基因するもの或は旧住宅営団等現に清算中であるため徴収に至らないものが主なものであるが、これら未納金に対しては、従来から鋭意督促を重ねて来たので、最近においては減少の一途にある実情で、再三督促を加えても納入しないものについては法務府へ取立方を提訴するか、事情によつては売買契約を解除する等の措置を採つている。

（四）国有財産の事実上の管理処分は、各地方の財務部長が相当している関係から、二三の財務部においては、特に監察係を設け常時職員の監査を行つており、又財務部の主脳者等がその管内の出先に出張する際には、管理処分上の監督を励行している等常に不正防止のために万全の注意を拂つているので、今後各財務部に特に監察専担の人員を配置し不正防止に万全を期したい考えである。

（五）茨城県稲敷郡阿見町所在旧霞ヶ浦海軍航空隊の施設に属する地下ケーブル線は、野原貞次郎外一〇七名が連署をもつて電燈新設の用に使用する理由で拂下の申請をしたので調査したところ同人等の居住する場所は無電化村であり、且つ、その当時関東配電でも資材難の折柄当該資材を早急に役立たせることが日本再建の一助になると認め、取りあえず発掘することを承認し、正式売拂をせずして保管（使用）を許可したものである。

然るに、関東配電では、資材の融通がついたため会社所有の資材をもつて設備を完成し、保管者において本物件が不用に帰したので、これを現金化し、政府に対する支拂金に充当すべく保管していた処、たまたま出先機関の事務担当官が脳炎で急病死する一方拂下申請者の一員たる岩本、山口両氏よりの告訴があつたので、当局においても甚だ遺憾とし、常時検察庁当局とも連絡を保ち絶えず事件の推移を注視し、事件の解決を俟つて処理する見込でいたが、今日に至るも未解決であるため、本月に至り過去の保管（使用）料金に相当する弁償金（一〇、四四三円）と当該物件の売拂代金（四一、六九四円）を徴収すべく手続を完了した。

水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の滞滞に対する措置その他に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十五年三月十八日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の滞滞に対する措置その他に関する質問主意書

一、本件に関しては既に去る三月三日開会の水産委員会において、本議員が水産庁当局に対し質問したところであるが、当局においては、これが善処を言明し、その後水産庁長官名をもつて各都道府県に対し関係法規（水産物配給規則第三十六條、加工水産物配給規則第三十二條）により必要な行政処分を実施するの外、一般的支拂促進のため適切な措置を講ずるよう通牒がなされたやに承わるが、本通牒によつて統制水産物の売買代金決済の滞滞は緩和されたか否か、その経過並びに結果につき具体的に回答をお願いする。

二、農林大臣は、三月十五日の新聞記者団会見において来る四月一日より水産物の価格配給統制を全面的に撤廃する旨言明されたが、本件の実施に関しては本議員が屢々水産委員会において水産行政上又水産物取引面に対し重大影響を與えることを理由として、事前に統制下に生じた各種の案件を愼重に処理した上実施さるべき旨要望したところであるが、水産委員会に対しても何等の連絡もなく、これが実施を発表したことは真に遺憾の次第なるが、果して右言明の如く実施されるのであるか確実な回答を求める。

三、前項水産物の統制撤廃に関連して特に統制水産物売買代金決済面に更に澁滯を加えることは必至で、これが適切な処理を困難ならしめるおそれがある。本件については政府当局が有効適切な措置を講ずるに非ざれば既に民間業界においては、その解決は不可能の状態にあるが、これに加うるに統制撤廃に対する業者の思惑によつて、事態は益々深刻な様相を呈しつつある。六大都市卸売市場関係のみについて見るもその未決済金は十数億円に上り、これを全国的には公認荷受業者、集出荷機関、登録小売業者を総合すれば、百億円を突破する巨額に達すると称せられている。

統制水産物の売買取引によつて生じたかかる巨額の未決済の処理は、その発生の原因並びに経過よりするも応急且つ適切な措置を必要とするは勿論であるが、本件の解決をこのまま放置して、水産物の統制を全面的に撤廃する時は業界に重大衝撃を與え関係業者には倒産者続出し、延ては戰後漸く回復しつつある我が国漁業の復興をも危殆に瀕せしめる結果を招来すると思う。

本件に関しては事玆に到つた以上単なる行政的措置に止まらず、政府は進んで支拂保証等の如き応急且つ具体的措置をとるべきと思うが、政府はかかる措置をとる意思があるか否か明確な回答をお願いする。

四、更に水産物の全面的統制撤廃は水産行政の各部面に多大の影響があると思うが、特に本議員が、一月二十七日開会の本会議において当局に質したところの統制撤廃により生ずる行政官吏離職の件に関し、その後如何なる対策がとられたか具体的に要員の配置転換等の如き適切な措置が講ぜられたか否か回答を求む。

内閣参質第三六号
昭和二十五年三月三十一日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の澁滯に対する措置その他に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の澁滯に対する措置その他に関する質問に対する答弁書

一　水産庁長官よりの通牒に基き都道府県知事が取扱機関の登録取消又は営業停止の処分をした事例はいまだないが、代金支拂の澁滯している者に対する出荷又は配給割当を差し止め支拂促進の措置を講じその目的を達しつつある。

二　水産物の配給統制並びに価格統制は四月一日から全面的に撤廃する。

三　取扱機関の未決済金について政府が支拂保証をするような措置はとらないが、統制撤廃後も従来取扱機関であつた者が取扱ができるように流通機構を確立するとともに、その取扱業者に対する金融も従来の通り実施するよう必要な措置を講じ未決済金の支拂を促進してゆきたい。

四　統制の事務に従事していた職員中、本省の出先機関の職員は本省に復帰し又は本省の他の出先機関に配置転換する措置を既に終了しており、都道府県の職員は当該都道府県内において配置転換を実施しつつある。

前水産庁長官飯山太平君罷免に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月十八日
青山　正一
参議院議長佐藤尚武殿

前水産庁長官飯山太平君罷免に関する質問主意書

一、前水産庁長官飯山太平君の罷免は世論を無視し政府の一方的見解に基き強行されたように思われるが、水産庁長官は国務大臣又は政務官と異なり純然たる行政官僚にして、これが若し伝えられるように政府の一方的見解によつて罷免されたとするならば行政運営の面に支障を来たし、かかる人事は今後に悪例を残すものと言うべきである。更に本人事に関して人事院提訴云々のことが伝えられるが、單なる行政官僚の人事につきかかる紛糾を見るが如きは政府の重大責任と思うが、これにつき所見をお伺いする。

二、農林次官の後任の問題更に今回の水産庁長官罷免その他二三の事例によれば最近における政府の人事には一方的感情に発する情実人事の世評があるが、かくの如き事実ありや否や、この点につき回答を求める。

三、前水産庁長官飯山太平君罷免に関してはその経緯並びに理由について、明確を欠くものがあると思われるが、所管大臣としての具体的罷免理由を明らかにされたい。

四、漁区拡張漁業用重油増配等今後水産行政面において飯山前長官の努力に俟つべき点多々あると思われるが、今回の罷免に依り今後これ等水産行政の処理に支障なきか否か所見を求める。

五、飯山太平君罷免による経緯よりして、後任人事につき、民間人の起用は困難な実情にあると思われるが、後任選衡に当り政府は如何なる見解を有するか回答を求める。

内閣参質第三七号
昭和二十五年三月三十一日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出前水産庁長官飯山太平君罷免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出の前水産庁長官飯山太平君罷免に関する質問に対する答弁書

一、政府の一方的見解に基き強行したものでは毛頭なく、決して行政運営の面に支障を来たし、或は今後の人事に悪例を残すものではない。又人事院提訴等の紛糾云々は、むしろ本人の自由意思に基ずくことがらである。

伺伝えられるものとしていわれることに基ずくところのかかる世論については多分に一方的な傾向が見られ、当を得たものとはいい得ない。

二、そのような事実は全くない。

三、具体的理由については、何れ所定の正規段階に及んで明瞭にされるところに委譲したい。

四、結論的大乗的見地からかかる支障は全くあろうはずはなく、漁区拡張その他の行政面に期待すべき人物は單に飯山前長官のみとは限らないはずである。

五、決して困難な実情にあるのではなく、適切妥当な方法によつて目下鋭意愼重選衡中である。

大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者の生活防衛組織醸成に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月二十四日
星野　芳樹
参議院議長佐藤尚武殿

大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者の生活防衛組織醸成に関する質問主意書

大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者は、現在殆んど生活防衛組織を持たず（昔からの職人組合は、名のみあるが、生活防衛をなし得るだけの結

束力をそのままでは持ち得ない。）材料供給業者、綜合請負業者（労働者供給事業は、職業安定法により禁止されているにもかかわらず）から苛酷な中間さく取を受けており、又文化水準向上の機関も持たない。これらの労働者に生活防衛組織をつくらせることは、甚だ困難であるが、静岡県における左官組合組織は、これに成功している。即ち、左官組合が協同組合的に左官の材料供給を開始し、従来左官が各個営利的材料供給業者より材料を仕入れ、彼等にさく取されていたのを解放した。もし、組合が更に大工、左官、電気屋、とび等の連合組合となり、綜合請負をも行うならば、これらの最も無力にして悲惨な土建労働者は、完全な生活防衛組織をもつことができると思う。

政府は、これら土建労働者の組合が上述の如き材料供給或は綜合請負業務を行う場合一般営利業者より優位性を與えるべく適当な援護処置を講ずべきであると思うが、左の諸点につき答弁を求める。

一、現在いかなる処置を行つて居るか

一、今後いかなる処置をとる意図であるか

一、これが援護処置として何等か法案を提出する用意があるか

内閣参質第四〇号
昭和二十五年四月七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員星野芳樹君提出大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者の生活防衛組織醸成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員星野芳樹君提出大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者の生活防衛組織醸成に関する質問に対する答弁書

御例示の大工、左官、とび、電気屋等は、他産業における単純労務者とは自ら趣きを異にし、その業態からみると、事業者であり且つ労務者である場合が極めて多いのでありまして、これらに対しましては、豊富な知識経験に基いて、その職能を十分発揮しますよう、さきに職業安定法が禁止致しております労働者供給事業と建設工事の関係に調整を図りまして、その活動を容易且つ明確ならしめますと共に中小企業等協同組合法に基いて、事業協同組合又は企業組合の育成に努めつつあります。即ち、これらの組合に対する金融の円滑化を図りますため折角努力中であります外、企業の合理化等に資しますため経理制度の確立を図るべく種々指導を加えつつあるのでありまして、組織を通じての基盤確立のために目下努力を致しておるものであります。

何分にも建設業の特殊性に鑑みまして、今後幾多の配慮を必要とするものでありますが、目下これらの方が下請として活動せられる場合、元請と下請との請負契約が適正に行われるための標準契約々款の作成、その他、これらの方の向上発展対策について、種々研究準備中でありまして、今後建設業法の運用と相俟つて行政措置により、更に万全を期したい所存であります。

一九四八年（昭和二十三年）産米の匿名超過供出報奨金に対する課税方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月二十三日
太田　敏兄

参議院議長佐藤尚武殿

一九四八年（昭和二十三年）産米の匿名超過供出報奨金に対する課税方法に関する質問主意書

一、政府はさきに、昭和二十三年産米の超過供出を強く要請し、その促進策として「匿名供出及び能率的集荷制度」を設けたが、これにつき岡山県吉備郡大和村では、政府の施策を諒とし、供出割当数量を完納し、更により以上の超過供出をせんがため、政府の定めた匿名供出制度により、村長大月哲一氏は村内から極力多くの超過供出をするよう督励し、農家もよくこれに協力し、相当数量の超過供出をなしたのであるが、最近に至り、この匿名供出報奨金に対する課税につき、地方の税務署は、匿名供出制度の趣旨に反して、個人別内容を明かにするよう強要し、供出農家の昭和二十四年度所得に合算課税せんとしているが、昭和二十三年一月八日附都道府県知事宛食糧管理局長官通牒「一」の第七項には『匿名供出制度により超過供出の実績を明らかにしない趣旨に鑑み超過供出の部落別、町村別、市郡別の買入数量は公表しないこととする』とあり、公表の義務はないものと思う。もしこれが公表の義務を課するならば、政府は目的のために手段を選ばず、同通牒により、農民を欺瞞したことになるが、これに対する政府の所信如何。

二、勿論、その所得についての納税の義務は感じており、敢えて脱税せんとするものではない。ただ納税の方法として、源泉徴収（俵当り幾ら等）を希望している。これに対し政府の方針を問う。

内閣参質第三九号
昭和二十五年四月七日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員太田敏兄君提出一九四八年（昭和二十三年）産米の匿名超過供出報奨金に対する課税方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員太田敏兄君提出一九四八年（昭和二十三年）産米の匿名超過供出報奨金に対する課税方法に関する質問に対する答弁書

匿名供出の場合、供出成績を公表しないこととしたのは、部落別、町村別、郡別の供出成績であつて、その目的は主として供出割当制の運用上における農家の不安を惹からしめ（例えば翌年度割当に前年度の実績を加味するが如き）、自主的な超過供出を促進するためである。課税については所得がある限り所得税を拂うのは当然であるから、税務署から個人別の超過供出数量について照会があつた場合は回答しなければならない。なお超過供出分の課税については、超過供出を行うため農家は経費を増加している面もあるので、超過供出による課税は充分実態に即して行うよう大蔵省から地方財務局宛通達し、食糧管理局長官よりも各都道府県知事宛通達した。超過供出特別価格の源泉課税は当時も問題となつたが、現在の税法の建前では不可能である。

租税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月二十五日
岡村文四郎

参議院議長佐藤尚武殿

租税に関する質問主意書

政府は国民各階層の租税負担に関し、その公平を期するため努力をしていると思われるが、未だ農民、小企業者、俸給賃金生活者に対し苛酷であるという声が高く、又徴税に関する悲惨事も屢々報道されている。斯る際政府はこれら大衆に対する課税が苛重でないと称するならば、その反証を挙げて大衆を納得せしむべきであつて、租税制度の複雑性の蔭にかくれて本問題を曖昧にして置くことはよろしくないと思う。就ては昭和二十三年度及び昭和二十四年度（推定にて可）における国税、地方税に関し、国民の租税負担状況を数字的に分析して、はたしてこれら大衆に対する租税負担が公平妥当なりや否やを可及的明瞭に説明されたい。

右質問する。

内閣参質第四二号
昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出租税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出租税負担に関する質問に対する答弁書

戦後の財政需要のため国民の租税負担は可成り重いものになつていたが、政府としては、昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算において極力歳出の削減を図り国民租税負担の軽減に努めたのであり、今後共歳出の節減に努め、租税負担の軽減を図りたいと考えている。

今営業者、農業者及び勤労者の国税及び地方税を通ずる直接税について昭和二十四年度におけるその負担の状況を見ると別表の通りであるが、昭和二十五年度の税制改正においては、基礎控除、扶養控除を引き上げて、小額所得者及び扶養親族の多い者の負担軽減に努めているのであつて、税制改正後における租税負担の状況はそれぞれ別表の通りであり、相当の軽減を図つた次第である。政府としては、今後とも全体としての国民の税負担の軽減を図るとともに各種所得者間及び大所得者と小所得者間の負担の公平とを期する所存であつて、国民の納税倫理の昂揚による自発的な申告納税成績の向上を期待するとともに税務行政能率の一層の刷新向上を図りたいと考えている。

国税及び地方税の直接税綜合負担額表

（給與所得者）

所得税額	税目	税額						（単位円）
		二四年	二五年	平年	二四年	二五年	平年	
		独身者			世帯主（所得一五〇、〇〇〇円と同居する場合			
七〇、〇〇〇	国税	六、五〇〇	五、一〇〇		一〇、〇〇〇	五、一〇〇		
	地方税	八八八	一、八二五		九、七六	二、六〇一		
	計	七、三八八	七、〇二五		一一、〇一一	七、七〇一		
	負担率%	一二・三	一〇・七		一八・三六	一三・〇		
一〇〇、〇〇〇	国税	九、八〇〇	九、八〇〇		一三、一〇〇	九、八〇〇		
	地方税	一、六四八	三、九四〇		一、五四八	三、〇七六		
	計	一四、八四八	一八、五四〇		一四、八四八	一二、八七六		
	負担率%	一四・八	一八・五四		一四・八	一二・八七		
	（夫婦及び子一人）				（夫婦及び子二人）			
一五〇、〇〇〇	国税	一七、一〇五	一七、一〇五		一九、一〇五	一七、一〇五		
	地方税	六、九四六	五、七四〇		六、九四六	五、七四〇		
	計	二四、〇五一	二三、八四五		二六、〇五一	二三、八四五		
	負担率%	一六・〇四	一五・九		一七・三四	一五・九		

所得税額	税目	税額						（単位円）
		二四年	二五年	平年	二四年	二五年	平年	
		独身者			世帯主（所得一五〇、〇〇〇円と同居する場合			
七〇、〇〇〇	国税	六、五〇〇	五、一〇〇		一〇、〇〇〇	五、一〇〇		
	地方税	八八八	一、八二五		九、七六	二、六〇一		
	計	七、三八八	七、〇二五		一一、〇一一	七、七〇一		
	負担率%	一二・三	一〇・七		一八・三六	一三・〇		
一〇〇、〇〇〇	国税	九、八〇〇	九、八〇〇		一三、一〇〇	九、八〇〇		
	地方税	一、六四八	三、九四〇		一、五四八	三、〇七六		
	計	一四、八四八	一八、五四〇		一四、八四八	一二、八七六		
	負担率%	一四・八	一八・五四		一四・八	一二・八七		
	（夫婦及び子一人）				（夫婦及び子二人）			
一五〇、〇〇〇	国税	一七、一〇五	一七、一〇五		一九、一〇五	一七、一〇五		
	地方税	六、九四六	五、七四〇		六、九四六	五、七四〇		
	計	二四、〇五一	二三、八四五		二六、〇五一	二三、八四五		
	負担率%	一六・〇四	一五・九		一七・三四	一五・九		

（農業者）

所得金額	種目	二十四年	改正				
			専従者のない場合	〃 一人の場合（扶養家族四人）	〃 二人の場合（扶養家族四人）		
			二十五年 平年	二十五年 平年	二十五年 平年		
七〇、〇〇〇	国税	六、一三五	—	四、一四五	三、一四一		
	地方税	一、五八〇		四、一四五	三、一四一		
	計	七、七一五		六、〇六	四、四八		
	負担率%	一一・〇二					
一〇〇、〇〇〇	国税	一五、六七		四、七八九	二、三八九	二、三八九	
	地方税	二四八一		七〇九八	五、〇九一	七四八〇	
	計	二、八八七		九、九二八	九、八七一	九、八七一	
	負担率%	一七・四五		九・九二	九・八七	九・八七	
一五〇、〇〇〇	国税	三四、七八		一二、七一三	一二、七一三	九、七七一	
	地方税	四、〇〇八		一八、六六四	一三、〇〇九	八、五一六	
	計	三八、七八六		三一、三八〇	二五、七八〇	一八、二八七	
	負担率%	二五・八一		二一・二五	一七・一九	一二・一九	

（営業者）

所得金額	種目	二四年	改正				
			扶養家族三人	扶養家族三人			
			専従者のない場合	専従者一人の場合			
			二十五年 平年	二十五年 平年			
一〇〇、〇〇〇	国税	一三、六四四	七、一八九	七、一八九			
	地方税	一七、一九四	六、一八一	五、一四六			
	計	二九、五七八	一三、三七〇	一二、三三五			
	負担率%	一七・九五	一三・三七	一二・三三			
	その他の税	六、六七〇	五、五一〇	五、五一〇			
二〇〇、〇〇〇	国税	四四、八〇一	三六、八〇八	三一、九〇八			
	地方税	三四、七三三	一三、七二一	一三、六一三			
	計	七九、五三三	四九、五二七	四四、五二一			
	負担率%	三九・七六	二四・九六	二二・二六			
	その他の税	一三、三〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			
三〇〇、〇〇〇	国税	八四、四五五	八一、八二一	八一、八二一			
	地方税	五五、八五一	二七、〇四二	二七、〇四二			
	計	一三八、三〇六	一〇八、二三三	一〇八、二三三			
	負担率%	四六・一〇	三六・〇七	三六・〇七			
	その他の税	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇			

所得金額	種目	二四年	改正				
			扶養家族三人	扶養家族三人			
			専従者のない場合	専従者一人の場合			
			二十五年 平年	二十五年 平年			
一〇〇、〇〇〇	国税	一三、六四四	七、一八九	七、一八九			
	地方税	一七、一九四	六、一八一	五、一四六			
	計	二九、五七八	一三、三七〇	一二、三三五			
	負担率%	一七・九五	一三・三七	一二・三三			
	その他の税	六、六七〇	五、五一〇	五、五一〇			
二〇〇、〇〇〇	国税	四四、八〇一	三六、八〇八	三一、九〇八			
	地方税	三四、七三三	一三、七二一	一三、六一三			
	計	七九、五三三	四九、五二七	四四、五二一			
	負担率%	三九・七六	二四・九六	二二・二六			
	その他の税	一三、三〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			
三〇〇、〇〇〇	国税	八四、四五五	八一、八二一	八一、八二一			
	地方税	五五、八五一	二七、〇四二	二七、〇四二			
	計	一三八、三〇六	一〇八、二三三	一〇八、二三三			
	負担率%	四六・一〇	三六・〇七	三六・〇七			
	その他の税	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇			

階級別租税負担比較表の税率について

階級別租税負担比較表の税率は次によつた。

（イ）所得税

区分	基礎控除	勤労控除	扶養控除
現行	一五、〇〇〇円（最高三七、五〇〇円）	一五%（税額控除）	一、八〇〇円
改正案	一二五、〇〇〇〃	一五%（最高三〇、〇〇〇円）	一二、〇〇〇（所得控除）

（ロ）地租及び家屋税は賃貸価格の九〇〇倍を課税標準とし、税率一、七五%による。

（ハ）住民税は

(1) 均等割　全国平均　改正案四八〇円　専従者八割とした。

(2) 所得割　所得税額の一八%

但し二五年については、二四年所得税の一八%の合計額による。

（ニ）取引高税は一%　附加価値税は四%による。

国税及び地方税の直接税綜合負担表内訳

（給與所得者）　（単位円）

所得金額	税目	税額 二四年 二五年 平年	二四年 二五年 平年
		（独身・者）	世帯主（所得一五〇、〇〇〇円同居する場合
六〇、〇〇〇	所得税	六、五〇〇　五、一〇〇　五、一〇〇	一〇〇、〇四五　五、一〇〇　五、一〇〇
	地租及家屋税	一、五六　四〇九　四〇九	一、五六　四〇九　四〇九
	住民税	七、三八八　七、一三五九　七、〇三五	八、一〇　二、一九　一、三一〇
	計	一、六五〇　一、四一六　一、一〇三一	一、八、一五六　一、四〇九　一、一〇三一
	負担率%	二三・五　二〇・九　一七・一	（夫婦及び子二人）
		（夫婦）	九、六〇〇　四、八〇〇　四、八〇〇
一〇〇、〇〇〇	所得税	一三、一〇〇　九、六〇〇　九、六〇〇	六、六〇　一、七三一　一、七三一
	地租及家屋税	六六〇　一、七三一　一、七三一	一、八、八五六　一、三〇八　一、三〇八
	住民税	九、八八　二、八五六　二、三〇八	二、一四、六　一、三四〇　一、三四〇
	計	一四、一四八　一、三四〇　一、三四〇	七、八七六　七、八七六　七、八七
	負担率%	一四・八四　一三・五四　一二・四	（夫婦及び子三人）
		（夫婦及び子一人）	一三、〇四三五　一二、一三五　一二、一三五
一五〇、〇〇〇	所得税	二四、二五　一七、一三五　一七、一三五	八、一六　二、一四三　二、一四三
	地租及家屋税	八、一六　二、一四三　二、一四三	一、五六、一　四、八〇四　三、五六、三
	住民税	一、五六、一　四、八〇四　三、五六、三	二六、四〇三　一、三八、九　三、三八、一
	計	二六、四〇三　一六、〇四四　一五、三一	一七、六〇　一六、〇四四　一五、三一
	負担率%	一七・六〇	

（備考）地租、家屋税は物価庁調（勤労家計の見透し第四次試案）による。

（農業者）

所得金額	税目	改正 二四年	専従者のない場合（扶養家族四人） 二五年 平年	専従者一人の場合（扶養家族四人） 二五年 平年	専従者二人の場合（扶養家族四人） 二五年 平年
	所得税	六、一三五	—	—	—
六〇、〇〇〇	地租	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
	家屋税	六一三	二、六六一	二、六六一	二、六六一
	住民税	七、七一五	四、二四五	四、八〇	三、一四一
	計	一一、〇二一	六、〇六	四、四八	四、四八
	負担率%				
一〇〇、〇〇〇	所得税	一五、六七九	四、七八九	二、三八九	二、三八九
	地租	一、〇〇三	三、七九七	三、七九七	三、七九七
	家屋税	三五〇	三、七九七	三、七九七	三、七九七
	住民税	一、一二八	三、五〇一	三、六五五	一、二九四
	計	一八、一五八	一二、八七七	九、八七一	七、四八〇
	負担率%	一八・一五	一一・八八	九・九二	七・四八
一五〇、〇〇〇	所得税	三四、七一八	一五、七一三	一三、七一三	九、七一
	地租	一、二六〇	五、五一三	五、五一三	五、五一三
	家屋税	六〇〇	五、五一三	五、五一三	五、五一三
	住民税	三、一三八	三、三〇八	三、一五三	三、一五三
	計	三八、九五六	二七、九五四	二五、三五八	二三、七八〇
	負担率%	二五・八一	一八・六三	一四・二五	一五・八五

備考

1　所得金額は、地租及家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は所得金額から、地租、家屋税のうち、事業の用に供せられる部分を差引いたものとなる。

2　専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で、所得税の算定上扶養控除を受ける者をいう。

3　耕地、宅地及び家屋は、次により推定したものである。

所得金額	耕地反別 田	耕地反別 畑	宅地	家屋
七〇、〇〇〇円	反 三	反 五	一五〇円	坪 三〇
一〇〇、〇〇〇	七	五	一五〇	三〇
一五〇、〇〇〇	一〇	五	二〇〇	三〇

（営業者）　（単位円）

所得金額	税目	税額 専従者のない場合（扶養家族三人） 二十四年	税額 専従者のない場合（扶養家族三人） 二十五年平年	税額 専従者一人の場合（扶養家族三人） 二十五年平年
一〇〇、〇〇〇	所得税	一二、三八四	七、一八九	七、一八九
	事業税	一五、一八〇		
	地租	一八〇		
	家屋税	九四〇		
	住民税 計	二九、五七八	七、一八九	七、一八九
	負担率%	二九・五七	七・一八九	七・一八九
	取引高税	一三、五〇〇	一三、四三七	一三、四三七
	附加価値税	—	—	—
	合計	四三、〇八三	二〇、六二六	二〇、六二六
二〇〇、〇〇〇	所得税	三六、二四八	一六、九三五	一六、九三五
	事業税	三〇、三六〇	三六、七〇八	三六、七〇八
	地租	四八〇	五、三一〇	五、三一〇
	家屋税	一、一〇〇	五、六五五	五、六五五
	住民税 計	七九、五三三	四九、四八〇	四九、四八〇
	負担率%	三九・七六	二四・七四	二四・七四
	取引高税	一三、五〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
	附加価値税	—	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
	合計	九三、〇一三	七〇、二八〇	五六、三二一
三〇〇、〇〇〇	所得税	八一、八二一	三一、九〇八	三一、九〇八
	事業税	四五、四八七		
	地租	九〇〇		
	家屋税	二、三五〇		
	住民税 計	一二九、七四	三八、三〇六	三八、三〇六
	負担率%	四三・一〇	一二・七六	一二・七六
	取引高税	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
	附加価値税	—	—	—
	合計	一五八、八〇六	一二四、三三	一二三、六三四
四〇〇、〇〇〇	所得税	一二、一八二	五、一八二	五、一八二
	事業税	六〇、七四七		
	地租	一、二五〇		
	家屋税	三、一五〇		
	住民税 計	一六五、六八一	一〇八、三三	一〇八、三三
	負担率%	四六・一〇	三六・〇七	三三・八七
	取引高税	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
	附加価値税	—	—	—
	合計	一五八、八〇六	一二四、三三	一二三、六三四
五〇〇、〇〇〇	所得税	一四、四四五	六、一八二	五、一八二
	事業税	七五、九〇七		
	地租	一、五〇〇		
	家屋税	三、九五〇		
	住民税 計	二〇二、五九六	一〇八、三三	一〇八、三三
	負担率%	四〇・五二	二一・六七	二一・六七
	取引高税	二五、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
	附加価値税	—	—	—
	合計	二二六、九三八	一二四、三三	一二六、九三八

備考

一、所得金額は、事業税、地租及び家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は、所得金額から、地租、家屋税のうち事業の用に供せられた部分のもの及び事業税を差引いたものとなる。

二、専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で所得税の計算上扶養控除を受ける者をいう。

三、地租家屋税は右により推定した。

所得金額	宅地	家屋
千円	坪	坪
一〇〇	三〇	一五
二〇〇	四〇	二〇
三〇〇	五〇	三〇

四、取引高税及び附加価値税は、営業者を物品販売業小売と仮定し次により推定した。

取引高税　取引金額　所得金の十五分の一〇〇（純益一五%）

税率　一%

附加価値税　売上高の二〇%

附加価値額税率　四%

賃金ベースの引上げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月二十九日

市來乙彦

参議院議長佐藤尚武殿

賃金ベースの引上げに関する質問主意書

賃金ベースの引上げに関する人事院の勧告は相当の根拠あるものと認められ、政府もその趣意を不当とされるものとは考えられないのである。然るに政府はこれを拒否するに左の二点を以てせられるようであるが、それに関して次の質問をしたい。

一、予算に余裕なきこと

元来人事院が勧告を為すには政府が予算案を決定する以前においてすべきである、然るに事茲に出でざりしは人事院の手落ちと云うべきである。然しながらそれが為めに政府の責任が免除せらるる理由とはならないのである。

右人事院の手落ちと政府の責任とについて政府の所見を承りたい。

二、名目賃金引上げに代うるに実質賃金の自然増加を以てすること

実質賃金の自然増加とは要するに減税その他による生活費の低減を意味するものである。然らば生活費の低減額が名目賃金の増加額に対応しなければならない筈である。

右生活費低減の詳細なる計算を承りたい。

右文書を以て御答弁あらん事を要求致します。

内閣参質第四一号

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員市來乙彦君提出賃金ベース引上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市來乙彦君提出賃金ベース引上げに関する質問に対する答弁書

第一項について

（一）　人事院の給與に関する勧告は、国家公務員法に基いて行うものであり、その内容、時期等については、人事院自らの判断によるべきものと考えます。

（二）　人事院の先般の勧告につきましては、政府においてはできるだけこれを尊重する建前の下に、充分検討を行いました結果、これに応じ難いとの結論に達した次第であります。

第二項について

（一）　実質賃金の増加につきましては、いわゆる六三〇七円ベースに

よる現行の名目賃金を変更することなく、ただこの賃金による実際家計即ち実質賃金を各般の施策によつてできるだけ充実改善したというのが政府の考えであります。

（二）　右の観点よりしまして、今後政府の諸施策によつて国家公務員の実際家計がどの程度充実改善されるかという点につきましては、標準生計費世帯について見れば別紙（昭和二十五年度勤労者家計の見透し）の通りであります。（本表の係数は先に提出した「国家公務員の給與に関する資料（昭和二十五年二月三日内閣総理大臣官房審議室）」中（資料四）の係数をその後における條件の変化に基き再検討の上修正したものであります。）

なお右の見透しは、自由価格並びにヤミ価格は変動なきものとして、なされたものでありますから、最近におけるこれらの価格の著しい下落傾向を考慮に入れれば、実際家計の改善度は更に増大するものと考えられます。

別紙

昭和二十五年度勤労者家計の見透し

価格改訂並に増配の影響

物価庁　二五、四、三

（一）　価格改訂の影響

品目	改訂期日	値上り率	㊀部分の生計費ウエイト	生計費膨脹率
石鹸	昭和二四、一	一二・五〇%	〇・一七%	(+)〇・〇二%
電気料金	二四、一二	二六・八六	一・〇六	(+)〇・二八
理髪 〃		三七・五〇	〇・四〇	(+)〇・一五
ゴム製品 〃		一〇・〇〇	〇・一三	(+)〇・〇一
主食 二五、	一	七・三四	一五・七〇	(+)一・一五
革靴 〃		四四・〇〇	〇・二一	(+)〇・〇九
醤油 〃		二四・四四	〇・三九	(+)〇・一〇
新聞料金 〃		一八・四四	〇・七七	(+)〇・一四
木炭 〃		五〇・〇〇	一・九〇	(+)〇・一〇
鮮魚 〃		五・〇〇	一・四〇	(+)〇・〇七

税制改正の影響		
直接税	(−)	三・一四%
勤労所得税	(−)	六・五四
住民税	(+)	二・三六
地租家屋税	(+)	一・〇四
間接税	(−)	二・九二
繊物消費税	(−)	〇・七二
物品税	(−)	〇・三九
取引高税	(−)	一・二六
入場税	(−)	〇・〇八
通行税	(−)	〇・一八
煙草の値下酒税の増徴	(−)	〇・二九

影響		
綿織物	二五、二	(−)四・〇〇
砂糖	二五、四	一五・〇〇
油脂	〃	一五・〇〇
味噌	〃	一四・〇〇
小計		

				〇・〇四一
				(−)〇・〇二
				〇・〇四六
				(+)〇・〇七
				〇・〇〇八
				(+)〇・〇〇一
				〇・〇〇四
				(+)〇・〇〇四
				二・二一
				(+)

（二）　増配の影響

品目	増配率	ヤミ物価による膨脹率	ヤミ物分の生計費ウエイト	ヤミ物量の減少による縮少率	生計費膨脹率（直接税）＋（間接税）（B）	(−)六・六%
油脂	三三・三%	(+)〇・〇三%	〇・四七%	(−)〇・一六%	(−)〇・一三%	
石鹸	二四・〇	(+)〇・〇六	三七・三	(−)〇・二四	(+)〇・一三	
被服	八二・〇	(+)一・八五	一〇〇・〇	(−)一・九八	(−)〇・九三	
小計		(+)二・三四		(−)三・三八	(−)〇・九四	
合計（A）（一）＋（二）					(+)一・二七	

（A）(+)（B）(−)四・七九%……標準世帯への影響

（説明）

（Ⅰ）　前提並びに方法

一　見透しの時期を昭和二十四年十一月より昭和二十五年度とし、価格改訂並びに増配の影響を税制改正の影響との両面より之をみた。

二　生計費への影響の計測は消費物量並びにヤミ及び自由価格を一定として行い、価格改訂については十一月以降の既改訂分及び今後予想される価格改訂を織込み、増配については復興計画室「昭和二十五年度経済の見透し」により、税制改正の影響は所得税引収入に対する比率として、何れもC・P・S平均世帯（収入モデル一二、五〇〇円）について推定した。

（Ⅱ）　結果

一　昭和二十四年十一月を基準として価格改訂の影響は二二一%の家計負担を増す見込みである。更に油脂等の増配が実施されれば〇・九四%の軽減となる。従つて価格改訂並びに増配の影響は差引一・二七%の負担増加となるであろう。

二　同じく税制改正の影響は六・〇六%の負担軽減となろう。

三　従つて昭和二十五年度の勤労者家計に対し、四・七九%の負担軽減となるものと推定される。而して増配が行われるならばヤミ値の下落が考えられるが、この試算においてはこの要因は織り込んでいない。

（註）

一　この試算においては原則として㊀改訂の影響のみを算定したのであつて最近における自由価格並びにヤミ価格下落の要素は織込んでいない。

二　税制改正に伴う地代、家賃の改訂、其の他今後の推移によりこれ以外にも㊀改訂の品目が今後若干追加されるものと予想される。

三　貨物運賃改訂の影響のうち㊀に影響するものは各消費財の価格に織込み済みである。なお之を巨視的にみれば生計費に対して〇・六九%の負担増を生ずる。

失業対策並びに賃金政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月三十一日

田中　利勝

参議院議長佐藤尚武殿

失業対策並びに賃金政策に関する質問主意書

去る三月二十四日参議院本会議において本員の行つた質問に対する鈴木労働大臣の答弁は甚だ不十分であつたので、改めてここに質問書を提出する次第である。

一、失業対策について

（一）二十四年度の労働力需給について

(1) 大臣の答弁によれば「二十四年度において新らしい雇傭が四十万と推定されているが、大体その通りの経過を辿ると見ておる。」とのことであるが、この新らしい雇傭は如何なる産業に分布されているか、少くとも産業中分類位まで分けて示して欲しい。

(2) 右の新しい雇傭とは、単にそれ等の産業において雇入れたというに止まるのか、それとも解雇と雇入れとの差が四十万に達すると見ているのか、即ちそれら産業における解雇数をも併せて示されたい。

(3) 二十四年度には相当の引揚者があつたし、又この年に就職年齢に達した人口も多い、他方、結婚、老齢、死亡、隠退等によつて就職戦線から退いた人口もある。これらの数を幾許と推定し、その差として新たに就職戦線に加つた数を幾許と見ているか、その論拠とともに推計数を示されたい。

(4) かくして労働力の需給を見たとき、失業者は果して増加したのか減少したのか、新たな雇傭増加四十万で吸収し得なかつた部分が失業者として幾許の数を示すのか明示されたい。

（二）潜在失業について

(1) 最近の労働力調査に見れば農林業従業者の増加によつて辛うじて失業者の大量排出を防いでいる如くであり、商業、製造工業における就業者数の減退と、他面、製造兼小売業の増加とは、わが国失業の潜在化を益々著るしくしているように思われるが、政府はこれを如何に考えているか。

(2) 潜在失業者の量を如何に推定しているか。

(3) 潜在失業の対策として、その結果において失業を益々潜在化させようとしているのか、顕在化させようとしているのか、その基本方針を承りたい。

（三）二十五年度の労働力需給について

(1) 二十五年度に生れると考えられる新らしい雇傭八十万の意味並びにその産業分布について示されたい。

(2) 二十四年度について労働力需給について質ねたと同様に、二十五年度についても、その需要と供給の見透しを如何に推計しているか伺いたい。

(3) 失業対策として公共事業、緊急失業対策を挙げているが、これによつて吸収されるのはある特殊な労働者の一部にすぎないのであつて、金融資本家的経済政策によつて造出される失業者の中には種々の勤労者が含まれている。これらの知識階級、中小企業主、家族従業員等の離職者に対する救済策は如何に考えているか。

　又失業者の移動は現下の住宅難等によつて容易でない、即ち、政府の失業対策は職種別、性別、年齢別、地域別、時期別等より見て如何に考えられているか、出来るだけ分類別に計数を明らかに示されたい。

二、賃金政策について

（一）大臣の答弁中「日本の賃金問題は安定への線に向つて急速に進みつつある段階」というが、勤労者の犠牲による低賃金の安定、固定化を意味するものでないか、賃金と物価の関係において、その係数をもつていわれる政府のいう賃金安定の性格を具体的に示されたい。

（二）企業合理化の重要な一環として強行されつつある現在の低賃金政策は、すでに外国の疑惑を招いている、ソシアル・ダンピングとの関連において矛盾を示すと思うがこの点についての見解を示されたい。

（三）将来の最低賃金制は、現在の低賃金の上に立つて行われるのか、合理的賃金水準にまで引上げることを目的として設定されるのか、政府の基本的賃金政策を説明されたい。

内閣参質第四三号

昭和二十五年四月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員田中利勝君提出失業対策並びに賃金政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中利勝君提出失業対策並びに賃金政策に関する質問に対する答弁書

一、失業対策について

（一）昭和二十四年度の労働力需給について

1　昭和二十四年度における新規雇用量を理論的に四〇万と推定したが、「この新しい雇傭が如何なる産業に分布されているか」について産業中分類別の分布状況は、この種統計に欠けている今日明瞭にすることは困難であるが、総理府統計局の労働力調査により、昭和二十四年三月と昭和二十五年二月の就業者数を対比するに、農林業等の季節的労働の変動は別として非農林業の雇用量は一、八〇〇万人内外で略々保合状況であり二十四年三月に比較して本年二月は稍々減少となつている。そのうち増加している部門は製造兼小売業、土建業等でその数は約一二八万人となつており、その他の部門における雇用量の減少数は一四一万人である。

2　昭和二十四年三月新規に学校（大学その他を含む）を卒業した者の数は、推定約一七〇万人でありそのうち就職を希望する者は約六十数万人と推定される。

　一方老齢その他で職を退くものがあるがその数は不明であつて、結局新規にどの程度増加したかの算定は不可能である。

　しかしながら一方同じく労働力調査によつて見ると、次のごとくなつている。

　即ち、一五歳以上人口は二十四年三月五、五六七万人であつたが、本年一月には五、五二一万人となり四六万人の減少となつている。

　このうち就業者と、失業者を加えた労働力人口は三、五六五万人から三、三九三万人と一七二万人の減少を見ているのであるが、一方非労働力人口は二、一二八万人であつて一二七万人の増加となつている。

　その内訳を見ると、不具、老齢、病気等によつて、就業不可能な者二九万人、通学、家事等身分上の理由によつて就職の余裕なきもの六二万人、求職の意志なきものその他において三六万人の増加となつている。

3　完全失業者数は四月四三万、五月四四万となり、その後六月三六万、七月三八万、八月三五万と減少を続けたが、九月には四七万と増加しその後十月三五万、十一月三三万、十二月三四万と減少を続け、本年一月には、四〇万、二月四三万人と増加の趨勢を示している。

（二）潜在失業について

1　労働力調査によつて、昭和二十四年十一月の就業者のうち追加労働を希望するものは二〇四万となつているが、このうち

（イ）　就業時間別にみると、

現在就業時間数一週　一九時間以内のもの	二六万人
二〇―三四時間のもの	三九万人
三五時間以上のもの	一四〇万人

となつており、

（ロ）　希望する労働力時間別にみると、

現在の就業時間三四時間以内のもので三五時間以上の就業を希望するもの	四五万人
現在の就業時間三五時間以上のもので三五時間以上の就業を希望するもの	一四〇万人
その他	二〇万人

となつている。

2　3　の質問の趣意は明らかでないが、政府としては顯在化した失業者に対しては、綜合的失業対策に努力している。

（三）　昭和二十五年度労務需給について

(1)　昭和二十五年度における雇用の新規増加の見透しについては、おおむね次の如く考えている。

経済情勢は逐次安定化の方向を辿るが更に見返資金の運用、公共事業の拡大実施等によつて新規雇用は可成り増加すると考えられる。

即ち公共事業の拡大実施及び見返資金の運用等による土木建築事業の振興によつて土建業部門の雇用は相当大幅に増加する他各種産業部門においても経済の安定化に伴つて、おおむね次の如き雇用増が行われるものと推計される。

工業	一九六千人
機械	八三千人
化学	二一千人
紡織	七九千人
印刷製本	一三千人
製造兼小売業	二三〇千人
ガス、水道、電気業	一〇千人
商業	一八〇千人
自由業	五〇千人
その他産業	一二〇千人
計	七八六千人

更に水産業部門の増加、二万六千を加えれば総計八一万六千人となる。

(2)　次に新にどの程度の人員が就職を要し、及び離職するかについての見透しは極めて困難である。引揚者、新規学校卒業者等相当大巾に求職部面にあらわれると考えられ、又一方相当程度の人員が離職するものと考えられるが明確なる資料を欠き従つて全般的に確たる見透しをつけ難い。

(3)　失業者に対する対策は根本的には経済の振興による雇用量の増大のうちに失業者を吸収することにあるが、この他なお見返資金の運用及び公共事業の実施によつて相当の雇用の増加が考えられる。

これらの増加した雇用量のうちに吸収され得ない失業者に対しては、失業保険制度による救済或いは職業補導所への吸収をすることとしており更に必要に応じて失業対策事業を実施する予定である。

知識階級の失業者に対しては特にそのための対策は実施していないが、公共事業或いは失業対策事業等における就労配置に当つてはその能力に応じて作業監督者事務系統の職務等に配置するよう特段の努力を拂い配置転換を容易にするため職業補導を強力に実施することとしている。

しかしながら知識階級の労働者といえども、現下のわが国の状勢下においては、必ずしも従来筋肉労働に従事していたものと区別する必要はなく一般の奮起が望ましい。

なお家族従業員、中小企業主等についても同様に考えている。

昭和二十五年度の失業対策は、現在のところ必ずしも全般的な細部計画が樹立されている訳ではないが、公共職業安定所を中心として把握した失業状況により可及的に失業の情勢に応ずる如く、見返資金の運用を図り公共事業、失業対策事業等の実施をなすこととし、これについて充分の考慮を致したい。

二、賃金政策について

（一）　賃金（毎月勤労統計）及び消費者物価（C・P・I全都市）は昭和二十二年一月を基準として昭和二十四年末にはそれぞれおおむね一〇倍、四倍となつている。

これを最近の一年間（二十四年中）について見れば賃金はおおむね一九%上昇しているのに対し、物価は殆ど変動していない。従つて実質賃金は一九%向上しているのであつて、今後も賃金物価共に著しい変化はないものと考えられる。

（二）　経営の合理化は決して低賃金政策を意味するものではない。

なおソシアル・ダンピングの復活を排除するためには労働基準法の規定を励行することと致したい。

（三）　現在のわが国の経済状態の下において最低賃金制は複雑な影響を持つものと考えられるので、賃金審議会においてわが国経済の実態、企業の支拂能力特に中小企業に與える影響等を十分検討の上その基本方針を審議して貰うつもりである。

開拓農業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月四日

田中　利勝

参議院議長佐藤尚武殿

開拓農業に関する質問主意書

政府が終戦後緊急開拓事業を取上げて以来、その方針は、再転又三転して、一貫した方針が認められない。当初は、食糧増産と失業対策を目的として出発したが、幾干もなく土地利用の高度化と人口收容力の安定増大を目的とすることに変更され、入植型式も純入植より地元増反に重点を置かれることになつた。而も開拓地の現状は、土地利用の高度化も、人口收容力の安定増大も遠かに所期し得ない実情であつて、過去における根本方針に重大な誤りがあつたと考えられるのであるが、ここに改めて開拓政策の根本について検討を加え、将来における開拓方針を明確ならしめる必要ありと信ずる故に質問書を提出する次第である。

一、開拓事業が戦後緊急に取り上げられたために十分な用意を欠いていたことは否定できないことであるが、特に営農方針について従来の既存農業の延長たる性格を脫して、開拓地に適する特殊の営農型態を導入することが必要であることはいうまでもなく、当局者自身これを主張しながら、実際の施策において具体化されることの少いことは極めて遺憾である。即ち特殊の営農型態に即した家畜の導入、営農施設の整備等がなされねばならぬのであるが、右に関し次の諸点を明示されたい。

（一）　営農型態別に分類した開拓地の現況（地区別、農家戸数別）

（二）　開拓地に導入された家畜の種別、頭数（総数及び開拓農家当頭数）、政府の助成の内容、将来の導入計画の概要

（三）　開拓地に建設された営農上必要な諸施設の種類別、個数、政府の助成の内容、将来の建設計画

（四）　開拓地における土地改良事業の実施概況

二、開拓地はおおむねその立地條件が

劣悪であり、入植農家の経済的資力亦貧弱であり、加うるに、農業経済の変化に伴つて、開拓地の営農並びに農家の経済を維持するには国家の強力な助成なくしては全く不可能である。然るに政府の従来の方針は、逆に国家助成を打切る方向に進み、開拓農家に対する補助率を年々低下せしめている。かくて開拓農家は極めて困難な立場に陥り、且つ前途に何等の光明も認められないものが多い。少くとも既入植の農家に対してはあくまで十分な助成を與うべきであると思うが、次の点を明示されたい。

（一）　過去における年次別開墾助成金額の変遷（総額及び一戸当金額及び今後の見透し）

（二）　開拓農家に対する営農資金融資の実績と償還成績

（三）　償還不能の場合、政府のとるべき措置

三、開拓面積百五十五万町歩の計画に対し、その実績は漸く三分一にも達せぬ現状であるが、当初何等科学的適地調査なくして出発した結果、開墾地の選定又は買收は、甚だしく無計画のもとに行われ、計画に対する実績を急ぐあまり、そのうちに多くの不適地を含み、なかには所有者対開墾希望者との間の力関係において決定された事例も少くない。他面なお多くの開墾適地が残されていることは事実であつて、農村における二、三男又は引揚者等多くの潜在失業者に働く土地を與える上においても、今後なお促進せらるべきものと考えられる。然るに最近政府の農地改革打切乃至緩和の方針が明らかにされるや、未墾地開放の事業はにわかに停頓し所有者等の策動も加わり、これがため開拓計画が挫折する懸念なしとしない。政府はあくまで既定の開拓計画を堅持するとともに開墾地の選定を誤らず、利害関係者の意思に左右されずに科学的な見地に立つて開拓計画を推進すべきであると思うが、次の事項を明示されたい。

（一）　緊急開拓事業の対象となるべき開墾適地面積

（二）　昭和二十五年度以降開墾地取得見込面積（道府県別）

（三）　開墾予定地取得の公正を期するためにとりつつある措置

四、政府は最近にいたり入植者資格について厳格な審査を行う方針をとりつつあることは適切であると思うが、海外の開拓引揚者で入植を希望するものは、なお万をもつて数えるに対し、政府はすみやかに入植地を提供すべきであつて、直ちに営農に従事しないにしても開拓関係建設工事を促進して、就業の機会を與える等、かれらをして長く流浪の民たらしめざるよう積極的方途を講ずべきである。なお、既入植者にして成績不良と見られる者でも他に就労の機会を見出しえない今日、公式的な基準にしたがつて、追放することなきよう最善の留意を要し、又最近專業農家を目標とする者に重点をおき、零細農家をその埒外に置いて、かれらをして経営拡大の希望を失わしめるが如きことは、預儲機会が減退し農業恐慌的現象を来しつつある今日において再検討を要すると考えられるのであるが、これに対して次の諸点に関し政府の所見を示されたい。

（一）　海外開拓引揚者の入植者数と現在入植を希望する者の数及び今後の入植可能数

（二）　入植者の審査の結果に関する概要

（三）　昭和二十五年以降入植予定戸数（純粋入植農家及び増反農家別）

以上

内閣参質第四四号

昭和二十五年四月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に対する答弁書

一、（一）　営農型態別に分類した開拓地の現況（地区別、農家戸数別）

開拓地の営農型態は、一年一作地帯においては畜産を大きくとり入れた混同経営、二年三作地帯においては養畜穀作混同経営、一年二作地帯においては主穀有畜経営の原型をとり、これに農畜産加工、果樹、特用作物を立地條件に即して適当にとり入れ、消費地に近いところでは蔬菜を多くとり入れた適地適生産、適地適生活の営農型態をとらせることとし、現在経営規模、経営組織の整備充実に向つて進んでいるが、未だ完成の域に達しないものが大部分で、概ね一部家畜を加味した穀菽中心の経営の段階である。しかして現在入植者の約五割は食糧自給を達成していると認められる。

従つて現在の状態を営農型態別に分類すると大略左の如くである。（昭和二四年二月末現在、開拓地営農統計による。）

型態別　入植戸数

	千戸
一年一作型	二一
二年三作型	二〇
一年二作型	六七

家畜別　内地

役馬	四、八七七頭
役牛	一五、一七七
乳牛	三、五六〇
緬羊	六、一一三
山羊	二五、一三四
豚	一二、二二二
家兎	一〇三、四五六
鶏	二三一、八七〇羽
あひる	五、四八〇

開拓農家当種類別頭数

昭和二十四年二月末現在において純粋入植者一〇〇戸当頭数を示せば左の通りであつて、参考のため既存農村の農家一〇〇戸当頭数と比較すると役牛馬の数はその半ばであるが、乳牛及び中家畜は開拓地の方が多く導入されている。

	入植者一〇〇戸当頭数（A）	（参考）既存農村農家一〇〇戸当頭数（B）	Bに対するAの比率
役馬	九	一八	五〇％
役肉牛	一四	三五	四〇
乳牛	四	三	一五〇
緬羊	七	六	一一五
山羊	二三	八	二九〇
豚	一三	八	一六〇
兎	九五	三〇	三一〇
鶏	二三九	二八〇	八五
あひる	四	—	—

3　政府の助成の内容

昭和二十一年度は牛馬二、〇〇〇頭の購入補助金を交付し、昭和二十二年度には牛馬三七〇頭の導入を助成したが、昭和二十三年度以降は開

（二）　開拓地に導入された家畜の種類頭数（総数及び開拓農家当頭数）、政府の助成内容、将来の導入計画概要

1　開拓地（純粋入植者）に導入された家畜の種類頭数は昭和二十四年二月末現在（開拓地営農統計）で左の通りである。

	計
北海道	一一、六六九頭
	六、七九二
	二〇三
	一五、三八〇
	四、八六三
	一、三〇三
	八、五六七
	二、四五四
	二六、五七五
	一、四四一
	一四、八七八
	二、六五六
	六、一〇〇
	一〇九、五五六
	二七四、六二〇羽
	五、五四七

拓者資金融通法による営農資金をもつて導入を図ることにし、同年度は馬一、九六〇頭、牛四、八〇五頭、乳牛九八一頭、計七、七一六頭（この融資金三一一、九九〇、〇〇〇円）を導入した。昭和二十四年度は同様に融資金三六四、七八〇、〇〇〇円をもつて役畜五、六一二頭の導入を図ることとして発足したが牛馬価格暴落のため実際においてはこの資金で約一万頭の導入が行われたと推定される。

（一四年度実績は目下取りまとめ中）

4　将来の導入計画の概要

従来と同様国の資金融通による導入を行う計画で昭和二十五年度は牛馬資金二五〇、〇〇〇、〇〇〇円を予定している。

その他開拓者が信用基金制度を自主的に設け農林中央金庫から短期資金約一億円を借入れて主として中小家畜の購入を行うはずであるし、また各都道府県に対し努めて地方費をもつて家畜導入補助費の計上を勧めているが、昭和二四年度予算において総額約六千万円にのぼつている状況であつて、上記の政府の融資による導入と相まつて一層家畜の充実を図らせる計画である。

（四）開拓地における土地改良事業の実施状況

1　開墾国庫経費年次別調

内地	集団地			小団地	合計	摘要
年度	建設工事費（開拓道路費を含）	開墾作業補助	計	補助開墾		
二〇	七〇、七五〇、三四三 一三	九六、〇八五、三九五 九四	一六八、八三五、七三九 〇七	集団地は全額国費小団地は開墾六割道路五割補助		
二一	三五五、五八一、三七七 五〇	三六五、二三四、九一五 九七	八二〇、六四三、〇五三 四七	集団地は全額国費小団地は開墾五割道路五割補助		
二二	九六九、〇九八、〇八八 九九	一三五、七〇五、六八九 九〇	一、一〇四、八〇三、七四八 八九	集団地は全額国費小団地は開墾四割道路五割補助		
二三	九四六、五八三、二五三 八六	九三五、六八四、一七〇 八六	一、八八二、二六七、四三三 八六	建設工事は全額国費開墾作業は新入植六割既入植七割補助小団地は開墾のみ二割補助		
二四	一、三〇八、〇九九、〇〇〇	五三八、九六四、〇〇〇	一、八七〇、五三、〇〇〇	四六、五〇〇、〇〇〇	一、八三、五三、〇〇〇	建設工事は全額国費開墾作業は平均三六割補助小団地は開墾三割補助工事五割補助
二五	一、三〇三、四八九、〇〇〇	九九、三〇八、〇〇〇	二、三三、七九七、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	二、三三、七九七、〇〇〇	建設工事は全額国費開墾作業は平均三六割補助小団地は補助工事のみ五割補助
計	七、四九七、四八三、九三三 四八	七九二、〇六六、〇〇一 八二	八、二八五、九九五、九三三 二九			

備考

一、二〇―二二年度の集団地には建設工事と開墾作業の区分はない。

二、二四―二五年度の集団地開墾作業は開墾進度四〇％まで六割、補助四〇―八〇％は三割補助、八〇％以上には補助なく平均三、六割補助である。

開墾進度状況

年度		田	畑	計	田	畑	計	備考
二〇	集団地開墾	四九四町	二三、四七町	二三、九六一町	三、一〇九町	四九、五八九町	五二、六九八町	
	小団地開墾	三五、〇二八	五七、三九三	八、三〇七	七五、六二一	八三、八八	一〇、六五二	二一、七〇九
二一	集団地開墾	二三、四四七	二三、九五一	三、一〇九	四九、五八九	五二、六九八	三、二〇三	六三、〇四六
	小団地開墾	三五、〇二八	五七、三九三	八、三〇七	七五、六二一	八三、八八	一〇、六五二	二一、七〇九

（三）開拓地に建設された営農上必要な諸施設の種類別、個数―政府の助成内容、将来の建設計画

1、種類別個数

イ、開拓者資金融通法第三号資金（共同施設資金）により過去三ヶ年（昭和二二、二三、二四年）に導入された共同加工施設は左の通りである。

農産加工施設	三五〇ヶ所	畜産加工施設	四五ヶ所
林産加工施設	六五ヶ所	水産加工施設	一〇ヶ所
其他	三二ヶ所	総計	五〇二ヶ所

右五〇二ヶ所に対する国の融資額は一六、一〇〇万円である。

ロ、開拓地（純粋入植者）の昭和二十四年二月末現在（開拓地営農統計）における主要農機具の設置数は左の通りである。

電動機	一、三三四台	その他原動機	九七六台
和すき	一一、八二四	ブラウ	九、二三五
砕土機	七、七四六	中耕除草機	一一、六七七
ふんむ機	一〇、四六四	人力脱穀機	二〇、〇四一
動力脱穀機	一、三五三	とうみ	一四、二六四
動力米麦機	五五九	動力製粉機	四八八
リヤカー荷車	二二、五〇六	牛馬車	一〇、五三〇

2、政府の助成内容

開拓者資金融通法による営農資金、（入植後三ヶ年まで貸付）、共同施設資金の融通を営農指導と結びつけつつ行つている。

前項の助成内容を継続し新規入植者に対して営農資金を融通して営農の基本施設を備えさせるとともに共同施設資金の融通により農産加工等の共同施設を普及し営農の確立充実を図らせる計画である。

3、将来の建設計画

一一二	一四九	三三、三七	三五、六六	一、八四四	一九、八〇八	三一、六五二	三五、一三	四三、〇三五	四五、三四八		
一一三	一一七	三一、八九三	三三、〇六四	九一三	九、八二一	一〇、七三四	三一、〇八四	三一、七一四	三三、七九八		
一一四	一、九六二	一七、六五四	一、九六六	一七八	一、五九九	一、七七七	三、一四〇	七、九二三三	三一、三九三	昭和二十五年三月末見込	
一一五	三三、三一六	三〇、八四八	三三、一六四	七六七	六、九〇一	七、六六八	三、〇八三	三七、七四九	三〇、八三三	計画	小団地
計	九、七五七	一三〇、一〇七	一三九、八六四	一五、一二八	一六三、三九九	一七八、五一七	二四、八七五	二九三、五〇六	三一八、三六二		不明
既着手地区残面積	二九、〇二一	八八、〇八五	一一七、〇九六								
合計	三八、七六八	二一八、一九二	二五六、九九〇								

北海道

北海道開拓予定地約七十万町歩のうち特殊の土地改良を必要とするものは、泥炭地、重粘土地のように特殊土壌地帯の改良であつて開墾適地として予定しているものは約一三万町歩であるが、これらの地帯には排水、客土等の改良工事が必要であるが、これには可成の経費を必要とするので適確なる計画の下に技術的可能性と経済効果を判定の上、優位のものより実施している。

二十四年度までに工事着手したものは約六〇地区面積四万町歩で明渠排水は計画受益面積三五、〇〇〇町に対し二十四年度迄に一七、〇〇〇町歩（五〇％）客土は計画面積一九、〇〇〇町歩に対して二四年度迄に一、〇〇〇町歩（五％）を実施している。

代行開墾経費及び戸数

年度	建設工事費	開墾作業費	計	入植戸数	摘要
	円	円	円	戸	
二一		三七九、八〇三、四五九	三七九、八〇三、四五九	一、二六三	全額補助
二二			一八、六五九、〇四三	一八、六五九	全額補助
二三	二三一、八五三、三六四	四〇八、八六三、九八八	六四〇、七一六、三五三	二三、一七五	建設工事は全額補助作業は八・五割（新規）及び八割
二四	二九、七九九、〇〇〇	三三三、二九九、一六四	六三三、〇八八、一六四	二八、三三一	（既入植）建設工事は全額作業は六割及び三割
二五	二八一、〇四九、〇〇〇	四九一、〇四〇、〇〇〇	七七二、〇四五、〇〇〇	三〇、八三一	右に同じ
計			二、九五〇、二五五、六二七	三〇、八三一	

補助開墾経費及び戸数

年度	補助額	戸数	摘要
	円	戸	
二〇	三三三六、〇〇〇	四、五五五	四割補助
二一	一一、〇三八、九〇五		四割補助

一一二	二〇、九八五、四一八									六、八二一	五割補助
一一三	二三、七五六、三六八									四、二七九	三割補助
一一四	八、六九四、〇〇〇									二、三六〇	三割補助
計	六四、八一〇、六九一									一八、〇一五	

開墾進度表

年度	代行開墾 田	畑	計	補助開墾 田	畑	計	合計 田	畑	計	摘要
	町	町	町	町	町	町	町	町	町	
二〇	一	一	一	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇一	三、五〇〇	三、五〇一	
二一	九九	三四、五七九	三四、六七八	一	七、八五五	九九	三一、七六四	三一、八六三		
二二	七五	一九、四〇〇	一九、四七五	一	二、三九一	七五	三〇、七九一	三〇、八六六		
二三	一	一三、八五七	一三、八五八	一	三、三二九	一	一七、一八六	一七、一八七		
二四	一	八、七四一	八、七四二	一	六〇〇	一	九、三四一	九、三四二		
計	一、七四	六六、五七七	六六、七五一	一	二六、〇〇五	一、七四	九二、五八二	九二、七五六		

入植並びに増反戸数

一、北海道

年度	集団地 入植戸数	増反戸数	小団地 入植戸数	増反戸数	計 入植戸数	増反戸数	摘要
二〇	四二〇一	—	—	—	四二〇一	—	
二一	八〇二	四、五五五	—	—	八〇二	四、五五五	
二二	六三九	六、八二一	—	—	六三九	六、八二一	
二三	四五二六	一二九	—	—	四五二六	一二九	
二四	五、一五六	五〇〇	一	一、八二〇	五、一五六	二、三二〇	
二五	三、五〇〇	三〇〇	—	二、〇〇〇	三、五〇〇	二、三〇〇	
計	三一、八三三	一三、四九五	—	八、〇一〇	三一、八三三	二〇、五一五	

二、内地（都府県計）

年度	集団地 入植戸数	増反戸数	小団地 入植戸数	増反戸数	計 入植戸数	増反戸数	摘要
二〇	二〇、九八三	三一、一九六	一七、二五一	一〇六、六三四	三八、二三四	一三八、八三〇	
二一	三三、九七二	五三、三三七	三三、三五〇	一〇九、九四五	五七、三五二	一六三、一八二	
二二	三三、三七七	二八、一〇五	八、九〇四	三七、三六四	三一、二八一	六五、三六九	
二三	三三、六六一	三六、一〇一	五、六〇一	九八、八七二	八八、二六二	九四、九七三	
二四	七三、九七〇	三七、六四〇	三、〇〇〇	六三、〇〇〇	一〇、九七〇	一〇〇、六四〇	
二五	七、五〇〇	二三、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一一、五〇〇	七三、〇〇〇	
計	一〇四、八七〇	三三二、七九	六三、一三六	四三五、七二五	一六七、〇〇六	六三七、九四	

備考　1　昭和二〇―二三年度は入植並びに増反実績戸数で、二四年度は計画戸数である。しかして二三年度及び二四年度の入植戸数は助成戸数の外に非助成入植戸数を含む。

2　昭和二十五年度の入植戸数（非助成入植戸数を含む）並びに増反戸数は推定戸数である。

3　昭和二十四年度及び二十五年度の入植並びに増反戸数の集団地、小田地別戸数は推定である。

区分	補助金総額	反当補助金	一戸当補助金額 入植	一戸当補助金額 増反	備考
	円	円	円	円	
昭和二〇年	二七、四二一、二五	一、〇・六〇	一、〇八	六九	
〃二一年	一〇一、九五五、〇七八	六五・〇〇	七二四八	三〇三九	
〃二二年	九九九、九〇三、七六一	一、〇〇〇・〇〇	七、三三一	一、八四五	
〃二三年	一、四一四、二三六、九	三、一一〇・〇〇	一〇、三五六	一、四一三	
〃二四年	五七七、二六四、〇〇〇	三、六〇〇・〇〇	四、〇八四	―	六割
〃二五年	九一六、四六六、〇〇〇	一、八〇〇・〇〇	九、一六九	―	三〃
〃二六年	五九五、〇六一、〇〇〇	四、六五一・〇〇	一〇、六八六	―	四〃
〃二七年	五一五、二一一、〇〇〇	二、三六六・〇〇	一三、五五八	―	二、三六六・〇〇
〃二八年	五三三、三五二、〇〇〇	〃	一四、五七八	―	〃
〃二九年	五三三、八一〇、〇〇〇	〃	一四、三五五	―	〃
〃三〇年	五三三、八一〇、〇〇〇	〃	一四、三五五	―	〃
二　北海道分					
区分	補助金総額	反当補助金	一戸当補助金額 入植	一戸当補助金額 増反	備考
	円	円	円	円	
昭和二〇年	二六、六三五、三一三	一、〇〇	二、四二三	二、四二三	
〃二一年	五一、八四八、七六八	六〇・〇〇	八六〇・〇〇	二九、一五七	
〃二二年	四三、六一〇、三五六	新墾地 二七、八〇〇・〇〇	二、五六八・〇〇	三〇、七七	五、五五五
〃二三年	四七、一五二、四八四	既墾地 六〇・〇〇	三、一六一・〇〇	五、五五五	
〃二四年	五一七、六九四、〇〇〇	〃	一、五八〇・〇〇	一五、一三五	
〃二五年	四一〇、九六六、三一〇	〃	三、三七〇・〇〇	三〇、三三八	
〃二六年	三六六、一三三、〇〇〇	〃	一、六九〇・〇〇	〃	
〃二七年	三九二、九七四、五〇〇	〃	〃	三、八一〇	
〃二八年	三七五、四五〇、〇〇〇	〃	〃	三六、〇九六	
〃二九年	三七五、四五〇、〇〇〇	〃	〃	二八、〇七〇	
〃三〇年	三七五、四五〇、〇〇〇	〃	〃	三〇、〇三六	

（一）開拓農家に対する営農資金融資の実績と償還成績

開拓者融資金は営農資金、住宅資金、共同施設資金に分かれており、営農資金は昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額四、五〇五、六九八、四七六円五〇で住宅資金は同じく昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額五九四、六五一、一七八円で共同施設資金は昭和二十三年度貸付け二十四年迄の貸付総額一六一、二一三、二四〇円であつて、資金別、年次別貸付状況は別表の通りである。

営農資金、住宅資金は五ヶ年据置十五ヶ年均等年賦償還であつて昭和二十六年度において定期償還が始まるが、共同施設資金は据置一ヶ年十五年均等年賦償還であるので、昭和二十

2　開拓地土壌改良事業

開拓地の土壌は概ね強酸性、燐酸欠乏、有機質欠乏等が甚だしいので、これを速かに熟地化するため左の事業を実施している。

イ、土壌調査、施肥試験の実施及び改良指導

既入植地区の開墾地を対象とし各都道府県農事試験場に委託して、昭和二十三年度内地四万町歩、昭和二十四年度内地四万町歩、北海道一万五千町歩、昭和二十五年度内地三万町歩、北海道一万町歩の土壌調査を行い、あわせて代表地区の施肥試験を実施し、その結果を発表周知させるとともに開拓地常駐営農指導員等による現地展示圃の設置、巡回指導班派遣等により、開拓者に土壌改良の急務を認識させ改良に努力をさせつつある。

ロ、酸性矯正のため炭酸カルシウムの導入を行つている。即ち開拓者資金融通法の運用により特殊融資の方法をもつて、昭和二十三年度六万トン、昭和二十四年度五万トン（土壌調査の結果に基き適量を入れるが、平均一町当一トン程度を導入した。昭和二十五年度は米国対日援助見返資金によりこれが導入を引続き実施の計画である。

ハ、燐酸質肥料の増配措置を講じている。即ち農業生産計画による主要食糧作物に対しては基準配給量のほか開拓地には特に昭和二十三年秋肥（反当以下同じ）一貫昭和二十四年春肥一貫、秋肥二貫昭和二十五年春肥二貫を増配し、また供出対象とならない新墾地にも特別に昭和二十四年春秋肥各三貫、昭和二十五年春肥五貫を増配した。

なお窒素質肥料についても昭和二十四年秋肥は作物別を問わず三貫、新墾地には昭和二十四年春秋肥及び昭和二十五年春肥各三貫の増配を行つた。

ニ、有機質の増施については家畜の導入と相俟つて廐堆肥緑肥の増産を奨励しつつある。

（二）開墾作業補助金について

1　内地分

四年度は第一回定期償還期で別表の通り八、六二七、三八〇円が償還予定額であるが四月十日迄に六、九六二、六〇五円納入ずみであつて好成績と認められ、未納の分も出納閉鎖期（四月末迄）には完納の見込みである。

1　営農資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
昭和二一年度	四四、八〇五	三一四、六〇二、一二八円	
〃　二二年度	四六、四〇一	三八一、三〇九、四九四	
〃　二三年度	一〇三、九六一	二、三五八、五九二、八五四・五〇	
〃　二四年度		一、四五一、一九四、〇〇〇	予算額
計		四、五〇五、六九八、四七六・五〇	

2　住宅資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
昭和二一年度	四四、八〇五	九六、三九七、八七二円	
〃　二二年度		四七、〇六二	
〃　二三年度		三、七二三	
計		一〇〇、〇〇〇	

3　共同施設資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
昭和二三年度	四二六	九八、三一三、二四〇円	
〃　二四年度	—	六二、九〇〇、〇〇〇	予算額
計		一六一、二一三、二四〇	

4　昭和二十四年度年賦償還予定額

償還年度	償還予定額	備考
昭和二四年度	八、六二七、三八〇円	
〃　二五年度	四二〇、四一七、三〇六	
〃　二六年度	七七、八三六、〇〇〇	
〃　二七年度	五九四、六五一、一七八	

（三）　償還不能の場合政府のとるべき措置

共同施設資金についてはその事業経営の内容からみても相当の収益があるので、年賦金の償還は困難ではなく、現にその第一回の二十四年度成績も前述の如く好成績を示しているが、昭和二十六年度から始まる一般営農資金及び住宅資金の償還についてはその償還不能のものも予想される。

これについては法令にその措置を明記し完全なる回収を期している。

三、（一）　緊急開拓事業の対象となるべき開墾適地面積

終戦直後に立てられた緊急開拓事業計画においては、一五五万町歩の開墾が目標になつているが、この面積については、その後色々と論議されている。この数字を再検討してわが国になお残されている開拓適地の面積を適確に知ることは今後開拓政策を進めて行く上に必要なことであるが、そのためには既存の資料を利用するほか、更に詳細な現地調査を必要とする。しかし全国に汎つて実際に現地調査を行うことは経費や調査に参加できる技術者の数などから考えて実施し難いので目下農地局を

して抽出法によつて一部の現地調査を行い、その結果と既存資料とから右の面積を算出する作業を実施せしめているが、これは大体六月中には完了の予定である。

（二）　昭和二十五年度以降開墾地取得見込面積

昭和二十五年度においては、多額の国家投資を必要とせず容易に開拓可能な土地を取得すること。即ち開拓のための基本施設に多額の経費を必要としない土地を優先的に取扱い、また国家の物質的助成を必要とする入植用地よりも地元農家の増反用地及び助成を必要としない入植用地を優先的に取扱うことを第一条件として都道府県が自主的に定めた取得目標面積に従つて次の如き面積の取得を計画している。

なお、本年度の未墾地取得見込面積は（三）の3の次に掲げた通りである。昭和二十六年度以降については未だ決定していない。

（三）　開墾予定地取得の公正を期するために取りつつある措置

開拓適地を公正に選定するためには次の諸点について適切な措置を講じておく必要がある。

即ち

1　開拓地として取得せらるべき土地は開拓しても将来安定した農業が成立つ見込があり、且つ開拓に振り向ける方が他の利用に振り向けるよりも国民経済的に有利であり、また土地保全に重大な悪影響を及ぼすおそれのない土地でなければならないから、この点開拓地となし得る土地の自然的社会的な資格条件を定め、その条件を満足しないような土地は開拓適地として選定しないようにすること。

2　右の条件にてらして適地であるかどうかを定めるための調査をできる限り科学的且つ周到に行うようにしかもこの調査には有能な技術者を従事せしめること。

3　調査並びにその判定が果して妥当であるかどうかを公正に審議すること。

政府は、関係各省及び総司令部天然資源局と協議の上、右の諸点に関し一定の基準を定め、昭和二十四年一月十八日付農林次官通達を以て（二四開第六三号開拓適地選定の基準に関する件）都道府県知事、営林局長、農地事務局長に指示している。

昭和二十四年一月十八日以後における開拓適地の選定はすべてこの基準が定める方法及び手続きに従つてこれを行つている

地方名	二五年度	仙台	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東京	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	新潟	富山	石川	福井	金沢
北海道	二〇、〇〇〇	小計	五、五〇〇	五、五〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	小計	二、〇五〇	一、二三四	八四三	九五〇	二、六五〇	七〇三	四九五	七五	二、一〇〇	一、一一五	九三七	一、二六三	三一八	三〇五	小計

地方名	東山	岡山	広島	島根	鳥取	小計	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	岐阜	小計	高知	愛媛	香川	徳島	岡山	広島	島根	鳥取	小計	熊本	大分	宮崎	鹿児島	小計	内地総計
二五年度	五〇	三〇一	八三〇	六五〇	五七〇	三〇〇	九〇〇	七〇〇	一二〇	七五〇	三一〇	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇七	四八、二一四	六八、二一四
二六年度	一五〇	四五〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	六三〇	三〇〇	五〇	九八、三一三、二四〇円	六二、九〇〇、〇〇〇	予算額	一六一、二一三、二四〇	償還予定額	八、六二七、三八〇円	備考	共同施設資金	四七、〇六二	三、七二三	一〇〇、〇〇〇	四九、七八五、七八二											

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その二）

四、（一）海外開拓引揚者の入植数と現在入植を希望する者の数及び今後の入植可能数

	入植数	二五年度入植希望数	今後の入植希望見込数
満洲開拓民	二六、四九九	一一、五〇〇	一〇、〇〇〇
樺太農家	六、三〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
計	三二、七九九	一四、五〇〇	一一、五〇〇

備考

（一）「入植数」は昭和二十五年三月末現在戸数（推定）である。

（二）「昭和二十五年度入植希望数」は、昭和二十四年八月末現在戸数である。

（三）今後の入植希望見込数は、今後の帰還推定戸数の概ね五〇％である。

なお二十五年度入植計画（予算）戸数は一〇、〇〇〇戸であるから、本年度の実績に応じて、本年度希望者一四、五〇〇戸中入植のできなかつた者は、今後の入植希望見込数に含めることになる。

（二）入植者の審査の結果に関する概要

1 入植者の場合

イ、応募数

年度		農林業	その他	計
二〇―二一年度	引揚一般計	四三、八四	二六、九九	七〇、八四〇
二一年度		三七、八四一	八、六三五	四六、四七六
二一―二二年度		二、三三七	一七、七二九	二八、七四四
二二年度		六四三五	二八、七四四	四六、一七九
二三年度		一五、五〇二	一四、二六九	二九、七七一
二〇―二一年度	引揚一般以外計	三、三五九	一、三六四	四、七二三
二一年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二一―二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二三年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二〇―二一年度	計	四七、一九四	一八、一三八	六五、三三二
二一年度		三八、九五一	一〇、六六九	四九、六二〇
二一―二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二二年度		六四三五	二八、七四四	四六、一七九
二三年度		一五、五〇二	一四、二六九	二九、七七一

ロ、選衡数

年度		農林業	その他	計
二〇―二一年度	引揚一般計	二、三三七	一七、七二九	二八、七四四
二一年度		六四三五	八、六三二	一五、〇六七
二一―二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二二年度		六四三五	八、六三二	一五、〇六七
二三年度		一五、五〇二	一四、二六九	二九、七七一
二〇―二一年度	引揚一般以外計	三、三五九	一、三六四	四、七二三
二一年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二一―二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二三年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二〇―二一年度	計	五、六九六	一九、一三八	二四、八三四
二一年度		四、五六一	一〇、六六九	一五、二三〇
二一―二二年度		二、二一四	五、六〇二	七、八一六
二二年度		六四三五	八、六三二	一五、〇六七
二三年度		一五、五〇二	一四、二六九	二九、七七一

ハ、適格数

年度		農林業	その他	計
二〇―二一年度	引揚一般計	一六、七九九	一、一七六	一七、九七五
二一年度		一三、七五〇	三、三一一	一七、〇六一
二一―二二年度		九、五六一	二、一〇八	一一、六六九
二二年度		三、七五〇	三、三一一	七、〇六一
二三年度		一六、七九九	一、一七六	一七、九七五
二〇―二一年度	引揚一般以外計	二七、三八四	九、七〇八	三四、〇三二
二一年度		三、九〇九	一〇、六六九	一四、五七一
二一―二二年度		一、一〇八	二、八〇一	三、九〇九
二二年度		三、九〇九	一〇、六六九	一四、五七一
二三年度		二七、三八四	九、七〇八	三四、〇三二
二〇―二一年度	計	四四、一七九	一〇、八八四	五五、〇六三
二一年度		一七、六五一	一三、六七七	三一、三二八
二一―二二年度		一〇、六六九	四、八〇九	一五、四七八
二二年度		一〇、六六九	一四、二七七	二四、九四六
二三年度		四四、一七九	一〇、八八四	五五、〇六三

備考

（一）昭和二十、二十一年度においては、入植者、増反者とも選衡は都道府県の方針に基いて実施せしめたので夫々の実態は確一ではない。

従つて応募数は、計画戸数（応募予定戸数）であり、適格数は入植及び増反の実績数である。

（二）昭和二十二年度以降においては、厳重な選衡を実施し、その結果を取りまとめている。但し二十二年度のみ増反の選衡の結果を取りまとめていないので二十、二十一年度に準じて作成した。

なお二十二年度適格数は、職業別、地域別の調査を関連性なく、実施しているので、本表においては職業別に記載した。

（三）昭和二十四年度の概要は、目下調査中であるので本表から除外した。

（四）応募数、選衡数、適格数の各欄の職業別の「その他」とは、商工業、旧職業軍人等である。

（五）各年度の入植は適格者のうちから当該年度の予算に応じて実施する。

（三）昭和二十五年度以降入植予定戸数（純粋入植農家及び増反農家別）

1 入植

昭和二十五年度においては国家財政の都合により一〇、〇〇戸を認められたが、二十六年度以降最低毎年一〇、〇〇戸以上実施したい。

2 増反

昭和二十五年度においては国家財政の都合より八〇、〇〇〇戸を認められたが、二十六年度以降最低毎年八〇、〇〇〇戸以上実施したい。

所得税徴収に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月十七日

池田 恒雄

参議院議長佐藤尚武殿

所得税徴収に関する質問主意書

一、農業所得税に関する再質問について

1 政府はさきの質問に対し、納税者が自己の正しい計算に基いた所得金額が「お知らせ」による課税見込所得金額と異るときは必ずしも「お知らせ」の課税見込所得金額による申告を必要とするものでないと答弁されたが、税務署はすでに貴殿の所得は〇〇万円以上であると断定し、それより少く申告すれば更生決定をやつて追徴金をとると告知しているのである。これを政府はどう解釈するか。

2 又政府は、「お知らせ」は一面、自己の計算による所得と比較対照する機会を與えるものと考えられると答弁されたが、損益の過程を記録しないナゾのような帳尻をみせられて、どうして真面目な比較がやれるか、もつと専門的良心をもつて答弁されたい。

3 事実「お知らせ」より多い所得が

あつても、「お知らせ」と同額の所得額に帳簿を合せて申告すれば真面目な申告として更正決定が行われず、「お知らせ」より少いものは、「お知らせ」と同額に申告しないと同額にすることを事実上強制されている。

この不公平、不合理は、損益の過程を明らかにしない「お知らせ」の強要の結果である。政府は、この結果をどう仕末するのか。

4　もし、申告の目安を示すことが必要であるとするなら、それは、ナゾのような年所得金額を示すべきでないのである。その所得を計算するために便利な方法や基準を指導すべきものである。

なぜなら、所得の査定や申告は不公平不定であつてはならぬからである。そのためには、共通の方法、一定の基準によつてその収支計算がなさるべきであるからである。このような指導を税務署がやつたとするなら、一応尤もであるが、今次「お知らせ」は全くそれに反する措置である。何が故に政府はかかる代官的措置を近代税法に照して正しいものと強弁するのか。

5　所得調査の方法は、いろいろあるのであるが、個々に記載することは不可能である云々との答弁であるが、私は一個の納税者として自分の申告について質問しているのではない、従つて税務署に出頭して自己の申告を聞くわけもない。

私は税政の調査の必要があつて政府に質問しているのである。それに対して真面目に答弁しない政府は、私の権限を無視した侮辱するものである。

政府の責任に属する事実を国会に報告しないという法は一体どこにあるのか、質問事項は忠実に報告されたい。

6　所得の前年度実績に対する割増については、私は、東京、関信、仙台等の事実を見て質問しているのである。けれども、ここで税務署を指摘しなかつたのは、昨年私の質問のために当該税務署員が迷惑したことを聞いたことと、一部の税務署において行われている事実でなく、全国的に見聞する傾向であるからである。

二十三年度より二十四年度が不景気であることは、政府自ら認めていることである。五人十人の小企業者が死んでも致し方ない世相であることは蔵相の公言するところではないか。

床屋も、馬車曳も、宿屋も、オデンヤ屋も、タンス屋も、洋服屋も前年より所得が減少していることは一般的傾向として誰も疑わないのに、前年実績より六割より十割なりだけ多く所得を申告させるということはどういうことか。

7　営業所得の調査方法は、簡記することは不可能である—というが、それ故に答弁を拒否するとは何事か。

このことは徴税上最も重要なことがらである。簡記出来なかつたら詳記して答弁されたい。

二、徴税の要領について

三月二十五日茨城県久慈郡太田町において、郡内の農民団体、小運送業団体、大工、左官その他の業者団体共同で納税者大会が開かれた。その大会の報告中に左のような事項が記されているが政府の見解を発表されたい。

1　「日雇業、大工、左官その他の稼人は、稼働日数、一日当り収入等を全く画一的に査定し、一様に一日当り二五〇円、一ケ月二十日間、年間所得六万円として、所得を査定し、税を強要している。これは一般専業の業者も、農業の副業としてやつているものと同様である。また昨年実績に対する割増を強求されている。」

2　「藁工品を副業としている農業は、その副業所得の故に大金を納税しなければならぬことになり、副業廃止の傾向がある。」

この事実は全国的に聞くことである。兼業や副業をやつている農家は、がいして経営も生活も悪い、だから、経営の合理化策として副業をやつているのだが、そうした農家の税金が比較的高いというのである。より弱い者がいじめられている。

3　「災害による減収した場合の所得の差引き方が、納得できない。」

減収については、減収だけの金額を控除しないのは、太田町だけでなく他にもみられる。殊に雑穀その他については、減収の事実による所得の控除を認めないのはどうしたわけか。

4　税務署員が非常に不親切、乱暴であるということがいわれている。

その例として、

ある人は一万余円の過納があり乍ら、更に四千余円の督促をうけた。

ある人は、差押品の引上に際し、その差押品が徴税額に達しているのに、更に委託品である店の商品をトラックに積まれようとしたので、それを拒んだら、公務執行妨害罪として告訴された。

ある人は、主人が不在で妻だけのところで、差押をうけようとし、タンスや何やを開け、ひろげられた。主人の帰るのを待つてくれといつたら、あとで覚えていろといわれたといつている。この人は飲食業者である。

以上のようなことは、独り太田町のみでなく他でも納税者から訴えられることである。これらは一体どのように対策すればよいのか。

三、確定申告の修正について

「お知らせ」は、確定申告以前に出されたものと確定申告以後出されたものがある。

1　確定申告後に「お知らせ」なる文書を出し、所得金額を告知し、税金の追い拂いをさせた税務署がある。「お知らせ」の金額だけ納入しないと更正決定をやるというのであつたが、税務署に行つて調べてみると、税務署側の計算に大分間違いがあつた。何故こんな措置をとつたか。

2　納税者を村役場に呼んで、納税者に所得金額を読み聞かせ、納得したら、印判をつけとやつたところがある。これは二月下旬ごろであり、何のことか判らず、只、更正決定をおそれて印判をついたものがある。この会合は通知が不徹底で、集まらない村民が多い村もあつた。その人々は更正決定をうけている。

3　二月末に、更正決定と、伝票と二つを以て納税者に示し、伝票に印判を押せば、更正決定をやらぬという要領をとつたところがある。

よく調べてみるとその伝票は確定申告の修正であるというのである。

これは、一応親切のようであるが、更正決定書と同時にこんなものを出されては、親切にならない。ぜつぱつまつたとき、こんなことをすると、税金の強奪になる。何故なら、この非常措置のため、再審の請求や異議申立等の適法の手続が無視されるからである。

4　更正決定の通知書を発行して、後に確定申告を修正することは適法かどうか。税務署が、勝手に確定申告の修正をすすめることはよいことか。伝票などは殊に正規の様式でもないから印判をおした方は何のことか解らないでいる。

5　確定申告の修正は、一月以内に申告者自ら出すものである。それであるのに、今次伝票による修正は三月三日以後でも、税務署の気分次第で行われている。そして追徴金等を加減している。

徴税の能率化は課税の公正によるべきである。しかるに、いま納めたものは、追徴金や日歩の棒引

といつた具合に、毎日宣伝して、納税を促進することはよくない。まるで大道の香具師のようなことは政府機関としてとらざるところではないか。

6　更正決定について照会を出させ、文書で説明しているところもある。これは納税者にとつて不都合はないが、このようなことを更めてやるなら、何が故に最初から詳しく知らせないのだろうか。

7　副業等雑収入を反当五〇〇円とかときめているところもある。また指定野菜地帯では画一的見積をしている。農業経済事情は急変しているのに、何故にこんな画一的なやり方を止めないのか。

以上の諸点について政府の見解を発表されたい。

内閣参質第四六号
昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員池田恒雄君提出所得税徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出の所得税徴収に関する質問に対する答弁書

一　1　「お知らせ」の課税見込所得金額より低い申告をした場合においても、その申告に相当の理由がある場合においては、更正決定を行つていない。従つて追徴税は徴収していない。

2　自己に正確な記録がある場合は、その記録に基いた正しい計算と「お知らせ」による所得金額と比較対照ができ得ると考えられる。

3　「お知らせ」はその時までの調査による税務署の一応の目安を示したものがあるからそれと同額の所得金額を申告した場合であつても、その後調査の結果所得金額が相当増加していることが判明した場合には当然再更正を行うことになつている。

4　申告の目安として、單に計算の方法や基準を示しても、個々の納税者に所得の計算ができなかつたり又は適正な申告が提出されない場合が多いと考えられる。

5　所得調査の方法は、原則として実地調査を行つている帳簿の備付がなく実地調査が不可能なもの及び帳簿の備付があつてもその記載事項が適正でないと考えられるものについては、類推調査を行つている。

類推調査の方法としては、店舗の位置、状況、従業員数、取引の状況、生産の状況及び販売の状況等を総合し更に同業者との権衡等を勘案している。

6　税務官署において各業種における実地調査を実施した結果については、大多数の人について昭和二十四年分は昭和二十三年分の課税の対象となつた所得金額に比較して増加している。

7　5と同様である。

二　1　目安として示したものである。従つて稼働しない事実があれば必ずしもその目安によらなくても差支えない。なお、農家の副業であつても農業に家族が従事しており本人は大工、左官等に專ら従事している場合は、特に一般事業の業者と区別する必要はない。

2　副業所得を総合した結果、経営規模は同じであるが副業所得のない他の農家と比較して納税額が増加することはやむを得ないと考える。

3　減収の結果、その農家全体の所得が減少した事実が証明できる場合は、その減収を加味した申告をすることに差しつかえない。

4　督促又は滞納処分に的しての税務署員の言動については特に愼重を期して過誤なきよう機会あるごとに国税局員及税務署に対し注意をしており、最近においては相当改善されたと考えているが今後においても更に努力したい。

三　1、2及び3　実際所得と認められない低い確定申告を提出した者に対し、更生決定を行う前に修正する機会を與えたものである。なお、納税者が税務署の示した所得金額により修正申告をなした後において、その修正申告の所得金額が自己の実際所得金額と違つていることを発見した場合は、その修正申告について更生の請求ができることになつている。

4　更正決定をなした後において、更正決定をなした所得金額以上に所得のある場合には、再更正をなすことができるのであるから、納税者に対し再更正前に修正申告をしようようすることは差しつかえない。

5　確定申告に対する増加修正確定申告の提出期限については、一日以内という規定はなく会計に規定されている時効期間内であれば、いつでも提出して差しつかえない。なお、修正申告を指導しているのは、納税者の負担を最少限度に止めたいという趣旨に外ならない。

6　短期間内に更正決定の通知をなさなければならないことにより、更生決定通知書に更正決定の内容を詳記することは不可能である。

7　二1と同様である。

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月十九日

岡村文四郎

参議院議長佐藤尚武殿

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

本件については去る三月二十二日附の答弁書を受領せるも、その答弁内容は極めて不充分であるから、次の点に関し再び政府の明確な答弁を要求するものである。

卽ち、政府は農林中央金庫が自発的に全国農業会等の清算費を負担しているというが、それは全く事実に反する。農業中央金庫がこの清算に従事することになつたのは、政府の命令によつたものであつて決して農林中央金庫の希望によつたものではないのである。

従つて農林中央金庫に、この清算費の一部を負担させるのは妥当の措置ではない、のみならず農林中央金庫が負担するということは、結局殆んど農民がこれを負担するというも過言ではない実情である。

又清算経費は清算法人自体においてこれを負担するのが建前であることは、政府の答弁の通りと考えるが、農業会の解散は、終戰後の特殊事情によるのであつて普通の場合に於ける法人の解散とは異るのである。かかる事情を考慮するならば、政府は清算経費を支弁する必要があるとは認められないなどと言い得ないのであるから、金融機関再建整備法において政府補償を行つたように、この場合においても政府補償を行うのが当然と考える。政府は補償する意思はないか。

右質問する。

内閣参質第四五号
昭和二十五年四月二十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対する答弁書

本件に関しては、三月二十二日附の答弁書で回答した通り、清算法人の清算経費は清算法人において負担するのが建前である。

農林中央金庫が全国農業会等の清算人に指定されたのは政府の命令によるものであるとしても、その清算費用はそれぞれ全国農業会及び各都道府県農業会において分担すべきである。清算人たる農林中央金庫がその費用の一部を負担しているのは、同金庫がこれら団体と密接な関係にあることにより自発的にこれを負担しているのである。

これら団体の解散が法律に基く強制によるものであるからといつてその清算経費を国費によつて支弁しなければならない理由は認められないが、農林中央金庫の負担が不当に重加するが如きことのないよう愼重考慮したい。

海事金融に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月二十一日

横尾　龍

参議院議長佐藤尚武殿

海事金融に関する質問主意書

一、第五次新造船の場合においては対日援助見返資金借入に関し当該新造船では八〇％担保に付、二〇％の増担保を要求され、この増担保には当該船主所有の他船舶が充当され、これが為所有船腹の殆ど凡てが増担保に引当てられている現状である。従つて船舶以外には固定資産を有しない船主にとつては既に担保能力がなく、第六次新造船においても増担保を要求されるならば発註不可能となると思われる。よつて対日援助見返資金に対する担保は当該新造船のみに限り、増担保を要求しない様にしては如何。

二、第五次新造船の場合においては対日援助見返資金金利は七・五％であり、一般市中金利は一〇乃至一二％であるから両者を平均して約一〇％と言う世界に類を見ない高率である。然るに外国における船舶建造融資金利は大体平均して貸付期間十五年、利率三分五厘である。これでは到底国際海運場裡の競争に堪え得ないと思われる。よつて対日援助見返資金の金利は少くとも国債並の五分程度迄に引下げる必要があると思うが如何。

右質問する。

内閣参質第四八号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員横尾龍君提出海事金融に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横尾龍君提出の海事金融に関する質問に対する答弁書

一、第五次新造船に対する対日援助見返資金借入の場合における担保の問題については当該新造船は其の借入額の八〇％迄の担保価格を認められており、したがつて残余の二〇％については増担保を要求せられ他船をこれに充当している現状である。

これは金融界の慣例から見て寧ろこれ以下であるのが普通であつて対日援助見返資金に対し当該新造船のみを担保とすることは誠に望ましいことであるが差当つて甚だ困難であると思われる。機会をみてその趣旨に副うよう努力する考えである。

なお現在の船舶の附保価格は実際価格に比し低廉なものが相当あるからこれを実際価格まで引上げれば担保の問題は可成り緩和されると思われる。

又現状の儘でも優秀な船主は充分担保余力を持つているので第六次船の建造には支障がないものと思われる。

二、見返資金の金利が高率であり従つて採算面に大なる支障があることについては御説の通りであつて見返資金の金利引下げについては昨年来種種接衝を行つて来たのであるが他産業との振合もあり独り海運のみ引下げることは望ましくないとの意嚮が依然として強いのが現状である。

しかし昨年来市中金融機関の金利水準も低下をみている情況であるので更に懇請を重ねる所存である。

生活協同組合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月二十一日

岩崎　正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

生活協同組合に関する質問主意書

英国が戰後の耐乏生活の中に一般民衆の生活安定を維持し得た一つの重要な條件として生活協同組合の組織が全国的に確立されていたことをあげることが出来るが、わが国の生活協同組合の実態（都道府県別組合数、組合員数等）並びに政府が生活協同組合育成のためにとりつつある具体的措置を示されたい。

右質問する。

内閣参質第四七号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岩崎正三郎君提出生活協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩崎正三郎君提出の生活協同組合に関する質問に対する答弁書

消費生活協同組合施行以来約一年七箇月を経過したのでありますが、生活の安定合理化を図る協同組織としてその数は逐次増加の傾向にあり、昭和二十五年三月末日現在におきまして組合数九〇一、連合会八、組合員数百六万五千三人、出資金一億六千百七十二万七十八円を数えております。これらの組合の育成指導につきましては、あくまでも組合の自立性を尊重すると共に組合員の組合ということに重点をおき、組合の指導育成にその適正を期しております。

現今の所謂金詰りは生活協同組合の経営に重大な影響を及ぼしておりますが、この組合育成上最も困難を極めております金融面の打開につきましては、政府も鋭意努力しておる次第であります。然しながら未だ充分なる点に到達しておりませんことは誠に遺憾に存じております。

現在におきましては、生活必需物資の引取資金としての融資順位「乙」の引き上げ、中小企業等協同組合法に基く信用協同組合の利用、更に国民金融公庫に対し組合理事の連名による借り入れ等の斡旋を行つております。幸い国民金融公庫は本年度におきまして十二億増資されることとなつておりますので、これにより相当利用が可能となると考えております。

然しながら組合の健全なる育成の為には系統金融機関の設置が是非とも必要でありますが、これが為には堅実な組合の基盤を必要とするのであります。現在におきましては何分未だ組合の基礎も固らず、対外信用も充分とは申せませんのでこれが充実に意を致しますと共に、組合金融機関の設置の実現に努力致したいと存じております。

又、組合はややもすれば組合幹部独占のおそれがありますので、絶えず、組合指導者講習会を開催し、生活協同組合の趣旨徹底を図り、組合精神の涵養につとめると共に、係員をして組合の経営面、経理面の監査指導を行いその適正を期しております。

又、今般シャウプ勧告に基く税法の改正により、従来認められておりました生活協同組合に対する減税の特典がなくなることとなりました。このことは組合にとつて相当の打撃でありますが、現在の国家財政の建前としては已むを得ない実情と考えております。

以上申し上げました如く、組合の育成対策はあらゆる困難に直面しておるのでありますが、今後とも努力致しましてこれが改善を図りたいと考えておる次第であります。

なお、都道府県別組合数、組合員数等は別表のとおりであります。

全国生活協同組合設立状況調

二五、三、三一現在

庁府県	区分	組合数	組合員数	家族数	役員数	出資口数	出資金額
北海道		五二	五五、七九九	三三五、一四一	八七五	一五四、〇五五	二、七四、〇〇〇
青森		三	二、四八〇	一、一七七	三四	一、四一一	九四、六〇〇
岩手		一〇	七、九三一	一六、八八五	一五三	四五、三五三	八〇〇、七〇〇
宮城		九	二、六五五	六、一七五	九八	二、八三六	三五三、一五〇
秋田		一	—	—	—	—	—
山形		六	三、六六六	一三、三五五	八五	三、〇四	三五、〇〇〇
福島		八	一〇、八五二	二四五、八三一	二六五	七〇、二	三、一七四、〇〇〇
茨城		三	四、五七一	一四、六九二	一九六	七〇二	二四、五〇〇
栃木		一四	四七、一三三	八二、三〇八	二五四	六六、五八七	二、八六、二五〇
群馬		一八	一五、三四	五五五、四九六	二九九	二八、三五五	二、七五、九五〇
埼玉		四一	三三、九七九	一二、八四一七	六九二	七一、九九三	四、〇八一、八九〇
千葉	（一）	六七	（一三五）三三、一二	一三一、二〇〇	（一三五）七九五	（一〇〇、〇〇〇）八、六二三、三〇〇	
東京		八七	八一、六八八	一八九、八九五	一、二四一	一八〇、九九九	一八、五五八、八一八
神奈川		二四	三〇、一九八	一〇一、三〇四	四四三	四八、七四八	五、三一五、四一〇
新潟		三〇	二七、〇〇七	一〇一、八二一	四六五	四一、〇四四	四、一五八、〇〇〇
富山		六	四、九四	一九、七七五	九三	一五八	一九、八〇〇
石川		一〇	三、〇〇〇	一〇、八〇〇	一三九	二四、六二〇	三、五〇三、六三〇
福井		一〇	三四、四五六	一一三、五九六	二〇七	三九、〇六九	三、五〇三、六三〇
山梨		一一	三、五三七	一一、七三二	一五九	七五九〇	七四八、三〇〇
長野		三六	二一、八九六	一三六、六三四	三〇一	六三、九二八	三、四八四、三五〇
岐阜	（一）	二八	（一〇）二七、四五九	（一〇）一三、二五二	（一〇）三八〇	（一〇）二三六、〇九三	（一〇、〇〇〇）四、〇三、三一〇
静岡	（一）	一六	（一〇）一〇、二七〇	二三、一二四	（一三五）一二五一	（一〇）一四、三五六	（一〇、〇〇〇）一、三五四、五〇〇
愛知	（一）	三六	（一五）三二、五七八	二一〇、〇三四	（一三五）三五〇	（一三五）七二、九二一	（七五、〇〇〇）七、〇〇〇、八五〇
三重		一一	五、五八三	二一〇、六五四	一八四	九、一五〇	一、六三、七〇〇
滋賀		二	三三、八二一	三三、九五五	四五五	三五、八一	三、二四、〇五〇
京都	〃	一四	一五、四九一	一八八、三六九	三五八	二九、五五九	四、二五、三〇〇
大阪		二五	一一、四六五	三九、一一七	三五九	二、五三、七三三	三、五四、三三〇
兵庫		一七	九九、六三一	六六、八〇三	二五七	一〇、九二七	一四、七一七、三五〇
奈良		一三	六、五〇八	一七、〇四六	一九九	一、六五五	一、九五、七〇〇
和歌山		七	二、八九九	一一、一二三	八九	三、五三〇	二九〇、三三〇
鳥取		六	三、三〇三	一四、九四〇	九五	四、七八	一、〇九、六〇〇
島根		一一	四、八一七	一九、七一八	一二八	六、三四三	六九、一四〇〇
岡山		三一	二〇、四三七	七七、七四四	二五六	二、六五五	二、六五五、六九〇
広島	（一）	三六	（一七）六九、二九六	一五七、二九六	（一一）三五三	（三〇）四四五、六九〇	（三〇、〇〇〇）四、〇四五、六九〇
山口	（一）	三〇	（一九）二九、二〇一	五九、一四七	（一〇）四二一	（一九）四四五、二九〇	（一九、四〇〇）四、四五五、二九〇
香川		一八	四九、六二五	一八、八九九	一四五	一八、七二三	二、八七、一九〇
愛媛		一〇	四八、七四八	二一、三四八	一八五	一七、五七八	一、七五、八〇〇
高知		一三	一五、六八六	六三、二一	（六）一四、九九	（六）六四七、九六四	（六〇、〇〇〇）三八、九〇六
福岡	（一）	四〇	一九、八六〇	八一、三一	一五四	一七、〇三三	一、七八、〇〇〇
佐賀		八	三、五〇三、六三〇	一四、六四四	一五、八〇七	一三、六二一	一、七一、四三四
長崎		四	三五九、〇六九	七五、九〇	一五、六五九	一七、六五九	九、〇五五、三五〇
熊本		一三	七四八、三〇〇	二四、一三一	一七五	二一、七五六	六六三、三五〇
大分		七	三、四八四、三五〇	五五、一四四	九五	二一、七五六	四四三、七五〇
宮崎		七	（一〇）一〇〇、〇〇〇	八、九〇四	（一〇）三三、四二一	九七	一、六五、七〇〇
鹿児島		二	（一〇）一、三五四、五〇〇	一、三〇五、〇〇三	五、四三五	（九〇）二三、〇九七	二、四六四、〇一七
計		（八）九〇一	（七五、〇〇〇）七、〇〇〇、八五〇	二、七四、〇〇〇	八七五	一五四、〇五五	二、七四、〇〇〇

備考　括弧内は連合会を示す。

炭礦坑内労働者の賃金及び炭礦設備資金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月二十七日

吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

炭礦坑内労働者の賃金及び炭礦設備資金に関する質問主意書

一、炭礦坑内労働者の一ヶ月分の賃金額について

本員の四月十日本会議における質問に対して池田通産相は、坑内一ヶ月九、〇〇〇円が基準賃金であると答弁された。これは、三六三円に二五方を乗じた結果であるが、坑内労働の実体が一ヶ月の作業総日数の満勤を許さず、全国平均二二方であり、鉱業連盟と炭労との協定は二二方を基準としてなされている。これは、政府当局も承知の筈である。二五方を計算の基準とする理由は如何。

二、炭礦設備資金について

炭礦の真の復興のため、生産費の引下げ等のためには、炭礦の設備の改善以外に方法はなく、復金融資の廃止以後炭礦の設備資金融通の制度がなくなつたが、政府はこれに対して如何なる方針であるか。四月十日本会議における本問題についての本員の質問に対する通商産業大臣の答弁によれば生産組合に対する商工中金の融資以外に対策と認められるものはないが、本会議における質問の主旨をも速記録で参照の上、次の点につき明確な答弁を願いたい。

(1) 商工中金の枠の中でいか程融通するか、又同金庫に対してはいかなる財源から融通するか。

(2) 炭礦の設備資金につき別に考慮する意思はないか。

内閣参質第四九号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員吉田法晴君提出炭礦坑内労働者の賃金及び炭礦設備資金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院　議員　吉田法晴君　提出　炭礦坑内労働者の賃金および炭礦設備資金に関する質問に対する答弁書

一　炭礦坑内労働者の一ヶ月分の賃銀額について

炭礦労働者の基準賃金についての石炭礦業連盟と炭礦労働組合連合会（炭労）の協定は、坑内夫については一方当り平均三六三円と定めており、

賃金ベースの正確な表現は一方当り金額を用いることになつている。

これを月額に換算するときは、坑内夫については、一ヶ月二十二万を平均稼働日数とする慣わしであるが、此の場合基準賃金は約八千円となる。

坑内夫の平均稼働日数を二十五万とすることは一般的ではないが、何れにせよ、賃金基準は、正確には、坑内夫一方当り平均三六三円と言うのが正しい訳である。

二　炭礦設備資金について

1　石炭企業に対する商工中金の融資は現在までに行われていないが、中小企業等協同組合法による組合を結成して、融資申込をすれば、個々に検討の上貸出されることになつている。ただし特別の融資の枠は設定されていない。なお、商工中金は見返資金によつて五億の増資が実施され、本年度中にはこれに基き相当額の債券発行が行われる予定であるから、これによつて財源確保される筈である。

2　炭礦設備資金については、昭和二十四年度において、対日援助見返資金から四十一億円の融資があつた。本年度においても前年度からの継続工事を完成せしめるために、資金については引き続き見返資金融資が必要であるから、見返資金の業種別配分計画において、その所要額を研究中である。

なお炭礦設備資金の特殊性に鑑み、見返資金以外においても、今回大幅の債券発行が予定されている興銀、勧銀、北拓等に対し、炭礦向融資の協力方を要請しており、特に中小炭礦に対する設備資金金融については、その緊急性を痛感し、前述の方法による努力と並行して、見返資金の中小企業向協調融資の対象に石炭礦業を加える措置の具体化等をも検討中である。

占領政策誹謗の言動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月十九日

石川　準吉

参議院議長佐藤尚武殿

占領政策誹謗の言動に関する質問主意書

聞くところによれば昭和二十四年六月二十九日午後八時頃秋田市記念会館において日本共産党代議士野坂參三氏は約二千名の聴衆を前に公開演説を行い、左の如き要旨を強調したということである。

即ち、「吉田内閣は自主性がなくて今次国会の予算案は自作ではなくて司令部案の飜訳であつた。予算案の中で最も重要なるべき教育費その他は皆削られており、増額されたのは財閥を利する二千億であり又警察や監獄を建てる費用のみである。特に増額の大きいのは土木費で、しかも新らしい道路を通す費用が非常に多い。この道路を日本人が歩くかどうかは私は知らない。」と、この点に関し秋田市下中城町敬愛学園高橋彌太郎氏より七月二十六日秋田検察庁に告発し、現在取調中である。その後秋田全県内にわたつて「軍事基地化反対」という共産党のビラが掲げられ、その説明は右の野坂氏の演説と全く等しいものであつたということである。

更に昭和二十五年になり雑誌「日本評論」には、徳田氏が書いた記事に「日本の観光道路計画はアメリカの大金持を迎えるための売笑婦的なものでしかも軍事基地化と合致しているのだ。」と述べており、又同年一月二十六日には秋田県雄勝郡院内町の町議会の席上全町会議員及び傍聴人数十名を前にして町会議員の共産党東海林健氏は「院内町の峠道国道を改修するとの今次国会の計画は米軍の軍用道路たることが明かであるために町民は反対せよ。」と演説した事実がある由である。かくの如き言動は占領政策を誹謗するのみならず、国家の建設工事を妨害し失業救済事業をも妨げるものである。これに対し政府は、如何なる処置を執られるか、対策があれば示されたい。

内閣参質第五〇号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員石川準吉君提出占領政策誹謗の言動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石川準吉君提出占領政策誹謗の言動に関する質問に対する答弁書

言論出版に関する各種取締法規は、終戦直後一切廃止され、日本国憲法第二十一條によつて一切の表現の自由が保障されることとなつたのであるが、一九四五年九月十日附覚書「言論及び新聞の自由に関する件」によつて(1)公式に発表せられざる連合国軍隊の動静又は(2)連合国に対する虚偽又は破壊的な批判及び(3)風説等については、何人も論議し得ないこととされ、言論出版に関し最少限度の制限が設けられている。

御質問の秋田市記念会館における野坂參三氏の演説内容については、告発に基き右覚書違反の事実の有無について検討を加えており、遠からず処理が決せられるものと考えており、その他の御質問のような事実についても検討いたしたいと考える。しかしながら、覚書によつて保護されているのは特殊の法益であつて、占領政策の誹謗となるかどうかの認定については、少くともその法益の帰属する連合国側の意見を尊重しなければならないのであつて、憲法によつて言論の自由が保障せられている趣旨をも勘案して事件の処理には慎重を期したいと考える。

電気事業再編成法案等に関連して問題となるべき電力外債について国際信義の尊重に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月二十八日

栗栖　赳夫

参議院議長佐藤尚武殿

電気事業再編成法案等に関連して問題となるべき電力外債について国際信義の尊重に関する質問主意書

今回政府は電気事業再編成法案及び公益事業法案を国会に提出せられ目下審議中に属するが、元来この法案が規定の対象とする電気事業会社の内、日本発送電株式会社、関東配電株式会社、中部配電株式会社及び関西配電株式会社は、次表に示す通り、もと米英両国において発行した電力外債（米貨又は英貨）を承継負担したものであつて、殆ど総てこれを担保する為にそれぞれその所有する設備財産を以て組成した工場財団を抵当権の目的に供興していたものである。

電力外債（未償還額は第二次電力国策（配電統合）が一段落した昭和十七年四月一日現在の金額を示す。）

名称	承継会社	発行年月	発行総額	未償還額	償還期限	受託会社
旧大同第一次米貨債	日本発送電	大正三八	千弗 一五、〇〇〇	千弗 二、三九七	昭和一九八	日本興業銀行
旧大同第二次米貨債	〃	一四七	一三、五〇〇	二、三三七	二五七	同右
旧宇治川電米貨債	関西配電	〃 一四三	一四、〇〇〇	二、八三三・三	〃 二〇三	同右
旧東電米貨債	関東配電	〃 三六	七、〇〇〇	四七、三三	〃 二八六	三井銀行（帝国銀行）
旧東電英貨債	同右	〃 三六	千磅 四五、〇〇〇	千磅 三、一三七・七	〃 二八六	同右
旧東邦米貨債	日本発送電	大正一四三	千弗 一五、〇〇〇	千弗 五六二・五	〃 三〇三	同右
旧日本電力米貨債	同右	昭和三一	九、〇〇〇	四、九五三	〃 二六一	同右
旧信越電力米貨債	同右	〃 二一三	七、六五〇	四、〇九五	〃 二七、三	三井信託（東京信託）
旧東邦英貨債	中部配電	大正一四七	千磅 三〇〇	千磅 七〇・五	〃 二〇七	セール・コムパニー

（備考）旧東邦英貨債のみは無担保社債であつて、その他は何れも物上担保付社債であつた。

そもそも右電力外債は大正十三年八月大同電力株式会社が日本興業銀行を受託会社とし、紐育ギロン・リード・エンド・コムパニーを引受会社として米国において発行したものに端を発し、昭和三年迄に合計九種類の米貨社債又は英貨社債の発行を見たものであるが昭和十四年四月、日本発送電株式会社法（昭和十三年法律第七七号）に基いて日本発送電株式会社が設立され、又昭和十七年四月配電統制令（昭和十六年八月勅令第八三二号）に基いて九配電株式会社が設立されるに及び、これ等の電力外債は電力管理に伴う社債処理に関する法律（昭和十三年法律第七八号）及び前記配電統制令の規定（第十六條等）によつて、それぞれ右掲の表の通り日本発送電株式会社、関東配電株式会社、中部配電株式会社及び関西配電株式会社にそれぞれ承継負担せしめられたものであつた。（なおこれと同時に各電力外債に日本政府の元利金支拂保証を附した）

しかるに、日本政府は、戰争の勃発に伴い、昭和十八年三月公布の外貨債処理法に基いて昭和十八年九月十五日に、前記電力外債を左の通り処理せしめた次第である。

（一）日本人の所有する電力外債については、これをそれぞれその承継負担会社の内地社債に借換せしめたこと。

（二）外国人（連合国人）の所有する電力外債については

(1) 電力外債の元利支拂義務を日本政府において承継したこと。

(2) 電力外債の物上担保はこれを消滅せしめ、従つて物上担保に関する信託関係も又消滅せしめたこと。

即ち日本政府は外国人たる電力外債所有者の同意を待たず、一方的に、その元利支拂義務を日本政府において承継すると同時に、前記日本発送電株式会社、関東配電株式会社、中部配電株式会社又は関西配電株式会社の設備財産を以て組成した工場財団に対して電力外債を担保するために設定した抵当権を消滅せしめ、従つて電力外債所有者のために該抵当権の保存及び実行を為す可き受託会社の任務をも解消せしめたものである。然るにかくの如く日本政府が、戰時中外国人に対して一方的に為した処理は、終戰に伴い復元しなければならないこととなるのであつて、外国人たる電力外債所有者に対して物上担保の回復又はこれと実質的に同様な措置をとることは、国際信義の原則からいつて勿論のこと、又今後我国の経済再建と健全な発展等のために必要な外資導入の素地を回復して往く上においても、非常に緊要な事であると堅く信ずる。

元来、戰前日本の外債については不拂がないといわれ、米・英・仏等の投資家から高い信用を附與されていた。終戰後の日本も矢張かかる高い信用を回復せねばならぬ。而して申す迄もなく今回の電気事業再編成に当り、前記電力外債について国際信義の原則の線に沿うて善処することは、外資保護に関する諸法案とともに日本の外債に高い信用を恢復する第一着手であり、これが日本経済の再建とその健全な発展並びに我が国際收支の上に寄與することは誠に多大であると信ずる。よつて左記の点について政府の所見を明示されたい。

（一）政府においては電気事業の再編成に当つて、国際信義を尊重し前述の電力外債所有者の既得の利益を保護して、今後の外資導入等に支障なからしめるやうに措置される方針であるか。

（二）果して然らば其の措置の方針は大体どんなものであるか。電気事業再編成法案及び公益事業法案審議の上にも必要であるから、其の措置の方針について大体の所を御示し願いたい。

（三）今回提出された電気事業再編成法案及び公益事業法案をみると前記電力外債の処理に備える規定と認められるものは、(5)電気事業再編成法案附則(5)があるだけのようであるが、固よりこれだけでは甚だ不充分であると認められる。それで畢竟これはいずれ適当な機会において更に諸般の事情と睨合わせ、前掲措置の方針を織込んだ一連の規定を含む法案を別途に国会に提出される意図であると解してよろしいか。

右書面を以て質問する。

内閣参質第五一号
昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員栗栖赳夫君提出電気事業再編成法案等に関連して問題となるべき電力外債について国際信義の尊重に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗栖赳夫君提出の電気事業再編成法案に関連して問題となるべき電力外債について国際信義の尊重に関する質問に対する答弁書

御質問の電力外貨債については、未だ債権者の権利保全についての最終的な措置を決定する段階に立ち至つていないが、政府は、国際信義を尊重して所有者の利益を保護するため、その処置に遺憾なきを期し、今後もこの趣旨に基き万全の措置を講ずることと致したい。

教育財政確立に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年四月二十九日

田中　利勝

参議院議長佐藤尚武殿

教育財政確立に関する質問主意書

一般平衡交付金制度の確立とともに教育財政を確立するためには、「標準義

務教育費法案」の成立が絶対必要であると考えるが故に、左の諸点に関する質問書を提出する。

標準義務教育費が確立されない場合に生ずる左の如き欠陥をいかにして克服すべきか明示されたい。

一、教育費は全地方財政の二五％以上を占める多額にのぼるが、直接目に見える効果をあげえない性質の経費であるため予算削減の対象となり易く、さらにまた政治力の強い土木、保健衛生、警察等の経費によつて食い込まれる恐れが多分にあるが、これらの危険性をいかにして防止する措置があるか。

二、教員の必要数及び平均給與等に要する最低経費が保障されないならば、ひいては教育の低下を来すと思うが如何。

三、学校の経費の二分の一ないし三分の一がP・T・A等の寄附によつてまかなわれている実情にかんがみ、この傾向が今後さらに増大されるならば、父兄の負担はますます増加するものと思われるが如何。

四、教育費削減により学校の経費が依然として寄附に頼るとするならば、教育はP・T・A等の外部勢力に左右され、教育の自主性が侵害されると思うが如何。

五、一般行政から分離して教育の自主性を確立するために発足した教育委員会は、財政的に何等の国家的保障もうけず、また地方議会の支配を受けるならばその存在価値の大半を失うと思うが如何。

六、文部省は極東委員会指令第七十四号により教育の妥当な水準を維持すべき責任を有しているが、この責任をいかにして十分に果すことができるか。

七、なお、文部省の主張する標準単価三、二〇〇円はぎりぎりの最低線であり、もしこれを割るならば標準義務教育費法案自体の存在価値はなくなると思うが如何。

内閣参質第五二号
昭和二十五年五月二日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員田中利勝君提出教育財政確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中利勝君提出の教育財政の確立に関する質問に対する答弁書

政府においては、質問主意書の第一号から第七号までに掲げられたような欠陥の生ずることを憂慮して、法律の制定その他必要な措置を講ずるため、関係方面とも折衝努力を続けてきましたが、今後も引き続きその目的達成に努めるつもりであります。

昭和二十四年十二月四日
人事院総裁淺井　清
参議院議長佐藤尚武殿

国家公務員法第二十八條及び政府職員の新給與実施に関する法律第二條第三号及び第五号の規定に基き、国家公務員の給與額及び勤務地手当に関し、別紙の通り報告し、あわせてその改訂に関し勧告する。

一　総説

（一）　政府は、公務の民主的且つ能率的な運営を確保するため、模範的使用者として国家公務員に対して適用すべき各般の根本基準を確立し、これに対し公正な待遇をなす義務をもつている。なかんずく緊急且つ重要なものは、職員に対して公正適当な給與水準を決定することである。これはまた同時に、人事管理上最も複雑にして、困難なる問題の一つである。

（二）　公正適当な給與水準は、少くとも職員に最低限度の生活を保障するとともに、誠実有能な職員を公務に誘致し、その職務に専念させるに足るものでなければならない。かかる給與水準は、民間給與との権衡並びに公務の特殊性及び勤労條件を考慮して決定したものでなければならない。このような諸條件を検討して、はじめて公正適当な給與水準を算定することができるのである。

（三）　人事院は、国家公務員の給與に関し常に調査研究を行い、その事情に通ずるよう努めているが、その公正な待遇を確保するため必要があると認めた場合には、国家公務員法の規定に基いて適当な勧告をなす権限と責任をもつている。

（四）　人事院は、昨年以来給與行政の改善向上に努めてきたが、この結果、給與の実態は従前に比し一段と明確にされるようになつた。しかも職階制が制定された暁には、職員の職務内容と責任に応じた給與が保障せられ、更に近く給與簿制度が実施され、人事記録が完備されるときには、職員に対する給與は正確に、且つ、遅滞なく支拂われることとなろう。

（五）　昭和二十三年十二月、人事院が国会及び内閣に対して勧告した給與計画は、国会において原則的に承認せられ、「一般職に属する国家公務員の人事及び給與に関する方針の統一を図る」ものとして、政府職員の新給與実施に関する法律を全面的に改定することとなつた。この法律は、職員給與額の総平均を月額六、三〇七円とするものであつた。

（六）　この六、三〇七円は、その算出の根拠を昭和二十三年七月における「マーケット・バスケット」による生計費及び民間給與実想調査におき、官民給與の均衡を図つたものである。

しかるに、その後における生計費は徐々に上昇を示し、官民の給與には次第に不均衡が生じ始めた。

そこで人事院は、昭和二十四年四月民間給與の実態調査を全国に亘つて行つた。この結果は、昭和二十三年七月に行つた第一回民間給與実態調査と比較するとき、各職種ともその給與額において相当の上昇を示していることがわかつた。

その後における民間給與の推移を毎月勤労統計についてみると、大体において横ばいの状況を示している。

（七）　つぎに生計費としては、先ず国民一人当りの食物標準量を定め、ついで栄養調査に基いた消費の実想を加味するとともに、年齢・性別・家族構成等の相違をもあわせ考えた食料費を決定し、更に衣服・住宅・サービス等に対して支拂う適正額をこれに加えなければならない。

以上の方針に基き、小都市に居住する独身成年男子で、中等度の労働をするものが最低生活水準を維持するのに、昨年七月においては月額二、四七〇円を要したが、その後地域による生計費の差等は漸次減少を示し、本年七月においては、物価の騰貴とともに食物標準量も多少増加して、俸給算定の基礎となる独身成年男子一人当りの生計費としては、月額三、六〇六円を要することとなつた。

（八）　以上の諸点を、国家公務員の特殊性並びにその勤労條件乃至は生活実態とあわせ考えるとき、人事院は、現行の俸給表を改正して国家公務員の給與の調整を行うことが、極めて急務であることを認識する。

従つて、中等度の労働に従事する成人職員の本年七月の生計費三、六〇六円を土台とし、人事院の行つた民間給與調査を勘案して現在の俸給表を改正すれば、別表B以下の通りとなり、職員給與額の総平均は概ね月額七、八七七円となるはずである。

よつて人事院は、以上の報告にあわせて以下の通り勧告を行うものである。

二　勧告

（九）　人事院は、現行の給與額を増額する必要を認め、別表B」及びB」に示す給與額の通りに改訂することを勧告する。なおこの改訂を実施する際には、別表Aの規定に従うべきである。

（一〇）　勤務地手当については、人事院は絶えず調査研究を行つてきたのであるが、特に本年五月に行つた全国三八一都市における生計費の科学的研究調査の結果、勤務地手当の支給割合については、次の通り改訂することを勧告する。

勤務地手当は、生計費を算定の基礎とするものであるが、最近における全国各地の生活物資の価格の趨勢は、絶対額においてはかなり上昇を示してきたが、輸送の改善等のために地域間の較差は、次第に歩み寄りの傾向をみ

せ、従来の三〇・二〇・一〇・〇パーセントの割合を不合理とするに至つた。従つて現在における特・甲・乙・丙の区分を廃し、新たに五区分を設け、夫々二〇・一五・一〇・五・〇パーセントとすることが最も合理的な支給方法である。

（一一）　元来扶養手当は、経済状態の不安定な時期において臨時的に設けられるものであつて、経済状態が正常化するとともに当然職員の基本給に含まるべきであり、又社会状勢に即応しつつ改廃されるべき性質のものである。しかるに、その後における民間の給與を見るに、その基本給は漸次改訂されたが、扶養手当には殆んど見るべき変化がなかつた。しかして公務員の現在一人当り平均扶養手当額は民間と殆んど同額である。従つて扶養手当については、なお従前の例によることを勧告する。

（一二）　検察官の俸給に関しては、従来検察官の俸給等に関する法律によつて規定され、政府職員の新給與実施に関する法律の適用を受けておらなかつたのであるが、給與に関する方針の統一を図る上からも、速かにこれを特別法から一般法へ切替えることが必要である。よつて人事院は、検察官の俸給等に関する法律（昭和二二年法律第七六号）を廃止し、その俸給については、別表Gに示す給與額の通りに改訂することを勧告する。なおこの改訂を実施する際には、別表Aの規定に従うべきである。

（一三）　人事院は、国家公務員の福祉及び利益を保護するため、以上の各項目にわたり勧告を行うものであるが、今後においても、常に調査研究を行い、職員の給與に関し公正適切なる措置をとるよう、一層科学的資料の収集に努め、これを基礎として、給與額表を作成し、国会及び内閣に対して適当な勧告を行うはずである。

別表　A

新標準給與額への切替規程

（一）　職員の新俸給額は、現行の俸給表の月額に対応する別表B－1・B－2及びGに掲げる新俸給額とする。

（二）　前項の規定によつて職員は、別表C・D・E・F及びHの俸給表の適用をうけるものとする。なお、別表C乃至Fの級別俸給表の適用をうける職員にあつては、その属する職務の級は変更されない。

（三）　職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえた場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給額を支拂うものとする。

（四）　前項に規定する新俸給額をうける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は昇給しない。

（五）　職員の新俸給額が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級の幅の中で、この切替により従来の号俸と異なる場合には、新しい号俸によるものとする。

別表B－1

俸給の新旧切替表

（以下すべて単位は円とする）

号俸	現在の俸給額	新俸給額
一	二、四〇〇	三、四二五
二	二、四七〇	三、五一四
三	二、五四一	三、六〇六
四	二、六一三	三、七〇〇
五	二、六八八	三、七九六
六	二、七六五	三、八九五
七	二、八四四	三、九九七
八	二、九二六	五、一〇一
九	三、〇〇九	四、一〇八
一〇	三、〇九六	四、二一七
一一	三、一八四	四、四三〇
一二	三、二七五	四、五四五
一三	三、三六九	四、六五二
一四	三、四六六	四、七八五
一五	三、五六五	四、九一〇
一六	三、六六七	五、〇三八
一七	三、七七二	五、一六九
一八	三、八八〇	五、三〇五
一九	三、九九一	五、四四二
二〇	四、一〇五	五、五八三
二一	四、二三三	五、七二九
二二	四、三四四	五、八七八
二三	四、四六八	六、〇三二
二四	四、五九六	六、一八八
二五	四、七一七	六、三四九

号俸	現在の俸給額	新俸給額
二六	四、八三三	六、五一五
二七	五、〇〇三	六、六八五
二八	五、一五五	六、八五九
二九	五、二九二	七、〇三七
三〇	五、四四四	七、二二一
三一	五、六〇〇	七、四〇九
三二	五、七八〇	七、六〇三
三三	五、九六〇	七、八〇〇
三四	六、一四四	八、〇〇三
三五	六、三二九	八、二一一
三六	六、五四八	八、四二五
三七	六、七三三	八、六四五
三八	六、八三三	八、八七〇
三九	七、〇一八	九、一〇一
四〇	七、二一九	九、三三八
四一	七、四二六	九、五八一
四二	七、六三八	九、八三一
四三	七、八五七	一〇、〇八七
四四	八、〇八二	一〇、三五〇
四五	八、三一三	一〇、六一九
四六	八、五五一	一〇、八九六
四七	八、七九六	一一、一八〇
四八	九、〇四七	一一、四七一
四九	九、三〇六	一一、七七〇
五〇	九、五七三	一二、〇七七
五一	九、八四七	一二、三九一

号俸	現在の俸給額	新俸給額
五二	一〇、一二九	一二、七一四
五三	一〇、四一九	一三、〇四五
五四	一〇、七一七	一三、三八五
五五	一一、〇二四	一三、七三四
五六	一一、三三九	一四、〇九二
五七	一一、六四九	一四、四五九
五八	一一、九八八	一四、八三五
五九	一二、三四一	一五、二三三
六〇	一二、六九五	一五、六一八
六一	一三、〇五八	一六、〇一五
六二	一三、四三二	一六、四四三
六三	一三、八一六	一六、八七一
六四	一四、二一二	一七、三一〇
六五	一四、六一九	一七、七六一
六六	一五、〇三七	一八、二二四
六七	一五、四六七	一八、六九九
六八	一五、九二〇	一九、一八六
六九	一六、三六五	一九、六六六
七〇	一六、八二四	二〇、一九八

別表B－2

一五級の俸給の新旧切替表

現在の俸給額	新俸給額
一八、三一〇	二一、八一八
一九、九四〇	二三、五六八
二一、二〇〇	二五、四五九
二二、四六〇	二七、三五〇

別表C

一般俸給表

級＼号	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一	三、四二五	三、五二四	三、六〇六	三、七〇〇	三、七九六	三、八九五					
二	三、六〇六	三、七〇〇	三、七九六	三、八九五	三、九九七	四、一〇一	四、二〇八	四、三一七	四、四三〇	四、五四五	
三	三、九九七	四、一〇一	四、二〇八	四、三一七	四、四三〇	四、五四五	四、六六三	四、七八五	四、九一〇	五、〇三八	
四	四、四三〇	四、五四五	四、六六三	四、七八五	四、九一〇	五、〇三八	五、一六九	五、三〇三	五、四四三	五、五八三	
五	四、九一〇	五、〇三八	五、一六九	五、三〇三	五、四四三	五、五八三	五、七二九	五、八七八	六、〇三二	六、一八八	
六	五、七二九	六、八七八	六、〇三二	六、一八八	六、三四九	六、五一五	六、六八五	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九
七	六、六八五	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九	七、六〇三	八、〇〇	八、二一二	八、四二五	八、六四五	
八	七、六〇三	七、八〇〇	八、〇〇三	八、二一二	八、四二五	八、六四五	八、八七〇	九、一〇一	九、三三八	九、五八一	
九	八、六四五	八、八七〇	九、一〇一	九、三三八	九、五八一	九、八三二	一〇、〇八七	一〇、三五〇	一〇、六一九	一一、一八〇	
一〇	一〇、〇八七	一〇、三五〇	一〇、六一九	一一、一八〇	一一、四七二	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一			
一一	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一	一二、七二四	一三、〇四五	一三、三八五	一三、七三四				
一二	一三、三八五	一三、七三四	一四、〇九二	一四、四五九	一四、八三五	一五、二一九	一五、六一八				
一三	一五、二一九	一五、六一八	一六、〇三五	一六、四四三	一六、八七〇	一七、三一〇	一七、七六二				
一四	一七、七六二	一八、二三四	一八、六九九	一九、一六六	一九、六六六	二〇、一九八					
一五	二一、八二八	二二、五六八	二三、四五九	二四、三五〇							
一六	二五、〇四五	二五、九四〇	二六、八五〇	二七、七九〇							

別表D

税務職員及び経済調査官級別俸給表

級＼号	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一	三、九九七	四、一〇一	四、二〇八	四、三一七	四、四三〇	四、五四五	四、六六三	四、七八五	四、九一〇		
二	四、六六三	四、九一〇	五、一六九	五、四四三	五、七二九	六、〇三二	六、三四九	六、五一五			
三	五、七二九	六、〇三二	六、三四九	六、五一五	六、六八五	七、〇三七	七、二三二				
四	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九	七、六〇三	八、〇〇	八、二一二	八、四二五			
五	八、〇三	八、二一二	八、四二五	八、六四五	八、八七〇	九、一〇一	九、三三八	九、五八一	九、八三二		
六	九、一〇二	九、五八一	九、八三二	一〇、〇八七	一〇、三五〇	一〇、六一九	一一、一八〇	一一、四七二	一一、七八〇		

別表E

警察職員、海上保安庁職員及び刑務職員級別俸給表

級＼号	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一	四、九一〇	五、〇三八	五、一六九	五、三〇三	五、四四三	五、五八三	五、七二九	五、八七八	六、〇三二	六、一八八	六、三四九
二	六、〇三二	六、三四九	六、五一五	六、六八五	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九	七、六〇三	七、八〇〇	
三	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九	七、六〇三	七、八〇〇	八、二一二	八、四二五			
四	七、八〇〇	八、二一二	八、四二五	八、六四五	九、一〇一	九、五八一	一〇、〇八七	一〇、六一九			
五	九、一〇一	九、五八一	一〇、〇八七	一〇、六一九	一一、一八〇	一一、四七二	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一	一二、七二四	
六	一〇、六一九	一一、一八〇	一一、四七二	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一	一二、七二四				
七	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一	一二、七二四	一三、〇四五	一三、三八五	一三、七三四				
八	一二、三九一	一二、七二四	一三、〇四五	一三、三八五	一三、七三四	一四、〇九二	一四、四五九	一四、八三五			
九	一三、〇四五	一三、三八五	一三、七三四	一四、〇九二	一四、四五九	一四、八三五					

別表F

船員級別俸給表

級＼号	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	三、九九七	四、一〇一	四、二〇八	四、三一七	四、四三〇				
二	四、二〇八	四、三一七	四、四三〇	四、五四五	四、六六三	四、七八五	四、九一〇		
三	四、六六三	四、七八五	四、九一〇	五、〇三八	五、一六九	五、三〇三	五、四四三	五、五八三	五、七二九
四	五、四四三	五、七二九	六、〇三二	六、一八八	六、三四九	六、五一五	六、六八五	六、八五九	七、〇三七
五	六、三四九	六、五一五	六、六八五	六、八五九	七、〇三七	七、二三二	七、四〇九	七、六〇三	七、八〇〇
六	七、三三二	七、四〇九	七、六〇三	七、八〇〇	八、〇〇三	八、二一二	八、四二五		
七	八、二一二	八、四二五	八、六四五	八、八七〇	九、一〇一	九、三三八	九、五八一	九、八三二	
八	九、五八一	九、八三二	一〇、〇八七	一〇、三五〇	一〇、六一九	一一、一八〇			
九	一一、一八〇	一一、四七二	一一、七八〇	一二、〇七七	一二、三九一				

一〇	二三、〇七〇	二三、三九二	二三、七二四	二三、〇四五	二三、三八五	二三、七二四	
一一	二三、七三四	二四、〇九二	二四、四五九	二四、八三五	二五、二三三	二五、六一八	
一二	二五、六一八	二六、〇三五	二六、四四三	二六、八七一	二七、三一〇	二七、七六一	

別表G

検察官の俸給の新旧切替表

副検事	検事	現在の俸給額	新俸給額
八号		五、七六〇	八、〇〇三
七号	一二号	六、六三三	八、八八〇
六号	一一号	七、六三八	九、八三一
五号	一〇号	八、五五一	一〇、八九六
四号	九号	九、三〇六	一二、〇七七
三号	六号	一〇、七一七	一三、三八五
二号	七号	一二、三四一	一五、二三三
一号	六号	一四、二一三	一六、八七一
特	五号	一五、〇三七	一八、二三四
	四号	一六、四八〇	一九、六六六
	三号	一八、一〇〇	二一、二六四
	二号	二〇、〇〇〇	二三、九七〇
	一号	二二、〇〇〇	二四、八一二
特		二四、〇〇〇	二四、八〇二

検事長（東京以外）	二七、一〇〇	三〇、四八〇
東京高検検事長	二八、八〇〇	三二、〇八九
検事総長	三二、〇〇〇	三五、五六五

別表H　検察官特別俸給表

副検事	検事		
八号			八、〇〇三
七号	十二号		八、八八〇
六号	十一号		九、八三一
五号	十号		一〇、八九六
四号	九号		一二、〇七七
三号	八号		一三、三八五
二号	七号		一五、二三三
一号	六号		一六、八七一
特	五号		一八、二三四
	四号		一九、六六六
	三号		二一、二六四
	二号		二三、九七〇
	一号		二四、八一二
特			二六、八〇二
	次長検事		三〇、四八〇
	検事長（東京以外）		三二、〇八九
	東京高検検事長		三五、五六五
	検事総長		

内閣参甲第七号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

第七回国会における貴院の「農業金融疏通並びに農業協同組合育成強化に関する決議」に対し、応急金融対策について別紙のとおり報告する。

農業金融疏通並びに農業協同組合育成強化に関する決議に対する報告

応急農業金融対策

一、方針

農村における資金逼迫の傾向を改善しその農村経済に対する悪影響を防止するためには、圧縮し得べき資金需要を極力圧縮させると共に、農村、特に農業協同組合に蓄積されている資金の流動化を図り、しかもなお不足する必要資金についてはこれが供給に遺憾なきを期する必要がある。よつてこれがため左の措置を講ずる。

二、措置要領

（一）　公共事業費等財政支出金の早期支拂

災害復旧費、土地改良費、農業災害補償費、その他農村に対し支

拂わるべき財政資金の支拂を促進し、それらに関する緊急資金の需要を極力縮少すると共にそのために固定された農業協同組合等の資金の償還を容易ならしめる。

（二）　農地証券の買上

農地証券は本年度中に全額繰上げ償還の措置を講ずるが、組合系統機関保有の国債の買上をも促進する。

（三）　報奨物資滯貨の整理

農業協同組合等において滯貨となつている供出報奨用物資に関し返品及び値引を可能ならしめる措置をとり、その資金化を図る。

（四）　農業手形等の活用

営農資金については、できるだけ農業手形、繭手形、煙草手形等の活用を奨励する。

（五）　農業協同組合の経営の刷新合理化

農協資産の流動化を図ると共に外部資金の受入態勢を確立させるため、農業協同組合の経営の刷新を図る。

これがため農業協同組合法の改正により組合の財務処理の適正化のための基準を示し、且つ、組合の監査を励行すると共に、組合の事業の整理、債権の回収、余剰資金の処分、経費の節約等に関し、極力自力経営刷新策の樹立実行を勧奨指導する。

右に関する行政庁及び農協指導関係機関の活動費については必要な予算措置を講ずる。

（六）　農林中央金庫の担保力の拡大

農業協同組合を通じての資金需要に応ずるための資金確保を容易ならしめるため、組合及び連合会において分散保有する国債等の農林中央金庫への集中化を図ると共に、同金庫の増資について自己増資は勿論、見返資金による引受についてもその実現を促進する。

（七）　公共資金の農林中央金庫等への預託

預金部資金其他の政府資金の農林中央金庫への預託を図ると共に、地方自治体における資金の地元信連等への預託を図る。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査は終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年十二月三日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　星野　芳樹
宮城タマヨ　鬼丸　義齋
遠山　丙市　鈴木　安孝
松村眞一郎　松井　道夫

経過概要

本委員会は、検察及び裁判の運営等に関する調査について、第五国会以来「昭和電工事件」「佐々木松夫事件」「集団暴力事件」について調査を進めてきたが、各事件はいずれも事案が大複雑であり、且つ愼重を要するので、本委員会においては、昭和二十四年五月三十一日議院の議決を経て、右三件の他「柳河・香月町事件」「岐阜事件」「青少年犯罪の一般状況とその処理」について閉会中も会議を開き、証人を喚問し或は現地に議員、専門員を派遣する等鋭意調査を進めてきたところ、「昭和電工事件」「集団暴力事件」「柳河事件」「香月町事件」「岐阜事件」の五件について一応の結論を得るに至つたのである。

しかるに「佐々木松夫事件」「柳河・香月町事件」「岐阜事件」はいずれも暴力団の特殊事件として、「集団暴力事件」の一環としてその綜合的結論の資料とすべきものであるので、この三件は「集団暴力事件」中に織込んで一件とし、「昭和電工事件」と共にこれをここに報告する次第である。

なお、これら事件の調査は、第三回国会以来四十数回にわたり委員会若しくは小委員会又は委員打合会を開会し、百余名に上る証人の証言を求め、或は現地に出張する等関係資料の蒐集に当つて愼重且つ精密になし、その結論において検察及び裁判の運営に寄与するところ大なるものがあつたことを確信する次第である。

なお、「青少年犯罪の一般状況とその処理」に関する調査は未だその結論を得るに至らなかつたので、その他の必要な調査と共に第七回国会においても引続き調査を進める予定である。

昭和電工事件

昭和二十三年五月二十五、六日昭和電工本社に対する一齊捜索に幕を開き、同年十月十五日遂に芦田内閣を瓦解させるに至つたいわゆる昭和電工事件は、昭和政治史における一大疑獄事件として日本は勿論、全世界の脚光をあび、それは敗戦日本の政界、官界、財界にひろく、且奥深く根をはつた法律べつ視、無秩序、道義たい敗、自主性の喪失等の積弊が表面化したものとして、もろ〳〵の角度からあらゆる意味において注視と批判の的となつたのである。

そして、この事件が政治問題、刑事問題化する虞れを感ずるや、昭電関係者はその財力と社会的地位とによつて、各方面に対しあらゆる手をうち、事件表面化の阻止、拡大化の防止につとめ、非民主的な多くの秘密工作が行われたといわれるに至つた。そこには、右の如き敗戦後の日本社会のもつ多くの醜悪さに特色づけられるものがあると考えられるのである。かくて、本件に関する司法警察及び検察の遂行に関して幾多の疑惑を生むに至つたので、当委員会としては検察及び裁判の運営に資する面において、本件を調査せんとするものである。

第二、調査の経過

一、昭和電工事件の捜査に関して、警視庁及び検察庁の職員中に昭和電工関係者から饗応をうけ、或は金品を收受したとの声が昭和二十三年九月頃から表面化し、それと共に若干の検事が責を負うて辞表を出したということが伝えられた。そこで、当委員会では同年十月最高検察庁に対しその経過の報告を求め、窪谷東京高等検察庁次席検事、国宗検務局長その他検事数名に関する顛末書、上申書及び昭電関係者の聽取書謄本等の送付をうけてその大要を窺い知つたが、当時未だ昭電事件の捜査は最高頂にあつたので、その活動を妨げ或は各方面に悪影響を及ぼすことを慮つて、一応同事件の捜査終了をまつことにした。かくて、昭和二十三年十二月末を以て、同事件の捜査が打切られることと決定したので、同月下旬より本件の調査に着手し、一面において専門員及び調査員をして捜査記録の調査その他書証類の蒐集及び、関係人からの事情聽取を行わせると共に、他面これらの調査の進行に応じて順次判明してきた主要証人を当委員会に喚問して証言を求め、その他関係証人の病気等によつて若干の遅延を来したが昭和二十四年四月末を以て調査を結了したのである。

一、しかして、調査の内容は次の通りである。

当委員会において、証人として喚問した者は、日野原節三以下合計二十一名、専門員及び調査員をして事情を聽取させた関係人は、松坂広政以下合計三十一名である。

さらに、事件の全貌については、東京地方検察庁伊尾検事、羽中田検事より口頭にて説明を聽取し、これに基いて、昭電事件捜査記録中必要部分の要旨を調査員をして、抜萃の上報告させたが、該報告中に関係者二十四名の聽取書、機密費收支一覧表、饗応関係一覧表、物品贈與関係一覧表、料亭柱における警視庁関係遊興一覧表がある。

ついで、法務総裁を通じて、重政誠之他六名の聽取書、東京高等検察庁次席検事窪谷朝之他五名の検察官の顛末書及び始末書の各謄本、東京地方検察庁昭和二十四年二月五日附発表の昭和電工事件概要報告書、昭電事件関係被告人全員の逮捕状及び公訴請求書の各謄本を取寄せ、調査員をして昭和電工事件に関する当初よりの新聞記事を精査させて数十葉

を蒐集整理させた。

その詳細は別冊調査資料の通りである。

昭和電工事件の概要

第一、昭和電工株式会社の沿革

昭和電工は故森矗昶の創業にかかる会社であつて、昭和十四年六月当時ともに森の傘下にあつたアルミニウムの日本電気工業と肥料の昭和肥料とが合併し昭和電工となつたものであり、その資本金は二億四千四百万円、排込資本金一億五千二百五十万円、資産総額三十数億円と称せられ全国に十六工場、事業場があり従業員総数一万六千名で文字どおりわが国屈指の綜合的化学工業会社である。同会社は昭和二十一年五月十三日制限会社に指定され同年八月十五日特別経理会社の指定を受け更に同年十二月七日持株会社に指定された。

第二、日野原節三の昭和電工入社事情

一、日野原節三の略歴

日野原は明治三十六年山梨県の生れで一高を経て昭和二年に東大法学部を卒業した。後に復金理事として日野原を昭和電工社長に推薦しその後興銀副総裁に就任した二宮善基とは一高時代の級友である。日野原は大学卒業後常磐生命に入社しその後大多喜天然瓦斯営業部長、日本自動車道路専務、昭和化成工業社長、秩父木材工業社長を歴任しその間義兄菅原通済の主宰する鉄道工業の代表取締役として在任していた。次いで昭和二十年六月当時の内閣書記官長迫水久常その他の斡旋で日本水素工業の取締役に就任し、その後当時の日本肥料株式会社理事長重政誠之の斡旋で同社の所有していた日本水素株二十一万七千株を肩替りして昭和二十一年七月日本水素工業社長に就任した。

同社は元来硫安、硫酸、メタノールの製造会社であつたが戦時中はメタノール一本に集中された。平取締役から一躍社長に就任した日野原は同社を戦時中のメタノール製造から硫安製造工業へ転換すべくその建設に当つたが未だ硫安の生産を見ぬうちに昭和電工社長に就任したのである。後に興銀副総裁として日野原を昭和電工社長に推薦した一人である末広幸次郎は昭和十三、四年頃日本曹達の常務としてその子会社である日本水素工業の取締役を兼ね同社の建設に当つた関係で日本水素の成行、従つて又日野原の行動については格別の関心を持つていた者である。

昭和二十二年三月二十八日日野原は昭和電工の社長に就任した。前社長森矗昶は同年一月四日の公職追放令の枠に入つており、その退陣は予期されたところであつたがその後任社長に全然社外のしかも当時一部業界にしか存在を知られていなかつた日野原が突如として就任したので一部には奇異の感を抱いた者もあつた。

二、日野原節三の電工入社事情

日野原の電工入社事情について当時の関係者の検事に対する陳述と衆議院の不当財産取引調査特別委員会に於ける証言を綜合してみると次の通りである。

（一）昭和二十二年三月上旬頃当時興銀理事であつた栗栖赳夫と復金理事であつた二宮善基は司令部アンチトラスト課のザイビユラー少佐に呼ばれて昭和電工その他の融資会社に対する監督が不十分であるとの警告を受けた。数日後二宮は再びザイビユラー少佐に会つたが、その際同人から昭和電工の経理が不十分であること、昭和電工の社長は交替すべきであること等の話を聞いて帰つた。

（二）日野原は予てから化学工業の所謂メッカとしての硫安工業に、従つて又昭和電工に異常な関心を持つて居り、その前後頃近く電工社長の更迭が行われるかも知れないという情勢を察知し二宮に司令部に対し自分を後任社長として推薦して呉れと申入れた。その後同月中旬頃一関係当局者から司令部が興銀に対して昭和電工の後任社長候補者の推薦方を依頼して来ることになつていると聞き早速二宮にその旨伝え重ねて自分をその選に入れて呉れと依頼した。そこで二宮は選考の条件として、財閥に関係のないこと、化学工業に経験のあること、社長級であること、老朽者でないこと等を挙げこの条件で選考するについて関係当局の意嚮を尋ねてくれと日野原に依頼した。之に対して日野原は別段関係当局の意嚮を尋ねることはしなかつた。

（三）一方二宮は関係当局からの指示、連絡を待たずに当時の興銀副総裁末広幸次郎に対し前記の条件で後任社長の選定を考慮して欲しいと進言し、その翌日末広と二宮は協議の上後任社長として日野原、保土ヶ谷化学社長磯村乙巳及信越化学副社長今井文平の三人を選定し、関係当局及持株会社整理委員会にリストを提出した。リストを持つて行つたのは栗栖赳夫である。そしてこの三人の中磯村、今井両氏は就任困難との見透しの上でリストに登載された。

（四）同月二十二日持株会社整理委員会は司令部アンチトラスト課のバークレー・ヘンダーソン氏及びサイビユラー少佐から昭和電工に新社長を入れなければならないとの命令を受けたので、同委員会の笹山委員長は即日復金に二宮を訪ね前記のリストに基いて候補者に具体的に折衝してくれと申入れた。そこで二宮は一応念の為日野原に昭和電工社長に就任出来る事情にあるかどうかを訊した。日野原はこれを受諾すると共に自ら同月二十五日持株会社整理委員会に笹山委員長を訪ね電工社長就任を内諾する旨伝え協力方を求めた。

（五）同月二十六日末広、二宮は笹山の要請に基き、昭和電工常務市村寅之輔を興銀に招致し債権者として日野原を後任社長に推薦し度いと申入れ承諾方求めたが市村はこれを拒否したので、同日持株会社整理委員会に於て笹山委員長より更に市村に対して従来の経過を説明し、日野原を昭和電工の社長に就任せしめることは持株会社整理委員会の指図であり且又司令部の指図である旨を伝えて日野原の社長就任を受諾するよう要請し、市村は已むなくこれを受諾した。この会見には末広、二宮の外持株会社整理委員会監理部長植村成が立会つた。その結果同月二十八日の株主総会に於て日野原は昭和電工の社長に選任された。

第三、昭和電工の融資の経過

昭和二十二年三月二十八日日野原が社長に就任した当時、既に昭和電工では復興金融金庫より約五億円の第一次融資をうけて、罹災工場の復旧を急いでいた。しかし、インフレーションの進行度が予想外に急テンポであることと、融資の時期的ずれと相まつて復興費は遙かに予算を超過することとなつたので、日野原も社長就任と共に企業の復興のためには適時に必要な資金を確実に獲得するの他なく、それにはあらゆる手段を講ぜねばならないと決意した。かくて、資金獲得に盡力の結果二十二年七月中旬に総額五億五千万円の第二次融資をえ、第三次融資総額十二億八千四百万円については同年十一月十二日に日本側の許可、十二月七日に総司令部側の許可をうけ、結局、その融資は合計で二十二億余円となつたのである。

第四、捜査経過

一、捜査の端緒

昭和二十二年三月二十八日日野原節三が日本水素工業株式会社々長より昭和電工の社長に就任後同会社では復興金融金庫より巨額の融資を受けて来たが、その融資が

不当で会社の経理にも不正があるとの風評があり同年八月八日に至り衆議院鉱工業委員会化学工業小委員会に於て同院議員稻村順三からこの点に関する質疑が行われた。その後も復金の一般融資問題と関連し屢次に亘り国会に於て同一の問題が論議せられ雑誌、新聞紙上にもこの問題が取り上げらるるに至り昭和二十二年十二月警視庁においては進んでその内偵を開始し、一方検察庁としても本件の実相を究明し犯罪の有無を検討するの必要があると思料し昭和二十三年一月警視庁捜査第二課と協力し内偵を継続したが確証を摑むことは容易でなかつた。同年五月十四日に至り昭和電工が土建業者近藤組（経営者近藤貞一郎）から約二百四十万円の架空の領収書を徴している事実が判明し、その金が昭和電工の機密費その他に不正に支出されている疑が生じた。之を契機として一挙に背任若しくは横領として会社の経理関係の究明に入るべきか否かにつき検討したが特に愼重を期し更に内偵を続けることとなつた。之より先別に同月十一日警視庁生活課より昭和電工富山工場及大町工場のカーバイト横流に関する経済事件が送致され捜査中であつたが同事件が本社の指示に基く違反であるとの疑があつたので昭和電工本社の捜索を行うこととなつた。

二、昭和電工本社の捜索と商工省官吏の検挙

かくて昭和二十三年五月二十五日及二十六日の両日に亘り昭和電工本社に対し捜索を行い帳簿、伝票、その他を押収したので、この機会に併せて昭和電工の経理関係の不正をも究明することとし押収証拠品の検討を始めた。その結果数千万円に上る経理の不正があることが判明した外社長秘書の秘密扱ノート中に商工省化学肥料部化学肥料第二課硫安班長の商工技官（二級）津田信次に対し金品を贈與した旨の記載があり瀆職事犯の伏在する疑が生じた。そこで六月七日同技官及昭和電工社長秘書砂原季也の両名の任意出頭を求め取調べた結果日野原社長が津田技官の住宅を修理し六万余円の修理代金を支拂つてやつた外日野原社長より同技官に対し四、五万円の現金を贈與していることが判明したので即日津田、砂原の両名を逮捕し次いで同月十五日社長秘書佐藤周三を検挙した。その間商工省化学肥料第二課長野見山勉に收賄の疑が生じたので同月十六日同課長の任意出頭を求め取調べたところ日野原社長より数万円の現金を收賄していることが判明し同様即日逮捕して捜査を進めた。

三、日野原社長以下昭和電工幹部と市中銀行職員の検挙

以上收賄側二名及社長秘書二名の取調べに依つて日野原社長の贈賄の嫌疑が濃厚になつたので愼重検討の結果同社長の逮捕を決定し同月二十三日その逮捕を見ることとなつた。爾来同人並びに関係人の取調を行う一方帳簿等に基き経理関係の不正の究明を鋭意行つた。その間三和銀行銀座支店次長橋本晴之助が昭和電工総務部長藤井孝から貸付融資等に関連し收賄していることが判明し七月七日同人を逮捕し七月十七日に藤井孝を逮捕するに至つた。次いで八月二日同会社財務部長鳥巣正之及同経理課長岡崎一雄を、同月九日総務部次長吉田清彦等を制限会社令違反等の嫌疑で検挙する一方藤井孝から收賄したと認められる安田銀行貸付第二課長横山彰を八月五日に、三和銀行銀座支店長横田昇を同月十八日に、同支店次長樋口俊二を同月二十三日に、安田銀行札幌支店長（元本店融資部長）建部勝を同月二十七日に夫々逮捕した。

四、重政誠之の検挙より栗栖赳夫の検挙迄

同年九月二日捜査陣を拡大強化し特別捜査本部を設置した。その間日野原社長の取調に依り官界、政界、財界に亘り広範囲に贈賄している事実が漸次判明して来たので九月十日元農林次官重政誠之及安田銀行常務取締役丸山二郎を、九月十三日には大蔵省主計局長福田赳夫を夫々收賄嫌疑で検挙し、次いで九月十七日には昭和電工事件揉消運動費の名義で重政より多額の金員を詐取した松下権八を逮捕し、又重政より国会方面への諒解運動の報酬として金員を受領した元日本自由党員松岡松平及衆議院議員大野伴睦を夫々同月十七日及十九日に逮捕した。更に同月二十一日には興銀副総裁二宮善基を收賄嫌疑で逮捕し次いで同人及日野原社長等の供述に基き経済安定本部総務長官元大蔵大臣栗栖赳夫の收賄嫌疑が明らかになつたので遂に同月三十日同人及その秘書官三ツ本常彦を逮捕するに至つた。

五、栗栖赳夫検挙より芦田均逮捕迄

栗栖赳夫の取調に依り同人の政治資金の出所が逐次判明したがその内瀆職と認められるものを検挙することとし、十月五日衆議院議員小沢專七郎、同月十二日床板製造販売業岡直樹、同月十四日日本建材工業株式会社々長武田要輔、同月十六日東洋曹達株式会社々長貞永敬甫、同月二十日弁護士元内閣書記官長迫水久常、同日中内商事株式会社々長中内幾太郎を夫々栗栖に対する贈賄嫌疑で検挙した。尚その間日野原社長及藤井総務部長等の取調べにより社会党書記長前内閣官房長官国務大臣西尾末広が昭和電工より收賄した嫌疑があつたので十月六日同人をも逮捕するに至つた。

一方岡直樹の取調べに依り同人が前内閣総理大臣芦田均に対し床板代金の政府支拂その他に関連し百万円を贈賄していることが判明し瀆職事犯ありとの嫌疑があつたので先ず十一月二日元総理大臣秘書官下河辺三史を逮捕し、次いで十一月二十七日に至り衆議院に対し收賄側である芦田均及岡の贈賄の共犯者である衆議院議員北浦圭太郎同川橋豊治郎の三名の逮捕許諾方を要求した。

而して院の許諾に基き十二月七日右三名を逮捕し捜査を進めた。尚芦田均その他の取調べに依り更に同人が政府支拂その他に関連し衆議院議員梅林時雄からも收賄している事実も判明したので十二月二十四日同人を逮捕し同月二十七日その共犯者綾部健太郎をも逮捕するに至つた。

六、捜査終了

その間東京拘置所、警視庁職員中に事件に関連して收賄した者あることが判明し十月八日東京拘置所戒護課長伊藤光治郎及同看守黒田庄吉、同月九日同清田登同月十五日警視庁巡査彌富次雄を検挙する等の派生事件も起つたが、同年十二月三十一日を以て主なる捜査が一応終了したので捜査本部を解散すると共に同日昭和電工事件の捜査を打切るに至つた。

第五、昭電関係刑事事件の概要

一、本件に関して、検挙せられた被疑者総数は六十四名、一法人であつて、その内訳は、

昭和電工株式会社　一

大臣　元大臣　二

国会議員　九（民主党五、元民主党一、日本自由党一、民自党一、社会党一で、右大臣三名を含む。）

元国会議員　三（元自由党二、無所属一）

官吏　一三（国会議員三を含む）

銀行員　八　昭電社員　七

一般会社員　二三（元国会議員二を含む）

その他　七（元国会議員一を含む）

二、検察庁の処分結果次の如し。

公判請求　四四　移送　二（東京区検一、軍事裁判所一）

起訴猶予　一六　嫌疑なし　三

被検挙者別拘束状況並に処分結果一覧表

氏名	年齢	職業	逮捕日	勾留又ハ保釈日	釈放又ハ保釈日	勾留期間	処理結果 処分日	処理結果 要旨	備考	罪名
津田	信英	三九	商工技官	昭三、六、一七	昭三、六、九	昭三、七、六	三八	昭三、六、一八	公判請求	三、三〇回 追起訴一	収賄
砂原	季也	三三	昭電秘書	〃	〃	〃	二一、七	一九三	〃	〃	（但八、三乃至九、二四憲兵隊拘束ヲ除ク）三、三〇回 追起訴一	贈賄 経済罰則違反（贈）同幇助制限会社令違反
佐藤	周三	〃	同	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
野見山	勉	三八	商工事務官	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、三〇回 追起訴一	収賄
日野原節三		四六	昭電社長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	（八、三憲兵隊拘束ヲ除ク）九、二四〃釈放	贈賄 経済罰則違反（贈）制限会社令違反
				九、二四	九、二四	二、三〇	五九	七、五	〃	〃	一〇、三〇回 追起訴六回	一〇、一一、一二、一七、二三、三〇（贈）制限会社令違反
橋本晴之助		四九	三和銀座支店次長	七、一	七、一〇	八、三	四五	七、一九	〃	〃	三、三〇回 追起訴一	経済罰則違反（収）公職追放令違反
佐藤	裕雄	四八	光電器社長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	商法違反
大橋	策郎	三九	光電器専務	七、一五	七、一七	七、三	七、三〇	〃	起訴猶予	〃	〃	同
中村	義人	四六	南日本銀行代表取締役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	同
藤井	孝	四一	昭電総務部長	〃	〃	〃	〃	〃	公判請求	憲兵隊拘束ヲ除ク、一〇、一二、三〇（贈）制限会社令違反	（但八、三乃至九、二四憲兵隊拘束ヲ除ク）三、三〇回 追起訴一	贈賄 経済罰則違反 制限会社令違反
				〃	〃	〃	二六	七、一九				
鳥巣	正之	四五	昭電財務部長	八、三	八、五	〃	一四一	八、一四	〃	三、三〇回 追起訴一		

氏名	年齢	職業	逮捕日	勾留又ハ保釈日	釈放又ハ保釈日	勾留期間	処理結果 処分日	処理結果 要旨	備考	罪名
岡崎	一雄	四九	昭和電工経理課長	〃	〃	〃	二三、三〇	二五八	〃	三、三〇回 追起訴一	同
横山	彰	四三	安田貸付課長	〃	五、七	九、三	二八	〃	一六	二、三〇回 追起訴一	経済罰則違反（収）
吉田	清彦	四〇	昭電総務部次長	〃	九	〃	一三	〃	一五	三五	〃	二、三〇回 追起訴一	贈賄 制限会社令違反
横田	昇	四二	三和銀座支店長	〃	一八	〃	二二	八、三〇	〃	一〇、二三、一七	〃	経済罰則違反（収）
樋口	俊二	四三	三和銀座支店次長	〃	二三	〃	二六	九、四	〃	九、四	〃	同
建部	勝五〇		安田融資部長	八、一七	八、三〇	四、九	一〇〇、一〇	四	〃			
重政	誠之	五二	農林次官会社員	九、一〇	九、一〇	一、三	七四	九、一八	〃	二、三〇回 三、三一 追起訴二回	経済罰則違反（収）公職追放令違反
丸山	二郎	四七	安田常務	〃	〃	二二、一二	六六	〃	二〇	一〇、一二回 追起訴一	経済罰則違反（収）
福田	趙夫	四四	大蔵省主計局長	〃	一三	〃	一六	六六	〃	三	〃	収賄
松下	権八	五九	会社員	〃	一七	〃	一七		四六	〃	二五	〃	詐欺
金子	太郎	五七	秩父木材社長	八、七	八、七	九、一五		三八	八、一六	〃	〃	物価統制令違反
松岡	松平	四五	弁護士	九、一七	九、一七	一〇、三		三七	九、二五	〃	〃	公職追放令違反
森田	寅造	四四		八、二	八、三	八、一三		一〇	八、一三	〃	〃	物価統制令違反並食糧管理法違反
畔上てるの		四三	待合料理店	九、一七	九、一七	九、二五		九二、一	五	〃	〃	政令違反（料飲）
畔上	実三	四	待合支配人	〃	〃	〃		九	〃	〃	〃	同
大野	伴睦	五九	衆議院議員	〃	一九	九、一九	一〇、一九	三二	九、二八	〃	〃	収賄
二宮	善基	四五	興銀副総裁	〃	二	〃	二三、八	七九	〃	三〇	一〇、一二起訴一回	二、三〇 追	収賄 経済罰則違反（収）
栗栖	趙夫	五四	安本長官参議員	〃	三〇	〃	一	六三	二〇、九	〃	二、三〇回 追起訴一	同
三ツ本常彦		三九	安本長官秘書官	〃	〃	〃	三	六五	〃	〃	同上	収賄幇助
日野原信五		三八	医師会社員	一〇、五	一〇、五	一一、一三		三九、四〇、一四	〃	（横領嫌疑ナシ）三、三〇（一三、三〇追起訴一回）		贈賄横領
小沢專七郎		四四	衆議院議員	〃	〃	一二、六		六三	〃	〃		贈賄
西尾	末広	五八	〃	〃	六	〃	六一、一〇		三六	〃	一五	〃	収賄
佐藤	昇	三七	会社員	〃	〃	〃	一〇、一五		一〇二、三〇	起訴猶予		贈賄幇助
福家	俊一	三七	同	〃	八	〃	一七	一〇	〃	〃		同

伊藤光治郎	五三	東拘戒護課長	一〇、八一〇、九二、二九	五三一〇、一四	公判請求	収賄			
黒田　庄吉	五〇	東拘看守	〃　〃　〃　〃	〃　〃　〃　〃	〃　〃	同			
清田　登	三二	〃	〃　〃　〃　〃	一〇、一八	一〇、三〇	起訴猶予	同		
岡　直樹	五四	岡組社長	〃　一三　〃　一三、二五	七五一〇、三	公判請求	三、六、一三、三〇 追起訴一回	追贈賄		
丸山　四郎	四三	会社員	〃　一四　〃　一四　一〇、三	一〇、三〇	起訴猶予	横領			
弥富　次雄	二六	巡査	〃　一五　〃　一六　〃　一五	一〇、一〇、三五	軍事裁判所ニ移送	収賄			
貞水　敏甫	五四	東洋曹達社長	〃　一六　〃　〃	一〇、三〇	起訴猶予	贈賄幇助			
荻原　庄作	四三	会社員	〃　一八　〃　一九　〃　二三	五三、三〇	犯罪ノ嫌疑ナシ	贈賄			
迫水　久常	四七	弁護士	〃　二〇　〃　二〇、二六	三八一〇、二九	公判請求	同			
中内幾太郎	五〇	中内商船社長	〃　〃　三、六	四八　〃　〃	二、三〇 追起訴一回	同			
下河辺三史	三四	無職	三、二三、二三、二七	五六二、一二	三、一六 追起訴一回	収賄収賄幇助			
丹羽　五郎	四二	会社員	〃　八　〃　八二、一七	一〇、三〇	起訴猶予	臨時物資需給調整法違反幇助			
末広幸次郎	五八	貝島炭鉱副社長	〃　一七　〃　一七　〃　二六	一〇　〃	公判請求	議院における偽証			
武田　要輔	四六	日本建材社長	一〇、一四　一〇、一四二、二九	四七一〇、三	〃　〃	贈賄			
清田　林蔵	五二	日洋化学社長	二、三〇二、三〇二、一九	一〇、三〇	起訴猶予	商法違反、公正証書原本不実記載行使			
菅原　通済	五四	鉄道工業会長	三、六三、六三、一五　三、一五　〃　二四	一〇　〃	〃　〃	公正証書原本不実記載行使偽証			
北洞　博俊	三九	安田管理課長			犯罪ノ嫌疑ナシ	経済罰則違反（収）			
芦田　均	六二	衆議院議員	三、七三、七三、二九	二三一、一六	公判請求	三、一六 追起訴一回	収賄、公正証書財産税法違反		
北浦圭太郎	六二	〃	〃　〃　〃　三〇	二四	〃　〃				
川橋豊治郎	六六	〃	〃　〃　〃　〃	二四	〃　〃				
山家　克巳	五二	民主党事務長	三、一九　三、一九　三、一七	九二、三〇	起訴猶予				
梅林　時郎	四二	衆議院議員	〃　二四　〃　二四　昭二四、一、一二	一九　〃　三一	公判請求				

大滝亀代司	五一	〃	〃	〃	〃	〃	犯罪ノ嫌疑ナシ	収賄	
綾部健太郎	五九	会社員	〃　二七	〃　三五	昭二三、三、三〇	六	〃	公判請求	贈賄
谷山　輝雄	四三	弁護士	九、一五	九、一五	昭二四、一、一二	一六	〃	起訴猶予	証憑湮滅
倉岡　封利	四八	会社員	九、一五	九、一五	九、一五	一	〃　三〇	東京区検へ移送	経済（贈）罰則違反
池田栄三郎	四二	運輸事務官					〃	起訴猶予	収賄
白川　富雄	三四	会社員					〃	〃	経済罰則違反（贈）
木下　太郎	四一	〃					〃	〃	〃
合計六十四名									

平均勾留日数　四〇、〇八五

但し拘束した検挙者五十九名にて二、三六五日を除したるもの

三、昭和電工事件に関し、検察庁において捜査の結果犯罪の容疑あるものとして起訴せられた事実の大要次の如し。

（一）事件の本筋である各種の瀆職事犯（但し、直接昭電に関係のないものも含まれている。）

(1) 日野原節三を中心とするもの

贈賄者	犯罪の時	犯罪の場所	賄賂の種類	相当額（円）	職業	収賄者	趣旨	備考
日	二・七	世田谷区松原町	株券一万株	一、〇〇〇、〇〇〇	日本肥料理事長	重政誠之	日本水素株式譲渡、日本水素社長就任及び融資等に関する便宜供与の謝礼	
	二・八―二・二〇頃	重政自宅	現金	一、〇〇〇、〇〇〇				
	二・二	大田区南千束		一〇〇、〇〇〇			昭電社長就任に付尽力した謝礼並びに復金融資等に関する便宜供与の謝礼	
	二・三	栗栖自宅	現金	五〇、〇〇〇	大蔵大臣	栗栖赳夫		
	二・九	大蔵大臣官邸		三〇〇、〇〇〇			復金興銀よりの融資等に関する便宜供与の謝礼	二宮善基、大蔵大臣秘書官三ツ本を介す
	二・四―六	杉並区永福町二宮自宅	家屋修理	一四七、〇〇〇				
	二・七―二・一〇頃		現金	二四、〇〇〇				
	二・七下旬			五〇、〇〇〇				
	二・二	日本興銀	合背広服一着	二〇〇、〇〇〇	復金理事	二宮善基	融資等に関する便宜供与の謝礼	
	二・九			二六、〇〇〇	日本興銀副総裁			
	二・一		多背広服一着	一六、〇〇〇				
								山本金壽を介す

(2)　藤井孝を中心とするもの

贈賄者	犯罪時	犯罪の場所	賄賂の種類	相当額	職業	收賄者	趣旨	備考
藤井孝	三・六頃	新宿区柏木四ノ九一〇横山自宅	現金	一〇、〇〇〇	安田銀行本店融資課長	横山彰	融資等に関する便宜供與の謝礼	別に日野原節三よりの收賄事実あり
	三・七・一二	豊島区要町建部自宅	現金	一〇、〇〇〇	右同	建部勝	同右	
	三・七中旬	三和銀座支店	現金	一〇、〇〇〇	三和銀座支店次長	樋口俊二	同右	別に砂原季也よりの收賄事実あり島地威を介す
	三・七頃	中央区附近現金	現金	五、〇〇〇	右同支店長	橋本晴之助	同右	
	三・三頃	三和銀座支店現金	現金	一〇、〇〇〇	代理	同		
	三・七・一二			二〇、〇〇〇	右同支店長	横田昇	同右	
	三・三下旬			二〇、〇〇〇				

(3)　栗栖赳夫を中心とするもの

贈賄者	犯罪時	犯罪の場所	賄賂の種類	相当額	職業	收賄者	趣旨	備考
日野原節三	三・六	大田区南千束二四栗栖自宅	現金	一〇〇、〇〇〇	大蔵大臣	栗栖赳夫	電工社長就任に付盡力した謝礼並びに復金融資等に関する便宜供與の謝礼	
	三・九	港区三田綱町大蔵大臣官邸	現金	三〇〇、〇〇〇			復金、興銀より基、三ツ本の融資等に関する便宜供與の謝礼	二宮善一宮善一は三ツ本常務を介す
中内幾太郎	三・八・三	大蔵大臣官邸	現金	一〇〇、〇〇〇	大蔵大臣	栗栖赳夫	興銀より日本製塩株式会社勿来工場等に設備資金として五百万円の融資を受けた謝礼	
	三・九・三上旬			二〇〇、〇〇〇			復金、興銀より三ツ本常務を介す	
	三・二六			三〇〇、〇〇〇				
小沢專七郎	三・三下旬	大蔵大臣官邸	現金	三〇〇、〇〇〇	大蔵大臣	栗栖赳夫	興銀より受けた融資及び床板納入代金の政府支拂等に関する便宜供與の謝礼	農林中金より得た融資其の他ツ本常務に関する便宜供與の謝礼
岡直樹	三・一一頃	大蔵大臣官邸	現金	三〇〇、〇〇〇	大蔵大臣	栗栖赳夫	提供	貞永敬甫及三ツ本常務を介す
武田要輔	自三・一二至三・二四	大蔵大臣官邸	現金	一、三〇〇、〇〇〇				

（二）昭和電工事件に関する諒解採消運動関係事犯

(1) 西尾末広を中心とするもの

贈賄者	犯罪日時	場所	賄賂の種別	相当額	職業	収賄者	趣旨	備考
日野原節三	三二・二下旬	千代田区永田町内閣官房長官々舎	現金	一、〇〇〇、〇〇〇	衆議院議員国務大臣兼官房長官	西尾末広	国会に於て昭和電工の不正融資、不正支出等が問題化したに付其の審議に当り考慮せられたいと請託する謝礼	
藤井孝							藤井に於て現金手交	

(2) 重政誠之を中心とするもの

贈賄者	犯罪日時	場所	賄賂の種別	相当額	職業	収賄者	趣旨	備考
日野原節三	二三・三・三一回	世田谷区松原町重政の自宅	現金	一、七〇〇、〇〇〇	元日本自由党広島県支部長元日本肥料理事長三・四・八迫放令覚書該当者	重政誠之	国会方面に対し昭和電工の不正融資不正支出政治献金問題の諒解運動等で為す謝礼並びに運動資金	
重政誠之	二三・五・六	港区芝高輪の大野三田料亭桂こと畔上てるる方	現金	一、七〇〇、〇〇〇	元日本自由党総務三四・七迫放令覚書該当者	松岡松平	国会に於て昭和電工に対する不正融資及び不正支出、政治献金等が問題化されるようになつて尚松岡反対運動の斡旋を大野伴睦に対したことの謝礼	重政、松岡の両者は政治上の地位を利用して昭和電工より金員を収受した点は罪とならず起訴せず
同		大野自宅	現金	三〇〇、〇〇〇	民主自由党顧問衆議院議員	大野伴睦	国会に於ける右問題の審議に当り昭和電工の為十分考慮せられたい旨請託する謝礼	

(3) 東京拘置所関係のもの

日野原節三	二三・七二一	東京拘置所戒護課長官舎	現金	三〇、〇〇〇	戒護課長	伊藤光治郎	便宜寛容なる処遇に対する謝礼	
日野原信吾	二三・七二一 二三・七二三	医務課長官舎	折箱入折箱現金	五、〇〇〇 三〇、〇〇〇	医務課長	野崎陽之輔	病舎に於ける処遇寛容なる取扱の謝礼	
三・七二一		足立区北鹿浜町黒田方	現金ウイスキー	五、〇〇〇 二本	看守	黒田庄吉	外部連絡及事件情報提供の謝礼	

(4) 芦田均を中心とするもの

贈賄者	犯罪時	犯罪の場所	賄賂の種類	相当額	職業	収賄者	趣旨	備考
梅林時雄	二三・三・二一 二三・二	外務大臣官邸	現金	五〇〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇	外務大臣	芦田均	政府支拂等に関する便宜供与の謝礼	綾部健太郎と共謀
梅林時雄	二三・三						政府支拂その他に関する便宜供与の謝礼	
岡直樹 北浦圭太郎 川橋豊次郎	二三・二・二二	中央区新富町岡組東京事務所	現金	一、〇〇〇、〇〇〇	外務大臣	芦田均	床板納入代金の政府支拂の促進に関する盡力に対する謝礼	下河辺三史を介す
岡直樹	二三・三中旬	外務大臣官邸	純毛洋服生地一着	一〇、〇〇〇	外務大臣秘書官	下河辺三史	床板納入代金の政府支拂その他に関連し芦田への連絡その他に付便宜の取扱を受けたる謝礼	

(5) その他

贈賄者	犯罪時	犯罪の場所	賄賂の種類	相当額	職業	収賄者	趣旨	備考
砂原季也	二三・二・二六	三和銀座支店	現金	五、〇〇〇	三和銀座支店次長	樋口俊二	融資に関する便宜供与の謝礼	千木良を介す
吉田清彦	二三・二中旬	台東区同朋町東鉄東京自動車事務所	現金	二、〇〇〇	運輸事務官	池田栄三郎	乗用自動車燃料登録に関する便宜供与の謝礼	岩垂美文と共謀
吉田清彦	二三・三中旬	運輸省東京道路管理事務所	現金	三、〇〇〇	同	笠島與吉	ガソリン不正使用事件に対し寛大な措置を請託する謝礼	岩垂、尾沼助エ門と共謀提供
白川富雄	二三・二頃	銀座西八ノ九海老原商事株式会社内	現金	三、〇〇〇				
木下太郎	二三・七 二三・二三	中央区槇町二ノ五木下工業株式会社内	現金	五、〇〇〇 五、〇〇〇	三和銀座支店長代理	橋本晴之助	融資に関する便宜供与の謝礼	
倉岡壽利	二三・五 二三・七	呉服橋二ノ一株式会社倉岡商会内	現金	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇				

三、七、三 三、八、二	葛飾区新宿清田方及び其附近	ウイスキー（キングタバコ四〇箱）	四本	看守 清田登	便宜寛容なる処置に対する謝礼	收賄者清田は起訴猶予

(4)　松下権八の詐欺

三、六―三、九前後約六回	重政誠之	重政の自宅千代田区丸ビル重政事務所	現金（被害）約五、〇〇〇	元民主自由党院外団自由クラブの幹事 松下権八	検察庁に対する諒解斡旋運動の資金名下に騙取	

(5)　弥富次雄巡査の瀆職

三、九、一―三、九、二五	日野原信吾	約八、〇〇〇	現金	世田谷日野原節三、大井駅ホーム警視庁	警視庁看守係巡査 弥富次雄	留置中の日野原節三と信吾の間に文書往復をさせ情報連絡をしたことの謝礼	軍事裁判所に移送十二月三日懲役一年

(三)　昭電が上記各種資金捻出等のためとつた制限会社令違反の事犯

被告人　藤野原節三　島崎一雄　岡吉清彦　砂田季也　巣正之

昭和電工株式会社

昭和電工は制限会社であるに拘らず大蔵大臣の許可なく次の通り会社の預金の拂戻、支出等を行つた。

(1)　関係機関に対する贈賄、接待資金その他機密費に使用する目的で

昭和二十二年六月より昭和二十三年四月迄の間　五七、七五九、九三一円〇〇の預金の拂戻を受けた。

(2)　昭和二十二年五月より昭和十三年六月迄の間本社々員住宅購入新築費として一五、八六八、八八五円九〇を支出した。

(3)　昭和二十三年一月二十一日頃会社の額面三、〇〇〇、〇〇〇円の定期預金証書を興銀と島巣正之個人との当座借越契約の損保として差入れた。

その合計は七六、六二八、八一六円九〇銭に達して居る。而して帳簿上は取引先より架空の領収書を徴し又は社内より架空の支拂証明書を徴し或は又甲銀行より乙銀行への預金の振替を仮装する等の方法で糊塗して支出したものであつて、その使途の判明して居るものの内重要なものを例示すれば次の通りである。（但し一部日本水素工業株式会社の機密費の支出分も含まれている。）即ち(イ)贈賄資金計金四、一五三、一五〇円（起訴した分のみ）つぎに(ロ)関係方面接待用として興津坐漁荘、箱根、熱海の別荘購入資金計六、八七五、〇三八円五〇銭、(ハ)関係官吏、銀行役職員等に対する饗応資金にして支出先の具体的に判明しているもの計五、一八一、五八二円、(ニ)同贈答用、接待用米、味噌、醤油、煙草等の購入金にして、贈り先の具体的に判明しているもの計三、五三七、三七二円四〇銭(ホ)株式購入代金計二六、〇四六、一八六円八〇銭(ヘ)社員及嘱託に対する特別賞與等支拂資金計六、五五八、五〇〇円位

贈答用、接待用米、味噌、醤油、煙草等の購入資金中には森田寅造及金子吉郎より購入した清酒三石四斗、ビール三十二打、精米十三石三斗等の代金八五七、七六〇円を含む。

(四)　その他の派生的事犯

(1)　芦田均に対するその他の事犯

犯罪時	犯罪の場所	罪名	事案の概要
三、三、二	東京区裁判所大森出張所	公正証書原本不実記載行使	山中嘉兵衛より六十五万円で買受けた大森山王の自宅等を所有権移転登記をするに付鉄道工業会々長宮原通済及事務斧川と謀つて同会社名義に登記
三、三、一五	藤沢市	財産税法違反	大森山王の前記不動産に付申告期限たる昭和二二、一、三一迄に財産申告を為さず三二一、五七〇円の財産税を浦脱したもの
三、七、六	衆議院不当財委員会	議院に於ける偽証	右不動産購入資金として菅原通済から昭和二二、二頃一五七、六六五円、二、二頃四十万円の政治資金を受領したに拘らず昭和二三、七、六不当財委に於て斯様な事実なしと虚偽の証言をした

(2)　末広幸次郎の偽証事件

元興銀副総裁、貝島炭鉱株式会社副社長末広幸次郎は昭和二十三年十一月十六日衆議院不当財産取引調査特別委員会に於て次の如く偽証をした。

(イ)　昭和二十二年三月持株会社整理委員会に於て同会委員長笹山忠夫が当時の昭和電工常務取締役市村寅之輔に対し「日野原を昭和電工社長に就任せしめることは同委員会の指示であると同時に連合国軍総司令部の指示である云云」と述べ日野原の社長就任の承認方を求めた際末広は終始其の場にあつて会談内容を知悉しているに拘らず右笹山の発言内容については全く記憶がない。

(ロ)　末広は昭和二十二年六月頃より昭和二十三年四月頃迄の間昭和電工から合計約八万五千円の顧問料を收受したに拘らず斯かる事実はない。

(ハ)　産業金融研究会が大蔵大臣栗栖赳夫の後援会的性質を帯びているものであることを知悉しているに拘らず左様な趣旨のものではない。

(ニ)　昭和二十三年三月頃貝島炭鉱の経営問題に付小沢專七郎と貝島同族との間に紛糾があつた際末広が栗栖赳夫、竹田儀一等と共に調停した事実があるに拘らず栗栖、竹田両名共この問題に一切干渉したことはない。

と虚偽の陳述をした。

調査の結果

第一、昭電事件の諒解運動及びモミ消工作に関する全般的情況

一、諒解運動を必要とするに至つた経過

(一)　昭電関係者が今回のいわゆる昭電事件に関して、何故に諒解運動やモミ消工作を必要としなければならなかつたのであろうか。この動機を明らかにしておく必要がある。それは、一つには日野原節三の所謂昭電乗取りと復金融資にからんで種々な不正行為がなされていたこと、二つにはこの不正行為は極秘にされていたに拘らずいつか世人の風評に上り各方面から批難攻撃の声がおこつてきたことにある。これらの事実から、さらに

二つの問題を考えねばならないのである。それは、一面には右風評があるという事実自体からも会社の経営面に悪影響を及ぼすことである。金融機関に対する信用を害し融資に支障をもたらすことが何といつても最も手痛いものであることは疑いをいれない。さらに、商工省その他の監督官庁方面、取引先、労働組合等に與える影響も企業の経営に相当大なる支障を及ぼすことであろう。そして、他面、警視庁及び検察庁がこれらの風評から何等かの犯罪が包蔵されているのではないかとの嫌疑をいだきこれを究明するため刑事問題化した場合には、右経営面への悪影響が幾層倍かすることは勿論であるが、それと共に、日野原節三以下昭電関係者の一身上の自由・名誉・財産・信用・企業家としての将来性に及ぼす影響は極めて大きいものがある筈である。これらの悪影響を阻止し除却するためには、どうしても、前記の如き世人の批難攻撃をモミ消し、刑事事件化を極力防ぎ、上記各種の不正事実を闇から闇へ葬りたい、これが日野原節三その他昭電関係者の切実な希望であつたに違いない。このことは、敢えて日野原でなくても人間として誰しも持つであろう心情である。神仏聖賢でない限り己が非が世人に知られないで通しうれば通したいものである。前述の如くその影響実に大なるものであつてみれば当然すぎる程当然である。このことについて、多くの引例や説示を要しないであろう。勿論、拘束せられたり、明白な証拠をつきつけられたりすれば、そこにある程度の諦めも生れようし、すべてをざんげしようとする良心的な囁きも生ずることであろうが、ことはその前の問題である。不正事実は存在するが、それも明白な証拠が現われているわけでなく、世間の風評のみであるというとき、自ら進んでその非をざんげすることは通常のばあい常人のなしうるところでないからである。

（二）　さて、そこで第一の問題は日野原の昭電乗取り及び融資に関して不正事実、殊に犯罪を構成するような不正事実があつたかどうかである。

この点については、前述の如く贈賄、経済罰則整備ニ関スル法律違反（贈賄）、制限会社令違反等の罪名で起訴せられているのである。それが、本当に犯罪であるかどうかは裁判所による確定判決をまたねば断定することはできない。しかし、起訴せられた以上検察庁当局としてはかかる犯罪の嫌疑十分であるとしていることは相違ない。そして、少くともその外形的事実である金品の授受・收支については昭電その他事件関係者もこれを認めているのである。ことに、制限会社令に違反して会社の金を支出したことが犯罪となることは関係者もすべて認めており、贈賄についてもその趣旨を認めているものも少くないようである。だが、これらの事実が犯罪を構成するや否やについての意見はここでは差控えておこう。しかし、かかる事実が、社会的道義的な立場から広い意味で不正なものであること、社会に公にできる性質のものでないこと、これが公にされたばあいには世人の批難をあび会社の経営上前記の如き意味での悪影響を生ずるであろう性質のものであること、その内の若干については刑事問題化する虞れのあるものであること等については関係者も十分認識していたものと認められるのである。日野原節三もこれらの行為にある程度の危険が伴うことは覚悟していたと証言し、このことを裏書しているのである。従つて、起訴事実にやや近い不正事実が客観的にも存在し、昭電関係者もこの事実が不正であることについて右の程度の評価認識をしていたものと、認めることができるのである。

（三）　第二に、この不正事実に関し、昭電側においては極秘にしていたに拘らず各種の風評が世間に喧伝せられてきた情況である。

日野原節三が昭電社長として入社した事情自体に前述の如く相当無理がなされ、その間に贈賄買收等の不正事実もあり、他面その当時既に昭電に対する融資不当の声もあつた。そして、日野原個人に対する反対者も尠くはなく、彼の入社当時からその失脚を狙う各種の非難反対の動きがあつたのである。かくて、すでに、事件の概要についてのべた如く、昭和二十二年八月八日衆議院鉱工業委員会化学工業小委員会において同院議員稻村順三から復興金融金庫からの昭電に対する融資は不当であり会社の経理にも不正がある旨の質疑がなされるに至り、その後国会においても屢々同一の問題が論議せられ、新聞や雑誌にもこの問題がとりあげられてきた。そして、昭和二十二年十二月第三次融資の許可があつてからは相当大々的に新聞に報道せられて、この融資の裏面に何らかの不正・不当な事実があるものと非難をうけ、世人の注目をあびるに至つたのである。そして、更に昭和二十三年一月には衆議院不当財産取引調査特別委員会において同院議員高橋英吉よりこの問題に関する調査要求書が出され同年四月採択せられて、社会の疑惑は益々深められていつたのである。そして、他面この風評から犯罪の容疑あるものとして昭和二十二年末より捜査当局の活動が始められ翌二十三年五月には正式に事件として表面化するに至り、その後既述の如き経過を辿つたわけである。

（四）　第三に、上記不正事実もこれに対する右の如き社会の非難及び風評が存在しているということ自体が、会社の経営面に対し前述の如く各種の意味で悪影響を及ぼすことは特に説明を要しないであろう。そして、日野原以下昭電の首脳部がこの悪影響を防止するためこの風評のモミ消・諒解工作の必要を感じたことは同人等も明らかに認めるところである。そして、このこ

とはかかる風評及び非難の声が表面的に散見し始めた頃、即ち、昭和二十二年夏頃から考え始めていたということも常識上当然推測できるところであつて、証人日野原及び藤井もその証言中でこれを認めその頃からこれに対する諒解運動の活動を始めているのである。

そこで、次に重要なことは、かかる非難及び風評が端緒となつて犯罪捜査の活動が開始せられ刑事問題化するかも知れないということを昭電関係者が察知したのは何時頃からであろうか。そして、それに対して何らかの工作の必要を感じたであろうか、感じたとすればそれは何時頃であろうか。本調査としてはこの点が最も重要である。現実に犯罪捜査の活動が開始されたのは、昭和二十二年十二月下旬である。それは、警視庁捜査第二課において岩田、元木両巡査部長を中心とする内偵程度のものであつた。しかし、日野原はこの内偵が行われるより前から、かかる事態が生ずるであろうことをある程度予期していたようである。昭和二十二年七月頃、日野原は、同じ東大卒業生で警保局長まで勤めた警察畑の先輩水池亮、同じ一高の卒業で内務畑の先輩入江誠一郎の両名を顧問としており、その理由としするところは両名は警察方面に知り合いが多いので折にふれ昭和電工の事業の実態を同方面の者に説明して貰う積りであつたと証言しており、水池も当時日野原が昭電社長として入社したが内外に相当反対者もあり、中傷や投書もあつて迷惑しているのでそんなことについて顧問に頼まれたと証言し、後述の如く水池は昭電側の依頼でその後警視庁の藤田刑事部長に対し右の如き事情に関して陳情しているのである。この両名は昭電の営業自体について顧問となるべき筋合なく、現に殆んど用らしい用もなかつたに拘わらず会社がその当時として相当大金である一ヶ月二千円乃至三千円の顧問料を支拂つていたという事実は、昭電側としてこの両名に対し右顧問料相当の何らかの成果を期待していたものと考えられる。今日の経済事情として企業家がそれ相当の成果を考えずしてかかる報酬を支拂う筈がないからである。現にその後この両名に期待するところ尠しとみるや、顧問依嘱は立ち消えとなつたのである。そして、日野原がこの両名に期待したところは、両名が警察方面に顔の広いのを利用して、もし一、昭電に関し警察の手がのびたばあい何らかの意味で、少しでも有利にすべく運動させようという趣旨であつたことは恐らく相違ないところである。しかも、右の如き顧問料に匹敵する運動であつてみれば、警察に対し、通常の取扱以上に便宜穏便な取扱いをうけられるような運動を期待していたものと推測するに難くない。特別な事情がない限りさように推定するのが常識であろう。かかる意味において、日野原は昭和二十二年七月頃、すでに当時内外に崩していた各種の非難及び風評が将来警察沙汰になることを予期し、これに対する工作の必要を感じてこれに取掛つたものと推認できるのである。そして、このことをより強く考えたのは昭和二十二年十一月頃であることが日野原の証言中で窺われる。しかし、前述の如く現実に警視庁の手によつて、昭電に対する不正事実の内偵が始められたのは昭和二十二年十二月下旬で、日野原及び藤井は昭和二十三年の一月下旬もしくはおそくとも二月中旬迄位に、これを察知したものと推定されるのである。右内偵の方法として、昭和関係者の頻繁に出入する料亭、昭電会社内部の森前社長系で反日野原派と考えられる者、反重役派の昭電労働組合員、日野原や会社の不動産とか株式とかの売買関係者等につき、警視庁の刑事が聞込を行うのである。そして、これらの者の中には日野原や藤井から恩顧をうけている者も尠くないであろうし、そうでなくてもそうした傾向の者を通じて、容易に日野原、藤井の耳に入るであろうことは想像に難くない。現に、(イ)水池の証言中警察の者が責任者でない者から会社の全体のことをきかれるのは困ると日野原がいつていたというが、それは恐らく、右の如き聞込のことをさしているのであろう。(ロ)昭和二十四年二月二十日頃後に本件の主任となつた警視庁捜査第二課第一係の土居範一警部は当時迄一面識もなかつた同郷の先輩重政誠之に会見を申込まれて、夕食を共にした際、昭電の問題を同係の岩田部長が内偵していることについてきかれたが、自分は初耳であるといつて空呆けた旨同警部はのべているのである。さらに(ハ)昭電本社の家宅捜索の原因となつた土建業近藤組からの架空の領収証の件について藤井は昭和二十四年二月頃からその領収証のことが問題になつたばあいの対策について同組関係者と打合わせていることが警視庁における近藤貫一郎の聴取書中に記載せられているのである。これらの事情を合わせ考えれば、日野原、藤井を始め昭電首脳部は、警視庁がこの事件の内偵を始めたことをおそくとも昭和二十四年二月上旬か中旬、早ければ一月中にすでに察知したものと推測されるのである。そして、かかる事実を察知した以上これを放置すれば、前記各種の不正事実も順次ある程度発覚して大々的に刑事問題化する虞れありと考えるのは常識上当然の帰結といわねばならない。そして、かように考えた以上これを防止するかその拡大を最小限にくいとめるための工作を必要と感じたであろうことは、すでに昭和二十二年七月頃警察方面への手当として、水池及び入江を顧問としていたことからも十分推認できるところである。これに対し、弁明が二つある。一つは、藤井は自分の行為が犯罪になるとは全く知らなかつた、制限会社令違反の如きはどこの会社でもやつてい

ることでその前例に徴しても行政処分位ですむし、銀行員に対する金品の贈與が犯罪になるということは全く知らなかつたしそれもせいぜい社交上の儀礼程度のものであり、官公吏等公務員に対する金品の贈賄には自分は関知していなかつたので知らなかつたという。しかし、僅々十ヶ月足らずの間に八千万円近い制限会社令違反の支出、しかも、その使途が大半饗応や贈答に用いられているとき、たとえ、その饗応や贈答自体が犯罪とならないとしてもその違法な支出が犯罪を構成することが明らかである以上、それが行政処分のみですみ刑事問題にならないと考えたということは藤井の如き最高教育をうけ事業界においても重要な地位をしめ相当みるべき活躍をしてきた人間の常識としては到底信用することができない。さらに、銀行員に対する贈賄が経済罰則ノ整備ニ関スル法律違反として処罰されるということは、戦争中より行われてきた相当古いものであるから右同様の理由で彼の弁明は相当疑わしいものといえる。つぎに公務員に対する贈賄は日野原のやつたことではあるが、砂原、佐藤の如き秘書も関係しておりまた藤井は日野原と一心同体の如き立場にあつたことも同人の認めるところであることから、この事実を知らなかつたとの証言も甚しく疑問であろう。従つて、彼の証言は容易に信用できない。むしろ、右の如き事情からいわゆる昭電問題があばかれれば刑事事件化する虞れがあることは十分承知していたとの嫌疑は極めて濃厚であり、特別の事由がない以上そう推定すべきであると考えられる。弁明の二は、もし、昭電問題があばかれるとき全面的に刑事事件化する虞れありと考えたならば、昭和二十三年五月本社の捜索をうける迄に証拠書類を焼却あるいは隠匿し、関係人とも供述を打合わせて不正事実の発覚を完全に防止する手段を講じえられた筈であるのに、その手段を講じなかつたことは本社の捜索をうける迄かような虞れを感じなかつたからであるという。しかし、ことの実際において犯罪の証拠を完全に湮滅することは殆んど不可能に近く、ことに、本件の如く複雑にして各種の物的証拠のある行為についてその全部をかくすことは勿論その一部をかくすことすら困難であることは経験則の教えるところである。

のみならず、日野原、藤井にしてみれば、後述の如く検察庁あるいは警視庁の上層部に対して諒解工作をしておけば、正式に刑事事件となつても最少限にこれをくいとめその捜査にも強制力を用いられる迄には至らないと考えていたものと推察されるので、それ以上に進んで物的証拠の湮滅や関係者との打合わせを全面的に行う等困難な工作をする必要なしとしたものであろう。しかし、前述の如く近藤組との打合わせとか、後述の如く砂原、佐藤、津田等が拘束されて後、彼等に対する警視庁の取調内容に関する情報を各種の手段で集めて、その対策を準備していたのである。従つて、昭電の首脳部ことに日野原、藤井等が、昭和二十四年一月上旬から二月中旬頃迄の間に警視庁において、昭電事件に対して内偵を開始していることを知り、これを放置すれば将来必ずや相当大きな刑事問題になるものとしてこれに対する工作の必要であることを真剣に考究し始めその実行に着手したものと認めざるをえないのである。そして、他面、企業経営面への影響防止にも全力を注ぎ、この両者併行して考えたものであろう。

二、諒解運動及びモミ消工作の目的

内容

（一）諒解運動及びモミ消工作の終局の目的は、上記したところで明らかなように、二つある。その一は、企業経営面に対する悪影響の防止である。それは金融機関、商工省その他の関係官庁、取引先等に対する信用を保持することである。その二は、昭電問題が刑事事件化することを未然に防止するか、もしそれができず刑事事件化したときでもその拡大化を極力阻止して最少限度にくいとめ、その捜査もできる限り秘密穏便な方法をとつて貰うことである。

（二）それ故、その運動ないしは工作の内容にもこれに応じて種種なものがある。日野原、藤井の証言によつて認められるところは、（イ）まず、戦後の日本における食糧増産のため肥料工業の極めて重要であること、昭和電工が肥料工業としてわが国屈指のものでその再建の遅速が直接わが国の復興にかかつているものであること、戦後の日本の経済的、政治的、社会的情勢の下において昭和電工再建のためには、資金の速かな調達が喫緊の問題でこれを実現するためには若干の無理もやむをえないこと、会社の経営とか能率増進とかにも社員の厚生施設等相当莫大な経費を必要としその捻出のためにも若干の無理はやむをえないこと、こうした些細な無理をとりあげて問題にするときは結局肥料増産ひいては食糧問題の解決を遅らせて日本の復興を困難ならしめ角をためて牛を殺すの結果になること等の事情を必要な方面の人々に十分に認識納得させることである。そして、（ロ）公務員に対する贈賄その他風評に上つた多くの不正事実については、極力これを打消してかような風評消滅に至らしめ、対外的信用を保持すると共に警視庁等による捜査の端緒を刈りとつてしまうことにあるのである。勿論、かかる風評の中には全く虚偽のものもあつたであろうが、日野原や藤井が商工省の官吏に金品を贈つた事実を極力打消していたことは各関係者の一致して供述しているところであるから、彼等が実際存在していた不正事実に関する風評をも全面的に打消そうとしていたことは疑いない。つぎに、（ハ）日野原一派の不正事実の摘発のため森前社長系の社員例えば渡辺秩父工場所とか社内従業員労働組合の強硬派とか前述稲村議員その他の部外者が動いているの

で、その活動を阻止するため、これらの者を懐柔することも重要な対策の一つであつたことは、日野原及び藤井の証言によつても窺われるのである。

（三）　かくて、諒解運動及びモミ消工作の右の如き三つの内容は、相ともに上記二つの目的を達するためであろう。事業の重要性及び実態の認識不正事実に関する風評の打消及び摘発者の懐柔も一面において会社の企業経営面における各方面の信用を保持する所以である。他面において、問題を刑事事件として最少限度にくいとめ穏便な取扱いを求めうる所以であるからである。

ここで、注意すべきは刑事事件となつたばあい捜査官憲に対し秘密穏便な取扱いを求めることが、会社の信用保持への重要な事柄であることは勿論であるが、他面、その間にできる限り証拠の湮滅をはかることをも考えていたのではないかと思われるのである。それは、後述の如く砂原、佐藤、津田、野見山が拘束されるや各方面より同人等に対する取調内容を探知せんとした形跡が窺われることと、日野原に逮捕状が出されたことを感知するや同人は数時間その所在を秘してその間に出頭したばあいの供述態度について右の如くにして探知した砂原等の供述と照合して検討したものと推認されることとを合わせ考え右の如く判断されるのである。従つて、この意味において、警視庁もしくは検察庁における捜査内容の探知を必要とし、これに伴い、砂原、佐藤、日野原等の拘束せられた者の外部連絡行為を生ぜしめるに至つたわけである。

（四）　そして、さらに以上の如き目的及び内容で諒解運動やモミ消工作をするについて、その対象や方法を検討するための準備的行為として各方面からの情報を蒐集することが必要となり、そうした活動もなされたのである。それ故、この運動及び工作の内容は、事業の重要性を認識させること、不正事実に対する風評を打消すこと、昭電問題の摘発者を懐柔すること及びこれらの準備工作としての情報蒐集の四つにわけられるのである。

（五）　しかし、不正にことを枉げてくれという明示的な運動はなかつたものと認められる。

即ち、あくまでも風評はデマで真相は正当であるとし、この正当な真相を理解してほしいという形の運動であつたのである。しかも、この運動の中間に介在して利用された者でそのように考えていた者もすくなくないようである。諒解運動とかモミ消工作を定義づけることは困難であるが、いやしくも、特殊な知人関係を利用したり特殊な方法を用いて疑惑を打消そうとしこちらの意図を伝えようとすることを広く含むものといつても差支えないであろう。従つて、それは手段に特別なものがあるにすぎないといえるのである。それ故、こうした運動や工作には、内容的には、第一に正しいこと正しいものとして理解して貰うものと、第二に不正なものを表面に出さず闇から闇に葬るとか不正にことを枉げて貰うことの二つを含むのである。そして、第二のものと雖も、外形上は第一の形でなされることが多いであろう。ことに、このことに利用される者としては正当なことを理解して貰うのだと思いつつ、事実上第二の如き不正のことに加担していることが少くなく、本件においても若干の者はやはりそうであつたのである。

三、諒解運動とモミ消工作の対象と分担

（一）　諒解運動及びモミ消工作の対象については、あらかじめ計画的にどの方面と限定することなく、昭電問題に関し非難攻撃の強い部面とか将来何らかの問題を惹き起す危険性のある部面はすべてこれらの運動ないし工作の対象としたのである。しかし、結果的にみてそれは大体、政界、言論界、関係方面、警視庁及び検察庁を中心とする捜査部面とにわけることができる。これらのすべての方面に対して、前述の如き三つの内容の工作、即ち、事業の重要性の宣伝、悪評の打消、情報の蒐集が行われたもので認めることができる。

（二）　そして、これら各方面に対する運動及び工作をどのように分担したかの点である。この点に関しても、特に計画的にこれを定めるということはなく、この工作をなしうるが如き地位にあるあらゆる人をとらえてこれに利用したものと考えられる。しかし、勿論その中心的人物は日野原節三と藤井孝とであつた。この両名、特に日野原を中核として各種の人物を通じて運動の手がのばされた。この運動ないしは工作に動いた人物は日野原及び藤井の下に砂原、佐藤、石井等が、自己の知人、友人、先輩その他いやしくも面識ある者、もしくはその紹介によつて知りえた者を広く動かしているのである。

しかし、ここでも日野原の独裁的、秘密主義的、謀略家的性格からこれらの者の間において横の連絡をさせることなく、一切を日野原との直結の如きかたちをとつていたのである。それは、一面においてこれら運動の秘密を保つのに必要であろうし、他面において日野原の独裁権を強化するのに都合がよかつたものといえるが、日野原としては特に意識的にかように考えていたわけではなく、彼の性格と好みから自然にそうなつたのかも知れない。それはともあれ、かかるやり方であつたためこの運動に動いた個々の人のうける感じとしては、日野原や藤井の考えていたであろうこの諒解運動及びモミ消工作の構想とか意図ないしは全貌を窺い知ることを困難ならしめたであろう。このことは、本件調査に当つて十分考慮せられねばならないことで、全体の情況を明らかにして後始めてこの事実が推認できるのである。

（三）　さて、この運動の対象及び分担を外形的結果的にみれば大要次の如くである。

諒解運動モミ消シ工作外部連絡関係図

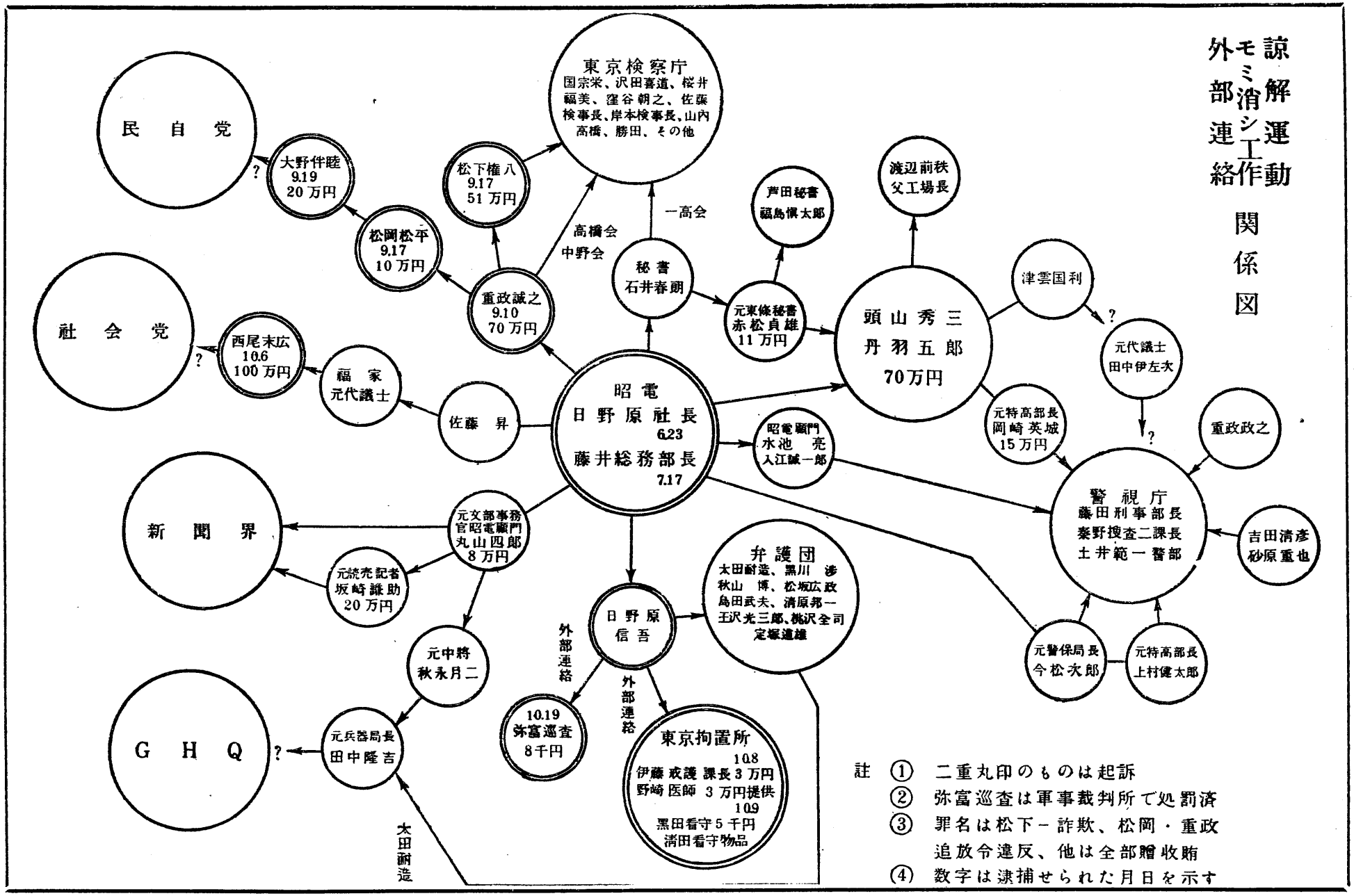

註　①　二重丸印のものは起訴
②　弥富巡査は軍事裁判所で処罰済
③　罪名は松下－詐欺、松岡・重政
追放令違反、他は全部贈収賄
④　数字は逮捕せられた月日を示す

四、諒解運動及びモミ消工作の方法

（一）諒解運動及びモミ消工作の方法についても、あらかじめ具体的な計画というものは立てていなかつたようである。

要するに、あらゆる機会をとらえて運動及び工作の対象である人物に接近を図つて、意見を交換し、あるいは明示的に強く前記の如き内容のことを請託もしくは陳情をしたり情報をきいたりし、あるいは雑談中自然に昭電側の事情を説明し他面できる限り情報を探知しようとしたのである。もつとも、未だ運動対象へ接近する途中にありその観察をも十分でないため、具体的にこれらの方法に出ていないものも若干存するようである。

（二）運動対象へ接近するため、友人及び知人関係に基く社交懇親の名目による会食とか物品の贈答とかを行い、順次自然的に親密の度が加えられてゆくよう企図していたものと推定することができる。

従つて、会食や物品の贈答自体を一つ一つとりあげて眺めれば、それ自体としては一応外形的に社交、儀礼もしくは懇親の範囲に属し、諒解運動ないしはモミ消工作と直接に対価関係を認めるに足る積極的証拠をうることは困難であり、饗応をうけ物品を貰う相手方としてもかような対価関係の下になされたことを明らかに感知していたものは少ないかも知れない。しかし、既に本調査の基本問題でもふれた如く、今日の敗戦後の日本の政治的、経済的、社会的情勢を前提として考慮に入れるればあい、しかし、たやすくその真の意図を否定することはできない。ことがらの性質上、たとえ、そこに請託関係があつたとしても本調査によつて積極的証拠をうることは極めて困難であることは論外としても、日本人の殆んどすべての者がその日その日の生活にも困るというのが実情であり、ことに赤字続きの事業を経営する企業家として何らの対価をも期待しえないことに万金を投ずるの愚をなすが如きは到底考えられないこと、今日殆んどすべての人が何らかの意味で法にふれないで生きることが不可能に近いというのは常識ともいうべく、特に昭電の如きは前述の如き数々の不正事実があり、そのことがつとに新聞雑誌に取上げられているのは勿論各方面でも論議の対象とされているので、かかる噂のあることは容易に知りうるところであつて相当な学識経験もあり社会的地位にある者として特別に納得のできる事由がない限りこれを知つているものと推測すべきであること、社会道義が地におち民間業者によつて官公吏に対する買収云々が常套的という程に口にされていること等を前提として、本件における昭電側の各方面の関係者に対する饗応、贈答の回数とか程度とかを綜合的に考えてみるとき、この両者間に対価関係の意図があり、うける側も少くとも暗々裡にこれを感知していたと推定すべきものが尠くないのである。

（三）しかし、すでにのべた如く、官公吏その他に公務員に対し直接もしくは人を介して、不正に職を拒げるよう請託をしたという方法はこれを認めるに足る証拠がない。

しかし、昭電側には明らかに不正事実が存在していたのであり、そして、この実在する不正事実に関する風評打消の運動もしていたのである。この実在する不正事実をあく迄闇から闇へ葬ろうとすれば、勢いそこに関係官公吏公務員に対し、職を拒げてくれるよう請託の行われる危険性ないしは可能性がある筈である。もつとも、昭電側としては、これらの不正事実がある程度発覚すればそれはそれとして、刑事的手続の進行に委ねる積りであつたと、日野原及び藤井は証言しているのである。しかし、後にのべる如く、同人等は砂原等の拘束をみ、自らも拘束せられるに及んでも情報蒐集、外部連絡とか打合わせ等の方法で証拠湮滅を図つた疑いがあり、また、それが人情の然らしめるところであるから、できれば、関係係官に請託をしてでも自らの処罰を免れようと試みるであろう。この試みを阻止するものは、その不成功とそれにより更に倍加せられるであろう処罰への不安である。良心的な理由も必ずしもなしとはいえないが、より以上にこの不安が彼をしてかかる工作断行の決意をにぶらせるであろう。しかるに、すでに事件の概要でのべた如く、日野原節三は、その全体の行動を観察するとき、官公吏を始めとしこれら関係者を極めて大担な方法で、買収せんとしているようである。それが、彼、日野原が財界の新感覚としてその強引さをうたわれる所以であろう。この彼の性格、彼の従来のやり口から考えて、事情の如何によつて上記の如き可能性なしとはいえないものがある。

第三、検察庁関係者に対する工作

一、検察庁における昭電事件捜査の陣容と関係検察官の地位

（一）昭電事件捜査の陣容は、検察庁関係者九十四名で、内（イ）検察官二十四名、（ロ）検察事務官五十四名、（ハ）雇員九名、（ニ）傭人七名である。その氏名次の如し。

官職	氏名
検事正	堀忠嗣
次席検事	馬場義続
検事	田中万一
〃	羽中田金一
〃	伊尾宏
〃	竹内壽平
〃	山本清二郎
〃	布施健
〃	桜井福美
〃	屋代春雄
〃	大石宏
〃	金沢清
〃	河井信太郎
〃	横溝準之助
〃	渡辺留吉
〃	荒井道三
〃	富田康次
〃	環直彌
〃	滝川幹雄
副検事	清水万次
〃	田中義美
〃	倉持要太郎
〃	倉林寅二
〃	小島信雄
検察事務官	奈良守之助
〃	平野栄正
〃	市川軍次郎
〃	岸田正平
〃	高田久盛
〃	酒井敬英
〃	福田金治郎
〃	二川徳二
〃	坪井正見
〃	北原高清
〃	岡江四郎
〃	桜岡万吉
〃	渡辺勝平
〃	小林政一
〃	有安俊夫
〃	高杉正雄
〃	善生進
〃	川又憲太郎
〃	楠井義則
〃	坂口竹雄
〃	富山常一郎
〃	鈴木義弘
〃	西山良夫
〃	渡辺良純
〃	岩本良太郎

〃	宮岡敬司	傭人	遠藤登徳
〃	倉林政雄	〃	岡野弘道
〃	安達健治	〃	折本光男
〃	柳沼康夫	〃	長谷川勝
〃	小林成久	〃	鈴木豊次
〃	佐野政治	〃	寺西清一
〃	三須某	〃	守崎陽一
〃	小幡進一		
〃	佐々木郁郎		
〃	正木英信		
〃	谷口武雄		
雇	原田満雄		
〃	菊池一郎		
〃	八雲蔦子		
運輸係			
検察事務官	溝口清太郎		
〃	大久保万吉		
〃	御子柴守雄		
〃	亀山昭一		
〃	鳥羽文雄		
〃	内田公徳		
〃	栗田喜市		
〃	田中夷		
〃	小笠原貢		
〃	正寺政雄		
〃	宇田川正雄		
〃	安池宏		
〃	石塚某		
〃	小松淳		
〃	齋藤典男		
〃	佐藤孝		
〃	上野敏夫		
〃	小川譲		
〃	平田秀夫		
〃	高橋健太郎		
〃	平尾重雄		
〃	八口喜三郎		
〃	小沢政之助		
〃	外山静江		

（二）　しかして、昭電側の諒解運動について関係があつた如く疑われた検事の氏名及び昭電事件捜査に関する職務上の関係は、次の通りである。

(1)　**窪谷朝之**　当時東京高等検察庁次席検事をしていて、昭和二十三年十月二日本件により依願退職となつたものである。昭電事件の捜査に関してその所管官庁である東京地方検察庁に対する監督官庁たる東京高等検察庁の次席検事として、地方検察庁より最高検察庁に対し捜査経過の報告もしくは捜査方針の稟請打合わせ等をするに際して、東京高等検察庁を経由するので監督的立場でこれに関與し、もしくは、直接報告打合わせ等をうける立場にあつたのである。従つて、詳細なことはともかく重要な事項についてはその内容を知りうる立場にあつたのであるが、昭和二十三年九月上旬同検事が昭電関係者より饗応をうけている疑いから、昭電事件の一切について関與することを斥けられたのである。

(2)　**桜井福美**　当時東京地方検察庁検事をしていて、昭和二十三年十月二日本件により依願退職となつたものである。同検事は同年五月中旬より七月一日迄主任検事であつた伊尾宏の補佐として昭電事件の捜査に直接関係し、その間は捜査の内容を熟知していた者である。

(3)　**国宗栄**　当時法務庁検務局長をしていて、昭和二十三年十一月十三日本件により依願退職したものである。昭電事件の捜査に関しては、法務総裁が検察の最高監督官として重要事件に関し下級検察庁から報告をうけ、もしくは、打合わせ等に列席するので検務局長はその代理もしくは補佐として、これらのことに直接関與しうる立場にある。従つて、同局長は昭電事件の重要な事項についてはすべて承知していたのであるが、昭和二十三年七月以降は病床についたのでこれに関與していない。

(4)　**沢田喜道**　当時東京高等検察庁検事をしており昭和二十三年十月二十三日本件によつて依願退職したのである。同検事は当時最高検察庁検事事務取扱をかね公安係を担任していたが、昭電事件の捜査に関しては、職務上直接間接ともに何らの関係のない地位にあつたのである。

(5)　**布施健**　当時より現在迄、東京地方検察庁検事をしているもので、昭和二十三年九月中旬より昭和電工事件の捜査を命ぜられ、松岡松平関係を取調べたのみでその他の捜査面には関係していない。

(6)　**渡辺薫及び渡辺衛**　いずれも当時より現在に至る迄、東京地方検察庁検事をしているもので、薫検事は昭和二十三年五月二十五、六日の昭電本社の捜索押収に際し、上司の命によつてその応援として参加し、衛検事は同年十一月頃丹羽五郎関係について関與当時の事情の若干は知つているが、その他同事件の捜査には直接間接関係のないものである。

(7)　**高橋一郎**　当時法務庁検務局労働社会課長をしていて、現に検務局長となつているものである。しかし、昭電事件の捜査に関しては直接間接に何らの関係もない。

(8)　**佐藤祥樹**は大阪高等検察庁検事長、**岸本義広**は札幌高等検察庁検事長、**八木新治及び大島功**は東京区検察庁検事、**佐藤勝美**は東京地方検事庁事務局長であるが、いずれも昭電事件の捜査に関しては直接間接に何らの関係もない。

（三）　以上の検察官等の中で昭電事件の捜査に何らの関係のないものの内でも、東京在勤者については、捜査を担任している検事の大部分が同僚とか、先輩後輩とか、同窓関係とかの親しい関係があるので、捜査担当者において機密の保持に万全を期していたではあろうが、雑談中等にその片言隻句によつて捜査内容を窺知しうる機会が全くなかつたとは断言できない。他面、副検事や検察事務官の不用意な雑談を通じてその知りえたことを口外したり、捜査書類を他の者がべつ見する機会も、多少はあつたのではないかと想像されるので、上記の如き職務上関係のなかつた検察官等と雖も、少くとも部外者よりはその捜査内容の若干を知りうる立場にあつたものと考えられる。他面、これら捜査に関係のない検事が、捜査担当検事に対してその事件に関連し自己の見聞したところを参考迄に雑談的に話すこともありうるわけである。勿論、昭電事件の如き大事件にあつては、監督者としても捜査担任検事としても、関係なき他の検察官としても右のような事態のないよう細心の注意を拂つたであろうことは十分推測できるが、やはり、人間として絶無であるとはいいきれないように思われるし、他面、一般社会人の立場からみれば右の如き事態のあることは通常であると考えることであろう。かくて、事件関係者は、捜査と直接関係のない検事に対しても、同人が捜査担任検事と面識あるばあい、右の如き事態を利用ぜんとして接近をしようと考えることがあるのである。

二、昭電関係者がこれら検察官に接近をはかつた一般的情況

（一）　この点については、すでに第一の三の(三)において一覧図でのべた如く外形的には、三つの線から働きかけたものと看取されるのである。その一は、重政誠之を通じてであり、その二は松下権八を通じてであり、その三は石井春朗を通じてである。

そこで、この三つの線についての外形的事実とか関係者の主観的意図等については、次項以下で詳細に検討してみることとして、ここでは、重政、松下、石井と昭電との関係について概括的に考えてみよう。

（二）　まず、重政誠之は昭和二十年十月に農林次官をやめ同年十一月日本肥料株式会社の理事長になると共に、日本水素工業株式会社の相談役となつたところ、日野原は当時日本水素の重役をやつていたのでお互いに知合いとなつて、親密の度を加え、既にのべた如く重政の好意ある斡旋によつて日野原は日本水素の社長となり財界飛躍への有力な足掛りを築くことができた関係もあつて、両者は実に水魚の交わりを結んでいたもののようである。そして、(イ)日野原は、昭和二十二年夏頃既に、昭電問題が将来警視庁等で問題になることを予想してその対策の必要であることを考えており、(ロ)竹内検事の日野原節三に対する九月三十日附聴取書の供述記載によれば、日野原は昭和二十二年十一月第三次融資の見透しがついた頃から過当融資に対する非難が大きくなつたので、藤井孝等と話しあつたがどう甘くいつても社長始め幹部五名位に怪我人が出ることは避けられないと覚悟したができるだけ犠牲を尠くするため、真剣に対策を考えあらゆる機会を摑み手を打つたが、検察庁方面に対する対策としては、重政が司法部の大官と懇意だから自分に任せよというので一任したとあり、当委員会においても同趣旨の証言があり、(ハ)前述の昭電問題に対する社会的な非難が昭和二十二年春から始まり同年末には相当高潮していたこと、(ニ)警視庁においても同年十二月から内偵を始めこのことは早ければ昭和二十三年一月中遅くとも二月中旬頃には昭電側でもこれを察知していたものと認められること、それに(ホ)日野原と重政との特殊関係を合わせ考えれば、重政は遅くとも昭和二十三年一、二月頃には日野原から昭電問題について、知人関係に広く諒解を求め、できる限り情報を集めて貰いたいといつた程度の話しがあつたものと推測される。それは、(ヘ)当時警視庁では捜査第二課の岩田、元木両部長が内偵をしていたが、偶々昭和二十三年二月二十日前後に重政誠之が同郷人であることを理由に一面識もない同課の土居警部を夕食に招び、岩田部長の名をいつてそれとなく内偵の経過をきいたことがある旨土居警部ののべているところによつても裏書されるのである。もつとも、重政は日野原からはつきりと、諒解運動方を依頼されたのは二十三年五月中旬であるとのべているが、その前においても日野原の立場に同情して雑談に出れば日野原をかばつてやる程度のことはあつたと認めているので、右の如き事由で、簡単な話であつたとしても、二十三年の一、二月中に日野原と重政との間に諒解運動についての話合いがあつたものと認定されるのである。

松下権八は、かねてから民主自由党の院外団である自由クラブの役員をしている関係で、昭和二十一年末頃以来重政誠之と懇意となり、互いに若干のゆききのある程度の間であるが、松下権八と昭電側とは元来何らの関係もないものであつた。しかるに、昭和二十三年五月下旬頃に重政より、日本の食糧政策上肥料増産が必要であるからそのためには昭和電工のことを余り問題にして、同社の企業経営に支障を来しては困るということを主として松下の知合いの検事に説明してくれとの依頼をうけて、動いたというのである。この日時の問題も、果して五月下旬であつたかどうか相当疑わしく、恐らく今少しく早く、大体二十三年二月下旬か三月初頃にかようた話があつたのではないかと推測せられる。その理由は、(イ)重政が日野原からこの運動について話をうけたのが前述の如く昭和二十三年二月前後と考えるべきであり、(ロ)後述の如く松下が筧谷、桜井両検事に対し特に頻繁に接近をはかりかけたのが二十三年三月頃からと考えられるからである。しかし、(ハ)松下が重政から特に強く依頼をうけその費用を受取り本格的に運動を始めたのは二十三年五月以降と認められる。

石井春朗は、十二、三年間軍人生活をへて復員し、昭和二十二年十一月一高の先輩である関係で日野原に救われて昭和電工に入社し、総務部附として相当の地位を与えられたが、特別の分担事務もなく、日野原の供述によれば事実上日野原の秘書の如き仕事をしていたのである。かかる関係で、日野原も石井を自己の腹心の部下と考えていたようであり、石井も日野原との上記の如き特別関係に恩義を感じ、日野原のため大いに盡力せんとの気風にあつたものと認められる。それ故、日野原は縷述の如く昭電問題に関して、あらゆる機会を摑んで各方面に対し諒解運動をすることの必要を感ずるや、石井に対しても断片的ではあろうがその盡力方を命令もしくは要望したであろうことは推察に難くない。そして、日野原が昭和二十二年十一、二月頃にこの運動の必要を相当強く感じ、二十三年の一、二月には警視庁における内偵を察知していたと認められるので、石井に対しても遅くも二十三年一、二月中にかかる話しがあつたものと考えられる。それ故、石井もその頃よりこの意を体して動いているものといわざるをえない。

三、重政誠之の線について

（一）　重政は、昭和十七年農林省の局長当時から東京都保健所長である高橋末雄医学博士を通じたり、その他の関係で、司法部の先輩である中野並助を初め、正木亮、岸本義広、佐藤祥樹と相知り、ついで順次国宗栄、沢田喜道とも知合いの関係となつた。そこで、この関係での交際が一つの線としてある。さらに、前述の如く、松下権八に昭電問題の諒解運動を依頼して同人を通じて検事と交際したのがその二の線としてあり、つぎに、知人の中島忠之を通じて検事に接近を求めたのがその三の線としてあるのである。松下関係については、次項で一括して検討することとして、その他の二つの線についてここで検討してみよう。

（二）　中島忠之は以前新聞関係の仕事をしていた際重政とも知合いとなつたが、偶々河野一郎が重政及び中島双方とも極めて親しい間柄であつたので、河野一郎の事務所で始終顔を合わせるようになつてから中島と重政も親しくなつたのである。

そして、中島は、同郷の関係で渡辺藏検事を学生時代に面倒をみてやつて以来今日迄親戚同様の交際をしてきたのであつた。ところが、偶々二十三年五

月二十五日同検事が昭電本社の家宅捜索に赴いたことが、その直後、中島及び重政間で話題となつたので、重政は早速中島に対し渡辺藁検事を紹介してくれるよう依頼した。それは、重政が同検事に対し、昭電問題について話したいという意図からであつたことは、重政本人も認めるところである。中島は当時かかる意図を知らなかつたというが重政は中島もそのことを知つていたとのべており、中島が当時重政と日野原との関係を大体知つていたのであつて、渡辺藁検事が中島方へきた際わざ〳〵重政を電話でよんでいること、昭電問題が社会の耳目をそばだてている際ことさらにその係り検事へ接近しようとする重政の申出を引受けたこと等から中島もこの点は十分承知していたものと考えられる。かくて、六月早々渡辺藁検事が退庁後時間の関係で中島方で泊つてゆくことになつたので、中島は早速重政に電話でそのことを連絡し、重政は酒一升、ウイスキー一本を持参して中島を訪れ渡辺検事と三人でこれをのみ、その間雑談的に重政から渡辺検事に対し、昭電の融資に不正のないこと、日野原に功績のあること、相当な渉外費は不可避であること等を説明し、渡辺検事は唯、黙つてそれをきいていたのみであつた。同検事としても、重政のいわんとするところは、一種の陳情であることは察知できたものと推測されるが、それ以上事実に関する噂を打消すとかいう不当な意図ありとは考えなかつたであらう。これらの陳情をうけた検事の考え方の当否については、後に一括してのべることとしよう。

（三）つぎに、重政が前記の如くかねてからの知合の検事と飲食を共にした外形的事実は次の通りである。

(1) 昭和二十三年三月上旬頃、日野原節三の妾宅小林峯子方で、中野並助・国宗栄・沢田喜道・高橋末雄・重政及び日野原が飲食し、その費用は日野原が負担した。

(2) 同年三月中旬頃、同じく小林方で右メンバーの他岸本義広検事長を加えて飲食し、その費用は一応日野原が負担したままとなつている。

(3) 同年六月頃、重政方で高橋末雄、佐藤勝美事務局長、八木新治、布施、大島の三検事、重政誠之で飲食をし、費用は重政が負担した。

(4) 同年七月頃、築地の錦水で沢田検事、渡辺衛検事、高橋末雄及び重政で飲食を共にし、費用は重政が負担している。

(5) 同年八月上旬、重政宅で佐藤検事長、松下及び重政で飲食を共にし、費用は重政が負担している。

（四）さて、この会合の趣旨について関係者のいうところは、(1)につき、重政は当時日野原から昭電の秩父工場事件について中野並助弁護士に世話になつているから一度招待したいという依頼をうけてその連絡をとつた際、中野との間に従来ときゞ〳〵高橋博士の知合関係で行われていた懇親会（いわゆる高橋会）を暫らくやらないから一度やろうという話が出たので、高橋、国宗、沢田に連絡して集つたものだとのべており、中野は大体これと同旨であるが国宗、沢田をよぶことは重政のいいだしたことであるとのべ、国宗は中野を中心とする懇親会として重政から誘われたといい、沢田は高橋を中心とする懇親会として重政から誘われたとのべているが、日野原は竹内検事に対して当時重政が大町、富山の事件もあることだから司法部の偉い人と顔つなぎをしておくとよいから設宴して貰いたい、しかし、始めから日野原の名を出すと警戒して来ないと困るから後から飛入りで参加してくれというのでそうしたとのべているのである。中野弁護士はそれより前に請負師薬師寺某の紹介で昭電の秩父工場の事件を受任し、日野原とも面識があつたので日野原がその事件の謝礼の意味で中野を招ぶのなら直接中野に話すべきで、何も重政を介する理由がないので、この宴の趣旨は大体日野原のいう経緯の下に行われたものと推定すべきであろう。この宴会で、近々岸本検事長が上京するからその際に今一度やろうということを重政が提案して、(2)の会食が催されたというのである。(3)の会合につき、重政は佐藤が高橋に会食方を提案し、高橋の肝入りで懇親会の意味で行われたと証言しているが、佐藤は高橋から重政が招待するといつているからというて誘われたとのべ、八木、大島、布施の三検事も同じ趣旨のことをのべている。この費用を重政が負担し重政の自宅で行われたところから考えて、やはり、重政が高橋に提案し、高橋が佐藤を誘つたものと認むべきであろう。(4)の会食について、重政は高橋と沢田との間に一度やろうという話があつて自分が誘われたと証言し、渡辺衛検事はそれは高橋と重政とが提案した会であつたようだとのべている。この費用も重政が負担しているところから、やはり、重政の発起したものではないかと考えられる。(5)の会合については、佐藤検事長、重政及び松下はいずれも旧知の間柄であるから佐藤が大阪から上京した機会に懇親の意味で行つたものであるという。さて、重政がかように多くの検事と飲食を共にしたことは形式上以上の如く懇親、社交の名目になつているが、真に意図するところは昭電事件について諒解運動をするため検事に接近して親交を深めようとするためであつたと推測されるのである。その理由は、(イ)前述の如く重政は昭和二十三年二月頃には日野原から昭電事件の諒解運動の話しをうけていたと認められること、(ロ)後述の如く同年二月頃から警視庁関係への働きかけも始めており、他面、松下を通じて相当積極的な運動をしていること、(ハ)これら会食の費用はいずれも日野原もしくは重政の負担であること、(ニ)後述の如く、昭電から二、三の者に米、味噌等が届けられていること、(ホ)高橋博士を中心とする懇親会が昭和二十一年春頃以来中断されていたのが突然、日野原や砂原を加えたメンバーで再開され繰返えされたこと、(ヘ)第一回の会合に際して重政が日野原にのべた前述の言葉等に、当時の社会的経済的一般情勢とを合わせ考えてさように推測するのが常識と思われるのである。

（五）そして、右の内(2)及び(5)の席上において肥料や昭電の話が若干雑談的になされたことは、松下の証言その他で窺われるがその他の会食の席上において昭電の話や肥料の話等は全く出なかつたと関係者全員一致して否認するところであるので、しかく認めるの他ないようである。

それ故、佐藤事務局長、八木、大島、布施、渡辺衛の四検事は、重政と日野原との関係も知らないので、こうした会食に前記のような具体的意図があることは察知できなかつたものと認めるべきであろう。しかし、ここでも、今日の社会的経済的情勢の下において、重政がしか

く検事を饗応するのは何か含むところがあるのであろうとの留意のあるのが今日の常識であるべきだということを附言したい。その他の検察官のことについては、後に一括してのべよう。

四、松下権八の線について

（一）松下権八と桜井検事とは、昭和二十二年七、八月中曾根幾太郎等の詐欺事件に関し、松下が情報を提供したことから知合となりその後自宅が近い関係で親密となつて、月に一、二回往復する間柄となつたのである。両名間及び松下を介して重政との間で飲食を共にし、あるいは物品贈答の外形的事実は次の通りである。

(1) 昭和二十二年十二月下旬、松下がウイスキー一本を持参して桜井方を訪れ飲食を共にした。

(2) 昭和二十三年一月、松下が酒一升を持参して桜井方を訪れ飲食を共にした。

(3) 同年三月、松下が酒一升を持参して桜井方を訪れ飲食を共にした。

(4) 同年四月中二回にわたり、松下が砂糖一升、ウイスキー一本、酒一升を贈物としてもつてきたが桜井はこれを返した。

(5) 同年五月、松下が酒一升を持参して桜井方を訪れ飲食を共にした。

(6) 同年七月、桜井は松下から米三升を四百円で買うけた。

(7) 同年七月、二回にわたり松下が西瓜一個、鯉片身を持参して桜井を訪れ飲食を共にした。

(8) 同年七月、松下に招かれて同人方を訪れ松下、重政と共に飲食を共にした。桜井は重政とは以前より面識はあつたが同夜は重政のきていることを知らないでいつたのであつた。

(9) 同年八月、松下からカリン糖小量を貰つた。

(10) 同月中二回にわたり松下は、西瓜一個及び酒一升を持参して桜井方を訪れ飲食を共にした。

(11) 同月、松下より冷蔵庫一個を五百円で買いうけたが、本件が問題となつてからそれが金五千円以上のものであることがわかつて返した。

(12) 同年九月上旬、重政に招ばれて同人宅で重政及び松下と飲食を共にした。

これらの飲食及び物品贈答は形式上、社交、懇親となつているが、その真の意図するところについては次に窪谷検事のそれと一括してのべることにしよう。

（二）窪谷検事は、昭和十二年頃岸本検事（現広島検事長）の紹介で松下を知り、その後松下は役所へ屢々窪谷検事を訪れて雑談をしていたが、酒席を共にしたことも自宅へゆききすることもなかつた。しかるに昭和二十三年三月頃より急速その交際関係が深まつたのであつて、飲食及び物品贈答等の外形的事実は次の如くである。

(1) 昭和二十三年三月、松下が鯉一尾を窪谷の妻の病気見舞にもつてきた。

(2) 同年三月十二日頃、それより若干前に松下の紹介で知り合つた松岡松平の招きをうけて三田の料亭桂で松岡、松下他二、三名の者と飲食を共にし、その費用は松岡が拂つた。

(3) 同年五月二十一日頃、五反田の桂別邸で、松岡、重政、松下及び大野伴睦と飲食を共にし、その費用は松岡が負担しているようである。もつとも、窪谷が松下から誘われるときは、同人は重政が交際を求めているからといつたようである。

(4) 同年五月下旬頃、松下が病気見舞として醤油一斗を贈り届けた。

(5) 同年六月初旬、重政の招きで同人方で、重政、松岡、窪谷、松下で飲食を共にした。

(6) その数日後に、松岡の招きで、同人方で、右四人で飲食を共にした。

(7) それから二、三日後、窪谷の招きで松岡、松下は病気見舞として西瓜一個を持参して同人方を訪れ飲食を共にした。

(8) その二、三日後には、窪谷の招きで重政、松下は酒一升を持参して同人方を訪れ飲食を共にした。

(9) 同月二十二日、重政と松下は酒一升、白米五升、魚その他を持参して窪谷方を訪れて飲食を共にした。

(10) 同七月中、松下から病気見舞として鰻一折を貰い、冷蔵庫を五百円でかつたが、本件が問題となつた後同冷蔵庫が五千円以上であることがわかつたので残金を支拂つた。

(11) 同年九月十二日、松下より病気見舞として罐詰十個程を貰つた。

これらは、いずれも形式上病気見舞とか社交懇親ということになつていること前同様である。

（三）さて、右の桜井、窪谷両検事と松下、重政等との交際関係について重政、松岡、大野及び松下の真に意図するところは何であろうか。桜井との会食中(8)及び(12)、窪谷検事との会食中(5)、(6)、(8)及び(9)に関し、重政は松下が自分の依頼した諒解運動の線にそつて同人が自分を桜井や窪谷に引合わせてくれたものであるから、両検事に対し昭電の融資に不正のないこと、相当な渉外費は不可避であること、日野原に功績があること、事件を高い見地から判断すべきこと等を話し、ことに窪谷検事との関係の(9)即ち二十三年六月二十二日日野原逮捕の前夜に同検事に対し日野原の勾引に関する見透しをきいたところ同検事は見透しは悪いと答えた旨のべ、その意図が諒解及び情報蒐集であることを認めている。桜井検事もその顛末書において雑談的に重政からかかる話しがあつたことを認め、窪谷検事は当委員会の証言として(5)及び(9)の会食に際し、重政より日野原は自分の親友であるから心配している旨や昭電事件の見透しとか日野原の在宅取調の可否についての質問があつた旨のべている。しからば、それ以外の交際関係についてはどうであろうか。いずれも、それが諒解運動や情報蒐集の意図の下になされたとの積極的証拠はないが、(イ)当時の社会的経済的情勢として何ら含むところなく仙人をご馳走することはありえないこと、(ロ)特に五千円以上でかつた冷蔵庫を放らに原価五百円だといつてひそかに大きな利益を與えていること、(ハ)松下は昭和二十三年二、三月頃重政から諒解運動についての依頼をうけていること、(ニ)松下と桜井、窪谷両検事の交際関係について従来飲食や物品贈答の関係がなかつたのに二十三年三月頃から右の如く頻繁に行われるに至つたこと等から考えて少くとも、松下としては重政に依頼された諒解運動の線にそつて両検事と親密の度を増したり、重政を両検事に引合わせたりするために行われたものと認めるべきであろう。その後、松下が家宅捜索をうけるや再三にわたり両検事に相談にいつているのもこのことを裏

書するものといえようし、当委員会での松下の証言中でも窪谷検事に肥料増産は大切だから今騒がれると昭電も困るが何とかならぬかといったこと、肥料の話しをしたこと等を認めているのである。しかし、松岡松平、大野伴睦が窪谷検事と交際上饗応した理由は明らかでない。勿論、政治家として顔をひろくするという意味もあろうが、今日の世相として具体的にも何らかの意図があつたのではないかとの疑いは打消しえない。検察当局の起訴するところによれば、松岡、大野共に重政より政界における昭電問題の諒解運動を依頼せられたというのであるから、この工作の準備として検察側より何らかの情報をうることを目的としたのでは、ないかとも考えられないこともない。日時等の点において二十三年五月以後の会食についてかかる疑いが特に強いものといえよう。

（四）松下権八が竹内検事に対しのべたところによれば、以上の他に佐藤検事長及び岸本検事長との関係において、相当額の物品を贈つており、佐藤及び岸本もその顛末書において若干これを認め他面それ相当のお返しをしているという。しかし、日時の関係等から考えて、松下が重政に頼まれた線としてこうしたものとは認められない。さらに、松下は昭和二十三年七月国宗栄の病気見舞にいつて、若干の見舞品を届けているが、これも具体的な運動の一環としてやつたものとみることは少しく酷なように感ぜられる。しかし、より広い意味において考えれば、将来共何らかの意味でうるところあるものと考えての上の行動であつたことを否定することはできまい。

五、石井春朗の線について

（一）石井は昭和五年に一高卒業、昭和八年に東大経済科卒業の後終戦迄軍人生活をしていたが、一高の同期生とか先輩及び後輩中に検察官になつている者が尠くないのである。そこで、同人は日野原も同じ一高の先輩であるところから日野原を交えて、石井の発起で彼が一高関係で知合いである検察官と飲食を共にしたり、物品を贈つたりしたのである。その状況次の如し。

(1) 昭和二十三年一月中、日野原の妾宅小林峯子方で、日野原、石井、藤原建設院事務官、沢田検事が飲食を共にし、その費用は日野原が負担した。

(2) 同年三月中、石井からということで沢田検事に対し米一斗と醤油一斗を贈り届けているが、それは昭電から出ているものである。

(3) 同年四月上旬、右小林方で、沢田、山内、勝田の三検事に日野原、石井、藤原で飲食を共にし、その費用は日野原が負担した。

(4) 同年四月二十二日、右小林方で、沢田、山内、勝田の三検事、高橋一郎法務庁事務官に日野原、石井、藤原とで飲食を共にし、その費用は日野原が負担した。

(5) 同年四月下旬、石井からということで沢田検事にモチ米一斗、小豆五合を贈り届けているが、それは昭電から出たものである。

(6) その他、日野原から重政を通じて知合いとなつた国宗栄に対し昭和二十三年三月十六日に米二斗、醤油一斗、四月二十日に味噌五貫、四月二十七日にモチ米一斗、小豆五合を贈り届けている他、同年四月十日、国宗が昭電の川崎工場を見学した帰途銀座で夕食をご馳走しているのである。

（二）そして、この飲食は一高の同窓生の懇親会としてなされたものだといい、物品の贈答は昭電において人を招いたばあいの慣例として行うものであるという。それは、社交であり儀礼であるというのである。それ故、この間に昭電の話等は殆んど出ないで、わずかに日野原の事業経営の苦心談とか事業観とかが断片的に話されたにすぎないようである。

そもそも、石井がかかる会を発起した理由とするところは、同人が軍人生活から退いて事業界で働くことになつたので学校の同窓関係で各方面の人々と広く顔をひろめ交際をして知識を養い、親交を重ねようとしたというのである。勿論、かような趣旨も含まれてはいるであろうが、それが主たる目的であるとするには幾多の疑問がある。即ち、(イ)石井は昭電の社員として事業家として進んでゆこうとするのであるから、財界関係とか経済関係諸官庁の人と交わりを結ぶのならば意味があるが検察官とはかかる意味においては甚だ縁が遠い、(ロ)石井は最終が東大経済科の出身であるから右のような目的のならばまず東大経済科の同窓関係の人を求めるのが筋道である、(ハ)かりに一高関係の人を求めるとしても第一着手として検察官を選んだということの合理的理由がない、(ニ)検察官以外の一高同窓生との間にこれと同じ程度のことが行われていない。(ホ)石井の個人的な交際について日野原がその費用を負担すべき理由がない、(ヘ)さらに石井のかかる個人的な友人に対して昭電の費用で何故多くの貴重な物品を贈呈すべきであろうか、かくて石井の弁明するところは全く信用できない。前述の如く日野原が警察方面に対しても何らかの手を打たねばならないことを痛感し、昭和二十三年一、二月頃には警視庁で内偵を開始したことを察知して石井に対してもそのことを話していると認められることと、日野原が別に重政との線で高橋会というような名目で検察官との顔つなぎを図つていること、日野原がこれらの検事と交際するのは先物買いの積りであると証言していること等から推察すれば、結局、日野原と石井との話しあいの上昭電問題の諒解運動の一環として石井が一高で同窓という関係を利用して、多くの検事連に接近し親交を重ねて、その間おもむろにこの目的をとげようとしていたものであると認めざるをえないのである。

六、関係検察官等は、上記の如き饗応及び物品の贈答についていかなる認識をもつていたか

（一）日野原が昭和二十二年夏頃より昭電問題について何らかの諒解運動を必要と考え、同年末には非難の声の強化と共に益々これを痛感し、翌昭和二十三年一、二月頃警視庁で昭電問題を内偵し始めたことを察知して、ここに重政及び石井にその情を話して検事へ諒解運動を始めることとし、その手始めとしてまず各種の名目の下に検事への接近を図り親交を重ねんとして、宴席を設けたり物品を贈答したものと認められることは前にのべた通りである。その理由もすでに個々的にも、総括的にのべてあるが、日野原始め昭電関係者も全般的にその趣旨は認め乍らも、個々的には日時の関係でこれを否認し、社交もしくは儀礼的であると弁明しているのでさらにこの点について再論しておこう。

本調査の基本問題において詳

しくのべた如く、今日の日本の経済的社会的情勢から考えて、第一に何らの対価を考えないで他人をご馳走したり物品を贈るということは極めて稀有であること、第二に今日生きてゆくためには何らかの意味で国民の相当数の者が法にふれる行為をしていること、第三に生活困難と社会道義のたい敗と相まつて公務員のその地位に伴う役得としての非行を是認するが如き空気が増加していること、第四に一般民間人もこの空気を反映して今日の役人は組し易しとして買収行為に出ることも考えられる。これらを前提に考えるならば、公務員に対する饗応や物品の贈答を単なる社交や儀礼であつて全く他の意味がないものと認めることは考え方として甘過ぎる。のみならず今回の事件において、(イ)昭和電工としては検察官に対して饗応や贈答をしてその反応を期待する十分な理由があるのであり、(ロ)昭電の会社の経理面においても引続き莫大な赤字であつて単なる社交や儀礼のために相当多額の費用を支出しえない状況であり、(ハ)その費用の捻出についても幾多の複雑怪奇な手のこんだ方法を用いてこれを表面に出さないことに苦心している、即ち、会社から費用を支出したことを極力かくそうとしているが、もし正当な社交や儀礼であるならばそんな必要はなく、(ニ)さらに饗応や贈答を行うについて多くの犯罪即ち費用の支出については制限会社令違反、饗応については料飲禁止令違反、物品の購入については多くの経済統制法令違反を犯しているが、一体何らの利益の伴わない単なる社交の目的を達するためかかる犯罪迄敢えてすることは到底納得できないことであり、(ホ)饗応や贈答した物品の数量や額からいつても、渉外費を除いた日本関係の分だけでも総額で二千万円以上であつてこれが僅かに十ヶ月間位の内に消費されているのである。一ヶ月当二百万円以上である。いかに昭和電工が大きな会社であるといつてもかかる巨額のものを単純な社交や儀礼のための費用だということは到底今日の日本人の常識では是認できないところであり、とくに(ヘ)昭電側で検察庁方面に対し諒解運動を必要と感じたものと認められる昭和二十三年一月以後ことに同年三月以降に検察官との交渉が極めて頻繁に行われるに至つていることから考えても日野原その他昭電関係者が検察官に対し昭和二十三年以降饗応したり物品を贈答したのは、全体としてその本来の目的である諒解運動の一翹一翹としてであると断定することができるのである。従つて昭電側がこれを社交とか儀礼であるとかいうのは全く彼等の常套語にすぎないのであつて、例えば藤井孝は当委員会の証言中で西尾末廣に百万円持つていつたのも初対面の「名刺代り」であるというが、その意図するところが何であるかはともかくとして、百万円という大金を「名刺代り」――単なる儀礼的なものというが如きは仮令相手方の主観はどうであろうと贈主としてはその代表的なものであろう。

しかし、日野原が検察官へ接近するに当つて意図するところは極めて慎重、且深遠であつたようで、こと苟くも請託や陳情めいたことは全く表面には出していなかつたものと認められる。それは、丁度『名人碁における布石の一石の如きであるかも知れない。』日野原の証言中に「先物を買う気持であつた」というのは、この間の趣旨をよく表現しているものといえるであろう。今直ちにこの饗応や贈答品を理由に請託したり陳情したりしようとするのではなく、現在としては唯それによつて懇親の度を加えようとするのである。親密になれはそこに当然人情が湧く。人情がわけば何か職務上の関係が生じたばあい無意識的にも手心が加わるであろう。それが人間の常である。このことも、今まで多くの調査においてのべてきたところである。そして、他面こうした交際の間に雑談的に昭電の事業の実態を語り重要性を話し、日本の再建のため昭電問題が角をためて牛を殺すの結果になることを知らしめんとしたことであろう。この人情の機微と社交の極致とを狙つていたものと推定されるのである。このことによつて十分彼らの目的が達せられると考え、それ以上に具体的に請託や陳情に及ばなくともよいとしていたのであろう。しかし、万一、これのみで彼らの意図する如く昭電に関する刑事事件の拡大化を防止しえない事態に立至つたときには、従来の親交から具体的にある程度の陳情や請託を行わんという含みもあつたのであろう。日野原の「先物買い」というのはこのようなことを包括的に意味するものと解しえられるのである。従つて、これらの饗応や贈答は、布石の一石の如くそれ自体として、一種のにらみもきき、抑えもきくものであるが、個々の石の死活という問題には直接関係がない。昭電問題の拡大化の防止という点では十分意義のあるものであるが、刑事事件に関する個々の事柄、例えば日野原を勾留するか在宅調べにするかとかある事実を起訴するか起訴猶予にするかということについては直接関係がない。だが、終戦において、布石の一石が死活に対し決定的な役割を演ずることがある如く、ここでもこの親交関係が最悪の事態における陳情もしくは請託の足掛りとなるのである。かかる意味で、それはいみじくも「先物買い」と表現されるのである。この関係は、検事との個々の饗応や贈答のみを取上げてみてもこれを認めることは困難かも知れないが、日野原、藤井が昭電問題の拡大化に対する対策として打つた全般を眺め、それとの関連において考えれば明らかに認定できるのである。

(二)　果して然らば、関係検察官はこのことをいかに認識していたであろうか。全員口を揃えてこれを否定し、単なる社交儀礼と思つたが今になつて省れば、当然かような意図があつたものと推察されるとのべている。

そこで、今日推察できることが何故当時思いつかなかつたのであろうか。その弁明は果して納得できるものであろうか。弁明の要旨は四つある。一つには重政及び松下との関係の者で、重政や松下が昭電と関係があることが全く判らなかつたからであるという。二つはいずれも社交儀礼の名目が立つていたのでそれを信じたという。三つには昭電に関して刑事事件になる程の問題があるということを知らなかつたというのである。四つには自己の職務上昭電事件に全く関係がなかつたというのである。まず、一の点についてはもある程度無理からぬものがある。重政、松下、松岡や大野とあつただけの窪谷検事、桜井検事、渡辺薫検事、渡辺衛検事、佐藤祥樹検事長、佐藤勝美事務局長、八木新治検事、布施検事、大島検事に関しては重政と日野原もしくは昭電との関係を知らなかつたものと思われるし、知らないのも当然だと考えられるので

一応昭電問題に関連している饗応だとは考えつかなかつたのはやむをえない。しかし、これを単なる社交儀礼でご馳走してくれると考えるのは余りに幼稚にすぎる。たとえ、社交儀礼の名目であつても何かそこに含むものがある筈だと察するのが常識である。恐らく、右にあげた検察官の中で初めてご馳走になる者は当時かかる疑いをもつた筈である。自らの行動を弁明するためその疑いを強いて追及せずに否定したのであろう。もし、かかる疑いが当時心の一隅をよぎることなかりしものとすれば、そのような程度の考えしかもてない者は、検察官としての注意にかくるところがあるのではないかと考えられる。何か、そこに含むものがあると考え、そして、座談中重政の口から日野原や昭電の話が出た以上注意深い検事であつてみれば、その間の関連に思いを致したことであろう。その含みが日野原や昭電問題に関するものだと気づく筈である。かくて二、三及び四の点即ち右の検事が昭電について刑事事件化する可能性があることをどの程度知つていたか昭電事件に対する職務上の立場の問題と関連して考えられなければならない。しかし、それにしても、重政らと日野原、昭電との特別な関係がわからない限り、やはり、これらの検察官を昭電との関連ある饗応をうけたといつて責めることはできない。前述の如く、窪谷、桜井、渡辺薫の三検事はこの関連が察知できたのではないかと思われる。

（三）　ついで、日野原又は昭電より直接饗応をうけたり物品を貰つたりした検事、あるいは右の如く間接に昭電と関連のある饗応であることを察知できたであろう検事が、これらの饗応や贈答に対しいかに考えていたかにふれてみよう。

ここで、二、三及び四の点を検討してみよう。国宗、窪谷、渡辺薫、渡辺衛、桜井の各検事は時期の差はあるが昭電事件に若干の関係があつたことはすでにのべた通りで、その内饗応や物品贈答の時期にも関係があつたのは国宗、桜井、窪谷、渡辺薫の四検事である。しかし、その他の検事についても昭電事件に関係こそないがやはり、昭電側として諒解運動の一環としてこれらの検事に接近を図るだけの理由があつたことはすでに第三の一でのべた。そこで、これらの検事はいずれも当時、昭電問題が存在していること自体を知らなかつた、もしくはこれが刑事事件化するということは予期しなかつたというのである。もつとも、国宗は昭和二十二年秋頃から検事総長が昭電問題について内偵してみなければならないとのべていたのをきいていると証言しているので、昭電問題が刑事事件化するかも知れないということは十分知りえたわけである。しかし、その他の検事にしても昭和二十二年夏頃から昭和電工に対する復金の融資が不当であるとか、その金が一部政界へいつているという風評があつて新聞雑誌にも散見せられ同年末同社の第三次融資の際には相当大きく取上げられているのでこの風評を全く知らなかつたということは到底信用できないところである。そして、過当融資、使途疑問というとき必ずそこに関係公務員の瀆職とか背任横領の疑いをもつのが検察官の常識ではあるまいか。況んや、今日の世の中で法にふれないで生活できる者は極めて少く、昭和電工の如き大会社が何らかの部面で経済統制法令に違反していることは常識ある者として何ら資料をもたなくとも、今日の社会的経済的状態のみによつて断言して憚らないであろう。この世相に際して右の風評はらんか、そこに必ずや大小の差はあろうが犯罪が伏在するものと考えるのは当然であり、それが刑事事件化するおそれあることも容易に判断できる筈である。従つて、これらの関係検事は右の如き風評を知つた以上いずれもその脳裡にかかる判断が瞬時ではあろうが浮んだに相違ないと認める。唯、それが、直接自己の職務でないため直ちに忘却し去り、多忙に取紛れそれ以上考えることがなかつたに過ぎないのであろう。ところが、その後になつて、日野原や昭電関係者から饗応をうけたり、物品を貰つたりしている。勿論それは、社交、儀礼の名目になつているが、今日の経済状態として、名目は名目として、何かそこに贈る側として意図するところ、含むところがあるのではないかとの疑いが浮んだ筈である。その理由も前にくわしくのべた。そして、この疑いは直ちに、記憶の外にあつた昭電に関する噂を想起せしめねばならない筈である。日野原から饗応をうけ昭電から統制品である米醤油等相当多量の物品を貰つている国宗、沢田検事は共にかかる考えが当時その脳裡に浮んだに違いないと考えざるをえない。この考えが浮んだが、自己の行為を弁明するため、まさか、かかる意図でもなかろうし、昭電問題がそれ程大きく刑事事件となることもあるまいと否定したのであろう。山内、勝田の両検事、高橋事務官、岸本検事長にしてもその程度は極めて軽いものであるかも知れないが同様の疑いを打消しえないものがある。窪谷、桜井の両検事は日野原乃至昭電側との関連を直接は知らなかつたかもしれないが、重政の口吻から、やはり、右の如き疑いを懐くに足るものを感じたものと推定できるのである。渡辺薫検事も同じ疑いを懐いたものと思われる。

七、陳情について

昭電関係者から、検察官に対し明らかに陳情したことも若干ある。第一に、松下権八が窪谷検事に昭電の審理について何とかならないかといつて同検事から叱られたとか、自分が家宅捜索をうけた際窪谷、桜井両検事に種々相談していることはその証言でのべている。第二に石井春朗が、沢田、山内両検事に対し昭電問題に関する検察庁内部の空気を打診したり、主任の伊尾検事に対し会社の実状とか日野原逮捕後の状勢とかをのべ保釈を頼む旨陳情しているのである。

官報号外　昭和二十五年五月三日　参議院会議録第五十号附録（その三）　調査報告書

官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その三）

八、弁護団について

（一）昭和電工としては元来、顧問弁護士があつたが、昭和二十三年三月頃、日野原は一高の同期であり昭和四年以来東京の検事畑に育ち司法省の課長も勤め甲府の検事正を最後に追放せられた太田耐造弁護士を顧問にした。日野原は竹内検事に対し同弁護士が司法部内で有力な人であつたので、諒解運動の対策の一つとして顧問になつて貰つたとのべている。そして、昭和二十三年五月二十五日本社の捜索をうけてから順次弁護士を増加し、松坂広政元司法大臣、黒川淳元司法次官、清原邦一元行刑局長等を委嘱した。藤井、日野原は太田弁護士の意見に従い、偶々同弁護士がこれらの人をよく知つていたからそうなつたのであるといい、太田弁護士は日野原、藤井から特に松坂、黒川両弁護士がいいだろうと指名の上相談されたと証言している。いずれにするも、今まで詳しくのべてきた如き状勢であり、日野原、藤井の方針であつたこと、太田弁護士を委嘱することは自体がこの方針の一つであること等から考えて、日野原、藤井としては松坂、黒川という検事畑の大先輩を弁護人とし、これらの弁護士により、検察庁方面に対し一つの手を打とうとしたものであると推察できるのである。それは、これらの弁護士がいずれも検事畑の先輩として現職の検事の中にも同僚や旧部下が数多くいるので、同じことを陳情してこれらの先輩から話して貰えば、他の弁護士ならば会わないところでも会つてくれるであろうし、その取扱いも他の弁護士よりていねいであろうし、人情として陳情の趣旨についても善意に解釈し無意識的にでも手心を加えてくれるであろうという期待からであるものと考えられる。それ以上に、これらの弁護士が現職の検事と同僚や旧部下であることを利用して不当に陳情したり請託したりする意図があつたかどうかは疑問であるが、日野原や藤井がかような期待をもつていたと考えられる節もないではない。

（二）しかして、これらの弁護士が昭電事件に関して動いたところをみるに、太田耐造弁護士を除くその余の弁護士については概ね一般の弁護士としての行動の範囲であつて特に不穏当と感ぜられるものは殆んど見当らない。ただ次の二、三の点を指摘しておこう。

(1) 太田弁護士の活動については、若干の非難と疑いがある。同弁護士のやり方が強引で弁護権の濫用と思われるところがあるという声が警視庁の関係者間にもあり検察庁内でも多少かかる空気があつたようである。しかし、具体的にどんな点ということは明らかでない、恐らく、同弁護士の態度等からうける感じ程度のことで特別なものはないと思われる。だが、同弁護士が、(イ)かねて知りあいの田中隆吉に対し関係方面の情勢をきいてくれるよう依頼したことは田中の証言で明らかであつて、そのことの当否は相当疑問と思われる。もし、機密に属する情勢――恐らく、かかる意味であろうが――を探つてくれというのであれば、その不当たることは明らかである。(ロ)日野原が二十三年六月二十三日午後三時頃逮捕されて直後警視庁の土居警部から逮捕状の漏洩について追及されそれは二十二日午後三時か四時頃太田弁護士からきいた旨答えており、この点に関して後述する如く太田弁護士の行動に関しても相当の疑いなきをえないのである。(ハ)さらに、日野原が小菅の東京拘置所に収容されて後、日野原信吾が同所の伊藤戒護課長外若干の職員に贈賄して、収容されている日野原節三のためを図つているが、これについても太田弁護士が関係しているのではないかとの疑がこい。(ニ)それと共に勾禁されている日野原の依頼で、日野原の機密費が菅原通斎から出た如く工作せんとしたことにも関係しているようであり、その他収容されている日野原からの不正な依頼事項については殆んど同弁護士が相談にのつているとの疑いを打消しえないのである。日野原信吾の証言からすれば明らかにこれらの事実が認められ、同証人が故意に虚偽の証言をすべき理由もないし、感違いとか記憶違いであるとするにはその証言内容が相当詳細具体的で筋道が立ちすぎているのである。従つて、これらの点のみを以てしても太田弁護士の行動は弁護士として甚しくその規を逸しているものといわざるをえない。

(2) 松坂、黒川、太田、玉沢、桃沢という元検事であつた弁護士がこの昔の職務や知人関係から特別な取扱いをうけている事実も若干ないではない。例えば、(イ)警視庁の係官もこれらの弁護士は検事時代顔知りでもあるので、他の弁護士ならば素気なく断るようなことでもこれらの弁護士から申出られればそうはできないし、その態度も多少はていねいになるとのべており、このことは人情として検事についても同じであろう。(ロ)後にのべる如く昭和二十三年六月二十三日早朝日野原に逮捕状が出ているという情報をえて藤井が松坂弁護士を訪れ在宅調べを陳情してくれるよう依頼して一緒に検察庁へ赴く途中馬場次席検事の自宅へ立寄つて、召喚があつたかどうかをたずねている。この点の如きも、若し、一般の弁護士であつたならば馬場次席検事がかように早朝自宅で面会したかどうかも疑問であり、召喚されている旨を答えたかどうかも疑わしい。やはり、松坂弁護士が元司法大臣として旧知の先輩なるが故の特別な取扱いを受けたというの他ないであろう。

かように、捜査当局としてもこれら検事畑の元大官が顔を並べている弁護団に対して、人情としても無意識に若干の遠慮や丁寧な取扱いがなされたものと認められるのである。そして、日野原、藤井にしてもこれを予期し、この

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

関係をより有利に利用しようとして彼等を弁護人として依頼したものと認めざるをえないのである。

九、昭電事件に関する検察庁の職務執行に関し不正もしくは不当なものはなかつたか

この点に関しては、詳細に調査した結果、何ら不正なものは認められなかつた。しかし、(1)前述の如く弁護人に対し一般弁護士のそれに対すると異り若干特別な取扱いがなされていると認められる。(2)その他、後述の如く逮捕状その他の機密が漏洩したのではないかとの疑いがあるが、これらはいずれも、既にのべたような昭電側の検察庁に対する工作、とくに検事への塾応や贈答の結果とは何らの関係がないものと断定できるのである。

第四、警視庁関係者に対する工作

一、警視庁における昭電事件捜査の陣容は次の如くである。左の人員の他に、押収、捜索のばあい等には経済係その他から三、四十名の応援を求めている。内訳は刑事部長、捜査第二課長の他、警部が三名、警部補が二名、巡査部長が九名、巡査が十五名である。

官職	氏名
刑事部長	藤田次郎
警視庁捜査第二部長警視	秦野章
第一係長警部	上田良三
警部	土居篤一
〃	飯塚堅蔵
警部補	渡辺幸吉
〃	村上某
巡査部長	佐藤某
〃	鈴木武衛
〃	清水川春蔵
〃	岩田勤
〃	元木実
〃	小島重蔵
〃	佐々木助次
〃	佳倉某
〃	野沢福次郎
巡査	柳田一雄
〃	大河内正
〃	井口貞次
〃	一樋口敏雄
〃	大久保伊勢男
〃	村山長三郎
〃	白鳥四郎
〃	上原正彦
〃	本田力
〃	川島栄佐次
〃	高山三四郎
〃	新津二
〃	間富栄
〃	和田佐俊
〃	関口英也

二、昭電関係者が警視庁関係者に接近せんとした一般的情況

(一)　この関係としては、大体六つのものがあることは、すでに第一の三の(三)の一覧図でのべた通りである。その一は水池亮の線、その二は岡崎英城の線、その三は今松次郎及び上村健太郎の線、その四は重政誠之の線、その五は吉田清彦及び砂原季也の線、その六は秋山博弁護士の線である。そして、これらの関係においては、外形的には饗食を共にしたり、物品の贈答は殆んど証拠がない。その殆んど全部が陳情であることを注目すべきである。

(二)　そこでこれらの者と昭電との関係を一応明らかにしておこう。

(1)　吉田清彦は昭和電工本社の総務部次長兼庶務課長であり、砂原季也は秘書であつて、いずれも会社の機密や重役陣の動きに比較的近接してこれを知りうる立場にある為である。

(2)　水池亮は一高及び東大を卒業した日野原の先輩で、日野原が同窓生背波称事を介して水池と入江誠一郎とを昭和二十二年七月頃から昭電の顧問に委嘱したが、昭和二十三年三月前後から自然解消となつたものである。水池亮は警察畑の大先輩で、以前警視庁の峙高部長や内務省の警保局長を勤めており、入江誠一郎は内務省畑に長く勤め同省の文書課長、人事課長、健民局長地方局長を歴任して終戦後引揚援護院次長を最後に退職している。日野原は、この両名に顧問を委嘱したのは、昭電事件について警視庁方面に対し昭和電工の事業運営の実情を理解して貰い、手入れをされたばあいにも見当違いにならないよう角をためて牛を殺す結果になることのないようにして貰うためであつたとのべている。水池亮はかかる意図について改つて話はなかつたとのべているが、同人の経歴や能力から考えても昭電側として顧問として利用するにはその方面以外にはないことは常識的に察知せられるところであるし、そうでなければ当時として少額とはいいえない一ヶ月二、三千円の顧問料を支拂う筈もなく、他面、その当時から昭電問題については若干の噂も出始めていて、会社側からも日野原の社長就任について内外に反対が多いので中傷があつて迷惑していること、警察の人が会社へきて責任の地位にない者から会社全体のことをきかれるのは間違いがあると困るからそれぞれの担当者からきいて貰うと都合がよいことをきいているので、水池としても日野原が自分を顧問にした意図は大体察知していたものと認められる。従つて、後述の如く特別な依頼もうけないで、藤田刑事部長にそのことを伝えているのである。しかし、そもそもかような依頼が果してなかつたかどうかも非常に疑わしく、やはり、日野原から水池に昭和電工の事業運営の実情をよく確めてくれるように警視庁の刑事部長に話してくれと頼んでいるものと想像されるのである。ただ、その依頼の趣旨が、不正なことをモミ消してくれとの意味でなく、真相は正しいのだからよく理解してくれるよう話してほしいという意味であつたものと思われる。

そして、水池もそれを本当だと信じていたのであろう。しかし、日野原としては、底の底まで打明けないで、水池に対してはあくまで正しいという建前でこれを警視庁首脳部へ諒解させようとしたものであろう。この意味で、水池はその証言中で、日野原のいうことは極めて当り前のことであるし、これを是非警視庁へ伝えてくれという程熱意のある話しでもなかつたのでこれを裏からの諒解運動と考えることはできないとのべているのである。しかし、捜査当局から嫌疑をうけているばあいに、真相はそうでなくて正しいのだということを通常の法律による手続でなくて、そうした特別な知人関係を通じて首脳部に理解して貰おうとすることは、一種の諒解運動というの他ないであろう。それが、正当な事柄の諒解か、不正にことを枉げて貰うための、諒解即ちモミ消しかの違いがあるだけである。日野原としては、水池に対しては前者のような形をとり乍ら本当は後者の目的を達しようとしていたのであつて、水池も少くとも前者の意図は察知していたものと認められるのである。

(3)　岡崎英城は、警察畑の先輩で以前警視庁の特高部長を勤めたことがあり、警視庁の現

職の警察官中にも同僚や旧部下が相当いるのである。そこで、偶々日野原、藤井はかねてから知りあいであつた頭山秀三及びその友人の丹羽五郎が岡崎と懇意であることを知るや同人を介して岡崎に対し、水池のばあいと同様、風評の如き事実がないこと、肥料事業の重要性その他業務運営の実体、捜査に関してはできる限り穏便にせられたいこと等を警視庁首脳部に話してくれるよう依頼し、さらに、藤田刑事部長に引き合わせてくれるようにと頼んでいるのである。そして、岡崎としても、水池同様日野原のいうことを当初は真相であるとしてきいていたであろうが、その報酬として十五万円という多額の金員を受取つていることと、当時、昭電問題の不正に対する社会の疑惑が相当深いものがあつたことから少くとも、ある程度の不正があるのを日野原、藤井がモミ消そうとする意図をもつているものと察知できたに相違ないと認められる。もし、本当に正当な真相を伝えるだけのことならば、それがいかに警視庁の首脳部に理解させることであるにしても十五万円という大金をお礼にくれるのが当然だとは常識上考えられないからである。岡崎としては、日野原や藤井が不正の事実に対して余り検挙の手がのびないようにこれをモミ消す意図であつて、日野原が風評の如き不正事実が全くないというのはそのための口実にすぎないことを、十分に察知していたものと認めざるをえない。相互にそうした真の意図を口外することなく、以心伝心にゆだねるのは彼らの間における通常の方法であるとも考えられるからである。

(4)　重政誠之を昭電及び日野原との関係、重政が昭和二十三年一、二月頃日野原より昭電問題の諒解運動を頼まれたものと認むべきであることはすでにのべた通りである。

(5)　今松治郎は、元内務省警保局長であり、上村健太郎は元警視庁の特高部長であつた。しかして、日野原はかねてからの友人である相磯光夫を通じて今松に対し昭電事件の経過について警視庁の首脳部にきいて貰いたい旨依頼し、今松は自分の知合である上村健太郎を介して、藤田刑事部長にこれらの事情をきかせ、昭電の事業運営の実態等を説明したのであつた。特に金銭関係等も伴つていないので、正当なるものと考えてしたことであろう。

三、会食関係について

(一)　警視庁の関係者が昭電の日野原その他の者と饗食を共にしたという風評があつたが、この点に関して調査の結果殆んどその証拠がなかつた。かかる事実が全くないのか、あるいは証拠が湮滅されているため集めることができないのか明らかでない。警視庁関係については、相当の時日も経過しており世故に通じて実力の背景をもつているので、関係証人もよくよくのことでなければその事実をいわないであろうし、その他各種の事情でかりにかかる事実があるとしてもその証拠をうることは極めて困難であろう。結局、昭電事件に対する警視庁の捜査の当否を判断して、そこに不正、不当なものがありとすれば、右の如き饗応とか贈答関係とかがあつたものとの疑いを強くするわけであるが、後にのべる如くこの点に関しても特に不当なものを見出すことはできなかつたのである。

(二)　しかし、ここに二つの事実を掲げておかねばならない。その一つは、昭和二十三年二月下旬重政誠之が土居警部に面会を申込んで夕食を共にしたことがある。当時は昭電事件の捜査は未だ軌道にのらず、岩田、元木の両部長を中心として若干の刑事によつて、昭電の過当融資に関する各種の風評とこの風評の真否についての資料の聞込をやつている程度で、丁度関係方面からの指示と検察庁との打合わせによつて土居警部がこれに加わつて本格的な内偵を開始しようというときであつた。土居警部は重政と同じく広島県人でかねて重政の名はきいていたが特に面識はなかつた。しかるに、二月二十日過ぎ重政から土居に対し面会を申込んできたので大日本肥の寮において重政の招待で夕食を共にした。その際重政は雑談的に昭電問題について警視庁では岩田刑事が内偵しているとのことだがとの話しがあつたので、土居は自分は一向知らないと空とぼけて答えたとのべている。警視庁で内偵しているという事実は、恐らく会社内部の者から知つたのであろう。岩田刑事らは会社内部の反日野派である森前社長系の者とか労働組合関係の者にあつて日野原系重役の動静についての聞込をも行つていたからである。そして、それが社内のこととて自然に日野原や藤井の耳に入つたものとみえ、日野原は水池に対しても警察の者が責任の地位のない者に会社全体のことをきいているので困ると洩らしていた旨水池が証言している点からも窺われる。かくて、日野原は重政に対してこのことを話し、同人によつて警視庁がどの程度迄内偵を進めているかの情報をえようとしたものと推察されるのである。

その二は、同年三、四月頃、砂原季也が警視庁刑事捜査第二課長として昭電事件捜査の第一線での指揮者である秦野章警視に対し、同警視の友人である建設院の前田某を介して面会を求め、昭電問題に関しては警視庁当局も担当誤解しているので日野原社長が一度お会いして会社の実情を説明したいといつているからといつて夕飯に誘つたことが二、三回あつたが秦野警視はこれを拒絶したのである。同警視は調査員に対してかようにのべておるが、それ以上の事実に関しては証拠がない。

四、陳情について

(一)　昭電問題に関して、警視庁の係官に対し陳情のなされた状況は次の通りである。

(1)　昭和二十二年十一月頃から同二十三年一月頃迄の間に水池亮が藤田刑事部長を警視庁に訪れ同人に対して前述の如き趣旨の陳情があつた。

(2)　昭和二十三年五月頃、岡崎英城から藤田に対し日野原が昭電問題について話したいといつているからあつてくれと申込み、日野原、藤井を伴つて官舎に訪れて藤田に対し、噂の如き不正事実のないことや会社の事業運営の実態を説明して捜査はなるべく穏便にせられたい旨陳情した。

(3)　その頃、今松治郎及び上村健太郎も官舎に藤田を訪れて同趣旨の陳情をした。

(4)　それより先、三、四月頃、吉田清彦が藤田刑事部長と同窓関係で知合いであつたので同部長を訪れて事業運営の実態等について陳情した。

(5)　ついで、同年六月頃、秋山博弁護士はかねてから藤田と知合いであつたので、警視庁に藤田部長を訪れて、昭電の事業運営の実態を説明して捜査方法の穏便方を陳情してい

る。同弁護士は内務省畑の先輩で内務省の警務課長を最後に退放となつており、警察方面にも相当知人が多いようである。日野原は、前述の友人相砥光夫の同業者である宮田義弘の斡旋で秋山弁護士を依頼したのであるが、相砥はその前に元警保局長で弁護士の肩書のある今松治郎に弁護人を依頼したけれども同弁護士はこれを拒絶して清原弁護士を紹介して同弁護士に依頼することとなつた。それは、いずれも日野原から弁護士の斡旋方を頼まれた結果で、日野原はとくに弁護士を指名して頼んだわけではないといつているが、右のように多く警察畑に縁のある、いわば弁護士としては珍らしい経歴の人が候補者の線に出ていることと、縷述せるような日野原の事件対策の根本方針とを脱みあわせて考えると、ここでも日野原は警視庁に顔のきく弁護士という趣旨で相砥や宮田に斡旋方を依頼したものと推察されるのである。そして、これらの弁護士が前の職の関係で個人的に警視庁の幹部と知りあいの多いのを利用し、事業運営の実態の説明等を為すことによつて、角をためて牛を殺すことのないよう穏便な捜査方法をとつて貰い、その間に事件の拡大化を阻止せんとする意図であつたものと解せられるが、秋山弁護士としては日野原のいうところを真相であると信じて動いたのであろう。

(6)　さらに、同年七月重政が官舎に藤田を訪ねて肥料界の現状、日野原の功績及び電工のお家騒動の内幕等を話し大局を過らないようにと陳情したのであつた。

(二)　従つて、以上の陳情はいずれも不正事実がないとか、会社の実態とか、日野原の功績とか、肥料界の現状からみて昭電に打撃を與えるようなことは日本の大局上妥当でないといつた趣旨のもので、表面上極めて正当なこと当然なことが話されているにすぎないのである。陳情の内容それ自体には何ら不当なものはないのである。しかし、その内容は必ずしも事実の真相と一致しているのではなく、不正事実がないものとしてかくされているのである。それ故、かかる陳情を信用せんか捜査を誤るおそれなしとしない。そして、他面日本の国家のため大局を誤つてはならないという理由の下に暗に若干の不正は不問に付することが日本のためだとして要請している如くに考えられるのである。かような考え方もよほど注意しないと大きな過ちを犯すことがあろう。このように、この種の陳情は内容通りの事実が真相であるならば弊害も殆んどないであろうが、これが虚偽のものであるときは大きな弊害をもたらす危険性がある。そして、陳情が前記の如き個人的な交際関係もある有力者によつてなされるときは、その個人的信用の面からも人情の面からもその陳情内容が一応真実なりと信用される可能性が大きいので右の危険性も亦大きいといわねばならない。

しかし、かりに捜査当局者にして明敏で公私を峻別する人であつて、この危険性がないとしても一般社会人からこれを眺めるとき、右にのべた如き危険性を感じ、職務の執行の公正に対して疑いを挟むことであろう。それが、一般人の常識だからである。かくて、捜査官として、捜査上若干の利便があるからといつてかように世人の疑いを招くような有力者から陳情をうけることは果して妥当なものといえるか疑いなしとしない。警視庁の刑事部長という要職にある者として、とくに自ら捜査の資料を集めるべきでもないのに、かかる疑いを招く行為に出でる必要はない筈である。或は、社会の儀礼上無下にも断りきれないし、もし断つた結果却つて捜査の一線に立つ部下の者に対し直接陳情してはより一層悪影響があるからと考えるのかも知れない。しかし、かかる悪い意味での儀礼の如きは顧慮する必要もなかろうし、正当な線によらない有力者の陳情の如きは厳に拒絶すればよい迄のことではなかろうか

五、昭電事件に関する警視庁の職務執行に関し不正もしくは不当なものはなかつたか

この点、調査の結果、不正もしくは不当なものは認められなかつた。しかし、(1)前述の如く弁護人に関し前からの顔知りであるとか、検事畑や警察畑の先輩であるところから若干ていねいな取扱いがなされているようである。(2)後述の如く逮捕状その他の機密が漏洩したのではないかとの疑いがある。(3)事件の捜査が遅延しているのではないかとの噂もあつた。しかし、本件の捜査は当初昭和二十二年警視庁自ら自発的に内偵を開始し、その後翌二十三年二月関係方面よりの指示と検察庁当局との打合わせの結果本腰を入れて内偵にかかつたが、何分複雑な智能犯であるため容易にその端緒を摑みえなかつた。そこで警視庁としては何とか若干の動かぬ事実を摑んで一挙に昭電本社の捜索を実施して証拠をえようと考えた。しかし、当時としては、むしろ、検察庁側の方が警視庁のもつている証拠だけでは捜査に付強制力を用いるのは無理だとの見解であつた。そこで、困難な内偵が五月迄続き、同月になつて近藤組関係の経理上の不正は動かないものとみて、地方工場の経済事件もあつたのでこれによつて本社の捜索が行われ重要な証拠書類をえた。そして、経理面における金の收支の不正は漸次判明していつたが、日野原が使途について自供しないため、捜査は一時行き詰つたような格恰になつたのである。そこで、警視庁も七、八月の夏中も夜遅く迄一面においては厖大な帳簿を整理し、他面において関係人の取調べを行つて日野原、藤井の行動を克明に調査していたのである。かように捜査を進めていたのであつて、その間捜査方針とか進行状況についても殆んど連日検察庁と打合わせて居り特に不当に捜査が遅れたものと認めることはできない。強いていえば、捜査人員をより増強すべきではなかつたかと考えられるが、この点は捜査技術と捜査方法との相関々係において考慮すべきことであつて、直ちに結論を下すことはできない。

いずれにするも、上記陳情等によつて、職務の執行が、不正、不当に行われたと認めるべき証拠は全くない。

第五、逮捕状その他機密の漏洩について

一、日野原逮捕に至る迄の経過

(一)　まず、捜査当局側の経過についてのべよう。

昭和二十三年六月七日に商工省技官津田信英と昭電秘書砂原が逮捕され、同月十五日に佐藤秘書が逮捕されて、津田及び野見山課長に対する贈收賄の事実が判明してきたが、砂原と佐藤は、すべて自己の責任なりとして日野原をかばつていた。しかるに翌六月十六日野見山逮捕後同人が日野原から直接現金の交付をうけていることを自供したので、検察庁では野見山を起訴するためには日野原の供述による裏付けを必要とすると考えそ

のため日野原を逮捕せんとする意見が生じた。かくて、同月二十二日午後一時頃警視庁側から秦野課長、上田係長、土居警部、東京地方検察庁側から出射、羽中田、河井、桜井、伊尾検事が伊尾検事の部屋に集つて協議し、日野原に対する逮捕状を請求して、これを明二十三日早朝執行することに話をきめて同二時頃散会した。そこで、検察庁側では直ちに、最高検察庁及び東京高等検察と協議を開き福井検事総長、渡辺次長検事、窪谷次席検事と検討の上前記地検での方針が最終的に決定した、それが午後二時半頃である。直ちに伊尾検事から警視庁の秦野課長に対し逮捕状請求の手続をするよう電話があつて、土居警部の名で東京地方検察庁に対し逮捕状請求の手続がなされて、鹿矩判事によつて逮捕状が出され土居警部の受取つたのは午後六時から七時迄のことである。そこで、警視庁では、秦野、上田、土居、渡辺が中心となつて翌早朝の執行の手筈を協議した。従つて、逮捕状の出たことを知つているのは、右にあげた判検事の他二、三の事務官と執行に参加すべき警察官八名にすぎない。翌二十三日早朝六時少しすぎに、三班に分れ、日野原の自宅と、妾宅小林方と会社へ執行に赴いた。ところが日野原はどこにもいない。自宅では朝五時半頃出かけたが何処へ行つたかわからないという。これは逮捕状のことが洩れたと直感し、検察庁へ報告すると共に太田弁護士にあたつてみたが知らないという。午前十一時頃秋山弁護士が警視庁にきて一時間以内に出頭させるからというので指名手配の手続はしなかつた。やがて午後二時半か三時頃日野原は秋山弁護士に伴われて藤田刑事部長の所へ出頭したので、そこで逮捕状を執行したのである。

（二）　そこで、日野原側の事情は次の如くである。

関係者のいうところ、必ずしも一致しないがその大要だけを摘示してみよう。日野原は六月二十二日午後一時から一時半頃迄の間会社で氏名不詳の者から三回にわたつて逮捕状が出たから明早朝執行される旨電話の通知をうけたという。これとは別個に、太田弁護士は同日午後四時日野原の身辺に危険が迫つたとの勘から弁護人の打合わせをすることとし、同夜麻布の幾羅久で、松坂、黒川、太田の三弁護士、日野原、藤井、丸山四郎が集合した上明二十三日午前九時頃、松坂、黒川弁護士で日野原の在宅調べについて検察庁へ陳情することにして午後九時頃散会した。ところが午後十一時頃藤井のところへ氏名不詳者から電話で明早朝日野原に対し逮捕状が執行せられると通知してきたので藤井は早速日野原にその旨を伝えて、検察庁へ上申する時間を早めることにして手筈を相談した。そして、翌朝午前五時過ぎ日野原は自宅を出て太田弁護士を訪れて右の情報を話して在宅調の運動を頼み自己の行先若干を記した紙片を渡して自動車を甲州街道で降りて重政の家に赴いた。太田はその自動車で黒川弁護士を訪れて事情を話して予定より早く検察庁へ出頭して貰つた。一方、藤井も早朝家を出て松坂方を午前七時頃訪れて右事情を話し、検察庁へ上申すべく同道して出かけたが、途中松坂は馬場次席検事の自宅を訪問して同検事より日野原が同日召喚される予定となつていることを知つた。かくて午前八時頃、検察庁で松坂、黒川両弁護士は落合い、暫く待つて、登庁した出射検事を訪ねて既に逮捕状が出されたことを知つたので、やむなく、太田弁護士の事務所へゆき、そこで、太田、藤井とあつてその旨を告げた。それが午前十時頃であつた。そこで、太田、藤井は、日野原の所在は大体判つていたが、同人を出頭させた後の供述の方針について協議打合わせをしてゆく必要があると考え、宮田事務所で秋田、清原両弁護士と共にその点を検討した。その間、太田事務所に対し日野原を出頭させるよう警視庁及び検察庁から督促があつたので、秋山弁護士は警視庁へ赴いて一時間以内に出頭させるから会社等で逮捕しない様に依頼し、藤井が電話で日野原が重政方にいることを確めて迎えにいつた。そして、重政方で一時間余り手間どつていて、結局二時近くに同所を出て、途中連絡をとつておいた秋山弁護士と甲州街道で会い、同弁護士の附添で警視庁の藤田刑事部長の所へ出頭したのである。

二、日野原は逮捕状の出たことを如何にして事前に知つたか

（一）　日野原、藤井が六月二十二日に逮捕状の出たこと、もしくは少くとも六月二十三日早朝に逮捕状の執行があることをおそくともその前夜に知つたことは明らかである。それは、右にのべた外形的事実からも容易に推測しうるところであるし、日野原、藤井もこれを認めており、警視庁及び検察庁当局もこれを肯定しているのである。

（二）　しかして、日野原と藤井がいかにして事前にこれを知りえたかについて関係者ののべるところは極めて区々たるものがある。まず、第一に日野原が逮捕された直後土居警部よりこの点を追及せられて、それは六月二十二日午後三時から四時頃の間に電話で、太田弁護士から知らされたとのべていたが、当委員会の証言ではこれを変更して同日午後一時から一時半迄の間に氏名不詳者から三回にわたつて電話できいたというのである。第二に、藤井が六月二十二日の午後十一時頃丸山四郎らしい者から電話で知らされたという。第三に太田弁護士がいうところの情勢判断であるが、これは時間的に迄それ程詳しくわかるわけもなく、殊にその情勢判断に基いて松坂、黒川両弁護士による上申を一応二十三日午前九時としておき乍ら翌早朝これを変更して時間を早くしているというので、もし、それが真実であるならば太田弁護士の情勢判断は事前漏洩問題から除外しなければならない。

かくて、第一かもしくは第二のいずれが真実かという問題である。しかし、これは結局明らかでない。唯、日野原が氏名不詳者から二十二日の午後一時から一時半迄にきいたという事実はたやすく信じられない。というのは、その時間頃には未だ日野原逮捕のことは内定もしておらないで地検で協議中であつたこと、日野原はかかる事実について今迄全くのべず、当委員会において卒然としてのべるに至つたこと、逮捕された直後、即ち相当興奮していたと思われるとき土居警部に対し太田弁護士からきいたとのべていること等から、日野原は後になつて知らせてくれた人の名を明らかにすることがまずいと考えて氏名不詳者による電話という逃げ口上に出たものと推察されるのである。かくて、太田弁護士か丸山四郎かということになるが、両者共にこれを否定している。しかし、両名共にかかる情報を入手しうる立場にあつたものと考えられるのである。太田弁護士は、検事畑の先輩として検察庁の事情に通じ知人もあるので必

ずしも不可能ではなかろうし、丸山四郎も前述の如く新聞記者に対し働きかけていたのでその方面から情報を入れることも必ずしも困難ではなかつたであろう。従つて、この両名のいずれかでないかと想像されるのであるが、結局そのいずれとも断定できない。

三、しからば、日野原は数時間逮捕を免れている間に何をしていたであろうか

この点は外形的には軍政方にかくれていたことになる。しかし、その意図するところは出頭後、事件に対する供述方針について考えをまとめてゆくことであつたものと認められる。それは、(イ)日野原としてはそれ迄の工作によつて、まさか、これ程早く自分に逮捕状がでるとは考えていなかつたようで、捜査当局に対する供述の方針も考えていなかつたと認められること、(ロ)日野原の所在については、太田弁護士、藤井らは十分知つていたものと認められる。即ち、太田が日野原と別れるときその行先の電話番号をかいた紙片を受取り且日野原が甲州街道で車をすて軍政方へゆくことを太田に話していると想像されること等から太田、藤井は当初から日野原がまず軍政方へいつたことを知つていたと認められるに拘らず捜査当局に対してこれを秘していたこと、(ハ)そして、その間に太田、秋山、清原弁護士、藤井等にて日野原が出頭して後の供述態度、換言すれば事実を自白すべきか、もし自白するとせばそれ迄に入手した取調の状況とにらみ合わせてどの程度迄自供すべきか、もしくは否認すべきかについて打合わせたのではないかと疑われること、(ニ)日野原は逮捕されて後強硬に否認し、ことさらに、過食して病気となつて取調の遅延をはかつたものと疑われること、供述を飜えすに際して予め太田弁護士への面会を求めたこと等を合わせ考えるときさように推測されるからである。そして、その故にこそ、所謂逮捕を免れないことが明らかであり乍ら数時間の時を稼いで、対策を考究したものと察せられるのである。

四、その他、二、三の事項についても捜査の機密が漏洩したのではないかとの疑いのあるものがあるが、いずれもその経路は明らかでない。

第六、日野原節三の拘束中における外部連絡等

一、外部連絡の目的及び内容

(一)　昭和二十三年六月二十三日日野原節三が逮捕せられて、引続き勾留せられたことは、同人にとつて、時期的に予想外に早かつたのである。日野原としては、以上のべてきたような各方面に対する諒解運動等によつて、事件の捜査は日野原に対して不拘束の儘続けられるものと考えていたようである。昭和電工の事業の国家的重要性とこの事業に対して日野原のもつ役割とが、上記運動によつて検察上層部に理解せられれば、一、二の商工省官吏に対する若干の贈賄位が発覚したとて拘束される迄には至らないとし、事実日野原逮捕の当時には捜査官側では未だ事件の一片鱗につき傍証をえていたにすぎず、大部分については噂に基く漠然たる嫌疑にすぎなかつたのである。それ故、日野原としては、自分の態度一つで捜査の進展を阻止し犯罪証拠の発覚を防ぐことができると考えたようであり、実際にもそうであつたのである。かくて、日野原は逮捕せられる前日に逮捕令状の出たことを探知するや、逸早く姿をかくして数時間の時をかせぎ、その間に関係者との打合わせも行い、拘束せられた後の供述態度についても検討しようと試みたわけであつた。そして、一応否認、黙秘の態度で進むことにきめて、その挙に出たので、日野原を拘束して取調べた警視庁、検察庁当局も当初の日野原拘束による捜査の進展の見透しは裏切られ、難関に逢着するに至つたのである。日野原は昭和二十三年六月二十三日逮捕と共に警視庁留置場に拘束せられ、同年七月六日一部起訴によつて東京拘置所に移され、同年八月二十三日C・I・Dによる取調のため警視庁内の進駐軍関係の留置場に移り同年九月三十日再び東京拘置所へ戻されたのである。この頃から、日野原は、その態度をかえて犯罪事実を自白し始めて、急速に捜査が進展するに至つた。

(二)　従つて、日野原としては、拘束せられるや、捜査の進展を妨げ犯罪証拠の発覚を防ごうとし、そのため、(イ)自らは取調官に対して極力否認ないしは黙秘の態度に出たことは関係取調官の供述によつて明らかであり、のみならず、(ロ)警視庁に逮捕されて後間もなく消化器病を発病して取調べの進展は妨げられ勝となつたがその発病も土居警部の言によれば故意に暴食して消化器をこわした如く見うけられるというので、捜査進展を妨げる計画の一環であるとの疑いもあり、(ハ)ついで、自からの取調べの進行によつて推察せられる捜査官側の狙いと彼らのもつている証拠との程度に応じて、その後の発展をくいとめるため、そのことを関係者に知らせ、他面関係者が取調べをうけた内容の知らせをうけて自己に対するその後の取調べに対する対策を樹てる必要があつた。それには、どうしても、関係者と相互に連絡をせねばならない。これが、外部連絡の第一の目的であつたに相違ない。外部連絡中にかかる内容のものが若干あつたことは、後にのべる通りである。

そして、現実的にも昭電事件の捜査が、日野原節三のとつた右の如き三つの戦術によつて、各種の容疑があり乍らも、証拠の蒐集上障礙にぶつかり、一時新局面を展開することが危ぶまれるような状況に立至つたことを否定できない。すくなくとも、右の如き戦術がその一因をなしたのである。

(三)　しかし、日野原節三が外部連絡によつて目的としたところは、それのみではなく、拘束された者の誰もがもつ特有の心理状態であり、慾望であつたことも否定できない。人間が自由を遮断され拘禁されると、ただ、理由もなく本能的に自己の妻子、親戚、友人、知人等へ近付きたい欲望が強く生じてくるのである。それは、自由をのぞむ人間の本能的欲望の一つとして極めて強烈なものである。そして、日野原の如く厳正独居の拘禁であるばあいには更に甚だしいものがある。かくて、この欲望を充たすため外部連絡が行われるのである。さらに、拘禁による飲食物への異常な関心によつて、飲食物の差入等について希望を訴えんとする目的に出ることもあろう。だが、日野原のばあい潤沢豊富な差入れがなされていたようであるから、アルコール類の如き差入禁止飲食物を除いてはこの欲望は比較的少なかつたものと想像される。

(四)　つぎに、日野原は東京拘置所に拘禁されている間、その処遇について便宜寛大な取扱いをうけるためにも関係官吏の買収を工作しているのである。便宜寛大な取扱いの目的の一つは、右の如き外部連絡についての機会をうることであり、二つには、拘禁中の処遇からうける苦

痛を軽減して貰いたいことであつた。

二、東京拘置所関係について

（一）東京拘置所職員を買収すべく、最初に工作したのは日野原節三であつて、これに同人の実弟日野原信吾その他の家族が加担したのであつた。節三は東京拘置所へ入所すると同時に病舎へ入れられた。そこで、病舎の掃除その他看守の命による雑用をする既決の囚人、所謂「雑役」と親しくなつた。（その雑役の氏名は判明しない。）恐らく、節三は自己に差入れられた多量の飲食物をその雑役にわけてやつたためであろう。それは、清田看守が節三は自分で食うより周囲の者にやることが多かつたとのべていることから窺うことができる。そして、この雑役と看守とが親しいばあいが屢々あるのである。その原因は、既決囚として相当長期にわたり顔を合わせておれば、看守と囚人の間柄であつても人間的な親しさを加えるのは当然のことであり、殊にその囚人が雑役等をしていて看守の歓心をかうため同人の個人的用務等についても何くれと働くことも少くないであろうことは人情の然らしめるところとして想像でき、さらに、その囚人の家族等が被拘束者のためこうした看守のところへ何くれと依頼にゆくこともあろう。かくて、囚人と看守とが人間的な親しみ、個人的親密さを増すことが往々あるわけである。節三は、まず、この雑役を差入場で買収し、この雑役を通じて、同人の親しい看守に近づかんとしたのである。黒田庄吉看守がそれである。節三は雑役に頼んで黒田看守に病舎迄来て貰い、黒田に対して伝言方や他の拘置所職員への接近方について依頼したのである。そして、同看守と節三から連絡をうけた信吾とによつてその後の買収工作が行われたのである。

（二）即ち、裁判所や検察庁への護送係である。黒田看守は節三が病舎へ入つて、まもなく、雑役を通じて節三から面会を求められ同人にあつて、手紙を日本水素取締役の志摩英一に届け面会にくるよう伝言方を頼まれた。その手紙の内容は、伊藤戒護課長及び野崎医務課長に各金三万円、黒田看守に金五千円を贈れという趣旨であつた。そこで、日野原信吾はその通り実行し、黒田看守は二、三回にわたり、自宅に信吾の訪問をうけ、金五千円とウイスキー二本を貰いうけ、その他、裁判所の仮監でも一、二回あつている。そして、信吾から、こうした外部連絡の方法についての相談をうけたり、節三からの手紙を届けてやつたりしたのである。

黒田のかかる行為は、職務に関する不正なものであること、金品がそのお礼として贈られたものであることは同看守も十分承知していたことは同看守も検事に対して認めている。

（三）次は、清田看守である。同人は日野原がいた療舎の担当看守として、監獄法規に基き日野原の日常を監督し、逃走とか外部連絡等のないように注意するのがその職務であつた。前述の如き経過で、信吾から金品を貰つて買収された黒田看守は、信吾を自己の友人であるといつて清田に紹介した。信吾は黒田と共に二回清田を訪ねて、ウイスキー二本と煙草五十個程贈つた。そして、清田は信吾から、節三のことを何分宜しくと頼まれた他、節三からの手紙を黒田に渡して自宅へ届けて貰うよう頼まれ、その通りしてやつた。

清田看守も右の如き行為が、職務に関する不正なもので、そのお礼として物品が贈られたものであることは承知していた旨検事に対しのべている。

（四）次は、伊藤戒護課長である。拘置所に収容中の被疑者及び被告人の戒護に関する責任者である。昭和二十三年七月二十日頃信吾は、伊藤課長の官舎を訪れ同人が不在であつたので乾物と現金三万円を留守居の者に渡して帰つた。数日経て伊藤は信吾を呼んで返そうとしたが信吾に押しつけられて受取つた。信吾は、節三が病弱であるから何かと宜しく頼む旨依頼した。そして、伊藤課長は節三の面会について場所的時間的に一般のそれよりも便宜を計つてやつた模様である。

（五）次いで野崎医務課長に対しても、伊藤に対すると同様に信吾は同人不在中にその官舎へ乾物及び現金三万円を届けたが野崎から、返却せられ、更に同人妻に受取らせようとしたが拒絶せられて遂に断念したのである。

三、警視庁弥富巡査関係について

日野原節三は、昭和二十三年八月二十三日から九月二十二日迄の間CID関係の取調べのため、小菅の東京拘置所から警視庁内の進駐軍関係の留置場に移された。弥富巡査は、警視庁の留置場係をやつていたが、夜間は進駐軍関係の留置場についても雑用を手伝うのが常であつた。そして、節三がきてまもなく、八月末頃節三から飲料水にかこつけて呼ばれ、同人自宅へ手紙を届けてくれるよう再三依頼せられた。かくて、同巡査はその依頼を容れ、同年九月五日以来十回近くにわたつて節三自宅、信吾と打合わせた省線大井町駅ホームその他で、節三から家族への手紙、家族から節三への手紙をそれぞれ届けてやつたり、アルコールを二回節三に届けたりした。そのお礼として、信吾や節三の妻からその都度現金を受取り、それが合計金一万五千円であつた。

四、外部連絡による証拠湮滅について

この点に関しては、今日これを明らかにする証拠を十分蒐めることは困難であるが、日野原節三から信吾その他の者にあてた手紙中にかかる趣旨のものが散見せられるのである。さらに、信吾や、太田耐造弁護士が、東京拘置所で日野原節三に面会した際にも、節三から口頭でやはり、同様な趣旨のことについて話しがあつた旨日野原信吾は当委員会で証言しているのである。

例えば、日野原節三が、種々作用した接待費や贈答品費の支出方法に関し、それを昭和電工の社金でなく他からの借用金等に仮装しようとして、鉄道工業建設株式会社社長菅原通済より節三が一千万円ないし二千万円借りうけたことにして架空の事実を工作して貰いたい旨、その他日本水素工業株式会社や秩父木材工業株式会社の関係でも同じような工作をする等の内容のことが、手紙又は口頭によつて節三から信吾や、太田弁護士に伝えられて、関係者の間に若干の相談や工作が行われたものと認められるが、現実に証拠が湮滅せられたことに関しては、積極的証拠はえられなかつた。日野原がかかる事実についての工作に主力を注いだと認められるのは、当時同人としては、それが昭電の社金であることになれば業務横領等の責任を問われ、それが最も重い刑責に価すると考えたからではないかと思われる。

五、太田耐造弁護士は以上の如き日野原信吾の犯罪行為に関与しているのではないか

日野原信吾の当委員会における証言によれば、同人は節三から黒田看守を通じて手紙で拘置所職員買収方の連絡があつた都度、太田弁護士に話したところ同弁護士は

気をつけてやれといい、野崎医務課長が金品を返還してきたときにも太田弁護士に相談したら同弁護士は聞髪を入れずにもう一度自宅へ訪ねよといつたといい、その他節三から前記の如き証拠湮滅のための架空事実の工作について手紙で連絡があつたり面会の際直接口頭できいたりしたときにはすべてについて種々相談したが、へまをやりはしないかと非常に気づかつていた旨のべているのである。太田弁護士は信吾からさような事実について話しがあつたが、自分としては賛成しかねるといい、節三に面会したときもかかる話しがあつたが反対しておいた、しかるに信吾がその後者のようにいつているのは同人は精神的に欠陥があるためと思うと証言してこれを否定しているが、信吾としても特に太田弁護士を陥れるようなことをいうべき筋合もなく、それによつて特別な利益も考えられないし、信吾の証言が論旨一貫していて不審な点もなくその態度も常規を逸しているところも認められないので、太田弁護士の弁明には信用できないものがある。

第七、結論

一、本件調査結果の要約

（一）昭電事件の諒解運動及びモミ消工作に関する全般的状況

(1) 昭和二十二年三月二十八日日野原節三は昭和電工社長に就任したが、この就任に際し所謂昭電乗取といわれる不正な裏面工作が行われその後同年七月の第二次融資同年十一月の第三次融資合計約十八億円の枠をとるについても不正な裏面工作が行われたようである。それは、官関係公吏銀行員に対する贈賄とその資金捻出のためにする総計七千余万円に上る会社経理の不正即ち制限会社令違反とであつた。そして、この不正事実に関する風評は昭和二十二年七月頃から表面化し、同年十二月には警視庁においても内偵を始めるに至つた。日野原は、会社の経営面に及ぼす悪影響と刑事問題化を阻止するため、これらの風評を打消し一面信用を保持すると共に、他面、司法権の発動を最少限にくいとめるため、特別な裏面工作が必要だと感じた。そして、昭和二十三年一月頃、警視庁で内偵を始めたことを察知するや急速にこの工作を進めることを決意したのである。

(2) そこで、この裏面工作即ち諒解運動及びモミ消運動の内容として、第一にひろく一切の情報を蒐集すること、第二に不正事実に関する風評を打消すこと、第三に昭電の事業の重要性を宣伝し若干の不正もやむをえないと認識させること、第四に昭電問題摘発のため動いている会社内外の者を懐柔することであつた。しかし、外形的にはどこまでも巷間に流布されるような不正はなく、風評はデマにすぎないことを強調することであつた。

(3) この運動の対象及び分担については、あらかじめ、計画をたてることなく必要と感ぜられるすべての部面に対して、動かしうるあらゆる人を動員して手をうつたのである。しかし、結果的にみれば、大体、政界、言論界、関係方面及び司法部面に対し、日野原節三と藤井孝を中心として、重政、頭山、石井、丸山等が、その知人、友人を通じて動いたわけである。その間に、横の連絡は殆んどなく、日野原と藤井の独裁によつて行われたので比較的秘密が保たれ、個々的行動から彼等の意図の全貌を知ることは困難な状況におかれていた。

(4) 運動の方法についても、具体的な計画はなく、あらゆる機会をとらえて、その対象である人物に接近をはかり、陳情、説明、雑談等によつてその目的を達しようとした。従つて、外形的には、あくまで社交懇親の形をかりた饗応とか物品贈答等の手段が用いられたのである。しかし、これらの運動の全体を明らかにすることによつて、昭電側の終局的に意図するところが前述の如き意味での諒解及びモミ消しであることを十分認めることができる。そして、饗応をうけたり、物品を貰つたりした相手方も、大部分、おぼろげではあろうが、かような意図を推測することができた筈であると考えられる。もつとも、明示的にも黙示的にも、昭電側から職務上不正な行為を請托したという事実は認められなかつた。

（二）窪谷検事、沢田検事、桜井検事、国宗検務局長その他の検察庁関係者に対する工作

(1) 昭電関係者から直接又は間接に饗応をうけ又は物品を貰つたものと疑われる検察関係者の当時の官職、氏名は、検務局長国宗栄、東京高等検察庁では次席検事窪谷朝之、検事沢田喜道、東京地方検察庁では検事桜井治美、布施健、渡辺薫、渡辺衛、事務局長佐藤勝美、東京区検察庁では検事八木新治、大島功、法務庁検務局労働社会課長高橋一郎、札幌高等検察庁検事長岸本義広、大阪高等検察庁検事長佐藤祥樹であつて、その内、桜井、布施、渡辺薫、渡辺衛はいずれも昭電事件の捜査に若干関与しており、国宗、窪谷は監督官としてその捜査内容を知りうる地位にあつたが、他の者は全く関係がない。しかし、少くとも部外者よりはその捜査内容を知りやすい立場にあつたし、社会人としてもこれらの者に運動すれば若干の効果を期待できると考えるのも無理からぬものがあると考えられる。

(2) 昭電側がこれら検察官へ接近をはかるためとつた手段は、第一に重政誠之、第二に松下権八、第三に石井春朗の線を通じている。この三名はいずれも、かねてから前記検察官の若干と知人、友人関係があつたものである。そこで、この知人友人関係を利用し、社交懇親に名を藉りて饗応、物品贈答を試み、順次これら検察官と親密になつて、雑談中に前記の如き事項の諒解運動、情報蒐集の効果を自然的にえようとしたものと推測せられるのである。

しかして、重政は昭和二十年末頃から事業上日野原と極めて親密な間柄であり、松下はその頃から重政と政治関係で交際があり、石井は日野原の一高の後輩として昭和二十二年十一月昭電に入社したものである。そして、重政は昭和二十三年二月頃日野原から本件運動を依頼せられ、松下は同年二、三月頃重政から関係の依頼をうけ、石井は同年一、二月頃日野原から同様な命令をうけているものと推認できるのである。

(3) 重政誠之は、第一に自らかねて若干の検察官と懇意である関係、第二に松下権八を通ずる関係、第三に知人中島忠之を通ずる関係で、前記検察官に接近をはかつたが、その内第一、第三の関係では、昭和二十三年三月より八月迄に渡辺薫検事、国宗検務局長、

沢田検事、岸本検事長、八木検事、布施検事、大島検事、渡辺衛検事、佐藤事務局長、佐藤検事長と飲食を共にしている。そして、その費用は、日野原もしくは重政が負担している。沢田検事は前後三回、国宗局長は二回、他は一回である。

これらの飲食は、いずれも形式上、懇親社交ということになつているが、その内二、三回は昭電問題の話がでており、重政の真に意図するところは昭電事件について諒解運動をするため検事に接近して親交を深めようとするためであつたと推測せられる。しかし、佐藤検事長、佐藤事務局長、八木、布施、大島、渡辺衛の四検事は、かかる具体的意図を察知することはできなかつたものと認められる。

(4) 松下権八は、かねてから知合の桜井検事と昭和二十二年十二月より昭和二十三年九月上旬迄に八回にわたつて飲食を共にしており、内二回は重政も列席している。重政の招待が一回、松下の招待が一回、他は松下が若干の酒肴を持参し桜井方で行つている。桜井が松下から物品を貰つたのが三回で内一回は時価五千円以上の冷蔵庫を五百円ということで買受けているのである。つぎに、松下はかねてから知合の窪谷検事と昭和二十三年三月より同年六月二十二日迄に七回にわたつて飲食を共にしており、内重政及び松岡が四回、大野が一、二回列席している。松岡の招待が三回、重政の招待が一回、その他は窪谷宅で行われ松下や重政が若干の酒肴を持参している。窪谷が松下や重政から物品を貰つたのが四回で内一回は時価五千円以上の冷蔵庫を五百円ということで買うけている。

これらの飲食の席の内二、三回及びその他の機会に松下及び重政の口から、両検事に対し昭電の融資に不正のないこと、相当な渉外費は不可避であること、日野原に功績があること、事件を高い見地から判断すべきこと等が話され、日野原の逮捕に関する見透しがきかれている。従つて全体として、やはり昭電事件の諒解運動の意図で行われているものと認められる。

その他、松下は佐藤検事長、岸本検事長、国宗検務局長に物品を贈つているが、それは特に本件と関係はないものと考えられる。

(5) 石井春朗は、昭和二十三年一月より四月迄に一高出身の関係からかねて知合の沢田検事、山内検事、勝田検事、高橋法務庁事務官と飲食を共にし、その費用は日野原が負担している。沢田が三回、山内及び勝田が二回、高橋が一回である。さらに、昭電から沢田に米、味噌等を二回、国宗栄に同じく三回贈つている。

これらの飲食、贈答も社交、懇親の形になつていて昭電の話は殆んど出ていないが、やはり、諒解運動の一環として検察官との親交を深めるためになされたものと認めざるをえないのである。

(6) 上記の如き饗応及び物品の贈答は、全体として昭電事件に関する諒解及びモミ消運動として行われたものである。表面上、請託や陳情めいたことは殆んどないが、これらによつて作り出される検事との親密感、雑談中になされる風評の打消や昭電の事業の主要性等によつて、自然的に諒解運動の目的が到達せられると考え、又事実かかる傾向全然なしとは云えない。そして、事態が更に悪化したばあいには、具体的に請託をする意図があつたものと認められる。それが、日野原の所謂「先物買い」であろう。

しかして、国宗、沢田、窪谷、桜井、渡辺薫の五検事は、昭電側の右の意図を十分察知できたものと考えられる。山内、勝田の二検事、高橋事務官、岸本検事長も同じ疑いが脳裡に浮んだ筈であると推定できる。その他の検察官等については、かかる具体的意図に思いを致すことができなかつたであろうが、そこに何らかの含みがあるのではないかとの疑い位はあつて然るべきものと認められる。

(7) 具体的に昭電事件の処理についての陳情としては、松下権八から窪谷、桜井両検事に対して若干なされており、石井春朗から沢田、山内、伊尾の三検事に対して若干なされているが、そこには請託めいたものは殆んどなく、これによつて処理が不当になされたこともない。

(8) 昭電側は、事件対策のため、昭和二十三年五月前後に弁護人として太田耐造元甲府検事正、桃沢及び玉沢元検事、松坂広政元司法大臣、黒川渉元司法次官、清原邦一元行刑局長、秋山博元警視庁刑事部長の各弁護士を委嘱した。かように、検察畑及び警察畑の先輩である所謂官僚出の大物弁護士を委嘱したのは、昭電側としては、これらの弁護士の過去の地位及び現職の警察官、検事との知人、友人、旧部下の関係を利用して少しでも事件を有利に展開し、その捜査方法もできる限り穏便になされるよう運動しようとの意図であつたものと推察できる。

しかし、これら弁護人の活動は概ね一般弁護人としてのそれを出ていないようであるが、ただ太田弁護士は若干程度を超えたものがあるのではないかとの疑いがある。のみならず、一般的にこれら弁護士に対し、警視庁及び検察庁当局が、一般の弁護士に対するよりは丁重な感じのする取扱いをしていたようである。

(9) しかし、検察庁の職務執行に関しては、不正なものは全くなかつた。わずかに、日野原に対する逮捕状の発布がいち早く漏洩したのではないかとの疑いがあり、その他、関係者取調べの内容等も洩れていた疑いがあるが、それは検察庁職員の不正行為によつたものと認める的確な証拠がない。

(三) 警視庁関係者に対する工作

(1) この関係としては大体六つの線がある。(イ)水池亮の線、(ロ)岡崎英城の線、(ハ)今松次郎及び上村健太郎の線、(ニ)重政誠之の線、(ホ)吉田清彦及び砂原季也の線、(ヘ)秋山博弁護士の線である。

(2) これらの者と警視庁関係者と飲食を共にしたり、物品を贈つたりした関係については殆んど積極的証拠はなかつた。わずかに、(イ)重政誠之が昭和二十三年二月下旬頃土居警部を同郷人として夕食に招待したこと、(ロ)砂原季也が委野捜査第二課長に対し会社の実情説明のためといつて夕食に招待方申込んだが断られたことがあるのみである。しかし、その他にかかる事実があつたとの証拠がえられないのは、時日の経過その他の

事情のためであつて、他にも同様な事実があつたのではないかとの疑いは打消しえない。

(3)　その他すべて陳情であつた。昭和二十二年末頃から昭和二十三年七月頃迄の間に水池、岡崎、今松及び上村、吉田、秋山、重政からいずれも警視庁の刑事部長藤田次郎に対してなされている。その趣旨は昭電事業運営の実態時にその重要性、巷間風評の如き不正事実の否定、捜査方法への注文等であつた。

しかも、この陳情の内容は、結局虚偽のものが相当含まれており、これが彼等の如き藤田刑事部長と個人的に交際のある有力者によつてなされる以上、捜査に関し多く弊害を及ぼす危険性があつたものと考える。しかし、具体的に、警視庁の職務執行が不正もしくは不当になされたという点は認めることができなかつた。わずかに附言すべきこととしては、検察庁関係でのべたと同じく、逮捕状発布が執行前に洩れた疑い等である。

(四)　逮捕状その他機密の漏洩について

(1)　日野原節三に対する逮捕状請求は昭和二十三年六月二十二日午後二時頃大体決定し、まもなく請求手続がなされて午後六時頃には、逮捕状が発布されて、警視庁の土居警部がこれを受取り、翌早朝執行の手筈でその相談がなされた。そして、翌二十三日午前六時少し過ぎ、日野原の自宅、妾宅の小林方、昭電本社へ係官が執行のため赴いたのであつた。ところが、その前夜即ち六月二十二日午後六、七時頃日野原に対する逮捕状の発布が近いものとしてその在宅調べを上申するため弁護人の打合わせ会がなされている。そして、日野原、藤井のいうところでは、同日午後一時から二時頃迄に三回、同日夜遅く一回氏名不詳の者から明早朝逮捕されるらしいとの電話があつたというのである。そこで、日野原は二十三日午前五時半頃自宅を出て太田弁護士を訪れ、直ちに重政方に赴いた。そして、午後二時か三時頃秋山弁護士に伴われて警視庁に出頭し、逮捕状の執行をうけたのである。かかる前後の事情から日野原節三が二十三日早朝に逮捕状を執行されることを前日に知つたことは疑いえない事実であると考える。

(2)　一体誰から、かかる事実が洩れたか。日野原ないしは藤井のみの知るところであるが、同人等は右の如く氏名不詳者の電話なりとしている。しかし、両名はそれが何人であるか十分承知していながら真相を語らないものであると考えられる。当委員会としては、太田耐造弁護士及び丸山四郎がもつとも疑いが深いと考えるのであるが、右の如き事情で真相を明らかにすることが、できない。

(3)　さて、日野原は逮捕状の執行を免れて、七、八時間重政方に雲がくれしている間に、逮捕されて後の対策について考究していたものと認められる。即ち、すべてを自白するか、積極的に否認するか、沈黙を守つて極力取調べをうけない途に出るか、こうしたことが検討されたようである。このことに関しては、藤井、重政、日野原信吾の外太田弁護士等若干の者も相談にのつている疑いがある。

(五)　日野原節三の拘束中における外部連絡等

(1)　日野原を逮捕した昭和二十三年六月二十三日当時は、捜査当局として未だ事件の一片鱗について確証を握つたのみで、大部分が噂に基く漠然たる嫌疑にすぎなかつたのであつた。そこで、その後は日野原の態度如何で爾後の捜査の進展を妨げ、犯罪証拠の発覚を防ぐことができる状況にあつた。しかるに、日野原にとつては、六月二十三日の逮捕は予想外に早かつたため、捜査官に対する供述の対策が研究されていなかつた。かくて、日野原は逮捕前数時間の時を稼いでその対策を考えると共に、逮捕され拘束されて後も更にその対策をねるため、関係者と相互に連絡する必要があつた。これが、日野原の拘束中の外部連絡の主たる目的であつたと推測せられる。拘置所での処遇その他の目的も含まれていたことは勿論であろう。

(2)　東京拘置所の職員に対する買収から始められた。それは、まず差入飲食物によつて「雑役」を手馴づけ、雑役を通じて黒田看守に近づき、その後、伊藤戒護課長、清田看守に及んだのである。そして、家人との手紙の往復と面会での便宜とをえて、外部連絡の目的を達した。その謝礼として、黒田看守には現金五千円と物品若干、伊藤課長には現金三万円と物品若干、清田看守には物品若干を贈つたものとして起訴せられているので、その犯罪成否の判断はさけることにしよう。野崎医務課長に対しても現金三万円と物品若干を贈ろうとしたが返還されたというのである。これらの実行行為は日野原信吾が担当したのであつた。

(3)　日野原節三は、その後昭和二十三年八月二十三日から九月二十二日迄の間ＣＩＤの取調べをうけ、警視庁内の進駐軍関係の留置場に移された。ここでも、言を設けて弥富巡査に接近し、約十回にわたつて、家人と手紙を往復したり飲料アルコールの差入をうけたのであつた。そして、その謝礼として弥富巡査に対し合計約一万五千円の現金を渡したのである。

(4)　この外部連絡によつて、日野原節三は主として彼の消費した金が昭和電工の社金ではなく他から出たもののように工作して、証拠の湮滅を図つたものと推測せられる。しかし、その他の証拠湮滅に関しては、今日本調査によつて証拠をうることができなかつたが、かかる疑いは打消しえない。

(5)　以上の如き行為について、太田弁護士は日野原節三及び信吾から相談をうけていたと推認されるが、同弁護士はこれを否定しており確証をうけることはできなかつた。

二、本件における諒解ないしモミ消運動の特殊性

(一)　昭電事件における諒解運動ないしモミ消運動の実態に関しては、以上詳しく説明してきたのである。それは、一言にしていえば、名人碁における布石のそれの如く、構想雄大であつて、目先の利益を目ざすのではなく遠い将来のより大きな成果を狙つているのである。従つて、その一石一石を眺めるとき、素人にはその石がいかなる意味をもつているのか容易に理解し難いばあいがあるけれども、やはり、その石が大局に対して遠大な含みをもつていることを否定することができないのである。しかも、

それらの石は一局部における作用のみの意義をもつものではなく、盤面全部に対して含みをもつており、そして、とくに他の石との関連においてその成果が発揮されるのである。日野原節三始め昭電首脳部が昭電事件の表面化、拡大化を防止し、その抹殺のため熟慮し、実行した各種の手段はまさしく、右の如き性質をもつているのである。しかして、囲碁においての布石のもつ意義が、中盤戦における攻防や終盤における侵分に際して始めてその成果を発揮し、その意義が素人に諒解できる如く、日野原節三等が打つた手段も、事件のすべてが終結した後で、その経過を振返つて検討することによつて始めてその真の意義をつかむことができるであろうしかして、かかる意味合でこうした各種の手段が「先物買い」とも称されうるわけである。

しかし、ここで注意すべきことが二つある。第一に、打たれた手段のもつ真の意図は事件のすべてが終結した後に始めてわかるといつても、名人碁の布石の如く、打たれた当初からその手段が何らかの大きな意図をもつものであつて、極めておぼろげではあるがその意図を感知することができる筈であることである。第二に昭電事件においては、日野原の考えた全部の布石が終らない内に事件が表面化して急進展したため、これらの打たれた手段に十分意図した意義を持たせることができなかつたことである。初めの石を基として次手の石を打つ前に崩れてしまつたという状況なのである。次の手が打たれていないので、初めに打たれた手のもつ意図を明らかにすることができないことになつたのである。

（二）　さて、昭電事件に関してなされた諒解運動ないしモミ消運動のもつ特殊性を具体的に列挙してみると次の如きものがある。

(1)　運動の構想が雄大であつて、結果的に全体的な検討を加えて始めてその真の意図が看取できること

(2)　巨額の運動費が使用されていること

(3)　政界、商工省関係、金融界、一般民間業者、言論界、警視庁関係、検察庁関係等の各層に対して手が打たれていること

(4)　同窓関係、友人知人関係等による社交、儀礼の形式によつていたこと

(5)　外観上雑談もしくは実情説明の観を呈し、特に運動めいた形態がなかつたこと

(6)　不正事実をモミ消さんとする意図は、極秘にふされ表面上実態の理解をうるという形であつたこと

(7)　一つ一つのうつた手段によつて現実的な効果を狙わないで、すべての手段が相関連綜合推積して結果的に大きな効果を生ずるよう企図していたこと

（三）　従つて、この昭電事件を契機として、警察官、検察官及び裁判官は、将来この種大事件の諒解運動ないしモミ消し運動に関し、次の如き諸点に留意すべきものと考えるのである。

(1)　昭電事件における諒解運動及びモミ消し運動の真相殊に右の如き特徴を十分に検討把握して、社会の現実的な動きを知り、将来生ずるであろう同様な事態に際会してその真相を事前に洞察するに足る能力を養うこと、とくに

(2)　個々の行為がいかに合法的で、社交上の儀礼の如き外観を具えているからといつて、直ちにそれを正当なものと考えてはならないこと

(3)　その時代、その地方における社交的経済的習俗的事情にてらして、その交際の内容、程度、回数等が妥当なりや否や、世人の疑いを招くおそれなきや否やを十分検討吟味してみること

(4)　このときにあたり、その当時の社会状態、経済状態において何らの対価を考えないで他人に施すが如きは考えられないこととか一般的に官公吏買収の風潮があること等をも前提として考えてみること

(5)　官公吏の綱紀と社会道義の確立のため、警察官、検察官及び裁判官のになう使命から考えて、妥当なものであるかどうかを反省してみること等である。

三、本件関係者の責任の程度と問責処分の当否

（一）　本件諒解運動ないしモミ消し運動、外部連絡の関係者中、東京拘置所関係の伊藤戒護課長黒田看守は刑事責任をとわれて起訴せられ目下休職処分中であるので、その当否は今日判断すべき段階ではない。野崎医務課長は金品の提供を拒絶しているので、責をとうべき理由なく、清田看守に対しては起訴猶予処分の上依願退職としているのも、非違行為の情状比較的軽微であることその他本人の一身上の事情等から大体妥当なものといえよう。

（二）　警視庁関係については、特にとりあげて非違ありというべき事実はない。唯、この種の大事件における関係者の陳情の取扱いについて反省考慮すべきものがあることを指摘するに止めよう。それと共に、警視庁関係については巷間とかくの風評があり且それらも警視庁なるが故に結局証拠があがらないのだとの声をきくので、世人にかかる疑いや不信を招かないよう更に一層の戒心が必要であると考える。

（三）　検察庁関係については、窪谷検事、沢田検事、桜井検事、国宗検務局長の四名の所管は検察官として甚しく不謹慎、不穏当であるのみならず、饗応や贈答品に関しても、漸次、相手方において彼等を利用する意図をもつていたことを察知するに至つたのではないかとの嫌疑が相当濃厚である。しかし、収賄罪として訴追するには証拠不十分であるとしても、行政処分としては単に依願免官に止めたことはその方法において妥当でないものがあると考えられるのでこの点については次項にのべよう。

その他、高橋一郎事務官、山内検事、布施検事、大島検事、八木新治検事、佐藤事務局長、渡辺衛検事等については、高橋事務官も自認する如く今日の経済状態にてらし不謹慎であつたというべきで、懲戒もせず全く不問にふするのは当をえないものと考える。

四、検察官の綱紀確立と行政監督処分

（一）　官公吏等公務員の綱紀弛緩甚しきこと今日の如きは明治以来の日本において、極めて稀有の例といえよう。街に関係官の醜行に関する風評と誘惑を企てる公然たる囁きをきく。形影応ずるかの如く、紅燈の巷の客の過半は業者と関係官吏であるといい、瀆職事犯として検挙摘発される者も激増したときく。

この弛緩せる綱紀を確立する先駆者は、裁判官であり検察官であり司法警察職員でなければならない。従つて、これらの者自らが職を瀆したときは、その及ぼす影響はより大なるものといわねばならない。取締りの地位にある者さえやつているのだからとして、他の官吏の非行弁明の具とされ、一般世人の遵法

心道義心をまひさせるからである。それ故、これらの者の瀆職事犯は勿論一切の非行に対する問責については、十分愼重に考えられねばならない。瀆職や非行の原因も、その個人的性格よりも大部分社会的経済的環境にあることであろう。人間的にみれば、他の官公吏より重き責任を負うべきいわれはないともいえよう。しかし、すでに調整の基本問題でふれた如く、官吏の綱紀粛正と適法道義心確立のため、これらの職にある者に対しては、他の官吏に比べ身を持するにより厳なることが要求されるのである。いやしくも、世人から日常の一挙手一投足について疑いをいだかれるが如きことがあつてはならない、しかも今日はあらゆる意味において世人がこれらの官吏の行動に対して加える監視の目と批判の声が極めて厳しいのである。かくてこれらの職にある者の非違に対する問責はよりきびしいものといわねばならないのである。

(二)　しかるに、従来法務庁及び検察庁、もしくは裁判所がその職員の非違に対してその責任を問うてきた行政措置はその手続が秘密主義であり或は結果的に軽きに失し、却つて、世人の信頼を失うが如きものが若干あつたように感ぜられるのである。

そして、本件において前記四検察官の依願退官処分についても同様にいえるのである。そこで、将来、次の如き諸点に留意せらるべきものと考える。

(1)　検察官等が饗応をうけたり、物品を贈られたりしたばあい、主観的條件の欠如によつてその責軽しとされているものが極めて多いが、世人は必ずしもこれに納得しないのである。

それは、当事者双方にかかる意図なく全く社会的儀礼的であつたといい、相手方にかかる意図があつたとしても検察官側で察知していなかつたとしていることが、極めて多く、その認定自体も妥当かどうか疑わしいばあいが尠くない。それ故、たとえ、收賄の如き犯罪を認めるに足る証拠としては不十分であつても、いやしくも相当な疑い――世人が疑いをもつのも無理からぬと考えられるような事情――があるばあいには、そのこと自体に関して、行政的に責任を負わねばならないと世人は考えるのである。外形的には、検察官が度を過ごしているとみられるに拘らず常識上納得できない主観的理由で、その責任が軽減されることに対して、世人は承服できないのである。裁判官、検察官といえば、明敏で世情に通じている筈だと考えている。そこで、一般世人からみて何か意味ありそうにと思われる饗応の如きは当然その意図を看破できる筈だと考えるのである。それを知らなかつたという検察官や裁判官の弁明を、彼らは信じえないのである。こうした現実を十分に考慮しなければならないのである。

(2)　かくて、世人が疑いをいだくのが相当だと思われる事情があるときはその行政責任は問わるべきである。

右の如く、たとえ罪を問うに足る証拠がなくとも、真にさような犯意がなかつたかどうか相当疑問である。のみならず、真実、犯意がなかつたとしても、第一に常識的に疑いをもつべきところを疑わなかつたところに、検察官や裁判官としての注意がかけていたか能力的に足りないものがあつたということができ、第二に前段の如く世人をして納得させることができない以上これを不問に付することは社会風教上目にたつ悪例を示す結果となるので、やはりその行政的責任は追及せらるべきである。

(3)　行政責任を問う方法としての、依願免官とか転任とかが、形式的にも実質的にも責任を負うことの意義をあらわしていないことが尠くないのである。

成程、今日の社会状態経済状態において、住宅問題とか、退職転任に伴う経済的負担とかによつて若干の不利益を伴うことは事実である。しかし、世人は退官後もしくは転任後の状況と以前の状況とを比較して、そこに明らかに不利益なものが発見せられない限り、これをもつて責任を負わせたものとは考えないのである。転任のばあい、その任地の状況、気候、風土、住宅問題、物資の多少、物価の高低、子女の教育等一切の事情を合わせ考えて、新任地が旧任地に比べ同等以上かもしくは余り変らないばあい世人はそれが真に責任を問うためになされたものとは考えないのである。退官のばあいでも同様である。相当な地位にあつた者が退官して弁護士を開業すれば極めて経済的に恵まれる。本人にとつては、名誉的精神的に苦痛であるかも知れないが社会人の常識ではかかるばあい、責任を問うたものとは考えないことが少くないのである。そして、單に名目的形式的に世間態をつくろつて責任をとつたような形にしただけで監督官側に真に責任を追及する意図もなく、本人も真に責任を負う意図がないものと考えるであろう。この社会人の常識とするところをも、問責にあたつて十分考慮せられねばならないのである。

(4)　問責にあたつては、できる限り、社会の疑いを招かないよう民主的な方法によるべきである。

監督者が部下をかばうのは人情の常である。社会もそう考えるであろう。とくに、わが国においては古来官界にかかる弊風が少くなかつたのであり、今日そのすべてが改められているということはできない。世人はとくに強くこのことを感じているに違いないのである。監督者として良心的にことを運んでも、それが、従来の官僚的秘密主義の下に行われる限り、社会はやはり「臭いものに蓋式」の考えによつて、事実がいん蔽され歪曲せられ、その処分は不当に寛大なものであろうとの疑いをいだくのである。ここで、こうしたことに対して、民主的にことを運ぶための諸制度が考察せられ、実施されるに至つたのである。民間人を加えた各種の委員会制度がそれである。イギリスにおいては、警察官の非行に関する投書、風評に関しては、民間人を加えた委員会により公開でこれを調査して、結論を出すということである。この民主的方法であつて始めて世人はその処置を納得するのである。社会の納得しない政治は、それが、たとえ客観的に正しいものであつてもやはり民主的なものとはいえないのである。

検察官適格審査会というのもかような意味で設けられた制度である。検察官の非行の軽重によつて、或は監督官たる法務庁又は最高検察庁で処置し、或はこの委員会に付すべしという性質のものではな

い。非行の軽重による区別ではなく、その問責の処置が世人の疑惑を招く虞れありや否やによる区別である。この点は、法務庁及び最高検察庁は勿論、一般民間人も十分留意すべきである。非行が重大であるから委員会に付されるのではなく、非行がないならばないとして世人に十分納得させるために委員会に付されるのである。それは、民主的な明るい政治のあり方であるばかりでなく、本人である検察官自身にとつても公にその明しを立てることができ極めて有利であることを忘れてはならない。従つてかりに法務庁や最高検察庁が自らその下僚の非行に関する疑惑について調査をなし、その結果に基いて処分をするばあいにも、この精神は十分尊重されねばならない。あくまで、調査の経過及び結果と、処分の理由とを明らかにして世人が納得するようにしなければならない。秘密裡に調査し、無言の儘処分する。世人から疑惑の声があつても答えない。そんな態度であつてはならない。機構と手続の性質上公開の上調査をなし、その結果に基いて処分をするばあいにも、この精神は十分尊重されねばならない。あくまで、調査の経過及び結果と、処分の理由とを明らかにして世人が納得するようにしなければならない。秘密裡に調査し、無言の儘処分する。世人から疑惑の声があつても答えない。そんな態度であつてはならない。

ない簡明直截なものではなく、いかなる方法で調査し、どんな内容の証拠がえられ、その証拠によつて事実を認めた筋道を説明し、この事実をもととしてどの程度の責任があり、それに対してどのような形で責任をとらせるべきかが何人にも、諒解されるようになされなくてはならない。

（三）　かくても、本件において、窪谷検事、沢田検事、桜井検事、国宗検務局長の行為に関し、法務庁及び最高検察庁は主観的に犯意なしとの弁明をそのまま無條件にいれ、唯、外形的に不穏当な行為であつたという理由のみでその辞意を認め、依願退官の手続をとつたにすぎない。しかも、これらの経過や理由として世人を納得させる如き説明が公表せられていない。そこで、社会はこの当局の措置によつて、より以上にこの四人の検察官の非行に対して疑いをもち、ひいては、法務庁及び最高検察庁のとつた秘密的な措置に対し下僚をかばつてその責任をモミ消しているとの疑惑を招くに至つたのである。この種の大事件において、秘密裡に行われるとき世人からかかる疑いを招くであろうことは、既に明白な事実であるといわねばならない。

　そこで、当委員会としては上記四検察官の責任に関し、次の如く判断するものである。即ち、第一に、この四検察官の責任を民主的な方法で問うためには宜しく検察官適格審査委員会の議に付すべきであつたのである。第二に法務庁及び最高検察庁が昭電事件に関連せるすべての検察庁関係者に関して秘密裡に調査及び処分を行い社会に対し納得を求めないのは不当である。

（四）　最後に、当委員会は昭和二十三年六月二十九日の尾津事件に関する報告書において、東京拘置所の伊藤戒護課長、野崎医務課長その他の職員について非違の疑いが濃厚であり、これに対して監督上考慮すべきことをのべたのである。しかるに、監督官たる法務庁当局としてこれに対し、早急に充分な措置をとらなかつたものと考えられる。即ち、今日の調査によつて、既に尾津事件において指摘した如き収容者の面会に関する特別取扱いその他が依然として行われ、それが契機となつて職員の汚職に迄発展しているのである。

　従つて、当委員会としては、法務庁当局がさきに尾津事件に関し、当委員会の指摘した点に関し特別な留意を拂うことなく部下をして更に大きな非違を犯させるに至つたことに対し、重大なる責任あるものと考えるのである。

五、刑事事件弁護人の活動について

（一）　昭電事件に関し、同会社の顧問弁護士である太田耐造の活動に関しては、既に、各所においてふれてきたところである。それは、（イ）、関係人間と供述の打合わせを行つて架空事実を工作し証拠湮滅を図つた疑いがあること、（ロ）捜査官の取調内容や逮捕状発布の漏洩に関し同弁護士が関係しているのではないかとの疑いがあること、（ハ）東京拘置所職員の買収に関し日野原信吾と相談助言をした疑いがあることである。もし、これらの事実があるとするならば、それは弁護権行使の範囲を逸脱しているものといわねばならない。

（二）　これらの点に関して、検察庁当局がその真相を明らかならしめるための調査を十分に行わなかつたのではないかとの疑いがある。逮捕状漏洩問題に関し、日野原節三が逮捕された直後、土居警部に対し太田弁護士からきいた旨のべたので、同警部はこの点に付て追及せんとして伊尾検事に相談したところ、同検事はそれを打切るべき旨のべていたと土居警部は陳述しているのである。検察庁当局としても、もし、意識的にかかる途に出たとすれば、太田弁護士が検察官の先輩であるが故にその私情によつてなされたものではないかとの疑いもあつて、その処置は不当なものといわねばならない。太田弁護士が検察官の先輩であるが故に、特にかかる措置について世人の疑いを招くおそれがあることに十分な注意を拂うべきである。

集団暴力事件

第一章　調査の目的

　国内民主化と国際社会への復帰は、敗戦日本に與えられた唯一つの生きる途であるのみならず、自由と平和を求めてやまぬ人類にとつて永遠不変の真理であろう。

　しかるに、日本社会には古来封建的、極右的もしくは暴力的性格をもつ組織と制度が根深く潜在し、その特殊な倫理が醇風美徳とされてきたのである。このような組織と制度が、日本の政治、経済、社会の諸層にどのような影響を與えてきたかについては、こと新らしく詳らかにするを要しないであろう。まことに、それが軍国主義、超国家主義の育成段階において国民大衆を僞瞞する支柱となり、極右政治への温床となつたことは明らかである。しかも敗戦後においても、この半封建的遺制は清算されないのみではなく、却つて一時的にはその繁栄をもたらしたかの観を呈していたのである。日本の大衆は、今なお、これらの封建的組織の潜在力と弊害に対して正しい認識をもつていないのではないかとの疑いを懐かざるをえないのである。例えば、最近の福島県における極左分子の騒擾行為に関し、それが、同地において、あまりに博徒その他の極右組織に対して取締検挙を強行したことに基因するのだとの声をきくことによつても裏書されるであろう。

　それらの組織と制度は、通俗的には「ヤクザの社会」とよばれている。親分、子分制度で結ばれた暴力的性格をもつ反社会的な集団である。博徒は勿論、的屋、労務供給業者、土建業者、興行師、サーカス団等の中にも少から

ず潜在し、ぐれん隊、チンピラ、ゴロ新聞、炭坑もしくは漁村等の暴力団もこの類いである。これら暴力的団体が社会に流す害悪の多くは、何らかの犯罪の形態をとつている。しかし、現行の法制によつては犯罪として捉ええない形の反社会的行為も少くないであろうし、たとえ、それが犯罪行為であつてもことの実際において犯罪として捕捉検挙しえない証拠上の問題その他の事実上の困難さが存在しているとの声をきくこと久しい。それは、結局これらの暴力的団体のもつ組織と制度と倫理とに由来するものといえよう。

本調査は、第一にこれら暴力的団体の生態を明らかにしてその社会に流す害悪の実情を白日下にさらすことであり、第二にこれらの暴力的団体の絶滅を期するため講ずべき立法的その他の対策を樹立することである。

第二章　調査の方法及び経過

一、本調査は、大別して第一に裁判及び検察の対象となつている個々の具体的事件の調査と、第二にこの種の暴力的団体の生態に関する全般的・綜合的調査並びに第三としてこれらの調査結果を資料とする刑事政策的防圧対策の研究調査という三方面において行われたのである。

二、全般的・綜合的調査としては、先ず、第一に当委員会を数班に分ち、閉会中等の機を選び、他の調査事項をも兼ねて全国的に、裁判所、検察庁、警察関係官庁及び刑務所等に出張し、夫々の地方における暴力主義的団体及びこれをめぐる反社会行為の生態とこれが防圧対策に関する施策、研究及び意見等について調査をし、各種の資料を蒐集して、その結果に関し夫々報告書を作成提出した。

第二に、暴力的団体に関係あるものと認められる博徒、テキ屋、不良青年団等に関する社会学的、刑事学的もしくは社会政策的研究を登載せる文献、新聞、雑誌の記載を調査し、進んで犯罪統計におけるこれら関係事犯の数値を明らかにして、これら事犯の趨勢を知り、日本社会の推移特に今次太平洋戦争との関連を探求することにつとめたのである。

第三に、全国の裁判所、検察庁、警察官庁、言論機関及び事業団体その他の各種団体に対し左記事項に関する報告を求めたのである。

調査事項

超国家主義、軍国主義思想の拂拭と民主主義思想の徹底及び平和日本再建のため障礙となる封建思想の温床もしくは暴力手段による事態解決を常套とするものと目される街の顔役（博徒、テキヤ等）縄張を主張し或は親分子分の組織をもち、恐喝、暴行、脅迫等の犯罪行為を常習とする者、露店業、土木建築請負業、人夫請負業、興行師を標ぼうしているがその業務の実態その他の状況から観察して暴力団体的色彩がこく不法もしくは不当行為を常習とする者、いわゆるゴロツキ新聞の一味、石炭増産を阻害する炭鉱暴力団、会社ゴロ、政治ゴロ、縄張又は組織をもつ不良青年等の集団、極右団体等）等に関し、

A、戦前もしくは戦時中におけるこれらの代表的団体の名称組織、縄張及び勢力

B、右団体の終戦後の推移消長

C、終戦後の新興顔役の発生過程、名称、組織、縄張及び勢力

D　この種事犯の取締についての検察庁、国家警察、自治体警察の相互間の連絡統一の実状如何

E、この種事犯に対する裁判、検察及び警察の運営について

イ、全国的方針

ロ、各地区の特殊事情に基く特別方針

ハ、街の顔役の実体を把握しこの種事犯の特殊性を明らかにするためとつた一般的措置

ニ、この種事犯の検挙の万全を期するためとつた一般的措置

ホ、捜査及び審判の迅速化についてとつた一般的措置

ヘ、求刑に関してとつた一般的措置

ト、以上に関する訓令通牒その他の例規

チ、上記の各事項は個々の具体的事件の処理に際し記録上明らかにせられているか否かについての所見

F、街の顔役の一般的動向、取締、検挙、審判、量刑、保釈もしくは仮出獄累犯者人の関心及び影響について

一、総括的情況

二、希望事項

三、法令の改廃に関する意見

四、右の根拠たる若干の具体的事例

G、昭和二十三年五月国家地方警察本部刑事部捜査課編纂にかかる全国博徒、的屋一覧表所掲の者の中貴管内にある該当者の近時の動向

H、昭和二十三年六月以降検挙したこの種事犯の一覧表

イ、被疑者、被告人氏名

ロ、罪名

ハ、検挙の端緒

ニ、検挙日時

ホ、捜査官の捜査関係人員

ヘ、検事処分日時及び種別

ト、不起訴の理由項目

チ、第一審開廷度数及び証人数

リ、第一審判決日時

ヌ、第一審求刑及び宣告刑

ル、控訴の有無

ヲ、第二審開廷度数及び証人数

ワ、第二審判決日時

カ、第二審求刑及び宣告刑

ヨ、上告の有無

タ、上告審判決日時

レ、上告審判決結果

ソ、身柄拘束日時

ツ、身柄釈放日時

ネ、身柄釈放理由項目

ナ、宣告刑執行の有無

I、右の内著名事件について

イ、事件の概要

ロ、身柄釈放の経過及びその概要

ハ、保釈その他審判に関し不当な圧力もしくは誘惑を加えたことの有無

ニ、刑執行の状況特に仮釈放あるときはその経過及び理由の概要

ホ、右に関し不当な圧力もしくは誘惑の加わつたことの有無

ヘ、保釈又は仮釈放中の本人の行動に対する査察方法及びその結果

ト、証拠湮滅等の為にする事件関係人に対する脅迫等の有無

チ、本人の経歴前科等の概要

リ、所属団体の名称、組織、縄張及び勢力

ヌ、本人の当該犯行以外の不逞行為の有無及びその大要

ル、本人に対する世評その他社会人の関心程度

三、個々の具体的事件に関する調査としては、全国各地の裁判所もしくは検察庁に係属するこの種の暴力的団体に関係する犯罪事件中、地方的に社会の耳目をひく代表的なものを選んで、その対象とした。そして、これら犯罪及び暴力的団体に関し、前記と同趣旨の要綱の下に調査を進めたのである。

そして、調査の方法として、第一にその事件に関する捜査記録、刑事記録又は判決書もしくは起訴状等必要に応じて関係官庁より取寄せ、或はその官庁に赴いて閲覧して事件の概要を知り、第二に担当警察官、検察官もしくは裁判官等よりその事件の内容、経過及びその暴力的団体の実態等についての説明もしくは報告をうけ、第三にその事件の関係者より前示調査要綱に照らし必要と認められる事情を聴取し、他面、第四に新聞、雑誌の論調、投書又は各種情報等によつてその事件に関する輿論をきき、第五にこれらの調査を通じて終始、関係係官その他の関係者の批判及び希望意見を聴取したのである。

調査を完了した具体的事件は、

尾津喜之助事件
真木康年事件
宮城竹三郎事件
福島事件
本庄事件
佐々木松夫事件

岐阜事件
柳河事件
香月町事件
の九件である。

第三章　調査の個々的結果

一、尾津事件（昭和二十三年六月二十九日附報告書）、真木康年事件（同年十月九日附報告書）、宮城竹三郎事件、福島事件及び木庄事件（昭和二十四年三月三十日附報告書）は、既に夫々調査報告済であり、佐々木松夫事件も今回調査完了したので、これら事件の調査結果に関してはすべて右各報告書及び資料に譲る。

二、岐阜事件について

岐阜県下におけるヤクザ団体の暴力事犯に関し、昭和二十四年八月中委員、事門員及び調査員を現地に派遣して、前述の如き方法によつてその内容を調査した。その結果の大要は次の如し。

○山田、村木一家に関する殺人事件

一、検挙署

岐阜市警察署

二、発生の日時

昭和二十三年十二月二十一日午前八時頃

三、発生の場所

岐阜市高野町三丁目八番地
魚商　村山由吉方奥六畳の間

四、被疑者

本籍　岐阜市玉姓町八番地
住所　岐阜市金宝町四丁目
無職（博徒）　中尾　政和
当二十八年

本籍　一宮市花祇通り六丁目
住所　不定
無職（博徒）　加藤　繁
当二十一年

本籍　岐阜県本巣郡北方町石町
住所　不定
無職（博徒）　汲田　繁美
当二十二年

五、被害者

岐阜市高野町五丁目
山田一家親分
興業師　山田　儀一
当五十七年

六、犯行の動機

岐阜市には博徒の系統として主たるものは池田一家の流れを汲む山田儀一（被害者）稲葉一家の村木政一（被疑者の親分）瀬戸一家の系統との三人の親分株があり中でも被害者は終戦後の混乱に乗じ勢力を伸し乾分相当数（概ね四百名と云われる）を有し岐阜市を中心とする博徒の親分として最も勢力を有するところから縄張の関係で村木政一とは常に相反目する間柄であつたが被害者は勢力に物を言わせ更に村木一家をも自己の支配下に置かんとして昭和二十三年十二月二十日頃他の博徒連中と同様村木に対し自己の勢力下で賭場を開いた場合は俺の乾分となれと云う意味の言明書を通告したため該通告に憤激した結果被疑者等が本犯を敢行するに至つたものである。

七、犯罪事実の概要

被疑者は村木一家の博徒として縄張り争いに不満を持ち機会あれば山田一家の親分である被害者を殺害せんと共謀しその機を狙つていたところ遇々当日午前七時五十分頃岐阜市高野町三丁目地内路上で被害者に出会うや中尾が被害者に「やあー」と言葉をかけたところ被害者は憤激して「やあー」と云える身分に何時なつた」と反撥したので之に憤激し口論の末被害者が同町魚商村山由吉方奥六畳間に於て村山夫婦と談合中を予て用意して来た拳銃二挺で狙撃し同人の胸部に盲貫銃創を負わしめ依つて即死せしめたものである。

八、犯罪発覚の原因

犯行直後中尾は岐阜市警察署に自首し加藤は同日午前十時三十分頃拳銃を所持し逃走中を岐阜市署員に逮捕されたるに依る。

九、被疑者の性行来歴

1　中尾、加藤両名は何れも性粗暴にして短慮浅に英雄的気分を発揮する気取り屋である

2　中尾は岐阜市生れで小学校卒業後鋸の目立職、製材職工をしていたが数年前から博徒となり村木政一の乾分となり徒食中のものであつた

3　加藤は名古屋市に生れ中学三年中退海軍航空隊に志願し入隊終戦後復員し一昨年頃より家出し名古屋の博徒成田一家の乾分として徒食中のもの

4　汲田は当時逃走中であつたが後に自ら岐阜市署に出頭したるため立件送致した。

一〇、事件処理

中尾、汲田、加藤は夫々殺人及銃砲等所持禁止令違反として身柄共岐阜地方検察庁に送致した。

一一、本犯に対する一般の反響

此の種社会の事情を知る一部では山田が殺された事によつて今まで押えられていた鮮人やテンビラが横暴を極めるようになるであろうと云う者もあるが一般には最も勢力のあつた山田が死んだ事は街の暴力団であり大きな嫌悪的存在が解消したと内心密かに喜んでいる様である。

一二、本犯に関する参考事項

1　本事犯発生と同時に山田親分村木一家に殺さるの報が一早く博徒、不良者に飛び山田一家の博徒は続々と被害者宅に集合し一時は直ちに報復手段に出んとする不穏な形勢もあり一方村木政一はその頃既に名古屋方面に身を隠したが山田一家の報復に対応するため一宮及名古屋方面の博徒不良二百名が岐阜市内某所に集合待機している等の流言も飛び真態は不穏の状態にあつたので岐阜市署は全署員を非常召集して現場警備並びに山田一家村木一家に対する視察員を派し県本部に於ても本部機動部隊に出動準備を整え待機させる等警備力を強化したので何等事故なく翌二十二日には平穏に復したが両者の対立は解決に至らず今後の動向を鋭意内偵中である。

2　本件は最初中尾が単独犯として自首したものであつたが本件直後加藤を市内水道山々麓に於て拳銃所持の現行犯として逮捕被害者解剖の結果致命傷の胸部弾丸は加藤所持のコルト式拳銃弾丸に符号し否認のまま共犯と認め、更に中尾の供述によつて汲田も共犯者である事が判明したものである。

3　この犯行に使用した拳銃の出所について中尾は名古屋駅裏より一ヶ月前に一万円にて入手した旨を自供した。

一三、岐阜市警察署当局の所見

本事件を検討するに警察が長期且つ継続的に而も強力に実施して来た暴力団狩りの重圧に表面的対外的活動を封じられ一見有名無実的態度を装える結果うつくつする之等の力が内部的に移行した些事に絡んで事を構える徴候が看取せられ且つかかる場合は直ちに昔時のヤクザ気取りで勢力争いに及び殺傷暴力行為等は何の躊躇もなく実行し又それを英雄視するの危険性を含んでおり加うるに拳銃等の武器を隠匿所持することは容易に推定されるを以て今後は斯る方面に迄充分なる着意を以て一層内偵捜査を進め機会ある毎に之等暴力団の徹底的検挙と武器発見の措置を必要とする所謂暴力団取締の第二段階的取締の徹底を痛感する。

一四、公判の経過

（一）　二四、三、六　第一回公判開廷（懲見、中野、中原各判事、松本検事立会――途中より川井検事立会）

（二）　二四、三、二　第二回公判開廷（前記判事及び川井検事立会）

（三）　求刑　中尾に対し　懲役十五年
加藤に対し　懲役五年

（四）　弁護人　大道寺慶男、大道寺慶三、端元隆一、塚本義明

判決言渡
中尾に対し　懲役八年（未決六十日算入）
加藤に対し　懲役十月（右同、及び殺人の点は無罪）

（六）　二四、三、三　中尾控訴申立
二四、三、三　加藤控訴申立

（七）二四、三、三六　両名何れも保釈出所

一五、事件の解決

岐阜　増田義石
〃　金原　某
名古屋　佐久間某
〃　小瀬木某

二四、一

の四名が仲介して、村木一家と山田一家との間に円満解決するという。

條件は「村木が親分稼業を辞めて素人になり、山田もあとを継がない」こと。

一六、汲田の処理

その後同人も逮捕され中尾と同様に起訴公判に附され、目下同様名高裁に於て審理中で起訴後の経過は次の通りである。

（一）二四、二、一三　起訴
（二）二四、三、二五　判決　懲役八年（求刑懲役十五年）
（三）二四、三、二五　控訴申立
（四）二四、四、一　保釈

○大須及び仁木村における暴力団の傷害事件

一、被告人の表示

一　羽島郡桑原村大須地内大須駅前における傷害事件の被告人

本籍　安八郡仁木村大字下大榑一三、〇一六番地
住居　同上

露店商　菱田　定一当二十一歳
本籍　同村大字下大榑一三、五九四番地
住居　同上

露店商　伊藤　好生　当二十歳
本籍　同郡福束村大字南波
住居　名古屋市瑞穂区船原町三丁目二番地

露店商　青木　定夫当二十五歳
本籍　同郡仁木村大字下大榑一三、〇一六番地
住居　不定（所在不明）

露店商　松井　利男当二十一歳

松井利行は農家に生れ高卒後名古屋三菱発動機工場の工員に雇われ三ヶ月にして帰農し中部四部隊に入隊して終戦と共に帰郷間もなく名古屋市瑞穂区船原町三丁目内木守武の配下となり露店商に従事し昭和二十三年八月正式に同人の乾兒となりその後兄貴分に取立てられ松井利男、菱田定一、伊藤好生、青木貞夫、箕浦八郎、松岡実を支配するようになつた。

右内木守武は露店商関東飯島一家中京内木組こと内木連合支部長である。

二　安八郡仁木村大字下大榑松井利行方附近における傷害事件の被告人

本籍　岐阜市長良中野三、〇五九番地の二の一
住居　同上

露店商　林　活郎　当三十歳
本籍　岐阜市千石町一丁目五番地
住居　同市金町二丁目八番地

露店商　木野村芳明当二十四歳
本籍　岐阜市弥八町五番地
住居　同市長良本郷町四番地

露店商　宮部　宏当二十三歳
本籍　岐阜市元浜町一五番地
住居　同市長良西浦

露店商　森　正雄当二十四歳
本籍　石川県金沢市南長門町二五番地
住居　岐阜市本郷町三丁目四番地

露店商（小寺こと）小島正治　当二十四歳
本籍　岐阜市長良雄総七〇五番地
住居　同市長良弁天町

露店商（桜井こと）近藤典一　当三十五歳

林活郎は林勘兵衛の長男で高卒後岐阜市柳ヶ瀬町二丁目硝子商江崎太郎の店員となり昭和十六年川崎岐阜工場の工員に雇われ同年九月中部四部隊へ入隊北支へ出征二十年十二月復員後露店商となり

森正雄は尋卒後岐阜市柳沢町森田鑄物工場で工員を勤め中支へ出征昭和二十年十月復員後林勘兵衛の配下となり

木野村芳明は京町小学校高一修了後名古屋私立鉄道学校を卒業昭和十七年南方へ出征したが同年八月負傷して復員その後林勘兵衛の配下となり

宮部宏は徹明小学校五年のとき満州ハルピンへ転住ハルピン商業卒業後同市公署に勤務中終戦引揚昭和二十二年六月より林勘兵衛の配下となり

小島正治は高卒後昭和十五年各務原航空廠に雇われ終戦後二十二年四月より林勘兵衛の配下となり

近藤典一は高卒後八ヶ年ミシン仕立業をなし犯罪を犯し出所後東京で露天商となり終戦後より林勘兵衛の配下となる

林勘兵衛は中山屋と称して岐阜神農会長良支部長として岐阜市の長良川北と山県郡岩野田村区域を支配している

三　前科

松井　利行　昭和二十三年九月二十七日大垣簡易裁判所で傷害により罰金五百円に処せらる

小島　正治　昭和二十三年二月十八日岐阜簡易裁判所で銃砲等所持禁止令違反により罰金三千五百円

木野村芳明　昭和二十三年十一月二日岐阜地方裁判所で窃盗により懲役十月四年間執行猶予

その他の被告人は前科なし

二、事件の端緒

昭和二十四年六月三日岐阜県警備課警部補栗田茂より安八地区警察署仁木村巡査駐在所巡査吉田留吉に対し直接警電を以て「松井利行等が大須で林勘兵衛を殴つた事件があつて仕返しに行つたかも知れんから内偵せられたい」旨の通報に基き吉田巡査は直ちに松井方で内偵の結果前夜林勘兵衛一家の若い者が殴り込みをやつた事実を聞込み同署長に報告したのである。

仁木村の傷害事件により大須における傷害事件も明らかとなつた。

三、捜査の経路

一　警察の捜査の段階

昭和二十四年六月三日

安八地区警察署司法警察員警部補森山明信は殺人未遂事件として検証令状を請求し令状によつて仁木村松井利行方附近の現場を検証した。

飯田幸造を傷害被疑事件被疑者として緊急逮捕し逮捕状を得て取調した結果同人は林活郎等の脅迫を受けて松井利行方へ道案内し傷害事件の被疑者でない事が判つて釈放飯田の証言によつて林活郎等の手配をした同日松井利行外二名も逮捕取調

同年六月四日

林活郎を緊急逮捕して取調

同月五日森正雄、木野村芳明、宮部宏の三名を緊急逮捕して取調

同月六日右四名及び六月五日大須における傷害の松井利行外三名（松井利男逃亡）を大垣支部へ送致

同月十五日小島正治を通常逮捕によつて取調の上翌十六日送致

同月十六日近藤典一を通常逮捕によつて取調の上翌十七日送致

尚松井利行、早藤恒夫、松岡実に対する他の恐喝詐欺事件を捜査し六月十一日送庁した。

二　検察庁の捜査の段階

昭和二十四年六月六日安八地区警察署から松井利行外四名に対する傷害事件を受理

身柄松井利行、菱田定一、伊藤好生の勾留請求六月六日林活郎外三名同署から傷害事件受理し身柄四名に勾留請求

岐阜地方検察庁大垣支部検察事務官新田義一は即時被疑者の取調をなした。

司法警察員送致事実の要旨

一　被疑者は露店商関東飯島一家中京内木組こと内木連合支部長内木守武の配下であるが昭和二十四年六月一日午後十時頃羽島郡桑原村大字大須地内名鉄電車竹ヶ鼻線大須駅前において所要のため同村巡

査駐在所内に居た露店商中由屋こと岐阜神農会長良支部長林勘兵衛に対し同時刻頃大須駅前六平茶屋こと吉田則政方において松井利行の饗応によつて飲食中の内木守武の飲食代金を同人に支拂わせる目的を以て同人に内木守武との同席を要請するに際して同人に対し「親爺に飲ませる金がないから金二千円貸してくれ」と申向け同人が予てのイザコザから其の場で内木と同席するのは形勢不穏と見て同席を嫌い逃げようとするのを共同してこれを大須駅前迄連行し「親爺に会つてやつてくれ」と申込み以て数人共同し且つ団体の威力を示して財産上不正の利益を得る目的を以て林勘兵衛に対し面会を強要する行為をなしたものである。

二　被疑者は露店商中由屋こと岐阜神農連合会長良支部長林勘兵衛の配下であるが昭和二十四年六月一日午後十時頃羽島郡桑原村大字大須において内木組こと内木守武の配下である松井利行外四人の者に林勘兵衛が殴られたことに憤慨しこれに仕返しの目的を以て共謀の上同年六月二日午後九時五十分頃安八郡仁木村大字下大榑松井利行方に於て、

一　森正雄は同人宅に宿泊中の青木定夫に対し手を以て殴打し胸部に全治約十四日の傷害をジャックナイフを以て左大腿部を刺し全治約十日間の傷害を與え

二　林活郎、宮部宏、木野村芳明外氏名不詳の二名は松井利行の逃走を防止するために現場に張込んで加功し

以て共同して傷害を與えたものである。

六月十五日岐阜地方検察庁へ新田事務官出張し次席川井検事に報告指揮を受け

同日勾留延長の請求をなす。

同月十六日小島正治の送致を受け取調

同月十七日近藤典一の送致を受け取調

同月二十日新田事務官は岐阜地方検察庁へ出張次席川井検事に取調結果の最終報告をなし起訴についての指揮を受く。

六月二十二日岐阜地方裁判所大垣支部に公判を請求す。

尚松井利行、早藤恒夫、松岡実に対し恐喝詐欺事件の別件を追起訴

六月二十二日刑事訴訟法第二二七條に基き大垣簡易裁判所に対し証人森江い、山田かぎに対する証人尋問を請求する。

請求事項森江い林を殴つた当時の状況松井利行の行動等につき山田かぎ松井が犯行後同人方で自慢して話した事柄

四、公判の経過

一　審理

林側　八月十二日被告人宮部欠席につき分離す他の被告人についての朗読

検察官起訴状朗読

第一回

被告人の弁解

公訴事実中共謀の点を否認

検察官は立証事実は前被告人と共通につき次回宮部を併合審理の際陳述する旨を述べ続行を求む次回は九月十二日

五、左記事案の特徴

一　背後関係

関東飯島一島中京内木組こと内木連合会支部長　内木守武

岐阜神農会長良支部長　林勘兵衛

二　事件発生前後の模様

一　本年一月頃羽島郡竹ヶ鼻町において縄張り争により林勘兵衛はトラックで乾兒を連れて乗込んだ事がありその以前において一宮市其の他においても相当相互の間にいきさつがあつた模様である。

二　大須における松井等の行動

本年六月一日は海津郡今尾町おちよぼ稲荷祭例のため商売に赴きその帰路羽島郡桑原村大須駅前において松井は親分である内木に馳走すべく六平茶屋に案内して遊興したがその折林勘兵衛も商売情況視察の帰路同飲食店前を自転車で通行したのを目撃した内木は松井等に命じて林を呼び寄せ林は同席を嫌つて逃げようとした事より事態が発生

三　仁木村における林活郎等の行動

林活郎外五名は翌六月二日林勘兵衛より前日の模様を聞くやこれに憤慨して林宅へ連行して謝罪すべく先ず大須の現場を調査した上宮部の顔知りである飯田幸造を小島が脅迫して松井利行方へ案内させ松井等が逃亡すると察知するや同家周囲の要所に張込み青木定夫を捕えて暴行の上傷害を與えたものである。

四　本年六月十五日頃林勘兵衛と内木守武との間に和解成立した模様である。

三　本件検挙に当り警察官の処置に対する意見林勘兵衛は六月一日桑原村巡査駐在所へ立寄り自転車を預けた同駐在所勤務巡査横山好夫の妻女と林勘兵衛とは遠縁に当る事が判りその際同巡査にチンピラにたかられそうだと話し所持金九百円を預けて松井の求めに応じ六平茶屋へ出向いたが席を外して駐在所へ逃げ込み追馳けて来た松井等が林を出せと怒号したとき同巡査は預つた九百円を返し「こんな処に居てはいかんから僕の責任になる早く出て行つてくれ」と言つて妻に下駄と杖を出させて裏より追出した。

当時該駐在所には巡査部長野村彦三郎巡査木野村清明が同日の取締のため在所中であつたのに拘らず警察官が検挙せなかつた事は遺憾であつた。

尚林勘兵衛が松井等のため殴打された当時大須駅前附近に木野村巡査が居た事も判明した。

○林活郎外五名に対する公訴事実

被告人等は予て被告人等の親分と称する林勘兵衛が内木組と称するものの配下である松井利行等から傷害を受けたのに憤慨し共謀して右松井等に対し仕返しをしようと企て昭和二十四年六月二日午後九時五十分頃安八郡仁木村大字下大榑松井利行方附近に赴き松井等の逃亡を防ぐべく被告人林は同家表の南側、同木野村は同家の西南、同宮部は同家の西北、同森及び同近藤は同家東側、同小島は同家東南の角附近の何れも道路に張込み同家を包囲して待機中身の危険を察知して右松井が同家に宿泊中の青木定夫（当二十六歳）と共に脱出逃走を図つたので被告人近藤は右青木を引捕え同森及び同小島はこれを認めるや夫々同人に加勢して「岐阜の親分の所まで行け」と怒号して右青木を東側道路上まで拉致した上被告人小島は同森と共に同人を手拳で殴打或は足蹴にした許りでなく小島は所携のナイフを以て右青木の胸部を突き刺し因つて同人の胸部及び左大腿部等に治療二週間を要する傷害を與えたものである。

罪名

傷害　刑法第二百四條第二百六條

第二百七條

○松井利行外三名に対する公訴事実

被告人松井利行、同菱田定一、同伊藤好生、同青木定夫の四名は松井利男外二、三名と共謀して昭和二十四年六月一日頃羽島郡桑原村大字大須地内大須駅前附近において林勘兵衛に対し名古屋の内木組の配下であると称し「親爺さんが頼まれてくれと云つて居るからつき合つてくれ」と申向け同行を強要し被告人等は共同して同人を右駅前の六平茶屋事吉田則政方二階の内木守武が飲酒して居る部屋へ連行したが同人は不隠の形勢を察知して同席を避けようと考え「駐在所に用事があるから行つて来る」と席を外したところを被告人等は再び同人を捜索しこれを発見するや同人の拒否するのを同日午後十時頃右駅前から附近堤防の上り坂まで拉致した上これを包囲し「親分の飲代二千円を貸してくれ」「貴様何故逃げ

たか」「貴様等が関東一の大親分を摑まえて内木君とは何だ」等と暴言を吐き交々手拳等にて同人を殴打し又はこれを足蹴にして暴行を加え以て同人に対し頭部肩骨等に治療二週間を要する傷害を與えたものである。

罪　名

傷　害　刑法第二百四條第二百六條第二百七條

○松井利行外二名に対する公訴事実

第一、被告人松井利行、同早藤恒之、同松岡実の三名は松井の内妻堀井かずゑを伴い昭和二十四年五月中頃海津郡今尾町大字須脇料理屋諏脇屋こと諏訪てい方へ赴き「今晩飲ましてくれ」と申向けたが右同人から都合が悪いからと断られるや被告人等共謀して同人及びその嬢照子に対し被告人松井は「天下の内木組の松井を知らんか」「俺達は命を捨てて居るのじや」「此の正月竹ヶ鼻でも文句を言われたから謝らせた」「俺が電話をかければ名古屋の親分は飛んで来るその費用十万円位かかるがお前の方で持たにやならんが承知か」等と同松岡は「名古屋の内木の乾兒だ」「全国を股にかけて居る俺達を馬鹿にするな」又早藤は「やくざの道に入つて居る者だ」「五千や六千の金は何時でも持つて居るぞ」「馬鹿にするな」等と交々暴言を吐き被告人松井は同家の電話を使用して名古屋へ電話をかけ同松井は同家の嬢照子（当二十三歳）に座布団を投げつけて暴行し諏訪ていをして酒肴等を出さないときは如何なる危害を加えられるやも図り難いとの危惧の念を抱かしめて畏怖せしめ同人からビール飲食物等（時価三千三百九十円相当）を提供せしめて財産上不法の利益を得

第二、被告人松岡実、同早藤恒之は箕内八郎と共謀して同月十日頃同村大字須脇玉突業赤玉こと大橋兼一方において料金支拂の意思がないのに支拂うものの如く装い玉突遊技をなしそのゲーム代金百三十二円五十銭を右大橋から請求を受くるや同人に対し「金がないから明日必らず拂うで頼む」と申欺いて支拂わず因て財産上不正の利得を得

第三、被告人松井利行は

一、代金支拂の意思がないのに当然支拂をするものの如く顧客を装い宿料飲食代を踏み倒そうと企て

（一）同年二月中頃同町大字須脇飲食店敷島屋こと下村盛一方において宿泊を乞い同人をして代金を支拂つて呉れるものと誤信せしめて女を同伴宿泊し食事の注文に応ぜしめて食事をなし二人分の宿料飲食代（時価約五百円相当）を支拂わず

（二）同年二月頃同町飲食店伊那忠こと古田かの方において酒肴、豆腐おでん、鰻の蒲焼を注文し同人をして代金を支拂いくれるものと誤信せしめその注文に応ぜしめて飲食し代金六百円を支拂わず

因つて財産上不正の利益を得

二、同年三月八日頃同町山田繁雄方において同人に対し返済の意思がないのに「宿銭が足らぬから貸してくれ明日必らず返すから」と申欺き同人をして借受名下に五百円を交付せしめてこれを騙取したものである。

罪　名

第一　恐喝　刑法第二百四十九條

第二　詐欺　刑法第二百四十九條

○石田組親分石田喜三郎等の傷害事件

一、被告人

本　籍　大阪市城東区放出町四丁目一〇八番地

住　居　大垣市丸の内一丁目三五番地

土木建築請負業

石田喜三郎　当五十一年

本　籍　大阪市北区東梅田町二九番地

住　居　大垣市丸の内一丁目三〇番地

建築技術者

大塚　二郎　当二十四年

本　籍　大阪市城東区放出町一〇三番地

住　居　大垣市西崎町二丁目

煉瓦工

津田　勇　当三十二年

一、前科

石田喜三郎は

大正十年四月　大阪区裁判所

賭　博　罰金三十円

大正十五年六月　大垣区裁判所

公務執行妨害傷害

懲役四月

昭和三年十二月　名古屋控訴院

暴力行為等処罰ニ関スル法律

懲役五月

昭和十一年八月　岐阜区裁判所

賭　博　罰金八十円

昭和十二年三月　同

同　罰金二百円

大塚二郎は

昭和二十三年十一月　大垣簡易裁判所

傷　害　罰金二百円

津田勇は

前科なし

一、事件の端緒

昭和二十四年四月十三日午前一時過被告人大塚、津田の両名が大垣市警察署郭町巡査派出所へ自首により発覚し同署警部補丹羽孝三において両名を現行犯人として逮捕したもの。

一、警察署における捜査の段階

右自首により同警部補及び巡査部長安達宏の両司法警察員において右両名を取調べ一面警部補小川賢吾巡査部長田口清等において実況見分、関係人を取調べた結果右大塚、津田の傷害事件は事実明瞭となり逃走及び証拠湮滅等の虞ないものと認めて大垣市歩行町一丁目石田豊吉の身柄を釈放したが右取調中同被告人の親分である石田喜三郎にも公訴事実第二記載の如き傷害の事実があることが発覚し併せて立件したのである。

尚石田喜三郎は本件被害者安藤末吉に対し同じ被害者である息子安藤晃の小指を切つて謝罪せよと強要した疑があり取調べたが石田は之を否認し又その事情を知つて居ると思われる高木留男も被害者が自発的に小指を切つたものと供述して此の点につき石田の犯罪は之を立証することが困難のため立件しなかつたものである。

一、検察庁における措置

大垣市警察署に於ては同年四月二十三日大塚二郎、津田勇及び石田喜三郎の三名を傷害被疑事件として岐阜地方検察庁大垣支部へ送致して来たので検察事務官新田義一は同月二十七日大塚、津田、同月三十日石田を各取調べ且つ根本病院に赴いて入院加療中の被害者安藤文子の病状を実地調査した上犯罪の嫌疑十分あるものと認め同年五月二日附を以て検察官事務取扱副検事黒柳貫一に於て岐阜地方裁判所大垣支部に左記公訴事実の通り公訴を提起した。

而して石田被告人の犯罪による被害者の傷は全治一週間位の軽度のもので且つ被害者が石田の妻と不倫関係をした事を憤つて殴つたものでその事情は斟酌すべき点もあるが一面被告人石田は数十名の乾兒を有する所謂親分であつて本人の一挙一動は直ちに配下乾兒の規律、素行上にも影響することであるから特に暴力の行使などは慎むべき地位にあるに拘らず敢て之を行つた点とその前歴に於て暴力行使によつて二回処分を受けて居る点等を考慮して起訴した次第である。

一、公判の経過

本件第一回公判は七月十八日に開かれ第二回公判は八月十二日開かれる筈であつたが弁護人の差支えにより来る九月三日に変更せられた。

一、参考

本件大塚、津田の傷害は状況上被告人石田の教唆に基くものと疑う余地もあり警察、検察庁に於てもその点を追及したが之を認むべき証憑を得るに至らず三被告人が各別個に傷害を敢行したものとして公訴提起するの止むを得なかつたものである。

公訴事実

一、被告人大塚二郎同津田勇の両名は昭和二十四年四月十二日頃些細の事に憤慨して大垣市丸の内一丁目地内路上に於て

（一）　被告人大塚は安藤晃（当二十歳）に対しバールを以て殴打し因つて同人に両腓腸骨々折左大腿部打撲症、左膝部切創の治療二ヶ月を要する傷害を加え

（二）　同津田は安藤末吉（当四十八歳）に対しバールを以て殴打し因て同人に右腓腸骨部打撲、腓腸骨骨折左膝蓋部左上肢並右指挫傷の治療二ヶ月を要する傷害を加え

（三）　被告人石田喜三郎は同年三月二十日頃大垣市丸の内一丁目の自宅に於て妻の不倫問題につき激昂して安藤晃を右手を以て同人の左頭部及び顔面を殴打し因つて同人に治療五日間を要する傷害を加えたものである。

罪名

傷害　刑法第二百四條

三、福岡事件について

福岡県下の香月町及び柳河町におけるヤクザ団体の衝突事件は思想的背景をもち、その規模も大で社会の注目をひくものであつた。殊に前者についてはその後関係二団体共団体等規正令による解散指定をうけた。当委員会は昭和二十四年七月中委員、専門員等を現地に派遣し、前同様その実態を調査した結果次の如し。

○町政問題の紛糾に伴つて発生した暴力団の暗殺事件及びその後の状況について

一、事件の発端

右香月町は九州で俗に川筋と呼ばれている筑豊炭田地帯の街で従来所謂炭鉱ボスによる殺人、傷害、暴行、恐喝等の殺伐な事犯が尠くなかつた土地柄であつたが昭和二十二年四月同町長選挙に際し立候補した同町居住の社会党員元当県会議員無職江藤清太郎（当五十七年）に対して予て反感を懐いていた同町随一の有力者で大隈炭坑経営者金丸熊太郎がその配下である新開真次を他所より輸入し同町長選挙に立候補せしめて之を応援した為少数票の差で新開真次が当選し爾来新開町長は前記金丸熊太郎と町政を自由にし且つ金丸熊太郎は公安委員長並びに同町農業協同組合長に就任して政治経済上の勢力を振い他面筑豊地方、北九州五市方面に多数の配下を擁して一大勢力を有している所謂博徒の大親分で同町下香月所在杉守炭坑主志波盛重と結び強固な地位を保持して居り一方落選した江藤清太郎一派は同町政のかかる動きに反感を懐き之を監視していたところ偶々昭和二十二年十二月同町草木谷所在町有林拂下問題と昭和二十三年五月農業協同組合役員選挙について新開町長、金丸農業協同組合長の各処置につき疑問を感じたので江藤は之を糾弾すべく本年一月同所町議山鹿カヨ、社会党員金子秀雄、共産党員山本義臣、篠原甚太郎等と香月町民主主義擁護同盟を結成し新開町長金丸組合長等の不当処置を鳴らして之を糾弾し本年二月十三日第一回同月二十日第二回の町民大会を開き新開町長と金丸組合長のリコールを決議し同月二十八日江藤清太郎と山本義臣の両名は福岡軍政部に事の経過を報告し県当局にリコール手続の打合せを了してその帰途江藤清太郎は同日午後七時過頃香月町西ヶ崎道路上に於て松井久泰等に殺害されたものである。

二、捜査の開始

元県議江藤清太郎殺害事件発生するやかねて同町の紛擾を注目中の小倉支部検察庁は直ちに殺人被疑者松井久泰、寺迫輝男を逮捕の上捜査を開始したが主宰者を兇刃に失つた民擁同側は町議山鹿カヨ、共産党員山本義臣等が中心となつて町政糾弾、暴力排撃の活潑な活動を再開し、一方町側に於てもこれに対抗するような気勢を示し町内に各種の流言が横行し騒然たる状勢の中に第二第三の殺人事件をも発生しかねない不穏な空気を呈し治安上憂慮すべき事態となつたので三月七日当庁次席検事副島次郎外検事一名、特別捜査班検察事務官十名を香月町に急派し現地における小倉支部上席検事立石幸夫外検事二名検察事務官八名と合流の上捜査本部を香月町警察署に置き、江藤殺害事件及びその背後関係の糾明、暴力団の一掃を主たる目標として行動を開始した。

捜査陣の活動は優勢且つ協力に行われその当初に於ては、町側は「検察庁は共産党の宣伝に躍らされている」といい民擁同側は「検察庁の処置は手かるい」等双方からの多少の批難的言辞を耳にした事もあつたが各社報道陣の強腰と相俟つて完全に町内不穏の空気を制圧し、捜査は大した妨害を受けることなく推移した。

四月十日現地の捜査は一応終つたので捜査本部を解散し当庁捜査員は全部引揚げ、あとは小倉支部に於て継続捜査した。

三、事件の内容

本件は福岡地方検察庁検事中川宗雄、同庁小倉支部検事平島篤二、同検事富田正夫各主任となり捜査の結果左記犯罪の嫌疑十分と認め各頭書月日何れも福岡地方裁判所小倉支部に公判請求し目下同支部に於て審理中である。

追て被告人の身柄拘束等の詳細は別紙被告人一覧表の通りである。

1　殺人並銃砲等所持禁止令違反（第二回報告）

（イ）　被告人の表示

住所　福岡県遠賀郡香月町大字楠橋八五　大隅炭坑々員　三月二十日求公判　拘束　松井　久雄　当二十五年

住所　福岡県遠賀郡香月町大字楠橋大隈炭坑社宅　同　同　寺迫　輝男　当二十四年

同所　同坑検身係　四月四日求公判　同　藤瀬　国彦　当二十五年

同所　同坑勤労主任　同　同　松井　久　当三十三年

同町大字楠橋大隈通一、八二七

運搬夫　同　同　田島　清　当十九年

（ロ）　犯罪事実

一、福岡県遠賀郡香月町に於ては少数有力者にて専制的町政を行うとの風評がある折柄江藤清太郎は民主主義擁護同盟を組織し自らその会長となり町政を専断するものは同町々長であると思惟し昭和二十四年二月十三日及び同月二十日の二回に亘り同町大辻小学校外一ヶ所にて同同盟主催の町民大会を開き新開町長並びに金丸公安委員長の排撃運動を展開したのであるが被告人等はその排撃は却つて町の平和を紊すものであると妄断し排撃主謀者である江藤清太郎を殺害してその平和を維持することを謀議の上被告人田島清、同寺迫輝男、同松井久春の三名は各約十五センチの匕首を携え同月二十日頃より江藤清太郎の所在を探し求めて殺害の機会を狙つていたが、たまたま同月二十八日午後七時頃、久春、輝男の両名は江藤が旅行先より汽車にて香月町に下車し帰宅の途中を発見し之を追随して同町城の前理髪業倉本鶴松方前道路に於て所携の匕首にて江藤の全身約二十ヶ所を突刺し心臓貫通刺創により即死せしめて殺害の目的を遂げ

二、被告人松井久春、同寺迫輝男、同田島清の三名は法令に基く職務の為め又は正当の事由がないのに

(1)　被告人松井久春は昭和二十二年六月十五日頃より昭和二十四年二月二十八日迄の間同町大字楠橋八十五番地の被告人自宅に日本刀一振及び双渡約一六・五センチの匕首一本を所持し

(2)　被告人寺迫輝男は昭和二十三年十月十四日頃より昭和二十四年二月二十八日迄の間同町大字楠橋大隈炭坑社宅の被告人自宅に日本刀二振双渡約十六センチ同二十一センチの匕首各一本一六・五センチの両双匕首一本及び双渡約三〇センチの槍の穂先一本を所持し

(3)　被告人田島清は

(イ)　昭和二十三年十二月初頃より昭和二十四年二月初頃迄の間同所大隈炭坑社宅の被告人自宅に双渡約一六センチ両双匕首一本を所持し

(ロ)　昭和二十四年三月七日同町大隈炭坑指定の床屋前附近道路上に於て原田久枝より隠匿方を依頼されて受領した双渡約三〇センチの槍の穂先一本を同所より同炭坑社宅小川順三方迄所持携帯し

ていたものである。

2
(A)　暴力行為等処罰に関する法律違反(B)暴行(C)傷害
(B)暴行(C)傷害致死(第三回被告)

(イ)　被告人の表示

住居　遠賀郡香月町大字下香月一、一一二
鉱山業
三月三十一日求公判
保釈　(A)(B)志波　盛重
当五十五年
同町大辻炭坑社宅
坑外夫
同　保釈
(A)(B)(C)(D)　樋口栄次郎
当四十五年

(ロ)　犯罪事実

(1)　被告人志波盛重、同樋口栄次郎の両名は共同して昭和二十三年七月二十九日福岡県宗像郡津屋崎町金丸熊太郎別荘に於て香月町会議員慰安会席上で敷田和一と些細の事から口論し同人の顔面、腹部等を十数回殴打して暴行をし

(2)　被告人志波盛重は同年八月十七日頃同県遠賀郡岡垣村湯川旅館に於て宮原健作に対し些細の事から口論激し強談威迫を示し同人の上半身にビールを投げつけて暴行し

(3)　被告人樋口栄次郎は同年一月九日同郡香月町大辻炭坑労働組合事務所に於て同組合長鬼丸幸一と些細の事から口論しその場に在つた石炭入バケツを同人の顔部に投げつけ治療十日間を要する打撲傷を與え

(4)　被告人樋口栄次郎は昭和二十一年一月九日頃前同炭坑事務所に於て同町池尻利幸を教唆し同炭坑労務係石橋道彦に対し傷害により死に至らしめた。

ものである。

3
(A)　銃砲等所持禁止令違反(第五回、第八回報告)
(B)　地方自治法違反(二四・五・三〇甲第一七六号報告)

(イ)　被告人の表示

住居　遠賀郡香月町大隅炭坑新町一丁目
仕繰夫
三月三十一日求公判
保釈　(A)　豊田　勲
当二十二年
同坑社宅
掘進夫
四月四日求公判
同　(A)　満永　正
当二十四年
同坑新社宅
運搬夫
同
同　(A)　綿野　勝
当　十九年
同坑川端通
同
同　(A)　喜森　義夫
当　十九年
同坑社宅
勤労係
同
同　(A)　駒井　清
当三十六年
同所
採炭夫
同
同　(A)　松原　照治
当二十一年
同所大隈通
土工監督
同
同　(A)　五月十九日求公判
拘束　(B)　入江　次郎
当二十九年
同所大隈炭坑社宅
水洗夫
四月五日求公判
釈放　(A)　田中　節子
当　十七年
同坑旭町
電気工
同
不拘束(A)　片岡　興一
当五十七年
同坑
掘進夫
同
同　(A)　小川　順三
当二十七年

(ロ)　犯罪事実

(1)　被告人等は何れも法令に基く職務の為又は正当の事由がないのに昭和二十三年八月頃より同年十二月十八日頃迄乃至昭和二十四年三月六日頃より同月十三日頃迄の間各自宅に短刀、匕首（一六センチ以上）及双渡約三〇センチの槍の穂先等を夫々隠匿し

(2)　被告人入江次郎は前記(1)犯罪事実記載の通り起訴せられ同月十五日保釈出所したものであるが同年五月八日遠賀郡香月町に於て施行された同町町長選挙に立候補した藤野正夫が選挙運動者山本義臣外四名と共に同年四月二十七日午後五時頃同町大隈炭坑社宅富士菓子店附近で街頭演説終了後傍聴していた被告人が候補者藤野正夫に向い「藤野面を見せろ」と叫び同人が帽子を取り「私が藤野ですよろしく」と頭を下げて挨拶したのに対し「新しい棺桶を作つておけ」等と怒号し暴行殺害を予想するような言辞を弄し因つて藤野等を畏怖せしめその後の街頭演説を中止するに至らしめて同町々長候補者の選挙妨害をしたものである。

4
銃砲火薬類取締法違反

(イ)　被告人の表示

住居　遠賀郡香月町大字楠橋大隈炭坑社宅
堀進夫
四月四日求公判
保釈　田中　照満
当　二十年

(ロ)　犯罪事実

被告人は何等法定の除外事由がないのに昭和二十三年九月中旬頃遠賀郡香月町大久保利光より同町岩崎炭坑社宅前で双渡約一四・三センチの匕首一本を授受し之を同町大隈炭坑社宅の被告人自宅迄携帯所持していたものである。

(ハ)　以上主任検察官検事　平島篤二

5
暴力行為等処罰に関する法律違反(第七回報告)

(イ)　被告人の表示

住居　遠賀郡香月町大字香月番地不詳
衣料小売商

四月十八日求公判
保釈　立川伊三郎
当五十六年

（ロ）犯罪事実

被告人は常習として

(1) 昭和二十一年九月中旬頃遠賀郡香月町役場及び隣接の同町農業会事務所に於て松山ユキから無根の事実を悪口されたのを憤激し同人の顔面等を平手で数回殴打して暴行し

(2) 昭和二十二年八月中旬頃同町被告人自宅に於て末岡清蔵から侮辱的言動を受けたことに憤激し同人の顔面を平手で数回殴打して暴行し

(3) 昭和二十三年四月一日頃同町役場前原田富江方に於て同町長新開真次等と会食中同席の田角忠実が新開町長と口論を始めたが予て田角に対して不快の念を懐いていた被告人はその言動を制止するため同人に対して「やめろ」と叱責しその場に在つたかんびんを振上げて同人の身体に危害を加えるような気勢を示して同人を脅迫したものである

（ハ）主任検察庁検事　中川宗雄

炭管反対運動をめぐる暴力団の上京事実について（第四回報告）

所謂香月町事件の中心人物である志波盛重が昭和二十二年石炭国管問題が議会を中心として紛糾を重ねていた頃その配下十数名を連れて上京し炭管賛成者の身辺を窺つていたという風評があるので捜査した結果概要左記の通りであつて現在のところ殺人予備又は暴力行為とするには証拠不十分である。

（イ）事実の概要

石炭国管議案が衆議院鉱工業委員会に於て審議されていた頃炭坑業者の反対運動を有利に展開する目的で福岡県遠賀郡香月町消防団長杉守炭坑経営者で筑豊炭田地帯に勢力を張つている志波盛重は当時反対運動の為上京中であつた大隈炭坑経営者金丸熊太郎と連絡の上昭和二十二年十月十二日配下又はその影響下にある当時前記香月町居住の

松尾　明敏
西浦重太郎
大隅　重敏
寺迫　輝男
松本　松雄
吉井　一馬
豊田　勲
田中　公
高鍋　隆
青柳　某

を引率して上京し同月十四日、十五日の両日全員前記金丸熊太郎の案内にて国管案審議中の衆議院の委員会を傍聴してその後は各自都内見物等して同月十八日志波盛重、松尾明敏を除く他の九名は退京帰宅しているが上京中特異の動静は認められず上京者の供述その他の事情を綜合すれば国管反対の為上京をしたというも全員兇器等は携行した事実はなく巷間に噂ある水谷元商相暗殺計画等は認められない。

尚当時暴力団上京の事実を探知した地元警察署に於て警視庁に対し宿舎等の捜査方を照会したところ警視庁から折返し兇器等発見せず不穏の行動なしとの返電があつた。

7

暗殺事件に関連の裁判結果について（第六回報告）

香月青壮年同志会員の暴力行為等処罰に関する法律違反等の事件につき福岡地方検察庁小倉支部検事富田正夫捜査の結果左記犯罪の嫌疑十分と認め昭和二十三年十一月一日福岡地方裁判所小倉支部に公判請求し同支部に於て審理中本年三月二十八日各頭書の通り判決の言渡があつた。

追て右同志会は昭和二十三年十一月中旬解散命令（昭和二十一年勅令第一〇一号）により解体している。

罪名
(A) 暴力行為等処罰に関する法律違反 (B) 暴行 (C) 傷害 (D) 恐喝 (E) 銃砲等所持禁止令違反

（イ）被告人の表示

住居　遠賀郡香月町大字香月一、二三三
炭坑副長
懲役三年（求刑懲役五年）被告人控訴
(A)(B)　松尾　明敏
当四十一年
同町大字楠橋一、四三四
鉱員
懲役一年（求刑懲役三年）
同　(A)(B)(C)　田中　公
当二十八年
同町大字下園町三丁目
同
懲役一年（求刑懲役三年）
同　(A)(B)　岩永　稔
当四十七年
同町大字香月一、二三三
同
懲役一年（求刑懲役三年）
同　(A)(B)　鶴田　清
当二十五年
同町一、二三三
松尾明敏長男　学生
懲役一年（求刑懲役一年）
同　(A)(B)(C)　松尾　龍明
当二十二年
同所番地不詳
鉱員
懲役八月（三年間執行猶予）（求刑懲役一年）
同　(A)(D)　藤瀬　正
当二十九年
同所一、二四三
同
懲役八月（同）（求刑懲役十月）
催定　(A)　樋口　秋義
当二十六年
同町大字楠橋番地不詳
同
懲役八月（同）（求刑懲役十月）
同　(A)　栗岡　芳一
当二十九年
同所大字山手通
同
懲役八月（同）（求刑懲役十月）
同　(A)　寒竹　定彦
当三十一年
同町大字一本松五丁目
同
懲役八月（同）（求刑懲役十月）
同　(A)　原田　邦重
当二十六年
同町大字恵比須町一丁目
同
罰金二千円（求刑懲役十月）
同　(E)　原　友吉
当四十三年
同町大字永居町一、七七九
同
罰金二千円（求刑懲役十月）
同　(A)(E)　岸田　靖
当二十一年
同町大字香月番地不詳
同
罰金三千円（求刑懲役十月）
同　(E)　岩本　鶴夫
当二十三年

（ロ）犯罪事実

被告人松尾明敏は昭和二十二年四月以来福岡県遠賀郡香月町会議員副議長及び同郡物価管視員長の公職に在り昭和二十一年四月四日治安の維持村民の福祉増進及び食糧危機の打開による生活不安の一掃等を主な目的とし共産思想及び同運動の排撃を根本信條とする会員二十数名から成る「香月町青壮年同志会」を組織して自ら同会長の任に就き昭和二十三年三月五日退会後同会の顧問として同会を指導監督して同会の団体としての威力と自己の町政上及び事実上の勢力獲得を図つていたものであり、被告人田中公は前会長松尾明敏の後を継いで会長となり爾余の被告人等は何れも同会員であつて同会本来の前記目的より漸次逸脱しその団体の威力と被告人松尾明敏の勢力を藉りて地方民より排撃せられるような非行が多かつたものであるが

(1) 被告人原友吉同岩本鶴夫を

除く爾余の被告人十一名は昭和二十一年八月十日頃より昭和二十三年十月十日頃迄の間前後十回に亘り単独又は二名乃至五名共同して同町大辻炭坑長瓜生荒太郎方外九ケ所に於て同人外十数名に対し前記同志会の威力を示して暴行を加え

(2)　被告人田中公同松尾龍明は各単独にて昭和二十二年四月頃及び昭和二十三年十月頃の各一回同炭坑工作事務所外一ケ所に於て同坑工作副長鶴我倭外一名に対し些細の事より同人等の頭部を殴打し十日乃至三週間を要する傷害を與え

(3)　被告人藤瀬正は同年八月二十日頃同町線防水組合寮に於て同町波多野則に対し予て同人が被告人を前記同志会であることを知つて怖れているに乗じ「金の要り用がある金を都合して呉れ」と申向け之に応じなければ危害を加えるような態度を示して同人を畏怖せしめ因つて同人より金五百円を喝取し

(4)　被告人原友吉、同岸田清、同岩本鶴夫は何れも法定の除外事由がないのに昭和二十二年六月頃より昭和二十三年四月頃迄の間乃至同年九月頃より同年十月二十二日頃迄の間日本刀一振宛自宅に隠匿所持していたものである。

四、不起訴処分に付した被疑者

殺人予備罪として昭和二十四年三月十四日同月十六日及び同月十八日各逮捕した左記被疑者につき捜査の結果同年五月十日何れも犯罪の嫌疑なく不起訴処分に附した。

記

(イ)　被疑者の表示

住居　遠賀郡香月町大字楠橋大隈炭坑社宅
仕繰夫
三、一四逮捕　四、四釈放
田中　俊明
当三十年

同町炭坑平和寮内
採炭夫
同　古井　一馬
同　当二十四年

同町大字楠橋二、九四八の二
掘進夫
同　迫田　隆鬼
同　当二十四年

同町大字楠橋
大隈炭坑指定下請負
同　松本　松夫
同　当二十七年

同町大隈炭坑内
運搬夫
同　藤田　忠良
同　当十九年

同町大隈炭坑社宅
掘進夫
三、一六逮捕　三、一八釈放
堀　武雄
当二十四年

同町大字下香月
杉宇炭坑労務係
三、一八逮捕　四、七釈放
松井　定男
当二十五年

(ロ)　被疑事実

香月町に於ては少数有力者を以て専制的町政を行うとの風評がある折柄江藤清太郎は民擁同を組織し自らその会長となり町政を専断するものは新開町長であると思惟し昭和二十四年二月十三日及び四月二十日の二回に亘り同町大辻小学校外一ケ所にて同同盟主催の町民大会を開き同町長並びに金丸公安委員長の排撃運動を展開したのであるが被告人松井久春等及被疑者等はその排撃は却つて町の平和を紊すものであると妄断し排撃主謀者である江藤清太郎を殺害してその平和を維持せんと謀議したものである。

五、その他

(イ)　町有林拂下問題

本問題は同町草木谷所在町有林（坑木林）九段四畝歩を昭和二十二年十二月新開町長が同町公安委員である材木商平田健吾に代金六万六千三百七十五円で拂下げたことに絡らまる問題でこの代価が比較的安価に過ぎ且つ町会決議伺の記載は実際と相反する疑がある。

(ロ)　農業協同組合役員選挙問題

農業協同組合理事を選挙するに当り同組合議長金丸龍太郎が全然法定の投票手続をしないで独断的に決定しながら議事伺には投票により夫々理事が当選した旨記載した疑がある。

此の両問題はその後一時捜査中絶の状態であつたが目下之が糺明中で近々その全貌が明らかになる見込である。

六、香月町長改選の経過

本件発生後香月町長新開眞次は本年四月町長を辞任し本年五月八日町長選挙の結果

遠賀郡香月町貝島大辻炭坑社宅
無職（元大辻炭坑々長）
無所属　藤野　正夫
当五十八年

が当選し香月町長に就任した。

被告人一覧表

罪名	逮捕年月日	起訴年月日	拘否	被告人氏名	年齢
殺人銃砲等所持禁止令	二四・二・二八	二四・三・二〇	拘	束　松井久春	二五
〃	〃	〃	〃	寺迫輝男	二四
〃	二四・三・一四	二四・四・四	〃	藤瀬国彦	二五
〃	〃	〃	〃	松井　久	三三
〃	二四・三・一〇	〃	〃	田島　清	一九
暴力行為、暴行	二四・三・三一	五、一八保釈		志波盛重	五五
暴力行為、暴行、傷害、傷害致死	〃	五、三一	〃	樋口栄次郎	四五
銃砲等所持禁止令	二四・三・一〇	〃	〃	豊田　勲	二二
〃	二四・三・一四	二四・四・四	四、一八	〃	満永　正	二四
〃	〃	〃	四、一五	〃	立川伊三郎	五六
銃砲等所持禁止令	二四・三・一四	二四・四・四	四、一五保釈		綿野　勝	一九
〃	〃	〃	〃	〃	喜森義夫	一九
〃	〃	〃	〃	〃	駒井　清	三六
〃	〃	〃	〃	〃	松原昭治	二一
地方自治法	二四・三・一八 二四・五・一一	二四・五・一九	拘	〃	入江次郎	二九
銃砲等所持禁止令	二四・三・一六	二四・四・五	三、一八釈放		田中節子	一七
〃	〃	〃	不拘束		片岡與一	五七
〃	〃	〃	〃	〃	小川順三	二七
銃砲火薬類取締法	二四・三・一四	二四・四・四	四、一五保釈		田中昭満	二〇
暴力行為	二四・四・九	二四・四・一八	五、一三	〃	立川伊三郎	五六

○柳河事件

一、所謂柳河殴り込み事件の遠因となつた荻島喬と龍精治との関係

（一）荻島喬は元自動車運転者で二十三歳の頃から大牟田市の遊人中熊某の乾分となり遊人仲間に身を投じて傷害、恐喝、横領、賭博等五犯を重ね昭和十七年九月頃から大牟田市内で土木建築請負業を始め三井関係の工場等の土木請負をなすと共に漸次乾分の数を増し遊人博徒仲間で可成りの親分となつた。

昭和二十年終戦前爆撃のため、住家を焼失したので山門郡柳河町字隅町所在の平野某所有の木造二階建で元料理屋であつた家屋を一寸間借りさせてくれと強引に承諾させて遂に占拠して家賃も支拂わずに今日に及んだものである。

その間土木事業もなく従つて正業を有せないのに拘らず二、三十名の乾分を擁して居たのは、興行や町内劇場及び特殊料理屋の不良青年取締名義の下に金品を受けたり居宅で賭博を開帳したりして収入を得て居たためであると思われる。

而して同人には実弟進、辰雄があり右弟両名も博徒で正業を有せず、喬の土木請負業の手伝と云う名目で喬の両翼となり、乾分山田又七郎は人夫監督名義で第一の有力な乾分であり元東京相撲に入つたこともあり大力で無法者である。

斯くて荻島組として益々勢威を張り近隣から嫌厭され乍らも畏怖せられ昭和二十二年四月三十日柳河町々会議員に当選して副議長となり町政に関しては喬の意向を無視しては、何一つとして動かぬまでになつたのである。

（二）龍精治は山門郡沖端村に生れ所謂遊人仲間に入つたもので、殺人の前科を有し長崎県五島の漁業商青野豊五郎等と結び鮮魚の卸商を営み傍ら興行をなし殊に魚類の統制下に闇行為も敢行して相当な利益があつた様である。従つて金使いも派手で乾分十数名にもよく行届き之等の者は本当に精治の為なら命を捨てると云う気分で居た模様であるし一般にもよく金を出し同人の性格も陽気で肌触りが良いところから非常に人気が出て来て居たものである。

荻島喬に対しては兄貴分として立てて来たようで荻島方での博奕にも加わり表面上は荻島兄弟と大変親密な様に見受けられて居たものである。

（三）然し両雄並び立たずとでも云うか荻島は大牟田市の遊人の親分野田某等と気脈を通じ龍は同市の遊人の親分格非上半吾、寺内忠雄中島正春や八女郡羽犬塚町遊人諸藤義雄等と仲がよく何となく対立の形となつて来た。龍が荻島派を凌ぐ勢力となつて来たので荻島兄弟も何とかせねばと考えて居た様であり龍を仆して、同人の鮮魚商の権利を自分等に取れば一挙両得であるとして、龍を狙つて居るとの風評も立つて居た様であつた。

然るに昭和二十二年八月十五日柳河町三柱神社祭礼の興行権を荻島と龍とが争い龍が十万円で之を獲得したので荻島の乾分が夜間電燈線を切断して興行を妨害し両派間の険悪な空気が漂うたことがあり、同年十月荻島喬方に銃砲刀剣等が隠匿されて居るとの疑いで、占領軍が捜索をしたことがあるが、之は龍の策動であるとして、荻島は憤慨して居た。更に昭和二十三年二月二十日柳河町高畑公園で龍が東京大相撲を興行して人気が挙つたのを荻島は嫉んで妨害行為に出たことがあり、又昭和二十二年十一月頃佐賀競馬に荻島喬が行つたとき龍の乾子大町正己外一名が拳銃を携帯して荻島を狙い廻したが果さなかつたことがあり、裏面は両派間に深刻な抗争が行われて居た模様で柳河町々会議員蘇瀬策太郎の仲介で一度両者が仲直りをしたと云うことであるが、之は表面上のみのことであつたと思われる。

斯くして荻島、龍両者が対立を続けている矢先昭和二十三年三月十二日柳河町字新町特殊料理店大瓢亭前で龍精治は荻島喬の乾分山田又七郎、松永繁美等により殺害さるるに至つたのである。

二、所謂柳河殴り込み事件の直接原因

（一）当日午後五時頃龍精治は大牟田市から堤峯吉、山本弘及び料理屋の女等と乗用自動車で柳河町新町料亭潮に来たのであるが之は当時銃砲等所持禁止令違反被疑事件で柳河町所在の国家地方警察西山門地区署に勾留されて居た中島正春、寺内忠雄を呼び寄せて会飲する目的であつたらしいのである。

即ち中島正春が潮亭に来たのであるが龍は飲酒前入浴せんと潮の一軒向う隣の大瓢亭に行き一風呂浴びて午後八時過ぎ浴衣がけで同亭玄関を出たところを突刺されそれから東南方百数十米離れた山門郡三橋村大字藤吉道路上で倒れ絶命したのである。

（二）被害者龍精治の死体を検すると、刺創二十一ヶ所切創八ヶ所表皮剥脱十八ヶ所合計四十七ヶ所の創があり兇器の種類は鑑定によれば三種類と推定された。

（三）本件発生直後松永繁美が出双庖丁を携えて西山門地区署に自首しこの庖丁で龍を殺害したと血液の附着した右庖丁を出したのであるが之は被害者の創傷と一致せぬし且つ庖丁の血液はB型で被害者はA型であり松永はB型であつた。更に荻島喬方を捜索したが兇器が出ないので松永を追及した結果、七首で刺したと述べたので此の七首の所在を極力捜索したが発見出来なかつたところ同じ荻島喬の乾分古賀義則が預つて居た七首を提出したのである。

そこで捜査を進めた結果山田又七郎と松永繁美両名が相談の結果本件犯行に及んだと申立てたので同年三月二十四日右両名を殺人罪として起訴したものである。

（四）然るに龍一派は右二名のみの犯行でなく精治の負傷の模様その他現場での証人等で七、八名の共犯ありとして捜査当局に他の犯人の検挙方を申込んで来たのであるが、当局としても極力捜査に努めたが有力な証憑を摑むに至らず只荻島進が本件犯行前三、四十分前に現場附近に居たことが判明したので、之が捜査を継続中龍一派は捜査当局は不熟心だとか荻島派に買収されているとまで曲解し、県下並びに熊本、佐賀、長崎各県方面から見舞応援に来た遊人等二、三十名がその儘龍方に宿泊滞在して示威行動を開始し連夜の区別なく夫々数名隊伍を組んで柳河町に乗込み棍棒等を携えて横行闊歩し復讐を企て荻島側又之に応じ沖端方面に通ずる道路及び西鉄電車停車場等に張番を立てて見張りをする等対抗し二、三ヶ所で小競合を演じ全く平和な柳河町も物情騒然として非常な不安な空気に包まれ折からの桜花満開にも拘らず例年の花見客もなく全く寂びれ柳河町商人も打撃を受けつつあつたのである。

町警察署、地区警察署も協力し万一に備えて警備に当つたのであるが夜昼の警備に疲労し切つて了つたのである。従前の様に検束が出来なくなつた為、取締も非常に困難となつた点は見逃せないのである。

三、柳河殴り込み事件即ち殺人、放火未遂、爆発物取締罰則違反、建造物損壊罪等の発生

（一）前記の如く不穏な空気が漲つて居たところ昭和二十三年四月二日午前五時頃から同六時まで約一時間に亘り荻島喬方が龍一派三、四十名により襲撃されたのである。

（二）荻島喬方は木造瓦葺二階建々坪四十三坪余の家屋で玄関格子戸四枚は目茶々々に破壊されその他階上階下の雨戸も相当破壊され拳銃弾痕があり、家屋内到るところ

瓦、石、瓶の破片、鉄製瓶等が散乱し外側の塀は打破られ、日本刀、匕首、槍、竹槍等が遺棄してあつた。殊に裏側便所の屋根にダイナマイトを仕掛けて爆発せしめて屋根及び廊下に大穴をあけ爆風で天井板、腰板等はバラ〳〵となつて吹き飛び荻島方に用心棒として泊り込んで居た荻島辰雄、佐藤利治、浜崎秀雄三名は負傷し浜崎は腹部盲貫銃創の為同月六日死亡したのである。

（三）　犯行の模様はその後の捜査により同月一日深更龍精治の実弟龍喜代次以下井上半吾、諸藤義雄等を中心として三十余名が柳河町柳河劇場に集合して翌二日午前四時過ぎ夫々襲撃の準備をなし前から用意して居た日本刀、竹槍、匕首、拳銃等を夫々携え目印として左腕に白布を巻き勢揃いして龍喜代次及び精治の乾分蓮尾国政等から挨拶をなしダイナマイトの爆発を合図に荻島方表及び裏から一齊に斬込むこととして出発し夫々荻島方近隣の屋根等に上りダイナマイトの爆発と同時に斬込んだのであるが、荻島方でも備えて居たので喬以下八名の者が夫々竹槍等で防戦し一歩も屋内に入れずその間玄関及びその東側にベンゾール等を撒布した藁莚に点火したものを投込み家屋を焼拂わんとしたのであるが、荻島進等が之を必死で消火に努めたので一部焼燬に止まつたのである。斯くして約一時間に亘る乱闘の後日出と共に各自顔を見られてはならぬと午前六時頃一齊に引揚げたもので町及び地区両警察署より武装警察官吏が立向つた折は一名も残留して居なかつたので逮捕者一名をも得なかつたのである。

事件発生報告に接した久留米支部検察庁では平井検事以下事務官数名と共に現場に出張し検証に取り掛り両警察署長及び司法主任等幹部は占領軍々政部並びに県警察本部に報告並びに善後策の為不在であつたので、県警察本部から出張して来た荒巻警部補と協議して取り敢ず被害者たる荻島側の者から襲撃者の氏名を聞き取り同日夕刻柳河支部裁判所から龍喜代次以下十六名に対する逮捕状を得たものである。

現場から押収したものは

日本刀　四、拳銃実包　一、
匕首　一、拳銃ケース　一、
硝安爆薬二号　一、竹槍　一〇、鉄製小酸素瓶　一八、草鞋　二半、棍棒　三、ベルゾール入瓶　二

等であつた。

（四）　前記両警察署及県警察本部よりの応援警察官等と久留米支部検察庁と緊密な連絡の下に警備並びに襲撃犯人の検挙に努めたが、最初は井上半吾外一名のみを逮捕したに過ぎず他は行途不明で長崎、熊本、佐賀、山口、広島、岡山各県、大阪方面に夫々手配し又出張追跡したが容易に逮捕に至らなかつたがその間個々的に逮捕又は自首し同年九月七日蓮尾国政以下三名が自首し翌日龍喜代次を逮捕したのを最後に十六名を逮捕起訴して一応事件は打切としたのである。

（五）　本件襲撃は荻島側では五十名以上に申立てて居たが捜査の結果は約三十名と思料され過半数は各方面からの応援の者で且つ朝鮮人が相当居たようであり氏名等全く判明せず逮捕された者は所謂やくざ仁義で自分のことのみは自白するが他は一切口を割らず全く真相の究明は困難となつてしまつたのである。

（六）　事件は騒擾罪の嫌疑もあつたが前後の事情及び犯行の状態から單に荻島方のみの襲撃で一地方の安寧を紊した程度に至らぬものとして單なる放火未遂、殺人爆発物取締罰則違反等として起訴した次第である。

四、荻島兄弟に関する余罪について

前記の如く龍一派は荻島派に対する恨が深酷であり右襲撃後所在を晦ましたのも荻島喬等の殺害の目的を達し得なかつたからで是非共同人等殺害の目的を遂げるまでは検挙を逃れると宣伝するようであり当局が荻島を庇護するように曲解して居たようであつたし又一般の風評にも過去に於て荻島兄弟が殺傷罪を犯して身代りを立て罪を免れて居るとの噂があり公平の立場上荻島兄弟に対し徹底的に捜査をなし疑惑を一掃する必要ありとして検察庁は鋭意捜査開始を決意するに至つた次第である。

（一）　龍精治殺害に荻島辰雄、古賀義則両名が共犯関係ありとして、逮捕勾留取調をしたが証憑が挙がらず釈放した。

（二）　荻島喬、同進、同辰雄の三兄弟の身柄を拘束せねば証人も後難を虞れて捜査に協力せぬと思われたので荻島進が龍精治殺害の共犯者の容疑ありとして逮捕勾留し荻島喬方から日本刀一本を押収した処最近使用した形跡があり、鞘を割つて血痕を除去して居り右鞘の血液型はA型で龍精治の血液型と一致し最も近いものであることが判明した上現場に進が居たとの証言もあり同人を同年六月十一日龍殺害の犯人として起訴した。又昭和二十二年二月十日夜柳河町旭町街路上で安松利夫が日本刀で殺害せられ連れの田崎末松は重傷を蒙つた事件があり之は荻島喬の乾分山田又七郎單独の所為として当時起訴せられ久留米支部裁判所で懲役二年三年間執行猶予の判決があつたが之は山田が身代りであるとの噂があり、又田崎末松が荻島進から斬られたと供述するに至つたので之につき進を殺人並に殺人未遂罪として併せて起訴したのである。

（右安松殺害の点はその後捜査の結果、進のアリバイが成立し公判で無罪となつた。）

（三）　同年六月十八日荻島喬、同辰雄を恐喝傷害罪等の被疑者として逮捕勾留し、右両名を荻島進、山田又七郎と共に傷害、恐喝、強要、暴力行為等処罰に関する件違反として同月二十七日起訴した。

（四）　昭和二十一年八月十九日夜、柳河劇場で露店商役員太田梅吉が荻島一派に殺害された事件があり当時之も山田又七郎が單独で殴打したもので太田は約一ケ月後死亡したが之は肺炎が死因となつて居るので因果関係なきものとして柳河区裁判所で山田又七郎は傷害罪として罰金三百円に処せられ確定して居たのであるが之も身代りとの風評があり鋭意捜査の結果荻島喬、同進、同辰雄も共犯者で共に太田を乱打したもので太田はこの外傷により肺炎を誘発したものであることが判明したので昭和二十三年八月七日右三名を傷害致死罪として起訴した。

（五）　昭和二十二年二月十日の安松利夫が殺害せられ田崎末松が重傷を受けた事件はその後有力な証人が現われ荻島喬が現場で日本刀を携えて来て居たことが判明したので同人を昭和二十三年九月十六日殺人並に殺人未遂罪として起訴したのである。

以上で柳河殴り込み事件及び之に附随する数個の問題を解決した次第であるが龍側も中心人物並びに有力な乾分等十六名が起訴され荻島側も中心たる荻島兄弟三名及び山田又七郎、松永繁美等が起訴されたので双方共喧嘩の相手を失つた形で残つた数名の乾分も夫々に立去り目下平穏で平和な元の柳河町に還り昭和二十四年春の桜時は大変な花見客で賑い往年の北原白秋謳うところの水境柳河町となつたとの噂である。

本籍　福岡県三井郡山本村大字耳納一、〇一四番地ノ二
住居　大牟田市築町八番地
興行師　井上　半吾
当五十一年

本籍　福岡県山門郡柳河町大字八軒町三番地
住居　同県八女郡羽犬塚町大字山ノ井
興行師　諸藤　義雄
当三十六年

本籍　右同
住居　右同
興行師　諸藤　繁
当二十八年

本籍　福岡県山門郡沖端村南町
住居　右同
鮮魚運搬業　龍　喜代次
当三十五年

本籍　同県同郡同村大字稲荷町一六〇番地
住居　同県同郡同村大字南町
鮮魚運搬業　江口　良夫
当二十八年

本籍　大牟田市大正町四丁目三三番地
住居　福岡県山門郡沖端村南町
鮮魚運搬業　蓮尾　国政
当二十九年

本籍　福岡県山門郡三橋村大字棚町一五六番地
住居　同県同郡沖端村南町
鮮魚運搬業　津留　信勝
当二十三年

本籍　大牟田市北磯町八〇番地
住居　福岡県山門郡沖端村南町
鮮魚運搬業　原田　広幸
当二十一年

本籍　佐賀県唐津市下町四八二番地
住居　大牟田市有明町二七番地
興行事務員　中島　春夫
当二十七年

本籍　大牟田市三池町九四二番地
住居　右同
東洋高圧合成工　八尋　正春
当二十三年

本籍　大牟田市中町二丁目二七番地
住居　同市城町二丁目
無職　中村　仁一
当二十一年

本籍　福岡県八女郡羽犬塚町大字和泉字大正町四四四
住居　同県同郡同村大字山ノ井二五一番地ノ一諸藤義雄方
興行事務員　村上　祐広
当二十四年

本籍　大牟田市中島町三八番地

住居　右同
土木請負業　山本　弘
当三十七年
本籍　福岡県八女郡羽犬塚町大字二本松四九二番地
住居　右同
無職　矢持　與市
当三十五年
本籍　同県八女郡羽犬塚町大字和泉三六〇番地
住居　同県同郡同町大字山ノ井二五〇番地ノ一
興行事務員　山口　力
当二十四年
本籍　同県同郡水田村
住居　同県同郡羽犬塚町大字山ノ井
興行手伝　本村乙次郎
当五十五年

犯罪事実

被告人等は大牟田市及びその附近に居住し所謂遊人であつたが福岡県山門郡沖端村に居住して鮮魚商兼興行を営む遊人仲間の親分株であつた龍精治と兄弟分或は乾分の関係に在つた処右龍が昭和二十三年三月十二日夜同県同郡柳河町新町街路上で龍の反対勢力である荻島喬の乾分松永繁美、山田又七郎等により殺害せられたので之は荻島喬を主謀者とする同人一派の仕業として痛く憤慨し右龍殺害の犯人は右松永、山田のみの反抗に非ず他にも犯人があるとして当局の捜査を手緩しと速断し右龍の実弟喜代次及び龍の弟分である諸藤義雄並びに之等の輩下乾分等と共に益々激昂し寧ろ荻島喬以下兄弟及びその一派の者等に暴力を以て復讐するに如かずと決意して竹槍、日本刀、その他の兇器を準備してその機会を窺い偶々同年四月一日龍の三七日の法会に一同会して前記龍喜代次及び諸藤義雄、山本弘、蓮尾国政等と協議して輩下乾分その他の応援者数十名と共に翌二日未明を期して柳河町隅町六十三番地荻島喬が家族等と共に居住して居る木造瓦葺二階建家屋総建坪四十三坪位を襲撃して喬以下の者等を殺害せんことを共謀して翌二日午前四時五十分頃龍喜代次、諸藤義雄、同人実弟繁、蓮尾国政、中村準、原田広之、江口良夫、村上祐広、山口力、矢持與市、鳥巣信一、桑野某その他数十名と共に夫々日本刀、匕首、槍、竹槍、拳銃、手榴弾、空盒ダイナマイト等を携えて右荻島喬方表側及び裏側に別れ被告人は裏側の一隊を指揮して襲撃し屋根瓦、石塊、手榴弾、空盒瓶等を右家屋内に投込み拳銃を発射し裏側便所前屋根にダイナマイトを仕掛けて之に点火して爆発せしめた上一斉に斬込み喬、同人実弟進、同辰雄及びその乾分数名と乱闘し更にベンゾールを玄関口及び東側炭小屋に接する縁側に積立てた薪及び藁叭に撒布して之に点火して放火したが喬等がよく防戦し且つ消火に努めたので、右薪百本位及び雨戸二枚を燻焼したに止まつて家屋焼燬の目的を遂げなかつたが拳銃発射により防戦していた浜崎秀雄の腹部に一弾を命中せしめ因つて同人をして同月六日柳河町古賀病院で腹部盲貫銃創に基く化膿性腹膜炎による衰弱により死亡するに至らしめて殺害の目的を遂げ且つ喬方玄関その他の雨戸板壁及び便所板戸並びにその附近の床板天井板等を破壊して右家屋を損壊したものである。

本籍　福岡県三潴郡大莞村大字奥牟田一、一四二番地
住居　同県山門郡柳河町隅町六三
人夫　松永　繁美
当二十四年
本籍　福岡県山門郡沖端村大字矢留四七五番地
住居　同県同郡柳河町大字旭町番地不詳
人夫監督　山田又七郎
当二十六年
本籍　福岡県山門郡柳河町大字常盤町
住居　同所
龍興業事務員　綿貫　平
当二十一年

犯罪事実

被告人松永同山田は山門郡柳河町隅町六十三番地土木建築請負業荻島喬の人夫で同人の輩下として親分乾分の関係にあるもの被告人綿貫は同郡沖端村大字南町鮮魚商兼興行師龍精治の輩下で親分乾分の関係にあるものであるが、

第一兼ねてから荻島と龍とは相反目して居る間柄であつた処荻島方が銃砲等を所持して居る嫌疑があるとして占領軍から家宅捜索を受けたことがあり龍等の策動に因るものとし又佐賀競馬で荻島が大町某等から拳銃で跡け狙われたのも龍等の策動に因るものとして被告人松永同山田は其の他の輩下と共に憤慨していたが龍の輩下二、三十名が荻島方を襲撃すると報せた者があつたので右被告人両名は痛く憤慨し寧ろ龍精治を殺害して恨を晴らすにしかずと謀議し其の機会を窺つて居た処偶々昭和二十三年三月十二日龍が柳河町に来て同町大字新町料亭潮で知人と会飲

殴り込み事件の公判結果表

起訴年月日	罪名	被告人	判決言渡年月日	求刑	判決摘要
昭和二三、四、一二	殺人 放火未遂 爆発物取締罰則違反 建造物損壊	井上半吾	昭和二三、一〇、二七	懲役十二年	無罪　検事控訴中
〃　四、二二		中島春雄	〃	〃　七年	〃　〃
〃		諸藤　繁	〃	〃　四年	懲役　四年　被告人控訴中
〃　四、二八		八尋正春	〃	〃　五年	〃　五年　〃
〃　五、三		中村仁一	〃	〃　八年	〃　七年　確定
〃　五、八		山本　弘	〃	無罪	無罪　〃
〃　五、一〇		村上祐広	〃	懲役　七年	懲役　七年　〃
〃　五、一二		諸藤義雄	〃	〃　十年	〃　十年　被告人控訴中
〃　五、一五		矢持與市	〃	〃　七年	〃　七年　確定
〃		本村乙次郎	〃	〃　七年	〃　七年　被告人控訴中
〃　五、二七		山口　力	〃	〃　七年	〃　七年　確定
〃　九、一七		蓮尾国政	一二、一〇	〃　十年	〃　十年　〃
〃		江口良夫	〃	〃　十年	〃　十年　〃
〃		津留信勝	〃	〃　八年	〃　七年　〃
〃		原田広幸	〃	〃　八年	〃　七年　〃
〃　九、二〇		龍　喜代次	〃	〃　十年	〃　十年　被告人控訴中

していた被告人松永同山田は同日午後八時頃右新町特殊料理屋宮ノ茶屋及び大瓢亭等を素見して居る時龍精治が料亭潮で会飲し恰度其の頃右大瓢亭で入浴して居るのを知り窓々此の機会に龍を殺害すべく右大瓢亭前道路上で待ち受けて居ると同日午後八時三十分頃龍精治が浴衣を着て立出でたので被告人松永は突然懐中して居た匕首を引抜いて龍に突当るようにして同人の胸腹部を二、三回突刺し続いて被告人山田も懐中して居た匕首を引抜いて前同様龍を二、三回突刺したが恰度龍より一歩先に大瓢亭を出ていた被告人綿貫に妨害された為龍は東方に逃げ百数十米離れた山門郡三橋村大字藤吉道路上迄来たのを被告人松永が追跡して更に龍を右匕首で突刺し因つて龍を左右胸部刺創に基く失血に因り即時同所で死亡せしめて殺害の目的を遂げ、

第二被告人綿貫は正当の事由がないのに昭和二十三年一月中旬頃から同年三月十二日迄の間ローヤル式拳銃一挺実包五発を前記龍方に隠匿し所持して三月十二日之を携帯して柳河町に至り前記被告人松永同山田が龍を殺害するに当り右拳銃を被告人松永同山田に向けて三発発射したものである。

公判結果表

起訴年月日	罪名	被告人	判決言渡年月日	求刑	判決	摘要
昭二三、三、四	殺人	松永繁美	昭三、七、一四	懲役十三年	懲役十三年	確定
〃	〃	山田又七郎	〃	〃 十三年	〃 十三年	〃
〃	銃砲等所持禁止令違反	綿貫平	〃	〃 一年	〃 八月	〃

本籍　福岡県三潴郡蒲池村八〇七
住居　同県山門郡柳河町三九
土木建築請負業　荻島　進
当三十九年

犯罪事実

被告人は前記住所に居住し同町で肩書業を営む所謂遊人の荻島喬の実弟で荻島配下にて支配的地位にあるものであるが、

一、昭和二十二年二月十日午後九時三十分頃同町旭町吉村煙草店前道路上で実弟荻島辰雄が荻島派と反対的立場にある五反田正好の興業の助勢に来て居た田崎末夫（当時二十二年）安松利夫（当時十九年）の両名から喧嘩を吹きかけられ右安松は出双庖丁で辰雄に向つて居る処に馳せつけ右辰雄に助勢し田崎、安松両名を殺害せんことを決意して所携の日本刀を以て安松の左頬部左肩胛骨上部上腹部等に数回斬りつけ因つて其の劃創による出血の為め同人を同所で即死せしめ且つ田崎の左側胸部等に斬りつけたが同人が難を避け逃走したので全治約一ヶ月を要する創傷を加えたのみで殺害の目的を遂げず、

二、昭和二十三年三月十二日荻島派の反対勢力で相反して居る同郡沖端村鮮魚商で遊人の親分格である龍精治が同郡柳河町新町料理屋潮亭に来て居る事を知つて寧ろ同人を殺害せんと決意し料亭大瓢亭事服部靜夫方で入浴して出て来た右龍精治を同日午後八時半頃右新町街路上で喬の乾分松永繁美、山田又七郎両名が匕首で突き刺したので龍が逃れて百米余離れた同郡三橋村大字藤吉煙草小売店池松友一方前に来た処を同所に居合せた進が所携の日本刀で突き刺した上更に又斬りつけ同人に全身四十余ヶ所の創傷を加えて之に基く出血に依り即死せしめたものである。

第一の事実については当時山田又七郎が自首し同人の犯行として懲役二年三年間執行猶予の裁判があり確定して居たが真犯人は荻島進で山田は身代りとの風評が高いので当時の被害者である田崎末夫を取調べたる処犯人は山田でなく荻島進である事件当時の供述は嘘であつたと述べ右犯行の時刻には山田は犯行現場でない柳河町新町に居たことが数名の証人により立証されたので起訴した。

山田に対しては進の裁判確定の上再審を請求し無罪を求める予定である。

第二の事実については龍精治の負傷は四十数ヶ所で犯人は数名なりと推定されて居たが現在山田又七郎、松永繁美を右犯人として起訴中のところ犯行現場に荻島進が居たとの証言があり且つ使用したと思われる日本刀も出て来たので起訴したのである。

以上孰れも進は絶対に自分の犯行でないと極力否認して居るものである。

三、荻島喬と龍精治との関係

荻島一派は昭和二十年八月頃大牟田市より柳河町に転住し土木建築請負業に従事して居るが資産としては殆んどなく職業は名義のみで日夜賭事に耽り居町民に対しても冷淡且つ粗暴で脅迫、傷害等の事件相次で起す為一般町民は面従向背し信望も薄いがこれに反し龍一派は柳河町に隣接する沖端村に居住して鮮魚商と興行に従事して相当の資産を蓄え居村民に対しても物質的にも精神的にもよく世話する所謂侠気があつて居村のみでなく柳河町方面迄も一般に好評であつた。

両者間に以上のような異つた世評により自然荻島一派は龍一派を妬むようになり龍の興行に際しても屢々その妨害行為に出る為両者間に反目甚だしいものがあつた。

公判結果表

起訴年月日	罪名	被告人	判決言渡年月日	求刑	判決	摘要
昭二三、二、一〇	殺人同未遂	荻島進	〃	懲役十五年	懲役十五年	被告人控訴中

本籍　福岡県三潴郡蒲池村東蒲池八四三
住居　福岡県山門郡柳河町隅町六一
土木建築請負業　荻島　喬
当四十一年

本籍　福岡県三潴郡蒲池村東蒲池八四三
住居　福岡県山門郡柳河町惠比須町
無職　荻島　辰雄
当三十一年

本籍　福岡県山門郡沖端村大字矢留四七
住居　福岡県山門郡柳河町大字旭町番地不詳
人夫監督　山田又七郎
当二十六年

犯罪事実

被告人荻島進同荻島辰雄は被告人喬の実弟であり兄喬と共に土木建築請負業を為し荻島一家の両翼であり被告人山田又七郎は被告人喬の有力な乾分であり乙等荻島一家の団体の威力は柳河地方の民衆の間には相当徹底していたものであるが、

第一、被告人辰雄は昭和二十一年十月六日頃右荻島一家と並び称せらるる山門郡沖端村の親分亡龍精治等と謀つてその乾分金納豊外数名をして同夜十一時頃柳河町新町特殊料理屋宮ノ茶屋こと西田千代吉方外三軒の表戸を破壊させ更に被告人辰雄は龍精治と共に同町料理屋組合長服部靜夫外料理屋主人数名を右西田千代吉方に集め其処で何も理由がないのに服

部靜夫を難詰し又金納豊は龍精治の意を汲んで服部靜夫を毆打し同所に集合して居る料理屋主人達をして何等か彼等に金員を提供せねば今後再三斯様な暴行を受け商売も立行かぬであろうと危惧せしめ因つて翌七日同郡三橋村字高畑の料理屋組合事務所で組合総会を開いて善後策を協議して不良取締の名の下に料理屋から金員を出し合い之を龍精治、被告人辰雄同進の三名に提供することを決定させ同日同席で被告人辰雄及龍精治に其の旨を申入れて諒解を求め被告人進には被告人辰雄が其の旨を告げたので被告人進も之を承諾し昭和二十一年十月より昭和二十二年六月三日高等料理屋下川渡外十二名及特殊料理屋西田千代吉外七名から昭和二十二年七月から昭和二十三年六月迄は特殊料理屋西田千代吉外七名から夫々出させた合計金七万七千六百六十円を前記の料理屋組合其他の柳河町内で交付せしめて喝取し、

第二、被告人辰雄は前記龍精治及柳河町常盤町藤瀬策太郎という者と共謀の上映画館等からも前同様の方法で金員を喝取しようと計画し昭和二十一年十二月頃藤瀬策太郎が三橋村字高畑映画館（大天地）の経営者小川政男方で同人に対し「今後映画館劇場も又龍、荻島両家で不良取締をする」事にしたから大天地からも毎月五百円宛出すよう申向けて同人をして若し拒めば今後大天地の営業を妨害されるかも知れないと畏れしめ其の場で之を承諾させ被告人辰雄が昭和二十二年三月頃被告人山田又七郎外一名を使い大天地の会計係中野倉次から金千円を受取つて来させて之を喝取し、

第三、被告人喬は昭和二十一年十二月十二日から同月十五日迄柳河町常盤町柳河劇場で座長大会と云う興行をし十五日に之が打上の意味で自宅小宴を催したが同日午後十時三十五分から電気事業法に基いて電力制限の為に一般向送電が停止せられたが被告人喬は自宅から柳河町横山町九州配電株式会社柳河営業所（以下九配営業所と略称する）宿直員佐藤信雄に対し電話で送電方を要求したが佐藤信雄が之に応じなかつたので被告人喬は同進同又七郎と共にそれより十分程度に右九配営業所に押掛け多数の威力を示して被告人喬は所持のステッキで佐藤信雄を数回毆打し被告人進は同所に在つた電気コンロを蹴飛ばし被告人又七郎は椅子で佐藤信雄を毆ろうとする等の勢を示し同所に居合せた九配営業所長森孝や前記佐藤信雄をして極度に畏れさせよつて電力制限の主旨に反して同日午後十時五十分頃から十二月十六日午前一時頃迄被告人等の居住区域に特別に送電させ以て義務無き事を行わせ、

第四、被告人喬は、

（イ）　昭和二十二年六月二十六日頃南三潴郡蒲池村荻島ハルの依頼によつて金納伊之助と云う者と一緒に荻島ハルの田を耕作して居る同村中古賀金繩忠右ェ門方に行き耕作田一反一畝をハルに返す様交渉したが偶々其処に同村農地委員下村孫一が来て金納伊之助に対して「土地取上の問題は政府がするからあなた達は手を引いて来れ」と云つたのに憤慨して被告人喬は下村孫一の頬を数回殴り頭を蹴り「お前位を殺すのは蛙を殺すより簡単だ俺が来る迄もなく若い者を寄越した丈でよいのだ」と申向けて下村孫一やその場に居た金繩忠右ェ門同人の兄金繩喜十（農地委員長）等をして若し被告人喬の申出に応ぜねば如何なる危害を加えられるか判らないと畏怖せしめて金繩忠右ェ門をしてその二、三日後に右小作田をハルに返す事を承諾させ以て義務なき事を行わしめ、

（ロ）　昭和二十三年一月三日午後四時五十分頃柳河町隅町川口與吉方で同町京町江崎秀吉が被告人喬と同席していた柳河町会議員森本一雄に対して町民税課税基準を質した処被告人喬は之に憤慨してその場に在つた火箸二本を以て江崎秀吉の頭を二、三回突いてその後頭部に軽微な擦過傷を負わせ、

（ハ）　昭和二十三年一月十五日被告人喬方で宴会を催して居たが同日午後九時三十分から前記の事情で一般向送電を停止されたので被告人喬は九配営業所に電話を掛け宿直員森田房雄に対し特別に送電を要求し若し応ぜねば右九配営業所に押掛くるぞと申向け且つ其の直後乾分三名位を右九配営業所に遣わし森田房雄をして若し被告人喬の要求に応ぜねば如何なる危害を加えられるか分らぬと畏れさせよつてそれより約三十分間送電せしめて義務なき事を行わしめ、

（ニ）　昭和二十三年二月二十九日午後四時頃蒲池村蒲池小学校の相撲場で相撲見物中池内孝と云う者が飲食の上暴れたので之を制止しようとした被告人喬も次第に興奮し騒然と成つたので之を制止しようとして消防団分団長荻島三好が被告人喬を座らせようとしたので憤慨の余り被告人喬は其の場にあつた一升入酒空瓶で荻島三好の後頭部を毆りよつて同人の同部に治療約一週間を要する傷を負わしめ、

（ホ）　昭和二十一年四月から現在住居階下のみ月百五十円の家賃で借受けて居るが其の管理人酒井正憲が同家二階を時折劇団の者の宿泊に使用したり又は昭和二十二年九月十四日頃酒井の義母平野ユクノが二階の掃除に行つたりしたので被告人喬は其の直後に酒井正憲を自宅に呼寄せ「平野ユクノは最近自分等にたてついて居る先程掃除に来ても自分に挨拶もしないお前等が左様な事を云えば此ちらにも考えがある山田又七郎でもやつて柳河劇場の木戸に立たせ定員以外の入場をさせねば困るだろう」等申向けて脅迫し且つその二、三日後山田又七郎を柳河劇場にやつて木戸に立たせて入場者の取締をさせる等して酒井正憲を極度に畏れしめ若し二階を其の後も使用したり又は家賃を請求すればどんな事をされるかも知れないと恐がらせそれ以来右二階の使用を諦めさせ爾来被告人喬に於て右二階を無償で使用すると共に昭和二十三年六月三日家賃千三百五十円の支払を為さずして財産上不法の利得をしたものである。

公判結果表

起訴年月日	罪名	被告人	判決言渡年月日	求刑	判決摘要
昭三、六、七	暴力行為等処罰ニ関スル件、強要、傷害、恐喝	荻島　喬	昭三、一〇、三一	懲役一年	懲役一年中被告人控訴
〃	暴力行為等処罰ニ関スル件、強要、恐喝	荻島　進	〃	懲役一年	〃
〃	恐喝	荻島　辰雄	〃	〃二年	〃二年
〃	暴力行為等処罰ニ関スル件、強要	山田又七郎	〃十月	〃八月	確定

四、団体等規正令によつて、解散を命ぜられた暴力団体次の如し。

一、名　称　新鋭大衆党
（昭和二十二年十二月十二日内務省告示第三七四号解散）

二、結成年月日　昭和二十一年六月頃

三、事務所々在地　東京都台東区浅草千束町三の三六

四、主要役員　党　首　眞木　康平
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
党本部常任委員　藤田　求馬
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
〃　遠山　直樹
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
〃　斎藤　正久
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
〃　中川　勝太
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
党本部委員　新井　清
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
〃　新井　京二
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
新鋭大衆党東北支部長
古市　勝
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）
同支部総務　三沢與一郎
（昭和二十三年二月二十二日内務省告示第七号追放）

五、目　的　本団体は共産主義を排撃し情をもつて結び、義をもつて己を制す、真の民主主義、平和主義の実践並びに普及を計るをもつて目的とすると称している。

六、解散理由　本団体は昭和二十一年六月結成以来政党として活発な運動を続けて来たのであるが、其の目的や、綱領においては、ポツダム宣言の履行や民主主義を標榜しているに拘らず、其の実体においては党主真木を中心とする所謂親分子分の関係で結ばれた封建的色彩が濃く、且つ党員中に不良分子が夥くなく、時々暴力主義を発揮して憚らざる非民主的団体である。
即ち昭和二十二年一月新鋭大衆党が二、一ゼネスト反対の闘争を展開した際、青年部員二名が当時の聴濤産別議長を刺傷した事件に対し、党自体はかかる暴力をもつて思想言論を封圧せんとする行為に対して真に反省の態度がなく、寧ろ党新聞においてこれを憂国の熱情より発したる英雄的なるかの如く報道しており、其の後の党の実体より見ても今後再びこのような直接行動の発生する虞れなしとしない。

一、名　称　新鋭大衆党
（昭和二十三年六月二日法務庁告示第十九号解散指定）

二、結成年月日　昭和二十一年四月頃

三、事務所所在地　東京都台東区浅草千束町二の七七

四、主要役員　会　長　眞木　康平
（昭和二十三年七月二十三日法務庁告示第四十三号追放）
会長代理内務責任者
眞木　大助
（昭和二十三年七月二十二日法務庁告示第四十三号追放）
会長代理外務責任者
斎藤　正久
（昭和二十三年七月二十二日法務庁告示第四十三号追放）

五、目　的　戦災者、引揚者、復員者、浮浪者等の収容、保護、救済を目的とすると称している。

六、解散理由　本団体は昭和二十二年十二月十二日昭和二十一年勅令第百一号第二條の規定により解散を命ぜられた新鋭大衆党真木康平及常任委員斎藤正久が、本会の会長及び会長代理であつたからである。
尚お同会長真木は東京都民生局長台東区より厚生事業協会を通じ生活保護法による収容者の生活費として昭和二十一年十月頃より昭和二十二年十二月に至る間合計金百弐拾参万円及日用品、衣料品等収容者へ多額の配給物資を收受したのであるが領収証等証憑書類の大部分は破棄されて居り東京都より同会収容者に対する配給物資を他に転売している疑がある。
尚お会長真木は昭和二十一年十月台東区役所浅草支所より同会収容者に対する企業資金として金八万円余を受領したがこれが費途について疑惑がある。
尚お本会長は前記の如く新鋭大衆党の党首であり、同人は恐喝、傷害等の前科七犯を有しかつ昭和二十二年十二月二十四日恐喝罪により次で同二十三年一月二十九日銃砲等所持禁止令違反罪により東京地方裁判所で夫々起訴及び追起訴されたのである。
尚お同人は博徒近松三次の身内であつてこれが跡目を継いだものと称せられ事業活動上経済上並びに人的構成上暴力主義的団体として解散を命ぜられた新鋭大衆党と密接不可分の関係にあり、実質的には新鋭大衆党の一部分であると認

一、名　称　浅草更生寮
（昭和二十三年六月二日法務庁告示第二十号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十三年一月一日
三、事務所所在地　東京都台東区浅草千束町一の一三
四、主要役員　寮　長　斎藤　正久
（昭和二十三年七月二十二日法務庁告示第四十三号追放）
五、目　的　本寮は昭和二十二年十二月三十一日解消した戰災者更生会の收容、保護事業、財産、会員等大部分を其のまま引継ぎ從つて戰災者、引揚者、復員者、浮浪者等の收容、保護救済を目的とすると称している。
六、解散理由　本寮は戰災者更生会を承継する団体であつて本寮の寮長斎藤正久は昭和二十二年十二月十二日、昭和二十一年勅令第百一号第二條の規定により解散を命ぜられた新鋭大衆党の本部常任委員であつたものである。
尚お本寮の收容、保護事業、財産、会員等其の大部分が暴力主義的団体として解散を命ぜられた新鋭大衆党と密接不可分の関係にあり実質的には同党の一部分であると認められ解散指定を命ぜられたものである。

一、名　称　香月青壯年同志会
（昭和二十三年十一月十九日法務庁告示第九十三号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十一年四月七日
三、事務所所在地　福岡県遠賀郡香月町一、一三三三番地
四、主要役員　会　長　田中　公
（昭和二十三年十二月七日法務庁告示第九十九号追放）
副会長　岩永　稔
（右　同）
理　事　栗岡　芳一
（右　同）
前会長顧問　松岡　明敏
（右　同）
五、構成員　十五名
六、目　的　本会は天皇制護持民主的地方自治制の確立食糧危機打開生活不安一そうを目的とすると称している。
七、解散指定理由　本団体は昭和二十一年四月事務所を香月町一、一三三三番地松尾明敏方に設け副会長に田中公をもつて結成せられ日本反共連盟の一傘下団体として活動していたが昭和二十三年会長に田中公顧問松尾明敏に変更天皇制護持、民主的地方自治制の確立、食糧危機打開生活不安一掃を目的として一応民主的団体と認められるが何等みるべきものなく暴力団的存在であると認められる。
即ち前会長松尾明敏の叔父松尾三造は元衆議院議員であり地方への勢力家で松尾組なる土木請負業を営んでいた其の頃松尾明敏は同組の人夫監督を行つていたが本年五月叔父松尾三造死亡するや継子松尾武治の性質柔弱なるを利用し「松尾組を継ぐ者はおれだ」と称し生来の暴力により風靡する態度に出た。
これよりさきに結成された香月青壯年同志会は結成当時の目的をよそに暴力化されたので香月町民は本会の所業に対し其の報復を恐れ反対するものはなき為め松尾明敏を中心とする本会員の暴状は益々つのり町民の畏怖の的となつた彼松尾明敏は町議に当選後副議長に互選されたのも町議内において彼の背後にある同志会を恐れての行為であつた。
尚お昭和二十二年七月頃前会長松尾明敏は乾分たる会員数名を連れ香月町大辻炭坑々長瓜生荒次郎方に至り鉱金問題で同鉱長と折衝中の香月町農業前町議藤村信（五九）に対し「香月町農家の野さい出荷値が高い」と因縁をつけ木剣をもつて強打暴行を加えた。
更に昭和二十三年九月下旬頃会長田中公は大辻炭坑「ガソリンカー」車倉において大辻坑夫元同志会員田代隆巳に対し同会を脱退したとの理由で暴行を加えた。
その他松尾明敏、会長田中公を中心とした傷害、暴行、恐喝等の事犯七犯を数えこれ等の犯行により検挙せられたものは松尾明敏外九名である。
検挙の際発見された兇器は日本刀一振、匕首三本である。
以上の事実は所謂親分乾分の関係に結ばれた街の顔役の集団である。これら暴力団の存在は日本民主化、平和国家建設をそ害する最大の障がいとなるものである。
よつて本団体は昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号に謂う「暗殺其他の暴力主義的計画による政策の変更又は斯る方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に該当し右勅令第二條の規定により解散を命ぜられたのである。

一、名　称　日本反共連盟大鶴青年部
（昭和二十二年十一月二日法務庁告示第四十九号解散）
二、結成年月日　昭和二十二年八月十四日法務庁告示第四十九号解散）
三、事務所所在地　佐賀県東松浦郡入野村鶴巻三一二の二
四、主要役員　部　長　古川　義哉
（十六名追放）
（昭和二十三年九月二十二日法務庁告示第七十号追放）
副部長　佐々木孝男
（右　同）
書記長　砂川惠美雄
（右　同）
調査部長　高橋　義照
（右　同）
藤原　国雄

（右同）
宣伝部長　古賀一郎
（右同）
副部長　古谷晃
（右同）
渉外部長　原口卓郎
（右同）
副部長　藤川市夫
（右同）
企画部長　坂井幸
（右同）
副部長　吉田富雄
（右同）
連絡部長　浜田亀雄
（右同）
青年部長
会計部長　吉川義哉（兼務）
（右同）
演芸部長　最首利光
（右同）
部員　原口重徳
（右同）
同　稲葉稔
（右同）
指導主任　藤井道継
（右同）

五、構成員　七十名

六、目的　強固なる団結をもつて日本破壊を企図せんとする、日本共産党並びにその支持者を排撃し、共同福祉の増進、生産増強による民主的新日本の建設、健全なる精神を涵養して、文化の向上を図り労資協調による自主的労働組合の実現を期することを目的とする。

七、解散指定理由　本団体は佐賀県東松浦郡入野村大鶴鉱業所の出炭率が低下した其の原因は同鉱業所の労働組合員中副組合長を除き全部が共産党員にして共産党の中央指令に応じて行動をしているのだと予て反共思想を抱持する同炭鉱営繕夫藤井道継（元陸軍将校）の指導下に同炭鉱従業員青年層を中心に組織せられたものである。偶々昭和二十三年七月十九日午後八時頃佐賀市公会堂に於て開催せられる演説会に衆議院議員にして日本共産党書記長である徳田球一が来る旨聞知せる本団の役員及び会員の古賀一郎、古谷晃、高橋義照、稲葉実は共謀の上演説中の右徳田に対し前記古賀はダイナマイト手製ばくだんを投付け因つて徳田に左下肢等合計三十八箇所治療一週間位を蒙らしめたが殺害の目的は遂げなかつた。尚お右古賀一郎は前記の犯行前日本共産党の幹部右徳田等の暗殺の予備をなし、

前記高橋義照及び本団の会員原口重徳はばく発物を使用して右徳田を暗殺する共謀をなし、本団の書記長砂川惠美雄及び指導者藤井道継は前記の犯行を助長或は正当化したものである。

以上の行動は結局昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号に謂う「暗殺その他の暴力主義的計画による政策を変更又は斯る方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に牴触する団体であると認められよつて本団体は同令第二條の規定によつて解散指定をなされたものである。

一、名称　星桜塾

（昭和二十四年一月二十五日法務庁告示第十四号解散）

二、結成年月日　昭和二十一年三月七日

三、事務所所在地　東京都大田区馬込町東二ノ一、〇〇四

四、主要役員

塾頭　星巧

（昭和二十四年三月十日法務庁告示第三十六号追放）

総務　市川博保
同　水島均平
同　黒木英五郎
同　椿原政治（死亡）
会計　星良司
連絡部長　赤坂栄次郎
事務部長　田村正雄
教育部長　高間国太郎

五、構成員　二十六名

六、目的　民主主義の実践並びに普及を計るをもつて目的とすると称している。

七、解散理由　本塾は民主主義を目的に掲げる政治結社であるが、其の実体は所謂街の顔役にして、星巧を中心に博徒、不良、愚連隊等をもつて組織せられた、暴力主義的団体にして、塾頭及び塾員は屢々暴行、傷害、脅迫、無銭飲食詐欺等の違法行為を敢行し居りたるものである。

即ち本塾頭星巧は、昭和二十一年七月頃東京都大田区新井町六ノ一、五〇九番地露店焼鳥商草苅ちえ方附近に於て同人の夫高橋通康が欠礼を為したることより憤慨し同人の顔を所携の桑杖をもつて殴打し因つて同人に対し全治一ケ月を要する顔面裂傷を負わしめ次に塾頭星巧は大田区入新井六丁目所在森自由市場附近の東京都所有の土地を買いうけるため、これが代替地として東京都公園を設置せんとし同区入新井六丁目一五〇番地吳世創方他三十二世帯の立退きを要求したが同人等がこれに応じないので昭和二十三年二月下旬頃星桜塾員清木寛一、同塾の関係者で星の乾分である二木米蔵等約十名と共に前記吳方附近道路上において露天商飯田俊枝等に対し「早く立退かないと進駐軍が自動車で来て家を打毀すぞ」「火をつけて燃してしまうぞ」「手足の一本や二本折れたら済むと思うか」等と申向け星桜塾の威力を示し飯田等を脅迫尚前記二木米蔵は職務の

為め所持する場合でもなく、且つ地方長官の許可をうけて居ないのに拘らず昭和二十一年十月頃から昭和二十三年十月頃迄同区新井宿二ノ一、四六一自宅に於て双渡約十九糎の匕首一振を所持したものである。

更に熟頭星巧及び熟幹部を中心に大森駅附近露天街において行われた暴行、脅迫、傷害、無銭飲食詐欺等四件を数え、これ等夫々検挙せられているのである。

以上の事実は所謂街の顔役親分乾分に結ばれた、暴力主義的団体である、これら暴力主義的団体は民主的、平和国家の再建に最大の障碍となるものである。

因つて本団体は昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号に謂う「惰殺其他の暴力的計画による政策の変更又は斯る方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に該当し右勅令第二條の規定により解散を命ぜられたのである。

一、名　称　千束救済会（旧名罹災者救済会）
（昭和二十三年十一月一日法務庁告示第八十五号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十年九月十四日頃罹災者救済会として設立し昭和二十三年一月十一日頃千束救済会と改称した。
三、事務所所在地　東京都台東区浅草千束町二丁目一七六番地
四、代表者　会長　佐々木松夫
（昭和二十四年三月十日法務庁告示第三十六号追放指定）
五、会員数　数十名
六、目的　罹災者、浮浪者、孤児等の収容保護授産を目的とす。
七、事業　罹災者、浮浪者等の収容、教育、教養を行うと共に農耕、運輸、診療その他マーケットの建設、経営等をなす。
八、解散指定理由　本会の会長佐々木松夫は前記本会事業の遂行に当り独断専行を以て罹災者等救済の下に屢々脅迫、傷害等の犯行に出でこれが為め前科二犯を累ねた。即ち
1　昭和二十年十一月頃当時の内相堀切善次郎に対し海軍ナイフを示して脅迫し、
2　昭和二十二年二月頃下谷区会議長の顔面を殴打して傷害を加え、
3　右の外数回に亘り東京都吏員等に対し暴行等を犯した。
以上の理由を以て本会は昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号に該当する暴力主義的団体と認められ同令第二條の規定によつて解散の指定を受けたものである。

一、名　称　日本天狗党
（昭和二十三年八月二十二日法務庁告示第五十三号解散）
二、結成年月日　昭和二十年十二月十日
三、事務所所在地　東京都中央区銀座七ノ一
四、主要役員
総帥　大田　三吉
（昭和二十三年八月二十二日法務庁告示第五十三号追放）
副総帥　沢田　太郎
（右同）
書記長　石田　猛
（右同）
副書記長　木村　耕三
（右同）
相談役　笹川　長雄
（右同）
七十名余
五、構成員
六、目的　下層勤労大衆の自由と幸福のためには敢て流血おも恐れず吾等は売名的立身的な政府官僚並びに凡ゆる政党に対し非合法的手段をも辞せざる覚悟をもつて順次解体排除せんことを期することを目的とする。
七、解散理由　本団体は終戦後の混乱に乗じ総帥大田三吉が自己の暴力団的色彩を擬装するため新橋、銀座界隈の愚連隊を集め一応政治団体として発足したがポスター、張紙等若干の運動をしたのみで発足後間もなく資金難に陥るや忽ち本性の暴力性を発揮し即ち総帥大田三吉は天狗党事務にあつた党員等日本人一七名、朝鮮人八名を指揮し、昭和二十一年三月一日午前二時頃群馬県利根郡の月夜野郵便局にトラック二台に分乗して乗り付け宿直員を監禁し通信施設を破壊の上保管中のゴム長靴十五足入二十六箱、蚊帳二五八張、墨斎布地五〇梱包及び郵便局標準時計を強奪せる事件は群馬県捜査課の非常警戒の結果、検挙せられたのである。
尚お党員浅利力は昭和二十二年十二月十五日千代田区神田神保町飲食店鈴木富江方に於て同店主鈴木が進駐軍の煙草を売却したことを「タネ」に金壱千円也を喝取した。
更に党員前科二犯塩沢博外四名は昭和二十二年十月二十日神田鍛冶町の道路上において北区中十條二丁目居住の鈴木征に対し因縁をつけ暴行し全治三週間の傷害を与えた、塩沢はこの外恐喝二件、器物破壊一件、詐欺二件、傷害三件を犯している。
以上の事実は所謂親分乾分の関係に結ばれた街の顔役、常習博徒の集団である、暴力団の存在は日本民主化、平和国家建設を阻害する最大の障碍となるものである。
よつて昭和二十一年勅令第百一号により苛斂なく解散を命じ、その幹部を公職より追放したのである。

一、名　称　藤田組（通称元関根組）
藤田組（通称元関根組）
（昭和二十四年三月十日法務庁告示第三十八号を以て解散指定された）
二、結成年月日　昭和二十二年春頃
三、事務所所在地　東京都葛飾区立石町一一九
四、主要役員
大幹部　郡司又は関根軍治事　藤田卯一郎

幹部　福田　武夫
同　姜　用守
同　本多　慶壽
同　野口啓一郎

五、目的　大幹部、藤田卯一郎を中心にその輩下を驅使して徒党を組み元関根組の威力を藉りて暴力主義的行動をなす外に目的はない。

六、解散指定理由　関根組の自発的解散後も依然として其の威力を温存し常に集団的に屢々強盗、傷害、恐喝等の凶悪的な暴力主義的行動を擅にし、所謂親分乾分の関係に結ばれた街の顔役、常習博徒の集団であつて斯かる暴力団の存在は日本の民主化、平和国家建設を阻害する最大の障害となるものであり右の理由によつて昭和二十一年勅令第百一号第一條、第二條、第四條の規定に依り解散指定をしたものである。

一、名称　久留米露天商組合（通称原口一家）
（昭和二十四年四月二日法務庁告示第四十七号解散指定）

二、結成年月日　昭和七、八年頃

三、事務所所在地　福岡県久留米市東町西鉄駅前　日ノ出市場内

四、主要役員
組長（原口一家親分）　原口徹コト　森永　次六
（昭和二十四年五月十四日法務庁告示第六十二号追放）
副組合長（原口の兄弟分）　原口　久人
（右同）
同（同）　小川　清次
（右同）

五、構成員　約三百名

六、解散理由　本団体は昭和七、八年当時香具師の親分として露天の取締をしていた原口久吾が露天商組合として結成しその組合長となりたるもので神農会の流を汲み通称原口一家と称する所謂「テキヤ」団体である。
初代原口は久留米市を中心として筑後一帯に勢力を張り相当活潑に活動していた模様であつて原口死後其の乾兒今村茂がその後を引継ぐに及んでは戰時中の諸事情により団体としての活動は殆んどなく更に同二十年八月十一日今村の爆死により予て先代原口の娘婿（内縁）として実質的に本一家の実権を掌握していた原口徹コト森永次六が三代目を承継ぎ現在に及んだものである。
親分原口徹コト森永次六は各市場の商人より場銭、負担金等を徴収して経済的地歩を固める一新久留米市の背後的「ボス」として所謂「夜の市長」の呼称さえうけ同人及び乾兒は屢々税務官吏に対する公務執行妨害、物価監視委員長に対する脅迫、その他暴行、恐喝、銃砲等所持禁止令違反、傷害等の暴力主義的行為を重ねて過般福岡地方検察庁久留米支部において起訴されている。

瀬戸一家（通称川島一家）

一、名称　瀬戸一家（通称川島一家）
（昭和二十四年三月十日法務庁告示第三十七号解散指定）

二、創立　本団体は幕末の頃東海地方にその名を知られた博徒の親分吉五郎より発足したもので六代目親分羽田俊は大正十三年頃先代の跡目を継いだものである。

三、事務所所在地　愛知県西加茂郡挙母町大字挙母長生一七番地

四、幹部親分　川島五郎事　羽田　俊
（昭和二十四年六月十四日法務府告示第三号追放指定）
相談役　矢頭　義一
代貸　山口寅次郎
（昭和二十四年六月十四日法務府告示第三号追放指定）
同　寺尾　留吉
（昭和二十四年六月十四日法務府告示第三号追放指定）
同　米津　国吉
同　竹内　清
（昭和二十四年六月十四日法務府告示第三号追放指定）

五、乾分　約三千名

六、目的　瀬戸一家は親分羽田俊を中心とし乾分の多数が屢々殺人、傷害、恐喝等の暴力的実力行為に出る親分乾分の関係に結ばれた反民主主義的暴力団であつてそれ以外何等目的はない。

七、解散指定理由　本団体は前記の通り数々の殺人、傷害、恐喝等の暴力行為を行つているものであつて附近住民より甚だしく畏怖されて居る所謂親分乾分の関係に結ばれた封建的色彩濃厚な暴力団である。
本団体は日本民主化を阻害するものであつて暴力主義的方法を是認するが如き傾向を助長若しくは正当化するものであると認められる。依つて本団体は昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号に抵触する団体であるので同令第四條の規定によつて解散の指定をなされたものである。

一、名称　北原組
（昭和二十四年四月二日法務庁告示第四十七号解散指定）

二、結成年月日　昭和二十二年二月頃

三、事務所所在地　香川県高松市西浜町四の二七五

よつて昭和二十一年勅令第百一号第一條第一項第七号「暗殺其他の暴力主義的計画による政策の変更又はかかる方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に抵触する暴力主義的団体と認め同令第二條の規定により解散指定を命じその幹部を公職より追放したのである。

官報
号外
昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その四）

四、主要役員　組長（親分）　北原傳次郎
　　幹部　藤本藤一
　　同　藤本末吉
　　同　綱谷吉雄
五、構成員　二十数名
六、目的　土木請負業
七、解散理由　本団体は組長（親分）北原傳次郎を中心とし所謂親分乾分の間柄に結ばれた香具師の団体で本年一月徳島市における暴力団の紛争応援のため組長北原以下乾分二十数名は日本刀、匕首を携帯しトラックにて高松市より徳島市に急拠赴く途次同市附近で検挙され、又昨年七月には乾兒等二十名が高松市政問題に絡んで高松市政刷新協議会の幹部を脅迫した上、大政官香川県支部の乾分三十余名と対峙して不穏の状態に立至らしめた等の集団的暴挙に出でている外乾兒数名は屢々傷害、暴行、脅迫、銃砲等所持禁止令違反を重ね過般高松地方検察庁において起訴されている。
　よつて昭和二十一年勅令第百一号第一条第一項第七号「暗殺其の他の暴力主義的計画による政策の変更又は斯かる方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に該当する暴力主義的団体と認め同令第二条の規定により解散指定せられたものである。

一、名　称　大政官香川県支部
　（昭和二十四年四月二日法務庁告示第四十七号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十三年三月十日頃
三、事務所所在地　香川県高松市福田町一二三
四、主要役員　幹部　瀧本雅明
　　同　中村勝
　　同　堀川利平
　　同　前川巖
　　同　綱井主馬
五、構成員　約八十名
六、目的　本団体は昭和七、八年頃高松市に於て中柄勲なる者が結成し二代目堀某が引退に際し現在の瀧本雅明及び前川巖の両名に引継いだものでその構成員の大部分は一定の職業なく表面は警察への協力街道に横行する暴力団の指導を標榜しているが、其の実体は賭博、暴行、脅迫、恐喝、傷害等の犯行を敢行し特に集団の威力を藉りて暴力主義的行動に出で一般市民より極度に畏怖せられているもので昨年三月幹部堀川利幸は北原組に対する報復手段として六、七十名の乾分に夫々匕首、竹槍、木刀等を持たせ同人方に侵入して脅迫し、又幹部及び乾分三十余名は同年七月頃高松市政問題に絡み北原組乾分二十数名に対峙して集団決闘の気勢を示し本年二月には乾分松元正夫は吉田会片岡光雄と格闘の上日本刀で同人を殺害し昨年十月には同上原多喜男が飲酒の上井上某と喧嘩刺殺身廻丁で同人を刺殺した外乾分等は暴行脅迫、恐喝、器物毀棄等の暴力行為を反覆して過般高松地方検察庁において起訴されて居り所謂親分、乾分の関係に結ばれた反民主主義的暴力団体である。
　よつて昭和二十一年勅令第百一号第一条第一項第七号「暗殺其他の暴力主義的計画による政策の変更又は斯かる方法を是認するが如き傾向の助長若しくは正当化」に該当する暴力主義的団体と認め同令第二条の規定により解散指定をなされたものである。

一、名　称　白龍社
　（昭和二十四年五月七日法務庁告示第五十七号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十一年一月五日
三、事務所所在地　滋賀県長浜市御堂前町草野旅館コト草野鳥次郎方
四、主要役員　団長（親分）　植田徳彌
　　副団長（兄弟分）　韓壽甲コト
　　清水慶造
五、構成員　乾分　約二十五名
六、目的　市内の治安維持の為め警察機関に協力し暴力団を一掃しもつて市民の生活安定を図るにありと称している。
七、解散理由　本団体は表面警察機関に協力することを目的としているが、団長植田徳彌は所謂香具師仲間の顔役として湖北一帯に勢力を扶植し市井の無頼の徒を糾合してこれを乾分に加え警察を無視し公然と私設警察機関の如き振舞いに出ておりたるものなるが遂に昭和十八年長浜市会議員に当選するに及んでは同会警察委員として警察行政に介入するなど政治方面にも進出した外朝連長浜支部長韓壽甲コト清水慶造と結托し本来の性格を暴露して警察官に対する公務執行妨害、及び傷害、暴行、恐喝、脅迫等数々の暴力主義的事犯を重ね一般民衆を甚しく畏怖せしめていた団体である。
　よつて昭和二十四年四月四日、団体等規正令第二条第七号「暗殺其他の暴力主義的企画によつて政策を変更し又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し若しくは正当化すること」に該当するものと認められる。
　尚お本団は昭和二十三年十二月頃自発的解散しているものであるので同令第四条第一項及び第二項の規定を適用解散指定をなされたものである。

一、名　称　志波一家

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（昭和二十四年五月七日法務庁告示第五十七号解散）

二、結成年月日　昭和十二年頃
三、所在地　福岡県遠賀郡香月町下香月一、一一二
四、主要役員　親分　志波盛重
幹部　立川伊三郎
同　松井久
同　樋口栄次郎
同　松岡勝
五、構成員　乾分　約三百名
六、解散理由　志波一家は明治初年福岡県若松市の大親分吉田磯吉と並び称せられた香月町の大親分金丸勘吉一派の流れを汲むもので先に解散指定をうけた香月青壮年同志会の中核人物の松尾一家に対立し右勘吉の子熊太郎の経営する大隈炭坑を中心として親分乾分の関係により強く結ばれ香月町民の自由を侵害し且つ同町政に暴力をもつて干渉する等の暴力主義的団体である。本志波一家の乾分松井久外乾分四名は本団体の擁立する同町長新開直次等に対するリコール運動を展開中の香月町民主主義擁護同盟会長江藤清太郎に対し該運動は平和を紊すものであると盲断して同人の暗殺を共同謀議し昭和二十四年三月二十八日江藤が町長リコール問題打合せの為め福岡県庁に赴いたその帰途を擁して乾分二名が匕首をもつて同人の全身二十ヶ所を突刺し即死させるなど兇悪な暴力行為を敢てし以て町政壟断せんとし又親分幹部等は屢々暴行、傷害、脅迫等の事犯を起し且つ乾兒十余名は夫々匕首、短刀、槍の穂先等の兇器を不法に隠匿所持し何れも最近福岡地方裁判所に起訴されており治安を著しく紊すのみならず暴力主義的行動によつて町政を支配せんとする反民主的な暴力主義的団体である。
因つて昭和二十四年四月四日附団体等規正令第二條第七号「暗殺其他の暴力主義的企図によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し若しくは正当化すること」に該当する団体である、同令第四條を適用し解散指定をされたのである。

一、名称　龍一家
（昭和二十四年五月十四日法務庁告示第六十一号解散指定）
二、結成年月日　昭和二十二年十月頃
三、事務所在地　福岡県山門郡沖端村大字南町七〇
四、役員　親分　龍喜代次
五、構成員　乾分　約二十名
六、目的　本団体は親分乾分の関係に強く結ばれ表面は鮮魚の仲買、演劇興業を目的とするが常に暴力主義的行動により不当の利益を図り附近住民の自由を侵害するを、こととするものである。
七、解散指定理由　本団体は親分龍喜代次の実兄精治において結成したが昭和二十三年三月予て勢力争いにより対立中の荻島一家、荻島進等より精治が殺害されるに及び弟喜代次が一家を承継いで親分となり爾来荻島一家と紛争を続け、遂には一家を挙げて同一家に対して襲撃を敢行して集団決闘に及び殺人、放火未遂、建造物破壊、爆発物取締法違反等により夫々起訴されたもので著しく公安を害するものであり且つその他乾分等は兇器を所持し無銭飲食、恐喝等をこととしその集団的暴威は附近の善良な住民を甚だしく畏怖させて居るもので所謂親分関係に強く結ばれた封建的色彩濃厚な暴力団体である。
本団体等の存在は社会の安寧を紊し日本の民主化乃至再建に大なる支障を及ぼすものであつて団体等規正令第二條第七号に抵触すると認められる、よつて同令第四條の規定により解散の指定をなされたものである。

一、名称　荻島組（通称荻島一家）
（昭和二十四年五月十四日法務庁告示第六十一号解散指定）
二、結成年月日　昭和十八年三月頃
三、事務所在地　福岡県山門郡柳河町隅町六十一
四、役員　組頭（親分）　荻島喬
幹部　荻島進
幹部　荻島辰雄
幹部　山田又七郎
乾分　約三十名
五、構成員
六、目的　本団体は表面上土木建築請負業を目的とするがその実は常に暴力により住民の自由を侵害し、不当の利益を図ることとするものである。
七、解散指定理由　組頭、荻島喬は大牟田市の親分中熊政雄の乾分となつて所謂遊人仲間に身を投じその間暴力主義的事犯を重ね数回処刑され、昭和十八年同市内に荻島組を起し乾分も逐次増加し、同二十年九月頃柳河町に転出後も本団体の親分として有力な乾分を擁し隣接の龍一家に対抗して山門郡西部三潴郡の一部を地盤としてその勢力を張る外、柳河町会副議長及び消防副団長に推され団体の威力を背景として地方自治体に対する所謂ボス的勢力を示しその政策に介入して運営を阻害し、又農地問題について農地委員長、同農地委員等を脅迫し電力統制を無視し強制的に送電させて公共事業の運営を阻害し又は殺人、集団決闘、傷害、恐喝、脅迫等の兇悪事犯を敢行等暴威を逞うしおるものでこの種団体は一般善良なる住民を極度に畏怖させ公共の安寧を害し延ては我が国の健全な民主化及び再建に防害を與えるものであつて団体等規正令第二條第七号に抵触する団体である。
依つて同令第四條の規定によつて解散指定をなされたものである。

五、集団暴力事犯中起訴せられたものの一覧表次の如し。
○注意を要する諸点
1　被告人の職業
議員その他公職に在る者の事件が五件あること

長岡市会議員　No. 13
銚子市会議員　No. 10
岐阜市会議員　No. 21
兒島市会議員　No. 31
司法保護委員　No. 38

2　犯罪行為の性質

選挙に関連するもの（選挙に関し暴行脅迫の行われたもの）　二件
新聞記事に関し記者が暴行脅迫されたもの　四件
労働争議に関連するもの　一件
証言に関するもの（被害者に対し有利な証言を要求したもの）　一件
司法関係者が（被検挙者に対し釈放等を種に恐喝したもの）　一件
進駐軍関係者が進駐軍をかさに脅迫恐喝したもの　一件

決闘事件　一件

一、尾津組関係事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
尾津喜之助	五一	新宿角筈	元関東尾津組長関東尾津組長で多数の輩下を擁し新宿一円に勢威を振つていた	暴力行為処罰法違反、強要、恐喝、物統令違反	懲八年罰五十万	
岡戸竹治	五〇	新宿上落合	元関東尾津組	恐喝	懲五年	
真村民治	四六	新宿角筈	尾津組支配人	恐喝、横領、物統令違反	懲四年罰五万	
山内龍之助	四八	同右	尾津商事古着主任	物統令違反	懲一年罰五万	
吉原由次郎	三八	中野区江古田	製紙原料員、尾津組マーケット魚類販売場の嘱託指導員	恐喝	懲二年	
金子　力	三八	新宿区西大久保	保険外交員、尾津組マーケット雑貨部仕入主任	恐喝、詐欺、物統令違反	懲二年罰五万	
佐野光俊	二七	新宿区角筈	尾津組マーケット事務員	恐喝	懲一年猶予三年	
大槻源吉	二六	千駄谷	露店商和田組の輩下	右同	懲一年猶予三年	
楠木議人	三〇	新宿角筈	尾津組長の秘書	恐喝、傷害、窃盗	懲二年	

二、犯罪事実

1　角筈の尾津マーケットに関し、土地所有者が土地明渡しを請求したに対し、「地主の二、三人ねむらせば訳はない」等脅迫した。又その仮処分執行に対し脅迫して二日間延期した。（行為者　尾津）

2　マーケット改築に対する都長官の中止命令に関し、淀橋区長を区長室に「血を流してでも阻止する」と申向け、除却命令の発布並びに代執行を断念させた。（行為者　尾津）

3　同胞援護会主催大相撲の入場券を映画館「新星」館主に売りつけんとし、同人の首を殴る等の暴行を働き二千円を喝取した。（指示者　尾津。行為者　吉原、岡戸、金子、佐野、大槻）

4　マーケットの筋向に精肉店を出した土屋に対し、「尾津組を知らないか、店を叩き壊すぞ」と脅かし五千円を喝取した。（指示者　尾津。行為者　真村、楠木）

5　鑑の掛漬を組で買付けたが、無権限者が買付けたのだと「ばらしてしまえ」等の言辞を弄し、一樽百五十円のものを八十五円に値引きせしめ、五万一千円の利得をした。（行為者　岡戸）

6　当分使用する約束で借受けた小型自動車を売り捌い（代金三万）之を横領した。（行為者　真村）

7　些細なことから殴打傷害した。外に衣類窃盗事件あり。（行為者　楠木）

外に物価統制令違反事件六件あり。

三、新井一家の復讐襲撃事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
新井三次郎	四三	葛飾区小松川	無職、博徒、新井一家首領	殺人		懲七年
西尾　敬	四三	葛飾区平井仲町	無職、新井の弟分	右同	右同	
斎藤春吉	三三	江戸川区東小松川	右同	右同	右同	
鈴木勝治	四〇	右同	土建、博徒、新井の兄弟分	右同		懲五年
伊藤　昇	二五	豊島区長崎	新井の輩下	右同		懲三年
森　実	二六	江戸川区西小松川	露店商、新井の仲間	右同	右同	
鈴木鈴男	二四	江戸川区一之江	人夫、新井の輩下	右同	右同	

犯罪事実

新井が博徒小宮より襲撃されたので憤慨し全員でこれを襲い殺害した。（行為者全員）

五、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
真木康平	三六	浅草千束町	土建業	恐喝、銃砲等所持禁止令違反	懲二年六月	

二代目三次親分と目され、一方新鋭大衆党を結成した。

犯罪事実

1　某冷菓商が新築に挨拶しなかつたとて大工等を脅かし二百円を喝取した。

2　島田某が新築に当り残土を捨てたとて五百円を喝取した。

六、関根組関係事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
山口福太郎	三〇	土浦市	興行師、関根組準幹部	恐喝	懲一年三等継属中	懲一年

犯罪事実

1　茨城県藤沢村下駄製造業某方で賭博が行われたことに関し、同人に対し、「誰の許を得て賭博を開いたか」と脅かし、即時二千円を喝取した。

2　他に同様手段で恐喝三件あり。

七、播磨一家恐喝事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
播磨福作	三五	静岡県磐田市	興行師、一家を組織し街の顔役として近隣に勢力あり	恐喝	懲二年 二審継属中
柳沢照好	三二	右同	右同	右同	懲二年

犯罪事実

1　播磨は予め一家を組織する其の挨拶状を各所に郵送したが、その資金として、某果実商に二万円の貸与を求め千円を喝取した。同様手段にて十数名より五万円を喝取した。

2　柳沢は輩下とともに某マージャン荘より一千円、同様手段にて数名より一万三千五百円を喝取した。

八、的屋河野組恐喝等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
河野義三郎	四六	横浜市鶴見	土建業、マーケット管理、的やの親分、河野組首領	恐喝、銃砲等所持禁止令、地代家賃統制令違反	懲五年
高山保	三七	川崎市	河野組重役	地代家賃統制令違反、暴動	懲一年 罰二万
依田忠吉	四〇	横浜市鶴見	露店商、実は河野組乾分	恐喝地代家賃統制令違反	懲一年 罰二万
稲月達吉	三〇	右同	右同	恐喝、銃砲等所持禁止令違反	懲二年
加藤徳一	二五	右同	右同	地代家賃統制令違反	懲一年、罰一万五千円
池谷祐三郎	四七	右同	魚配給所員、実は河野組乾分	右同	懲一年 罰五万
須藤惣太郎	四〇	川崎市	右同	右同	懲十月 罰一万
黒川正郎	四六	右同	喫茶店業河野の知人	銃砲等所持禁止令違反	懲一年

犯罪事実

1　縄張内露店商人より追放或は危害を加えることを知つて脅かし、因つて二十二万円を喝取した。（行為者　河野、依田、稲月）

2　他に不当に高額な家賃、権利金を取つた件、拳銃不法所持あり。

九、関根組関係事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
沼田久エ門	三七	墨田区寺島町	飲食店及び造花業、実は関根組幹部	恐喝	懲三年
堀口守次郎	四七	右同	職工、実は関根組準幹部	右同	懲一年半

犯罪事実

1　寺島町村田某が不動尊を建立し、入仏式執行に当り之を殴打する、或は茶無台をひっくり返す等の暴行を働き五千円その他を喝取した。（行為者　両名）

2　大日本事務用ゴム株式会社が建築を始めたのに挨拶がないとて三万円を喝取した。（行為者　沼田）

十、高寅組殺人未遂等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
高橋寅松	四四	銚子市	土建業、実は高寅組と称する博徒の親分	殺人未遂、傷害暴行、脅迫	一審係属中
町田寅雄	三五	右同	銚子漁船従業員組合書記長、実は高寅組輩下	脅迫、殺人未遂	
伊藤一彦	二八	右同	土建業、実は高寅組代貸	右同	
蔵品蔵之助	三九	右同	大工、高寅の乾分	殺人未遂、傷害、脅迫、銃砲等所持禁止令違反	
田中栄司	四五	右同	特殊料理店、高寅の乾分	傷害	
稲村亀次郎	三七	茨城県波崎町	漁業、高寅の乾分	右同	
都築鉱一	二七	銚子市	会社員、高寅の乾分	右同	
秋山惠市	五四	右同	遊技場経営、実は香具師田中広吉の乾分	右同	
田中広吉	五四	右同	土建業、市会議員、実は香具師の親分、高寅と親交あり	傷害、脅迫	
加瀬秋蔵	四九	右同	遊技場経営、高寅の代貸、田中の輩下	右同	

犯罪事実

1　二十一年及び二十二年の総選挙に当り選挙のことで加瀬某に対し何れも数回に亘り暴行傷害を加えた。（行為者　高橋、加瀬、稲村、田中栄司）

2　漁船水夫組合ストライキに関し、組合書記長白土某を脅迫した。（行為者　高橋、町田、伊藤）

3　新聞記事に関し「大衆日報」主任を脅迫した。（行為者　高橋、伊藤、田中広吉、町田）

4　寺村ミナが権原に基き隣地に板囲をしたことに対し、挨拶がなかつたとて、これを脅迫し、その際伊藤は火箸で同人の顔面めがけて突き刺し制止に依り傷害にとどまつた。（行為者　高橋、伊藤、田中広吉、町田）

5　蔵品蔵之助は情交関係のあつた某女を嫉妬の為殺意を生じ首を扼したが後悔生じた為目的を達しなかつた。

外に二件の脅迫事件あり、銃砲等不法所持事件あり。

十一、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
石津慶之助			人夫、顔役、大関の乾分	傷害		略式罰金五百円

犯罪事実
足立区第七中学に於ける防犯演芸会の挨拶がなかつたとて主催者に対し暴行傷害した。

十二、香具師赤田一家恐喝等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
赤田勇	四九	飯田市	飯田神農更生市場組合理事長、実は香具師の親分	暴力行為処罰法違反	懲一年半	
堂本実治	四八	右同	飯田神農更生市場組合理事、実は香具師	暴力行為処罰法違反、恐喝未遂	懲一年	

犯罪事実
1　飯田市内某巡査派出所建設に当り「寄附の大部分は経済違反者の寄附である」云々の新聞記事に関し支局長及び記者を殴打した。（行為者　両名）
2　彼岸祭の露店場所割に関し脅迫を働いた。（行為者　両名）

十三、香具師横田一家傷害等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
今野邦雄	三三	長岡市	露店商、香具師横田の乾分	傷害	懲十月	
横田多一郎	五四	右同	露店商、市会議員、香具師の親分	暴力行為取締法違反	懲三月、執行猶予一年	

犯罪事実
街路に於ける立売人が負担する所謂場銭に関し、市役所に照会したとて阿部某を殴打した。（行為者　両名）

十四、シバタ興行社事件
——被告人らはいずれもシバタ興行社の従業員又はこれに出入しておる者——

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
石井薫司	四〇	新潟県新津町	興行者	恐喝、暴力行為取締法違反	懲三年	
田中政人	二八	福島県松川町	青果物商	暴力行為取締法違反	懲二年	
中村吉次郎	二三	新潟県新津町	シバタ興行社従業員	右同	懲一年二月	
佐藤正一	二三	右同	右同	右同	右同	
遠山茂雄	二三	右同	鉄道員	右同	懲一年	
佐々木清吾	二二	右同	シバタ興業社従業員	右同	右同	
小出昇	二二	右同	鉄道員	右同	右同	
五十嵐亮一	二二	右同	右同	右同	右同	
角田全	二六	右同	シバタ興業社従業員	右同	右同	
山本二三郎	二五	新潟県亀田町	鉄道員	右同	右同	
井浦喜平	二三	新潟県新津町	鑄物工	右同	右同	
田中義弘	一九	右同	シバタ興業社従業員	右同	懲一年以上二年以下	
加藤祐司	一九	右同	右同	右同	右同	
帆苅健次	二二	右同	右同	右同	懲十月	
澁谷治郎助	一八	右同	農業	暴行	懲一年	

犯罪事実
シバタ興行社（晃守会）と中村興業社（一心会）との勢力争いが因を為している。
1　中村の婚約者某女が中村興行社の者より侮辱されたことを怒り全員にて一心会の元会員二十名に対し竹棒で殴打バケツで水を浴せかける等の暴行を加えた。（行為者　全員）
2　中村興行社主中村善一郎に仲直り藉口して宴席を設けしめた。（行為者　石井）
その他一心会員に対し二件の暴行事件あり。

十五、（十五—二十）博徒谷口一家と図越一家との賭場争いに原因する襲撃事件
並びに之に附帯する証憑湮滅事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
谷口重三郎		京都市	博徒谷口伊三郎の兄	銃砲等所持禁止令違反、証憑湮滅	一審継属中	
吉村良		右同	博徒図越利一の弟分	殺人未遂	右同	
外地義一		右同	博徒大野造四郎の身内	右同	右同	
谷口弘		右同	博徒谷口伊三郎の甥	傷害	右同	
森本代之進		右同	博徒の親分	銃砲等所持禁止令違反	右同	
吉村仙助		右同	右同	銃砲等所持禁止令違反、証憑湮滅	右同	
池本梅吉		右同	右同	右同	右同	
水瀬実		右同	博徒吉村良の乾分	銃砲等所持禁止令違反、殺人未遂	右同	
森本滋		右同	右同	右同	右同	
佐倉義一		右同	水瀬実の知人	銃砲等所持禁止令違反	右同	

犯罪事実

本件は博徒谷口伊三郎と博徒岡越一家の吉村良間の勢力争いであつて吉村良が一味を以て谷口を襲撃した事件とその仲裁人等が処罰を免れている為証憑の湮滅を図つた事件である。

●Tは谷口側、Yは吉村側を示す。無印は仲裁人

即ち、

1　昭和二十三年八月十五日夜京都市下京区東七條上ノ町谷口伊三郎方に対し吉村良及びその乾分水瀬、森本等が同人殺害の目的で抜身の日本刀を携えて襲撃し、谷口側では谷口弘、森川一雄が之に応戦し双方数名の負傷者を出した。

（行為者　吉村、水瀬、森本。協力者　外地、佐倉。応戦　谷口弘）

2　森本、吉村仙助、池本らは本件の仲裁に入り、兇器たる日本刀の所在を移し、或は警察に些細の喧嘩故内済にされ度い旨虚偽の申述をする等証憑の湮滅をはかつた。

（行為者　森本、吉村仙助、池本、谷口重三郎）

二十一、香具師堀一家の恐喝等被告事件

氏名	年齢	職業	罪名	求刑	刑
堀芳助		岐阜市会議員、露店商組合、岐阜県神農連合会々長	恐喝、傷害、脅迫、銃砲等所持禁止令違反	懲一年半 二審継属中	
打越辰之助		露店商組合、岐阜県神農連合会相談役、香具師堀の輩下	右同	懲一年 二審継属中	
西松政市		同会第二部長 香具師堀の輩下	右同	懲八月 二審継属中	

犯罪事実

1　小島幸市、浜田清平が岐阜市で遊技場を開くに当り之を脅かし、利益金の二割を交付すべきことを承諾させ、一万六千余円を喝取した。

2　右両者間に利益分配につき紛争が起つたが、そのことに関連し小島に対し殴打傷害を與えた。

3　西松の乾分が恐喝容疑で検挙されるや、被害者に対し、検事の取調に当つては、金はやつたと陳述するよう脅迫した。

右の外暴行傷害一件、恐喝二件、日本刀の不法所持事件あり。

二十二、

氏名	年齢	職業	罪名	求刑	刑
佐野彦太郎		博徒	殺人		懲六年 二審継属中

犯罪事実

被告人は愛知県八幡町に賭場を開いたが、石松なる者が度々賭場で乱暴を働くのでその間種々の紛争が起つた。之に対し塚崎一家が解決すべく斡旋したが、石松頑迷にして却つて塚崎に迷惑の生ずる形勢となつたので遂に石松を殺害した。

二十三、不良団松波一家の恐喝等被告事件

氏名	年齢	職業	罪名	求刑	刑
松波証之助		不良団の首領	恐喝、銃砲等所持禁止令違反	懲三年半 二審継属中	
石上貞吉		松波の乾分	右同	懲一年 二審継属中	
加藤文明		右同	右同	懲二年 二審継属中	
古川竹男		右同	右同	懲一年二月 二審継属中	

犯罪事実

1　ダンスホール、映画劇場等に対し業務に妨害を加えられるかも知れないと畏怖せしめ、十三万円余を喝取した。

2　外に十数件の恐喝及び拳銃用実包の不法所持事件あり。

二十四、香具師義石一家殺人等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
増田義一		岐阜市	香具師義石一家の身内約六十名の乾分を有し相当の勢力あり	殺人 殺人未遂	懲二年 猶三年 二審継属中	
深尾芳司		右同	右同	右同	右同	
堀一義照		右同	右同	右同	右同	
菊田吉彦		右同	右同	右同	懲三年 二審継属中	

犯罪事実

増田は岐阜県神農連合会々長増田義石即ち義石親分の長男であるが、名古屋市中京神志会会長、香具師の親分市島伊勢治の乾分河原関次等と喧嘩の仲直り対談中河原が義石親分を刺傷したことに憤激し、被告等は河原の旅舎を襲い之を殺害しその乾分三名に重傷を負わした。

二十五、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
榊原利男		名古屋市	不良の徒、徒党の関係はなし	恐喝、誘拐		懲二年、恐喝の点は無罪 二審継属中

犯罪事実

喫茶店で知合つた女事務員（十七歳）を脅かし、二日間に亘り、市内各所を連れ歩き旅館に連れ込んだりした。但し、情交の目的は果さなかつた。

外に同様事件一件あり。

二十六、博徒間の紛争に関し大橋一家の殺人事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
勅使河原正勝		名古屋市	博徒、大橋一家の乾児	殺人	懲七年	懲六年
和田弘明		右同	右同			

犯罪事実

勅使河原が賭場を開いたことから丹羽一家と大橋一家間に紛争起り仲裁の交渉中、被告人らは喧嘩と誤解し丹羽方を襲わんとし之を制止せんとした丹羽一家の大橋五郎を斬殺した。

二十七、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
泉　養久			香具師鉛木の乾分、輩下に数名のチンピラを有し界隈に怖れられていたもの	恐喝	懲二年	懲二年

犯罪事実

名古屋市西区上畠の飲食店より一千二百円を恐喝した。

外恐喝一件あり。

二十八、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
岡田重男				殺人未遂	懲二年	
加藤三次				右同	同	

犯罪事実

木村小太郎が岡田の関係する賭場を荒すので紛争を生じ遂に木村一派と喧嘩となり、同派の一人に切創を與えた。

二十九、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
小林嘉一	五〇	宇治山田市	月刊新聞発行人	傷害、恐喝、恐喝未遂	懲二年	懲一年二審継属中

犯罪事実

市会の選挙に当り市会議員当選者某を選挙費用超過告発を以て脅かし、或は新聞に悪事を掲載することを以て脅かす等の手段で金員を喝取した。

右の外傷害事件あり。

三十、香具師坂本組関係事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
榎本友次郎	二七	福井市	露店商、香具師坂本組三代目芳賀の乾分	殺人、銃砲等所持禁止令違反	懲十二年	

犯罪事実

被告人の同僚と親分芳賀の先代北島が酒の上で口論し居るを宥め北島に謝つたがきき容れず、却つて芳賀の指図と誤解し芳賀方に掛け合いに行くとてきかないので芳賀の迷惑を事前に防止せんとし道路上にて之を刺殺した。

三十一、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
中西章松	三七	岡山県兒島市	市会議員	恐喝、暴行	懲一年猶予四年	

犯罪事実

某衣料配給店に輩下の者を差向け配給に不正あるが如く強談威迫せしめ之を仲裁するが如く装い五千円その他を喝取した。

他に婦女に対する暴行事件あり。

三十二、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
許斐氏利	三八	福岡市	キヤバレー経営	暴行、脅迫、恐喝、強要、同未遂、傷害、物統令食管法違反、窃盗、横領、詐欺、贓物故買	懲八年罰十万	懲八年罰十万

犯罪事実

戦争中は軍部に終戦後は進駐軍に接近交渉を持つていた。

1　被告人が建築用材を購入したが売主の請求書に不実記載ありとて靴で腹と腰を蹴る等の暴行を働いた。同様事件六件あり。

2　建築資料の特配を要求して県物資課員に対し人民裁判にかけるとか、アメリカの裁判にかけるとか言つて脅迫した。

外に軍物資の隠匿横領、主食の闇等数件あり。

三十三、不良の徒兼平一家と長谷川一家の決闘事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑	刑
兼平満雄	二一	福岡県飯塚市附近の炭鉱地帯	炭鉱現場員、不良の徒兼平一家の首領	決闘、銃砲火薬類取締法違反、銃砲所持禁止令違反		
水上光議	二三	右同	右同	右同		
曾我部健次	二五	右同	右同	右同		懲十月
山本実雄	二二	右同	右同	右同		懲五月

長谷川文一	二五	右同	炭鉱現場員、不良の徒長谷川一家の首領	右同	懲二年半罰百円
毛利千年	二四	右同	不良の徒長谷川一家の幹部	右同	
平　秋芳	二二	右同	右同	右同	
方志照男	二二	右同	右同	右同	懲十月
久保寅雄	二二	右同	右同	右同	懲四月
三浦三郎	二二	右同	右同	右同	懲六月
山田仙吉	二三	右同	右同	右同	右同
山本　馨	二二	右同	右同	右同	懲一年二月
中川伊三男	二三	右同	右同		懲一年罰百円
桑野勝行	二四	右同	右同		懲一年
川端哲男	二三	右同	右同		懲一年二月
内山義光	二三	右同	右同		懲四月
野上隆治	二〇	右同	右同		右同
伊藤隆未	一八	右同	右同		右同
後藤勇吉	二三	右同	右同		右同
山口議実	一八	右同	右同		右同
吉田重光	二一	右同	右同		懲八月
青柳照国	二八	右同	右同		懲一年六月
木村義徳	二五	右同	右同		
長沼正雄	二三	右同	右同		懲十月
倉原福馬	五一	右同	右同		懲一年六月
香西五十八	二二	右同	農業		懲一年二月
松下　巖	一八	右同	鉄道列車検査係		懲四月

犯罪事実

兼平、長谷川は各不良の徒で各々十数名の輩下を擁し、横行していたが、互の勢力争いより兼平から長谷川に決闘の申込を為し、長谷川之に応じ各被告等は決闘のため夫々ダイナマイト、刀剣類を不法所持したもの。

三十三の二、博徒大西組と杉本組の紛争事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
大西宇治郎	四八	別府市	土建兼料理業、博徒の親分	殺人、同未遂、決闘幇助、決闘	懲十年
阿南　定	三五	右同	大西組世話係		懲六年
有安忠雄	三三	右同	鳶職		懲七年
米田光則	二四	右同	大西組現場監督	同	懲四年
早水暑天	二三	右同	農業		懲六年
南　富夫	三九	右同	料理人		懲一年
杉本治一	三九	右同	土建業、博徒の親分		懲二年

犯罪事実

大西組と杉本との勢力争いより両者の間に乱闘行われ、拳銃の撃合い、日本刀で斬り合い双方に死傷者を出した事件である。

三十四、

氏名	年齢	住所	職業	罪名
岩下義晴	二五	佐賀県大町町	人夫	殺人、殺人未遂
水町　力	一八	右同	炭鉱、労務係見習	右同
岸川光吉	二五	右同	炭鉱日役	右同
中村重次	二八	右同	炭鉱職員	右同
大曲泰助	二八	右同	露店商	右同
原口弘	二〇	右同	電工	右同
一ノ瀬淳正	一八	右同	土工	右同
大内勳	一九	右同	電工	右同
柴田邦雄	二三	右同	食肉販売業	右同
水町成晴	二六	右同		右同
諸岡昭海	一九	右同	仕繰夫	右同
井手輝男	二一	右同	右同	右同
松尾　進	一八	右同	炭鉱工作係	右同
岩崎富士太郎	一八	右同	修繕工	右同

有田春男	二四	右同	仕繰夫	右同	
眞子勉	一八	右同	炭鉱工作係	右同	
一本鉄男	二四	佐賀県北方町	仕繰夫	右同	
森	二三	右同	工作係	右同	
谷口正義	三三	右同	充塡夫	右同	
栗原忠男	二八	右同	鉄工員	右同	
上田秀雄	三一	右同	無職	右同	
執行春美	二三	右同	採炭夫	右同	
福島照雄	二二	右同	右同	右同	
宮崎光男	二二	右同	坑内大工	右同	
小野正美	二二	右同	仕繰夫	右同	
吉川勝	二二	佐賀県北方町	採炭夫	右同	
日武靜雄	二一	右同		右同	
安武次夫	二四	右同	鍛冶工	右同	
末長幸男	二一	右同	採炭夫	右同	
石橋弘義	一八	右同	外植夫	右同	
中島正義	二三	佐賀県大町町	踏切警守	右同	

犯罪事実

被告人等は杵島炭礦に関連して業を立てている者で特に組織的な徒党関係を結んでいる訳でなく主として友人関係で結ばれていたもの。

杵島炭礦を根城として勢力を振う新城組新城徳一及び輩下が被告人等又は町民に迫害を加えていたのでその存在を快しとしなかつたところ、些細なことより喧嘩となり新城組が岩下、岸川等を襲撃する計画ありと知つたので機先を制すべし、となし被告人全員にて之を襲い、数人を殺傷したもの。

三十四ノ二、新城組の事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
新城清蔵	二三	佐賀県大町町	炭鉱用度臨時夫新城組身内	住居侵入、暴力、取締法違反、殺人予備	懲一年六月
三根鉄夫	二三	右同	右同	右同	懲八月
霜村信義	二三	右同	右同	右同	懲三月

竹下晴臣	一八	右同	右同	暴行殺人予備	懲十月猶予三年
北島勇	二〇	右同	右同	殺人予備、窃盗	懲六月猶予三年
角谷弘親	二三	右同	右同	右同	右同

犯罪事実

本件は前掲第三十四号事件に関連するものでその被害者一味の犯行である。即ち、被告人等は病母看護中の岩本を脅迫し、あるいは中村に暴行した。これが前記三十四号事件の因を為したが、その後岩下等に依り新城組首領新城徳一が殺害されるや復讐を計り猟銃、包丁等を所持し相手の行方を探索したが果さなかつた事件である。

三十五、

具体的事件の報告でないので省略。

三十六、永友一家と柄田一家の勢力争い

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
永友孝之助	五三	宮崎県庄内町	農業、露店商人の親分	暴力行為等処罰法違反	懲一年
永友武夫	二四	都城市	小間物商	右同	懲十月猶予三年
牧野武春	二五	右同	農業	右同	右同
藤本親男	二四	右同	小間物行商	右同	右同
菅巻雄	二〇	大分県鶴崎町	露店商	右同	右同
中野義夫	三四	右同	右同	右同	懲十月
秋元和夫	二二	都城市	食肉販売業	右同	右同
飯塚一	二二	右同	無職	右同	右同
柄田弘史	三五	右同	露店商露店商人の親分	右同	懲一年
竹田藤吉	四二	右同	右同	右同	懲十月
松村一吉	二二	熊本市		右同	懲十月猶予三年
大山信幸	四二	都城市	露店商	右同	右同
西村佐美雄	二〇	熊本市	左官職	銃砲等所持禁止令違反	懲一年

犯罪事実

永友孝之助及び柄田弘史は共に永年露店商を営み各々一方の首領として互に相反目していた。

左様な事情より互に相手方に対し多衆に依る脅迫を働いた。

三十七、香具師寄居一家の横領事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
木間勝義	三六	福島県若松市	露店商、香具師の親分、寄居一家、藤本二代目	業務上横領	一審継属中

犯罪事実

露店商組合員より徴収した組合費三万五千円余を横領消費した。

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
小綿山忍	三二	福島県若松市	露店商香具師、藤本一家	恐喝、暴行	一審継属中

犯罪事実

若松市に於て某が喫茶店を買入れたに対し挨拶がなかつたとて脅かし二千円を喝取した。外に暴行一件あり。

三十八、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
北島源一	五七	福島市	興行師司法保護委員	暴行、恐喝、背任	懲三年
矢萩信二郎	五二	右同	会社々長	背任、業務上横領、食管法違反、臨時物資調整法	懲一年罰七万

犯罪事実

1　土湯温泉にて自己の娘と話を交わしていた青年に対し棍棒にて数回殴打した。（行為者　北島）

2　北島は矢萩のため雑用、外交をつとめていたが、矢萩の某会社に対する貸金八十万円の回収不能となるやその仲介者に対し自己は司保法護委員であり、検察庁、警察に密接な関係ありとて同人を脅かし、同人より八十万円を交付させて喝取した。（行為者　北島）

3　統制法違反等にて検挙された者に対し有利な解釈をしてやる、若し金員を提供しなければ不利になると脅かし金員を喝取した者七件。（行為者　北島）

4　県立第一高女の復興に当り矢萩が会長、北島が常任委員であつたがその地位を利用し共謀して約四万円を第三者に利益せしめた。（行為者　北島、矢萩）

5　矢萩は福島醸造株式会社の社長の地位を利用し会社の預金百九十三万円余を拂出し自己及び自ら多額に出資せる福島酒造株式会社の用途に費消横領した。（行為者　矢萩）

三十九、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
遠藤善作	五四	仙台市	旅館業、古物商、街の顔役親分	公務執行妨害、銃砲等所持禁止令違反	一審継属中
遠藤長作	二九	右同	興行師、善作の長男	強要、銃砲等所持禁止令違反	一審継属中

犯罪事実

生ゴムの闇で検挙された者より生ゴムの買下げを依頼され、担当派出所に於て「一六親分が頭を下げに頼むのに調べるならやつてみろ」と脅し、公務執行妨害した。外に、長作の暴行強要一件あり。

四十、博徒角石一家の暴行傷害事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
中島栄一	二四	福島県若松市	興行事務員、角石の乾分	傷害	懲八年猶予三年
長谷川義雄	二〇	茨城県久慈町	右同	右同	懲六月猶予三年
山崎正太郎	二二	福島県若松市	大工、角石の乾分	右同	右同
土橋実	二七	右同	製材業、角石の身内	右同	右同
榊本芳松	四三	右同	興行師、博徒の家元角石の三代目	右同	懲一年

犯罪事実

賭博のことにて含むところのあつた滝口某に対し殴打或は火鉢を投げつける等の暴行を働き傷害を與えた。外に賭博上のことより暴行傷害あり。

四十一、香具師の一団と朝鮮人連盟との争闘

氏名	年齢	住所	職業	罪名	一審	二審
横山勝市	二四	釧路市	露店商、香具師	殺人及び殺人未遂	懲三年	懲三年六月
深川進	二〇	札幌市	右同	右同	懲四年	右同
長尾照治	二二	仙台市	右同	右同	懲六年	右同
中村米松	一九	旭川市	右同	右同	懲三年以上五年以下	懲二年以上三年以下
小井土四郎	二七	足利市	右同	右同	懲五年	懲三年六月
渡辺吉夫	二三	仙台市	右同	右同	懲四年	右同
小沢実	二二	室蘭市	右同	右同	懲五年	右同
富沢松樹	二六	北見市	露店商	殺人未遂	右同	右同
斎木正雄	二四	小樽市	右同	右同	右同	右同

犯罪事実

被告人等は所謂香具師で網走郡津別町津別神社の祭典に当り露店を開いていた時朝鮮人の一、二の者が露天を荒したので之を殴打したことから露店商人と朝鮮人間の形勢険悪となり朝鮮人連盟の一団が大挙してトラックで押しかけ来るを途上に邀え警察、消防の制止も及ばず大乱闘となり二名を殺害し其他負傷者多数を出した。

四十二、

氏名	年齢	住所	職業	罪名	求刑
大洲蔵三	四五	帯広市	三ツ倉授産場長、露店商の顔役	公文書偽造行使、詐欺	

犯罪事実

七十一名の者の引揚証明書を偽造し之等の者より同授産場で必要だからとて判を貰い、札幌庶民金庫より四十九万七千円を騙取した。

四十三、

① 不良団白鶴組の傷害等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
鶴田今朝雄	二六	甲府市	銃砲等所持禁止令違反、傷害	懲二年	
三浦五郎	二四	右同	右同	懲一年半	
寺井由介	二三	右同	右同	右同	
志村勇治	四六	右同	右同	懲一年二月	
中込親富	二二		右同	右同	
小林孝雪	二七		右同	懲一年	
鶴田広雄	二三	不良団白鶴組親分	恐喝、傷害	懲二年	
杉山保	二五		恐喝	懲一年三月	

犯罪事実

1 賭場、料理店等に押かけ三千円喝取

2 三枝一家より乾児が暴行を受けたのを遺恨に思い三枝正夫に暴行傷害をあたえた。

3 志村一家との勢力争いより拳銃日本刀にて乱闘した。

② 不良団三枝組一家の傷害等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
三枝正夫	四五	甲府市	三枝組親分	傷害	懲三年
高橋義春	四八	右同	右同	右同	懲一年
高橋真義	四四	右同	右同	右同	右同
古川亮治	五二	右同	右同	右同	右同
伊藤喜治	五〇	右同	右同	右同	右同
伊藤貞吉	三九	右同	右同	右同	右同

犯罪事実

不良団白鶴組との勢力争いからその身内に暴行を加えた。

③ 不良団飯島一家の恐喝等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
飯島文男	一七	甲府市	恐喝		懲一年以上三年以下
初鹿譲二	二七	右同	右同		懲一年
飯島峯男	二六	右同	飯島一家親分	右同	懲二年六月
中島深雄	二六	右同	右同		懲一年

犯罪事実

二十二年六月頃甲府市道路上に集団的に軽修理露店商を出し強制的に修理を注文させ高額な料金を喝取した。

④ 不良団河西組一家(別名バリージャン一家)の恐喝等事件

氏名	年齢	住所	職業	罪名	刑
池田三千三	二五	甲府市	恐喝		
依田毅	二六	右同	同右		
坂倉易	二五	右同	恐喝、傷害		

審理中

「所謂街の顔役具体的事件判決要旨」了

第四章 調査結果の綜合的観察

第一節 ヤクザ組織の沿革

一、ヤクザ組織の沿革乃至は歴史について、実証的に正確な結論をうる迄に十分な調査が完了していないし、又、かかる事柄を論証することは極めて困難である。しかし、現在迄の調査によって一応推定しうるところを明らかにしておこう。

二、日本における暴力団制度、ヤクザ組織の起源については、各種の見解が存在し、定説というものをかいているようである。

無頼の徒輩や與太者については、相当古くから存在していたことは否定できないようであるが、彼等はいずれも個々的なナラズ者にすぎず、これらのナラズ者が何時の時代からか、互いに団結するに至り強力な首領の下にかたい掟と倫理とで結ばれた親分子分関係が成立した。それが、ヤクザの組織というべきものである。かような組織化の始期を江戸時代の初期、今より約三百四、五十年前の徳川家康による江戸幕府の創生期に求める説が比較的有力のようである。

この説を要約すれば次の如くである。それは、第一に徳川幕府創生期において浪人と旗本との横暴が著しくなり町人その他が自衛措置を講じたことである。その理由は、関ヶ原役及び大阪における夏多戦役、諸侯の没落により浪人の大群の発生をみ、ついで、これらの浪人が食を求めて江戸に集まるや、江戸の繁栄を図つて大土木工事が徳川幕府の手によつて行われ、浪人階級はその労務者として供給されたのである。しかし、これらの浪人は、長らく戦争に馴染んだ気の荒い青年であつて、こうした労役にも不馴れで、武士としての誇りを傷けられることが多かつた。そこで、その憂さばらしに遊興にふけり、お定まりの資金不足から喧嘩、強盗、人殺しさえするに至つたのである。他面、主君をもつ旗本その他の武士階級も徳川幕府の成立による平和の回復と

共に、無聊に苦しみ、戰國時代の武士道その儘の亂暴狼藉によつてその精力のはけ口としたのである。彼らは、いわゆる公儀の御威光をかさにきて、町人に対する脅迫、恐喝は勿論、辻強盗まで働くに至つた（旗本奴白柄組の如し）。かくて、浪人及び武士階級の横暴に対し、その被害をうける者の側で、自衛上の対策を講ぜねばならなかつた。バクチ打・テキ屋その他の與太者達も自分等の儲けを掠奪せられないため、彼等自ら団結する必要が生じたものである。これが、ヤクザ組織の最初のものだといわれる。町人階級も自衛上ヤクザや浪人たちを「用心棒」として雇い入れた。この用心棒も、亦、暴力に対抗することから団結を必要とし、組織をもつこととなつた。第二に、町人及び諸侯共に相手方よりの不当な経済的搾取に対抗するため実力による自衛策を講じたことである。徳川時代の諸侯や、代官が町人や百姓からその富を搾取したことは史的にも極めて明らかである。町人や農民たちが貪慾な領主からの搾取を防ぐため、バクチ打その他のヤクザの力に依頼した（国定忠次、大前田英五郎の如し）。他面、大阪その他の都市における町人は繁栄に向い、札差等となつて経済的に窮乏となつた諸侯に高利で金融して不当な暴利をむさぼり搾取した。そこで、これらの諸侯もこの搾取から免れるため、やはり、バクチ打その他のヤクザの力に頼つた、というのは、ことがらの性質上表沙汰にしてこの高利をふみ倒すことは彼等の存立上面白くないので、勢い、こうした裏面の力に頼らねばならなかつた。かくて、これらのヤクザは町人、諸侯の自衛上の用心棒として実力で相手からの搾取を防ぐには、やはり、彼等自身の集団の力を必要として団結に向つたのである。第三に、浪人たちの失業と下級武士の窮乏とが、彼等をしてヤクザや用心棒におちこませ、団結させ、武士制度による組織化に向わしめたのである。徳川幕府の樹立は浪人の大群を発生させ、徳川中期以降にはこれら浪人と下級武士は益々経済的に窮乏の度を加えた。彼等は、或は商人化し、或は手工業者化したが、その多くはバクチ打・テキ屋（香具師）その他のヤクザの社会にいりこみ、もしくは、前述の如き各種の用心棒となり（幡随院長兵衛、平手造酒の如し）、遂には切取り強盗は武士の習いといつた辻斬にまで頽落した。このことは、一面においては、益々社会秩序を不安に陥れると共に、他面、用心棒としての彼等に対する需要を増加させた。いつの世においても経済的弱者の団結が社会的必然であるように、彼等も智的・経済的にすぐれた者を頭目とし（由井正雪の如し）、その下に集つて、頭目の信用及び財力によつて職を得ようとしたのである。そして、亦、彼等の多くが走つたバクチ打とかテキ屋とか用心棒自体も前述の如く集団的実力を必要としたため団結が促されたのである。かくて、知的、腕力的にすぐれた浪人や武士がその頭目となりこの団結の紐帯として彼等が体得していた封建的武士制度がその中に取り入れられ、構成員であるヤクザや浪人とその頭目との間に鞏固な仁義関係が植えつけられていつたわけである。第四に以上の如くして発生したヤクザ組織も、その活動が一面において不法であるため厳しい幕府の取締りからのがれるため、自衛上の必要から自己統制を一層厳重にし愈々特殊な倫理を形成したのである。ヤクザたちの団体組織は、自ら又は町人、農民もしくは諸侯のため外部からの不当な侵害及び圧迫に対抗するため出来上つたものであつたが、他面、ヤクザ本来の反社会的な不法な活動がなされ、江戸市街建設という正業による收入の途がたたれると共に、賭博、淫売、恐喝の如き不法行為や用心棒の対価として町人や農民から不当にしぼりとるより他途がなくなつた。かように、彼等の不法な活動が増加すると共に幕府の取締りも順次厳しくなり、彼等はこの取締りに対抗して自らの生存を図るためには、組織内の秘密の漏洩の防止、命令服従関係の強化、外部よりの干渉の排斥等が絶対的必要条件となつて、武士道の規律による自己統制は益々強化せられたのである。かくて、日本の侠客道が完成した。

三、ヤクザ組織が、社会の裏座敷で絶大な実力をもつに至り、一つの枠内では一種の治外法権的な存在となつた。ときの為政者達は、自分等の利益を直接侵害しない限りは、これらヤクザ組織にその枠内で勝手なことをやらせ口出しをしない方が得だと考えたからである。

そこで、反民主的・封建的な日本の政治家たちは、政治的にこのヤクザ仲間の実力と仁義とを利用した。それと共に、経済的窮迫に苦しんできた浪人と下級武士とが幕府と諸侯に反感をもち、階級的闘争を挑み、農民一揆等を指揮して明治維新への推進的役割を演じた。かくして、徳川幕府は倒壊して明治新政府が成立したが、その後も、軍国主義的超国家主義的政治家は、或は自らも政治の裏座敷にかくれてこれらのヤクザ団体を統制し、その組織的勢力を利用して政治を支配し、或は自ら政治の表舞台に立ち愛国団体の名目の下にこれらの組織的勢力を基盤とし、ヤクザ団体の頭目も亦これらの政治家を操つて大資本家その他からの献金、掠奪物によつて自らの経済的基礎を強固にしていたのである。

四、明治・大正時代においては藩閥政治家や政党政治家の力が強大であつたため、ヤクザ団体や彼等の組織を基盤とする政治家が政治を動かすことは比較的困難であつた。

しかし、昭和時代に入ると共に軍閥の抬頭を来し、軍国主義・超国家主義的思想をひつさげて政界に進出してより、これらの思想が、ヤクザ制度の倫理的基盤である武士道とか神国日本とかに合致する点より、この両者は日本の発展ぼう脹の面において握手した。かくして、ヤクザの顔役共は土建業者とか私設特務機関や民間諜報機関として大陸や南方に進出して軍閥に協力し、もしくは、支那浪人となつて大陸を跳梁する掠奪者となつた。しかし、八紘一宇のスローガンを掲げて一億一心の封建的統制と専制を求めてやまない軍閥は、治外法権的なヤクザ団体の活動と存在を邪魔に感ずるようになつて、その強大な権力によつて彼等の組織を解体させていつたのである。ヤクザの子分共は召集や徴用によつて戰場や工場に離散させられ、軍閥の専制に反抗したヤクザの親分は拘禁せられたのであつた。

日本の敗戰と共に、軍国主義者が倒れ、ヤクザたちの手枷足枷は除かれた。警察力その他の国家権力も弱められた。社会秩序も経済組織を紊乱して、窮乏の極にある戰災者と引揚者と復員軍人が充満した。ヤクザが根をはり発展すべき地盤が生じたのである。唯一つ、異ることは古来ヤクザが信奉してきた武士道や封建的命令服従関係や神国日本の思想は到底許されないことであつた。かくして、新しく立上つたヤクザ達は亦従来のものと若干趣きを異にした新興ヤクザ達であつた。

五、以上がヤクザ組織の生成に関する沿革の大略である。それは、バクチ打を中心とする典型的なものについてである。

しかし、バクチ打の他に、テキ屋（香具師、野師ともいう）、人入稼業（人夫供給業）、サーカス団その他ある種の興行師、ある種の土木建築業、ある時代の炭鉱、娼婦宿（貸座敷業や芸妓置屋）の如きも、一種のヤクザ組織自体もしくはこれと類似の性格を備えていた。その理由は、第一に彼等の職業自体が一種の不法性をおびており（テキ屋の詐欺的手段、娼婦の売淫の如し）、彼等の従業員に対する搾取が著しく過当であること（サーカス団、炭鉱の如し）から彼等の業務に関し公儀による正当な保護がうけられないので、勢い、彼等が自らの実力で自衛策を講じ自己統制を行わねばならなかつたことである。従つて、彼等は、腕力とこれを強化するための集団を必要としたのである。第二に彼等の配下もしくは使用人として無知で粗暴なものが多く集まる傾向があり（人夫供給業、土建業の如し）、これらの者が無軌道な遊興にふけり或は暴力沙汰に出ることが多かつたので彼等を統制するためには腕力と厳しい掟とが必要となつたのである。第三に前述の失業浪人や没落下級武士の多くが、腕力が物をいうこれらの組織に入りこんできて、その知力と腕力で彼等を支配するようになり、その武士道的倫理で彼等を統制するようになつたためである。第五には、彼等の仲間で自己防衛や配下統制のため、腕力や掟が必要となつたとき彼等の力だけでは足りないため、バクチ打等の本来のヤクザの親分たちと連絡をとりその援助を求めた。その結果、彼等とバクチ打たちとの関係も密接になり、遂には類似の組織をも生むに至つたのである。そして、今日ではこれらの者もヤクザ組織の一環として考えられているのである。

板場その他の放浪性のある職人階級にも同じような理由から、ヤクザ制度の影響をうけている

ものが少くない。又、終戦後擡出した愚連隊、不良青年団、ゴロ新聞、街のボス、会社荒し等も右と同じような原因やヤクザの親分のもつ専制的英雄的な支配力に対するあこがれからこのヤクザ制度を模倣した。これらも、極めて広い意味では、やはり、ヤクザと称しうるであろう。

第二節　旧来のヤクザ組織の実態

一、ヤクザの団体的組織の発生過程は上述の如きものである。この社会的必然性はヤクザ団体にいくつかの特性を與えた。それは、大別して第一に排他的団結性、第二に武士道的倫理、第三に小乗的正義感、第四に暴力的傾向、第五に非合法的性格である。

二、これらの特徴はそれ〴〵互いに原因、結果となり相互にその特性を必然的なものとしているのであるが、その最も根本的なものは「非合法的性格」と「暴力的傾向」である。

前述の如く、ヤクザはその本来の活動が多くは非合法的なものであつた。バクチ打の賭博、テキ屋の詐欺的商法等はその典型的なものであるが、その他のヤクザにも多かれ少なかれ非合法活動を包含している。この非合法活動が彼等の生業である。収入の最も重要な途である。そこで、彼等のこの活動が非合法であるが故に、その範囲内では対内的にも対外的にも絶対的な支配を確立しなければならなくなつた。このことが、ヤクザ組織に暴力的傾向を與えた原因であるといつてよい。

まず、ヤクザたちがその生業である非合法活動をするには、対内的に積極的支配を確立しなければならない。親分たちは、配下を意のままに使うことができなければならない。かくて、これを強制するところに暴力の行使が必然的に伴う。炭鉱の監獄部屋で坑夫に労働を強制するために暴力を用いたり、サーカス団の親分が団員のしつけのため鞭をふるつたりすることが行われた。次に、ヤクザの活動が非合法であるところから一面、国家社会から厳しい圧迫を受けねばならなかつた。彼等が、その生業を守るためには、消極的に外部からのこの圧迫と戦い、これを斥けることが必要であつた。しかも、そのため、国家社会の保護をうけない以上、自己の実力によつて、自己の組織内のことに関しては外部から一指もふれさせないようにせねばならなかつた。そして、この実力を養い保つためには、腕力、固い団結、厳しい掟等が必然的に要求されたわけである。これが、ヤクザを組織化せしめ特殊制度たらしめた根本的なものである。かくの如くにしてヤクザ組織が暴力的傾向を帯びると共に、前述の沿革的理由と相まつて、顕落武士その他粗暴で社会の鼻ツマミ者のような人間が好んで、こうした組織へ飛びこんでくる。今日では、むしろ、ヤクザ連中の暴力的傾向の原因としてはこの最後の場合の方が多いかも知れない。

三、ヤクザ団体の特性としてあぐべき次のものは「排他的団結性」と「武士道倫理」とである。

ヤクザ団体が、自己防衛の必要を感じ自己統制を要求するところ、彼等の実力を養い統制を強化するため、排他的団結性と武士道倫理がもたらされる。彼等自身の利益と行動を彼等自身の力で守つてゆくには、彼等自らが固く団結してゆくことが最も得策である。彼等の活動が一般社会人にとつて非合法であつても、彼等にとつては共通の利益であり、収入の源泉たる生業だからである。そこに団結の根底がある。この共通の利益は、法律や社会秩序から圧迫をうけることが大であるだけ、利益共同者団結も強固となるわけである。そして、遂にその団結は排他的なものとなつて団体内部のことに関しては、一切外部からの干渉批判を排斥するという性格のものとなつた。今日、博徒やテキ屋が、掟を犯した子分に対し私的制裁を加えたり、彼等の仲間同志の利害衝突による争いについても、彼等自ら兵隊を率いて武力で争い、或は彼等のしきたりに従つた手打式によつて和解するといつたように、一切の出来事等を彼等自身で処理して外部の節介を認めない。或は、彼の仲間同志は、親分子分、叔父分、兄弟分、お爺分と呼ばれ、或は神農は五本の指といわれるのも、凡て彼等の排他的団結性を示すものである。

この団結を維持強化するために、浪人たちによつて武士道倫理に基く、かたい掟がつくられたのである。それは、上長に対する絶対服従であり、その団体の利益を個人の利益に優先させる集団的利己心であり、犠牲的精神である。この武士道倫理は日本の家族制度の延長であるといわれる。たしかに、共通的なものが多くある。従つて、彼等がきびしいこの武士道的な掟に規律されることは、それ程困難なことではなく、この種の掟に馴れているという意味で日本人のすべてがある意味での與太者の集りであるといわれているのである。ともあれ、ヤクザ達はこのきびしい掟の下に、実力を養い団結を固くするための血と鉄の修業が行われたのである。

それ故、ヤクザ仲間にあつては、傷害や殺人も彼等の掟を遵守するための制裁、矯正法として比較的正当視されていたこと、彼等の団体や親分の名誉と利益のため自ら犠牲になるということがヤクザ仲間の厳格な掟のもつであつたので、ヤクザの一人一人の行動が彼一個人の意思でなされていても、この掟を通じて彼の親分と団体とに繋がりをもつているものであることに注意しなければならない。

四、第三に、あぐべき特性は「小乗的正義感」である。

ヤクザ仲間が、自分達の利益を守るためには団結力と腕力とによる他ないところから、これらの手段も亦正当だと考えていたのかも知れない。彼等は正業による収入は比較的少く、いわば、経済的弱者の立場にあるので、今日の勤労者の団結権等と同じく団結と実力の行使も目的のためやむべからざる正当な手段としているかも知れない。しかし、これは彼等の本来的活動が非合法なものであること、目的は手段を合法化するものではないことを忘れた論で、彼等が主観的に正当だと独りぎめしているにすぎない。

しかし、既に沿革でのべた如く、町人や農民が領主から不当な搾取をうけたり、與太者から迫害をうけたりするとき、その保護者として亦用心棒として依頼せられたヤクザ達は、自分達こそこれらの弱者の正当な立場を実力で守るべき使命を授けられたものと感じたのであつた。それは、不法不当な公権力や暴力の圧迫に対し、真の正義の実現擁護をはかることだと信じたのであつた。そして、更に武士道的倫理によつて神国日本の偉大さと君主の神聖を信じ、ついで、幕末より明治新政府を経てある種の政治家共との結び付きが生じて、ヤクザ達は自分たちこそ真の愛国者であり、法や社会的経済的秩序を超越して命がけで祖国と天皇の名誉を実力で守るべき立場にあるのだと勝手にきめたのであつた。彼等は、自分たちの考えが真に愛国的なものかどうかを反省することなく、亦、反省することを望まないで独りぎめに自分たちをかかる地位に祭りあげたのである。しかし、実際は、彼等は自分たちが日本の社会の裏座敷にあつて必要に応じ実力で国家と天皇とそして弱者とを守るのだということを理由に、政治家やその背後の大資本家から莫大な献金をうけたり搾取したりして自分たちの繁栄の資金を得ていたのである。そして、これらヤクザの大親分の下に幾万の小親分や兄弟分がいて、群小のヤクザを支配統制して隠然たる大勢力を誇示し、これらの群小ヤクザも多かれ少なかれ露店商や人夫を支配して、バ銭をとつたり賃銀の頭をはねて搾取したり、一般市民の献金をうけて彼等の主要な収入とし、その一部を彼等の親分に献金するという仕組になつていた。このように、ヤクザ達が自ら正義とするところは、全くの独りぎめであるのみならず、彼等の収入をうる手段でもあつたわけである。だが、ともあれ、彼等はその沿革や陰謀政治家達との結び付きから、自分達こそ正義の真の実現者なりと感じていたのである。

しかし、こうしたヤクザ達と結び付きのあつた政治家や官僚は、日本の政界や官界のほんの一部にすぎず、決してヤクザ達が日本の社会や政界や官界を一般的に支配するものではなかつたことを指摘せねばならない。唯、ヤクザ団体の親分共は、自分の勢力を誇示したいハッタリ屋であるから、自分こそ真の愛国者であり必要とあればどんなことでもやつてのける実力があるように大言壮語しているのである。彼等の正義とするところは、独りよがりの小乗的なものであつて、

真に客観的正義を追求するものでない以上到底政治を支配するに至りえないことは勿論である。のみならず、彼等は、亦、自己の分を或る程度弁えて自ら政治の表舞台に出ることを試みたりもしなかつたし、政界や官界に対する支配の確立は彼等の生業にとつて必要なものでもなかつたからである。

五、最後に、旧来のヤクザ制度に関する個々の具体的内幕を明らかにしなければならない。例えば、バクチ打たちのシマ（縄張）、親分子分間の服従関係の内容、仲間での仁義、賭場開帳の方式、寺銭、全国の博徒の連絡や交際関係等や、テキ屋たちの種類、縄張、仁義、隠語、出入、手打式等である。

しかし、これらのことは終戦後必ずしも固守されているものでなく、相当な変化もあり、ある意味でこれらの仁義や掟が崩れてきているので、実証的にこれを明らかにすることは困難であると共に比較的実益が少ない。それ故、次節の現代のヤクザ制度の生態及び第四節の暴力団とその犯罪の現状として現実に行われている彼等のしきたりとこれに基く犯罪現象を明らかにしながら旧来のそれの説明にかえよう。

第三節　戦後のヤクザの生態

一、終戦後におけるヤクザの生態として、第一に旧来のヤクザ達とは全く異る意味での暴力的団体が簇出したので、これとの関連で本来のヤクザ達も強力に組織を再建するに至つたこと（これらの暴力的団体も一括して今日ではヤクザとか興太者とか称してもいいであろう）、第二にこれらのヤクザ達はいずれも財力の蓄積と社会的地位の獲得に強い関心を示し、これなくして自己統制を維持することが困難となつたこと、第三に旧来の苦しんだ古くさい武士道的組織や倫理を地下にかくし、表面的には民主主義の装いをつけたこと、第四には博徒、テキ屋、土建業等各種のヤクザ間で勢力の交流が頻繁となりその相互の領域が入り乱れてきたことである。

二、終戦後の日本社会における暴力的傾向はまず、第三国人の報復感に基く反動的行為によつて開始せられ、ついで、チンピラや集団的かつぎ屋等によつて隆盛を極めるに至つた。彼等の暴力的行為は全く不法そのものであつた。日本社会の虚脱状態、即ち政府の無力化と無秩序、大衆の無気力、経済の混乱に乗じ暴力によつて不法不当な巨利を得んとして行われたもので、そこにはいかなる意味においても正義に値するものはなかつた。それは、江戸幕府創生期における堕落旗本や不逞浪人の横暴に勝るとも劣らぬものであつた。

かくて、江戸幕府創生期におけるそれと同じく、ヤクザの組織を促す社会的条件が醸成されたのである。ヤクザ達は、無能、無力な政府に代つて、自分達の実力でこの第三国人やチンピラの横暴を抑えねばならないと感じ、又、これを理由に戦時中壊滅した自分達の勢力をもり返そうと企てたのである。かようにして、旧来のヤクザ組織の再建は着々として進められていつた。そして、組織化されたヤクザ達の勢力は、後にのべる財力蓄積と社会的地位獲得への努力及び表面的民主化の仮装と相まつて順次、第三国人やチンピラの勢力を圧倒し、遂には彼等の大多数を自己の組織内に吸収し、その膝下におくに至つたり優勢なチンピラが自らヤクザの頭目となつたりしたのである。

三、旧来のヤクザ達が右の如くにして組織へ再建の歩みを進めるに当つて、彼等の頭目や兄分の内知的にすぐれた進歩的な者、例えば、尾津や安田の如き者は、新しい日本社会にあつてはヤクザと雖も巨大な資本と輝かしい社会的地位が必要であることに気付いたのである。封建的な社会組織の中にあつては、古めかしい武士道的制度を基盤にして、政治や社会の裏座敷にあつて封建的な方法によつて、多くの政治家や金持や庶民大衆から搾取し続けることによつて、ヤクザ達の生活を安定させるに足る収入をうることができた。しかし、日本社会の民主化と共に、寄附を強要したり、ショバ代をとつたり、部下の収入の頭をはねたりすることは少くとも表面的には出来ないことに気がついた。他面、旧来のヤクザの掟によれば、経済的な富に執着したり権勢にあこがれたりすることはヤクザ仲間の団結を弱め武士道倫理に反するものとして排斥せられていた。だが、終戦後は民主主義の名の下に、旧来のヤクザ達も表面的には新しい民主的方法で収入をあげねばならなかつた。そこで自らマーケットを経営したり、闇取引を行つたり、或はたとえ事実上搾取をするにしても道路修理費とか衛生施設費とか組合費とかいう名目で取立てるのであつた。彼等は、表面的には一種の企業家となつたのである。次で、彼等の企業を有利に経営するため、社会的地位を獲得し権勢と結托することが有利であつた。例えば、尾津喜之助が新宿マーケットの経営その他の事業で一時は巨万の富を積んだといわれ、それを政治資金として衆議院議員選挙に立候補して輝しき社会的地位を獲得せんと試み、更に彼はこの金儲けと社会的地位の獲得のため、警察その他の官僚に賄賂を使つてろうらくしたり、その他の方法で彼等を己れの支配下におくべく陰謀を企てきたといわれる。殊に、終戦直後の社会秩序の混乱時代には、警察官の如きは、却つてこれらのヤクザ達の進出を認め彼等のもつ実力を利用して社会秩序の安定に協力させることができるとし、それが良策であると考えていた事実があつた（尾津事件における谷川元警保局長の供述の如し）。これらの親分達の中には、他面、金儲けのため新興財閥と結托することも辞さなかつたし、自らも大々的に闇取引をやつて憚からない者も少くなかつたのである。

四、次に、彼等の多くが口に民主主義を標榜する非似民主主義者となり彼等の組や派をも民主化の看板にかけかえたことである。

敗戦後の日本社会では、民主主義の言葉が、燎原の火の如くひろがり、民主主義を唱えない者は大手をふつて歩けないような、状況となつた。機を見るに敏なるヤクザたちも自分たちこそ真の民主主義者である。昔からの民主主義者であるとさえ誇示するに至つたのである。というのは、彼等こそ昔から庶民大衆の味方として権力や暴力と戦つてきたのだという。そして、ヤクザ組織自体も表面的には民主化したように装い、何々一家とか組とか団とかは解体し、親分子分の掟をやめ、何々商事会社の看板をあげたり純然たる露店商組合に変更したりしたのである。だが、ヤクザ組織が前述の如き沿革にたち家族制度との繋りをもち、日本社会の封建性と無秩序と貧困との必然的所産である以上、基盤である日本の社会組織が根本的に民主化しない限り、ヤクザ組織のみ一朝一夕に消滅に帰するということは殆んど期待しえないところである。

五、そこで、これらのヤクザたちが財力と社会的地位とに強い関心を示したり、表顕的民主主義的組織に切替えたことが旧来のヤクザ制度にどのような影響を与えたかを明らかにしなければならない。

ヤクザの親分たちが金力や社会的地位にこびるようになれば、自然に、金銭的問題や表面的な社会的地位を卑下する武士道的掟、親分子分の義理人情が薄れてくるわけである。金儲けや社会的地位の獲得と相反する掟や義理人情は軽視され勝となる。だが、やはり、ヤクザの本来的特性も亦温存されている。例えば、ダレル・ベリガン氏はその著「やくざの世界」中で次の如くのべている。

「興太者が自分たちだけの軍隊をもつており、その縄張り内では相当の支配力をもつていることを疑う人は、新橋、上野、浅草その他どこでも大きなマーケットのあるところへ行つて、露店の値段をたずねたり、商品のルートをきいたりして、うさん臭い調査人のような振舞をしてみれば良い。あるいは又前もつて興太者の親分に一定の金を拂うことをせずに、道端に露店を開いてみれば良い。丁度私が何度もやられたように、五分もたたぬ内に長靴をはいて肩を怒らせた興太者団の若い連中にとりまかれ、マーケットから放り出されるか、さもなくば親分の事務所につれて行かれて、うさん臭い振舞いの動機を調べられるであろう。

さらに又、與太者が他人を支配しているのは、警察に限らない。露店商の親分の場合には、都税は與太者が集める。東京近辺の大工事の大部分をやっている土建ボスは、政府の官僚どもが彼等にうまい契約をしてくれるように多額の賄賂をつかっており、また、たとえその官僚がもっと正直な業者に契約をやろうと思っても、與太者の復讐が恐ろしいので、結局はほんのチラリとそんなことを考えてみるだけに終ってしまう。

ヤミ市場またはオーブンマーケットの高価な食料品の値は與太者が勝手にきめるのであり、もし独立の商人（東京にかような者がありとするならば）が、與太者のつけた値段より安く売ろうとすれば、彼はひどい目にあわされる。又與太者は建築資材をも一手に握っているから、都会に住む普通の日本人は家を建て直すことができない。與太者たちは、たとえば資材の輸送を支配し、建築人夫を支配し、賄賂によって政府の割当資材の大部分をも支配しているのである。もし独立の請負業者が與太者の縄張りの中に家を建てようとすれば、まず材木の入手がむずかしいだろう。仮りに材木は入手したとしても、次にはそれを運ぶためのトラックを見付けることがほとんど不可能であろう。しかし、万一超人間的な努力によって材木を入手し、それを建築場迄運んだとしても、その家を建てる人夫が見付からないであろう。

之れだけでもすでにあまりに多くの奇蹟を仮定してきたが、説明の便宜上、さらに一群の人夫が見つかり、しかもその人夫たちは彼等が独立に働くのを妨害しようとする與太者たちの権利に挑戦するだけの勇気を持っていたと仮定しよう。その時には、その請負師と人夫たちのところへ與太者の代表者があまり気持のよくない訪問者として現れ、命を大切にするものなればそんなことはしない筈だと説明してくれる。もし請負師が非常に勇敢に、尚も自分の愚かな行いをやめないならば、多分彼の材木は夜の闇にまぎれて消え失せるか、トラックが襲撃されてこわされてしまうか、または人夫たちがたたきのめされるかするであろう。

以上の一連のやりかたを説明してくれた感じの良い若い與太者は、最初の手段以上をとらねばならなかったことは一度もないと教えてくれた。独立の請負業者は、與太者が一度来て話をすれば、必らず易々諾々として交渉に応じ、與太者の支配の下で仕事をすることを承知するのである。

終戦以来約二年半の間に、色々の事件の結果與太者の顔ぶれはいく分変化はしたが、彼等の組織は依然として同じである。今は故人となった新橋地区の親分松田は、日本の思潮の変化に応ずるために自分の組及び他の與太者組織の「改革」を行うことを主張したので、殺されたということである。彼は松田組を会社組織にして「民主化」し、他の産業と同じに月給を拂うようにしようとした。それまで、又大部分は今でもまだ、組のものは心付をもらい、人夫、子供その他この組織に入っている者には誰でも、その忠節が続く限り安定した生活を保証するところの一種の健康保険のようなものをもらっているのである。これは日本の多くの工場主がやっている家族的とり扱いとあまり違わない。與太者の親分は大小の子分たちに次のことを保証する。すなわち、

一、失業保険
二、施療及び入院中の收入
三、入獄中の家族の世話
四、隠居
五、法律上の保護
六、葬式及び未亡人と遺児の世話

この方法に依つて與太者の親分は、直接自分の「一家」の者の忠節を維持するばかりでなく、彼の世話になっている数千名の人夫たちをも手なづけるのである。従って人夫たちは、親分は気が良いから世話を見てくれるのだと信ずるようになり、将来の恩恵を失うのを恐れて、安い賃金にもかかわらずその仕事を止めたがらない。多くの人を雇っている日本の産業資本家、地主らは、與太者と同等に論ぜられれば憤慨するが、しかし彼らも與太者と同じ則度を利用してありがたがって働く労働者の働きに依つて得られる莫大な利潤をふところに收めながら、使用人の忠節を維持しているのである。

松田を始めとして、少し遅れて他の連中も、日本の事態の変化に応ずるためにこの制度を変える必要を認識した。彼は少くとも紙の上では、自分の組の者が「サラリー」を受取るようにしたいと考えた。長い眼で見ればサラリー制は多額の金を節約するとも思われたが、少くとも先ず組織上のことを考えて彼のこの案が出たのである。

てつとり早く「民主化」を実行しなかったかどで尾津が監獄に入っている現在、組全体がつぶされてしまわないうちにというわけで、彼の各方面にわたる活動の再編成が進行中であり、やがて親分制度は現在ほど目立たなくなるであろう。その時には、この制度は「某々会社」の看板の裏にかくれ、縄張り内に於ける暗黒街の活動との関連はますます見きわめが困難となろう。親分は地上界に現われることに依つて地下に潜るのである。彼は神が自分に與えたと考える支配権を弱めずに、世間から尊敬されるようになろうとしている。義侠は縮め出され、古いサムライ倫理よりも危険なヤクザ商売仁義がそれに取つて代ろうとしている。家計簿にまで侵入してきた與太者の影響に世論が刺戟されたので、與太者たちは世間が彼等を完全に絶滅する方法を発見しないうちに看板を塗り変えざるを得なくなった。」

実際において、彼等が「○○商事会社」とか「△△露商組合」という看板に塗りかえ、その構成員として多くのヤクザでない素人の商人や会社員が入り、幹部の選任が形式上選挙等民主的方法で行われていても、やはり、これらの幹部には依然として旧来のヤクザの親分や兄分が無條件で選任され、新しい規約より旧来の掟が行われているのである。彼等は、決してかかる結果の招来を強制したことはないという。唯、実際上仕事の上でその方が合理的だから、民主的方法に従っても自然にそうなるのだという。たしかに、表面的な強制は行われていないかも知れない。しかし、ヤクザの一人が「合理的方法」としてさようなことを発言すれば、それ以上の強制をまたず衆議一致してしまうものであることが問題である。そこに、個々の意思に直接関係のない伝統的な制度と日本人の奴隷的忍従のあることを見逃してはならない。

六、それは、それとしてもヤクザ制度の内幕に或る程度の影響をもたらしていることは疑いない。

まず、仁義の弛緩がそれである。前記の如く子分達の生活を封建的な方法で庇護するだけの経済的基礎が親分達になくなってくれば、子分達も封建的な掟を遵守したり忠節を盡したりはしなくなる。盃のやりとりも漸次すたれ、犠牲的精神もうすれ、「破門」も怖れなくなっている。子分達も親分達のそれに見ならって、経済的な安楽を求めて転々し、これらの旧い制度を無視する傾向は覆いえない。経済力の伴わないところ親分達の支配力も著しく薄弱なものとなる。従って、次に、これらヤクザ団体の仲間の領域の混乱が生ずる。ヤクザの親分達は富と地位を求めて、博徒が土建業を営んだりマーケットを経営したり、淫売窟を支配したりする。子分達も博徒の部下であった者がテキ屋の子分になったり、土建業者の組員になったりする。そして、今一つの変化として、こうした新興ヤクザ達がやはり自分の事業の繁栄や部下の統制のため、旧来のヤクザ団体の実力や名声を利用しようとすることである。ヤクザ団体の勢力として、一面、前述の如く伝統的なものが根強い力をもっている。新興ヤクザ達は、部下統禦のため自分に足らないところを旧来のヤクザの親分に依頼し、彼のもつ実力によって応援をうける。或は、ヤクザとは全く系統を異にして終戦後発生したチンピラ共の内有力なものは、旧来のヤクザのもつ伝統的な力をうるため、これらヤクザの頭目の地を獲得しようとする。かようにして、ヤクザ相互の領域が相当入り乱れてきたことが、著しい変化の一つであろう。

七、終戦後におけるヤクザ団体の動向に関し、統計の示すところは次の通りである。

勿論、これらの統計は、ことの性質上不正確たるを免れないであろう。ヤクザ団体も前述の如く表面的には民主化の看板を掲げているため、その実態を捕捉することが困難であるから、相当の暗数があるものとみなくてはならない。

県別 ＼ 団体種別	博徒的屋		愚連隊その他		計	
	団数	乾分数	団数	乾分数	団数	乾分数
北海道						
札幌	二	三				
旭川	二	二	二	二		
小樽						
小計	四	五	二	二	六	七
奥羽						
青森	三	六六	二	六		
秋田			六	一五	六	四九
岩手	三	六八	二	四三	一	二〇
宮城	四	一、三一三	七	一、七六七	六	三三一
山形	四	五六	七	一三七	六	七八
福島	一四	二八九	三	七六六	九	二六六
小計	二八	一、七九二	四四	三、二九二	二九	七五〇
関東						
東京	二九	二、一四三	五〇	九、二四八	一三	四〇八
神奈川	一四	一六四	七	一〇	五	七六
千葉	一三	一、一五〇				
埼玉	一	一〇	六	二四〇		
群馬	一	一三	七	一〇五四		
栃木	一六	三六七	六	九二	四	五〇
茨城	五	一三五				
小計	七九	三、九九〇	七六	一〇、七一三	三三	五三四
中部						

県別 ＼ 団体種別	博徒的屋		愚連隊その他		計	
	団数	乾分数	団数	乾分数	団数	乾分数
新潟	四					
富山	三	七一	四	一三〇	六	三八四
石川	一	七〇	二	二九〇		
福井	一五	四二四	四	二六九	一	三〇
長野	三	二三〇	五	三二七		
静岡	八	三一〇	三	七九	二	五
愛知	五	七、四二〇	五	一、四八〇	六	一九〇
岐阜	六	三一九	二四	一、七五	二	一、三一〇
山梨	四					
小計	四九	九、〇四三	五五	四、三五九	一七	二、一二九
近畿						
三重	一七	四五四	一三	九三	一	三〇
滋賀	二					
京都	九	四四				
奈良						
和歌山	七	三一五	三	一〇五	四	六〇
大阪	三	三六二	八	二七六	二	九六
兵庫	七	一、八一	五	三八八		
小計	三二	二、三三	五三	八八二	一六	一七六
中国						
鳥取	四	三一	五	三〇九		
島根	一	一五	一	一〇〇		
岡山	一二	一六五	五			
広島	三三	三九〇	三	七五	五	四二
山口	三	六〇			八	一三五
小計	五二	六六一	一四	七八四	一四	一六七

四国									
高知	二	一五	一	二〇〇	六	三五六			
香川	一三	四三	三	九〇九					
愛知	四	五〇	二	二五〇	一	一〇	一	一六	
徳島	六	二六〇	二	三一二	四	五八	四	一三〇	
小計	二四	一、三七	二八	一、六三〇	二	四二四	五	一三六	六八	三、五一七
九州									
福岡	五	三六	四	一八	三	一三			
佐賀	一	四	二	三〇	一	三	三	三六	
長崎	一	一〇〇	四	三九八			一	八〇	
熊本			三	一三〇			一	五〇〇	
大分	一		一〇	一、七一五			二	九〇	
宮崎	二						二	一〇	
鹿児島	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
小計	一〇	四三三	三三	二、四二	四	一五	一七	一、〇六六	六五	三、九三
総計									七四	五三、四六四

第四節　ヤクザ団体と暴力犯罪

一、暴力事犯の一般状況について

この点に関しては、東京大学教授団藤重光氏が法学協会雑誌第六十五巻第二号及び第四号に「戦後の犯罪現象」として、実証的研究を発表しておられる。その内容は、今日としては稍々少いが、尚十分の意義あるものと思われるのでその一部を引用して説明にかえよう。

昭和二一年三月――二二年二月の時期に入ると、刑法犯総数の指数も一三四・九に上昇するが、財産犯ははるかに之を上廻つて二九二・三を示す。この時期では、財産犯のどの種類もすべて一〇〇を超える。しかも第一四表及び第一五表で明らかなように全刑法犯中の財産犯の比率はわずかながら一そう高率となる。注意を要するのは次の点であろう。強盗は五三七・四(一)という驚くべき指数を示す。暴力犯全体もこの時期にはやや高率となつていることとあわせて考えられたい。前の時期には窃盗の指数よりも低かつた強盗が、ここでは窃盗の指数をはるかに凌駕している。前の時期からこの時期へかけて、両者の指数の曲線がクロスすることを注意しなければならない。この現象の原因は何か。種々ものを考えることができる。

(イ)　終戦直後の精神的虚脱状態からの離脱は、建設的な面にも積極性を与えたと同時に犯罪現象の面にも攻撃犯を漸増させる傾向を与えた。

(ロ)　復員者の増加（殺伐な気風を身につけた復員者、かれらの就職難、生活難、自暴自棄）。

(ハ)　種々の入手径路による多数の兇器（ピストル其の他）の流布。

(ニ)　初犯者の増加（この時期では窃盗の初犯者は七七・六%、強盗の初犯者は八六・九%に上る）初犯者は窃盗から容易に強盗に変る（不熟練、狼狽など）。

(ホ)　集団強盗の増加

（中略）

(一)　暴力犯乃至攻撃犯は、利慾犯・困窮犯と対照を示す。

第一〇表ないし第一三表にもその傾向が典型的にみられるが、さらに第八表の中から主要な暴力犯乃至攻撃犯について、第一審有罪人員の指数をぬき出して見ると(第一三表)その全部について――逮捕・監禁罪は唯一の例外である――指数が著しく低く、また、その合計の指数もいちじるしく低い事が発見される。これを財産犯に関する第一四表と比較すると、その対照はきわめて明白である。

(二)　まず殺人及び傷害から始めよう。傷害は典型的な暴力犯である。殺人は主として暴力犯であるが、必ずしも常にそうではない(ことに嬰児殺・毒殺)。数字の上でも傷害の方が一そうはつきりした特色を示すのも首肯することが出来よう。ちなみに、強盗は、暴力犯、攻撃犯であると同時に利慾犯、困窮犯でもあるから、後者の特色が優勢にあらわれている。(前述)

強盗殺人、強盗傷人は強盗の数字の中に含まれていることを念のために附け加えておく。

第一〇表・第一一表をみると、暴力犯である殺人傷害強盗はどれも戦時中いちじるしく減少し、ことに傷害は終戦後になつてさらに減少している(殺人は昭和二〇年九月――二一年八月には四七・四にすぎないが、これは終戦前の数字が相当に入つている。傷害は二一年三月――二二年二月でも四〇・二にすぎない)。戦争中暴力犯が少いのは、青壮年男子の出征等が主要な原因であろう。しかし、それ以外に、一般の国民について、食糧不足による体力の低下および継続的な空腹状態、アルコールの不足による酩酊の機会の減少(註)(軍隊でも酒保の酒の欠乏とともに、暴行・抗命・侮辱等の犯罪が目立つて減少したことは、私が戦時中東京高等軍法会議で直接にきいたことであつた。ただその数字的資料がないのは残念である。)盛り場の消滅による喧嘩などの機会の減少など、暴力犯の減少の原因として重要と思われる。

(註の一)

(第二四表)　泥酔徘徊者

	即決人員	(警視庁管内)	
昭和	一一	二、〇四四	
〃	一二	一、三二五	
〃	一三	一、三三五	
〃	一四	二、〇〇七	
〃	一五	二、四四二	
〃	一六	一、六〇六	
〃	一七	七四二	
〃	一八	二三三	
〃	一九	一〇五	
〃	二〇	九	
〃	二一	二〇	

（註の二）　アルコールの飲用状況につき、警察犯処罰令第二條第十一号後段（公衆の自由に交通し得る場所に於て泥酔して徘徊した者）によつて、即決処分を受けた者の数字が一つの参考となろう。

警視庁の統計によつてこれを示せば、第二四表の通りである。昭和二十年以降の数字は特殊の事情を考慮しなければならないから、ほとんど参考にならないが、昭和十九年までは興味ある増減を示している。

終戦後には、青壮年男子が続々と復員して来るが、その他の條件には大差がないから、しばらくはこの種の犯罪は増加しない。

第一〇表及第一一表で昭和二〇年九月――二一年八月がとくに低いのは、むしろ終戦前の犯罪現象の反映であつて、終戦後にとくに低下したとみることはできない。終戦後の精神的虚脱状態は攻撃犯を減少させる一因と思われるが、むしろ、これを増加させる原因の方が強いと思われ、しかも後者がますます優勢になつて来る。即ち(1)次第に増加する青壮年男子の復員（ことに殺伐な戦地からの復員）。(2)食糧難は深刻だが、統制の弛緩によつて闇の食糧は増加し、犯罪者群のある部分にとつては、食糧は必らずしも、不充分ではなくなる。(3)同様のことがアルコールについてもいえる。(4)兇器の流布。(5)暴力団の簇生・活潑化。(6)盛り場の復活。(7)警察力の低下。(8)虚脱状態からの漸次の離脱。――これらによつて終戦前に比較して、暴力犯はますます増加して来るのである（ことに第七表に見られる東京都の数字参照）。終戦後の暴力犯の増加傾向を示すために、第二五表を掲げる。この表で、括弧内は昭和二〇年九月――二一年二月の第一審有罪人員を一〇〇とする罪名別の指数である。殺人、傷害ともに、ほぼ同様の指数を以て増加していることを注意されたい。強盗は財産犯増加の原因と競合するから、その増加率は戦慄に値するものがある。

しかし、戦前との比較からいえば、第一〇表乃至第一三表に示される通り、戦前の数字にはまだ相当の距離があるのである。これは、戦後の犯罪が、何といつても、国民生活の窮乏状態を主要原因とすることを物語る。（おそらく好況にめぐまれている農漁村、ことに漁村では、暴力犯が戦前の数字を上廻つているところが多くないかと想像する。この点は興味のある研究題目の一つである。）

（第二五表）　第一審有罪人員

	殺人	傷害	強盗
昭和二〇、九、一二	一八六（一〇〇）	八六八（一〇〇）	二二五（一〇〇）
〃　二一、三、八	二六六（一四三・〇）	一、四三四（一六五・〇）	九五一（四二二・六）
〃　二一、九、二一	五四八（二九四・六）	一、五七四（二、九六・五）	三、四二四（一、五二六・二）

（第二六表）　発生件数（全国）

	嬰児殺	殺人	殺人未遂	計
昭和　一一	三〇三	九一〇	一、〇七三	二、二八六
〃　一二	二五六	七八九	一、〇〇〇	二、〇四五
〃　一三	二二一	七四九	八八六	一、八五六
〃　一四	二一三	六〇九	七九七	一、六一九
〃　一五	二二五	五八二	六四〇	一、四四七
〃　一六	二一三	五七七	五六六	一、三五六
〃　一七	二二一	四三一	四九一	一、一四三
〃　一八	二四二	四八〇	三七二	一、〇九四
〃　一九	二〇一	三九五	二六七	八六三
〃　二〇	一六〇	四五五	二三一	八四六

（第二七表）　殺人罪発生件数（警視庁管内）　嬰児殺ヲ除ク

	嬰児殺	殺人	殺人未遂	計
昭和　一一	一四	八二	七六	一七二
〃　一二	二二	五二	五五	一二九
〃　一三	二四	五九	四二	一二五
〃　一四	二一	三四	五八	一一三
〃　一五	二一	五二	三七	一一〇
〃　一六	一三	四〇	二七	八〇
〃　一七	一九	二四	三四	七七
〃　一八	二一	二六	二〇	六七
〃　一九	二〇	一九	一三	五二

殺人罪の中で、注意を要するのは嬰児殺である。嬰児殺は、遺棄堕胎等と同じく無力型的な困窮犯の特色を持つ。司法省の刑事統計では嬰児殺の数字は不明だが、内務省及び警視庁の統計によつて、殺人罪の中で占める地位を示すと第二六表及び第二七表の通りである。戦時中目立つた減少を示していない（尚前出第一九表第二〇表参照）。そうして嬰児殺を除くと暴力犯としての殺人罪の特色が一そう強くあらわれることを注意しなくてはならない（殺人未遂の中には嬰児殺のほとんどないと思われる）。

以上で暴力犯・攻撃犯のだいたいの傾向がわかつたから、進んで、その他の暴力犯・攻撃犯をみよう。

第一に個人の人身に対する暴力犯の一種であつて、この関係でも考察の対象になるが、便宜上、性的犯罪の項であわせて述べることにする。

第一に個人の人身に対する暴力犯乃至攻撃犯として、殺人・傷害・脅迫・逮捕監禁・略取誘拐を挙げることができる。（強姦罪も同じく個人の人身に対する暴力犯の一種であつて、この関係でも考察の対象になるが、便宜上、性的犯罪の項であわせて述べることにする。）脅迫は物理的な暴力を用いるものではないが攻撃犯であることに変りはない。誘拐は攻撃犯とはいえないが、略取と区別した数字がないから、あわせて取り上げるほかない。いま、これらについて、第二三

表の数字をみると、相互の間にほぼ数値の類似を見出すことができ、また、だいたいに於て暴力犯攻撃犯の特色をみとめることができる。

注意を要するのは次の諸点である。

(1) 殺人が比較的高いのは、さきに述べたように、嬰兒殺が相当の率を占めていることによるであろう。(第二七表参照)

(2) 逮捕監禁が高く、ことに昭和二一年三月——二二年二月に於て指数が二〇三・五という数字を示しているのは、充分に説明がつかない。もと〳〵実数が少いのだから、この指数も必らずしも決定的のものとはいえず、かなり偶然性に支配されていると思われるが、それにしても相当の増加である。終戦後、ことに新憲法の草案要綱が発表されたころから、人身の自由がとくに強調され、以前ならば不問に付せられた程度のものまでが起訴されたということもあろうか。具体的な事案について研究する必要がある。

(3) 略取・誘拐がいちじるしく少いのも奇異の感があるが、(イ)労働力が次第にだぶついて来ると、略取・誘拐の目的が限定される。猥褻目的も、この時期には、それほど強く現われる筈はない。恐喝の手段として用いられるのが主な場合と思われるが、財産犯もさきに述べたように、まず素朴的又は無力型的な物があらわれ、これについに単純な暴力的財産犯があらわれ、智能犯的なものは比較的少い。(ロ)被略取誘拐者に対する食糧の世話まですることが比較的困難である。これらが、略取誘拐の少い原因であろう。しかし、この種の犯罪が丑の事件のように世間を騒がしたものがあることも、われ〳〵の記憶に新しいのである。

(4) 尚、特別法犯の中でこの関係でみなければならないのは、暴力行為等処罰法の罪である。これを第二八表に示す。その増減は、暴力犯の典型的な特色をあらわしている。

(5) 第二に、個人の人格権に対する攻撃犯として名誉に対する罪を見なければならない。その減少は首肯されるが、第二三表に示される程の激減は理解されない。戦後になると戦時中の指導者に対する批判は人身攻撃に近い程度にまで達した。

(第二八表) 暴力行為等処罰法違反第一審有罪人員

	実数	指数
昭和 七—一一平均	九五一	一〇〇・〇
〃 一二	五二四	五五・一
〃 一三	三六七	三八・六
〃 一四	三五六	三七・四
〃 一三	二九六	三一・一
〃 二〇、九—二一、八	三〇〇	三一・〇
〃 二一、三—二二、二	五七一	六〇・五

この点だけから考えても名誉に対する罪は相当に増加したと思われるふしがある。しかし被害者はこれを告訴するだけの自信がなかつたこと(名誉に対する罪はすべて親告罪である)。戦時中の言論抑圧に対する反動として行きすぎといえるほどに言論の自由が叫ばれた結果、名誉毀損的な言論も大目に見られることなどが、かようにいちじるしく低い数字を現出させたのであろう。現実の犯罪ははるかにこれを上廻つていたと考えてよいのではあるまいか。名誉に対する罪と罪質の類似するものに信用および業務に対する罪がある。しかし、それは、言論の自由とは密接な関係はないので表見的減少の原因に乏しいと同時に、利慾犯乃至困窮犯的な要素をある程度に帯びるので、人身に対する攻撃犯よりもやや高く、また、名誉に対する罪よりもはるかに高い。

(6) 第三にやや政治犯的な色彩を帯びた暴力犯として、公務執行妨害罪と騒擾罪とを挙げよう。

1 公務執行妨害罪は終戦直後は暴力犯一般と同じくはなはだ低い指数を示すが、昭和二一年三月——二二年二月では相当に高くなつている。これは国家権力及び公務員に対する観念が変化したことの悪い面の反映と考えることはできないであろうか。

2 騒擾罪は治安状態の悪い時期に一そう起りやすい。その動機は必らずしも政治犯とは限らず雑多な要素を含んでいる。第二三表に示されるように警察力のとくに低下した終戦直後の時期に比較的多く、次の時期にやや少いことは理解できないことではない。

(7) 第四に、物に対する攻撃犯的な犯罪として住居侵入と毀棄隠匿をみる。隠匿は攻撃犯ではないが、毀棄と包括的な数字になつているのであわせて考察するほかない(おそらく隠匿罪は其の中でわずか比率を示すにすぎないものと想像される)。

第二三表についてみるに、それがきわめて低い指数を示すことは、攻撃犯一般の性質からいつて、充分に理解のできることである。

(8) 最後に、やや特殊の考察を必要とするのは放火である。ザウエルは放火罪を攻撃犯に入れているが、これはすべての放火罪にはあてはまらない(放火はしばしば無力犯的であり怨恨などの動機から女性によつて犯されることが相当に多いことを考えられたい)。第八表に於て放火が昭和二〇年九月——二一年八月に一三・六、昭和二一年三月——二二年二月に一八・三という指数を示しているのは、攻撃犯の特色を示すものとして説明することは適当でないのみならず、攻撃犯としても低すぎると思われる。私は (1)放火の目的地である家屋の減少が一つの原因だと考える。

もし家屋数に対する放火罪の比率はこの指数にみられる程の低率を示すものではないと考える。(2)家屋の価値の相対的増加——逆にいえばインフレの進行——のため、保険詐欺を目的とする放火は絶無に近いであろう。また、所有者、居住者が火災に対して相当に敏感になつており、放火の機会が少いこともあろう(失火が——警察統計に於てさえも——減少していることもこれを物語る。消防能力の低下のため全国各地に大火が発生したが、そのことからすぐに放火・失火の増加を推測してならないことはむろんである。

(中 略)

とくに終戦後に於て集団強盗が目立つて増加したことを考えなければならない。この点につき、私のところで、法学部学生鬼塚賢太郎君が、東京地方検察庁の事件簿について調査された結果は第四五表及び第四六表の通りである(この調査の詳細は別の機会にゆずる)。この調査については、植松正氏及び東京地方検察庁の寄せられた好意に対して感謝しなければならない。先ず第四五表によれば、どの時期にも共犯の件数が単独犯の件数をわずかながら凌駕していることが示される。しかも共犯事件の中では二人乃至五人のものが最も多いのは当然であるが、六人乃至一〇人のものも二〇%強を示していることが注意されなくてはならない。しかも、この表では三七人の集団強盗が最も大きいものであるが、これよりもはるかに多数の集団強盗も珍らしくはないのである。人員から云えば、第四六表に見られる通り共犯事件の人員は単独犯事件のそれのほとんど五倍に近い。そうして、年齢の若い者ほど共犯の率が多いという興味のある事実が見出される。このことは若い初犯者が集団強盗に陥る状況を推測させるものであつて、強盗に於ける初犯者激増の消息を物がたるものとおもわれる。

（第四五表）　強盗・単独犯・共犯別件数（東京地方検察庁）

	計	単独	共犯					
			計	二人―五人	六人―一〇人	一一人―二〇人	二一人―x人	
昭和二〇、九―二一、二	四八	二三	二五	一九	五	〇	一	
〃 二一、三―八	一六六	八二	八四	六六	一五	二	一	
〃 二一、九―二二、二	二〇九	一〇一	一〇八	七九	二四	四	一	
計	四二三	二〇六	二一七	一六四	四四	六	三	

二四人、二六人、三七人が各一件

（第四六表）　四五表人員と同じ

	一四―一五人	一六―二〇人	二一―二五人	二六―三〇人	三一―四〇人	四一―x人	不詳	計
単独	〇	五	五	三	四	二	四	二三
共犯	二	三二	五〇	五	八	一	二九	一二七
単独	〇	一四	二六	九	六	一〇	一七	八二
共犯	〇	七八	一七三	五〇	二一	六	二六	三五四
単独	〇	一三	三七	一五	一三	六	一八	一〇一
共犯	二	一二七	二四七	八一	四一	四	二七	五二九
単独	〇	三二	六八	二七	二二	一八	三九	二〇六
共犯	四	二三七	四六五	一三六	七〇	一一	八二	一、〇〇五
計	四	二六九	五三三	一六三	九二	二九	一二一	一、二一一

第二に、財産犯以下のものについてみるのに、まず殺人罪は戦時中は一般の場合と同じく減少していたが、戦後になると、とくに昭和二一年二月に於て戦前平均を凌駕して、その約一倍半を示している。一般の場合にはこの時期にも指数は八五・三を示すにすぎないことを比較せよ（第一一表参照）。傷害罪は、一般の場合には戦時中激減して居り、戦後には一そう減少しているのであるが（第一一表参照）少年の場合には、これに対していちじるしい特色を示す。すなわち、戦時中も昭和一五年まで戦前平均を相当に上廻つており（昭和一六年以降の数字が欠けているのは残念である）戦後になると、すでに昭和二〇年九月――二一年八月でも戦前平均の一倍半に近く、昭和二一年三月――二二年二月では実に二五九・三という指数を示している。同じく攻撃犯である公務執行妨害罪は戦前平均がわずかに〇・四人であるのに対して、戦後には九人乃至一五人という数字を示している。一般の場合には戦前平均に達していないことを比較せよ（第八表参照）。なお財産犯の中で攻撃犯的な強盗罪・恐喝罪の増加が成年者の場合とちがう重要な点である。

ひとり攻撃犯だけではない。とくに注目に値するのは賭博・富くじの罪である。一般の場合には戦時中相当に増加していたが、終戦後の指数は昭和二〇年九月――二一年八月に於てわずかに六六・八、昭和二一年三月――二二年二月でも八七・二にすぎない。これには相当に暗数が多いであろうことはさきにも述べた通りであるが、それにしてもそれほどの多数には上らないであろう。ところが、少年犯に於ては、戦時中も同様に多いが、ことに戦後にはおどろくべき激増を示している。すなわち、昭和二〇年九月――二一年八月に於て五六三・九、さらに昭和二一年三月――二二年二月になると実に七五一・九という指数を示しているのである。

以上述べたように、窃盗・強盗・詐欺・恐喝・横領のような財産犯がいちじるしく激増しているだけでなく、殺人・傷害・公務執行妨害のような攻撃犯も一般の場合とちがつて相当の増加を示しており、さらに賭博・富くじもおどろくべき増加を示している。その他指数の比較的低い犯罪も一般の場合に比較すれば相当に高いことが知られる（たとえば猥褻・姦淫）――財産犯の増加が主として経済的条件の影響であることはいうまでもないが、財産犯以外の犯罪も激増していることは、それだけでは充分に説明がつかない。むしろ成年犯罪の場合とちがつて、戦後に於ける経済的悪条件の外、さらに、戦争による少年の道徳的頽廃をものがたるものと考えるべきであろう。道徳的頽廃といつても、かならずしも彼等に責任があるという意味ではない。経済的条件も間接に重要な影響をもつていることはむろんであるし、社会的ことに家庭的環境が彼等を毒している点が大きい。家庭の破壊はすでに戦時中から見られた現象であつて、したがつて、かような現象の萌芽もまた戦時中から見られたのである。

戦時に入つてから、父兄さらに母姉までが戦線にまたは職場にうばわれた。これが家庭の破壊の第一歩である。さらに彼等自身も職場に狩り出されるようになつた。少年工員としての彼等が高い（場合によつては不当に高い）賃金を得ることは、指導を伴わないその消費によつて、彼等を不良化の途へ踏みこませた。父兄よりも高い賃金を得ることは、彼等に対する父兄の権威を失わせ監督を不可能にすることさえあつた。職場自体の悪い環境も彼等を早熟にさせた。学徒の勤労奉仕さえ彼等の健康と情操とを害した。さらに、戦争によつて保護者を失い家庭を失い巷にさまよう少年は、相当の多数に上るものと推測しなければならない。浮浪児とまで行かなくても、せまい住宅に数家族が雑居する状態が彼等の情操に及ぼす悪影響は想像以上であろう。さらに家庭の貧窮は彼等の生活を荒廃させるだけでなく、彼等を犯罪の手先に使おうとする保護さえも見られるようになつた。かようにして家庭はほとんど破壊されつくした。しかも、戦時中は都市人口は減少し、よい面にせよ悪い面にせよ、都市固有の享楽機関は影をひそめて、少年不良化の温床は、まだ充分に準備されていなかつた。ところが戦後になつて、都市の盛り場も次第に復活し、あらゆる誘惑の機会が彼等を待つている。封建的または全体的倫理がくずれ去つたあとは、戦災の廃墟さながらに、道徳的荒廃の風が吹きすさんでいる。そうでなくてさえ反対動機設定能力の弱い彼等が不良化への道をたどるのは自然である。しかも、学校教育は不完全であり（教育原理の貧困、指導を伴わない自由時間の増加、教育者の無自覚など）、厚生施設も、当局の努力にかかわらず、はなはだ不充分である。戦時中から、かもされつつあつた少年犯罪増加の原因が戦後に至つてかような状況のもとに爆発的に作用するに至つたことも不思議ではない。尚少年犯の環境的条件を推測する一つの方法として、東京少年審判所で保護処分に付せられた犯罪少年及び虞犯少年の職業別を示せば第六〇表の通りである。

（第六〇表）犯罪・虞犯少年の職業別（東京少年審判所）

	昭和一八年		昭和一九年	
	実数	比率	実数	比率
職工	三、八八二	四一・六	一、一三二	一五・四
店員、事務員	八三五	八・八	二一一	二・九
農業	一、〇〇八	一〇・八	一、〇八五	一四・九
漁業	九〇	一・〇	二〇五	二・八
人夫	三〇五	三・三	一、〇〇一	一三・七
学生、生徒、児童	一、四六二	一五・七	六〇七	八三
（中等以上）	（一、一四二）	（一二・二）	（四四八）	（六・一）
（国民学校）	（三二〇）	（三・五）	（一五九）	（二・二）
その他	七〇〇	七・五	一、〇三三	一四・二
無職	一、〇五九	一一・三	二、〇二八	二七・八
計	九、三四二	一〇〇・〇	七、二九二	一〇〇・〇

時期としては、太平洋戦争の最中である昭和十八年と戦後の昭和二十一年とを選んだ（戦前の数字が判れば一そう興味があると思われるがさしあたり入手出来なかった）。これによれば、昭和十八年には職工が四一・六％で圧倒的に多数であり少年工の不良化を物がたるが、昭和二十一年にははるかに減少して一五・四％に下つている。青壮年男子の復員によつて少年が多く職場からはなれたからであろう。これに反して、昭和二十一年では無職が二七・八％を占め昭和十八年に於ける一一・三％に比較して激増している。この中には失業者もむろん含まれているであろうが、さらに、浮浪者やいわゆる與太者乃至「くれん隊」の類が相当に含まれているものと考えなければならない。

人夫が「その他の有業者」が増加していることも、無業者の増加に準じて理解することができると思う。與太者は多く無業者に属するものであろうが、むろんこれに限らず、学生生徒をはじめ、広範囲にわたつている。不良少年には、いわゆる「くろうとすじ」のものと「しろうとすじ」のものとがある。「くろうとすじ」は親分乾分の関係を中心として、上下の強い組織を作り、バッジなどを付けて所属を明らかにするとともに勢力を威示するのに利用し、一定の縄張りをもつている。彼等は、実質的には「てきや」・博徒仲間などの中に浸潤し、これと不可分の関係にある。さらに、かような顔役の類とは別派の不良団がある。たとえば、東京でいえば「青空一家」（浅草）「血桜団」（上野）などとよばれるもので、その実体はあるかの如くないかの如く、把握しにくいものであるが、かような名の下に相当の活躍をしているもののようである。（これらの点については、警視庁の石毛少年課長から実情をきくことができた。同氏に謝意を表するとともに、同氏に累を及ぼすことのないように希望する。）さきに攻撃犯や賭博罪の戦後に於ける増加が少年犯罪の特色であることを指摘したが、その実体はかような不良団にあるものと考えてよいであろう。

二、暴力団とその犯罪の現状について

暴力団特にヤクザ団体に関する犯罪の状況を、ヤクザ組織の特殊性との関連においてこれを捉え、それによつて、一面においてヤクザ組織の具体的内容を明らかにし、他面においてこの種犯罪の特異性を明らかにしなければならない。この点に関し国家地方警察本部における調査報告を掲げてみよう。即ち、

暴力団とその犯罪の現況について

一、はしがき

暴力団犯罪の状況について、その特殊性に鑑みここに暴力団そのものの傾向と、その犯罪の傾向について、より詳細に述べてみたい。然しそのための資料は遺憾乍ら検挙されたものについての報告及び統計のみであつて暴力団そのものの実態傾向等の情報は殆んどなく、又その犯罪についても、発生に関する統計が無いのと（実際問題として作成出来ない）検挙報告及び統計を分析綜合し現況を判断するよりほかない。

先ず現在暴力団は多いのか少ないのか、減少しつつあるのか、増加しつつあるのか。所謂暴力団がいつ頃、どれ位あつたと言う記録はない。又正確な統計等あるべき道理はない。ただ参考となるべきものに、

大正十五年法律第六十号「暴力行為等処罰に関する件」の制定がある。本法は当時の暴力的犯罪横行の時弊に対する刑法典の不備を補つた応急的匡急措置であるから大正十二年の震災前後、経済界の不況、思想界の混乱動揺、社会運動の勃興等を原因として壮士、博徒、ごろつき、三百代言等の暴力団が横行したことを物語つている。

又統計的には昭和十年自九月至十二月の暴力行為者取締人員表（警保局防犯課）がある。これによれば同期間中の全国総検挙人員は三五、一三〇名であり、昭和十一年の同統計によれば総検挙人員三二、八四六名である。

これを終戦後の統計に見るとその総検挙人員

第一次（自昭和二一、九、一五、至昭和二二、九、二五）一一日間　三〇、五一二名（全国）
第二次（自〃　二二、三、一〇、至〃　二二、三、一五）六日間　一九、六一四名（全国）
第三次（自〃　二二、六、　至〃　二二、一一、一）　六ケ月間　八、七二一名
（警視庁他一六府県）
（自〃　二二、一二　至〃　二四、一）　一四ケ月間　一三、一三三名（全国）

となつている。

暴力団に関する統計についてその時代の暴力団に対する概念にも差があろうし、報告者の計上の方法にも他の統計程の正確性は求められない。従つて甲乙相比較することは困難であるが、検挙件数が次第に減少していることは一目瞭然である（自昭和二二、一二至昭和二四、一月別にすれば上昇しつつある）。数次の取締により暴力団は遂に一掃されんとしつつあるか、否、むしろ姿を変え分散し、或は地下に潜入して増加しつつあるものと思う。検挙件数は警察取締のバロメーターにすぎない。暴力団犯罪の特性上、弱身につけこむ恐喝、仲間同士の暴行傷害等被害の届出は発生件数の数パーセントにすぎない。警察は夜を日に次いで発生する強窃盗にさえ手が廻り切らない。積極的活動によつてのみ検挙し得る暴力団検挙は二の次になる。まして暴力団の存在は殆んど自治体警察管内である等、種々の事情からその取締はどうしても消極的にならざるを得ない。

一方社会的条件はどうであろうか。敗戦国としての貧困、半可通のデモクラシーの流行。左右両派の抗争、統制経済の矛盾、第三国人の跳梁、警察法、新刑訴による捜査検察活動の制約等々、その条件は大正十二、三年頃よりも、又昭和十年頃よりも更に一層暴力団の発生と勢力拡大に好適である。

以下、各種の暴力団について、その特性、手口傾向等を述べてみる。

二、暴力団の分類とその犯罪傾向

(1) 博徒

最も古い型の暴力団は博徒である。博徒は賭博を業とするものであり、その存在は許すべきもないが、更に彼等は縄張を主張して闘争し、自己の「シマ」内で賭博をする者から「かすり」を喝取し、或は其他の不法暴力行為を敢行するものである。

時代の流れと共にその生態にも多少変化はあるが、永い伝統を守つて封建的な親分、乾分の杯を交し「仁義」によつて結束した組織である。このような世界が民主日本の現在もなお根強く存在しているのは不思議のようであるが事実である。最近警視庁で検挙した典型的な博徒団藤田組についてその実態と手口について分析して見ると、

○藤田組（元関根組）の親分関根軍治こと藤田卯一郎は、さきに自発的解散をした関根組の事実上の後継者であり、旧関根組輩下数千を身内とし東京都下町方面を中心に各地に縄張を有し博徒仲間の上に君臨していた。彼等の事犯は、

(イ) 賭場荒し

関根組輩下広田保太郎他四名は昭和二三、二、一五日頃、群馬県邑楽郡小泉町の博徒親分山野宗治方に至り自分の組の輩下の者がその前日山野の賭場を荒しに行き、かえつて殴られたことに因縁をつけ現金三万円を喝取した。

(ロ) 「かすり」の強要

幹部福田光夫の輩下野本利雄等七名は埼玉県鴻巣町の瓦製造業（元博徒の親分）碓井兼吉が自宅で時々賭場を開き「寺銭」を上げているのを聞込み、昭和二十二年末寅から「関根の輩下」と称しちよいちよい「かすり」を喝取していた。昭和二三、二、一〇には野本等は三万円を要求して五千円を喝取し残金二万五千円は「明日取りに来る」と言つて帰つた。

(ハ) 縄張り荒らしと制裁

前記の事件で碓井は遂にたまりかね、土地の博徒野田屋の親分野口啓一郎に相談したところ野口は藤田と兄弟分であるので、これを藤田に連絡した。

藤田、野口、福田等が翌日碓井の家へ行くと果して野本等が前日の残金を貰いに来ていた。野本等は福田の乾分ではあるが関根組の正式組員でないので、藤田等は野本等に対し、「関根の名を詐つて野田屋の縄張りを荒す」者として制裁することになり日暮道路上に正座させ、傍にあつた薪で頭部を殴打し、大型ナイフで頸部を斬る等の暴行をして頻死の重傷を與えた。

その際福田は被害者が自分の乾分であるにもかかわらず大親分藤田の手前無慈悲にも自からこの制裁に加わつている。

(ニ) 縄張り争い

昭和二三、三、一五、藤田はその一味門井直一及び乾分福田等数名と台東区万年町の某料亭で飲酒していた。その際門井は平素反目している同町の博徒北村富夫に対し関根組の威力を示しておこうと思いつき、関根組の乾分を連れ北村方に暴れ込み留守居の弟を斬つて傷害を與えた。偶々附近に住み北村と親交のある親分大村秀則の乾分はこれを聞いて北村方に駈けつけたが、後から来た親分大村はこれを押え、話をつけるため、門井を自宅に招き入れた。これを聞いて飲酒中の藤田、福田等は日本刀を引提げて大村方に殴り込み、ピストルを発射して応戦する大村一家と乱闘を演じ、多数の負傷者を出した。

(ホ) 恐喝

福田、野口等は前記（ハ）の事件で制裁を受けた者が見舞金名下に碓井より前後三回にわたり現金、衣類等十五万円相当を喝取し、又、

大宮市の土建業者池田国治より十万円、同市露店商組合長石田寅雄より二万円、中央区日本橋の大和証券より四十一万円を、夫々、些細なことに因縁をつけ又は事実のないことに言い掛りをつけ、関根組の威力をもつて喝取した。

(ヘ) 犯人隠避

親分の罪を乾分がかぶつて自首して出るのは彼等のならいである。前号(ニ)の事件でも旧関根組大幹部久野幸太郎等は藤田を表面に出さないように工作し、一度は替玉を出して所轄署に看破されたが遂に傷害犯人たる藤田を隠避せしめた。（本件で久野他二名は犯人隠避で検挙され懲役一年等の判決を受けている。）

又、替玉に出て失敗した乾分某は申し訳けに指をつめているがこれをもつても彼等の社会の特異な関係が窺われる。

(ト) 贈賄

藤田等の公判を傍聴したものはその一味の者が被告席で嬉々として談笑しているのを見たことであろう。彼等は懲役に行つて「ハク」がつき、兄貴分になれるから嬉しいのである。その中にあつて終始首をうなだれ、夫々懲役一年二月、一年、十月の判決をじつと聞いていたのは福田の贈賄（饗応）を受けて彼の言う通りの調書を作成し、前記埼玉県下に於ける事件を握つてしまつた前記（ニ）事件の所轄署の捜査主任二名、巡査部長一名の成れの果の姿である。

右の他最近検挙された博徒団の主なものは

○東海一の大親分で愛知、三重、岐阜、静岡に縄張りを有し乾分数千と称せられた愛知県の瀬戸一家（川島一家）

○往年九州第一の大親分と称せられ戦時中砲塁下に「上海飛行場」を建設して俠名をうたわれた長崎県の宮崎久次郎一派

○福島県で太平洋切つての大親分と言われた川徳一家

○不逞徒輩の教化を看板に結成されその実親分、乾分の杯で結ばれた純然たる博徒団であつた石川県の北陸保科囲会

等でありこれらは何れも依然博徒は暴力団中の花形であることを物語つている。

(2) 的屋（香具師）

博徒と共に古い型の暴行団の一つは的屋（香具師）である。的屋それ自体は一種の商人でありこれを直ちに犯罪者扱いすることは当を得ない。しかし彼等も博徒同様親分、乾分の組織をもつて縄張りを主張し、闘争し、又販売の方法に詐欺的手段が多く、これを看破した観客を脅迫し、暴行を加え、又イカサマの街路賭博を開帳する等暴力団として條件を多分に持つている。特に終戦後は復員者、失業者等が多数この社会に入り込み又戦災地を不法に占拠して所有者の立退要求に応ぜず、これを自己の縄張りとして占拠を続ける者の続出等、従来は不法ながらもそれなりに或種の秩序をつくつていた彼等の社会を自ら混乱させ、その暴力的性格を愈々暴露している。

彼等の多くは取締りの目を逃れるため形式的には親分乾分関係を解体して外見民主性の衣を着た露店商組合に改称し、或はマーケットに潜る等の方法でカムフラージしているが、その実態は旧套依然たるものがある。犯罪手段の主なものは、

(イ) ショバ代、ゴミ銭等の強要

的屋の親分の主な収入は出店した露店から不法利得する「ショバ代」「ゴミ銭」権利金等である。現在これ等の権利は認められていない。真に民主的に結成され、運営される露店商

組合員が公平に出店すべきに拘らず依然旧親分がショ場代等を徴収している。

○昨年十一月警視庁においては浅草方面の露店商から毎月一戸あたり、ショ場代として、五百円乃至五千五百円、権利金として千円乃至十万円、煙草銭、義理銭として五百円乃至五千円を強制徴収していた的屋、芝山組、山本組、甲州屋、山春組等の親分、幹部級を物価統制令第九條の二（不当高価）違反として検挙し、又本年二月芝山組乾分を同様違反として検挙している。（同時に親分芝山益久は恐喝罪で検挙）

又神奈川県においても「浜の親分」横浜市南区の的屋浅沼市治が「ゴミ銭」九十万五千円を徴収した件で昨年十月検挙した。

（ロ）マーケットに巣食う的屋

戦災地に逸早く進出し、マーケットを建て戦災復興に或程度役立つたが、次第に暴力団の本性を発揮して検挙された、新宿の安田組等の事例はあまりにも有名だが、最近においても、

○神奈川県横須賀市の的屋羽田一家の親分羽田徳次郎（県市会議員、警察委員長）は終戦後同市内大滝町のマーケットに進出し、輩下と共謀して改善費、請負々担金等と称し昭和二十一年十月頃から本年二月迄約三百九十二万円を店子より徴収し、横領又は不法取得していた事実が進駐軍に対する投書から発覚し本年二月同市署において検挙した。

○又政治団体の仮面の下に暴力行為を敢行し昨年十月警視庁において検挙され、本年一月勅令第百一号で解散を命ぜられた星桜塾も大田区の大森自由マーケットに巣喰つた的屋極東露店城南支部星組の親分星巧とその一味の擬装した姿だつた。

（ハ）縄張り

縄張り内の出店者から「ショ場代」等を徴収する反面、無断出店者に対し恐喝、暴行、傷害に及ぶのは彼等の常套手段で、その事例は枚挙にいとまがない。一例を挙げると、

○青森県弘前市の神農会々長香具師堀口栄三郎一味は駅前一帯を縄張りとし、同地のマーケット商人に対し「香具師でなければ商売させぬ」と脅迫して一家に加入を強要し、各出店者から合計三十五万円を喝取して昨年十一月検挙された。

本年に入つて発生した縄張り争いの大きなものは、

香川県高松市の大政官支部と北原組との間に起つたものである。両組はかねてから対立していたが本年二月八日遂に北原組は大政官支部に殴り込み、かえつて一名が殺されてしまつた。そこで北原組は同月二十一日復讐のため再度襲撃し大政官の輩下の一名を日本刀で斬り殺死の重傷（殺人未遂）を與えた。両組とも本来は博徒であるが、この一連の事件は帰するところ今回高松市に於て開催される観光博覧会の会場を自己の縄張りとしようとする、的屋としての縄張り争いの結果であつた。

長野県においては近く長野市で善光寺の開帳と博覧会が開催されるので、全国的の屋博徒が入り込むことを予想し暴力団事犯の発生を予防するため一斉取締を計画し、そのためには予め各地区に手配し、自治体署の協力を求めて暴力団の動静の情報を集め、暴力団分子と面識ある警察官を長野市に派遣せしめる等、万全の策を採つているが、これは極めて適切な措置でありこの種暴力団取締の今後のあり方を示唆するものといえよう。

（ニ）詐欺又は賭博行為

その弁舌と「さくら」を使用し、詰らぬ商品を高価に販売し（気合術指導書、透視眼鏡等）或は射倖心、好奇心、功名心を利用して不法利得する（ガラスの智恵の輪はずし、詰碁、詰将棋等）等の詐偽的手段を用いる者は漸次都市より地方農村に移つて行つたが今なお全国的流行をみているものに街頭賭博（伝助、つまみ、もや返し等）がある。これ又大部分がインチキであるから前者と共に往々客から看破される場合がある。この場合彼等は忽ち仲間を集め看破したものを脅し、或は暴行を加えるのが常である。

一例を挙げれば、

○佐賀県小城郡の立山炭山の坑夫三原某外五名は昨年八月、同郡北方町で街路賭博「モミ」のインチキを見破つて香具師と口論となつた。香具師の仲間は忽ち二、三十名となり暴行しようとしたので三原等は危く逃げ帰つた（三原等はその後同志を集め匕首等を持つて復讐に行つたところを検挙され本件が判明したのである）が普通この種の事犯は殆んど被害者の泣寝入りに終ることが多い。

（ホ）移動的特性

博徒が「シマ」を守つて定着的であり昔から事故を起して「急ぎの旅」に出る以外はあまり動かなかつたのに反し香具師は往年香具（薬品、化粧品）十三種を持つて全国の高市（祭礼物日等の市）を廻つていた伝統があり移動性に富んでいる。

この特性は終戦後、駅前マーケット等を含めた集団且つ組織的闇屋（担ぎ屋）への転身者を出し、更に列車内或は列車利用の犯罪となつて現れている。

○昨年九月二十七日東京の藤平一家の小林健二外三名が北海道で、網走に向う列車内で北見放送局員に因縁をつけて暴行し二十日間の傷害を與えた事件

○京都太秦露店組合副組合長竹中一雄他二名の的屋が山口県西市町で恐喝を行い、手配により逮捕に向つた警察官を逃走中の列車内に引張り込んでこれを監禁し暴行を加えて十日間の傷害を與えた事件

等、彼等の兇暴性と併せてその移動性を物語つている。

（ヘ）興業師

博徒であつて興業師の縄張を持つているものも多いが（例えば前述の愛知県川島一家等）これは主として的屋の系統に属する。

彼等の事犯は縄張争いによる暴力傷害が多い。

一例を挙げれば

○埼玉県の南埼玉郡一円を縄張りとする女親分馬占山こと木村せいは昨年九月十三日同県蒲田町須賀神社の境内で「素人音楽コンクール」が開催された際輩下七名をつれて乗りこみ「縄張り内に無断で興業するとは不都合だ」と因縁をつけ主催者二名に暴行を加え、二週間乃至一ケ年の傷害を與えた。

尚最近キャバレー、ダンスホール等の音楽団の支配人所謂バンド・マネージャーには相当暴力団的分子がいる模様であるが、これらの事犯については現在迄報告がないので詳細不明であるが、今後注意すべき存在である。

土建請負業者、労務関係業者等

博徒の表看板に土木建築請負業者が多いことは周知のことであるが、ここでは真実の業者の暴力団について述べる。

土建業者は勿論正業であり暴力団扱いは出来ないが、彼等の中にも縄張りを主張するものがあり、又競争入札に際し暴力団をもつて談合を強要するもの等があり、又飯場を維持経営するために直属の乾分を養うのが常である。その間に暴行、傷害、恐喝、脅迫等の事犯発生は珍らしくない。

又工事場、鉱山、漁場等に労務を供給して賃金の頭をはねて生活していた労務供給業者は労務関係法規の制定と共に漸次姿を消しつつあるが、その昔の幡随院長兵衛を代表とする「人足請負」及び各宿場の「人足部屋」の長い伝統は一朝にして解消すべくもない。彼等は労務者を集めるため賭博を奨励していたので博徒との境界は紙一重であり又荒くれ者を統御するため暴力

を用いる。大正時代のこの型の代表は所謂「監獄部屋」であつた。

これらは現在炭坑暴力団や網元制度の寄生虫である「漁村ボス」等となり、或は資本家に傭われて「スト破り」となつている。

これらの事例としては、

（イ）繩張主張

○大阪市の土建請負、伊藤組の親分山田賢次郎は、同業者岡田某に対し「俺の繩張り内に挨拶なしに建築した」と三万円を喝取した。

（ロ）炭坑暴力団

石炭増産を阻害する炭坑暴力団については昭和二十二年八、九月に北海道他七県で一斉取締を実施し、一、二六四名を検挙し殆んどその一掃をみたが最近においても、

○長崎県では高島炭坑で暴威を振つていた小島隆一味の暴力団を殺人未遂等で検挙し、

○茨城県では高萩町において、些細なことから炭坑事務所を襲撃して器物を破壊し、坑夫松下某に十日間の傷害を與えた朝鮮人一味七名の暴力団を検挙し、

○後述する福岡県の香月青壮年同志会一味も、大辻炭坑に巣喰つた暴力団であり、又同坑に譲渡問題が起きた際は資本家に傭われて、譲渡に反対する坑夫組合の幹部を暴力で威圧した「スト破り」でもあつた。

（ハ）飯場間の闘争

○秋田県由利郡石沢村に飯場を持つ日北土建の小林組土工十一名は同村内に飯場を持つ日下部組に勢力争いから本年一月十四日殴り込み検挙された。未だこの種の事犯は絶えない。

（ニ）漁村ボス

漁村に於ける網元制度は封建的親分制度であり、それ自身暴力主義的であるが、又漁村の特性から来る博徒の横行がそれに絡んで漁夫村の暴力的気風を醸成している。

本年一月初めより読売新聞でとり上げている「暴力の港　銚子」も記事には誇張の点もあるが一面前記の特性をよく伝えている。

○千葉県銚子市の博徒、高寅組、寺福組、上合組の三親分は漁業組合の資本家（網元）に傭われ従業員組合の「スト破り」をして脅迫罪で検挙され、

又、高寅組が漁業組合に依頼され漁場の警備員として「魚貰い」防止に従事して市警の注意を受けたりした事件は、漁村ボスと博徒のつながりを物語つている。

(4)

「街の紳士」「ギャング」「新聞ゴロ」

大正末期から昭和初年にかけて発生した新型暴力団に「街の紳士」「ギャング」等がある。米国のギャングは禁酒時代に発生した密造酒及び賭博場経営者とその用心棒の一群であり、アル・カポネをもつて代表される暴力団であつた。

日本におけるこの語は旧来のものと異なる新しい型の暴力団を意味した。（後には集団強盗の義に転じたが）

これらは資本主義制度の弛緩と頽廃の中に生まれたもので、その組織は親分子分の別はあるが、主として金銭的利益を基とした結合であり、そこには「智力」と「腕力」が権威となつている。又犯罪の手口も智能的要素が加つている「会社ゴロ」「新聞ゴロ」等はこの系統に属するものである。

（イ）新聞ゴロ

他人の弱点を新聞に発表すると称して金品を喝取し、弱い尻を持つ営業者に対し広告料購読料を強要する手口である。昭和二十二年十一、十二月の一斉検挙取締で九三名を検挙し、引続いて昭和二十三年一月以来本年一月末迄に、二四五名を検挙しているが、ジヤーナリズム万能時代に便乗して、今後これらの事犯は猛々増加する虞れがある。

代表的な最近の事例を挙げれば、

○広島県三原市の国際日日新聞社長　陳慶雲（中国人）及び同市みはら新聞社長、東條海山（前科八犯）は共謀し、同市内の某会社の隠退蔵物資を嗅ぎつけ、これを新聞に発表すると脅して、アルコールをドラム罐で十八本喝取し、又東條は他の工場から「ストの時働いてやつた」と称し、三万四千円其他より合計約十万円を広告料等名下に喝取していた。

（ロ）ギャング型

これに属する暴力団は兇器を所持して集団強盗を行い、恐喝、詐欺、横領等は朝飯前、暴行傷害等は日常茶飯事という、主として向う見ずの集団である。これらは次第に兇悪化し、専門の強盗団となり所謂暴力団から一歩前進して集団強行犯になりつつある。これらの事例は昨年兵庫で検挙した国際ギャング団、大阪府の河内一家等がある。

（ハ）街の紳士

この型の暴力団は終戦後ダンスホール、キャバレー等を根拠とし、或は第三国人と結んで勢力を得つつある。しかしこの型のものも元を洗つて見れば博徒や的屋の杯を貰つたものが多いようである。

○銀座、新橋方面を繩張りにダンスホール等に巣喰つていた、日本天狗党の総帥大田三吉は博徒の系統であつたし、

○又、銀座のキャバレー「銀座クラブ」を脅して用心棒として入り込み、仲間と共に毎日のように酒食を饗応せしめていた、向里政文は関根組の輩下であつた。

これらに対する検挙は現在のところ、その下に従属する愚連隊、チンピラのみに多く、大物の検挙は少いようであるが、果して彼等の事犯が無いのであろうか、取締上考慮を要する点である。

次に検挙した一事例を示せば、

(5)

○北海道札幌市署ではクラブ組織の遊技場（玉ころがし、競馬）オリエンタル、レースクラブ他三ケ所を昨年十二月軍政部と連絡して検挙した。これらの遊技場はいずれも中国人の経営であつたが、その裏面には土地の的屋が出資して居つてそれとの共同経営になつていた。

愚連隊、チンピラ等

色町、歓楽街等に棲息していた「地廻」「不良」の在存は相当古いが、終戦後特に復員者、失業者、闇屋くずれ等がこれに投じその勢力は一躍大きくなり、愚連隊、チンピラの名称で呼ばれるようになつた。彼等の手口は些細なことに因縁をつけて金品を喝取し、暴力的背景を利用して無銭飲食無料入場等をなし、又繩張り争いに起因する闘争は絶えまがない。博徒、的屋等と比較して血気にまかせて、直きに双物三昧に及ぶのが特徴である。

最近の傾向はダンスホール、キャバレーを根拠とする前記の「街の紳士」型暴力団に従属して勢力伸張を計るもの、文化団体等の看板を掲げて擬装しているものが多い。

一面地方農漁村に於ては復員、帰農、及び暴力団の地方分散等の條件と青少年の英雄崇拝心理が絡んで、これら愚連隊、チンピラの発生は急速に増加しつつある。

最近検挙したものから彼等の手口を観察すると、

○本年二月十八日島根県米子市の愚連隊、吉原周次は松江市の桜ダンスホールに無料入場しようとして断られ、かえつて難癖をつけて居直つたのを、土地の愚連隊、三上に止められ今度は三上と喧嘩となり、吉原は三上の胸部を刺し、瀕死の重傷を與え、更にホールの客二名に

全治一ヶ月の重傷を與えた。

○富山県の小川温泉を縄張りとした愚連隊、血染組は保釈中の不良青年を中心とするもので湯治客に因縁をつけては金品、酒食を喝取していたものであるが、一味九名の職業別は農業五、木工四で、うち前科者一名、保釈中一名ある外大部分は、農村青年の與太かぶれ者であった。

○文化団体を擬装していた愚連隊には、栃木の一心会、和歌山の紀伊青壮年連盟、神奈川の民主青年同盟等がある。又山形県で防犯組合を看板にしていた不良団もあった。

○縄張争いに起因して集団闘争としては昨年十月、愛媛県宇和島市の八幡神社の例祭日に発生した不良団元横山組と地元青年の拳銃使用の乱闘で、死者六名を出したものが大きい。

(6)　ボス

日本語としての「ボス」の意味はその地位、身分等を利用し又は乾分を養つてその暴力を利用して恐喝、横領等を行う、多分に智能的な暴力団を指すようである。

これらは警察、検察庁、裁判所其の外の官庁と結びつき、各種議員を自己陣営に引き入れ、又は自ら議員となり或は顧下を議員として送る等の方法によりあらゆる権力を握り、「金」「権」「暴」をもつて横暴を極めるものである。

これらは博徒、的屋、土建業等の暴力団から進化したものであるが、型としては「街の紳士」の変化したものであろう。

活躍する分野を冠称して「政治ボス」「官庁ボス」「農漁村ボス」等と称せられるが最近の事例を二、三拾つてみよう。

○昨年十月福島で徹底的に大物「ボス」の検挙をやつたのは周知のところであるが、検挙された「ボス」は

北島源平＝福島司法保護常任委員、少年保導部常任幹事、置賜地方相談所長、警察協会常任幹事、警察後援会常任幹事（北島検事の異名あり）
矢萩信二郎＝福島市商工会議所会頭、福島県警察後援会々長、司法保護委員
今野良吉＝福島市消防団長、前農業協同組合長、タバコ耕作組合長
和田武雄＝郡山市々会議員（的屋和田組親分）
斎藤卯太郎＝同
佐藤安八＝同
森山耕作＝福島市商工会議所議員、福島司法保護員
小野礼一＝小名浜町々会議員
大井川正巳＝県会議員

等であり地方の小都市、町村でこれらのボスが如何に横暴を極めていたかはその肩書を見ただけで想像出来る。

○農村「ボス」の事例としては最近の「毎日新聞」を賑わせた茨城県猿島郡五霞村の農地問題をめぐつての事件がある。同村の農地委員青柳、石塚の両名は村議山本三吉と共謀し本年三月、無智な農民を脅かして不当に農地を供出させ、更にこれを減免してもらうための運動費名下に一万三千円を山本が集め内一万円を農地委員に届けた事件であつた。

又供出をめぐつては昨年八月大分県速見郡北杵築小村の食糧調整委員、農地委員後藤正次は同村溝井部落の各農家から「お前達の麦の割当を減しておいたから俺に麦を一斗宛出せ」と申向け喝取した。（同人は検挙後殺人未遂十件の余罪が発覚している）

これらはその事犯は小さいが純真な農民に與える影響は大きい。

(7)　暴力団的政党結社等

博徒、的屋其他の暴力団がその実態を擬装するために政党結社等の看板を掲げその蔭にかくれようとする傾向のあることは、既に教養資料第三号で詳述し、又その取締について本年二月二十一日附通牒が出されているので、ここにはその重複を避けるが、過去の（昭和十年）暴力団取締の対象に「国家主義的団体を背景とするもの」「農民労働其他無産団体を背景とするもの」「水平社其他要改善地域を背景としたもの」があり、相当の被検挙者があつたことを考えればこれは往年の壮士と呼ばれたものの系統を引く暴力団の一つの型であるものと考えられる。

これに対しては従来勅令第百一号により解散指定があつたが今回同令は改正され政令第六十四号「団体等規正令」が四月四日附で新たに制定され従来勅令第百一号第一條第七号で「暗殺其他暴力主義的計画ニヨル政策ノ変更又ハ斯カル方法ヲ是認スルガ如キ傾向ノ助長若シクハ正当化」

とあつたのを、団体等規正令第二條第七号は

「暗殺その他の暴力主義的企図によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、若しくは正当化すること」

と改正されたので今後政策には関係なく単に暴力的な政党協会其他の団体は結成し又は指導してはならないことになり、博徒、的屋等の純然たる暴力団の疑もなく解散せしむることが出来るようになつた。

同令で既に解散を命ぜられた暴力団は、

○綱領を掲げて一応政治活動をしていたもの
新鋭大衆党、日本天狗党、星桜塾（以上東京）
香月青壮年同志会（福岡）

○純然たる博徒、的屋
瀬口一家（愛知）　大政官香川県支部（香川）
北原組（香川）　久留米露店商組合（通称原口一家）（福岡）
の八団体である。

三、暴力団の共通的傾向

(1)　以上分類した各種の暴力団は古い型から新しい型に順次変化しつつあるが、同時に古い型も又その伝統を守つて存在し、これが入り乱れて「暴力の世界」を形成している。特に時代の流れと共に博徒、的屋等の仁義の社会も次第に功利的になり博徒が的屋の縄張を荒して「ごみ銭」をとり、或は的屋が博徒の「シマ」を荒して「かすり」をとる等雑然としている。

特に終戦後は第三国人の勢力が大きく彼等の中に入り又復員者失業者等の所謂「素人」が多数これに流れ込み、且つ彼等の封建的な組織の中にも民主主義の風が滲み込んで次第に仁義の鉄則も壊れて無軌道奔放な暴力団となり、更に強窃盗団に転ぜしめつつある。現在の暴力団中に朝鮮人がどれ程いるかを示す数字はないが、終戦後の第一次暴力団検挙（昭和二一年九月、自一五日至二五日）の際の総検挙人員三〇、五一二人に対し朝鮮人八六七人で約二・八％強であることは、

昭和十年自五月至六月の暴力団検挙の総検挙人員三五、一三〇人中朝鮮人一四五人で約〇・四％にすぎなかつたことに比較し驚異的増加である。

(2)

新警察制度発足後顕著に現れて来た傾向は自治体警察に対する抱込み戦術である。

従来とても博徒をはじめ各種暴力団は警察に接近し、これを利用せんと常に努力していたが、これはむしろ従属的且つ媚態的であつた。これに反し新しい傾向は、暴力団分子自から公安委員、警察委員等に就任し或は顧下をして就任せしめ、時には検察庁方面にとり入つて、自治体警察を一段高い所から抑えていこうとするものである。

○前述の福島県の北島源一一派は検察庁にとり入つていたものであり、

○山口県で本年一月検挙した市川政士一味は親分市川が公安委員長、その一味中川俊雄は町会議長で、同町署を全く牛耳つていた。

○又昨年十月検挙した福島県香月町の香月青壮年同志会は会長松尾明敏が同町会副議長であつたので同町署では全然手が出なかつた。

○香月町では本年第二の暴力団事件が発生した。即ち前記事件の後、町政を牛耳つた公安委員長金丸熊太郎、公安協会長志波義重、町会長新開信次一味のボスは又々横暴を極め、遂に二月二十八日反対派の元県議江藤偉太郎を志波の輩下が暗殺するの事件となり、親分志波以下二十名が検挙され、又新開町会長も他の事件（公文書偽造）が発覚して検挙され、金丸公安委員長も輿論の前に遂に辞職するに至つたが、これ又公安委員長を中心とする暴力団に自治体警が消極的であつた事例である。

○滋賀県長浜市で横暴を極めていた白龍社も、遂に市民がたまりかねて「警察ボス」排撃市民大会を開催するに及んで国警が活動し昨年九月一味を検挙したが、団長植田徳彌が警察委員長で公安委員長、自治体署幹部を完全に抑えていたものである。

○自治体署長とボスとの結びつきも又少くない。

最近の例では、本年二月宮城県特捜班で検挙した、同県仙南五郡の的屋親分阿部益治は所轄大河原町署長と十五年来の親交があつた。且下、同町民間で、「管内のボスを検挙出来なかつた自治体署」を排撃する運動が起つている。

○愛媛県川之石町の自治体署長も土地のボス塩見大平と特殊関係があり昨年末同町民の間に排撃運動が起つている。

四、むすび

(1) ポツダム宣言に「吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ルマデハ平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及ビ勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」とあり、「右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ」たる「確証アルニ至ル迄」は「占領セラルベシ」とあることを考えれば、吾々は一日も早く「暴力主義的分子は遂に日本から姿を消した」と報告したものである。にも拘らず日ごとの新聞紙上、如何に暴力団に関する記事が多いことか。

(2) 極言すれば、暴力団犯罪は被害届のない犯罪といえる。警察が頬かむりをしていれば犯罪の発生は一件もなく天下泰平である。然しその蔭で、

○大小にかかわらず闇をやらねば喰つて行けない商人が

○裏口営業をやつている料理屋が

○隠退蔵物資を横流ししている工場主が

舌打ちをしながらも黙つて煙草銭をたかられている。

そしてその前を、

皮ジャンパーやアロハシャツの兄哥連と、それを操る「ボス」が大手を振つて闊歩する姿が目に浮ぶのである。

三、暴力団に対する取締状況について

昭和二十年八月十五日の終戦以来約一年間に亘つて、日本社会は言語に絶する混乱状況を呈し、社会秩序が一種の麻痺状態に陥つていたといえよう。それ故、暴力事犯に関しても極左、極右の政治的階級的闘争から第三国人の不穏行動、ヤクザ団体の跳梁、窮迫せる戦災者引揚者等の兇悪犯行等相ついで生じ、無力化していた警察力では如何とも手のつけようがなかつた。しかし、昭和二十一年秋頃から警察力も順次回復し、目に余る暴力事犯に対する取締が警視庁等の有力な地方警察によつて散発的に開始されたが、十分な成果をあげえなかつた。かくて、暴力団は益々その暴威をふるい、占領軍当局の注目をひき一般民衆の批難の声も高まつたので、遂に昭和二十二年全国的に徹底的取締を反覆継続して実施し、この種暴力団の根絶を期することとなつた。かくして、昭和二十二年三月の全国一齊取締を手始めに昭和二十三年中各地で間断なく行われ、昭和二十四年も引続き継続せられているのである。

この取締の実施方法に関し、中央の最高責任官庁たる法務府と最大の自治体警察である警視庁及び最終審判機関たる最高裁判所当局は次の如くのべている。

昭和二十三年九月十五日附検務第二九六八五号

法務庁検務局長

暴力団の検挙について

暴力団の検挙については、従来しばしばこれが検挙処罰の徹底方を煩わし、その成果は見るべきものがあつたが、まだその根絶を見ないのみか、却つて取締の間隙に乗じて漸次その勢力を挽回しつつあるように見受けられるので、この際更にこれが検挙取締を強化する必要があると思われる。今般国警本部に於ては、法務庁と打合せの上別紙のような暴力団の取締強化に関する通牒を発したから、各検察庁に於ては、国家地方並びに自治体警察を指揮して、これが検挙取締に万遺憾なきを期せられたい。

なお、今後この種事件を受理した場合には必らず主要なる事件については受理及び処分その他の事件については処分の報告をされたい。

暴力団の取締強化について

所謂暴力団に対しては終戦後屢次に亘る一齊取締を行い、更に昨年十一月二十七日付警保局防発甲第六十六号に基き継続取締を実施中であるがこの取締着手以来本年六月迄既に四千三百余名を検挙し、一千二百余点の兇器を押収する等の成果を収め得た。しかしながらまだこの種組織の存在は依然として一掃するに至らず、社会の各部面に喰い入つてその勢力を温存して居る向も認められるのみならず、他面その乾分或はこれを模倣する不良徒輩が却つて甚だしくなつた傾向も認められる。

又その手口においても、縄張り争いによる殺傷事件、或は闇取引、物資の隠退蔵や他人の些細な弱点を種にする恐喝事犯等が極めて多く、加うるに会社ゴロ、官庁ゴロや既に解決した民事事件を再び取り上げて恐喝の手段とする等の新手口の犯行も少くなく、更に些細な確執がきつかけとなり集団闘争にまで発展する傾向も顕著である。このような状勢下に於て、従来の取締を一段と強化しなければ、我が国の民主化の促進は阻害せられるのみならず、社会不安を益々増大せしめ、国民の警察に対する信頼を失墜せしめる虞もあるものと考えられるから、左記各項により各自治体警察とも緊密な連繋を保ち新しい決意と周到なる捜査の下に強力なる取締を実施し所謂暴力団の一掃に努めるよう配意されたい。

尚自治体警察に於ても充分御協力を願い度い。

秘

暴力団取締強化要綱

現下の社会状勢に鑑み、暴力団の取締を一層強化し、その撲滅をはかるため、新たなる決意の下に左の要領により之れを実施し、主として所謂大物暴力団の徹底的検挙をはかる。

第一　対象

日本人たると第三国人たるとを問わず、概ね左記のものを対象とするも、形式的な一律捜査に亘ることなく、その実効を収めることに努め殊に夫々各その地方に於て最も強い勢力又は組織を持つ所謂大物の徹底的検挙に主眼を置くものとす。

(一) 博徒、的屋等で縄張りを主張し或は親分乾分の組織を保有して、恐喝、暴行、脅迫等の不法行為を常習とするもの。

(二) 露店商、土建業、人夫請負、興業等を標榜するも、その営業実績その他から暴力団的色

彩が濃厚と認められるもの。
（三）新聞雑誌等を脅迫、恐喝、詐欺等の行為に利用する所謂ころつき新聞の一味。
（四）石炭増産を阻害する所謂炭坑暴力団。
（五）会社等に対する恐喝、脅迫、営業妨害行為等を常習とする会社ゴロ、又は政治、官庁、社会各層に喰入り詐欺、恐喝、その他不正手段により不当の利権を漁らんとする所謂政治ゴロ。
（六）縄張或は組織をもち、暴行、闘争、無銭飲食、無賃乗車、無料入場等を常習とする不良青少年。

第二　取締の実施方策

（一）準　備

暴力団の取締実施にあたりては、まずその被害事実を確認することが最も緊要であるが、従来の取締実情に鑑みるときは、被害事実が明確ならず、被害者も亦申告を欲しない状況が見られるため、場当り的検挙に止まつた感が尠くない。従つてこの取締に当つては、被害事実を確認し、検挙資料を獲得する第一段の内偵捜査に最も力を注ぐ必要がある。

このためには能う限りの限度に於て従来の秘密主義を一擲して、暴力団の存在は国民の恥辱たるの観念を植付け世論を喚起して、その支持をうけ強力なる捜査をする必要がある。依つて具体的には次の事項を検挙準備として行うものとする。（その期間を概ね一ケ月とする）

（イ）被害事実の申告を求めるため、新聞、ラジオ、その他の機関を利用して警察の決意を明らかにし、暴力団掃滅についての市民の熱意ある協力思想を喚起し、投書、匿名の申告等により被害事実の申告を奨励すること。

（ロ）右の申告に対しては、警察は誠実に捜査を励行し捜査上秘密を要する事項を除き必要により其の結果を公表する等暴力団と警察とが何等かの因縁関係のあるような疑惑を一掃すること。

（ハ）最も被害にかわり易い飲食業者、露店商、興業師、その他の営業者、会社、工場等と連絡をとり、積極的に被害の内偵をすると共に、資料の蒐集に努めること。

（ニ）新聞記者、その他社会の裏面情報を入手できる誠実なる者に対して協力を求め、その実態の把握に努めること。

（註）但しこれらの者に利用されることのないよう注意を要す。

（二）検　挙（その期間は別段制限を設けない）

（イ）検挙については、徒らにその件数を競うことなく、真にその実効を収めることに努め、殊に旧来その地方に於て大物と称せられている暴力団に主眼を置きこれに主力を集中して徹底した検挙を行うこと。

（ロ）検挙に当つては、府県、警察本部があくまで主導権を握り、綿密な企画と周到なる用意のもとに、断固たる態度をもつて臨み、公正厳格な警察の旗幟を鮮明にすること。

（ハ）国家地方警察に於ては、警察法第五十八條に定める管轄外職権行使のできる場合は勿論、その他の場合にあつても自治体警察と予め充分連絡協調をとげ所期の目的達成に努めること。

（ニ）暴行、傷害、脅迫、恐喝等の事犯については、その取調べに当り、必らずその背後の暴力団体の存否を追究し部分的検挙に終らざるよう注意すること。

（ホ）検挙に当つては、警察署との連絡をとげ、内偵聞込みによる事前の証拠蒐集に努め、温情的態度を一擲し立体本位に取締ること。

（ヘ）この取締は一時的、形式的取締に終ることなく、後日尚お暴力団の残存が非難されることのない状態にいたるまで継続的に実施すること。

（ト）従来の暴力団体にして解散したるもの、又は事実その団体員に非ざる者が、これらの団体名をかたり暴行、脅迫その他不法行為をなす者も少くないからこれらの不良徒輩についても徹底した検挙を行いその実相の把握に努めること。

（註）これについては、できる丈け資料を集め世評にいう暴力団とその真相を明らかにする必要があろう。

第三　報　告

（一）各都道府県に於ては逐次取締の結果を、自治警察の分をも取まとめ、当該管区本部及び国警本部宛同時に報告すること。

（二）特異若しくは重大なる事犯については電話又は電報により即報し、詳細は書面報告すること。

第四　参考事項

（一）検挙成績優良なる者に対しては、犯罪検挙褒賞要領により行賞するものとする。

（二）予算措置は取締実情に応じて考慮するものとする。

刑捜二ノ三第二三二九号
昭和二十三年十一月二十二日

警視総監　田中　栄一

参議院議長松平恒雄殿

調査報告を求める件

十月二十七日附御照会のあつた所謂街の顔役等に関する各種調査別紙の通り報告する。

戦前もしくは戦時中に於けるこれらの代表的団体の名称組織、縄張及び勢力

別紙（一）記載の通り（省略）

右団体の終戦後の推移消長

当庁に於ける今次の取締は終戦後の社会状勢上目にあまる恐喝、脅迫、暴行傷害等の表面的所謂暴力団的事犯の検挙に主眼を置いて実施せられたもので之等の団体若しくは組、派に対して一応悪質行為を一掃したる感あり、従つて表面的には彼等の跳梁跋扈は見られないが此種組派団体員の伝統から来る悪徳行為は一朝にして壊滅出来るものにあらず、不断の検挙と取締の永続性にこそ懸つていると思料され、彼等又その不法行為を合法的に或は脱法的に続行している状況である。又一面検挙により組派等を解散し親分乾分等の因習を解くも依然として会社又は組合組織として従来の親分はボス的存在として影にあり現状に於ては勢力の不振又は不法行為の減少等は認められるも此種団体の増減変更解消等は明記出来ざる状況にあり。

終戦後の新興顔役の発生過程、名称、組織、縄張及び勢力

別記（二）管下所在の博徒、的屋、不良団体等一覧表記載の如く終戦後に於ける新興顔役と称するものも何れも過去（戦時中又は以前より）の組派についてその流れを汲む一連の繋りをもつものにして確然と区別する事は困難であり此種組派に属する新たなる活動的人物が多く純然たる意味の終戦後に於ける顔役は不良青少年団体にして前者に比すれば活動の程度も低く勢力も微弱である。

その発足過程も奇を好む不良青少年層の終戦後の社会世相に旧組織を模倣し親分乾分的仁義を憧れて発生したものである。名称其他については一覧表〇印記載のものを参照せられたい。

街の顔役の一般的動向、取締、検挙、審判、量刑、保釈もしくは仮出獄、累犯、社会人の関心及び影響について

一、総括的情況

管下に於ける組織的暴力団と認められるものの概数は

	組派数	員数
博徒	五〇	一七、三六九
的屋	七五	八、八四二
土建業	一一	一、〇八二
興行師	三	四二
不良青少年	三四	八二八
ごろつき新聞	三	三
極右団体	二	二〇
計	一七八	二八、一八六

であつてそのうち昭和二十二年六月以降本年十月末迄に当庁始め管下警察で検挙したものが九九三名身柄を送検したものが七〇二名である。その他街の地廻り不良等で不法行為を為し検挙されたものが三、〇一八名、身柄送りが二、〇九三名である。

前記の様に一応管下に於ける通俗の暴力団の検挙は一掃出来たかに見られ之等検挙を見た組派は解散し或は組織替等をして表面以前の様な暴力的行為は概して認められないが、これに代替せる街の不良青年等の横行がある。

一方表面的に現れない政治又は官庁、会社等に巣喰う、ごろつき的存在は検挙至難の見地と被害者の名誉心、被害申告のない点より現世相下相当あるものと予想され尚朝鮮人関係の物資取引等に係るこの種の不法行為も相当あるものと見られより以上の関心を拂つて注意している。取締検挙に対しては一般社会人（都民）は真摯熱烈な警望を以て迎えその強き執行と取締の永続性を要望している。以下二、三の注意事項を挙げれば

一、総括的情況

(1) 暴力団等不法行為者は検挙するも刑の量定が他の犯罪に比し軽く出獄が早い上保釈制度の利用に依り検挙の効なきを憂えて居るのが実情で甚だしきに至つては検察庁、裁判所さえも彼等に依る後難を惧れて居るのではないかと疑を放つ向もある。

(2) 暴力団の解散は飽く迄表面的であつて何々商事会社等と改名するも各親分は「若い衆部屋」と称して常時十数名の乾分を擁し又名目は街商組合となり、組合役員は公選制度を採つて居るも一般商人が彼等を惧れる余り自然彼等暴力団の占むる所となり、其の実体は旧態依然として親分乾分の緊密なる関係に在る。

又一家を維持する費用の如きもマーケット、露店の権利金、家賃であり、或は道路修理、スダレ掛け、衛生施設とかの名目をつけて寄附行為等で実際千円のものが三千円、四千円と吹掛けられ聴かねば脅迫的言辞を交えた暴力沙汰になる状態で名は変れど実体には何等の変りもない有様である。

(3) 又彼等も数次の暴力団狩りに依り脱道を覚え、兇器の如きも寸の詰まつたものを用い、仮令検挙するも銃砲等所持禁止令にて処断出来ず、精々職務執行法又は軽犯罪法に依るのみであつて益々彼等の跳梁に任せるのみで検察庁に於ける決断を望み度い所である。

保釈に就ても親分連になると金と人に不自由なく常に短期に出る様になり、保釈とは結局富者の為のものかと言う感がある。暴力行為の性質上絶対に許されざるものである。

二、希望事項

(1) 暴力団と言うものを対象として斯くの如き行為を常習とする者に対し検束、拘禁を容易になし得るようせられたい。警察本来の目的を的確に遂行する為に必要なのであつて事が起つてから之を解決すると言う様な事は最も愚なる事と言わねばならぬ。

例えば喧嘩闘争の場合にも実際に採り得る手段としては職務執行法、軽犯罪法程度であつて、仮令一時身柄拘束を為し得たとしても事態は解決するものではない。又喫茶店などでは彼等が姿を見せた丈で客の出入が無くなる状況に在る。

(2) 暴力団に対する保釈制度の撤廃と拘禁所の増設

保釈は冀に述べた如く富める者の為のもの如き状態であり容易に許可せらるる関係上被害者は自己の被害事実の陳述を濁り警察当局として立件する上に重大な障害を為しておる。暴力行為は他の事件と異り、一言にすれば弱い者虐めと言うべきもので其の性質上決して保釈は許さるべきものではない。

斯く論ずればとて総ての暴力行為に付いて斯く言うのではなく、飽く迄も暴力団として斯かる行為を常習とする者に対することで此の点警察当局としても実情の調査は常に為し居る所であり、之に伴つて投獄を容易にする為拘禁所の増設を望む。

(3) 公判廷に於ける証人訊問の注意と刑の加重

刑事訴訟法の改正に伴い公判廷に於て弁護士に依る証人訊問が許可せられる様になつた結果、被害者は被告の前に於て事実の陳述を濁り警察署に於ける陳述を覆す場合が多い。

公判の厳正の為めとは言い乍ら、後日の災厄を虞れるは現在の状況下に在つては当然の事で被害者の身に取つては切実な事であり無理からぬ点で此の観点より保釈全廃及び常習者に対する実刑の宣告及び厳刑を望み度い。

三、法令の改廃に関する意見

刑法改正に依り相当刑の引上げを見たるも我々は現実の問題として体刑の宣科と長期の採用を望む。恐喝は長期十年なるも斯くの如き刑を受くる者は全く稀である事を考えねばならぬ。

又手続関係に於ては已に述べたる点を考慮の上容易にして実の上る手続を制定せられん事を望む。

四、右の根拠たる若干の具体的事例

(1) 新宿露店街の大親分たる安田朝信の如きは保釈に依り出所後被害者を恐怖せしめ居るのみならず、更に兇器所持の点に依り再度検挙せられ居るにも拘らず現在依然新宿に於て威を振い保釈の何たるかを疑わしむるものがある。

(2) 南千住署管内に於て町の蛆虫たる與太者を検挙傷害罪にて署にありても確信を持ち又都民も非常に喜びおりたるに検察庁に於て送局二日目に釈放し警察の威信を失墜せる事甚だしく同署主任の如きは暴力団検挙せぬと迄極言する有様にて極刑を科すべく検察当局の善処を望み度い。

(3) 本年九月二十日板橋署に於て検挙せられたる林壮太郎の如きは九月二十一日釈放後即日志村署に於て恐喝現行として検挙、淀橋署に於て取扱つた成田定光の如きは四回の検挙後受けた刑は纔に六ヶ月である。

昭和二十三年五月国家地方警察本部刑事部捜査課編纂にかかる全国博徒、的屋一覧表所掲の者の中、貴管内にある該当者の近時の動向

本表記載の博徒、的屋の団体は当庁管内に於ては直接捜査検挙を担当せる係員の調査による実態把握の調査表で該当団体は組長又は幹部、組員等の何れかが検挙せられ、又は一応検挙面から見て容疑事実の認められなかつた団体であるので近時の動向は目下のところ相次ぐ検挙或は取締厳密の為め暴力的活動は認められない。従つて解散したもの（表面的に）組織替をしたもの等もあるが第二項推移消長欄で記載した通り之を文字通り解消と見る事も出来ない状態にある。

この種事犯の取締についての検察庁、国家警察、自治体警察の相互間の連絡統一の実状

当庁に於ける暴力団狩は昭和二十一年九月開始引続き昭和二十二年六月より本格的取締を開始し、当時は国家、地方自治体の区別もなく只單に東京地方検察庁との関係あったるもののみで当初本件立案に当り当庁当事者と検察庁首脳と嚴密なる連絡調整を遂げて終戰後全国に魁けて取締を開始し引続き続行中のものである。警視庁は首都警察の特殊性から規模大きく組織も比較的整つて居る関係上その後警察分権等あつてもその後の取締等に何等の影響を認められない。従前の警視庁管内より三多摩地方に国家地方警察都本部の村落警察と八王子市其他の自治体警察の存立を見たが此の種事犯取締に就て警視庁として特に記載すべきものを認めない。

従つて当初は警視庁管内（三多摩を含む）全般を連絡統一し分離後は自治体たる東京都特別区（都内二十三区）管内の連絡統一に本庁である警視庁刑事部捜査第二課が当つている事は前後共変りはない。

この種事犯に対する自治体警察の運営に就て

（イ）各地区の特殊事情に基く特別方針

当庁に於ける暴力団取締は終戰後の社会状勢の混乱下に暴力団の跳梁が激しくその取締を必要とする事が痛感されていたが一方当時の状勢は第三国人の不穏行動や労働攻勢に伴う労働紛争議に随伴する各種不法行為が頻発して暴力団取締を徹底断行する事が出来なかつた。昭和二十一年九月前記の各種大衆運動に伴う不法行為が一応下火の傾向が見えたので恐喝脅迫暴行傷害等所謂暴力団の取締に着手し同年十一月下旬迄に検挙人員三二五名其の内拘留状執行となつたもの二三名を見たが同年末より翌年の二・一ストを契機とする労働攻勢と引続き行われた同年四月の衆議院議員選挙等五つの選挙取締で暴力団の取締を徹底することが出来なかつた。

戰後の食糧難、インフレの昂進、道義の弱頽等の悪條件に益々拍車を加え殊に憲法改正に基く検挙方式の是正があり巷間の不良徒輩は犯罪は容易に検挙されないとする誤つた考えをもち暴力的不法行為が益々甚だしく民衆非難の的となつた。依つて各種犯罪の温床と見られる此の種暴力団の一掃を期して昭和二十二年六月警視庁独自の立場で検挙を開始したものである。当時政変等もあつて社会党の政策であるかの如き事を言う者もあつたが警視庁としては前記の様に刑事警察上重点的に取締の必要を痛感して独自の立場から検挙に着手した。

その際別添（昭和二二、六、二六、刑捜二ノ一第一、七三八号暴力団等不法行為者の一掃について）の様に各署宛指示すると共に暴力団の跳梁多き盛り場所轄警察署長を招集懇談してその取締を強力に推進した。更に当庁捜査第二課が主権を握つて管下各署を督励すると共に各調室毎に担当地域、団体を指定して所謂大物検挙に当らしめた。

之に対する新聞、其他の輿論はその強き執行と永続性を強調し尚お捜査に協力する投書、密告等も相当数あつて輿論はこの取締を歓迎した。一面警察に対する暴力団との情実関係を云々する投書もあつたが捜査の結果は何れも事件として処置する様なものはなかつた。

かくして相当効果を挙げているとき同年十一月内務省警保局長より統一的に暴力団の取締についての指示もあり当庁に於ては右指示に基いて又別添の如き（昭和二二、一二、四、刑捜二ノ一第四、四四六号）暴力団の取締強化について各署長宛指示通牒を発した。

不良新聞の取締については別添の如き（昭和二二、一〇、二三、刑捜二ノ一第四、一六五号）指示を出し当課に於ても極力捜査に従事したが目星しいものはなかつた。

以上の様にして取締を強力に推進して居るうち管下所在の組織的（戰前より組織のあつた）博徒、的屋等の主たる団体は相次ぐ検挙に逢い又輿論も刺激されて解散し又は名を民主的に変更するとて商事会社等に組織替するものがあつて犯罪行為等も減少されたが、之等に代つて第三国人又は不良青少年等の跋扈があり取締緩漫の向もあつたので本年六月十五日別添（刑捜二ノ一第五九〇号）暴力団の取締強化を指示する傍ら又歳場、所轄警察署長会議を開いて取締強化方を懇談し引続き捜査検挙に当つている。尚お昨年六月以降現在迄に於ける検挙状況は別表の通りである。

（ロ）街の顔役の実体を把握しこの種事犯の特殊性を明らかにするためとした一般的措置

当庁に於ては当初之等暴力団の不法行為が激しかつたので検挙第一主義をとり第一次指示（昭和二二、六、二六、刑捜二ノ一第一、七三八号）次ぎに之を強化すると共に第三国人等の抬頭に備え一方取締警察官の情実関係の排除を期し（第二次指示昭和二二、七、二六、刑捜二ノ一第二、一九〇号）、第三次の取締強化の指示に於て（昭和二二、一二、四、刑捜二ノ一第四、四四六号）実態調査を行う別に一班四名を定期間専従せしめて博徒、的屋、不良団体等の状勢を綿密に調査しその実体把握を努め調査を了した。

（ハ）この種事犯の検挙の万全を期するためとつた一般的措置

当初取締開始に当りその起案について検察庁と連絡を取りその運営に万全を期する傍ら巷間警察官と此種団体との間に悪因縁あるかの如き疑惑を一掃する為係員の排除転勤する様にとの措置をとつた。（昭和二二、七、二六、刑捜二ノ一第三、一九〇号暴力団其他不法行為者の一掃について附記第六項）

その外具体的検挙開始の時検挙取調其他の措置につき検察庁と万全の連絡をとると共に所用の捜査に当つては関係府県と緊密な連絡協力を得遺憾の点はなかつた。

（ニ）捜査の迅速化についてとつた一致的措置

捜査の迅速化に就ては通信、配車等時間に応じて要請出来る範囲に於て之を利用したが特段の施設を利用した事もなく捜査係として内偵捜査に苦心したところは食糧不足と交通機関の利用に不便を感じた事であつた。

（ホ）以上に関する訓令通牒その他の例規別紙の通り（主なるもの）。

（ヘ）上記の各事項は個々の具体的事件の処理に際し記録上明らかにせられているか否かについての所見

当庁に於ける所謂暴力団の取締は冒頭イ項に記載せる如く組織又は組織をもつ恐喝、脅迫、暴行傷害等の所謂智能的犯罪の表面的跳梁抜扈を掃蕩すべく重点を置き之が不良団体等の不法行為者の検挙に迄及びたるもので純粋の意味の博ち打等を対象としたものではない。尚これ等暴力団体的不法行為の一掃を期して検挙第一主義を以て臨み理論より実際（効果）を望んで捜査検挙に従事したので質問の如き前各項に対する個々の具体的事件の処理に際し記録上明らかにする確然たるものは得られないが大体の数字的のことを了解することは出来る。

尚ここに附言したいのは会社ゴロ、政治ゴロ、極右団体、ごろつき新聞等の犯罪が今次暴力団検挙に当つて比較的検挙が少く大きいものがないのは会社、政治、関係者等のこれら犯罪の捜査が難かしく又反面被害申告等も皆無である。被害者が名誉心又は後難を怖れ或は警察又は検察庁に出頭する等の迷惑を予想して被害に罹るや秘密にしている状況多分にあつて実効が挙がらない傾向がある。

刑捜二ノ一第一、七三八号
昭和二十二年六月二十六日

刑事部長
警務部長

官房主事
保安部長

各警察署長殿

暴力団等不法行為者の一掃について

標記の件については昨年九月十二日刑捜二ノ一第一、五六〇号を以て詳細指示したところ各位の努力により相当の成績を収めたが尚お其の核心を衝くに至らず今日に至つた其の後憲法改正乃至は検挙方式の一大変換に伴い巷間一部の徒輩は此種犯罪は容易に検挙せられざるが如き誤つた考えから近時所謂暴力団等不良徒輩の犯罪は漸次抬頭し民衆非難の的となつている其の犯行の跡を見るに其の手段方法は益々深刻潜行的にして巧妙奸悪を極め常に団体又は組織体の威力をかり或は他人の弱点を捉えての事業賛助其他の名の下に金品の不法領得を常習とするものであつて而も被害者の多くは後難を怖れ或は秘密の暴露を憂慮して極力事実を隠蔽する為之が内偵検挙は極めて困難であるが然し之等徒輩の跳梁を放任せんか其の害毒の及ぶところ寔に測り知れぬものがあるのみならず警察の威信に関すること亦甚しいのである。

仍て此際之等徒輩の一掃を期して一面警察の威信を昂揚すると共に都民の明瞭な平和態勢を確立し併せて各種犯罪の温床を殲滅することとしたから各位は宜しく部僚を督励して左記に依り周密なる内偵を遂げると共に管内住民の正義心にうつたえて其の全面的協力の下に之が検挙に特段の努力を拂われたく命に依り重ねて通牒する。

記

一、視察内偵

(1) 団体を背景とし又は輩下を利用教唆して事を構え暴行威力を示し家屋の占拠又は金品強請をなすもの。

(2) ダンスホール、キヤバレー、興行場、花柳界、飲食店街等に於ける無頼漢（用心棒を含む）所謂地廻りと称するものの無銭飲食金品強請女誘拐。

(3) 進駐軍の軍証偽造又は変造或は利用し或は第三国人其の団体の名に藉口し暴力行為を為し又は物資を騙取乃至恐喝するもの。

(4) 焼跡の地上権を繞り恐喝するもの例えば焼跡整理後当然権限を有する地主地上権者等が建築する場合難癖をつけるもの。

(5) 外地引揚者戦災者援護等に藉口した各種美名を掲げ執拗に金銭の強要をなすもの。

(6) 表面請負業を装うも其の実割込又は念達を要求する常習者。

(7) 銃売其他物資配給等に就て威力を示し割込又は談合を強要恐喝するもの。

(8) 悪徳新聞記者探偵社興信所其の他印刷物又は機関紙により他人に攻撃を加え記事中止又は広告料名義等に依り恐喝を為すもの及び他人の弱点を捉え金銭強請を為すもの。

(9) 債権債務其他事件に介入し威力を示し解決を図り不当の報酬を貪るもの。

(10) 其の他注意を要するもの。

二、検挙

(1) 線香花火的検挙に終らしむることなく実効ある方法に依り永続的に之を為すこと。

(2) 管下一斉的の検挙は原則としてこれを行わないから資料を蒐集し終つた者から逐次検挙すること。

(3) 検挙人員の多きを望まぬから巨悪を逸しない様努めること。

(4) 重要なものは事前に捜査第二課第一係と打合せ必要あらば防諜課捜査第一課青少年課等の協力を得ること。

(5) 署管下又は隣接署と合同の上一斉的検挙を行うときは捜査第二課及検察庁と事前に打合せ令状発布に機宜の措置を講ぜられる様努めること。

(6) 検挙したときは別添様式により報告すること。

(7) 重要なる被疑者に逮捕状の発せられたときは電話即報すること。

三、都民の協力

(1) 防犯協会等を通じて速かに管下一般に被害申告其他これらの一掃に協力を要望すること。被害対象の組合協会等の幹部を召集し又は臨時総会を催さしめ強力に協力方を要求すること。

(2) 前項の協会組合等に適宜文案を與えて掲示せしめ未然防止に努めること。

様式

昭和二十二年　月　日　　警察署名

暴力団等不法行為者検挙報告

検挙年月日	犯罪概要　団体あるときは其の系統関係	住所	職業	氏名	年齢

刑捜二ノ一第三、一九〇号
昭和二十二年七月二十六日

刑事部長
警務部長
官房主事
保安部長

各警察署長殿

暴力団其他不法行為者の一掃について

本件に関しては六月二十六日刑捜二ノ一第一、七三八号通牒に基き各位の最大の努力の結果異常の成績を示しその結果は何々組何々一家其他の暴力的団体等をして漸次解体の気運に赴かしめる等街の民主化明朗化に空前の成果を挙げているがこの状勢は此種不法団体又は不法行為者を一掃する絶好の機会と考えられるのでこの機会を逸せず左記により更に署員を督励して捜査検挙を持久的に継続し断乎殲滅を期せられたい。

記

一、某署管内の親分的存在で未だ検挙に至つていない者があれば此の際至急内偵を強化し検挙すること。

二、所謂親分的存在でなくても不良団体その他の不法行為者の行状を内偵しこれを一掃するに努めること。

三、前二号については巨悪を逸せぬことは勿論であるが実際に良民の被害の多いのは乾分其他末端の者の行為であるからこれ等のものをも一掃すること。

四、此種行為者の検挙弾圧の機会に乗じ朝鮮人、台湾人、中国人等の一部不良分子の不法行為擁張り的行為の抬頭が予想されるから（中国人等については進駐軍当局とも連絡の上）彼等の過去の不法行為を摘発検挙すると共に今後発生すべき事態に備えるためその出鼻をくじき些末な行為と雖も看過せず以て警察の威信と執行力を都民に示して内外人による此種団体の再発を未然に防止すること。

五、新憲法下に於ては被疑者被告人の保釈出所は広範囲にわたるものと認められるからこれ等の者の保釈後の行動は特に綿密に査察させること。

六、巷間広く警察官と此種団体との間に悪因縁があるかの如く信ぜられているが斯る疑惑を一掃するため仮令一部にでも其の様な関係を持つものがあり又は事務員等で過去の経緯に捉われて検挙の断行出来ぬ様なものがあれば排除転勤其他適宜の方法によりこれを粛正すること。

刑捜二ノ一第四、一六五号
昭和二十二年十月二十三日

刑事部長

各警察署長殿

不良新聞紙等の取締について

当庁管下では暴力団等不法行為者の一掃を期して検挙を続行し相当の効果も収めているが不良新聞紙については未だ検挙を見ず最近出版界の活況に伴つて各種新聞紙が激増しその中には宣伝価値を利用して詐欺恐喝等の犯罪を為し社会一般より暴力的乃至「ごろつき」的存在として非難されているものが尠くない。

右によつて内務省警保局長より之等不良新聞紙の取締強化の指示もあつたので左記要項により厳重取締り相成度し。

記

一、取締対象

イ、虚偽の事実や些細な弱点を種に金品を喝取するもの

ロ、新聞紙を背景に慈善事業等の名目で寄附金を強要するもの

ハ、広告を強要し不当な料金を請求するもの

ニ、購読を強要するもの

ホ、新聞用紙の配給価格違反

ヘ、其他新聞紙を利用したる犯罪

二、取締上の注意事項

イ、管内に所在する新聞社の全部につきての実体を別紙第一様式により調査し十一月十日迄に報告すること

ロ、検挙に先立ち充分視察内偵を遂げ言論弾圧の非難を受けない様に注意し事前に当庁捜査第二課並びに検察庁と緊密な連絡を保持すること

ハ、新聞紙の有する社会的機能価値に対比して犯罪の悪質と思われるものに重点を置くこと

ニ、視察内偵は先ず重点的に恐喝、脅迫、強要、名誉毀損、猥セツ罪等を中心として捜査を進めるが被害者が後難を恐れて証人となることを回避し或は告訴を行わない様な場合はこの様な不良新聞紙等は用紙の配給を受けていないものと思われるから用紙の入手について配給価格違反より捜査を進めても勿論差支えない

ホ、本取締の目的は所謂「ごろつき」新聞を撲滅し既に行われている暴力団検挙と相俟つて出版界における不良分子を取締り一罰百戒の効果を期するにあることに留意すること

三、取締期間

本取締は一応本年末までを目途とするも不良新聞に対しては引続き取締を行うこと

四、結果報告

取締結果は第一様式により明年一月十日まで期間厳守報告のこと

但し本年十一月末日までの取締概況を五日以内に中間報告すること

第一様式

新聞調

警察署

新聞又は雑誌名	発刊種別	発行部数	発行所又は主幹者の住所	主幹者の氏名	新聞の摘要	質良否	摘要

第二様式

不良新聞取締結果報告

警察署

検挙月日	新聞名及発行所	発刊種別	発行部数	検挙人員	勾留状執行人員	犯罪の概要	摘要

備考

イ、発刊種別欄には日刊、週刊、新聞、雑誌等の別を記入のこと

ロ、摘要欄には検挙後の発行継続の見透等を記入のこと

刑捜二ノ一第四、四四六号
昭和二十二年十二月四日

刑事部長
警務部長
官房主事
保安部長

各警察署長殿

暴力団の取締強化について

所謂暴力団の取締については本年六月以降各位の努力によつて相当の成果を収めたのであるが未だ以て全面掃蕩の域に達しない事は遺憾とするところであるが、他面社会状勢は依然としてこの種不良徒輩跋扈の間隙を残しているばかりでなく、最近再び蠢動の気配がある上に朝鮮人その他の第三国人が之等の勢力弱化を奇貨として、之等勢力に代替している実情もあり、更に青少年等で之等暴力団に加盟し或は之等の組織因習等を模倣して随所に不良団を結成する状況であつて、今尚之等暴力団の存在並びにその行動等が国民に対し、相当の脅威を与え、延いては我が国の民主

化を阻害する要因ともなつているので、この際更に一段と之が取締を強化して所期の目的を達成する様警保局長より指示もあり左記事項を参酌し新しい熱意の下に厳重な取締を実施せられたい。

追而本年六月二十六日付刑捜二ノ一第一、七三八号暴力団等不法行為者の一掃について並びに七月二十六日付刑捜二ノ一第三、一九〇号同件及び十月二十三日付刑捜二ノ一第四、一六五号不良新聞紙の取締についての三件は今後本取締に包括して実施することに致された。

尚お本件取締については、連合軍司令部よりも厳重な申入れがあるので遺憾なきを期すると共に本年十月二十七日付刑捜二ノ一第四、一七七号暴力団等不法行為者の検挙報告についての報告連絡に過誤なきを期せられたい。

記

一、本取締については格別期間を設けない。

本取締は当分の間これを継続し所謂暴力団の存在は認められない様な状態に到達することを目途とする。

二、取締対象を大要次の通りとする。

(1) 博徒、的屋等で縄張りを主張し或は親分の組織を保有して恐喝、暴行、脅迫等の不法行為を常習とし或は之を為す虞れあるもの。

(2) 露店商、土建業、人夫請負業等を標榜するもその営業実績その他から暴力団的色彩濃厚と認められるもの。

(3) 縄張り或は組織をもち暴行、闘争、無銭入場等を常習とする不良青少年。

(4) 新聞、雑誌等を脅迫、恐喝等の行為に利用する所謂新聞ゴロ一味の者。

(5) 右の外、本年六月二十六日付刑捜二ノ一第一、七三八号指示の各対象。

（視察内偵要項）

三、取締上の注意事項

(1) 前項に列挙した様な暴力団体等の完全な実態調査を行い、其の不良行動を常に適確に把握し得る様刑事其他の警察官の特別勤務とその団体の所在地域は、縄張りとする地域等の警察署、警察官とは相互に連絡強調し、又彼等の脅威の下に置かれる商興行人等との連絡を緊密にすること。

(2) 之等団体の不良行為検挙は、現行犯以外は内偵聞込による事前の証拠蒐集に主力を注ぎ、立件本位に取締ること。

(3) 之等団体相互の暴行、闘争等の反社会的行動に対してはこの際温情的態度は一掃して検挙第一主義を以て臨むこと。

(4) 取締は一時或は断片的検挙をもつて終れりとすることなくかかる暴力的団体の存在を彼等が自発的に否定する様な気風の醸成に寄与する如く努めること。

権力を以て団体解消を強制することは避けねばならない。

(5) 暴力団と警察との間に何等かの因縁関係をもてるかの如き従来の世評に顧み、本取締に於てはかかる世評を一掃する様署長は充分注意すること。

(6) 最近都内一部に暴力団狩りにより親分の勢力が低下した間隙に乗じて、不良朝鮮人等が横行し、恐喝、無銭飲食等をする者激増したが、派出所等に訴え出ても相手方が第三国人なる故をもつて取締検挙に応じないとの非難があるので斯様のことなき様督励すること。

四、報告

本件取締に関する報告は、十月二十七日付刑捜二ノ一第四、一七七号により確実にこれを為すと共に三項の一の暴力団実体調査表を別記様式により本月十五日迄に特使を以て提出すること。

様式

暴力団実体調査表

昭和　年　月　日調　警察署

暴力団の種別	団体又は組或は一家の名称と親分（或は主幹者）の住所氏名年齢	直系親分の組或は一家の名称等と親分の氏名及びその住所属柄	直系乾分の数 有力分子の氏名住所とその有力分子のもつ乾分の数	縄張り地域或は不良行為をなす地域と犯行対象となる業者	備考
博徒 的屋 土建業 博徒、的屋の流れを汲む者はその方へ入れること	例ノ一 何々一家 何代目 何某 歳 東京都何区 何々町	何々一家 何代目 何某 茨城県何郡 何々村		新宿 新宿	例 （イ）新宿何丁目の露店商何十軒から毎日何円宛のゴミ銭を徴収する （ロ）映画館何々から月何万円の用心棒料を得る （ハ）賭博開帳
人夫請負業 不良青少年団、ゴロツキ新聞	何新聞 主幹 何某 歳 東京都何区 何町何番地				終戦後の団体又は一家の起した事故等不良行為

備考

一、本表は本年六月以降解散したるものについても調査すること。そのことを備考欄に記入すること。

二、本表作成に当りては団体、組又は最高の親分（又は主幹者）毎に項を改め又は別紙とすること。

三、既検挙者については氏名の肩に〇印を附すること。

四、本表は三部提出内一部は防犯課宛とすること。

刑捜二ノ一第五九〇号
昭和二十三年六月十五日

刑事部長
警務部長
総務部長
警備交通部長
少年保安部長

各警察署長殿

官報
号外
昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その五）

暴力団の取締強化について

管下における所謂暴力団の取締については昨年六月以降各位の努力によつて相当の成果を収めたのであるが、未だ全面掃蕩の域に達しないのみならず、最近取締緩漫の向も見受けられる。反面社会状勢は依然として此種不良徒輩跋扈の間隙を残しているばかりでなく、最近再び蠢動の気配がある上に朝鮮人其他の第三国人が之等の勢力不振を奇貨として代替して暴力行為に出ずる実情もあり更に青少年等で之等暴力団に加盟し或は之等の組織因集等を模倣して随所に不良団を結成して犯罪の温床となる状況であつてこの際更に一段と之が取締を強化して所期の目的を達成したいから左記事項を参酌し新たな熱意の下厳重な取締を実施せられたい。

記

一、本取締については格別期間を設けない。

本取締は当分の間之を継続し所謂暴力団の存在が認められないような状態に到達することを目途とする。

二、取締対象を大要次の通りとする。

（一）博徒、的屋等で縄張を主張し或は親分乾分の組織を保有して恐喝、暴行脅迫等の不法行為を常習とし或は之を為す虞あるもの。

（二）露店商、土建業、人夫請負業等を標榜するもその営業実績其他から暴力団的色彩濃厚と認められる者。

（三）縄張或は組織をもち暴行、闘争、無銭入場等を常習とする不良青少年。

（四）新聞、雑誌等を恐喝、脅迫の行為に利用する所謂新聞ゴロ一味の者。

（五）会社又は官庁ゴロ

（六）隠退蔵物資又は闇取引に付込む恐喝又は暴力行為者。

（七）進駐軍の軍証偽造、変造又は利用し又は第三国人その団体の名に籍口し、又は暴力行為を為し物資の騙取又は恐喝するもの。

三、取締上の注意事項

（一）前項に列挙したような暴力団体等の完全な実態調査を行い既報後のものについては所定様式により報告すること。

（二）団体の所在地或は縄張地域等の警察署は相互に連絡強調し又彼等の脅威の下に置かれる商興行人等との連絡を緊密にすること。

（三）之等団体の不良行為は現行犯以外は内偵聞込による事前の証拠蒐集に主力を注ぎ立件本位に取締ること。

（四）之等団体相互の暴行闘争等の反社会的行動に対しては検挙第一主義で臨むこと。

（五）重要特異（朝鮮人等）なものについては事前に捜査第二課長と打合せ必要あらば捜査第一課、第二課、第三課、少年第一課、警備課、警視庁予備隊等の協力を得ること。

（六）取締は一時或は断片的検挙を以て終れりとすることなくかかる暴力的団体の存在を自発的に否定するような気風の醸成に寄与すること。

権力を以て団体解消を強制することは避けねばならない。

（七）暴力団と警察との間に何等かの因縁関係を持てるかの如き従来の世評に顧み本取締においてはかかる世評を一掃するよう企画全体につき注意すること。

四、報告連絡

検挙したときは起訴不起訴の時期を目途に左記様式により報告し未定事項は追報すること。

（本件は進駐軍当局より厳重な申入があるので誤りないよう注意ありたい）

報告様式

昭和　年　月　日　　警察署

暴力団等不法行為者検挙報告

検挙月日別	通常緊急現行犯逮捕の別	所属組織及び所在地	親分又は組長氏名	被疑者の住所職業氏名年齢	犯罪の概要	署の状況	拘留釈放月日	起訴不起訴の別	起訴猶予の理由	処分結果	未済	備考

署にありては本様式の台帳を備付最後の報告連絡に便宜を得られたい。

最高裁判所刑（第一二、三一〇号）

昭和二十四年八月十五日

最高裁判所長官　三淵　忠彦

参議院議長松平恒雄殿

暴力団等に関する裁判及び検察の状況についての調査報告の件

昭和二十三年十月二十七日附照会にかかる標記の件について、別紙資料を立法資料として提出する。なお右資料中判決綴の分は御用済次第御返戻願いたい。

第一　この種事犯に対する裁判の運営について

（イ）全国的方針

裁判に関する限り、街の顔役等に関する事案についての全国的方針というものは考えられないが、参考としては次の通達がある。

(1) 昭和二十三年二月十三日最高裁判所刑事第六七三号新憲法下における裁判官の地位及び職責について（別紙裁判所時報第五号参照）

(2) 同年七月十六日最高裁判所刑事第四、八二九号裁判官の地位及び職責について（別紙裁判所時報第十五号参照）

（ロ）各地区の特種事情に基く特別方針

(1) 真木康年事件について、被告人の健康状態が勾留に堪えうるものなりやにつき鑑定を命ずるため三週間病院に留置したのであるが、その間の被告人の身柄の拘禁については特に留意し、他人との接見を禁止するとともに、所轄警察署と連絡し、警官二名を病院に常置監視に当らしめた。（東京高）

(2) なるべく合議体をもつて審理する。（長野）

(3) 地方的に重視すべき犯罪と思料した場合は合議体で審理する。（新潟）

（ハ）。街の顔役の実体を把握しこの種事犯の特殊性を明らかにするためとつた一般的措置

(1) 実体を把握し事犯の特殊性を明らかにするためとつた措置として、真木康年事件については特に原審において慎重なる審理を遂げ十回に亘り公判を開廷し証人十四名（内一人臨

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

床尋問）を喚問しているのであるが、当審においても被告人の経歴、その背後的勢力等に留意し、愼重に記録を調査すると共に、五回に亘り公判を開廷、証人十一名を取調べた（うち一名は臨床尋問）のである。（東京高）

(2) 審理に充分な考慮を拂つているのは勿論であるが、特別な一般的措置なし。（名古屋高）

(3) 証拠調を充分施行した。（浦和）

(4) 一般社会情勢の洞察に関連して、新聞紙その他によりこの種事犯の特殊性を明らかにする外、具体的事件に顯出した特種事情は参考のため各刑事部判事に通報する。（仙台）

（ニ）審理の迅速化についてとつた一般的措置

(1) 当裁判所が七月二十一日真木康年事件を受理するや事件の性質に鑑み、迅速に審理する方針の下に、特に期日を八月十二日と指定したところ、東京拘置所より被告人の病状悪化し衰弱せるため当日出頭不能との通知があり、なお弁護人よりは右の事由に基き保釈乃至は勾留の執行停止を考慮されたい旨の希望申入があつた。当裁判所は事件の性質上愼重を期し右指定期日に東京拘置所に赴き、東京大学医学部医師高岡善人をして右被告人の病状につき、被告人が拘禁に堪えうるや、出頭審理に堪えうるやとの点に鑑定を命じ、鑑定の必要上被告人を東京大学病院に留置し、更に鑑定人として同大学の医師二名を追加したのであるが、鑑定の結果適当なる看護を加えれば拘禁も妨げなく出頭審理も可能であるとの結論を得たので、その後遅滞なく審理を行うこととし、九月二十一日より十月五日まで五回に亘り連続開廷をもつて事件の審理を遂げ十月五日結審十月十四日判決を言渡した、当時裁判所には係属事件多く既に右期間中には多くの事件が期日を指定されていたのであつたが、本件は特にそれらの事件の期日をあるいは変更し、あるいはこれに追加して審理を進めたのであり又病気不出頭の証人に対しては臨床尋問を行つて審理の迅速を期した。又弁護人においても審理促進に協力し弁護人の弁論の終つた当日の如きは法廷の閉廷は午後八時を過ぎる状況であつた。（東京高）

(2) 審判の迅速を期すため他の事件に優先して早く公判期日を指定するよう努め、又これが指定に当つては、弁護人側とも充分打ち合せておき、その時になつて延期変更等をしないようにしている。（名古屋高）

(3) できる限り迅速を期す。（浦和、甲府、仙台）

(4) 他の事件に先んじて審理する。（長野）

(5) 被告人等が事実を隠蔽せんとする傾向が強く、公判の審理が遅れがちなので裁判所は公判廷で縦横に対質尋問し、証人は現場において検証と同時に尋問し、かつ附近の居住者や、集つてくる群集の中から聞込みによつて随時証拠決定をして証人尋問をし、真相把握に努めた。また裁判所は記録の閲覧謄写に要する最少日時をおいて連続開廷し、これが既に期日が指定してある他の事件の期日を変更した。（京都）

(6) 在廷する被告人又はこれと縁故関係にある傍聴人の面前に陳述するにつき、萎縮感に陥つていると思惟する供述者のためには、弁護人を除き、障りある者の在廷を禁じて処理する。（大分）

（ホ）上記各事項は個々の事件の記録上明らかにされているか

(1) 真木事件について記載した（ロ）乃至（ニ）記載の審理状況は記録上明白であると信ずる。（東京高）

(2) 送致書類にはそれと窺える程度のことは大体記載してあつた。（東京高）

(3) 今次終戦後兇暴性犯行増加に鑑み適当符合印を記録上部に施す等表象具備計画してもよいように思われる。（大分）

(4) この種の事項は刑の量定に至大の関係を持つので、固より記録上明白にする。（仙台）

第二　街の顔役の一般的動向、取締、検挙、審判、量刑、保釈もしくは仮出獄、累犯、社会人の関心及び影響について本項に関連した一般的通達には左の通達がある。

昭和二十三年九月十日最高裁判所刑事第六、七七五号保釈等の運用について（別紙裁判所時報十八号参照）

（一）総括的情況

(1) 裁判前の保釈は証拠湮滅のおそれあるのみならず証人の証言に対する信憑力を保ち難いから特に考慮する。（福岡高）

(2) 公訴事実に顯われた事実はボス的事件でなくてもその背後がボス的でありかつその基盤の上に惹起された事件はボス的事件として特に考慮する。（福岡高）

(3) 被告人の釈放については愼重に考慮する。（長野、広島）

(4) 一般的にいつて街の顔役の恐喝事件等においては被害者が被告人に不利益な陳述をすることを忌避する傾向があり殊に公判廷における陳述を嫌い真実を語らぬことが多い被告人並びにその身内による復讐を恐れる為である。（京都、福島）

(5) 他の事件より優先して審理、判決するよう努めているが、法廷において証人申請が多く審理に困難する状況である。しかして法廷には乾分の傍聴人が押しかけて証人を威圧する空気があつて、証人は真実を述べない傾向が見られる。（名古屋）

(6) 起訴事実以外に、潜在的類似行為のあることに留意すること。この種の犯罪については、起訴事実として特にとり上げられたものの外、多数の類似行為が伏在しているのが常であつて、そのことの認められる合理的な資料のある限り、それを考慮に入れて判定するのが適当だからである。（広島）

(7) 一般にかかる事犯の検挙は、新日本建設の方途の障害を除くものとして強く要望歓迎せられ、これが量刑については特に愼重な考慮が必要と考えられる。又保釈については関係人において出所後の犯人の社会活動に畏怖を感じ、これに反対の意嚮にあるを看取される。（福岡）

(8) 関係人は顔役出所の暁乃至後難あればとの杞憂心をいささか具有するものではないかと思われる。（大分）

(9) この種人権侵害事件は、真に顔役及びその配下の縁故者を検挙せねば顔役のみの検挙については社会の明朗化は期待できない。（大分）

(10) 量刑については特に愼重な考慮が拂われている。（熊本）

(11) 被告人は判決に至るまで数回の保釈願を提出した。病気なりと称し、せつぱつまつた取引関係ありと称し、あるいは数百里の遠きより来た人と解決取引あり等と称し来るも検事側の許否の意見に拘泥せず事案を参酌してこれを許さず、判決の後始めて前住居以外たる熊本地方裁判所附近に住居を制限して保釈を許した事案もある。仮出獄は余程悔悛し地方的影響のなきに至りたる後愼重にこれをなすべきものと思料する。（熊本）

(12) 地方の一部の者は被告人に対しある程度の恐怖心を抱き迅速なる処刑を希望するものの如く、被告人が未だ保釈されていないのに既に保釈されて帰つてきた等のデマ等を飛ばす有様であつたようである。（熊本）

(13) ボス的行為を総括的に観察すればこれが発生はその行為の端緒である双葉のときにこれを摘みとらざる警察その他の勇猛心の欠けたるに原因すると思われる。ボスが一方には自己の都合よき権力者に近づき、又他方社会人の歓心を求めて人気を集むるのは彼等一般の通有性である。（熊本）

(14) 裁判所の扱う具体的事件においては兎角組織を背景とするものであるという事情が訴訟資料として顯現せず、その結果単なる不良の偶発的事犯として認定する外なきもの多し。

（仙台）

(15) 被告人の存在自体が一般世人、特に被害者に恐怖を與えるから保釈の許否の決定については特に愼重な考慮が必要とされる。（福島）

(16) この種事犯の量刑に当つてはその社会的基盤、社会的影響力等の社会的な諸八條件を考慮に入れる必要上なるべく多数の証人を喚問する方針である。（福島）

(17) 証人尋問についてはなるべく一定の証拠調期日に集中して訊問する方針である。（福島）

（二）希望事項及び法令の改廃に関する意見

(1) 公判廷において審理を妨害したり裁判所を侮辱したりする者に裁判所は自ら処罰しうる制度を設けられたい。（名古屋高）

(2) この種事件の結果を新聞等によつて公表し、何故かかる刑罰を科せらるるやを認識させ、民主主義思想の徹底並びに封建思想の拂拭の一助とすべきである。（名古屋）

(3) かかる事犯については、保釈につき他の事犯より更に嚴重なる條件を附加せらるるよう立法上の措置を希望する。（福岡）

(4) 警察、検察其他官憲有力者側にのみ欲心を求むるものには常に警戒を要する。ボスもまた常にこの通有性をもつて官憲を藥籠中のものとなすに腐心しているようである。各官憲は速かに彼等を看破するの明をもちたいものである。（熊本）

(5) 新刑事訴訟法には憲法第三十七條の関係から旧刑事訴訟法第三百三十九條の如き規定を削除し、ただ刑事訴訟規則第二百二條に傍聽人のみを退廷せしむることになつているが、いわゆる街の顔役等の審判には証人等は被告人の面前で充分の供述をなすことができないと思料する場合が往々にあり、これに対する規定が必要ではないかと思料する。（宮崎）

(6) 検察官において、もう少し街の顔役の犯罪である事情を訴訟の過程において顯出するよう努められんことを望む。特にいわゆる末端の「チンピラ」でなく「ボス」の本拠を衝かれたい。（仙台）

(7) この種の事犯の被告人の出所後の動向を平和的ならしめる何等かの法的措置（例えば一種の観察制度の如きもの）をとられたい。（福島）

(8) 改廃の要なしと考える。蓋し現行法令についても脅迫、強要、恐喝、殺人、傷害、贈與等の刑法上の規定、暴力行為等処罰に関する法律、独占禁止に関する法律等によつてあらゆる種類の顔役を清掃できるわけであつて、要は以上各規定を充分実行に移すことであるからである。恐喝事件などでは彼等の行為の一部軽い部分だけが起訴されているのではないかと思われる事件もあるが想像だけで量刑することは危險であるから、かような事件では被告人を中心とする背後関係の全部が法廷に顯出されねばならないし、親分乾分の組織関係の殺傷事件では身代り被告人と思われる事件もあり、裁判官の力では如何にしても事件の真相を把握できないものがあるから、警察官の良識と反省が最も大切であるがこの種の事件を根絶するためには日本の社会の改革が実現されねばならないと考える。（名古屋）

(9) 法令の改廃については右保釈の点及び暴力行為等処罰に関する法律違反の刑罰を高めるよう希望する。（福岡）

(10) ボス的行為をなす前既にボス的組織を有するものは解散処罰に関する法令を強化設定する必要があると認める。彼等が犯罰行為をなすのをまつての法の発動は時既に遅しと思う。（熊本）

(11) 暴力行為等処罰に関する法律中に「社会的なある勢力を利用したり個人の腕力的な優越を示して他人を圧服し自己の利益又は便宜を得若しくは得ようとした者」を処罰する規定を設けられたい。それはこれらの者が刑法の脅迫や恐喝などの類型に該当する要件を備えていないため、これを処罰し得ないことがあるのでこれらの者を処罰する規定を設けなおその行為は一種の暴力を利用するものであるから「暴力行為等処罰に関する法律」の中にその規定を設けられたい。（福島）

(12) 街の顔役の審理については、いずれも証拠調終了とともに例外なく勾留されている被告人について証拠湮滅、逃亡の虞なしとの理由で保釈の請求ありて、右條件は外形上具備せられておるため保釈の許否については非常な苦心を要することとなる。又刑法第二百八條暴行罪及び同法第二百二十二條脅迫罪の各刑罰が昭和二十二年法律第百二十四号により改正せられ引上げられたのに独り暴力行為等処罰に関する法律違反の刑罰のみが旧来のままにあるのは軽きに過ぎるように思料される。（福岡）

次に、暴力事犯取締結果についての全国的統計は左の通りである。この統計に関しても、各地における暴力団なる概念の捉え方や、取締程度の強弱に相当の差異があるものと考えられるので、この統計の示すところによつて各府県における暴力団体の活動状況を推測することは、必らずしも正確でないことを注意しなければならない。

種別 / 年月日	殺人	恐喝	傷害暴行	脅迫	暴行	詐欺	強窃盗	その他	計	博徒	的屋	愚連隊	ゴロツキ新聞	炭坑暴力	その他	計	拳銃	七首	日本刀	その他	計
第一次（昭二一、九、一五／二一、九、二五）	二九	一、六一〇	一〇一八	三三	一、四三三										二八三六	三〇、五二三					
第二次（〃二三、三、一〇／〃二三、三、一五）	二六	七四九	四五〇	九三	五五三	一五七	六、九六三	一〇、六三〇	一九、六一四						一九、六一四	一九、六一四					
第三次（〃二三、六、／〃二三、一二、）	九	一、四六三	七〇七	五三	一九五			六、二九四	八、七二二						八、七二二	八、七二二					
炭坑〃二三、八、九月		一〇八	三一八		六八			七二〇	一、二六四					一、二六四		一、二六四					
ゴロツキ新聞（昭三一、二／〃三一、三）		三四		三	三	三六		九三					九三			九三					
昭和二二年一二月	三	一三一	五三	七	七四	二五	六六	七六	四八四	一三二	二九	一〇〇	—	—	七三	四二四	一	一三	一〇	一〇七	一三四
〃二三年一月	三	一五九	一三三	四	三〇	一三	八九	一五二	五七〇	一八三	一〇三	三〇三	一五	—	六七	五七〇	八	三	一五	七〇	二四

区分	犯罪別人員														国籍別人員				
	恐喝	傷害	殺人	暴行	脅迫	強窃盗	暴力行為	その他	合計						日本人	朝鮮人	台湾人	中華人	
昭和二三年二月	二	三五	九一	一	一五	一三	一四二	一六七	六四五	一〇四	二七	二四九	三	九二	一七〇	六四五	一〇	二〇	一四	一七一
〃 三月	七	一五三	五五	二	四七	一〇	一七〇	三四	四八〇	三六	七五	一七九	八	三五	一四七	四八〇	四	一六	八	二四	五二
〃 四月	三九	一三二	一六六	二	九五	九	六九	二〇五	七一七	九一	九八	二〇八	二	—	三〇九	七一七	五	二四	一三	二七九	三一
〃 五月	一九	三一三	一〇〇	六	一〇四	二七	一四四	一八二	八〇五	一〇七	一三三	一八二	一三	—	三七九	八〇三	九	三五	二〇	一二四	一六九
〃 六月	一七	二三三	一八〇	三	〇	二八	一三	一二五	七一五	六四	一四一	二〇〇	四	—	三〇六	七一五	九	二四	一六	二四二	一四一
〃 七月	三	一二七	一二一	八	七一	二四	三七	八一	四七三	六九	一〇七	一五三	六	二	一三六	四七三	一	一六	七	四六	七〇
〃 八月	三九	五七〇	三五二	六〇	二一五	三六	七八	二一八	五〇五	五六四	一七四	六	一九	三〇〇	一、五六八	一六	三九	四一	一六八	二六四	
〃 九月	〇	四四七	二四四	四〇	二一六	一九	七〇	二〇一	一、一四七	一三三	二七三	九	一六	三四六	一、一四七	二	二六	二二	五八	一〇七	
〃 一〇月	五四	六六九	四七三	一四	二〇八	七二	二一〇	六六二	二、三六二	三〇四	三六三	四六四	一四	二五	一、一九二	二、三六二	二	五二	四一	一四四	二四八
〃 一一月	一三	四〇四	三二四	三六	一五二	六二	一九一	三一〇	一、四四九	一八七	一〇〇	一、三一〇	八	四二	八三五	一、四四九	一六	一八	三二	九七	一六二
〃 一二月	一	三六六	一四三	三五	一三五	二八	一〇六	三一八	一、一三三	一六九	五五	一一八	三	六	七七二	一、一三三	四	一四	一四	六〇	九二
昭和二四年一月	九	一三六	一三七	一二	一一五	九	一〇八	一九六	六一二	二七	六八	三五	〇	二五	四六六	六一二	三	一三	二	六三	九〇
〃 二月	一〇	二三七	二三五	一三	三〇	二二	一〇七	二三四	八七七	八六	七六	二五	二	二五	四六三	八七七	四	一三	一四	四九	八九
〃 三月	四八	三〇二	二六二	二〇	八七	四二	一〇二	三〇三	一、一六三	一七二	一〇二	二三五	二	四二	六二四	一、一六三	一四	三四	二六	二八二	二九二
〃 四月	二	五六五	一七八	五	三三	二六	四八	六六	九三二	二八	一五三	三三三	一	二八	二八八	九三二	三	一三	九	五二	一〇四
〃 五月	一二	六四九	一五〇	六	四二	一五	六三	七三	一、〇〇八	六二	一三六	二六六	三	三六	五〇四	一、〇〇八	六	一五	一〇	二九	六〇
〃 六月	一五	三三九	一〇五	八	三一	八	五〇	八六	六三二	一〇五	九九	二一三	六	一九	一九〇	六三二	一七	八	四	一三	四二
〃 七月	一七	一三六	二四四	五	四九	三	二七	四三	一五二	二八	一	四二	四四	五二四	〇	六	三	一八	二七		
合計	三八九	一〇、一三四	六、二一六	七〇九	三、七二五	六九二	二〇、八七三	三五、六九六	七八、四七二	三、九一七	四、〇六七	四、一三一	三六二	一、七二九	六四、二五三	七八、四七二	一七二	四三〇	三四一	一、九一四	二、八四三

第一次不良徒輩一齊取締結果表

道府県名	犯罪別人員														国籍別人員				
	恐喝	傷害	殺人	暴行	脅迫	強窃盗	暴力行為	その他	合計						日本人	朝鮮人	台湾人	中華人	
北海道	四一	一六	一	一三	八	三九五	一九	二九一	七八四						七一六	六八			
青森	一	一二				一〇四		一三二	二四九						二四〇				
岩手	一〇	一三		三〇		八七		二六三	四〇三						四〇三				
宮城	一〇	一五		六		一一八		一三	三四八						三四五	三			

秋田	五	七		八		四一		六六	一二七	一二二	五		
山形	一二	六		五	二	一〇八	七	五六	一九六	一九六			
福島	二八	三九	一	三四	一	三〇〇	一二	三八六	八〇一	七九四	六	一	
茨城	二二	四九		五	一〇	三七二		一、一二三	一、五八一	一、五八一			
栃木	九八	九二		二三五	一九	八三七	一〇七	八五三	二、二四一	二、二三六	五		
群馬	五	一五		二一		一八三		二七三	四九七	四九三	四		
埼玉	三四	二一		三	一	二四〇	一六	一四四	四五九	四五四	五		
千葉	一〇七	八九	二	一四	二八	一八〇	五五	一、〇〇九	一、九八四	一、九八二	二		
警視庁	二三七	二二		五一	一	六八七	一六	一、六九五	二、七〇九	二、六六七	四一	一	
神奈川	一九	五		一三	一	一四五	一一	三三四	五二八	五一八	一〇		
新潟	一五	二三	一	一一	三	三四六	六	三三一	七三六	七二〇	一六		
山梨	五	一五		八	六	七六	三二	四七	一八九	一七九	一〇		
長野	一六	六		一二		二八〇	一九	一九三	五二六	五二六			
静岡	四八	二九	三	四	一一	三六〇	四	一七四	六三三	六三二	一		
富山	二六	六六		八	一〇	二〇九	七六	七〇四	一、〇九九	一、〇五八	三九	二	
石川	二	九				七一	七	一五	一〇四	九三	一一		
福井	三				五	八一		二九	一一八	九七	二〇		一
岐阜	八	一八	四	一		四七八		三〇五	八一五	七九三	二二		
愛知	八七	一七	一	一〇	八	五七四	二四	三四一	一、〇六二	一、〇三六	二六		
三重	七二	二一	一	一五	八	三五三	八	一九一	六六九	六四九	二〇		
滋賀		六		三		八一		三三	一二三	一二一	二		
京都	五七	五六		四五	一四	二四四		七〇	四八六	四二五	六〇	一	
大阪	一〇七	三〇	一	一七	七	四五〇	四七	八一九	一、四七八	一、三七七	八八	九	四
兵庫	一一八	二三	三	一七	五	七二八	二七	五九六	一、五一七	一、三八七	一三三	六	一
奈良	七	五		一	三	四三	五	四六	一一〇	一〇九	一		
和歌山	一五			一	一	七四	一六	一一三	二二〇	二二〇			
鳥取		七		六	三	四九	一一	一二六	二〇二	二〇二			

区分 / 府道県名	恐喝				傷害				殺人				暴行				脅迫			
	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計
島根		五	一			三	九〇	二	九二	一九三								六	一	
岡山	三九	二二			一	一二	四	六三二	一一	三九六	一、一一六		一、〇九五	二二						
広島	一九	三一	五		三	四	一九三			二五九	五一四		五〇〇	一三	一					
山口	九一	七七			四五	一八	二五六		一五	二八二	七八四		六五〇	一三二	一					
徳島	二	一	一		一四		八二		二九	九五	二二四		二二四							
香川	一〇	一一			五	七	二六七		三	一三〇	四四一		四三九	二						
愛媛	三九	四三			三	一	三二三		四一	二二一	六七一		六七一							
高知		四			一四		一四〇			三五〇	五〇八		五〇八							
福岡	一一〇	三〇			一	二二	四二七		一九	五九六	一、二〇九		一、一八三	二六						
佐賀					三		九一			一〇七	九三		九三	一四						
長崎	三二	三九				二二	三六六			三四五	八〇七		七七五	三二						
熊本	三五	三			六	二	八五		四	四〇七	五四二		五二六	一六						
大分							一五			二八	四三		四三							
宮崎	一	一三			一	二	五六		七	五八	一三九		一三六	三						
鹿児島	二二	七			一	一一	九四		三	七二	二一〇		二〇六	一四						
合計	一、六二〇	一、〇一八			二九	七五九	二一二	一一、九一〇	六七二	一四、二八三	三〇、五一二		二九、六一五	八六七	二三					

その一

区分 / 府道県名	恐喝				傷害				殺人				暴行				脅迫			
	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計
北海道	三	三五	三	四一	一四	二	一六		一				七	六	一三		一	七		八
青森	一				一三	四	五	一三												
岩手	二	八		一〇	一三								三	二	三〇					
宮城	一	九		一〇	五	八	二	一五					二	一	六		二	三	一	六
秋田		四	一	五	五	二	三	七					四	四	八					
山形	三	八	一	一二	一	二	三	六					五	五	一			一	一	二
福島	一	二六	一	二八	三	二三	三	三九					四	二五	五	三四				

茨城	三	一六	三	三	一三	一四	三	四一					一	三	一	五	七	二	一	一〇
栃木	二七	六五	六	九八	一四	五八	一〇	八二					九〇	一四五		二三五	四	一四	一	一九
群馬		三	二	五	二	九	四	一五						二		二				
埼玉	七	二	六	三四	一	二〇		二一						三		三			一	一
千葉	二八	七二	七	一〇七	三	六九	八	八九		一	一	二	九	五		一四	三	三	三	二八
警視庁	二六	一九四	一七	二三七	三	三	七	三					六	三四	二	五一		一		一
神奈川	三	一四	二	一九	一	三	一	五						三	一	一三	一			一
新潟	四	二		一五	二	一六	五	一三			一	一	五	二	四	二	二	一		三
山梨		四	一	五	一	三	一	一五					一	七		八	五	一		六
長野	四	九	三	一六	一	四	一	六					二	二	八	三				
静岡	一五	一三	一〇	四八	九	一八	二	二九		二	一	三		三	一	四		九	二	一二
富山	七	一八	一	二六	一六	四〇	一〇	六六					二	六		八	五	四	一	一〇
石川		一	一	二	二	六	一	九												
福井		三		三														二	三	五
岐阜	一	三	四	八	二	七	九	一八			四	四		一		一			一	一
愛知	二〇	六三	四	八七	五	二一	一	一七			一	一	四	六		一〇	五	三		八
三重	七	五四	二	七二	四	一〇	七	二二			一	一		二	四	一五		七	一	八
滋賀					二	三	一	六						二	一	三				
京都	二	四四	二	五七	四	四三	九	五六					二八	一五	二	四五	七	五	二	一四
大阪	三八	五一	一八	一〇七	四	一八	八	一三〇		一		一	一〇	七		一七		六	一	七
兵庫	六	七〇	四三	一一八	一	一五	七	三三			三	三	二	一四	一	一七		三	二	五
奈良	一	五	一	七	一	四		五						一		一		三		三
和歌山	七	八		一五											一	一		一		一
鳥取						二	五	七					二	二	二	六			三	三
島根					五			五	一			一						三		三
岡山	二	二五	三	三九	一	七	一四	二二			一	一	一	九	二	一二		四		四
広島	九	一八	二	二九	四	二六	一	二一	四	一		五			三	三		三	一	四

区分 / 道府県名	強窃盗				暴力行為				その他				合計			
	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計
山口	一四	六六	一二	九二	一〇	四八	一九	七七			三	一四	二	三七	二	一四
徳島	一	一		二							一	七	一	二	一	一四
香川	三	一二	二	一六	二	一	一	二			三	二	二	五	一	五
愛媛	三	二七	九	三九	四	二七	一三	四三			一	二	一	三		一
高知					二	二	四	七			二	七	三	一三		
福岡	三〇	八二	九	一一〇	二三	七	三〇	一			一四	四	一三	一	一	二
佐賀											三		三			
長崎	五	一三	一四	三二	四	二五	一〇	三九			一〇	二	三	一	一	三
熊本	二	一二	一三	三五	三			三			三	三	六	二	二	二
大分																
宮崎	一	一	一	三	一	一三	一三	二七			一	二	二	一	一	一
鹿児島		一四	七	二一	一	二	七	一〇			一	一	一二	一	一	一三
合計	二八五	一、二一〇	三三五	一、八三〇	一六六	六六二	一九〇	一、〇一八	七	六	一六	二九	二二五	四六五	七九	七五九	四七	一三〇	四四	二三二

その二

区分 / 道府県名	強窃盗				暴力行為				その他				合計			
	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計	十八才未満	三十才未満	三十才以上	計
北海道	八〇	二四〇	七五	三九五	一六	三	一九	二六	一五	一八	一〇	二九	一一〇	四七八	一九六	七八四
青森	五五	三三	一六	一〇四					三〇	六四	三八	一三二	八九	一〇六	五四	二四九
岩手	三七	三四	一六	八七					一六〇	七〇	三三	二六三	二一五	一二七	五一	四〇三
宮城	二八	六七	二三	一一八	四	九		一三	二八	一〇八	四四	一八〇	七〇	二〇七	七一	三四八
秋田	一九	二	三	四一					一四	四三	一〇	六六	三三	七四	二〇	一一七
山形	五四	三九	一五	一〇八		三	四	七	三	三七	一六	五六	六一	九五	三九	一九六
福島	七〇	一五二	七八	三〇〇		一三		一三	三三	一六八	一五六	三八六	一一〇	四一六	二七五	八〇一
茨城	九九	一七五	九八	三七二					四四〇	四六六	二一七	一、一二三	五六三	六八六	三三一	一、五八一
栃木	二八八	三一五	二三四	八三七	一九	六四	二四	一〇七	一三九	四〇五	三〇九	八五三	五九一	一、〇六六	五八四	二、二四一
群馬	四〇	七五	五〇	一六三					四五	八九	一三九	二七三	八七	二一五	一九五	四九七

埼玉	六〇	二三九	四一	三四〇	一	三	三	一六	二四	八五	二三	一三二	一〇五	二八〇	七四	四五九
千葉	一八七	三四〇	一五三	六八〇	一〇	三九	六	五五	二九四	四八一	二一九	一,〇〇四	五四八	一,〇二九	四〇七	一,九八四
警視庁	一〇八	三九一	一八八	六九七	一	三	三	一六	三四五	九〇二	四四八	一,六九五	四八九	一,五四六	六七四	二,七〇九
神奈川	二九	七九	三七	一四五	三	八		二	八二	二三三	二〇	三三四	一一九	三四八	六一	五二八
新潟	八六	一三二	一三八	三四六	二	四		六	九三	一一八	一二〇	三三一	一九四	二七四	二六八	七三六
山梨	二四	二七	二五	七六	一	三〇	一	三二	三	一五	二九	四七	四五	九七	四七	一八九
長野	二六	一三一	五三	二八〇	七	一〇	二	一九	四〇	一〇三	五〇	一九三	一五〇	二五九	一一七	五二六
静岡	五九	二一六	八五	三六〇		四		四	二四	九八	五二	一七四	一〇七	三七三	一五三	六三三
富山	二七	一二五	五五	二〇七	一七	五五	四	七六	三〇	二〇一	四七五	七〇四	一〇六	四四九	五四四	一,〇九九
石川	一〇	四〇	二	七一		七		七	四	八	三	一五	一六	六二	二六	一〇四
福井	三三	三一	一七	八一					二	一五	三	二九	四四	五一	二三	一一八
岐阜	一一〇	一二七	一四一	四七八					三	九七	一八六	三〇五	一三五	三三五	三四五	八一五
愛知	一一一	二八八	一七五	五七四	二	三		二四	四五	一四七	一四九	三四一	二〇一	五三二	三三〇	一,〇六二
三重	五三	一五九	一四一	三五三	一	五	二	八	二	六六	一二四	一九一	七六	三一三	二八一	六六九
滋賀	一八	四九	一四	八一					二	二三	八	三三	三一	七七	二四	一三三
京都	三〇	一三五	七七	二四四					四	三六	三〇	七〇	七五	二七八	一三三	四八六
大阪	一二七	一二七	九四	四五〇	一四	二四	九	四七	三二四	三四五	一五〇	五一九	五一九	六七九	二八〇	一,四七八
兵庫	九七	五九三	三八	七二八		三	五	二七	四七	二三六	三一三	五九六	一五三	七六三	六〇一	一,五一七
奈良	一〇	二六	七	四三		四	一	五	六	二四	一六	四六	一八	六七	二五	一一〇
和歌山	一三	四九	三	七四	三	一三		二三	四九	三六	二八	一一三	七三	一〇七	四一	一三〇
鳥取	九	一〇	三〇	四九	二	五	四	二	一九	三一	七六	一二六	三一	五〇	一三〇	二〇二
島根	四六	二八	三	八六		二		二	一四	四九	二九	九二	六六	八二	四五	一九三
岡山	一七三	三二一	一四七	六三一	六	五		二	九〇	一五六	一五〇	三九六	二八二	五一七	三一七	一,一一六
広島	三三	一一八	四二	一九三					七〇	一一八	七一	二五九	一二〇	二七七	一一七	五一四
山口	四九	一四七	六〇	二五六	一	二	三	一五	六九	七九	一一四	二八二	一七四	三九九	三一	七八四
徳島	二〇	四一	二	八二	三	一七		二九	一六	四二	三七	九五	五七	一〇六	六一	二三四
香川	三五	一二九	七三	二六七		三		三	一四	三九	七九	一三二	八五	一九八	一五八	四四一

区分 / 道府県名	無職	的屋博徒其他	露店商	職工	農業	其他	合計
北海道	一九	三五	五〇三	一二	七二	七九	二六四	七八四
青森		四	四四	二	一〇	一〇八	八一	二四九
岩手	六	一〇	七四	八	一四	一一七	一七四	四〇三
宮城	八	九	八三	二八	四二	六三	一一五	三四八
秋田	四	五	二八	二	一〇	四一	三七	一二七
山形	三		四二	四	三六	四三	六八	一九六
福島	三	一九	一九五	一〇	四九	二五八	二五七	八〇一
茨城	三	二二	二五四	二四	二一一	六〇九	四五八	一、五八一
栃木	一二	五六	四〇六	五〇	二六四	七九二	六六二	二、二四一
群馬	二	一三	一三八	一七	五八	一〇四	一六五	四一七
埼玉	八	三	一三五	一九	四九	一四七	九八	四五九
千葉	一九	一一五	四一七	二二	一二五	七三八	五四八	一、九八四
警視庁	九七	一一〇	七九一	一七二	三一六	七八	一、一三五	二、七〇九
神奈川	三	五	一一五	七	一四〇	三六	二一九	五二八
愛媛	七四	一七四	七五	三三	一四	二六	一	四一	八	七三	一四一	三三一	一〇四	三二八	六七一
高知	五二	五四	三四	一四〇					七六	一四九	一三五	三五〇	一三〇	三一四	一六四	五〇八
福岡	八五	二六四	七八	四二七	二	一七		一九	六二	三六七	一六八	五九六	一七三	七六八	七六八	一、二〇九
佐賀	二	六三	一七	九二						八	五	一三	三	七三	三	一〇七
長崎	四七	一八七	一三三	三六六					五七	一五〇	一三八	三四五	一一三	三九七	二九七	八〇七
熊本	一四	五八	一三	八五	三	一		四	一三九	一五四	一二四	四〇七	一五八	二四三	一四三	五四二
大分	三	八	四	一五					四	一三	一二	一二八	七	三	一五	四三
宮崎	一五	三〇	二	五六	二	三	三	七	一五	三九	四	八八	三三	五八	一九	一三九
鹿児島	一七	四七	二六	九四	一	一	一	三	九	三五	二七	七一	二七	一四	七七	二三〇
合計	二、七八	六、二三一	二、九〇二	二、九一〇	一三六	四五七	七九	六七二	三、〇五九	六、三九六	四、八二四	一四、一六三	六、六八七	一五、四五七	八、三六九	三〇、五二三

新潟	三	一三	一三九	五	一四一	二五三	二〇四	七三六
山梨	二	三	五一	四	一四	七〇	四五	一八九
長野	一		一三〇	一四	七四	一五六	一五一	五二六
静岡	七	二八	一五七	九	二二七	一四八	一五七	六三三
富山	二	三九	二七七	一三	一八二	二七四	五一二	一、〇九九
石川			四二		六	九	四七	一〇四
福井			五一		一九	一六	三二	一一八
岐阜	四	一三	三五五	一七	一二〇	一二九	一二九	八一五
愛知	四	一三	三五五	一三	一三七	一一二	三一九	一、〇六二
三重	六	二六	一四八	二五	九〇	一三〇	二四四	六六九
滋賀			五八		二三	一七	二六	一二三
京都	三一	六五	一四八	三六	八八	四八	七〇	四八六
大阪	一四	八五	五九四	三三	三三八	七六	四四八	一、四七八
兵庫	九	一一二	六三二	三四	六九	一〇七	五五四	一、五一七
奈良			二〇		三二	三七	三一	一一六
和歌山		一三	九九	四	三二	二五	四七	二二〇
鳥取		五	四五	二	一二	六一	七七	二〇二
島根		七	六七	二	一一	三三	七三	一九三
岡山	二七	九	四〇〇	二九	二二七	二一四	三一〇	一、一一六
広島	一〇	二三	一五二	一一	六一	五一	二五六	五一四
山口	一	四七	二五一	四	七四	八〇	三二七	七八四
徳島	一	一〇	六五	一	二二	四九	七七	二二四
香川	一	二二	一三〇	五	四三	九九	一五一	四四一
愛媛		三七	一九一	六	九二	一四四	二〇一	六七一
高知		一七	一三四	三	三八	七一	二四五	五〇八
福岡	二二	三九	三二二	一七	二五〇	一六三	四〇七	一、二〇九
佐賀		二	三八		四	一五	四八	一〇七

区分 / 道府県名	恐喝			傷害			殺人			暴行			脅迫		
	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計
長崎				一七		一九六	三		六四			一四四			三八三
熊本		一八		四七		八五	三八		五五		一〇三		一九六		五四二
大分						三四			二			二			四三
宮崎						二九			二五			五八	二七		一三九
鹿児島			五			五〇		四	一二			七八	七一		二一〇
合計	三四九		一、一一八			八、五四六	七一九		三、六六八			六、一六三	九、九四九		三〇、五一二

その一

区分 / 道府県名	恐喝			傷害			殺人			暴行			脅迫		
	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計
北海道	四〇		一	一五		一六	一		一	一三		一三	八		八
青森	一		一	四		八	一								
岩手	一〇		一〇	九	四	一三				六		二四			三〇
宮城	四		六	一〇		一五				四		二	六		六
秋田	五			五		七						八			八
山形	一〇		二	三		六				一	一	三	一		二
福島	一三		六	二八	三五	三九	一			一三		三一	一		一
茨城	一八	二	二	三三	一四	四九				三		二	六		一〇
栃木	四九		四七	九五	七三	二〇	九二			四		二三一	九		一九
群馬	三		二	五	一五		一五								
埼玉	三四			三四	一七	二						三	一		一
千葉	一〇一		六	一〇七	八〇	九	八九	二				一四	一七		二八
警視庁	一三〇	一六	九一	三三七	一〇	一三	一三			三	三	四五	一		一
神奈川	一四		五	一九	四	一	一五				一	一三	一		一
新潟	一三		三	一五	二	二	一五			一	一	二	三		三
山梨	五			五	九	六	一五				六	二	二		四
長野	一二		五	一六	六	六						一三			六

静岡	四六		二	四八	二九			二九	三			三	一		三	四	四		七	一二
富山	二五		一	二六	四四		一三	六六					六		二	八	八		二	一〇
石川	二			二	九			九												
福井	三			三													五			五
岐阜	七		一	八	一八			一八	四			四			一	一	一			一
愛知	七四		一三	八七	一五		二	一七	一			一			一〇	一〇	一		七	八
三重	五九		一三	七二	一八		三	二一	一			一	六		九	一五	八			八
滋賀					六			六					二		一	三				
京都	四五		一三	五七	八		四八	五六							四五	四五	三		一二	一四
大阪	八〇	一	二六	一〇七	一九		一二	三〇	一			一	四		一三	一七	一		六	七
兵庫	九〇		二八	一一八	三三		一	三三	三			三	六		一二	一七	三		二	五
奈良	五		二	七	五			五					一			一	三			三
和歌山	一三		二	一五									一			一			一	一
鳥取					七			七							六	六	一		二	三
島根					五			五	一			一					三			三
岡山	三五		四	三九	二一			二一	一			一	一		一二	一三	三		一	四
広島	一九			一九	三一			三一	五			五	三			三	四			四
山口	六八	一	一三	九二	六八		九	七五					四	一	四〇	四五	一三		五	一八
徳島	二			二	一			一	一			一			一四	一四				
香川	一三	一	二	一六	九		二	一一					一	二	二	五	一		六	七
愛媛	二四		五	三九	三九		四	四三							三	三			一	一
高知					三		一	四					六		八	一四				
福岡	九二		一八	一一〇	二〇		一〇	三〇	一			一	九		一三	一三	一		三	四
佐賀													三			三				
長崎	三二			三二	三九			三九					一二	三	八	一三	三			三
熊本	三五			三五	三			三					二		四	六	二			二
大分																				

その二

区分 / 道府県名	強窃盗			暴力行為			其他			合計		
	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計	送局	即決	計
北海道	三五七	二三	三五九五	一五		一九	三二	一〇	二四二	六三二	三二	九二四
青森	九二	二三	一〇四				四六	九	六三二	一四三	一	二四一
岩手	八三	五	八七				五七	一〇	一七四	一六六	一四	二三三
宮城	一二四	四	一二八	八	五	一三	七六	二	九六	一八〇	二	一三六
秋田	一七	一四	四一				二四		四三	六六	六七	一二七
山形	八四	二四	一〇八	三	四	七	二	三	三三	五六	四	六九
福島	二八八	一三	三〇〇	六	六	一二	一七二	七二	九四	三八六	七二	一五三
茨城	三二七	二六	三七三				五〇二	三七	七八五	一、一二三	六九六	八一六
栃木	五一七	三一〇	八三七	三三	七四	一〇七	三九三	八	四五一	九五三	一〇八七	一、一四三
群馬	一七三	一二	一八三				八七	八七	七九	二七三	二三八	八七
埼玉	一八六	五四	二四八	三	一六	八六	四	四	五四	一四四	三二七	四
千葉	四八九	一九二	六八〇	四三	二三	五五	四四五	一五七	四〇七	一、〇〇九	一、一八七	一五七
警視庁	四六七	三三	一八八	七	一六	二六二	五五	一、五七二	一、六九五	一七九	一〇六	一、九二四
神奈川	二四	三	二八	一四五			一七	一四	三〇八	三三四	一五〇	一八
新潟	二九八	四八	三四六	六			一四二	五	一八五	三三二	三九二	五
山梨	七二	五	七六	二四	八	三二	四四	三	四七	二六二		二八
長野	二四二	三九	二八〇	五	一四	一九	四七	一七	一三	一八五	三一〇	一七
静岡	三一三	二〇	三五〇	二	四	七四	二	一六	一七四	四一三	三〇	一三二
富山	一七七	三二	二〇九	四〇	三六	七六	五五二	二六	一四八	七〇四	四五二	六六
宮崎	二			二	四	二	八	二三	一			
鹿児島	三			三	七	七	一		一			
合計	一、二七〇	三二九	一、六一〇	八〇七	九	二〇二	一、〇一八	二七		二九	一四〇	一三

区分 / 道府県名	合計		
	送局	即決	計
北海道	六三二	三二	九二四
青森	一四三	一	二四一
岩手	一六六	一四	二三三
宮城	二一〇	二	一三六
秋田	六〇		六七
山形	一三三	四	六九
福島	五七七	七二	一五三
茨城	六九六	六九	八一六
栃木	一、〇八七	一	一、一四三
群馬	二三八	八七	一二三
埼玉	一四四	四	一二八
千葉	一、一八七	一五七	一、八四
警視庁	一七九	一〇六	一、九二四
神奈川	三三四	一八	三五二
新潟	三九二	五	四三六
山梨	二六二	二八	一八九
長野	三一〇	一七	一九九
静岡	四一三	三〇	一三二
富山	四五二	六六	二四一
宮崎	二	一	三
鹿児島	二	一	三
合計	七五九	一三三	九九

石川	六三		八	七一	五		二	七	五		二	一五	三二		二〇	一〇四
福井	六七		一四	八一					四		二五	二七	七七		三九	一一八
岐阜	四三三		四五	四七八					二〇六	一九	八〇	三六五	六六九	一九	一二七	八一五
愛知	五五四		二〇	五七四	二		三	二四	二七二	一〇	五九	三四一	九二八	一〇	一二四	一,一六二
三重	三〇二		五一	三五三	八			八	一三五		五一	一一	五三七		一三三	六六九
滋賀	七六		五	八一					七		二六	三	九一		三三	一二三
京都	二三五		九	二四四					四一	二六	三	七〇	三八二	二	一二八	四八六
大阪	三七八	一	七二	四五〇	二九		一八	四七	一九四	一	一二四	八一七	七〇一	三	七六九	一,四七八
兵庫	五六四		一六四	七二八	二〇		七	二七	二六八	三九	二八九	五七六	九七六	三九	五〇三	一,五一七
奈良	四三			四三	五			五	四六			四六	一〇八		二	一一〇
和歌山	七二		三	七四	二		五	一六	四五	一	六七	一一三	一四一	一	七八	二三〇
鳥取	三九		一〇	四九	一	二	八	一一	五三	七	六六	一二五	一〇一	九	九二	二〇二
島根	七三		一七	九〇			二	二	三三	六	五三	九二	一一五	六	七二	一九三
岡山	五一五	一三	一〇三	六三一			一一	一一	一九六	一二	一八八	三九六	七七三	二五	三一八	一,一一六
広島	一九三			一九三					八九	一〇	一六〇	二五九	三四四	一〇	一六〇	五一四
山口	二三九	三	二四	二五六	三	二	一	一五	一六四	一二	一九七	三八二	五五八	一八	二〇八	七八四
徳島	七九		三	八二	三		七	二九	四一	一二	四二	九五	一四六	一三	六六	二二四
香川	二三九		三八	二六七	一		二	三	九四	一	三七	一八二	三四八	四	八九	四四一
愛媛	二七四		四九	三二三	三九		二	四一	一八七	二	三二	二二一	五七三	二	九六	六七一
高知	一一一		二九	一四〇					一〇九	一三	二三八	三七	二二七	一三	二六八	五〇八
福岡	三六七		六〇	四二七	一五		四	一九	一三八	八	三六〇	五九六	七三三	八	四六八	一,二〇九
佐賀	八九		二	九一					一三		一	一三	一〇四		三	一〇七
長崎	三五一		一五	三六六					二五一	一〇	一九四	三四五	六四七	一三	一四七	八〇七
熊本	八四		一	八五			四	四	一五二	六	二四七	四〇七	二七八	六	二五八	五四二
大分	一五			一五					三		二五	二八	一八		二五	四三
宮崎	四三		一三	五六	二		五	七	一三	三	四二	五八	六五	八	六八	一三九
鹿児島	六三		三一	九四	三			三	三二	一	三八	七一	一二七	一	九二	二三〇

区分 / 道府県名	拳銃	同模擬銃	同実包	日本刀	短刀	匕首	ナイフ	庖丁	鋏	錐	ボクシングン	銃剣	仕込刀	火薬 ダイナマイト	火薬 導火線	銃	薙刀	その他	合計
合計	九、九六六	二一〇	一、八三四	一一、九一〇	三七九	四	二八七	六七三	四、七四四	七〇五四	七、六三六	一四、二八三	一八、六五七	八六〇	一〇、九五五	三〇五二			
北海道	一	二	六〇			一													六四
青森	ナシ																		
岩手	ナシ																		
宮城	一				二	一													四
秋田						二													二
山形				二	四									二一〇尺					一八
福島				七	七	一〇		一				二						メリケンクニーソ 四	三一
茨城	ナシ																		
栃木				一六	八	三三						一							五八
群馬		一			一	四					一								七
埼玉	一			八	一四			二	一							一			二七
警視庁	五		三九	七	四	二三		五			一							メリケン 六	五一 一三九
神奈川													一						
新潟				二	八														一一
山梨					一〇														一〇
長野					一	二							一						一三
静岡	一			一		五													八
富山				三	二	一二	一	一										槍の穂先 二	二〇
石川	一																		一
福井				一		一													二
岐阜	六	一三七		一一	五	二													二一四 一三七
愛知	ナシ																		
三重	一			一五		九						一				一五	一		二四

滋賀																				
京都	三			一	二	二														八
大阪	四	一	四二	六		二												石ハジキ	二	一五 四二
兵庫			三	一		二		二										火焔放射器	二	一一 三
奈良	ナシ																			
和歌山				一		二														七
鳥取																				
島根	ナシ																			
岡山						一四														一四
広島	五		三	九		二										二				一八 三
山口	八			七		二一							三			四				四三
徳島						四		二										チェーン	三	九
香川	二					三	一	一	一	一	一									一〇
愛媛	三		二三一	五	一	二	一											自転車チェーン	二	一二 二三一
高知	ナシ																			
福岡	三			一		一七							二							二三
佐賀	ナシ																			
長崎					一			一												二
熊本				三	一	一七	一					一	三			一		槍の穂先	一	二八
大分	ナシ																			
宮崎	ナシ																			
鹿児島	ナシ																			
合計	四九	四	五二四	一二一	七三	四〇三	一五	七	一	一	三	五	一〇	二	一〇	一五	一		二七	七四七 五二四

累計 兇器 七四七点 実包 五二四発

第二次不良徒輩一齊取締検挙人員調（自昭和二十二年三月十日至同三月十五日）

区分	罪種別										国籍別				
道府県名	殺人	傷害	強窃盗	恐喝	脅迫	暴行	暴力行為	詐欺	横領	賭博	其他	合計	日本人	朝鮮人	台湾人	独逸人	合計
北海道	一	一〇	三六	三		一〇	一〇				八九九	一、一九八	一、一九四	四			一、一九八
青森		二	三〇	二		二	三				八三	一四一	一四一				一四一
岩手	三	八	八	二	一	一三					四四八	五五四	五五〇	四			五五四
宮城	二	八	七二	一	八	一三					一三〇	二三四	二三〇	四			二三四
秋田	三〇	一三五	二	一	一八						八一	二六七	二五四	一三			二六七
山形		七四	五五		三						一七九	二六一	二六一				二六一
福島	五	一一三	七				一九				三一六	四五〇	四三七	一三			四五〇
茨城	一三	四五	七	四	九					二	四〇二	四九一	四八九	二			四九一
栃木	二	三二	二八六	三三	一五	七	一				五一三	八八九	八八八	一			八八九
群馬	九	五六	一六	一	一						五一	一三四	一二七	七			一三四
埼玉	二	一五八	五	二	一五	五					二三二	四一九	四一九				四一九
千葉	一	三六	一九二	四八	一八	三二	二六	三三	一四		八六	五二五	一、〇〇九	九六四	四五		一、〇〇九
警視庁		九	三七〇	一三八		三		三七			七九	七四二	一、三九七	一、三八四	一三		一、三九七
神奈川	二	二〇七	一六	六	一	一						五九三	八七六	一〇			八二六
新潟	二	一〇	一六九	二		七	二					二〇〇	三九二	三八八	三		三九二
山梨	二〇	七四	六			四	三				七九	五五	二四四	二三九	五		二四四
長野	一五	一四一	七			三	三					二五七	四二六	四二六			四二六
静岡	一六	二九二	七九	五	一九	三四						二八五	七三〇	七二六	四		七三〇
富山	三	二	二	一	三		二六	一〇				五	八三	七〇	三		八三
石川	三	六一	二	一	一							七四	一四一	一四一			一四一
福井	二	四一	五									五〇	九八	九八			九八
岐阜	九	一五九	二	一								一四九	三一〇	三一三	八		三一〇
愛知	六	一六	四九五	三九	三	八	一三					二四五	八三五	七九四	三〇	一	八三五

暴力団検挙状況（一月中）

三重		一〇	九四	一一	五						五七	一七七	一七二	五			一七七
滋賀			三八			二	五			一六	八一	一四二	一四二				一四三
京都		九	三三一	四三	一	四	三				一八一	五八九	五三九	五〇			五八九
大阪	一	三	四六四	四四	七	二三	九				三四〇	九〇九	八二一	八七	一		九〇九
兵庫	一	一四	五二四	三	一	二	一	四〇		一九〇	三〇〇	一、〇九五	一、〇二五	六八	一	一	一、〇九五
奈良			五八	八		三					四四	一一三	一一二	一			一一三
和歌山		三	三五	三			八				一三〇	一七九	一七八	一			一七九
鳥取		三	二六	一		三					七五	一〇八	一〇七	一			一〇八
島根			二八					一		三五	五〇	一一四	九八	一六			一一四
岡山	四	一七	一八八	三四		一七	三九				一八五	四八四	四八〇	四			四八四
広島		一一	一三八	一三		一三		一〇	四	二七	一〇三	三〇八	三〇八				三〇八
山口		七	一〇三	二			一				一六八	二八一	二五六	二五			二八一
徳島		一	一〇		一	一	八				一〇三	一二四	一二四				一二四
香川		一	九一	六			四				八七	一九〇	一九〇				一九〇
愛媛		一九	一七一	八		一四					二一八	四二八	四二〇	八			四二八
高知		二	四一								一〇一	一四四	一四四				一四四
福岡	三	一三	四一七	六四	一	二	一				一七一	六七一	二一三				六七一
佐賀		六	八一	一		一		四	二	五九	五九	二一三	六四一	三〇			二一三
長崎	二	二四	三五八	一一	九	六					四八九	八九九	八八三	一六			八九九
熊本		六	一二八	一三		二	一				三三六	四八五	四七九	六			四八五
大分			二六	二				二	二	四三	三一	一〇六	一〇六				一〇六
宮崎		三	六六	一		一					九一	一六二	一六二				一六二
鹿児島	一	六	七四	四		一三					六六	一六四	一六二	二			一六四
合計	二六	四五〇	六、九六三	七四九	九二	三一三	二四四	一五七	三五	六一六	九、九六九	一九、六一四	一九、一一〇	四九九	四	一	一九、六一四

区分 / 道府県名	殺人	恐喝	暴行傷害	脅迫	暴行為	詐欺	強盗	その他の計	令状執行	通常逮捕	緊急逮捕	徒博屋	的連隊	遍ゴロツキ	新聞	炭坑	暴力団	その他の計	挙銃	匕首	日本刀	その他の計
北海道	一	二						三			三						三	三				
青森		一	一		一			一	五	五						五		五				
岩手		二						二			二	二						二				
宮城		四						四		四						四		四				
秋田											四	二	四			四		四				
山形																						
福島		二						二	二	二	二	二						二				
茨城	一	六		七		二	七	一四	一八	七	三五		一六			三	七	一四	二	一	一	四
栃木	六					二	一六	一	二五	二四	一	二	一五			七	二五				一	
群馬	一四	二		二			一	一九	五	五	一四		二			一七	一九		三			
埼玉							六	五	二	六	五		五			六		二		一	二	
千葉	一						一三	一四	一四	一三	一		一			一三	一四					
東京	五三	三六	七			六	二九	四〇	一七〇	六五	八七	八三	四	一七			一四九	一七〇	三	二	七	一四
神奈川																						
新潟					一	五			六	六	六		六					六				
富山	四						一		五		五		四				一	五				
石川																						
福井							一		一	一	一						一	一				
山梨																						
長野	一三			一	一三	二三	二九		二七	一五	二四	三六				三		三九				
岐阜	一				三				四	四	四					四		四				
静岡	四	一					五		一〇	七	三	五				五		一〇				
愛知	八	四		六		六			一〇	一七	七	二				三		二四				
三重	一																					

暴力団検挙状況（二月中）

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
九		五			七	一四	五		三	二		一				五			一	五		四	一三六
一三七		一			七	一四	一		六	一			一	四		二六			一三	五			二七
二五		七			七	一四	六		一二	三		一三	二四	五		四三			八三		四	一	一九六
二八三		六七					五一四		六八四	三		五四九	四五二	四五		二七三			二〇四	五一四	四四	五三	六二
二六六		三一			七	一四	五		四	三		九	五			一〇			三	四	四	三	二五四
二七		三							一二	三		一三	二	五		四〇			二六	五	四	二	四六六
六八		七			七	一四	六		一二	三		一三	七	五		四三			二六	五	四	五	六二
三五									一			五四				三			一				三
									三			九				六			二		四	二	一三
		一							四							二			三		四	二	六二
		一																					九〇

道府県名＼区分	殺人	恐喝	暴行傷害	脅迫	暴行	詐欺	強盗	その他	計	令状執行人員	通常逮捕	緊急逮捕	博徒	的屋	愚連隊	ゴロツキ新聞	暴力団	その他	計	拳銃	匕首	日本刀	その他	計
北海道		八	一四				二	三九	六三	五〇	一三	五一		二				六二	六三				一	一
青森		二	一六				一五	五	四七	一六	四五	二		一三	三三			一	四七			一		一
岩手		六								六	六			六					六					
宮城		六	三				一	三	一三	六	一二	三						一三	一三		二			二
秋田					二		二	二	六	二	六							六	六			一		一
山形		三							三	三	一	二						三	三					
福島		六			一		一	一	九	八	七	二						九	九					
茨城		四	一四				八	五三	七九	二	三八	四一	一〇				二	五八	七九					
栃木		七	六		五		六	七	三一	三一	二七	四	一三	二				一七	三一			一	一	二
群馬		一	三				二		六	三	三			六				六	六			一		一
埼玉							三	三	六	三	一	五		六					六					
千葉		五			四		三		三	一〇	七	五	九					三	一二		二	七	八	一六
東京	五	一二	九九	七			八	一四	四三	二六六	一五九	一七〇	一九	一五	二			二五〇	二六八	一	一二	二	四	一八
神奈川								二	二						二									
新潟	一	一三	六				三	一六	三七	一四	一五	一三		四				三五	三七			一	一	二
富山		一〇							三	九	三	一〇	三					一〇	一三		二		一	三
石川							五		五	五				五					五					
福井			一					九	一〇	六		一〇						一〇	一〇		一			一
山梨		七							七	七		七						七	七					
長野																								
岐阜			二					一	三	二	二	一	一					二	三		一		四	五
静岡					一			三	四		一	三	三		一				四					
愛知		七	七					一五	二九	一三	二五	四	二		一			二六	二九	一	二	一	一	五
三重		一								一	一							一	一					
滋賀																								

暴力団検挙状況（三月中）

区分 / 道府県名	殺人	恐喝	暴行傷害	脅迫	暴力為	詐欺	強盗	窃盗	その他	計	令状執行人員	通常逮捕	緊急逮捕	博徒	的屋	愚連隊	ゴロツキ新聞	暴力団炭坑	その他	計	拳銃	ヒ首	日本刀	その他	計
北海道	二	七	九		六			五	一三	四二	二三	二〇	二二		一三	七	二		一〇	四二				五	五
宮城	二	二						一		三		一	二							三					
京都		一六						一	一六	二四	二四	六	一八	二四						二四					
大阪	一〇									一〇		七	三			一〇				一〇					
兵庫																									
奈良																									
和歌山		一						三		四	一	四						四		四					
鳥取		二								二		二					二			二					
島根								六		六	三		六		六					六					
岡山		二	三		三			二		一〇	三	六	四			一〇				一〇					
広島								四	一	五			五					五		五					
山口		四	一五							一九	二	四	一五			三		一六		一九				二	二
徳島		一						三		四	一	三	一					四		四		一			
香川		二						一三	六	二〇	一三	一三	八		四			六		二〇					
愛媛		五						三		八	八	五	三					八		八				二	二
高知																									
福岡		二五	八		九	四	八	一		三七	二八	三	一五		一	一六		一四		三七		一		五	六
佐賀																									
長崎		三			五					八	五	七	一			八		八		八				二	二
熊本		八	七						一五	三〇		二七	三		三	三		三		三〇	一	一		一四	一六
大分		六	一					一		八	四	八				八				八					
宮崎																									
鹿児島		四								四	四	四						四		四				一	一
計	一〇	三七	二三五	一三	三〇	三	一〇七	三四	八七七	四六二	四五九	四八	八六	八五	六六	二	二五	六〇三	八七七	四	三	一四	四九	八九

福島		一	三	七			一		一三	二	一二	一			一二		一		一三					
岩手																								
青森		二					八	一	一二	一〇	六	五		一	一〇				一二					
山形			二						二		二			二					二					
秋田					一三				一三	五	一三				一三				一三					
東京	一	一九六	一六三	八		三〇	二三	八八	五〇九	二七〇	一八〇	三二九	一六	一二	七			四六四	五〇九	一〇	五	一〇	一五一	一七六
神奈川						四			四	四	四			四					四					
新潟		五			六	四	六	五九	八〇	三七	一二	六九	六一	三	一二			四	八〇		二	一	一	四
埼玉		四	六					一五	二五	二四	一五	一〇	一九		二			四	二五		三	一		四
群馬		四	二					一二	一八	二	一八		一四	二				二	一八					
千葉			一					四〇	四一	一		四一	三四					七	四一					
茨城			四				二		一五	二	一	一四			一三		二		一五		一		一	二
栃木		六	一	一			三	二	一三	七	八	五	九	三	一				一三	一	一			一
静岡	五	五	五					一	一六	七	五	一二		一六					一六		一			一
山梨			二						二	一	二							二	二				一	一
長野		七	一		四			一七	二九	六	一五	一四	一	九	四			一五	二九	一	一	一	三一	三四
大阪		一							一		一							一	一					
京都																								
兵庫	二〇	五							二五	二五		二五	六		一二			七	二五		五	四		九
奈良					二				二	二	二							二	二					
滋賀																								
和歌山		六					七		一三	一三	七	六			一三				一三			四		四
愛知		二	一	一		一			五	二	四	一	一	一	一			二	五					
三重		三			四八			二二	七三	二二	五四	一九						七三	七三	一			一三	一四
岐阜								六	六		一	五		五	一				六		一			一
福井			五	一				一	七	二	三	四	二		二			三	七				一	一
石川																								

暴力団検挙状況（四月中）

区分 / 道府県名	殺人	恐喝	暴行傷害	脅迫	暴行力為	詐欺	強盗	その他	計	勾留状執行	通常逮捕	緊急逮捕	博徒	的屋	愚連隊	ゴロツキ新聞	暴力坑団	その他	計	拳銃	匕首	日本刀	その他	計
北海道	二	九	一〇			一		四	二五	一	一八	七	二	一〇	八		四	一	二五				一	一
宮城			六						六	五	六	二		一	五			六	六					
福島		三	四		二			二	一二	六	九	二		二	三			六	一二				四	四
岩手																								
青森		五	二						七	五	三	四												
富山		一	三				一		五	一	四	一			二			三	五					
広島			三						三	三	三		三						三					
鳥取							四		四	四	四				四				一				一	一
島根																								
岡山	一		六				一	一	九	四	六	三	四	一	一			四	九					
山口		四							四	二	四				一		三		四					
香川		五	一		一			一四	二六	五	一三	一四	一	九	一六				二六			三		三
愛媛																								
徳島																								
高知			三						三	三	二	一			三			三	三				一	一
福岡	一九	一三	一七		一		五	五	七六	六六	五八	一八		三	一三		三	一九	七六	一四		九	二	一三
佐賀																								
長崎	一	三	一三		一		六		二三	二	九	一四	一九		一九		四		二三	二	二	八		一二
熊本	二	一					二	二	七		二	五		四	二			一	七				一	一
大分	六	八					一四	一	二九	五	一三	六			二九				二九		三			三
宮崎																								
鹿児島	四	一				一		二	八	八	四	四		二	六				八				一	一
計	四八	三〇三	二六一	一〇	八七	四一	一〇三	三〇二	一、一六三	五七三	五一五	六四八	一七一	一〇一	二一五	一一	四一	六一四	一、一六三	一四	三四	二六	三一八	二九二

山形		三				四	五		一二		一二			一二					一二	一	二		五	八
秋田		二					五	一	八	七	六	二		四	四				六		二		二	四
東京		三八	三				二	一	二四四	一二五	七三	一七二	五	三	九			二二七	二四四	二四			二	二六
神奈川																								
新潟		五	四	一			八	一三	三二	一六	一四	一七	一四	二	一三			二	三二				二	二
埼玉		一二					一		一三		七	六		六	七				一三					
群馬		五							五		五		三					二	五					
千葉	一	一三	三						一七		一二	五	一〇	三	四				一七					
茨城		四	一〇			二	四	一三	三三	一二	一二	一二	九		一四				三三		一	一	一	三
栃木		二	七			四	七		二〇	四	一七	三	四	七	九				二〇					
静岡		五六							五六	三八	三六	二〇	三四	一二					五六	四	二	六	一〇	一三
山梨		三	六						九	九	六	三	九						九				一	一
長野		六	五				二	五	一八	七	一二	六		一八					一八					
大阪			七						七			七						七	七					
京都		一四						一一	二五	一二	二五		一三	一二					二五				一	一
兵庫			三						三			三		三					三					
奈良		一三	一〇				三		二六	三	一四	一二						二六	二六					
滋賀																								
和歌山		二				九			一一		一〇	一			一一				一一					
愛知		一	二			一			四		二	二		二	二				四					
三重		五二							五二	五一	四九	三	八	五一	二八			一	二五					
岐阜		二	一			一			四	四	三	一						四	四					
福井	二		三						五	四		五			五				五				一	一
石川			二						二	二		二		二					二					
富山		一	四		三				八		四	四			八				八				一	一
広島		一	一						二			二		二					二					
鳥取		八			六			一	一五	九	九	六			一四			一	一五					

暴力団検挙状況（五月中）

区分 / 道府県名	殺人	恐喝	暴傷害	脅迫	暴行力為	詐欺	強窃盗	その他の	計	勾留執行状	通常逮捕	緊急逮捕	博徒	的屋	愚連隊	ゴロキ新聞	炭坑暴力団	その他の	計	拳銃	日本刀	その他の	計
札幌		四	三						七	七	四	三			三		四		七				
旭川		三	一						四	四	四	四		四					四				
北見																							
釧路																							
函館					二	二			二	一		二				一			二				
宮城		八	二						一〇	八	六	四	三	七					一〇		一	一	二
福島			三		三		二		二七	二三	三	六		二七					二七		一	三	四
岩手			三						三	三									三				
計		一七	五	三	二六	四八	六	九三	四四二	五二五	四〇六	一二八	一五三	三三	一	二八	二八八	九二	三三	一三	九	五一	一〇四
島根		五							五			五			五				五				
岡山		三	三四	二	一		二	六	五七	一七	四四	一三	七	五〇					五七		一	一	二
山口		一三							一三	一	九	四	二		二				一三				
香川							二	一	三	三		三	一	二					三				
愛媛							一	四	五	一	三	三	五						五				
徳島		一六	八		一四		一	四	四三	一六	三九	四	一	四三					四三	一	二		
高知																							
福岡		二	一八	一五	一	三			三九	三三	二六	二三		一	一三	一	一九	六	三九		二		
佐賀		三							三	一		三					三		三	二		一四	一六
長崎		一	七	一					九		五	四		六			二	一	九			一	
熊本	一	二五	二六				八	二	五二	一八	一九	三二	一	九四〇				二	五二			一	
大分		三	三						五	四	一	四		五					五				
宮崎									二		二								二			二	
鹿児島		四	一		三				八	四	五	三		四	一			三	八		二	一	
計	一	五六五	一七八	五	三三	二六	四八	六六	九三二	四四二	五二五	四〇六	一二八	一五三	三三三	一	二八	二八八	九二	三三	一三	九	五一	一〇四

青森	二	五	四				四		一五	一五	八	三		一〇	五				一五				一	一
山形		一	一						二		二				二				二					
秋田		六		一			六	四	一七	六	一三	五		一二	六				一七					
東京		四七八	七	三			六	七	五〇一	二九三	二三九	二七二	八	一九	七		一	四六七	五〇一	五	一〇	五	二	三一
神奈川		一				一			二	二	二		一		一				二					
新潟		二	三				四	一三	一三	一二	一二	一二	四	二	一二			四	一三				二	二
埼玉	一	五	三					七	一六	一六	八	八	九	五		二			一六					
群馬		七				二	二		一二	九	五	六		六	三			二	一二					
千葉	一	一〇	三						一三	一〇	一〇	三			六			七	一三					
茨城			二				九	一三	三四	一〇	一二	一三	一三		一二				三四	一		二		三
栃木		二	二				二	一	一六		一三	三			一六				一六				一	一
静岡		四	一						五	三	三	二	三	二					五					
山梨		一							一		一		一						一					
長野		一	一					八	一〇		九	一		一〇					一〇					
大阪									三			三			三				三					
京都		三	一						四	四	一	三	一		三				四					
兵庫		九	一三		四				二五	一〇	一五	一〇			一二			四	二五		一		一	一
奈良																								
滋賀																								
和歌山																								
愛知			二				一		三	一	二	一			一			二	三		一			一
三重			二						二		二				二				二					
岐阜		二	三						五	一	一	四	二	二				一	五					
福井		一	四						五		五							五	五					
石川		五	一				一	一	八	八	八			八					八					
富山		四				一	三		八	三	八		三		四			一	八					
広島			七						七	七	三	四	三	四					七					

暴力団検挙状況（六月中）

区分 / 道府県名	殺人	恐喝	暴傷行害	脅迫	暴行力為	詐欺	強盗窃盗	その他	計	勾留状執行	通常逮捕	緊急逮捕	博徒的屋	愚連隊	ゴロツキ新聞	炭坑暴力団	その他	計	拳銃	匕首	日本刀	その他	計
札幌		六	二					三	二	六	五	六		一	六			四	二				
旭川	五		二		六				一三	四	九	四		六	七			一三		二		一	三
釧路																							
北見																							
函館	一			一					二	二	一	一	一	一				二				一	一
宮城		五	三			一			九	六	七	二	一	七			一	九					
福島	一		一〇						一二	五	九	二		三	五		二	二					
鳥取																							
島根	一																						
岡山	一	五	九	一	三			四	二三	一三	一七	六		三			一	一三				一	一
山口		四			一二				一六		一六			一三		三		一六					
香川																							
愛媛																							
徳島																							
高知					六				六	五	四	二		六				六					
福岡	五	二五	一八		八				五六	四八	一〇	四六	六	六	二	二九	三	五六	一	一	一	一	二
佐賀		一三	一						一四	一三	四	一〇		一四				一四	一		一	一	三
長崎	二	一三	二				五		三	一六	一三	九		三				三			四		四
熊本		一三	一				二	五	四三	八	三〇	一二	四	六	二六		六	四二	一			一	二
大分		八	二				七		一七	一二	一〇	七		一七				一七					
宮崎		四	四						八		八			八				八					
鹿児島		六	二		一				九	九	一	八		六	三			九					
計	一二	六四九	一五〇	六	四一	一五	六三	七三	一〇〇八	五七二	五四	四九四	六一	一三六	二六六	三	三六	五〇四	一〇〇八	一六	一五	一〇	二九	六〇

岩手																								
青森		一三	一			一			一五	一二	五	一〇	八	四	二			一	一五					
山形		七	四	一				一	一三	四	六	七		七	六				一三					
秋田		六	七						一三	一	一二	一		八				五	一三		一			一
東京		一五八	七				七	三	一七五	八三	五五	一三〇	一二	七	一			一五五	一七五	一六	一			一七
神奈川		三				二			五	五	三	二	一		二	二			五					
新潟		一五	二				一		一八	一三	六	一三	一	一〇	六			一	一八				一	一
埼玉		六	二					一三	二一	二〇	六	一五	一三	一	六			一	二一					
群馬		一四	四			一	一		二〇	九	一七	三	二	五	一三				二〇		一			一
千葉		一二			四				一六	一五	一五	一	四	五	七				一六		一	三	一	五
茨城		九	五					七	二一	二	六	一五	七		一四				二一					
栃木		五	四	二		二	一六	八	三五	三三	三三	三	六	二	二七				三五				一	一
静岡		一				二		一	四	二	二	二	一	二		一			四					
山梨																								
長野					二	一	一	四	八	三	六	二	六	二					八					
大阪		三				六		六	九	一	三	六			九				九				一	一
京都		三							三		三		二					一	三					
兵庫		二							二			二		二					二					
奈良																								
滋賀																								
和歌山		四							四	三		四			四				四					
愛知		二							二	一	二							二	二					
三重																								
岐阜		四	六		四				一四	一〇	三	一一		一二	二				一四					
福井			八						八		五	三						八	八					
石川																								
富山		二		二			一七	三〇	五一	一〇	一八	三三	三〇		三				五一					

暴力団検挙状況（七月中）

道府県名＼区別	殺人	恐喝	暴傷行害	脅迫	暴行力為	詐欺	強窃盗	その他の	計	勾留執行状	通常逮捕	緊急逮捕	賭博	的屋	愚連隊	ゴロキ新聞	炭坑暴力団	その他	計	拳銃	匕首	日本刀	その他の	計
札幌	八		二				二	二	一四	七	一〇	一四		七	二			五	一四			一	二	三
旭川	三								三	三		三		三										
釧路																								
北見																								
函館	二	二	二				九		一三	一三	一三			一〇	二				一三	一				一
宮城	八							二	一二	九		三		四	八				一二					
計	一五	三九	一〇五	八	三二	八	五〇	八六	六三二	三一五	二九九	三三三	一〇五	九九	二三三	六	一九	一九〇	六三二	一七	八	四	一三	四二
広島	五								五		二五		二	三					五					
鳥取	一								一	一	一		一						一					
島根							三		三	三	三	三	一	三	三				三					
岡山	六	五	一	三			一七		一七	五	九	六		六				九	一五					
香川	一						二	一	二	一		二		二					二					
山口	一	一		六			八		八	七		八	一	一	一				八	一	一			二
愛媛																								
徳島																								
高知																								
福岡	四	一五	二〇				四	三	四六	三八	三	二四		七	三			一八	四六	一		一		二
佐賀	三							二	五			五			五				五					
長崎	四	七			三			三	一四	二	二	三			一四				一四				二	
熊本	二	二			三			三	一九	六	一四	五	七		九	三			一九					
大分	四	二	一						七	七		七			七				七				三	
宮崎																								
鹿児島		二	一					一	四	四	一	三		二	二				四			一		二
計	一五	三九	一〇五	八	三二	八	五〇	八六	六三二	三一五	二九九	三三三	一〇五	九九	二三三	六	一九	一九〇	六三二	一七	八	四	一三	四二

府県																								
福島	四								七	七	七				七				七					
岩手		一	四						五	三	四	一			四			一	五					
青森		五						二	七	三	四	三		七					七					
山形			三				三		六		三	三			六				六					
秋田		四	九					一	一四	九	一〇	四		九	五				一四					
東京		三	七					四	一四	一二	六	八	六	七	一				一四		一		一	二
神奈川			五						五	五	四	五		四	四			一	五				二	二
新潟		三	五					二	一〇	七	三	七	二	二	六				一〇					
埼玉		四					二	九	一五	一五	一一	一三	一一	二	二				一五			一	一	二
群馬		六				一			七	五	二	五	一	四	二				七			一		一
千葉		七	一						八	七	四	四			八				八					
茨城		三	四						七	三	四	三			七				七					
栃木		一三	五		一三		三		三四	二六	三三	一		八	二五			一	三四					
静岡		二	一六						一八	九	一八			一八					一八					
山梨																								
長野								二	二			二		二					二					
大阪																								
京都			一六	一		一	一	一	二〇		三	一七	三	一				一六	二〇					
兵庫	二	七	六						一五	八	九	六		九	六				一五		一		二	三
奈良																								
滋賀																								
和歌山					六				六	六	六				六				六					
愛知	二	二							四		四			四					四		一			一
三重																								
岐阜			二					六	八			八	六		二				八					
福井		一六	一八	一					三五	二七	二	三三	一五	六				一四	三五					
石川		四							四	四	一	三		一	三				四				一	一

富山	広島	鳥取	島根	岡山	山口	香川	愛媛	徳島	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
																	一七
九	二			一		二				四		三	三		一		一三六
二	一三	一				三				四二	四	三五	三	一〇		三	二四四
					三												五
	一			七				四		一七		一					四九
一																	三
		三				三							一				二七
				一								四		七			四三
一三	一六	四		九	三	八		四		六三	四	四三	四五	一七	一	三	五二四
	七			二	三	五		二		三三	四		六	七		三	二四九
一二	五	四		六	三	五		四		三八	四	九	三五	一六	一		二八八
一	一二			三		三				二五		三四	一〇	一		三	二三九
一	二									六			一五				六八
	一					五		四		三		一二	一八	六			一五三
二	一三	三		九	三	三				二六	四	一七	一〇	一二		三	二二八
															一		一
										二六		一五					四一
	一	一								二			二				四四
一三	一六	四		九	三	八		四		六三	四	四三	四五	一七	一	三	五二四
								一		一							六
																	三
	一									一		五	一	一			一八
	一							二		二		五	一	一			二七

第五章　集団的暴力行為に対する防圧対策

一、ヤクザ団体の集団的暴力犯罪を防圧する根本的対策は、日本の社会から與太者団体、ヤクザ制度を消滅させることである。これらの組織や制度はそれが、犯罪の温床であると否とに拘らず日本の民主化を阻害するものとして清算し、根絶しなければならないことは勿論である。

しかし、犯罪それ自体に対する直接の防圧対策としては、この種の犯罪鎮圧に効果的な刑事法規の制定もしくは改正及びこれにそう検察裁判の運営と実効性ある刑事政策の樹立でなければならない。だが、かかる刑事政策は、結局、與太者組織とヤクザ制度の清算と抹殺とを目的とする広汎な民主的社会政策の一環として考えられねばならないので、司法部門においては差当り前記刑事法規の制定・改正及びこれと歩調を合わせる検察・裁判・行刑の運営ということになるであろう。

二、さて、與太者組織とヤクザ制度の根絶のための対策全般について簡単にふれてみよう。

ヤクザの組織と制度とは、既にのべた如く日本社会のになう封建性、非文化性、非合理性の集約的表現形態だということができよう。ある意味で、それは日本の社会と家族制度との縮図であるともいいうるのである。従つて、與太者やヤクザを根絶するためには日本の社会機構や家族制度から封建性、非文化性、非合理性を拂拭しなければならないことに帰着するであろう。

まず、第一に日本の経済の貧弱さと非民主的封建性から脱却しなければならない。明日の食に餓える貧困者が津々浦々に満ち、家のない戦災浮浪児や職の與えられない復員軍人が街にあふれているのである。かくて、彼等は食うため手段を選ばず、腕力と度胸一つで生きられるヤクザの世界にはしることとなるであろう。第二に教育制度を改め文化水準を高めることである。今日の日本人中に日本古来の淳風美俗の美名の下に、上長に対する絶対服従を基調とする多くの武士道的倫理や日本の神国性と天皇の神秘的尊厳を信奉する者が相当存在するのではなかろうか。この思想は、終局に於て、個人人格の尊厳や基本的人権を認めず多数決原理を否定するものに他ならない。これらの倫理観がヤクザ制度の一支柱となつていること前述の如くである以上、まず、この倫理観や思

想を清算しなければならない。そして、更に文化国家、民主国家においては、いかなる目的のためにも暴力を手段とすることは絶対に許されないことを浸透させなければならない。第三に家族制度の徹底的な民主化である。家長、家父の命なるが故に絶対服従すべきであるとか、家名維持のためには家族の個人的利益や人権は犠牲に供せらるべきだという考え方は、今尚相当根深いものがあると思われる。家長や家父を親分に置きかえればその儘ヤクザ組織の模型になるといった家庭も未だ少くないであろう。家庭にあつては、家長の連続が血統によるが、ヤクザでは智力、腕力、人望によるという違いがあるだけである。ともあれ、日本の家族制度からかかる意味での封建性を取除くことも絶対に必要な要件である。第四に、社会保障制度の充実である。わが国の現状よりみて、上記の如く経済や文化の水準を急速に高めることは困難であり、かりに、それが出来たとしても尚社会に落伍者の生れることは明らかである。これらの者に対し、人間に値する生活と教育とを保障してやつて、始めて、これらの者が與太者やヤクザにはしるのを防ぐことができるのである。ここに、文化国として社会保障制度を必要とする所以の一つがある。第五にこれら団体の存在自体やその犯罪行為を直接鎮圧すべき検察、裁判その他一連の強権的措置がなければならない。団体等規正令の如きもかかる役割を担うものの一つである。しかし、ことは警察、検察及び裁判の組織、運営から、刑罰法規と刑事訴訟法規の制定、行刑制度の運営、免囚保護のすべてに関連するのである。

三、ヤクザ団体に関する暴力犯罪の特殊性について、刑事法の立場からこれを明らかにしよう。

(1) 第一に封建性、反民主性ないしは本来的暴力性ともいうべきものである。それは、この種犯罪がヤクザ団体のもつ封建性、非合法性、暴力的傾向、武士道的倫理といつた特殊性に由来するものであることを意味する。ヤクザ団体が沿革的、社会学的にかような特殊性を強く温存するものであることは既にのべたところで、本件調査により個々的事件において明らかにしたヤクザ団体に関する暴力事犯は、(1)これら団体の目的である非合法活動自体に伴うもの（例えば博徒のかすりの強要、テキ屋のショ場代やゴミ銭の強要、街頭賭博の如し）、(2)これら団体の封建的掟や仁義の違反を原因とするもの（例えば、博徒やテキ屋の縄張り争い、賭博荒し及びこれに対する制裁の如し）、(3)これら団体の威力をかりて一般民衆に害を及ぼすもの（各種のヤクザが彼等の威力を示すための暴行、傷害、財産的利得を目的として些事に因縁をつけて恐喝するものの如し）、(4)これら団体の親分が財産や社会的地位を獲得するため団体の力をかり政界や財界に進出を企てるもの（官僚抱込のための贈賄、脅迫、巨利を博するための経済事犯・恐喝の如し）等で、いずれも、この種団体の特殊性に基因し又はこれを利用するものである。それ故、性質上それは日本の民主化に逆行し、これに対する阻害的役割が極めて大であるといわねばならない。

(2) 第二に反覆性、職業犯的傾向である。

これも、右にのべたところから当然導かれる結論であつて、ヤクザたちが彼等の生業たる非合法的活動に随伴し又はその的屋団体のためもしくはこれが威力を利用して犯す犯罪であるから、そこには、当然、反覆性や職業犯的傾向がみられるわけである。

(3) 第三に集団的傾向である。

ヤクザたちにとつて排他的団結性はその重要な特質の一つである。従つて、彼等の職業的傾向をもつ犯罪行為も彼等の仲間の集団によつて行われることが多い。かりに、単独で行われる場合でも常にこの背後団体の威力を利用したり、所属団体の利益と勢力保持のため敢行されることが多いのである。かかる意味での集団的犯罪はその反社会性が純然たる単独犯に比べて極めて大きく、従来の共犯理論、即ち、個人責任を基調とし単独犯に還元して責任を問うにすぎない現行刑法によつて律することは、妥当を欠くものがある。全体的な反社会性の程度を正しく捉え、これをその集団において分担した役割に応じて分配すべきである。個々の実行行為に分解して、反社会性を測定しこの反社会的行為に対する因果律に応じて各人の責任を定めるというが如きは、この種犯罪の集団性を無視するものというべきである。例えば、現行刑法における蔭擾罪の如き考え方が、この種犯罪にも応用せらるべきである。

(4) 第四に、この種の犯罪は一種の背景的犯罪とも称すべきである。

即ち、それはまず、犯人が自己の所属団体の威力・勢力を利用しもしくは仮装していることであつて必らずしも明らかに団体名を表示しなくとも、暗にそれとわかる方法によつて、相手方に対し大きな威圧を加えるのである。しかも、このことは証拠上容易に明らかにせられない性質をもつている。つぎに、それは、この種犯罪が彼の所属団体の勢力を誇示拡大する目的や、その勢力、団結、掟を守るために行われることが少くない。従つて、この種犯罪が行われても彼等の仲間同志で発覚を防止したり、自分たちだけで処理したり、仁義により替玉を出したりすることが往々行われる。そのため、被害者側もこれらの背後的勢力による後難を怖れて、徒らに被害申告をしないのが数多く、かりに一応してもその後彼等に脅迫されて前言を翻す者も少くないようである。

(5) その結果、この種犯罪に関しては行為者とその所属団体との間に、一種の密接な関係が結ばれ、この関係自体に対し法律は無関心であつてはならないこととなる。

ヤクザ団体の掟によれば、子分は団体や親分の名誉とか利益のためには進んで犠牲的行動に出るべきであつて、敢えて親分や兄分の命令がなくともその意を体して実力行使により事柄を処理しなければならないのである。親分や兄分もヤクザ社会の伝統的な掟としてかかるものがあることは十分承知している。それ故、何かことあらば子分や弟分たちが組や親分の名誉のためとか復讐のためとかで、暴力沙汰に出ることは当然予期できるところであろう。もつとも、具体的な出来事は知らないというばあいも少くないであろうが、包括的にかくの如き事態が生ずればかくの如き行動がとられるであろうと予期しうべきばあい、予めその行動を阻止すべき措置をとらない以上、親分達は包括的に子分のかかる行動を黙認し、助長しているものといわねばなるまい。殊に、子分が犠牲的行動に出て罪となり刑をうけたときは、彼は彼らの仲間で「いい顔」となり世間でもいわれている。或は、前述の如く仲間の者から種々な方法で庇護をうけるのである。それは、結局、一つには彼等の仲間の伝統的なしきたりや仁義であり、二つには彼の犯罪は彼個人のためのものではなく彼の所属する団体やその親分のためのものだからである。

四、この種の暴力事犯取締のための特別立法について、

右の如きこの種の暴力事犯の特質に鑑み、これが鎮圧のため、一般刑法では妥当しないものが尠くない。それは、第一にある種の暴力団体は果して特別な取締の対象とすべき必

要ありや否や、若し、ありとすればその概念及び範囲を如何に捉えるべきか。殊に団体等規正令との関係を如何にすべきか。第二にある種の暴力犯罪は果して特別な取締の対象とする必要ありや否や、ありとすればその範囲をいかに捉えるべきか。第三にかかる場合その行為者と彼の背景である暴力団体との間の関係をどのように捉えるべきか。第四に、これらの犯罪に対しどの程度の刑罰を科すべきか。第五に犯罪の実行自体に加担しなかつた従来の教唆、幇助等に該当する行為をした者をいかに取扱うべきか、殊に独立罪とすべきや否や、独立罪とするときの要件をどう捉えるべきか。第六に背景的団体の責任者に対し刑責を問うべきや否や、もし、問うものとすればその理論的根拠を何処に求めるべきか。第七にこの場合の責任者と団体との関連、責任者と行為者との関連如何。第八に責任者が責任を負うべき要件如何。第九に刑事訴訟法的問題として、捜査のための身柄拘束の時間、日数、保釈の要件等に関し例外を設ける必要がないか、もしありとすれば如何にすべきか。第九に証人その他関係者に対する脅迫等の手段による証拠湮滅の虞れを防止するため特別な措置を必要とするか否か、必要とせばその方法如何。第十にその他の訴訟法的例外措置の要否如何。第十一に以上の如き特別規定を設けた場合、直接対象とならない他の類似犯罪と取扱上均衡を失することはないか、ありとせば、その対策を如何にすべきか。第十二にこの特別法が、労働組合その勤労者団体の団体運動の弾圧や基本的人権侵犯に濫用せられる虞れなきや、これを未然に防止する方法如何等である。

そこで、これらの諸点を考慮に入れ、次の如き二つの要綱案を得たのである。

暴力行為取締法案（仮称）要綱
（二四、九、一九）
（参、法、二）

（第一案）

（この法律の目的）

第一條　この法律は、暴力主義的傾向を有する団体の構成員その他の者の破壊的活動を防止することを目的とする。

この法律の適用にあたつては、前項の目的を逸脱して集会、結社、言論又は信教の自由その他日本国憲法の保障する国民の権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない。

（集団暴力行為等）

第二條　団体若しくは多衆の威力を示し、団体若しくは多衆を仮装して威力を示し又は兇器を示し若しくは数人共同して刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）第九十五條、第百十三條、第百三十條、第二百一條、第二百六條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二項、第二百二十四條、第二百三十四條、第二百三十七條及び第二百六十一條の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、同法第九十九條、第百條第二項、第二百四條、第二百七條、第二百二十條、第二百二十四條、第二百四十九條及び條二百六十條の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪のうち、刑法第九十九條、第百條第二項、第百三十條、第二百二十三條第一項、第二項及び第二百四十九條の未遂罪を罰する。

刑法第百條第一項、第百二條（第百條第一項の未遂罪に限る。）、第百八條、第百九條第一項、第百十條第一項、第百十二條、第百十四條、第百十七條第一項前段、第百十九條、第百二十條第一項、第百二十一條、第百二十五條から第百二十七條まで、第百二十八條（第百二十四條第一項の未遂罪を除く。）、第百四十六條、第百四十七條、第百九十九條、第二百條、第二百三條（第二百二條の未遂罪を除く。）、第二百五條、第二百二十五條、第二百二十八條（第二百二十五條の未遂罪に限る。）、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十一條まで及び第二百四十三條（第二百三十五條の未遂罪を除く。）の罪であつて第一項に掲げる方法によるものについては、刑の適用につき、特にその事情を参酌しなければならない。

第三條　財産上不正の利益を得又は得させる目的で前條第一項の方法により面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役に処する。

第四條　第二條第一項の方法により刑法第九十五條、第百九十九條、第二百四條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十一條又は第二百六十二條の罪を犯させる目的で、金品その他の財産上の利益若しくは職務を供与し、又はその申込若しくは約束をした者及び情を知つて供与を受け、又はその要求若しくは約束をした者は、二年以下の懲役に処する。

（団体の責任者の処罰）

第五條　暴力主義的傾向を是認し又は助長する傾向をもつものと認められる団体の構成員が、第二條第一項、第二項及び第三條の罪を犯した場合又は第二條第一項の方法により同條第三項に掲げる刑法各條の罪若しくはこの法律第六條の罪を犯した場合において、その団体の指導的地位を占める役員その他の者（以下責任者という。）を十年以下の懲役に処する。

前項の場合において、当該団体の責任者は、その構成員の監督につき相当の注意をしたにもかかわらずその犯罪の行われることを知らなかつた事実又はその犯罪の行われることを知りその予防に必要な措置を講じた事実を明らかにした場合に限り、その処罰を免れることができる。

（証人に対する脅迫）

第六條　第二條第一項、第二項及び第三條から前條までの罪並びに第二條第一項の方法による同條第三項に掲げる刑法各條の罪の被疑事件又は被告事件に関し、証人若しくは証人たるべき者に対して、本人又は親族の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加えるべきことをもつて脅迫した者は、七年以下の懲役に処する。

（刑事訴訟法の特例）

第七條　第二條第一項、第二項、第三條から第五條までの罪及び第二條第一項の方法による同條第三項に掲げる刑法各條の罪については、刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第二百三條第一項及び第二百四條第一項中「四十八時間以内」とあるのは「七日以内」と、第二百五條第一項中「二十四時間以内」とあるのは「三日以内」と、同條第二項中「七十二時間」とあるのは「十日間」と、第二百八條第一項中「十日以内」とあるのは「一箇月以内」と、第二百三條第三項、第二百四條第一項、第二項、第二百五條第二項から第四項まで及び第二百六條第一項中「時間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

第八條　第二條第一項、第二項、第三條から第六條までの罪及び第二條第一項の方法による同條第三項に掲げる刑法各條の罪に関し保釈の請求があつた場合において、被告人が逃亡し又は治安をみだすと疑うに足りる事由があるときは、刑事訴訟法第八十九條の規定にかかわらず、保釈を許さないことができる。

附　則

第九條　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年四月十日法律第六十号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（第二案）

集団暴力行為等取締法（仮称）要綱（二四、九、三〇）
（参、専）

第一條　この法律は暴力主義的傾向を有する団体の構成員の破壊的活動を防止することを目的とする。

この法律は勤労者の団体の構成員が日本国憲法で保障された権利実現のため直接団体の目的遂行のためにする行為を制限するものではない。

この法律の運用にあたつては第一項の目的を逸脱して集会、結社、言

論又は信教の自由その他日本国憲法の保障する国民の権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない。

第二條　本法において暴力主義的傾向ある団体とは団体もしくは多数の威力による暴力行為を助長し又は是認する傾向を持つ団体を云い、責任者とは役員その他名称の如何を問わず事実上その団体の指導的地位にある者を云う。

第三條　団体もしくは多衆の威力を示し、団体もしくは多衆を仮装して威力を示し、又は数人共同して刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）第九十五條、第百十三條、第百三十條、第二百一條、第二百六條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條第一項第二項、第二百三十四條、第二百三十七條及び第二百六十一條の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、同法第九十九條、第百條第二項、第二百四條、第二百二十條、第二百四十九條及び第二百六十條の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪のうち刑法第九十九條、第百條第二項、第百三十條、第二百二十三條第一項、第二項及び第二百四十九條に当る罪の未遂を罰する。

第四條　財産上不正の利益を得又は得させる目的で前條第一項の方法により面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五條　前二條の罪及び第三條第一項の方法による刑法第百條、第百六條から第百八條まで、第百九條第一項、第百十條第一項、第百十四條、第百十七條第一項前段、第百九十九條、第二百條、第二百五條、第二百二十一條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十一條まで及び決闘に関する件（明治二十二年十二月二十日法律第三十四号）第一條及び第二條、並びに銃砲等所持禁止令（昭和二十一年六月三日勅令第三百号）第二條の罪に関し謀議に参与し又は使嗾、教唆、勧誘もしくは煽動した者はその犯罪の実行をまたないでこれを独立罪とし、各本條の刑により処罰する。

第六條　第三條の方法により刑法第九十五條、第百九十九條、第二百一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十條又は第二百六十一條の罪を犯させる目的で、金品その他の財産上の利益もしくは職務を供与し、又はその申込もしくは約束をした者及び情を知つて供与を受け、又はその要求もしくは約束をした者は、二年以下の懲役に処する。

第七條　暴力主義的傾向ある団体の責任者はその団体の構成員が暴力行為等を犯さないよう指導監督することを要し、責任者が監督上必要な注意を怠り因つて構成員が第五條に掲げる罪を犯したときはその責任者を三年以下の懲役もしくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第八條　暴力主義的傾向ある団体の構成員が第五條に掲げる罪を犯したばあいにおいて左の各号の事実が証明されたときはその団体の責任者が過失により前條所定の監督を怠つたものと推定する。

1. 団体の構成員がその団体の名において又はその名を利用して罪を犯したこと
2. 団体の構成員がその団体の責任者より直接に指揮、命令を受ける関係にあること
3. 暴力主義的傾向ある団体の構成員が第五條に掲げる罪を犯したばあいにおいて前項の各事実の他左の各号の一にあたる事実が証明されたときはその団体の責任者がその犯罪の謀議に参与したものと推定する。
1. 責任者が犯罪の実行を認知し直ちに検察官、司法警察職員もしくは危害を被るであろう人に告知しなかつたこと
2. 責任者が犯罪実行の現場に居つたこと
3. 責任者が犯罪の防止に必要な措置を講じなかつたことその他故意に必要な監督をしなかつたこと

第九條　第三條から第七條までの罪及び第五條に掲げる罪の被疑事件又は被告事件に関し、証人若しくは証人たるべき者に対して、本人又は親族の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加えるべきことをもつて脅迫した者は、七年以下の懲役に処する。

第十條　第三條から第七條までの罪及び第五條に掲げる罪については刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第二百八條中「十日」とあるのは「二十日」と読み替えるものとする。

第十一條　第三條から第七條まで及び第九條の罪並びに第五條に掲げる罪に関し保釈の請求があつたばあいにおいて、被告人が逃亡し又は治安をみだすと疑うに足りる事由があるときは刑事訴訟法第八十九條の規定にかかわらず保釈を許さないことが出来る。

附　則

第十二條　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年四月十日法律第六十号）は廃止する。但しこの法律施行前にした行為の処罰についてはなお従前の例による。

第六章　結　論

一、本調査によつて、集団暴力事犯の実態について明らかになしえた点は次の如し。

(1) ヤクザ組織なるものが、日本の家族制度及び社会組織のになう封建性に胚胎し、政治経済と固く結びついて発達したものであること

(2) 現代の日本においても、ヤクザ組織が未だに根強い勢力をはつており、これが日本の民主化に対して大きな障碍となつていること

(3) ヤクザ組織が、大体において次の如き通有性をもつていること
(イ) 非合法的性格
(ロ) 排他的性格
(ハ) 暴力的性格
(ニ) 武士道的倫理と小乗的正義感
(ホ) 各種の厳しい掟及び仁義の存在

(4) ヤクザ団体に関する暴力犯罪は大体において次の如き特殊性をもつていること
(イ) 封　建　性―暴力的傾向の必然性
(ロ) 反　覆　性―職業犯的傾向
(ハ) 排他的団体性―集団犯的傾向
(ニ) 背景団体性―背景犯的傾向

二、しかして、この種の集団暴力事犯に対する防圧対策次の如し。

(1) 実体的及び手続的に特別法を制定すること。

(2) この種事犯に対する検察、裁判、行刑及び司法保護の運営に関し行政上特別な留意を払うこと

(3) 日本社会及び家族制度のもつ、封建的、非民主的な各種の残滓を除去すること

(4) 教育制度を充実し文化水準を高めること

(5) 社会保障制度を完備して、社会における顛落者を防止すること

以上の如き各種対策が相互に緊密な連繋を保ち、強力に促進されて始めて、終局の目的を達するわけであるが、当面の立法府たる国会になすべきこととしては、先ず、この事犯を防圧のために実効性ある特別法を制定することに他ならないものと確信するものである。

調査報告書

社会事業団体及び施設の振興に関する件

右の件に関しては、まだ審議を完了しないが、ここに中間報告として「共同募金の改善に関する方策」に関する調査の経過並びに結果を多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十五年三月二十一日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　藤森　眞治
井上なつゑ　石原幹市郎
草葉　隆圓　小杉　イ子
今泉　政喜

社会事業団体及び施設の振興に関する調査（中間報告）

本委員会においては、社会福祉の増進に寄與せんため、第一回国会以来社会事業の振興を図る目的のもとにその調査並びに対策を研究して来たが、更に第六回国会においては「社会事業団体及び施設の振興に関する小委員」を設け、特に細密なる調査を行つて来た。

今期国会においては、主として共同募金に関する詳細な調査を行つた。一方においては、前国会より引続き社会事業基本法案（仮称）について、凡ゆる観点から、これが調査及び対策を進めているが、その内容は広汎多岐にわたるため、未だ調査を完了するに至つていない。併し共同募金の調査に関しては、その結論を得たので一応別冊の通り結果を報告する。

第一編　調査報告

共同募金の改善に関する方策

緒言

わが国の共同募金運動は、昭和二十二年、全国的な規模の下に初めて行われ、自来回を重ねること三回、今年はその第四回目の募金運動が行われる次第である。

この運動の健全なる発達とその良好なる成績とが民間社会事業の振興に至大の影響をあたえることは勿論、その成行如何によつてはさらにその興廃にもかかわることに鑑み、参議院厚生委員会はつねに多大の関心をもつて、その推移を注目し来つたものである。厚生行政について議員派遣の際は必らずその調査項目中に共同募金の項を加えることを忘れなかつた。又、社会事業振興小委員会に於ては毎国会これが調査を続け、街頭その他実地について視察したことも一再ではなかつた。特に広島県におけるいわゆる「赤い羽根事件」の発生を見るや、これを機として再び地方実情の調査を行い、引つづき小委員会において各種の角度から本運動の全体について熱心なる検討を加えつつあつたが、ここに一応の結論を附して報告することにする。

第一章　厚生委員会の意見

共同募金運動の現状には幾多の改善すべき点があるので速かにこれを是正し、本来の目的にそうようにせねばならない。

第一　共同募金運動の本質について

(a)　道義運動たる性格を発揮すること

社会連帯の倫理性、隣保相扶の人道愛がこの運動の根本理念であるから、運動の方途形態もこの精神にもとづき、道義的色彩が多分に顯著であるべきにもかかわらず、過去の実情を顧るに遺憾な点が少くない。この運動は單に寄附金を集めるのみが目的ではない、従つて金さえ集まればいかなる手段方法を選ぶも差支えなしという態度であつてはならないのである。受益者自らが寄附勧誘の役目を引きうけて寄附者の憐みをもとめたり、要保護の対象者を街頭に立たせたり、或は貧困なる子女に利鞘を與えて赤い羽根を売らせるがごときは悉く邪道であつて、本運動の趣旨に反するものと云わねばならない。いかがわしい物品を押売りしたり、卑猥なる演芸会等の入場券を押つけたり、抽せん大当りなどの射倖的宝くじなどは出来得る限り避けねばならないのである。

共同募金運動は、文化国家たる民主日本の新なる道義確立に寄與しうる性格をもつものでなくてはならない。あくまでも道義運動としての高い香りをたもち、いささかもこの運動を利用悪用してはならないのである。

(b)　純然たる民間運動たること

厚生省や都道府県知事が職責上これを監督することは当然であるが、いろ〳〵と関與することは差控えるべきである。この点は「ネフ原則」にも指摘されているが、いまだ十分励行されてはいない。ことに地方に於ては県庁内で委員会を開催したり、市長会議、地方事務所長会議等に於て寄附の割当を指示するものがある。委員の人選、受配者の選定、配分額の決定等について県の関係吏員が募金委員の相談に預つているものが少くない。官吏、吏員は運動の内容に関係してはならないのである。

この運動は政府又は地方公共団体の仕事ではなく、且つ政府又は地方公共団体の社会事業を援助しようとする仕事でもないからである。

かれらが関係する結果は政府又は都道府県の権力をもつて寄附を強要し、人民をして嫌厭の情を抱くにいたらしめるおそれがある。

(c)　強制的勧誘を止めること

各地区ごとに寄附予定額を割当て、目標の何パーセントに達したとか、まだ達しないとかいつて、あたかも作物供出制度のごとくその割当額の達成に関係者が狂奔する状況は速かに中止せねばならない。その地区内で大口寄附を求めるために執拗強硬に勧誘するがごときことも改善される必要がある。寄附勧誘者が申込名簿を持廻つて申込署名を求めることもよろしくない。町々辻々に寄附金額や寄附者名を掲示することも好ましいことではない。あくまでも寄附者の自由意志による篤志寄附でなくてはならない。他より強いて寄附させることは、他日社会事業にたいし反感をもつ悪影響が憂慮せられるが故である。

第二

(a)　共同募金運動の形態について

本来の趣旨に基き實実なる運動とすること

初期の啓蒙時代においては若干のお祭り騒ぎになつても已むを得ないのであるが、毎年々々甚しく上すべり的のお祭り騒ぎを繰りかえすことは一考を要する。出来得る限り實実に行われることが望ましい。

(b)　平素にも寄附が盛んに行われるようにすること

一ヶ年に約一ヶ月だけを限り、その期間に寄附させるということも寄附者にとつては大変便利ではあるが、共同募金委員会への寄附が平素においても容易にかつ明確に受理される方法のあることも又必要である。

平素も共同募金を忘れぬことは、募金シーズンに一層関心を高めることにもなるのである。

(c)　募金の内容をあらかじめ周知させること

この寄附金はいかなる事業に使われるのか、幾何の金額がいかなる施設に配分されるのか、その配分金額は果してその施設の事業内容とよく合致しているかどうか等等のことが一般に周知された後に募金が開始されなければならない。孤児や養老院等の絵画、写真、記事等をもつて寄附者を勧誘し、それらの事業には僅かに一〇％も配分されていないような誤つた募集宣伝をしてはならないのである。

民衆の批判は配分後に物議としてなされるのではなく、募集の前に正しい認識として行われるものでなくてはならない。そのことは受配施設をして自らの信用を高めねばならぬと意識せしめ、又委員の独断をも是正するために非常に有効なることであると思う。

(d)　本運動の関係者はすべて社会事業に対する篤志家であること

社会事業に対する篤志家でないもの、たとえばその地区におけるボスであるとか、大口寄附の予定者であるとか、言論機関の関係者であるとか、多少とも権限をもつ各種の名誉職又は委員であるとか、学校の教員、生徒、児童であるとか、それらの人達が社会事業への真の熱意からでなくて、各自の都合から或は面子から、或は競争意識から、或は興味本位から、虚栄心からこの運動の表面に立つ

たり裏面に介在したりすることはわれわれの好まざるところである。

社会事業への理解ある篤志から相当資力と人格のある紳士や婦人や、とくに宗教家や宗教信者等が熱心かつ真面目にそして各人の義務として本運動のために愛情と熱情溢るる協力をなすことは最も望ましいところである。

民生委員の関係することは「ネブ原則」に於てすでに注意せられているが、今後の励行をのぞんでやまないものである。

第三　共同募金委員会について

(a)　法的根拠を與えてその存在を明確にすること

現在のごとく單なる財団法人というだけではたとえ民間の自主的運動であつても民衆は誰れが発起したのか、誰れでもが発起してよいのか、誰れが許可したのか、いかなる約款であるか、いかなる法規にもとづいたのであるか、関係者の責任関係は明白であるか、誰れが監督するのか等の諸点について知るところが極めて少くかつ漠然としているのである。これがため募金者たる委員会の権威をみとめないものがある。よつて委員会のメンバーに多数知名の人名を羅列して信用を維持しようとする。しかるに俗にいうこれらの名士は実際には少しも協力せず、又関係もしないのであるから、従つて責任も感じない。これは共同募金の本旨にも反し、諸種の弊害を生ずる原因である。

即ち、共同募金法を必要とする所以である。

(b)　政府及び地方公共団体は監督を十分にすること

財団法人の監督者として、社会事業法による寄附募集の主体として一応の監督しうる法規は現存するけれども、その監督はきわめて不適当である。最近の犯罪事件によつて平素なんらの監督が行われていなかつたことが明白となつた事実もある。過失又は犯罪以前に十分なる監督が行われる事が、日本の現状からして必要とすることは已むを得ない。勿論監督と関係とは別個のものである。

(c)　中央委員会と地方委員会との関係を明確にすること

共同募金の計画と期間とは全国的に行われてはいるが、元来は地方毎に行われているのであつて、配分も亦地方毎になされている現状において、中央委員会の任務は極めて不明確である。何を連絡し、何を調整し、何んのために中央組織を必要とするかが明白でない。本運動の第四年目に於てこれらを明確にして、その機能を活潑化する必要があると思う。

今回中央委員会に於て平衡資金制度を設置することはこの要望にこたえる計画の一つと言えるであろう。

われわれは民間社会事業の全国的組織と共にこの問題を解決すべきであると重ねてここに指摘するものである。

(d)　委員の責任を明確にすること

委員会の構成はいずれも数種の小委員会と事務局とに大別せられるであろう。

財団法人としては別に所定の役員機関を有するであろう。しかし実際に事業の中核をなすものは委員であると思われる。庶務、募集、配分、監査委員等である。しかるに多くの委員会はその運営規則もなく職務規程も十分ではなく、従つて責任を負わない委員が意外に多いのではあるまいか。運営不適当なる場合に委員は進んで責任を負わなくてはならない。某県に於て不正事件が発生し全国的不祥事として顕著なるにもかかわらずその委員会の最高責任者が恬然として再びその地位についているようなことは、けだし本運動の面目を汚すものといわねばならない。

民間の自由運動として放任されてあるこの期間に於ける自粛自戒がもつとも必要であることはぜい言をまつまでもない事である。

第四　共同募金委員会の運営について

(a)　事務費の支出が多額に失すること

募金額と事務費との比率は漸次減少の傾向にはあるが、（昭和二十二年度一三%、昭和二十三年度一一、一%）しかし金額は著しく増加している。寄附金額の増加と事務費との比率には何等の合理的関係はないのである。即ち、募金は年々増加し、事務費は年々減少しその比率が段々と小さくなることが健全なる発達を証明するともいえる。また事務費の増加とインフレとも関係はないのである。即ちインフレ時代は募金が容易なる状況にあるともいえるからである。

われわれはデフレ時代に於てこそ本運動の必要性を強調せざるを得ないと共に、デフレ時代の募金の困難性を連想せざるを得ない。ここに於て事務費の増大は極力抑制し、全員篤志奉仕の精神に徹底し、その精神力の民衆にあたえる感動によつてこそ今後の困難なる募金を完遂し得るものと確信するのである。

事務費は真に已むを得ない事務局の純事務費並に人件費に限るべきであつて委員の交通費のごとき、もとより各自の自弁とすべき一例であろう。

われわれは事務費が共同募金によつて支拂われることに遺憾の意を表せざるを得ないものである。共同募金は事務費のために寄附せられたものでもなく、従つて委員会が無断で事務費に使用しうる権限もないのが純理である。

委員会は寄附者の寄附金を善意をもつて保管のために占有するに過ぎない。即ち委員会の所有に帰した金ではないのである。

われわれは他の資金造成の方途によつて、事務費の財源が考究せられることを希望して止まない。

(b)　募集及び配分に合理的計画を確立すること

無計画に募集運動を開始し不合理なる配分予定を作成するがごときは本運動の生命を短縮する禍根である。

過去の実績を合理的に分析し、情勢に即応したる修正を行い、つねに無理のない極めて自然的なる運動とし、逐次民衆に愛され期待される共同募金としなくてはならない。現状は果して如何。四回目を迎えて民衆はすすんでこれを支持するの態勢にあるであろうか。ここに一大反省をする必要がある。

配分が合理的に行われていないことは万人のこうこうとして非難するところである。施設重点になつていないこと、各種団体に意外に多額の配分がなされていること（昭和二十三年度四八%）、優良施設が顧られていないこと、総花式であること、多分に情実が介在せること、受配のための名義団体がつくられてあること等々配分状況には幾多の検討すべき問題を存在せしめている。

たとえばある施設が自ら百万円の寄附を募集しうる支持者と信用とを有しているにもかかわらず個個の寄附は禁ぜられ、この共同募金によつて他のレベルの低い施設と同比率同額の配分二十万円が與えられたとするとどうなるであろうか。これは寄附者の意に反し、民衆の当然の予測に反した配分が、委員という独善者の手によつて不合理なる配分がなされたと非難するであろう。米国と異り社会事業に対する批判力の低い日本の民衆をよいことにして、かくのごときめくら配分方法が継続された場合には優良社会事業はわが国から姿を消すこと、グレシャムの法則のごとくになるであろう。共同募金は不良施設の奨励とならぬよう大局から見てわが国民間社会事

業の熱意と発達とを冷却後退せしめぬようつねに基本的原則が検討されなければならない。

(c) 委員会は諸種の報告を迅速にしかつこれを公表すること

配分金の処分、事務費の報告等は迅速にし且つこれを公表しなければならない。配分決定の理由のごときは明確に説明されねばならない。諸種の会議録、会計簿等はつねに閲覧しうるように備えられていなければならない。

第五　社会事業金庫について

(a) 募金委員会と金庫との二本立とすること

募金委員会は現金を取扱わないほうがよい。社会事業金庫がすべて現金の出納保管にあたり、その窓口は各市町村いたるところに設置する、募集は各戸について金庫から集金もするが、主として各人が窓口に拂込むようにする。

(b) 社会事業金庫法によること

政府出資一億円、各都道府県共同募金委員会出資一億円をもつて資本金とし、資本金の三十倍まで融資能力を與えるようにする。民間社会事業の資金融通を行い、その借入返済方法等は別にこれを定める。

以上は共同募金改善方策の大要である。その他の諸点については本報告書の各所について承知されたい。われわれは最後にわが国の民間社会事業が実に重大なる時機に直面していることを此に指摘して置きたいと思う。公的社会事業が拡充強化さるべき方向にある際、その代用施設に甘んずる民間社会事業がいたずらに国の委託費と不明瞭なる共同募金の配分に安易に依存し、自らの任務に自覚せず、民間社会事業の真の分野に進展せず、公的社会事業の分野に固執している現状は、実にわが国社会事業の対象が正にボーダーラインを中心とするの必要に迫られている情勢、ことに国民の大部分がその対象階層に陥りつつある国の情態に対して、民間社会事業家は黙然として期するところがなくてはならないということである。

共同募金に対してもいたずらに阿諛、追随の態度をとるべきではない。即ち、権威をもつてこれにのぞみ、責任をもつてこれを活用し、以つて民衆の理解と支持とを上昇せしめることは、民間社会事業の高潔毅然たるその良識と熱意とに待つほかはないことを言附して置きたいのである。

第一編　添付資料

「共同募金」関係資料

一　「社会事業の振興に関する方策要綱」（参議院厚生委員会）より抜萃

四、公共がその責任において行うべき社会福祉事業を

民間に委託するに当つては明確な法的根拠が必要である。

憲法第二十五條の精神によつて国又は国民の社会福祉その他の義務を負つているが、政府においてはこれが遂行上の便宜手段として、公共が行うべき責任事業の殆んど大部分はこれを民間社会事業に委託代行せしむる方法に拠つている。（この点に関しては民間篤志の社会事業家たる民生委員に関しても同様の施策によつている事は既に指摘した通りであるが、ここには民間社会事業団体並びに施設に関して指摘する。）

而してこれがために当然交付すべき事業費の支出は現在その実費の半額程度にとどまつているに過ぎないのみならず、法律によつて強力な義務の遂行を命じ、以て公共の事業遂行責任を民間社会事業に転嫁している状態である。このために幾多の弊害が伴つているが特に次の諸点の如きは重要な問題である。

(一) 民間社会事業はこの故に献身的な経営に苦心するも、なお維持困難に陥り、施設は荒廃のままに委ね、従事者の健康は著しく失われつつある。

(二) 赤字補塡のために種々の負債が嵩じて行く。

(三) 社会福祉の増進に寄與すべき民間社会事業本来の使命が遂行できない。

(四) 共同募金配分は極めて少額であつて、又その配分方法も適正でなくこれに依存するは不確定である。

斯くて民間社会事業を萎縮不振に陥らしめていることは必然的に社会福祉の不徹底となり、国民厚生は却つて阻害され、百数十億円に上る公共福祉予算の施行が非能率極まる現状を露呈していると共に、更に十数億円に上る民間共同募金の成果は全く失われている。特別の立法措置なくして、国、公共の行うべき福祉事業の殆んど大部分を民間に委託し、これを代行せしむるを本体とすることは、国政上異例である。

六、社会事業団体の民主的組織化を促進し

その分科機能を調整すべきである。

(一) 全国機関の構想

全国機関の構想は民主的行政上の実施企画に伴いこれに対応すべき方策に俟つべきものであるが、今仮りに本委員会の構想を概記すれば次の通りである。

(イ) 此の組織は全国各地方社会事業推進機関の中央結合体組織とし、其の中に各種分科部門別（事項別）の中央委員会（Central Committee）を置き、これを実践活動の中核とし、その運営に関する最高の責務を遂行する理事会と実務を処理する事務局を設けることが必要である。

(ロ) 地方組織（都道府県）は市町村毎に組織された組織の結合体とし、中央と同様な機構が考えられるが、何れにしても小地域組織と地方組織、地方組織と中央組織……これらの間には有機的な且つ緊密な関連をもたせ、民主的に而かも機能的に運営されるよう工夫されなければならない。

(ハ) 此の新しい組織には大体左の如き数種の構想が考えられる。

(1) 地方（都道府県）及び中央（全国）に一貫する社会福祉事業の綜合結合体とする組織

(2) 右のうち中央のみは全国社会福祉最高会議（The Social welfare national assembly）とする組織

(3) 民間社会事業施設を中心とした地方及び中央に一貫する組織体（Central council of Social Agencies）とする組織

(4) 以上の組織とは別にこれと併行して官公私社会事業従事者個人を単位として結成する社会事業家協会（The Social workers Association）の如き組織が出来て右組織体の活動に協力することが望ましい。

(5) 現在の共同募金委員会とその事務局は右の組織体の一部門として内部に包摂し若しくは役職員等人的構成その他において、有機的に表裏一体の密接な関係をもつ如くなされることが必要である。（共同募金委員会を今のまま放任するときは近き将来、これが社会事業の事実上の指導機関としての実力をもつに至り、変則的な結果を来す惧れがある。）

(6) 全国組織体の基本的な会員は主として左の範囲のものを構成される。

1 地方組織の代表者
2 社会事業施設の代表者
3 社会事業従事者
4 関係官公庁の代表者
5 学識経験者
6 社会福祉に密接な関係をもつ団体及び官公機関の代表者（例えば学校、警察、医師会、商工会議所等）
7 共同募金に関連して一般市民、政界、財界、報道機関、文化人、労働組合等の代表者

(7) 社会事業施設を組織の主体とする協会の場合は一定基準以上

の社会事業施設を基本会員とし、これに社会事業従事者、学識経験者等を加えて組織される。

(8) 結合体機関としての理事組織には社会事業の専門家と、専門家でない者とが適当に混合していることが望ましい。

(9) 結合体機関の主要な事業は左の如きものであつて、特定の社会事業施設を常時的に経営する如き事業は原則として行うべきでない。

1　各種社会福祉事業の振興促進及びその調整に関する活動

2　社会福祉増進に必要な各般の資料の蒐集及び情報提供（調査及び情報活動）

3　社会福祉事業の改善及び推進に必要な従事者の養成、教育訓練並に関係施設に対する指導助言等の活動

4　社会福祉増進のための企画並にこれが実現のために必要な共同運動

5　社会福祉施設のために必要な奉仕的諸活動

6　社会福祉事業従事者のための福利的諸活動

7　一般に対する社会福祉事業の宣伝啓発活動

8　一般市民を社会福祉事業に協力せしむる活動

9　共同募金運動

以上の活動のために結合体機関として必要な各種の分科部門別又は事項別の常設委員会、特別委員会等を設けて会員を分属せしめ、又事務に必要な部課を設ける。

此の部課のうち必要なものの中には更に委員会或は協議会を設けて其の運営を図ることとする。

(10) 概ね以上の如き構想による綜合結合体組織は、その基礎条件としてまず都道府県の地方組織において最も強力に且つ実質的に構成され、この地方組織を基礎として中央組織が確立されなければならない。そのために関係方面の強力な勧奨を乞うと共に立法措置（特に私立社会事業法の如き）が必要である。

(11) 社会事業従事者を以てする社会事業家協会の組織は右と併合するものであるが、これは自主的に結成されて後、その機能につくべきものである。

(12) 既存諸団体の統合調整問題は、団体の廃合を単に機械的に行つても真の融合は望まれず、効果が少いだけでなく反つて長く禍根を残す惧れがある。寧ろ新構想による組織を新しく創設すると云う考え方で準備を進め、此の新組織に適合するように団体の廃合を図るべきであり、既存団体で必要なものは新しい組織の分科部門別委員会その他の機関を構成する上にその重要な中核として吸収する（団体の事情によつて暫定的に形を残しその実際活動をこの組織機構の内部に採入れる）如くすることが、最も実効的であると考えられる。

但し既存団体の幹部人事の取扱いに付ては特に白紙的態度が必要であり、苟しくもその救済策を此の綜合問題に含めて考えるが如きことがあつてはならない。

七、現存の関係各種中央団体の類は、その実質に照合して発展的解消を図り

前項の趣旨に基いてその適正機能の発揮を期すべきである。

(九) 財団法人共同募金中央委員会は、民間社会事業資金の共同募集及びその適切なる配分を期するための中央機関として、戦後社会事業の要請に照応し民主的に創成されたものであるが、これが運営は特に留意し、社会福祉増進のための適切な機関たらしむる様、充分の施策が必要であるからこれが徹底を期するため、その団体は発展解消し社会事業綜合機関内における財源機関として一層適切なる活動を期すべきである。

二　「第七回国会参議院厚生委員会会議録第二号」（共同募金に関する件）より抜萃

○委員長（塚本重蔵君）　本日は社会事業団体及び施設の振興に関する調査の件に関連いたしまして、主として共同募金に関する事柄を一応明らかにして置きたい必要が生じましたので、今日は、中央共同募金委員会事務局長青木秀夫氏に御出席をお願いいたしました。同氏から一応共同募金についての御説明を頂きまして、質疑応答をいたしたいと考えております。最初に中央共同募金委員会の事務局長青木秀夫氏の御説明を頂くことにいたしたいと思います。

○山下義信君　先般広島県に共同募金に関しまする不祥事件が発生いたしましたことは御承知の通りでありまして、誠に遺憾に存ずるところでございます。かねてかような事態がただに広島県のみならず、全国いかなる場所におきましても発生することのなきよう、我々といたしましても非常に注意いたして参つたのでございますが、近時実は種々なる風評も我々耳にいたしますので注意いたしておつたのでございますが、果然広島県におきまして近来稀なる社会事業界にとりましての不祥事件が発生いたしましたことは、私は重ねて遺憾に存ずる次第でございます。

いろ〳〵この問題に関しまして、当委員会といたしましても、事件といたしましては、若し金銭で申しまするならば、単なる市井の一窃盗事件に類するが如き小事件であるかも分りません。且つ又刑事事件といたしましても、その事件の複雑性と申しますか、そういう事件の内容というものは極めて簡単でございまして、若し冷かな検察事件とするならば小なる事件であるかも知れません。併しながら社会事業界にとりましてはこれは非常に大なる事件であると考えまして、今国会におきましても当委員会におきまして国会閉会匆々この問題が取上げられまして我々が検討いたさなければならん状態になつておると考えるのであります。殊に一昨日は前国会に引続きまして小委員会が設置せられましたので、これらの問題の具体的なる詳細なる検討は小委員会に御委託蒙る次第でございまするけれども、併しながら一応当委員会におきましてこの問題を提起いたしまして今後の調査審議に資したいと存ずる次第でございます。

○政府委員（木村忠二郎君）　広島の共同募金の不正事件に関連いたしまして御報告申上げます。

この事件につきましては前々からいろいろの噂もございまして、気にはかかつておつたのでございますが、当面の問題の中心が寄附金の募集の直接監督をいたしておりまする府県庁と関係がございましたので、従いまして当方といたしましてはその真相を摑むことが今までできなかつたような次第でございます。この点につきまして誠に監督不行届という点で申訳ないと思つております。

先般この問題が明みるに出まして、検察当局からお調べがありましたということが新聞に出ましたが、先般この小委員会におきまして、御質疑ございまして、これに対しまして、早速現地へ係官を派遣いたしまして調査いたしましたというふうにお答え申上げました。そのお答えの通り直ちに当省から庶務課の事務官を派遣いたしまして、一応調査をいたさせたのであります。併し県へ参りましても、関係者が殆んど全部検察当局に招致されて取調べられております関係上、調書が全部作り上げられておりませんので、一応検察当局におきまする状況を承る程度に止つた次第であります。この点につきましては詳細な報告を私の方から申上げるまでに至つていないということは誠に遺憾に存ずる次第であります。現在まで分つておりまする面につきましては、昭和二十二年度におきましては四十六万円余、それから二十三年度が五

十六万円余というものが不当に支出されているというふうに相成つておるようであります。それも取調の結果、尚どうなりまするかよく分らないのであります。現在承わりましたところによりますれば、各種の帳簿が極めて乱雑でありまして、従いまして真相というものが現在でも分りかねるというような状況になつております。従いまして正確なことをこの機会に申上げるというわけには行きませんし、尚検察当局の方におきましてもお取調中でありまして、従いまして詳細なる内容を承わることはできません関係上、極めて不明朗な状況にあるということを御報告申上げるに過ぎないというふうに相成るわけでございます。

尚爾後の処置といたしましては、民生部長並びに厚生課長は退職いたしまして、只今は民生部長は和久田副知事が事務取扱をいたし、厚生課長は新たに任命されたようでございます。尚今後詳細な面が判明いたしましたならば御報告申上げるようにいたしたいとかように考えておるような次第でございます。

○委員長（塚本重蔵君）　尚只今法務府検務局長の代理として、刑事課長の宮下明義氏が御説明に御出席になつておられます。

続いて事務局長の方からお分りになつておるところを御説明願います。

○参考人（青木秀夫君）　中央共同募金委員会といたしましては、広島の共同募金委員会の事務の取扱につきましては、前から注意をいたしておつたのでございます。広島の共同募金の成績は、昭和二十二年度、二十三年度共に目標額以上に達しておるという報告に接しておつたのでございまして、これは共同募金の事務に携つておつた人々の努力に俟つところも多いのでございますが、県民の社会事業に対する熱意というものが非常に強い証拠であるというふうに、私共感謝をいたしておつたのでございます。併しながら委員会の事務の取扱につきましては、非常に遺憾の点が少くないように考えられましたので、この点につきましては何遍か注意をしておつたのでございます。その注意しておりました点はどういう点かと申しますると、共同募金といたしまして、一番大切な募金の配分の公表というものが不徹底な点でございます。殊に二十二年度の配分の結果の公表ということは頗る悪い。これは殆んどやつていないというようなふうに見受けられるのでございまして、何遍か催促をいたしましてその結果漸く概況報告書というものが中央委員会の方に届けられたのでございます。昭和二十三年度の分につきましても、これ又何遍か催促いたしまして漸くその概況報告書が提出されるという状況で詳細が分らない。即ち内容がはつきり分つていないという点が、私共としては非常に遺憾に思つていたのでございます。ただ私共中央共同募金委員会は、各府県の共同募金委員会の連絡を図る、或いは指導を図るというような仕事をやつておつたのでございまして、この点についての不徹底な点を飽くまで突込んで行くというふうな点について、聊か躊躇されるような点もあつたのであります。とにかくこの点について何遍か催促いたしたのでございます。

それからもう一つ遺憾としておりました点は、共同募金運動は御承知のごとく最高司令部の勧め、並びに政府からのお勧めもありまして始めた運動でありまして、終戦後の社会事業に対する補助金の停止というような点に鑑みまして、民間社会事業を振興するのには国民の援け合いの精神によつてやらなければならないというので、国民の援け合い運動といたしまして、民間社会事業に対する寄付運動を推進しようというので起されたのでございまして、初めのうちは官庁の指導援助による点が多かつたのでありまするが、成るべく早く民間運動に切り替えて行くという方針を堅く取つておつたのでございます。それでございまするから、最初役員なども県の人にお願いしておつたものを段々民間の人にお願いしておつたものを段々民間の人に切替えて来ておつたのであります。広島県におきましてもそういう意味合におきまして、会長、或いは事務局長というふうなものも、民間の人に段々切替えて来たのでございまするが、併しながら広島県におきましては、その実権は依然として民生部がこれを握つている。民生部長が牛耳をとつておつたという状況が長く続いておつたのであります。この点は私共非常に遺憾に考えておつたのでございます。私共事務的に見まして二つの点を非常に残念に思つておつたので、機会のある度ごとにこの点を注意をいたしておつたのであります。又殊に配分の内容の説明なども何遍か求めたのでございまするが、なか〳〵要領を得ませんでしたので、昭和二十四年の夏、丁度中国地方にいろ〳〵のブロック会議がありましたので、その時に私共の方では捨てて置くことができないというので、地方部長の山本君が派遣いたしまして調査をいたしたのでございます。その結果、昭和二十二年、二十三年の清算がはつきりとついていないという点が分つたのでございます。又事務局長は民間の人になつたのでありまするが、尚民政部長の発言というものが相当に強いものであります。これについて新たに事務局長になつた人は前の民政部長から清算の引継ぎをまだ受けていない。それで前の民生部長の事務局長時代にやつたことについては、自分としては責任を負うことができないというようなことをいつておるというような状況でございましたので、これは早く清算をして明朗な事務をとるようにして貰いたいということを、特に民生部長並びに新らしい事務局長にもお願いをいたしておいたのでございます。又その当時県の児童課の課員であるものが、前に共同募金に関係しておつたのでございまするが、この者が他の事件において、物資の横流しをしておるということで取調べを受けておるというので、この者が或いは共同募金に関係をしておるのではないか、共同募金に関しても何か不正を働いておるのではないかということを、非常に心配をいたしたのでございまするがこの人につきましては広島の民政部の方から早く共同募金から手を引けということが県の方に注意をされておるということを知つたのでございます。

更に軍政部の方と連絡をとりましたところが、軍政部の方においてはこの事態をやはり重視いたしておつたのでございまして、どうもうまく行かないようだ、何遍か民生部長なり事務局のものに話を聞いても要領を得ないということをお話しになつておるのでございました。そのうち特に軍政部で問題にしておりましたものは共同募金委員会の事務局次長をいたしております中村氏の手から県の方に百万円程度の金が出ているのではないかという疑いがあるのだと、こういう噂がある。それで軍政部においては中村氏を招いて、事情を聴取いたしたところが、それは共同募金の金ではなく、赤十字支部の金であるということであるということが山本君によつて軍政部からお聞きしたのであります。特に軍政部の方からこのことを日赤の本社の方から連絡をいたして本社の方から取調をして貰つたらどうかということが、お話があつたのでございます。まあ大体そういうふうな点が私共の調査して分りましたので、山本部長はその場におきまして直ちに県の方の民生部長に連絡をいたしまして、早く清算をし殊に公表を徹底するようにということをお願いいたし、又民間の事務局長になられた松本さん、それから事務次長に対しましても早く清算をして公表しなければならない。これが共同募金としては、一番大事なことだからということを強調いたし、尚広島県のやり方は今までのようなやり方ではいけない。この全国的な運動は中央の共同募金委員会において、全国の代表者が集まつて決めた方針に測つて実施するようにしなければならないということを強調いたしたのでございます。そういうことを連絡いたしまして、東京に帰つて来たわけでございます。

それでこの結果は厚生省にも御報告をいたしますと共、日本赤十字社に対しましては日赤の金が県の方に行つて

おるということについて、軍政部において疑いを持つておられるのであるから、これは早く調査をされた方がよかろうということを連絡をいたして置いたのでございます。そうしてその顛末につきましては県の方から御報告を願うようにしておいたのでございますが、その後委員会からは何らの連絡もございませんので、八月の末に更に山本部長が現地に参りまして調査をいたしたのでございます。その時は清算は尚続行中であつて完了いたさないということでございます。それから日本赤十字社支部の中村参事の金の点につきましては、これは又前とは話が違いまして日本赤十字社の総務部長が現地に参つて調査をいたしましたところ、これは社会事業会館というものを今作つておるのだが、その社会事業会館の建築費の方の金といたしまして、請負業者に一時融通しておるということを答えておるというようなことでございます。併しこれは共同募金と直接関係がないようでございますので、私共の方といたしましては、これ以上追及するわけには参らんと思いましたので、その儘になつたわけでございます。それから更にその時はつきりいたしたことは、県の方へ共同募金委員会の方から立替金として融通をしておいたもので返済されていないものがあるようであるというようなことが段々分つて来たのでございます。それから地方の町村からは、村の募金額と県の募金額として発表されたところとどうも食い違うようだというような投書が来ておるというような点が問題になつたのでございます。それでございますからこれは尚更早く清算を発表しなければ、すでに十月も間近になつておるので新らしい募金運動に差障りがあるから、早く清算をするということが必要だということを要望いたしたのでございます。県並びに委員会に対しましてこのことを申上げたのでございます。

それで帰つて来たのでございますが、九月の末になりまして、広島県の事務局長からは地方委員会に対しまして收支決算が終了、事務引継が終つたという報告が参り、その時添附されました書類は民生時報でございますか、この広島民生時報というものでございますが、これに大体の概要を発表してありますので、これを添附いたしまして、こういうように清算が済んだという報告があつたのでございます。併しながらこの清算書を見ましても要領を得ないような点もありましたのですが、一応民間の事務局長が清算して済んだということでございますから、これを私共の方では受理いたしておつたのでございますが、更に多少疑問になるような点もありまするので、総務部長江川君が中国地方に参る序があるので、十月の初め頃事務局にお寄りをいたし又杉本事務局長にも会つていろいろ事情を聽取いたしたのでございます。その時は杉本事務局長は前の民生部長が事務局長であつた時代のことは、どうも信用ができないというようなことを言つておるようであり、又自分として信頼し得るような人を事務局に入れて清算をしたいのだというようなことを漏しておつたということでございます。その時江川部長は立替金の問題が、これは成るべく早く即刻にでも内容をはつきりして報告して貰いたいということを要望いたして来たのであります。と同時にそのとき今後の運営の方法といたしましては、中村日赤参事が事務局の次長をいたしておることが、これは面白くないので兼任の次長制を廃止して專任の責任の持てる次長を置いてやつて行くことが必要だということで、この点を連絡をいたしまして更に民生部長なり厚生部長にもこの点をお願いをいたしまして帰つて来たのでございます。

大体そういうような状況で参つておるのでございまするが、そのうち十二月になりましたならば民生部長と厚生課長が強制收容されたという情報が入りましたので、直ちにそれはどういう事情からということを電報で照会いたしたのでございまするが少し経ちまして県の事務局長からの報告があつたのであります。その報告は、事件は昭和二十二、二十三年の両年度に亘る事務費の使い方の当否の問題、或いは共同募金の流用の問題、繰入が行われていないというような点、或いは繰越金の正否というような点が問題になつておるのではないだろうかというような推定のことを言つて来ておるのでございます。これはどういう嫌疑かはつきり分らないが、こういうような点が問題になつておるように推定されるというような点でございまして、事件の経過といたしましては、十一月の十六日に広島市の東警察署から事務局が取調を受け、二十六日に検察庁において又取調を受けたというような経過を報告して来ておるのでございます。それで事務局といたしましては、この事件が新聞紙にいろ〳〵と報道されておるので、新らしく展開する募金運動に悪影響を及ぼすことを恐れまして、小谷委員長の声明を発表しようというわけで、県政記者クラブに参りまして、事件の真相は検察当局において明瞭にされることであるから、これな信頼して靜観して貰いたい、併しながら援護社会事業のことは一日もゆるがせにすることができないことであるから、共同募金への県民の協力を切にお願いするという声明を発表いたしまして、各新聞社の御協力を求めて各新聞社もこれに応じてその声明を出して頂いたというような報告があつたのでございまして、それから立替金につきましては約九十七万五千円程度のものが県庁その他の団体等にも立替が行われたのであるが、大部分は返済されたというような報告が来ておるのでございます。私共は大体そういうような報告を受けておるのでございまして、事件の内容は只今社会局長からもお話がありましたように、どういうものになつているのか外部からは窺い知ることができないのでございます。私共の方といたしましては何回かの実地調査のときに説明を求める度にその説明が違つておるというような点が非常に困つたことだというふうに考えておるのであります。又この間占領軍当局におきましても、県並びに委員会の方に何遍か注意をされておるということなのでございまして、私共もこれは共同募金の今後の進展の上に非常な影響のあることと考えまして、早く真相を明らかにいたしまして、善後措置を講じたいというふうに考えておるわけでございます。

大体私共の只今の措置といたしましては事務局の陣容を整備いたしまして、本当に信頼し得る人がこの仕事を担当して頂くようにしたいということと、他の一面においては監督者の地位に立つ県の方との関係を更にはつきりさせることが必要である。監督の地位に立つ民生部長なり、厚生課長が共同募金を支配するというようなことになつて、集まつて来た金について、これを支配するような気持を起さないようにはつきりとしたものにして置くことが差当り必要なことではないかということを考えておるような次第でございます。

○山下義信君　只今青木事務局長から詳細な御調査の御報告を聽取いたしまして大体はよく分りました。この問題は近く当参議院からも現地の調査が相成ることになつておりますので、殊に本員はこの地方と密接な関係がありますので、若干個人的にも事件の一部分を存知しないでもございませんので、その御視察のあります前にいろ〳〵所見を申上げることは一応差控えたいと思いますので、本員の存知いたしておりまするところに関しましてこの際質疑をいたさないつもりでおります。

ただ私が只今社会局長並びに青木事務局長から御説明のありましたのを承つて皆よく御承知なんです。こういうことが正に起るであろうことを十分にあらかじめ御承知であつたんであります。どうして未然に防ぐことができなかつたかという問題であります。言葉を換えて言えば何故監督ができなかつたのであるかということであります。或いは次の言葉は当らないかも分りませんが、何故監督をしなかつたのであるか

ということです。中央共同募金委員会は地方の募金委員会に対して何故十分かような不祥事件が検察当局の手に移る前に未然に防ぐことができなかつたかということなんであります。又厚生省の当局は何故かような事件が検察当局の手を煩わすまで放置してあつたかということであります。これはただ一都道府県の、地方の問題でございますが、具体的に申しますると、広島県は関係の皆様が御承知のごとく従来社会事業なんていうものはなかつた県であります。隣の岡山県は早くから石井十次先生の孤児院以来県民挙げて社会事業の熱意がございましたけれど、広島県は実にその点は低調極まる県である。戦争中原爆を受けまして終戦の端緒となつた、いわゆる原爆の広島として浮び上つて参りまして、その甚大なる被害を蒙りました都市としては社会事業の対象者が非常に増加いたしました、その現象に直面をしその都市が終戦の端緒となつた。有名な世界都市となつたというような機縁等々からいたしまして、この際広島県の社会事業はなんとかしてこれは振興せしめなければならんということを広島県の県民も考えまして、当参議院厚生委員会におすがりをいたしまして、数年間に亘りまして広島県の社会事業を盛立てるべくいろいろ先輩の御援助を仰ぎ、御苦労を願い今日まで辿つて来たのでございます。然るに今回の事件の、額で申しますれば仮に三百万円、四百万円と申しましても、先刻私の質問いたしましたときに申しました通り、ほんの市井の一、小さい盗人が万引いたします程度の小なる金額であります。事件といたしましても、誠に極めて簡単な事件であります。何々疑獄と称するごとき非常に複雑なものではないと私は考える、そういう小さい刑事事件によりまして目に見えて精神的の大社会事業のその仕事を根本から破壊し去つた、一朝にして水泡に帰せしめたということは、私は実に悲痛止むなきものがあるのでございます。社会事業はただ物的事業ではございません。精神的な盛上るそういう熱意が国民の間に起きて参らなければ、事業の発達を期し難いことは皆様御承知の通りであります。然るにこれを築きまするということは一朝一夕でできることではございません。潰すことはすぐにできる、一つの孤児院、一つの母子寮、あそこで飴一つ横流したということが中傷であれ、何であれ言われまするというと、すぐその事業は冷眼視されまして一朝にして挫折してしまうのであります。今回の事件は私は一つの刑事事件としては極めて小さいことであるけれども、社会事業界にとりましては、遺憾千万であります。地方問題じやない、中央の関係の諸君はなぜ今日まで拱手傍観したのであるか、広島県だけではない、こういうことが若し富山県、新潟県、神奈川県、どこの県にあつても中央関係諸君は、拱手傍観されるのであるが、事件が起きた後に私はこんな事件があつたという形式的な調査で能事終れりとするものであるかどうかということであります。やがていろ〳〵御調査に相成りましたならば、今後に処すべき点、或いは今日までのこういう事態の発生についての深い反省につきましては、御視察に相成りました各位から十分適切なる御報告や御指摘があると存じますから、私は差控えるのでございますが、なぜ今日まで未然にこれを防ぐことができなかつたかということ、つまり言い換えればこういう事態に対する監督権はどこにあるかということ、恐らくないのであろうと思う。法的根拠がない運動でありますから我々が先年から憂慮いたしますのはここを言つたのである。無責任者な話である。責任者がないから勝手放題な事態が起きる。共同募金運動についての監督の責任者は誰であるか、いかなる方法によつてその監督の責任を遂行して行くのであるかということを社会局長、並びに青木事務局長さんから私は承つておきたい、こう思います。

○政府委員（木村忠二郎君）　我々としましては同じことを事前に知ることができなかつたといいますか、噂は少し前から聞いておつたのでありますけれども、こういうようなことになるという程の事件であるということにつきましては、未然に察知し得なかつた、而も未然に防止するの処置をとれなかつたということにつきましては、誠に遺憾で申訳ないと存じております。このために日本の社会事業全般に及ぼしまする影響につきましては非常に憂慮いたしておるのであります。今後かくの如きことのないように十分に注意しなければならんと考えております。

要するにこの事件の起りました原因は、監督すべきものが監督される者と一つになつておつたということに大きな原因があるようであります。現在共同募金につきましては飽くまでもこれは民間の仕事である。これに対しましては一つの寄附金の募集に対する取締を厳にするということにするのが最もよいように考えます。関係方面は大体そういうような見解であります。共同募金につきましては官庁はこれに対してこれを支配してはならないというふうに向うでは言つておるのであります。我々もこれを支配することはいけない。併しそれの健全なる発達を指導すること、もう一つはこれが不正がこの間に起らないように県庁は監視する、この二つだけを官庁の処置としては残しておきたいというふうに考えるのであります。二十五年度におきましては特にその点を強調いたしまして今後非違のないように見張る者と、それからこの仕事を実際いたします者とはつきり区分しなければならんと考えます。今後はこのことのないように十分監視したいと思います。何を申しましても現実にやつて参りますことを県民に代つて監視いたしまするということは、これは当然県当局においてしなければならん筈でございます。当初からこれが府県当局が大きな後援をしなければできないといつたようなものでありましたのが、非常に深入りをし過ぎて、むしろ県当局が主導的に働いておつた。ところがその際に非常な不正といいますか、結果はよろしくありませんが遺憾な措置があつたということになりますと、どうしてもその間違つた点をはつきりさせるということが極めて困難であります。従来寄附金の募集につきましては県が監督いたしております。全国的な寄附でありますと厚生省におきましてこれを監督いたすのでありますけれども、現在では全国的な寄附というものはないことになつております。県限りでやることになつております。従いまして県の方の監視が十分行き届きませんと、我我といたしましてはこれに対して強力な監督の手が伸べられない。従いまして今回の事件におきましては極めて生温い形になつて参つておりましたことは、誠に遺憾に存ずるのであります。今後こういう点につきましてはそういうことのないように十分指導して参りたい。

尚広島県当局に対しましてはこれをはつきりするということにつきましてはたび〳〵注意いたしたのであります。非常に生温いというお叱り誠に御尤もであります。何ともこれにつきましては申訳がないというふうに存ずる次第であります。今後こういうことのないように十分措置いたしたいという考え方であります。

○参考人（青木秀夫君）　共同募金運動の健全な発達を図り間違いのないようにするということにつきましては、中央委員会におきましてこれが最も大きな仕事だというふうに考えておるのでございます。ただ中央委員会は御承知の如く各府県の委員会の連絡調整を図るということが主たる目的になつておるのでございまして、その監督権というかた苦しいところまで行くことは、民間の団体の性格としてむつかしいのでございます。ただお話のようにこういう問題が起きないように事前に防止するというようなことにつきましては、あらゆる機会に注意をし合うということが必要であるのでございまして、このことは今後と雖も尚一層やらなければならないというふうに考えるのでございます。

共同募金運動は民間から盛り上がる運動として起るのでございますので、信頼ということが一番大事な点でございまするので、この点につきましては

山下さんのお話の通りただ金を集めるということだけでなく、物で解決するということでなくして、その間の信頼関係を裏切らないようにして行かなければならないのでございまして、それにはどういうふうにしたらよいかということを委員会としては常に考えていなければならないのでございまして、又そのことについては絶えず中央、地方連絡をとるということをいたしておるのでございます。そのために共同募金運動を展開する前には私共事務局といたしましては一応の案を作りまして、そして各府県の事務局長並びに委員長の全国集会をいたして、その年度の対策、方針を決め、手段、方法もそのとき検討して決めるのでございます。その通りやつて頂くならば間違いが起きないという仕組に大体なつておるのでございまするが、残念なことには広島県においてそのことが十分撤底しなかつたということにつきましては、私共も非常に残念に考え又連絡の仕方が悪かつたということについて私共お詫び申上げたいと思うのでございます。今後ます〳〵こういう方面の必要が感ぜられまするので、今後更に間違いのないように一層の努力を図りたいと思うのでございます。

只今木村局長からもお話のありましたように、官公庁の関係の方はやはりこれは監督の地位にお立ちになるのでございまして、社会事業法の規定、只今ではややその規定は無理ではございまするが、社会事業法の規定におきましても一応の監督をするようにこれは府県知事がするようになつておるのでございまするが、この規定の趣旨に沿つて監督という点につきましては、おは地方事務局の指導監督ということが明記されてありますので、お仕事の一つであろうかと思う。従つてただ単に事務的な連絡調整というこれがその意味でありまするならば、いたし方ございませんけれども、地方の委員会の指導監督ということが、中央委員会のお仕事の一つであるとするならば、十分その監督は、例えばこの県はどうも面白くないというような風評や、いろいろ報告書などの上におきまして、不備な点がありますならば、先程の御説明にありましたように中央からお出掛けになりまして、相当その地の有力者の人たちに対して反省も促し、いろいろ御相談に相成りまするならば、ただ単に来て帰るとか、ただ単に一、二の人に話しておくということではなくして、もつと相会しまして、それらの点を指摘して善処を促す方法等を御考慮になりますならば、よい意味におきまして十分私は監督ができるのじやないかと思うのでございます。当然そういうこともなさつておいでになることと思いますが、今後十分都道府県の地方委員会に対しても御善処を願いたいと思うのであります。例えば昭和二十四年度の共同募金事業の運営要綱などを拝見いたしますと、地方委員会の組織などについての御構想が十分具体的に指摘されております。こういうことを果して完全に各都道府県の地方委員会の組織ができておるかどうか、十分私はこれら地方委員会としても指導なり、御吟味なさる必要があると思う。不評事件の発生いたしましたことは重ねて私はこれに触れないことをここで繰返すのでありますが、多くは申しませんが、端的に申しますと、広島県の今回問題を起しました共同募金委員会の組織のごときは、全く呆れ果てた組織と云わざるを得ません。完全に一部の地方政治家のボスが掌握いたしております。その顎の下で自由自在にこれが駆使せられておつた、これは御調査になれば直ぐ分ることであります。そのボスがいわゆる押し立てておるところの知事、それが合作をいたした。そうしてこの共同募金委員会に已れの勢力を扶植しておつた。そういう事態にあつたということは天下公知の事実であります。従つてこれは一民生部長、一厚生課長、一庶務課長、一出納係員の小僧がかくの如き腐敗を起したのではないのでありまして、彼らを手足のごとく使い、陰に陽に使嗾いたし、そうしてこの委員会を已れ達の地方における政治的ないろ〳〵な道具に使い、かような事情の金を湯水のごとく濫費したということの事態の発生であります。従つてこの地方委員会の組織ということについては関係者が十分に御注意になりまして、二十四年度の共同募金運動要綱の中に、その構成には寄附者各層の代表者、募金奉仕者の代表者、運動協力者の代表者、或いは支会分会等の代表者、学識経験者等多種多様の各階層の者を入れて組織し、一部の者に偏してはならんということの御注意が相成つておる。若し果して全国的な地方委員会がかくの如き人々によつて組織せられたならば、必ずや民主的にも運営せられ、相当内部的な反省、お互いの監督もできるわけでございますけれども、広島県の地方委員会におきましてはいわゆる県会議長を会長といたしまして、そうしてそれらの勢力系統の者が悉く実権を握つておつたということは事実であります。かくのごとくして事態が発生いたしたのであります。そういう点に対しまして、今後は地方委員会におきまして真に民間団体でありまするこれが法制化されまして、今後の措置がとられまするまでは十分一つ御注意を願いたいということを本員はこの席でお願いをいたしておきます。

尚この機会に検察当局はどういうふうにこのことを取扱つておつたか、又この事件の調査がどういうような状態に進行しておるかということを、法務関係の方から御報告を願いたいと思います。

○説明員（宮下明義君）　只今お尋ねのございました、広島県共同募金に関係いたしまする横領事件は、目下広島地方検察庁において捜査中でございまして、最終的な御報告を申上げるまでに至つておりませんが、現在までに中央に報告のありました限度において捜査の状況を御報告申上げたいと思います。広島地方検察庁におきまして、広島県の共同募金につきまして種々不正があるということを認知いたしまして内偵をいたしておつたのでありまするが、今年の十月二十一日広島市警察署においてこの事件の捜査に、着手をいたしまして、その後事件の影響が重大でございまするので、十月二十四日、その事件を広島検察庁に移しまして、十月二十四日以後は、広島検察庁が主体となりまして捜査を継続いたしているのであります。関係者といたしまして、現在までに収容いたしましたのは、広島県永岡民生部長、民生部厚生課長阪谷氏、この両氏を十二月三日逮捕状によつて逮捕いたしまして、十二月五日起訴前の拘留処分に付して居りま

役所にお願いをしなければなりませんし、又民間の運動といたしましては、お互いに間違いのないように戒め合つて行くというところに気を付けて行くようにいたしたいと思うのでございます。そういうような点につきまして更に努力をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○山下義信君　中央委員会は共同募金の事業に対しまして非常に御勉強下さいまして、昨年も本年度も非常に好成績を上げましたことは、ひとえに青木局長以下の御盡力の結果でありまして私共感謝するのでありまして、こういう事件が起きたからといつて直ちに全般的に中央委員会の責任を追求するのも我々誠に遺憾に存ずるのでございますが、併しながら謝すべきことは謝し、質すべきことは質さなければならんのでございまして、只今のお話で我々も諒とする点もあるのでございますが、併しながら事民間の運動なるが故に監督の方法がないということは、つまり法規の上での直接監督権のある官庁もなく、官が介入しないことになつておるのであるし、民間団体としても別に制裁権も強制的な監督権もないのであるから、監督の方法がないとおつしやれば、或はそうであるかも分りませんが、併しながら考え方によりましては監督官庁がありましても、その監督官が無能でありまするならば、何ら監督の用をなさない権限はなくても民間の団体でありましても、相互緊密に連絡いたしまして、機宜の措置によりまして、相手方の反省を促すいろ〳〵の方法をとりまするならば、十分に私はこの監督も指導もできるのじやないかと思う。中央委員会のお仕事の中に

す。日赤広島支部事務局長中邑元氏、及び広島県民生部厚生課主事山田友彦氏の両氏を十二月十一日逮捕状によつて逮捕し、十三日起訴前の拘留処分に付して捜査をいたしております。現在までに判明いたしております募る犯罪事実は、昭和二十二年度の募金関係におきまして、合計五十二万円の横領の事実、昭和二十三年度の金関係につきまして、合計四十七万五千円の横領の事実が判明いたしております。然しながら現在捜査継続中でございまするから、この金額につきましては尚動きがあるというふうに御承知を願いたいと思います。山下委員も仰せられましたようにこの事件は単純な刑事事件といたしますならば、さして大きな事件と申すことはできないと思いまするが、併しながら現在昭和二十四年度の共同募金運動が継続中でございまして、社会的な影響は非常に甚大でありまするので、広島地方検察庁におきましては特にこの事件の真相を一日も早く明らかにしなければならないという観点から、広島地方検察庁次席検事を首班といたしまする特別捜査班を組織いたしまして、鋭意早急事件の真相を究明するために努力中でございます。現在まではまだ正式な起訴報告はございませんが、極めて近いうちに事件の全貌が判明いたすものと承知いたしております。簡単でありまするが、現在中央に報告のありました限度において御報告いたした次第であります。

○山下義信君　宮下刑事課長の報告了といたしました。私はこの点も関係議員各位の御調査の場合には御考慮願いたいと思うのでありますが、こういう事件を取扱いますときの検察庁の態度であります。これは当然社会の耳目を惹く事件に相成る。只今刑事課長の言われた通り、私の申した通り、単なる一つの刑事事件としては小さいけれども、社会的の事件としては非常に関心を惹く。興味を惹く。従つて地方の新聞はいわゆるニュースバリューとして非常にあるものでありますから、読者の注意を惹くために毎日これを大きく取扱うそういう場合に事件の花形になるのは誰であるかというと、検察庁、検察当局者の一句一言、一挙一動というものが非常に花形となつて、これが社会の関心を集める新聞記事の中心と相成るのでありまして、これは言うまでもなく、私共その点不案内でございますが、一つの刑事政策といたしまして、一罰百戒、十分後々に警告を発しますためには、相当効果的な態度をとることもあろうかとは思いまするけれども、余程慎重にいたさなければ相成らん。我々が公式の国会の席上において承る報告は只今聞いた通りでありますが、新聞紙上に現われるいろ〳〵なる事実は未だ公判を開かざる以前にその被疑的な事実が具体的に詳細に発表せられるというような事柄はどこから出るかと言えば、概ね私は関係官庁から出るのではないかと思うのであります。民間の者が知らないような、或は社会事業関係ですらも知らないような事柄が而もその発表の方法が恰かも公訴事実に近いような形式で発表せられるということは、恐らくその筋の専門的な官庁からいろ〳〵そういうようなものが出てくる、これは私は余程検察庁当局も十分注意しておられると思うのでありますが、我々は共同募金の悪影響があるからと言つて、決して臭いものに蓋をするというようなことは、もとよりさようなことは考えません。考えませんが、悪影響の来さないような事件の扱い方をしないというと、困る者は無数の無辜の民衆であります。これは差引いたしまして、こういう事件が摘発せられたからと言つて、得るところがどのくらいあるか、失うところがどれだけ多大であるか、恐らく広島県下におきまして、この共同募金のために恩恵に浴する者十万を下りません。明年は相応ずる者果して何人がございましょう。このままでありまするならば、誠に明年のことが寒心に堪えません、再びかかる気運を醸成いたしまするためには、全く必死の再建努力を必要とするのでありまするが、私はこの事件の取扱に当りまする検察当局が十分な事実を摑んで頂いたかどうか、或いは一つ二つのことを摑んだでしようけれども、まだありはせんか、まだありはせんかと少しく方角を誤つたような、或いは叩いて何かを出そうというような態度があるといたしまするならば、而も事件に着手いたしましたのは十月中旬、殆んど二ヶ月まだ未解決という、簡単なかくのごとき一地方に限られたる事件に大阪に飛び、東京に飛び、検察の手を全国八方に拡げるという大事件じやない、ただ単に一地方の狭い限られる少数の者が関与いたしておる事件に三ヶ月近く……捜査に着手いたしまして三ヶ月近くいたしましてまだ終結を見ない、来る日も来る日も、この事件この事件と新聞が書き立てるというようなことをいつまでもいたしております。徹底的にこのような助け合い運動というようなことが、この地方を中心にいたしまして、殊にこれは非常に情けない状態に陥ることに相成るのであります。どうか検察当局は一般と、御多忙中恐縮なんでございますが、早く御裁断下さいまして、そうしてこの事件の全貌がはつきりいたしまして、いつまでも民衆に不快なそういうような面白からん影響のないように善処して頂きたいと思いますが、その点は法務当局はどういうふうにお考え下さるか、この点を今一度伺つておきたいと思います。私は、先般その地方の状況を見まするのに、この地方の村々のこういう共同募金のことに関係いたしました役場の者達が、いろ〳〵と自分達にまでも波及しはすまいか、言い換えますれば、縛られやすまいかということを恐れまして、炭一俵がどうなつておつたか、六百円の受取がどこへ行つたかというようなことで、どの村々におきましても慌てふためいて再調査いたしている、万一の場合に身に及ばないように彼れ達が恐れていたところを見て、私は十分に目的を達した、ここまで警戒させ、反省をさせたならば十分今後共同募金については、もう粛然とやらなければならんという観念を関係者には植え付けたということを、実は第三者として傍らから感じたのであります。これは十分粛正すべきは徹底的にいたさんければなりませんが、検察当局としては諸般のことに細心なる注意を拂う必要がある。殊に事件を興味本位にこれを取扱つて行くというがごときは厳として戒しめなければならん。ただ単に広島県一地方のみならず、今後やはりこういう社会事業関係の事件などについての取扱いも余程注意いたさなければならんと思いますが、果して当局にそういうふうな御考慮の御用意があるかどうか、御親切があるかどうかということを重ねて伺つて置きたいと思います。

○説明員（宮下明義君）　只今山下委員のお尋ねのございました前段の点につきましては、検察当局といたしましては、新憲法下、殊に新らしい刑事訴訟法ができましてから、犯罪捜査の段階において、言い換えまするならば公判の立証に入りまする前において、被疑者の名誉というものは、十分に尊重いたさなければなりませんし、又捜査の秘密ということもございまするので、十分に注意いたしまして、事件を軽々に公にするという態度はとつておらないと思うのであります。ところが、私共も最近頻々と経験いたしておるのでありまするが、各地において起つておりまする重要事件について、何々検事談という言葉が頻々と新聞紙上に掲げられるのであります。重要な事件について検事がそのような発表をするわけもございませんし、又そういう記事が出た後で私共中央といたしましては、その検事に直接聞きましてその真偽を確めておるのでありますが、検事としてそのような発表をしたことがないというにも拘わらず、新聞紙にそのような発表がなされておるような実情でございまして、検察当局としては十分注意いたしておるのでありまするが、そのような実情にあるという点を同情ある御観察を願いたいと思うのであります。併しながらお言葉にもありますように、今後検察当局が或る事件について社会の耳目の中心になるような場合においては、十分に言動を注意するように、改めて中央からも注意をいたしたいと考えております。

　第二段の点につきましては、成る程この事件を検察当局が手をつけまして

から相当な日時を経過しておるのであります。只今御報告申上げました横領金額というものは僅かな金額でございまするが、その結論に至りますまでに、昭和二十二年度の募金総額におきましても二千八百余円、二十三年度の募金総額におきましても三千三百余万円の金額がございまするし、又関係者が取扱いました金も単に募金だけではない、外の金を動かしておりまするので、それらの点を詳細に検討いたしましたる結果、可なり日時をとつておるものと考えるのであります。併しながらお言葉にもありますように、このような事件について検察当局の処理というものが長引いておりまするならば、社会に及ぼす不安というものは測り知れないものがございますので、中央としては十分に現地を督励いたしまして、一日も早く真相を究明し、社会全体に及しておりまする不安一掃に努めたいというふうに考えておる次第であります。

○山下義信君　刑事課長の答弁は了承いたしました。問題は他日本院から調査せられまする調査の結果に待ちたいと存じますのでありますが、この際重ねて法務当局に私は申して置きたいことは、この問題に関しまして検察当局の行動に、やはり現地におきましていろいろ風評がございます。場合によりましては、ただそれは職務の執行が厳正なればそれでよろしいのであります。或いは某有力者に親交がある、或いは某有力者と同窓である或いは交友関係でいろ〳〵鞭打たれておるというような風評もあるのでありまして、やがて調査の結果判明いたすと思いますが、万一の場合がありましたならば、本件に関しまして或いは証人として喚問する場合があるかも分りませんが、どうか只今の御趣旨で、要はこういう社会事業に悪影響がないようないわゆる雨降つて地固まる、禍い転じて福となすというような面に対しましても、十分検察当局が御協力相成りまするよう、適当な機会に現地の下部官庁にお示し置き相成りまするならば、厚生委員会としても甚だ有難く存ずる次第であります。以上を附加して置きます。

○小杉イ予君　私は今度の募金方法につきまして、先きに不正事件があつたことは明らかにして置かなければいけないということを主張いたしましたところが、そういうことはない、自分の知る限りそういうことはないと申しておりましたが、ありましたと私は申して置いたのでありますが、それが又再びこういうことがあつたことは誠に遺憾に堪えません。ところが社会事業家に対しまして、監督せよ、警戒心を起せよということは間違いであると思います。何故かと申しますと、社会事業そのものに携わるということがすでに人格者と見られるのであります。そうして又小僧とか子供ではあるまいし、これなどは私はする必要はないと思つております。ただ何が悪いかと申せば、人選、人の選抜方法が下手であつたという結論だつたと思います。そうしてこの事件は一番分りやすい事件である、外の会社のさま〴〵の混乱したものと違いまして、全体から取つたところの金の額が分つておる。そうしてそれを分配するところの額が分り、それに携つた人が分る。こんな簡単なことはないと思つております。ただ私の希望することは、再び三たびこういうことがないように、その結論としては分つたところの人を厳罰にする。普通よりも、元々のこれは動機が違うのでございますから、これに対して厳罰を与えむことを私は希望して、根を断たなければいかん、こういう意味であります。

○委員長（塚本重藏君）　外に御質問ありませんか。

○井上なつゑ君　共同募金の根本に触れることでございますけれども、今度行われております共同募金を見ましても、その行われたことにつきましても、随分学生の方なんか出ておられまして、まるでアルバイトのような意味で共同募金が行われているのでございます。伺つて見ますと、共同募金の何かがそういう人達のために行くということを伺つております。もとよりそういうことにならないと、皆が皆その人達のために、気の毒な人のために自分の力を割いてできる人ばかりでないかも知れませんけれども、ああした共同募金の一部を取られるというような気持がすでにあるところに、こうしたことみたいなお金の廻り工合が悪くなつて来るんじやないかと存じますから、共同募金の根本に触れることなんでございますけれども、そのところがどういうパーセンテージがその方へ行くのかということを分つたところだけでも承りたいと存じます。

○参考人（青木秀夫君）　共同募金は、大体民間の有志者の運動ということになるわけでございます。それでこれに対しましては、事務費というものが考えられるわけでございますが、事務費につきましては、募金予定額の大体一割を見当として計上いたすように私共は考えて、申合せもいたしておるのでございます。これは募金運動を始めますときに、アメリカの経験等を参考といたしまして、総司令部あたりの御意見も伺つて、大体一割程度の事務費というものはどうしても見込まなければ無理だろうということで始めたのでございます。アメリカのように、何十年かの経験のあるところにおいては、非常に成績のよいところでは、今日六分くらいで経費が上るという地方もあるそうでございまするが、初めてのことでございまするし、又地域が非常に広汎に亘るのでございまして、アメリカでは大体一都市あたりを中心にしてやるのでございますし、又経験が長く、又富の程度も違いまするので、これをそのまま標準にするわけには行かないと思うのでございます。又組織も非常に完備して参つておるのでございますから、その程度で上るのだろうというふうに考えます。昭和二十二年に始めましたときには、募金の目標額の大体一割程度の事務費を考えたのでございます。これはいろ〳〵な宣伝をいたしたり、或いはお金の集計をいたしたり、企画をいたしたりするのに、どうしても事任の職員が要るのでございますが、事務局をしつかりとさせるのには相当の経費が必要であることはよく分ると思うのでございまして、やつて見たのでございます。併しながら御承知のように、国民からの寄附でやる仕事であるから、成るべく事務費を節約いたしたいというのでやつたのでございます。又殊に初めのうちは県庁のお役人の方が兼務してやつて貰つたというような所もあるのでそういう意味において経費を節約しようというようなことも考えたのでございまするが、これは段々そういうことよりも事務費の方は出しても、しつかりした人をやつた方が間違いがなくてよろしいということで、今日におきましては事務費の節約のために県庁の役人をずつとそのままお願いするよりは、専任者を置こうというふうになつて来ておるのでございまして、これは私共も大体了解ができることと思つておるのでございます。併しながら一割で上げることは、実はむずかしかつたのでございまして、二十二年度におきましては一割四分か五分くらいに結果においてなつておると思います。二十三年度も大体その程度掛つておるのでございます。それでこれは大体事務局の職員の経費なり、啓発宣伝の費用等が主なものでございます。併しながらこれだけでなか〳〵うまく行かないのでございまして、只今お話のようにお金を集めるのには多少これを扱つた人に手数料、或いは割戻しというものが欲しいという要求が来ておるのは事実でございます。併しながら共同募金運動におきましては、これは厳重に警戒をいたしておるのでございます。従来行われておりましたものは、日本赤十字社なり或いは同胞援護会の会員募集、社員募集というような例に倣つては共同募金の趣旨が害われるのであるが、いわゆる篤志家の個人運動という建前を飽くまで堅持するために、手数料とか或いは歩合制度というものは廃めるという建前で来ておるのでありまして、大体この趣旨は徹底いたしておると思うのでございます。そのために外の方の募金と比較されまして、地方に行きましては、どういう募金ではこれくらいの手数料にな

るということを聞かされ、私共実は困るのでありますが、この国民運動の趣旨をお話して、大体了解を得ておるというのが実情でございます。ただお目につきますのは、東京が大体そうだろうと思うのでございますが、東京におきまして、学校の生徒諸君の御協力を得ておるのでございます。特に街頭募金等におきましては、学生諸君の御援助をお願いしておるのでございまするが、これは地方の都会地におきましては、地元の方が自分のすぐ手近な所で運動に従事して頂くので、手弁当でやつて頂いても大した費用も掛らないのでございますが、東京において運動を展開いたしまするときには、自分の学校の所、或いは所在地だけでもうまく行かないので、どうしても電車に乗つて行くとか或いは通信費が掛る、或いは事務局の所へ出て行くのに連絡する費用が相当掛るというので、その実費だけはどうしても見て貰いたいという御要求があり、又これは出すのが当然であろうということで学生の実費はこれは支弁いたそうということに東京都の委員会においても御決議になつたのでございます。併しながら、と言つて例えば、郡部の学校が銀座の方に出て募金をするというようなことをされたのでは、これは汽車賃だけでも大変だし、そういう無駄なことはしないように、成るべく地元において、最寄りの所において経費のかからないようなやり方をして頂きたい。そうしてその範囲内で交通費、通信費等を集つた金の中の一割以下で、実費だけを差引くようにして頂きたいということでやつておるのでございます。それが一割以内は貰えるのだというふうに、誤り伝えられておる向もあるのでございますが、実際は一割必ず取つておるわけでもございません。それから又生徒が集めたお金は、私共はでき得べくんば、あの箱をそのまま銀行又は郵便局へ持つて行つて、銀行員、郵便局員がこれを開封して、そのまま口座に振込んで頂くということをやつておるのでありますが、なかなかそれもうまく行かないこともあるのでございますが、学校の先生におあけをを願つて、そうして実費を清算して東京都の委員会の方にお送りを願うというやり方をやつておるのでございます。併しながらこれがやはり誤解を生ずる虞れがありますので、来年はこういうことでなしにやはり一応全部東京都の委員会の方に集つた金は全部お送り願つて、必要な経費と申しますか、実費は清算をして差上げるようにしたらどうだろうかというふうに、今研究をいたしておるのでございます。率仕者は集めた金には手を触れないというふうにして、そのまま都道府県の委員会の方にお送りを願つて、必要と認められる実費は面倒でももう一遍送り返すようにしたらどうだろうか。そうすることによつて共同募金の純粋性を維持し、寄附をされる方の信頼を厚くしたいというふうに考えておるのでございます。

○姫井伊介君　法務府その他関係当局の方でお分りになつておる方からお答えを願いたいと思いますが、三つあります。その一つは先程お話のありました二ヶ年に亘り約百万円の横領とおつしやつたのでありますが、その金の使い途が凡そ分つておりますかどうかということ。それから次は赤十字社の募金と共同して行われたのでありますが、その関係はどういうふうになつておりますか。第三点は広島県の外、他府県にも多少まだこういうふうな不正な匂いのするところがあるのではないか、その点もお伺いします。

○政府委員（木村忠二郎君）　先の二つの御質問に対しましては、私詳しいことを申上げることは差控えた方がいいと思います。殊に捜査上の問題になりますと、私の方から申上げることは適当でないと思います。最後の点でございますが、私の聞いておりますところでは、こういうような種類の事件は現在聞いておりません。尚募金関係者が募金の一部を持つて逃げたという事件が一つあるように聞いておりますが、それだけだと思つております。

○説明員（宮下明義君）　横領いたしました金の使途につきましては、詳細な報告には接しておりませんが、飲食費その他というふうに中央には報告になつております。どの程度の割合で飲食費に当てられておるか、その他のものにどういう種類があるか、詳細までは分つておりません。それから日赤と共同で募金がなされたということは捜査段階においても分つておりまするが、そのことは直接犯罪の成否に影響がないのではないかというふうに考えております。

○参考人（青木秀夫君）　只今木村社会局長からお話の、他の府県にこういう疑いのあるところはないかということについての御答弁があつたのでございますが、私の方でも只今のところでは他の府県に同様な事件が出て来るというようなことで注意をしておるところは今ないのでございます。ただ過去におきましては只今社会局長からもお話のありましたように、係りの者が横領をしたという事件が兵庫県及び山口県にあつたのでございます。兵庫県のものは、これは初年度の事件でございまするが、免税興業をいたした者が、その係りの者がその寄附金に相当するものがまだ興業上から入つて来ないということで着服いたし行方を晦ましたものでございます。これは直ちに刑事事件といたしまして、捜査をいたし判決が下されまして、今懲役に行つておる事件でございます。それからもう一つは山口県でございますが、これは市役所の吏員がこの方面に関係いたしたのでございますが、これも横領であつたと思います。これも事件が解決いたしたのでございます。こちらはそう大きな事件ではなかつたと思いますが、大体その二つが私共の方で特に注意をいたしまして、その当時これに対する対策といたしましては、この集つた金は早く県の方に集める手段を講ずることが必要だということで、只今お答えを申上げたようないろ〳〵な方法を考えて見たのもそういう経験に鑑みてやつたのでございます。

○姫井伊介君　今事務局長のお話になりました兵庫県、山口県の問題ですが、それはその費消しました金の立て戻しはどうなつたかということをお伺いいたしたい。

今一つは法務府の関係で私のお尋ねいたしたいのは、一般の共同募金と、一般と合体して行われた赤十字社の募金とのその金の中どちらが横領されたという関係にあるのでしようか、その点はどちらとも分らないかということの問題であります。それとお尋ねいたします。

○参考人（青木秀夫君）　山口県の方は金額もそう大きくなかつたので、これは当時の役員をしておつた方々が補償をして落着いたと思います。兵庫県の方は金額が相当多額に上つたのでありますが、これは多分一部補償をされたか、或いは補償ができなかつたと思いますが、欠損ということで委員会において正式の会議を開いて欠損処分の決定をいたしまして、これを公表して県民に報告をして落着したというような扱いをしたと思つておるのでございます。本人についての求償と申しますか、要求をいたしましても、もうすでになくなつておるというような状況だつたので、その手続きは勿論取つておりますが、事実上返還をさせることができないというような状況になつておると思つておる次第でございます。

○説明員（宮下明義君）　中央に対する報告によりますと、どちらの金であるかという点までは報告に接しておりません。

○委員長（塚本重藏君）　この広島においてまする共同募金に関する不正事件に関しまする事柄は、先に山下委員のお言葉の中にありましたように、これは社会事業団体及び施設の振興に関する小委員会において引続き調査せられることになり、又委員は現地にも参りまして調査せられることになつて、全貌が明らかになると思うのであります。いずれにいたしましても、共同募金、助け合いの募金の極めて清らかな寄附金が、たとえそれが一銭一厘の僅かな金にいたしましても、不正にこれが横領せられたとか、費消せられたとかいうようなことがあつては断じてならない性質のものであります。こういうこ

とがありましては、ただに広島県だけではなく、全国各地にまでこの事柄は悪い影響を及ぼすと思われます。非常に不幸な事件であると思うのであります。殊に事件が昔の軍の非常に重要な都市であった広島、原爆を受けてその後世界に向つて平和都市として建設するという平和都市という特別な名称を付して再建に起ち上つている都市、従つて又社会事業の面においては皆社会事業都市として今後の社会事業の振興を期して行こうということを強く世間が呼びかけてそうして起ち上つている広島に、こういう事件が起つたということは返す返すも非常に残念なことであつたのであります。できたことは止むを得ませんが、今後お互いに関係者は一層注意を拂いまして、こういうことの再び起らないよう気を付け、努力し、注意を拂つて行かなければならんと考える次第であります。

本日は青木事務局長にも忙しい中を御出席下さいまして、有難うございました。その他関係者におきましても、いろいろ説明を頂戴いたしたのでありまして、厚く感謝いたします。今申上げたような点一層の御注意を願いたいと思います。関係者におきましても、今申上げたような点を一層の御注意をお願いしたいと思います。

三、「第七回国会参議院厚生委員会会議録第七号」（派遣議員の報告）より抜萃

○委員長（塚本重藏君）　本日は去る一月八日から十六日まで院議を以ちまして宗教団体の経営する社会事業の実情及び地方における共同募金処理の実情調査のために議員姫井伊介君、竹中七郎君、草葉隆圓君の三君の実地調査をお願いいたしました次第であります。視察されました各委員よりそれ〴〵調査の結果の御報告を聽取したいと思います。先ず共同募金の調査につきまして草葉隆圓君から御報告願います。

○草葉隆圓君　院議を以ちまして派遣されました議員は、只今の委員長のお話のように、竹中七郎君、姫井伊介君と私と三人でございますが、事務局から木村專門員、政安調査員及び中原法制局第一課長に同行して頂きまして、特に地元議員たる山下義信君、又地元の関係者の皆さんがこの調査に関しまして大変に熱心に協力して下さいましたので関係上、調査上多大の便宜を頂きまして、調査は一月九日と十日と僅か二日間でありましたが、本事件の重要な中心点はこれを明確にいたし得たことを、これらの関係者の皆さんに感謝の意を表します。

第一に調査の方法といたしましては、先ず出張の前に予備調査をしまして、予備調査に当りましては厚生省なり、或いは全国共同募金運動に関します企画調整の中央機関である財団法人中央共同募金委員会につきまして、数回調査を行いまして各種の資料を整え、又十分なる一応の知識を得まして現地に参つたのであります。更に大阪、京都の共同募金状態を調査いたしまして、いわゆる問題の広島事件に関します諸問題と比較参照する機会を得たのでありまして、この調査に当りまして、広島事件の重要点を明確にいたしますと同時に、他面におきましては、今後におきます共同募金運動の適正な発展に関して、何らかの重要な資料になると存じておるのであります。

第二に現地におきます調査の概要は、先ず広島県庁の一室に臨時調査室を設けまして、この事件の現地調査に当りますと同時に、或いは資料の蒐集なり、又関係の方々についていろ〳〵な角度からの意見を聽取いたしたのであります。で、先ず広島県知事以下、昭和三十二年度、並びに二十三年度の共同募金運動の幹部でありました人達、併し現に起訴されて收容中の人達は別でありますが、即ち楠瀬広島県知事、現在の内田民生部長、小谷広島県共同募金委員長、即ち現在の県会議長、並びに昭和二十二年、二十三年の受益団体でありまする人達の中の主だつた代表者といたしまして、六方学園長の田中正雄君、同胞援護会の河野光治君、小林槌夫君、民生委員連盟の香川亀人君、日赤広島県支部の中本誠一君、岩浅憲一君、中野文太郎君、社会事業協会の藤井五平君、広島母子寮長の早速チヨノ君、募金委員会事務局の藤沢溫良君、こういう人達につきまして、各方面の角度からいろ〳〵と証言を求めたのであります。又広島地方検察庁に参りまして、高検の検事長なり地検の検事正なりの、いわゆる幹部検察官なり、又直接この事件を担当しております地検の次席検事等につきまして、事件の現場なり或いは起訴の理由等につきましての調査をいたしたのであります。この起訴の内容につきましては、すでにお手許に資料としてお配りしておりまするので、ここで申上げるのは省略いたします。ただ極く最近に至りまして、更にその外に、本年の一月二十日になりましてから柿島商工部長が、この問題につきまして起訴された。更に最近中国新聞の編集局長の藤山稔君、日刊広島社長の加藤可辭君、両人が強制收容されたということが中央共同募金事務局の江川総務部長のところに、地元の委員会の方から通報があつたそうでございまして、さようにな発展いたしておるようであります。この起訴の問題、いわゆる刑事事件、検察方面におきましては、これは私共は調査の主眼でありませんので、これはいずれ裁判確定の上において明日になることと存じまして、私共はこの問題をいわゆる国政上、或いは行政的立場、そういう立場から十分検討して行きたいと存じまして、中心をそこに置いて調査をいたしたのであります。

それで第一に事件の発生しました原因について、要因についてこれを見てみまするとと、行政監督者と共同募金の事務執行者とが同一人であり、これを兼務しておつたということが一つの重大なるポイントであると存じます。次には県の民生関係の予算の執行者、共同募金の募金管理責任者とがこれ又同一であつたということであります。次には県の民生関係の予算の施行されておりまするその処置の状態が、誠に不十分であつた。そして共同募金の金から約三百九十万円そこ〳〵の金を県費に流用しておる。従つて県費なり、共同募金の経理というものが全く混乱状態になつておるという状態であります。

そういう状態でありますので、二十三年度におきまして、その関係者がその後も決算ができませず、又專任の共同募金の事務職員を十分配置せずに、従来通りずる〳〵べつたりとして延ばしておつた状態であります。従つて共同募金運動につきまして中央委員会なり、或いは厚生省の方針を実行することを先ず故意に怠つた状態でありまして、更に軍政当局の好意ある指示もこれを無にしておつた状態と見受けたのであります。又中央との連絡を殆んどとつておらずに、中央に対する報告もその場の思い付きというような状態でありましたために、戰後誠に数字的にも食違いを生じておる。で先に申上げましたように、県費に流用しておりましたために、表面上共同募金の繰越金の形をとりまして、而もその繰越金の相当額を計上しただごとく装いながら段々引延ばしておつた、で共同募金の地区に三分の一に当ります金を残す方法を行なつて、地元の協力を得ることといたしておりましたが、この方法が又多くの弊害を生んでおつた。次には県の当局者等が、共同募金配分委員長である。先に申上げました中国新聞の編集局の局長の藤山某などという人達と懇ろになりまして、配分委員会の名義でたび〳〵会合を開いておつたものでありますが、一方にはそれが新聞社の幹部と通じておつた。新聞社の幹部であるという安心感を強くしておつたためでありましょう。相当事断的なことを続けられておつた。又民生部長なり、厚生課長なり、部課の関係者が殆んど一緒にこのような不正行為をやつておつた。次には共同募金の委員長なり、委員に対しまして、募金運動の全体についての報告を殆んど全然しておらない。それでこれが、督促を受けましても、徒らにこれが言を左右に遷延せしめておつた。又広島県の共同募金運動は外の地方と異なりまして、運動の初めのとき、即ち二十二年度から日赤と合同運動をしておつたのであります。そのため従来の

日赤の資金募集の慣習でありました手数料なり、或いは地元還附金なり、そういう制度をそのまま慣用して旧来の悪習のまま共同募金を行なつたという状態であつた、又金を集めまするのに重点を置き過ぎましたために、大口の募金等の場合におきましては、特にその例を多く見たのでありまするが、運動費用等に多くの金を消費したのであります。その他これに関するような正しくない状態が多く見られるのであります。又、いろ〳〵な規約なり、或いは準則なりというような、県で取扱うべきその取扱の方針というものが、中央の基準がありまするのに拘わらず、殆んどこれを用いずに、又県自体においても、規定らしい規定すら設けておらん。又監査の方法なり、この募金の全体に対しまする組織という点におきまして、誠に重大なる欠陥がある。これら以上の諸点を、調査によつて大体明確にすることができたのであります。そこでこれに対する所見を申上げまするると、この調査の結果、以上のような事実に徴しまして、総合的にこれを結論して見ますれば、本件は先に申上げましたように、すでに検察当局の手によつて、鋭意捜査中の事件でありまして、起訴の事実の如何は近く明瞭になることと存じまするが、起訴状に公示されておりまする犯罪の内容につきまして、これを暫く措くことにいたしまして、私共調査班といたしましては、少くとも本調査につきまして明らかになりました重要な点は、即ち第一には、地方行政と共同募金運動との混同という点であります。混同しておる。第二は、地方公務員の最高の地位にある者が、この共同募金運動に関する非難すべき行動をなしておる。而もそれ一方におきましては、かような問題の起つた一つの原因は、人事行政の不十分であつたという点も考えられるのではないか。第三には、共同募金運動の組織が不備であり、更に欠陥があるという点。第四には、日本赤十字社の運営に関しまする諸問題についての不十分、日本赤十字社の本社なり、支社に対しまする問題、こういう以上の点につきましては、これは大体、起訴状の中に託されておるものでありまして、これは私共も、起訴の内容と同一なる所見を持つたのであります。こういう事件が司直の手によつて摘発されまするまで、殆んど共同募金委員会自体は勿論行政部面におきましても、殆んど何らこれに対する処置が講ぜられず、又事前の予防的方法が講ぜられずに、そのまま放置されて、そうして事件が発生をした。こういう状態でありまする事は、誠にこれは遺憾に堪えないのであります。そして事件、いわゆる共同募金広島事件は、共同募金運動の根本となる運動組織、募金管理、会計事務、そういう点におきまして、甚だしく適正を欠いておりました。ところが先程申上げましたように、重大なる原因として指摘することができると存じまするこれらの問題に関連いたしまして、今後の共同募金運動の進展上必要と考えまして、大阪なり、京都なりの両地区の募金委員会につきまして現地調査を行なつたのでありまするが、彼此れ参照いたしまするると、大体次のような諸点がこの問題を契機として十分考究を要する問題であると存ずるのであります。共同募金運動の今後の助長発展に関しまするこの広島事件を中心とした問題からの一つの考察といたしまして、第一に、共同募金運動については、今後全般的にこれを再検討して、募金の方法なり、管理なり、配分なり監査なりの方法を十分講じて、更に関係行政庁において十分なる監督をなすべきことが必要でありまして、又この広島事件に徴しまして、現在行われておりまする府県の共同募金について、一応十分な調査をして、本事件のようなことが再び起らないように方法を講ずる必要があるように思うのであります。第三は、関係官庁の行政上の監督責任者と、民間運動の担当者との責任の分野を明確にして、この美しい民間運動に対しまして、官公吏の支配を排除いたしまする方法を講じまする事が最も必要である。これは多くは、これが講じられておるようでありますけれども、この点今後も十分考えるべきものである。第四は、共同募金委員会を法人組織といたしまして、民法なり、その他の法令による責任を明確にする方法を講じて置く必要があります。第五には、民間社会事業は、政治、教育同様国民に取りまして強い支持を得なければ発展しないものでありまして、これを左右いたしまする共同募金委員会の組織は、いわゆる国民の代表を以て、本当の意味の国民の代表を以て民主的に組織すべきものでありまして、ややともしますと、近来形式的な民間代表の弊に陥り易い傾向にある点を、この機会に大いに再検討すべきではないかと考えるのであります。第六には、募金の、先程申上げましたように管理なり、配分なり、監査につきましては、寄附者であります国民が、誰でも直ぐ納得のできる運営機構であり、その内容については十分了解され得る方法を取られておらなければならない。ややともいたしまするると、自分の金であるかのごとき錯覚を起し易い状態になつておるのではないか。これはむしろ立派なる寄附者のいわゆる信託の委任行為、これをやつておるという道徳的な考え方を事務をなしておる委員会なり、関係者が十分持つような方法を取らるべきではないか。第七には、地域社会事業の年次計画を十分確立させまして、受益団体の整理統合を行なつて、適切効果的な配分を行い得るような処置を講じなければならないと存じます。第八には、共同募金委員会は、社会事業界の代表の意見を十分尊重する処置を講じなければならない。現在は殆んどこれは取られておらずに、一方的な処置であつて、受益団体は殆んどこれには嘴を入れると申しまするか、協力すると申しまするか、そういう方法が取られておらない弊害がありはしないか。第九には、募金委員会は、ややともいたしまするると、社会事業に対するボス的な存在となる虞れがあると存じます。即ち社会事業関係者は、先にも申上げましたが、委員会のこの問題に殆んど関係をしておりません。従つて配分等の場合には委員会の鼻息を窺つて、支援の濃淡によりまして事業経営の難易を来たすという状態に陥り易い弊害がありまするので、この点を十分除去し得る方法を講じなければならないと存じます。第十には事務局の整備充実を実行する方法を講じなければならない。最後には共同募金運動は全国運動でありまするから、その方針なり企画、宣伝、啓発等は整然と歩調を一にしていたしまることが必要でありまする点に鑑みまして、民主的に組織されました中央共同募金委員会に、その責任を果たさせるために指導、監督の責任を持たしめる方法をもつと強くいたすべきものではないか。ただ現在の中央委員会というものは単なる一種の事務的連絡機関に陥り易くなつている嫌いがありますので、もつと各府県の内容に対しまする指導監督というものを、現実的にいたすべき方法を取らるべきではないか、かように考えるのであります。

次にこの赤十字社の事業資金募集と、共同募金運動に関しまする広島事件を中心にした問題からの当面の調査団の所見を申上げたいと存じます。

第一には日赤の募金と共同募金の組織、運動につきましては、募金の性質が或る意味におきまして全然異なつておりまするから、両者は明確に区分をして、これを混同せしめないようにすべきではないか。

第二は私共の調査いたしました事実に照らしまして、日赤の機構なりその経理につきまして、この機会に調査及び検討が加えられる必要があると存ずるのであります。それと共に関係官庁におきまして、この日赤に対しまする監督を厳重になすべきものではないか。

第三に日赤の募金は、募金の使途内容の公表なり、周知をなさしめることが不十分であろうと存じます。いわゆる徹底をなされておらない、従つてこの機会に十分これを徹底せしめて国民の疑惑を除き、その支持を受ける方法を取るべきではないか。

第四には日赤の募金は、日赤自体の事業資金のみの募金でありまするのに鑑みまして、政府なり或いは公共機関がこれに公的に支援する、援助をする

というがごときは、これは嚴に愼むべきではないか。

第五に社団法人でありまする日赤の事業資金の募集は、その本質に鑑みまして社員の会費によつて支持さるべきことが本質であります。これを共同募金と共に一般公募の方法を取るということは、本質に戻るものではないか。

第六には現在の日赤の募金の目的は、重点をむしろ災害救助法による特定法人としての責任の遂行上、必要なる資金を主としておるべきものでありますに拘わらず、今回の調査によりますと、事実は共同募金配分金の約数十%が人件費なり、本社納付金に充当され、そうして一般に公表されておりまする公表の事実と相当の相違があるのでありまして、従つてこの際この点を十分検討いたしまするとと同時に、速かに日赤の再建運営の方法を講ずべき必要がありはしないか。

第七に更に具体的にこれを申上げますと、現在日赤の各県の支部は、募金の五〇%を県に、二五%を地元に、二五%を本社に上納金として配分しておりまするが、この制度についても具体的に十分検討を要することと存じます。

最後に日赤は現在尚旧来そのままに知事、副知事を支部長、副支部長に委嘱しておりまするが、この民間社会事業団体として本質を発揮しますために、外の各民間団体と同様にこの方針を速かに改めまして、直ちに民主的組織に改編される必要がありはしないか。以上が日赤に対する所感であります。

以上全体といたしまして本調査報告の概要を申上げたのでありまするが、私共は民間社会事業唯一の再建ともいうべきこの共同募金の美しい国民運動が、適正且つ明朗に進展いたしまするよう、その方法、組織、監督、すべての点から国民全部の協力を得ましてますます発展するようにいたすべきであるということを、衷心より期待しておる次第でございます。

以上御報告いたします。

○国務大臣（林讓治君）　広島の事件につきましては、監督の立場にあります厚生省といたしましては、この上もなく遺憾に思うわけでありますが、現在の法の上におきましてはただ一応報告を受けますということ、それからこの共同募金などの寄付の分配をいたします。処分をいたしますことに対しまして許可制ぐらいに止つておりますので、この法の上においても勢い改正を加えるべき点があるのじやなかろうかと考えますので、今後御趣旨を十二分に検討いたしまして、そうしてこの事業法などの改正すべきところのものは、将来改正をするようにいたしまして万遺漏なきを期したいと考えます。尚この上とも御援助をお願いいたします。

○山下義信君　只今の御発言中には共同募金の制度については、要すれば法制の上にも考慮を加える考えであるということの御説明がありましたので、御期待をいたしておるのでありますが、特に私はこの席で厚生当局の御留意を願いたいと思いますことは、この共同募金が今年で三回目に相成るのであります。これは非常に大きな問題であると思うのであります。詳細のことは、我々又小委員会で、この共同募金関係の問題を詳細に調査研究いたしまして、報告書に出したいと考えておりますので、詳細は省きまするけれども、要するところ嚴重に監督をしなければならんということは、裏から申しますると、こういうやり方が果して日本の現状に適しておるかどうかということの根本的検討を加える余地があることを物語るものであります。民間団体として美しくできなければならんことを、十分に政府或いは法律の上でこれが監督をいたさなければならんということは、かかる運動が我が国の国民の基盤の上に、展開する上にまだ基礎が熟していないということを一面物語つておるとも言えるのでありますが、その間にこういう運動をやつて行こうというのでありまするから、非常にこれはむずかしいのであります。余程根本的にこれは再検討して見なければならんのではないかと考えるのであります。今までのやり方をただそのままやつて行くために必要な、監督的な点の立法化を企てるというような程度では、私は物足らんと考えますので、監督の地位にありまする厚生省はあらん限りの知慧をお絞り下さつて、根本的に一つこの運動の在り方について、御研究を本当に力を入れてやつて頂きたいと思うのであります。それは言うまでもなく我が国の民間社会事業の、これは生死浮沈の境であります。総額約十一億前後のこの共同募金というものの、これが我が国の民間社会事業の運命に密接な関係のありますことは言うまでもございません。でございますから我が国の民間社会事業を生かすか殺すかということに関係を及ぼしまするから、十分根本的に政府としても御研究を願いたいと思うのであります。言葉を換えて申上げますれば非常に弊害のあるやり方をやらなくても、十数億の金があれば民間社会事業が若し発達振興し得るならば、それだけの予算を国が使いますればこんな全国を挙げての大騒ぎをいたし、非常に沢山の経費を使つての鳴物入りの強制的な寄附のようなことをいたしませんでもできるわけでございます。考えなければなりません。本当に心からの篤志寄附というものが行われて、そうして社会事業の善悪の区別ができて優良な社会事業を発達せしめるために、民間人がそれを喜んで金を投ずるということの趣旨が没却せられ、半ば税金のごとく割当制度になり、只今の詳細なる調査報告にありまするように、これが運営に当る者がボス化いたしまして、そうして民間の社会事業がこれによつて運命が左右せられる、玉石混淆のみではございません。殆んど今日の状態においては、この民間社会事業家にもグレシャムの法則が行われまして、悪い施設がはびこり、優良な施設は顧みられないという状態が段々と年を重ねて推移いたして参りまするると、民間社会事業家の熱意というものが悉く消滅いたします。共同募金のみに依頼感を起し、安易感を覚えます。おの〳〵磨きまして社会の信用を博し、已が施設を発達せしめてこの理解の下に支援を仰ごうという、いわゆる民間社会事業独特の特徴であるところが段々減却いたして参りますということになりますと、余程考えなければならんと私は思うのでございます。而もこの民間社会事業の施設の大部分は、厚生省の公的扶助の福祉関係の委託施設になつておるのであります。この民間社会事業が発するということは、それだけいわゆる国家財政が軽くなり、政府の手が省けるということになるのでございます。これは密接な関係があるのでございますから特に根本的にこの在り方につきましては、ただ單にこれが民間運動であつて政府は関與することはないといつたような、傍観的にそういうような表面的な立場に立たないで、心からこれは政府におきましても御研究を願いたい。かように考えるのでございます。そういうふうに御研究が願えるかどうか、大臣に伺つて置きたいのであります。

○国務大臣（林讓治君）　只今お話のございましたように、社会事業の浮沈に関しましては、非常に重大なる問題になることと考えますので、この点山下議員のおつしやいました通り篤と私共は留意いたして、他日法規を変えるというようなことにつきましても十分考慮をいたして行きたいと考えております。

○石原幹市郎君　段々の関係者というものが募金委員会から外されて、その筋の政府の指導方針が純然たる民間人ばかりでやらなければならぬということになつて、我々の共同募金のときには、趣旨の宣伝ぐらいに出されたが、後の運営その他につきましては、これは私が余り関係しなかつたのが悪かつたかも知れませんが、殆んど知らないような立場に置かれてしまつておつたのでありますが、この広島の事件は特に県庁の者が入つておつてそういう事件が起きたというのでありますが、私の気持としてはそういう例外もありますけれども、募金委員会のボス化であるとか、そういつたものを防ぐ意味で県庁の関係者、例えば民生部長が募金委員会の委員になるとか、県の職員と委員というものが関連を持つておるのがいいのじやないかという考を持つてお

りますが、段々方向としては県の関係者を委員会から排除してしまうという方向に向つているようでありますが、その点についてどういうお考えを持つておられますか、大臣よりもむしろ局長さんあたりでいい問題でありますが。

○国務大臣（林讓治君）　大体民間側のみにやらせるようにということは、その筋からの御意向であつたのじやないか知らんと思います。成るべくそういうことを役所の方は監督する立場にだけあつて、関係しない方がよいというような示唆があつたもののように私考えております。今後どういうふうにして行くかということにつきまして、こういうようなことが方々に起きるということは役所の関係したことでも起きる問題ですし、又民間側の方にのみ委して置いてどうかという懸念もあるわけでありますが、それで先程申上げました通りに、制度の上においてただ報告を受けるということと、処分をするということに対する許可だけが規定をせられておるようなものですから、これを如何に取扱うべきかということを、役所といたしましても十二分に考慮いたしまして、又厚生委員などの御意見も十分に考慮いたしました上で、将来成文でもできるような工合にしたらどうか知らんとこう考えております。

四　「社会事業基本法案要綱」（厚生省社会局庶務課案）より抜萃

第三節　共同募金委員会

（目的）

第百三十六　共同募金委員会は、社会連帯の精神に基き、私的社会募業に必要な資金の募集と配分とを行い、もつて地域共同社会の福祉を増進することを目的とすること

（種類）

第百三十七　共同募金委員会は、地方共同募金委員会及び中央共同募金委員会とすること

2　地方共同募金委員会は、都道府県の区域をその区域とし、中央共同募金委員会は全国をその区域とすること

（事業）

第百三十八　募金委員会は左の各号に掲げる業を行うものとすること

一　共同募金運動の綜合計画

二　共同募金の実施

三　共同募金の配分

四　共同募金運動の啓発宣伝

五　その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項

2　中央共同募金委員会は、前各号に掲げる事業のほか会員たる第一共同募金委員会の連絡調整に関する事業を行うものとすること

3　前二項に掲げる事業は、共同募金委員会でなければ行うことができないこと

（会員及び発起人の資格）

第百三十九　地方共同募金委員会の会員たる資格を有する者は、左の各号に掲げる者で定款で定めるものとすること

一　地域内住民の代表者

二　社会事業関係者

三　学識経験者

2　中央共同募金委員会の会員たる資格を有する者は、左の各号に掲げる者で定款で定めるものとすること

一　地方共同募金委員会

二　社会事業に関心を有し、且つ募金委員会の目的に同意する団社又は個人

三　学識経験者

3　共同募金委員会の発起人は、第一項又は第二項の資格を有する者で、その総数の少くとも二分の一は、厚生大臣の指定する社会事業協議会から推薦された者でなければならないこと

（募金委員会及び配分委員会）

第百四十　地方共同募金委員会は、募金委員会及び配分委員会を設けるものとすること

2　募金委員会の委員は、配分委員会の委員を兼ねることができないこと

（募金の配分）

第百四十一　共同募金の配分を受けようとする社会事業法人は、左の各号に掲げる要件を備えなければならないこと

一　協議会の会員たること

二　その共同募金を行う共同募金委員会の地域内に住所又は施設を有すること

2　共同募金の配分をうけた社会事業法人は、これを前項第二号の地域外の施設のために用いてはならないこと

（準用規定）

第百四十二　第九十六から第百三十五までの規定は、共同募金委員会に準用すること

第二編　調査資料

資料ノ一

中央共同募金委員会関係資料

一　昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動要綱に関する件

（提案理由）

昭和二十五年度共同募金運動を展開するにあたつては、区域の自主性を基調として全国的な協調関係を保つ必要があるので、別添第三号「昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動要綱（案）」の御審議を願いたい。

昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動要綱草案

（○印を附した個所は昭和二十五年度における新しい構想に基くものである）

構成

一、名称

二、趣旨

三、組織

（一）基本的事項　（二）地方委員会　（三）中央委員会

四、実施

（一）基本的事項　（二）組織活動の強化　（三）広報計画の設定及び実施　（四）配分計画と目標額の設定　（五）募金の実施　（六）寄附金の管理及び配分の実施　（七）受配者の協力　（八）調査研究及資料の整備　（九）二十六年度運動との関連

一、名称

昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動。

二、趣旨

この運動は、社会福祉の増進をはかる国民運動として、国民大衆の社会事業に対する理解と認識を啓発し、その社会人たるの自覚に基いて、社会全体が有機的に共同して行う募金活動により、私的社会事業の効果的な運営に協力し、以つて、民主社会に於ける社会と社会事業との本然の関連を具現することを目的とする。

三、組織

○一、基本的事項

1　民間運動

この運動は、国民大衆の社会的精神と自由な意志による民間運動であつて、その本質である運動の自主性と善意とは、常に守られなければならない。

※ネッ九原則参照

2　寄附者の運動

この運動は、その趣旨に基いて、共同して私的社会事業を支持する寄附者全体を実践の主体とする寄附者の運動であつて、寄附者の自発性と世論とは、常に尊重されなければならない。

3　地域運動

この運動は、全国的な協調関係において、都道府県の区域を単位として、寄附者、寄附者より選ばれた奉仕者及び受配者によつて展開される、地域運動である。

都道府県共同募金委員会（以下地方委員会という）は、その地域内の寄附者全体を代表する奉仕の機関であり、中央共同募金委員会（以下中央委員会という）は、各地方委員会を代表する奉仕の機関であつて、地域の自主性を基調とする全国的な組織活動の展開のために、常に務めなければならない。

4　奉仕の活動

この運動は、寄附者から選ばれ

た奉仕者の組織活動によつて推進される。

奉仕の機関である共同募金委員会の活動をはじめとし、すべて右の組織活動は奉仕の精神に貫かれなければならない。

※ネフ九原則参照

5　受配者との関係

この運動の趣旨に基いて、寄附者と共同して社会福祉の増進をはかるために、寄附金の配分をうけてその事業を運営する。私的社会事業施設又は団体を受配者とする。受配者において、寄附者の信託によつてその事業を経営する自覚と、私的社会事業本来の自由とは常に保たれなければならない。

二、地方委員会

1　構成

地方委員会は、その区域の寄附者全体を代表して委員に選ばれた、左の奉仕者によつて構成される。

イ　都市又は区町村等の地区より選ばれた代表者（地区の委員会の代表者）

ロ　区域内の協力諸団体より選ばれた代表者

ハ　学識経験者

○2　法人格

地方委員会は、その公共性に鑑み、責任の所在を明確にし、独立の人格としての法的根拠をもつために、これを公益法人とすることが望ましい。

※第一回中央委員会、廿四年通報六六参照

3　任務

地方委員会は、その区域における本運動の実施に関して主導的立場と責任とをもつ自主的な運動実施機関であつて、主として左の任務に基き、年間を通じて常時活動する。

イ　運動展開の地方的企画

ロ　運動組織の強化拡充

ハ　共同募金に関する広報活動、世論の醸成

ニ　配分計画、募金目標額の設定及びそれらの状況の公表

ホ　各種の方法による募金の実施及びそれらの状況の公表

ヘ　配分の実施、配分金の監督及びそれらの状況の公表

ト　運動の組織、実施状況に関する記録及び受配者に関する資料の作製、蒐集、整備

チ　私的社会事業の地方共同組織体との連絡

リ　地方官公署諸団体との連絡

○4　運営

地方委員会は、議決機関、執行機関、監査機関及び事務機構によつて、運営する。

地方委員会の運営は、区域の実情に即し、区域内の寄附者の世論の支持に基き、併せて全国協調を尊重して、自主的にこれを行う。

地方委員会の事務機構として、事務局のほか、都市又は区町村等の地区毎に、支会分会等の事務所を置くことができる。事務局には必要な専任の職員を置き、支会分会においては地区の委員会等の推薦する奉仕者をもつて、事務に当てることが望ましい。

5　地区の委員会

都市又は区町村等の地区毎の奉仕活動に関する機関として、地区の委員会を設置することが望ましい。

地区の委員会は、地方委員会の方針に基いて、地区内の広報活動、募金活動等に奉仕し、また地区の世論を地方委員会に反映する任務を行う。ただし、配分計画決定、募金目標額決定、配分実施等は、地方委員会がこれを行う。

三、中央委員会

1　構成

中央委員会は、全国の各地方委員会の中央機関として、左の委員によつて構成される公益法人である。

イ　全国の各地方委員会の代表者

ロ　全国的協力諸団体より選ばれた代表者

ハ　学識経験者

2　任務

中央委員会は、全国における本運動展開の連絡調整のために、主として左の任務に基き、年間を通じて常時活動する。

イ　運動展開の全国的企画

ロ　共同募金に関する全国的な広報活動、世論の醸成

ハ　地方委員会の連絡調整及び指導援助

ニ　調査研究の実施発表

ホ　地方委員会の従事者等の指導養成

○ヘ　共同募金平衡資金の管理

○ト　私的社会事業の中央協同組織体との連絡

チ　中央官公署諸団体との連絡

リ　外国の共同募金委員会等との国際的連絡

○3　運営

中央委員会は、議決機関である委員会、執行機関である理事会、監査機関である監事会、及び事務機構である事務局によつてこれを運営する。

中央委員会の運営は、地方委員会相互の自主性を尊重し、全国の各地方委員会の効果的な運営と健全な発展を期して、これを行う。

中央委員会の事務局には、必要な専任の職員を置く。

四、実施

1　基本的事項

運動要綱の策定

中央委員会は、全国に於ける運動展開の大綱として、昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動要綱を策定し、地方並に中央委員会はこれに基いて、各の具体的な計画を自主的に決定実施する。

2　実施上の重点

左の諸点を、本年度運動の実施上の重点とする。

イ　奉仕活動を組織的に行つて、その効果をあげること

ロ　配分計画の事前決定とその公表を運動展開の基点とし、世論の承認を前提として募金を行うこと

ハ　年間を通じて広報活動を行い、公表の徹底を期して、事実の報道に基く世論の醸成に努め、寄附者の自発性を啓発すること

二、組織活動の強化

1　地方ブロック別事務連絡

地方並に中央委員会の事務執行に関する連絡協調情報交換のために、適時、地方ブロック毎に連絡協議会を開催して、運動の組織的な展開をはかる。

2　事務機構の整備

民間運動としての運営に万全を期して、事務機構の整備強化をはかる。

3　事務担当者の現任訓練

事務局及び支会分会等の事務担当者の現任訓練のために、研究会等を開催して、事務能率の向上をはかる。

4　協力団体の啓発

青年団体、婦人団体、教育団体その他の協力団体の奉仕活動を啓発するために、その指導者の研究会等を開催して、奉仕組織の強化をはかる。

5　学徒の啓発

青少年の社会奉仕精神を、実践を通じて啓発するために、共同募金についての学習指導を行うよう、学校その他の教育機関の協力を要請する。

三、広報計画の設定及び実施

1　通年計画

地方並に中央委員会は、各の分野において持続的組織的に、広報活動を実施するため年間を通ずる広報計画を設定実施する。

2　公表の徹底

公報活動の基調である事前公表、事後公表を完全に実施し、その他、運動及び委員会の全貌に亘つて、公表の徹底を期する。

※ネフ九原則参照

3　奉仕者の組織活動

奉仕者を広報活動の重点的な対象とし、その組織活動を通じて、

寄附者全体に対する周知徹底をはかる。

4　私的社会事業協同組織体の協力

私的社会事業の協同組織体の行う、私的社会事業に関する広報活動と協力提携し、表裏一体の活動を展開する。

5　報道機関との連絡

公正且つ広汎な宣伝力をもつ放送局、新聞社、雑誌社等の報道機関に対しては、常に誠実に、緊密な連絡を保ち、好意ある協力を得るよう留意する。

※ネフ九原則参照

6　広報の品位

奇矯な手法を追求するのあまり品位を失い、野卑な表現となることを戒め、またタイアップ宣伝時の場合には協同者の営利目的、業務の性質等を愼重に考慮選択する。

7　広報活動の相互関係

全国に一貫した協調を保つことによつてその効果をあげるため、各地方委員会は相互の広報活動の関連性に留意し、中央委員会はその連絡調整にあたる。

8　中央委員会の行う範囲

広報活動は、地方委員会が自主的にこれを実施することを原則とし、中央委員会は左の範囲においてこれに協力する。

イ　機関紙の発行その他、全国を通ずる広報の実施

ロ　全国的な報道機関との連絡

ハ　地方委員会の委託による宣伝物の製作斡旋

ニ　地方委員会の実施する広報活動に対する、技術上の協力援助

四、配分計画と募金目標額の設定

1　地方委員会の自主的決定

配分計画並に募金目標額は、区域の寄附者の意志を代表する地方委員会の自主的な議決によつて、これを決定する。地方委員会は、すべての支配から独立して、公明にこの任務を行わなければならない。

※ネフ九原則参照

2　事前決定

配分計画並にこれに基く募金目標額は、募金開始の約三ヶ月以前に、これを策定する。

※エヴアンス示唆参照

3　配分の年度

配分金は、原則として、受配者の翌年度の事業の経費に、これを充当する。

※エヴアンス示唆参照

4　受配者の決定

その区域にある私的社会事業施設又は団体であつて、配分を受けることを希望し、且つ、事業の実質的な内容に鑑みて、配分を受けるにふさわしい者を受配者とし、地区の実情に即した綜合的な配分方針に基いて、これを審査決定する。

5　受配者の欠格

左の施設又は団体は、これを受配者としない。

イ　構成員の互助共済を目的とするもの

ロ　事業収入、委託費収入、会費収入その他配分金以外の収入によつて、必要な維持経営の可能なもの

○ハ　経営の基礎又は管理の状況等に関して、信頼性に乏しいもの

ニ　営利を目的とするもの

ホ　本年度に於いて、寄附金又は会員の公募を行い、又は行おうとするもの

ヘ　公的社会事業施設

ト　経常費に対する配分

配分金は、主として受配者の経常費に充当するものとし、配分金による維持を必要とする使途のみを対象として、これを行う。

7　臨時費に対する配分

経営者の自己負担のみによる実施の困難な修理、改善、増築又は新築を行うために必要な経費等の臨時費に対する配分は、経常費に対する配分を確保して、なお寄附者の寄附能力の許すことを見透し得る場合には、左の諸点を勘案し、必要に応じて適宜にこれを配分計画に加えるものとする。

イ　その事業の伸長又は現状維持に関しての、区域の寄附者、とくに近隣の要望

ロ　社会事業の立地計画

○ハ　臨時費に対する配分の年次的計画に於ける重点

ニ　将来の維持に対する見透

※二十四年度通報四五報参照

8　配分予定額算出の基礎資料

受配者の審査に当つては、その翌年度の事業計画に基いて、配分の対象となる事業の内容の所要経費の不足額を算出し、なお事業実績、実地調査の結果その他の諸資料を参考として、必要で適切な配分予定額を算出する。

9　算出基準の設定

配分予定額に関し、区域の実情に即した客観的合理的な基準を設定することが望ましい。ただし、左の諸点について留意する。

イ　法令により公の委託を受けている施設に対する配分は、その委託の費用の不足額を補うために充てられることのないよう、使途に特に留意すること。

ロ　連絡団体、居宅援護団体等に対する配分は、その大部分が事務所の人件費、事務費等に充てられることのないよう、使途に特に留意すること。

ハ　機械的な評価に流れず、受配者の個々の実情に即するよう弾力性をもたせ、特に、その社会的必要性、近隣の支持信頼を配分計画に反映させること。

※ネフ九原則及び廿四年度通報四四報参照

10　私的社会事業協同組織体の参考意見

配分計画に関して、区域の私的社会事業の協同組織体に対し、社会事業の専門家としての参考意見の提示を要請して、その公正適切な決定を期する。

※ネフ九原則参照

11　重要配分の確保

配分所要額に対し、寄附者の寄附能力が危ぶまれる場合には、画一的な削減を避け、公明な審査に基いて、重要配分を確保し、比較的不急の配分を削減する方法をとる。

12　募金目標額の設定

募金目標額は、左の諸費の合計額を基礎とし、寄附者の寄附能力を参酌して、これを決定する。

イ　立案された配分計画の示す配分予定の総額

ロ　運動の展開と地方委員会（事務局及び支会分会を含む）の管理のために必要な最小限度の経費（目標額の一割以内）

ハ　事務担当者（有給者及び奉仕者）の養成又は再教育に要する必要額

○ニ　本年度募金による寄附金を法人基本金に充当する地方委員会に於いては、その必要額

○ホ　共同募金平衡資金の醸出金

ヘ　中央委員会分担金

※エヴアンス示唆参照

13　地域との関係

局地的に利用される社会事業のために都市区町村等の地区の附加目標額を立てて募金する必要がある場合は、左の條件を備えなければならない。

イ　附加目標額及びその配分計画の公表の徹底（使途を明示すること）

ロ　附加目標額及びその配分計画について、地区の希望を考慮するのはよいが、その決定はあくまで地方委員会が行うこと。

ハ　地区の委員会又は支会分会等を受配者としてはならないこと。

ニ　附加目標額を立てるために地方全般の目標額が過小に設定せられたり、附加目標額が募金成績全般に対して悪影響を及ぼしたりすることのないよう、地方委員会は特に注意すること。

ホ　附加目標額による配分は、地方全般の目標額に対する配分を確保してのち、これを行うこ

と。

14　事前公表

寄附者の納得を前提として募金を行う根本的な建前から、募金の実施に先立つて、募金目標額と配分計画の内容を詳細に公表する。

※ネフ九原則参照

五、募金の実施

1　募金期間

本年度募金期間は全国一齊に　月　日に始まり　月　日に終る。

2　寄附者の章標

本年度運動に参加した寄附者の章標として、全国一齊に「赤い羽根」を用いる。「赤い羽根」は、寄附者の多寡に拘らず、これを交付する。

3　物品等の規格統一

寄附者の信頼を保持するため、左の募金用物品等の規格を、全国的に統一する。

イ　「赤い羽根」

ロ　共同募金委員会の標章（C、Cマーク）

ハ　感謝の証

ニ　募金箱

ホ　奉仕者バッジ

4　奉仕者の組織活動

地方委員会及び地区の委員会は、募金の実施に先立ち、募金方法、受持区域、奉仕期日等の別によつて、各奉仕組織の担当分野を協議して定める。

5　寄附の勧誘

寄附の勧誘は、直接にはすべて募金奉仕者がこれを行う。

寄附の勧誘に当つては寄附者の理解と社会的精神とにうつたえて、寄附者各の能力に応じた最大限の寄附を得ることに努力する。ただし、寄附者に強制感を抱かせないように留意する。

民間運動としての性格に鑑みて公務員又はこれに準ずる者が、公的資格に於いて、直接に寄附の勧誘を行うことを期待してはならない。

※ネフ九原則参照

6　寄附者の平等

寄附者に対して、寄附額の多寡による差別感を與えてはならない。

7　募金方法の種類

募金の実施は、戸別募金、街頭募金、大口募金、学校職域募金、特殊募金及びその他の方法によつて行う。ただし、各種の募金方法が寄附者に寄附の重複感を抱かせて、募金成績を低下させることのないよう、寄附者の理解を啓発する。

8　戸別募金

戸別募金は、この運動の地域性に鑑みて、重要且つ基本的な募金方法であるから、広報活動と表裏して、強制的な印象を與えないよう、とくに留意する。

戸別割当を行うことは適当ではないが、寄附者の便宜のために、その希望を前提として、大凡の標準額を示すことは差支えない。

9　街頭募金

街頭募金は、一面に於いて大衆宣伝のために重要な意義をもつので、奉仕者の計画的な配置、分布及び日程、端正明朗な言動等に留意し、とくに寄附金及び募金箱の取扱については大衆の誤解を招くことのないよう、愼重を期する。

募金箱は全国統一規格のものを使用する。

街頭募金は、村落においても、祭礼日、運動会等適当な機会に、これを実施することが望ましい。

10　大口募金

大口募金に於いては、寄附の勧誘を募金期間前に開始し、その予約をとる。

11　学校職域募金

学校職域募金は、団体構成員の自主的な活動によつて寄附金が醵出されることを建前として、その気運の醸成啓発に努める。

12　特殊募金

各種の催物、バザー等により募金を行う場合は、広報活動の一環としてこれを実施する。

13　お年玉葉書の発売

郵政省の行う共同募金寄附金付郵便葉書の発売に関しては、郵政当局と緊密な連絡を保ち、その周知宣伝及び売捌に、全面的に協力する。

14　集金の方法

寄附金の集金は、その安全確実且つ迅速を期するために、銀行、郵便局等の金融機関の協力を得て、毎日の寄附金を奉仕者より地方委員会に直送することが望ましい。

また、奉仕者の便宜と信頼保持のため、戸別募金等街頭募金以外の方法においても、金融機関が開閉し封印する募金箱を用いて、集金することが望ましい。

※募金箱取扱要領参照

15　奉仕者に対する報償

この運動の本質である奉仕の精神に鑑みて、奉仕者に対する手数料、謝礼金等の交付は、一切これを行わない。

六、寄附金の管理及び配分の実施

1　寄附金の性格

醵出された寄附金は、受配者に対して、共同募金の機関を経由して寄附されたものである性格上、その管理、配分に当つては、地方委員会は、寄附者を代表して、その信託によつて行うという自覚のもとに終始使途に関する寄附者の総意を尊重してこれを行わなければならない。

ただし、地区の委員会又は支会分会等に、寄附金の処理の権限並に責任を代行させてはならない。

2　実績速報

地方委員会は、毎週の実績額集計中間報告を、その区域の寄附者に対して公表するとともに、中央委員会に速報する。

中央委員会は、これを全国に公表する。

3　集計の期限

寄附者の信頼を保持するため、集計の迅速確実をはかり、速やかにこれを完了して、同時に公表する。

※ネフ九原則参照

○4　締切後収入の公表

集計締切後に寄附金を収入した場合には、これを繰越して、廿六年度の募金実績額とともに公表する。

5　配分計画の調整

募金実績額の不足その他のために必要がある場合には、事前に決定した配分計画の調整を行つて、配分を実施する。

配分計画の調整に当つては、左の諸点に留意する。

イ　募金実績額が目標額に到達した場合には、原則として、事前に決定した配分計画によつて、配分を実施すること。

ロ　目標額突破の場合の目標超過額は、特別な場合を除いては、これを繰返し、廿六年度の募金目標額を減額する。

ハ　募金実績額が目標額に満たなかつた場合には、配分計画の調整に当り、重要配分を確保して、劃一的な削減を避けること。

※ネフ九原則及びエヴアンス示唆参照

○6　配分金の伝達

受配者に対する配分金の伝達は、数回にこれを分割して行う等、実情に即して実施する。

○7　使途の指定

配分金の伝達に際しては、配分額の算出基礎に基き、その使途を指定することが望ましい。

8　配分の期限

配分は、昭和二十六年二月末日までにこれを決定する。

9　事後公表

事後公表は、募金実績額及びその内訳、必要な調整を行つた、配分計画による配分、運動の展開等に要した必要経費の明細、その他運動の総括的成果に関して、決定の都度詳細にこれを行う、地方委員会は、これを区域の寄附者に対して行うとともに中央委員会に通

報し、中央委員会はこれを全国に公表する。

募金実績額並に配分額の内訳分類形式は、全国的にこれを一定する。

配分金の活用状況を、年間を通じて、具体的に報道することが望ましい。

※ネフ九原則参照

○10　委員会の監査

地方並に中央委員会は、寄附者の信頼に応えるため、その監査機関による監査を励行する。

11　受配者の監査

配分後において受配者に対して行う監査は、配分金の使途に関係のある範囲で、これを行う。

○12　配分の停止

受配者の事業が配分対象たり得る基準以下に低下し、監査に際して注意を受けても更にこれが改善されない場合には、その受配者に対する配分を停止する。

※エヴァンス示唆参照

七、受配者の協力

1　配分金の活用

受配者は、寄附者の信頼に応えるため、指定された使途に於いて、配分金の適正有効な運用をはかる。

2　各種帳簿の整備

受配者は、常に必要な帳簿類を整備し、地方委員会が、その監査を行う場合には、直ちにそれに応ずる。

3　資料の提出

受配者は、地方委員会に対し、規定に基いて、業務会計等の状況に関する資料を提出する。

4　経営基礎の充実

受配者は、寄附者の信頼を保持するに足りる経営の基礎を、能うかぎり自己の負担において維持充実しなければならない。

ただし、寄附者に対して共同募金運動との重複感を與えるような、別個の寄附金公募、あるいはこれに類する募金行為を実施してはならない。

5　広報活動による協力

受配者は、共同募金運動と呼応して、事業の状況、配分金の活用等について、寄附者に対して周知をはかることが望ましい。

6　地域的福祉計画の実施

受配者は、私的社会事業の協同組織体を通じて、相互の協調と自主的な向上をはかり、寄附者と共同して、区域全体の福祉計画を推進することが望ましい。

○八、調査研究及び資料の整備

1　指定地区

この運動の発展のために必要な研究課題に関し、共同募金運動指定地区設置要項に基いて、実地研究を行う。

2　中央委員会の担当事項

中央委員会は、地方委員会の協力を得て、左の研究活動を行い、結果を地方委員会に提供する。

イ　募金目標額、募金実績額、配分額等に関する全国統計の実施及び発表

ロ　全国的な世論調査の実施及び発表

ハ　内外の関係資料の蒐集整備及びその編集刊行

3　受配者関係資料の蒐集

地方委員会は、受配者の実態を明確に把握するため、受配者の業務会計等に関する資料を蒐集整備する。

4　記録の作成

地方並に中央委員会は、この運動の今後の発展のために、本年度運動全般に亘る記録を作成、保持する。

○九　廿六年度運動との関連

1　連続性

本年度運動の展開は、実質的に廿六年度運動の展開に連続しており、その成否の基礎的条件となる点に鑑み、円滑な移行のために万全を期する。

○2　精算事務の明確迅速

募金実績額、繰越額、運動経費等の精算を明確迅速に行つて、寄附者の信頼感を強化することが望ましい。

3　広報活動の関連

広報活動は毎年の累積によつて効果をあげるものであり、とくに、事後公表の徹底は明年度に対する最善の事前宣伝である点を考慮し、これを連続的に実施することが望ましい。

4　奉仕組織の関連

本年度運動の奉仕組織は、これを更に二十六年度運動の奉仕組織として期待し、広報活動の重点的実施を、引続いて行うことが望ましい。

この要綱は、昭和二十五年　月　日中央共同募金委員会第　回委員会の議決により、全国に於ける昭和二十五年度国民たすけあい共同募金運動について、これを実施する。

二　財団法人中央共同募金委員会に「共同募金平衡資金」を設置するの件

（提案理由）

天災地変其他不可抗力による地方的特殊事情によつて寄附者の寄附能力に支障を生じた場合等に、当該地方委員会が受配者に対して配分の責任を果し、其の経営の安定をはかる方法として中央委員会に「共同募金平衡資金」を設置致したい。

就ては別添第七号「共同募金平衡資金設置要綱（案）」並に別添第八号「共同募金平衡資金造成計画（案）」の御審議を願いたい。

（別添第七号）

共同募金平衡資金設置要綱（案）

一、設置の目的

不測の災害其の他に対処し、都道府県共同募金委員会（以下地方委員会と称す）の相互救済並に受配者の経営安定の方法として財団法人中央共同募金委員会（以下中央委員会と称す）に共同募金平衡資金（以下平衡資金と称す）を設置する。

二、保管

三、運営

平衡資金の運営は理事会これを行う。

四、会計

平衡資金は中央委員会の特別会計とする。

五、基金の拠出

平衡資金の基金は一億五千万円とし地方委員会よりの拠出金を以つて之に充当し拠金の金額は毎年度始めに中央委員会において之を定めるものとする。拠出金は当該年度の募金目標額に計上するものとする。

六、交付若くは貸付の対象

地方委員会が不足の災害等の不可抗力によつて寄附者の寄附能力に支障を生じた場合には別に定むる限度の範囲内に於いて平衡資金の中から交付する。

地方委員会が事故其の他の特殊事情に基因してその必要とする募金目標額を達成し得なかつた場合は別に定むる限度の範囲内に於いて平衡資金の中から貸付けする。

七、交付若くは貸付の限度

一委員会に対する交付若くは貸付の最高限度は当該委員会の当該年度に於ける募金目標額の八割に至る不足額とする。

八、貸付の期間

平衡資金を貸付する場合の貸付期間は一ヶ年とする。但し中央委員会が事情止むを得ずと認めた場合はこの限りでない。

九、貸付の條件

平衡資金を貸付する場合の利子及び担保等は之をとらない。

一〇、交付若くは貸付申込の手続

平衡資金の交付若くは貸付を受けようとする地方委員会はその議決を経て当該年度末（三月末日）迄に左の事項を具して中央委員会会長宛平衡資金の交付若くは貸付方を申込むものとする。

(1)　交付若くは貸付を受ける委員会の議決書

(2)　当該年度の募金目標額

(3)　配分予定の詳細

(4)　当該年度の募金実績額

(5)　当該年度の配分不足額

(6)　当該年度の募金目標額に到達しなかつた詳細なる理由

(7)　所要交付（借受）金額

(8)　交付（借受）金の使途

(9)　借受金の償還計画（貸付の場合に限る）

一一、交付若くは貸付金の配分への條件

平衡資金の交付若くは借受金の配分について中央委員会は必要あるときは條件を附することができる。

一二、貸付金の返済

貸付金は償還計画に基いて次年度以降の募金目標額に加えて募金し返済しなければならない。

一三、配分状況報告の義務

交付若くは貸付を受けた平衡資金を受配者に配分した場合は直ちにその状況を中央委員会に報告しなければならない。

一四、取消

不正の方法により平衡資金の交付若くは貸付を受けた場合は中央委員会に報告により返済しなければならない。

一五、此の要領は昭和二十五年　月　日から実施する。

（別添第八号）

共同募金平衡資金基金造成計画（案）

一、目標募金総額　一億五、〇〇〇万円

二、年度別醵出金額

年度別	金額	摘要
昭和二十五年度	一、〇〇〇万円	
同　二十六年度	三、五〇〇万円	
同　二十七年度	三、五〇〇万円	
同　二十八年度	三、五〇〇万円	
同　二十九年度	三、五〇〇万円	
計	一五、〇〇〇万円	

三　会長に借入金の権限附与の件

（提案理由）

共同募金平衡資金設置に伴い、その基金が所定の金額に達する迄に資金を必要とする事態が生じた場合、その措置として金融機関より融資を受けてこの平衡資金の効果を初年度より適切なものとする必要がある。

尚此の外事業運営の円滑を期する為、五、〇〇〇万円迄の借入の権限を会長に附与することを御承認願いたい。

四　昭和二十二年度共同募金の概要

第一年度である昭和二十二年度共同募金の目標額は全国合計六七八、二〇〇、〇〇〇円、これに対する実績額は全国合計五八九、五五四、四三八円〇九銭（目標額に対し八六・九％）であつた。目標達成したのは二十道府県、実施しなかつたもの五県であつた。

実績額の募金方法別による構成比を見ると、戸別募金（七八％）、街頭募金（四％）、特殊募金（一〇％）、大口募金（五％）、学校職域募金（二％）、その他（一％）となつている。

次に処理状況を見れば、まず私的社会事業施設団体に対する配分総額は、四七六、四二一、八二〇円四一銭で、その内訳は、生活保護事業（三三・三％）、医療保護事業（四・六％）、児童福祉事業（一八・九％）、経済保護事業（四・三％）、社会教化事業（四・一％）、指導連絡事業（七・六％）、その他（二七・二％）である。

次に諸経費の総額は七六、五五四、一九五円七五銭、募金実績額の（一三・〇％）、二十三年度運動の準備金として保留した額が三六、五七八、四二一円九三銭であつた。

五　昭和二十三年度共同募金の概要

昭和二十三年度の国民たすけあい共同募金は日本赤十字社事業資金募集と合同して行われ募金の総目標額は一、一七五、四五〇、〇〇〇円で実績額は一一六、三九四、四五五円で目標額に対し九五％に当り、各都、道、府、県別の内訳は別表（一）の通りである。

この金額がどんな方法で集まつたかは次の通りである。

◎募金方法別一覧表

1	戸別募金	八九四、七三二、五四五円九一	八一・〇％
2	街頭募金	七五、五九八、六九八円〇五	六・八
3	大口募金（一口一万円以上）	三五、八九三、五二一円六九	三・三
4	職域募金	一〇〇、五六、九〇八円四六	〇・九
5	学校募金	一二、九九九、三〇七円五二	一・二
6	特殊募金（催物等）	四七、四〇八、八五五円四八	四・三
7	寄附金付切手	四二、二六、二三円四一	〇・四
8	取引高税証紙交付金	六三、四七五円八	
9	其の他	三三、八一八、六四三円三七	二・一
	計	一、一〇三、八四七、三一九円七七	一〇〇・〇
	火災にて資料焼失の佐賀県分	二三、五四七、一三五円六六	
	合計	一、一六、三九四、四五五円三三	

さて、この一、一一六、三九四、四五五円四三銭の内訳は共同募金が八六一、五三六、一一九円二三銭、日赤募金二五四、八五八、三三六円一〇銭で、以下はこの共同募金八六一、五三六、一一九円二三銭について説明を進める。

先ず国民一人当り及び一世帯当り平均いくら共同募金に応じたか。別表（二）は各都、道、府、県別の一人当り並に一世帯当り平均寄附金額一覧である。

次にこの共同募金の金がどんなに処理されたか。昭和二十二年からの繰越金と二十三年度の募金実績と合せて処理された金額は八七三、〇三五、三八九円三一銭で、左の通り処理された。

一、社会事業施設、団体等への配分　五八一、五四九、九五一円三〇銭　実績額に対し八五・七％

二、募金経費　九五、七〇四、六五五円三銭　実績額に対し二・二％

三、次年度運動への保留額　三九〇、九九、九三一円〇銭

社会事業資金として社会事業の施設、団体へ配分された金額の各都道府県別、事業種別の一覧表添付別表（三）である。

（別表一）

昭和二十三年度　共同募金　日赤募金　運動都道府県別募金目標額実績額一覧　（〇印は目標額達成の府県）

都道府県名	合同目標額	内訳 共募	内訳 日赤	実績額	%	内訳 共募	内訳 日赤
〇北海道	七〇、〇〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	七四、四八九、二五四円	一〇六・四	六四、四八九、二五四円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
〇青森	一一、〇〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	一一、三五五、七五〇	一〇三・二	六、八一三、四五〇	四、五四二、五〇〇
〇岩手	一七、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇五〇、〇〇〇	四、九五〇、〇〇〇	一七、三六六、〇五〇	一〇二・一	一二、二三三、〇五〇	五、一三一、〇〇〇
〇宮城	一六、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一六、三四一、七三〇	一〇二・一	一一、二六二、〇七〇	四、八七九、六六〇
〇秋田	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇	四、四四〇、〇〇〇	一〇、三六五、〇一六	一〇三・七	五、九〇四、九三二	四、四六〇、〇八五
青森	一一、〇〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	一一、三五五、七五〇	一〇三・二	六、八一三、四五〇	四、五四二、五〇〇
岩手	一七、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇五〇、〇〇〇	四、九五〇、〇〇〇	一七、三六六、〇五〇	一〇二・一	一二、二三三、〇五〇	五、一三一、〇〇〇
宮城	一六、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一六、三四一、七三〇	一〇二・一	一一、二六二、〇七〇	四、八七九、六六〇
秋田	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇	四、四四〇、〇〇〇	一〇、三六五、〇一六	一〇三・七	五、九〇四、九三二	四、四六〇、〇八五

	計	○○○○ 鹿児島	○ 宮崎	○ 大分	○ 長崎	○ 福岡	○ 高知	○ 愛媛	○ 香川	○ 徳島	○ 山口	○ 広島	○ 岡山	○ 島根	○ 鳥取	○○ 和歌山	○ 奈良	○ 兵庫	○ 大阪	○ 京都	○○○○○ 滋賀	○ 三重	○ 愛知	○ 静岡	○ 岐阜	○○○○ 長野	○ 山梨	○ 福井	○ 石川	○ 富山	○○○○ 新潟	○ 神奈川	○ 東京	○ 千葉	○ 埼玉	○○ 茨城	○ 栃木	○ 群馬	○○ 福島	○ 山形	備考
一、一七五、四五〇、〇〇〇																																								
八九七、二一七、八〇〇																																								
二七八、二三二、二〇〇																																								
一、一一六、三九四、四五五																																								
四三																																								
九五・〇																																								
八六一、五三六、一一九																																								
二三二五四、八五八、三三六																																								
二〇																																								

募金実績額の共同募金と赤十字募金との分配は、各地方委員会の公表（印刷物）に基き、不明の場合は昭和二十三年度共同募金、赤十字募金経費内訳調等を参照の上、共同募金と赤十字募金に関する協定事項」によつて、算出した。

（別表二）

昭和二三年度共同募金運動　都道府県別一人当並に一世帯当平均寄附額一覧

都道府県名	共募目標額A	共募実績額B	人口C	一人当平均寄附額 目標A/C	一人当平均寄附額 実績B/C	世帯数D	一世帯当平均寄附額 目標A/D	一世帯当平均寄附額 実績B/D
北海道	六〇、〇〇〇、〇〇〇千円	六四、四〇八、九三九千円	三、一六五、七三〇千人	一五・六円	一六・八八円	七二、一六二千世帯	八二・二円	二五・三四円
青森	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六二〇、〇〇〇	一、八五五、〇〇〇	五・九四	五・九四	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・四一
岩手	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・〇五	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・五八
宮城	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
秋田	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・〇五	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・五八
山形	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
福島	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
茨城	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
栃木	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
群馬	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
埼玉	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
千葉	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
東京	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
神奈川	二五、〇八四、九〇〇	二四、五一二、〇三〇	二、二五一、四一〇	一一・一四	一〇・八六	四、四二〇、九四四	五・六八	五・五三
新潟	二〇、三二四、〇〇〇	二〇、三二四、〇〇〇	二、二五一、四一〇	九・〇二	九・〇二	四、四二〇、九四四	四・五四	四・五四
富山	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
石川	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
福井	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
山梨	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
長野	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
岐阜	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
静岡	一五、一四五、五〇〇	一四、二七三、〇〇〇	二、二五一、四一〇	六・七二	六・三四	四、四二〇、九四四	三・四一	三・二二
愛知	一五、四四五、〇〇〇	一四、二七三、〇〇〇	二、二五一、四一〇	六・七二	六・三四	四、四二〇、九四四	三・四一	三・二二
三重	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
滋賀	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
京都	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
大阪	四六、〇九八、五〇〇	四二、三一七、九三九	三、一七一、七五九	一四・四八	一三・二八	六、三四二、一八八	七・三二	六・六八
兵庫	二一、〇〇〇、〇〇〇	二一、二一〇、〇〇〇	二、二五一、四一〇	九・三二	九・四二	四、四二〇、九四四	四・七三	四・七八
奈良	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
和歌山	四六、〇九八、五〇〇	四二、三一七、九三九	三、一七一、七五九	一四・四八	一三・二八	六、三四二、一八八	七・三二	六・六八
鳥取	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
島根	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
岡山	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
広島	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
山口	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
徳島	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
香川	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
愛媛	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
高知	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
福岡	四三、九〇五、〇〇〇	四、一九〇、六四〇	三、一七一、七五九	一三・八〇	一三・二四	六、三四二、一八八	六・八五	六・六二
佐賀	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
長崎	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
熊本	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
大分	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
宮崎	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
鹿児島	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六
沖縄	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、六〇五、〇〇〇	一、八五六、〇〇〇	五・九四	六・二一	二、〇一六、〇〇〇	五・四一	五・七六

本表に於ける事業別分類の方法

分類	含まれる事業種別
1 生活保護事業	養老、引揚者保護（又は援護）、戰災者保護（又は援護）、浮浪者保護、盲聾唖者保護、生活保護一般
2 医療保護事業	病院、診療所、療養所、医療保護一般
3 児童福祉事業	助産、乳兒保護、母子保護、保育、兒童厚生、養護、精神薄弱兒保護、療育、救護院、兒童福祉一般
4 経済保護事業	授産、職業補導、公益質業、共同住宅、共同宿泊所、共同浴場、経済保護一般
5 社会教化事業	隣保、司法保護、特殊婦人保護相談
6 養成研究事業	社会事業従事者養成、社会事業研究
7 指導連絡事業	指導連絡
8 その他の事業	收容者福祉、助成、等及び数種の事業を綜合的に行う事業又は、1より7までの分類のいずれにも含まれない事業

（別表三）

昭和二十三年度共同募金運動事業別社会事業資金配分額内訳一覧

其の一

都道府県名	1. 生活保護事業			2. 医療保護事業			3. 児童福祉事業		
	施設団体数	金額	%	施設団体数	金額	%	施設団体数	金額	%
北海道	六七六	四三三五三六九一・〇円	七〇・〇	一一三	二〇五四・〇〇〇円	一・〇	五七一	一七五・〇〇〇円	四・一
青森	一	二、七〇五、〇〇〇	五・七	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
岩手	四	二、七〇五、〇〇〇	五・七	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
秋田	六	一、六七六、三一〇・〇〇	三・四	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
宮城	八	五、八四四、三八〇・〇〇	一一・九	二	二、〇〇〇	〇・四	二	二、〇〇〇	〇・四
山形	四	三、一二〇、〇〇〇	六・三	一	一、〇〇〇	〇・二	三	三、〇〇〇	〇・六
福島	五	一、八八〇、九二三・六三	三・七	一	一、〇〇〇	〇・二	三	三、〇〇〇	〇・六
茨城	二	一、〇七五、〇〇〇	二・一	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
栃木	四	三、一〇五、二四三・〇〇	六・二	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
群馬	三	二、七一三、〇〇〇	五・三	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
埼玉	三	二、七一三、〇〇〇	五・三	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
千葉	六	四、四四四、〇〇〇	八・七	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
東京	五	四、四四四、〇〇〇	八・七	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
神奈川	六	四、四四四、〇〇〇	八・七	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
新潟	四	二、七一三、〇〇〇	五・三	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
富山	二	一、〇七五、〇〇〇	二・一	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
石川	二	一、〇七五、〇〇〇	二・一	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
福井	二	一、〇七五、〇〇〇	二・一	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
山梨	二	一、〇七五、〇〇〇	二・一	一	一、〇〇〇	〇・二	二	二、〇〇〇	〇・四
長野	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
岐阜	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
静岡	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
愛知	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
三重	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
滋賀	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
京都	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
大阪	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
兵庫	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
奈良	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
和歌山	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
鳥取	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
島根	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
岡山	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
広島	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
山口	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
徳島	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
香川	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
愛媛	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
高知	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
福岡	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
佐賀	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
長崎	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
熊本	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
大分	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
宮崎	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
鹿児島	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
沖縄	一	五三七、五〇〇	一・〇	一	一、〇〇〇	〇・二	一	一、〇〇〇	〇・二
全国	八九七、二一七	八六一、五三六		七八、一〇二			一一・五		

備考、人口、世帯数は総理庁統計局発表昭和二二年一〇月一日現在国勢調査結果による。

富山	二一	三、八三三、四〇〇・〇〇	四三・七	一	六〇〇、〇〇〇・〇〇	六・八	四〇	三、二〇九、二〇〇・〇〇	三六・六
石川	二九	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇	三五・四	三	八七〇、〇〇〇・〇〇	一一・九	五四	八二五、〇〇〇・〇〇	一一・三
福井	七	五、六二〇、八四〇・〇〇	六二・二	一	二一七、五〇〇・〇〇	二・四	一〇	三三七、四二五・〇〇	三・六
山梨	一〇	三、六〇〇、〇〇〇・〇〇	五九・一	四	五五〇、〇〇〇・〇〇	九・一	三四	一、三二〇、〇〇〇・〇〇	二一・六
長野	三	七、〇五七、九〇六・六三	四四・九	二	三八五、七五〇・〇〇	二・四	六一	五、三二四、四七五・〇〇	三三・八
岐阜	三二〇	七、四五一、五〇〇・〇〇	五四・五	一	一一〇、〇〇〇・〇〇	〇・八	六五	三、〇七〇、〇〇〇・〇〇	二二・四
静岡	一四	六、二七〇、二七五・〇〇	四五・七	三	九三〇、〇〇〇・〇〇	六・八	四八	二、八三〇、三〇〇・〇〇	二〇・六
愛知	二五六	三八、二四四、五三八・九六	七六・九	八	一、六〇七、九〇〇・〇〇	三・二	九二	四、六二四、六二〇・〇〇	九・三
三重	二一	三、三〇七、五〇〇・〇〇	三一・一	一	五〇〇、〇〇〇・〇〇	四・七	二七	二、五五八、〇〇〇・〇〇	二四・〇
滋賀	一〇	二、〇五五、〇〇〇・〇〇	二九・三	五	六七〇、〇〇〇・〇〇	九・六	一四	八四〇、〇〇〇・〇〇	一二・〇
京都	一〇	七九五、五〇〇・〇〇	四・三	一四	一、四〇三、〇二〇・〇〇	七・六	三二二	五、四三一、二八〇・〇〇	二九・四
大阪	八七	一五、九八三、〇〇〇・〇〇	二九・二	二四	二、四一二、〇〇〇・〇〇	四・四	八五	一七、五五三、〇〇〇・〇〇	三二・〇
兵庫	一九	二、二九四、〇〇〇・〇〇	六・一	四	五三三、〇〇〇・〇〇	一・五	一二四	九、七三八、〇〇〇・〇〇	二六・〇
奈良	一一	二、三九〇、〇〇〇・〇〇	三〇・五	一一	四六〇、〇〇〇・〇〇	五・九	三二	二、五一〇、〇〇〇・〇〇	三二・二
和歌山	一四	二、三六〇、五〇〇・〇〇	｜	三	九八〇、〇〇〇・〇〇	｜	二二	一、一〇二、一〇〇・〇〇	｜
鳥取	三	一、一九〇、〇二六・〇〇	三三・九	一	八六、〇三七・〇〇	二・四	二〇	一、〇六二、七〇七・〇〇	三〇・二
島根	三	二、〇三四、九〇〇・〇〇	二八・九	二	三五〇、〇〇〇・〇〇	五・〇	五三	三、三九五、四四六・二〇	四八・一
岡山	一一	五、九三一、八三七・〇〇	四三・九	五	六七三、〇〇〇・〇〇	五・〇	八四	三、九六二、〇〇〇・〇〇	二九・三
広島	｜	a社会事業施設事業資金（一七四施設）			九、九九三、二三一・一七	（四〇・六%）		b社会事業団体事業資金	
山口	四	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇	一四・七	一	五八〇、〇〇〇・〇〇	三・四	六七	五、一三四、〇〇〇・〇〇	三〇・三
徳島	一二	三、一四二、〇〇〇・〇〇	四〇・一	一	一三八、〇〇〇・〇〇	一・八	二〇	七〇四、〇〇〇・〇〇	九・〇
香川	一八	四、六〇七、〇〇〇・〇〇	五〇・八	四	三二五、〇〇〇・〇〇	五・八	三〇	一、六八三、〇〇〇・〇〇	一八・六
愛媛	六	五、七七一、九一〇・〇〇	三〇・七	六	六〇〇、〇〇〇・〇〇	三・二	二	二〇〇、〇〇〇・〇〇	一・一
高知	五	一、九六五、〇〇〇・〇〇	二五・四	一	七〇、〇〇〇・〇〇	〇・九	五〇	五、三七四、〇〇〇・〇〇	六九・四
福岡	一八	一二、九七六、〇六五・〇〇	三二・一	一二	四、八五四、〇〇〇・〇〇	一二・〇	八二	一五、九九九、七五〇・〇〇	三九・六
佐賀	一一	二、〇三五、〇〇〇・〇〇	二二・二	四	二、二六〇、〇〇〇・〇〇	二四・七	四三	二、四〇五、〇〇〇・〇〇	二六・三
長崎	第一次　二	六三、五四八・〇〇	｜	一	二六七、二八四・〇〇	｜	五	一、三一二、八七〇・〇〇	｜
熊本	一四	二、〇八〇、〇〇〇・〇〇	一五・九	三	一五〇、〇〇〇・〇〇	一・二	三一	三、三二〇、〇〇〇・〇〇	二五・四
大分	三〇一	五、三九六、六三〇・九八	三八・〇	六	一、一三〇、〇〇〇・〇〇	八・〇	二八	三、五七四、〇〇〇・〇〇	二五・二
宮崎	三	一、一九五、〇〇〇・〇〇	二〇・六	一	二八〇、〇〇〇・〇〇	四・八	二	六一〇、〇〇〇・〇〇	一〇・五
鹿児島	四	二、二四二、一〇〇・〇〇	二六・二	三	五〇〇、〇〇〇・〇〇	五・九	二四七	四、二五五、〇〇〇・〇〇	四九・九
計	二、〇九二	二八八、五三六、〇七五・二三	四〇・四	二六五	三九、九〇九、五六八・〇〇	五・六	二、七九六	一八二、〇一八、四四四・七五	二五・五

（別表三）

其の二

昭和二十三年度共同募金運動事業別都道府県別社会事業資金配分額内訳一覧

都道府県名	4. 経済保護事業 施設団体数	金額	%	5. 社会教化事業 施設団体数	金額	%	6. 養成研究 施設団体数	金額	%
北海道	｜	｜ 円	｜	一五	五四〇、〇〇〇・〇〇 円	〇・九	｜	｜ 円	｜
青森	八	三、四〇〇、〇〇〇・〇〇	六・四	｜	｜	｜	｜	｜	｜
岩手	三	五三四、六〇〇・〇〇	五・三	二	二〇〇、九〇〇・〇〇	二・〇	｜	｜	｜

	計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田
	六七八	八三	一三一	一〇	二一	九		二六	一	三七	三		八	（三八四団体）	八一	二		一六	一五	三四		四七	二五		一四	三		一二	二六	〇九			二〇 一三	一四	六二	二二		四 六	一六	七		二 二	
	四五、〇五七、八二二・九四	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇	三〇〇、〇〇〇・〇〇	七六五、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	四六九、〇〇〇・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇	五、九〇〇、〇〇〇・〇〇	九五、〇〇〇・〇〇	五、三五、〇〇〇・〇〇	七三八、〇〇〇・〇〇	三五、〇〇〇・〇〇	一、四八〇、〇〇〇・〇〇	二三、九七六、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	七〇六、〇〇〇・〇〇	一、〇七一、〇〇〇・〇〇	七一、五三〇、〇〇〇・〇〇	一、七三〇、〇〇〇・〇〇	六九、〇〇〇・〇〇	七三、〇〇〇・〇〇	一、〇九一、〇〇〇・〇〇	六〇、〇〇〇・〇〇	九一、〇〇〇・〇〇	三三、九五〇、〇〇〇・〇〇	七〇、九〇〇、〇〇〇・〇〇	四二、一〇、〇〇〇・〇〇	三七、〇〇〇・〇〇	五五、〇〇〇・〇〇	二四、〇〇〇・〇〇	四、一〇、〇〇〇・〇〇	一二〇、〇〇〇・〇〇	四五、七〇、〇〇〇・〇〇	一七、〇〇〇・〇〇	四一、〇〇〇・〇〇	一二、〇〇〇・〇〇	三一、〇〇〇・〇〇	六二、〇〇〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	二、五三七、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇七一、一〇〇・〇〇
	六・三	二五・三	二六・二	二・一九	一・九	九・四		一四・八	〇・六	二八・五	八・四	四・六	八・七	（五五・三%）	五・七	四・九	一・九	九・三	三・〇	一三・四	三・六	二三・六	八・六	五・二	二・五		一六・八	五・九	一・八			四一・六	一四・八	〇・三	一六・三		四・九	一・九	一・九		二〇・四	
	二四九	一一	一八	一〇	一			五二		一三			八	二一 四				一四	二〇	一一 九		八一	四	九三			五四	一二 八	一五			一二 四	七一				二	一	二			
	二五、一四一、二〇八・三七	一五〇、〇〇〇・〇〇	一一三、四四〇、〇〇〇・〇〇	三〇〇、〇〇〇・〇〇				五九〇、〇〇〇・〇〇	一四〇、〇〇〇・〇〇	一二九、〇〇〇・〇〇	四六一、〇〇〇・〇〇	三〇〇、〇〇〇・〇〇	四八五、〇〇〇・〇〇	cヘレンケラー・キャンベー	一五〇、〇〇〇・〇〇	八八、四三〇、〇〇〇・〇〇		一一〇、〇〇〇・〇〇	二六六、四六五、〇〇〇・〇〇	一一、〇四七、一二〇、〇〇〇・〇〇	七五、〇〇〇・〇〇	一一、〇二七、二五一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一一、二七二、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	一、〇六、四〇五、〇〇〇・〇〇	二〇、六〇五、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一一、二四〇、〇〇〇・〇〇	一一、八〇、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	一一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三五、〇〇〇・〇〇	四七、〇〇〇・〇〇	
	三・五	一・八	一三・七	一二六・四	三・三			一・八		一・四	三・九		二・九	金分担ン	五・〇	二・一五		三・八	七・一	二・五		〇・八	二・五	二・四	一・〇	九・八	一四・二	八・三	九・一			〇・四	四・八	一・八			〇・九	〇・六	七・〇		〇・九	〇・四
	二〇		一		一	二			一						一					五		一		二一								一一		一							二
	七、六一六、〇〇〇・〇〇		二〇、〇〇〇・〇〇		七〇〇、〇〇〇・〇〇	四五〇、〇〇〇・〇〇			二〇、〇〇〇・〇〇					一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		一五〇、〇〇〇・〇〇				一、四一六、〇〇〇・〇〇				一八〇、〇〇〇・〇〇	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇	二四〇、〇〇〇・〇〇							三〇〇、〇〇〇・〇〇	一七〇、〇〇〇・〇〇								二五〇、〇〇〇・〇〇	
	一・二		〇・三			四・九			〇・三					（四・一%）						二・六		二・六		七・〇八								一〇・二九		一・三							四・八	

（別表三）

昭和二十三年度共同募金運動事業都道府県別社会事業資金配分額内訳一覧

其の三

都道府県名	7. 指導連絡 施設団体数	7. 指導連絡 金額	7. 指導連絡 %	8. その他 施設団体数	8. その他 金額	8. その他 %	計 施設団体数	計 金額	計 %
北海道	四	六五〇、〇〇〇円	一・〇	一六	六、六四五、〇〇〇円	一・〇七	二七	六一、九五四、〇〇〇	一・〇〇
青森	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	二	二三、〇〇〇	〇・〇四	三	一、三二〇、〇〇〇	〇・〇二
岩手	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	二	二三、〇〇〇	〇・〇四	三	一、三二〇、〇〇〇	〇・〇二
宮城	一	七六〇、〇〇〇	一・二	一	五、五〇〇、〇〇〇	〇・八四	七	六、二六〇、〇〇〇	〇・九七
秋田	四	一、七〇〇、〇〇〇	二・九	一	二一、〇〇〇	〇・〇〇	五	一、七二一、〇〇〇	〇・二六
山形	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	八一、三七六、八四	一・二五	二	一、六八一、三七六	〇・二五
福島	四	二、九〇〇、〇〇〇	四・九	一	八、〇〇〇	〇・〇〇	五	二、九〇八、〇〇〇	〇・四四
茨城	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	八、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇八、〇〇〇	〇・〇四
栃木	二	一、一〇〇、〇〇〇	一・九	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	三	一、一〇一、〇〇〇	〇・一七
群馬	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
埼玉	一一五	三、〇三〇、〇〇〇	五・一	四二二	一、七七五、〇一〇、八四〇	二九・八	五二七	一、八〇八、〇五五、八四〇	二八・〇
千葉	一一	三、〇三〇、〇〇〇	五・一	四二	一、七七五、〇一〇、八四〇	二九・八	五三	一、八〇八、〇五五、八四〇	二八・〇
東京	三	一、一四〇、〇〇〇	一・九	一五一	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	一六一	三、一九〇、〇〇〇	四・九
神奈川	二	一、一四〇、〇〇〇	一・九	一五	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	一五七	三、一九〇、〇〇〇	四・九
新潟	三	一、一四〇、〇〇〇	一・九	一一	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	一四	三、一九〇、〇〇〇	四・九
富山	二	一、一四〇、〇〇〇	一・九	一一	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	一三	三、一九〇、〇〇〇	四・九
石川	二	一、一四〇、〇〇〇	一・九	一一	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	一三	三、一九〇、〇〇〇	四・九
福井	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
山梨	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
長野	二二	六、六〇〇、〇〇〇	一一・〇	二五一	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	二七六	八、六九〇、〇〇〇	一一・〇
岐阜	一三	三、九〇〇、〇〇〇	六・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	一四	三、九〇一、〇〇〇	五・〇
静岡	一三	三、九〇〇、〇〇〇	六・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	一四	三、九〇一、〇〇〇	五・〇
愛知	三四	一、〇二〇、〇〇〇	一・七	二七二	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	三〇六	三、一一〇、〇〇〇	四・四
三重	三一	九三〇、〇〇〇	一・五	二七	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	三〇八	三、〇二〇、〇〇〇	四・三
滋賀	三一	九三〇、〇〇〇	一・五	二七	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	三〇八	三、〇二〇、〇〇〇	四・三
京都	一四五	四、三五〇、〇〇〇	七・二	三四四	一一、四八〇、〇〇〇	一七・二	四七九	一五、八三〇、〇〇〇	二二・五
大阪	三三	九九〇、〇〇〇	一・六	一四六	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一七九	二、四五〇、〇〇〇	三・四
兵庫	五	一、五〇〇、〇〇〇	二・五	二〇	二、〇九〇、〇〇〇	三・二	二五	三、五九〇、〇〇〇	五・〇
奈良	三	九〇〇、〇〇〇	一・五	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一七	二、三六〇、〇〇〇	三・三
和歌山	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
鳥取	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
島根	一一	三、三〇〇、〇〇〇	五・四	四九七	一、九七四、〇〇〇	一・六	五〇八	五、二七四、〇〇〇	七・四
岡山	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
広島	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
山口	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
徳島	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
香川	二	六〇〇、〇〇〇	一・〇	一四	一、四六〇、〇〇〇	二・二	一六	二、〇六〇、〇〇〇	二・九
愛媛	五三二	一、六一三、〇〇〇	二六・九	一四九七	一、一七一、〇〇〇	一六・七	六二八	二、七八四、〇〇〇	四三・六
高知	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
福岡	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
佐賀	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
長崎	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
熊本	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
大分	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
宮崎	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
鹿児島	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四
沖縄	一	三〇〇、〇〇〇	〇・五	一	一、〇〇〇	〇・〇〇	二	三〇一、〇〇〇	〇・〇四

	計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	高知	福岡	知岡
1 市	一八五、六六二千円									
2 町	一二九、〇七二〃									
3 村	二一〇、二八四〃									
4 県委員会直接扱	五三〇、二三五〃									
計	五三〇、二三五〃									

次に国民一人当り及び一世帯当りの全国平均寄附額を算出すれば

一人当り　一五円五三銭

一世帯当り　七六円四二銭

である。（都道府県別平均寄附額は別表）

註＝お年玉つき年賀葉書の発売に伴う寄附金は昭和二十五年度に繰越すことになつているため、この集計に算入してない。

配分に関しては、目下各地方委員会に於いて略々これを決定し、統計整理を急ぎつつあるが、中央委員会事務局に対して全国統一の統計様式による正式報告があつたのはまだ四地方委員会に過ぎないので、この額をもつて全国的な傾向を推測し得るには至つていない。しかしながら、参考として右四地方委員会の配分状況を示せば左のとおりである。

生活保護事業	一一、四二三、二〇〇、〇〇	一九・八%
医療保護事業	四、三八〇、四八三、〇〇	七・六%
児童福祉事業	一三、九四四、八〇〇、〇〇	二四・二%
経済保護事業	四、一六六、五一七、〇〇	七・二%
社会教化事業	一、七九〇、五〇〇、〇〇	三・一%
社会事業従事者養成	二八、〇〇〇、〇〇	〇・〇%
社会事業研究事業	四、六八四、〇〇〇、〇〇	八・一%
指導連絡事業	一六、九二七、一三三、八四	二九・三%
地域福祉事業（農村社会事業等）	四一五、〇〇〇、〇〇	〇・七%
その他	五七、七五九、六三三、八四	一〇〇・〇%
計		

六　昭和二十四年度共同募金の概要

昭和二十四年度も昨年度と同じく日赤募金との合同運動として行われ総目標額は、一、二二一、七一七、〇〇〇円で前年度に比し、四六、二六七、〇〇〇円の増加を見た。（約一割増）

合同実績額は一、二二二、八六五、〇〇五円六八銭で、目標額に対し九九・三%に当り、各都道府県別の内訳は別表の通りである。

右は昭和二十二年度八六・九%、昭和二十三年九五・〇%に対して最高の実績比率である。

この一、二二二、八六五、〇〇五円六八銭は、共同募金の分と日赤募金の分にわけられるのであるが、所要経費の共募負担分と日赤負担分との精算報告がまだ出揃つていないので、一応目標額の比率によつて概算として分割すれば

共同募金は　九三八、五八七、四五八円六〇銭

日赤募金は　二七四、二七七、五四七円〇八銭

ということになる。

募金方法別並に募金地域別による内訳については現在までに報告のあつた二十二都道府県について見ると次の通りである。

◎募金方法別一覧表（二十二都道府県の概計）

1 戸別募金	四二二、八七五千円	七九・七%
2 街頭募金	五七、二二二〃	一〇・七%
3 大口募金（一口一万円以上）	七、一五七〃	一・三%
4 職域募金	三、四五二〃	〇・七%
5 学校募金	一〇、七一六〃	二・一%
6 特殊募金（催物等）	二〇、五三七〃	三・九%
7 前年度募金繰切後収入	九九七〃	〇・二%
8 預金利子	五六三〃	〇・一%
9 その他	六、七一六〃	一・三%
計	五三〇、二三五〃	一〇〇・〇%

◎募金地域別一覧表（二十二都道府県の概計）

	計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	高知	福岡	知岡
	一二二				二					
	四三、一二九四、三九五・三四			五〇〇、〇〇〇・〇〇 一二二、〇〇〇・〇〇						
	六・一			三・五 一・一						
	六九三				一 一七	五				
	八一、九五四、〇九〇・四五			七四、九六八・六七 三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三、一一四、九一一・九〇 二〇〇、〇〇〇・〇〇		八四〇、〇〇〇・〇〇		一二〇、〇〇〇・〇〇	
	一一・五			〇・九	五一、八四		九・二		一・六	
A除広島	六、九一四				三五六	一一	七八	九	一四三	一
B含広島	七、四七二				三九一		一次ノミ	七五	六二	
	七三八、一五四、九五一・三〇			八、五二二、〇六八・六七	五、八〇〇、〇〇〇・〇九八	一四、一九三、六三〇・九八	二、一一三・四〇〇・〇〇	九、一五〇、〇〇〇・〇〇	四〇、四一〇、三六三・九四	七、七三九、〇〇〇・〇〇
	一〇〇・〇			一	一	一	一	一	一	一
	一〇〇・〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	一〇〇・〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

実績額速報

（昭和二十五年三月十六日中央共同募金委員会）

都道府県	目標額	実績額	%	備考
	千円	円		
愛知	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六七、七八八、六三五、一七	一二二・九	二十五年　一月三十一日現在
○福岡	二六、三〇〇、〇〇〇	二九、〇八〇、〇〇〇、〇七	一一〇・六	〃　〃　〃
○埼玉	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、九四四、一三〇、八〇	一一〇・五	〃　二月二十七日
○宮城	一二、〇〇〇、〇〇〇	一七、一〇四、三五二、八〇	一〇八・九	〃　一月十三日
静岡	二五、五二一、〇〇〇	二六、三五二、一四四、三四	一〇八・三	二十四年十二月二十八日
○山口	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、八八〇、〇〇〇、〇九	一〇八・〇	二十五年　一月十一日
○新潟	九、八〇〇、〇〇〇	一〇、五七七、七四一、一五	一〇八・一	〃　三月三十一日
○宮崎	二、九〇〇、〇〇〇	三、〇四九、七三八、一四	一〇五・八	二十四年十二月二十八日
○青森	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一四四、二三〇、〇〇	一〇五・一	二十五年　一月十三日
○鹿児島	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一四四、二三〇、〇〇	一〇五・一	〃　二月十七日
○沖縄	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇	一〇五・〇	〃　一月十三日
○三重	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、八二八、七四四、七一	一〇四・六	二十五年　一月三十一日現在
○北海道	七、〇〇〇、〇〇〇	七、三〇六、六六四、〇四	一〇四・三	〃　〃　〃
○栃木	一九、五〇〇、〇〇〇	二〇、三四〇、八一〇、六四	一〇四・三	〃　二月二十七日
○岐阜	三一、〇〇〇、〇〇〇	三二、九三一、四〇三、六七	一〇四・二	〃　二月十日
○石川	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、六二一、九五二、一六	一〇四・一	〃　二月二十八日
○福井	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、四二一、九七二、一二	一〇四・一	二十四年十二月二十三日
○秋田	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一二七、七七五、一八	一〇三・八	二十五年　一月三十一日
○福岡	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、九二二、一七五、一七	一〇三・一	〃　二月二十日
○山形	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、三四一、九二七、一二	一〇三・〇	〃　一月三十一日
○長崎	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二五二、七七六、一二	一〇二・六	二十四年十二月二十三日
○福島	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二三〇、〇六六、〇〇	一〇二・三	二十五年　一月三十一日
○岡山	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、二四四、九五二、一六	一〇二・二	〃　二月二十日
○秋田	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇七一、七七五、一八	一〇二・三	〃　一月三十一日
○長野	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、二四一、九二七、一二	一〇二・〇	二十四年十二月二十三日
○福島	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一二七、七七五、一八	一〇一・二	二十五年　一月三十一日
○山口	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、一四四、九二七、一二	一〇一・二	〃　二月二十日
○秋田	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇三一、七七五、一八	一〇一・〇	〃　一月三十一日
○大福群馬	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、一二五、七五六、七二	一〇一・〇	二十四年十二月二十一日
○山梨	九、四五〇、〇〇〇	九、六四八、九一六、〇〇	一〇一・〇	二十五年　一月十日
○良馬岡	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇二九、八六二、九四	一〇一・〇	〃　二月十四日
○大分	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、一二五、七五六、七二	一〇一・〇	〃　一月十日
○大阪	七五、〇〇〇、〇〇〇	七五、六三一、六五九、一四	一〇〇・八	二十四年十二月三十一日
○滋賀	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、一三〇、〇八八、一四	一〇〇・五	〃　〃　〃
○熊本	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、一三〇、〇八八、一四	一〇〇・五	二十五年　三月　一日
○富山	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、一二〇、八八〇、一四	一〇〇・五	〃　二月二十八日
○阪本	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、一三〇、〇八八、一四	一〇〇・五	二十四年十二月二十三日
○香川	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、一二〇、八八〇、一四	一〇〇・五	二十五年十二月二十五日
○愛媛	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、一二〇、八八〇、一四	一〇〇・五	二十四年十二月二十三日
兵庫	三五、〇〇〇、〇〇〇	三四、三五五、三九一、七四	九八・〇	二十五年　一月三十一日
京都	八五、〇〇〇、〇〇〇	七七、二九九、三一七、一四	九〇・九	〃　二月二十日
島根	一四、〇〇〇、〇〇〇	一三、八一八、六〇〇、〇〇	九八・七	〃　二月二十四日
鳥取	三五、〇〇〇、〇〇〇	三四、三五五、三九一、七四	九八・〇	〃　二月二十八日
徳島	一四、〇〇〇、〇〇〇	一三、八一八、六〇〇、〇〇	九八・七	〃　三月十八日
香川	一三、〇〇〇、〇〇〇	一二、九二九、〇四〇、九二	九九・二	〃　一月二十日
愛媛	一三、〇〇〇、〇〇〇	一二、九二九、〇四〇、九二	九九・二	〃　一月二十八日
高知	一三、〇〇〇	八、七九八、一九九、〇〇	六八	〃　三月十三日
全国	一、三二一、七一七	一、三二一、八六五、〇〇〇、六八		

〔註〕○印は目標額達成の府県

昭和二十四年度共同募金運動都道府県別一人当並に一世帯平均寄附額一覧

都道府県名	実績額	人口千人一人平均額	一世帯数千世帯平均額
北海道	七、〇六六、六六四、〇四	一、〇九九	一、〇一〇
青森	三、一四四、二三〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
岩手	三、一四四、二三〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
宮城	一七、一〇四、三五二、八〇	一、一五七	一、〇九二
秋田	三、〇七一、七七五、一八	一、一五七	一、〇九二
山形	三、一四一、九二七、一二	一、一五七	一、〇九二
福島	一〇、一二七、七七五、一八	一、一五七	一、〇九二
茨城	一一、二四一、九二七、一二	一、一五七	一、〇九二
栃木	一一、二三〇、〇六六、〇〇	一、一五七	一、〇九二
群馬	一一、一三〇、〇八八、一四	一、一五七	一、〇九二
埼玉	一一、一三〇、〇八八、一四	一、一五七	一、〇九二
千葉	一一、一三〇、〇八八、一四	一、一五七	一、〇九二
東京	七七、二九九、三一七、一四	九、〇五	八、九五
神奈川	一三、一四四、二三〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
新潟	一二、一二〇、八八〇、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
富山	一二、一二〇、八八〇、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石川	一二、一二〇、八八〇、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
福井	一〇、一二〇、八八〇、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山梨	九、六四八、九一六、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
長野	一二、一二〇、八八〇、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
岐阜	一三、一三〇、〇八八、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
静岡	二六、三五二、一四四、三四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
愛知	六七、七八八、六三五、一七	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三重	一八、八二八、七四四、七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滋賀	一三、一三〇、〇八八、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
京都	七七、二九九、三一七、一四	九、〇五	八、九五
大阪	七五、六三一、六五九、一四	九、〇五	八、九五
兵庫	三四、三五五、三九一、七四	九、〇五	八、九五
奈良	一三、一三〇、〇八八、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
和歌山	一一、四四三、一三七、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
鳥取	三四、三五五、三九一、七四	九、〇五	八、九五
島根	一三、八一八、六〇〇、〇〇	九八・七	九二・三
岡山	一二、九二九、〇四〇、九二	九九・二	九二・八
広島	三〇、九二三、〇五五、一七	七・九	七・四
山口	一一、四四三、一三七、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
徳島	一三、八一八、六〇〇、〇〇	九八・七	九二・三
香川	一二、九二九、〇四〇、九二	九九・二	九二・八
愛媛	一二、九二九、〇四〇、九二	九九・二	九二・八
高知	八、七九八、一九九、〇〇	六八	六三・一
福岡	二六、八四〇、三二九、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
佐賀	一一、〇九九、〇〇〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
長崎	二九、〇三一、〇五五、一七	一、〇五一	一、〇二〇
熊本	一三、一三〇、〇八八、一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大分	一六、一二五、七五六、七二	一、〇〇〇	一、〇〇〇
宮崎	三、〇四九、七三八、一四	一、〇五一	一、〇二〇
鹿児島	三、一四四、二三〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇
沖縄	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇	一、〇五一	一、〇二〇

昭和二十五年三月十三日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その六）

	取根	島山	岡島	広山	口島	徳香	愛高	媛知	岡福	賀佐	崎長	本熊	分大	崎宮	島鹿	計
	六四八、四二九九	一一〇三	一二五	五八八	三、八八三											
	三、一八一、六〇〇〇	一四八五	一八一	八九四	七三、八三											
	二一、七七七、七五三三	一三四〇	三四〇	一、六一〇	六二、八八六											
	七、一六〇、八一三八〇	一三五一	三四四四	二、〇一二	四一、七一七											
	三、五六八、一四三、七五五	一四一、七七	三三五	一、四七九	六九、五三五											
	二、三〇五、八九〇、〇〇〇	一四一〇	一七三	八五五	六九、七〇											
	二、三〇〇、八〇五、八二	一三〇八	一九二	九二八	六二、三三											
	一〇〇三四、一九七、〇〇〇	一三〇八	一三五	一四五四	六二、三四											
	八、七九八、一九〇、〇〇〇	一三〇三	一四七	八四八	七四、八五											
	九、七一〇、四〇三、九二	二四、七六	三、一七八	三、一七八	二一、〇九											
	二、九九七、一九七、七二	一四、一〇	一七二	九一八	六九、七〇											
	二〇、七三五、二九三、〇〇	一三、一七	一三、三五	一、五三三	六二、三四											
	三二、一一二、九七七、三二	一三、三二	一三、三五	一、七六六	六二、三四											
	八、一二五、七五六、七二	一三、〇七	一三、〇七	一、一三四	六六、八七											
	一〇、三六七、九六七、六四	一〇、〇六	一〇、〇六	一〇一六	五五、九六											
	二、六五七、六〇七、六二	六六、八	六六、八	一、七四六	三三、二〇											
一三三、八六五、〇〇五、六八		一五五、三			七六、四二											

七 共同募金運動の改善に関する意見（一四、三、一八）

共同募金運動の健全な発展のために、目下もつとも必要とする点は、共同募金委員会が純民間運動の実施機関としての民主的な組織を確立し、すべての支配から独立して、自由公明にこれが運営され、もつて私的社会事業の充実に寄与するにあると思われる。

全国の共同募金委員会は鋭意その実現に努力しているが、（昭和二十五年度共同募金運動要綱草案参照）この問題には各方面との関連があるので、なお政府並に社会事業界に対して、左の諸点を要望致したい。

一、政府に対する要望事項

1 私的社会事業に対して、生活保護法、児童福祉法等によつて、委託した事業に必要な費用を、完全に支給すること、また支給の時期の遅延を来さぬこと。

2 公的社会事業施設の予算不足のために、その外廓団体、後援団体等を置いて、民間の寄附を求めるようなことのないよう、公的社会事業施設に必要な公費を確保すること。

3 要保護者に対する応急援護を国又は公共団体の責任において敏速に実施すること。

4 児童福祉施設最低基準の実施に関して、公の責任において、これを助長すること。

5 私的社会事業の増加に伴い難い国民の寄附能力に鑑みて、本年度行われた共同募金つき年賀葉書の発売の如き援助の途を、引続き構ぜられたい。

二、社会事業会に対する要望事項

私的社会事業の協同組織を確立して、自主的に相互の事業の合理化をはかり、重複を避け、施設団体の乱立を抑制すること。

なお昭和二十四年九月二十二日附をもつて本会々長より提出した共同募金に対する免税その他税制改正方要望に関する件の請願について配慮されたい。

（附）

昭和二十四年九月二十八日連合軍最高司令部公衆衛生局福祉課長新聞発表全文

昭和二十四年度共同募金運動九原則（ネフ原則）

共同募金運動が、過去二ヶ年に渉り、日赤、共募の協調宣敷きを得て各種社会事業資金の造成に貢献した処多大であるが、今年度十月一日より再び開始せられる運動も従前と変らぬ重要な意義を有して居る。この運動が昨年に劣らぬ成果を挙げ、目標額を達成する為、すべての国民の協力が要請せられているが現下の共同募金運動の指導原則として左記の九原則を定める。

記

共同募金運動と公務員の立場

一、都道府県知事以下すべての公務員は、募金運動成功の為、便宜は供与すべきことは疑いのないところであるが、運動並びに委員会は公務員により支配せられないようあらゆる注意がなされなければならない。社会事業法第五條により社会事業経営に必要なる資金を得る為募金を為すに当つては都道府県知事に対し事前に許可の申請をなすと共にその収支を報告しなければならないのみならず募金の結果の成否及配分の報告をなさなければならないのであるが、このことは決して資金の管理又その配分に関しても公務員の統制を及ぼしてよいと解釈せられてはならない。

公的施設に対する共同募金の配分

二、公的施設は、国税、地方税及びその他の歳入からの公費により維持せられており他方私の施設は主として寄附金により維持せられている。勿論多くの場合において地方庁は個人を基準として個人に保護費を支拂うことにより、私の施設に於いて扶助していることがある。然し乍ら共同募金により得られた私の資金は、私の施設の維持にあてられており、公的施設又は公的に維持せられている施設の維持にむけられてはならない。一般に最も望ましい実施の方法として公的施設は公務員により運営せられることであるが、然し、或る場合に於ては、公的施設が私人又は私の施設に運営が委託されている。若しこれらの私の施設又は私人が共同募金に頼る場合には、配分委員会は、それ等の施設が供與せんとする奉仕がその施設において人々を保護するについて公が責任を負うべきもの以上であるか否かを決定する為に注意深く、それらの施設の活動を選別しなければならない。

委員の構成と選任の重要性

三、普通には、地方共同募金委員会は、その委員の中に、審査委員、募金委員及配分委員を含んでいる。或る場合には、審査及び配分委員会を結合してもかまわない。各委員はその委員の中に、誠実と同時に経験、指導力及び判断力ある社会的知名の士を加えるべきである。委員の注意深い選任は、その後の種々の困難を除去し、その計画が最も重要であり、充分なる社会の支持に価するという一般民衆の援助を確保することに預つて力があることになる。共同募金事業において責任

配分委員の具備すべき基本的條件
募金開始前に於ける配当目標額公表
募金運動後に於ける経費と配分内訳の発表

ある地位に誠実なき人を置くということは、ただに共同募金運動そのものに対する直接の不信のみならず募金運動に参與しているすべての団体に対しても不信を招くに至るであろう。

四、優秀募金に於ける最も有能な人々は施設運営に一定の責任ある人々である。すべての人々の積極的支援は募金において要請せられるが、募金の配分は、募金運動そのものに団体が参與することとは何等関係を有すべきではない。

受益団体に資金を配分する配分委員会は、受益団体又は受益者により支配せられてはならない。資金募集運動に於て容認せられた団体又は団体の代表者は配分委員会に加えられるべきでない。事実上、配分委員会は、実業、自主業労働、農業、漁業の他社会事業及び教化事業に用心を有する社会の各方面の代表者を含むことが望ましい。而もこの代表者は受益団体と認められた団体の奉仕とその必要資金を客観的に評価する能力あるものでなければならない。

五、募金運動を始める前に、各県における募金額とその要求せられる配分、即ち団体とその維持する為の資金の一覧表は、広汎な報道機関である新聞、ラジオその他の方法により、能う限りの広汎な宣伝がなされなければならない。而して運動の目標を公表することにより運動の成功に寄與することができる。

六、運動が終結し、その成功が確認せられた後、公衆は、再び新聞その他の方法によりすべての必要経費の明細書と一緒に、運動の総括的成果と運動によって維持される機関への配分の必要な調整について知らされなければならない。

（注意）社会事業法第五條に「寄附金募集者は、その完全なる報告を寄附金募集の許可を受けた官庁に報告しなければならない」と述べている。

無報酬の原則
民生委員としての共同募金の関與
新規受金団体への警戒

七、如何なる手数料も、謝礼金も運動の参加の故に奉仕者又は役員に支拂われてはならない。

かかる奉仕は、無報酬か又は金銭的報いの期待なくしてなされなければならない。勿論日赤又は共募の常動の役職員には適用されないが、然しその運動を助ける一般奉仕者及び公私の役員に適用されるのである。

八、民生委員は、既に、大量の複雑な社会問題に従事して居り、社会事業の種々の分野で彼等の時間と私財を八方から要求せられている。それ故、彼等は、既にその能力の最大限を発揮しているので、共同募金の募集、審査又は、配分に民生委員の公的資格において従事することは期待さるべきではない。

九、共同募金の配分をうけるため、研究所や調査機関を設けられることがみうけられるが、之等の何れの組織に募金が割当てられるべきか問題である。それらの組織に関しては、地方社会事業施設の事情を知悉している既に確立された機関によって注意深く研究がなされ、不適当な組織を審査し、これを排除しなければならない。

右の原則が、注意深く守られるならば、共同募金運動と私設社会事業活動に関する多くの批判は一掃せられるであろう。

附加事項

一、募金運動はすみやかに終結し、引延してはならない。

二、募金は使用する施設にすみやかに配分し、不明瞭なる配分を回避しなければならない。

資料ノ二

社会事業共同募金法案要綱

（参議院厚生委員会）

社会事業共同募金法案要綱

（法律の目的）

第一　この法律は、社会事業の経営に必要な金品の寄附の募集（以下募金という。）の合理化と適正化とをはかることによつて、社会事業振興の基礎を確立することを目的とする。

（社会事業共同募金委員会）

第二　募金を共同して行うため、この法律の定めるところにより、社会事業共同募金委員会（以下委員会という。）を設立するものとする。

2　委員会は法人とする。

（名称）

第三　委員会の名称中には、社会事業共同募金委員会という文字を用いなければならない。

2　委員会でない者は、その名称中に社会事業共同募金委員会という文字を用いてはならない。

（税の免除）

第四　委員会に対しては、所得税及び法人税を課さない。

2　都道府県及び市町村は、委員会に対して地方税を課することができない。

（定義）

第五　この法律で受益者とは、委員会の行う募金による収入の配分を受ける者をいう。

（設立の区域）

第六　委員会は、都道府県ごとにその区域を単位として設立する。但し、特別の事由があるときは、厚生大臣が中央社会事業委員会の意見を聞いて定めた区域によることができる。

（発起人）

第七　委員会を設立するには、募金に協力しようとする者その他の者が十人以上発起人となることを要する。

（設立の認可）

第八　委員会を設立するには規約を作り、命令の定めるところにより、都道府県知事（第六但書の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事とする。以下同じ。）の認可を受けなければならない。

2　前項の認可については、厚生大臣が中央社会事業委員会の意見を聞いて定める基準によらなければならない。

3　委員会は、第一項の認可を受けたときに成立するものとする。

（規約）

第九　委員会の規約には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

一、名称
二、主な事務所の所在地
三、設立の区域
四、目的及び事業
五、会計に関する規定
六、受益者の資格に関する規定
七、募金の額、受益者の範囲、募金による収入の配分その他募金に関する重要事項の決定方法に関する規定
八、理事、監事その他の役員の任免、数及び権限に関する規定
九、総会に関する規定

（事業の本旨）

第十　委員会は、募金のために最大の奉仕をすることを本旨とし、営利を目的として事業を行つてはならない。

（募金の区域）

第十一　委員会の行う募金は、設立の区域内に限る。

（募金計画の公表及び届出）

第十二　委員会が募金を行うときは、募金の目標額、期間その他の計画の大綱、受益者の範囲及び配分の予定を公表するとともに都道府県知事に届出なければならない。その内容について著しい変更を来したときもま

た同様とする。
（募金の原則）
第十三　委員会の行う募金は、相互の信頼と能力に応じた協力を基礎とし、強制にわたつてはならない。
（募金結果の公表及び届出）
第十四　委員会が募金を終つたときは募金による収入額を、募金による収入の配分が終つたときは募金の收支の結果、受益者への配分の状況を三週間以内に公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
（単独募金の禁止）
第十五　受益者は、その設立の区域内においては、単独で募金を行つてはならない。但し、災害その他特別の事情によつて都道府県知事の許可を受けた場合には、委員会の行う募金の期間外に限つて募金を行うことができる。
（資料の提出要求）
第十六　委員会は、受益者に対し左の各号に掲げる資料の提出を求めることができる。
一、受益者の経営し又は経営せんとする社会事業に関する予算
二、配分した金品の使用状況
三、受益者の経営する社会事業の運営状況
四、その他募金の配分を行う必要な事項
（不当配分の返還請求）
第十七　委員会は、前條の資料に虚偽の記載をしその他不正の手段によつて募金による収入の不当な配分を受けた受益者に対し、その全部又は一部の返還を要求することができる。
（附帯事業）
第十八　委員会は、募金及び募金による收支の配分の外、これに附帯して募金に関する宣伝啓発、社会事業に関する調査その他その目的を達するため必要な事業を行うことができる。
（募金以外の方法による收入）
第十九　委員会は第十條及び前條の規定の範囲内で、收入を得ることを目的として、各種催物の主催、慈善切手による收入の取得その他の行動をすることができる。
2　地方公共団体は、委員会の主催する催物でその実施方法に関して都道府県知事の承認を受けたものについては、入場税又はその附加税を課することができない。
（決算及び事業報告）
第二十　委員会は、規約の定める会計年度の終りにおいて決算書を作成し、年度の終りの日より三箇月以内にこれを公表するとともに、事業報告書を添えて都道府県知事に報告しなければならない。
（公表の方法）
第二十一　第十二、第十四及び前條の規定による公表をするには、少くとも新聞紙による広告及び主要な地点における掲示を行わなければならない。
（解散の認可）
第二十二　委員会が解散しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
2　委員会の解散は、前項の認可がなければ、その効力を生じないものとする。
（都道府県知事の監督権）
第二十三　都道府県知事は、監督上必要があると認めるときは委員会に対し必要な報告を求め、書類、帳簿を検査し業務若しくは会計の状況を調査し又は必要な指示をすることができる。
（事業の停止又は設立認可の取消処分）
第二十四　委員会がこの法律の規定又は規約の定めるところに違反し、又は前條の規定による指示に従わずその他著しく不当な行為があつたときは、都道府県知事は、一定期間その事業の停止を命じ又は設立の認可を取り消すことができる。
（社会事業委員会への諮問）
第二十五　厚生大臣又は都道府県知事が委員会に対しこの法律に基く処分をするには、あらかじめ社会事業委員会に諮らなければならない。
（社会事業共同募金中央会）
第二十六　委員会相互の連絡を密にし、募金の円滑な運用を図るため、中央に、委員会を会員とする社会事業共同募金中央会（以下中央会という。）を設立することができる。
2　中央会は、法人とする。
（設立の認可）
第二十七　中央会を設立するには、規約を作り、厚生大臣の認可を受けなければならない。
2　中央会は、設立の認可を受けたときに成立するものとする。
（規約）
第二十八　中央会の規約には、左の事項を記載しなければならない。
一、名称
二、事務所の所在地
三、目的及び事業
四、会員の加入及び脱退に関する規定
五、会計に関する規定
六、役員に関する規定
七、その他重要な事項
（厚生大臣に対する意見具申）
第二十九　中央会は、委員会の行う募金に関する意見を厚生大臣に具申することができる。
第三十　第四及び第二十二から第二十五までの規定は、中央会に準用する。

第三編　参考

一、共同募金運動の沿革

共同募金は Community Chest の訳語で Community は「共同社会」「公衆」等を、Chest は「櫃」「箱」「金庫」等を意味する。

その昔スイスの或る牧師が窮民を助けるために路傍の立木に「與えよ取れよ」と書き込んだ程の箱を結びつけ、持てる者より喜捨を求め、持たざる者に施し與えた物語のチェストにちなんで箱が社会事業のための募金を意味する様になつたのである。

現在最も盛に共同募金運動の行われているのは米国であるが、この運動の起源はこれを英国に求めることができる。即ち一八七三年リバプール市において有力な寄附者が寄附募集の重複、強制的勧誘等を避けるために、自ら寄附金積立てを行つて、これにより慈善団体を援助することを申合わせた。また一方ロンドンにおいては一八七七年、慈善団体連盟（C. O. S. Charity Organization Society）なるものが組織され団体間の連絡機関として救済事業の合理化を計つた。このような思想が米国に流れ込み諸種の曲折を経て今日の共同募金の形態に進展して行つたのであるが、一八八七年に米国コロラド州デンヴア市で四人の宗教家によつて行われたものが最初の共同募金運動と言われている。然し新らしい形態の「コミュニティ・チエスト」運動は一九一三年オハイオ州クリーヴランド市に創設された慈善博愛事業連盟によつて実施せられたのである。

日本に於ても大正十年（一九二一年）長崎市において共同募金運動が行われたことがあつたが、一回だけで中絶してしまつた。全国的な規模の下にこの運動が全国民によつて展開せられたのは昭和二十二年の「国民たすけあい共同募金」運動が初めてである。

二、共同募金運動の意義

この運動の動機は社会事業団体の主唱によるもの、寄附者の主張より起つたもの、または両者の協同により起つたもの等多様であるが、現在行われている共同募金運動の実状を考察しながら、この運動の性質を探つてみよう。

共同募金運動は共同社会を構成する各階層団体の代表が社会事業団体のために協同の組織を作り、その社会の全構成員から重複をさけて、自発的な資金の寄附を求め、社会事業施設の予算を勘案してこれを配分し、社会事業の維持発展を図る運動であるということが出来よう。

さらにこれを分析して説明する。

（一）この運動は社会事業に必要な資金を社会人が総動員で醵出するものである。即ち一般社会人は寄附者の立場で全員が参加し、社会事業家が自分の仕事に專念出来る様にするのである。

（二）社会事業団体は受益者となり、資金の配分を受けるものであるが、募金運動に積極的に協調協

力し、全体の募金運動のためには大局的見地に立ち目前の小利に拘泥しない様にしなければならない。

（三）重複せる寄附勧誘の不愉快からのがれ、また募金者の無駄な労力を省くために、募金運動期間中一度寄附したものは、再び勧誘されないように「免疫法」が講じられなければならない。即ち寄附を終つたものには一定の標識を與えることが必要であるが、この免疫の標示は、この運動の大衆性に鑑みて、寄附額の多寡による区別をせず、一律のものでなければならない。

（四）寄附が自発的であるがために常に教育、啓発、宣伝等を通じ共同社会の構成員としての相互扶助の精神を昂揚し社会事業に対する正しい理解を持たせ、共同社会の必要とする社会事業施設の資金はその社会の構成員がその能力に応じて醵出する義務を有することを理解させなければならない。

（五）この運動は募金目標額の決定についても、募金の配分についても、これを公表しなければならない。そのため各受益団体の予算制度の確立は必要となつてくる。このため会計帳簿を公開したり、必要な報告を求められたり、事業の経理状況に関する報告を求められたりすることとなる。

三、共同募金は何故必要か

終戦後の我が国の情勢は、戦災者、引揚者、遺家族、在外留守家族、傷病者其の他、生活の保護を要する者を激増せしめ、生活保護法の適用を受ける者だけでも、五月末現在二百七十六万余人にのぼり、戦災孤児や浮浪児、不良青少年等児童福祉法の対策となる者また数十万人を算し、その他復員者や失業者に対する授職、職業補導、はては闇の女の更生対策等々、社会事業の対象として早急に救済援助しなければならない者は、実に各種各様で広汎に亘り、その数もまた実に夥しい数にのぼつているのである。

国は全力を挙げて、これ等の救済援助に努力はしているのではあるが、公営の社会事業には自ら限度があり、又長い間の伝統で公営の社会事業では到底期待出来ない独特の良さもあつて、私設社会事業団体に対する期待は益々増大して来たのである。その急速なる増加充実こそは、刻下瞬時もゆるがせに出来ない緊要なる問題なのである。

然るに戦前全国に六千七百余あつた私設社会事業施設は、戦後三千五百に激減し、しかもその大半が戦災により致命的損害を受け、加うるに昨今の対象者の極度の貧困は施設自体の負担を来しつつあるのである。これが反面インフレによる物価の驚くべき騰貴物資の入手難、人件費の増嵩等により私設社会事業施設は概ね深刻な経営難に陥り、増加充実は愚か、その復旧さえも不可能な実情にあるのである。剰え、社会事業法に基く国庫補助を受けることも困難な状態となり、現状のまま放置せば重大なる事態に立至るやも計り難い窮状に立至つたのである。

今や日本は民主主義国家となり、政治は国民の手に帰したのである。共同社会の維持発展は、その構成員たる国民が当然に負わねばならない責任なのである。従つてその共同社会の落伍者に対する援助救済もまた、我々の当然の責務であり、この任務を我々に代つて実際に担当し実施している社会事業施設に対する物質的または精神的援助こそ、共同社会構成員たる我々の当然果すべき義務であり、責任なのである。

このことを歴史について観ても、一家のことは家族相互の愛情で、部落のことは、その部落民の隣保相扶の観念で、或はもつと大きく全共同社会のことは、その構成員相互の隣人愛で、その手によつて助けられ救われて来たのである。

しかし、部落なり町なりの共同社会における隣保相扶には限度が生じて来たので、そこでは出来ない世話を国民全部に代つて国家直接に或は公共団体を援助して、社会事業を行うことになつたのであるが、社会事業の理念よりいうも、その使命よりいうも、共同社会の構成員相互のことは、国家も、もとより行うが同時にその共同社会の構成員各自もまた、その自らの手で援け、救い合わなければならないのである。

よつて、この共同社会の理念、その構成員各自の相扶の観念を啓蒙し、高揚すると共に、共同社会に必要とする社会事業施設の資金は、共同社会構成員各自の醵出すべき義務たることを明確にし、その資金を確保してこれを各施設に適当配分して社会事業の維持発展に資し、以て生活困窮者その他各種の要保護者を救済援護し、民生の安定、ひいては共同社会の福祉を増進しなければならないのである。

実に共同募金運動こそは、社会事業経営のテクニックの面からいえば、最高度の発達した姿であり、今後社会事業が共同社会の総ゆる階層の人々の協力支持を確保する立場からいえば、好むと好まざるとに拘らず、必然的に到達すべき姿といわねばならない。

四、その組織と実施方法例

外国の実情によると、その成立当初の事情により、誠に多種多様であるが、一般的にこれを論ずるならば、共同募金委員会を組織する会員を分つて二とする。一は受益会員であり、二に奉仕会員である。受益会員は、共同募金委員会の理事会の承認を経て加盟せる社会事業団体で、各団体は一名或は二名の代表者を委員会に送つて各種事業に参加すると共に、最後に募集金額の配当を受ける。奉仕会員は物質的援助をなす寄附者と、精神的、肉体的奉仕をする奉仕者とに分つことができる。これ等の会員が選挙その他適当な方法で実行委員を選び、実行委員会を組織せしめる。実行委員会は二十人乃至四十人から成り、最高議決機関として意思決定をなすのであるが、事実上は、直接裁決することは困難なので、委員会の互選又は委員長の指名により、小委員会を組織せしめ、或る範囲の権能を賦與し事務を分掌せしめる。これを図示すれば次の通りである。

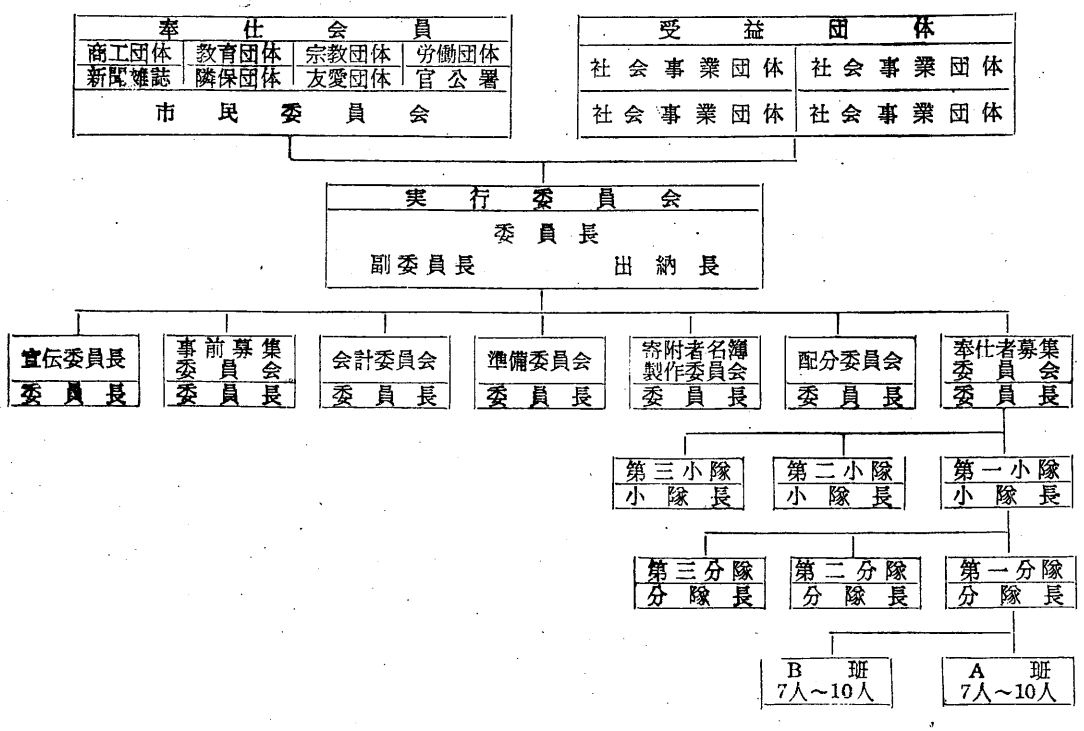

拠して我が国に於てコミュニティー、チェスト運動を実施するとすれば、その特殊事情から中央に各界の代表者を以て構成する中央共同募金委員会を、各都道府県（又は特定市）に、中央委員会の委員が夫々所属している所属団体の地方系統団体や地方有力者及び地方庁代表者を以て構成する地方募金委員会を設置して、

中央共同募金委員会は

1　本運動一般についての企画及び立案

2　共同寄附の気運醸成

3　地方委員会の指導援助

4　慈善興業、競馬、富籤、慈善切手、大口寄附に対する免税等に関し関係方面と連絡折衝に当り、

地方共同委員会は

1　共同寄附の気運醸成（宣伝、啓発）

2　参加団体やその共同募金額の決定

3　寄附募集の実施　例えば

イ、慈善寄附募集

ロ、戸別募集

ハ、街頭募集

ニ、職場団体等よりの募集を行うの外

4　富籤、競馬、慈善興行等の実施

5　募集資金の管理及配分

等に当ることが適当であつて、これが実施のため左の如き小委員会を置いて、その事務を分掌せしめるべきであろう。

1　庶務委員会は

共同募金委員会の設立準備、宣伝、啓発、参加（受益）団体の範囲及募金目標額の決定、会計事務及委員会の計画の検討、各委員会の連絡調整、その他、他の小委員会に属しない事項を

2　一般募集委員会は

見込寄附者名簿の作成、募金従事者の募集、募金隊の編成並に運営、青年団員、学生生徒の街頭募金等に関する事項を

3　事前募金委員会は

巨額寄附見込者と交際している人若くはそういう人に便宜を有する人を以て構成し、期間前の寄附勧誘に関する事項を

イ、少くも募集目標額の三割乃至五割をこの方面より確保すること

ロ、指定寄附を認め、配分の際操作すること

4　特殊募集委員会は

慈善興行、富籤、競馬等特殊の方法による資金募集に関する事項を

5　配分委員会は

公正なる第三者をも加え、施設に対する配分金の決定に関する事項を掌るのである。事務所は中央共同募金委員会は、日本社会事業協会に地方は各都道府県（又は特定市）の社会事業協会内に置き、同協会の職員や関係官庁職員及び委員会が委嘱した専任職員（有給者を含む）をその事務に当らしめるのが適当であろう。

実施の時期及期間は、適当に統制又は調整して行うこととし、各都道府県（又は特定市）の特殊事情により多少変更することもあろう。但し街頭募金等特定のものは全国一斉に行う必要があるであろう、右実施に当り、中央地方に於ける宣伝は、募金運動成否の岐路であり山であるに想を致し、一般の社会事業に対する認識を高め、所謂募金気運の醸成に努めるために、中央ではパンフレット、ポスターの頒布、新聞、雑誌の登載、ラヂオの放送、各方面に対する連絡其他各種の方法によりこれが啓発指導に当るべきであろう。

五、我が国の共同募金運動実施に至る経緯

いままでのわが国の民間事業は特志家の寄附がそのもとになり、皇室の御下賜金、政府の補助金によつて助成され、また助成団体の交付金等があつてこれによつて維持経営されて来たが、殊に昭和十三年社会事業法の実施後は同法第十一條による補助金年額約百万円を国庫より支出し、施設の経営の一部を補助して来たのである。然るに昭和二十一年二月二十七日連合軍総司令部から私設社会事業団体に対する政府の財政的援助に関する覚書が発せられ、国または公共団体は私設社会事業団体に対しては原則的に財政的援助をしてはならないこととなり、また新憲法第八十九條もこれと同様な趣旨を規定したのである。

戦災、インフレの下で私設社会事業はその使命を果すのに多大の困難を感ずるに至つたので、政府は予て連合軍総司令部からの示唆および昭和二十二年四月来訪したフラナガン神父の勧奨等に基いて、アメリカの「コミュニティ・チェスト」運動の例にならつて日本でもこれを行うことになつた。

ここにおいて日本の特殊事情に適した共同募金運動を展開することとなり、国民たすけあい運動の一環として、昭和二十二年十一月二十五日より一ヶ月間これを全国的に実施するため、昭和二十二年八月六日に東京において「社会事業共同募金中央委員会」が結成せられ、また各府県にはそれぞれその府県の「社会事業共同募金委員会」が設立され、更に郡部および市町村にはそれぞれの支部または分会が置かれて、官民諸団体の代表が委員として参加し、強力にこの運動を推進することとなつた。

この運動は最初の試でもあり計画より実施に至る期間も短かかつたので、諸種の困難を伴つたが、官民関係諸団体の強力な支持と、言論報道機関の絶大な協力および教育関係者、学徒、青年団、民主委員、婦人団体、宗教団体その他の熱心な奉仕協力によつて、最初の試みにも拘らず、立派な成果を収めることができた。其の後毎年本運動の成績は上昇的に予期以上の成果を収めて来ている。

六、我が国の共同募金運動の特質

初回の共同募金運動は国民一致のたすけあい精神により、予期以上の成果を収め得たのであるが、この運動が成功をもたらす上に重要な素因となつた次の三点を常に考慮に入れなければならず、今後のこの運動の改善合理化のためにも、この特殊事情を忘れてはならない。

（一）　敗戦に伴つて一方には要援護者が激増し、他方社会事業施設は大半戦災とインフレにより財政的基礎を失い、社会事業関係者相互の間に局面打開についての協力機運が動いていたため、この運動開始について時宜を得ていた。

（二）　敗戦後二ヶ年間我が国民は茫然自失し、国民再起への精神的よりどころを失つていたが、昭和二十二年「国民たすけあい運動」が起ると共に、この運動の物的裏付けを担当するものとして共同募金運動が提唱せられ、この運動が国民たすけあい運動の一環として、山村僻地に至るまで全国一斉に展開され、国民から精神的な協力と支持を得た。アメリカの共同募金運動が都市毎に部分的に発展して行つた経緯と比較して我が国の国民たすけあい共同募金運動の大きな特質の一つを見出せるのである。

（三）　この運動は元来民間運動であるべきであるが、その実施の当初において、本運動が総司令部と政府側の示唆に基き計画されて、その指導援助により推進され、地方においても都道府県当局および軍政部の指導協力は絶大なるものがあつた。

七、今後における我が国の共同募金運動

我が国の共同募金運動も実施の回数を重ねるに従い、その経験を基礎に、我が国の社会事業の実状や、我が国共同募金運動の特質を考慮しつつ、これを合理化し、改善し、我が国情に最も適した制度としてゆかなければならない。

昭和二十三年度から使用されることとなつた全目的に統一された募金箱や、募金奉仕者のバッジ等については大衆への信頼感、啓発上の効果が大いに期待されている。寄附済標示の赤い羽は十字軍やロビンフッド、アメリカインデイアンメ等が義侠心、私

儀、寛容の美徳を表するものとして用いたという歴史的故事をもつものであるが、我が国でこれが採られたもう一つの大きな原因は、経費と資材とを考慮しての結果であることを併せて考える必要がある。

共同募金運動の目的とする所は社会事業の維持発展にある以上、社会事業に対する国民の理解、認識がこの運動の消長を支配することはいうまでもない。国民は各々共同社会の一員として相互扶助の義務を有するという観念から、社会事業に対して深い関心と理解を持たなければならない。「国民たすけあい」運動がこの相互扶助の精神を基調として展開されていることはいうまでもない。共同募金運動はこの「国民たすけあい」精神の一つの実践運動である。我々はこの運動を更に進展せしめ、国民の全員が参加する所の真に民主的なものとして、祖国再建への一大国民運動たらしめなければならない。

八、米国に於ける共同募金運動の歴史

社会事業が最近に至つて非常な勢で進歩発展を遂げたことは衆知の通りであるが、米国に於ては、その事業の範囲から云つても、テクニックから云つても一頭地を抜いているかの観がある。

一九世紀中葉までは、救貧、生活改善が夫々個々の救済団体によつて行われたが、一八七七年英京ロンドンに組織的慈善協会（C・O・S）が組織されてから間もなく、この思想が米国に流れ込み、八十年代以後には既に各主要都市に、この種の機関が組織され、実際救済を要する者には充分の援助を與えると共に、惰民助長の病弊を防止するために、各団体は情報を交換し、協力して救助の重複を避けつつ無駄のない実績を挙げ得るようになつた。

斯様にC・O・S運動は被救助者本位のもので、事業団体の経済方面には何等関係を有たなかつたが団体間の連絡機関として最初のものであるので重要な意義がある。

次に起つたのが社会事業家協会並に連盟会の運動である。これはもと〳〵事業団体の協力事業、運用法の標準化、重複の廃止等を目的として組織されたものであるが、恰も一九〇七年の経済界の大恐慌で、各慈善団体は皆経営難に陥り、為に自救対策として各団体の団結が促進され、これが共同募金運動を生み出す根源をなしたのである。

共同募金の最初のものは、コロラド州デンヴァ市で、一八八一年に四人の宗教家によつて始められたのである。即ち新教二人、旧教及び猶太教一人の牧師によつて慈善協会が組織され、二十三の私設社会事業団体のために二万弗を募り、その経費の一部を補助した。其のほか同市のC・O・Sで行われる事業等もあつたが、成績は共に余り芳ばしくなく、大して発展も見られなかつた。

一八九五年ボストン市の猶太人慈善事業連合会が、募金を目的として組織されてから、翌年シンシナテイ市がこれに做つたのを始とし、漸次各方面の猶太人間に同種のものが組織されるに至つた。デンヴァ市では一九〇八年に、シカゴ市では一九〇〇年に組織されたが殊に後者では大成功を修め、一九二八年には約五百万弗を収納できた。カトリックも之に倣い、シカゴ市では一九二七年に、紐育では一九二〇年に連合会を組織し、紐育の如きは一七五団体のために毎年百万弗づつを得た。之と殆ど同時に新教派内にも各宰派毎の連合会が組織された。

今まで述べたものは、事業団体それ自身の側から起つた運動であり、時日は相当旧いものである。

所が共同募金の起源は事業団体側ではなく、却つて反対に常に寄附を迫られて、時には迷惑さえ感じて居る寄附者から、然も慈善事業の最も後れている英国のリバアプール市であることは一寸面白い。一八七三年有力なる寄附者が相計つて、寄附金募集毎の重複、強制的勧誘其他の不愉快を逃れるために、自ら寄附金の積立をして、これを以て慈善団体に援助することを申合せた。これがリバアプール・プランである。

一九〇〇年クリヴランド市商業会議所は、所謂寄附者側を代表するものとして証認部（エンドースメント・ビュー）を設置し、各事業団体を調査した結果、次の如き結論に達し各団体も之に応ずることとなつた。

一、貧困者救済を慈善事業団体（社会事業の語はまだなかつた）に一任する。

二、証認した団体の経費は保証する。

三、事業団体は会計帳簿の公開をする。

四、各団体は協力し重複を避けること。

五、集金法は証認部の承認を得た方法によること。

六、新規開設は専門家の調査に附すること。

七、新規事業は重複せず且つ必要なものたること。

八、救済団体は交換所（エッキスチエンヂ）を利用すること。

九、事業運用には充分能力発揮を期すこと。

これがため、クリヴランド市に於ては、証認部の承諾なくしては募金することは殆ど不可能になつたのである。

茲で社会事業に知識経験の無い門外漢が其の財源を絶対に握つていることに対し非難が集中されたがノルトジ氏は「事業の標準を高め、労力の重複を避け、且つ協力の精神を涵養する上に圧迫を加えたが、事業を妨害するようなことはしなかつた。」と、けだし至言である。

一九二〇年サンフランシスコ並にシヤートルも之に倣い慈善事業協会を設置したのを始めとし、漸次他の都市も之と類似のものをつくつた。これが一九二三年に慈善連盟なる名称の下に、共同募金制度に進展して行つたのである之に反しシンシナテイ市に於ては一九一五年事業団体自らが協会を組織し、夫れ自身が合同して募金運動を起したのであるが、成績良好で、参加団体二十一団体で十五万二千弗を獲得し、一九二五年には百八十万七千弗に、一九二七年には二百五万弗に達したので之に做つた処も二十数ヶ所あつた。

免も角共同募金運動によつて、事業団体連合運動の意義が漸く社会に認められ、又一方では全国的大事業団体間の協力を見るに至つたのみならず、新に一つの寄附の標準が見出された訳である。

この意気に乗じて戦後は、共同募金はすばらしい発展を遂げ、今や全米殆ど大部分と云つても良い程普及した一つの社会的な運動になつたのである。その発展の状況は左の通りである。

年度	共同募金制を実施せる県市の数	募金額
一九二二	八〇	三三、六五六、〇〇〇弗
一九二三	一三二	三九、〇〇〇、〇〇〇
一九二四	一八〇	四八、八五〇、〇〇〇
一九二五	二四〇	五六、〇〇〇、〇〇〇
一九二六	二六五	六三、六七〇、〇〇〇
一九二七	三〇八	六六、四三二、〇〇〇
一九二八	三一四	六八、六六四、〇〇〇
一九二九	三三一	七三、三七四、〇〇〇
一九三〇	三五三	七五、九七二、〇〇〇
一九三一	三八六	八四、七九六、〇〇〇
一九三二	三九七	一〇二、三七四、〇〇〇
一九三三	四〇一	七七、七三二、〇〇〇
一九三四	三九九	七七、〇〇九、〇〇〇

年度	共同募金制を実施せる県市の数	募金額
一九三五	四〇六	六九、七〇一、〇〇〇弗
一九三六	四二九	七七、三六八、〇〇〇
一九三七	四五二	八一、四〇八、〇〇〇
一九三八	四七五	八三、八八八、〇〇〇
一九三九	五一三	八二、七二一、〇〇〇
一九四〇	五六一	八六、二九七、〇〇〇
一九四一	五九八	九〇、五七九、〇〇〇
一九四二	六三二	一〇四、五六一、〇〇〇
一九四三	六四九	一二三、三四四、〇〇〇
一九四四	七〇三	一二〇、四二五、〇〇〇
一九四五	七三二	三二、三七七、〇〇〇
一九四六	七九八	一七九、〇四九、〇〇〇

附　参考資料

共同募金委員会と社会福祉協議会との連合会の規約案

註＝本文は一九四六年二月、ニューヨーク市十七区四十四番街一五五番地 Community Chest and Councils に於て発表された例示を飜訳したものであり、共同募金委員会と地域社会福祉協議会との関係を取りあつかつたものである。（日社資料）

共同募金と社会福祉協議会との連合会の規約案

(Sample For Combined Community Chest and Council)

定　款

第一章　名称

第一條　本連盟は○○○地域社会福祉連盟と称す。

第二章　目的

第一條　本連盟は左の事項を行うことを以て目的とする。

㈠　地域の住民並に保健、レクリエーション及福祉関係の諸施設と行政関係部門の相互の連絡と共同社会計画を促進し社会福祉の増進を図ること。

㈡　個別的に或は集団的にすべての施設の財政と効率との水準を高めること即ち努力に関する無駄や重複を防止すること。

㈢　既存施設又は公の機関が新規事業を計画する場合並に新しい施設又は機構が新設される場合に勧告をあたえること。

㈣　社会福祉に関する公私施設の適切な発展を図り支持を促進すること。

㈤　共同募金を創設し之を持続的に行うこと而してこの募金は寄附者の自発的意志による寄附金、義捐金、遺贈金其の他の浄財が共同的に集められ、この資金、保健衞生、社会福祉事業を維持するために内規に依つて定期的に分配されるのである。

第三章　会員

第一條　本連盟の会員をわかちて左の三種とする。

一、個人会員(individual)

二、団体会員(organization)

三、名誉会員(honorary)

第二條　個人会員

㈠　本連盟の事業目的に賛同し自ら社会福祉事業に奉仕せんとする者にして理事会の承認を得たもの。

㈡　本連盟の募金運動に賛成しこれに寄附を行いたるもの。

第三條　団体会員

本連盟の目的に賛同する団体又は公の機関にして理事会の承認を得たるものは団体会員とする。

団体会員には財政的援助を受けるものと之を受けざるものとがある。

団体会員たる団体はその代表者として二名の役員を本連盟に登録する。

この内一名は本連盟の執行部委員(Executive Staff member)に他の一名は管理部委員（Governing Board)又は企画部委員(Plicy-making)となる。

第四條　名誉会員

理事会は毎年其の地域に於ける最も顕著にして献身的仕会奉仕をなしたものに付いて一名ないし若干名を選び、これを本連盟の名誉会員に推薦することが出来る。

名誉会員の推薦手続は第七章第三條の規定により行われる。

第四章　理事会(Board of Director)

第一條　㈠　本連盟の事業の管理運営は理事会によつて行われる。

理事の定員は二十一名とする。

理事の任期は三ヶ年として毎年其の三分の一たる七名づゝ改選する。

二期以上続けて理事となることは出来ない。

㈡　社会事業計画委員会、募金及び予算委員会並に官公庁指導委員会の各議長は選挙によらないでも理事となる。

第二條　理事中欠員を生じたる場合は之を補充する事が出来るがこの者の任期は前任者の任期の間とする。

第三條　理事会の任務は左の通りである。

㈠　連盟の運営に関する一切の事務処理

㈡　本定款に適応し且つ本連盟の目的実現に必要なる事務規定の決定

㈢　本連盟の事業に必要なる各委員会の委員の任命

㈣　募金運動部及び社会事業計画部並にすべての常設及特別部会の運営を監督すること。

㈤　連盟事務局職員の任免

㈥　会員総会に提出すべき事業報告及び会計報告等の作成

第五章　役員(Officers)

第一條　本連盟に左の役員を置く

会　長　一名(Preciden)

副会長　二名(Vice-Preciden)

出納役　一名(treasurer)

この役員は年次総会に於て理事が改選された直後理事会の互選により決定する。

理事会は連盟の事務を処理するために有給の常務理事(executive director)を任命する。

第二條　すべての役員の任期は任期満了後後任者が選挙され、その資格が決定されるまでとする。

第三條　役員の任務は左の如し。

1　会　長

理事会、実行委員会(executive committee)及び会員総会(membership)主宰となり又本連盟に必要なる委員会の委員の任命並に必要と認めるとき及理事五名以上より議題を明示して要求されたときの特別会の招集を行う。

2　副会長

第一、第二の順序により会長事故ある際は会長の職務を代行する。

3　出納役

理事会の決定により連盟の財政を管理する。

4　常務理事

理事会の決定に基き連盟の事務及び運営をなし記録を整備し職員の任命監督、其の他理事会の定める所の職務を行う。

第六章　部(Section)

第一條　本連盟に左の部をおく。

共同募金運動部（Campain Section)

社会事業計画部(Social Planning section)

第二條　共同募金運動部

(1)　共同募金運動部は理事会に於て指令する委員長及六名を以て委員会を構成する。委員長は年次募金運動の議長をつとめ任意に募金運動に必要なる委員を追加することが出来る。

(2)　この委員会は委員長の指導の下にその年度の共同募金運動を準備し且つ実施する。共同募金の呼びかける募金目標額は理事会に於て決定され純手取金は共同募金基会を構成することとなる。

第三條　社会事業計画部の事業は社会事業計画委員会の指導の下に行われ、委員会は左の委員により構成される。

1　理事会の指命により会長より任命された委員長他五名の委員

2　予算委員会の委員長

3　保健関係の団体会員中より選ばれたるもの三名

4　生活保護及び児童福祉関係団体会員中より選ばれたるもの三名

5　レクリエーション及び校外教育関係団体会員の代表三名

6　第八章の規定により設置された各委員会の委員長

社会保健及び社会福祉計画委員会は常に社会の要請及び社会資源をたえまなく研究調査し、之に即応すべき施策の実施計画を立てるとともに、地域社会福祉の増進のための輿論の育成につとめること、又研究を行い理事会及各委員会及立法其の他の政府機関並に社会に広く勧告を行うこと。

この委員会は特別委員会を任命し又常設の部や共通の関心を持つている市民や施設の代表者の会合

を持つことが出来る。

第七章　常設委員会（Standing Committees）

第一條　常務理事会（Executive Committee）

1　本連盟の役員、共同募金運動委員会、社会事業計画委員会及び予算委員会及び予算委員会の委員長を以て組織する。

2　常務理事会は随時開催し事務を処理する事が出来るが、次の理事会に報告し承認を得なければならない。

第二條　予算委員会（Budget Committee）

1　予算委員会は左の者を以て組織する。

(1)　社会事業計画委員会より選ばれたるもの九名

(2)　理事会の承認を得会長指名のもの六名（内一名を委員長とする）

(3)　共同募金委員会の委員長（職務上委員となる）

2　この委員会は左記の事項を主宰する。

(1)　募金の配分を受ける団体会員の提出せる予算承認、増額及査定

(2)　受配団体会員の予算承認に伴う募金配分の支拂及之に伴う処置

予算委員会の措置は理事会の最終的承認を必要とする。

(3)　予算委員会は社会事業計画部と協議会を開き各施設の事業計画を検討し予算決定の参考とすること。

第三條　指名委員会（Nominating Committee）

1　指名委員会は左記五名を以て組織され年次総会開催にあたり少くも二ヶ月前に理事会の承認により委員長を会長が任命し。

募金委員会より一名

社会事業計画委員会から二名が任名される。

2　指名委員会は毎年欠員となる理事の補充の為め年次総会に於て会員中より選挙人七名を指名する。指名委員会は年次総会に於て功労者を名誉会員（honorary）に指名する。

指名委員会は総会に於て公共団体へおくるべき役員を選定して理事会へ通告する。

3　指名委員会が理事を指名するに当り、本連盟の理事は常にその地区に於ける重要な住民及び実業並に文化界の代表者であり、同時にその人々が其の地域の福祉に関する要求と福祉の資源に関する理解と見識とをもつている人たることに最大の注意と努力を拂わなければならない。

第八章　部（Departments）

第一條　理事会は時々刻々の変化のある社会福祉の動向を把握すると共にコミュニティーオーガニゼーションの実情を処理するため左の如き部を設けることが出来る。

調査部（Department of research）

広報部（Department of public Reletion）

社会奉仕交換部（Department of Social Service exchange）

ブオランテーヤ奉仕部（Department of Volunteer Service Bureau）

会長は夫々の部の運営委員会（Steering Committee）の委員を理事会の承認を経て指名する。

第九章　会員総会（Meeting）

第一條　会員総会は毎年五月の理事会の指定する日時場所で開催し理事の選任、報告の受理其の他提案事項の処理をする。

総会は更に理事会に於て必要と認めたる時年間三回定時に開く、又理事会の意見及び十五名以上が議題を示し総会の開催を要求したときは臨時総会を開かねばならない。

第二條　理事会は毎年五月の会員総会後成るべく早く会合して役員を選任し其の組織を完成しなければならぬ。更に理事会は特に理事会が七月八月を休会すると決定した場合を除くの外月例に開かれる。

第十章　定款の改正

第一條　この定款改正は左の手続による。

1　改正案は理事会の審議を得て総会に附議する。

2　二十四人以上の団体会員の代表者又は単独会員の署名により理事会へ提案された場合は理事会の審議を経ずとも総会に附せられる。

3　改正に関する議案審議にあつては左の三項目を三十日以前に新聞又はその他の方法により広告せねばならない。

(イ)　総会開催の場所

(ロ)　総会開催の日時

(ハ)　改正案並にその議案に対する説明

4　出席会員の三分の二以上の賛成を得ること。

細則

第一章　会員

第一條　入会を希望する団体又は官庁の部局は左記事項を記入した入会申込書を理事会に提出せねばならない。

1　本連盟の定款を遵守し、他の施設と協力し連盟の目的達成に努力すること。

2　団体の趣旨目的及び事業についての書類。

3　加盟承認の上代表として登録すべきもの二名の氏名及び略歴。

第二條　共同募金の配分を希望する団体及び施設にして入会せんとするときは第一章第一條の書類の他理事会で定めた書式によりその団体の役員及び理事の名簿、事業計画、予算決算を詳しく提出せねばならない。

第三條　入会申込書が受付けられた時には社会事業計画委員会に於て調査の上委員会の副申をつけ理事会で審議の上入会の可否を決定する。

共同募金の配分を希望する者は次の募金運動開始前三ヶ月に加盟を承認せられなければならない。

第四條　共同募金受益団体は左記のことを守らねばならない。

1　理事会の許可なくして自己の団体の経常経費補助のためにその地域内での慈善興業募金、寄附募集等を行わないこと。

2　自己の団体の予算は予算委員会及び理事会に報告し、その承認を得ること。

3　団体はその事業運営のため年間少くとも四回以上、その会の理事会又は運営委員会を開かねばならない。

4　事業の重複を避け能率を向上させる目的を以て地域内の同種社会事業施設と協力し、効果のある運営と事業の能率と経済を推進すること。

5　事業の計画変更並に拡張については事前に連盟理事会の承認を得ること。

6　完全にして正規の会計帳簿を整備し本連盟の代表者の監査を受けること。

7　連盟の定める方式により年度末会計報告書、並に決算報告を提出すること。

8　連盟理事会が決定した凡ての規約に従うこと。

第五條　前項の義務は募金運動開始三ヶ月前までに反対の声明書を出さない限り年度末まで継続的にこれを遵守する義務を有する。

第二章　選挙及び投票

第一條　登録された団体会員の代表及び単独会員は凡ゆる選挙にあたり一票を投ずる権利を有す。

第二條　総会時に於て理事会より提出の指名委員会の提案につき、各委員は議席より意見を述べることが出来る。

第四章　社会事業計画委員会

第一條　社会事業計画の委員中定款第六章第三條3、4、5項の委員は次の如く選出されなければならない。

1　連盟内に業種別の組織がある場合はその組織の総会に於てそれぞれを代表する三名を選ばねばならないが、その内一名は社会福祉事業を職業としない者を含まねばならない。

2　連盟内に業種別の組織をもたな

い場合には、関係団体或は施設の会員を招集し三名を選出するが、その一名は社会福祉事業を本業としない一般市民を入れなければならない。

第五章　寄附の指定

第一條　共同募金運動中、寄附者は、寄附すべき団体或は施設を指定して寄附することが出来る。

理事会は特に指定された団体或は施設が総額に於いて予算委員会の決定を超過している場合は、その金額を調整することができる。

第六章　会計年度

第一條　この連盟の会計年度は暦年に従う。

第七章　会議の定足数

第一條　総会に於ては左記の出席数を得なければ会議を開くことは出来ない。

1　団体会員はその五分の一毎に一人出席者

2　受配団体はその三分の一毎に一人の出席者

3　單独会員十五名以上

第二條　理事会は九名を定足数とする。

第三條　各部、常設及特別委員会は過半数の出席を必要とする。

第八章　改正

第一條　理事会の出席者の三分の二以上の賛成がなければ、この細則は改正することが出来ない。

地域社会福祉連盟

The Community Welfare Tederation

会員の主体　Membership Body

1 單独会員（共同募金への献金者及び自発的に奉仕する人、並に委員会委員）

2 団体会員（経済的の援助を受けるもの、受けないもの、公立私立の事業をするもの、しないもの、目的に関心をもつすべての団体、各より二人の代表

3 名誉会員（功績顯著と認められ選ばれた人）

少くとも年4回総会を開く

理事を選挙する

理事会　Board of directors

定員21名、三年の任期で毎年7名交替でえらばれる募金運動及び社会事業計画委員会より指名される

毎月会合を開く

共同募金運動部
Campaign Section

募金委員会
Compaingr Committee
募金運動組織をつくり毎年共同募金を展開する

予算委員会
Budgd Committee
社会事業計画委員会よりえらばれた9人の会員、会長から指名された議長及び他の5人の指名されたもの
共同募金運動委員会の議長（職責上）

社会事業計画部
Social Plamming Section

社会事業計画委員会
Social Plamming Committee
議長他5人の会員（理事より指名）
募金委員会の委員長（職責上）
部委員会の委員長（職責上）
保健部代表3名、生活保護児童福祉代表3名、レクリエーション部代表3名
部委員を創設す

部
Departments

弘報部
Public Relations Dept
運営委員会

調査部
Research Dept
運営委員会

社会奉仕交換部
Social Service Exchange Dept
運営委員会

特志奉仕部
Volunteer Service Bureau
運営委員会

調査報告書

電力問題に関する調査

右の件に関し調査を終えた、よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十五日

通商産業委員長　高橋　啓
参議院議長　佐藤尚武殿

多数意見者署名

下條　恭兵　平岡　市三
境野　清雄　駒井　藤平
阿竹齋次郎　深川榮左ェ門

廣瀬與兵衞　山内　卓郎
宿谷　榮一　鎌田　逸郎

電力問題に関する調査報告書

一、経過概要

本委員会は第六国会に引続き十二月五日首題の調査承認要求書を提出することを決定し、即日議長の承認を得た。委員会に於ては経済安定委員会との連合委員会一回、委員会一回及び国政研究会一回を開き本問題の調査に当つたが、本問題の重要性により二月十日に新に電力問題に関する特別委員会の設置を見たので本委員会に於ける調査は終結した。

二、調査事項

本調査期間中における最も重要な事項は電気料金問題であつた。昭和十四年に電力国家管理実施以降電気

料金は順次全国一率化の方向を辿り、近年に於ては大口電力のみに最大三〇パーセントの地域差を残し其他の料金は概ね全国均一料金となつていた。

然るに、十二月十三日より政府は電気料金制の全面的改正を実施した。今回の料金改正の値上率は平均三割二分と言われるが、従来の全国均一化の方向が放棄され、地域原価主義が採用されたことは既存産業への影響大なる点に於て甚しき論議の対象となつた。大口及び小口電力に対する地域差を例示すれば第一表の如くである。

第一表　電力料金の地域差

	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
大口電力	二五、	七七、	六六、	八七、	六六、	一〇四、	一二七、	一二九、	一三三、
小口電力	一〇三、	九三、	九〇、	九四、	八八、	一〇〇、	一〇八、	一〇四、	一二一、

之に次いで重要なことは電力割当及び超過料金制の根本的変更である。旧料金制度に於ては割当は使用の限度であつて、之を超過することは認めぬ方針であつたが、新料金制に於ては割当は標準料金にて使用しうる電力量となし、之を超過する使用量には禁止的措置は採らぬが、火力発電に相当すべき超過料金を徴することとなつた。

これは一見使用制限を撤廃した合理的料金と考えられるが、割当の如何によつては実質的に料金の大幅値上げを来し、電力を多量に使用する産業の経営に大きな影響を与えた。

この欠陥を更に拡大せしめた原因には

イ、電気事業の赤字拂拭の為に第四四半期火力用炭の標準料金折込量を年度当初計画の一六二万トンより九〇万トンに切り下げ、不足分は超過料金に折込みたること

ロ、電力割当方法が整備していないにも拘らず従来の追加割当制度を廃止した為に火力料金の負担が区区となり、未達電力が一部にある反面に於て高額の超過料金を負担する需要家が生じたこと

ハ、前項に述べた通り割当が原則として不変であるに拘らず異常豊水にて供給力に余裕を生じ、これがすべて火力相当の超過料金にて徴収されたこと

斯くの如き状況にて一昨年冬期の渇水期と異り、停電の混乱はなかつたが、料金支拂額が改正前の二倍、三倍に達するものが続出し、不況の産業界に新なる苦悩を加える結果となつた。調査期間中にはその実例を集めることは出来なかつたが、一例として最大電力五〇キロワット、月使用量一五、〇〇〇キロワット時につき早期支拂割引、力率其他の割引を考慮しない場合の割当別、地域別支拂料金を改正前に比較した計算値を示せば第二表の如くである。本表により

（イ）　割当率が一〇〇パーセントの欄は地区別の値上率及び純地域差を示し、北陸地区は改正前と大差ないが、最高の九州は七割の値上となること

（ロ）　第四四半期の割当率は大略八〇パーセントであるから、その欄を見れば各地区支拂料金は旧料金に比し約二倍乃至三倍となること

（ハ）　割当率が七〇パーセント以下となれば料金が四倍乃至五倍にも達しうること等が数字的に明らかである

其他家庭用従量電燈料金制における標準割当方法の不備、かんがい排水用電力料金における特別割引制の廃止、火力料金の定め方に於ける数値上の疑義等が検討されたが、本問題に関する特別委員会の発足と共に本委員会に於ける調査を打切つた。

第二表　新旧電力料金の比較例

	電力料金月額	比率	標準電力ノ割当率 100%	80%	60%	40%	20%
改正前（全国同一）	三、〇〇〇円	一・〇〇					
同上超過使用							
九州	三六、一〇〇	一・七二	二・〇	二・九	三・九	四・九	五・八
中国	三四、〇〇〇	一・六三	一・七	二・〇	二・三	二・六	二・八五
四国	三一、五〇〇	一・五〇	一・五	二・〇	二・三	二・六	三・一
北海道	三〇、一〇〇	一・四三	一・四	一・八	二・二	二・六	三・〇
西部	二八、九〇〇	一・三八	一・三五	一・九	二・三五	二・七	三・〇
北東	二四、五〇〇	一・一七	一・一七	一・七	二・三	二・九	三・五
関東	三三、〇五〇	一・一〇	一・一〇	一・七	二・二	二・八	三・四
北陸	三一、八五〇	一・〇四	一・〇四	一・六	二・二	二・八	三・三五
	二〇、三五〇	〇・九七	〇・九七	一・五	二・一	二・七	三・二

備考　契約五〇K・W、月一五、〇〇〇K・W・H使用延滞料金とし、力率、其他條項を考慮せず。

調査報告書

税制改革と産業振興対策に関する調査

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十五日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

境野　清雄　　下條　恭平
平岡　市三　　阿竹齋次郎
駒井　藤平　　駒井與兵衞
山内　卓郎　　宿谷　榮一
鎌田　逸郎

序

「税制改革と産業振興対策に関する調査」は、所謂シャウプ勧告案を骨格とする今回の画期的な税制改革が、産業特に商工業に及ぼす影響の極めて大なるに鑑みて、商工業の振興と育成を主眼とする当委員会としては、当該税制改革に関して、単なる徴税主体の立場からでなく、課税客体、換言すれば、産業界の立場から調査検討を行い以て企業経理と税体系の合理的調整を目的としたものである。

即ち、当該税制中、産業界の関心の的である固定資産の再評価に関する事項、地方税中附加価値税、固定資産税に関する事項を中心として、去る第六国会初頭議長より承認を得、直ちに、調査に着手したのであるが、会期その他の関係上、所定の結論に到達することが出来なかつたので、本第七国会に於て、改めて、同調査の承認を要求、その承認を経て、今日まで続行した結果、当初目的とせるところまでには達しないが、一応の結論を得たので左の如く報告する。

調査の経過

本会期中に於ける主なる調査の経過は次の通りである。

一、一月三十日　通商産業省通商企業局長より税制改革関係法案の成案進捗状況、同法案所管省庁の動向と通商産業省との交渉経過、並びにシャウプ勧告案をそのまま、或は、それに近い案を実施した際の産業界（特に鉱工業）に及ぼす影響について説明を聴取した。

二、二月三日　日本鉱業協会、日本鉄鋼連盟、日本電気協会、日本発送電株式会社等の主要各業界及び企業より証人を喚問し、当該税制改革に対する意見を聴取した外、大蔵省、地方自治庁、物価庁の各税制関係担当官より見解を聴取した。

三、第六国会より引続き主要産業界より固定資産の再評価に関する事項、附加価値税、固定資産税に関する事項及び税制改革と物価対策との関連等についての意見を書類形式によつて求めた。

解答のあつた業界は左の通り。

日本石炭協会、日本鉱業協会、日本電気協会、日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本繊維協議会、機械工業連盟、日本鉄道車輛工業会、日本ゴム工業会、セメント協会、紙パルプ連合、日本電気通信工業連合会、東京商工会議所、日本ガス協会、私鉄経営者協会、日本乗合自動車協会、日本トラック協会、日本自動車会議所

四、日本経済団体連合会その他の調査機関（民間）より当該税制改革に対する資料を蒐集した。

調査の結果

一、シャウプ勧告案に対する各主要産業界の意見

今回の税制改革は前にも指摘した如く、各産業界の関心は固定資産の再評価に関する事項、地方税中、附加価値税及び固定資産税等に集中されていることは明白であるので、その各項についての意見を左に掲げる。

（一）　固定資産の再評価と価格体系との関連について

(1)　公益事業及び統制産業側の意見

電気、ガス、輸送業の公益事業関係には公定料金（運賃）があり、金属鉱業、鉄鋼業等については、その主要製品に公定価格が設定されている関係上、これらの業界は、再評価による減価償却の増加額を公定価格或は公定料金（運賃）に織込むべきことを一律に主張している。しかし、その内でも電気事業は、去る十二月十三日より改訂せられた新料金に拘らず、税制改革がシャウプ勧告案通りに実施される場合には、再評価による減価償却の増加分は勿論、地方税の附加価値税、固定資産税等による増税額も料金に織込むべきである（改訂料金の更に約五割値上げと要望しているのに対し、私鉄、バス、貨物自動車等の運輸業は国鉄及び公営輸送事業が免租事業であり、その競争関係から画一的に運賃に織込み得ない実情にあるので、その点を適宜に勘案したレート・メイキング制の基本的な確立が先決條件であるとしている。

(2)　非統制産業側の意見

公益事業乃至統制産業の反面、石炭、鉄道車輛、紙パルプ関係を一例とする非統制産業からは、企業の自由競争の建前上、統制価格を有し、有効需要の有無に拘らず、一定の価格を維持できる企業にのみ価格織込を認められては、非統制産業側は更に現下の経済情勢からみて、企業負担を増加するわけで、甚だしい不均衡を生ずるから公価の全面的撤廃により特定企業の特恵性を廃止し、各企業共、同等の地位に置くと同時に政府は経済界全体に活況を與うべき抜本的対策を樹立すべきであると主張している。

（二）　固定資産再評価の方法について

再評価の方法について業界の意向を総括的に要約すると次の三点となる。

(1)　企業の操業度収益力、資産の磨滅、低能率、陳腐化程度を参酌して再評価の時期、倍率等は各企業の任意に行わしめるか勧告の示す限度内の割引評価を認めること。

(2)　右の内陳腐化資産の解釈は国際競争を前提として広義なものとすること。

(3)　評価基準については産業人を多数参加せしめた資産再評価審議会で各企業の特種性に応じて割引基準を設けること。

なお主なる業界意見を略述すると左の通りである。

石　炭――シャウプ勧告案を最高限度とし、陳腐化資産の再評価につき業種別委員会で企業毎に有利な線で認定する。

鉄　鋼――再評価は任意且段階的に実施すべきものである。それと同時に再評価後の償却も亦法定償却額の範囲内で企業の自由に任すことを妥当とする。その際当期の償却額が法定償却額に達した場合に翌期に繰延べることを認めるべきである。

なお税法上の事業別有形資産の耐用年数は実情を無視した画一主義であるから実情に副うよう改めること。

電　気――一、再評価額算定の場合減価償却を定率法で一律に実施する場合は残存価格を再評価の一〇％としてこれを残存耐用年数に償却する方法を認めること。

二、建設期間が非常に長期に亘る産業（例えば水力発電設備で戦前に建設に着手し一時中止したが最近工事を再開、既に完成したもの）についての再評価の際特別の措置を講ずること。

化　学――一、再評価を強制する水準を産業別に設定、各企業がその水準以上に再評価することを任意とし再評価の機会を二回以上與えること。

二、遊休施設、未稼動施設、賠償施設はその稼動に至るまで再評価範囲より除外するか、大幅に低目な再評価を認めること。

三、化学工業は資材の消耗が激げしいから耐用年数を大幅に切詰むべきであり、他の企業で資本的支出となすべきものが修繕費と看做す場合があるからこの限界は実情に副うようにする。

繊　維――再評価は一律強制とせず各業種の実情に応じ得るよう再評価委員会に大幅の権限を認めること。

機　械――再評価倍率について、まず遊休設備を除外してその他については操業度を考慮した評価替をなし、さらに陳腐化を国際的観点より解釈し企業の収益力、償却力に相応した倍率を認めるべきである。

鉄道車輛――企業別に相当大きな倍数の幅を持たせ各企業の採量の範囲を認める。倍数は所有固定資産の収得年次別指数を乗ず。

なお土地の再評価は最高限のみを定めその範囲内で企業の自由とする。また戦時中の特別償却を認められた会社については特別償却分を考慮する。

鉱　山――評価基準については分割評価を認め第一次はその企業の実際に適する最低限度五〇％程度とし、再評価申告書の提出は企業の見透しを付ける時期まで延期すること。（差し当り一ヶ年）

紙、パルプ――再評価は正常化された経済條件の下に於て始めてその合理的効果があるのであるが、もし強いて実行せんとする場合には

一、今回の再評価申告後一定期間（二ヶ年）内に限り再評価の増額修正申告を認めること。この際再評価額の減縮申告は之を認めざること。

二、前項の増額修正申告は勧告案に示された倍率基準を最高限とし之を超ゆることを得ざるものとする。

三、資産再評価審議会には各産業部門から代表を参加せしめることとし中央審議会の下に各産業部門別の全国審議会を設置する。

その　他――公益事業、電気通信機業界からはその業態の現状から再評価の対象から除外すべきであると要望し、ゴ

ム、セメント等は適当な割引評価をすべきであると提唱している。

(三) 再評価差額税及びその支拂方法について

右に対する業界の要望点は概ね次の通りである。

(1) 差額税の税法上の措置

勘告案には差額税を損金に算入することを禁止しているが資本保護の建前から法人税軽減方策上これを損金とみなすこと。

(2) 差額税の課税基準

再評価差額税の基準は単に再評価差額に対するものでなく欠損塡補額を控除した実際償却費に応じて行うこと。

(3) 再評価税率の引下げ

評価益に対する課税が架空利益に対する課税であるため企業の再評価を阻害し、且企業の過大評価の抑制は固定資産税の創設を以て十分であるから無税とすべきであるが国家財政の見地から万止むを得ざるときは極く軽微な課税とし（一業界からは特別資本金処理決定と同時にという希望もある）精々二―三%に止める。

(4) 納期の調整

各企業の負担能力を勘案し、一定條件の下に再評価差額税を一定期間の延納及び各年納税額の分納等適当な緩和方法を認める。

その方法については各企業について各様であるが、大体の意向は左の通りである。

(イ) 企業の毎年の実際償却額の六―一〇%ずつ納付する。

(ロ) 再評価による企業の減価償却費増額分の六%を予定税額に達する迄毎年納付する。

(ハ) 五ヶ年程度の分納とし、毎年の徴税額は法人減税額の範囲内に止め償却不足の繰越を認めるか或は再評価差額―特別資本金を資本金に振替える際の処分益で差額税額を補塡する。

(ニ) 生産高、牧益高に見合わせて五年乃至二十年の年賦償還とする。

(5) 非課税対象

左の資産については非課税その他特別の考慮を拂うべきである。

(イ) 土地その他遊休にして稼働の望みない資産についてはその譲渡のときまで課税を免除する。

(ロ) 鉱業権とそれに附随する鉱業設備

(ハ) 接収資産その他特定産業

(6) その他

(イ) 特別資本金の処理

再評価益による特別資本金は勘告案に於ては五ヶ年間据置となつて居り、これを株式に振り替えることは認めてはいないが、その同額を商法第二九七條の場合に於ける「資本の総額」の一部と見做し社債発行限度を拡張すること。

(ロ) 融資その他

再評価差額税納付については其の性質上会社経理に相当の負担をかけることになるので金融こう窮を来たさぬよう融資その他に万全の措置を講ずべきである。

(四) 所謂附加価値税について

附加価値税に関する各業界の概ね一致した意見は従来の事業税と異つて当該税概念が新税理論に基くものだけに課税適用の範囲が広く且つ課税客体が複雑なために、課税主体である地方自治体にせよ、税負担者である企業にとつても合理的な徴税或は納税が困難であり、課税の不公平と税負担の凸凹を生ぜしめるのではないかと危惧して居り反対の空気が強いが、万止むを得ず実施するときは課税客体の限定、徴税方法の簡易化、課税標準の変更を希望し、併せて各税に対すると同様税率の引下げ等が主なる要望点となつている。

要望点を項目別にみると左の通りである。

(1) 課税客体の限定（明確化）非課税対象

(イ) 勘告案による課税客体は收支差益、人件費のみならず、人件費に準ずるもの、社会保険会社負担分、銀行に対する支拂利子、地代家賃支拂額も含まれているという如きは支拂利子、地代家賃が同一税について二重課税となる点を考慮すべきである。また金融機関の受入利息及び手形割引料は金融機関の課税標準に算入されているから生産会社の支拂利息及び手形割引料は課税標準より除外すべしとの声もある。

(ロ) 石炭、金属鉱業等には鉱産税があつて、これは従来の事業税の対象から除外されていたのである。勘告案に於ても鉱産税を地方税として依然として存置されているので、これを附加価値税の対象とすることは二重課税となるので、これを除外し税率は現行一%を維持すべきである。

(ハ) 金融業、運輸、建設、サービス業等に於て附加価値算定に於て他の業種特に生産会社に於ける仕入品代に相当するものを控除する。

(ニ) ガス、電気、輸送業を一体とした公益事業からは当該事業の性質上純生産費中に占める原料費の割合は小であつて資本費と労働費がその主なる構成部分であるので附加価値の控除部門が少ないから他産業と同一の課税標準は不公平であるとしている。特に乗合自動車、トラック関係業界からは附加価値の八〇%が人件費でその大半は労務費であるという過去の経理実績からして人件費中労務費は控除することを要望している。

(ホ) その他現に有する固定資産の消耗（減価償却額）及び再評価額並びに貸倒金等を附加価値算定より控除する（再評価額控除の理由としては、新税法施行後新たに購入した設備に対する外部支拂額は收入より控除されることになつているので、既設の設備に対する再評価額も、新購入の設備費と同等のものと見做して收入より控除すべきであるとしているのである。）

(2) 税務計算の簡易化

課税標準としての附加価値算定は前述の通り複雑である。例えば他の企業から購入した物資及び用役を差し引くという間接計算を行うことになつているのであるがこれでは納税者、徴税者共不便であるので、企業の利益（利潤部門）と支拂人件費（給與部門）にのみ課税するという直接計算方式即ち損益計算書に於けると一致する計算方式によれば会計帳簿の外に税務帳簿を設ける労がはぶける。

なお、この方式によると同時に、人件費は所得税法による源泉徴收額に見合う金額とし利益は税務会計上の法人税対象金額とすべきであるとの意向もある。

(3) 税率の引下げ

税率の引下げについては全業界がもれなく要望している。

（註　勘告案は八%を超えぬ範囲、地方自治庁案では四%と予定している）各界が具体的に要望している点を挙げてみると

(イ) 東京商工会議所は普遍的な立場から業種により大幅の負担増を考慮し、税率に差等を設けるべしといつている。

(ロ) 紙、パルプ連合では利潤部門に対しては四%、給與部門に対しては二%の差等税率を提唱し、これが実行不可能な場合は給與部門の二分の一

の金額に対してのみ課税しその税率は四%とする。

(ハ) 機械、鉄鋼は二%程度。

(ニ) 化学工業では二十五年度は試験的に平均二%とし課税標準を正確に捕捉してから逆算的に定める。

(ホ) 鉱山、電気機械、ゴム、鉄道車輛は大企業中小企業を問わず人件費の占める割合が多いので人件費に対する税率を低くする。

以上の如くであるが多数の業界からは税率を引下げても例えば平均二%としても二十五年度の徴税目標である四百五十億に到達するとの見透しをつけている点注目すべきであろう。

(4) 納税方法その他

以上述べた外附加価値税に対する業界の要望は個々であつて共通したものではないが参考のために掲げると

(イ) 納税方法は申告納税とし新法人税と同様(年間計算)の取扱方とする。

(ロ) 赤字附加価値の繰越は赤字消滅まで認める。

(ハ) 申告納税の期日は事業年度終了後三ヶ月とする。

(ニ) 賦課期日は事業年度の終了の日とする。

(ホ) 附加価値の各都道府県への分割は出来るだけ簡単な基準―例えば資産、従業員の比例等によることとする。

(ヘ) 納期の調整については当該課税が損益の概念でなく、収支の概念で決められる。例えば非常に大きな利益を挙げても新規設備の拡張の途上にあるときは課税がなく却つて洗濯過程にあるときは課税されるという不合理があるから納税時機については考慮すべきである。

(ト) 所謂固定資産税について

固定資産税についての要望点は課税重複の回避と適用除外の拡大及び税率の引下げである。各業界は前述各税に対する要望と同じく細目に於ては多少の相異はあるが綜合的にみると凡そ次のようになる。

(2) 課税対象の適用除外

(イ) 工具、機具、備品、移動使用等の消耗度が高く数量多く価格の僅細なるものは実務上徒に煩雑を加えるのみで之に課税するには実益に乏しい。

(ロ) 遊休設備(未稼働設備を含む) 賠償指定設備の免税

(ハ) 無形固定資産(例えば鉱業権等)及びこれに附随する主要坑道、専用道路、貯水池、火薬庫等の設備の適用除外

(ニ) 公益事業関係の附属設備、例えば堰堤、鉄道線路、隧道、橋梁、送配電線、ガス供給管設備、等公共的性格を有する施設の税負担の軽減

(ホ) 発電用貯水池、水路工作物、発変電所等電力設備の用地、その他電力設備の保守保安上の常住を要する係員の舎宅、事務所及びその附属設備等の用地の適用除外

(ヘ) 流動資産的性質を有するもの(例えばパルプ原料の立木)の適用除外

(ト) 二重課税の回避

固定資産税を賦課する以上本税に関連する二重課税的な他の地方税は廃止すべきである。重複せられる地方税の一例として紙機税、電柱税、自転車税、軌道税、タンク税、機関車税、ミシン税、倉庫税、荷車税等が挙げられる外、不動産を主体とする倉庫会社、不動産会社には附加価値税との重複から特別の考慮を払う。

(3) 納期の調整その他

納期については土地家屋及びその他資産毎に別に定め所得納税期その他各国税、地方税の納期を適当に按配する。

なお納税方法は、申告納税とし新法人税と同様とするとの希望もある。

(4) 課税標準の算定

固定資産税の課税標準算定に当つては再評価差額税の課税標準算定の場合と同じく操業度、陳腐化、市場情況等を勘案することは勿論であるが、その他に課税標準として時価は適当でないので、全国一律に償却資産に対して行うには再評価後の帳簿価格とすべしとの声が多い。

(5) 税率の引下げ

勧告案による一・七五%の税率をそのまま適用するときは再評価倍率基準の高い固定設備を多く有する法人の納税額は現行の地租、家屋税、不動産税の合算額の数倍、多いところでは二十倍内外となり、法人として納付すべき各種税総額(国税、地方税を含む)の三〇%乃至五〇を占め、(再評価差額税を除く)、法人の税負担は本税のために現行税制下の負担よりも却つて重くなる事例さえ某業界から計数をもつて提出されている。

各業界は全てこの税率の引下げ(〇・五%程度)を要望している。

二、税制改革の産業界に及ぼす影響

今回の税制改革が産業界、就中鉱工業に如何なる影響を及ぼすか、換言すれば、企業個々当りの税負担額は何程になるかを主要鉱工業の各代表会社に於ける最近の事業年度の決算書を基礎として試算すると別表の如くなる(通商産業省通商企業局提出の資料による)。別表の算定基礎が前述の如く、シャウプ勧告案に近い方法によつて、算出したものであり、現在国会にて審議中の「固定資産の再評価法案」及び「地方税法案」では、固定資産の再評価は企業の任意にし、或は再評価差額税の延納を一定條件下に許可する等の点、或は固定資産税については、土地家屋の課税基準を昭和二十五年度賃貸価格の九百倍にする等、国税・地方税関係に相当大幅の緩和策が、実施せられるように謳われてあるので、右の計数が実際の数字となることはないと思われるが、試算対象が営業成績の良好なる企業を選んであるだけに、各業界の企業全般の税負担推定の一応基準となり、当らずといえども遠からざる額になるのではなかろうか。かかる観点から別表を一見して特に注目を惹くのは次の諸点である。

(一) 各企業は再評価による減価償却額の増大、再評価差額税の徴収、及び地方税の増額により企業個個の経理は殆んど赤字となつていること。

(二) 再評価差額税は一時的な税種であるということから除外したとしても、地方税の増額により法人税の軽減にも拘らず、精密機械(五〇%減)、電気通信機械(四〇%減)等二・三の業種を除いては紡績の如く同等の業種もあるが、殆んど全部の業種が現行税制よりその税負担額は増加している。特にアルミ工業の四八・三倍、電力事業の一〇・二倍、曹達工業の三・六倍、鉱業の三・六倍、鉄鋼業の二・九倍が目立つている。

(三) 税負担額の特に過重となる業種は巨大な固定設備を持つている企業に多く、従つて固定資産税が現行の地租家屋税に比し、圧倒的に増額されている。

別　表(その一)

シャウプ勧告に依る税金等の影響調査　　昭和25年1月28日作成
通商産業省、通商企業局調　　(単位千円)

業種	固定資産法価	再評価価格	再評価倍率	再評価税額A	減価償却額及び税金（各業種につき上欄は現行、下欄は改革案）減価償却額B	地租家屋税	取引高税	その他税	事業税	法人税	税金合計C	(B+C) G
					減価償却額D	固定資産税	附加価値税	その他税		法人税E	税金合計F	(D+F) H
												(A+H)
鉱山	5,575,941	23,865,000	4.3	274,366	109,057	7,500	7,900	80,488	0	24,843	120,731	229,788
					468,945	208,819	154,516	69,988	0	0	436,323	705,269
												1,179,604
石油	276,929	1,564,491	5.7	18,924	11,269	400	4,582	4,126	0	0	9,108	20,377
					112,510	13,689	9,276	2,976	0	0	25,941	138,451
												157,375
非鉄金属	45,968	1,838,720	40.0	23,224	1,750	4,414	0	0	3,978	7,736	16,128	17,878
					70,000	9,490	49,550	0	0	0	59,941	129,026
												152,244
アルミ	267,632	15,455,824	57.7	223,059	10,935	2,035	443	575	0	0	3,053	13,988
					582,567	137,863	9,500	0	0	0	147,363	729,930
												952,987
ガス	197,877	6,525,742	32.9	85,829	4,816	1,935	17,680	4,140	2,400	4,667	30,840	35,656
					195,273	57,070	22,935	0	0	0	80,005	239,278
												325,107
電力	6,322,784	208,165,167	32.9	3,027,635	154,116	17,697	129,364	52,421	0	0	197,482	353,598
					5,807,008	1,821,445	187,860	17,254	0	0	2,026,559	7,833,567
												10,861,202
配電	1,890,450	30,258,134	16.0	425,515	57,571	3,341	70,736	67,127	0	0	141,204	198,775
					1,261,403	231,511	51,937	33,609	0	0	317,058	1,568,461
												1,993,976
鉄鋼	981,629	52,970,132	53.9	779,828	47,714	23,042	11,258	69,925	19,323	37,572	161,130	208,844
					1,905,382	463,487	153,180	69,925	19,323	0	686,592	2,491,974
												3,371,802
化学肥料	514,668	2,045,499	3.9	21,736	29,807	2,500	460	600	8,286	16,112	27,958	57,765
					76,706	17,134	19,980	600	0	0	37,714	114,420
												136,156
曹達	69,215	1,163,453	16.8	15,262	2,400	750	1,500	4,159	1,080	2,325	5,655	8,055
					36,030	10,180	10,203	4,159	0	0	20,383	56,413
												71,675
電気機械	10,968	450,968	41.1	5,475	340	854	3,479	800	5,456	11,390	21,979	22,319
					18,590	3,806	9,162	800	0	1,199	14,967	33,557
												391,008
車輌	160,680	4,055,412	25.2	38,458	9,585	6,705	17,162	1,438	1,097	2,133	28,535	38,120
					146,128	35,485	39,944	1,438	0	0	68,867	212,995
												251,453
精密機械	18,610	997,479	53.6	14,207	952	972	2,611	2,063	8,549	18,371	32,566	33,518
					52,360	8,728	8,636	2,063	0	0	19,427	71,787
												85,994
紡績	125,965	2,332,874	18.5	28,075	7,477	1,603	7,200	4,376	13,509	33,506	60,194	67,671
					125,393	40,825	17,559	4,376	0	0	62,760	188,153
												216,228

(その二)

業種	粗利益I	上欄は(I－B)下欄は(I－D)減価償却費控除後利益	上欄は(I－G)下欄は(I－H)税金合計及び減価償却額を控除後利益	(I－A)再評価税支払後利益	上欄(現行)を1.0として下欄(改革案)は現行の倍率を示す 減価償却費増加率	税金増加率（除再評価税）	税金増加率（含再評価税）	減価償却費及税金増加率(除再評価税)	(I－F)(粗利益より改革案による税金合計を控除したるもの、但し法人税は除く)	(I－F－D)(左項より更に再評価後の減価償却額を控除したもの
鉱山	273,485	— 164,428	— 43,697	— 926,119	1.0	1.0	1.0	1.0	— 162,838	— 631,783
		— 195,460	— 631,783		4.3	3.6	5.9	4.0		
石油	16,080	— 4,811	— 4,297	— 141,295	1.0	1.0	1.0	1.0	— 9,861	— 122,371
		— 96,430	— 122,371		10.0	2.8	4.9	6.8		

非鉄金属	28,269	26,519 －41,731	10,391 －100,751	－123,975	1.0 40.0	1.0 3.6	1.0 5.1	1.0 7.2	－30,751	－100,751
アルミ	13,705	2,770 －568,862	－283 －716,225	－939,233	1.0 53.3	1.0 48.3	1.0 121.0	1.0 52.1	－133,658	－716,225
ガス	41,923	37,107 －117,350	6,267 －197,355	－283,184	1.0 33.1	1.0 2.5	1.0 5.3	1.0 6.7	－38,082	－197,355
電力	313,124	159,008 －5,493,884	－40,474 －7,520,443	－10,548,078	1.0 37.7	1.0 10.2	1.0 25.3	1.0 22.2	－1,713,435	－7,520,443
配電	55,818	－1,753 －1,205,585	－142,957 －1,522,643	－1,938,158	1.0 22.0	1.0 2.2	1.0 5.2	1.0 7.8	－261,240	－1,522,643
鉄鋼	259,300	211,586 －1,646,082	50,456 －2,332,674	－3,112,502	1.0 22.0	1.0 4.2	1.0 9.1	1.0 12.3	－427,292	－2,332,674
化学肥料	79,403	49,596 2,697	21,638 －35,017	－56,753	1.0 2.6	1.0 1.3	1.0 2.1	1.0 1.9	－41,689	－35,017
曹達	10,650	8,250 －25,380	2,597 －45,763	－61,025	1.0 15.0	1.0 3.6	1.0 6.3	1.0 7.0	－9,733	－45,763
電気機械	35,786	35,446 17,196	13,467 2.229	－3,246	1.0 54.6	1.0 0.6	1.0 0.9	1.0 1.5	－22,819	－2,209
車輛	40,986	31,401 －105,142	2,866 －172,009	－210,467	1.0 15.2	1.0 2.3	1.0 3.7	1.0 5.5	－25,881	－172,009
精密機械	54,091	53,139 1,731	20,573 －18,696	－31,903	1.0 55.0	1.0 0.5	1.0 1.0	1.0 2.1	－34,664	－17,696
紡績	95,712	88,235 －29,681	28,041 －92,441	－120,516	1.0 16.8	1.0 1.0	1.0 1.6	1.0 2.0	－32,952	－92,441

上表について説明

(1) 固定資産の再評価を前提としている。

(2) 期間に関係のある数字は全て六ケ月に換算したので再評価税(再評価差額税)は総額(再評価価格より固定資産法価を控除した額の60％)の4分の1を一応の基準とした(具体的数字については多少の相違がある)。

(3) 減価償却額及び地方税については、減価償却額の場合には現行法価による額、及び再評価後の額を夫々比較し、また地方税の場合には現行による税負担額と附加価値税4％、固定資産税1.75％の税率及び土地・家屋の課税標準を昭和二十五年度の賃貸価格の1,000倍とする新税制(改革案)による税負担額と比較対象した。

(4) 固定資産法価(固定資産簿価)及び再評価価格には建設勘定を控除した。

(5) その他の税には鉱産税を含む(鉱工は鉱産税課税のため事業税は非課税)。

(6) －印は所謂企業経理上の赤字を示す。

調査報告書

講和に関連する諸般の基本方策樹立に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十六日

外務委員長　野田俊作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西山龜七　淺井一郎　佐伯卯四郎　柴田政次

本委員会は昭和二十四年十二月十四日議長の承認を得て本調査に着手し、外務大臣吉田茂君から講和に関連する一般的諸問題につき意見を聽取し活發な質疑を行い、又、在外資産問題、中共問題、海運問題及び講和條約の法理上の諸問題等について関係議員並びに学識経驗者の意見を聽取した。更に昭和二十四年十二月より昭和二十五年一月に亘る間において、三班の議員団を山陰並びに九州地方に派遣し、不法入出国問題等の実情調査を行つた。

併しながら本調査はその対象が極めて広汎であり、且つその性質上慎重を要することが多い。加えて本調査に要する費用の多くが認められなかつたので活潑な調査活動に支障を来していた。故に本調査はその緊要なるにも拘らず未だに調査研究すべき多くの余地を残している。

依つて本委員会は今後においても引続いてこの調査を進めたい考えである。

調査報告書

国家公務員の給與問題に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十七日

人事委員長　中井光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小串清一　川村松助　松嶋喜作　寺尾博　宇都宮登　河崎ナツ　岩男仁藏　千葉信

本国会の冒頭において、人事院から国家公務員の給與の改訂に関する勧告が提出されたので、本委員会はこの勧告及びこれに反対する内閣の主張を中心にして調査研究を進めて来た。

人事院の勧告によれば現行の給與はその制定当時以後、公務員の生計費が徐々に上昇したことと官民の給與の間に不均衡が生じたことのために、現

在においてはこれを職員給與額総平均月額七、八七七円となるようにその俸給表を改訂することが極めて急務であると主張し、又昭和二十四年五月人事院が行つた全国三八一都市における生計調査の研究により前述の俸給表改訂と同時に此の際現行の勤務地手当の支給割合の改訂方をも提唱している。

これに対する内閣の見解及び態度は本年二月三日所謂給與白書と称される発表により明らかにされた。内閣は公務員の生計費は必ずしも上昇したとは認めず、又官民間の給與の不均衡は統計資料の不十分なため嚴密な判定は下し得ないが両者の開きは僅少に止まると主張し、この際給與ベースを引上げることは一般の賃上げの趨勢を促し、ために漸く軌道に乗つて来たわが国の財政経済の安定と再建の達成を遷延せしめるものとなして、全面的に勧告を拒否した。

從つて問題は生計費及び官民間の給與の均衡という点に止まらず物価と賃金との関係及び給與と財政の関係に関する現状の把握及び将来の見透しという広汎な案件に移行した。委員会は極力その検討に力を注いだが、これに関して政府から提出された資料は未だ十分ならず、且つ、資料間に矛盾撞着する点もあつて研究は困難を極めた。

しかるに、政府は三月八日、公務員の給與を現行通りなお、一ヶ年間据置く趣旨をもつて、政府職員の新給與実施に関する法律の有効期限一箇年延長の法案を提出したので、本委員会は不十分な資料に基いて結論を急ぐことは妥当でないとともに公務員の生活の困窮に対処するために、最少限度の期間をもつて事態解決の途を発見すべきものと認め、法律の有効期限を四箇月に短縮すべしと決定し、本会議も亦、その決定通り議決したが、衆議院はこれに同意しなかつた。そして衆議院は国会法第八十四條による両院協議会を求める方法を採らないで、憲法第五十九條第二項による再議決の方法を執つたところ、出席議員の三分の二以上の多数を得られなかつたため、政府職員の新給與実施に関する法律は四月一日以降失効することとなり、政府は公務員に給與を支給し得ない困難な事態を現出した。衆議院はその善後措置として、「一般職の職員の給與に関する法律案」を発案可決して参議院に送付した。本案は本委員会に付託されたが、その内容はさきに失効した法律と殆ど同一で殊に現行の給與を昭和二十六年三月末迄据え置く点においては前法案と全く同一であつたため、本委員会はこれを否決した。しかし、本会議においては委員会の決定は覆えされて原案が可決された。

本問題に関して本委員会は依然、来年三月末日迄待つことなく、本件の適切な措置をできる丈け短期間の中に発見すべく、調査研究を続くることを必要と考えている。

調査報告書

結核予防対策確立に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　井上なつゑ
小杉　イ子　紅露　みつ
岡元　義人　今泉　政喜

結核予防対策確立に関する調査の経過概要

わが国における結核のまん延が長期にわたり戰時状態の非常な悪條件にさらされたため、今なお極めて憂慮すべき現状にあるにかんがみ、今期国会において昨年十二月十六日議長の承認を得て、藤森委員を小委員長とする七名の小委員が調査に着手し、今後五ヶ年乃至十ヶ年に欧米文化諸国と同程度まで結核死亡率を低下せしめることを目標として強力なる対策を樹立する方針のもとに、その調査の対象を次の諸事項に分類検討し、併せて関係各方面の意見を聽き、基本的調査を進めた。

一、結核予防施設
二、一般結核予防事業
三、技者術の確保と技術の向上
四、審議会の設置
五、結核予防法の改正と社会保障制度の確立

わが国における結核の死亡率は、大体人口一万につき二〇人台の多き水準にあつたが、其の後、結核予防事業の発展に伴い、一八人乃至一九人台に低下させることができたのである。しかしながら長期にわたる戰時状態の悪條件は、再び二〇人台に高騰し、大戰末期の昭和二十年度においては二八・二という未曾有の数字を示し、極めて憂慮すべき状況に曝されたのである。

わが国の結核のまん延は、年間死亡者が十四万五千人となつている。結核患者の総数は、最低死亡数の約十倍と見られるので、凡そ百五十万人と推定しほぼ五十人に一人乃至十世帯に一人の患者がいることになる。

終戰後、社会秩序の回復と生活條件の向上とに伴い、結核の死亡率も人口一万対一八人台に減少しているが、依然として、わが国死亡者数の最高位を占めて、国民病としての特質を持続している。欧米文化諸国においては、現に結核は非常に減少しておる。統計によると、今より三十年或は四十年位前には、いずれも二〇人台を示し、わが国の現在より以上結核がまん延していたのであるが、種々予防事業に努力した結果は、アメリカ三人台、英国五人台、デンマーク三人台となり、わが国の一八人台の現状と比較にならない程度の低率に到達している。斯くの如く、外国の結核予防に成功した事例に照し、わが国の予防上の隘路を究明するとともに、結核予防対策確立に関する方策を樹立し、これが強力に推進を図るため、四月二十四日の本会議に結核予防対策確立に関する決議案が上程、可決された。然し本調査事件はその万全を期するために、なお多くの未調査の問題を残しているので、今後も引続き調査を継続する必要があり、未だ調査を完了するに至つていないが、一応ここに現在までの調査経過の概要を報告する。

結核予防対策確立に関する方策

一、方　針

我が国に於ける結核のまん延が国及び国民に與うる損害の甚大なるに鑑み政府は今後五ヶ年乃至十ヶ年に欧米文化諸国と同程度まで結核死亡率を低下せしめることを目標として、強力なる対策を樹立すること。

二、結核予防施設

結核対策の遂行に必要なる結核予防施設は五ヶ年計画をもつて完成せしめること。なお、予防事業遂行上急を要するものは二ヶ年以内に整備を行うこと。

（一）保健所

結核予防事業の第一線機関たるに鑑み、昭和二十七年をもつて人口十万に対し一ヶ所の割合に整備し、必要により結核相談を主とする支所又は相談所を適宜配置せしめること。

（二）結核療養所、結核病院

昭和三十年をもつて、結核病床十二万床に達せしめること。

なお、その整備に当つては地方公共団体、公益法人その他民間における施設の協力するもの等にも補助を與え、これら団体法人の熱意を尊重して、結核対策の一環をになわしめると共に一方国費の節減を図ること。

（三）保養所

結核の発病防止のため、保養所と各都道府県及び大都市に設置せしめること。なお、隘護学級、養護学校等の施設の増強を図ること。

（四）後保護施設

結核快復者の保護と厚生、補導のため後保護施設を、国が設置するほか各都道府県及び大都市に設置せしめること。

なお、公益法人等の設置するもの等に対し、補助を與え事業の助成を図ること。

（備　考）

保養所、後保護施設は取りあえず結核病床の五%を目標とすること。

三、一般結核予防事業

結核予防接種並びに健康診断の普及、療養生活の指導等一般結核予防事業を直ちに強化し、予防施設設置計画と併行して、

（一）結核予防接種

現行予防接種法による結核の予防接種に関する規定は結核予防法に移し健康診断に関する規定と一体化を図り、なお、強制による予防接種は無料にて実施することとし、国庫は少なくともその材料費を負担すること。

（二）健康診断

健康診断の普及を図り健康診断の爾後措置の完全を期すること。

なお、現行結核予防法に基づく知事の検診権限を拡大すると共に、労働基準法、学校教育法等に基づく健康診断中結核に関する健康診断は結核予防法のそれと一体化を図り、必要によつて都道府県知事（又は市長）が学校工場等に対し結核の予防指導を行い得るようにすること。

（三）適正なる治療の普及

結核の外科的療法その他近代療法の普及を図ること。

なお、結核病床の現状に鑑み外来患者の人工気胸療法の普及には特別の努力をはらうこと。

（四）結核患者

医療費、生活費の保障のために社会保険の普及と給付内容の拡大を図ると共に結核患者に対する生活保護法適用基準の引上げを図ることによつて患者の療養生活を全つたからしめること。

なお、在宅患者の療養予防生活に対しては、医師、保健婦の指導の徹底を期すると共に、主食その他の加配については急速に措置すること。

（五）乳幼児の感染防止

乳児院、託児所、保育所等の施設を強化すると共に里子制度を確立して患者家族中特に乳幼児に対する感染防止措置を講ずること。

（六）結核予防知識の普及

学校教育、社会教育を通じ、正しい結核に関する知識の普及徹底を期すること。

（七）一般開業医師の結核予防活動、殊に在宅患者に対する積極的協力を求めること。

四、技術者の確保と技術の向上

医師、保健婦その他結核関係技術者の確保を図ると共に技術の向上を図ること。

（一）官公吏たる技術者の給與の全面的改善を図り、特に医師に対しては、特別の処置を講ずること。

（二）医師に対する結核專修の方途を講ずると共にその他技術者の專門的教育（研修）の充実を図ること。

（三）X線技術者に対しては、資格法を制定し技術水準の向上を図ること。

（四）技術向上の根本的対策として結核研究機関に対する研究費の補助の大幅の増額を図ると共に、ストレプトマイシン等新治療薬の研究並びに生産に対しては積極的な援助を與えること。

五、審議会の設置

結核に関する行政的運営の一本化を図るため厚生省に結核予防対策審議会（仮称）の如きを設置すること。

六、結核予防法の改正と社会保障制度の確立

各般の結核予防事業の運用を容易ならしめるため結核予防法の根本的改正を行うと共に、将来社会保障制度の確立に当つては、特に結核予防事業遂行に必要な措置を講ずること。

結核予防対策確立に関する調査

小委員長報告書

本委員会におきましては、今期国会に於て、十二月十六日議長の承認を得て、「結核予防対策確立に関する調査」を行うことになりましたが、本委員会は、昨年十二月十六日に、これに関する小委員会を設置しまして、私共七名の委員を選任され、これが調査を命ぜられました。爾来、小委員会は、私が小委員長に選ばれまして、愼重審議をかさねた結果、重要事項に対する一応の基本的調査を完了し、若干の結論に到達することが出来ましたので、ここに御報告申し上げる次第であります。

本問題の調査に関しましては、厚生委員会を二回、小委員会を九回に渉つて開催致しました。小委員会と致しましては、結核予防施設、技術者の確保と技術の向上、一般結核予防事業、結核予防法と社会保障制度の確立等、各般の事項につきまして、政府の関係当局を始め、結核予防協会、日本医師会等の意見を聽取し、これが実相の把握に努めました結果、国民保健上最も緊急にして重要な結核予防対策に関する概括的結論を得ましたので、その大綱について御説明致しますが、詳細につきましては後程、御手元に印刷して御配り致します調査資料について御覽願います。

先ず、結核予防対策の確立に関する方策としての本基本的目標についてでありますが、これは「方策案」の第一項に「方針」として謳つてあるものであります。

わが国における結核のまん延は年間死亡者が十四万五千人となつて居りますから、結核患者の総数は最低死亡数の十倍、即ち凡そ百五十万人と推定されるので、ほぼ五十人に一人、或は十世帯に一人の割合に患者がいることになります。しかも、結核死亡者又は患者のうち半数は三十歳以下の青少年層の現状にあります。これを、既に結核問題を解決し去つている欧米文化諸国と比較しますと、死亡率についても五倍乃至六倍の多きに達していることになります。

結核が長期を要する慢性疾病であるという特質から、患者及び家族の負担する精神的物質的苦痛は、到底筆舌につくし得ないものがあります。問題は單に個人に止るものではなく、結核の最も恐るべき特質は、その社会的疾病であるという処にあります。結核が貧困の原因となり、失業の理由となり、精神的には社会を荒廃に導き、実質的には、国家社会に與える経済的損失も亦、莫大なものであると言わなければなりません。專門筋の計算によりますと、結核に因る治療療養に要する費用の年間損失の総額はほぼ四百三十四億円に上り、罹患中の生産能力の低下による年間損失は、本人が四百八十四億円、家族関係が四十六億円、総計九百六十四億円と計算されて居ります。

これは結核対策が公衆衛生対策上最も重要な問題であるばかりではなく、社会政策上から言つても、国家経済の再建対策上から見ても、第一に取り上げて、その解決に全力を挙げなければならない問題であることは充分明らかであります。

結核予防に関する事項としては、收容施設の増設完備は勿論、生活の改善、予防接種の実施、健康診断の普及と事後措置の徹底、在宅患者の療養指導と保護、予防思想の普及等がその主なるものでありますが、国の予算よりこれを見ますれば、現在、国が結核に投じている経費は二十三億——これに生活保護法及び政府管掌健康保険の政府負担金中結核に関する医療給付を合算すると約三十七億になりますが、その中、積極的予防対策に支出される経費は、僅か一億一千万円程度に過ぎないのでありますから、結核予防活動については、現在要請されている最小限度をさえ満足させているとは言い難いのであります。

現在のわが国に於ける近代医学を基礎とする結核に対する予防技術は、これを高度に活用すれば、結核患者を五ケ年乃至十年間に半減せしめることは困難でないとされて居ります。此の際、結核予防事業遂行上の隘路を打開し、強力な対策を樹立して、積極的にこれを実施することは、結局、国家経済に非常な利益をもたらし、国民を精神的にも物質的にも幸福に導くものと考えられます。

本小委員会に於て審議を重ねられました、結核予防対策確立に関する方策案の内容と致しましては、概略次の如くであります。

即ち、第一項は既に申述べました通りであります。

第二項　結核予防施設

結核対策の遂行に必要なる結核予防施設には保健所結核療養所、結核病院、保養所、後保護施設があります。保健所は結核予防事業の第一線機関であることに鑑み保健所の分布に再検討を加え必要地区への新設又はその支所の設置を行うと共に内容の整備、事業の充実を図るべきである。

次に結核療養所、病院について見まするにわが国の必要とする病床数は十五万床であるのに対して現在六万床を数うるに過ぎない状態にありますので、国家経済を勘案して五ヶ年計画を以て十二万床に達せしめると共にその整備に当つては地方公共団体、公益法人その他民間における施設の協力するものを助長するため補給金を交付し結核対策の一環を強化する必要がある。

なお、保養所、後保護施設は各都道府県及び大都市に設置し、結核の発病と再発の防止に当るべきである。

第三項　一般結核予防事業

結核予防接種に要する材料費は国庫の負担とし、強制による予防接種は無料で実施することとし、健康診断の普及を図り健康診断の爾後措置の徹底を期し、適正なる治療の普及を図るために結核の外科的療法その他近代療法の実施方策を確立すると共に結核患者の医療費、生活費の保障のために社会保険の普及と給付内容の拡大を図ると同時に結核患者に対する生活保護法適用基準を引上げることによつて患者の療養生活を全つたからしめる必要がある。

なお、一般開業医師の結核活動に積極的協力を求めること、殊に在宅患者の療養予防生活に対しては、医師、保健婦の指導の徹底を期すると共に、療養所、病院にある患者と同様に主食その他の加配については急速に措置すべきである。

次に乳幼児の感染防止については結核予防知識の普及徹底を期し、乳児院、託児所、保育所等の施設を強化すると共に里子制度を確立して患者家族中特に乳幼児に対する感染防止の措置を講ずる必要がある。

第四項　技術者の確保と技術の向上

中央、地方を通じて医師、保健婦、看護婦その他結核予防関係技術職員に対する給與の全面的改善を図り、特に医師に対しては特別の措置を必要とする。

なお、医師に対する結核専修の方途を講ずると共にその他技術者の専門的教育（研修）の充実を図り、且技術向上の根本的対策として結核研究機関に対する研究費の補助の増額又ストレプトマイシン、バス等新治療薬の研究並に生産に対しては積極的な援助を與える必要がある。

第五項　審議会の設置

結核に関する行政的運営の一本化を図ること。

厚生省に結核予防対策審議会（仮称）の様なものを設置する必要がある。

第六項　結核予防法の改正と社会保障制度の確立

現在の結核予防措置は、現行法の内容と甚だしく相違して著しい進歩を見ておるから予防事業の徹底を期する上において速かに現行法に対し再検討を加えて改正を行う必要がある。

これと共に将来社会保障制度の確立に当つては、特に結核予防事業遂行に必要な措置を講ずるべきである。

結核予防対策確立に関する決議案

右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十五年四月二十二日

発議者　藤森眞治　石原幹一郎

今泉　政喜　山下　義信
小杉　イ子　井上なつゑ
中平常太郎　塚本　重藏
岡元　義人　穗積眞六郎
谷口彌三郎　紅露　みつ
草葉　隆圓　姫井　伊介
中山　壽彦　竹中　七郎
結城　安次　飯田精太郎
村上　義一　野田　俊作
新谷寅三郎　藤井　丙午
田村　文吉　伊藤　保平
淺井　一郎　中井　光次
深川榮左ヱ門　境野　清雄
小林　英三　奥　むめお
川村　松助　平岡　市三
松野　喜內　藤井　新一
原　虎一　門田　定藏
大野　幸一　椎井　康雄
金子　洋文　梅津　錦一
河崎　ナツ　水橋　藤作
鈴木　清一　駒井　藤平
米倉　龍也

参議院議長佐藤尚武殿

結核予防対策確立に関する決議

わが国における結核のまん延は、長期にわたり戦時状態の非常な悪條件に曝されたため今なお極めて憂慮すべき現状にある。即ちその患者数は百数十万にのぼり、死亡数は年間十四万の多きを算え、欧米文化諸国の五、六倍に達している。

結核が患者及び家族に與える精神的、物質的苦痛は言をまたないが、これがひいては、国家経済に甚大な損失を及ぼし、文化国家の再建に一大障害となつている。

最近結核の死亡率は、除々に低下のすう勢にありこの際政府が強力な予防対策を講ずるならば今後五ヶ年乃至十ヶ年の間に、世界の最低の水準にまで、その死亡率を低下せしめることも不可能ではない。

よつて政府は、療養所等收容施設の整備拡充、自宅療養者に対する医療と保護の徹底並びに保健所機能の強化と予防接種の普及等、一切の結核予防施策の急速な実現に全力を傾倒すべきである。

これがためには、結核予防法の根本的改正を要することは勿論、近く確立される社会保障制度は、特に結核予防事業の遂行に必要な方途の講ぜられたものでなければならない。

右決議する。

人口一万ニ付結核死亡率

都道府県別	順位	昭和五年	順位	昭和一〇年	順位	昭和一五年	順位	昭和三年	順位	昭和三年	順位	昭和二四年
北海道	七	二一・六	四	二四・一	二	二六・五	二六	三三・一	一	二三・九五	一	二一・〇二
青森	三四	一六・〇	二六	一七・九	一二	二二・七	七	二一・七	二	二一・七〇	二	一七・九〇
岩手	四六	一一・二	四二	一二・七	四〇	一五・五	二一	一八・九	六	二一・三六	五	一〇・六〇
宮城	四二	一三・三	三九	一三・七	三九	一五・五	三五	一六・三	三三	一六・一三	三三	一六・四五
秋田	四五	一一・七	四一	一二・八	三七	一六・〇	三四	一六・五	三五	一七・四八	三	一七・四八
山形	三一	一六・六	四六	一二・二	四四	一四・四	三三	一六・五	三六	一七・七	三五	一四・八五
福島	三九	一三・八	四〇	一二・九	四一	一四・四	三八	一六・九	三六	一七・四四	三七	一四・四三
茨城	四七	一〇・九	四七	一〇・七	四七	一二・一	四五	一一・二	四五	一一・二四	四五	一一・二
栃木	四一	一三・四	四三	一二・一四	四五	一一・二	四五	一一・二	四五	一一・二	四五	一一・二
群馬	二	一八・二	三三	一六・三	三四	一六・三	三四	一六・三	三四	一六・三	四六	一一・三五
埼玉	三三	一六・五	三六	一五・五	四二	一五・八	四二	一五・八	四二	一五・八	四四	一一・四五
千葉	三八	一四・三	四四	一二・三	三八	一四・八	三八	一四・八	三八	一四・八	四二	一二・〇五
東京	四	三二・一	八	二一・八	八	二一・八	八	二一・八	八	二一・八	八	二一・八
神奈川	九	二〇・六	二	二〇・七	九	二〇・七	九	二〇・七	九	二〇・七	九	二〇・七
新潟	二六	一七・二	二八	一七・七	三三	一七・七	三三	一七・七	三三	一七・七	三三	一七・七
富山	一二	一九・四	一四	一八・四	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇
石川	一	二九・一	一	二二・二	一	二二・三	一	二二・三	一	二二・三	一	二二・三
福井	五	二二・七	七	二二・六	五	二二・〇	五	二二・〇	五	二二・〇	五	二二・〇
山梨	四三	一三・三	四五	一二・二	四六	一一・二	四六	一一・二	四六	一一・二	四六	一一・二
長野	四四	一三・〇六	四四	一二・一三	四四	一三・〇九	四四	一三・〇九	四四	一三・〇九	四四	一三・〇九
岐阜	四〇	一三・二五	四四	一二・一四	四三	一三・〇三	四三	一三・〇三	四三	一三・〇三	四三	一三・〇三
静岡	三九	一四・〇	四三	一二・七	四二	一四・〇	四二	一四・〇	四二	一四・〇	四二	一四・〇
愛知	二	一八・三	三	一六・五	三	一八・三	三	一八・三	三	一八・三	三	一八・三
三重	一五	一九・九	一五	一九・一	一五	一九・一	一五	一九・一	一五	一九・一	一五	一九・一
滋賀	一九	一八・二	一九	一八・二	一九	一八・二	一九	一八・二	一九	一八・二	一九	一八・二
京都	一〇	一八・九	一〇	一八・六	一〇	一八・六	一〇	一八・六	一〇	一八・六	一〇	一八・六
大阪	一	二〇・一	一	一九・一	一	一九・一	一	一九・一	一	一九・一	一	一九・一
兵庫	六	一九・一	六	一八・一	六	一八・一	六	一八・一	六	一八・一	六	一八・一
奈良	一七	一五・五	一七	一五・五	一七	一五・五	一七	一五・五	一七	一五・五	一七	一五・五
和歌山	一四	一六・一	一五	一五・六	一四	一六・一	一四	一六・一	一四	一六・一	一四	一六・一
鳥取	二一	一五・一	二一	一四・一	二一	一五・一	二一	一五・一	二一	一五・一	二一	一五・一
島根	二二	一五・〇	二二	一四・一	二二	一五・〇	二二	一五・〇	二二	一五・〇	二二	一五・〇
岡山	一八	一八・一	一八	一六・一	一八	一七・〇	一八	一七・〇	一八	一七・〇	一八	一七・〇
広島	一七	一八・〇	一七	一六・一	一七	一七・〇	一七	一七・〇	一七	一七・〇	一七	一七・〇
山口	一五	一八・一	一五	一六・一	一五	一七・〇	一五	一七・〇	一五	一七・〇	一五	一七・〇
徳島	二〇	一七・〇	二〇	一六・一	二〇	一七・〇	二〇	一七・〇	二〇	一七・〇	二〇	一七・〇
香川	一九	一八・一	一九	一六・一	一九	一七・〇	一九	一七・〇	一九	一七・〇	一九	一七・〇
愛媛	二三	一五・一	二三	一四・一	二三	一五・〇	二三	一五・〇	二三	一五・〇	二三	一五・〇
高知	二四	一四・一	二四	一三・一	二四	一四・〇	二四	一四・〇	二四	一四・〇	二四	一四・〇
福岡	一〇	一九・〇	一〇	一七・〇	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇	一〇	一八・〇
佐賀	二五	一三・〇	二五	一二・〇	二五	一三・〇	二五	一三・〇	二五	一三・〇	二五	一三・〇
長崎	二六	一二・〇	二六	一一・〇	二六	一二・〇	二六	一二・〇	二六	一二・〇	二六	一二・〇
熊本	二七	一一・〇	二七	一〇・〇	二七	一一・〇	二七	一一・〇	二七	一一・〇	二七	一一・〇
大分	二八	一〇・〇	二八	九・〇	二八	一〇・〇	二八	一〇・〇	二八	一〇・〇	二八	一〇・〇
宮崎	二九	九・〇	二九	八・〇	二九	九・〇	二九	九・〇	二九	九・〇	二九	九・〇
鹿児島	三〇	八・〇	三〇	七・〇	三〇	八・〇	三〇	八・〇	三〇	八・〇	三〇	八・〇
沖縄	三一	七・〇	三一	六・〇	三一	七・〇	三一	七・〇	三一	七・〇	三一	七・〇

	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
	四〇	八	一九	二〇	一八	一四	三	二	六	三〇	一三	三五	一〇	三六	一七	一五	一二	一八	一七	三七	一六	二五	一三	一三	一九	四四	三三	二四	
	一三·八	一三·四	一七·〇	一八·五	一七·一	一九·二	二四·八	二五·一	二三·三	一六·八	一八·一	一九·七	二〇·四	一五·四	一七·一	一九·一	一九·七	一八·八	一九·〇	一四·六	一九·〇	一七·二	一九·二	一八·一	一六·四	一二·七	一六·二	一七·三	
	九	二	三〇	七	一三	一一	二	三	五	一五	二	一九	一六	二四	二〇	一二	一〇	一四	一〇	一五	一九	一七	三	二	一九	一七	一七	六	
	一四·五	二·三	一九·二	一九·九	一九·二	二〇·九	二五·八	二四·八	二三·六	二〇·七	一九·四	一七·七	一六·二	一六·〇	一八·四	一七·六	二〇·九	一九·二	一七·〇	一五·六	一四·六	一九·六	一九·二	一六·二	一九·七	一四·八	一七·七	二三·四	一九·〇
	四三	一五	一九	一九	三〇	二〇	三	四	七	三三	一八	一九	一六	三三	一八	二〇	一四	一六	一四	一八	一九	一九	二四	二六	一九	二四	一五	一九·七	二三五
	一五·一	一二·九	一九·二	二〇·八	一九·二	一九·一	二六·二	二五·二	二四·二	一九·八	一九·二	一九·六	二〇·二	二〇·四	一九·六	二〇·五	二四·三	二一·九	二〇·九	一八·九	一九·七	二一·六	一九·六	二四·四	二〇·一	一九·六	二〇·二	二〇·二	一九·七	二二五
	四一	二三	二九	一九	二八	一	一	四	一一	一六	一三	一三	一三	二九	一五	五	一四	二六	九	二五	一七	一三	一三	一六	一三	一二	一四	二七	一
	一四·五	一八·七	一五·三	一九·〇	一七·六	一九·三	二一·一	二四·一	二一·三	一九·四	一六·九	二〇·二	一七·二	二四·二	一九·一	二三·六	二〇·〇	一八·二	一六·九	一六·一	二〇·八	一八·二	一六·九	二四·二	二一·二	一八·九	一八·三	一五·九	一八·八	
	一四·七	二一·九	二四·四	二四·二	一五·五	一五·〇	一五·五	一四·一	一七·一	一七·九	一六·九	一五·二	一七·二	二四·二	一八·六	一九·一	二〇·〇	一八·〇	一六·七	一八·〇	一八·一	二一·二	一九·一	二四·二	二一·二	一八·三	一八·三	一五·九	一八·八	
	三八	一一	一四	一二	一五	一〇	三	九	一七	一五	一五	一五	一五	一八	一五	七	一九	一九	一五	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一五
	一四·七二	一九·五三	一四·四四	一六·二八	一五·〇五	一五·〇九	一六·五八	一五·三一	一五·二五	一四·七二	一六·二八	一五·二五	一六·三〇	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	
	四三	三	二四	二四	三三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
	一二·三〇	一六·八	一二·八	一六·二八	一五·〇五	一五·〇九	一六·五八	一五·三一	一五·二五	一四·七二	一六·二八	一五·二五	一六·三〇	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	一六·二八	

昭和二十三年度　死亡率順位

1	北海道	二四·四七
2	青森	二三·四五
3	京都	三一·一六
4	東京	三一·〇九
5	福岡	三一·八〇
6	岩手	三一·三六

昭和二十四年度　結核死亡率順位

1	北海道	二三·九五
2	青森	二一·八〇
3	京都	二一·四〇
4	東京	二〇·九五
5	岩手	二〇·六〇
6	福岡	二〇·三〇

昭和二十四年度　死亡数順位

1	東京	一二六三五
2	北海道	一〇二六四
3	大阪	七一三五九
4	福岡	六九一八
5	兵庫	五四七八
6	愛知	五三八三

我国の結核の現状について

第一　緒　言

戰後わが国の公衆衛生状態は、社会経済の回復と連合国軍最高司令部の指導により向上しつつあり、就中急性伝染病の如きは劃期的減少を示しており、結核も僅かではあるが減少の傾向にある。

しかし乍ら結核患者の年間死亡数は十四万五千に上り、患者総数は百五十万と推定され換言すれば五十人に一人或は十世帯に一人の割合で患者が居ることになり、そのまん延の程度は到底欧米文化諸国の比ではない、結核にかかつたときは本人の失業貧困その他精神的物質的苦痛は言うに及ばずその家族も結核が長期を要する慢性疾病であるという特質から最悪の場合には家庭をも破壊する場合もあるのである。

多数の国民が、そして多数のその家族が病気そのものの肉体的苦痛に数倍勝るこの精神的物質的苦痛を現在体験しつつあり、又現在のままでは、将来多数の他の国民がこの苦痛を味わなければならないことは余りにも明らかである。個人の幸福という面からのみ考えても放置すべからざる重大な問題であることは言うまでもない。

しかし問題は單に個人に止まるものではない。結核の最も恐るべき特質はその社会的疾病であるという処に存する。結核が貧困の原因となり失業の理由となり、社会を精神的に荒廃させるに止まらず実質的に国家社会に與える経済的損失も又莫大なものであると言わなければならない。結核が我国に及ぼす経済的損失は年間千億円に達すると推定し得るのであるが、これは結核対策が公衆衛生対策上最も重要な問題であるというに止まらず社会政策上から云つても国家経済再建対策上から云つても第一に取り上げその解決に全力を挙げるべき問題であることは明らかである。就中欧米文化諸国が、結核問題を既に解決し去つている現在文化的な健康な生活を確立し結核国の悪名を除くことこそ一刻を争う急務と云わなければならない。

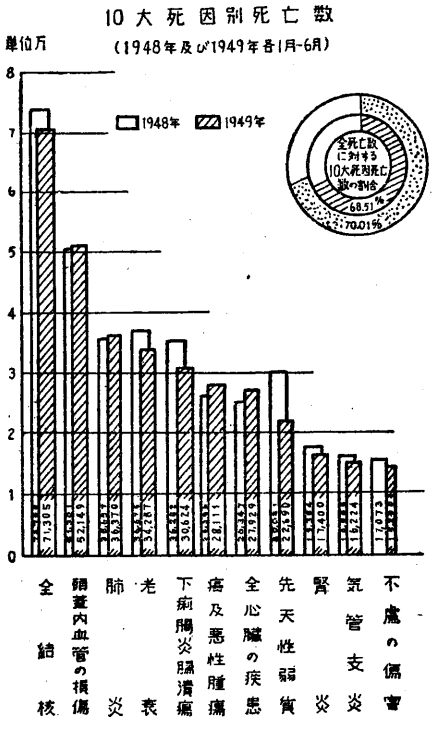

第二　結核まん延の現状

我国戰後の結核まん延の状態を死亡者数についてみると、昭和二十二年は一四六、一二四一人、昭和二十三年は一四五、二五九人で昭和十五年の一五四、三七一人、昭和十八年の一七一、四七三人に比して相当減少の傾向にあるが、依然として国民死因順位の第一位を占めている。人口一万に対する死亡率についてみると、昭和二十三年の我国の一八・一に対し、アメリカの三・七、英国の五・七、デンマークの三・〇等欧米文化諸国の死亡率に比すればその五倍乃至六倍の多きに上る状況である。

なお結核患者の総数は最低死亡者の十倍即ち凡そ一五〇万人と推定されるので、ほぼ五〇人に一人の割合に、或は十世帯に一人の割合に患者がいることになる。しかも結核死亡者又は患者のうち半数は十五歳乃至三十歳の青少年であり、三十歳乃至五十歳の壯年層がこれに続く実状は結核のまん延が国家再建の一大障害となつていることを示すものである。

我国における結核のまん延の歴史について述べると日清日露の両戰役を契機とした産業革命による工業の発達に伴い、結核患者の激増を来したが、大正年間には公衆衛生及び社会政策的考慮から結核予防の諸施設が実施されるに及び、やや減少の傾向を示した。しかし昭和年代に入り各般の結核予防対策は進展したにも拘らず満洲事変より支那事変を経て太平洋戰争に至る間の軍事的経済的な負担加重のために再び結核患者は激増の一途を辿つたが終戰後社会秩序の混乱から恢復するにつれ漸減の傾向を示している。

第三　結核に因る経済的損失

結核が国民経済に及ぼす損失としては、結核患者の治療療養費結核にかかつたため生産能力が低下する事に伴う経済的損失及び結核患者が居るため家族の生産能力が低下する事に伴う経済的損失が考えられるがこの総計は年間約千億円となる。

（一）結核に因る治療療養費の年間損失

結核にり患して先ず必要な経費は治療を受け且つ、療養を行う経費である。昭和二十四年推定結核総死亡数は一四五、〇〇〇人であり患者はほぼその十倍と推定されるが、患者を、（一）療養をしている者、（二）休養をしている者、（三）治療を受けているが未だ職業に従事している者及び（四）治療を受けずに就業している者、の四種類に分類し、夫々の人数及び必要と考えられる治療療養費を計算すると結核患者一人当りの平均の治療療養費は二九、九三〇円となる。従つて結核に因る治療療養費の年間損失の総額はほぼ四三四億円に上ることになる。

〔算出基礎〕

推定全結核死亡数　一四五、〇〇〇人

推定患者数　死亡患者の一〇倍

分類	全患者数に対する比率	一人当り一日の医療療養費	一人当り一年の医療療養費
療養者	二〇％	一二〇円	四三、八五〇円
休養者	三〇％	一〇〇円	三六、五〇〇円
受医療就業者	三〇％	八〇円	二九、二〇〇円
無治療就業者	二〇％	二〇円	七、三〇〇円

平均医療療養費（一年当り一人）　二九、九三〇円

年間損失　145,000×10×27,930＝43,398,500,000円

（二）結核にり患中生産能力低下による年間損失

結核にり患するとその病状の程度により患者の生産能力の低下を来す。療養を行い、又は休養を要する場合は全く働けない訳であるが、治療を受けつつ働いている者も少くない。この点を考慮して患者一人当りの平均生産能力の低下率を計算すると健康人の六一％となる。平均年間一人当りの生産額の六三、四〇〇円と見積られるので結核にり患中生産能力低下による年間損失は約四八四億円に上る。又患者を看護するため家族が煩わされ、その生産能力が低下することは当然であるが、看護を要する患者を療養者の四分の一とし、且つ一人の患者につき、平均一人の手を要するものと考えるときは、その看護に因る家族の生産能力の低下に伴う年間損失は約四六億に上る。

〔算出基礎〕

A　本人の生産能力低下による年間損失

一五歳―五九歳の推定結核死亡数　一二五、二四〇人

一五歳―五九歳の推定患者数　死亡者の一〇延

患者の分類	全患者に対する比率	結核り患による生産能力低下率
療養者	二〇％	一〇〇％
休養者	三〇％	一〇〇％
受治療就業者	三〇％	三〇％
無治療就業者	二〇％	一〇％

平均生産能力低下率　六一％

平均年間一人当り生産額　六三、四〇〇円

国民総所得二・九兆を生産可能年齢層人口で除して一人当りの生産額を算出した。

経済安定本部発表　昭和二四年国民総所得推定　二、九七四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円、人口問題研究所推定生産可能年齢層（一五歳―五九歳）総人口　四五、七四〇、五〇〇人

年間損失

125,240×10×61％×63,400＝48,435,317,600円

B　看護による家族の生産能力低下に伴う年間損失

推定全結核死亡数　一四五、〇〇〇人

推定患者数　死亡者の一〇倍

要看護患者　療養者の1/4

平均一人当り生産額　六三、四〇〇円

年間損失

145,000×10×20％×1/4×63,400＝4,593,500,000円

（三）結核による経済的損失の総計は（一）及び（二）に説明した損失の合計となる。即ち医療療養費総計四三四億、本人の生産能力低下に因る損失四八四億及び家族の生産能力低下による損失四六億総計九六四億となる。

（備　考）

なお、上述の外結核による経済的損失として結核死亡に因る生産能力の年間損失と若し生存していたときはなおこの程度を生産したであろうと推定される処から計算して余命喪失による生産力の喪失の概算を行うことができるのであるが、これは生産額が生活費を上廻れば上廻る程その額が多くなるのであつて我国のように経済的窮乏の状態にあり、ややともすれば生産額が生活費を下廻るような事があると考えられる現在にあつては一応省略したいと思う。

第四　結核予防施設の現状

結核予防のための施設は、指導施設、収容施設及び研究施設に大別することが出来る。指導施設としては、保健所、職域指導施設、職域病院診療所及び一般診療施設があげられ、収容施設としては結核療養所、結核病院、後保護施設及び結核保養所等があげられる。

これらの結核予防施設の我国の現状はその数においても、また設備においても、人的整備の点においても、不充分であつて結核予防の実を挙げるためには、その何れもが不足の状態である。これらを急速に整備する必要がある。

（一）指導施設

（イ）保健所

結核予防を効果的に実施するためには、保健所は人口十万について一ヶ所、各保健所には最少限度結核専任の医師二名、保健婦六名を必要とする。従つて全国に約八〇〇箇所の保健所、一、六〇〇名の医師及び四、八〇〇名の保健婦を必要とすることとなるが、現在の保健所数は六八九箇所、結核専任医師九三三名、保健婦二、四二二名である。しかもこれらは予算定員であつて、現実には給與が不充分であるため、この定員をさえ充足していない状態である。

しかも現在の保健所はモデル保健所としてその設備が充実していると考えられるのは僅か四十六箇所に過ぎないので、これを急速に整備し充実する必要がある。

なお、昭和二十五年度要求中の予算が実現すれば、保健所総数は七百四ヶ所となり、結核専任医師一、四〇八名、保健婦二、一一六名となる予定であり、標準保健所は百五十ヶ所が整備することとなる。

（ロ）職域指導施設

会社、工場その他職域における衛生管理者、病院、診療施設等は、当該職域の結核予防施設と見なすべきものであるが、自らの機能において労働基準法に基く衛生管理を完全に実施し得

るものは極めて小数であると考えられるので今後これらのものを整備拡充すると共にこれらに対し指導を強化する必要がある。

特に、中小工場、事業場、事務所等における医師たる衛生管理者は、おおむね附近一般開業医師の形式的嘱託制である場合が多く、真の職域衛生管理の実を挙げるには、これが組織化と、必要なる教育訓練を実施する必要がある。

（ハ）一般診療施設

一般診療施設は、一般人の診療は勿論その健康指導を行うのであるが、適正なる結核の診断及び治療に不可欠であるレントゲン装置、人工気胸器等を有するものはその一部分に過ぎない実情であるので、これらの普及を図ると共に、一般診療施設の結核予防対策に積極的な協力を要請する必要がある。

（二）収容施設

（イ）結核療養所及び結核病院

結核患者に対し適正なる治療を與え、併せて開放性患者の隔離を行うため、結核療養所、結核病院等の結核病床を整備する必要がある。これは保健所の問題と相まつて結核予防施設として最も重要な事である。

結核病床は理想としては、年内結核死亡者数の二倍が望ましいが、結核予防対策を効果的に実施するためには、少くともそれと同数が必要であると考えられる。

我国における公立結核療養所は、大正五年に始めて設置せられたもので今後これらのものを整備拡充すると共にこれらに対し指導を強化する必要がある。

特に、中小工場、事業場、事務所等における医師たる衛生管理者は、おおむね附近一般開業医師の形式的嘱託制である場合が多く、真の職域衛生管理の実を挙げるには、これが組織化と、必要なる教育訓練を実施する必要がある。

（ハ）一般診療施設

一般診療施設は、一般人の診療は勿論その健康指導を行うのであるが、適正なる結核の診断及び治療に不可欠であるレントゲン装置、人工気胸器等を有するものはその一部分に過ぎない実情であるので、これらの普及を図ると共に、一般診療施設の結核予防対策に積極的な協力を要請する必要がある。

（二）収容施設

（イ）結核療養所及び結核病院

結核患者に対し適正なる治療を與え、併せて開放性患者の隔離を行うため、結核療養所、結核病院等の結核病床を整備する必要がある。これは保健所の問題と相まつて結核予防施設として最も重要な事である。

結核病床は理想としては、年内結核死亡者数の二倍が望ましいが、結核予防対策を効果的に実施するためには、少くともそれと同数が必要であると考えられる。

我国における公立結核療養所は、大正五年に始めて設置せられたもので今後これらのものを整備拡充すると共にこれらに対し指導を強化する必要がある。

特に、中小工場、事業場、事務所等における医師たる衛生管理者は、おおむね附近一般開業医師の形式的嘱託制である場合が多く、真の職域衛生管理の実を挙げるには、これが組織化と、必要なる教育訓練を実施する必要がある。

（ハ）一般診療施設

一般診療施設は、一般人の診療は勿論その健康指導を行うのであるが、適正なる結核の診断及び治療に不可欠であるレントゲン装置、人工気胸器等を有するものはその一部分に過ぎない実情であるので、これらの普及を図ると共に、一般診療施設の結核予防対策に積極的な協力を要請する必要がある。

（二）収容施設

（イ）結核療養所及び結核病院

結核患者に対し適正なる治療を與え、併せて開放性患者の隔離を行うため、結核療養所、結核病院等の結核病床を整備する必要がある。これは保健所の問題と相まつて結核予防施設として最も重要な事である。

結核病床は理想としては、年内結核死亡者数の二倍が望ましいが、結核予防対策を効果的に実施するためには、少くともそれと同数が必要であると考えられる。

我国における公立結核療養所は、大正五年に始めて設置せられたものであつて、その以前は、僅かに民間先覚者に依つて設置せられたものであるが数箇所を算えるに過ぎなかつた。昭和五、六年頃より結核対策の強化が叫ばれるに至つて、計画的にその設置を計ることとなつたのであるが、実際には遅々として進捗せず、昭和十二年厚生省の設置以来、たまたま支那事変及び太平洋戦争を遂行する必要と相俟つて傷痍軍人療養所、或は医療団療養所が設置され終戦当時約五二、〇〇〇床の病床を保有するに至つた。終戦と共に陸海軍病院診療養所及び日本医療団施設の国立移管に伴つて、旧傷痍軍人療養所と併せて、国立療養所及び病院は急激に増加した。昭和二十三年度末における我国の結核病床は総数約六二、〇〇〇で、その内国立療養所及び国立病院の有する病床は約三九、三三五床である。

しかしながら、これを昭和二十三年度結核死亡者数と対比するときは死亡者一〇〇に対し全病床として四一・六国立病床のみでは二七・八であつて欧米各国の病床率と比較すれば、アメリカ一三〇、イギリス一〇〇、デンマーク一八〇等であつて我国の四一・六は甚だ低率であることを示している。

戦後の我国の国力を以てしては直に病床数を死亡者と同数まで到達せしめることは困難であるが、結核予防対策を効果的に実施出来ると考えられる最少限度の病床として、各都道府県毎に国立の病床率を最低五〇、大都市並びにその周辺地区に対しては七〇―八〇を保有せしめ、全国において国立病床を総計約八万床に到達せしめる必要がある。その他地方公共団体、民間団体等の設置する結核病床に対しても積極的に援助して、結核病床の整備を図る必要がある。

昭和二十五年度公共事業としては国立八、五〇〇床公立八〇〇床の増加が見込まれ、昭和二十五年度末においては国立六三、四三四床、その他民間施設の自然増加と併せて、全保有病床は八九、五八六床となる予定である。

（ロ）保養所

結核発病の虞がある人々を一時保養させて発病を防止するため、保養所の設置を奨励する必要がある。特に学童に対する保養所には教育施設を附置してその間学力の低下を防止することも併せ考えなければならない。

現在小児保養所は、東京、横浜、名古屋に一箇所宛、大阪に二箇所設置されており、神戸において目下新設中であつて、総数六箇所（定員一、一〇〇名）に過ぎず、一般保養所としては教職員のための施設三〇箇所（定員総数二、一一五名）がある。従つて将来この種施設は地方公共団体が設置するのは元より会社工場等が自己の職員の健康のため保有するよう奨励する必要がある。

（ハ）後保護施設

結核性疾患の特殊性として恢復期に長い時間をかける必要があるのみならず、恢復期において元の職域に復帰の困難な場合も少なくない。これらの人々のため職業補導と恢復期療養のための後保護施設を必要とする。又時に永久排菌者等著しく慢性経過をとる人のためにコロニー式施設を設置する必要がある。

後保護施設には本来医療を主として行う後療養施設とも云うべき施設と、医療を従として、即ち医療管理の下に回復期の生活保護を行う狭義の後保護施設とが考えられる。従つてこれが設置にあたつては、医療施設的な計画と、社会施設的な計画とを融合せしめつつ、これが設置を推進せしめる必要がある。

後保護施設は現在一、二民間団体のそれを数えるに過ぎず、その他は一部療養所において作業療法として類似施設があるにすぎない。

将来は国、地方公共団体が、これを設置することは勿論、民間団体が行うこの種の事業に対して積極的に助成する必要がある。

（ニ）研究施設

我国における研究施設としては、結核予防会附属結核研究所、東北大学抗酸菌研究所、大阪大学竹尾研究所、京都大学結核研究所等がその代表的なものであり、その他大学、療養所の研究室においても結核の研究は相当活発に行われ、研究の成果もみるべきものがある。

結核予防対策もこの為相当の進歩を来しているが、経済的困難のため、その研究も意の如くならないうらみがある。

然しながら、従来我国の研究に対する国庫助成は、余りにも僅少に過ぎ、学研究室の研究予算も極めて僅少で、我国内において芽ばえた研究題目が諸外国において完成を見た例も少くない。特に結核の予防対策に直接寄與する様な研究題目には長時日の日子と、大規模な計画を必要とする為、従来の研究助成態度をもつてしては、大なる成果を期待し得ない。

結核まん延の現状に鑑みこれらの研究所の助成を積極的に行つて予防及び治療の技術の向上を図る必要がある。

第五　結核予防事業の現状

結核予防に関する事業としては、生活の改善、結核予防接種の実施、健康診断の普及と事後措置の徹底、結核患者特に在宅患者の療養の指導と保護、結核予防思想の普及等がその主なものである。

これらの事業は戦時戦後を通じ相当広く実施され殊に結核予防接種及び健康診断は特定年齢、特定対象については、格別の努力が行われて来た。その結果としてこれらの対象については、明らかに死亡率の減少を来し、好成績を示しているが広く国民全般を対象として考える時は未だ不十分であるといわざるを得ない状態である。

（一）　結核予防接種

結核予防の技術的対策として最も重要な事項は予防接種の普及である。結核の予防接種、即ちBCGの接種による結核予防対策の研究は、昭和十三年に日本学術振興会、第八小委員会によつて我国で改めて正式に取挙げられ昭和十七年に至つてその日本式術式が確立された。その成績に依ると、結核発病率を二分の一以下に、その死亡率を八分の一以下に減少せしめる事が明らかとなつた。而してこれが広く一般に実施せられたのは、昭和十八年からであつて、戦時中は十五歳より二十五歳、戦後は八歳より二十五歳の年齢階層の青少年、並びに特定の学校、工場、事業場の学生、勤労者等に実施して、多大の効果をおさめて来た。

昭和二十四年六月からは、予防接種法の予防に関する規定が実施せられ、出生後六ヶ月に至る間に一回、其後三十歳に至る間毎年一回義務として、予防接種を受けさせることとなつた。然しながらこの結核予防接種の効果に学術振興会の示した成績と同等効果を期待する事は毎年一回の接種では困難であつて、真にその成果を発揮させるためには結核患者の家族、結核浸潤地区住民等に対しては、毎年二回以上反復して実施する必要がある。

また、昭和十八年以来、結核予防接種の実施に要する経費は都道府県の負担で国民に対しては無償で実施し、国はその経費の三分の二を都道府県に補助して来たのであるが、昭和二十四年予防接種法により規定されて以来、被接種義務者各人の負担によつて実施することとなつた。結核のような社会的疾患に対する予防接種が法律で強制的に実施される場合、当然国及び地方公共団体の負担において行われるべきものと考えられる。

尚おBCGワクチンの生産は、昭和十八年以来、結核予防会並びにその支所において製造にあたつて来たのであるが、昭和二十三年度にワクチンの検定制度が実施されるにあたり従来の液体ワクチンは乾燥ワクチンに切換えられ、その効力、保存力の長期化と共に、検定に便宜なものとなり、現在においては結核予防会の結核研究所のみがその製造に従事している。

現在BCG予防接種は皮内接種法が採用されているのであるが、その接種局所の後反応を防止し、然も更に免疫効果を上昇せしめるため、欧米諸国と同様に、速かに、乱切接種法の採用が要望され、このため少くとも現在の五〇倍のBCGの生産が必要であるので、速にBCG大量生産方式に関する基礎的研究の確立を図ると共に、生産施設の整備拡充を、国の経済的援助の下に実現せしめる必要がある。

（二）　健康診断の普及と事後措置

（イ）　健康診断

結核患者又は結核発病の虞れある者を、早期に診断して早期に治療を行い或は発病を未然に防止することは、結核対策上最も重要な事である。一般に疾病により患した時は身体の不調を感じて始めて医師の診断を受けるのが通常であるが、結核は本人がその症状を自覚する時は、既に相当病勢が進行したものである。又或程度病勢が進行しても相当勤労に耐えられるものである。従つて結核予防の目的を達するためには、健康診断の普及を図る必要がある。殊に集団的生活者に対しては、これを所謂集団検診方式によつて集団としての健康診断を行い。これに適切な事後措置を講じて所謂健康管理を行う必要がある。この健康管理に際して、結核予防接種を併せて実施する事は、結核予防上非常に効果を期待し得るものである。

現在法律に基づいて実施されている健康診断は、現行結核予防法によるもの（病毒伝播の虞れある場所に居住するもの等の健康診断）労働基準法労働安全衛生規則に基づくもの（勤労者の健康診断）学校教育法学校身体検査規定に基づくもの（学校教職員及び学生生徒の健康診断）及び船員法に基づくものがある。

戦時中は国民体力法によつて特定年齢階層に対しては全額国費をもつて健康診断とその事後措置を実施して来、結核予防上甚だ好成績を修めて来たのであるが、戦後これが中止せられたため、現在は上記四種の法に基づいて健康診断の普及に努めている。

更に厚生省は定期予防接種時におけるツ反応陽性者、患者家族、密集地区住民及び農村における出稼婦郷者に対し一部の経費を免除して健康診断を実施し、又結核死亡率が人口万対二〇以上の都市即ち結核浸潤地区を結核予防特別市に指定して特定予算措置により、これらの十二歳より十九歳に至る年齢層の一部に定期以外の予防接種を行い、この場合ツ反応の陽性の者に対しても一部の経費を免除して発病検診を実施する等、結核予防法の施行以外に健康診断を実施しているが、その範囲は更に拡大する必要がある。然し乍ら学校身体検査規定に基づくものの完全実施にはPTA等を通じての実費の徴集を必要とし、又労働基準法に基づくそれは使用者の負担となつている関係上、事業不振の工場、事業場等にあつては、その完全実施は望むべくもなく、いずれも実効を挙げ得ない場合が少くない現状である。

殊に結核の健康診断にあたつては、ツベルクリン反応検査、レントゲン検査、喀痰検査、赤血球沈降速度の測定等を必要とするので、健康診断の質的な完全実施を行うにも、保健所、各職域診療施設等の施設並びに設備の急速な整備とそれが実施に要する経費の補助については格別の考慮を拂い、その完全実施を期すべきである。

なお、現在健康診断の実全方式は、現行四法規に基づくものにおいては、技術者にも必ずしも統一していない実状であり、これら方式の急速なる一元化が必要である。

（ロ）　事後措置

健康診断の結果適切な治療の賦與、発病の防止、並びに必要な結核伝播の防止等の事後措置が適切に行われなければ健康診断の真の目的が達せられない。これがためには就業者の就業制限若しくは禁止、就学者の通学の制限若しくは停止等の強制的措置も必要とする場合が甚だ多い。

特に就業者の就業制限若しくは禁止の場合においては、これら制限をうける人々が家庭において生活の支柱である際には、これが就業の制限若しくは禁止によつて生活を脅かされる事になり、結核の治療又は予防に必要な措置も生活のため、実行し得ない場合が甚だ多い。従つて勤労者に対する健康診断とその事後措置を完全に実施し、結核による国民貧困化を防止するためには、現行社会保険制度又は生活保護法の適用外にある者、又は社会保険による一部医療費の自己負担に耐え得ない者等の国民中の経済的能力の薄弱者に対する保護こそ患者対策の最重点であつて、これらの生活保障について十分に考慮されなければならない。

（三）　結核患者の療養指導と保護

結核患者の療養のためには入院加療が患者の治療の上からも伝染

源の根絶の点からも理想である事は云うまでもないが、一五〇万の結核患者に対し療養施設は現在僅かに七万床に過ぎず、所要目標の病床が整備されたとしても、尚お九〇%以上の患者が自宅にあつて療養し、又は生活維持のため無理と知りつつも就業している状態である。従つてこれ等在宅患者の正しい療養及び家族の感染防止等の指導こそは、結核予防上極めて重要な事項であつて、これらは保健所を中核として、一般医師と保健婦の任務となつている。

近時、医療施設監視制度の確立に伴い、医療機関の整備が促進せられ、更に連合軍当局による各種の救済援護政策と相俟つて、療養施設入所患者の待遇は精神的、物質的また技術的に大いに改善されつつある。然るに一方在宅患者の多くの者は、入院患者に比較して甚だ劣悪な條件のもとに療養生活を続けている者が多い。従つてこれが改善のためには一般医師、保健婦の一体的活動と、社会保障制度の確立による医療社会事業の適用を期すべきである。

現在、一部民間先覚者の指導により、自宅療養者のための協同組合が東京、大阪、岡山、その他数県に設置され、在宅患者の社会的保護に、非常な好成績を挙げているものがある。かかる組合が保健所單位毎に組織せられ、保健所と緊密な連繋のもとに活動して、在宅患者の保護が強化されることが望ましい。

（四）　医師の結核予防事業への協力

一般開業医師が国民医療の細胞であり、核心である事は今日もなお変りはない。然し乍ら、我国近時の資本主義的社会経済機構の発達は、本来仁術を以つて目的とする医師に、必然的に経営の合理化を要求し、医師の予防医学知識の欠乏と相俟つて、予防事業に対する協力の点においていささか欠ける点があつた。即ち昭和二十三年における結核患者の届出数は三十九万人であつて、然もこれらの大多数は公的医療機関に依るもので、一般医師の届出は甚だ少い現状である。又現行結核予防法によつても、医師が結核患者を診断した場合、消毒その他の必要なる予防方法の指示を行う義務があり、その指示内容は省令に規定されているにも拘らず実際には殆ど実行されていない現状である。

医師の法令に規定されている最少限度の義務の実践が斯くの如くであるにも拘らず、結核予防全般については、医師の協力を求むる事項は、精神的、経済的また技術的に甚だ多いものがある。これらの要望の半でも実践されるならば我国の予防事業は至大な好影響を受けるであろう。

結核患者の届出は医師の義務であり、その目的とするところは伝染源の所在を明らかにして、予防措置を遺憾なからしめると共に、保健婦活動と相俟つて、患者の療養生活を適正ならしめることにある。昭和二十三年における結核患者の届出数は三十九万であり、年間死亡数の約二・六倍であるが、患者数が百五十万と推定される今日、少くとも死亡者数の四乃至五倍の届出を期待したい。

（五）　保健婦の家庭訪問事業

保健婦は医師と密接な連絡の下に患者を訪問して、或は結核の患者及び接触者の発見につとめ、或は患者に必要な看護及び療養の方法を指導し、或は市町村民生委員等と連絡を密にして患者の経済的困難を除去する等、結核の特徴である長期療養に対し、精神的、社会的な援助を與える事を任務としている。

保健婦活動は通常医師の患者届出に基づいて行われるものであるが、少くとも届出患者一名に対して、年平均四回の患家訪問指導を行う必要がある。然るに昭和二十三年における結核患者届出数三十九万に対し保健所における結核專任の保健婦定員は僅かに二、四二二名に過ぎず、過半数の在宅患者が保健婦による保護と指導を受け得られない状態にある。年間患者届出数が死亡者の約四倍即ちおよそ六〇万と予想すれば少くとも、一保健所当り六名、全国で四、八〇〇名の結核專任の保健婦が急速に充足せられ、これが活動に必要な旅費その他の経費が計上されねばならない。

（六）　結核の治療

近代医学の進歩は結核が不治の病であるとの社会通念を打破して、その或るものは一時的であるとは云え、大多数の結核患者を治癒せしめるに至つた。即ち人工気胸術、胸廓成形術等の外科的療法及びストレプトマイシン等の化学療法は結核の治療に画期的な進歩をもたらした。然し乍らかかる医学の進歩にも拘らず、多くの医師は今も尚お X 線検査その他の精密検査に依らずして結核の診断を下し或はかかる最新医学の與える各種結核治療法によらずして旧態依然たる投薬注射等の療法を実施し、従つて患者中多数の者は近代医学の恩恵にあずからず、更に甚だしきは、いたずらに加持祈禱その他の迷信的療術行為乃至は民間薬等に依頼しているものも少なくない現状である。

結核の虚脱療法特に人工気胸病法は、患者の多数が外科的手術はもとより臥床安静すら実施し得ない現在の社会的経済的悪條件の下において、職業に従事しながら病巣の安静を確保し、また空洞を閉鎖して結核の伝染源を社会より隔離する公衆衛生上の利点等よりして、現在我国における最も重要な治療法として奨励する必要がある。

然し乍らかかる近代的療法を施行するには患者の詮衡、治療法の選定及びその実施等には高度の技術と経験を要するため、国、地方公共団体の施設はもとより一般医療施設におけるこれら療法に不可欠の設備、施設等の急速なる整備拡充を図ると共に医師の技術的再教育を強力に実施して、技術の向上に努めなければならない。

結核の化学療法剤であるストレプトマイシンは連合軍の好意により現在までに一万五千人分の輸入を受けたのであるが、この種薬剤の適応患者は最少限度二〇万以上と考えられるので差当つて昭和二十五年度においては七万五千人分の国内生産計画が樹立されたのであるが、強力な国家の経済的援助に基づく、全必要量の国内生産を期して、綜合計画の推進が必要である。

（七）　結核予防職員の確保と知識技術向上のための再教育

結核予防対策の効果的な実施には療養所、保健所等予防施設における医師、保健婦、看護婦、X線技術者、細菌検査技術者等の技術職員の最少所要人員の確保を必要とすることは云うまでもない。

しかるに低い給與水準にわざわいされ、必要なる数の職員の確保が極めて困難な状態にある。従つて職員の給與手当等、待遇の根本的改善を図り、必要数の技術職員の確保を図らねばならない。しかもこれら技術職員は結核の予防及び治療に必要な充分の知識と技術を必要とする。従つて技術水準の向上に関しては特別の考慮が拂われなければならない。

かかる目的を持つて結核予防会は厚生省の委託により結核研究所において、結核專任医の長期講習会と、同令嗣学園における保健婦の長期講習会を実施して居り、その他療養所職員、地方庁関係職員に対しても短期講習会が行われているが必ずしも充分とは云えない現状である。その他一般医師の技術向上についても、医師会等の自からの機能における再教育の計

画が樹立されねばならない。

（八）結核の医療社会事業

結核の発病は貧困者乃至は余裕なき生活者に多く、結核発病により多くの者は失業し、或は生活維持のため発病を知る者も休養せず、予後を不良に導く者が多い現状である。また結核の特徴として一度び発病すれば、その療養に甚だ長期を要するため、その間の医療費、生活費は莫大な額に上り、国民の内自己の資産のみでその負担に耐えうるものは極めて少ない。

現在我国における医療社会事業運用の基礎となつている保障制度の主なるものは、健康保険、国民健康保険、船員保険及び共済組合等の保険制度と、生活困窮者に対する生活保護法であるが、現行の各種社会保険は結核予防上最も必要とされる国民の健康診断の経費に対しては全く保障を與えず更に発病者に対する給付は現在最も充実している健康保険が被保険者に対して医療費の全額を、その扶養家族に対しては半額をそれぞれ二年間給付を行い、傷病手当金としては、報酬月額の六割を一年六ヶ月給付するに止まる現状である。また我国社会保険中最も多くの国民を包擁する国民健康保険においては医療費は平均五割の自己負担であり傷病手当金の支給制度は設けられて居らず、而も戰後かかる組合の四〇％は財政困難のため休止状態にある。また生活保護法についてみても、疾患が長期に渡る関係上、一人当りの扶助額が多額に上り、地方によつては、財政の関係上、その支出が困難であるため、これが必要な給付の適正な運用を欠く場合も少くない現状である。従つて給付を受ける者の側においても必ずしも充分でなく、国立及び公益法人療養所においては、社会保険に加入しないもの、或は国民健康保険の被保険者で医療費の一部負担に耐えられない貧困者の中、生活保護法の適用を受け得ない者が入所する場合は入院料の全部又は一部を免除しなければならぬ現状にある。

殊に結核は貧困者発生の最大原因とされて居り、而も現在社会保険に加入していないものが、全国民の過半数を占める以上、かかる社会保険、生活保護法の適用を受け得ないものに対する保護こそ結核患者対策の最重点であり、これがため非加入者に対する社会保険の拡張若しくは全国民を対象とする更に進歩した社会保障制度の急速なる確立が要望される所以であるが、これら制度の確立までの暫定期間中少なくとも結核に関しては結核予防法に基づいて、最少限度の必要なる対象に対する医療及び生活費の保障を急速に実現する必要がある。特に健康診断の事後措置として、就業の禁止乃至は制限を受ける者が、そのため生活に困難を感じ、医療費に不足をきたす時は、当然法に基づいて保障されねばならない。

又これら社会保障制度と相俟つて国民相互の隣保精神の発露により結核患者のための援護資金の拠出が必要であり、更に各種社会事業団体の資金獲得のための各種事業に対する一層の努力と国民の欣然たる参加が要請されなければならない。このため国、地方公共団体、結核予防協会その他の結核関係団体及び社会事業団体等の渾然一体となれる協力活動が要望される次第である。

（九）生活の改善

日本人の生活條件中、壘の上の生活と蛋白質及び脂肪に乏しい食生活は結核まん延の溫床であることは否定出来ない。

（イ）住宅の改善

先ず結核と住宅との関係を見れば重要な意義を有するものは部屋数であり間数及び家族一人当りの壘数の少い家庭において多くの結核死亡者を出している。殊に戰後の住宅事情の悪化は、一室に多数の家族が生活し、このため一度患者が発生した瞬には家族への伝染防止は実際上困難な状態にあり、最近の乳幼兒の結核死亡増加の傾向は、かかる事実を如実に物語るものである。かかる事実はただ都会地における密集地区のみならず、非衛生且つ因襲的不良生活様式の下にある農村住宅も、結核溫床たる好條件を具備している。従つて一方患者の收容施設の急速な増加を図ると共に、速かに新たなる衛生的見地に立脚した強力な住宅政策を推進せしめる必要がある。

現在、結核予防の見地より改良を必要とする住宅数は我国全住宅数の一〇％の一五〇万戸であるが、結核により最も直接的且つ深刻な被害を受ける自宅療養者の居宅改善による、家族への伝染防止こそは目下の急務であり、その対象となるものは少くとも七万五千戸と考えられる。

然るに最近における一部結核届出患者の環境調査によつて、その過半数は不良住宅に居住するか、或は雜居生活を営み、従つて理論的、経験的見地より、少くも患員の居住する家屋の改善が必要である。又現下の住宅事情により、雜居生活を営む者に対しては、少くも間仕切りの実施、或は屏、衝立、葭簀等の配置を奨励する必要がある。

なお結核予防法に規定する患者の発見並に患者死亡の診断、死体検察後の家屋物件の消毒若は廃棄その他の適切なる予防方法の施行については更に強力且つ徹底的に実施する必要がある。

（ロ）栄養の改善

結核と栄養の関係に対しては正しい栄養が結核の発病防止並びに治癒に極めて有効なことは明白な事実である。最近我国の食糧事情も次第に改善されては来たが、昭和二十三年国民栄養調査によれば、日本人の保健食糧に比較する時一人一日の熱量はなお一〇〇乃至二〇〇カロリーの不足を示し、蛋白質の攝取量も一〇乃至一五瓦不足し、その上これを質的に見れば動物蛋白に比較して植物蛋白の占める割合が甚だ多い。脂肪も標準必要量よりほぼ一五乃至二〇瓦の不足を示している。その他各種ヴイタミン、カルシユームの攝取量も甚だ少い現状である。

最近我国の経済的復興に伴つて、国民の食糧事情にも前途に曙光が見え始め栄養の量的な面における戰前水準への回復も遠くないものと考えられる。然しながら長年の習慣として、日本人の食糧が、脂質は過少であり、蛋白質は余りにも植物性に偏し過ぎ、糖質は大量に過ぎる点に注意を拂い、此際質的な面における改善、即ち脂肪、動物蛋白及びヴイタミン等に富む食糧を採用し、国民体力の増進と疾病の防止、更に国民経済の合理化に対して栄養面より努力する必要がある。

なお連合国軍司令部は主として結核予防の目的を以て、昭和二十一年以来学校給食を実施し、戰後における少年結核死亡減少に少からぬ貢献を行つている。また昭和二十二年以降、入所又は入院患者に対しても主食の増配が行われ、患者の療養に極めて好結果を與えている。然しながら患者の大部分を占める自宅療養者には未だかかる措置が講ぜられていないので今後一般国民の栄養問題の質的量的解決を図ると共に急速に全結核患者に対する主食更に脂肪蛋白の充分なる加配計画が実現されなければならない。

（一〇）結核予防知識の普及

我国における結核予防の科学及び技術は世界の水準に達しているものと考えられるが、これに反して国民一般の結核に対する知識は、欧米文明諸国に比較して相当の懸隔があると云わねばならない。結核予防事業を効果的ならしめるには、一般大衆の結核予防知識の向上が必要であり、これにより始めて予防事業の円滑な推進が期待し得られるのである。

結核に関する知識の啓発は近時漸く盛んとなつて来たが、未だ一部国民に限定されている傾向があり、一般民衆の日常知識となるまでには至つていない。このため厚生省は、衛生思想普及中央連絡協議会をおき各省の衛生思想普及のための施策の統一を図ると共に、広報係を設置して、直接一般民衆に知識普及の徹底を図つている。一方地方においては各都道府県衛生部及び保健所が、組織的且系統的に折にふれ時に臨んで、結核予防知識の普及と実地訓練とを行つている。又民間においては、結核予防会が厚生省の施策に即応して各都道府県に支部を設置し、結核予防に関する啓蒙宣伝及び社会教育のための努力を致しつつある。又学校教育における衛生教育を最近次第に改良されつつあり、新制中学以上の学生生徒に対しては保健科の講義が開始され新制大学の教養学部にも公衆衛生講座が開設され漸く一般衛生知識の啓発と共に結核予防知識の向上の傾向がみられつつある。その他一般社会教育機関においては近時放送によるものは可成り活発であり、又新聞、雑誌にも結核問題が相当取り上げられつつある。特に同憂の士の発刊にかかる二、三の結核専門雑誌の活躍による功績は顕著であつて、現在療養入所患者の多くは、これにより極めて高度の結核に関する知識を持つに至つた。

この様に結核予防知識普及のための各種事業は、近時漸く盛になりつつあるが、未だに国民全体としては結核予防知識はもとより一般衛生知識の低い現状に鑑みて国による広報活動の強化と、衛生教育指導者の養成に力を致すと共に、各都道府県衛生部、保健所並びに学校における医師たる専門の衛生教育担当者の適当数の配置を行い、更に結核予防会その他各種民間団体に対する強力な援助を実施して結核予防知識の普及を図る必要がある。

第六　結核のため支出される国の予算

国は結核を予防し結核患者の治療及び保護を行うため自ら事業を行い、又地方公共団体を指導する。このため国が支出する経費の総計は昭和二十四年度において約二十三億円（生活保護法、政府管掌健康保険の国庫負担金中結核に関する医療給付を合算するときは約三十七億円）に達し、その中予防のため支出する経費はほぼ一億一千万円に過ぎず他のすべては医療・療養に必要な経費である。

結核が国民経済に及ぼす損失がほぼ千億円に達する現状を考える時、結核患者を減少させこの損失を少くする事は、公衆衛生の向上のためのみならず国家再建のため是非必要な事であるが、結核関係予算二十三億中その大部分が患者の医療・療養に要する経費で、純粋に予防のための予算が一億程度の現状では、この目的を強力に推進することは甚だ困難である。

昭和二十四年度厚生省各局が結核の為に支出する経費の内容は次の通りである。

（参考のため二十五年度要求中のものを下段に示した）

昭和二十四年度・二十五年度結核関係国庫支出一覧表

区分	昭和二十四年度予算額	昭和二十五年度予算額	備考
（一）公衆衛生局関係	円	円	
A 結核予防対策強化に要する経費	一五四、四二一、六四二	二四一、七五一、三八六	
1 本省費	二〇、九四六、七五五	一〇〇、八五六、六〇六	
2 結核予防法都道府県事業費	七九、四八〇	一、〇六二、九一〇	
3 予防接種費	三三、八二一、三五六	三三、六六八、三二五	
4 公私立療養所補助費	三一、七三三、〇〇〇	二一、三五五、八三一	
5 都市小児結核予防費	五五、八五一、〇一三	三五、八二五、六二五	
6 委託研究費	三七、一六九、三五二	二一、二四二、〇〇〇	
7 予防知識普及費	九、四九四、三〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	
B 公共事業費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六三三、九〇五	
1 公立結核療養所建設費	二、七五六、〇〇〇	四七、〇五九、〇〇〇	
2 都市小児結核療養所建設費	〇	三五、二〇〇、〇〇〇	
C 保健所運営に要する経費	二、七五六、〇〇〇	二、七六、〇〇〇	
	四〇、四〇二、八八七	九三、四一九、七八〇	
D 人件費（右は庁費及施設費を含む）	四〇、四〇二、八八七	九三、四一九、七八〇	
ストレプトマイシン研究費	四六、〇〇〇	四六、〇〇〇	
（二）医務局関係	二、一二六、三五八、一九五	二、七二五、二〇二、九〇〇	
A 国立療養所に要する経費			
歳出	（三、四九五、七四七、〇〇〇）	（三、九三三、五五三、〇〇〇）	
歳入	（一、四〇三、五五七、〇〇〇）	（一、八六八、三三、三〇〇）	
差引国庫支出額	一、九五、一九〇、〇〇〇	二、〇四四、五四〇、七〇〇	
B 国立病院に要する経費			
1 一般会計（四月より六月）			
歳出	七二五、八〇〇、〇〇〇	〇	
歳入	五五八、二五一、七五〇	〇	
差引国庫支出額	一五七、四四八、二五〇	〇	
2 特別会計（七月以降）		（四月より翌年三月）	
国庫支出額	（八八、五五、〇〇〇）	（九八、二一四、〇〇〇）	昭和二十四年七月より特別会計に変更
国庫支出額計	九五八、二一二、二五〇	九八、二一四、〇〇〇	
以上の三〇%を結核関係として	二八七、四六五、三七五	二七四、四二二、一〇〇	
C 公共事業費	三六、七〇四、八二〇	三六、四一〇、〇〇〇	国立療養所及び病院に対するもの八、七四四床分
小修備分	〇	〇	
大修備分	二、二七〇、八六九、八三七	二、九五六、九五四、二六五	
計			

第七　結　語

長期にわたる戦争のため疲弊しきった我国も連合国軍の援助と国民の努力によつて近時漸く再建への曙光を見出すことが出来るようになつた。しかし国民の衣食住に関する生活が惠まれ、健康で文化的な生活を営むことができるようになるためには、経済を更に安定させ且つ進歩させる必要があることは謂うまでもない。一方結核はその社会疾患という特質から社会條件就中経済状態の如何はそのまん延状態を左右する重要な因子の一つである。

国家を再建する方途として無駄な経済的消耗は極度に切詰めなければならないが年々結核まん延のため約千億円の経済的損失を受けている事は再建途上の重大な障害と考えられる。

貧困な国家に結核多く、結核多ければ国は貧困となる―この悪因果関係を打開する唯一の方途は、科学的な基礎に立脚した結核予防対策の徹底的実施以外にない。

戰後特に昭和二十三年以後においては、我国の結核対策は結核病床の増加或は保健所の整備拡充等、結核予防の施設面については多少見るべきものがあり、又生活困窮者の結核患者並にその家族の援護に対しては生活保護法の施行により一画期をもたらしたが、結核予防活動については現在要請されている最小限度をさえ満足させているとは云い難い。殊に各般の予防事業についてはその目標とするところには未だ遠きにありと断ぜざるを得ない。

国の予算よりこれを見れば、現在国が結核に投じている経費は二十三億（生活保護法及び政府管掌健康保険の政府負担金中結核に関する医療給付を合算するときは約三十七億円）に過ぎず就中積極的予防対策に投ぜられる経費は一億程度の現状であつて、これによつては結核を急速に減少せしめることは困難である。

現在の我国の持つ結核に対する予防技術はこれを高度に活用すれば結核患者を五ケ年乃至十年間に半減せしめることは困難でない。若しこのことが可能であるとすれば、これが施策の実施に相当額の国費を投じて結核予防対策を積極的に実施することは結局国家経済に非常な利益をもたらし、国民を精神的にも物質的にも幸福に導くものと考えられる。

これがため、現行の結核予防法を改正し、科学的基礎に立脚して各般の結核予防事業を広範囲に且つ容易に運用し得る如くし、しかもこれに所要の経費を計上すると共に、他面速やかに社会保障制度を確立して、結核予防事業遂行上の隘路を除去する必要がある。

国立結核療養所の概況

一、国療の地位

（昭二四、一〇現在）

我国の療養所病院を通じて、一切合切の結核病床は七六、三〇〇床でありまして、その内結核療養所は官公私立を通じて二九四所、五四、五〇〇床で更に国立はその内一四一所、三八、〇〇〇床であります。即ち国療は全結核病床の約五割、結核療養所病床の約七割を占めております。尚病院の結核病床は二一、八〇〇床でその内国立病院の結核病床は大体一〇、〇〇〇床を占めております。日本中の病院、療養所は合計三、〇三七院、一二五、六二〇床でその日常入院患者収容率は六五％でありその全病床に対して結核療養所病床は二二％を占めております。米国では全病院、療養所は、六、三五五院、一四二万三、五二〇床でその收容率は八五％この全病床に対して結核療養所は四三八所八一、九九三床であつて六％に過ぎません。即ち米国では、膨大な病院の病床がよく利用されておつて、しかも結核療養所病床は僅に六％に過ぎないのですが日本では僅かの全病床が六五％しか利用されず、しかもその五分の一の病床は結核療養所であるのです。人口千名に対比すると日米共に結核療養所病床は約〇・六床であつて、僅かながら日本の方が多いのでありますが、結核の年間死亡数百名に対比致しますと、米国の一二〇床に対して、日本は僅かに三分の一以下の三六床を有つに過ぎません。以上を通覧致しますと、人口に対しては、日本でも米国に劣らぬ結核療養所病床を持つておりながら、余りにも結核が蔓延して結核患者が多い為に、その病床が不足しているのであります。尚国療の結核病床は常に満員に近く、療養所によつては多数の入院待機患者がありますが、我国全体の病院をも含めた結核病床は、その利用率八〇％ということになつておりまして、不足な結核病床が空床になつているという不合理があります。尤も米国の六分の一しかない一切の病院病床が日本では利用率六五％という低率でありますから、まだ結核病床は良く利用されている方なのです。これら利用率の低いということは、まことに不経済であると共に、今後の拡充計画にも大いに差障りがありますのでその原因を十分つかんで、改善することが急務であります。

（第一表）結核施設と病床　昭二四、一〇現在

区分	箇所	病床数
国療	一四一	三八、〇〇〇
その他の療養所	一五三	一六、五〇〇
病院の結核病床	—	二一、八〇〇
計	二九四	七六、三〇〇

国別	病院、療養所数	ベット数	利用率
日本	三、〇三七院	二五一、六二〇	六五％
米国	六、三三五〃	一、四二三、五二〇	八五％

結核ベット	日本	米国
対全病床	二二％	六％
対人口千名	〇・六八	〇・六〇
対結核死亡百名	三六床	一二〇床

二、国療の入所者推移

二二年までは、療養所の入所患者数は、夏を最高として、年末から翌春まで減少する山を画いておつたのですが、二三年の夏以来増加の一途を辿りまして月々約一千名づつ在所患者が増加しつつあります。

（第二表）入所者推移

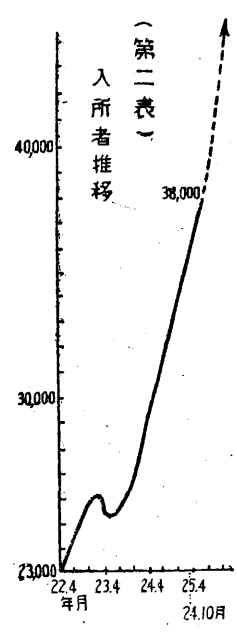

三、国療病床の拡充計画

二四年の四月現在使用し得る国療の病床数は三三、〇〇〇床でありましたが、逐次補修拡充を行つておりますので、二五年三月迄には五四、〇〇〇床となる見込であり、之に国立病院の結核病床約一〇、〇〇〇床を加えまして、二六年三月迄に、国有の厚生省病院が約六四、〇〇〇床になるわけであります。しかし尚、年間結核死亡数一四万五千名の半分にも達しませんので、その過半数に当る八万床は短期間内に国内に国有病床で整備することを当面の急速な目標として努力する必要を痛感しております。

（第三表）　退所者転帰別表

年度	二十三年度	二十二年度
全治	一九・九%	三三・三%
略治軽快	三三・八%	三九・四%
増悪不変	一〇・〇%	一〇・九%
死亡	三三・三%	三〇・一%
その他	五・一%	六・四%

四、国療の転帰別調査及在所期間（第三表、第四表、第五表）

二三年度中の全国療を死亡をも含めて退所した患者数は、三三、五七四名でありまして、この年度中の平均所在患者数約二八、五〇〇名に比して約一・二倍に当り、即ちこの年度中の病床回転率は一二%ということになるわけで、これから一切の患者の平均在所期間を、算術的に推計すると約一〇箇月強ということになります。斯様に結核の様な長期を要する筈の入院期間が平均すると一年を充たないという理由は、退所者の約精半数が三箇月未満で退所しており、しかもそれは入所時重症である為かかる短期間で不幸な死の転帰を取つて退所となるという残念な事実が最大の理由となつているのであります。事実、年間の退所者の内訳は、死亡が三二%を占めております。然しながら一方、半数以上の五二・七%が軽快以上の良成績で退所しておりまして、昔の療養所の退所者の三分の二が死亡で占められていた当時と比較すれば過半数が治療の目的を達するという様になつた最近の状態は、以前に比べてずつと療養所に対して明るい希望がもてる様になつたと思います。一層この成績が改善される様に、死亡が激減して大部分が軽快治癒で退所出来る様な、全ての條件が整つてくることに、国全体で努力の必要がありましょう。

尚、二三年度中の新入所者中、他の病院、療養所から転院して来た人は、二・五%で二二年度よりは減少し、一度退所してから再入所する人は二・二%でありました。

以上は、退所者の在所期間でありましたが、それでは現在生存して治療を続けている在所中の患者の既に在所した期間はどの位になるかというと、全療養所では開所後長短があつて一寸意味が少ないので何れも六百床以上の大療養所でどれも開所後十年を経た旧傷痍軍人療養所の三つを代表的に表示して見ますと、第五表のとほりで、非常に長期に亘つて在所している者が多いことが分ります。

（第四表）　退所者の在所期間（二三年度）

区別	昭和一〇年	昭和二二年	昭和二三年
人口毎千全死亡率	一六・七人	一四・五三人	一二・一人
人口千結核死亡数	一・九人	一・八七人	一・八二人
死亡者中結核死亡	一一・三%	一二・八%	一五・一%

国療入所者中男女の比率は二対一であります。年齢別では男女共に入所者の約半数が二〇歳乃至二九歳の年齢層に占められていて、これは、我国全体の結核年齢別分布に一致しているわけであります。ただ、一般の年齢別死亡率乃至は患者に比して、一〇歳―一九歳の入所患者が割合に少なく、それに反して年齢別結核死亡率の割合よりは三〇歳―三九歳の入所患者が多いことは、日本では結核発病後療養所治療に到るまで相当ずれのあることを示しているものでありましょう。尚それでも一般の国立療養所病床に九歳未満の子供が二・九%、十五歳未満とすれば七―八%が入つていることは、何となしに痛々しいことであり、又大人も子供も、双方共療養上色々の支障が考えられ、是非小兒結核専用の療養所なり、又は小兒の特別病棟を附設した特別療養所の設置が望ましいと思われます。

（第五表）

在所期間	A療養所	B療養所	C療養所
三月未満	四八・五%	四八・〇%	三八・〇%
三月―六月	一五・七%	一六・〇%	一六・〇%
六月―一年	一六・〇%	一三・〇%	一四・〇%
一年―二年	一三・〇%	一〇・〇%	一〇・〇%
二年―三年	三・四%	四・八%	五・七%
三年以上	三・四%	三・八%	一・五%

五、結核死亡率の推移

ここで一言しておきたいことは、前項に述べました様に、療養所における死亡率が昔の療養所よりは改善されたことや、又我国の結核死亡率がこの二―三年来、漸次減少に向いつつある様な事実から、非常に結核対策がうまくいつているというような楽観論も、世の中にはある様ですが、第六表にある通り日本人の全般の死亡率が、この十年来著しく減少しているのでありまして、それは他の疾病対策その他の生活文化の進展は、相当死亡率の低下に影響するだけの動きがあるに拘らず、結核死亡率の減少に比較しますとまことに立ち遅れているのであります。従つて国民死亡率中に占める結核死亡率の比重は年々激増しているわけであります。

第一項でのべました療養所病院の日米の比較に思い合せても、今こそ結核療養並に予防の対策が他の事業に比して一層重点化されなければならないことを示していると思います。

六、在所者年齢別（第六表）　結核死亡率

入所者	男	女	計	結核死亡者	男	女	計
〇歳―九歳	三・二%	七・九%	五・〇%	〇歳―九歳	四五・〇%	二八・九%	三〇・一%
一〇歳―一九歳	五・〇%	一二・七%	八・二%	一〇歳―一九歳	四六・〇%	二一・〇%	三四・〇%
二〇歳―二九歳	三・七%	九・五%	六・一%	二〇歳―二九歳	二五・五%	九・一%	一六・一%
三〇歳―三九歳	二・一%	四・五%	三・一%	三〇歳―三九歳	九・六%	八・二%	九・〇%
四〇歳―四九歳	一・一%	二・一%	一・五%	四〇歳―四九歳	五・四%	七・一%	六・一%
五〇歳以上	一・一%	一・一%	一・一%	五〇歳以上	一・一%	一・一%	一・一%

又、男、女を比較しますと、二九歳までは女子の入所率が良いのですが、三〇台以上になりますと急に男子に比して女子の入所率が悪くなります。これは恐らく主婦が、ことに子持ちの年配になつた主婦が、結核である場合には、**療養所入所が子供への伝染防止の重要性をも含めて必要であつても、男子に比して入所することが生活條件の上から不可能であることを示していると思われ、この解決には、広い社会生活、家庭生活上の対策が必要であろうと思われます。**

七、在所者安靜度別分類

国療では入所患者の病状から運動量に従つて安靜度を五段階に区別しておりまして、作業療法に従事し得る軽いものをA級、病棟外の附近に散歩に出られる程度のものをB級、病棟内生活C級、病室内だけの生活D級、最も重症で病床内だけの安靜E級、ということになつておりますが、第八表の通り最も治療の対象となりしかもその療養の如何が運命の岐路に立つている活動性のC、D級が、全体の三分の二の六九%を占めております。

（第八表）　安靜度別表

安靜度	割合	区分	割合
A級	一・二%	作業患者	一・五
B　〃	二・五	肺外結核患者（合併を除く）	一・五
C　〃	三四・八		
D　〃	三四・二	非結核患者	一・〇
E　〃	一四・五	旧傷痍軍人	一二・〇

尚、全国療の所謂個室は、全病床の約一五%でありますが、丁度E級の患者がそれに匹敵しているわけであります。尚作業療法患者が五・三%で丁度A級患者に該当しております。尚肺以外の結核症のみを有する患者が三・五%あり、これは主として骨関節のものが多いのですが、将来これ等の專門療養所も考慮した方が治療上有利と思われます。三%の非結核患者が貴重な療養所病床を占めていることは、不合理ですが、これは療養所によつては、所謂無病床地域に存在して地元民の急性の救命的治療に応ぜざるを得ない為であろうと思われます。これ以上増えない様にしたいものです。全国療を通じて、傷痍軍人は一五%であり、逐次その率は減少しつつあります。事実上国立療養所は大半が一般国民のものになつているわけであります。

八、在所者治療別状況

人工気胸を継続実施のもの二七・四%で、胸廓成形手術実施数は二四年五月の一箇月間に三三四例で燒灼術の一三六例、捻除術の九一例、充塡その他の手術の一、〇一一例を合せて、五月中に行われた手術数は一、五七一例でその当時の入所患者に比較すると四・七%に当り、これを一年間に類推すると略平均入所患者数の五五%程度の手術件数が一年間にあるということになります。わかり易く言えば、五〇〇床常時收容しているところでは、一年間に二百七十五例位の結核手術が行われているということになります。全国療の内には、未だ外科医も手術室も無い療養所が相当数ありますので約四割手術を実施しているところだけの統計をとれば、更に手術例は高率となります。一四一箇所の療養所が手術だけは全部実施出来る様に至急なりたいと思います。尚報告のあつた九〇施設の二四年四月乃至九月の半年間の手術成績は第十表で御覽を願います。これを通覽しますと、地区によつて成形術より充塡術の方が多く行われている地区もあり、逆に成形術が優勢の地区あり、又患者数に比して手術の盛んな地区と然らざる地区ありで、それぞれの地域の進歩の程度或は特長がうかがわれます。尚全療養所の在所者菌陽性率は略五〇%です。

（第九表）　二四年五月現地治療状況

区分	人員	入所者との比率
気胸療法中	九、二七二	二七・四%
成形術数	三三三	一・〇
燒灼術数	一三六	〇・四
捻除術数	九一	〇・三
その他数	一、〇一一	三・〇

（第十表）　地区別手術状況（半年間）

地区／件数	施設数	患者数（五月現在）	手術施設数	胸廓成形	充塡	横隔膜神経捻除	肺葉切除	燒灼	その他
北海道	一〇所	一、九二〇	四	四件	二〇件	六件	〇件	九件	七
東北	一五	三、二四〇	七	一七	一八	一三	六	四九	二
関東信越	三五	九、九七八	二六	七三六	六〇九	一三八	一七	三五	五二
東海北陸	三	五、一四七	一四	一八〇	一三九	五	〇	三七	八
近畿	一七	四、三九九	一三	一三三	一四九	六一	八	三三	三三
中国	一二	二、八一七	八	三二〇	一三七	三	一八	一七	二四
四国	八	一、五八一	四	四六	一六四	二五	〇	四一	〇
九州	二五	四、九二六	一四	三一四	二五五	四六	〇	一五六	〇
計	九〇	三二、七六八	八〇	一、九五七	一、八〇二	四六七	五九	八三	一三

九、在所者の職業別分類

結核在所者の若い年齢並に女子患者が全体の三分の一あり、殊に一九歳以下が一割以上あることから、無職が全職業の三分の一を占めて第一位であるのは当然であるが、又これは同時に直接社会保険等の保護をうけにくいことを示し、又第二位公務自由業であるのは日本人の職業分類に比して異なつた点でこれは公務自由業のものが療養所に入る機会を多く有するものか、或は結核が多いか、どちらかであろうかと思われます。何れにしても、過半数が特技を有たない無職又はその他の事務的のものを含んでいるので、軽快後の職業問題或は職業補導の問題が大いに研究工夫を要するのであります。

十、在所者入所費用負担別分類

全患者中、自己の費用のみで入所しているものは、僅か三・五%だけでありましてその他の九六・五%の患者は多かれ少なかれ自分以外の経費の負担をうけているわけで、これから見ても結核が社会的疾患であり、又長期にわたる肉体消耗と同時に家庭経済社会経済の消耗病でもあるけれども、然も上述の如く国としてはその対策を絶体に全体の必要から遂行しなければならないことを示しております。従つて国立療養所は国立病院の如く、特別会計制にすべからざるものでありまして現在のところ絶体に特別会計制にしない様に政府並に関係者が確定致しましたのも、これらの事実と理由によるものであります。

（第十一表）　職業別分類表

職業	%
無職	三三・〇
公務自由業	二一・一
農業	一二・七
工業	一二・五
その他有業	九・五
商業	六・一
交通業	二・八
鉱業	〇・九
水産業	〇・八
家事	〇・六

（第十二表）　入所者費用負担状況

負担区分	百分比
生活保護法に関係ある者	四〇%
社会保険に関係ある者	三五
未復員者給與法による者	七
経費に関係ある者	八・一
無料に関係ある者	一〇・五
自費	四・〇

以上長々と幾つかの資料にもとづきまして全国立療養所の総合概況の一端を申し述べましたが個々の療養所につきましては、百差百別でありまして、地域的に見て、その地の結核患者のうける福祉に大きな差のあることはいなめない事実であり、從つてどの療養所も早く一定の水準までに改善して行く必要を痛感するのでありますが、その速かなる実施を計ると同時に、幸い同じ国立同志の便益を最大限に活用して、手術その他の能力を県境や地域を越えて彼我融通して全体の効率を挙げて一刻でも早くより多くの結核になやむ人々の療養に役立つ様に、お互に努力したいと思います。

昭和二十四年度結核病床数

結核療養所		一般病院（結核病室）				総計			
施設数	全療養所病床数	施設数	全結核病室病床数	施設数	国立病床数（再掲）	施設数	全結核病床数	施設数	国立病床数（再掲）
二九四	三五、三五六	三五	三、一三〇	一〇九	九、九三四				
施設数	国立病床数（再掲）					八〇四八六	三五、三	三〇	五四、九三四
一四二	一四、〇〇〇								

備考

一、療養所及び一般病院（結核病室）の病床数は、昭和二十四年十月末日現在（病院月報第一〇号）によるものである。

二、国立療養所及び国立病院の病床数再掲は昭和二十四年度未予定病床数である。

昭和二十五年度未予定結核病床数及増床計画

昭和二十五年度国立療養所増床計画		昭和二十五年度末予定結核病床数		
全結核病床	国立病床（再掲）			
大整備後病床数	大整備後国立病床数	同率	大整備後病床数	同率
八九、五八六（六〇〇）	六三、四三四	六一・八	八、五〇〇	五三、五〇〇

備考

一、公立療養所は、公共事業により北海道（三〇〇床）東京（三〇〇床）が新設される。（全結核病床欄に括弧再掲した病床数）その外北海道（三〇〇床）東京（三〇〇床）及びその他の数県においても新設が計画され起債申請中である。

二、その他の一般結核療養所及び病院の増新設計画もあるが、詳細は不明である。従つて国立結核病床及び公共事業による公立結核病床の増新設分以外の一般結核病床数は昭和二十四年十月末日現在の数をそのまま使用した。又起債申請中の新設計画分も掲示してない。

昭和二十五年二月現在

保養所、後保護施設収容定員数

道府県別	保養所		後保護施設			備考
	小児保養所	教員保養所	国立	公立	私立	
北海道	一〇〇					
青森						
岩手						
宮城		六〇				
秋田		四〇				
山形						
福島						
茨城				二〇		県立支部保導所
栃木						
群馬		五〇			七〇	財団法人榛名荘
埼玉						
千葉						
東京	一〇〇					東京療養所附属薫風園
神奈川	一〇〇					
新潟						
富山						
石川		四〇				
福井						
山梨						
長野		一二〇				
岐阜		五〇				
静岡		四〇			五〇	国立神奈川療養所附属五〇ベット 公益法人登録保養園三〇ベット
愛知	二〇〇	一〇〇				
三重						
滋賀		三二				
京都		五〇				
大阪	五五〇	一五〇				
兵庫	（一五〇）	一〇〇				
奈良						
和歌山						
鳥取						
島根		五〇				
岡山	一	五〇				
広島		四五				
山口		五八				
徳島						
香川						
愛媛		五〇				
高知						
福岡		八〇				小千谷療養所附属
佐賀		三〇				
長崎		五〇				
熊本		五〇				
大分		五〇				
宮崎						
鹿児島		三〇				
計	九五〇	一、九八九	一五〇	二〇	一〇〇	

一、小児保養所

東京都は都立、神奈川は横浜市立、愛知は名古屋市立、大阪は大阪府立一〇〇、大阪市立四五〇兵庫は神戸私立で目下建設中

二、教員保養所の中医療法の適用を受けている施設もあるが正確な数は不明である。

国立結核療養所職員定員現員調（昭和二四、八、三一現在）

区分	医師	薬剤師	技手	婦長	事務	看護婦	その他	計
定員	一、三二三	二九八	一九三	二〇五	二、六〇八	七、一五八	四、三六七	一八、一〇九
現員	八八二	二〇二	一二五	一二七	三、三四七	五、一三〇	五、〇九六	一四、〇〇七
充員百分率	六六・六%	六七・三%	六六・八%	六一・九%	九〇・〇%	五二・一%	一六・〇%	六六・九%
欠員	四四〇	九七	六七	大	二六一	一、九一八	△七九	二、一〇二

備考　△印は過員を示す

昭和二十四年度各月現在所患者数調

種別／月別	二四年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	二五年一月	二月	三月
結核	三二、三三	三三、八三	三四、九二七	三五、九四七	三六、九〇四	三七、八〇三	三七、九六四	三八、二五五	三六、五二七	—	—	—

引揚者	二、三九五
傷痍軍人	四、七三二
外泊件数	三、九七三

死亡	
肺結核	八一〇
事故退所	七一八
事由退所	四〇七
医学的	
計	一、一三五
増悪	六四
不変	四三三
好転	六〇八

病態	
治癒	九三
略治	三五〇
時所退	
計	一、一三五
停止	三六八
進行	一三五

患者	
非結核	六八四
肺結核	一、一三五
肺外	七
結核	
肺結核	一、一三五

患者	
非結核	六八四
肺結核	一、一三五
肺外	七
結核	
肺結核	一、一三五

患者	
非結核	六八四
肺結核	一、一三五
肺外	七
結核	
肺結核	一、一三五

患者	
計	一、一三五
E	一〇三
D	三〇三
C	四一〇
B	三六八
A	一三五

患者数	
一日平均	二九、二三四
患者延数	九二、八六九
患者実数	三〇、七五七
再来患	
患者延数	七六、六九七
再来患	
患者数	一六、一九二
新来	

患者数	
月末待期	六、六五二
外気小屋	一、三七〇
収容余力	二、三三六
差引可能と在所患者の月末収容	二、三八二

もの又は健康者と殆んど同様の生活を許されているもの。
もの生活の許されているもの。
活の許されているもの。
での生活の許されているもの。
けでの生活の許されているもの。

平均数	非結核	七六三
	肺結核	一、一四二
	肺外結核	一、一四二
日平均在所患者数	非結核	六八四
	肺結核	一、一三五
	肺外結核	一、一三五
致死患者延数	非結核	二四、一二九
	肺結核	五四、六三
	肺外結核	八、一〇八
月末在所患者	非結核	六八四
	肺結核	一、一三五
	肺外結核	七
死亡	非結核	三四
	肺結核	一一〇
	肺外結核	三〇
退所	非結核	五八七
	肺結核	七
	肺外結核	一、一三五

治療状況調（昭和二四年八月現在）

治療別	人工気胸	成形術	充填術	外科	その他の療法	気来患
治療患者人員数	新設行数	継続一ヶ月以上数	胸廓行術実数	施術者数	その他	継続者数
	九四二	九、一九八	二一七	二、〇八一	一六五	一、六七五
		継続数	月間被施数	月末現在数	捻除術	新施行患者
		九、一九八	二一七	五、五二八	七四	一六四
		被施術者	着実数	着焼灼術	横隔膜神経	一ヶ月以上
		五、五二八	一八四	一〇二	一八九	一、六七五
		月末現在	月間被施	胸廓内癒	作業療法	患者
		五、五二八	一八四	一〇二	一、七一三	一六四
		月末現在	着実数	着焼灼術	物療法	継続者数
		五、五二八	一八四	一〇二	六五五	一、六七五
		月末現在	着実数	着焼灼術	特殊薬	継続者数
		五、五二八	一八四	一〇二	六五五	一、六七五
		月末現在	着実数	着焼灼術	歩行療法	継続者数
		五、五二八	一八四	一〇二	二〇五	一、六七五
		月末現在	着実数	着焼灼術	その他	継続者数
		五、五二八	一八四	一〇二	一八九	一、六七五

診療費の負担状況調（昭和二四年八月現在）

支拂種目	一つの方法で支拂				二つの方法で支拂				三つの方法で支拂				四つの方法で支拂	未定	計
	自費	免除	保険	医療扶助	未復員法	自費減額	自費保険	自費医扶	免除保険	免除医扶	保険医扶	免除医扶保	保険医扶自費減額		
人数	一、四〇二	二、三九九	一一、〇四三	一三、〇六三	二、三六一	二、四一二	一、二三七	五九三	五三四	一七五	五一〇	二五	四	五三八	三六、八四七

患者給食調（昭和二四年八月現在）

種別	食費	一人一日平均栄養価				
	一人一日平均	蛋白	脂肪	含水炭素	熱量	
平均率	五四・六九円	七九・六g	二五・八g	四四七・九g	二、三三一cl	

入所患者安静程度別月末肺結核患者

入所	非結核	六二一
	肺結核	二、八四
	結核肺外	二一三
	肺結核	二、七四
繰越	非結核	七五四
	結核肺外	一、二一九
	肺結核	三三、九五

安静程度	A	B	C	D	E	計
肺結核	一、六八五	四、〇七九	一三、三四	二一、一八〇	四、五七七	三四、九〇五

肺結核患者月末	A	一、六八五
	B	四、〇七九
	C	一三、三四
	D	二一、一八〇
	E	四、五七七
	計	三四、九〇五

註	ので生りだ中外の周上法内での療の内トツ業棟棟ツ作病病ベベ
	ABCDE級級級級級

月末来所日	患者数	前月末	四、五九〇
	所患者数	月末在	三六、九〇四
昭和二十四年八月外来患者月報	総計		四四八六
	歯科		六二
	外科		一、二九五
	内科		一、五二〇
	結核科		一〇五九
昭和二十四年八月収容余力	可能収容	月末最大	三九、二六
	容可能	最大収	四三、二五三
	三ヶ月後	予算定員	三六、五五六

国立（結核）療養所の収容余力、待機患者調（昭二五、一末現在）

地区別	在所患者数	最大収容力	収容余力	待機患者
北海道	二、一三四	二、二一七	七八	一八二
東北	三、六六九	四、〇二一	三三四	二〇三
関東信越	一一、〇六五	一一、八四二	七〇三	三、三二九
東海北陸	五、八七一	六、四五八	六〇一	三二八
近畿	五、五一一	五、八八六	三六〇	二八九
中国	三、二四三	三、五九五	二一二	四二〇
四国	一、八八五	一、九三一	四八	五九〇
九州	五、七九四	六、一一九	三〇三	一、七二〇
計	三九、一七二	四二、〇六九	二、六四九	七、〇六一

国立病院における結核患者収容余力調表

昭和二四年一〇月現在調　厚生省医務局

結核病床数	収容患者数	収容余力	入院申込患者数	入院申込から入院出来る迄の期間	備考
九、九三四	九、三八五	九五四	二、〇二八		

学徒及び学校職員の結核に関する資料

一、学徒の結核罹患状況

1　学徒の年齢別結核性疾患者（昭和二十四年全国学校身体検査統計による）

(1)　小学校兒童の年齢別結核性疾患者
(2)　中学校生徒の〃
}　文部統計速報より（昭二五・一 No. 30）

学生、生徒、兒童、幼兒の年齢別結核性疾患者

(A)　幼稚園、小学校及び中学校

区分	総数		市部		郡部	
	該当人員	百分比	該当人員	百分比	該当人員	百分比
	男					
幼稚園 四年 肺結核	人 一	% 〇・〇一	人 一	% 〇・〇一	人	%
幼稚園 四年 その他の結核	一	〇・〇一	一	〇・〇一		
幼稚園 四年 計	一	〇・〇一	一	〇・〇一		
幼稚園 五年 肺結核	五	〇・〇一	二	〇・〇一	三	〇・〇一
幼稚園 五年 その他の結核	一一	〇・〇一	五	〇・〇一	六	〇・〇一
幼稚園 五年 計	一六	〇・〇一	七	〇・〇一	九	〇・〇一
幼稚園 六年 肺結核	一九	〇・〇一	七	〇・〇一	一二	〇・〇一
幼稚園 六年 その他の結核	三二	〇・〇二	一三	〇・〇二	一九	〇・〇二
幼稚園 六年 計	五一	〇・〇二	二〇	〇・〇二	三一	〇・〇二
	女					
幼稚園 四年 肺結核	人	%	人	%	人	%
幼稚園 四年 その他の結核	一	〇・〇一	一	〇・〇一		
幼稚園 四年 計	一	〇・〇一	一	〇・〇一		
幼稚園 五年 肺結核	三	〇・〇一	一	〇・〇一	二	〇・〇一
幼稚園 五年 その他の結核	八	〇・〇一	四	〇・〇一	四	〇・〇一
幼稚園 五年 計	一一	〇・〇一	五	〇・〇一	六	〇・〇一
幼稚園 六年 肺結核	一六	〇・〇一	七	〇・〇一	九	〇・〇一
幼稚園 六年 その他の結核	二三	〇・〇二	一一	〇・〇二	一二	〇・〇二
幼稚園 六年 計	三九	〇・〇二	一八	〇・〇二	二一	〇・〇二

(B)　高等学校

区分	男		女	
	該当人員	百分比	該当人員	百分比
一六年 肺結核	二一人	〇・〇四	一人	〇・〇一
一六年 その他の結核	一七	〇・〇三	一	〇・〇一
一六年 計	三八	〇・〇三	二	〇・〇一
一七 肺結核	二六	〇・〇四	一	〇・〇一
一七 その他の結核	一八	〇・〇三	一	〇・〇一
一七 計	四五	〇・〇四	二	〇・〇一
一八 肺結核	二三	〇・〇四	一	〇・〇一
一八 その他の結核	一四	〇・〇二	一	〇・〇一
一八 計	三七	〇・〇三	二	〇・〇一
一九 肺結核	一〇	〇・〇二		
一九 その他の結核	一六	〇・〇三		
一九 計	二六	〇・〇二		
二〇 肺結核	一三	〇・〇二		
二〇 その他の結核	一三	〇・〇二		
二〇 計	二六	〇・〇二		

備考　%……該当人員／検査人員

(3)　高等学校生徒の年齢別結核性患者
(4)　大学高等専門学校学生の〃
}　文部統計速報より（昭和二五・一 No. 30）

区分	男		女	
	該当人員	百分比	該当人員	百分比
一九 肺結核	一〇人	〇・〇七	人	%
一九 その他の結核	一六	〇・〇六		
一九 計	二六	〇・〇七		
二〇 肺結核	一〇	〇・〇七	一	〇・〇一
二〇 その他の結核	一三	〇・〇五	一	〇・〇一
二〇 計	二三	〇・〇六	二	〇・〇一

小学校 七 肺結核	その他の結核	計	八 肺結核	その他の結核	計	九 肺結核	その他の結核	計	一〇 肺結核	その他の結核	計	一一 肺結核	その他の結核	計	一二 肺結核	その他の結核	計
三八	三九	七二	四〇	三七	七七	二八三	二七	五七	二八三	二五	五八	二三四	二四	四八	二三四	二一	四五
〇・〇四	〇・〇五	〇・〇九	〇・〇五	〇・〇五	〇・一〇	〇・三七	〇・〇四	〇・〇七	〇・三七	〇・〇三	〇・〇七	〇・三〇	〇・〇三	〇・〇六	〇・三〇	〇・〇三	〇・〇六
二七五	二七	三〇二	三〇〇	二七	三二七	二七一	二七	二九八	二六五	二七	二九二	二六〇	二七	二八七	二五九	二七	二八六
三五・四	三・五	三八・九	三八・五	三・五	四二・〇	三四・八	三・五	三八・三	三四・〇	三・五	三七・五	三三・四	三・四	三六・八	三三・二	三・四	三六・六
二八二	二八	三一〇	二八〇	二八	三〇八	二七一	二八	二九九	二六五	二八	二九三	二六〇	二八	二八八	二五九	二八	二八七
三六・一	三・六	三九・七	三六・〇	三・六	三九・六	三四・八	三・六	三八・四	三四・〇	三・六	三七・六	三三・四	三・六	三六・九	三三・二	三・六	三六・八
二一四	一八	二三二	二一〇	一八	二二八	二〇一	一八	二一九	二〇五	一八	二二三	二〇四	一八	二二二	二〇三	一八	二二一
二七・四	二・三	二九・七	二七・〇	二・三	二九・三	二五・八	二・三	二八・一	二六・二	二・三	二八・五	二六・一	二・三	二八・四	二六・〇	二・三	二八・三
一〇七	一〇	一一七	一〇五	一〇	一一五	一〇一	一〇	一一一	一〇二	一〇	一一二	一〇一	一〇	一一一	一〇一	一〇	一一一
一三・七	一・三	一五・〇	一三・五	一・三	一四・八	一二・九	一・三	一四・二	一三・一	一・三	一四・四	一三・〇	一・三	一四・三	一三・〇	一・三	一四・三
三一二	二九	三四一	三一〇	二九	三三九	三〇一	二九	三三〇	三〇二	二九	三三一	三〇一	二九	三三〇	三〇一	二九	三三〇
四〇・一	三・七	四三・八	三九・八	三・七	四三・五	三八・六	三・七	四二・三	三八・七	三・七	四二・四	三八・六	三・七	四二・三	三八・六	三・七	四二・三
一四〇	一二	一五二	一三九	一二	一五一	一三九	一二	一五一	一四〇	一二	一五二	一四〇	一二	一五二	一四〇	一二	一五二
一八・〇	一・五	一九・五	一七・九	一・五	一九・四	一七・九	一・五	一九・四	一八・〇	一・五	一九・五	一八・〇	一・五	一九・五	一八・〇	一・五	一九・五
一七四	一五	一八九	一七四	一五	一八九	一七四	一五	一八九	一七四	一五	一八九	一七四	一五	一八九	一七四	一五	一八九
二二・四	一・九	二四・三	二二・四	一・九	二四・三	二二・四	一・九	二四・三	二二・四	一・九	二四・三	二二・四	一・九	二四・三	二二・四	一・九	二四・三
一〇七	一〇	一一七	一〇七	一〇	一一七	一〇七	一〇	一一七	一〇七	一〇	一一七	一〇七	一〇	一一七	一〇七	一〇	一一七
一三・七	一・三	一五・〇	一三・七	一・三	一五・〇	一三・七	一・三	一五・〇	一三・七	一・三	一五・〇	一三・七	一・三	一五・〇	一三・七	一・三	一五・〇
三二八	三〇	三五八	三二八	三〇	三五八	三二八	三〇	三五八	三二八	三〇	三五八	三二八	三〇	三五八	三二八	三〇	三五八
四一・九	三・八	四五・七	四一・九	三・八	四五・七	四一・九	三・八	四五・七	四一・九	三・八	四五・七	四一・九	三・八	四五・七	四一・九	三・八	四五・七
一七五	一六	一九一	一七五	一六	一九一	一七五	一六	一九一	一七五	一六	一九一	一七五	一六	一九一	一七五	一六	一九一
二二・四	二・〇	二四・四	二二・四	二・〇	二四・四	二二・四	二・〇	二四・四	二二・四	二・〇	二四・四	二二・四	二・〇	二四・四	二二・四	二・〇	二四・四

中学校 一三 肺結核	その他の結核	計	一四 肺結核	その他の結核	計	一五 肺結核	その他の結核	計
二三四	二四	四六八	二三四	二一	四五五	二二五	二一	四三六
〇・二五	〇・〇二	〇・五〇	〇・二五	〇・〇二	〇・四九	〇・二四	〇・〇二	〇・四六
二五三	二六	二七九	二五三	二六	二七九	二五二	二六	二七八
二七・一	二・八	二九・九	二七・一	二・八	二九・九	二六・九	二・八	二九・七
二一〇	一一	二二一	二一〇	一一	二二一	二〇九	一一	二二〇
二二・五	一・二	二三・七	二二・五	一・二	二三・七	二二・四	一・二	二三・六
四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八
二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五
六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一
三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四
八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六
四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九
一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二
五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四
一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三
六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一
一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五
七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三
一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八
八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三
一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九
八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八
一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一
九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一
一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇
九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七
一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一
一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七
一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八
九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇

中学校 一五 肺結核	その他の結核	計	一六 肺結核	その他の結核	計	一七 肺結核	その他の結核	計	一八 肺結核	その他の結核	計	一九 肺結核	その他の結核	計	二〇 肺結核	その他の結核	計
二二五	二一	四三六	二二五	二一	四三六	二二五	二一	四三六	二二五	二一	四三六	二二五	二一	四三六	二二五	二一	四三六
〇・二四	〇・〇二	〇・四六	〇・二四	〇・〇二	〇・四六	〇・二四	〇・〇二	〇・四六	〇・二四	〇・〇二	〇・四六	〇・二四	〇・〇二	〇・四六	〇・二四	〇・〇二	〇・四六
二五二	二六	二七八	二五二	二六	二七八	二五二	二六	二七八	二五二	二六	二七八	二五二	二六	二七八	二五二	二六	二七八
二六・九	二・八	二九・七	二六・九	二・八	二九・七	二六・九	二・八	二九・七	二六・九	二・八	二九・七	二六・九	二・八	二九・七	二六・九	二・八	二九・七
二〇九	一一	二二〇	二〇九	一一	二二〇	二〇九	一一	二二〇	二〇九	一一	二二〇	二〇九	一一	二二〇	二〇九	一一	二二〇
二二・四	一・二	二三・六	二二・四	一・二	二三・六	二二・四	一・二	二三・六	二二・四	一・二	二三・六	二二・四	一・二	二三・六	二二・四	一・二	二三・六
四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八	四六一	三七	四九八
二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五	二四・六	一・九	二六・五
六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一	六七一	五〇	七二一
三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四	三五・八	二・六	三八・四
八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六	八七四	六二	九三六
四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九	四六・六	三・三	四九・九
一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二	一〇七四	七八	一一五二
五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四	五七・二	四・二	六一・四
一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三	一二八二	九一	一三七三
六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一	六八・三	四・八	七三・一
一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五	一四二四	一〇一	一五二五
七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三	七五・九	五・四	八一・三
一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八	一五四八	一一〇	一六五八
八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三	八二・四	五・九	八八・三
一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九	一六五二	一一七	一七六九
八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八	八七・六	六・二	九三・八
一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一	一七五六	一二五	一八八一
九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一	九三・四	六・七	一〇〇・一
一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇	一八五八	一三二	一九九〇
九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七	九八・七	七・〇	一〇五・七
一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一	一九七〇	一四一	二一一一
一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七	一〇五・二	七・五	一一二・七
一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八	一八七四	一三四	二〇〇八
九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇	九九・九	七・一	一〇七・〇

（C）大学高等専門学校

区分	男該当人員	男該当百分比%	女該当人員	女該当百分比%	区分	男該当人員	男該当百分比%	女該当人員	女該当百分比%
一六年 肺結核その他の結核計	六	〇・四八	二	〇・一〇	二四 肺結核その他の結核計	一〇三	三・〇五	一四	一・九
一七 肺結核その他の結核計	七	〇・八一	三	〇・一五	二五 肺結核その他の結核計	一一四	三・三一	一一	一・五
一八 肺結核その他の結核計	一三	〇・六九	一九	〇・九五	二六 肺結核その他の結核計	一三五	三・八五	一一	一・五
一九 肺結核その他の結核計	一〇	〇・四七	一六	〇・七四	二七 肺結核その他の結核計	一一〇	三・二〇	一一	一・四五
二〇 肺結核その他の結核計	一二九	〇・九五	一六	〇・七四	二八 肺結核その他の結核計	一二	四・九二		
二一 肺結核その他の結核計	一八〇	一・六四	一六	一・九二	二九 肺結核その他の結核計	一四	二・九九	四	一・七二
二二 肺結核その他の結核計	一四三	一・八三	一四	一・六八	三〇年以上 肺結核その他の結核計	三	四・八四	一	一・七五
二三 肺結核その他の結核計	一四二	二・三九	一一	一・三二					

備考　％――該当人員／検査人員

2　東京都下中学校臨時身体検査成績（昭和二十二年度）

	検査人員	健康診断者	指導 要注意 %	指導 要休養 %	指導 要療養 %	指導 計 %	病型	中学男子	中学女子	新制中学男子	新制中学女子	計
X線検診者	二三、四四八	二二、七二一	一、六三一	一〇、〇〇八	四、〇三	一七、一四三	1 a	一、六五二	一、四五八	一、四五二	一、四五八	三、二六七
							1 b	三、〇九五	二、七五九	二、八四〇	二、九五〇	五、八四四
							1 c	一、三八八	一、二三八	一、三八四	一、四〇九	二、七九二
							2 a	三六〇	三二四	三六〇	三六〇	七一四
							2 b	一、二三五	一、〇五八	一、一三五	一、一三五	二、二七三
							3 a	七〇〇	六〇五	七〇〇	七〇〇	一、三〇五
							3 b	一、四三五	一、二四三	一、四三五	一、四三五	二、八七八
							3 c	一、〇九八	九八二	一、〇八三	一、〇八三	二、一六五
							4 a	四五四	四〇五	四五四	四五四	八九八
							4 b	一、八四〇	一、六四五	一、八四〇	一、八四〇	三、六八五
							5	一、〇五六	九四六	一、〇五六	一、〇五六	二、〇八四
							6	一、〇一六	八九二	一、〇一六	一、〇一六	二、〇〇四
							7	一、六二二	一、四五二	一、六二二	一、六二二	三、二〇八
							8	一、〇三三	九二四	一、〇三三	一、〇三三	二、〇四四
健康診断者	二三、四五三	二二、三一四	二、六七一	一、二四一	三〇九	四、二二〇		一六、七六六	一六、五七二	一六、六五一	一六、九九〇	三三、四三三
要注意 %			一二・〇	五・四	一・四	一八・五		一九・四	一八・一	一九・四	一九・四	一九・二
要休養 %			一、七	〇・七	〇・一	二・五		三・〇	二・三	三・〇	三・〇	二・八
要療養 %			二・〇	〇・九	〇・一	三・〇		六・〇	四・一	六・〇	六・〇	四・九
計 %			一五・六	六・四	一・六	二三・五		二八・四	二四・四	二八・四	二八・四	二六・九

備考

1　病型は次の通り

①
- a……初期変化群（双極像）
- b……肺門淋巴腺結核
- c……初期浸潤性肺結核

②
- a……滲出性肋膜炎
- b……治癒せる肋膜炎

③
- a……初期乾酪肺炎性肺結核
- b……浸潤性（滲出性）肺結核
- c……大粟性肺炎性及気管支肺炎性肺結核

④
- a……播種性肺結核
- b……結節性（細葉性増殖性）肺結核

⑤……硬化性肺結核

⑥……混合性肺結核

⑦……空洞性肺結核

⑧……石灰化竈

3　東京都下大学高等専門学校臨時身体検査成績（昭和二十二年度）

(1) ツベルクリン皮内反応

計		二五、五四九
十	陽性	一七、九〇一（七〇・一％）
土	疑陽性	二、〇九三（八・一％）
一	陰性	五、五五五（二一・八％）

(2) B・C・G接種人員　五、一八六

(3) 結核性疾患

エックス線検査人員	二四、六六一
初感染結核症	一八四
滲出性肋膜炎	二五
浸潤性結核症	二四六
増殖性結核症	二二三四
硬化性結核症	九九
混合性結核症	四四
空洞性結核症	一八
合計	八五〇
罹患率	三・四五

官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その七）

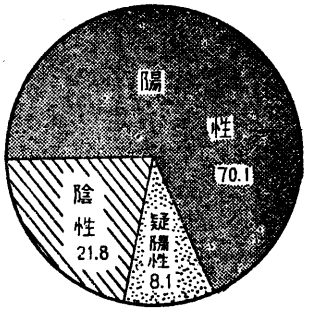

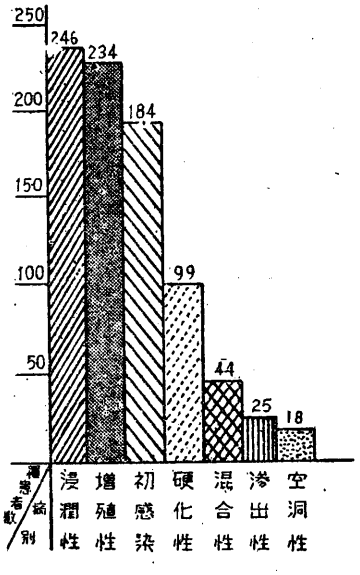

4 学徒の結核性疾患に関する調査成績（昭和二十年十月調査）

検査人員 a	肺結核 人員 b	肺結核 % b/a×100	その他の結核 人員 c	その他の結核 % c/a×100	小計 人員 b+c	小計 % (b+c)/a×100	結核性疾患による長期欠席者及び休学者 d	合計 人員 b+c+d	合計 % (b+c+d)/(a÷d)×100	検査人員に加算すべき疾患による欠席者及び休学者 a+d
国民学校 男子 四九、七五九	六四	〇・一三	一三八	〇・二八	二〇二	〇・四一	六八	二七〇	〇・五四	四九、七七七
国民学校 女子 四九、七二九	六四	〇・一三	一三八	〇・二八	二〇二	〇・四一	六八	二七〇	〇・五四	四九、七九七
中等学校 男子 五五、六〇九	三八二	〇・六九	一四五	〇・二六	五二七	〇・九五	八五	六一二	一・一〇	五五、六九四
中等学校 女子 六六、七五二	四五五	〇・六八	一九四	〇・二九	六四九	〇・九七	一〇四	七五三	一・一三	六六、八五五
専門学校 男 八、五〇八	八八	一・〇三	八七	一・〇三	一七五	二・〇五	二三	二九八	三・四五	八、六二一
専門学校 女 一、五二四	一〇	〇・六五	五	〇・三三	一五	〇・九八	二五	三〇	一・九四	一、五四九

備考　本検査は、昭和二十二年度秋に東京都下の大学高等専門学校七十七校の学生生徒につき、臨時身体検査として東京都衛生局協力の下に大学医学部、医科大学病院、結核予防会健康相談所、官公立病院等において、結核に関する精密検査を行つた成績である。

高等学校 四、七二一 一三九 二、七〇 四〇 〇・八四 一六九 三、五四 九五 二四 五、四三 四、八六六

大学 二、八六二 一四六 五、一〇 四 〇・一四 一五〇 五、二四 六九 二九 七四七 二、九三二

備考　1 昭和二十年十月実施した臨時身体検査成績（エックス線検査を行つたもののみ）である。
2 国民学校、中等学校は岩手、新潟、愛知、京都、佐賀の五府県の成績の集計である。
3 成績表中「結核性疾患による長期欠席者」とは病気による長期（概ね一ケ月以上）欠席者及び休学者であつて、結核性疾患であることが明らかな者である。

二、学校職員の結核罹患状況

1 学校種別学校職員の結核性疾患者（昭和二十四年全国学校身体検査統計による）

幼稚園教員の結核性疾患者
小学校
中学校
高学校
(4)(3)(2)(1) 文部統計速報より（昭和二五・一No. 30）

学校種別	栄養要注意者及び要保護者 検査人員	栄養要注意者及び要保護者 栄養要注意 該当人員	栄養要注意者及び要保護者 栄養要注意 百分比 %	栄養要注意者及び要保護者 要保護 該当人員	栄養要注意者及び要保護者 要保護 百分比 %	結核性疾患 検査人員	結核性疾患 肺結核 該当人員	結核性疾患 肺結核 百分比 %	結核性疾患 その他の結核 該当人員	結核性疾患 その他の結核 百分比 %
幼稚園 男	一、〇四〇人	二九人	二・八〇	三人	〇・三〇	五一人	三人	二・九四	二人	一・九二
幼稚園 女	六、四〇九	五一	〇・八〇	二三	〇・三二	二、四五五	八六	一・四〇	九	〇・三九
幼稚園 計	七、四四九	八〇	一・〇七	二六	〇・三五	二、九六九	八六	一・四〇	一一	〇・四四
小学校 男	一、二六五	九六八	〇・六二	一、三〇〇	〇・八四	五一、〇〇七	六〇五	一・一八	二五〇	〇・四九
小学校 女	一五五、七一二	七七五	〇・五〇	一、二一四	〇・七八	五五、七三二	六〇二	一・〇八	二二〇	〇・四〇
小学校 計	一五七、八四二	七七三	〇・五〇	一、二一四	〇・七八	一、〇五二	一、二〇七	一・一六	四九二	〇・四四
中学校 男	一〇〇、八三二	四八、一〇八	〇・六〇	八四三	〇・八四	三六、一〇七	四六七	一・二八	一三七	〇・三七
中学校 女	四五、一〇八	一、三五二	〇・九〇	三九八	〇・八三	一八、三〇七	二六四	一・四六	六四	〇・三五
中学校 計	一四六、九四〇	一、八〇七	〇・七二	一、二四一	〇・八六	五四、一四	七三一	一・三二	二〇一	〇・三六
高等学校 男	七〇、三五四	一、一四〇	〇・六二	一、三〇〇	〇・八四	三六、一〇七	四六七	一・二八	一三七	〇・三七
高等学校 女	一八、八八八	三六二	〇・六七	一、二四一	〇・八六	一八、三〇七	二六四	一・四六	六四	〇・三五
高等学校 計	八九、一二三	一、五〇二	〇・六七	二、五四一	一・一三	五五、一四	七三一	一・三二	二〇一	〇・三六

備考　%……該当人員／校検査人員
2 小学校教員結核精密検査成績（昭和二十三年度）

男女別	検査人員	肺結核 程度別	要注意	要休養	要療養	計	その他の結核	計
男	四九、八六八	一、一二五	三五九	三一六	一、八〇〇	三・六一	四一〇	一、五三五
		百分比	〇・七二	〇・六三	三・六一		〇・八二	三・〇七
女		一、〇四	三五九	二一八	一、五二一	四・六五	五二〇	二、〇四一
		百分比	〇・三五	〇・二九	二・〇四		一・〇四	四・〇九

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

女							
四九、〇六五	肺結核	八六六	二六五	一七二	一、三〇三	二・六六
	その他の結核	二六四	八三	五〇	三九七	〇・八一
	計	一、一三〇	三四八	二二二	一、七〇〇	三・四六
計	肺結核	一、九九一	六二四	四八八	三、一〇三	三・一四
九八、九三三	その他の結核	六七四	一六一	八二	九一七	〇・九三
	計	二、六六五	七八五	五七〇	四、〇二〇	四・〇六

備考　この成績は北海道、岩手、秋田、山形、東京、神奈川、石川、奈良、鳥取、島根、福岡を除く三十五府県のものである。

3　中学校教員結核精密検査成績（昭和二十三年度）

男女別	検査人員	種程度別	要注意	要休養	要療養	計	百分比
男	四一、四六〇	肺結核	八九五	三一四	二〇六	一、四一五	三・四一
		その他の結核	二九七	三八	二六	三六一	〇・八七
		計	一、一九二	三五二	二三二	一、七七六	四・二八
女	一六、四三九	肺結核	二四二	七八	三七	三五七	二・一七
		その他の結核	一三五	二一	一〇	一六六	一・〇一
		計	三七七	九九	四七	五二三	三・一八
計	五七、八九九	肺結核	一、一三七	三九二	二四三	一、七七二	三・〇六
		その他の結核	四三二	五九	三六	五二七	〇・九一
		計	一、五六九	四五一	二七九	二、二九九	三・九七

備考　この成績は北海道、岩手、秋田、山形、東京、神奈川、石川、奈良、鳥取、島根、福岡を除く三十五府県のものである。

4　小学校教員結核罹患状況累年比較

年度	在籍教員数（二十三年四月現在）	検査人員	結核罹患者数	検査人員に対する結核罹患者推定数	在籍教員に対する結核罹患者推定数
昭和二十三年度	二八四、二三一人	九八、九三三人	四、〇二〇人	四・〇六％	一一、五四〇人
昭和二十二年度	三一三、〇〇二	一一六、八七五	三、一七〇	二・七二	八、五八二
昭和十年度	二五二、五九四	二二一、七二三	二、二二二	一・一〇	二、七七九
昭和九年度	二五七、六九二	二二一七、三九五	二、一六五	〇・九九	二、五五一

備考　1　昭和二十二、二十三年度の成績は、小学校教員に対する結核精密検査の結果である。

2　昭和九年、十年度の成績は、在職中結核性疾患によつて医療を受けたものである。

5　学校職員（小学校、中学校、高等学校）結核精密検査成績（昭和二十四年度）

府県名	検査人員	要注意	要休養	要療養	計	百分比
宮城	七、七九八人	一九〇人	二八人	六人	二二四人	二・八七％
群馬	二、三八三	一八〇	一九	二	二〇一	八・四三
富山	七、四八四	二一四	六五	一二〇	三九五	五・三三
鹿児島	三、八六四	八二	四六	五三	一八一	四・六八
計	二一、五二九	六六六	一五八	一八一	一、〇〇五	四・六六

（一）　学徒の結核対策に関する指導と助言

1　高等学校以下の生徒児童の結核については、教育委員会が直接指導と助言を與えている。文部省は、これに関して間接的に指導と助言を與えている。

2　大学の学生の結核については、大学自体において処理している。

3　文部省は、学校身体検査規程の実施の強化徹底について指導と助言を與える。

4　学徒に対する結核精密検査の実施の普及奨励について指導と助言を與えている。

5　養護学級の設置の普及とその運営について指導と助言を與えている。

6　高等学校以上の学校の入学選抜の際の身体検査（特に結核性疾患）の実施について指導と助言を與える。

（二）　学校職員の結核対策に対する指導と助言

1　学校職員の結核の精密検査の実施の奨励につとめている。

2　学校身体検査規程の実施励行について指導と助言を與えている。

3　教員保養所の設置を勧奨し、その設置と運営について指導と助言を與えている。（教員保養所設置数二十九府県、収容床数二、〇二〇床）

4　教員採用時の結核検診の励行についての指導と助言を與える。

5　結核により休職教員の取扱いについての指導と助言を與える。

養護学級設置数調（昭和二十二年度）　文部省調

1	設置学校数	六三一校
2	養護学級数	九七七学級
3	養護学級児童数	六一、一〇六人

教員保養所調　昭和二十四年八月調

保養所名	所在地
北海道立教員保養所	北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町一四三
宮城県立教員保養所	仙台市北四番丁東北大学抗酸菌病研究所附属病院

秋田県立教員保養所
群馬県立教員保養所
千葉県教育衛生研修所
東京都立衛生教育研修所
神奈川県立教員保養所
新潟県立教員保養所
富山県立教員保養所
石川県立教員保養所
長野県立教員保養所
岐阜県立教員保養所
愛知県立教員保養所
滋賀県立教員保養所
京都府立健康教育研修所
大阪府立教員保養所
兵庫県立教員保養所
島根県立教育公務員保養所
岡山県立教員保養所
広島県立教員保養所
山口県立教員保養所
愛媛県立教員保養所
福岡県立教員保養所
佐賀県立教員保養所
長崎県立教員保養所
熊本県立教員保養所
大分県立教員保養所
鹿児島県立教員保養所
静岡県立教員保養所

秋田県由利郡道川村内道川字井戸の沢八四番
群馬県勢多郡桂萱村亀泉三の二二
千葉県夷隅郡東海村深堀
静岡県伊東市玖須美区湯端町
横浜市南区最戸町五九九
新潟市四ッ谷町三の五一一六
富山県婦負郡古里村新町三一〇〇の一
石川県石川郡美川町
長野県上高井郡須坂町大字小山九八〇
岐阜県稲葉郡方県村安食
愛知県知多郡大府町大字森岡字尾坂田一の二
滋賀県甲賀郡雲井村大字牧九九七
京都府加佐郡由良村大字由良小字浜の路一、二八九の一
大阪府泉南郡信達町一、五六六、大阪厚生園内
明石市大蔵谷字東野地内
島根県簸川郡神西村大字沖分
岡山県兒島郡藤戸町天城一、三一八
広島県佐伯郡地御前村字鯛浜一、九七三
山口県吉敷郡東岐波村
松山市堀江町甲一、二〇〇
福岡県粕屋郡篠栗町高田二七三
佐賀県小城郡東多久村
長崎県諫早市西郷町上山二四〇の五二
熊本県芦北郡日奈久町千小田三、〇〇〇
大分県別府市大字鶴見四、二二四
鹿兒島県姶良郡重富村平松六、二〇〇
静岡市向敷地一、三七〇

施設並びに職員数調

都道府県	義務教育学校教職員数	収容定員	認可年度	医師	その他技術者	看護婦	事務員	傭人その他	備考
北海道	二三、三五四	二〇〇	昭和一七	四	七	九	一七	五	
宮城	一〇、六五三	六〇	一六	二	一	一	一	一	
秋田	九、三〇一	四〇	一二	三	一	三	一	三	
群馬	一一、三一二	五〇	一三	一	三	三	三	三	
千葉	一二、九八六	四〇	一三	一	三	一	一	一	
東京	三四、四〇九	一〇〇	一五	一	一	一	一	一	
神奈川	一三、八五二	五五	一三	二	四	三	四	六	
新潟	一七、三〇〇	五〇	二〇	一	三	三	三	四	

昭和二十三年度予算調（保養所予算）

道府県	国庫補助金	都道府県支出金	その他	計
北海道	一〇〇、〇〇〇、〇〇円	六、七五五、九一一、〇三円	三、二九一、六三〇、〇〇円	一〇、二四七、五四一、〇三円
宮城	八、六〇〇、〇〇〇	五〇九、一五一、一三	五〇九、一五一、一三	一〇、一六、九〇二、二六
秋田	八四、〇二〇、〇〇	三、一七、四五三、三五六	三四、〇八〇、八〇	六五五、八一五、〇六
群馬	一六七、八二〇、〇〇	一、七九四、三三、三七	—	一、九六七、一四三、三七
千葉	—	—	—	—
東京	四一九、六〇〇、〇〇	二三〇、四九七、一五	六二一、一八〇、〇〇	一、三一二、七一七、一五
神奈川	三一〇、六五〇、〇〇	七二〇、一〇六、六四	一、八〇九、四五一、三五	二、九〇〇、六三七、八九
新潟	一〇四、六五〇、〇〇	六二五、六一七、四四	—	七四〇、二八七、四四
富山	一〇〇、〇五〇、〇〇	四六四、三三八、〇〇	三九、三五一、〇〇	九四三、七三九、〇〇
石川	八二、九一〇、〇〇	八、七、一三一、八〇	一九、一〇三、九一	一、〇一〇、一四六、七一
長野	二六四、一八〇、〇〇	二、九二一、一七三、〇〇	一、二七六、八〇〇、〇〇	四、四五三、三五五、〇〇
岐阜	一五三、四〇〇、〇〇	六九一、八九三、〇〇	—	八四四、八三三、〇〇
愛知	二九九、八〇〇、〇〇	二、一七四、八五一、一二	一〇三、一〇〇、〇〇	三、五八八、八五一、一二

月別保養者延数調

道府県	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	一月	二月	三月	計
北海道	一、二六〇	一、六三九	二、一三六	二、五七八	二、七四八	二、八九五	二、九一五	二、四八八	二、六〇二	二、六四一	二、八五八	三、二三〇	三一、二三〇
宮城	五三一	五五六	五〇四	四三七	四八五	三九五	三七五	三三〇	三三七	四三四	三七七	四五七	五、二五八
秋田	二四三	二八五	三〇八	三一九	二七五	二七〇	二七九	二四二	二四八	二四八	七二三	二一三	三、一五三
群馬	七五一	八二九	八六八	八二三	九三七	九二〇	九〇一	九〇一	九三二	八一九	七七六	九七三	一〇、四九〇
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	一、三三一	一、四五三	一、四五九	一、四九四	一、四八七	一、四一〇	一、四六一	一、三六四	一、三八七	一、三一一	一、二五九	一、四〇九	一六、八二五
東京	六七八	八二九	一、〇六六	一、〇五五	一、〇五五	一、一七四	九九二	一、一三〇	一、一四一	一、一五九	一、一九九	一、三九二	一二、八七〇
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	七六七	九九六	一、二四九	一、四六五	一、五三九	一、四七八	一、四六九	一、四七七	一、五六五	一、五五三	一、六三〇	一、九八四	一七、一七二
京都	二一	三一	五三	五	九	九	一八	一〇	一〇	一〇	九	一四	一二六
滋賀	—	一五	一五	—	—	一〇	一八	一八	一八	一八	一九	一〇	一〇九
愛知	一、四四三	一、五九三	一、六八八	一、九一三	二、一一〇	二、〇六〇	二、一三八	二、〇三九	二、一二九	二、一八六	二、一九二	二、〇一五	二二、五〇六
岐阜	三四四	三九八	三九八	四八二	四九八	四五七	四三二	三五〇	三八〇	三七八	三三六	三七七	四、八六三
長野	一、五二九	一、六八三	一、六一三	一、八三二	一、八〇七	一、八六一	一、七六一	一、七一九	一、六二六	一、六四九	一、七七五	一、九二一	二〇、五七四
石川	三四八	三四九	二九八	二七〇	三〇三	四九〇	四九六	五一八	五五五	五二七	四七六	五二四	五、一五四
富山	四四六	四三六	四二〇	四三四	四六二	四八三	五二四	四八九	五五八	五二三	二四一	五八九	二六七
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六、三二七
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	七六七	九九六	一、二四九	一、四六五	一、五三九	一、四七八	一、四六九	一、四七七	一、五六五	一、五五三	一、六三〇	一、九八四	一七、一七二
京都	二一	三一	五三	五	九	九	一八	一〇	一〇	一〇	九	一四	一二六
滋賀	—	一五	一五	—	—	一〇	一八	一八	一八	一八	一九	一〇	一〇九
愛知	一、四四三	一、五九三	一、六八八	一、九一三	二、一一〇	二、〇六〇	二、一三八	二、〇三九	二、一二九	二、一八六	二、一九二	二、〇一五	二二、五〇六
岐阜	三四四	三九八	三九八	四八二	四九八	四五七	四三二	三五〇	三八〇	三七八	三三六	三七七	四、八六三
長野	一、五二九	一、六八三	一、六一三	一、八三二	一、八〇七	一、八六一	一、七六一	一、七一九	一、六二六	一、六四九	一、七七五	一、九二一	二〇、五七四
石川	三四八	三四九	二九八	二七〇	三〇三	四九〇	四九六	五一八	五五五	五二七	四七六	五二四	五、一五四
富山	四四六	四三六	四二〇	四三四	四六二	四八三	五二四	四八九	五五八	五二三	二四一	五八九	二六七
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六、三二七
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	一七二	六三	二一	三三	六三九	八五	七二	七二	一八	二八	一九	四七	一四三
山口	四五三	九三九	六〇四	六三九	七一〇	六九七	七一〇	六三九	六五八	七〇一	一四〇	一四七	九五七
愛媛	九三六	八六二	八四三	六三	七〇三	六九七	九五四	九四〇	八八六	八六一	八四六	九二三	一、〇一二
福岡	九七七	六九六	七五四	九一七	九〇九	三〇九	二七六	二四〇	二四五	一八六	二一二	九〇七	一一、七四二
佐賀	二一四	二六一	二七〇	二九八	二九六	二七六	二七六	二六八	二四五	二六八	二七九	二五九	三、〇三八
長崎	一、四一〇	一、四五七	一、〇一〇	一、四五七	一、四二六	一、三八〇	一、三六四	一、三二〇	一、三六四	一、三五九	一、三六九	一、三六四	一六、一二三
熊本	一、〇五〇	一、二〇九	一、一七〇	八六八	八六八	七六〇	六二〇	七五〇	八九九	三七四	八四〇	九二〇	一〇、二九八

道府県	滋賀	京都	大阪	兵庫	島根	岡山	広島	山口	愛媛
四月	六二、七四〇・〇〇	五五、〇〇〇・〇〇	七五、〇〇〇・〇〇	二〇九、八〇〇・〇〇	—	一〇四、八〇〇・〇〇	一四六、八六〇・〇〇	一三二、一四〇・〇〇	一六三、九八〇・〇〇
五月	—	六二、四四五・〇〇	八〇、四七二・五五	一、七〇五、三〇九・〇〇	四四〇、五〇〇・〇〇	四五四、九三二・〇九	—	七八七、七五七・三三	—
六月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七月	—	二四一、一〇〇・〇〇	—	—	六〇、〇〇〇・〇〇	八二、三五一・〇〇	—	二五九、七五五・〇〇	五六三、九九一・一〇
八月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九月	—	九一五、五四三・〇〇	八〇、四七二・五五	一、九一五、一〇九・〇〇	五〇〇、五〇〇・〇〇	六四一、一八三・〇九	—	一、三二、五三六・〇〇	一、五一五、七〇六・四二
一〇月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一一月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一二月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	二四五、五四〇・〇〇	八四、四七二・五五	二、〇九、八〇二・〇〇	五〇〇、五〇〇・〇〇	六四一、一八三・〇九	一四六、八六〇・〇〇	一三二、一四〇・〇〇	一六三、九八〇・〇〇

道府県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島	合計
四月	二四五、五四〇・〇〇	六二、九四〇・〇〇	八四、〇四〇・〇〇	一〇四、八〇〇・〇〇	一〇四、八〇〇・〇〇	三、八六、〇〇〇・〇〇	一、四八、九〇二・〇〇
五月	九二、七〇二・四三	四五、八三六・五〇	一、七一、一六〇・〇〇	六三五、七一九・五三	五一九、九五七・四一	一一七、四四〇・〇〇	一〇、〇九、三三七・一〇
六月	—	—	—	—	—	—	—
七月	—	—	—	—	—	—	—
八月	—	—	—	—	—	—	—
九月	—	—	—	—	—	—	—
一〇月	—	—	—	—	—	—	—
一一月	—	—	—	—	—	—	—
一二月	—	—	—	—	—	—	—
一月	—	—	—	—	—	—	—
二月	—	—	—	—	—	—	—
三月	—	—	—	—	—	—	—
計	九二、七〇二・四三	四五、八三六・五〇	一、七一、一六〇・〇〇	六三五、七一九・五三	五一九、九五七・四一	一一七、四四〇・〇〇	三、八六、〇〇〇・〇〇

備考　千葉県、島根県は補助金なし。滋賀、広島は報告なし。

道府県	保養者期間調 三ヶ月以上	三ヶ月を超え六ヶ月以内	六ヶ月を超え九ヶ月以内	九ヶ月を超え一ヶ年以内	一ヶ年以上	計
北海道	七七	四〇	三二	三四	二一	二〇四
宮城	一一	一一	七	一四	六	三五
秋田		二	二	四	六	一四
群馬	一六	一四	一五	九	一六	六〇
千葉						
東京	一三	一一	一〇	四	六	四四
神奈川	二〇	三三	一八	一五	二〇	一〇六
新潟						
富山	四	五	四	二	七	二〇
石川	五	六	一三	四	三	二九
長野	九	一七	一〇	三	九	五三
岐阜	四	三	三	三	六	一九
愛知	八	一一	一八	二〇	三一	九八
滋賀	二	一	二	一		六
京都		九	一三	二一	一三	七九
大阪	一三					
兵庫						
島根						
岡山	六	六	一	一	四	一二
広島	一四	二	一八	五	一一	四七
山口	一一	一〇	一三	一三	一八	七九
愛媛	二九	一〇	一三	一三	一一	九〇
福岡	五四	九	一〇	六	六	九〇
佐賀	一二	一三	一四	二	二	二三
長崎	一	一		一	四七	四八
熊本	六	一八	一	一八	七	三二
大分	一〇	五	六	一三	五	三六
鹿児島	一	五	二	一三	四	二五
合計	三一六	二三六	一九一	一八四	二四三	一、一八〇

備考　千葉県、新潟県、兵庫県、島根県は報告なし、京都府は三ヶ月以上なし。

肺結核、保養期間調計人員内訳

道府県	男子 保養者数	男子 退所者数	男子 退所に関する転帰 治癒	男子 退所に関する転帰 死亡	男子 退所に関する転帰 其の他	女子 保養者数	女子 退所者数	女子 退所に関する転帰 治癒	女子 退所に関する転帰 死亡	女子 退所に関する転帰 其の他	備考
北海道	八六	六七	三三	一	三四	一一八	二五	一五	一	九	
宮城	二七	一七	一六	一	一	二八	二	二	一		
秋田	一一	七	五		一	三	一				
群馬	三七	一八	一	二	一六	一九	八				
千葉											
東京	二〇	一六	一〇		六	一〇	一一	四			
神奈川	五八	二六	二四		二	四〇	二五				
新潟	六	一				七					
富山	一八	六	二	二	二	二	一				
石川	一六	八	二		六	七	四	一			
長野	三九	三二	三〇	一	一	九	九	三	三		
岐阜	一〇	五	二	一	二	一一	七	二			
愛知	五四	一八	六	一	一	一五	四	一			
滋賀	五	一	一			一					
京都	三七	三七	一五	一五	一	一五	一五	一〇	一	一	
大阪	五六	一三	四	七	二	二三	七	七	一	四	
兵庫											
島根											
岡山	七	二	二			五	一	二			
広島	八	七	七			七	四	二			
山口	一八	七	三			二六	九	二			
愛媛	三七	二三	一七	六	五	三四	二二	一五	一	一	
福岡	四六	三四	五	二	二七	二一	一一	四	一	六	
佐賀	一三	九	七	二	二	一〇	五	四	一	一	
長崎	三一	五	四			一七	二	二			
熊本	一五	五	五			一七	一	二			
大分	二三	六	四	二		一一	四	三			
鹿児島	二〇	一一	一一			五					
合計	六九八	三八一	二一〇	三五	一三六	四六八	一九〇	一〇九	一〇	七一	

備考　千葉県、島根県、新潟県報告なし。

結核性肋膜炎、保養期間調計人員内訳

道府県	男子 保養者数	男子 退所者数	男子 退所に関する転帰 治癒	男子 退所に関する転帰 死亡	男子 退所に関する転帰 其の他	女子 保養者数	女子 退所者数	女子 退所に関する転帰 治癒	女子 退所に関する転帰 死亡	女子 退所に関する転帰 其の他	備考
北海道											
宮城											
秋田											
群馬	三	二									
千葉											
東京	五	六	五		一	二	二	一			
神奈川	四	四	四			四	四	四			
新潟											
富山											
石川	二	一	一								
長野	一	一	一			二	一	一			
岐阜											
愛知											
滋賀											
京都	五	五	三		二	二	二	一		一	
大阪											
兵庫											
島根											
岡山											
広島	二	二	一		一	二	二	一		一	
山口	一	一	一			一	一	一			
愛媛											
福岡	七	六	四		二	三	二	一		二	
佐賀											
長崎											
熊本											
大分											
鹿児島	一	一	一			一	一	一			
合計	三二	二九	二二		八	一八	一四	一二		三	

その他の結核、保養期間調計人員内訳

道府県	男子 保養者数	男子 退所者数	男子 退所に関する転帰 治癒	男子 退所に関する転帰 死亡	男子 退所に関する転帰 其の他	女子 保養者数	女子 退所者数	女子 退所に関する転帰 治癒	女子 退所に関する転帰 死亡	女子 退所に関する転帰 其の他	備考
北海道											
宮城											
秋田											
群馬	一	一			一						
千葉											
東京	五	二	二			二	七	七			
神奈川											
新潟											
富山											
石川	三										
長野											
岐阜											
愛知											
滋賀											
京都	四	四	二		二	二	一	一			
大阪											
兵庫											
島根											
岡山											
広島	四	四	四								
山口											
愛媛	五	五	五								
福岡	四	四	一		三	九	六	三		三	
佐賀											
長崎											
熊本											
大分											
鹿児島											
合計	二六	二〇	一〇		一〇	一四	一四	一一		三	

国鉄の結核対策

国鉄の結核対策

イ、体力管理規則による早期発見と各種別に依る療養措置、要注意者の保健指導。

ロ、第三種病院の開設。

ハ、結核専門医の養成。

等に努力して来たが、二十五年度に於いては従来の成績を検討の上一層効果的対策を推進せしむべく目下具体案考究中である。

現有施設病床数一、五二五床（現在活動中のもの　七八五床　整備中のもの　七四〇床）

一、全職員に対して体力検査（労働基準法、日本国有鉄道体力管理規則）を実施す。

1　間接撮影は全職員に対し行う。

2　第三種管理者以下に対しては直接撮影、血沈、喀検査等を行う。

3　第二種管理者に対しては追及検査を年三回以上行う。

4　第三、四種管理者に対しては精密検診を年三回以上行う。

一、労働基準法に基き有害業務従事職員に対しては年二回検査を実施することとせるも人員及び予算の関係にて第一回検査及追及検査の実施にて年間の全んど費している実状である。

◎達第一八九号

国有鉄道体力管理規則左ノ通定ム

昭和二十年三月三十日

運輸通信大臣　前田　米蔵

国有鉄道体力管理規則

第一條　国有鉄道職員（以下職員ト称ス）ノ体力ノ管理ニ関シテハ一般法令ニ依ルノ外本規則ニ依ル前項ノ管理トハ職員ノ体力ヲ検査シ其ノ向上ニ付指導其ノ他必要ナル措置ヲ為スヲ謂フ

第二條　本規則ニ於テ職員トハ運輸通信部内ノ陸運、国有鉄道ニ関聯スル国営船舶及倉庫営業（臨港倉庫ニ係ルモノヲ除ク）ニ関スル事務ニ従事スル者ヲ謂フ

第三條　体力ノ管理ハ本省及鉄道技術研究所ニ在リテハ地方施設部長、鉄道教習所ニ在リテハ鉄道教習所長、鉄道局及当該管内所在ノ本省派出所、車輛監理官事務所ニ在リテハ鉄道局長之ヲ行フ

第四條　所属長ハ所属職員ノ体力管理ニ必要ナル措置ヲ為スベシ

前項ノ所属長トハ鉄道総局長官官房各長、各局長、鉄道技術研究所長、各地方施設部長各鉄道教習所長、各鉄道局各部長、各鉄道病院長及別ニ指定シタル箇所長ヲ謂フ

第五條　検診、療養ノ指導、其ノ他体力管理ニ関スル医務ニ従事セシムル為体力管理医ヲ置ク

体力管理医ニハ直轄医療機関ノ医師又ハ医務ニ従事スル医師ヲ充ツ必要ト認ムルトキハ救護所医師又ハ鉄道嘱託医ニ之ヲ委嘱スルコトヲ得

体力管理医ノ選任ニハ総テ辞令ヲ用ヒザルモノトス

第六條　体力管理医ハ其ノ職務ノ執行ニ付テハ第三條ノ体力管理ヲ行フ者ノ指揮ニ従フベシ

第七條　勤務箇所長ハ部下職員ノ体力増強ニ努メ該当職種ノ要員体位標準ノ保持向上ヲ図ルベシ

前項ノ勤務箇所長トハ所属長ノ直接監督箇所ニ在リテハ所属長ヲ謂ヒ其ノ他ニ在リテハ現場長ヲ謂フ

要員職種別体位標準ハ別ニ之ヲ定ム

第八條　体力ノ管理ヲ分チテ甲種管理及乙種管理トシ甲種管理ハ国民体力法ノ適用ヲ受ケル者（以下甲種被管理者ト称ス）乙種管理ハ其ノ他ノ者（以下乙種被管理者ト称ス）ニ付之ヲ行フ

第九條　甲種被管理者ハ国民体力法第二條ニ定ムル該当職員（直傭人夫及共済組合物資部費支弁ノ傭人ヲ含ム）ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザル者ヲ謂フ

一　臨時使用者ニシテ使用期間六月以内ノ者

二　委訓生（部外ヨリノ委託生ヲ含ム）

第十條　甲種被管理者ノ範囲及検査方法ニ関シ特ニ必要アル場合ハ毎年度之ヲ指示ス

第十一條　本規則ニ定ムルモノノ外体力検査ノ項目、方法ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム

第十二條　体力検査ハ甲種管理ニ在リテハ毎年二回以上、乙種管理ニ在リテハ毎年一回以上之ヲ行フベシ但シ第一回ノ検査ニ於テ「ツベルクリン」皮内反応陽性転化後一年以上経過シ結核性病変ヲ認メザルトキ又ハ既往ニ於ケル結核性病変ノ痕跡ヲ認ムルモ完全ニ治癒セリト認ムルトキハ第二回検査ハ之ヲ行ハザルコトヲ得

第十三條　職員トシテ新ニ採用セントスル者（以下志願者ト称ス）ニ就テハ体力検査ヲ行フベシ但シ大臣ノ指定シタル検査ヲ受ケ三月ヲ経過セザル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十四條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ一般状態又ハ特ニ必要アリト認ムル器官ニ付臨時ニ体力検査ヲ行フベシ

一　要員職種別体位標準中括弧内ノ職名ニ転ズル者

二　結核性疾患ノ続発スル箇所ニ勤務スル者

三　健康上疑アリト認メタル者

四　其ノ他必要アリト認メタル者

第十五條　体力検査ハ鉄道病院、鉄道病院分院、鉄道診療所等体力検査ニ適当ナル場所ニ於テ之ヲ行フベシ

第十六條　甲種管理ノ体力検査ハ四月一日ヨリ十一月三十日迄、乙種管理ノ体力検査ハ四月一日ヨリ十二月三十一日迄ニ之ヲ行フベシ

第十七條　所属長ハ毎年二月末日現在員ニ付翌年度体力検査ヲ施行スベキ者ノ名簿ヲ様式第一号ニ依リ作成スベシ

被管理者名簿ハ所属長必要事項ヲ記録シ之ヲ保管スベシ

第十八條　所属長ハ体力検査ヲ行フベキ日時及場所等ヲ被管理者ニ周知セシムベシ

第十九條　勤務箇所長ハ被管理者ヨシテ所定ノ日時及場所ニ於テ体力検査ヲ受ケシムベシ

第二十條　勤務箇所長甲種管理ノ体力検査開始後当該年度所定ノ検査ヲ終了セザル者ヲ新ニ採用シタルトキハ其ノ体力手帳ヲ調査ノ上適宜体力検査ヲ受ケシムベシ

国民体力法第六條ノ届出済ノ甲種被管理者アルトキハ鉄道部内ニ於テ体力検査ヲ受クル旨当該市町村長ニ届出デシムベシ

第二十一條　被管理者ハ指定サレタル日時及場所ニ於テ体力検査ヲ受クベシ

第二十二條　被管理者疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ所定ノ日時及場所ニ於テ体力検査ヲ受クルコト能ハザル場合ハ様式第二号国有鉄道体力検査不参届ヲ勤務箇所長ニ提出シ検査ニ関スル指示ヲ受クベシ

第二十三條　勤務箇所長被管理者ヨリ前條ノ体力検査不参届ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ附シ所属長ニ送付スベシ

第二十四條　所属長前條ノ体力検査不参届ヲ受ケタルトキハ更ニ体力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ勤務箇所長ヲ通ジ被管理者ニ指示スベシ

第二十五條　疾病異常其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ体力検査ヲ受クルコト困難ナル被管理者ニ対シテハ体力検査ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得

第二十六條　所属長ハ被管理者ニシテ疾病其ノ他ノ事故ノ為所定ノ体力検査場ニ於テ検査ヲ受クルコト困難ナリト認ムルトキハ被管理者居住地最寄ノ所属長ニ対シ様式第三号国有鉄道体力管理体力検査委託書ヲ送付シ検査ノ委託ヲ為スコトヲ得

第二十七條　体力管理医特ニ体力管理上必要ト認ムル場合ハ更ニ精密ナル検診（以下精密検診ト称ス）ヲ行フベシ

第二十八條　所属長体力検査ヲ行ヒタルトキハ各被管理者ニ付キ様式第四号国有鉄道体力管理体力検査票（以下検査票ト称ス）二通ヲ作成スベシ但シ管理上支障ナキ場合ハ一通ヲ省略スルコトヲ得

精密検診ヲ行ヒタルトキハ検査票第一附表ヲ作成スベシ

志願者ノ体力検査ヲ行ヒタル医師ハ検査票第二附表ヲ作成スベシ

二十九條　体力検査票ハ職務上必要アル場合ノ外他人ニ之ヲ閲覧セシムルコトヲ得ズ

第三十條　体力検査票ハ被管理者所属ヲ異動シタルトキハ之ヲ新所属長ニ送付スベシ

退官、退職シタルトキハ退官又ハ退職後五年間之ヲ保存スベシ

第三十一條　所属長甲種被管理者ノ体力検査ヲ行ヒタルトキハ国民体力法所定ノ体力手帳ヲ交付スベシ

第三十二條　体力手帳ハ体力検査ノ結果及国民体力法施行規則第四十二條ノ三ニ定ムル疾病ニ罹レルモノト診断シタルトキ之ヲ記載スベシ其ノ他体力向上ニ関スル指導若ハ指示又ハ療養ニ関スル処置命令等体力管理ニ関スル事項ニ付亦同ジ

第三十三條　体力手帳ハ勤務箇所長之ヲ保管シ被管理者法令ノ定ムルトコロニ依リ又ハ特ニ提示ヲ命ゼラレタルトキハ之ヲ本人ニ交付シ使用セシムベシ

被管理者所属ヲ異動シタルトキハ新所属長ニ之ヲ送付スベシ

第三十四條　体力手帳ハ被管理者退職又ハ被管理者タラザルニ至リタルトキハ之ヲ本人ニ交付スベシ

第三十五條　体力手帳ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ毀損シタルトキハ其ノ体力手帳ヲ添ヘ勤務箇所長ヲ経由シ所属長ニ対シ様式第五号体力手帳再交付申請書ヲ以テ之ガ再交付ノ申請ヲ為スベシ

第三十六條　所属長前條ノ再交付申請ヲ受ケ正当ノ理由アリト認ムルトキハ体力検査票ニ基キ所定ノ記載事項ヲ転記ノ上再交付スベシ此ノ場合ハ表紙交付年月日ノ下ニ「再交付」ト朱書表示スベシ

第三十七條　体力検査ノ結果左ノ通分ツベシ

第一種　イ　「ツベルクリン」皮内反応陽性転化後一年以上経過シ結核性病変ヲ認メザルモノ

ロ　既往ニ於テ結核性病変ヲ有スルモ既ニ全治セリト認メラルルモノ

第二種　イ　「ツベルクリン」皮内反応陰性ナルモノ

ロ　「ツベルクリン」皮内反応疑陽性ニシテ現在又ハ既往ニ於テ結核性病変ヲ認メザルモノ

第三種　「ツベルクリン」皮内反応陽性転化発見後一年以内ニシテ結核性病変ヲ認メザルモノ

第四種　イ　肋膜炎ノ炎徴完全消失後一年以内ノモノ

ロ　結核ヲ疑ハシムル陰影消失後一年以内ノモノ

ハ　結核性陰影ヲ認ムルモ硬化シ非活動性ト認メラルルモノ

ニ　結核発病ノ惧濃厚ナルモノ

第五種　医療ヲ必要トスル結核性疾患

第六種　体力ニ著シキ影響アリト認メラルル結核性以外ノ疾病ヲ有スルモノ

第三十八條　体力検査ノ結果ニ基ク管理ハ健康者ニハ日常一定ノ鍛錬ヲ行ハシメ結核発病ニ付注意ヲ要スル者ニハ勤務其ノ他保険上ノ指導ヲ行ヒ養護ニ努メシメ必要ト認ムルトキハ保健指導者ニ入所セシメ、別ニ定ムルトコロニヨリ指導ヲ行フ

休業、療養ヲ要スル者ニハ其ノ症状ニ応ジ自宅休養又ハ療養ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ之ヲ療養施設ニ入所セシム

前條ノ各種別該当被管理者ノ管理ハ概ネ左ノ方法ニ依リ行フモノトス

第一種　積極的鍛錬ヲ行フ

第二種　可及的速ニ「B・C・G」ワクチン結核予防接種ヲ行フ

一年三回以上「ツベルクリン」皮内反応ノ追及検査ヲ行ヒ自然陽転ヲ認ムル迄ハ積極的鍛錬ヲ行フ

第三種　養護的体錬ヲ行ヒ一年二回以上精密検診ヲ行フ

第四種　専ラ養護ヲ旨トシ一年三回以上精密検診ヲ行フ

第五種　医師ニ就キ診療ヲ受ケシメ其ノ診断ニ基キ療養施設ニ入所、休業、軽業等適当ナル措置ヲ為シ且ツ開放性結核患者ニ付テハ病毒伝播防止ノ方法ヲ講ズ

第六種　医師ニ就キ診療ヲ受ケシム但シ症状ニヨリ支障ナキモノニ付テハ鍛錬若ハ養護的体錬等ヲ行フ

第三十八條ノ二　保健指導所取扱規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條　体力管理医ハ体力検査ニ於ケル検診ノ結果必要ト認ムルトキハ被管理者ニ対シ体力ノ向上ニ関スル指導ヲ為シ之ヲ所属長ニ報告スベシ

第四十條　所属長ハ体力検査、命令ヲ以テ定ムル体力ニ関スル検査又ハ他ノ法令ニ依ル医師ヨリノ報告ニ基キ必要ト認ムルトキハ勤務箇所長ヲ通ジ被管理者ノ療養ニ関スル処置体力向上施設ノ利用、就業場所又ハ時間ノ制限、業務ノ変更其ノ他体力向上ニ関スル命令ヲ為スベシ

療養ニ関スル処置命令ハ様式第六号国有鉄道体力管理療養処置命令書勤緩和ニ関スル命令ハ様式第七号国有鉄道体力管理勤務緩和指示命令書ニ依リ之ヲ行フベシ

第四十一條　所属長必要ト認ムルトキハ体力検査ノ結果ニ基キ休業ヲ命ジタル被管理者ヲ検査シ新ニ療養其ノ他体力管理ニ関スル命令ヲ為スコトヲ得

故ナク前項ノ検査ヲ拒ミ又ハ命令ニ従ハザル者ニ対シテハ休業ニ関スル命令ノ変更又ハ取消ヲ為スコトヲ得

第四十二條　所属長ハ体力検査ノ結果ヲ不当ニ援用シテ被管理者ニ対シ不利益ナル取扱ヲ為スコトヲ得ズ

第四十三條　体力検査、其ノ他体力管理ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ職務上知得シタル被管理者ノ秘密ヲ故ナク漏泄スルコトヲ得ズ

第四十四條　鉄道局長、地方施設部長、鉄道教習所長及別ニ指定シタル者ハ様式第八号国有鉄道体力検査結果報告ヲ作成シ毎年四月十日迄ニ大臣ニ報告スベシ

附　則

昭和十一年九月達第八七二号職員採用時身体検査規程及昭和十一年九月達第八七三号職員健康診断規程ハ之ヲ廃止ス

（附属様式ハ追テ関係ノ向ニ配付ス）

◎達第一九〇号

国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程左ノ通定ム

昭和二十年三月三十日

運輸通信大臣　前田　米蔵

国有鉄道要員体位標準並ニ体力検定規程

第一條　国有鉄道体力管理規則（以下規則ト称ス）第七條ノ要員ノ体位標準並ニ第十一條ノ体力検査方法ニ関シテハ本規程ニ依ル

第二條　要員ニ適スル者ノ本位ハ其ノ体格ノ程度ニ応ジ規準ヲ一般状態及聴器ニ付甲種、乙種、丙種、丁種、視器ニ付甲種、第一乙種、第二乙種、丙種、丁種ニ分チ其ノ細目ハ附表第一号乃至第四号表ニ依ル

第三條　要員職種別体位標準ハ附表第五号要員職種別体位標準表ニ依ルベシ但シ鉄道教習所生徒ニ就テハ卒業後服スベキ職種ノ体位標準ニ依ルモノトス

附表第五号表所定ノ標準ニ拠リ難キ事情アルトキハ鉄道局ニ在リテハ鉄道局長其ノ他ニ在リテハ大臣ノ承認ヲ経テ之ニ拠ラザルコトヲ得

第四條　被管理者ノ体力検査ハ身体計測、機能検査、疾病異常ノ検診ニ付之ヲ行フベシ

第五條　前條ノ身体計測及機能検査ハ身長、体重、胸囲、視力、色神、聴力及運動機能ニ付之ヲ行フベシ但シ直接運転ニ従事スル眼鏡装用者ノ裸眼視力及眼鏡適否検査ヲ除キ被管理者ノ男女別若ハ年齢ニ依リ又ハ甲種管理ノ第二回以後ノ検査及乙種管理ノ検査ノ場合ニ於テハ身体計測又ハ運動機能検査ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得

第六條　職員トシテ新ニ採用セントス

ル者（以下志願者ト称ス）ノ体力検査ハ附表第一号乃至第四号表所定ノ検査項目ニ付之ヲ行フベシ

第七條　家族歴ハ左ノ事項ニ付調査スベシ

一　祖父母、父母、兄弟姉妹及配偶者ノ健否及死因並ニ精神病、癲癇、結核性疾患等ノ罹患者ノ有無及其ノ病名

二　結婚ノ年月、流早産

第八條　既往歴ハ左ノ事項ニ付調査スベシ

一　徴兵検査成績、兵種、就役ノ有無及期間

二　生来ノ健否特ニ胆石症、痔（イボ痔、切レ痔、痔瘻）、脱腸、精神病、癲癇、喘息、肺浸潤、肺結核、肋膜炎、黴毒、淋疾、横痃、「トラホーム」等ノ病歴ノ有無及程度

三　月経、初潮時期、順、不順、持続日数、腰痛、腹痛、靜養ノ要否

四　其ノ他必要ト認ムル事項

第九條　家族歴及既往歴ハ一般状態基準判定ノ参考トスルモノトス但シ家族歴及既往歴丁種ノ場合ハ一般状態基準判定ノ條件トス

第十條　自覚症状ハ最近ノ身体倦怠、食慾不振、不眠、便通不順、胸痛、悪寒、熱発、盗汗、咳嗽、喀痰、喀痛、身体違和感等ニ付問診ヲ行ヒ他覚的検査ノ参考トスベシ

第十一條　筋骨発育状態ノ検査ハ骨格ノ大小、筋肉ノ発育良否、皮下脂肪ノ多寡ニ付検査スベシ

第十二條　身長計測ハ履物ヲ脱シ身長計ノ台上ニ両爪先ヲ左右ニ開キテ立チ両踵ヲ密接シ背部、臀部及踵ヲ尺柱ニ接シ両上肢ヲ自然ニ体側ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシメ正面及側面ヨリ全身ノ位置ヲ通視シ所要ノ矯正ヲ加ヘタル後横秤ヲ顱頂ニ当テ之ヲ為スベシ

計測単位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ単位ノ下一位ニ止ムベシ

第十三條　体重計測ハ衣類ヲ脱シ秤台ノ中央ニ靜止セシメ体重計ノ桿ガ正シク平均ヲ保ツニ至レルトキ之ヲ為スベシ

計測単位ハ「キログラム」トシ四捨五入法ヲ用ヒ単位ノ下一位ニ止ムベシ

第十四條　胸囲計測ハ起立ノ姿勢ニ於テ両上肢ヲ自然ニ垂レシメ巻尺ヲ背面ニ於テハ両肩胛骨ノ下隅ニ、前面ニ於テハ左右乳頭ノ直上部ニ当テ安靜ニ呼吸セシメ呼息ノ終レルトキ之ヲ為スベシ乳房ノ著シク膨隆セル女子ニ付テハ巻尺ヲ少シク其ノ上方ニ当テ之ヲ為スベシ

計測単位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ単位ノ下一位ニ止ムベシ

第十五條　握力測定ハ握力計（スメドレー氏型）ヲ予メ内鐙ニ拇指ヲ除ク四指ノ第二節ニ当テ外鐙ヲ示指ト拇指ノ又ニ当ツル如ク調節シ置キ被検者ヲ直立セシメ腕ヲ自然ニ垂レ全力ニテ握ラシム、左右各二回以上之ヲ行ヒ各側ノ平均値ヲ求ムベシ

第十六條　背筋力測定ハ背筋力計ノ踏台上ニ両足ノ拇趾ヲ三〇糎ノ距離ニテ並行セル足形ヲ描キ之ニ被検者ヲ該足形上ニ立タシメ約三十度ノ前曲位置ニテ計器ノ横柄ヲ全力ニテ牽引セシメ其ノ成績中最高値ヲ求ム

第十七條　栄養状態ハ皮膚ノ色沢皮下脂肪ノ多寡、筋骨ノ発育等ニ拠ルベキモ其ノ検査ハ栄養指数ヲ用ヒ左ノ式ニ依リ之ヲ計算ス

$$\text{栄養指数} = \frac{\text{身体（瓦）}}{\text{身長（糎）}^2} \times 1000$$

第十八條　肺活量測定ハ肺活量計ニ所定量ノ水ヲ容レ（温度ノ調節ヲ要スルモノハ之ヲ行ヒ）被検者ヲ立位ニテ右手ニテ口管ヲ持チ全力ヲ以テ吸気セシメ直チニ呼出管ヲ右手ニテ口ニ密着セシメ息ヲ続ク限リ呼出セシム、之ヲ以テ二回以上反復シ其ノ最高値ヲ求ム

第十九條　「レントゲン」検査ノ結果胸部ニ異常ヲ認メザルトキハ筋骨発育状態、肺活量検査及栄養指数算出ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十條　視力検査ハ石原氏万国式日本試視力表ヲ用ヒ採光充分ナル室内ヲ選ビ不充分ナルトキハ人工照明ニ依ルベシ

試視力表ハ窓ニ対シ被検者ノ眼ト凡ソ同一ノ高サニ掲ゲ五米ノ距離ニ於テ検査スベシ

視標ハ上ヨリ下ニ向ツテ読マシメ同列中視得ル最小ナル視標三箇以上ノ明視ヲ以テ其ノ視力トス

眼鏡装用者ニ就テハ裸眼検査ノ外常用眼鏡ヲ用ヒ左右各別ニ検査ヲ反復シ行フベシ

視力検査ノ成績ハ小数式ヲ以テ表示シ矯正視力ヲモ必ズ検査票ニ記録スベシ

視力障碍アル者ニ就テハ近視、遠視、乱視ノ有無及疾病ニ付検査スベシ

第二十一條　色神検査ハ石原式新色盲検査表、伊賀氏新選色盲検査表及小口氏新色神検査表等二種以上ヲ併用シ異常ノ有無ヲ検査スベシ

検査ハ色神正常者タルコトヲ要ス

第二十二條　聴力検査ハ叩語検査ニ依ルモノトス叩語検査ハ靜粛ナル室内ヲ選ビ被検者ノ検耳ヲ検者ト五米ノ距離ニ相対セシメ他耳ノ外聴道孔ハ気密ニ閉塞シ両眼ヲ閉ザシムベシ

検者ハ叩語ヲ以テ住所、氏名、年齢又ハ数字駅名等ヲ不順序ニ低唱シ被検者ニ之ヲ復唱セシメ其ノ聴取距離ヲ測定スベシ

甲種ノ判定ニハ秒時計又ハ懐中時計ニ依ル検査ヲ以テ叩語検査ニ代フルコトヲ得此ノ場合予メ使用スベキ時計ヲ以テ正常聴取距離ヲ測定シ置クヲ要ス

第二十三條　疾病異常検診ハ主トシテ結核性疾患、トラホーム、其ノ他眼疾、花柳病、寄生虫病、精神病、精神薄弱、心臓病、腎臓病、栄養障碍、脚気、痔瘻、耳疾、歯疾、鼻咽頭疾患、皮膚疾患及其ノ他ノ疾病並ニ脊柱胸廓ノ形態異常等ニ付之ヲ行フベシ

第二十四條　結核性疾患ノ検診ニ付テハ「ツベルクリン」皮内反応検査ヲ行フベシ但シ反応陽性ナルコト明ナル者又ハ不適当ナリト認ムル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

「ツベルクリン」皮内反応陽性若ハ疑陽性ナル者又ハ必要ト認ムル者ニ付テハ「エックス」線間接撮影又ハ「エックス」線透視ヲ行フベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ之ヲ行フコト困難ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條　花柳病、痔瘻ノ検査ハ十七年以上ノ男子ニ付テハ局所検査ヲ行フベシ

第二十六條　結核性疾患、花柳病其ノ他特ニ指導ヲ必要トスル疾病ニ罹リ又ハ罹レル疑アル者ニ付テハ別ニ「エックス」線直接撮影、赤血球沈降速度測定、喀痰検査、検尿、血液検査、其ノ他ノ方法ニ依リ成ル可ク精密ニ之ヲ検診スベシ

前項ノ検診ニ際シテハ其ノ療養ノ状況ヲ併セ調査スベシ

第二十七條　病院、療養所等ニ入院、所中ノ被管理者ノ体力検査ニ付テハ身体計測及機能検査ハ之ヲ省略シ疾病異常検診ニ関シテハ院、所長ヨリ疾病異常ニ関スル報告ヲ徴シ之ニ代フルコトヲ得

第二十八條　運動機能検査ハ荷重速行ニ付之ヲ行ヒ各種検査ノ最後ニ之ヲ為スベシ

第二十九條　運動機能検査ハ体力管理医ニ於テ之ヲ不適当ト認メタル被管理者ニ付テハ省略スルコトヲ得

（附属様式ハ追テ関係ノ向ニ配付ス）

◎通　報

◉国有鉄道体力管理規則及国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程実施ニ関スル注意ノ件

（鉄総勤労局）

国有鉄道体力管理規則及国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程実施ニ付テハ左記ノ注意ヲ要ス

記

イ　定期体力検査ニ於ケル身長測定ハ満二十六歳以上ニ付テハ一回ニ止メ爾後省略ス

ロ　乙種管理ニ於ケル視力検査ハ本省及各鉄道局勤務者ニ限リ省略スルコトヲ得

ハ　被管理者色神異常ト確定シタルモノハ爾後ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

ニ　大臣官房、自動車局、企画局、港湾局、地下建設本部及其ノ所管地方官署ノ職員ニ対スル昭和二十

年三月達第一八九号国有鉄道体力管理規則並ニ昭和十九年九月達第六七二号ニ依ル結核対策事務取扱方ニ関シテハ左ノ通依命通牒シアルニ付之ニ依リ取扱フモノトス

昭和二十年三月三十日

鉄勤体第一〇六号

鉄道総局勤労局長

大臣官房各長
企画局長
自動車局長
港湾局長
地下建設本部長　宛

依命通牒

昭和二十年三月達第一八九号国有鉄道体力管理規則、昭和二十年三月達第一九〇号国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程及昭和十九年九月達第六七二号ニ依ル結核対策事務取扱方ニ関シテハ当分ノ間左記ニ依リ処理相成度

記

一　体力管理規則第二條ニ定ムル職員ニ該当スル者及昭和二十年勅令第十号第一項ニ規定スル事務ニ従事スル者ノ体力管理ハ体力管理規則及昭和二十年三月達第一九〇号国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程ニ依リ之ヲ行フコト

二　昭和十九年九月達第六七二号ニ依ル結核対策事務取扱方ニ関シテハ前号ノ取扱ヲ受クルコトヲ得ザル者ニ対シ左ニ依リ之ヲ行フコト

（イ）健康診査ヲ必要トスルトキハ所属長（又ハ勤務個所長）ヨリ本省ニ在リテハ鉄道総局勤労局長、鉄道局管内ニ在リテハ当該鉄道局長ニ対シ第一号様式健康診査申込書ヲ送付シ執行場所、日時等ノ指示ヲ受ケ診査ヲ受ケシムルコト

（ロ）療養ノタメ鉄道直営医療機関ヲ利用セシムル場合ハ所属長ニ於テ第二号様式ニ依ル「特別療養受療証明書」ヲ発行シ初診ノ際当該医療機関ニ提出セシメ之ト引換ニ診療券ノ交付ヲ受クルコト

（ハ）療養費用ハ診療規程所定ノ料金ヲ即納セシムルコト

（ニ）結核予防、健民修錬等必要ト認ムル事項ニ付テハ所属長ヨリ鉄道総局勤労局長又ハ鉄道局長ニ対シ申出協議ノ上実施スルコト

第一号様式

健康診査申込書

年月日　所属　番名　氏名　生年月日　記事

宛

第二号様式

特別療養受療証明書

所属	所属名		
	所在地		
官職氏名	官職	氏名	電話
現住所			歳
交付年月日			
所属長氏名印			

備考　本証ヲ鉄道病院又ハ鉄道診療所ニ提出シ診療券ノ交付ヲ受クルモノトス

適宜ノ用紙ヲ用フルコト

（ホ）鉄道病院又ハ診療所ニ於テ前号（ロ）ニ依ル特別療養受療証明書ヲ受付ケタルトキハ第三種患者診療券余白ニ「特別療養」ト朱書ノ上本人ニ交付シ結核性疾患ニ関スル診療ノミノ取扱ヲ為スコト

◉職員採用時身体検査規程並ニ職員健康診断規程関係注意及通報類廃止ノ件（鉄総勤労局）

昭和二十年三月三十日達第一九〇号国有鉄道体力管理規則及昭和二十年三月三十日達第一九一号国有鉄道要員体位標準並ニ体力検査規程制定ニ依リ昭和十一年九月達第八七二号職員採用時身体検査規程及昭和十一年九月達第八七三号職員健康診断規程ハ之ヲ廃止セラレタルヲ以テ左記公報通報ハ昭和二十年三月三十日限リ廃止セラレタルモノトス

記

一　昭和一一、九、一六公報通報
職員採用時身体検査及職員健康診断執行方法ノ件

一　昭和一一、九、一六公報通報
職員採用時身体検査規程並ニ職員健康診断規程実施ニ関スル注意ノ件

一　昭和一一、九、一六公報通報
職員採用時身体検査規程並ニ職員健康診断規程改正要旨ノ件

休業者人員調

運輸省職員局保健課

所属別／期間別	三ケ月未満	六ケ月未満	一ケ年未満	一ケ年以上	計	職員数	職員数に対する休業者割合
本省	三八	六〇	二九	四	一三一	七、七三二	〇・〇一七
東鉄	四七八	九一二	五二二	三七一二、六九〇	一二六、七五〇	〇・〇一八
名鉄	二八九	二二六	二四七	一六二	九二四	六九、八三三	〇・〇一三
大鉄	三二五	二九二	二三四	一一六	九五六	八三、九九〇	〇・〇一一
広鉄	二八八	二一七	一六八	一一九	七九二	五七、五四八	〇・〇一四
四鉄	七四	四八	四四	二	一〇八	一八、七一八	〇・〇〇九
門鉄	三二五	三二二	二四七	一五三	一、〇九七	七七、〇二四	〇・〇一四
新鉄	一七四	一六〇	一六〇	一六一	六五五	五三、八五二	〇・〇一二
仙鉄	二四五	二二六	二〇七	二〇二	八八〇	五四、一三六	〇・〇一六
札鉄	五三六	二四五	二二〇	一二七	一、一二八	六八、二三六	〇・〇一七
計	二、八一二	二、七〇八	二、〇七八	一、四一六	九、〇一四	六一七、八一九	〇・〇一四

備考　1　本調査は昭和二十三年十二月末日現在であつて体力管理規則にもとづいて休業を命じた第五種管理者数である。

2　職員数については本省には本省直轄工場、技術研究所及び東京道監を含み又各鉄道局管内所在の機関に属する職員は当該局へ計上した。

軽業者人員調

運輸省職員局保健課

所属別＼期間別	三ヶ月未満	六ヶ月未満	一ヶ年未満	一ヶ年以上	計	職員数	職員数に対する軽業者割合
本省	一八	七一	二	—	九一	七、七三二	〇・〇一一
東鉄	七六〇	二三七	七九	二七	一、一〇三	一二、六、七五〇	〇・〇〇八
名鉄	四七	一三	一二	一八	九〇	六九、八三三	〇・〇〇一
大鉄	一七六	六〇	二七	一二	二七五	八三、九九〇	〇・〇〇三
広鉄	三三	三四	六四	二三	一五四	五七、五四八	〇・〇〇三
四鉄	一八	—	—	—	一八	一八、七一八	〇・〇〇一
門鉄	八〇	六	三	—	八九	七七、〇二四	〇・〇〇一
新鉄	一二〇	二八	一五	一三	一七六	五三、八五二	〇・〇〇三
仙鉄	一五九	一〇六	一六五	一一四	五四四	五四、一三六	〇・〇〇一
札鉄	一〇〇	六〇	二〇	三一	二一二	六八、二三六	〇・〇〇三
計	一、五一一	六一五	三八七	二一三九	二、七五二	六一七、八一九	〇・〇〇四

備考　1　本調査は昭和二十三年十二月末日現在であつて体力管理規則にもとづいて軽業勤務に服している第四種管理者数である。

2　職員数については本省には本省直轄工場、技術研究所及び東京道監を含み又各鉄道局内所在の機関に属する職員は当該局へ計上した。

昭和二十三年度　体力検査結果調　その二

運輸省職員局保健課

所属別＼区分	管理種別 第一種 男	第一種 女	第一種 計	第一種 %	第二種 男	第二種 女	第二種 計	第二種 %	第三種 男	第三種 女	第三種 計	第三種 %
本省	四、七一七	一、一四二	五、八五九	八二・四	四七・七	三四一	八一八	一一・五	一二六	一一〇	二四六	三・四
東京	六八、三五三	二、三三八	七〇、六九一	六八・六	一七、一八九	一、〇三二	一八、二二一	一七・七	九、五二三	四、四五二	九、九七五	九・二
名古屋	一、四三五	一、六八八	四三、一二三	九九・二	九八〇	七八三	一七二	六三〇三	五六六	六、八六九	一二〇	
大阪	三、〇八六	五四、六四五	八〇四	六六・五三	三八七	七〇八〇	一〇四	四、六四三	二六八	四、九二一	七二	
広島	三四、二八三	一、五〇八	三五、七九〇	五、九五六	八一	六、五三七	一三・一	六、四三〇	四九九	六、九〇九	一三・八	
四国	一二、〇六六	四五〇	一二、五一六	八八・三	三一	四〇三	二・八	七三三	三五	七六七	五・四	
門司	三六、八六九	三、〇四七	三九、九一六	六九・二	七四七	八、五二二	一四・七	六、五一二	五〇五	七、〇一六	一二・六	
新潟	一、九二七	二九、七五四	二九、六八二	六〇・四	一〇、二九	一、二八九	一三・〇	五、八五九	五九二	六、四八一	一三・二	
仙台	一八、八四〇	八七〇	一九、七一〇	五六・六	八、八〇五	九、三三七	二六・八	四、四六八	二八九	四、七五七	一三・六	
札幌	四八、八六三	二、八二三	五一、五〇六	八二・四	五、一六四	三五二	八、八一六	一四・一	二三九	三、三四八	五・四	

その一

所属別＼区分	管理種別 第四種 男	第四種 女	第四種 計	第四種 %	第五種 男	第五種 女	第五種 計	第五種 %	計 男	計 女	計 計
本省	八五	五	九〇	一・三	七六	三三	九八	一・四	五、四八一	一、六三〇	七、一一一
東京	一、六七四	七五	一、七四九	一・七	二、三〇二	九六	二、三九八	二・三	九九、〇四〇	四、〇一六	一〇三、〇五六
名古屋	六〇八	四九	六五七	一・二	九〇三	五七	九六〇	一・五	五九、一九八	三、一四三	六三、三四一
大阪	五三	二九	五五二	〇・八	七四九	一八	七六七	一・二	六七、九九四	二、八八	七〇、八八二
広島	三五三	三七	三九〇	〇・八	三八三	三	三八四	〇・八	四七、四〇四	二、六二六	五〇、〇三〇
四国	二五五	二二	二六七	一・九	二一二	九	二二〇	一・六	一三、六五六	五三七	一四、一七三
門司	七一七	九二	八〇九	一・四	一、〇八九	七三	一、一六二	二・一	五二、七一三	二、四九三	五六、二〇五
新潟	八四三	一三三	九六五	一・九	六九一	五六	七四七	一・五	四五、四〇六	三、七五七	四九、一六三
仙台	二九九	三三	三二二	〇・九	六九九	三六	七三五	二・一	三三、一二一	一、七四九	三五、八七〇
札幌	九四〇	六一	一、〇〇一	一・六	一、〇八八	五六	一、一四六	一・八	五八、九九四	三、五三四	六二、五二八
計	六、二一一	四九九	六、七一〇	一・三	八、一一四	四二四	八、五三八	一・七	四七四、六七九	二五、六四三	五〇〇、三二〇
志免鉱業所	二〇七	二四	二三一	四・一	五九	一二	七〇	一・三	四、八二一	七五二	五、六四二
鉄道教習所	一二三	四	一二六	一・〇	一二三	五	一二八	一・〇	一二、三五九	四九〇	一二、八二九
地方施設部	一二七	一二	一三九	二・〇	一二五	一〇	一三五	二・〇	六、一〇七	六四九	六、七五六

	東京地方電気部										総合計
計	四八	四〇	二八	二〇	三五	二六	三五	一三	二六、一〇〇	一九四〇	二七〇四
	三	—	三	一八	一八	—	一八	一〇	一、二三	五〇	一八一三

備考　仙鉄は一部の検査未了のため報告のもののみ計上

											総合計
六、七四	五四四	七三六	一四	八五一五	四七二	八八八七	一七	五〇五、二六八	二九、二三	五三四七一	

英国における結核対策の概観

一、イングランド及びウェールスにおける結核対策の現状並にその起源の概観

結核の看護のための公共的措置は別の機関の下に、そして多くの場合に於いて一般の伝染病に関與するのと異る当局に依つて組織される。一九一二年以前に於いては、その大部分が篤志団体又は個人に依つて管理される且つ極めて小規模の結核療養所又は病院に約五千乃至六千の結核病床があつた。それらの大部分は、その前約十年の間に設立された。若干の地方当局は自ら結核療養所を設け、そしてある当局は設備の利用できる場合、天然痘病院又は伝染病病院に於いて結核の治療を行つていた。又約五十の結核のための施所があつた。一九一二年以降結核の治療に対する公の干渉が活潑し始め、同年に凡ての種類のこの疾病が始めて届出を必要とすることになつた。地方当局は、その所管地域に於ける結核患者治療設備を改良するよう国庫補助金によつて奨励されそして国民健康保険計画の下に於ける結核療養所の施療は、若し被保険者がこの疾病に罹つていることがわかつた場合には、支拂能力の有無に拘らず結核療養所の便宜やその他の治療を受けることができるよう企図された。

一九一四年―一九一八年の戦争のための緊張は、この疾病の発生の増加に反射し、殊に除隊された男子のために、設備に対する著しい需要があつた。このことが国庫補助の増加を導き、その結果結核療養所その他の設備が増設せられた。一九二一年国会は、結核治療のための措置をするため、州会及び市邑会に対し一般的義務を負わせた。そしてこの立法がその後一九三六年公共保健法（Public Health Act）に合体された。これらに端緒を発し、その疾病の診療と治療の凡ての面に対応し、これに悩む人達に補足的扶助と予後の看護の相当量を提供する強力な、そして尚発展する特別事業が現出した。州会及び市邑会は半ば自ら直接に施薬所、結核療養所その他の施設をもうけることによつて、又半ば篤志の及びその他の団体と結ぶ取極めによつて、その義務を果す。今次戦争の勃発に当り、結核施設には約二万八千の正規の病床があり、必要の場合は公認施設内において遙かに多くの病床が利用できた。約四百の結核療養所が直接地方当局によつてもうけられ、約二百七十がその他の機関によつてもうけられた。これらの結核療養所は、通常非常に大規模のものでなく、そのうち約三十だけが二百以上の病床をもつていた。

実際の診察と治療は別として、この事業は――各地域毎にその程度は異なるが、そして半ば篤志看護委員会（Care Committees）又は類似の機関を通じて――附加的慰安、滋養及び衣服、就職のための訓練、適用な住居獲得の援助、歯科の看護その他の事項を処理する凡ゆる種類の補足的事業を提供する。結核の回復及び再授産き、（resettlement）に関する価値ある先駆者の仕事が、少数の篤志団体によつて、殊に二ヶ所の有名な村落セツトルメント（villagesettlement）及び結核コロニー（tnbes Culosis Colony）においてなされた。地方当局は、丁度彼等が適当な型の事例のためには、労働及び国民事業省（Ministry of Labour and National Services）の訓練及び授産手段と協同したように、これらの施設を十分に利用した。最近、結核患者の回復に関し（仮令戦時中は戦争のための抑制状態によつて妨げられたとはいえ）、又集団的縮写放射線写真術（Mass Miniature radiography）によつて可能にされた早期発見及び診察に対する新らしい援助に関する関心は更に増大した。もう一つの進歩は、財政上の責任が、それによらないとすれば、治療を依頼することを遅らす傾向のある障害となるかも知れぬ場合に、早い治療を依頼するよう奨励するために、監視下にある患者又は治療中の患者に手当を支拂う計画であつた。

彼等の任務遂行のために、若干の地方当局は連合して、七ツの合同理事会（Joint board）を結成した。これらの理事会のあるものは、その単位当局の凡ての結核事業を建築し、あるものは特定の施設の合同経営を行う。大規模の連合の特異な実験が過去三十年間ウエールスにおいてエドワード七世ウエルシュ国立記念協会（King Edward vII National Memorial Association）において行われてきた。同協会は、一九一〇年、ウエールスにおける全国的結核撲滅運動の一部として設立され、その特別の機成は（法人設定勅許状――Charter of Incoporation ――の下に）ウエールスにおける凡ての州会及び市邑会の代表の選出を規定すると共に、互選会員、保護大臣の任命する会員その他を含む。それは施薬所、訪問診療所（Visiting station）をもうけ、それ自身の結核療養所及び病院内に約二千の病床を備えると共に、他の機関を通じて設備を用意する。

結核事業は――改良された住居及び食事並びに一般の環境の間接的影響を斟酌した後でさえ――最近二十年間に亘りこの疾病による死亡率の改善に反影されたその功績に関し極めて具体的な結果を示している。それは一つの特定の目的をもつた別箇に組織された事業として形成された故他の胸部及び呼吸器疾状の診察及び治療又は綜合病院の仕事に、おそらく十分の関連をもたない別箇の実体として管理される傾向をもつ。

二、スコットランドにおける結核対策の現状並にその起源の概観

スコットランドにおける結核治療の責任は、公共保健法規によつて、五十五の主要保健当局に負わされた伝染病治療の一般的責任の中に包含される。イングランド及びウエールスにおける如く、結核処理の別箇の立法はない。殊に結核患者の予後の設備をする権限はない。

結核計画の主たる特徴は、一八八七年エデインバラにおいて、故サー、ロバート、フイリップが施薬所、結核療養所及び開拓団（farm colony）の協会を基準として結核撲滅機関をもうけた努力に由来する。結核治療の進歩した技術は、その頃に比べると非常な進歩をしたが、この開拓者的努力の基礎原則は、今尚有効である。

地方当局は、始めサー、ロバート、フイリップの先導に従うのに遅々としていた。その一、二のものが、一九〇四年、伝染病病院の空舎に肺結核隔離の実験をしたが、一九〇六年に至つて始めて、実質的の進歩が始まつた。その年にスコットランド地方行政庁（Local Government Boart for Scotland）（当時の中央局――antral department）が、肺結核を強制的に届出を要するものとし、既にある他の伝染病処理のため地方当局に負わしていた法律上の義務をこの疾病に拡充した。

戦争前スコットランドには約五千三百の結核病床があり、その中約四千七百は地方当局病院にあつた。これら病床のあるものは、戦争勃発と共に他の用途に向けられたが、中央局の緊急病院に病床を設備する等の代替措置の結果、利用可能の病床設備は実際は増加した。

スコットランドにおける結核の発生は、イングランド及びウエールスと比

較すると高く、そして戦時中増加の傾向を示した。看護婦の不足のため使用できない結核患者に利用可能の空病床がある。この結果、病院の治療を必要とするのに、入院の順番を待つている患者の多数を残している。これは、公共保健の現状の悲しい特徴の一つである。

参考資料目録

我国の結核の現状について

厚生省公衆衛生局調

国立結核療養所の概況

厚生省医務局調

学徒及び学校職員の結核に関する資料

文部省調

国鉄の結核対策

運輸省安全衛生課調

調査報告書

観光事業に関する調査

右の件に関しては未だ調査を完了しないが一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

資料一

通行税の改定が海運に及ぼす影響

等級	旅客数	運賃収入	各等倍率	旅客負担額増減
国鉄 一	一%	三・七%	現行 六	三分の一減
国鉄 二			四月一日以降 四	
国鉄 三	九九%	九六・三%	三	三分の一減
船舶 一			一	—
船舶 二	九%	三〇%	三	一〇〇分の一五増
船舶 三	九一%	七〇%	二	一〇〇分の一五増
			一	—

（註）各等級のある船舶のみを摘出すれば旅客数比率は二七対七三である。

資料二

新旧通行税の比較表

区別	一等	二等	三等	計
乗船人員	一八、七三五	一四四、八七四	一、七四四、八四二	一、八八八、四五一
運賃収入 自二四、四至二四、九	三、五七七、七五五	八七、三三三、九八六	二七四、七二一、六八七	三八四、七〇四、四三八
通行税 現行(A)	一、二八、三二六	四、三六三、八五二	一七、四六八、七九七	一九、一八六、七五六
通行税 改正(B)	四、五一七、五五二	一七、四六八、七九七	—	三、九八四、三五〇
通行税 B/A 倍率 例、別府——大阪間	四〇〇%	四〇〇%	—	二四%
汽船 現行	三、二〇〇円	一、六〇〇円	六四〇円	
汽船 改正後	三、六八〇	一、八四〇	六八〇	
汽車 現行	四、六八〇	二、三四〇	七八〇	
汽車 改正後	三、七二〇	一、三六〇	六八〇	

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　佐々木盛雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　前之園喜一郎

小泉　秀吉　横尾　龍

高田　寛　早川　愼一

飯田精太郎

観光事業に関する調査

本委員会は、毎国会観光小委員会を設け国際親善及び文化の向上、並びに外貨の獲得のため必要な努力を続けてきたが、今国会においては外客来訪の本格的段階に対処して国内受入体制の急速な整備並びに海外観光宣伝の活潑な展開を推進するため、その具体的整備方策並びに実行方法等につき検討を加え努力した。その結果、観光事業特に海外宣伝事業に対する助成金の予算化をみ、なお又第六回国会を通過しながら主管大臣問題をめぐり実施の段階に至つていなかつた国際観光ホテル整備法の実施をみるに至つたが、なお未解決の状態のものがある。

しかし、外客の受入体制の整備及び誘致宣伝の強化は、緊急を要する問題であるので、引続き調査を継続する必要があり、いまだ結論を得るに至つていない。

調査報告書

税制改革の交通事業並びに関連産業に及ぼす影響に関する調査

右の件に関し、一応の調査を終つた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　佐々木盛雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　前之園喜一郎

小泉　秀吉　横尾　龍

高田　寛　早川　愼一

飯田精太郎

税制改革の交通事業並びに関連産業に及ぼす影響に関する調査

本委員会においては、税制改革が復興途上にある交通事業並びに関連産業に重大なる影響を及ぼすことを懸念し、特に委員会調査事件として取上げ、政府当局をはじめ関係箇所に対し詳細なる資料の提出を求めるとともに説明を聴取し、調査研究を加えた結果左記の如き結論を得たので、それぞれ主査委員会及び主務官庁に対し、税制改正に関し考慮方を要望した。

記

国税

通行税法の一部を改正する法律案については左記により考慮せられたきこと。

第一案　通行税法を廃止すること。

理由　本税はその沿革よりみてむしろ廃止することを適当と認む。

第二案　通行税の課税客体から船舶の二等乗客を除外すること。

理由　(一)　税率引上により二等客の負担額は現行より百分の十五増加するから実質上値上となる。

(二)　二、三等の増減による客室の変更操作は不可能である。

(三)　通行税を船主に転課することは船主経済上不可能である。

(四)　現行及改正後における国鉄及船舶一、二等客の負担の増減を比較すると著るしく不均衡である。

(五)　汽車の三等は船舶の二等と同様の処遇をうけるのが社会通念である。（参照、官庁出張旅費規定）

資料一、二参照

地方税

一　海事関係

（一）　固定資産税の課税客体より船舶を除外し、船舶については独立税を設定すること。

理由　地方税法改正草案においては船舶について現行船舶税を廃止し、固定資産税を課することを規定しているが、この場合総平均に於ては現行船舶税の十三倍強に外航用新造大型船については三二倍の重税となる。（別紙資料一参照）

備考　地方自治庁に於ては船舶に関する昭和二十四年度固定資産税を十二億と算出し、把握率を五割とみて収入見込額を六億と推定しているが、これは船舶法第五條、第五條ノ二の規定に鑑み、不当な推定であつて把握率を十割とし、船舶に関する昭和二十四年度固定資産税の収入見込額は十二億と推定するを妥当とする。

（二）　港湾運送業の附加価値額算定の際、元請業者が荷主より受取る作業料収入中下請業者に対する支拂分は収入として取扱わないこと。

理由　（一）　この支拂分を総収入に含めなくても附加価値税は現行事業税の四、四六倍となる。

（別紙資料二参照）

（二）　この支拂分を元請業者の収入とすればその部分については元請下請両者が課税され二重課税となる。

（三）　固定資産税の課税客体である倉庫業の倉庫の価格の決定は登録賃貸価格の千倍とする特例によらず一般の評価方法によること。

理由　地方税改正草案に於て昭和二十五年度分の固定資産税を課する農地以外の土地及び家屋に限り、その価格は登録賃貸価格の千倍とする特例が規定されているが、この特例によるときは概ね現行家屋税の四倍の重税となる。（別紙資料三参照）

二　陸運関係

（一）　地方鉄道軌道関係

1　地方鉄道軌道については附加価値税、固定資産税及び電気ガス税につき減税方考慮すること。

2　附加価値税は収入の二〇％乃至三〇％の外形標準に課税すること。

3　固定資産税については、

（イ）　地租を現行通り免税とすること。

（ロ）　電柱税及び軌道税を現行の率とし存置すること。

（ハ）　車輛税を新設し、一輛を五〇〇〇円程度の税率とすること。

以上（イ）（ロ）（ハ）を除きたる固定資産に対し、一般固定資産税を課すること。

電気ガス税を免税すること。

理由　地方鉄道、軌道は用地その他固定資産多く、且つ多数の従業員を擁する事業なるため新税制案によるときは特に地方税に於て約二十三億五千万円を負担し、二十三年度実績に対し二十一億円の増を示し（十一倍半）之に電力料金値上げに伴う増十五億五千万円を加うるときは、営業費の増のみにて三十六億円余となり、地方鉄道、軌道の経営上収支均衡を失し、経営困難に陥り、産業、文化に及ぼす影響大なるものありと思料せらるる。依つて運賃への転嫁、経営合理化をなす外減税の要あるに因る。若し減税の措置不充分なるときは第五項に掲げたる措置を要すと認めらる。

5　右により減税の措置困難なるときは、昭和二十四年法律第一六九号地方税法の一部を改正する法律附則第二号と同趣旨の規定（地方鉄道、軌道に関しては本法による税額が其の運賃に繰り込まれたときの属する年度から本法を適用する）を設け事態の收拾を図ること。

（二）　自動車及び通運関係

1　自動車及び通運関係についても附加価値税は收入の二〇％乃至三〇％の外形標準により課税すること。

2　自助車税を設くるならば、その税率の軽減を図ること。

理由　自動車事業及び通運業は労務費の占むる割合多きため附加価値税による負担増加し、経営上その負担に堪えぬものがあるので附加価値税につき充分の考慮を要すると共に他の税目についても之が軽減し、事業の健全なる維持を図る要あるに因る。

（三）　海陸共通事項

地方鉄道軌道関係の(5)についてはその他運輸業についても同様とすること。

別紙資料

一

※隻数　重量屯数　取得船価　再評価船価

七二五　二、二五三千屯　一六、四八〇、二八〇千円　六六、九四七、三四七千円

※日本船主協会会員保有百総屯以上鋼船

課税額

総額　外航用新造大型船　千円　10,045

算出基礎

(A)　固定資産税　一、一三、一四〇千円

(B)　現行船舶税　四四、四九〇

A－B　三三

66,947,347×1.75%＝1,113,240

574,147×1.7%5＝10,048

37.50（1屯当り船舶税）×2,253＝84,49

二

課税額

現行事業税(A)　二、六八八千円

附加価値税(B)　一一、九八三

(総收入金額の百分の五十を附加価値額とする)　四、四六

B－A　三三

備考　一、総收入額には下請業者に対する支拂分を含まない。

二、本調査は港湾運送業　十一社分

三

倉庫業　現行家屋税　千円

A　社　一二、八八八

B　社　一一、六四四

固定資産税　千円

特例　四一、〇九〇

一般　二一、六七〇

四五、二九九　二二、四〇八

税制改正案に依る地方鉄道軌道会社の諸税増減

昭和二十三年度実績　改正案

税目	税額	千円内	税目	税額	千円内
住民税	三九、三五三		住民税	一、〇四二	
家屋税	一九、一七三		家屋税	〇	
電柱税	一二、六二一		電柱税	一二、六二一	
軌道税	七一、九四三		軌道税	七一、九四三	
事業税	一三、五七五		車両税	一〇八、八〇〇	
不動産取得税	六、九二四		事業税	〇	
電気ガス税	二四、〇八七		不動産取得税	〇	
その他	一四、六四五		電気ガス税	〇	
計	二〇二、三二一（一〇〇％）		その他	一四、六四五	
			附加価値税	二〇〇、七九〇	
			固定資産税	二六九、九八九	
			計	六七九、八三〇（三三六％）	

調査報告書

日本経済の安定復興に関する調査の件

右の件に関し、未だ調査を終えないが一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

椎井　庚雄　田口政五郎
西川　昌夫　和田　博雄
大野木秀次郎

本調査事件は前国会に引続き昭和二十四年十二月二十日議院の承認を得、爾後、政府より必要な説明を聴取する外各方面から諸般の資料をしゆう集する等鋭意調査に努めた。しかしながら本件はその性質上広範な関連性を持つため未調査の部分も多々あるので、いまだ結論を得るまでに至つていない。

以上

調査報告書

行政機関職員定員法実施後における行政運営に関する件

右の件に関し、まだ調査を終えないが一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三好　始　カニエ邦彦
梅津　錦一　堀　眞琴
伊達源一郎　竹下　豐次

内閣委員会は昭和二十四年十二月四日、行政機関職員定員法実施後における行政運営に関する調査承認要求書を提出し、翌五日承認を得たので、直ちに内閣委員会懇談会を開き、右調査承認に基き調査のため、昭和二十五年一月九日より一月十八日迄の十日間、関西、北越の二班を編成して、それぞれの地方に於ける官庁視察を行つた。

視察班は関西班、梅津、三好の各委員、北越班は、城、カニエの各委員をもつて編成した。両班とも主として左の点について調査を行つた。

一、先般行われた行政機構の改変（例えば国の行政事務の地方庁への委譲）によつて、地方庁では、従来に比し事務運営上如何なる便、不便を来しているか。

二、行政機関職員定員法の制定即ち行政整理の実施により、従来の定員が削減された結果、その庁では支障なく事務が運営されているか。もし事務運営に支障があるとすれば如何なる種類の事務についてその支障があるか。又支障なく事務を運営するには現在の定員より幾名増員すればよいか。

三、その庁の行政整理実施の結果、整理した職員数如何。

四、右行政整理によるその庁の退職者の就職状況は如何。

五、将来、更に行政機構を改革するとしたならば、その庁の行政機構に如何なる改革を必要とするか。

以上の五点であつたが、その他、各地の食糧事務所の定員が昨年の行政整理で一率に二割削減せられたため同事務所出張所の検査官に手不足を来し、その不足を補うため非常勤職員とか仮定員等の一時的な便法によつて、急場を間に合わせている実情に鑑み、今回の調査に当つては、特に食糧事務所及びその支所等の実情を調査した。

しかして本調査事件は、なお幾多問題もあり、その重要性にかんがみ、本委員会としては更に愼重な調査研究を必要とすることが明らかになつたが、今国会は重要法案が山積し、調査、研究の遂行が殆んど困難な状態となり、遂に会期中にこれを完了し得なかつたので、更に次の国会において引続き調査を継続したい考えである。

調査報告書

電力問題に関する調査に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

結城　安次　栗山　良夫
門屋　盛一　境野　清雄
石原幹市郎　佐々木良作
岩木　哲夫　油井賢太郎
赤木　正雄　石坂　豊一
下條　恭兵　島　清
玉置吉之丞　田村　文吉
村上　義一

調査報告書

一、調査経過

電力問題に関する調査は通商産業委員会に於て行われて来たが、昨年十二月十三日に行われたる電気料金制度の根本的変更が産業及び国民生活に及ぼしたる波紋、電気事業再編成の切迫等の客観状勢により二月十日に本特別委員会が設置せられた。本委員会の調査事項は同日本会議にて竹下豐次君の提案理由の説明中にある如く電気事業の再編成問題、電源開発問題及び電気料金が重点であるが、客観状勢により今会期においては電気料金及び再編成問題に主力が傾注された。

本問題に関して委員会を開いた回数は二十六回であつて、その概要は別項の通りである。

二、電力料金及割当問題

昨年十二月十三日より実施された電気料金制及び電力割当制はその発足当時より多大の危惧を持たれていたが、新制度による料金支拂が月を重ねるに従い国民の猛烈な反対意見が国会に反映されて来た。よつて委員会としては本問題の調査検討に最も多くの時間をさく結果となつた。

再編成に対しても料金の地域差及び電力融通の如何が最大の論点となつた。

本問題の調査期間中に於て委員会の討議の動向は概ね次の如くである。

（イ）電力料金の多少の地域差は当然であるとの意見もあつたが、今回の改正の如く産業立地の現状を無視した大幅且つ急激な変化には反対が多い。

（ロ）地域差は需要種別により差をつけるべきで、電灯、小口動力の如く公共性の強い需要に対しては地域差をなしとすべきで、化学工業等電力費が生産品コストに占める割合の高いものについても特別の考慮を拂うべきであるとの意見があつた。

（ハ）電気料金の値上率が三割二分二厘と言われながら標準電力割当量の操作により二倍、三倍という高率値上げを随所に発生せしめたことに対しては、反対意向が強かつた。

（ニ）支拂料金に著しく差異を生ず

る標準料金電力量の割当方式は未だその基本方針が確立したとは認め難い。今後の是正確立が要望される。

（ホ）産業及び国民生活に斯くも影響の大なる電気料金及割当が国会の干與なしに行われる現行制度に対しては研究の必要がある。

（ヘ）料金制実施後の実績調査に関しては未だ政府及び事業者側に於て調査の途上にて、典型的資料の入手が出来なかつた。

更に電気事業の再編成の方向とも至大の関係があるから調査を継続して行く必要がある。

三、電気事業の再編成

電気事業の再編成に関しては政府側より経過を聴取し、内容的には電気事業民主化委員長大山松次郎君、電力審議会委員長松永安左衞門君外委員諸君その他の説明を聴取し、検討を行つた。

関係法案の提出と共に公聴会を開催し、十四名の公述人の意見を聴取した。

四、電源開発

電源開発計画及びその進捗状態に就ては政府側の説明を聴取し、検討を行つた。

本計画に対しては日発存続を前提としたものと認められ、再編成の成行によつては相当の変更を要するものと認められたが、具体的検討は今後の問題である。

（附記）法案及請願陳情の審査

今会期中に本特別委員会に付託された法案は

米国対日援助見返り資金等の借入金に対する担保に関する法律案

公共事業法案

電気事業再編成法案

の三件であつて、請願陳情は夫々一三四件及び四十四件であつた。

請願陳情の中には電気事業再編成に関するものが大部分を占めたが、これ等は互に意見の対立があつて採択するに至らなかつた。この種類に属する請願九七件、陳情二十九件の内容を通数により種類別、地域別に分類すれば次表の通りである。

内容別	地域別	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	計
分断反対		一七	一五	三	一	四九	一	四〇八	四二	一、二四八
分断に緩和措置		二	五	二	八	二	一五〇	一六九
全国一社化		四	五	一	二	六	二	二八	二	一五〇
地域別会社		一九五	二	二	二	二	一九五
公営		一	二	一	一	四
復元及び特殊		三	二	三	一	五	一五
合計		三三	二一〇	一〇	八	五	五〇六	三	五三九	五八一	一、八五五

一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　　西川甚五郎

平沼彌太郎　　九鬼紋十郎

森下　政一　　波多野　鼎

油井賢太郎　　玉屋　喜章

伊藤　保平　　藤井　丙市

小宮山常吉

金融政策並びに制度に関する調査報告書

我が国経済の安定及び復興に資するため、昭和二十四年十二月二十四日委員会の決議により、金融政策並びに制度に関する調査を行うこととなり、同日右調査承認要求書を議長に提出しその承認を得た。

委員会においては、二月六日大蔵省銀行局長より金融状勢一般について、二月十日経済安定本部財政金融局長より昭和二十五年度綜合資金計画について、それぞれ説明を聴取したが、その後、税制改正法案その他の重要法案の審議に忙殺され、本件の調査を実施する暇がなかつたので引続き調査をなすこととし、取あえず経過を報告する。

調査報告書

医療と医薬に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　　井上なつゑ

谷口彌三郎　　小杉　イ子

藤森　眞治　　石原幹市郎

小林　勝馬　　塚本　重藏

草葉　隆圓

医療と医薬に関する調査

国民保健の向上を策し、以て社会福祉の増進を企図することは現下の最も緊要な問題であるのにかんがみ、これが調査研究によりわが国の実情に即した医療の合理化を図るために、本委員会においては三月三日議長の承認を得てこれが調査を行うこととなつた。

委員会は三月十四日七名の小委員を選定し、じ来四回にわたり開会し、愼重な調査を続行したのである。

本委員会は医療と医薬について政府の施策及び関係各団体の意見を聴取し、各種資料をしゆう集整理して漸次調査を進めて来たのであるが遂に今会期中にこれを完了することができなかつた。

よつて本委員会は、本件については、今後において所期の目的を達成したい所存であるが、一応ここに未了報告を提出する次第である。

調査報告書

国立公園の振興整備に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　　井上なつゑ

谷口彌三郎　　小杉　イ子

藤森　眞治　　石原幹市郎

小林　勝馬　　塚本　重藏

草葉　隆圓

国立公園の振興整備に関する調査

国立公園事業が管理制度の不備と事業の不振のため国民の期待に副わないので、本委員会は国立公園の振興整備に関する方策を樹立し、もつて国民保健の増進を図るため十二月十六日議長の承認を得て調査に着手した。

本委員会においては国立公園の現状、本事業の管理企劃等について関係当局の説明を聴取し愼重な調査を続行したのであるが、今期国会中においては調査研究の結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　　井上なつゑ

谷口彌三郎　　小杉　イ子

藤森　眞治　　石原幹市郎

小林　勝馬　　塚本　重藏

草葉　隆圓

社会保障制度に関する調査（第五次中間報告）

本委員会においては、国民の最低生活を保障し、社会福祉の増進を図るため、わが国の実情に即した理想的な社会保障制度を樹立し、その立法化に資する目的を以て、第四回国会以来、議長の承認により、本調査を続行してい

るが、一応ここに今期国会における調査の経過を述べて第五次の中間報告とするものである。

第七回国会においては、本制度の具体的構想を得るまでに至らなかつたが、本調査事件は、重要な問題であるとともに、極めて広汎な社会問題を包括して考察する必要があるので、社会保障制度の重要な一環として、生活保護法案の審議については勿論、社会事業団体及び施設の振興に関する事項、結核予防対策確立に関する事項、医療と医薬に関する事項等、本質的具体問題の究明に努力した。

よつて、本事件調査のため、愼重審議を重ねること三十回に及んだが、その経過は次ぎの通りである。

イ、社会保障制度に関する調査

昭和二十五年度予算措置について

厚生省官房、医務局、公衆衛生局、薬務局、児童局、保険局、社会局、統計調査部、引揚援護庁の説明を聴取した。

右に関連して、私設社会事業問題、失業問題、特に失業保険、職業補道所、共同作業に関する問題及び最低賃金制の確立に関する問題、健康保険並びに国民健康保険その他医薬分業問題について研究調査を行つた。

ロ、社会事業団体及び施設の振興に関する事項

社会局、児童局、地方自治庁、中央共同募金委員会の説明を聴取した。

ハ、結核予防対策確立に関する事項

保険局、医務局、公衆衛生局、結核予防会、日本医師会の意見を聴取した。

ニ、医療と医薬に関する事項

薬務局、医務局、保険局、日本薬剤師協会より意見を聴取し、質疑を行つた。

以上の如くして、各種関係資料をしゆう集整理するとともに、問題の実体的所在を追及して、そのせんさくを続行したが、将来これが総合的解決を見ることによつて、本制度の立法的構想に到達し得るものと思われる。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査は終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島農夫雄　遠山　丙市
大野　幸一　岡部　常
松井　道夫　今泉　政喜
小林　英三

経過概要

本委員会は議院の承認を得て、今会期中「検察及び裁判の運営等に関する調査」に従事し、先ずその対象を「司法制度に関する事項及び新刑事訴訟法の運用に関する事項並びに青少年犯罪に関する事項」等に求め、各事項別にそれぞれ小委員会を設けて事務を分掌せしめ、石川、富山、新潟、群馬、長野、埼玉、名古屋、京都、大阪、広島、山口、長崎の各府県に議員を派遣して各種施設の踏査、関係者の陳情意見の聴取、参考文献の收集、査閲等各般の資料につき鋭意調査に盡力したのであるが、事件の性質上今後更に愼重な検討を要するものがあり、調査を完了するに至らなかつた。更に以上の外委員会は五井産業事件の調査をもなし、委員会及び理事会を開くこと十五回又この間証人約二十名より証言を聴取し、諸種の書類を取り寄せ調査したのであるが、尚今後の調査に依つて明かにしなければならぬ点もあつて、今会期中においてはその結論を得るに至らなかつたのである。よつて本件は今会期終了後も更に引続き調査を行う予定である。

五井産業事件

調査の目的

佐藤昇に対する刑事事件を契機として政官界、殊に警視庁幹部への金品提供、饗応、限度を超えた親交関係、各種刑事事件に対する捜査妨害行為、警察関係被追放者の暗躍等の疑いある事実が表面化し、次で警視庁内部における派閥抗争を窺わしめる事実が察知せられるに至つた。

しかも、右の如き各種の疑惑は、派閥の生成、対立及び抗争の原因となりもしくはその結果としての関連性をもち、警察当局の捜査機能に重大なる弊害をもたらすものと認められる。よつてこれらの疑惑事実の真相及び捜査面に及ぼす弊害を明らかにし、犯罪捜査機関としての警察の民主的にして正しき在り方を確立することを目的とする。

報告の要旨

第一、五井産業事件その他の事件の捜査に関して、捜査妨害及び捜査に支障を来たさせるが如き多数の事実があつたことが認められる。殊に、土田精予備隊長及び吉武辰男現上野署次席の言動に最も不当なものありと認める。

第二、佐藤昇及び伊藤欽壽は所謂警察ボスにして、警察界の綱紀を紊し捜査活動に各種の弊害をあたえていたと認める。

第三、警察及びその後援会等が民間人より寄附金をうけ、ひいては関係警察職員がその者との個人的親交を重ねて過度の金品又は饗応をうけるに至り、遂に警察部内の綱紀を弛緩させ捜査活動に暗影を投げかけるに至つたものと認める。よつて警察における捜査関係者はいかなる名義を問わず、民間人より寄附金を受けることは避くべきであり、警察職員の私的交際も十分愼しむべきである。

第四、警察界の旧幹部たる被追放者が一のグループを形造り、現に警察界に対して勢力を以て部内の秩序を傷け捜査活動に対しても不当な干渉をしているものと認める。殊に岡崎英城及び丹羽喬四郎の言動は最も顕著であつて、現に両名に対してなされつつありときく公職追放令違反被疑事件の捜査は断乎たる方針を以て進むべきである。

第五、政界に在る者が警察ボスと称せられる人物であり、現に刑事被告人である佐藤昇から政治献金を受けたことは明白な事実で、このことが、同人に対する捜査の経過に照らし、世人をして政治的圧力が加えられたものではないかとの疑惑を抱かしむるに至つたもので、各証人の証言の真偽を確認する迄に至らない現段階においては、尚、之を、一掃することができない。

第六、警視庁内には各種の関係に基き、種々の対立的雰囲気が存して、部内の綱紀維持、ひいては捜査活動に悪影響を與え、殊に、前記土田及び吉武はその傾向著しきものと認める。

第七、本調査に際し、佐藤昇、伊藤欽壽、岡崎英城、丹羽喬四郎、土田精及び吉武辰男の当委員会における証言中に偽証の疑い濃厚なものがあると認める。

以上第一乃至第六に掲げた事項は、日本警察の真の民主化を実現するため急速且強力に改革せらるべきもので、ひろく、全日本の警察に対して勧告するものであるが、特に、全国警察の範となるべき首都警察警視庁に対し強く要望するものである。

なお、右第七の偽証の点に関してその真相を明らかにする為め目下調査中である。

調査結果の要旨

第一、調査の端緒及び経過

一、昭和二十四年十二月十四日五井産業株式会社及び国富纖維株式会社の社長である佐藤昇が、詐欺罪容疑で逮捕せられたが、同人は昭和電工事件に際しても事件過中に暗躍した人物として、夙に世人の注目をひいていた人間である。しかるに、新聞、雑誌上において同人が警視庁ボスとして、各種の大事件の陰に動いていること及び政官界に多額の金品をバラまいていることが報ぜられ、いよ〳〵世人をして同人が警視庁の捜査活動を蔽う大ボスであるとの疑惑を深からしめ、衆議院予算委員会考査委員会及び法務委員会で論議の焦点

となつた。それにも拘らず、政府及び衆議院共にこれらの疑惑を明かにする為適当な措置をとらないので、ここに当委員会はこれらの暗雲を取除くため昭和二十五年三月三日同事件を調査の対象として取上げることに決定した。

二、そこで当委員会は新聞、雑誌の記事及び衆議院の議事録等に依つて各種の疑惑の何たるかを確めて、司法警察の運営上問題となるべきものを整理した上、本格的調査に入つたのである。そのため第一に当委員会において関係証人として田中警視総監以下二十名を喚問し、第二に調査員をして参考人藤田次郎、他六十三名から任意供述を求めさせ、第三に法務府その他に対し、佐藤調書及び伊藤調書を始め各種の必要な報告を求めたのである。

第二、警視庁におけるいわゆる「佐藤調書」及び「伊藤調書」の信憑性

一、総括的現点より両調書は共に佐藤及び伊藤が自発的且つ任意に供述した事項を録取したものとして信用すべきものと認める。

その理由次の如し。

(1) 取調に際し、拷問、強要、誘導訊問、深更に及ぶ取調、長時間にわたる取調等不当なものが認められないこと。

(2) 両名共肉体的精神的な異常はなかつたものと認められること。

(3) 両名にとつて不利益な供述であること。

(4) 他の関係者に迷惑を及ぼす供述であること。

(5) 論理一貫し常識的な供述であること。

(6) 取調官に対し迎合的供述をなすべき事情がなかつたこと。

(7) 取調官において両名の供述は真実であるとの心証がえられたこと。

二、両調書に対する次の如き反駁はいずれも失当であると認められる。

即ち、

(1) 記憶ちがいであるというが、極めて重要な事実の大筋に関し記憶ちがいがあつたとは認められない。

(2) 何の気なしに供述したとか、迫われる者の心理として迎合的に供述したというが、前記取調状況から考えてかかる心理現象にあつたとは認められない。

(3) 土田精、日野昇、吉武辰男の失脚を企図し捜査権を濫用したものであるというが、両事件の捜査経過から考えて両調書の如き取調迄行うことは当然であると認められる。

三、両調書中の具体的供述に関しては、細部において若干の過誤ありと認められる。

第三、五井産業事件等に関する捜査妨害その他捜査上不当と認められる事項の有無

一、昭和電工事件

(1) 昭和電工株式会社に対し昭和二十二年末不正融資が行われ、その裏面に政界の醜事実ありとされ、その後政治問題から、刑事事件に発展し、モミ消しその他多くの派生的事件を惹起したことは周知の通りである。

(2) 重政誠之、水池亮、岡崎英城、上村健太郎、秋山博、吉田清彦らに依つて、当時の藤田次郎刑事部長、秦野捜査第二課長、土居主任警部、土田予備隊長等に対し諒解運動、情報蒐集等の働きかけがなされたことは、さきに、当委員会の昭電事件調査報告で報告した通りである。

(3) 佐藤栄が昭和二十三年六、七月頃藤井総務部長の依頼に依つて、警備課係長日野昇に対し情報提供方その他土居警部に対する取調の穏便あつせん方を依頼し、之に関してしばしば会合して、主観的にはその謝礼の意味を含めて同年九月頃日野に対し金一万円を贈つたものと認められる。その他佐藤が昭和二十三年三、四月頃捜査第二課の係長会部を料亭で饗応したのも、昭電事件に関し何らかの便宜を得んとする意図のもとに行われたものと推認できる。

(4) 昭和二十三年六、七月頃有楽町所在電気クラブ三階丹羽喬四郎事務所で約一ヶ月間殆ど連日の如く岡崎英城、丹羽、上村、秋山等が集合し当時の藤田刑事部長、土田予備隊長も時々出席していたことが認められ、その集合の目的が昭電事件に関する協議にあるのではないかとの疑いがある。

(5) 元岡崎英城の部下として捜査第二課にいた年森某なる者が当時捜査第二課に出入して情報を蒐集していた疑いがある。

二、味の素事件

(1) 昭和二十四年五月薬品検定をめぐる贈収賄容疑としていわゆる厚生省汚職事件が摘発され、同事件捜査中に味の素株式会社も贈賄者の一人であることが判明した。そこで同年七月末同社の課長二名が検挙され、二百万円の贈賄について同社常務取締役鈴木恭二も共謀の疑ありとして同年八月十八日に検挙せられ、同年十月七日迄の間に全員起訴せられた。

(2) 味の素株式会社常務取締役鈴木恭二は消防総監塩谷隆雄と親交あり、佐藤は塩谷及び吉武辰男捜査二課二係長と極めてじつ懇であつて、味の素事件に関し右四名間で種々協議をしたのではないかとの疑いがあり、鈴木が逮捕されて後塩谷の依頼に基いて佐藤が捜査責任者である吉武に対し速に釈放せられたい旨依頼したことが認められる。

(3) 佐藤がその頃元刑事部長絹川二郎の歓迎会名義で向島八百松に絹川、吉武、日野を招待したこと、吉武より下山事件捜査費用の寄附方の申出をうけてこれを承諾したこと、岡田秀男が下山事件捜査慰労の名目で吉武の部下に生ビール一樽を贈り、佐藤がその費用を岡田に返していることは明らかであるが、これらはいずれも佐藤が吉武に対し鈴木のことを頼んだ対価の意味を含んでいるとの疑いが濃厚である。

(4) 鈴木逮捕の前日たる昭和二十四年八月十七日夜築地田中屋において塩谷、鈴木他一名が会食した事実は明らかであつて、その席上に吉武も列し鈴木逮捕の問題について協議したのではないかとの疑いがあり、少くとも最近迄警視庁の幹部であつた塩谷がかかる席に列することは、世人の何人もが右の如き疑惑をもつのが当然であつて、これを正当なりとする塩谷の強弁は不当も甚しいものと考える。

(5) 昭和二十四年八月十日過加藤検事の指示によつて、宗像主任が鈴木に対する逮捕状請求書を作成し吉武係長に決済を求めたが吉武は何ら正当な理由なくこれに応じなかつたため、宗像は直接松本課長の決済をえて更に逮捕状を請求するにやむなきに至つた事実が認められる。しかして、吉武が決済を拒んだのは、佐藤の依頼に基き鈴木に関係者との通謀の機会を与える等の便宜を与える目的に出たものとの疑いがある。

(6) 鈴木恭二は昭和二十四年八月十八日に逮捕され、同年九月七日起訴留保で釈放せられ同年十月七日に起訴せられ、その間同年八月末主任の加藤検事が横浜地方検察庁に転出させられていることが認められるが、かかる経過は世人より非違ありとの誤解を招く虞れがあり妥当でないと考える。

(7) 本件に関し厚生省の慶松薬事局長が三万円収賄した容疑が濃

厚であつたに拘わらず、收賄金額寡少の故を以て立件もせず捜査も進めなかつたとの疑いがあるが、もし然りとせば世人より誤解を招く處れがあり妥当でないと考える。

三、佐藤昇事件

(1)　味の素事件の背後に動く人間が佐藤昇であるとの情報を得て、松本課長は断乎その排除を決意し、宗像主任はその命令によつて昭和二十四年十月頃から佐藤の身辺の内偵を始め、同年十二月に至つてオイル約三十五万円騙取の疑いが濃厚となつた。そこで宗像は同年十二月七日逮捕状の発布をうけ同月十四日に至り佐藤を検挙した。取調の結果、昭和二十五年一月四日に詐欺罪の一部が起訴せられ、引続き取調べ中贈賄容疑も発覚したので、同年一月三十日詐欺事件について保釈となるや即日右贈賄容疑で再逮捕したが、同年二月二日釈放した。そして、詐欺罪の残りに付て同年二月十一日に起訴し、贈賄容疑の点は未だ捜査中である。

(2)　宗像主任が佐藤事件の内偵を開始してまもなく、昭和二十四年十月頃、一方面監察官附警部折田二雄が宗像主任及びその部下に非行の疑いありとして内偵し始めたが後中止したこと。結局宗像主任等には非行がなかつたこと、折田は吉武と極めて親密な間柄であること、警備課第一係長張本松栄も吉武と極めて親密の間柄であることが認められ、張本は監察官等の職権なきに拘わらず宗像の身辺を内偵した疑いが強く、従つて、かように、宗像に非行がある如く装いこれを摘発せんとしたのは折田及び張本が吉武の依頼に基いて宗像に対し吉武と親しい佐藤昇の内偵を牽制せんとの目的からではないかとの疑いがある。

(3)　その頃吉武と親密な間柄にある予備隊長土田精が宗像を呼んで、吉武と宗像との間をとりもち、松本課長の如き馬鹿野郎のいうことはきかなくともよいという意味の話をしたことが認められるが、それは土田が吉武の依頼に基いて宗像に対し佐藤事件の内偵を牽制せんとしたのではないかとの疑いがある。

(4)　吉武が昭和二十四年十二月六日上野署に転出し、その翌七日に佐藤に対する逮捕状が発布せられ同年十二月十四日迄その執行が延期せられたことは明らかであるが、吉武が捜査二課については同課で同人と親密な佐藤を検挙するのに具合が悪く将来の捜査にも支障を来す處れがあるため佐藤検挙に先だち吉武を転出させたもので、その翌日直ちに佐藤を逮捕することは吉武に対し面当の如き感じがあること等不純な事情も逮捕状執行延期の一原因をなしている疑いが強く、かかる事情を主として考慮したのは部内のあつれきを避けんとした田中総監や坂本刑事部長ではないかとの疑いがある。

(5)　佐藤は昭和二十五年一月三十日贓職容疑で再逮捕せられたが検事勾留に至らず同年二月二日に釈放せられて贓職被疑事件は在宅取調となつている。しかし本件の如く警察ボスたる佐藤が贈賄者であり收賄者が通産省の岡田鉱山保安局長という有力者であるばあい贓職事犯捜査の常道によらない右の如き取扱は、国民をしてその間に不正が分在するとの疑惑を懐かしめる處れが多分にある。殊にその後捜査は事実上行われず岡田秀男に対する取調すら行わないで現在に至つているという事実は、益々この疑いを深め、ひいては、何らかの政治的圧力が検察面に加えられているのではないかとの疑惑をも懐かしめるので検察の責任者としては早急に捜査を結了して国民に対し納得できる程度にその結果を詳かにする措置が望ましい。

(6)　佐藤が政界及び警察界に対し多額の金品を贈つていること、それが贓職その他の犯罪を構成するに非ずやとの疑惑を国民が懐いていることは明らかであるに拘わらず検察当局はこれに対し十分な捜査もせず国民に対し納得できる程度にそれが犯罪を構成しない事由を詳かにしないことは、民主的検察の運営として妥当なものとは称し難い。よつて右容疑事実に付て調査した結果は次の如し。

A　佐藤が福田篤泰代議士に対し昭和二十二年中二回に金十万円宛昭和二十三年二月十三日に現金二十万円及び小切手三十万円をいずれも政治資金等として贈り小切手は吉田茂氏秘書峰谷照雄氏に渡され荻外荘の費用として費消されたことが認められるが吉田茂氏がこれを了知し得る事情にあると察せられるも同氏が聞知していたという積極的証拠はない。

B　佐藤が渡辺良夫代議士に対し昭和二十二年の選挙の前後に三回に亘り計二十万円を選挙費用として贈つていることが認められる。

C　佐藤が渡辺良夫氏の依頼で昭和二十二年九月か十月頃金二十万円昭和二十二年暮金十万円昭和二十三年六、七月頃金十万円を岡崎英城丹羽喬四郎に贈つていることは明かであるがその金の使途に付て增田甲子七氏の政治資金として同氏に渡されたということは佐藤調書の外確証がない。しかし岡崎、丹羽、佐藤の弁明の如く旭硝包株式会社の增資拂込金にあてられたことに付ては関係証拠に矛盾撞着があつてたやすく信用出来ず他にその金の使途を明かにする証拠がないので佐藤調書にある增田献金の疑を抹消することは出来ない。

D　その他東舜英、渡辺年之助、江花靜氏等の政界人に十数回に金五十余万円を贈つていることが認められる。

以上の如く佐藤は政治家に対し多額の金員を贈つているため佐藤に対する被疑事件の捜査に関して政界よりその進展を牽制するが如き政治的圧力が加えられているのではないかとの疑が世上に流布されたことは明かであつて一般社会人としてかかる疑を懐くのも無理からぬものと考える。

E　佐藤が当時警備課係長であつた日野昇に対し昭和二十一年九月頃から昭和二十四年八月頃迄の間に約八回に亘り計金十一万円と若干の物品を贈つていること両名は極めて頻繁に交際し種々な名目で数回飲食を共にしていたことは明かであり佐藤の主観においては日野から警視庁部内の多くの人々を紹介せられたり自警会出入の商人として斡旋を受け同会との取引によつて相当の利益を得たり昭電事件に関し情報蒐集その他種々便宜を得んとすること等の謝礼の意味をも含ませていたものと認められる。日野昇も佐藤のこの意図を察知していたのではないかとの疑があり少く共常識上かかる意図を察知できた筈である。日野はこれらの金員を警察費用にあてたと弁明しているが何等の証拠がないのでにわかに措信できないのみならずもしそれ部下に対する生活費、飲食費のみに使つたとの弁明が真実なりとするもそれは後述の如く部内の私

的結合を形づくる原因となり弊害なしとはいえない。これらの事実は必しも犯罪の容疑ありとはいえないが警察の運営上甚しく不穏当なことと云わねばならない。しかるに田中総監が日野昇の引責退職に対し同人を弁護し同人に何等の非行なきが如き感じを與える声明を発したことは妥当でないと考える。

F　佐藤が昭和二十二年春頃から塩谷隆雄保安部長（後に消防総監）と極めてじつ懇になつて頻繁にその部屋に出入したり飲食を共にしていたので塩谷の私設秘書とか佐藤総監とかいう噂も生じていたこと塩谷から警視庁の幹部の者を多く紹介せられたり消防庁出入商人として、斡旋を受け同庁との取引で相当の利益を得たり、昭和二十四年四、五月頃塩谷とじつ懇な関係から自分の乗用車を九十万円で消防庁に売りこんだりしたことが認められる。これに対し佐藤は塩谷に頼まれて同人の友人たる味の素の鈴木事件に関し吉武に対し至急取調の上釈放方を依頼していることが認められ、その他同件に関し吉武に種々依頼をした疑があることは前記の通りである。しかも右自動車売却代金を受取るに際し佐藤が塩谷の申出によつて機密費五万円を贈つた旨佐藤調書にあり当委員会で関係者はいずれもこれを否定しているが疑なきを得ない。

G　佐藤は昭和二十三年四、五月から吉武辰男捜査二課二係長とじつ懇になつて頻繁にその部屋へ出入し屢々飲食を共にし吉武の依頼で下山事件の情報蒐集に協力していることが認められ、他面味の素事件に関して吉武に対し種々依頼をなしたことも前記の通りである。しかして味の素事件の依頼に関連して佐藤が吉武に種々の利益を與えた疑が濃厚であることも前記の如くでその他佐藤が吉武の部下に対し酒を贈つたり饗應を高価に買つてやつたりした疑がある。

H　佐藤が東京警察後援会、神田・富坂・京橋の各署の後援会、警視庁等へ住宅建設資金その他の名目で数十万円の寄附をしていることも明白でこれらの寄附はいずれも当時定められていた正式の手続によつていることは疑いないが、佐藤はこの種の寄附関係等によつて多数の警察職員とじつ懇になり警察ボスと称せられるに至つたことは後述の如くで寄附金取扱方法に関し反省改革すべきものあることも後に述べる通りである。

I　佐藤は十数年前より岡田秀男とじつ懇であつて、昭和二十一年以来同人に対し二十余万円を贈り他面岡田から関係官吏に対し紹介その他の斡旋等の便宜をうけていることは明らかである。岡田関係については、検察庁において目下濃厚容疑で捜査中であるというのでその内容の調査をさけるが、その捜査の取扱に相当疑惑を招くものであることは前述の通りである。

四、伊藤鉱壽事件

(1)　伊藤鉱壽は昭和二十二年中青写真原紙の隠退蔵問題に関して警視庁経済二課の取調をうけたが、刑事々件とならなかつた。そのことに関し、当時関係係官と醜関係ありとの風評から昭和二十四年十二月八日贈賄容疑で逮捕せられ同月二十九日検事勾留期間満了と共に釈放せられ、それと同時に右事件の担当官吏であつた飯沢警部補及び通産省の上田技官に対する贈賄罪として起訴せられた。

(2)　昭和十九年土田精が品川署長当時、伊藤は上田と極めてじつ懇となり、その後は相当親密に交際していること、伊藤はその間土田の依頼で同人の催す警察関係者の会合の接宴に盡力したり封鎖預金を現金化したり土田の先輩たる岡崎、丹羽、中西に家や事務所を貸與したり、種々の便宜を與えていたこと、他面土田より臨時中強制疎開の免除について斡旋をうけたり警視庁の幹部を紹介されたりして近隣の者に対してはこの関係を笠に無法な言動があつたことが認められる。土田は伊藤との関係において警察職員としての程度を超えた親交を重ね世人の疑惑を招くに至つたものと考えられ、不謹慎のそしりを免れない。

(3)　伊藤は土田の紹介によつて岡崎英城、丹羽喬四郎及び中西久夫元警務部長を知つて家を貸與し、その後丹羽に対しては有楽町所在電気クラブ事務所を無償貸與して被消放者組の会合に便宜を與えたことは明らかであり、更に、彼等の会合の接宴等にも相当盡力しているものと認められる。しかして前記青写真原紙の隠退蔵事件に際し、伊藤は丹羽に依頼して同人と共に事件の穏便処理方を依頼するため当時の後藤田経済二課長を訪れたことが認められ、結局伊藤としても主観的にはかかる際警視庁の係員にわたりをつけたり警察関係者に紹介をうけ彼等と親密となつてこれを笠に若干の無法を通そうとする意図があつたものと推認することができる。故ら、警察に接近を図る者の大部分がかかる意図をもつていることは社会常識上当然推察できる事柄であつて、世人の疑惑を招くに至ることも容易に察知できる筈であるに拘らず、伊藤と親交のあつた土田その他の警察職員は批難を免れないであろう。

五、その他の事件

(1)　昭和二十四年一月の衆議院議員総選挙に際し土田が候補者たる高橋正八郎及びその選挙事務長で元警視庁情報課長であつた江添某の慫慂をうけ、その後同人等が選挙違反として検挙せられたので土田が同人等より請託をうけ選挙違反事件に関しても吉武をして係官に穏便処理方の依頼をしたというが如き風評を生じたことは土田も認めているところである。しかして、右の如き事情からかかる風評を生むに至ることもことの必然というべく、これを察知せずたやすく同人等の招待をうけた土田の態度は警察職員として軽率といわねばならない。

(2)　昭和二十四年八月中頃宗像主任が山之内製薬株式会社に関する濃職被疑事件に関して社長松島某を呼出したところ、一方面監察官附警部折田二雄は宗像を呼んで元捜査二課長岩田常雄を紹介し、岩田は宗像に対し松島の取調中止方を依頼したが宗像より断られたに拘らず、その後宗像に対し菓子折を届けんとして拒まれこれを他の刑事に贈つたことが認められる。その不当、不法なることは論を俟たず、殊に折田は監察官附警部として警視庁職員の非行を調査し綱紀を維持するの職務を有するに拘らず、事件のことに関して何らかの依頼をせんとする岩田の取調中止方を依頼したが宗像より断られたに拘らず、その後宗像に対し菓子折を届けんとして拒まれこれを他の刑事に贈つたことが認められる。その不当、不法なることは論を俟たず、殊に折田は監察官附警部として警視庁職員の非行を調査し綱紀を維持するの職務を有するに拘らず、事件のことに関して何らかの依頼をせんとする岩田の取調中止方を依頼したが宗像より断られたに拘らず、その後宗像に対し大きな圧力を加える結果となることは常識上明らかであつて折田の行為は著るしく批難せらるべきである。

第四、捜査妨害の結果が行われ又は事実上捜査妨害の結果を招くに至つた原因及びその防止対策

一、警察ボスの存在による弊害

(1)　佐藤昇は終戦後織維業を営み新興財閥として巨富を積み治安維持に協力するとの名目で進んで警察界に接近し、或は正式に多額の寄附金をなし或は個人的に金品を贈り饗応を重ねて、順次警視庁又は消防庁内部に喰入つて常にこれらの役所に出入し警察ボスと呼ばれ、警視庁の事件ならばどうにでもすると豪語するに至つたものである。

このため警視庁内部は勿論世人も佐藤のボス的存在に大きな疑惑を懐き、部内における清廉の士はその粛正を痛感し、佐藤及び同人と親交ある者との間に醜関係ありとの疑は公然の秘密とされて警視庁内の綱紀は次第に乱れ、今回の調査によつてこれらの疑の中若干真実なるもののあることが明かとなり、犯罪捜査の面に対しても逮捕状請求の握り潰し、捜査の牽制等の不当な結果を招く原因を與えていることが判明したのである。

(2)　伊藤鉱壽は品川で青安真工場を経営し相当の財産を有している者で、昭和十九年頃より当時の土田品川署長にとりいり同人を通じて多くの警察幹部に接近し、寄附、饗応等によつて、警察界に喰入り、佐藤同様、警察の綱紀を弛緩させ、世人の疑いを招き、捜査にも若干の不当な影響を與えるに至つたことが認められる。

(3)　この種警察ボスの防止対策について

A　佐藤及び伊藤の如き者が警察界に喰い入る経過は第一に警察関係に関して寄附金をすること、第二に警察後援会又は防犯協会の役員となること、第三に警察職員と私的交際を求めて順次これを深めてゆくことの三である。尤も第三の方法も第一又は第二の段階を経ることが多く、警察後援会や防犯協会の役員となるのも多くは寄附からである。従つて警視庁又は警察署においては捜査関係でこれらの寄附をうけ又は取扱うことは弊害も大きく固くいましめねばならない。その他の関係においても一般民間から寄附金をうけることは避けるべきである。たとえ後援会や防犯協会に対する寄附金であつても事実上警察の申出又は斡旋によつて行われることが多く寄附する側も結局警察自体に寄附する意図であるからこれらの寄附をうけることは好ましくない。かりにそれをうけるにしても寄附者の経歴、性格素行を調べて清廉の人であり寄附に当つて何等他意のないことを確認してから受けるべきである。のみならずそれらの清廉さについて、世人からも十分信用のある人でないと、たとえ、真実不純なものがなくても世人の疑惑を招き警察に対する国民の信頼を失墜するに至る。警察後援会や防犯協会の役員の人選に当つてはより以上にこの注意が必要である。しかるに従来これらの点が簡易に失していたと認められるので、徹底的に改むべきものと考える。公安委員会もその目的からみてこれらの点に関してより以上の監督の権能を果すべきである。

B　警察職員と民間人との私的交際に関しても、今日の経済的社会的状勢の下に国民のすべてを信頼せしめるに足る清廉さを保つべく努めねばならない。しかるに従来ともすれば交際に当つてその相手方、方法、場所、程度に関して自己の主観のみによつて評価し世人の疑を招いていることが極めて多いのでこの点も根本的に反省すべきものと考える。

二、警察関係被追放者の勢力残存による弊害

(1)　過去の日本警察は、帝国主義的独裁主義的警察国家の支柱として、最も封建性の強い軍隊組織に則つた官僚機構であつた。そして現在の警察界もその中堅以上は殆んど当時の警察職員であつて、今、なお封建的傾向が残存しているものと認められる。

(2)　しかして、警察界の旧幹部も多数追放せられたが、彼等は常に親交を温め右の如き現職者との間にも昔の先輩後輩又は親分子分の関係から頻繁に往来している如くである。殊に、戦争中警視庁切つての衆望を集めた元特高部長岡崎英城の下には昭和二十二年同人が追放せられてより最近迄被追放組たる丹羽喬四郎、上村健太郎、秋山博、門叶宗雄等の他、現職者である藤田次郎、土田精、吉武辰男等及びその他退職者等も集り、有楽町電気クラブの丹羽事務所や岡崎宅において屢々会合しているものと認められるのである。

かかる際に共通の話題として警察界の状況や警察界の人々の動静等がでることは当然であり、更に彼等の間で人事移動の当否も論ぜられこれが事実上警視庁での人事移動に影響を及ぼしているのではないかとの疑いがある。そして、前記の如く一般世人も以上の如き関係を察知して、岡崎等被追放者に事件関係の斡旋を依頼し、同人等が現職の警察職員に働きかけた若干の実例が認められたのである。

かくては、徹底的民主化を企図している警察界において、封建的道義に連なる被追放者の勢力が事実上残存して、その綱紀を弛緩させ捜査面にも種々な悪影響を及ぼす原因が與えられているものと考えられる。

(3)　従つて、日本警察界より封建性を拂拭し、被追放者の勢力を徹底的に除去するには、被追放者と現職者との間において、いやしくも警察に関することを論ずべきではなくその交際も世人の疑いを招くが如き程度に至つてはならない。しかるに、従来、昔の上司、下僚という封建的結付を日本古来の美徳という名目で、他の官界にその例がない程頻繁に交際し程度を超えて、いじつ懇にしていると認められるものが少くない。従つて、今後公職追放令の精神を十分理解し、たとえ、古来の人情の上では酷に失すると思われる場合も、それが警察の民主化又は捜査に及ぼす影響を考慮し、世人の疑いを招かざる真に正しき交際に止めるべく留意しなければならない。

(4)　それ故、藤田、土田、吉武等と岡崎、丹羽等の交際程度は批難を免かれず、岡崎、丹羽の行為は次にのべる増田氏に対する選挙運動の疑いと共に目下内偵中ときく公職追放令違反容疑事件は断乎としてその捜査を進めるべきであろう。

三、政界人と警察職員との結付による弊害

(1)　政界人も、種々な関係で警察界の者と親交ある場合が少くなく、本件においても増田甲子七氏は内務官僚の大先輩として、岡崎、丹羽の被追放組を始め田中総監その他の現職幹部とも極めて親しいとの噂があつたが、特別な関係を確認するに至らなかつた。しかし、ともかく、岡崎、丹羽が佐藤より受取つた四十万円を増田氏へ渡したとの疑いを全く打消しえないことは前述の通りであり、岡崎、丹羽、上村等が昭和二十二年及び二十四年の総選挙に際し増田氏のため盡力したという疑いも完く存在しないものとすることはできない。又丹羽喬四郎が増田事務所

に出入している。もしかかる関係があるとすれば、政治的影響のある事件が捜査せられるばあいこれに対し政治力による圧迫牽制がなされることもありうるわけであり、本件に関してもこの種の風評を生じたことは当然であつて佐藤調書及び伊藤調書の提出を拒否した警視庁及び法務府の態度にも割りきれないものが感ぜられる。

(2)　従つて、政界人が政治献金をうけるに当つてもいやしくも警察ボスと称せられる人物であり且つ刑事被疑者となる虞れある人物であるかどうかに関して、十分な注意を拂わねばならない筈である。本件の佐藤献金中この見地より遺憾なものがあるといわねばならない。公安委員会制度が設けられたこともこの種弊害防止をその目的の一としているのである。しかるに、公安委員会制度が警察力の嚴正独立を保持するためには事実上完きをえていないのではないかとの疑があり、今後ともこれらの点に関し十分な対策を講ずべきものと考える。

四、警察部内における私的結合が警察ボス、警察関係被追放者、政界人の警察に対する勢力布殖を助長し又はこれらのものが私的結合を強化することに基く弊害

(1)　警視庁内に、曰く幹部派対反幹部派、曰く郡庁閥対旧内務官僚閥、曰くボス派対粛正派、曰く有資格派対特進派、曰く田中閥、曰く藤田閥等の派閥対立があるとの風評があるが、これを確認するだけの証拠はない。僅かに、旧幹部たる岡崎英城の勢力が残存していること、藤田次郎が相当声望を集めて勢力があつたこと等の疑がある。しかし、土田精が特進派の出世頭として、日野昇、吉武辰男、石田池袋署長等と極めて親密であり、吉武は又折出二雄、張本松栄等とよく、彼等はよく気があい、職務に関しても互いに助けあつていること、遂には親分、子分、兄弟分に類似せる関係を生じ庁内における上下の指揮系統を無視し綱紀を破るが如き行動をもとり、他の反感を買うに至つたことが認められる。これを派閥と呼びうるか否かは問題であるが不当な私的結合の一つであろう。

(2)　佐藤の如き警察ボスがこの私的結合に属する一人と親密となるときは、続いて、彼の仲間や上司にも紹介をうけることとなつて忽ち顔を広めその勢力を助長する結果となる。他面日野昇の如きは佐藤から貰つた金品で部下の面倒をみてやり、そこに自然特別の親密関係を形造ることとなつて彼の同志を拡大強化する結果となる。そして、相互にその勢力を伸張するときは、これらのことから生ずる前述の如き弊害も亦大とならざるを得ない。

(3)　従つて、この種の私的結合が友人間の通常の交際の限度を超えて強化されることは避けねばならない。そのためには、上司たる警視総監の手腕と統御にまつこと最も大であるから、これに関し十分な努力をなすべきものと考える。

第五、本件警察関係者の責任と行政監督について

一、現職警察職員中藤田次郎、土田精、吉武辰男、折出二雄、消防総監塩谷隆雄は、前記の如く警察ボスたる佐藤又は伊藤との交際がその地位に照らし限度を超えて不穏当である点、被追放者との交際関係も妥当をかくと認められる点、各種事件の捜査に支障を與うるが如き言動があつたとの疑がある点、私的な結合を結んで庁内の綱紀に悪影響を與えているとの疑がある点等からいずれもその職責上不当なものとして非難を免れず、殊に土田精、吉武辰男の言動は民主的警察職員としての適格を疑わしめるものがあり、監督の責任者は両名に対し自発的善処を勧告する等相当なる手続きをとるべきものと判断する。

日野昇に関しても前同様の非違があるものと認めるが、同人は既に引責辞職しているので特段の措置を必要としない。その他退職者中にも岩田常雄、年森某等の行為は前職場を利用した不当なものというべく岡崎英城、丹羽喬四郎は被追放者の身でありながら警察界の旧幹部たる地位によつて、警察ボスとの交際、各種被疑事件の捜査面に関係せる言動、現職者たる同僚又は部下等との程度を逸脱した交際関係等に著しく不当なものがありその他政治活動をした疑もあるので、現に捜査中の公職追放令違反、被疑事件に付て断乎たる捜査をとるべきものと判断する。

二、今回の調査によつて多くの警察職員に非違又は非違の疑あることが明らかになつたが、行政上の監督責任者がこの種の問題に関し監督権を発動するについて次の如き点を考慮すべきものと考える。

(1)　非違事実の真否を認定するに当つて、現在の経済的社会的状勢を前提とし健全なる社会常識に従つて判断すべきである。たとえば、(イ)被疑事件の捜査に関し明示的なモミ消しの依頼がなくとも、以心伝心でこれが感ぜられることが多く、殊に担当者の上司又は政界官界の要路者から何らかの話があればその内容如何に拘らずそれ自体によつて捜査活動に圧迫を與え支障を生ぜしめること、(ロ)警察職員の民間人との私的交際に関しても今日の社会状勢の下で積極的に警察への接近を図る民間人の大部分は不穏当な意図をもつていること、(ハ)警察職員が民間人から金品贈與を受けたり饗応を受けたりしたのは、両者に従来より親交関係あるためだという場合でも、多くは民間人が不穏当な意図の下に順次親交を重ねて金品供與や饗応に及ぶものであること等は今日の一般常識というべきである。

(2)　警察職員の非違事実に対する価値判断に当つても、犯罪の成否等法律上のそれのみに限定せず、警察の民主化に対して基礎的な機能を営む意味において不当ではないかとの観点より判断すべきである。

更に行為それ自体の非違のみならずその行為に対して社会人がいかなる疑惑を懐いているか、かかる疑惑を生ずるのが常識上必然的なりや否やを判断し、然りとせばその意味においてやはり是正さるべきものと評価しなければならない。

(3)　次にこれら監督権の発動が常に著しく秘密主義であることも本件の如く既に社会的疑惑の焦点となつている場合は正当ではない。そして関係者の責任を追及するに際しても表面上あく迄非違を責めるものでないという形で行われるのも妥当ではない。

第六、関係証人の偽証及び今後の調査方針について

一、本件調査の結果証人佐藤昇、伊藤敏喬、吉武辰男、土田精、岡崎英城、丹羽喬四郎の各証言に偽証の疑あるものが多数あるものと認める。

二、よつて当委員会は同人等の各証言の真偽につき、尚必要なる調査を続行し其の証言の偽証なる確証を得たるときは、断乎として其の責任を問うべきものとして目下これが調査中である。

三、従つて所謂五井産業事件につき之れ以上調査を進め新たなる証人を喚問し、其の証言を求めても偽

証の上に偽証を重ねる結果を来たすことを予想せられるを以て、現段階に於ては先ず偽証の有無を決定せられたる後に於てのみ爾後の手続を進行すべきものと思考する次第である。

調査報告書

講和に関連する日本漁業の基本方策並びに国際漁業協定に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

江熊　哲翁　田中　信儀
千田　正　矢野　酉雄
青山　正一　尾形六郎兵衛

調査概要

昨年十二月十七日議長の承認を得た本件は、まず議員派遣を行つて実地調査から開始した。調査は便宜のため三班に分れ水産業協同組合制度及び魚市場制度に関する調査をも兼ねて、一班は一月七日より十三日まで中国方面へ、一班は一月八日より十五日まで近畿方面へ、一班は一月八日より十七日まで九州方面へ赴いて現地における意見を聴取した。

なお委員会においては数次に亘り、本件について協議を行い、太平洋漁業協定試案及び日韓漁業協定試案等を作製したが、講和條約に関連する問題であり、準備的程度のものであつて未だ、何等の結論を得るに至らなかつた次第である。

以上本件の調査の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

水産物増産対策に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

江熊　哲翁　田中　信儀
千田　正　矢野　酉雄
青山　正一　尾形六郎兵衛

調査概要

本委員会は本件について昨年十二月十七日議長の承認を得て直ちに水産金融及び税制に関する小委員、水産業協同組合制度に関する小委員及び漁業資材に関する小委員各々四名を設置し、その調査の活動を開始したのであるが、同時に右の小委員個々の活動と平行して委員会としても(一)鮮魚運賃の件(二)中央卸売市場の件(三)漁業用資材の件(四)水産金融の件(五)漁業関係税制の件(六)水産庁機構の件(七)水産物統制の件(八)漁区拡張の件等について委員会を開会すること十四回その他打合会、懇談会を開会して政府当局者、説明員、参考人等を招致して意見を徴し詳細なる調査を行つた。

特に一月九日から同月十四日までの間に発生した漁船だ捕事件については、重大なる関心を以つてこれが調査にあたり二月一日には、だ捕された漁船の船長、機関長等を証人として委員会に出頭を求めその証言を聴いた、又水産庁の関係官及び海上保安庁の係官等から事情を聴取して事件解決に努力したところ、これ等だ捕された漁船は、その後韓国側の誠意により概ね解決を見た。

漁業税制については、地方税における附加価値税の問題があつて委員会としても大いに関心を以つて二月十六日には、漁業関係者代表を参考人として招致の上、それ等の意見を徴した上本多国務大臣その他関係政府委員、説明員から説明を聴いた。

かくてこれ等の問題について各小委員においても数回の小委員会を開会して鋭意詳細なる調査を行つた。

これ等の調査を続行中、特に記録すべき問題は、水産界多年の懸案であつた水産物統制撤廃が四月一日に行われたことである。然しこの撤廃に伴つて未だ市場制度の問題もあり、また他面金融の問題は今後の問題として残つており委員会としても早急にこれ等諸件の解決に努力を図るべきであつたが会期後半は、議員提出、政府提出の法案、或いは請願陳情等の審査のため時間の制約を蒙り解決を見るに至らなかつた。

以上概要を述べて本件の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

選挙法改正に関する調査

右に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

選挙法改正に関する特別委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

太田　敏兄　大野　幸一
来馬　琢道　西郷吉之助
北村　一男　岡本　愛祐
遠山　丙市　宿谷　栄一
松井　道夫　鈴木　直人
佐々木鹿蔵　中川　幸平
柏木　庫治　小川　久義
大畠農夫雄　木内　四郎
城　義臣

本委員会は、昭和二十四年十二月五日（第七回国会）、選挙法の改正を目的として設置されたものであつて、その設置以来選挙法改正に関してさきに設置された特別委員会（第五回及第六回国会）の調査の成果を参酌しつつ選挙制度に関する調査を継続し、なお衆議院における選挙法改正に関する調査特別委員会とも合同打合会を開会する等これと密接なる連絡を保持して選挙制度の改善に検討を加えた。そしてこれらの調査の結果に基いて衆議院提出にかかる公職選挙法案、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案並びに政府提出にかかる国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案について審議に当り、これらの法案は既に夫々本院において可決されその一部は既に公布施行を見るに至つた。

本委員会は以上の選挙法に関する法案の可決によつてその所期の目的を完了したので、ここに報告する。

調査報告書

在外同胞引揚げ問題に関する件

右の件に関してはまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

在外同胞引揚げ問題に関する特別委員長　岡元　義人

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千田　正　原　虎一
池田宇右衛門　木内キヤウ
淺岡　信夫　淺井　一郎
天田　勝正　門屋　盛一
大隈　信幸　小杉　イ子
草葉　隆圓　宇都宮　登

調査の経過並びに結果の概要

本国会に於て在外同胞引揚げ問題に関する特別委員会が設けられて以来、委員会を開くこと二十三回、打合会一回、衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会との合同打合会二回を開いた。この間委員会及びこれ等打合会の運営を円滑ならしめるため委員長及び理事打合会を開くこと十一回に及んだ。

委員会に於ては引揚者援護の問題と引揚促進の問題に主力が注がれた。

先ず引揚者援護の問題に関しては、(一)引揚者援護の予算措置に関する調査、(二)引揚者に対する水産資材割当に関する調査、(三)在外資産処理に関する調査、(四)在外公館借入金に関する調査、(五)引揚者の持帰り証券処置に関する調査を行い引揚者の援護に努めた。

殊に在外公館借入金に関しては、大連労働組合の徴収金について二名の証人の出頭を求め又引揚者の持帰り証券処置に関する調査に関しては華中地区引揚者持帰り証券について三名の証人の出頭を求めて慎重に調査を行つた。尚千葉県、栃木県及び茨城県を第一班、埼玉県、群馬県及び長野県を第二班、山梨県、静岡県及び神奈

川県を第三班として各班それぞれ七日間の日程を以て議員派遣を行い引揚者の実態を詳に調査し引揚促進並びに引揚者定着援護に関する貴重な資料の獲得に努力した。特別未帰還者給與法改正案を審議し右改正法案を発議し、本法律の運営に遺憾なきようにした。

次に引揚促進の問題であるが一日も速やかなる帰国を待ちわびている肉親の心情に思いをはせ、委員会に於てはこの問題が特に活發にとりあげられた。

哈達河開拓団の実情調査のため一名の証人の出頭を求め、終戰当時における開拓団の実相を世に明らかにした。

ソ連地区の引揚に関しては引揚船舞鶴入港毎に委員有志によつて現地調査が進められ、間髪を入れず、その資料に基いて証人の喚問が行われた。即ち引揚促進の問題に関し委員会に出頭を求めた証人は実に五十名の多数にのぼり、これ等の証人の証言を素材として、在ソ残留同胞の実体を国民の前に明にすると共に委員会として引揚促進のための貴重な資料を得たのである。

就中二月九日高砂丸にて帰還せる引揚者によつて国会がいわゆる徳田要請事件の真相究明の懇請をうけるや、委員会は日本共産党書記長徳田球一君に証人として出頭を求めいわゆる反動分子と称せられるものの帰還遅延に対する責任の所在の究明につとめたのである。

去る四月二十一日タス通信によつて戰争犯罪人二千四百五十八名と病人九名を除いて日本人捕虜の送還が完了した旨報道され、この報道は留守家族に異常な衝撃を與えたのである。タス通信による数字と総司令部発表の数字との大きな喰違い、また、ソ連側よりいまだに死亡者氏名の発表がないという現状にて本特別委員会としては、これら重大問題を調査して、その実相を世に明かにしなければならない責務を負わされている。

尚引揚者援護の面もいまだ充分に行届かず、引揚者更生問題に関する調査も亦ゆるがし得ない現状である。殊に在外資産の補償、引揚者に対する住宅金融の問題等引揚に関する諸問題の調査はいまだ完了の域に達していない。

本特別委員会に付託された請願は二百六十九件、陳情は十三件である。審査の結果請願二百六十七件を採択、一件を不採択、一件は審査未了であつて、陳情十三件はすべて採択のことに決定した。

以上が第七国会における本特別委員会の経過及び結果の概要である。

第六国会から第七国会にかけての引揚特別委員会の活動は、引揚者の生活保護の問題をほとんど全く投げすてて、「徳田要請」つくり上げに見られる如く、「引揚」を口実とする反ソ運動、反共運動に主としてささげられ、この目的のためには、真実をまもろうとする証人を重ねて自殺させるまでに至つた。はじめて作られたときから反共的性格を持つていた本委員会が、その反共的軍国主義的性格を完成したのが第七国会における経過並びにその結果である。この点が何ら述べられない調査報告に反対である。

昭和二十五年五月二日

在外同胞引揚げ問題に関する特別委員

少数意見者　中野　重治

参議院議長佐藤尚武殿

調査報告書

地方行政の改革に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　木内キャウ

堀　末治　柏木　庫治

濱田　寅藏　西郷吉之助

吉川末次郎

（一）本委員会の調査承認事件の内容は次の如くである。

一、事件の名称　地方行政の改革に関する調査

一、調査の目的　治安の維持、地方制度の改善及び地方財政の確立並びに選挙（選挙法改正に関する特別委員会所管の事項を除く）消防等についての関係法律の改正、立案等を調査研究する。特にシャウプ勧告に基く国、都道府県、市町村の事務の配分、税配分、都道府県の区域変更等については、内閣に強力な地方行政調査委員会議が設置され、国会に勧告することとなつたので、国会においては独自の立場から問題を究明し、立法上の調査研究を急施する。

一、利　益　治安維持及び地方行政上の諸改革についての根本方策の確立を計り、基本問題の綜合的解決に資する。

一、方　法　関係者から意見を聽取し、資料を蒐集し、且つ必要に応じ、各地における事情を実地調査する。

（二）議員派遣

調査承認事件の内容に従い、シャウプ報告書の趣旨に関連する地方行政の改革につき（一）市町村、都道府県及び国の間における事務の配分に関する諸問題　（二）地方自治体の区域に関する諸問題　（三）地方税制改革案に関する諸問題　（四）平衡交付金制度に関連する事項につき現地調査を行うこととした。期間は昭和二十四年十二月十八日より昭和二十五年一月三十日までの間、九日間乃至十一日間とし、次の各班に分れて調査した。

第一班　山形県、新潟県

岡田喜久治君　太田　敏兄君

第二班　大阪府、岡山県

鈴木　直人君　島村　軍次君

第三班　福島県、宮崎県

岡本　愛祐君　三木　治朗君

第四班　徳島県、高知県

吉川末次郎君

（三）右、現地派遣調査の報告は、口頭及び文書により夫々委員会議録に掲載されている。

吉川末次郎君の報告は昭和二十五年一月二十七日の委員会において行われ、文書報告は委員会議録に参照として掲載した。文書報告の主要項目は次の如くである。

一、地方税制改革案に関する高知県当局の意見

二、地方税制改革案に関する高知県下市町村当局の意見

三、地方財政平衡交付金制度について高知県当局の意見

四、地方行政改革に関する高知県議会の意見

五、シャウプ勧告とこれが徳島県の財政及び県下市町村財政に及ぼす影響

六、地方行政改革に関する徳島市当局の意見

岡本愛祐君及び三木治朗君の報告は昭和二十五年一月三十一日の委員会において行われ、文書報告は委員会議録に参照として掲げてある。その主要項目は次の如くである。

一、シャウプ勧告の趣旨に関連して市町村、府県、国の間における事務の配分調整について

二、府県、市町村の区域の統合、境界変更及び自治体としての適正規模等について

三、地方税制改革案について

四、平衡交付金制度について

五、シャウプ勧告に基く税制改革の地方財政に及ぼす影響について

鈴木直人君及び島村軍次君の報告は昭和二十五年二月三日の委員会において行われ、文書報告は委員会議録に参照として掲げた。その主要項目は次の如くである。

一、事務配分に関する事情

二、大阪府と事務の再配分

三、大阪府行政調査委員会

四、大阪市と事務の再配分

五、大阪市と大都市行政調査委員会

六、大阪市の地方行政改革意見

七、岡山県と事務の再配分

八、岡山県と国の出先機関

九、大阪府市長会、大阪府町村会と事務の再配分

十、行政区画の收縮

十一、大阪府と市町村の合併
十二、岡山県と市町村の合併
十三、地方税の改正と府県の財政
十四、附加価値税について
十五、市町村の税収
十六、大阪府、市の経済団体と附加価値税
十七、岡山県における経済団体と附加価値税
十八、担税力の限界

岡田喜久治君及び太田敏兄君の報告は昭和二十五年三月三日に行われ、文書報告は委員会議録に参照として掲げた。その主要項目は次の如くである。

一、地方自治体の区域変更及び行政機関相互間の事務配分調整等行政改革の諸問題について

二、地方税制の改革について

（四）シャウプ勧告を中心とする地方税制改革について、都道府県、市町村等約五十団体から意見書が提出されたのでこれをとりまとめ、『地方税制改革に関する調査』として印刷に附し、委員及び関係団体等に配付した。ここに同報告書の前文及び目次を掲げておく。

前　文

『本委員会においては地方行政上、地方財政の確立が現下の最も緊要な問題であることを認め、第五国会閉会後の継続調査の一事項として調査を行つて来た。就中シャウプ勧告に基く地方税制の改革は地方財政に及ぼす影響が頗る大なるものがあるので、委員会は或は文書により地方公共団体から意見を徴して資料を蒐集し、或いは東京近接の都市等につき実地視察を行い調査を続けた。シャウプ勧告による地方税制の改革について、各地方当局より提出された意見は地方自治体として、夫々の異なる立場から述べられて居り、直ちにこれ等を綜合して一つの結論を得る段階には達していないが、一般的な意見としてはシャウプ報告を一貫する地方自治尊重の原則即ち国が地方自治体に優先する思想、或は中央政府の干渉を排除し、地方税総額を増加して地方財源を拡充し、地方自治体の責任を強化して強力な地方公共団体の出現を期待している基本的態度に対しては、わが国の地方自治が画期的な発展をもたらすものとして何れも満足する半面において、今回の勧告が、国税地方税を通じて国民負担の総額においては減税となつているけれども、地方税においては約四百億円の増税となつているので、地方自治の強化と、住民負担の増加の問題が今後における地方行政上の重要な課題として第一線の地方当局の重大な関心事となつて居る。而して勧告の内容については原則的には大体において賛成しているものが多いが、部分的には各地方自治体は夫夫の立場から各種の意見を述べている。これ等の報告及び地方公共団体の意見は第七国会における地方税法改正案の審議に有力な参考となるものであるから回答の到着した分を取り纏め資料として報告するものである。』

目　次

第一、シャウプ税制使節団の勧告の概要について（二四、八、二六シャウプ博士談）……一頁
第二、地方自治と地方財政及び税制とシャウプ勧告の概要……一九頁
一、地方財政及び税制改正の方針……一九頁
二、地方財政全般についての改正……二〇頁
三、住民税……二六頁
四、不動産税……二八頁
五、事業税……二九頁
六、入場税その他……三〇頁
七、地方財政委員会……三二頁
第三、現行税制と勧告案との税収比較及び地方公共団体の意見……三五頁
（一）道府県……三五頁
一、大阪府……三五頁
二、北海道……三八頁
三、岩手県……四三頁
四、群馬県……五〇頁
五、岐阜県……五四頁
六、鳥取県……六六頁
七、島根県……七六頁
八、奈良県……八二頁
（二）都　市……八六頁
一、青森市……八七頁
二、盛岡市……九二頁
三、名古屋市……一〇一頁
四、札幌市……一〇五頁
五、大阪市……一一三頁
六、岐阜市……一一八頁
七、浦和市……一二四頁
八、松江市……一三一頁
九、川崎市……一三九頁
十、川口市……一四一頁
十一、武蔵野市……一四九頁
十二、夕張市……一五四頁
十三、京都市……一五六頁
十四、函館市……一五七頁
十五、鹿児島市……一六二頁
十六、千葉市……一六八頁
（三）町　村……一七二頁
一、京都府中郡峯山町……一七三頁
二、長野県諏訪郡金沢村……一七七頁
三、岩手県紫波郡徳田村……一八四頁
四、長野県諏訪郡下諏訪町……一八六頁
五、埼玉県北足立郡與野町……一九六頁
六、京都府與謝郡栗田村……二〇〇頁
七、北海道空知郡美唄町……二〇一頁
八、同　志内町……二〇三頁
九、同　三笠町……二〇五頁
十、同　上砂川町……二〇七頁
十一、岩手県花巻町……二一〇頁

（五）治安の維持、漂挙消防等についての調査は、今回の調査の重点がシャウプ勧告に基く地方行財政の改革に関する問題におかれたため、主として地方における治安関係事件について資料の蒐集を行うなどの準備的段階にとどまつた。

調査報告書

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査

右の件に関し、まだ調査は終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

梅原　眞隆　若木　勝藏
大隈　信幸　西田　天香
河崎　なつ　木内キヤウ
來馬　琢道

本委員会においては、標記調査事件に関し、第五回国会以来継続調査中であつたが、第七回国会において、社会教育施設の面については図書館法の制定を見た外、文化財保護について一応法的対策について審議を了り、百三十條からなる文化財保護法を立法成立せしめた。その内容については別紙要綱に大略が示されている。

但し、なお今回立案成立せしめた文化財保護法の施行及び文化財保護の実際、並びに六・三制教育施設の現状についても今後引続き調査すべき問題が多く残されているので更に次の国会において調査を行いたい。

○文化財保護法案要綱

（一）文化財の統一的保護　従来の国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律、史蹟名勝天然記念物保存法、遺失物法等に散在していた文化財保護に関する諸法規を統一、整理、修正、補足して、本法案を有形文化財、無形文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物等、わが国の重要な文化財の統一的保護法とした。

（二）文化財行政における政府及び地方公共団体の権限及び任務の明確化　文化財保護行政における国家の行政機構の明確化、強化をはかるとともに地方公共団体への権限委任を行うこととし、中央、地方相協力して、文化財保護に努力すべきことを規定した。

（三）国民、所有者等の心構えの規定

文化財は、社会の公共物ともいうべき性質をもつものであるから、国民、所有者、いずれも、この立場において、保存、活用に協力すべきことを規定するとともに、文化財は、その所有者にとつて貴重な財産権の対象であるから、聴聞手続その他によりその権利の保障には特に配慮をした。

(四)　文化財保護行政機構の統一、強化　従来、文部省社会教育局、国立博物館等に分散していた文化財保護行政機構を、統一強化するため文部省の外局として文化財保護委員会を設け、その下に事務局を設置し保護行政をこれに集約すると共に、文化行政の本質にかえり見て、「文化に関し高い識見を有する」五人の委員によつて構成されるこの委員会をして文化国家、建設の礎石であるこの文化財保護行政の責任者並びにポリシイ、ボードたらしめることとした。

(五)　文化財専門審議会の設置　従来の文化財保存行政の諮問機関であつた、国宝保存会、重要美術品等調査審議会、史跡名勝天然記念物調査会をすべて廃止し、新たに文化財専門審議会を設置して、有能な専門委員によるこの新構成の機関をして、文化財保護委員会に対する諮問機関、更に建議機関たらしめ、保護行政の完全を期することとした。

(六)　国立博物館の整備　従来、国立博物館に包含されていた文化財保存行政部門を委員会事務局に吸収して、国立博物館をして、博物館固有の任務を十分果たしうるようその機構を整備した。

(七)　重要文化財と国宝の二分類の設定　国宝及び重要美術品は、現在両者あわせて一万数千点に達し、到底、国家の限りある財政力を以てしては、必要な保護助成を果たし得ない。したがつて、これ等の夥しい国宝重美は早急にこれを再検討することが必要であるとともに、将来の重点的保護のため、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」とし、更に重要文化財中、特に貴重なものを「国宝」に指定することとして、両者につき、保護の態様を区別することとした。

(八)　重要文化財の管理規定の整備　重要文化財について新たに、管理方法、管理責任者、管理義務、所在の変更の届出等について規定を設け、管理の十全を期した。

(九)　重要文化財の保護規定の整備

(1)　管理又は修理の補助　現行法令には国宝、重美等について管理については全く補助金の交付を規定せず、修理については、神社又は寺院の所有する国宝についてだけ補助金を交付し得ることとしている。本法案では、全般的に、管理、修理の何れについても補助金を交付しうる途をひらいた。

(2)　管理又は修理についての命令又は勧告　委員会は必要な場合防災防火等重要文化財の管理又は修理について命令又は勧告しうることとし、その場合、必要に応じて費用の全部又は一部を国庫負担となしうることとした。

(3)　政府による修理等の施行　重要文化財について必要な場合、政府自から、その修理等をなしうることとし、その場合の経費の負担、責任者等について新たに規定を設けた。

(4)　環境保全　重要文化財についてその周囲の風致保存危険物の建造制限等の環境保全行為をなしうることを規定した。

(5)　国に対する売渡の申出　重要文化財の保存は、国自らこれを所有する場合、その完全を期しうることは明らかである。従つて重要文化財が有償で譲渡される場合、まず国に対して一応、売渡を申出で、国家に買取の機会を与えることとした。

(6)　重要文化財の管理又は修理の受託又は技術的指導　重要文化財について、必要な場合、国家が管理又は修理の受託をなしうること、場合によつては、それらについて勧告しうること、技術的指導を与えうることを新たに規定した。

(十)　重要文化財の活用についての規定の整備　国宝保存法が、国宝について、博物館への出陳義務について規定する以外、法律上現在重要文化財についての活用は考慮されてはいない。本法案は、重要文化財の社会公共的意味にかえり見て、博物館への出品の外、所有者自ら行う公開、所有者以外の者の行う公開等について規定を設け、その費用の国庫負担、給与金、損害の補償等について、規定の新設あるいは修正を行い、重要文化財の活用をはかると共に、その助成方法を明らかにした。

(十一)　重要文化財の調査についての規定の整備　戦後わが国の重要文化財の所在保存状況等はきわめて不明確であり、保存行政の確立をはかるためにはまずその調査を行わねばならない。本法案はこのため重要文化財についての報告義務、実地調査等について新たに規定を設けた。但し実地調査の場合には聴聞その他の手続を経ることとして、権利の保障について十分に配慮することとした。

(十二)　埋蔵文化財についての規定の整備　史跡に指定された土地以外の土地における埋蔵物たる文化財については従来、遺失物法、次官通牒等において不完全に規定されているに止まり、古墳の濫掘防止、発掘された出土品の処置その他についての法的処置はきわめて不備不十分であつた。本法案は、埋蔵文化財の発掘の届出、政府による発掘の施行、出土品の提出、鑑査、国庫帰属の場合の報償金等の諸点について詳細な規定を設けた。

(十三)　無形文化財についての規定整備　演劇音楽工芸技術等わが国の古典的芸術のうちその高い芸術的価値にも拘らず衰亡に瀕しているものが多い。本法案はこれ等の無形文化財について、助成、公開等について規定を新設し、その保存の方途及び活用をはかることとした。

(十四)　史跡名勝天然記念物保存法の整備統合　現行の史跡名勝天然記念物保存法を整理修正し、本法案に吸収すると共に、更に史跡名勝天然記念物中、特に貴重なものを「特別史跡名勝天然記念物」として国家の積極的助成方法を講ずることとした。

(十五)　国の有する重要文化財及び史跡名勝天然記念物についての特例規定の新設　国の所有する重要文化財等については、現在、法的にはきわめて不明確であり、正倉院等の例に徴しても、法的整備は早急に必要となつている。本法案は十幾箇條の規定を新設して、法的関係の明確化をはかつた。

(十六)　地方公共団体への権限委任　文化財保存行政は、文化財の夥多及び地方的散在等のため、地方公共団体の積極的協力なくしては到底、その目的を達し得ない。本法案はこの点から、文化財保存行政の権限を可及的に地方に委任してその協力をもとめるとともに、経費の国庫負担等について規定を設け保存行政の完全化をはかつた。

調査報告書

元号に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

梅原　眞隆　　若木　勝藏
大隈　信幸　　西田　天香
河崎　なつ　　木内キヤウ
來馬　琢道

本委員会においては、標記調査事件に関し、「元号」の淵源を究め、その法的根拠を明らかにするとともに他面官民各方面の代表並びに学識経験者を多数参考人として招き、三次に亘つて元号に対する意見の聴取を行つたのであるが、未だ結論を得るまでには至つていないので更に次の国会において調査

を進めたい。

調査報告書

一般労働問題に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　村尾　重雄
寺尾　豊　門屋　盛一
田村　文吉　佐伯卯四郎
鈴木　清一

経過概要

本委員会は議長の承認を得て、第七回国会の会期中「一般労働問題に関する調査」を行うこととなり、国鉄裁定、労働省所管の予算及び政府の失業対策等に関して、四回に亘り委員会を開き、更に労働事情視察のため議員を北海道に派遣する等、鋭意調査に当つたのであるが、事件の性質上今後更に愼重な検討を要するものがあり、調査を完了するに至つていない。

なお仲裁裁定に関しては議院の議決により「公共企業体労働関係法の改正に関する調査」を閉会中も継続して行うこととなつた。

右報告する。

調査報告書

農林関係配給公団制度に関する件

右の件に関し一応調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎
加賀　操　門田　定藏
鈴木　順一　北村　一郎
深水　六郎　寺尾　豊
岡田　宗司　國井　淳一
羽生　三七　德川　宗敬
藤野　繁雄

農林関係配給公団制度に関する調査

本委員会においては、第五回国会以来、農林関係配給公団制度に関する調査承認を受けて調査を続けて来た。しかして従来の調査の概要については、昭和二十四年五月二十八日及び同十月二十四日に報告した通りである。しかるにその後、客観的諸情勢に刻々と大きな変化が起つて来たので、この新しい情勢に即応して、従来の調査の結果に再検討を加え、ここに、未だその結論を得るに至らないところがあるが、その経過を報告して、本件に関する調査は一応これを終了することとする。

なお、当該配給公団制度に関する事情は、客観的情勢の変化に伴つて常に変転し、今日の事実は明日は已に旧聞となるのを免れ難いのであつて、この報告は大体、昭和二十五年二月二十一日「油糧配給公団法の一部を改正する法律案」及び「肥料配給公団令の一部を改正する法律案」が参議院農林委員会に付託せられた頃の事情に基くものである。

一、食料品配給公団

政府は「油糧配給公団法の一部を改正する法律案」を今国会に提案した。

改正の要旨は、食料品配給公団を廃止し、従来本公団が取扱つていた砂糖を油糧配給公団をして取扱わしめることとなし、油糧配給公団の名称を油糧砂糖配給公団に改めんとするものである。

政府は食料品配給公団廃止の理由として、取扱物資たるみそ、しようゆ（アミノ酸を含む）、乳製品及び砂糖の中その大部分の需給が緩和され、売手市場から買手市場に移り変つて強力な統制を必要としないこと、国家財政の負担を軽減すること及び民間企業を発達推進せしめることを掲げている。

売手市場から買手市場へと経済界の変遷に即応して経済政策を刷新することも必要なことである。統制経済を合理化し或は縮小して国家財政の負担を軽減することも必要である。更に民間企業を助長してその闊達なる発展を期することも亦必要である。しかしこれはあくまで民生の安定がその前提となるべきものであつて、公団の廃合もこの前提において検討されなければならない。

公団取扱物資の中、みそ及びしようゆの供給は、政府の説明によれば、漸次回復して、昭和二十五年度においては、昭和二十四年度と大体同量の、一人平均年間みそ二・〇七〇貫及びしようゆ五・二升の配給が計画せられていて、この数量は、昭和九乃至十一年頃の一人平均年間消費量みそ三・三七七貫及びしようゆ八・〇升に比べれば、数字上においては未だ遠く及ばないものがあるが、しかし日常生活の実情においては、その需給に大いに緩和せられたことが感ぜられる。しかしこれが主要原料である大豆の供給は、国際状勢の変化のため当初の計画は全く予期に反して現在甚だ楽観を許さない実情である。即ち今後大豆の輸入が不可能である場合を想定すれば、みそ及びしようゆの生産者の現在手持の製品又は原料、国内産大豆及び輸入確実な大豆に依るみそ及びしようゆの供給は、前に述べた配給基準を以つてすれば、みそは一三乃至一四ヵ月、しようゆは一二乃至一三ヵ月の需要を賄うことができるに過ぎないのである。

政府は今後大豆の輸入を極力懇請し、若し大豆の輸入が困難な場合は、大豆粕に振替えれば輸入の公算大なるものがあると予測しているようであるが、しかし事対外関係に属し、資金とともに現物の入手が問題であり、且又仕込の時期の関係もあるから、みそ及びしようゆの最近の状態を以つて需給が好転したものと手放しに楽観をすることは許されないと考えられ、今後の見透しのつくまで、今暫く現状による配給統制を続けることが適当であると認められる。

しかるにかかわらず、政府は今回みそ及びしようゆの公団方式による配給統制を廃止せんとしているのである。

砂糖についてもなお強力な統制を続けることが適当と認められるが、政府も亦公団方式を継続するという方針をとつている。

ここに、みそ及びしようゆについては、これが需給の現況及びその主要原料である大豆の必要量の三分二が輸入に俟たなければならない状態において、砂糖とその取扱いを異にし、一つは依然公団方式をとり、一つは他の方式に拠らんとするところは了解し難いところである。

政府当局の説明によれば、砂糖は供給の九〇％以上が輸入で且つその供給に対して実効需要が極めて旺盛で需給が逼迫している。しかるにみそ及びしようゆについては大いに緩和せられているからとのことである。しかし、みそ及びしようゆの需給の現状には、その原料大豆の関係において、已に大きな危機を孕んでいることを思い起さなければならない。

乳製品については統計数字によればなお需給が不均衡であるが、実情は已に供給過剰の様相を呈しているから、公団統制を廃止する時期に至つたというべきであろう。

かように考えるとき、経済が未だ安定を欠いている今日、急激な統制機構の改革を行つて混乱を加えるよりは、食料品配給公団を今暫く独立存続せしめ、ただその取扱品目から、統制を不必要とする物資を取除くと共に、その運営を合理化する措置をとることが望ましいものと認められ、更に又油糧配給公団に砂糖の取扱いを併合するとしても、政府の狙う経費、人員、機構及び業務運営の節減簡素化に余り役立ち得るものでないことは現行食料品配給公団等の経験が示すところであつて、今回政府が企図する油糧砂糖配給公団の設立は余り意味をなさないものというべきである。よつて、参議院農林委員会においては、政府の提案にかか

わらず、右の見解に従つてこれが実施に努力を拂つたのであるが、已むを得ない事情によつて遂にこれが実現をみることができなかつた。

しかして、一方、食料品配給公団の現状をみるに、さきに政府において公団廃止の方針を表明したため、内外において公団に対する関心を失いつつあつて、かかる状態においてなお公団をこのまま存続せしめるとしても、その使命の達成に充分な期待を寄せることは困難と考えられるから、寧ろこの際機構を刷新して心機を一転せしめることも一方法と認められ、食料品配給公団廃止の措置も已むを得ないものと思われる。

食料品配給公団廃止後におけるみそ及びしようゆの配給統制方式として、政府はフリークーポン制を考慮しているようであるが、今日に至るも未だその方法は確定していない。また新機構に対しては来年度予算において、今のところ何等予算的措置が講ぜられていないので甚だ不安なきを得ない。

しかし事ここに至つた以上、政府はよろしく速かに最善の方法を確立し、いやしくも国民生活に不安を及ぼさざるは勿論政府における今回の措置の目的の達成を期さなければならない。食料品配給公団当局の言によれば、公団の解散について、国の財政上何等の負担を及ぼすことはないとのことであるが、更に一層の努力を以つてその完全を期せられたい。

最後に、時に醜聞をもたらして世間の疑惑を招いたことは遺憾とするところであるが、しかし戰後経済の激動期において国民生活必需物資の公平円滑な配給に攅みなき力を盡し今日に至つた公団関係者の努力は之を正当に評価しなければならない。従つて解散による公団退職者の完全雇傭及び、退職金の支給等については政府は最善の努力を以つて遺憾なきを期すべきである。

一、飼料配給公団

飼料配給公団は飼料配給規則によつて輸入飼料、配給飼料（輸入飼料を原料としたもの）、米ぬか、米ぬか油粕、ふすま、魚粕、やし油粕、飼料用大豆粕、えん麦、食糧不適物、輸入飼料作物種子の一一品目（公団発足当時は二一品目であつたが昭和二十四年七月一日以降三回に亘り整理縮小した）を一手に買取り、これを搾乳牛を飼養する者、ばん牛馬を飼養する者、種畜又は種禽を飼養する者、配合飼料又は米ぬか油粕の生産者、試験研究又は教育機関及び特殊需要者の六区分の対象に一手は割当配給を行つている。

飼料配給公団が取扱つている飼料の需給状況は、政府の説明によれば、昭和二十三年度の実績は、実屯を以つて需要六一四千屯に対し供給四七二千屯で、その供給率は約七七%であつた。昭和二十四年度は、当初計画においては、ふすま換算、需要八八三、五〇九屯に対し、供給五三八、八九九屯で、供給率は六〇%であつたが、その実績はふすま換算を以つて、当初の計画に対し供給が七〇一千屯で供給率は七九%であつた。昭和二十五年度においては、供給は食糧事情の好転等とも相俟つて更に増大し、ふすま換算を以つて、国内産供給量は、麦ぬか、ビール粕及びマイロぬかを除いても、六六三、〇二一屯で、これに対し需要は、九〇四、四八五屯にして、供給率は七三%で、前年の当初計画に比べて上昇を示すに至つたが、しかし差引不足二四一、〇〇〇屯の輸入が必要である。

飼料の輸入については、昭和二十三年度実績は実屯約一三、八〇〇屯であつたが、昭和二十四年度は実屯四三〇、〇〇〇屯が確実に予想される外、第四・四半期において更に玉蜀黍を主体として実屯七四、〇〇〇屯の輸入が要請されており、昭和二十五年度の輸入は更に増大するものと期待されている。

需要に対する国内生産は不足しているが、しかし、政府当局の説明によれば、数字に表われる以外に需給に於ける弾力性という事も考えられる面もあるから、実際にはその差は一層圧縮されるものと考えられ、更に輸入の増大と相俟つて需給はほぼ均衡を得て統制を必要としない域にまで達し、この事情は時に発生する配給辞退及び滞貨の状態によつても窺うことができると述べている。

かかる見地において、政府は本年三月末を以つて飼料配給公団を廃止することとしたというのである。

ただ需給の均衡が未だ完全にとれていないため、ややもすれば起るであろう地域的又は時期的の配給の混乱に備えて、政府は公団の廃止と同時に臨時物資需給調整法に基く規則を以つて次の措置の準備を進めている。すなわち

（一）農林大臣に必要な場合における生産者又は配給者等に対する飼料配給に関する指図権を留保する。

（二）醸造用大豆粕と区分して飼料用大豆粕を確保する

（三）米ぬかについては、国内の油糧資源の確保及び米ぬかの飼料としての利用価値の増進並びに米ぬか搾油事業の現況に鑑み、或程度の措置を採るため目下研究中であるが、大体に於て、食糧配給公団より発生する米ぬか中、農林大臣又はその委任に基く都道府県知事の定める数量については、食糧配給公団は、都道府県知事の指示する米ぬか搾油業者に販売しなければならない旨を規定することとせんとするものである。

かような情勢において、飼料配給公団の廃止は之を了とすることができる。なお飼料配給公団についても清算に当つて国に財政上の負担を及ぼすことはないと云われている。

政府は速かに公団廃止後の措置を確定し、その運用に誤りなからしむると共に、手持品の売捌き及び売掛金の回収等公団廃止に伴う諸措置を完全に仕遂げなければならない。

更に政府は、公団関係者に関する善後策について、食料品配給公団の場合と同様、万全を期し関係者の今日に至るまでの労苦に対し報ゆるに遺憾があつてはならない。

一、肥料配給公団

政府は肥料の需給の現況と現在進行中の春肥の配給途上において、配給機構を改革することは時期尚早であるとの見解に立ち、肥料配給公団の存続期間を、一応昭和二十六年四月一日まで延長し、現在の春肥の配給が終了の上なるべく速かに、肥料配給公団令第七條の経済安定本部総務長官の解散命令によつて肥料配給公団を廃止せんとする意図を以つて、今国会に「肥料配給公団令の一部を改正する法律案」を提出した。

しかして、肥料配給公団の廃止及びその後の措置に関しては、政府において未だ何等決定の運に至つていないが、農林省試案として提供せられた構想としては、本年七月を以つて県段階以下、即ち支所及び出張所等の末端機関を廃止し、続いて明年三月を以つて公団本部を廃止し、しかして末端機関廃止後は、県単位の複数登録制による指定卸商を設け、公団本部廃止後は、農林省に肥料割当審議会を置いて都道府県別割当を行い、配給機関として小売、卸売及び元売業者を指定して配給統制を継続せんとするもののようである。

公団の存廃を議するに当つては、先ず、その公団の取扱物資の需給状況を検討してこれが統制の要否を決めることが、かねて我が農林委員会が採つている原則であり、肥料配給公団の存廃についてもこの原則に副うのが適当であると思われる。

農林省は昨年九月から十月に亘つて、肥料の価格が調査当時の価格より六〇%値上げされることを前提として、全国の農家について今後における肥料の実効需要を調査し、その結果、窒素質肥料は硫安換算（以下同じ）総量二三一万九千屯、内農業用二一五万一千屯、燐酸質肥料は過

燐酸石灰換算（以下同じ）総量一六〇万九千屯、内農業用一四九万四千屯、加里質肥料は四〇%加里塩換算（以下同じ）総量五三万屯、内農業用四九万屯であるが、しかし七割値上げすることとなれば、この数量にある程度の減少が見られても、農業生産には大した影響はないと一応考えられると報告している。しかして右実効需要の基礎を為す反当施肥量を主要農作物についてみれば、窒素質肥料、燐酸質肥料、加里質肥料夫々稲八・九㌔、五・七㌔、一・九㌔、麦類九・三㌔、七・三㌔、二・〇㌔、甘しよ四・〇㌔、三・六㌔、三・〇㌔、馬鈴しよ六・七㌔、五・八㌔、二・三㌔、蔬菜一一・四㌔、五・三㌔、一・六㌔、果樹一九・〇㌔、一三・六㌔、六・〇㌔と見込んでいる。

右に対応する肥料給供の現況を見るに、政府は昭和二十四年八月から昭和二十五年七月を以つて終る昭和二十四肥料年度の配給対象となる昭和二十四年七月から昭和二十五年六月末までの間における供給数量を、前年度から繰越、工場出荷量及び輸入量を併せて、窒素質肥料一九七万屯、燐酸質肥料一四五万八千屯、加里質肥料三三万一千屯、主要農作物別反当施肥量を、窒素質肥料、燐酸質肥料、加里質肥料夫々稲七・〇㌔、四・〇㌔、一・〇㌔、麦類六・九㌔、六・九㌔、一・一㌔、甘しよ二一・五㌔、三・〇㌔、二・〇㌔、馬鈴しよ一〇・〇㌔、八・〇㌔、四・五㌔、蔬菜一二・四㌔、六・〇㌔、一・〇㌔、果樹一五・〇㌔、八・〇㌔、二・〇㌔と計画している。

その後窒素質肥料については、生産は電力事情の好転によつて硫安換算一六万屯程度の増産が期待されると共に、輸入は硝安の輸入増加と硫安の新規輸入とにより生産と輸入を併せて当初計画に比べて硫安換算三三万七千屯の供給が増加することとなるので、右増加数量の中一六万一千屯を当初計画に追加して本年春肥に増配することとし、結局農業用として二一三万一千屯が配給せられることとなつた。

前述農林省調査の今後における実効需要量は、戦前（昭和十三年頃）の窒素質肥料一九七万五千屯、燐酸質肥料一八一万九千屯、加里質肥料二九万三千屯の消費量からみても、亦農家が戦時戦後にかけて久しきに亘る肥料の供給逼迫に対処して少肥耕作に慣れた事実にかんがみても、ゆとりのあるものと考えられ、一方既に地方によつては今期配給肥料に対して配給辞退の現象がみかけられ且又今般の窒素質肥料の追加配給が消化の鈍化を来たし、ほとんど自由販売に等しい配給が行われているものさえあるといわれている事情に徴しても、肥料の需給は相当緩和されたものということができる。

しかも今後肥料の価格が大幅に値上げせられ、農村の倹約りが愈々深刻の度を増すこととなれば、肥料の需要は減退して寧ろ供給過剰の様相をさえ呈するに至るのではないかと考えられる。

しかし肥料の需要が減退することは直ちに食糧をはじめとする農業生産の衰退を招来するもので国家及び農村経済上厳に警戒すべきところであり、従つて農家の購買力の減退に基く肥料需給の均衡は仮想的又は病的なものと云うことができよう。

よつて、政府は万善の方策を以つて肥料の実効需要の減退の防止に努めなければならない。

更に検討を要する問題に肥料の輸出の問題がある。

経済の充実と軍備の完全を期するためには国内における農業生産の増強を図ることが必要であり、従つて農業生産上必須の資材である肥料は国内充足を優先とすべきであることも論議を要しないであろう。

しかし、特に我が国のように原料資源の乏しい国情において、国家経済の今後は鉱工業物資の輸出に依存しなければならないところが甚だ大きいのであり、肥料の如きは最も好適した輸出物資ということができよう。しかして既に近東及び東南アジア諸国から渉なからぬ引合が来ている状態である。政府当局の説明によればそのコストの関係において肥料の輸出には相当な困難があると述べられているが、しかし此の際凡ゆる努力を拂つて国外における我が国肥料の市場を確保することは国家経済の将来を考えるとき忽がせにすることのできない問題であろう。

かくして一方において肥料の実効需要の減退防止に努めて農業生産の増強に資し、他方において肥料の国外市場の確保を図つて国家経済の充実に充てることとするならば、今後における肥料の需要の増大に対して充分用意することが必要である。すなわち、現況においても未だ完全に需給の均衡を得るに至つていないところに、更に供給よりもより大きい速度を以つて需要が増大することとなれば、需給の不均衡の幅は拡大されるものと考えられ、或いは寧ろ積極的に配給の合理的な規正によつて増大する需要に対応するの措置を採ることが必要であると考えられる。

更に現在農業生産の大宗である米麦等の主要食糧農作物に対してパリティー方式による全国劃一の価格による供出制度が行われ、この制度が今後もこのまま継続施行されるとするならば、これら農産物の生産供出と裏腹の関係に在る肥料の配給についても供出制度と相俟つて適当な配給統制が行われることが合理的であると考えられる。

且又肥料のように生産は年間平均に行われるに拘らず、需要は時期的に非常に大きな波のある物資については、これが調整に何等かの制度を設けることが適当と認められ、殊に現在のように金融の逼迫している際その必要は特に大きいのである。

ここにおいて肥料の配給統制は肥料商業者団体から速かなる撤廃が要望されているに拘わらず、尚今暫くこれを継続して今後における事態の推移に備えることとすることが望ましいと考えられる。然し肥料の需給が先に述べたような現況において、なお今日行われているような、極めて厳密な配給統制はこれを相当緩和すべきであると考えられる。

次に肥料の配給統制を継続するとするならば問題はその配給組織である。

肥料需給の現状において一手買取販売の必要は已に解消した故を以つて、現在の春肥の配給終了の後なるべく速かに公団を廃止せんとする政府の方針であるが、然しこれが廃止及びその後の措置並びに今後の配給統制方式については未だ何等の決定をみていないのであつて、只一応農林省試案が提供せられているに過ぎない。而してこの試案については政府部内においても未だ意見の一致を見るに至つていないようであり、外部の関係者の間においても種々異論があるようである。

公団廃止後における措置として農林省試案の外は関係各方面から、複数登録制（この遣り方についてもいろいろ構想がある）、国家管理制度、公共企業体的組織による専売公社制度、農業協同組合組織による事業を基幹とする農民の自主的措置等が提案せられている。

何れも肥料の重要性に基く真摯なる研究の結果に基くものであるから政府は謙虚な態度を以つてこれ等諸説を充分聴き、慎重な検討を加え、速かに最善の方途を講じ関係者の向うところを明かにして混乱を未然に防がなければならない。

更に現在肥料配給上最も重大な問題は肥料資金の問題であるが、肥料資金の問題は肥料の配給統制を行うことによつてその解決はより便利であると認められ、現在肥料配給公団はその使命の重要性をここに求めていると云つても差支えないであろう。この肥料金融の問題は農村の金詰りが愈々深刻の度を増すに従つて容易ならぬ事態を発生するものと考えられる。よろしく政府は急速にこれが対策を確立し、以つて万遺憾なきを期さなければならない。

公団を廃止することになつた場合は、之に伴う国家財政上の負担を排

除すること、公団廃止後における公団職員の退職手当の支給及び完全雇傭等に関する措置はさきに食料品配給公団及び飼料配給公団において報告したと同様政府の遺憾なき措置を望んで已まない。

一、油糧配給公団

油糧配給公団については油糧の需給状況及び油糧の供給事情からしてなお暫く公団方式による統制の必要が認められ政府又その方針を採ることとしている。

一、食糧配給公団

食糧配給公団については問題の性質が特に重大であり且つその関係が極めて広汎且つ複雑であるのでその取扱は一段と慎重を要するものと考えられ、今暫く現状を継続することとなし、その間今後における事態の推移にかんがみて遺憾なき措置を考究する必要がある。

附録

農林関係配給公団取扱物資の需給状況其の他

一、食料品配給公団に関するもの

第一表　みその需給
第二表　しょうゆの需給
第三表　アミノ酸の需給
第四表　昭和二十五年度みそ及びしょうゆ用大豆需給見込
第五表　乳製品の需給
第六表　砂糖の需給

二、飼料配給公団に関するもの

第七表　飼料の需給
第八表　昭和五年以降飼料輸移入実績
第九表　一般家畜及び家禽の飼育状況
第一〇表　統制飼料の配給対象家畜及び家禽の飼育状況
第二表　飼料需給量の算定基準

三、肥料配給公団に関するもの

第三表　販売肥料の需給
(1)　窒素質肥料
(2)　燐酸質肥料
(3)　加里質肥料

四、油糧配給公団に関するもの

第三表　油糧の需給
第四表　昭和二十四年度及び昭和二十五年度油糧輸入計画
第五表　昭和二十五年度油糧の需給見込

五、食糧配給公団に関するもの

第六表　昭和二十三―二十五米穀年度主要食糧需給状況
第七表　昭和二十五米穀年度主要食糧需給計画

第一表　みその需給

年度	供給高 前年繰越	生産高	移入高	輸入高	計	需要高 消費高 総量	一人当（貫）	移出高	輸出高	計
昭五	四六、〇五一	一五七、〇〇〇	―	―	二〇三、〇五一	一五七、〇〇〇	三・五三五	―	―	一五七、〇〇〇
〃六	四六、〇五一	一五八、〇〇〇	―	―	二〇四、〇五一	一五八、〇〇〇	三・五〇八	―	―	一五八、〇〇〇
〃七	四六、〇五一	一五八、〇〇〇	―	―	二〇四、〇五一	一五八、〇〇〇	三・四五八	―	―	一五八、〇〇〇
〃八	四六、〇五一	一五九、〇〇〇	―	―	二〇五、〇五一	一五九、〇〇〇	三・四三二	―	―	一五九、〇〇〇
〃九	四六、〇五一	一五九、〇〇〇	―	―	二〇五、〇五一	一五九、〇〇〇	三・三三三	―	―	一五九、〇〇〇
〃一〇	四六、〇五一	一六〇、〇〇〇	―	―	二〇六、〇五一	一五八、〇〇〇	三・三一一	―	―	一五八、〇〇〇
〃一一	四八、〇五一	一五六、一三二	―	―	二〇四、〇五一	一五六、六九八	三・四八九	―	―	一五六、六九八
〃一二	四七、四八五	一五一、三六四	―	―	一九八、八二二	一五一、三三六	三・〇五八	―	―	一五一、三三六
〃一三	四七、五一三	一五四、九一四	―	―	二〇二、四二七	一五四、五八〇	三・〇〇〇	―	―	一五四、五八〇
〃一四	四七、八四七	一五九、〇五〇	―	―	二〇六、八九七	一五九、五九六	三・一二〇	―	―	一五九、五九六
〃一五	四七、三〇一	一五〇、〇三四	―	―	一九七、三三五	一四七、九〇七	二・九八八	―	―	一四七、九〇七
〃一六	四九、四二八	一一七、五八〇	―	―	一六七、〇〇八	一三五、五四六	二・九六八	―	―	一三五、五四六
〃一七	三一、四六二	一二七、九〇〇	―	―	一五九、三六二	一二二、七二一	二・四四八	―	―	一二二、七二一
〃一八	三六、六四一	一四〇、〇五一	―	―	一七六、六九二	一二九、五四九	二・五〇二	―	一、九八七	一三一、五三六
〃一九	四五、一三六	一二九、五一八	―	―	一七四、六五四	一二四、四二四	二・四〇五	―	一、六〇〇	一二六、〇二四
〃二〇	四八、六三二	七五、七三九	―	―	一二四、三七一	八三、九九七	一・七二六	―	二〇〇	八四、一九七
〃二一	三九、七三六	四七、五三六	―	―	八七、二七二	七五、三九三	一・四四九	―	―	七五、三九三
〃二二	一一、八七九	五三、七五八	―	一一五	六五、七五二	五二、二〇二	〇・九一九	―	―	五二、二〇二
〃二三	一三、四三五	一〇七、四三三	―	八九八	一二一、七六六	九〇、一九〇	一・三九五	―	―	九〇、一九〇
〃二四	三一、五七六	一一六、〇〇〇	―	―	一四七、五七〇	一一四、一三九	二・〇五五	―	―	一一四、一三九

（食料品配給公団）

註　(1)　昭和二十二、二十三年度の輸入は上海からのものである。
(2)　昭和二十四年度は推定量を含む。

第二表　しょうゆの需給

（単位＝石）

年度	供給高 前年繰越	供給高 生産高	供給高 移入高	供給高 輸入高	供給高 計	需要高 移出高	需要高 輸出高	需要高 計	消費高 総量	消費高 一人当（升）
昭和一二	五一、二八三	五、〇七六、三九九			五、一二七、六八一				四、九三二、八九九	八・〇
〃一三	一〇一、五四一	五、一九一、〇九三			五、二九二、六三四				五、一九〇、六三五	〃
〃一四	一二七、〇一三	四、九四七、五八五			五、〇七四、五九七				四、九三七、七一六	七・九
〃一五	一五一、六二六	五、〇八一、九九七			五、二三三、六二三				四、九四四、五五八	〃
〃一六	一七六、九〇八	五、〇五九、六六九			五、二三六、五七七				五、〇五四、四九八	八・〇
〃一七	一〇二、〇七九	四、〇一六、八二六			四、一一八、九〇五				四、〇一〇、四一三	七・九
〃一八	二〇八、四九二	三、七二一、七〇四			三、九二一、一九六				三、八四八、九五九	〃
〃一九	一四二、二三七	三、四八九、〇四三			三、六三一、一七九				三、四九五、五三六	八・五
〃二〇	二五六、七五三	二、三六五、六四四			二、八九九、一一七				二、七九一、三二一	七・〇
〃二一	六七五、七九〇	二、二一一、四三二			二、八八七、一三三				二、一〇三、五六九	五・三
〃二二	八六、六三三	一、九〇三、九八六			二、〇三〇、六三九				一、八三〇、五六八	〃
〃二三	九〇〇、〇七一	二、六一三、五〇八			三、五一三、六三九				二、八三〇、〇七七	三・五
〃二四	六八三、五九二	二、六八〇、一八八			三、三六三、七八〇				二、六八〇、一八八	四・二

註　(1)　昭和十一年以前は資料焼失のため不明。
(2)　昭和二十四年度は推定量を含む。

第三表　アミノ酸の需給

（単位＝石）

年度	供給高 前年繰越	供給高 生産高	供給高 移入高	供給高 輸入高	供給高 計	需要高 消費高 総量	需要高 消費高 一人当（升）	需要高 移出高	需要高 輸出高	需要高 計
昭和一五	—	八八三、二六〇	—	—	八八三、二六〇	八八三、二六〇	—	—	—	八八三、二六〇
〃一六	—	七八四、四三〇	—	—	七八四、四三〇	七八四、四三〇	—	—	—	七八四、四三〇
〃一七	—	八七〇、九二三	—	—	八七〇、九二三	八二四、九〇六	—	—	—	八二四、九〇六
〃一八	四六、〇一六	八四〇、三五一	—	—	八九六、三六七	八〇三、四七〇	—	—	—	八〇三、四七〇
〃一九	七三、八九七	四九三、九五八	—	—	五六三、八五五	四九六、二三三	—	—	—	四九六、二三三
〃二〇	六九、六三三	一四一、四七〇	—	—	二一一、一〇三	一三二、三〇四	—	—	—	一三二、三〇四
〃二一	七八、七九九	一〇四、四七〇	—	—	一八三、二六九	八六、一二三	—	—	—	八六、一二三
〃二二	九七、一五七	八七、六三一	—	—	八七、六三一	五七、八六八	—	—	—	五七、八六八
〃二三	二六、九二〇	四三、七四六	—	—	五五三、六六六	四三〇、二四九	〇・六	—	—	四三〇、二四九
〃二四	二三、四一七	六五七、八九二	—	—	九一、三〇七	六五七、八九二	一・〇	—	—	六五七、八九二

（食料品配給公団）

註　(1)　アミノ酸は昭和十五年度以降生産及び消費されるに至つた。
(2)　昭和二十二年度迄の消費は主としてつくだ煮用及び醤油に混合して使用。

(3)　昭和二十四年度は推定量を含む。

第四表　昭和二十五年度みそ、しょうゆ用大豆需給見込

（単位＝屯）

種別	需要高 供給高 数量	需要高 差引残高 数量
国内産	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
輸入	二一三、〇一三	二一〇、〇〇〇　一三、〇一三
内訳 (1) 昭和二四、七―一二月間支那から輸入		一〇、〇〇〇
内訳 (2) 昭和二五、一―三月間支那から輸入		一八、五一三
内訳 (3) タイ国との契約済		三、〇〇〇
内訳 (4) 米国からガリオアによる輸入		一六七、〇〇〇
内訳 (5) (a) 配船決定		四三、九〇〇
内訳 (5) (b) 本国買付済		二九、〇〇〇
内訳 (5) (c) 未定		九四、一〇〇
内訳 (6) 第四・四半期香港から輸入		九、五〇〇
内訳 (6) 中共からエスクロによる輸入		一五、〇〇〇
合計	三一三、〇一三	三一〇、〇〇〇　一三、〇一三

註　(1)(2)(3)輸入確実なる数量　(1)+(2)+(3)+(4)の(a)+(4)の(5)+(5)+(6)＝128,913
今後の輸入見込……(4)の(c)＝94,100
木表は昭和二十五年三月二十四日現在であつて、食料品配給公団に関する調査終了後の事実である。
（農林省食糧庁食品部）

第五表　乳製品の需給

年度	供給高 生産高	供給高 輸移入高	供給高 計	需要高 消費 総量	需要高 消費 一人当	需要高 輸移出高	需要高 計
昭和五							
六							
七							
八							
九	平均 九〇四、四四七	平均 一六七、一六五	一、〇七一、六一三	八七八、五五三	一九三、〇四九	一、〇七一、六一三	
一〇							
一一							
一二							

（単位＝函）

第六表　砂糖の需給

年度	供給高 前年繰越	供給高 生産高	供給高 移入高	供給高 輸入高	供給高 計	需要高 消費 総量	需要高 消費 一人当（斤）	需要高 移出高	需要高 輸出高	需要高 合計
昭和五	四二四、三三一	一五、一〇一、七三七			一六、三七一、七三二	一三、九四九、〇三九	二・〇	七、六一〇		七、六一〇
六	三六一、七四三	一五、一〇三、四四一			一七、五三一、四九五	一三、四六一、七〇九	二・〇	二七、九〇五		二七、九〇五
七	四〇五、八一四	一八、八六一、一一〇			一九、二四四、九二六	一四、三一〇、一八九	二・〇	二、二九五、四一五		二、二九五、四一五
八	四〇一、八四四	一三、九九三、七六九			一八、八七一、一八	一四、九三六、八四〇	二・〇	三六三、八一五		三六三、八一五
九	三六三、四五五	一八、八四四、八四六			一八、四六四、八四一	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一〇	五七、五五五	一七、七九六、四五九			一九、五八二、四五八	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一一	五二、八七一	一九、三五六、八四			一九、四〇二、五四三	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一二	六四、八八六	一九、〇四九、六六一			一九、一一四、五四七	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一三	二、一九八、八一六	二〇、一二五、五五八			二二、三二四、三七四	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一四	九〇、一八九	二七、一一九、九九二			二八、二〇九、一八一	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一五	三八八、三五〇	四一五、三三〇			四一五、七二〇	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一六	七九六、一〇四	四二八、二九八			四二九、〇九四	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一七	一、一九一、〇五五	五二七、一七六			一、一九八、二三一	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一八	一、〇四三、一五〇	一八、三三五、八五五			一、〇八八、五五六	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
一九	八、三五九、六五二	一五、一八五、八八三			一六、〇四一、五三五	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
二〇	三、〇五七、五三三	一八、三三一			三〇、三三一、一三三	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
二一	四三、六六六	三〇、三三一			三〇、三三一、一三三	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
二二	一四二、五七五	一四二、一四一			一四二、一四一	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
二三	六三三、三六	一九、八九〇			一九、八九〇	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八
二四	三五二、一一〇	一〇九、五九〇			一〇九、五九〇	一四、三三一、三五二	二・〇	九六九、八三八		九六九、八三八

（単位＝担）

註　(1)(2)(3)(4)(5)需要欄中「移出」は台湾等生産地消費をいう。
輸出は原料を台湾等より移入加工して輸出したものである。
自昭和二十年至同二十二年間は輸入なきため一般配給を中止し老幼者保健用及び育児用煉粉乳にのみ使用。
自昭和二十二年至同二十三年間の生産高には旧軍需用のものの残品の放出を含む。
昭和二十四年度は推定量を含む。

一三										
一四	一、五一五、一五一									
一五	一、三六六、二一六	五、二九八								
一六	一、三九九、六九九	二九八								
一七	一、八一三、九〇六									
一八	二、〇九七、三四一									
一九	一、五六四、七七七									
二〇	八八三、〇五二									
二一	九九九、一六一									
二二	一、〇三八、二六五									
二三	一、六三三、三五八									
二四	二、九〇三、七〇三									

一三										
一四	一、五一五、一五一									
一五	一、三六六、二一六	一、三六〇、四五〇								
一六	一、三九九、六九九	一、〇二一、七四一								
一七	一、八一三、九〇六	七八八、六三								
一八	二、〇九七、三四一	八五四、三三一	対成 一・三五	五八、四〇九						
一九	一、五六四、七七七	一、〇七九、七八七	一・三五	三七〇、一〇六						
二〇	八八三、〇五二	二九一、八四三	一・三五	三六六、九四二						
二一	九九九、一六一	一、三四九、七四一	一・三五	一四一、九四〇						
二二	一、〇三八、二六五	八五四、一六八	一・八	三六六、九四二						
二三	一、六三三、三五八	一、〇八八、五五五	一・八	一四一、九四〇						
二四	二、九〇三、七〇三	二、四〇〇、〇〇〇	二・三四	五四〇、〇〇〇						

（食料品配給公団）

註　(1)単位函は煉乳三九七瓦容四打、粉乳四五〇瓦容一打。
配給対象は厚生省推定による人工栄養児及び病人である。
(2)(3)(4)昭和二十四年度は推定量を含む。
自昭和十年至同十三年は資料を欠く。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会　参議院会議録第五十号附録（その八）

第七表　飼料の需給

（単位＝千屯）

年度	生産高	輸移入高	供給高計	需要高
昭和五	二、五六八	八四五	三、四一三	四、〇二四
〃六	二、四四五	一、一〇五	三、七五〇	四、三〇七
〃七	二、六〇九	九四四	三、五五三	四、四二〇
〃八	二、七五六	八二一	三、五七七	四、二五九
〃九	二、七三五	一、〇八三	三、八一八	四、四三四
一〇	二、八七八	八二九	三、七〇七	四、四五〇
一一	二、九五四	九五九	三、九一三	四、五三〇
一二	二、九九九	九二六	三、九二五	四、五六三
一三	三、〇四五	九五七	四、〇〇二	四、四一六
一四	二、九五四	一、〇七九	四、〇三三	四、三五七
一五	二、六二二	七九九	三、四二一	四、四八六
一六	二、五八三	六三五	三、二一八	四、二七五
一七	二、三八八	五一七	二、九〇五	四、〇六六
一八	二、一三三	四〇五	二、五三八	三、九七七
一九	二、〇三五	三三二	二、三六七	三、八五二
二〇	一、九〇九	九五	二、〇〇四	三、五九三
二一	一、九〇一	一五	一、九一六	三、五〇九
二二	一、四六〇	二	一、四六二	二、五三八
二三	一、一八六	（二四）	一、二一〇	二、一四
	（四四八）		（四七二）	（六八一四）

第九表　一般家畜及び家禽の飼育状況

（単位＝万頭羽）

年次	牛 乳用	牛 役用	牛 計	馬	豚	緬羊	山羊	兎 毛皮用	兎 毛用	兎 計	鶏	鷲
昭和五	一五・一	一三四	一四九	一四八	七四	二・三	二一	—	—	—	四、六〇〇	四八
〃六	一五・二	一三六	一五一	一四七	九四	二・四	二一	—	—	—	五、二〇〇	四六
〃七	一五・六	一三七	一五二	一五四	九二	二・六	二一	—	—	—	五、四〇〇	四五
〃八	一五・八	一四〇	一五五	一五〇	九一	三・〇	二三	—	—	—	五、〇〇〇	四六
〃九												
〃一〇												
〃一一												
〃一二												
〃一三												
〃一四												

第八表　昭和五年以降飼料輸移入実績

（単位＝瓲）

年次	大豆粕	麩	米糠	魚粕	その他	合計
昭和五	一〇〇、八三三	八、六四一	二七、一九八	三〇七、二五五	三七、〇〇〇	八四五、一三三
〃六	一五六、五〇三	一六九、六四七	三一五、九二一	二四六、四一六	一五九、〇〇〇	一、一〇五、七九九
〃七	一〇六、九一七	二八、五五二	九一、六四〇	四一、三六一	一四四、〇〇〇	九四四、八二三
〃八	一二、三〇三	五四二、八八〇	一七〇、一四八	四六、四一二	八三、〇〇〇	八二一、〇九七
〃九	三〇、三三〇	四六九、七一二	三一〇、三三三	一八一、九〇	一一二、〇〇〇	一、〇二一、三五〇
〃一〇	一二九、二二一	一九七、四四二	一五五、七〇九	一三五、七四四	八二、〇〇〇	八二九、二四〇
〃一一	三七、三五一	一四三、三六一	一四九、六一四	一三三、一三一	一四三、〇〇〇	九三五、二〇五
〃一二	一一二、〇四一	六二、一四一	一三〇、八三一	一六二、九三五	一一二、〇〇〇	九二五、六二四
〃一三	三二五、三三五	—	一九五、〇六一	二六八、一五八	一一八、三〇〇	九五六、九〇四
〃一四	四三三、七四九	八九、五七五	二六四、四四七	一〇五、一四九	六二、二九一	四九、一〇〇
〃一五	四九〇、〇五九	五二、四六四	一二二、五二四	一三、〇六九	一三、〇〇〇	一、〇九九、〇七三
〃一六	三六四、八四四	—	一三七、六一八	四六、八五九	一二六、〇四三	三七、一〇〇
〃一七	二〇七、一三一	—	一五七、六〇一	八三、七四九	一三、〇〇〇	三七、〇〇〇
〃一八	一四八、二六一	—	一五九、九八八	五六、五六六	八三、〇〇〇	三一、三〇〇
〃一九	一四二、〇八〇	—	一四三、〇八〇	三〇、〇〇〇	一三、一〇〇	二七、六〇〇
〃二〇	三七、八〇九	—	一一〇、〇〇〇	一四、六八一	一三、〇〇〇	一四、六八一
〃二一	一一二	—	六八七	一、七一〇	七、九五四	一、四一七
〃二二	一一三	—	八、七四〇	七、九五四	六、九〇六	二、四一七
〃二三	一一三	—	三、三五三	二七、〇五〇	一、九〇一	六、三五六
〃二四	一一四	—	一一〇	一四、六八一	一三、〇〇〇	一四、六八一
						（飼料配給公団）

二四　一、九三〇（四三）　一、九七二（七〇一）　三、〇三四（八八四）

註　(1)　需要は国内家畜頭羽総数に各一定の需要量を乗じて算出したものである。（別表参照）

(2)　昭和二十三及び二十四両年度における括弧内の数字は飼料配給公団扱の配給対象家畜に対する需給である。

(3)　昭和二十四年度はふすま換算であつて、その他は実数量である。

（農林省畜産局飼料課）

〃九	一六・一	一四五	一六一	一四六	九八	三・五	二五	—	—	—	五、三〇〇	五六
〃一〇	一六・七	一五二	一六八	一四〇	一〇六	四・七	二七	—	—	—	五、一〇〇	五五
〃一一	一七・〇	一六〇	一七七	一三八	一一〇	六・一	二九	—	—	—	五、〇〇〇	四九
〃一二	一七・三	一六五	一八二	一二〇	一〇八	八・九	二九	—	—	—	五、一〇〇	五一
〃一三	一七・一	一七二	一八九	一一四	一一四	一一・四	二八	—	—	四九四	四、八〇〇	四五
〃一四	一七・二	一七九	一九六	一一六	一〇六	一四・九	二八	—	—	六六〇	四、九〇〇	四七
〃一五	一八・四	一八八	二〇六	一一八	七七	一九・五	三〇	—	—	五六一	四、五〇〇	四一
〃一六	—	—	—	一二二	—	—	—	三九〇	四七	四三八	三、九〇〇	—
〃一七	三二・二	一九六	二一八	一〇八	六七	一五・五	三二	三〇三	三三	四三六	三、八〇〇	—
〃一八	二五・七	二一四	二四〇	一二〇	五一	一七・六	三七	二九五	二八	三三三	三、〇〇〇	—
〃一九	二六・五	二一五	二四二	一三二	四二	一八・〇	三八	二三七	二〇	二五七	二、二〇〇	—
〃二〇	二三・九	二〇七	二三一	一一二	二〇	一八・〇	二五	一五九	一一	一七〇	二、二〇〇	—
〃二一	一六・三	一八二	一九八	一〇四	八・八	一九・六	二二	一八二	八	一九一	一、五〇〇	八※
〃二二	一五・九	一八三	一九八	一〇五	一〇	二三・九	二七	一八三	九	一九二	一、六〇〇	一三※
〃二三	一七・〇	一九三	二一〇	一〇九	二〇	二九	三四	—	—	二八三	一、六〇〇	二七

備考　※印は推定

第一〇表　統制飼料の配給対象家畜家禽頭羽数　（單位＝頭、羽）

	昭和二十三年	昭和二十四年
1 搾乳牛	八二、〇〇〇	一二二、四六〇
2 輓牛馬	二二二、八三八	一八〇、〇〇〇
3 種畜		
(1) 乳牛　種牡	二、六四五	三、〇〇〇
種牝	三、八八九	三二、三七七
犢	二、七五〇	二六、七八二
計	九、二八四	六二、一五九
(2) 役肉牛　種牡	六、五五七	七、〇〇〇
種牝	一二、四八二	六一五、五〇〇
計	一九、〇三九	六二二、五〇〇
(3) 馬　種牡	五、七四六	六、五〇〇
種牝	六、一〇〇	三二九、三〇六
計	一一、八四六	三三五、八〇六
(4) 豚	五、六〇二	一三三、七四二
(5) 緬羊	六、九五七	一六〇、三二八
(6) 山羊	六、三〇五	二六九、一六〇
(7) 兎	三四、一四九	三四、一四九
4 種禽		
(1) 鶏　成鶏	—	一、二〇九、〇〇〇
雛	—	一、二〇九、〇〇〇
計	一、二六九、二一四	二、四一八、〇〇〇
(2) 鶩　成鶩	—	六六、五〇〇
雛	—	六六、五〇〇
計	六二一、八九二	一三三三、〇〇〇

（農林省畜産局飼料課）

第一一表　飼料需給量の算定基準

	日量又ハ單位当リ（瓩）	年間（瓩）
(一) 乳牛関係		
煉粉乳原料	一函当　三五・四四	
指定地域　八〇点以上	一石当　一〇四・九六	
七九点以下	〃　一〇四・九六	
指定地域外	〃　九六	
バター・チーズ原料乳	〃　九六	
山羊乳	〃　八四	
(二) 輓牛馬	〃　三・三	一、二〇四・五
(三) 種畜関係		
乳牛　種牡	四・二	一、五三三
乳牛　種牝	一・一	四〇一・五
役肉牛　種牡	三・〇	一、〇九五
役肉牛　種牝	一・二	四三八
馬　種牡	二・八	一、〇二二
馬　種牝	一・六	五八四
豚	一・二	四三八
緬羊	〇・三	一〇九・五
山羊	〇・二	七三

(四)種鶏関係

種鶏	種雛	九八瓦
	種卵	四八
種鶩		三五
	種雛	一七・五
	種卵	一箇ニ付　一〇〇
種鵞		一四〇
	種雛	五一・五
	種卵	七〇
		二五・五
	種卵	一箇ニ付　一四五

(五)特需関係

占領軍		六〇瓲
鶏卵見返		一箇ニ付　三五〇瓦(O・S・S) 一二五〇(普通)
アンゴラ兎毛		一封度ニ付　三四

(農林省畜産局飼料課)

第一二表　販売肥料の需給

(一)窒素質肥料

(単位＝千瓲)

(硫安換算)

暦年	供給高 生産高	移入高	輸入高	合計	需要高 消費高	移出高	輸出高	合計
昭和九	九七三	一五四	四四〇	一、五六六	一、三一六	一七	七三	一、五六六
一〇	一、一一八	一四一	四六四	一、七二三	一、五二四	一六二	三七	一、七二三
一一	一、四八二	一四二	五五〇	二、一七四	一、八五五	二六九	五〇	二、一七四
一二	一、四五九	八七	四二四	一、九七〇	一、七〇二	三一〇	四八	一、九七〇
一三	一、六一〇	一一八	五二八	二、二五六	一、九七五	二六一	二〇	二、二五六
一四	一、四七九	一二四	一四〇	一、八四三	一、七〇一	一三二	一〇	一、八四三
一五	一、五一四	八八	四二七	二、〇二九	一、九一四	一一四	一	二、〇二九
一六	一、六四六	九八	三三一	一、九六五	一、八八〇	八四	一	一、九六五
一七	一、四九四	七六	一、七六	一、九七七	一、七七七	一六〇	△	一、九七七
一八	一、三一七	一四二	一、四〇三	一、三五二	一、三一	二一	—	一、四〇三
一九	九五七	三	一三六	一、〇九六	一、〇九六	—	—	一、〇九六
二〇	三一七	三九	四五	四一一	四一一	—	—	四一一
二一	三三一	—	—	三三一	三三一	—	—	三三一
二二	九〇一	—	九〇一	一、八〇二	八九五	—	六	一、八〇一
二三	一、一三七	—	四九八	一、六三五	一、五八六	二七	一	一、六一四
二四	一、五二四	—	三〇二	一、八二六	一、八二五	—	一	一、八二六

(備考)

一、本表の消費高は生産高に輸移入高を加えて、それから輸移出高を差引いたものである。

二、昭和二十年以降大豆粕は主として食糧として使用された為含まれていない。

三、昭和二十四年は有機質肥料を含まない。

四、(△)印は千瓲未満を示す。

(二)燐酸質肥料

(一六%過燐酸石灰換算)

暦年	供給高 生産高	移入高	輸入高	合計	需要高 消費高	移出高	輸出高	合計
昭和九	一、四八九	三七	一〇一	一、六二七	一、四七〇	一三	三五	一、六二七
一〇	一、九三七	三八	八九	二、〇六四	一、八三三	一四一	四九	二、〇六四
一一	一、九四〇	四四	九四	二、〇七八	一、八六一	一六九	四七	二、〇七八
一二	二、一二四	四七	八六	二、二三七	二、一一六	一七一	六〇	二、二三七
一三	一、八三五	六八	七七	二、〇三〇	一、八九	九〇	三一	二、〇三〇
一四	一、八八〇	四二	七一	一、九九三	一、七七七	一九一	一四	一、九九三
一五	一、九二一	一六	六四	二、〇〇一	一、七三三	二七一	四一	二、〇〇一
一六	一、五二一	五一	一、五七	一、五九七	一、四六七	一九	一一	一、五九七
一七	八六九	一〇	四六	九二五	九一六	九	—	九二五
一八	七五八	九	三一	七九九	七九五	四	—	七九九
一九	二六六	三	三七	三〇六	三〇六	—	—	三〇六
二〇	四五	—	一〇	五五	五五	—	—	五五
二一	一八七	—	一	一八七	一八七	—	—	一八七
二二	七一八	—	三	七二一	六一〇	一一	七四	七二一
二三	一、〇〇七	—	—	一、〇〇七	九〇三	七四	三〇	一、〇〇七
二四	一、二四三	—	—	一、二四三	一、二四一	—	二	一、二四三

(備考)

「窒素質肥料」に同じ。

(三)加里質肥料

(五〇%加里塩換算)

暦年	供給高 生産高	移入高	輸入高	合計	需要高 消費高	移出高	輸出高	合計
昭和九	一四	三	一三六	一五三	一五一	一	一	一五三
一〇	一四	三	一九三	二一〇	二〇七	二	一	二一〇
一一	一七	四	一八二	二〇三	二〇一	一	一	二〇三
一二	二五	一	二八八	三一四	三〇九	四	一	三一四
一三	三九	一	二〇〇	二四〇	二三四	四	二	二四〇
一四	一九	一	一九〇	二一〇	二〇九	一	△	二一〇
一五	一一	一	一五六	一六三	一六一	四	△	一六三
一六	一六	△	六〇	七六	七二	四	△	七六
一七	一一	—	一五五	一六六	一六三	△	△	一六三
一八	一一	—	一八	二九	二九	—	—	二九
一九	一一	—	一三三	一四四	一四一	—	△	一四四
二〇	二	—	四六	六	六	—	—	六
二一	二	—	五一	五三	五二	—	—	五三
二二	二	—	五三	五五	五四	—	—	五五
二三	二	—	三九	四一	四一	△	—	四一
二四	二	—	三〇九	三一一	三一一	△	—	三一一

（備考）「窒素質肥料」に同じ。

第一三表　油糧の需給

（農林省農政局肥料課）

（単位＝瓲）

年度	供給高 繰越高	国内産	移入高	輸入高	合計	需要高 国内消費高 食用	一日二人当 瓦	工業用	輸出高	合計
昭和二十一年平均	—	一四三、四四八	一五三、八七九	四一、四〇六	三三八、七三三	七九、六〇〇	三・〇	二八八、九八〇	—	二八八、九八〇
〃 一六	五〇、一八三	七一、九八七	一五七、四三一	五七、九八三	三三七、五三三	五五、四三八	二・一	二三七、〇〇九	—	二三七、〇〇九
〃 一七	八〇、五六四	三七、一〇六	六七、八六七	九〇、二四八	二七五、八八五	七五、〇九四	二・七	二〇五、三一四	—	二〇五、三一四
〃 一八	七五、五六七	二一、七一九	四〇、二六〇	九四、〇六〇	二三一、六〇六	五三、九八三	二・〇	一四七、七七〇	—	一四七、七七〇
〃 一九	五〇、八三六	六一、四〇三	五一、〇〇一	二〇、〇〇一	一二三、二三五	二七、〇三六	一・五	一三六、二七三	—	一三六、二七三
〃 二〇	—	六四、六五六	一四一、一四〇	六〇、〇五五	八四、八八一	一九、八〇〇	〇・七	六四、八八一	—	八四、八八一
〃 二一	—	二六、一三四	七、一〇〇	一、一六六	三四、三〇〇	一〇、一〇〇	〇・三	一七、一〇〇	七、一〇〇	三四、三〇〇
〃 二二	—	一一、五七六	一五、〇〇〇	三一、三四九	三七、九三五	一七、〇〇〇	〇・六	一六、八〇〇	三、三五	九七、三三三
〃 二三	一四、三三五	三一、二八三	一七、八〇〇	五三、六四四	九六、九三一	四一、九二九	一・四	三七、〇〇〇	三、三五	九七、三三三
〃 二四	一七、七一九	四八、八〇〇	三〇、〇〇〇	九七、三五〇	一八三、八七九	六九、五二五	二・三	八五、四二一	—	一五四、九八七

（農林省食糧庁食品部油脂課）

註　(1)　昭和二十一年度及び二十三年度の需要高欄中輸出高は外国向鯨油及びビタミン油である。

(2)　昭和二十四年度は一部推定量を含む。

(3)　昭和二十年度以前の「移入」は南氷洋鯨油、並びに旧領土、関東州及び満洲からのものである。

(4)　昭和二十一年度以降の「移入」とは南氷洋鯨油である。

第一四表　昭和二四―二五年度油糧輸入計画

（単位＝瓲）

品名		昭和二四年度 原料油	脂	昭和二五年度 原料油	脂
原料	あまに	五、九六七	一、七三〇	一三、八〇〇	四、〇〇〇
	大豆	二二一、二九一	三三三、一九四	二七五、〇〇〇	四四、〇〇〇
	棉実	一〇、一三四	一、三〇一	二三、〇〇〇	二、三〇〇
	ごま	一、一九八	四七九	三、一〇〇	一、二六〇
	なたね	四、三四一	一、三八三	三、七三〇	一、一五六
	落花生	七、四六七	二、七一三	三六、〇〇〇	一三、二五〇
	ひまし	一〇、九四九	四、二七〇	一二、五〇〇	四、九〇〇
	コプラ	三三、九九四	二〇、三九六	五五、〇〇〇	三三、〇〇〇
	カポック			九、二〇〇	一、三八〇
	その他	八、七四二	一、三二四		
	計	三〇四、〇八三	六六、七九〇	四三一、三三〇	一〇五、二四六

第一五表　昭和二五年度油糧需給表

（農林省食糧庁食品部油脂課）

（単位＝瓲）

油脂		食用 原料油	脂	工業用 原料油	脂	油脂総計
あまに油						一二、〇〇〇
桐油						二、八〇〇
棉実油						二、四〇〇
オリーブ油						六〇〇
パーム油						五、〇〇〇
牛脂						三六、五〇〇
オイチシカ油						一、五〇〇
小計						六〇、八〇〇
合計		三〇四、〇八三	六六、七九〇	四三一、三三〇	一〇五、二四六	四七一、一二六

（農林省食糧庁食品部油脂課）

（単位＝瓲）

油脂			食用 原料油	脂	工業用 原料油	脂	油脂総計
輸入	大豆		三〇、〇〇〇	三、一〇〇	五、〇〇〇	八〇〇	四四、〇〇〇
	椰子		一五、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	三五、〇〇〇
	落花生		二九、〇〇〇	一、〇七〇	七、〇〇〇	二、三五〇	一三、二五〇
	胡麻		二、五〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	三五〇	一、二五〇
	棉実		一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇（内三、〇〇〇ハ油ノ輸入）	四、七〇〇
	カポック				九、二〇〇	一、三八〇	一二、五八〇
	菜種又は芥子				三、八〇〇	一、一五六	五、一五六
	亜麻仁				一三、八〇〇	一六、〇〇〇（内一三、〇〇〇ハ油ノ輸入）	二九、八〇〇
	桐油					二、八〇〇	二、八〇〇
	蔴子油					四、九〇〇	四、九〇〇
	パーム油					五、〇〇〇	五、〇〇〇
	オリーブ油					六〇〇	六〇〇
	牛脂					三六、五〇〇	三六、五〇〇
	オイチシカ					一、五〇〇	一、五〇〇
	計		二六、五〇〇	六二、九八〇	一四四、八三〇	一〇三、一八六	一六六、〇四六
国内産	大豆	油	一五〇、五〇〇	一〇、七〇〇	—	—	一〇、七〇〇
	菜種	油	二六、一八八	八、五八〇	二、五〇〇	七、八一三	一〇、八八〇
	南氷洋鯨	油	—	七、〇〇〇	—	—	七、〇〇〇
	魚	油	—	—	二、五〇〇	三、五〇〇	六、〇〇〇
	抹香鯨	油	—	—	二、五〇〇	三、五〇〇	六、〇〇〇
	計		一七八、一八八	二六、一〇〇	五、〇〇〇	一四、八一三	四五、一一三
合計			四五二、六八八	八九、〇八〇	一五二、六四一	一三二、六八六	三一二、六八六

（農林省食糧庁食品部油脂課）

第一六表　昭和二三―二五米穀年度主要食糧需給状況

（単位＝米換算千屯）

年度	需給	供給高							需要高							差引	
		一一月操越高	買入						主食用			工業用		減耗	計	翌年度操越	
			国内産買入			輸入		計	国内産買入	輸入	小計	国内産買入	輸入	小計			
			米	その他	小計	米	その他										
二三年（実績）		八五二	一七一		一、〇二五		七八七	一、八一二	一、〇九一		一、〇九一	一三五		一三五	一八六	一、四三八	三七四
二四年（実績）		三七四	二一三		三、二五三		三、九三一	七、一八四	五、七五三		五、七五三	六七二		六七二	一、一三六	七、五六一	一、六二三
二五年（計画）		一、八八五	七〇五		二、五九〇		四、三〇六	六、八九六	五、八八八		五、八八八	一、〇七一		一、〇七一	一七〇	七、一二九	一、七六七

需給	供給高							需要高							差引	
種類	昭和二四年度二五年産買入持越	買入合計	主食用		工業用		種子用	減耗	合計	昭和二五年度二六年産買入持越						
米	一、〇三四	三、〇四一	一、二六五	五、三四〇	四、〇一六	一〇六	一	一二四	四、二五七	一、〇八三						
麦類	七二	三四	一、一〇一	一、九四七	一、三五七	六六	七	八七	一、四一七	五五〇						
甘藷	二一	三、二九	一五一	五〇二	二三五	四	四九	四五二	九							
馬鈴薯	三五	五一	一〇一	一七七	八八	四一	三三	一八	一八一	六						
加工澱類	七一	一七	—	一四三	六〇	七九	—	四	一四三	—						
雑穀	一三	二六九	三四	三四	七一	一八一	二九	九	二九一	一三						
小計	一、八八五	五、七六六	二、七四一	八、四三三	五、七三八	六八〇	七四	二九一	六、七六三	一、六四〇						
輸入食糧	七〇五	三、一九一	—	三、八九六	二、五四四	—	—	七六	二、六二〇	一、二七六						
合計	二、五九〇	六、九六七	二、七四一	一二、三二九	八、二八二	六八〇	七四	三六七	九、四〇三	二、九一六						

（自昭和二四、一一、一〇、至昭和二五、一〇、三一）

（単位＝米換算千屯）

（農林省食糧庁食糧部需給課）

第一七表　昭和二五米穀年度主要食糧需給計画

（農林省食糧庁食糧部需給課）

註　(1)　本表の中昭和二三―二四両米穀年度の需給実績は食糧庁発表による政府及び公団扱の各月在庫高調査月報から集計したものである。

(2)　昭和二五米穀年度の需給計画は政府扱のもののみである。

(3)　昭和二五米穀年度への持越高数量中二、九七三屯は公用扱のものも含み、（二、五九〇屯）は政府扱のもののみである。

調査報告書

水稲單作地帶対策に関する件

右の件に関し未だ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎　加賀　操　門田　定藏　鈴木　順一

北村　一男　深水　六郎　寺尾　豊　岡田　宗司　國井　淳一

羽生　三七　徳川　宗敬　藤野　繁雄

水稲單作地帶対策に関する調査報告

一、調査の目的

水稲單作地帶は日本農業の短所と、農家経済の弱点を最も端的に露呈しており、日本農業政策の遂行上特別の注意と関心を寄すべき地帶であるので、参議院農林委員会は第五回国会以来、特に小委員会を設けて、この地帶の対策に関する調査を行つて来た。しかるに輸入食糧の増加に伴う食糧事情の緩和好転は、わが国食糧政策、延いては農業政策に重大な転換を必要とする状勢にあり、かかる新事態によつて最も大いなる影響をうけるのは又水稲單作地帶である。従つて新事態に即する農業政策の確立は、水稲單作地帶の十全の対策と平行して行われるに非ざれば、日本農村の半以上を占めるこの地帶が、更に窮状に陥る事は必然である。従つて本委員会は、水稲單作地帶対策に関する調査を続行すると共に、別に新農業政策の確立に関する調査と平行して行い、両者表裏一体激変期の農業政策の確立実施の推進に資せんとしたのである。これ水稲單作地帶対策の調査を継続して行うに到つた理由である。

二、調査の経過

（一）　第六回国会迄の調査の概要

第五回国会以来水稲單作地帶対策に関して行つた調査の結果によれば、凡そ次のような事項が差当つて最も重要なものと認められた。（昭和二十四年五月水稲單作地帶対策に関する調査経過概要参照）

（イ）　土地改良事業を完遂して農地生産力を増強する。

（ロ）　稲作偏重経営を是正して有畜多角形経営に改める。

（ハ）労働の生産性を向上させ、特に季節的労働の需給を調節する。
（ニ）水稲の生産力を増強するため保温折衷苗代及び用水温上昇施設等の普及を図る。
（ホ）早場米奨励金及び超過供出奨励金等が、水稲単作地帯の農家経済に及ぼせる影響の重大なるにかんがみ、これ等奨励金制度を恒久的制度となし、水稲単作地帯の米価の補償的措置を確立する。
（ヘ）水稲単作地帯に於ける公租公課に検討を加え、この地帯の特殊性に即応してこれを合理化し、特に所得税の課税標準の決定に当り、積雪寒冷地帯の農家の必要経費の算定を適正にする。
（ト）農業災害の防止及び共済制度の拡充を図る。

（二）第七回国会に於ける調査

第七回国会に於ける調査の経過は大要次のようである。

○昭和二十四年十二月十三日　水稲単作地帯対策について引続き小委員会を設けて調査を行うこととなし、小委員の人選については農林委員長一任に決す。
○同十二月十四日　水稲単作地帯対策調査承認
○昭和二十五年一月二十六日　小委員決定
○同二月六日　第一回水稲単作地帯対策小委員会開催、小委員長互選
○同二月七日第二回小委員会開催　差当り米価の補償的措置に関する調査から着手することとなし、この問題に関連して、先ず農林省農業綜合研究所調査部長稲葉泰三君から農家経済調査について、又全国指導農業協同組合連合会調査部長杉村乾君から米の生産費について説明を聴取す。
○同二月九日第三回小委員会開催　前回に引続き同問題に関連して水稲単作地帯の農家経済状況及び租税負担状況について農林省農業改良局統計調査部藤井俊治技官から、又米の生産費についての差異につき同喜多克己事務官より説明を聴取す。

三、調査の結果

前述二月七日及び二月九日の小委員会の結果を綜合すれば大要次のようである。

（一）単作地帯の経済的特質

農林省で行つた昭和二十三年度の東北地方と近畿地方の米生産費調査によれば、水稲単作地帯たる東北地方の玄米石当生産費は平均二、九七六円、北陸地方は二、九四一円なるに比し、近畿地方では四、二六五円で、東北、北陸地帯の生産費の方が安い。（第一表参照）これは東北、北陸地方に於ては、近畿地方に比べて調査農家の米の生産力（反当収量）が、たまたま異常に高く、又一般に家族労賃の評価額が低い為であつて、これらを修正して考えれば、生産費は安い訳ではない。仮に他の條件が等しいとしても、東北、北陸等の寒冷積雪地帯では、除雪費、衣料費、住居費、光熱費等の出費が大となり、生産費はそれだけ高くなる。従つてこれらの悪條件を克服して生産される単作地帯の米の価格は、何等かの形で補償する方法が考えられる必要がある。現在、早場米奨励金並に超過供出奨励金は、かかる意味からしても、この地帯の農家経済に重大な影響を持つている。

（二）単作地帯と二毛作地帯との農家経済の比較

昭和二十三年度の農家経済調査によれば、一毛作地における一町未満の農家経済の赤字は二五、〇二六円、二毛作地帯の同経営規模農家の赤字は四、七九六円となつている。又一町歩から一町五反の農家の平均では、二毛作地帯の農家は五、五六七円の黒字であるのに、単作地帯の農家では、一、〇五七円の赤字となつている。（第二表参照）二町歩以上の経営規模の農家になると状態が変つて来るが、第三表に示されている如く、我が国で最も戸数の多い一町歩内外の経営規模の農家では、単作地帯の農家が、経済的に恵まれていないのは明らかである。

（三）単作地帯における奨励金の役割

農林省で行つた昭和二十四年山形県庄内地方の水稲単作地帯の農家経済調査によれば、その農業収入中に早場米奨励金の占める部分は平均一反当り二千円乃至三千円となつており、超過供出奨励金の占める部分は反当五百円乃至六百円となつていて、これら奨励金の収入の多いものは、実に一戸当り十万円から二十万円内外の早場米奨励金、四万円から九万円に及ぶ超過供出奨励金を受けているものさえある。（第四表参照）従つて若しもこれら奨励金が減廃されることになると、単作地帯の農家経済に及ぼす影響は甚だ深刻である。

更に又これらの調査によればいわゆる「庄内米どころ」の農家の経営規模は相当大きく、上述のように米の供出関係奨励金のみでも反当平均十万乃至二十万円の収入を得ているにもかかわらず、農業所得税額も相当額に上り（第五表参照）、相当規模の農家でもその経済は赤字になつていて、これら単作地帯の農業経営が、如何に過重な税負担に苦しんでいるかを明示しているのである。この意味において単作地帯の農家の課税については、今まで行われた課税標準率のような劃一的な課税方法を廃し、農家経済の実情を詳細に調査し、実情に即した適正な負担が実現するようにしなければならないし、尚課税標準決定の場合、必要経費には、積雪寒冷地としての特別な経費が認容されねばならない。

既往並に以上の調査から水稲単作地帯のため講ぜられなければならない対策として次の如きものが考えられる。

一、端境期の食糧確保対策としての必要上実施された早場米奨励金制度、並に供出促進のために実行された超過供出奨励金制度は、食糧需給の推移に伴つてその存否が論議せられるに至つたが、然しこれが農家特に単作地帯の農家経済に及ぼす影響の重大なるにかんがみ、新たな観点から再検討し、単作地帯の米価の補償的意味において制度の刷新強化並に恒久化が期せられなければならない。

二、農家経済において租税負担の占める割合は甚だ大きい。しかも単作地帯農家のように収入は、単純に米によるのみで収入額が極めて明確に把握せられ、弾力性のない経済にとつては、とかく税負担が過重に陥り易い。従つて課税標準の決定には特に愼重を期すると共に、積雪寒冷地帯の特殊性にかんがみ、特別経費の控除を認め、負担の合理化を図る必要がある。

以上が水稲単作地帯対策に関し、今までに行つた調査の大要である。

調査は未だその緒についたばかりであるというべきであつて、今後調査を行わなければならない数多くの事項が残されている。しかし、これ等の調査は今後は別途行う計画になつている『新農業政策の確立に関する調査』において同時に行うこととなすこととし、以上ここに一応従来の経過を報告する。

附録

第一表　昭和二十三年産米生産費調査　農林省統計調査部

農区別	調査戸数	反当米収量	反当生産価額	反当生産費 含副産物	反当生産費 除副産物	家族労働費	経営面積(反)	農業収入	必要経費	公租公課	家計費	差引
	戸	石	円	円	円	円						
北海道	一七	二・〇三	七、六六	四、四七五	三、八八九	三、六一三	八・六	九三、八八一	二六、九二一	二六、九三九	一〇四、一九	△一〇、〇五六
東北	八四	二、四八	九、四四四	五、五八九	二、九六六	三、三七七	二・五	一六、一、九五四	三五、六七一	一五、三五二	一〇四、一二九	△一〇、〇五六
北陸	四五	二、六〇	一〇、一三六	五、三八三	二、九四一	三、四五〇	二・〇	一三、三一七	三六、九〇三	一五、一〇五	一〇四、一二九	△一〇、〇五六
関東	七二	二、四六	八、八七一	四、五〇五	四、〇六三	四、八八六	一・五	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
東海	四九	二、三〇	八、一五八	四、七八	四、一五〇	四、八三	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
近畿	七四	二、三二七	九、一八六	四、六九三	四、一六五	四、九五九	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
中国	三九	二、九八	八、四三二	三、九八一	三、四五九	三、七八一	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
四国	四五	二、三二	八、二四〇	四、四四九	四、七四七	五、四九一	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
九州	六八	二、三七七	八、七四七	三、六四	三、一九二	三、三〇〇	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六
全国平均	四九三	二、四三	八、九一五	四、〇一七	三、五四五	四、一九一	一・四	一三、三一七	三四、一〇五	一四、五〇二	一九、三一〇	△四、七九六

備考　1　反当生産価額は主産物のみ
2　石当生産費(除副産物)は費用から藁、屑米代等を差引いたもの

第二表　昭和二十三年度農家経済調査　農林省統計調査部

調査事項別	水稲單作地帯	二毛作地帯
一町未満	六三	五七
一―一・五町	三一	四五
一・五―二町	三八	二六
二―三町	三一	三

第三表　耕地面積広狭別農家戸数(昭和二十二、八、一調)　農林省統計表

広狭別	戸数	割合
総数	五、九〇九、二一七	一〇〇・〇
土地耕作しないもの	一、三八六	〇・〇
三反未満	一、四一四、八八二	二三・九
三―五反	一、〇三六、五三三	一七・五
五―一〇反	一、八三四、二二一	三一・〇
一〇―一五反	九二五、四〇四	一五・七
一五―二〇反	三六四、二九一	六・二
二〇―二五反	一四七、六五一	二・五
二五―三〇反	六二、五二九	一・一
三〇―五〇反	七三、八〇〇	一・三
五〇―一〇〇反	三七、六九八	〇・六
一〇〇反以上	一一、〇三二	〇・二

第四表　山形県水稲單作地帯農家における米による収入(二十三年産米)　農林省調査課調

(單位円)

階層	調査戸数	二三年産米供出価額 普通早場超過供出 a	二三年産米供出価額 普通早場超過供出 b	二三年産米供出価額 普通早場超過供出 c	二三年産米供出価額 計 a+b+c (A)	(A)のうち二三年内の農家収入 (A)	二三年産自由販売価額 (B)	二三年内収入 (B)	二三年産米、物交、現物、労銀、贈答 物交 (イ)	現物労銀 (ロ)	贈答 (ハ)	小計 (イ)+(ロ)+(ハ)	二三年内収入 (C)
平均	一七	八、一一〇	三四、五三三	八、七八〇	五一、四三、一六四	四五、一六四	七、四三〇	一、〇一六	三、八〇五	一、九〇五	一、二六六	七、九七四	二、三〇七
1 A	一	二、七一一	一〇、三〇二一	三、〇八二一	一一、八五五	一一、八五五	八七七	一二八	二、三四七	六七一	五三〇	三、五三九	一、八六
1 B	二七	二七、八〇四	一六三、三三五	三〇、二〇一	一三五、一〇八	一三四、五〇八	一、五三〇	二、三三	四、三一〇	一、八〇三	一二八	四、一四〇	四、九四〇
1 C	七八	七八、三一八	一六五、四一六	四〇、一五八	三二九、〇七四	三二九、〇七四	一、五三〇	一、四四六	四、七八二	一、四四一	一、四一三	四、三五六	四、三五六
1 D	二四	二四、六三六	一一九、九六六	一八、四三一	一八四、五八〇	一八四、五八〇	七七一	七、一八八	三、六七七	一、一四一	六五四	一、九一五	三、〇九一
2 A	〇	〇	一四、四三一	八二一	一五、三三四	一五、三三四	六一	六一〇	一、〇六一	四、一八一	六五四	一、八七六	一、八七六
2 B	九	九、六九四	九八、九三七	一一、三四〇	一一九、九七一	一一三、三七四	四、七三三	四、七三三	七、六九四	二、三五一	七一一	六、六一七	六、六一七
2 C	一六	一六、四五六	一六六、一三一	一二、九二一	一三三、六七八	一二九、三五八	一、一五四	一、一五四	二、八六五	一、一二一	六一三	二、三五六	二、三五六
2 D	一	一、〇四	一〇、一〇四	一、九三	一三、〇六九	一三、〇六九	一、一五四	一、一五四	二、八六五	一、一二一	六一三	二、三五六	二、三五六
平均	九八	九、六〇二一	九九、八〇一	一一、六二三	一二五、八〇一	一二五、八〇一	七、五四〇	七、五四〇	一、九七七	一、八一一	七一一	三、八〇一	一、九四一
平均	三五	三五、八〇一	一四四、一三八	三二、六二一	一九七、八五八	一九七、八五八	八、一一八	八、一一八	三、八三三	一、八一一	七一一	六、九〇七	二、三五二

階層												
3 A	０	六四、六一一	一二七、一八八	九一、七九九	八五、三七三	四、三三九	一、〇九五	一、五一〇	０	一、二四八	二、七五八	一、八三三
3 B	二、〇二五	一七三、〇六〇	六八、九〇四	二四三、九八九	二三六、九一〇	六、一八二	三、二九四	一、六七二	八四九	二二一	二、七三三	一、七四六
3 C	三六、五七〇	二〇一、九六〇	一三一、四〇九	三五九、九三九	三一三、一四七	一〇、五〇三	六、八二九	三、三三三	０	八一六	四、一三九	二、〇一九
3 D	一三、八一〇	三五五、三〇一	一三一、八八七	四八九、九九八	四二六、二九八	二、二三一	一、三八六	五、三五一	八五八	二、〇七一	八、二八〇	三、八二八
3 平均	一三、一九五	一九九、七五二	八三、九九九	二九五、九二八	二六二、二八七	五、五八一	二、九七七	三、〇〇六	四二七	一、一三九	四、五七二	二、三九九
4 A	五、四〇三	二六、一七七	一六、二六九	四七、八四九	四五、〇三一	二、五二〇	一、〇一四	六、五九八	０	０	七、六一二	二、三〇六
4 B	０	九六、八九三	四七、八〇七	一四四、七〇〇	一三六、二八五	六、九六二	三、八六二	一七、四四六	０	二、八二一	二〇、二六七	八、九〇二
4 C	五七、七五一	一二八、三七四	五八、七六九	二四四、八九四	二三八、七一七	二、九九八	一、七三七	六、八四〇	０	二、一〇二	八、九四二	三、一九二
4 D	一五、六八七	二九三、四二三	六九、二九六	三七八、四〇六	三三二、四六七	五、六七九	二、五四二	九、七五七	六、一〇〇	八六九	一七、五二六	八、五四六
4 平均	二三、〇一五	一五四、五六一	五〇、五九一	二三八、一六八	二〇六、三五八	四、三四五	二、一三七	九、二六九	二、三〇〇	一、二九四	一三、八六三	五、五八一
5 A	七、三七〇	四一、四九五	四六、三三一	九五、一九六	八六、七〇六	三、八二一	一、〇〇三	三、九五四	０	０	三、九六四	一、三八七
5 B	一八、八三四	一〇五、二四〇	三九、四七一	一六三、五四五	一五二、七四二	四、七五七	一、三九三	一五、一一〇	四一八	二、〇八一	一七、六〇九	三、八八五
5 C	四七八	二三九、八五二	九四、七三五	三三五、〇六五	三一〇、六六〇	三、九八四	八九七	六、三八一	一、六九一	五、〇九六	一三、一六八	四、三七四
5 D	四九、四六二	二六一、五八〇	一三三、八五二	四四四、四九四	四一一、五三三	三、四五二	九一三	六、六八四	七、〇六三	五、〇七三	一八、八二〇	六、五二九
5 平均	二一、六六七	一七五、七九七	八四、〇六七	二八一、五三一	二五五、七〇九	三、九八六	一、〇四九	八、二〇三	二、七三四	三、三八〇	一四、三一七	四、三六五
6 A	三一〇	三九、六五二	八、五〇四	四八、四六六	四四、三〇二	一、八九二	三四六	二、八五四	０	０	二、八五四	六一七
6 B	三一、六四二	七一、九八〇	四二、二〇八	一四五、八三〇	一三四、二七七	三、一九一	八八五	七、二九五	０	０	七、二九五	一、九三五
6 C	五八、一九〇	一〇六、三〇二	六八、二九三	二三三、七八五	二二九、九三五	九、二八三	二、一五七	一〇、四三三	０	０	一〇、四三三	二、八八六
6 D	七四、四八一	二六六、三七四	一七五、九〇四	五一六、七五九	四七六、五二四	三、三五一	七七六	八、一五四	三、七九二	０	二一、九四六	六、三五二
6 平均	三六、六九五	一一六、一二八	六九、〇五三	二二一、八七六	二〇五、四五四	三、九九五	九二四	六、五八三	三、四四八	０	一〇、〇三一	二、七六八

備考　階級はA……一町未満　B……一―二町
　　　　　　C……二―三町　D……三町以上

山形県水稲単作地帯

第五表　農家の諸負担

農林省調査課

階層 農家番号	国税 所得税（イ）	国税 その他（ロ）	国税 小計（イ）＋（ロ）＝（ハ）	地方税 県税（ニ）	地方税 村税（ホ）	地方税 小計（ニ）＋（ホ）＝（ヘ）	公課	寄附金	負担総計
1 A	四、五五〇	—	四、五五〇	二、〇二一	一、三八一	三、四〇二	三、三四三	一、四七一	一二、七六六
1 B	二四、二五三	二八一	二四、五三四	一、六七五	二、八〇八	四、四八三	五、一九四	二、七九三	三七、〇〇四
1 C	三九、六七八	一四六	三九、八二五	二、一三七	三、六一六	五、七五三	九、四三三	四、八四七	五九、八五八
1 D	七四、三一二	—	七四、三一二	二、九三三	四、一六六	七、〇九九	一三、八三三	一三、五三四	一〇七、七七八
1 平均	三三、五九五	一三三	三三、七二八	二、一〇六	二、九九八	五、一〇四	七、六一六	四、八三六	五一、二八四
2 A	六、二〇六	—	六、二〇六	一、六一三	二、三九八	四、〇一一	三、〇五五	二六五	一三、五三七
2 B	二七、七四四	—	二七、七四四	一、五九七	二、九一二	四、九四八	六、四八一	四一六	三九、五八九
2 C	五三、二六八	—	五三、二六八	一、七三六	三、一七八	四、九一四	八、六六七	一、〇四七	六七、八九六
2 D	八五、三二四	五、一四三	九〇、四六七	三、〇七二	五、二五一	八、三二三	二二、四二七	二、一四四	一二三、三六一
2 平均	四七、二四六	一、五六六	四八、八一二	二、〇八六	三、五九五	五、六六一	八、〇九五	一、〇七四	六三、六四二
3 A	九、〇三七	九一	九、一二七	六五九	一、二二四	一、八八三	四、九七六	二、一八九	一八、一七五
3 B	三一、〇四三	—	三一、〇四三	一、三二七	二、五五九	二、八七八	九、八五九	一、九四三	四五、七三三
3 C	五三、九五四	一九一	五三、一二五	二、三六二	四、一一七	六、四七九	一一、二〇三	一、六六七	七二、四八四
3 D	八五、七八七	四八八	八六、二七五	三、一〇四	五、二九七	八、四〇一	一三、一二五	三、九五七	一一一、七五八
3 平均	四四、九五一	二〇一	四五、一五二	一、八六四	三、二九三	五、一五七	九、七二四	二、四九九	六二、五三二
4 A	四、八五三	—	四、八五三	一、〇八八	一、二六四	二、三五二	二、九七七	一四〇	一〇、三二二
4 B	二〇、四〇七	—	二〇、四〇七	五八七	一、二二七	一、八一四	五、四九八	五〇〇	二八、二一九
4 C	五一、五三三	六七	五一、六〇〇	九一三	一、四九三	二、四〇六	九、六九一	三、七〇〇	六七、三九七
4 D	九五、五六九	五〇〇	九六、〇六八	一、九三七	三、三三五	五、二七二	一三、〇六六	三、三八四	一一六、七九〇
4 平均	五〇、六七三	一八六	五〇、八五九	一、二五〇	二、〇一四	三、二六四	八、三二一	三、二三四	六五、六七八
5 A	九、三九四	三二九	九、七二三	九八五	一、四九二	二、四七七	三、四六四	二一一	一五、八七五
5 B	二九、一〇五	六八五	二九、七九〇	九六六	二、〇〇六	二、九七二	五、一一九	四二六	三八、三五七
5 C	六〇、五七四	一、二四〇	六一、八一四	三、四一八	四、六五六	八、〇七四	八、六八二	七一〇	七九、二八〇
5 D	八三、七〇一	一、九九五	八五、六九六	二、二四六	四、〇九一	六、三三七	九、六四六	一、〇五〇	一〇二、七二九
5 平均	五〇、三三八	一、一六六	五一、五〇四	一、九八三	三、二二四	五、二〇七	七、一二六	六五三	六四、四八九

調査報告書

新農業政策確立に関する件

右の件に関し未だ調査を終えないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山崎　恒　岡村文四郎
加賀　操　門田定藏
鈴木　順一　北村一男
深水　六郎　寺尾　豊
岡田　宗司　國井　淳一
羽生　三七　德川　宗敬
藤野　繁雄

新農業政策確立に関する調査報告

一、まえがき

終戰後混乱のうちに諸事漸く安定の緒に着いたかの感がある。しかし、農業に在つては依然混迷を続けている現状であつて、特に最近に至つて実に憂慮すべき状態に在るように認められる。すなわち、これを国内的に見るに、農業課税の重圧、低米価政策、鋏状価格差の拡大等による農業再生産の抑圧、延いて農業経済の逼迫を招来し、超均衡予算の執行はこれに拍車をかけ、農村における苦悶の兆いよいよ濃厚を加えて来た。又これを国際的に察すれば、世界的な農業生産力の回復、わが国の国際自由貿易への復帰、わが国経済再建方式として鉱工品の輸出振興による外国食糧輸入力増加が政策の採用等わが国農業に対して及ぼす影響が極めて重大であり、かかる情勢下において、農業恐慌の問題が真剣に考えられるに至つたことは当然である。しかしてその間に処する農政の確立こそ喫緊の要務である。国会、特に参議院農林委員会は、夙にこれらの問題の必然性に思を致し、既に、この問題の最先端と見らるべき水稲單作地帶対策樹立の必要を痛感して、この問題に重点をかいて農政の推進に努めて来たのであるが、事態は更に拡大して、全体的の問題として取上げなければならない段階に至つたので、ここに「新農業政策の確立に関する調査」を特別に実施し、以つて速かに新事態に即応した農業政策の樹立実行を促進するため、本調査に着手することとした。

二、調査の経過

昭和二十四年十二月十三日

左記のような調査承認要求書を提出した。

新農業政策確立に関する調査承認要求書

一、事件の名称　新農業政策確立に関する調査

一、調査の目的　久しきにわたる戰争によつて農業も又荒廃の災を免れることができなかつた。しかし食糧の絶対的不足と制限貿易という特殊の事情に温存せられて、ようやく破滅を脱して今日に至つた。ところが世界的に食糧の生産が旧に復し生産過剰の兆さえ表われるに至つた。わが国は漸次国際経済上の自由を回復し、国際社会の一員に加わる日も近きを思わしめるに至つた。ここにわが国農業は一大転換期に遭遇した。しかも嘗て行われた間税や、国庫補助金等による保護助成政策は、もはや期待することが困難な情勢にある。かかる事情に対応して、ここに観点を全く新たにして新農業政策を確立する必要がある。

一、利益　平和国家の建設及び経済自立の基盤の確立に資する。

一、方法　官庁、団体及び学識経験者等からの事情及び意見の聴取、資料の蒐集並びに実地調査を行う。

一、期間　今期国会開会中

昭和二十四年十二月十四日

右要求が承認せられた。

昭和二十五年二月七日

この件について、京都大学教授大槻正男君及び東京大学教授東畑精一君を証人喚問し意見を聴いた。

昭和二十五年二月九日

同様、東京大学教授近藤康男君及び東京大学助教授大内力君の意見を聴いた。

昭和二十五年二月二十日

この件に関連し、主として昭和二十五年産米の早期供出奨励金及び超過供出奨励金、いも類及び雑穀の統制並びに生産割当の件について、農林大臣森幸太郎君、農林省食糧庁長官安孫子藤吉君、同農政局長藤田巖君から説明を聴取した。

昭和二十五年三月八日

農林省農業総合研究所を視察し、同研究所において、この件について、研究員と懇談した。

昭和二十五年三月二十三日

この件に関連して、農業所得税の課税方法について懇談した。

昭和二十五年五月二日

この件の調査報告書作成のことについて打合を行つた。

三、調査の成績

調査は、当面発生した緊急事項の解決に対処すべき応急的調査と、綜合的に体系づけられた政策の樹立に対処すべき、いはば恒久的調査との二通りについて行つた。しかして恒久的調査については、未だ漸くその緒に着いたばかりであり、且つ、幾多の議案の審議に忙殺せられ、本調査を行うため時間的に亦労力的に非常な制約を受けて遺憾ながら充分な調査を行うことができなかつたのであるが、今までに行つた調査成績の概要は次のようである。

（一）応急的調査

(1) 昭和二十五年産米の早期供出奨励金及び超過供出奨励金の件（第七回国会参議院農林委員会会議録第六号参照）

農林省食糧庁長官の説明によつて「昭和二十五年産米についても、早期供出奨励金は是非継続したい考え方で万般の準備を為し、六十億円の予算を計上し、これを以つて不足の場合は予備費を見込んでいる。超過供出奨励金は前年度と同様二倍の価格を以つて実行したい考えで、これも同様予算が計上されている」ことが明かになつた。又「気候的に恵まれていない水稲單作地帶の実情に即応し、特に昭和二十四年産米の例にかんがみて、早期供出奨励金の対象となるべき供出時期の各期限をそれぞれ二週間程度延期せられたい」との要望が相当に強いのであるが、この問題について、森農林大臣は、大要「収穫時期に天候が悪く予定通りの収穫ができなかつた場合、期日の延長変更を考慮したのであるが、端境期が超えられまいからこそ奨励金を出すのであつて、最近のように食糧事情が好転した際、奨励金を出すがために期日を延長することは適当でないとの有力な意見がある。かような事情はあるが、早期供出奨励金が幾らかでも單作地帶の援助になる手段を講ずるように期日等も考えたい」と述べ、これは早期供出奨励金の今後について注目すべき示唆と認められる。

(2) 雑穀の統制等の件（同右）

この問題については、食糧庁長官は、大要「雑穀統制の今後については未だ最終的結論がついていない。雑穀は統制を撤廃すべしという議論と、統制をした方がよいという議論がある。雑穀の統制を廃止した場合には米作農家に対する負担が殖くなることを考えなければならない。雑穀と云つても、穀類と豆類とは別個の取扱いをすべきであり、豆類についても、大豆とその他の豆類とは別途の考え方をすべきである。燕麦と大豆の統制撤廃は至難と考えられる。雑穀

の輸出については、具体的な問題に関して検討したい」と説明し、又農林大臣は、大要「小豆やグリーン・ピース等を統制するなら、何故いも類を統制しないか、政府はいも類をモット買上げて、小豆やグリーン・ピース等の統制を廃すべきではないかとの所説に対しては、雑穀を主食の中に含めて統制しているのは、地域的には米麦に匹敵する主要生産物であるからである。いも類の統制を廃止したのは、食糧管理特別会計の負担を軽減するためである。しかし日本の農業状態からみて、いも類も主食の一環であることを明かにして、いも類を、主食用の分だけ政府において買上げることとした。雑穀の統制の取扱い方については、七月アメリカ議会において、次会計年度における日本の食糧に関する方針が定つてから後の問題になる。大豆、燕麦、とうもろこしは、輸入している関係上統制の廃止は困難と考える」と説明し、これによつて、雑穀の取扱に関する政府の方針の一端を知ることができた。

(3)　米穀供出の適正と還元配給の件

年々起る重大問題の一つとして、農家の裸供出と、これに伴う還元米の問題がある。米穀の供出割当が不適正なため、農家において、自己の保有米に割込んで、いわゆる裸供出をすることとなる。かくして、やがて飯米に不足を生じ還元配給を受けなければならないことになる。農家は供出によつて所得税を徴収される。還元米においては、供出の際所得税を徴収されたものが、供出割当の不適正によつて発生した不備を是正する当然の措置にかかわらず、一般消費者と同一の価格によつて配給を受けなければならないのであつて、問題は極めて妥当を欠くのである。この問題に対して食糧庁長官は、大要「法律の建前からいえば、生産数量から保有数量を差引いたものを供出するのであるからかような問題は起らない訳であるが、末端に至ると必ずしもその通りにはならない。喰い込んだ農家について考えれば、生産者価格と消費者価格との差から経済的負担を来すこととなる。この点従来とも特別価格で処置したい希望であつたが未だ実現しない。何とか解決する必要を痛感している。」と説明している。この問題は、今後における供出制度を検討する上において重要な問題として残されている。

(4)　水稲単作地帯における水田裏作の件

水稲単作地帯対策の一つとして考えるべき重要問題に裏作の普及がある。しかるに、現在裏作の普及を妨げている障害の一つとして「裏作物の供出」がある。しかして裏作の生産が安定するまで供出を免除すべきであるとの所論が強い。これに対して農政局長は、大要「水田の裏作について供出を全免することの可否については若干疑問がある。例えば統制資材は供出制度のあるものについて、供出に応じて配給されることになつているので、供出を全免すれば果して資材の確保ができるかが問題である。寧ろ、開拓地に準じて反当収量を調整して生産割当を行うことが考えられるべきではないか」と説明している。この問題も、水稲単作地帯対策として、又供出制度に関連して検討さるべき重要問題の一として残されている。

(二)　恒久的調査

日本農政の転換期に当つて、綜合的に体系つけられた、一貫した農業政策の速かなる確立を促進するために行つた調査を、ここで便宜上「恒久的調査」と称することにする。

政府は、日本農業の現状についていかなる認識を持つているのであろうか。これを、二月二十日、新農業政策確立に関する調査に関する農林委員会における森農林大臣の説明によつてみれば、「農林恐慌は来まいと考えているか」「農村が段々不況に追込まれていることに関する認識如何」との質問に対して、森農林大臣は、大要「これは重大な問題である。今日の農村が落着いているとは考えていない、しかし恐慌という言葉は避けたい。恐慌を余りやかましくいうと、農村自体が取越し苦労に陥ることをおそれる。今日はインフレで来た日本経済の転換期に当つて、国策もその線に向つているので、あらゆる階級が相当な程度に苦痛をなめていて、決して農村だけが苦しいのではない。百姓をしているのは馬鹿だというので農村を去つて行くと農村は荒廃に帰し、これこそ真の農村恐慌と考える。対策としては、確固たる担保によつてできるだけの金融を考える。税制も考えなければならない。農産物価格を再生産ができるように維持する制度を考えなければならない。指導力によつて技術の改良滲透を図り生産の増強を考えなければならない。農村において金を大事にする体勢を助長しなければならない。今後の国際関係に即応して日本の食糧問題及び農業対策を処置しなければならない。これ等一環の政策の確立及び実施を推進するため指導連の活動に期待しなければならない。又、将来においては、国家の強い力を以つて食糧を管理することによつて価格操作を行うことも一つの考え方である」と答弁している。これに対して(一)あらゆる階級が苦痛をなめているというが一ケ年の給料が十五万円の勤労者と、一ケ年同額の所得であると称する商工業者と、同じ所得の農家とを比較すると、表面に現われたところは同様のようであつても、その実情は大いに異つて、農家が最も不利な状態である(二)恐慌という言葉が悪ければ他の表現を使つてもよいから農家に対して日本の現状及び今後の見通しについてその真相を知らしめる必要がある(三)この際、特に指導連の活動に期待するというが、現在各指導連は財政的に甚だしく逼迫しているから、十分活動できるように適当な施策を講じなければならない(四)農産物価の決め方を再検討し、これが維持制度を速かに確立しなければならない(五)今日の農村の情勢からみるとき、各市町村に政府の技術員を洩れなく配置すると同時に、市町村団体に助成して、それぞれ指導陣の強化を図ることが農業不況に対処し、時勢に適するようにそれぞれの地方の生産を挙げ、近代的農業を実現する上において最も必要なことである(六)農村の現状は担保力のないことが最大の支障となつている、日本の全耕地を担保として、国家が少くとも八百億円の資金を準備してこれを農家に貸付ける方針を立てる必要がある等の意見が述べられている。

農村の情勢は刻々と変化していて、今において速急に新しい事情に即応した農業政策を確立し、抜本塞源の対策を講じなければ、わが国農村を破滅の淵に追い遣り、国家再建上悔を千歳にのこすこととなるというべきであらう、かような見地から、農林委員会においては、独自の見地に立つて、新しい情勢に即応した農業政策の樹立実行に資するため、新農業政策確立に関する調査に着手したのである。しかして、今後調査を進める上において、問題の所在を明確にし、調査の計画を立てる参考とするため、農政学者から意見を徴し、或は農林省農業綜合研究所を視察し研究員と懇談することとした。

(A)　農政学者の意見は大要次のようである(第七回国会参議院農林委員会会議録第二号及び第三号参照)

(イ)　大槻正男教授の公述において、次のような問題が提供された。

(1)　日本の農業は鎖国的或は孤立的であつて、日本の国民経済を単位とした適地適生産で

あつた。しかし今後は世界を単位としての適地適生産主義が採られる。日本の農業が世界の農業に追込まれると、これまでと違つた適地適生産、或は立地配置が作物に対しても行われるであろう。

すなわち、狭い土地で沢山の生産を上げることができ、資本が貧弱な関係から機械化できない、必ず人手を必要とする作物が適生産となる。

世界的に見た適生産が日本に立地配置され、販路を外国市場に求め、日本に必要とするものを外国から輸入するという世界的立地配置が起つて来る。

(2)　日本の適性産物は、世界的需要量が非常に制限され、全農家の生産力を需要し切ることができない。よつて、国内の食糧市場の維持開発を考えなければならない。

(3)　その際、日本の適性産物を食糧の生産に充てられないが。従来のように米麦を偏重することは伝統に囚われた考え方ではないか、米の偏食と偏作が日本の生産力を非常に制限している。炭水化物に対してはいも類、蛋白質に対しては大豆、油脂についてはなたねや大豆がある。かような食糧を生産すると、海外の農業と競争して日本の食糧市場を確保することができる。

これらの生産物を、工業と畜産の協力によつて品質を改善すれば、日本の土地の狭さを緩和することができる。

(4)　日本の農業経営を変化しようと思えば日本国民の食生活を変えて行かなければならない。日本の米食を他の食糧に代えることは、時間の問題であり、政策の問題である。

(5)　せめて食糧の自給だけをどうにか確保したいという目的が農業政策に入れられるとすれば、右のような遣り方が必要である。

(6)　日本の農業は、條件の変化をはつきり認識して、目標を遠くにおいて、総合的、体系的に対策が講ぜらるべきである。過渡期においては米麦の保護政策を採る必要があるであろうが、終局においては、日本農業の行くべき先を見極めて個々の対策が講ぜらるべきで、ただ目前の個別的な対策だけに終始すれば、これは問題である。

（ロ）　東畑精一教授の公述において、次のような問題が提供された。

(1)　情勢の激変によつて、今後、日本の農村人口は汎濫し、土地に対する要求が非常に強くなる。今後の農政の考え方の基本にこの問題をおかなければならない。こうなつて来ると、誰しも土地を標準にして労力を軽視することとなる。これを防ぐ途は人間の生産力を発達さすこと、すなわち、生産的進歩の問題が基本的となる。

(2)　過去の日本の農政は、外国から入つて来るものを関税で防ぎ、国内の自給自足を多少不足目の形においた、スケアース、ポリシーであつた。しかして米価を維持し、延いて水田の地価を擁護することが根幹であつて、農地を開発して水田を増やすことに関心が薄く、流通的措置に終始していた。併し、日本の工業の発達に伴つて、安い労賃を以てしなければ輸出ができない。これは農業的利益とは一致しない。一体今日においても尚自給自足政策を採らなければならないかが問題である。恐らく過去に、植民地から移入されておつた数量くらいは常時輸入しなければならないのではないか。

(3)　食糧の輸入が行われることになれば、従来、日本の農産物に影響がなかつた外国農産物の価格、或いは為替が日本農産物価格に関係をもつて来ることになる。かくして、世界的な農産物価の影響が日本の労賃に影響し、世界経済の動きが直接農村に反映して来て、動揺の因となる。しかして、かかる事態の可否及び処置が考究されなければならない。

(4)　従来は自給自足経済のために、土地には米麦及びいも類を作ることにしていたのであるが、然し、世界的に適地適作をする形態を考えて見る必要がある。もつと多数の作物を考えて世界に市場を求め、直接に、国内において食糧の自給度を高めなくとも、間接に、それによつて食糧を輸入して供給力を増加することが農民本位の考え方ではないか。

(5)　自然治安の確立が必要である。すなわち、治山治水、災害の防止、収穫の安定及び保険制度の活用等である。

(6)　農産物の国際価格の鞘寄せに伴つて、価格恐慌的現象が発生するかも知れない。かかる情勢において、主要食糧の生産割当及び供出制度を再検討しなければならない。これに関連して、過去において採つた処置を行うには困難がある。すなわち、過去におけるように、今や日本には、農村救済政策を実行するだけの財政的力がなくなつており、又、農業に従事している国民経済條件が甚だしく変化していることを考え合さなければならない。

(7)　農業の生産上の進歩を図らなければならない。これには当然技術的進歩を考えなければならないが、金融的に長期的投資が必要となる。

農地改革が庶幾する問題の総てに対して十分な処置を講じなければならない。

一国の大きな産業がその生産手段に対して担保力がなく、担保力のない大きな産業に対しては長期投資は行われない。ここに農業金融、特に長期金融施設が確立されなければならない。

(8)　農業生産の技術的進歩とその大衆化が撤底することが必要である。

(9)　日本農産物に対する外国市場の開発を図らなければならない。

（ハ）　近藤康男教授の公述において、次のような問題が提供された。

(1)　食糧、飼料のための価格調整費を半分くらいにする目標を以て食糧自給に努める必要がある。

その意義は(i)ドル資金の需要を緩和し、その利用を有効にする(ii)国内における蓄積を増進するためである。

(2)　国内における食糧の自給は、政策のあり方によつては可能であり、完全自給とまで行かなくとも、輸入食糧の補給金を半分くらいにする可能性はある。

(3)　余り無理な点は訂正しなければならないが、米麦作の生産を以て日本の農業政策の基本とする。しかして、この基本的な農業を行つておればベイできる態勢を作らなければならない。

(4)　甘しよは、戦争を通じて日本農業が到達した生産力増強の一つの重要な点であるか

ら、その芽を生かして行く政策を考うべきである。

農家をして儲かるものを探させるというのではなくて、必要なものの生産を続けられるような態勢とすることが必要である。

(5) 土地をできるだけ集約的に利用する意味で二毛作を極力有利にする政策を行わなければならない。これには、農産物の価格と供出制度が重要な関係がある。

(6) 一方食糧の生産を増強すると共に、他方食糧の消費を節減することにも注意を拂うべきである。これがためには、魚類の供給を増加し、その入手を容易にすることを考えなければならない。

(7) 積極的に耕地を増加することが重要な課題である。開拓事業は依然重要である。しかし開拓方式は十分検討しなければならない。しかして、この種事業は財政的投資というが、すなわち、国或いは地方公共団体又は市町村などの費用を以て直接事業としなければならない。なお、開墾は供出とは関係しない建前にすれば、開拓は促進されるであろう。

(8) 治山治水は必要であるが、併し、植林の場合、農民を締め出す結果にならないように注意しなければならない。農民的な山の利用が今まで不当に抑圧されていた。

(9) 土地の負担を大きくしてはならない。自作農及び自作收益を農地政策の基礎におく限りは、純收益及びこれをキャピタライズした地価は適正に定めなければならない。

地租が市町村税になつたこと、農地委員会と農業調整委員会が一緒になつて農業委員会に改組されることは今後の農地政策上妙味があると思う。

地租と農業所得税との重複課税は避けなければならない。

(10) 政策の施行に対して莫大な国費を費すわけであるから、その経済性を監査する機構又は建前を確立しなければならない。

(11) 農業に関する調査統計を完備しなければならない。

(12) 政策の基本的性格は、決して自由主義的なものではあり得ないのであつて、社会主義的性格を持ち、自主性を持つた政治によつて行われる統制的性格のものでなければならない。

（ニ）大内力助教授の公述において、次のような問題が提供された。

(1) 農業政策は長期的政策、すなわち、経済的諸條件を一応念頭におき、これら諸條件の中で日本農業を一番理想的な形に持つて行く方策を想定し、この中から目前の問題を解決する政策を導き出して行く考え方を採る必要がある。

(2) 将来の日本の経済の中で、日本の農業が背負うべき課題は(i)日本の農業は当分の間相当高い人口を負担しなければならない。それが農業経済を圧迫することが大きい。これは工業方面の扁傭を殖やして吸收する以外に対策がない。これが実行が困難であるとすれば、今の程度の人口を抱えて、しかも農業が何とかやつて行かれる社会條件を考える必要がある(ii)日本の食糧は、当分の間は或る程度の不利を忍んでも、国内で或る程度自給しなければならないことである。

(3) 日本経済の大きな欠陥として、国内市場が非常に狭いという條件がある。そのため、生産が市場の條件から抑圧せられ、生産總量が少いに拘らず国内において過剰になる。日本の経済が順調に育成されるためには、国内市場が拡大される條件を作り出す必要がある。それは労働者と農民の生活状態を向上させる方策を考えることである。

(4) 農産物価格を余り引上げないで農家の所得が殖えることを考えなければならない。それは農業の生産力を高めることと以外に解決の途がない。

(5) 日本の農業生産力を高めることは技術的には可能である。しかし高い生産力の水準が実現されていない。その理由は、日本の自然的な前提條件が整備されていないことが大きな問題である。

要するに、土地改良や水利の整備が必要である。この問題の解決のためにはどうしても国家が相当大きな長期資金を投資する覚悟を持つ必要がある。

(6) 国家の力によつて農具の共同利用の問題を考えて、それを解決することが日本農業の技術的改善を図る上に必要條件である。労働の生産力を高め、労力を省いて農業経営を多角化して行くことが必要である。

(7) 日本の農民に動物性蛋白質を補給して、主食としての穀物の消費量を節減することが必要である。

(8) 農業における輸出能力の問題を考えるならば、輸出力を最も持つているものは畜産物である。従つて、畜産物の生産を拡充することは重要である。

(9) 短期的な問題としては、今や農業恐慌状態を惹き起していることは常識である。その最大の理由は(i)低価格による供出制度(ii)租税負担の過重である。日本の農民に、普通の生活が維持でき、農業経営を合理化することができる程度の経済力を與える政策が差当つて必要である。すなわち、価格問題と租税問題を解決することが差当つての短期的農業政策の重点であるべきである。

(10) 農業金融が大きな問題である。財政資金を供給すると共に、長期的金融を考えなければならない。農地の担保力がなくなつた今日、これに代るべき担保的措置を考えなければならない。

右の問題を中心として、次のような意見、質疑或いは希望が述べられた。

(1) 日本の農業に、農業の自由競争時代が来た場合、農家は平常的な生活を維持し得られる見透しがあるか。（羽生三七委員）

(2) 世界農業の一環として日本農業に適地経営が取入れられる場合、これは、日本全体の発展のため適当であるか、又は、農家自体の経営のため有利な條件が想定し得られるか。（同）

(3) 日本の農地が担保力を持つていない今日、立法的ではなく、資本主義的な形で発展させて、自然経済的な形で、担保力に値する資本として、土地に価値を附與せしめるためには如何なる條件が想定されるか。（同）

(4) 適地経営を行なつて行く場合、輸入食糧に対して正常な貿易状態で、正価を支拂わなければならないとき、日本国内で食生活の転換なり、作物転換によつて、自給度を拡大し、なお輸出も出来るであろうか。（同）

(5) 供出制度は既に不要であつて、輸入食糧だけを国家の管理（配給も含めて）下におき、これによつて、日本の経済と日本の農業を調節して行くことが近途と考える（西山亀七議員）

(6) 多角農業経営は必要である。しかし酪農を奨励しても、日本の経済上、一般国民が米に代つて牛乳を飲むことは今はできない。かように理想が実現して生産が増加し、輸入も増加して来た場合の対策如何。（門田定藏委員）

(7) 日本の農民に適当し、しかも外国においては未知の農業生産を逸早く研究し、海外市場を確

保する必要があるが、海外に余り例のない、日本の生産に適した農産物は何か。（同）

(8) 日本を種苗、特に花の、王国としたい考を持つている。日本の農業を一口に言いたくないので、地域性を考えなければならない。（寺尾博議員）

(9) 適地適作は農業の本旨である。食糧の生産からみて水田位收穫のあるものはない。よつて特殊の場合の外は、水田を畑地に還元することは好ましくない。（岡村文四郎委員）

(10) 日本の現在のような耕地面積では多角経営農業を行うことは甚だ困難であつて、相当な技能を持つている者でなければ不可能と考える。（同）

(11) 酪農の問題について、耕馬を耕牛に置き換えて、乳をとりながら耕作を行うという行き方はよいが、それ以上進んで牛を飼うことは、大半の農家には不適当である。（同）

(12) 消費の伴わない生産はない。消費を図つて生産しなければならない。消費の部面の改善啓蒙をしなければならない。（同）

(13) 食糧政策の修正による農業政策を一つの課題として、水田の畑地転換を自由にすべきである。（寺尾博議員）

(14) 金融の問題について、現在、本当の信用は生産物以外にはない。国が総括したものを抑えれば凡そ八百億円くらいは担保力があると思う。これを活かす途はないか。（岡村文四郎委員）

(15) 賃金政策と農産物価との関係、米麦中心か多角経営を更に検討する必要がある。（板野勝次議員）

(16) 一村内の一部落がその立地條件を考慮して、ときには米作、ときには畑作或いは蔬菜作を行い。村全体からみれば一種の多角経営であるが、個々の農家からすれば一種の単純経営である、これが理想的ではないか。（羽生三七委員）

(17) 婦人会を動員したり、或いは協同組合その他の機関を動員して食生活の合理的な解決にもつと大きな手を打たなければならないと思う。（同）

(18) 国内における段地は如何程あるか、長野県、高知県その他瀬戸内海方面に広く存在している。これ等段地は如何に処理すべきであるか。（岡村文四郎委員）

(19) 酪農というのはどこに限度をおいて酪農というか、多角経営農業というのはどこに限度をおいて多角経営農業というのか。（同）

(20) 徹底的な電源開発を行つて農業政策の一環とすべきである。（羽生三七委員）

(21) 日本の農業は、外部的に国等の力だけで発展して来ておるような感がする。それを内部的に農業機構の中から推進して行くようなことを考えなければならない感が強い。しかし、日本農業が独立して農業経済が飛躍的に発展するためには、保護政策はまだ暫く続かなければならない。（同）

(22) 主食に專売制をとつて行く。そして農業協同組合に代行させ、同時に農民の生活擁護向上のため農業協同組合を発展させると農産物価も維持されて行く。納税も農業協同組合を中心として共同申告、共同納税を行うように、農業協同組合を農村自体のものとし、又、国家の代行機関として強化拡張すること如何。（痲井伊介議員）

(23) 新潟県などは、耕地の生産性を高めて貰うように灌漑排水の仕事を初めとして実行して貰わなければならない。（北村一男委員）

(24) 農業協同組合法による耕作組合を作らせてみたい。そして共同作業を行い、給料生活をする。そこで給料を拂うと赤字が出ると思う。そうすると農業所得税は減免されることとなる。（小川久義委員）

(25) 本筋としては、日本の農業経営が社会主義化できるかどうか。（三好始議員）

(26) 現在のパリテイー計算方法の批判如何、価格政策に新らしい道を開きたい。（楠見義男委員長）

(27) 経済的に、外国農業に果して日本の農業が対抗して行けるかどうか。競争に耐え得るためには、日本の農業の形態をどういうふうに考えて行かなければならないか。（三好始議員）

(28) 外国産農産物価格と国内産農産物価格との今後の推移如何。（羽生三七委員）

(29) 現在土地の担保力がなくなつた。これに対して何等かの方法を講じなければ、将来において農業上いろいろな施設をする際に、金融的に困難な状態に陥ることとなる。（藤野繁雄委員）

(30) 食糧自給の程度如何。（楠見義男委員長）

(31) 土地管理組合のようなもので、これに融資をして、耕作放棄しなければならないような條件に立ち至つたときは管理組合が、農地の問題又資金の問題を考えて行くこと如何。（羽生三七委員）

（以上発言順）

(B)

農林省農業綜合研究所に於ける懇談の結果は大要次のようである。

(1) 日本農政の今後（輸入食糧等外部的條件をも考慮に入れて）に対する目標と、これが対策如何

これには現在日本の再建方式を考え合せて綜合的長期政策が必要ではないか。

これに対して、政策の拠り処はあると思われる。日本農業の再建に関する研究のためには、明治十七年の興業意見書から示唆を受けることが多い。基盤としては生産部面か、又は通貨部面かが大きな問題であつた。

(2) 輸入食糧に対する自主性如何

諸外国とも長期計画を樹て農業の再建、経済の再建を期している。その目標とするところは、第一は完全雇傭、第二は所得増進、第三は消費改善を主として長期計画を樹てているようである。作物の分布が変り、農業の交流の様子が変化して来た。農業の単純生産から迂廻生産に変ることによつて雇傭、所得、消費の面が変つて来る。又農業と工業との関係において、戰前は農業が工業に従属していたが、戰後は工業が農業に従属し、重工業生産の吐き口を農業に求める。農業所得が全般の価格を指導する。又、交易関係が変化する。然し日本は現在諸外国とは全く異つた特殊の状態に在る。輸入食糧については、食糧の輸入は必要である。しかし、自由な資金と、自由な価格による自由市場を確立しなければならない。英国の農業事情及び食糧輸入量の法定事情が参考になる。英国は、食糧の自給度を、土地の利用関係及び雇傭関係等から最適條件を見出している。価格は主たる重工業生産との関係によつて決定し、差額を補助金として支出する。非常時の食糧確保に意を用いている。日本においても、最適條件によることが必要であつて、一貫した、組織的にして、弾力性のある政策が必要である。

(3) 農村経済の行詰りは甚だしい。農村経済の破綻を未然に防ぐ指導方針如何

経済の動きと政策の動きの研究との歩調が一致しないことが問題である。従来、生活に対して政策の歩みが遅れ、研究の歩みは更に遅れる。生活や社会の動きを常に客観的に科学的に組織として把握する機関が必要である。又政策の結果を確める努力が必要である。

(4) 過去の実績から見て明日の農政に対する意見如何

差当つて不況対策が必要である。日本農業の在り方から考え

れば二通りある。一は英国に見るような補助金政策によるか、今一つは、米国に見るような資金政策によるか、何れかに決めることになるのではないか。いも類の善後策として換金作物をもつてゆくことは考えものである。

(5)　生糸市場の挽回策如何

伊太利の生糸の価格は半減した。英国の生糸の需要は半減した。人造繊維に抑えられる。支那や伊太利のものの出廻りからみれば日本のものが出廻るわけであると思われるが、消費国の関係から悲観的である。輸出農産物に対してはコストが問題である。外国市場の調査が急務である。

(6)　食糧の国内自給目標如何

政策的要素が入つて来る。英国が採つている方策（前掲）が参考になる。

上記のように、今まで行つた調査によつて、新農業政策確立に関する基本的な問題の所在が漸次判つて来た。しかし、前にも述べたところであるが、現在までは、種々当面する重要案件の処理のために時間的及び労力的な制約を受け、本調査は未だこの程度までしか進めることができたに過ぎない。今後は更に広く問題の所在を探究すると共に、各重要な問題について、順次各個に具体的に調査を堀下げて行う必要があると思われる。

右、これまでの調査の概要を報告する。

調査報告書

建設事業一般並びに国土その他諸計画に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが一応ここに多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月二日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

島田　千壽　　久松　定武

岩崎正三郎　　大隅　憲二

柴田　政次　　石坂　豊一

第七回国会における本委員会は、調査案件として議長の承認を得て、表記「建設事業一般並びに国土その他諸計画に関する調査」を行つた。このための委員会を十三回、南海地震に起因する四国地方を中心とする「地盤沈下対策に関する小委員会」を四回開催し、政府当局の説明聴取、証人の招致を行つた。一方特に災害について

A　群馬県、静岡県

C　宮崎県

に委員を派遣し、災害の査定方針等について詳細な調査を行い、又前記地盤沈下対策に関し

D　愛媛、香川、徳島の各県

に委員を派遣した。

又E熱海の火災の処置について現地を視察した。

視察の結果は別項の如くである。

右の如く鋭意調査に当つたのであるが、災害に関する全額国庫負担の運用、地方税、平衡交付金交付に関連して生ずる地方土木費の消長等について、調査不充分な点もあるのでいまだ結論を得るに至つていない。

A　群馬県下治水及び災害調査

一、視察箇所所見

（一）　榛名山麓の治山及び開墾地

榛名山系は利根川上流地域に位し、右支、吾妻川、烏川によつて囲まれた地域で赤城山系に次いで荒廃した山地である。崩壊は主として火山灰、火山岩屑が露出し、裾野には分解したローム土が発達し、その表面には雑草樹木が生じている。ローム土の上には細かい浮石粒が覆い、時には数メートルの厚さに達している。之等火山灰及びローム土は甚だしく粗鬆な為一度大雨があると崩壊し、中に交える石礫と共に土砂粒は下流平担地に氾濫し災害の大きな原因となつている。

此の裾野地方は終戦後の食糧難に際し、各所に食糧増産の為開墾事業を始め、引揚者、戦災者等の入植も漸次増加している。開墾は県営、町村営及び個人の事業があるが調査の対象は主として県営開墾のみとした。

（第一表参照）

第一表　県営開墾地、地区別概要

着手年度	番号	地区名	開墾作業主体	地区面積	開墾面積			入植戸数	事業費	見積年月	主要工事	完了見込年度
					山林	原野	計					
三1	中山	吾妻開拓農業協同組合		七三	畑 一三		一三	入 三四	四、〇三〇、〇〇〇円	三、八		二五
三2	大塚	〃		九三	〃 五〇	〃 三	五三	増 一五	五、〇八六、六八八	〃		二五
三3	大原	〃		五〇	〃 元	〃	元	〃 九	二、九六七、九〇〇	〃		二五
三4	岩島	〃		九〇	〃 五五	〃	五五	〃 三五	三、二九一、一八一	〃		二五
三5	平子丸	〃		九七	〃 六〇	〃	六〇	〃 一五	四、六七、四八九	〃		二五
三6	本白根	〃		一六六	〃 七五	〃 七五	一四八	〃 四〇	九五五、一七八〇	〃	用水路	二六
三7	前口	〃		二九	〃 一三	〃	一三	〃 三	六、九八一、五九〇	〃	取入口 用水路	二六
三8	浅間	北軽井沢		五、五〇〇	〃	〃 二、六七二	二、六七二	〃 三〇〇	一九三、四三〇、三五〇	〃	取入口	二八

三	9	大屋原	〃	〃	三三	〃 〃	二四〇 〃	一 一	一 二四〇	〃 〃	一 六〇	一七、八四七、五八六	三、八	取入口用水路	二六
三	10	北軽井沢	〃	〃	八三九	〃 〃	一 四〇〇	一 一	一 四〇〇	〃 〃	一 一〇〇	三六、〇〇〇、一〇〇	三、二	用水路	二六
二	11	六里	吾妻	〃	三六四	〃 〃	一 一三	一 一三	一 一二五	〃 〃	四九 二〇	一四、〇二三、三三一	三、八		二六
三	12	田代	群	馬　県	三〇九	〃 〃	一 一	一 一	一 一二〇	〃 〃	一 一	一三、〇八三、〇〇〇	三、八		二四
二	13	大鳴石	大石開拓農業協同組合		三四一	〃 〃	一 三一〇	一 一	一 三〇〇		一 一三	一八、九五一、三七八	三、八		二六
二	14	三沢	碓氷	〃	六一	〃 〃	一 五〇	一 一	一 五〇		一 二五	三、一五八、九〇〇	三、八		二五

地蔵河原附近では上の山の崩壊地の上に展開する裾野に数平方粁に亘る開墾地があるが、此の附近一帯の地質はローム土で、雑木のある部分は比較的崩壊が少いが、表土を開墾した部分は出水時には土砂粒となつて押し出した形跡が見られた。利根川右支、平沢川の二十四年度災害は砂防五箇所、河川九箇所及び道路の埋没、流失等があるが、之は此の一帯の開墾地（群馬郡、豊秋村）の榛名山東側斜面の流失土砂に起因すると考えられる。因みに此の附近の雨量はアイオン颱風の時一七〇乃至一八〇粍、キテイ颱風の時には二〇〇粍程度（平均）であつた。

大鳴石開拓地（群馬郡倉田村）は県営事業の一つで面積三平方粁に及ぶ榛名山麓西側の開拓地である。入植戸数一一三戸を数え、昭和二十四年度から継続事業で二十六年度までに一、八九五万円の事業費で完成の計画であるという。

今まで針葉樹林で民有地が大部分であつたが終戦後此の地域の開拓事業として約三平方粁の山林の伐採を終えたが、抜根事業は完成していない。切株は表土の流失を防ぎ治山上は残して置いた方がよいが、腐朽すると崩壊が起り易い。開拓民は現在の収穫では営農が困難であり、将来は酪農を伴う畜力農業に切換えることを望み、此の為の採草地を求めている。開墾に際し、雑木林も残さなかつた為に現在は薪炭の採取にも事欠く状態である。少くとも溪流沿いの地帯は伐採をせずに残し置くべきであつた。又溪流部の砂防工事は開拓着手以前に施工して置く事が治山上緊要であるに拘らず何等留意されていない。

治山、治水の観点からすれば開拓事業については事前の準備として砂防工事、保安林の設定等は欠くことが出来ない。

開墾事業は前述の如く戦後の食糧難に際し、採算を度外視して、応急の処置を為したものである。森林の生産と、開墾による食糧増産の効果を比較し、開墾が此の規模で永続的事業であり得るかどうかを確かめるため、今後開墾事業の再検討を必要とする。

（二）　渡良瀬川水系治水及び砂防事業

渡良瀬川は栃木県黒檜岳山系に源を発し南下して栗橋にて利根川と合流する延長一〇六粁、流域三、六八六平方粍の河川である。

上流部栃木県側には足尾の広大なる荒廃地を控え、下つて群馬県側春場見、沢入、草木の間は花崗岩地帯で岩の風化甚だしく、此の間両岸の溪流は何れも荒廃して居り、更に下つて小黒川はその水源を赤城東面山腹に発しこれ亦荒廃の度が著しい。是等荒廃した山地が将来生産する莫大な土砂量は渡良瀬川流域に一括した砂防工事を必要としている。

水源足尾地域は足尾銅山の煙害により東西十八粁南北二十五粁、面積二七〇平方粁に亘る間荒廃の極に達している。下流渡良瀬川水系の改修は明治四十三年創始し、更に赤麻沼を中心とする遊水池を設け洪水調節をはかつた。昭和九年五月実測した所によれば遊水池堆積土砂量は、五七〇余万立米に達し、貯水能力も漸減しつつある状況である。然るに渡良瀬本川の堰堤は仁田、元沢の一基の完成に十年を要し、三川合流地点（足尾）の計画も、実施に移されていない。

溪流別調査

（一）　黒坂石川

本川と沢入にて合流する左支川で栃木、群馬県境の山系より源を発する。全流域は民有林で薪炭、製材用として、林業が盛んである。伐採は中程度。植林樹種は主としてスギ、ヒノキ、濶葉樹、雑木にて十五年生。

一般に地形は、なだらかな上、地味肥沃、林相は良好である。

渡良瀬川合流点附近を除き全川秩父古生層に属し、処々河床、河岸には粘板岩の露出が見られる。水源河岸共に崩壊が殆んどなく唯大岳沢水源に二三の小さな崩壊を認めたに過ぎない。従つて土砂堆積量も少い。平均厚〇・一―〇・三米渡良瀬川合流点附近は花崗岩地帯に属し、両岸は花崗岩の風化で非常に不安定な様相を呈して居る。此の附近は土砂が堆積し、平均厚一・〇―一・五米にて稍多い。

（二）　沢入、草木方面花崗岩地帯

花崗岩地帯に属し、一般に地形急峻で、流路は短く平時水量も少い、然し一度大雨に会えば土砂の流速は速かで、蝕溪拡大し、道路を破壊する。花崗岩の風化による土壌は一般に痩せて居り、従つて林相も貧弱である。又此の地方は採石が盛んで是等採石に依る作業により山の荒廃を助長して居ることが認められる。現在大なる崩壊は認められないが花崗岩の風化は顕著であり、又地形の急峻なることと相俟つて将来全般的に荒廃する懼れがある。殊に渡良瀬川本川を夾んで左岸に足尾線があり、右岸側に県道大間々―

足尾線があり、これ等重要交通路に対する脅威として無数に発達した各蝕渓に対する対策は今後に残された大きな問題である。

（三）小黒川

（イ）小黒川本川

地質は安山岩系で風化して岩屑となり、非常に崩壊を起し易い状態にある。土壌は薄く、且此の地方は多季風が強い為森林の生育が悪く、巨木を見ず。

高楢部落以北は国有林に属し、所々に檜、赤松、落葉松、杉を植林している。崩壊地は水源地帯、就中、赤城山腹に多く、中、下流の決潰箇所は無数である。従つて昭和二十二年度災害前に比較し河幅は現在約三倍平均拡大している。

昭和二十二、三年度カザリン、アイオン両台風による河床に堆積した莫大なる土砂は本年キテイ台風により約その中ばを流出し、本川合流点附近において河床は約二米低下したが、支渓における土砂堆積量は今尚相当量に上る。

既設砂防施設無し。

（ロ）田沢川（小黒川左支川）

上流水源地帯、全く国有林に属す、他は民有林に属し、現在上流部に於ては相当量伐採している。地質は安山岩系で勾配急なる上流部に於て各所に露出している。上流部の土砂堆積の痕跡を見るにカザリン台風による平均堆砂量は、其の後流下され、現在は約三米河床低下す。下流川久保附近には大量堆積し、同地点に於ては約三―四米河床が上昇していると推定される。崩壊は本川の最西端支流水源に一ヶ所（長一二〇―一三〇米幅一五―二〇米勾配四〇度）認めたに過ぎず、林相は比較的良好である。小黒川本川に比し、大体河状は治まつているが、川久保附近に堆積した土砂の善処を考える必要がある。

以上調査によれば、本川の特徴は水源に荒廃の極地たる足尾地区を有し、中流花崗岩地帯の荒廃渓流を合わせ、更に赤城山東西水系たる小黒川を合わせて奔流する荒廃河川である。従つて水源及欠壊容易なる各支流の土砂生産を完全に防除することが渡良瀬水系の治水には必要欠く可からざるものである。又渡良瀬川本川の堆積した莫大な土砂を今後如何に処分するかという問題が利根川治水上重大問題である。

本川の如きは、治山、治水の根本対策は、先ず最初に砂防工事を施すべきであることが実証される。

B　静岡県下災害調査

一、視察箇所所見

（一）県下災害の態様

静岡県下各河川は、ほとんど急流河川であり、河床の上昇、低下等著しく、為に渓流部の崩壊、上流部の洗堀、下流部の溢流等による護岸欠壊が多い。

視察せる箇所の災害の特徴として次の様な態様が認められる。

（イ）小笠郡を中心とする海岸地方一帯は隆起地帯に当り、その結果海岸砂丘の変動と隆起山地の崩壊が著しい。

（ロ）伊豆半島では天城山脈の火山灰、軽石等の地層を持つ山地は崩壊が顕著であり、田方平野は排水に苦しんでいる。

（ハ）富士山麓は近年沼川上流部の崩壊が顕著で、富士山の外形にも変化を来たしたと云う。

今回の災害調査は主として安倍川水系、小笠山系、狩野川水系及び小山町の災害等である。

（二）安倍川水系

安倍川は山梨県南巨摩郡を境とする県境安倍峠に発し安倍郡内を南流し、その間右支中河内川、藁科川等を合流し、太平洋にそそぐ。幹川流路延長約五〇粁に亘る急流河川で、安倍本川及び藁科川は直轄改修工事を施工して来た。その他の部分も大部分は県費支弁河川となつている。

本水系は災害復旧費は第二表の如くである。

第二表　安倍川水系及び直轄区域災害復旧費一覧表

（本川及び藁科川のみ）　（単位円）

河川名	年度別	直轄 箇所	直轄 金額	府県 箇所	府県 金額	災害額計
安倍川	22	—	—	16	七、〇四〇、五四九	七、〇四〇、五四九
〃	23	2	一四、九三〇、〇〇〇	14	六、九四七、八一六	三一、八七七、八一六
〃	24	-1	六、五〇〇、〇〇〇	12	二、六八〇、〇〇〇	一八、一八〇、〇〇〇
藁科川	22	—	—	12	四、五六、三九五	四、五六、三九五
〃	23	2	四、一〇〇、〇〇〇	14	一、二六〇、五〇〇	一五、三六〇、五〇〇
〃	24	1	三、五〇〇、〇〇〇	3	一、二七七、〇〇〇	四、七七七、〇〇〇
計		6	二九、〇三〇、〇〇〇	71	四二、九二三、五〇	七二、八二三、五〇

安倍川の維持管理は極めて不充分である。

早期に着手すれば防禦出来るものでも遅きに失し、災害を増大していることが諸々に見られる。殊に水制、聖牛の手入などは護岸欠壊の原因となつている。又災害復旧工事の分担は直轄の区域内では特に複雑であり、改修工事に直接国が手を着けた部分は、災害を被ると、国で復旧工事をする。直轄改修区域内でも護岸水制旧堤部分などの復旧は全部県又は市町村で行つている。殊に維持費不足のために緊急の工事で部分的なものは地元の水防組合などが労務及び資材費の一部を提供している箇所もあつた。此の複雑性は静岡市附近の如く治水に難まされて在来から次々と堤防が入乱れて無秩序に建設された形跡を物語つている。

薩摩堤防などは其後出来た新堤により不要となり田町、南田町など八町を同堤防の堤外地に残して市街を分離している。昭和二十四年度県費支弁河川の査定状況は第三表の如くである。

第三表　安倍川水系昭和二十四年度県費支弁河川査定状況

（単位円）

河川名	申請 箇所	申請 金額	査定 箇所	査定 金額	%
安倍川	一三	一三、六三二、七〇〇	一三	一二、八〇〇、〇〇〇	—
藁科川	五	二、〇三六、九〇〇	三	一、二七、〇〇〇	—
丸子川	一	一四八、八〇〇	一	一四八、八〇〇	—
中河内川	三	三、九八四、六〇〇	二	二、九四五、〇〇〇	—
足之條川	五	二、八二八、八〇〇	四	一、九五三、一〇〇	—
久住谷川	一	四五〇、〇〇〇	一	四五〇、〇〇〇	—
計	二八	三三、一九一、八〇〇	二三	一八、五三一、八〇〇	八四

（三）　小笠山塊の視察について

静岡県小笠郡一帯は隆起地帯の一部に当り、特に曾我山より発する東山沢川の上流山地は大崩壊をしており、同支川が逆川に合流する迄約二粁の間に此の土砂を堆積している。

実地視察した正法寺沢については既往に於て施工した砂防堰堤は正方寺附近では全部埋没し用をなさない。現在県の林務関係で渓流砂防工事を正方寺附近に二箇所施工中であるが曾我山地の大崩壊は此儘で治るものではない。

既往に於て砂防工事を為したが、戦時中之を放棄していた為崩壊がひどくなつたもので、一般の災害の如く一時に被害を出さず、推積土砂が下流部に蓄積されて大被害となつて現れる。此の種の災害は上流山地の崩壊を止めなければ、下流堤防のみでは防禦出来ないものであることを実証している。

（四）　狩野川の改修及び災害について

（イ）　狩野川は源を伊豆半島の中央天城山脈に発し、下田街道に沿つて北は奔流すること二十二粁、其の間左支猫越川、船原川、修善寺川及右支大見川を容れ、田方郡大仁町に至つて北方に展開せる平野に出る。之より更に北に向つて蛇行すること約十粁、同郡南村字日守に至つて西北に流路を転じ、箱根山脈を流下する来光川、大場川、境川の諸支川を併せ、水量を増加し、駿東郡清水村字下徳倉に於て高台の間に入つて西に向い、大岡村にて右支黄瀬川を合せ、水量を益々増加し、沼津市に至つて南に急転し、我入道に於て駿河湾の東北隅に注ぐ。その流路約五十粁である。

支川黄瀬川は源を静岡県駿東郡御殿場町に発し、富士、愛鷹の両火山と箱根火山との間を南流し、久保川及芦の湖より発する深良川を入れて水量を加え清水村において東海道を横断し幹川狩野川に注ぐ、その流路延長は三十二粁である。本川を幹川の外大小支川三十七を有し、其の流域は沼津市駿東田方の一市二郡に跨る。

流域面積　八五・三　平方粁
（山地七八％平地二二％）
灌漑区域　三四・九　平方粁
（全流域の四・一平地一八％）
水害区域　三七・九　平方粁
（〃　四・四％〃　二〇％）
流路延長　四一・六　粁

本川の特徴としては修善寺以下の沿岸耕地の排水が困難で函南村長崎の如きは連年災害を受けている。又大仁町地先は堤防改修工事の一部未完成の為に度々災害を受ける。過年度及び二十四年度における本川の災害復旧費及び査定状況は第四表及び第五表の如くである。

（ロ）　改修工事計画

昭和二年より同十四年に亘る十三箇年計画をやり、その後三ヶ年を延長して、昭和十七年完成の予定であつた、戦争になつて之も一部未完成となり現在尚工事中である。

今後残された部分は大仁町地先外二、三箇所である。

本川は下徳倉における狭隘部の河積が不充分で二七〇〇立方米の内一七〇〇立方米を余して流し、一〇〇〇立方米を余して田方郡平野一帯に溢流していたものであるが、この部分の開さくは沼津市に大影響を与えるもので、その上流から江浦湾に至る放水路の完成に俟たねばならぬとされている。

放水路は現在の案としては二案即ち開きよ案とその一部を隧道にする案とがあり、前者の総工費十三億に対して後者の総工費は八億となつている。之により一、〇〇〇立方米を放流しようとするもので、一部江浦湾漁業者の反対もあるが、放水路線に当る江間村では大部分の耕地の排水が良好になるので、開さくを希望している。

隧道案では幅一〇米高さ八・五米の半円形断面の隧道を二本掘り、一〇〇〇立方米を放流出来るようにしている。

放水路の全長は三粁平均勾配二百分の一である。

第四表　狩野川水系二十四年度災害復旧費一覧表（二十三年度、二十四年度災害）

災害年月	a 直轄 工種	長さ（m）	工費（円）	備考
二三、九	築堤	三五	五七〇、〇〇〇	河口
二三、六	護岸	七〇	三、一六〇、〇〇〇	大平村小山地先
二三、九	〃	一二〇	二、二三〇、〇〇〇	川西村天野〃
二三、九	〃	二七〇	二、七〇〇、〇〇〇	田中村日山堂〃
二三、九	築堤	七〇	一、三四〇、〇〇〇	大仁町地先
二四、九	〃	二九五	八九七、〇〇〇	〃
二四、九	護岸	四四五	一、四〇二、一〇〇	田中村完光寺地先
二四、九	〃	一二〇	一、三八八、〇〇〇	韮山村坂下
二四、九	〃	一一六	一、二八二、九〇〇	江間村矢崎
二四、九	〃	一二〇	一、二六一、六〇〇	楊原村下徳倉
二四、九	〃	三二〇	七、一四三、四〇〇	沼津市

河川	b 県費支弁河川	二十二年度	二十三年度	二十四年度
大見川	箇所	九	一六	六
	金額	八一、八〇〇	一、七五、八〇〇	三、七二六、〇〇〇

（単位円）

第五表　狩野川水系県費支弁河川災害査定状況

河川名	申請 箇所	申請 金額	査定 箇所	査定 金額	%
狩野川	九	二、〇五二、八四六	一六	二七、三五三、六〇〇	七
大場川	一二	四、一〇〇、六〇六	二〇	六八、八五八、二〇〇	四
来光川	九	一、七四三、四三七	一七	三九、六三四、二〇〇	二
修善寺川	—	—	五	一、二〇三、七〇〇	—
狩野川	一九	一七、七二八、二〇〇	七	六、二二二、〇〇〇	五四
黄瀬川	一一	一一、一八四、〇〇〇	一〇	八、四一六、〇〇〇	
大場川	七	七、三四三、五〇〇	四	二、六七五、〇〇〇	
大見川	六	六、三八一、四〇〇	六	三、七二六、〇〇〇	
深沢	五	五、四〇八、〇〇〇	四	五、二二四、〇〇〇	
冷川		三五二、五〇〇	〇		
修善寺川	九	九〇五、〇〇〇	二	九〇二、〇〇〇	
柿木川	二	二、三三三、三〇〇	二	一、一四五、〇〇〇	
船原川	一	一、三五〇、〇〇〇	一	六四七、〇〇〇	
桃沢川	一	一、五一〇、〇〇〇	二	六七〇、〇〇〇	
計	五六	五四、四八五、九〇〇	三八	二九、六二七、〇〇〇	五四

（五）　鮎沢川災害について

鮎沢川の河状は小山町地先にて河床の洗堀著しく護岸根固めが洗われ、護岸の災害及び砂防えん堤の欠壊、鮎沢川に沿う護岸の破壊による道路橋梁などの被害がみられた。

之等の災害は主として二十二年アイオン台風によるものである。

復旧工事は二十三、二十四両年度に著しく進捗し地元及び工事担当の人々の努力が見られた。

（六）　その他河川の二十四年度災害について

黄瀬川上流（深良川合流点以上）は昭和二十二年十二月に県費支弁河川となつた。従来市町村河川であつたため既往において手が入つておらず、二十四年に至り、災害復旧として手を入れなければならなくなつた。

鮎沢川水系は二十三年の災害未提出部分のキテイ台風による増破欠壊が主である。

潤川水系の二十四年度災害も二十三年度の未提出の増破欠壊したものである。河床は富士宮下流に於て上昇している平均勾配 $\frac{1}{300}$ 上流部は $\frac{1}{40}$－$\frac{1}{50}$、下流部は之が為護岸の欠壊と堤破が多い。

（七）　東部海岸線の二十四年度災害について

東部海岸線の災害は全部波浪によるものであり、災害は海岸に限られている。

交通及び漁業関係の災害及び汐除け堤防等で殆んど緊急災害復旧費を以て査定を俟たず応急修理をなしている復旧工事の進捗は道路関係が最も早い。

伊東港は二十二年、二十三年、二十四年と連年災害を受けたので二十四年度災害復旧は復旧費を以て原形でなく基礎を充分に改めた新規設計によつて施工している。

（八）　昭和二十五年度における災害復旧費について

災害復旧費の負担は町村工事の場合は従来の国庫 $\frac{2}{3}$ 地元 $\frac{1}{3}$ であつたものが昭和二十五年度において全額国庫負担になるので、市町村財政には極めて大きいプラスとなるが、市町村自体の平素の維持管理の費用を充分見積つて災害を未然に防止する様之を補修し、災害費の濫費にならぬ様充分なる措置が必要である。

又府県で復旧すべき災害で全額国庫支弁の対称となるのは一箇所の被害額が十五万円以上のもののみに限られる。従つてそれ以下の災害で地元の財政負担力の及ばぬ時は増額を俟たねば着手しないという事態を惹起するおそれがある。当局の充分なる対策が望ましい。

第六表　降雨量状況調

流域名	観測所々在地	日雨量（粍） 十一月二十一日	十一月二十二日	計
無流域	南那珂郡都井岬村	一六三・五	八〇・〇	二四三・五
本城川	〃　本城	九一・〇	一五七・〇	二四八・〇
福島川	〃　福島今町	一二五・〇	一一〇・〇	二三五・〇
広度川	〃　坂元	一三・〇	一一四・五	一二七・五
〃	〃　油津	一〇六・〇	二〇〇・四	三〇六・四
清武川	宮崎郡清武	七二・〇	六九・八	一七一・八
〃	〃　田野	九六・〇	一一四・〇	二一〇・〇
大淀川	宮崎市	五四・四	六八・八	一二三・二
〃	東諸県郡綾	二・四	八四・九	八七・三
〃	西諸県郡須木	—	一二・四	一二・四
〃	〃　小林	三・一	三四・二	三七・三
〃	北諸県郡西嶽	二六・一	八六・二	一一二・三
〃	郡城市都	三二・六	一〇九・四	一四二・〇
一ッ瀬川	児湯郡村所	七・六	三七・四	四五・〇

C　宮崎県アーリン台風による被害状況の調査

（一）　気象の概要

本県は地形が南北に長く、東は太平洋日向灘に面して暖流が流れているのに対し、西は九州山脈の山嶽地帯で、標高一、〇〇〇米に達する地方もあるが、一般に南国的な気候を示し温暖多雨である。

即ち、宮崎市の年間平均気温は二三・二度が最高で都城市で二二・一度を示している状態である。

又本県は、毎年台風の通路に当り、昭和二十三年には、アグネース台風が襲い、昭和二十四年六月以降、デラ・フエイ・ジユデイス台風と相次ぐ台風により被害額は巨額に達した。

斯る本県の気象状態であり、十一月に入つても秋晴れの天候に恵まれ、何等変化もなく快晴にあつたが、十一月二十日、南大東島遥か南東洋上にある中心示度九七〇ミリバールのアーリン台風は、進路を北西にとり、二十一日早朝には、北緯二十一度、東経一三四度附近に至つた。

この台風は季節外れの台風だけに、その趣を異にし、台風に伴う停滞前線が本邦南方洋上に発生したので、天候は次第に険悪となり、二十二日には、台風は北上し、この前線も次第に北上して、本邦を縦断するに至つた。二十二日正午を峠として本県南部海岸及山地共に暴風雨となり、風速も都井岬では一七・〇―二〇・〇米に達した。

このため、本県南那珂郡の高畑山山系（標高五一七・六米）を中心にして、猛烈なる地形性豪雨となり、高畑山附近に於ける推定雨量は五〇粍に達するものが数時間連続し、その降雨量は、季節的に極めて稀なものであつた。

（二）　降雨状況

今回の台風及停滞前線による降雨は県下一円に相当の雨量をもたらせたが、最も烈しかつた地域は、本県南部であつて、南那珂郡高畑山系を中心とした海岸線及山地である。

雨量の点について、過去一〇ヶ年の統計調査によると、昭和十四年の三、一〇四・八粍が最高で、昭和十九年の一、六九五・〇粍が最も少い、昭和二十三年に於ては、二、七一七・五粍である。

昭和二十三年の月別降雨量状況は、一月が最低で四六・二粍程度であり、二月、三月と次第に増し、四月に於いて二一三・八粍を示す。五月は八四・七粍に下降し、六月に於いては四二九・七粍、七月が四二九・三粍と最高であり、八月に於いては三五八・三粍程度である。大体に於いて、六月以降三ヶ月間に最も降雨量があり、九月は次第に減じて大体一二七・二粍、十月は二五三・五粍、十一月は三〇一・四粍と云う統計指数を示している。

アーリン台風時に於ける各地の降雨量状況は第六表の如くである。

小丸川	〃	川南	一一・四	―	一一・四
〃	東臼杵郡	神門	―	一二・一	一二・一
耳川	児湯郡	美々津	三〇・五	―	三〇・五
〃	西臼杵郡	家代	―	一一・三	一一・三
〃	〃	下福良	―	一一・七	一一・七
無流域	東臼杵郡	細島	―	一二・五	一二・五
五ヶ瀬川	延岡市		四・七	五五・三	六〇・〇
〃	東臼杵郡	北方	三・五	三〇・一	三三・六
〃		星山	三・〇	三五・八	三八・六

（三）　出水状況

高畑山々系に源を発する諸河川は十一月二十二日午後一齊に増水した。市木川、石波附近で三・五〇米、本城川、崎田附近で三・〇米、酒谷川、本町橋附近に於いては、二・五〇米増水し、その増水量は季節に稀なものであつて、収穫中の稲小積の流失が非常なものであつた。

第七表　主要河川出水状況調

河川名	量水観測所名	警戒水位	危険水位	平水位	洪水量	増水高	摘要	
広渡川	坂元橋	二・〇九（米）	二・八九（米）	〇・五〇（米）	一・六〇（米）	一・一〇（米）	二二日	一四時
〃	東郷橋	四・二〇	四・八二	〇・四〇	一・九五	一・五五	〃	〃
〃	広渡橋	二・三一	三・三二	〇・二八	二・〇〇	一・七二	〃	〃
酒谷川	本町橋	二・四五	三・五〇	〇・二八	二・五〇	二・二二	〃	〃
福島川	上町橋	二・二六	三・〇六	〇・四八	一・八〇	一・三二	〃	一五時
〃	蔵元橋	二・二五	二・九五	〇・三一	一・八〇	一・四九	〃	〃
本城川	本城片角				二・〇〇	二・〇〇	〃	一二時
〃	本城崎田				三・〇〇	三・〇〇	〃	〃
市木川	市木村石波				三・五〇	三・五〇	〃	〃
潟上川	南郷村浮上				三・五〇	三・五〇	〃	〃
清武川	清武橋	二・〇八	三・五八	〇・〇八	一・二〇	一・二二	〃	一四時
〃	木崎橋	二・五〇	三・五五	〇・五〇	二・一〇	二・一〇	〃	一五時
大淀川	岳下橋	二・〇〇	三・〇〇	〇・六四	一・六〇	〇・九六	〃	二二時
〃	大淀橋	四・〇〇	五・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	〃	二三時
〃	大丸橋	二・五〇	五・〇〇	〇・一〇	一・三〇	一・二〇	〃	八時
沖水川	沖水橋	一・八〇	二・八〇	〇・五〇	一・三〇	一・三〇	〃	二二時
萩原川	木之前橋	一・三六	三・三六	〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〃	二一時三〇
高崎川	高崎橋	二・三四	三・〇〇	〇・六二	一・六〇	〇・九八	〃	二三時
大淀川	相橋	三・五〇	四・〇〇	〇・五〇	二・五〇	一・九五	二三日	八時

（四）　被害状況

今回のアーリン台風は昭和十三年十月以来の稀有な季節的な災害であつた。

即ち、高畑山に水源を発する潟上川、南郷川、市木川、本城川の諸河川、都井川、宮の浦川、大納川、名谷川の諸砂防河川に於て、略々二十二日正午頃を峠に一勢に増水しデラ、ジエデイス、フエイ台風よりも平均五〇糎程度水嵩が大であつた。

そのため、県道及市町村道共に破壊するもの続出し、交通は一齊に杜絶した。

河川に於ては、土砂、砂礫の流失により、堤防、護岸は各所に決潰して、耕地の流失埋没夥しく、且表土流失によつて耕地不能の状態となり、麦作に多大の支障を起した。

市木村に於ては山地崩壊のため、数百本の立木が流失し、下流の河川及耕地に甚大なる打撃を與え、亦稲束の流失は夥しく、実に惨状を呈した。

砂防河川の今次出水による荒廃は特に甚だしく、流失埋没による耕地不能地約二〇町歩に達した。

鵜戸村の海岸沿い県道は、豪雨及び激浪のため、約二五〇米の決潰を生じ、宮崎市と県南地区との交通は一時途絶した。

特に夥しい点は、海岸線より二粁乃至三粁の地域まで、激浪のために、多量の塩分を含む風により、デラ台風と同様に潮害を受け、農作物、樹木に非常な被害を蒙つた。

樹木に於ては立木のまま枯死し、惨憺たるものである。

（五）　土木工作物の被害状況（第八表及第九表参照）

(1)　道路

道路としては、先ず宮崎市と県南地区の中心をなす日南市（飫肥町、油津町を含む）とを結ぶ宮崎鵜戸線及鵜戸油津線に於いて、その被害は各所に法崩れ、或は切取法面の崩落した箇所あり、デラ台風による被害の復旧もそのままであるのに、之のアーリン台風による被害箇所六ヶ所、総延長にして約二五〇米、概算被害額は一七、三三三、九〇〇円で、就中、鵜戸村富士部落地内に於ては、一ヶ所で一一、一〇四、〇〇〇円の大被害を受けた。

油津福島線は切取土砂、法割、崩壊等一〇数箇所に及び、路面の洗掘も甚だしく復旧推定箇所一〇数箇所にして、六三八万円を昭和二十四年災害復旧として計上している。

都井油津線は、非常に山間部が多く、極めて急勾配の箇所も随所にあり、従つて崩落土及法割、崩壊が多い、被害箇所としては、都井村、大納部落地内が最も激甚であり、沿道は杉の産地であり、木材の搬出道路として非常な打撃を受けた。

都井岬福島線に於いても、被害箇所として、本城村二ヶ所都井村二ヶ所の夫々被害を蒙つた。此の道路は、都井及立宇津の両漁港を控え、漁獲運搬路として重要である。

(2)　橋梁

橋梁としては、デラ台風による被害が多く、特に日向灘に面する各路線とも波浪と洪水のために流失したが、又アーリン台風によつて榎原大堂津線及油津福島線の南郷村に各一ヶ所と、都井岬福島線に一ヶ所、計三ヶ所の被害を受けた。

(3)　河川

市木川の護岸、決壊九箇所に及び総延長七二〇米に達する。本川は、平坦部を蛇行する。下流に於ては、河床勾配極めて緩にして、殆んど堤防、護岸は施工されていない。

従つて、デラ、ジユデイス台風を凌ぐ最高水位を示したために、当地方としては、近来にない被害を受け、特に市木村内、古都、小持田、峯の下部落は相当なる被害を受けた。

本城川に於ては、二六〇余町歩の灌漑面積を有しており、山腹地帯は一帯に開墾され、各所に砂防施設が施行されているが、山地よりの流出水の為に、河床は非常に氾濫し、堤防、護岸の流失五ヶ所程であるが、その他の小被害二八ヶ所に達する。

広瀬川、酒谷川、福島川は、いずれも屈曲蛇行にして、河床は上昇して、河川工作物の被害はデラ台風によるもの多く、その復旧工事として着手している。

潟上川、南郷川も砂質であるが、護岸の決壊甚だしく、その為農作物等に相当の被害を與えた。

(4) 砂防

砂防施設の被害については、何れも上流部に於ける流木、土砂の流失による河床の上昇によつて、護岸、堤防に甚大なる被害を受けた。主なるものは、黒荷田川の六ヶ所三、九三六、一〇〇円、大納川の五ヶ所四、〇三六、一〇〇円、宮の浦川の五ヶ所四、四七一、六〇〇円、都井川の四ヶ所一、七〇三、四〇〇円である。

(5) 市町村工事関係

市町村としては、別表第八表に示す如く、本城、市木、都井、南郷、各南部地帯に及んだ。

第八表　昭和二十四年国庫補助災害土木工事検査総計表（第一、二、三次）

種別	第一次 箇所	第一次 金額	第二次 箇所	第二次 金額	第三次 箇所	第三次 金額	計 箇所	計 金額	前災害工費控除額	同上差引額
道路	147	未成 六八、七二一、九〇〇 三、五〇九、四〇〇	812	応急 四二〇、九三四、九〇〇 未成 六、一〇八、四四七	37	応急 三二、九〇九、八〇〇 未成 一、九四五、五〇〇	996	応急 三六、二五五、一〇〇 未成 二、一六三、三四七	三、〇四四、三四七	五二、八六七、二五三
橋梁	47	三、〇九〇、六〇〇	126	応急 一四、〇〇五、八〇〇 未成 三三、八〇〇	3	応急 三、〇四五、〇〇〇 三五、〇〇〇	176	応急 一四四、七四〇、八〇〇 三三、八〇〇	九八、四〇〇	一四四、三四五、七〇〇
河川	131	未成 一〇二、九九〇、八〇〇 一一、八六六、四一一	777	応急 一、二五八、五六〇、二一二 未成 五六、五六六、二一二	30	応急 三三、八一五、〇〇〇	938	応急 一五〇、三五六、〇一二 未成 七三、一九、七八	三一、三一五、七九	一、四八二、一五〇、二四三
砂防	8	七、六五〇、一〇〇	76	応急 九三、九一二、〇〇〇 未成 三、三四〇、八〇〇	18	応急 一三、三六、〇〇〇	102	応急 一三、六九八、一〇〇 未成 三、三四〇、八〇〇	一	一三、六九八、一〇〇
港湾	34	未成 一二、三七七、一〇〇 一三、七一八、一四八	20	未成 六、〇九八、五〇〇	0	0	54	未成 二九〇、九二一、〇〇〇 一九、八二六、四八	一、三七七、五〇〇	一八、九四四、五〇〇
計	367	未成 四九、五九九、八〇〇 二九、〇九三、九五九	1,811	応急 四一〇、九三四、九〇〇 未成 一九、〇八、四四七	88	応急 七九、五八八、八〇〇 未成 九、〇四四、八三三	2,266	応急 五三、二四一、〇〇〇 未成 一〇八、一四四、九二一	二六、八六五、三一六	二四八、六三二、七六
市町村工事	82	未成 六三、八七、三〇〇	491	応急 一四、四四〇、〇〇〇 未成 六、一九、四〇〇	31	応急 一四四、六六〇、〇〇〇	604	応急 三五、六六、六〇〇 未成 六、一九、四〇〇	三、一四五、八〇〇	三八二、四六二、七〇〇
合計	449	未成 四九八、五九九、八〇〇 二九、〇九三、九五九	2,302	応急 四三六、七四四、一一三 未成 一〇五、〇一一、八一三	119	応急 九四、〇一四、八〇〇 未成 一、九四五、五〇〇	2,870	応急 一、六二三、八〇〇 七一三、一〇〇 未成 一六、二〇五、四〇〇 五、〇七五、四〇〇	八八	応急 七九、五八八、八〇〇 三、二七四、八八〇
計								応急 一、〇八、三六六、二〇〇 七八八、五〇〇 未成 一六、	一四、四二六、〇〇〇	
市町村工事								応急 一四、 未成	三、八三一、〇〇八、四九六	
合計								応急 一六、 未成	一七、三二三、九〇〇〇 一九八、〇〇〇 内未成 一、九四五、〇〇〇	

第九表　昭和二十四年度災害（第三次）国庫補助災害土木工事箇所表

（一）　総括部　（アーリン台風）

種別	申請 箇所	申請 金額	検査 箇所	検査 金額
道路	四三	応急 三九、五七一、四〇〇 二、〇二五、二〇〇 三四六、九〇〇	三七	三二、五九二、八〇〇 一、九〇九、八〇〇
橋梁	三	三六、四二〇、〇〇〇	三	三一、八一五、〇〇〇
河川	三一	一四、一四七、二〇〇 五、三九九、〇〇〇	一八	一二、一三六、〇〇〇
砂防	二〇	応急 一四、一四七、二〇〇 五、三九九、〇〇〇	三〇	三一、八一五、〇〇〇

（二）　道路之部

路線名	箇所数	延長	申請額	検査額
宮崎鵜戸線	六	二四五（米）	応急 一七、三二三、九〇〇〇 一九八、〇〇〇 内未成 一、九四五、〇〇〇	一五、二〇二、〇〇〇

油津鵜戸線	一	一〇	一八五、四〇〇	一八五、〇〇〇	
田野停車場飫肥線	一	九	一一六、〇〇〇	—	
飫肥志布志線	一	二〇	二二四、一〇〇	二二四、〇〇〇	
油津福島線	一〇	五七〇	六、三八二、二〇〇	四、八六〇、〇〇〇	
宮崎飫肥線	一	一〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
榎原大堂津線	二	四五	二、一九三、八〇〇	九三九、〇〇〇	
北方大堂津線	二	五〇	五三二、〇〇〇	五〇九、〇〇〇	
都井岬福島線	四	一五六	内応急 一、八〇九、六〇〇 一、五八四、六〇〇	内応急 九九三、六〇〇 二四一、六〇〇	
大窪福島線	一	七〇	二八〇、四〇〇	—	
都井油津線	一二	六五一	応急 九、〇六二、六〇〇 三、一四四、八〇〇	応急 八、四九九、二〇〇 二、六六八、二〇〇	
福島安楽寺線	一	六〇	八五三、四〇〇	五七一、〇〇〇	
宮崎青島停車場線	一	一四七	応急 三五八、〇〇〇 三五八、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	
計	四三		内応急 三九、五七一、四〇〇 五、二八五、四〇〇 内未成 一、九四五、〇〇〇	内応急 三二、五九二、八〇〇 二、九〇九、八〇〇 内未成 一、九四五、五〇〇	
（三）橋梁之部					
榎原大堂津線	一	二三、四	一、三四四、三〇〇	一、三四六、〇〇〇	
都井岬福島線	一	五、四	内応急 三四六、九〇〇 三四六、九〇〇	内応急 三六五、〇〇〇 三六五、〇〇〇	
油津福島線	一	一九、〇	三三四、〇〇〇	三三四、〇〇〇	
計	三		内応急 二、〇二五、二〇〇 二四六、九〇〇	内応急 二、〇四五、〇〇〇 三六五、〇〇〇	
（四）河川の部					
河川名	工種	箇所数	延長（米）	申請額	検査額
酒谷川	護岸復旧	一	一六〇	二、一三三、〇〇〇	一、九八一、〇〇〇
大根川	〃	一	七〇	一、二三八、〇〇〇	一、一四一、〇〇〇
潟上川	〃	四	一七〇	一、五六〇、〇〇〇	一、五四四、〇〇〇
市木川	〃	九	七二〇	七、六八四、〇〇〇	七、六二二、〇〇〇
油田川	〃	三	五〇六	五、〇一三、九〇〇	四、五一一、〇〇〇
南郷川	〃	三	二二〇	四、七八七、六〇〇	四、一一四、〇〇〇
本城川	〃	五	一七〇	内応急 二、三三七、六〇〇 六六九、四〇〇	二、二四五、〇〇〇 六一六、〇〇〇
福島川	〃	一	五〇	内応急 六六九、四〇〇	六一六、〇〇〇
横市川	〃	五	六九〇	一〇、九九七、〇〇〇	九、〇四一、〇〇〇
計		三二		内応急 三六、四二〇、〇〇〇 六八五、八〇〇	三二、八一五、〇〇〇
（五）砂防の部					
河川名	工種	箇所数	延長（米）	申請額	検査額
黒戸田川	護岸	六	三三四	内応急 三、九三六、一〇〇〇 四四二、二〇〇	三、三四三、〇〇〇
六納川	堤防護岸（四）（一）	五	二一三	内応急 四、〇三六、一〇〇〇 二、六九九、三〇〇	三、五二八、〇〇〇
宮ノ浦川	護岸	五	三六五	内応急 四、四七一、六〇〇 二、二五三、五〇〇	四、一六五、〇〇〇
都井川	〃	四	二一〇	内応急 一、七〇三、四〇〇	一、一一〇、〇〇〇
計		二〇		内応急 一四、一四七、二〇〇 五、三九五、〇〇〇	一二、一三六、〇〇〇
市町村工事の部					
経理番号	路線及河川名	所在地 郡市町村大字	工程	延長（米）	申請額
一	海北川右岸	南那珂市木中丸	護岸	七〇・〇	六〇〇、〇〇〇
二	〃	〃 松下	〃	一〇〇・〇	八五六、〇〇〇
三	〃	〃	〃	二〇〇・〇	二一四、〇〇〇
四	〃	〃 阿部山	〃	二〇〇・〇	一九八、〇〇〇
五	市木榎原線	〃 西久保谷の川田	橋	一二・〇	二八〇、〇〇〇
六	市木北方線	〃 郡司部岡の峯	〃	一〇・〇	二〇七、〇〇〇
七	石田持田線	〃 前原前原	〃	一六・〇	四一七、〇〇〇
八	峯中福良線	〃 峯峯	〃	一〇〇・〇	二八〇、〇〇〇
九	贊波夫婦浦線	〃 南郷贊波道	路	一〇〇・〇	六九一、〇〇〇
一〇	瀬口ヶ崎線	〃 潟上	〃	三〇・〇	二六一、〇〇〇
一一	居城田川左岸	〃 本城本城護	岸	四〇・〇	一九七、五〇〇
一二	〃	〃	右岸	三〇・〇	二〇三、五〇〇
一三	松の下谷川内線	〃	道	三二・〇	三五七、二〇〇
一四	吾社石田線	〃	〃	三四・〇	一六四、〇〇〇
一五	善田川左岸	〃 西方	護岸	六〇・〇	五九四、三〇〇
一六	奴久見高松線	〃 福島奴久見道	路	八〇・〇	七八九、一〇〇
一七	名谷川左岸	〃 都井大納堤	防	三三・〇	三一七、四〇〇
一八	〃	〃	〃	一五・〇	一四五、八〇〇
一九	〃	〃	〃	八六・〇	八一八、二〇〇
二〇	〃	〃	〃	四〇・〇	三八一、三〇〇
二一	〃	右岸	〃	三〇・〇	二四九、五〇〇
二二	〃	〃	護岸	八四・〇	七〇五、八〇〇
二三	〃	〃	〃	一一五・〇	一、二〇二、二〇〇
二四	中河内川	〃	〃	六〇・〇	五二二、二〇〇
二五	大納滝山線	〃	道路	五〇・〇	五二一、〇〇〇
二六	〃	〃	〃	二〇・〇	一一九、六〇〇

二七	〃	〃	〃	三〇・〇	一八一、八〇〇
二八	大納滝山線	〃	〃	一〇・〇	一〇三、二〇〇
二九	〃	〃	第二門村橋	一五・〇	四三〇、七〇〇
三〇	〃	〃	第一門村橋	一九・〇	応急 四四〇、二〇〇
三一	宮ノ前黒井線	〃	道路	六〇・〇	応急 八八六、七〇〇
三二	〃	〃	〃	六〇・〇	六〇四、九〇〇
三三	迫田線	〃	〃	二〇〇・〇	応急 一、七四三、一〇〇
三四	大納名谷線	〃	〃	一〇・〇	二七五、一〇〇
三五	〃	〃	名谷橋	一一・四	二四九、一〇〇
					応急 一六、二〇五、四〇〇
			計		五、〇七五、四〇〇

（六）農業関係及各種の被害

河川の氾濫に、一齊の増水に依つて、耕地の冠水は甚だしい。

市木村に於ける主なる被害は、耕地二〇〇町歩の冠水面積及び推定被害額は四、五〇〇万円程度である。内耕地流失埋没面積は四三、一町歩その他農道、唐堤、井堰等にも被害がある。

本城村では、軽傷三名、流失家屋三戸、浸水家屋床上五戸、床下一五〇戸、非住家の半倒壊等の被害一五戸である。冠水耕地として、田一五〇町歩、畑二〇町歩、流失耕地、田四・三町歩畑一・五町歩、埋没耕地面積一〇・七町歩であり、水稲流失推定額六万六千円、水稲冠水したもの約一〇〇町歩、藁流失九、六〇〇貫、その他、林地の崩壊農道の欠壊一五箇所、林道五箇所、井堰にも相当の被害があり、裏作物に影響した。

都井村については、家屋全潰一戸、半壊三戸、傾斜家屋一四戸、家屋床下浸水三五戸、耕地の被害として田畑の完全流失面積二〇町歩、

名谷部落の名谷川の氾濫により、耕地の大半が埋没流失した。

農作物の被害としては、甘藷八〇、〇〇〇㎏の減収と、粟、そば、水稲等被害は激甚である。

公共建築物の被害としては、屋根瓦等の破損であつたが、広範囲に及び港湾施設船舶の破損もあつた。

南郷村、福島町も冠水面積広く、農作物の収穫に痛手を受けた。

（第十表）

第十表　農業関係の被害

種目	箇所延長	推定被害額
農地 田	七八・八	一三、八〇〇、〇〇〇
〃 畑	三一・二	九、〇〇〇、〇〇〇
公共施設	二九六二四間	三三一、一〇〇、〇〇〇
〃 道	二六八七個	二四、一〇〇、〇〇〇
〃 溜池	二四ヶ所	一三、六〇〇、〇〇〇
〃 橋梁	四六ヶ所	一七、四〇〇、〇〇〇
〃 樋門	一ヶ所	三、〇〇〇、〇〇〇
〃 掛樋	三ヶ所	六〇〇、〇〇〇
〃 護岸	七五一〇間	八二、六〇〇、〇〇〇
〃 堤塘	一〇九七間	一六、〇〇〇、〇〇〇
〃 隧道	二〇二間	三、八〇〇、〇〇〇
〃 暗渠	六ヶ所	一、八〇〇、〇〇〇
〃 その他	二ヶ所	一、六〇〇、〇〇〇
合計		三一〇、六〇〇、〇〇〇

（七）現地調査の状況

温暖多雨の本県が、発展的段階として、電力開発に着手していると共に、県南部に於いては、地形的によく、その徴候を現わしている。

東は、急峻険悪なる地形が一帯に続き、海岸まで山は延び、海岸は、帽子の鍔の形をした岩礁から成つている。

この地帯は一般に、第三期層の岩盤が露出点在しており、海辺部は、概して樹木は繁茂していないが、県南一帯は、飫肥杉の産地であり、木材の搬出は産業組上の唯一のものであるが、デラ台風以後、数回の台風により、樹木は潮害作用を受けて、立木のまま枯死している状態であり、特に鵜戸村地内の海岸は甚だしいものである。

又潮害作用と共に、戦時中からの濫伐と松喰虫の発生の為に樹木の被害は甚だしい市木、都井、北方、本城等各村共、開墾地を作り、山腹斜面は、樹木も簡疎になりつつある。

道路については、県南部の産業道路として、最も重要な宮崎鵜戸線、油津福島線、油津鵜戸線は相次ぐ災害による被害は大きく、鵜戸村富土部落地内は最も烈しく、切取土砂の崩落と法面の崩壊を諸所に見受けられる。

被害延長は三〇〇米であるが、現在の交通も危険極りない状態で、復旧工事を急ぐ必要がある。

油津福島線については、南郷、市木、本城の三ヶ町村にまたがり、杉の著名は産地である。市木村の内海地内にて延長一五〇米程度の崩壊と、本城村遍保ヶ野地内に約一二〇米の破損を受けている。

その他本城村には一〇数ヶ所の被害を受け、総延長約六〇〇米にも及んでいる。

都井油井津線については、都井村大納地内に約一五ヶ所の崩壊と崩落土砂あり、一時は交通杜絶し、実に惨澹たる状態であり、地元民は憂慮している。

都井岬福島線についても被害あり、現在はデラ台風による災害復旧として着手している。

橋梁については、南郷村中村の新開橋及谷ノ口橋は、何れも表土砂は洗われ、交通不能の状態であり、速やかな復旧こそ望ましい。

河川に於いては、広渡川は現在デラ台風による復旧工事として護岸工、築堤を実施中であるが、北郷村に約三〇〇米程度の堤防が流失したままに放任されている。

この川は、一貫した河川工作物はなく、河幅は八〇―六〇米で、勾配は北郷村坂元にて一八〇分の一である。河床は、昭和十五年より比較して、約〇・五米の上昇を示しており、酒谷川に於いても、昭和六年より比較して河床は約〇・五〇―一・〇〇米の上昇を示している傾向にあり、下流部に於ける土砂、砂礫の生産は相当量に及んでいる。

北郷村広河原地内小松山山腹にジュディス台風後に脆裂を生じており、面積約五町歩、押流推定土砂量五〇、〇〇〇立方米にして、現在広瀬川を閉塞している。

附近一帯は、針葉樹が繁茂しており、開墾地はないが、之は滲透水に原因がある。南郷川、潟上川は共に蛇行河川である。何等の土木工作物も施されてない。

市木川は堤防護岩の決壊一〇数箇所、延長七二〇米に及び被害を受け、そのため耕地の流失及び埋没も甚だしく、流木が点々と横流されている現状は、災害の激甚たりしを物語つている。

福島川は概して之の台風による工作物の被害はなかつたが、土砂、砂礫の堆砂量は多い。又デラ台風時の復旧工事として、諸所に着手している。

本城川は、相当増水し、五箇所延一七〇米程度の決壊を受け、支川の黒荷田川は山腹地一帯開墾されており、河床の氾濫は甚だしい。

大納川は、河幅約四〇米であり、河床勾配も、大納に於いて一三〇分の一程度であり、不完全なる築堤護岸しかなく、そのため五箇所の決壊を生じた。

名谷川は、昭和十三年の災害で、下流部に約七〇米の築堤を実施したのであるが、その後相次ぐ災害にも放任されていたため、河床は上昇して現在では三十糎の落差しかしない。

又渓流部の横浸蝕は甚だしく、

この台風により、耕地約五町歩の大半が埋没、流失し、その惨状に驚嘆する程である。

その他、油津、立宇津等々漁港にもそれ相当の被害を受ける。

（八）　要望及所感

全般的には資金の問題である。特に、本県に於ては、甚だしく、デラ及フェイ台風だけの被害額八億円の巨額に達する。

町村に於いては、本城、都井、市木等、南那珂郡各村共に有史以来の大災害を受けたため、被害は実に惨胆たるものにして、復旧こそ急務を要し、国庫補助増額も考慮すべきであり、県民も強く要望している。

福島町を貫流する福島川を中小河川編入を望み、約一、〇〇〇町歩の耕地を守るため、各種各様の土木工事と、災害より被害を最小限に留めるべき対策を強く望んでいる。

現在は、高水工事、低水工事共実施されていない。

市木川、本城川、南郷川、潟上川、その他都井川、大納川、宮の浦、黒荷田川等砂防指定諸河川に於いても、災害を最小限に留めるべき工作物はなく、各河川共蛇行屈曲甚だしく、自然の跳梁に委せられている。

従つて、下流各河川共に〇・五〇―一・〇〇米、昭和十五年度より比較して上昇している傾向にある。しかるに、土砂抑止の渓流砂防工事は実施されていない。

下流部は除石掘鑿を実施すると共に、渓流部の横、従浸蝕を防止する砂防工事で土砂抑止する工作物を施行しなければ、洪水時の被害は当然免かれない。

広渡川に於いても同様である、上流小松山山腹の地辷崩壊は、押流土砂の防止対策としては、今後の調査が必要であり、防止は又急務を要する。

この地辷り崩壊は、数回にわたる不連続的な降雨量の浸透水により表土層と硬岩層との間に、腐蝕土等の一部の滑動によるものと考えられる。

特にこの河川は一貫して掘鑿又は浚渫して、流水断面積を増大し、洪水の快疏を計つて、その氾濫を防止すると同時に流水の破壊作用による河川の損傷を除却軽減すべき工事が必要である。

山腹面は一般に観察して、県下の重要産業である木材の搬出に対して開墾地を造成する以上に森林造成に意を注ぐ必要がある。

特に、都井、本城、北方村は、森林資源を保全する好適の土質である。

都井村民はこの災害を受けて以来、戦時中及その後の森林伐採と農地法制定による治山治水を考慮外とする開墾とに嫌味を感じている。

道路については、宮崎県の中心をなす宮崎市と、南部唯一の漁港油津を結ぶ宮崎県鵜戸線、油津鵜戸線の復旧工事は、早急を要するものであり、道路の改良を施こして産業路線として、最大の意を注ぐべきである。

油津福島県に於いても同様であり、復旧工事と橋梁の永久橋を施行すべく望んでいる。

又都井岬福島線について、本城、都井、両村界の都井峠は現在険蔽地多く路面は非常に悪い、又この村界は、最急勾配六分の一、平均勾配一〇分の一程度であり、最小半径四・〇米、現幅員三・〇米であるが、現時大型車及重量車輛の運行が激増している現状に鑑みて、立宇津黒井を経て、黒仁田部落を経由する平坦路線を計画している、現在は、約三・〇米の農道及林道があり、只都井峠の約七〇・〇米の隧道を掘鑿して平坦路線とすると、三〇粁の延長となるが、沿道附近は杉の産地でもあり、又立宇津は年漁獲高数千万円を誇り、従つて産業上その開鑿こそ、地元関係民強く要望している。

この地帯の土質は良質であり、開鑿には約一、五〇〇万円の工事費を必要とする。

耕地について、埋没された数一〇町歩の土地については、現在復旧に努めているが裏作は作物については、査定を軽減すべきであろう、又南郷村のしらす地帯の農作物についても考えるべき必要がある。

特に都井村名谷部落についてはこの台風の応急復旧として、名谷開発期成同盟会なる団体を組織し（主に青年層を中堅とし、四〇名位）、埋没流失した耕地及破損土木工作物等に応急施行を続けており、その発意と熱意は賞讃すべきであり、耕地の大半を失つた地元民は窮乏に瀕している現状に鑑みて早急なる土木、農地の復旧を熱望している。

（九）　結論

全般的に観て、諸河川共に自然の原始河川であると共に河床の上昇について浚渫除石を実施すべきであり、渓岸の浸蝕崩壊を防止する渓流工事及土砂、砂礫の流失を調節する堰堤工事が必要である。

土砂抑止をする砂防工事こそ、災害を最少限に留めるものである。

又山腹類緒地に於いては、森林造成は勿論のこと、特種工法として、谷留工、植栽工、谷構工等実施すべきである。

道路、橋梁の改修は産業の発達について重要であり、調査をする必要がある。

農地の復旧こそ、早急を要する問題であり、適切なる措置を講ずべきである。

D　南海地震による地盤変動の被害調査

一、南海地震（昭和二十一年十二月二十一日）により地盤の変動は四国の南側において高知県室戸、足摺両岬地方が隆起しその外の地区は沈下した、四国地方経済復興開発委員会（四国四県に建設省の中国四国建設局四国地方安定局等が共力して設置したもの）の地盤変動調査専門委員会の報告によると四国地方に災害を及ぼす地震は紀伊水道沖から遠州灘沖に亘る範囲に起る大地震である。四国地方は古来略ぼ一〇〇年乃至一五〇年の周期を以て大地震が襲来し平時はある地域は徐々に沈下し或る地域は隆起を続けつつあるが、一朝大地震が来るときは一挙に逆転して長年の変動を取戻して余りある程度の激変を繰り返していることが報告されている。また今回の南海地震はその規模においては大正十二年十二月の関東大地震よりも大であることも報告されている。

地盤沈下は高知県の中部沿岸地方が最大であり、その腹背に当る愛媛県は遠洋に面する地方が大である。香川県は北部ち中央部が小で、南部ち東西両県境が大であり、また徳島県は吉野川河口デルタ地帯から南方高知県境にかけて大である。

地震に伴う隆起沈下の最も大であつた高知県両岬及び中部沿岸地区は地震後それぞれ幾分の回復を示しているが四国の北部及び東部地方は地震後も沈下を続けて来たことが報告されている。

地盤の変動による被害は地方によつて大小深浅がある。今回実地調査の主眼であつた上水及び下水の問題は震災直後には余り気付かれず其の後は至つて被害が漸次出現したもので被害区域も年とともに拡大しつつある。

震災対策事業の進捗状況は三県においても相当の差がある。

例年全国中でも最も災害を蒙ることの少い香川県では震災対策事業が災害復旧工事の最たるものとして県の努力するところで各種事業の進捗も大である。

二、地盤沈下に伴う問題の現状を概観すれば愛媛県においては昨年来上下水の問題が全県下に亘つて表

面化し最も重要な問題となつている。

香川県では上水の問題は県西部の荘内半島地区東部の大川郡引田相生地区で局部的である。島嶼部においては近時漸次問題化しつつある。

徳島県においても塩害による飲料水不良化の問題があるが大面積の耕地被害の復旧がより重視され、また重要海岸堤防の補強が残つている。

愛媛県でも耕地の被害は県下を合算すれば六、五八九町歩に上るが一地区について見れば西條市内壬生川町などの比較的大いなるものを除けば狭小な地帯に飛び飛びに小面積のものが多い、これがために復旧工事も経済的に困難なものが少くなくこの関係からも飲料水問題が一層表面化した傾向も認められる。

香川県の対策事業は他の土木事業同様進捗している、高潮の被害防止のため土俵約六万俵を以て県下重点的に施設したが耕地保護のため関係堤防護岸の嵩上に代えて完全な扉門を設置し工事費も経済的である実績を示すものがある。

徳島県における耕地の被害は吉野川河口に位する板野郡川内村勝浦郡小松島町地内金磯新田一帯のような大面積に及ぶものがあり、これが対策については前記調査専門委員会の基礎調査の報告があるが大規模の工事多額の経費を必要とする。これらの地区は県下有数の穀倉地帯であるので甚だ重視されている。

塩田に対する復旧工事においても、香川県では震災後直ちに約三千万円三分の二の国庫補助、三分の一の業者負担を以て工事を実施し、外廓の堤防は一通り完成している。

愛媛県では県下有数の波止浜塩田の護岸堤防は県費支弁に属するが近時業者負担による方針によつて事業は完成していない。

徳島県の撫養塩田は古来その名が高い、古い塩田で堤防が弱いため単なる嵩上は困難で、今後の補強に問題がある、これらの工事は従来地方負担であつて業者の立替金は約三千万円に上り速かな補助金交付を要請している。

ここの海岸堤防は来年度から県費支弁に移管されることに決定している。

また鳴門市内の里浦、那賀郡坂野町和田島海岸の護岸堤防は地盤沈下のため波浪による侵蝕が甚だしく急速なる補強工事の実施を要する状況にある。

なお、海岸堤防が地元負担であるか県費支弁に属するかは災害復旧その他に大いなる関係を有するが、これは専ら旧慣によつて定まるところである。

旧幕時代干拓が行われたり、大きい耕地面積を有する護岸堤防は、当時の官または藩が地元の外にその保護に任じたものとみえて、県費支弁になつているものが多い。また旧藩が民政農事に意を用うることが多かつたか、また、その財力があつたかどうかにもよることが少くないようである、従つて地方によつて負担区分に相当の違いがある。

徳島県鳴門市内の重要海岸が従来地元負担に属していたことは前に記したところである。

三、地盤沈下による塩害は地震直後には各地とも余り気付かなかつた。それは耕作時期でなかつたのと、塩害は直接海水の侵入によるものは一部極端な場所だけで、大部は地下に浸透した塩水と淡水の境界面が上昇した結果である。毛細管現象によるので、その年の雨量、灌漑用水の量によつて作柄に大いなる影響があることが報告されている。塩害は年々その姿を大きくしたのである。

飲料水の問題も同様であつて地盤沈下の影響は漸次現われたものである。井戸が枯渇したもの、混濁したもの、中には無色透明であるが海水同様全々飲み込めぬものもある。長年飲用し来つた井戸が漸次塩分が増大して全く使用に堪えぬようになり、それがために遠距離から朝夕水を運んでいるものが多い。旧来の井戸はその構造も不完全であり場所によつては海水の浸入を免れぬものもあるが、各地とも地盤沈下によつて年々被害区域を拡大しつつある。

四、愛媛県では飲料水の被害は全県下に亘り被害戸数一万七千五百戸、人口八万五千人に上つている、瀬戸内海にある島嶼部は特にひどく、魚島村魚島の如きは周囲約一里、標高一七〇米、人口一、四二八人、井戸数三七であるが、旧来夏季も使用できた四ケ所の井戸は一ケ所となり、渇水期には全島の住民が長蛇の列をなし、土瓶、鉄瓶一つを限つて飲料用にだけ汲む由である。

県衛生部は県下被害地区の水質検査を施行中で、二月完了の予定であるが、既に判明せる一部を見ても、いずれも飲料に不適である。

宇摩郡川之江町の一部は地勢上沈下による被害が甚だしいため応急的に簡易水道を布設することとし、工事費二〇〇万円内町費五〇万円残りは関係住民の負担として一戸当り五―六〇〇〇円を醵出して共同水栓を設置した。

同県菊間町の下水問題は地盤沈下に対して海岸堤防の嵩上海岸道路の補強によつて従来から排水不良であつた地区が益々停滞するようになつたものである。

多くの地区においては地盤沈下のため満潮時には旧来の排水口より海水が逆流し排水を停滞させるばかりでなく、甚だしい所にあつては便所台所にも浸水して保健衛生上放置し難い状況を呈するに至つたものである。

下水排除不能戸数一万九千戸、被害人口八万四千人に上る。

香川県の飲料水の被害の甚しいのは局部的で県でもこれがために特に水質検査など行つていない。

島嶼部には小豆島土庄町のように飲料不適の地区が漸次現われつつある。

香川郡香西町では簡易水道を県費二〇万円の補助を得て昭和二十三年十月頃完了した。

徳島県でも前記川内村の如きは耕地の被害八十町歩に上り、塩害の甚しい地区内は旧来の井戸は全く飲用に適せず遠方から水を運んでいる。

小松島町金磯新町一帯は耕作放棄約八十町歩であるが、この地域は古い時代勝浦川が此処を流れていた関係か地下水豊富、地下水不透層を越える掘抜井戸は良好な水質が湧出しており、耕地の塩害に飲料水が一致しない地区である。

また那賀郡椿町では簡易水道設置の計画を有している。

五、飲料水の問題は日常生活に直接の関係を有し、今回実地調査を行つた地区は住民の生活上また保健衛生上いずれも放置することをゆるさぬ実情である。被害地の中でも松山市三津町は同市の水道布設計画によりまた新井浜市、鳴門市内は既設水道の拡張増補によつて解決を図り愛媛県波止浜町は隣接今治市の水道を延長し香川県宇多津町も坂出市の水道を延長して処置せんと当局者は計画している。

その外の地区においては簡易水道の布設、共同井戸の設置等により地元市町村が企画する外ないと思われる。

西條市、郡中町、北條町の如く相当の給水人口を有し水源も比較的有利に求め得る地区もあるがその他はいずれも地区が分散的で給水人口も少く到底採算的な企画住民の負担だけによることは不可能である。

また被害が甚だしい地区の中には住民は漁業若しくは半農半漁そ

の資力も乏しい所が少くない。

愛媛県では被害地区に対しては水質検査を行うとともに上水、下水計画を具体的に樹てつつあるが係官の説明によれば給水人口一人当り二千円の施設が採算の限度であるとすれば特に有利な條件を有する地区を除けばその他は特別の助成の途を講ずるのでなければこれを実現することは困難である。

関係住民の生活上の基本條件を解決するためには地元県とともに国庫からも相当の助成をなすことが必要である。

六、地盤沈下対策事業の中でも塩田の如きは業者は相当の負担力があると認められるが耕地については必ずしも個人的な問題として解決し難い場合もある。

前記小松島町金磯新田は旧来その他の大地主の所有に属していたものである。それが先年農地改革によつて小作人の所有に帰したが塩害復旧は到底新所有者にその資力はない。現に耕作を放棄して労働者に転向している者が多い。県下有数の穀倉、供出地帯を現状のまま放置することはゆるされぬことは明かである。

今回の地盤沈下による飲料水問題はこれと全く同じ事情にある。

従前簡易水道の布設に対しては府県が助成したこともある。住民の保健衛生上飲料水の改良計画に対して助成したのであるが今回の問題はより緊要な災害に対する措置である。これに対する県及び国庫の補助は当然であると認められる。

七、南海地震後既に三ケ年を経過し他の震災対策事業は相当進捗しているが上水及び下水の問題に対しては三県において未だ殆んど全々着手されていない。震災の被害中でも上下水に関するものは地震後漸次出現したものである。従つてこの問題に対しては予算措置等全く別個の取扱を必要とする。

また本問題に関する法令の規定を見るに水道條例、所謂簡易水道に関する勅令及下水道法はいずれも災害復旧、その助成に関する條項はない。

都道府県災害土木費国庫負担に関する法律の施行細則によれば上水道並に其の附属物の工事については「特別の理由ある場合を除くの外国庫より補助せざるものとす。」と、ある。既設の上下水道が災害に罹つたものでない今回の場合には全くこの適用はない。

戰災復興事業においては上下水道に対する国庫補助が規定されているが今回の問題は都市と地方との別、戰災と震災との差はあるが同じく災害によるものである。

その復旧乃至は対策事業に国庫助成の途を講ずることは当然であると認める。

以上これを要するに実地調査の結果として、

一、上水及び下水の問題に対しては住民の生活上、また保健衛生上相当の国庫補助をなすこと。

二、本問題は地震後漸次出現したものであるから予算措置等他の震災対策事業とは別個の取扱をすること。

これを必要とすることを報告する次第である。

実地調査の日程表

月日	調査箇所	視察及び調査事項概要
一、九	松山市	愛媛県庁において地盤沈下一般状況及び対策事業進捗状況聴取
	伊予郡	
	北山崎村	飲料水被害視察
	郡中町	〃　郡中港修築工事
		同町役場に於て関係町村長より被害状況聴取及び座談会
		重信川直轄改良工事現地視察
一、一〇	松山市	市内三津町海岸地区飲料水被害、港湾改修
	〃	堀江港、附近沒下状況
	温泉郡	
	浅海村	飲料水被害
	北條町	〃
	越智郡	
	荷間町	〃　排水不良地区、関係町村長より事情聴取
	波止浜町	〃
	今治市	市役所において被害状況聴取
一、一一	越智郡大島	
	亀山村	飲料水被害
	渦浦町	〃
	波止浜町	関係町村長より被害状況聴取
	周桑郡	
	壬生川町	町役場において被害状況聴取
	楠川村	途中村長より説明聴取
	西條市	市役所において被害状況、予土線県道改修計画聴取
一、一二	新居浜市	港湾地区及び国領川
	宇摩郡	
	三島町	飲料水被害、銅山川分水灌漑発電計画、聴取国道直轄改良工事進捗状況
	川之江町	飲料水被害、関係町村長より事情聴取
	二名村	漁港及び飲料水被害
一、一二	香川県三豊郡	
	観音寺町	港湾地帯沈下状況、飲料水被害
一、一三	仲多度郡	
	多度津町	桜川水門及び豊原海岸県営工事
	丸亀市	塩屋水門、国道直轄改良工事
	綾歌郡	
	宇多津町	役場において沈下状況聴取
	坂出市	同港改良工事
	高松市	香川県庁において沈下状況及び対策事業進捗状況聴取
一、一四	大川郡	
	引田町	海岸沈下状況、飲料水被害
	相生村	〃
	徳島県鳴門市	撫養海岸及び里浦海岸

勝浦郡　小松島町　港湾沈下状況及金磯新田被害状況

一、一五　那賀郡　坂野町　和田島海岸の被害及復旧状況

勝浦郡

多家良村　村役場において勝浦川と耕地の被害状況聴取

勝占村　耕地被害状況

板野郡

一條町　吉野川直轄改良工事

E　熱海市の火災後に於ける都市計画並びに建築法規の適用に関する現地調書

一、熱海市は四月三日熱海駅前七二戸、二、六〇〇坪を焼失したが、続いて十三日、罹災戸数一、四六〇戸、罹災面積五万坪に及ぶ火災を発し、市繁華街の大半を焼失した。

熱海市は人口約三五、七〇〇人、戸数約八、〇〇〇戸であるが、温泉都市として急速に発展したのは、昭和九年丹那トンネル開通以後であり、市街地建築物法が適用されたのは昭和十四年十二月である。

二、大火に至つた原因については、出火地点が銭町海岸埋立地であり、海上から吹きつける東南の潮風が狭隘な丘状の市街地をあふる結果を来たした悪條件はあつたが、これを都市計画上からみると尚次の諸点が起因していると考えられる。

イ、道路幅員が極めて狭いこと。従つて消防活動が阻害されたこと。

ロ、建築密度が高いこと、消費都市として地価が極めて高く、空地が極めて少いこと。

ハ、上水道の施設が不十分であつたこと。

三、再建の方途として都市計画上からは、道路については海岸通り幹線を幅員十五米、他の主要道路を十二米に拡張し、初川、糸川、和田川各川の両側には六米の空地を設ける。土地については区劃整理の方法を採る。商店街は防火地区、他は準防火地区として指定する方法が考えられている。

右についての県の方針としては、

都市計画事業とここは県が施行することとし、その総工費約一億円の予定、二分の一を国庫に仰ぎ、残りを四分の一ずつ県及び市が負担する。

二ヶ年事業として、第一年目に焼跡の区劃整理、街路、水路事業を完成する。

又耐火建築に対する助成方法としては、

イ、国庫補助金を交付する。

ロ、見返資金を貸付ける。

ハ、予金部資金を県又は市に貸付け、県又は市が建築主に貸付ける。

ニ、金融機関より建築主に貸付けしめ、この金額相当額を予金部からその金融機関に預金する。

ホ、金融機関の所有する国債を日本銀行が買上げてその金を建築主に貸す。

等の方途が考究されているが、甲種防火地区に指定された地区内に建つ建物を耐火造とするための融資額、或いは公共的主要建築物を耐火構造とするための、或いは準防火地区内の準耐火構造とするための融資額等を推計すると三億五千万円に上るものと予想される。

従つて防火建築に対する金融助成方法が確定されなくては、防火地区の指定も確定されない現況にある。

現地の状況をみると、消費都市としての性格から仮建築が極めて迅速に建設されており、防火建築への対策は極めて緩漫の感がある。現地の鉄筋コンクリー造建物（銀行）が防火壁としての役割を大きく果しており、主要街路に沿うて耐火建築が建てられることは最も肝要と思われる。

又区劃整理については減歩率一割三分と見積られているが、地価坪当り一二―一三万円と云われる繁華街地については、処理過程について尚多くの問題を残しているとみられる。（以上）

昭和二十五年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十五年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書を審査し別紙勘告を附して国立国会図書館法第二十八條の規定により送付する。

昭和二十四年十二月十九日

図書館運営委員長　三木　治朗

参議院議長佐藤尚武殿

図書館運営委員会は、さきに国立国会図書館の経費増額の必要を勘告したが、昭和二十五年度予算要求書を検討するに、前年度に比較していろいろの点で改善の跡が見られる。しかしながら図書館が法律上負担する多様の業務を遂行する上において、いまだ遺憾の点が多い。よつて次の機会において、国立国会図書館の予算を大幅に増額する措置を講ぜられるよう勧告する。

国会所管予定経費要求書

（部局）　国立国会図書館

（項）　国立国会図書館

事項	昭和25年度要求 要求額 円	要求定員 人	前年度予算 予算額 円	予算定員 人
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	105,256,000	405 9人6ヶ月 内27人9ヶ月	78,493,000	369
（説明）　国立国会図書館法に基き国立国会図書館本館の管理運営のため必要な経費である。				
国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に必要な経費	25,081,000	122	19,782,000	122
（説明）　国立国会図書館法に基き国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に必要な経費である。				
（項）　国立国会図書館営繕事務費				
国立国会図書館営繕工事事務に必要な経費	140,000	0	140,000	0
（説明）　国立国会図書館書庫新営等営繕工事に関する事務を処理するために必要な経費である。				
（項）　国立国会図書館書庫新営費				
国立国会図書館書庫新営に必要な経費	5,000,000	0	5,500,000	0
（説明）　国立国会図書館において書庫新営工事のため必要な経費である。				
（項）　国立国会図書館各所修繕費				

国立国会図書館各所修繕工事に必要な経費	5,000,000	0	1,500,000	0

（説明）　国立国会図書館庁舎等修繕工事のために必要な経費である。

国立国会図書館の計	140,477,000	527	105,415,000	491

上記金額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

国立国会図書館昭和25年度予定経費

部款項目	昭和25年度要求額	前年度予算額	比較増減
国会費			
	円	円	円
国会	140,477,000	105,415,000	35,062,000
国立国会図書館	130,337,000	98,275,000	32,062,000
2 職員俸給	38,681,400	38,586,645	94,755
3 職員手当	22,255,000	18,716,000	3,539,000
4 諸手当及給與金	1,638,000	1,611,000	27,000
5 賃金	4,544,000	1,147,000	3,397,000
6 旅費	1,922,000	1,151,000	771,000
7 消耗品費	15,602,400	8,908,082	6,694,318
8 役務費	18,600,600	9,879,319	8,721,281
9 委託費	500,000	0	500,000
10 備品費	23,401,600	15,265,954	8,135,646
14 補助負担金及交付金	2,843,000	2,695,000	148,000
15 交際費	315,000	315,000	0
17 賠償及償還金	34,000	0	34,000
国立国会図書館営繕事務費	140,000	140,000	0
5 賃金	20,000	20,000	0
7 消耗品費	40,000	40,000	0
8 役務費	40,000	40,000	0
10 備品費	40,000	40,000	0
国立国会図書館書庫新営費	5,000,000	5,500,000	△500,000
11 原材料費	250,000	275,000	△25,000
13 施設費	4,750,000	5,225,000	△475,000
国立国会図書館各所修繕費	5,000,000	1,500,000	3,500,000
11 原材料費		75,000	△75,000
13 施設費	5,000,000	1,425,000	3,575,000

○第三十三号参照

審査報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤井　新一	竹下　豐次		
町村　敬貴	門屋　盛一		
カニエ邦彦	小杉　繁安		

要領書

一、委員会の決定の理由

法務府の附属機関である司法保護事業審議会等を廃止し、検察官に検察に関する学理並びに技術の研究を行わせるため附属機関として新たに検察研究所を設置し、又訟務及び人権擁護に関する事務の増加に伴つて地方法務局にその事務の一部を分掌させることとし、なお四刑務支所を刑務所に昇格しようというのであつて、適当な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

検察官の知識の向上をはかるとともに、訟務及び人権擁護に関する事務の合理化をはかり得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安	カニエ邦彦		
三好　始	梅津　錦一		
藤井　新一	竹下　豐次		
町村　敬貴			

要領書

一、委員会の決定の理由

政府の審議会整理の方針に従つて、交通事業調整審議会、地方制度調査会、地方税審議会の各審議会を廃止するとともに、両議院の青少年不良化防止の決議に基いて、青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施を図るため閣議決定をもつて内閣に置かれていた中央青少年問題協議会に一層その機能を発揮させるために明確な法律上の基礎を與えようというのであつて、適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

審議会を整理するとともに、青少年の不良化防止に資する利益がある。

三、費用

本法施行により別に費用は要しない。

審査報告書

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安	町村　敬貴		
竹下　豐次	カニエ邦彦		
三好　始	梅津　錦一		

要領書

一、委員会の決定の理由

政府の審議会整理の方針に従つて従来四十一設置されていた各種審議会等を整理統合してこれを二十一とし、その整理に当つてはその機能を損うことのないようにするとともに、関係法律について所要の改正を行うことは、適当の措置と認めた。

二、事件の利害得失

行政機構の簡素化に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

財政法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決

した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十四日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　平沼彌太郎

西川甚五郎　森下　政一

木内　四郎　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

内閣が各省各庁の長に対し配賦する歳入歳出予算については、節の区分を廃止し、又、支出負担行為の計画について行う大蔵大臣の承認については、支出負担行為担当官ごとに行うのを廃し、各省各庁ごとに承認を経ることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

予算執行の円滑を図り得る利益がある。

三、費用

この法律を施行するためには、別に費用を要しない。

審査報告書

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十四日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　小宮山常吉

藤井　丙午　米倉　龍也

板野　勝次　西川甚五郎

森下　政一　油井賢太郎

平沼彌太郎　黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

製造たばこの定価の引下げを行うに当り、日本專売公社製造たばこ価格表を整備するの外、商況及び嗜好に応じて試製する製造たばこの小売定価について特別の規定を設けるもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民生活の安定に資しうる利益がある。

三、費用

この法律を施行するに際して、別に費用を要しない。

○第三十四号参照

審査報告書

造幣庁特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十七日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉屋　喜章　木内　四郎

油井賢太郎　伊藤　保平

小宮山常吉　九鬼紋十郎

米倉　龍也　櫻内　辰郎

平沼彌太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従来の造幣庁特別会計を廃止して、新たに造幣庁特別会計を設置し、補助貨幣回収準備資金の設定その他諸規定を整備せんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資する利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森下　政一　米倉　龍也

西川甚五郎　油井賢太郎

平沼彌太郎　伊藤　保平

小宮山常吉　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由

銀行等の債券発行等に関する法律の施行に伴い、特別銀行法等を廃止するとともに、これに伴う経過措置を定めようというのであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行等の特別銀行は普通銀行として再出発し得る。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

銀行等の債券発行等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

油井賢太郎　小宮山常吉

伊藤　保平　玉屋　喜章

平沼彌太郎　西川甚五郎

森下　政一　米倉　龍也

要領書

一、委員会の決定の理由

銀行等に対し、債券の発行についての特例を定め、併せて米国対日援助見返資金の引受けによる優先株式の発行を認めようというのであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて経済復興のために最も緊要とされる長期資金の円滑なる供給を図り得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十七日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川甚五郎　平沼彌太郎

米倉　龍也　九鬼紋十郎

藤井　丙午　小宮山常吉

伊藤　保平　木内　四郎

黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

政府又は公団等の退職職員で失業している者に対する退職手当の支給個所の変更に伴い、その支給財源に充てるため各特別会計又は公団等の負担額を予算の定めるところにより一般会計に繰り入れ、又は納付することを規定しようとするもので、適当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

退職した旧政府職員等に対する失業者退職手当の円滑なる支給を図り得る利益がある。

三、費用

この法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十七日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　木内　四郎

伊藤　保平　小宮山常吉

森下　政一　九鬼紋十郎

米倉　龍也　平沼彌太郎

西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

薪炭需給調節特別会計を廃止するとともに、昭和二十四年度において、この会計の借換証券の財源に充てるための証券を発行することができることとし、これが廃止に伴う必要な措置を講じようというのであつて、止むを得ぬ措置と認める。

二、事件の利害得失

この会計の廃止によつて、薪炭需給の調節を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

夏時刻法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

労働委員長代理理事　平野善治郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

寺尾　豊　城　義臣

鈴木　清一　伊達源一郎

一松　政二　田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

現行法では夏時刻は四月の第一土曜日より開始されるが、早朝又は寒冷時に起床を余儀なくされるなど、実生活面に不都合を生ずることが四月においては特に著しく、又本法の主目的の一たる電力節約の点も、四月は一般に雪融けのため電力増加しその需給関係は年間を通じ最も緩和される時期であり、更に公聴会における各層の意見に徴しても改正案に賛成するものが多かつたことなどを勘案するとき、開始期を五月の第一土曜日とすることは適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民の実生活に好影響を與える。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

労働組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

労働委員長代理理事　平野善治郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

寺尾　豊　城　義臣

鈴木　清一　小杉　イ子

伊達源一郎　一松　政二

田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

現在地方労働委員会の定数は東京都の七名を除き五名であるが、現行法施行の実績に鑑み北海道、大阪府及び福岡県の三地方労働委員会については他の府県のそれに比してその事務が相当繁忙であるので、その定数を七名に増加せんとするものであり、その趣意において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

三地方労働委員会の事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にすることができる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

内村　清次　早川　愼一

前之園喜一郎　植竹　春彦

小泉　秀吉　飯田精太郎

丹羽　五郎　高田　寛

村上　義一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通行税法の改正に伴つて国有鉄道運賃法の一部を改正し、(一)現在の遠距離逓減制の二段階制を四段階制としたこと、(二)一・二等旅客運賃の倍率を引下げたこと、(三)長期定期旅客運賃の割引率の増加を図つたこと及び(四)普通急行並びに準急行について近距離利用者の便宜のため新たに三〇キロメートル迄の料金を設定して旅客の負担の緩和を図つたこと並びに(五)航路普通旅客運賃の値上げを図つたもので、日本国有鉄道の現段階においては、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

主として遠距離旅客、一・二等旅客並びに定期旅客の負担を軽減する利益がある。

三、費用

本法律案の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　九鬼紋十郎

西川甚五郎　森下　政一

木内　四郎　伊藤　保平

玉屋　喜章　油井賢太郎

平沼彌太郎

第四條の改正規定を次のように改める。

第四條第一項中「経済の再建」の下に「並びに特定の教育事業」を加え、「公私企業」を「国、国以外の公企業若しくは私企業」に、「公企業」を「国若しくは国以外の公企業」に改める。

第六條の改正規定を次のように改める。

第六條第二項を削る。

第十四條の改正規定中『「第三項」を「第四項」に改め、』を削る。

第十五條の改正規定を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

米国対日援助見返資金を民間情報教育事業に使用する途を開く等適切な処置と認めるが、この使用方法を政令で定める等の規定を設けることは適切でないので修正議決するものである。

二、事件の利害得失

米国対日援助見返資金の運用を有効適切ならしむる利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い特に費用を要しない。

所謂徳田要請事件に関する在外同胞引揚問題に関する特別委員会報告書に対する少数意見報告書

私は「所謂徳田要請事件」に関する中間報告書に対し、左の理由によつて反対する。

一、いわゆる反動分子の帰還が遅延せしめられているという事実はない。かくの如きことを云々することはソ同盟よりの引揚を協定せる一九四六年十二月十九日のいわゆる米ソ協定を無視し、侮辱するものである。

戦争犯罪人が残されるのはすべての関係連合国の権限に属することであつて、ひとりソ同盟だけでなく、他の国々でも国際法に基く自己の権限において処理されている。ソ同盟政府は国際法に基いて引揚を行つており、日本共産党はこれを信頼している。

二、日本共産党は一九四九年五月五日、ソ同盟共産党中央委員会宛「引揚の年度内完了」を要請せる以外ソ同盟を秘密に連絡した事実はないし、またその必要を認めていない。

三、「反動は帰すな」といういわゆる徳田要請なるものは、本年三月四日タス通信を通じて正式に否定されており、かつ委員会の全調査を通じてかくの如き事実がなかつたことは明かである。

四、従つて本件に関する委員長の中間報告は、何等の証拠なく、故意にソ同盟、日本共産党、並びに徳田書記長を誹謗せんとするものであり、反ソ反共宣伝によつて、日本の植民地化、軍事基地化を陰蔽し、再び戦争を挑発せんとするものである。

昭和二十五年三月二十七日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会

少数意見者　中野　重治

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五七号　大阪市高速鉄道建設工事に見返資金融資の請願

第三三一号　中小企業設備資金に見返資金放出の請願

第三三二号　中小企業等協同組合法による信用協同組合設立の請願

第三三四号　旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第四〇八号　国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

第五〇九号　日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第五三九号　中小企業金庫設置に関する請願

第七一一号　日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第七二九号　沿岸漁業の設備資金融資に関する請願

第七七八号　帝繊航空機株式会社所有登録公債に関する請願

第八二七号　旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第八八九号　綿業復元業者の復金融資返済開始期延長に関する請願

第一一八二号　生活協同組合住宅事業に融資の請願

第五七三号　東北地方の移制改革に関する請願

第八五〇号　雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月十七日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第三号

大阪市高速鉄道建設工事に見返資金融資の請願

第五七号　大阪市議会議長　浅利弘次郎提出

中小企業設備資金に見返資金放出の請願

第三三一号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

第三三二号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

中小企業等協同組合法による信用協同組合設立の請願

第三三二号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第三三四号　横須賀市公郷町二、六一七財団法人共済会理事　加藤善哉外十二名提出

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

第四〇八号　東京都中央区日本橋江戸橋一加賀ビル内全国特別調達庁職員労働組合内　小田島森成外七名提出

日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第五〇九号　福岡県八幡市上津役市ノ瀬　亀田猛外七名提出

中小企業金庫設置に関する請願

第五三九号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第七一一号　福岡県八幡市太蔵二條一財団法人日本製鉄八幡製鉄組合内　濱川太四郎外七名提出

沿岸漁業の設備資金融資に関する請願

第七二九号　東京都千代田区大手町二ノ八ノ一全国漁業協同組合連合会長会議内　田中信儀提出

帝繊航空機株式会社所有登録公債に関する請願

第七七八号　岡山県浅口郡玉島町大字乙島七、四七一帝繊航空機工業株式会社内　有田勉三郎提出

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

第八二七号　横須賀市田浦一、一二六財団法人共済会内　鈴木三五郎外十二名提出

綿業復元業者の復金融資返済開始期延長等に関する請願

第八八九号　大阪府堺市蹊尾宮本町全国綿スフ織物転廃業者復興連盟内　中村幸孝提出

生活協同組合住宅事業に融資の請願

第一一八二号　東京都港区南佐久間町一ノ八全東京都生活協同組合住宅事業協会内　今井哲外二名提出

東北地方の税制改革に関する請願

第五七三号　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重屹外一名提出

雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する請願

第八五〇号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大阪市高速鉄道建設工事に見返資金融資の請願

請願者　大阪市議会議長　浅利弘次郎

右の請願は

大阪市の人口公布は終戦後いちじるしく変化し、市民は周辺の焼け残り地区に集結したため、周辺部と都心部との交通量は非常に増加して、本市交通の動脈ともいうべき大阪市高速鉄道の利用者は一日二十七万人に達している。しかして本鉄道延長工事はすでに昭和十七年から着工されていたのであるが資金、資材、労力等に制約されて現在まで放置されたままであるから、本市交通の整備拡充と失業救済のためすみやかに本鉄道建設工事に対して見返資金の融資を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業設備資金に見返資金放出の請願

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は

九原則実施以来工業界の資金難ははなはだしく、とくに全国企業者の九十九パーセントを占める中小企業は、金詰りによる工場閉鎖、休業が続出し、わが国経済再建に一大支障をきたしており、政府の発表した見返資金の活用放出も実際には進展していないため、このまま放置されるときは工業生産は減退し、再建途上にある国家産業は死滅する実状にあるから、中小企業に対する設備資金に見返資金を放出する方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業等協同組合法による信用協同組合設立の請願

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は

中小企業等協同組合法中信用協同組合の設立は、大蔵省の免許を必要とするが、大蔵省に設立願いを出した設立希望者の中で一人として許可を得た者がない有様である。一方全国企業者の九十九パーセントを占める中小企業の現状は特権階級化した金融機関では金融の途がつかず、極度の金詰りのため工場の閉鎖、休業等が続出し、いまや中小企業は経営困難に陥り崩壊の危機に直面しているから、中小企業等協同組合法の精神を生かし、すみやかに信用協同組合の設立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

請願者　横須賀市公郷町二六一七　財団法人共済会理事　加藤善哉外十二名

右の請願は

旧海軍共済組合は、勅令に基いて海軍部内の工員、よう人、雇員等によつて組織されたものであつて昭和二十三年法律第六十九号国家公務員共済組合法中の「旧組合」と同種のものである。しかして昭和二十四年五月法律第百十八号による同法一部改正によつて従前この旧組合から、退職年金、廃疾年金、遺族年金、業務災害年金等を受けていた者に対しては、昭和二十三年十月以降国庫負担でこれらの年金が三千七百円ベースに応じて増額改定されたのであるから、現在窮乏にあえぐ旧海軍共済組合の年金受給者に対しても同様の取り扱いを受けるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋江戸橋一加賀ビル内全国特別調達庁職員労働組合内　小田島森成外七名

右の請願は

国家公務員共済組合法は、政府職員の保障制度を確立し、住宅その他福利厚生の充実を図るためのものであるが、その内容実質には幾多不合理な点があるから、(一)国庫負担金の増額、(二)各種給付金の引上げと給付範囲の拡充制限の撤廃、(三)運営の民主化、(四)長期給付と恩給との差別待遇撤廃等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

請願者　福岡県八幡市上津役市ノ瀬　亀田猛外七名

右の請願は

昭和二十四年五月法律第百十八号によつて、国家公務員共済組合法の一部が改正せられ、現存の現業庁共済組合年金は、昭和二十三年十月以降、国庫の負担において、従前の年金額の二十四倍に改訂増額されたが、財団法人八幡共済組合年金受給者の年金についても、八幡共済組合が、昭和九年一月三十一日までは、いわゆる官業共済組合であつた事実から、(一)昭和九年一月三十日以前に既に年金受給資格の発生した年金者に対する年金については、その年金額を国家公務員共済組合年金受給者の年金額と同一の水準まで増額すること、(二)昭和九年二月一日以降に年金受給資格発生の者に対する年金については、昭和九年一月三十一日以前の官業共済組合加入期間に応じて、夫々年金額を増額すること等について適切なる処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金庫設置に関する請願

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は

最近の経済情勢の悪化により、中小企業は経営難に陥りまことに憂慮すべき事態に立至つている。しかしてこれがため、政府においても従来中小企業に対して資金対策が講ぜられているが、従来の金融機関のありかたでは資金の回転が不円滑であるから、中小企業を専門とする特殊な中小企業金庫を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

請願者　福岡県八幡市太蔵二條一　財団法人日本製鉄八幡製鉄組合内　清川太四郎外七名

右の請願は

昭和二十四年五月法律第百十八号によつて、国家公務員共済組合法の一部が改正せられ、現存の現業庁共済組合年金は、昭和二十三年十月以降、国庫の負担において、従前の年金額の二十四倍に改訂増額されたが、財団法人八幡共済組合年金受給者の年金について も、八幡共済組合が、昭和九年一月三十一日までは、いわゆる官業共済組合であつた事実から、(一)昭和九年一月三十日以前に既に年金受給資格の発生した年金者に対する年金については、その年金額を国家公務員共済組合年金受給者の年金額と同一の水準まで増額すること、(二)昭和九年二月一日以降に年金受給資格発生の者に対する年金については、昭和九年一月三十一日以前の官業共済組合加入期間に応じて、夫々年金額を増額すること等について適切なる処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

沿岸漁業の設備資金融資に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八ノ一全国漁業協同組合連合会長会議内　田中信儀

右の請願は

沿岸漁業の生産力発展と漁民生活安定のためには、漁船の機関換装、製氷冷凍冷蔵施設、代船の建造、輸出水産物振興施設等の整備充実が緊急要件であるが、これに要する資金は現下の漁村経済の実情では調達困難であるから、これらの設備資金に見返資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

帝國航空機株式会社所有登録公債に関する請願

請願者　岡山県浅口郡玉島町大字乙島七四七一帝國航空機工業株式会社内　有田勉三郎

右の請願は

帝國航空機工業株式会社は、GHQの指令に基き昭和二十四年十二月臨時株主総会において解散を決議し、昭和二十五年一月大蔵大臣より右決議の認可を受け、目下清算に入つているが、当社の保有物資中(一)紙類、(二)布団綿その他、(三)針金、鉄類等を産業復興公団から收買され、そのうち(一)、(二)の物件は引渡しを終り価額の内一千円未満の端数は現金で支拂を受け、殘余は不融通登録国債で受領しており、また(三)の物件は当社に在庫のまま放任されているため清算を終了することができないから、前記登録公債をすみやかに償還するか、処分禁止の制限を解除するか適当の方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願

請願者　横須賀市田浦一、一二六　財団法人共済会内　鈴木三五郎外十二名

右の請願は

旧海軍共済組合は、勅令に基いて海軍部内の工員、よう人、雇員等によつて組織されたものであつて昭和二十三年法律第六十九号国家公務員共済組合法中の「旧組合」と同種のものである。しかして昭和二十四年五月法律第百十八号による同法一部改正によつて從前この旧組合から、退職年金、廃疾年金、遺族年金、業務災害年金等を受けていた者に対しては、昭和二十三年十月以降国庫負担でこれらの年金が三千七百円ベースに応じて増額改定されたのであるから、現在窮乏にあえぐ旧海軍共済組合の年金受給者に対しても同様の取り扱いを受け得るよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

綿業復元業者の復金融資返済開始期延長等に関する請願

請願者　大阪府堺市踞尾宮本町全国綿スフ織物転廃業者復興連盟内　中村幸孝

右の請願は

戰争中企業整備を受け強制的に転廃業せしめられた綿スフ織物業者は、終戰後供出設備の約一割に当る復元許可を與えられたのみであり、しかも供出代償として得た特殊預金は、ほとんど戰時補償の打切りにより設備一切は国家に徴発せられた結果と等しくなつた。しかして、昨年復金より約八億円の融資を受けて復元したが、戰前の約一割程度の極小工場となつたので営業上不利となり、かつ操業後間もなく経済界の急変転となつたため目下操業困難になつているから、(一)復金融資の返済開始期を一箇年延長すること、(二)復金への元金支拂を十年分割拂に変更すること、(三)利息日歩二銭五厘を二銭に引き下げること、(四)元利金の延滯日歩を免除すること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活協同組合住宅事業に融資の請願

請願者　東京都港区南佐久間町一ノ八全東京都生活協同組合住宅事業協会内　今井哲外二名

右の請願は

現下の社会情勢において、住生活は最も不安な状態にあり、種々の社会悪を醸成している。しかるに生活協同組合は、その使命にかんがみ、住宅建設事業を営むことが極めて適切であるから、本事業を積極的に推進するため、生活協同組合の住宅事業に対し、特別に融資の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の税制改革に関する請願

請願者　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重屹外一名

右の請願は

東北積雪地帯は、数箇月間にわたる積雪のために、経営費の増加はもち論、建物設備の耐雪補修費、輸送費、保温費等の増大および労働條件悪化に伴う賃金上昇等経済的、精神的打撃は計り知れぬものがあるから、今回の税法改正に際しては税負担の均衡を図るため、積雪地方の自然的條件をも加味した合理的税法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

東北地方は積雪寒冷の自然條件が大きく無雪濕暖地方に比較して生産、消費、文化、税負担等各方面にいちじるしく不利な立場にある。しかるに、現行国税制度は全国一率に行われているため、無雪地方に比して三十パーセントの超過課税となつていることは極めて不合理であるから、税制度の地域的不均衡を是正するため、雪害地方に対する税軽減を図るとともに課税方法を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七二号　株式譲渡の名義書換期間制限反対に関する陳情

第一〇一号　株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情

第一一三号　株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情

第一二八号　観光事業に見返り資金融資の陳情

第一八四号　金融危機対策に関する陳情

第二〇五号　政府支拂促進等に関する陳情

第二二二号　中小企業に大蔵省預金部資金特別融資の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月十七日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

官報号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その九）

大蔵委員会陳情特別報告第三号
株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情
第七二号　山梨県甲府市相生町二二山梨証券業協会内　上矢仲二郎提出
株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情
第一〇一号　東京都中央区日本橋兜町東京株式事務懇談会内　田村喜代太提出
株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情
第一一三号　大阪市東区北浜二ノ一証券ビル内大阪株式事務懇談会内　菅井壽提出
観光事業に見返り資金融資の陳情
第一一八号　京都府知事　木村惇外九名提出
金融危機対策に関する陳情
第一八四号　大阪市北区堂島西町一社団法人大阪商工会議所会頭　杉道助提出
政府支拂促進等に関する陳情
第二〇五号　兵庫県知事　岸田幸雄提出
中小企業に大蔵省預金部資金特別融資の陳情
第二二二号　三重県議会議長　石原鍋治提出
右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

大蔵委員会理事　黒田　英雄
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

株式譲渡の名義書換期間制限反対に関する陳情
陳情者　山梨県甲府市相生町二二山梨証券業協会内　上矢仲二郎外九名

右の陳情は
従来株式買受顧客に対する名義書換については、その費用等ほとんど無料で奉仕し勧奨している実情であるが、実際問題としては短期間は完了することは到底不可能である。しかして、シャウプ勧告案中の株式譲渡の名義書換期間制限が実施されると、先年来多額の費用を投じて証券民主化普及運動に努力し漸くその効果をおさめつつある際、その普及を阻げることになるから、株式譲渡の名義書換期間制限に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋兜町東京株式事務懇談会内　田村喜代太

右の陳情は
シャウプ勧告に基く株式譲渡の名義書換期間の制限は、（一）通信施設の現状等よりして名義書換に平均一週間近くを要すること、（二）株式の取引が現状を続行すること、名義書換請求は山積し、名義書換済の株券を入手するのに一箇月近くの日時を要することが予想されること、（三）証券取引の不円滑による換金性の欠除、市場価格の変態的決定等によつて、長期資金調達に影響を與えること、（四）徴税方法として不適当である等の見地より名義書換期間の法的制限を行わず、別途方法を講ぜられるか、あるいは、決算期を名義書換時期とされるよう考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情
陳情者　大阪市東区北浜二ノ一証券ビル内大阪株式事務懇談会内　菅井壽

右の陳情は
最近株式等の譲渡の場合における租税の徴収確保等に関する法律案が提出される由であるが、万一本案が実施されることになると、多数の会社においては、株式事務の煩雑化、経費の増大、責任の過重等会社の内部関係はもち論、株式の円滑な流通をはばみ、株価にも悪影響をおよぼす等所期の成果を期し難いから、将来株式の名義書換が簡素化されるまで、本案の実施を延期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

観光事業に見返り資金融資の陳情
陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の陳情は
観光外客の誘致については、受入諸施設の早急な建設を要するが、民間はもとより地方公共団体においても、その必要とする資金には自ら限度があるから、観光施設とくに観光道路を重点とする補助金の増額をはじめ見返り資金の融資による助成法策をすみやかに確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金融危機対策に関する陳情
陳情者　大阪市北区堂島西町一社団法人大阪商工会議所会頭　杉道助

右の陳情は
現下の金詰り対策として、（一）政府支拂は年度内に実施し必要に応じて概算拂を行うこと、（二）徴税に対する分割納入または一部延納を認め、もし不可能な場合には納税融資の途を開くこと、（三）援助見返資金の活用により金詰りを緩和すること、（四）預金部資金を可及的に産業資金として活用すること、（五）日銀貸出の高率適用を廃除すること、（六）復金收金の政府納入を延期して市中銀行預金として活用せしめること、（七）社債担保貸出とともに株式見返担保貸出を復活すること、（八）商品担保貸出を早急に復活すること、（九）各公団廃止にともなう資金の回收を延期し、分割拂の方法を開くこと等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

意見書案

政府支拂促進等に関する陳情

陳情者　兵庫県知事　岸田幸雄

右の陳情は、政府支拂促進に関する対策として、(一)延滯利子を附するよりは元金をすみやかに支拂うこと、(二)支拂は地元にて実施すること、(三)概算拂の範囲を拡大すること、(四)請求書の様式等に変更ある時は相当事前に説明会を開催すること、(五)請求書に添付する書類を簡単にすること、(六)支拂遅延の業者に金融を考慮すること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい、ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業に大蔵省預金部資金特別融資の陳情

陳情者　三重県議会議長　石原鍋治

右の陳情は、零細な中小企業が多数を占めているわが国産業界において、中小企業の健全なる育成を図ることが経済安定上の緊急要件である。しかるに最近のデフレ傾向による金詰りのため、これらの企業は崩壊の危機にひんしているから、これを救済するため大蔵省預金部資金を特別融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第三十五号参照

審査報告書

千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の実施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

外務委員長　野田　俊作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　德川　賴貞

園　伊能　淺井　一郎

要領書

一、委員会決定の理由

わが国は千八百九十一年二月以来この條約に加入しており、ただ過般の戦争のため実際上の機能が停止していたのであるが、今般の修正議定書を承認することによつて再びこの條約に復帰でき、貿易の促進上極めて有利となるものであるから承認することは妥当である。

二、事件の利害得失

各国の関税表に関する最新の情報を定期的に入手でき、わが国の貿易促進上利益がある。

三、費用

関税表刊行国際事務局の費用分担のため年額一〇、九五〇金フラン（邦貨約百三十一万四千円）の拂込を要する。

審査報告書

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宇都宮　登　千葉　信

木下　源吾　小串　清一

岩男　仁藏　小畑　哲夫

寺尾　博

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は現行政府職員の新給與実施に関する法律が、昭和二十五年三月三十一日限り効力を失うことになるので、その期限を延長する必要があるが、同法による政府職員の給與六三〇七円ベースを引続き現行通りとすることの可否は、さきに人事院より給與ベース改訂の勧告もあり、更に検討を加えねばならないので、同法の期限の延長は已むを得ざる最小限度に止める必要があり、その期限延長を四ヶ月に止めることが適当と認め原案の一ヶ年延長を修正した。

二、事件の利害得失

公務員の給與問題の合理的解決に寄與して、人事行政の円滑且つ能率的な運営を促進するの利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　姫井　伊介

井上なつゑ　草葉　隆圓

小杉　イ子　石原幹市郎

今泉　政喜　中平常太郎

要領書

一、委員会決定の理由

厚生省所管の附属機関である健康保険審議会、船員保険審議会、厚生年金保険審議会、社会保険診療協議会、社会保険診療報酬算定協議会、健康保険審議会、船員保険審査会及び厚生年金保険審査会並びに前記各審査会への訴願の前審機関である保険審査官の制度を統一するための本法律案は時宜を得た適切なる措置と認める。

二、利害得失

本案によつて厚生省所管の社会保険関係の各種審議会等を統合する利益がある。

三、費用

本法案の施行により八万四十円を減額することができる。

審査報告書

有価証券移転税法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　伊藤　保平

木内　四郎　油井賢太郎

小宮山常吉　米倉　龍也

西川甚五郎　玉屋　喜章

森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由

今次の税制改正の一環として有価証券移転税を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

有価証券の流通を円滑にする等の利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　油井賢太郎
藤井　丙午　森下　政一
川上　嘉　九鬼紋十郎
米倉　龍也　平沼彌太郎
西川甚五郎

要領書
一、委員会の決定の理由
米国対日援助物資に関する経理は、従来貿易特別会計の援助物資勘定で整理していたが、新たに米国対日援助物資等処理特別会計を設置して、取扱わせようとするものであつて適切な処置と認める。
二、事件の利害得失
米国対日援助物資に関する経理を明確にする利益がある。
三、費用
この法律の施行に伴い特に費用を要しない。

審査報告書
解散団体財産収入金特別会計法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月二十八日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小宮山常吉　油井賢太郎
木内　四郎　伊藤　保平
黒田　英雄　玉屋　喜章
西川甚五郎　米倉　龍也
森下　政一

要領書
一、委員会の決定の理由
解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十八号）第三條の規定により国庫に帰属した財産に関する収入金の経理につき、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに、解散団体財産収入金特別会計を設置しようとするものであつて、適当なものと認める。
二、事件の利害得失
この法律の施行によつて、その経理を明確ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書
国庫出納金等端数計算法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月二十八日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小宮山常吉　油井賢太郎
木内　四郎　伊藤　保平
黒田　英雄　玉屋　喜章
西川甚五郎　米倉　龍也
森下　政一

要領書
一、委員会の決定の理由
最近の経済情勢にかんがみ、従前の国庫出納金端数計算法を廃止し、新たに国庫出納金等端数計算法を制定しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
国庫出納金等の計算事務を簡素にし、その能率の増進を図り得る利益がある。
三、費用
この法律を施行するためには、別に費用を要しない。

審査報告書
肥料配給公団令の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
岡村文四郎　羽生　三七
岡田　宗司　赤澤　與仁
徳川　宗敬　柴田　政次
門田　定藏　鈴木　順一
石川　準吉　池田　恒雄
藤野　繁雄　北村　一男
小川　久義　池田宇右衞門
深水　六郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は肥料配給公団の存続期限（本年三月三十一日まで）の一年間延長及び基本金五百万円増額を内容としたもので、肥料需給の現状及び春肥配給途上における配給機構改変防止の観点から、本案は妥当なる措置と認め、委員会は全会一致をもつて原案通りこれを可決すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
肥料配給機構の改変は、その生産事情及びこれに関する金融、価格その他の措置、輸入事情、農産物価格対策等と密接なる関連を有するから慎重なる考慮の下に取扱われることを要する。従つて本件は経過的措置としては適切であるが、今後の改変措置に当つても右の点については特に慎重なる善処方が必要である。
三、費用
増額せられる基本金五百万円は昭和二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書
油糧配給公団法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
岡村文四郎　羽生　三七
岡田　宗司　赤澤　與仁
徳川　宗敬　柴田　政次
門田　定藏　池田　恒雄
藤野　繁雄　北村　一男
鈴木　順一　石川　準吉
小川　久義　池田宇右衞門
深水　六郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、食料品配給公団（存続期限本年三月三十一日まで）の取扱物資中みそ、醤油及び乳製品については今後公団方式による統制を廃止し、砂糖のみ引続き従来の公団方式を行うとともに、その取扱を油糧配給公団（存続期限本年三月三十一日まで）をして行わしめることに改め、同時に油糧配給公団は、その名称を油糧砂糖配給公団に改称の上、明年三月三十一日までその存続期限を延長せんとするものである。
当委員会においては、かねて議長の承認を得て農林関係配給公団制度に関する調査を行つて来たのであるが、政府今回の提案にかかる特定取扱物資の削減については、調査の結果、その後の需給事情の変化に鑑み、これを承認したが、食料品配給公団を廃し砂糖を油糧配給公団に取扱わしめることは、公団が暫定的機関であるだけに両公団合併に伴う人事、事業上の渋滞より来る経営上の損失が大きく、公団整理方法としては極めて非合理的、且つ、不経済的措置と認め、食料品配給公団は砂糖のみを取扱う機関として、なお一年存続せしめるとともに機構縮減に伴う役職員整理を行わしめることとし、右の措置に必要なる立法的措置を別途委員会提案として試みたが、関係方面の諒解を得るに至らず、しかも法案否決により公団自体を廃止することも、これに代るべき統制措置未確立の現状においては、事実上不能であるので、委員会としては甚だ遺憾ながら止むを得ず全会一致をもつて政府提出原案通り可決すべきことに決定した。
二、事件の利害得失
前記のような機構改変に伴う不利不便が、明らかに予想されるから、これを最少限度にくい止めるため政府の特段の努力と注意が必要である。

三、費用

本件については経費を要しない。

審査報告書

食糧管理法の一部を改正する法律案右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡村文四郎　小川　久義
赤澤　與仁　柴田　政次
石川　準吉　鈴木　順一
深水　六郎　北村　一男
藤野　繁雄　池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、(一)いも類についての政府取扱方式の改正、(二)食糧配給公団の存続期間の一年間延長並びに公団基本金九千万円の増額を内容とし、(一)については、従来の食糧確保臨時措置法に基く強力なる統制を廃し、予算の範囲内において一定の政府買上げ数量（昭和二十五年産いもについては甘しよ、馬鈴しよを合し四億貫）を予定し、右の数量範囲内において生産者よりの売渡し申込に応じ、政府において買上げる措置を法律上規定し、(二)については明年三月までに公団の廃止を行う方針の下に、順次民営の卸売り及び小売機構の設立を認め、且つ、これに対する都道府県知事の監督規定を設ける等公団の整理過程における円滑なる進行を期せんとするものである。

本案の審議に際しては、わが国食糧政策今後の動向に鑑み、転換期に際し適切なる農政確立の必要性、食糧供出制度改変の是非、食糧自給度向上に関する具体策、農村恐慌対策等、広はんな範囲にわたり慎重審議を重ねた結果、本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

最近における食糧需給事情の変化に伴い、供出制度及び食糧配給機構の改変については区々の論議が行われ、生産者は勿論消費者に対しても少なからざる不安、動揺を生ぜしめつつある際であり、しかも事、わが国農政の基本的問題でもあるから、本案は経過的措置として止むを得ないものとするも、速かに確固たる方策をたて、速かに前途の方針を明らかにしなければ不測の混迷と国民経済上の損失を生ぜしめる。

三、費用

いも類の政府買入資金については既定予算の流用によるから特に新たなる経費を必要としないが、公団基本金の増額分九千万円については二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡村文四郎　赤澤　與仁
德川　宗敬　池田　恒雄
北村　一男　鈴木　順一
石川　準吉　門田　定藏
柴田　政次　羽生　三七
岡田　宗司　藤野　繁雄
小川　久義　池田宇右衞門
深水　六郎

要領書

一、委員会の決定の理由

松くい虫等森林病害虫の被害の甚大なるに鑑み本法案は従来の森林法の欠陥を補充し、又害虫の早期且つ徹底的駆除並びにまん延防止に関する制度の確立、適用範囲の拡張（従来の森林対象を街路樹、公園の樹木及び伐採木に及ぼす）防除措置による森林所有者に対する救済制度の確立等を内容としたものでむしろその立方の遅きに失するとの批評もあるが、この際の措置としては、なきに優るの措置として委員会は全会一致をもつて原案通りこれを可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

松くい虫防除措置が制度的に確立し今後の駆除予防においては、相当の効果を挙げ得る。

三、費用

本件に関連する予算は約二億四千万円で昭和二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ　河野　正夫
河崎　ナツ　藤田　芳雄
鈴木　憲一　堀越　儀郎
大隈　信幸　梅原　眞隆
岡崎　眞一　左藤　義詮

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国公私立大学の名誉教授に関する規定を設けてその基準を明確にし、高等学校の定時制課程の定義を明らかにし、各種学校の資格内容に一定の基準を示してその設立に認可制を規定する等所要の改正を行うもので妥当と認めるが、本委員会としては施行期日について別紙の通り修正議決した。

二、事件の利害得失

本改正により従来欠陥と見られた諸点が整備されるから、教育効果上利益する。

三、費用

本法案施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀越　儀郎　岡崎　眞一
左藤　義詮　梅原　眞隆
三島　通陽　藤田　芳雄
鈴木　憲一　來馬　琢道
河崎　ナツ　河野　正夫
星　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案に国立学校の一部について大学学部の分割をはかり、大学附属研究所の新設合併を行い、又、旧制の学校で本年三月をもつて職員生徒定員がなくなるものを削除する等その組織を整備するとともに、国立学校に置かれる職員の定員を学部の設置、学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基く増減に応じて改正するものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法案の施行によつて、国立学校はその組織の整備と内容の充実をはかり、わが国学校教育上利する処が大きい。

三、費用

本法案の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

図書館法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月二十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

左藤　義詮　堀越　儀郎

梅原　眞隆　岡崎　眞一
星　一　木内キヤウ
藤田　芳雄　來馬　琢道
河崎　ナツ　河野　正夫
三島　通陽

第四條第一項中「司書補とする」を「司書補と称する」に改める。

第二十條中「その他必要な援助を行うことができる」を「その他必要な援助を行う」に改める。

附則第一項に次の但書を加える。

但し、第十七條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は新憲法に保障する教育の機会均等の実をあげ、国民の教養の向上を期するためには、学校教育と相俟つて社会教育の画期的振興が行われなければならないという理由から、社会教育機関としてきわめて重要な地位を占めている図書館に法的根拠を與えてその設置及び運営に関する基準及び奨励方法等を規定しようとするもので妥当なものと認めるが、本委員会としては図書館に対する財政的措置に十分の考慮を拂うべき点について修正を加えた。

二、事件の利害得失

本法案の施行により、その運営よろしきを得れば、わが国文化の進展に資する処は大きいであろう。

三、費用

本法案実施に要する経費は、二十一万五千円であるが、すでに予算に計上ずみである。

審査報告書

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　以良　結城　安次
深川榮左衞門　駒井　藤平
島　清　鎌田　逸郎
玉置吉之丞　宿谷　榮一
平岡　市三

要領書

一、委員会の決定の理由

中小企業等協同組合法は昨年七月一日施行され、本法に基き旧商工協同組合は事業協同組合に、旧市街地信用組合は信用協同組合に組織を変更することになつているが、これらの組合特に市街地信用組合の如きは、組合員数が千人以上のものが大部分を占めているためその組織を変更した場合、現行法の総代会の規定では円滑なる組合の運営が不可能なので、今回総代会に関する規定を改正しようとするものであつて極めて、適切な改正と認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて今後協同組合の運営の円滑化を図り得る。

三、費用

本件の施行には別段の費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　眞琴　カニエ邦彦
梅津　錦一　町村　敬貴
三好　始　小杉　繁安
藤井　信一

要領書

一、委員会の決定の理由

従来の鉄道技術研究所が、日本国有鉄道の研究機関となつたので、運輸省としては国家的見地から民有の鉄道軌道のことも含めて広く鉄軌道関係の試験研究を行う必要があり、この際、船舶試験所を統合して総合的試験研究機関を設置し、又特別地区船員職業安定審議会及び参與を廃止すると共に、国家行政組織法に所要の改正を加えることは適当な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

総合的試験研究機関たる運輸技術研究所を設置することによつて、船舶、鉄道、軌道、港湾等に関する試験、研究を行い以て運輸交通機関の発達とその安全性の確保を計り、又、特別地区船員職業安定審議会及び参與を廃止することによつて機構の簡素化に資することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

梅津　錦一　町村　敬貴
三好　始　門屋　盛一
カニエ邦彦　大野木秀次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国の需要に対する調達事務の重要性にかんがみ、その能率的運営を図るため、終戦処理費の経費を特別調達庁において行うこととすると共に、新たに東京特別調達局を設置し、又従来の五つの審議会を、三つの審議会とし、内部部局たる長官々房及び五部を、同長官官房及び四部とする等、所要の改正を加えることは適当の措置であると認める。

二、事件の利害得失

この改正によつて調達事務を円滑化し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

連合国軍人等住宅公社法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

仲子　隆　岩崎正三郎
赤木　正雄　安部　定
北條　秀一　大隅　憲二
石坂　豊一　佐々木鹿藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は連合国軍人等の使用する住宅を建設し、これを賃貸することを目的とするもので、適当であると認める。

二、事件の利害得失

連合国軍人等の住宅に関する需要に応ずることができる。

三、費用

本法律施行のために要する費用は、別途予算措置による。

審査報告書

地方税法の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀　末治　島村　軍次
鈴木　直人　岡田喜久治
西郷吉之助　三木　治朗
吉川末治郎　太田　敏兒
林屋龜治郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年四月一日から酒消費税を廃止するとともに、地方税制の

全面的改正が実施されるまでの間、昭和二十五年度分の地方税について暫定措置を講じようとするもので、大体において適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方税制の全面的改正が実施されるまでの間の応急措置を講じ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

決算委員会審査報告書

昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算

第一、昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算並びに昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算は日本国憲法第九十条及び財政法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

一般会計

1　昭和二十二年度一般会計決算総額は

歳入

二千百四十四億六千七百余万円

歳出

二千五十八億四千百余万円

であつて

差引

八十六億二千六百余万円

の剰余を生じたが、この剰余金は財政法第四十一條の規定によつて昭和二十三年度の歳入に繰入れた。

2　右の剰余金額には翌年度へ繰越した歳出予算額及び前年度から繰越された剰余金の使用残額が含まれているので、これ等を差引くと財政法第六條にいうところの剰余金は

六十億八千百余万円

である。從つて同條の規定によつて、その二分の一を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てることになつている。

3　前記決算総額を

歳入予算額

二千百四十二億五千六百余万円

歳出予算額

二千百四十二億五千六百余万円

に比較すると

歳入においては　二億一千百余万円を増加し

歳出においては　八十四億一千四百余万円を減少した。

4　歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつた為

歳出予算額

二千百四十二億五千六百余万円

前年度より繰越

十九億六千余万円

合計

二千百六十二億一千六百余万円

となつた。これに対し支出済の本年度歳出額

二千五十八億四千百余万円

の外、本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越したもの

翌年度へ繰越

十七億一千二百余万円

があるので、

差引不用額

八十六億六千三百余万円

となつた。

5　予備費は予算額二十億円に対し、本年度において使用した金額は十九億七千七百余万円であつて、差引二千二百余万円の不用額を生じた。

6　国庫債務負担行為の限度額は

財政法第十五條第一項に基くもの

八億九千三百余万円

財政法第十五條第二項に基くもの

十億円

のところ、実際に負担した債務額は

財政法第十五條第一項に基くもの

八億四千六百余万円

外に財政法附則第四條に基くもの

六億二千四百余万円

財政法第十五條第二項に基くもの

九億三千万円

外に財政法附則第四條に基くもの

二千八百余万円

であるが、その内本年度支出その他の事由によつて、債務の消滅したものは

財政法第十五條第一項に基くもの

四千百余万円

財政法第十五條第二項に基くもの

六億六千百余万円

であつて、差引翌年度以降へ繰越した債務額は左の通りである。

財政法第十五條第一項に基くもの

十四億二千八百余万円

財政法第十五條第二項に基くもの

二億九千七百余万円

7　公債は

本年度発行額

八億九千八百余万円

既往年度よりの繰越額

千八百七十四億三千三百余万円

合計

千八百八十三億三千二百余万円

本年度償還その他

十六億二千三百余万円

差引翌年度以降へ繰越した債務額

千八百六十七億八百余万円

8　借入金は

既往年度よりの繰越額

五百三十九億一千七百余万円

本年度償還その他

百余万円

差引翌年度以降へ繰越した債務額

五百三十九億一千六百余万円

9　昭和二十二年法律第四十二号第九條第三項の規定による元臨時軍事費特別会計の借入金の繰越債務額は七十億円であつて、本年度に償還したものはない。

10　大蔵省証券又は一時借入金は

本年度発行限度額

四百億円

発行した最高額

三百九十億円

発行総額

七百二十三億円

であつて、全額本年度内に償還した。

11　元臨時軍事費特別会計分の本年度整理

歳入

七十万余円

歳出

百六十五億六千九百余万円

は一般会計の歳入、歳出に組入れることなく、單にこの決算に附記されている。

特別会計

昭和二十二年度における特別会計の数は二十六であつて、各特別会計の決算額の合計額は

歳入決算額

四千百九十一億一千三百余万円

歳出決算額

三千七百二十五億余円

である。

第二、本件を審査した結果

一、会計検査院が検査報告中に指摘している不当事項については、何れもその検査報告と見解を同じくする。但し第三一七号の事項については、会計検査院の見解がいささか妥当を欠くものと思う。

二、決算のうち、その他の事項については異議がない。

三、左の二十項目については内閣に対し将来の注意を促すため特に意見を付する。

（一）元臨時軍事費特別会計に属する歳入、歳出は、昭和二十一年勅令第百十号の規定により、昭和二十二年度一般会計の歳入歳出に繰入れて整理すべきものであるが、政府は之を一般会計の決算に附記して報告している。この方法は勅令違反であり、昭和二十一年度の決算審査報告においても警告して置いたのであるから、政府は重ねて勅令違反の行為を繰返さないよう厳重に注意すべきである。もし勅令の規定が実地運用に適しないならば、須らく先ず勅令を改正するのが至当であつて故意に勅令違反行為を繰返すべきでない。

なお、この決算に関しては、二百億円以上の收入不足がそのままとなつているが、これは速かに整理を要するものである。

（二）　昭和二十二年度一般会計の歳入において、收納未済額は五百三十三億円以上に達し、徴收決定済額に対する割合は二〇%に当り、二十一年度の八%、二十年度の四%に比して激増している。その主なるものは租税收入四百三十一億余円、価格差益納付金六十八億余円、特殊物件收入八十四億余円である。

特別会計の收納未済額は、二百三十四億余円であつて、その主なものは專売局七十七億余円、食糧管理七十三億余円、財産税等收入金三十二億余円である。

かくの如く一般会計及び特別会計を合計すれば、收納未済額は七百六十七億余円に上る。更に未だ徴收決定さえもしていない金額を考慮すれば、事実上の收納未済額はなお巨額に上る筈である。

租税に関しては、特に別項に記載するが、その他の歳入についても、事務の怠慢がその主たる原因であると認める。

既に前年度の決算審査報告中に警告した通り、内閣は国の財政困難の現状に鑑み、徴收成績改善につき格段の努力をなすべきである。

（三）　大蔵省所管の租税收入において、源泉徴收所得税の未拂込に対する徴收当を得ないものとして、会計検査院の検査の結果、これを是正させたものは、未拂込金額一万円未満のものを除き、給與所得及び配当所得の合計一億円以上に上つている。これは税務署において源泉徴收整理簿の整理不十分等のために生じたものであり、事務怠慢が主たる原因である。また取扱いの過誤により租税の徴收不足をきたしたものとして会計検査院の検査の結果、これを是正させたものは、徴收不足一万円未満のものを除き、各種の租税を合せて八百万余円に上つている。これはいずれも課税資料の取扱の過誤、所得調査の不十分、各税相互間の連絡調査の不備、法規適用上の過誤等によるものであり、事務手続の改善、事務能率の増進につき考慮を要するものと認める。

これ等の不当事項中には、事務担当者の軽過失に出ずるものもあると思われるが、その事務怠慢に起因するものと認められる場合にも、何等の行政処分がとられていない。砺波相当の月日を経過せる今日において、なお「訓告する予定で目下調査中」という答弁は当局の態度として無責任に失するものである。税務官吏の行動につき、世上兎角の風評のある今日、内閣は綱紀の粛正、事務能率の増進につき深甚の注意を拂うべきである。

（四）　国有財産その他の国有物件の管理並びに経理については措置当を得ないものが少くない。

社寺国有境内地の立木竹で、関係者により無許可で伐採されたものも少なからず、或は附近住民等により、盗伐されたものが少くない。

官有物の貸付料及び拂下代の收納未済額は三億円以上に上り、徴收決定額に対し、三九%に当るのみならず、徴收未決定のものが、相当多額に上つている。又久しく使用認可の手続もとらずに使用させていたり、或は無認可のまま、元所有者等の使用收益にまかせていたなど、管理よろしきを得ないものがある。

物品の経理は前年度の決算審査報告にも指摘した通り、とかく軽視される傾向があり、物品出納簿の記帳整理が充分でなく、帳簿外に保有したり、拂出済又は供用中のものの管理宜しきを得ない等、出納保管上の措置当を欠くものが少くない。殊に終戦処理関係のものについては、木材その他保管方法が不適当であつて、或は、野積のまま放置し、或は多量の腐朽材を生じている等、整理を促進すべき事項が多い。

なお農林省所管の食糧管理特別会計において、終戦後三年を経過してなお帳簿上の数量と在庫数量との差異の原因を適確に究めなかつた件、及び薪炭需給調節特別会計において巨額の欠損金を生ずるに至つた事実など何れも物品の経理及び管理宜しきを得ない結果である。

国有物件の経理並びに管理については、内閣は更に一段の注意を拂うべきである。

（五）　過大の予備費使用の決定を受けたり、又予備費使用決定額の大半を大蔵大臣の承認を経ないで、他の費目に流用したものなど、予備費の支出当を得ないものがある。

予備費の使用決定は、内閣に委されていることに乗じてこのような非違を犯すことのないよう、内閣はその決定並びに使用に当つては、細心の注意を拂うべきである。

（六）　支出官に対する予算支拂計画の示達が遅延し、甚だしきは年度経過後に示達されたものさえあるため、好ましからざる事例が少なからず生じている。即ち地方在勤職員に対する給與を地方費等で立替支拂したり、年度末に至つて工事施行又は物品購入等の契約を締結して年度区分を乱る結果を生じたり、補助金交付につき、時期を失する等の事態を生じたりしている。

支拂計画の示達は国庫金の状況に制約されることもあるから、内閣は一方には国庫收入の促進をはかると共に、他方には示達手続を促進して予算の執行を円滑ならしめるよう十分の注意を拂うべきである。

（七）　工事の施行又は物品の購入に当り、事実を作為し、年度内に完成又は納入されたものとして経費を支出しているものがある。

斯くの如き経費の年度区分を乱る会計法規違反事件は毎年その跡を絶たず、却つて増加の傾向にあるのは誠に遺憾である。その原因の主なるものは、予算の示達が遅れたり、繰越手続が煩雑に失するが為である。既に前年度決算審査報告にも指摘した通り、予算配賦の促進並びに予算繰越手続を早期且つ敏速に行うため、内閣は適当な改善方策を講ずることが肝要であると認める。

（八）　公共事業費の使用については、従来認証手続が複雑に過ぎたため、予算の配賦が著しく遅延した事情に鑑み、二十二年度第四・四半期から、仮認証の便法を講じて、予算配賦の遅延を防止することとなつたが、仮認証後における主務庁の処理がおそい為、予算実行の促進には大した効果がなく、依然として公共事業費支弁事業については、年度内完成を條件としながら、その不可能であることが明らかな年度末に差し迫つて予算の示達を行うような事例が多い。

内閣においては、公共事業費の予算実行の促進を図るため、更に一段の考慮を拂う可きである。

（九）　終戦処理費については慎重なる考慮を要することが多い。本費の昭和二十二年度支出額は六百四十一億円余であるが、工事施行及び物件調達等で予算を無視して契約した等のため、その代価を同年度中に支拂うこと

が出来ず、翌年度に支出しなければならないものが約百五十億円の多額に達している。

本費の経理に当つては、毎年このように多額な予算超過の債務を負担し、又国庫債務負担行為につき、国会の議決を経ていないのであることを会計検査院は指摘している。会計検査院の検査未確認額は昭和二十一年度分八十七億余円、二十二年度分百三十五億余円の巨額に達し、その大部分は概算拂の精算未了である。

本費の経理については、工事施行又は物件調達に当り計画の宜しからざるもの、過大の概算拂をしたもの、帳簿書類の不整理なるもの、不急の物品を多量に購入して、その管理の不備なもの、その他一般に経理の適正を欠くものが多い。

要するに本費の経理については、特殊の事情があるとは云え、失当なる措置を生ぜしめないよう、前年度の審査報告にも記した通り、内閣は特に愼重なる注意を拂うべきである。

（十）補助の指令が遅れたもの、補助の事業及び所要経費の実情を調査することなく、多額の補助金を交付したため、補助超過の結果を来しているもの、指定通りの事業が実施されていない場合に、補助金の全額又は一部の返納の取扱を怠つたもの、その他補助費の交付等について措置当を得ないものが多い。

これらは或は補助金の交付につき注意を欠いたもの、或は補助金交付後の措置適切ならざるものであつて、前年度決算審査報告にも記した通り、内閣はその目的達成のため、効果的に支出するよう十分の注意を拂うべきである。

（十一）予算の目的外に経費を使用し、又は予算を流用して職員の官舎等を新築し、或は職員の厚生施設を行つたもの等がある。

これらのもののうちには当時の実情に照して、その情状を諒とすべきものがあるが、会計法規を乱ることは絶対に許されない所であるから、内閣はよろしく予算上の措置をとつて合法的に之を行うよう注意を拂うべきである。

（十二）特殊物件は昭和二十二年度までにその大部分の処分を終つたが、二十二年度迄の徴収決定額四十二億八百余万円中、収納未済額は十一億九千五百余万円の多額であり、又徴収決定すべきものが、十六億五千余万円ある外運輸省及び通信省で処分し徴収決定した特殊物件は二十二年度迄にそれぞれ三億二千余万円及び一億百余万円であるのに、その代金として一般会計に納入したものは、なお少額であり、或は徴収決定を怠り、収納を怠り、或は又特殊物件をほしいままに処分する等、特殊物件の処分に関し措置当を得ないものが多い。

内閣は特殊物件に関する処分、徴収決定及びその収納につき、更に一段の努力を拂うべきである。

（十三）寄附により新営等を行い、又は寄附金で新築させた建物を受けることによつて庁舎の整備を行つたものがある。

国の機関の庁舎は国会の議決を経た予算の範囲内でこれを設備すべきものであつて、寄附により設備することは妥当でないのみならず、寄附が形式的には自発に基く場合でも、実は半ば強制に類するものが多く、国民に対して法規に基かない負担を課することとなり、又歳入歳出の外に経理を行う結果を来すから、内閣はこのような寄附を受けることを嚴に愼むべきであり、又寄附を受ける場合には、これを歳入に受け入れ、所要経費は予算に計上して支出するの処置をとることを励行すべきである。

（十四）登録税の賦課当を得ないものがある。不動産及び船舶の登録税については昭和二十一年度決算検査報告に於て課税標準価格は適正な時価によるべきであるのに、その決定が著しく低きに過ぎ、登録税の賦課当を得ないものがあるとの指摘を受け、本院においても、その指摘を認めているにも拘らず、更にこの非違を犯していることは遺憾である。

内閣は将来この処理の適正を期するため課税標準価格を経済事情の変動に応じて適当に改正し、又登記官吏がその判定を誤らぬよう最善の措置を講ずべきである。

（十五）現金又は物品を亡失、毀損した事件は極めて多数に上り、その金額は少くないがその大部分は盗難及び火災事故によるものである。

内閣はこれ等被害に対する防止方法などに関し、適確な措置を講ずべきである。

（十六）職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの及び職員の業務上その他の犯罪が増加の傾向にあることは誠に遺憾である。元来公務員は職務に忠実公正であり、世人の模範となるべきものであるが、近時我が国道徳の程度が一般に低下し、自然その影響が官界にも及んでいることは歎息すべきことであるから、公務員の綱紀粛正に関して内閣の嚴重なる注意を望む。

（十七）官庁が死退蔵品又は廃品等を官庁の外廓団体に対して著しく低い価格で売却する等措置当を得ないものがある。

財団法人鉄道弘済会、或は印刷局の朝陽会は夫々の官庁の外廓団体であつて、その団体員の福利厚生を目的とするものである関係上、その官庁が之に対して、特別の関心を有することは、その精神に於て諒とするところはあるが、保護の程度が厚きに失し、国庫に不当の損失を與えているものがあると認めるから、内閣はこの種の問題について特別の考慮を拂うべきである。

（十八）不当事項に関する責任者の処分が、時にその内容に照して軽きに失し、或は全然処分を行つていないもの、或は又単に直接の責任者のみを処分するに止め、処分を行うことが妥当と思われる上級の責任者に対し、処分が為されていない等、処分の適正を欠くものがある。

責任者の処分の適正化については、前年度の決算審査報告に於て、強く要望したところであるが、終戰後社会秩序急変の影響を受けて公務員の責任感の弛緩に基く不当事項の発生も少くないと思われるから、内閣は是等の不当事項の発生を未然に防止するため、責任者に対する処分の適正を期するよう特別の考慮を拂うべきことを重ねて要望する。

（十九）昭和二十一年度決算に関する会計検査院の検査報告中に「法令若しくは予算に違反し、又は不当と認めた事項」として報告されているものにつき、内閣のとつた善後処分を見ると、概ね適切な処置がとられているが、なお若干の事項につき、十分適切なる手続が採られていないものがあることを遺憾とする。

特に大蔵省専売局が、自給製塩設備に対して交付した補助金につき不当事項が多く、その善後処置について、飛島塩業、日塩興業及び南山製塩の三社に関しては全く何等の処置を採つておらず、日本塩業及び妙高企業

の二社に関しては単にその一部についてのみ処置を採つておるに過ぎないことは、何れも本院の決議を軽視するものであるから、その不当を批難したところ、専売局の機構改革その他の混雑にまぎれての失態であつた旨の弁明があり、なお直ちにそれぞれの処置をとる旨の答弁があつた。

内閣は国会の決議を尊重し、不当事項に関する善後処分については迅速且つ適切なる手続をとるよう、将来十分の注意を拂うべきである。

（二十）　復興金融金庫の融資に関し、昭和電工問題その他につき、多くの批難の声を耳にすることは遺憾である。内閣は、その資金運用並びに回収の適正を期するため、一層厳重且つ適正な監督を行うよう要望する。

四、政府当局と会計検査院との間に見解の相違を見ている項目並びに特に一言するを適当と認めた項目は左の通りである。

（一）　検査番号第四号（法務庁所管）は寄附により、庁舎を整備し、予算をみたつたものとの指摘を受けているものであるが、当局は、八王子支部庁舎については、一部寄附によるものでなく、全部を買収したものであると説明している。

右は当時の関係文書等に照し、会計検査院の指摘のとおり、予算の不足分を寄附によつて補つたものと認める。

（二）　検査番号第四六号（内閣所管）は、予算に積算のない内閣所管価格調整費から石炭増産報奨金を支出したことは予算の使用当を得ないものであるとの指摘を受けたものであるが、当局では二十二年度に於て石炭増産報奨金につき繰越予算額では不足を生じたので、商工省に於て予算の増額方につき大蔵省と折衝の結果、大蔵省から右不足額は、これを価格調整費の予算から支出するよう指示があつたため、この措置を採つたものであり、又石炭に増産奨励金を交付することは、本来の価格調整の目的に適合するから、本措置は価格調整費の運用として妥当であると説明している。

石炭の増産対策として奨励金を支出することは当時の状勢に鑑み妥当であるが、予算制度は厳守すべきであつて、単に本来の価格調整の目的に適合するとの理由で価格調整費を運用し、この費目から予算に積算のない石炭増産報奨金を支出することは妥当ではない、なお、右の措置を採つたのは、商工省から石炭増産対策諸費の増額方の折衝を受けた大蔵省の指示に基いたものであるから、予算執行につき監督の地位に立つ大蔵省としては大いに反省の要あるものと認める。

（三）　検査番号第四九号（内閣所管）は、内務省で終戦直後全国農業会に売拂つた放出物件たる松根原油につき、その処分代金は原則として処分当時の公定価格を基準とすべきであるのに、特に低い価格で売り拂つたのは措置当を得ないとの指摘を受けているものであるが、当局は本件物件は同一物件である連合国軍から返還を受けた松根油につき各方面と協議の上決済したものの価格を基準としたものであつてその措置は一応当を得たものであると考える。

而して松根油の公定価格は、戦時中の特殊用途に充当するため、急速な大量生産の要請に基き不当に高価に決定されていたものであり、松根油の戦後に於ける需給関係の根本的変更に鑑み、別個の観点から適正な価格を定める必要があつたので、本件松根油の価格は漁業用燃料としてこれと競合関係にある鉱物油B重油の価格とにらみ合せ、当時の市価をも参照して決定されたものであると説明している。

松根油の戦時中の公定価格は、特殊用途に充当するため価格政策により、決定されたものであり、終戦後これを全然別個の用途に充てる場合、これと競合関係にあるものの価格とにらみ合せて本件放出物資の価格を決定したことは、了解し得るものであつて、その結果公定価格より低価格となるも止むを得ないと認めるが、全国農業会は松根油を精製して、拂下当時の目標であるB重油の代用燃料として漁業用に販売した数量は、極めて少量で、大部分は他の用途に販売し、更にその精製によつて生じた副産物を売却して多額の利益を収め、これを全国農業会の赤字補塡に使用していることと等に鑑み、本件価格の算定に当つて愼重を欠いた点があると認める。

（四）　農林省所管で農業技術指導農場新設費補助金の使用承認当を得ないものとして会計検査院が指摘している事項（第三一七号）については、検査院は昭和二十二年十一月に此の農場制度廃止の方針が「決定」をしていたものであるという前提の下に之を批難しているのである。然し当時この制度廃止の内意はあつたが、未だ確定していた訳ではなく、当局はその存廃につき関係方面となお交渉を重ねていた次第であつたので、農場新設に対する補助金として各府県に交付した金額中の未使用額を、既設農場の充実等の補助に充てることにつき各府県からの申請があつたのに対して、農林省が之を承認したことは、農業の合理的発展、農業技術の浸透に資せんとする意図に出でたことであり、必ずしも予算の目的又は範囲を逸脱するものとは思われない。従つて検査院の指摘するが如く「当然」これを返還させるべきものとする見解は、この点から見て妥当を欠くものと認める。然し農林省が年度を超えてその使用承認を與えたことは妥当を欠いた措置であり、またその内容の検討につき愼重なる注意に欠けるところが全然なかつたとは云えないと認める。

（五）　農林省所管、食糧管理特別会計において、昭和二十三年三月末日までに買入れた米二千九百余万石に対し、同年八月告示第五号に基く米価値上額を二十三年度予算中から追加拂することとし、農林中央金庫を通じて、供出農家に十一億余円を支拂わせた件（第三一二号）について、農林省当局は「商品費に積算してある主要食糧の種類数量及び単価は一応の見込であるから、価格が適法に変更決定されたならば、それを既定予算から支拂うことは差支えないと思う。従つて商品費全体が不足しない限り、追加予算の措置を要しないものと思う」と説明している。併しこの事案は追加拂の可否に関する実質的問題ではなく、予算技術上の年度区分の問題であるから、年度を超えて追加拂をするためには別に予算措置を講ずべきものであると云うのが、検査院の批難である。現にその後の年度における予算には、米価改訂による此の種の追加拂、即ち「価格差追拂」を考慮に入れて予算が編成されている点から逆説しても、この事案の解決は明瞭である。

（六）　検査番号第三五五号（運輸省所管）は労務加配米を貯蔵品購入資金で購入したのは当を得ないとの指摘を受けたものであるが、当局では労務加配米は従来国有鉄道共済組合の運用資金

を以つて購入していたが、終戦後の経済界の変動により、その資金が枯渇したことと、労務加配米の調達は一般に事業主がすることになつているので、その確保を図り、もつて本特別会計事業運営を円滑に遂行するためにこれを貯蔵品扱として経理の整理をなし、その取扱の厳正を期することとしたものであると説明している。

労務加配米調達の確保を計る必要のあること及び之がために、多額の資金を要する等の事情の存在することは了解し得るところであるが、予算制度は厳守すべきであり、国有鉄道の作業資産である貯蔵品とは認められない労務加配米を、国費で購入することは、妥当でないと認める。

（七）検査番号第三五六号（運輸省所管）は短革靴の原料、真綿製チョッキ等を貯蔵品購入資金で購入したのは当を得ないと指摘を受けたものであるが、当局では、是等は需給極度に逼迫し、之がため国鉄従業員の作業能率の低下を招いていたので、鉄道の経営に直接使用する物資と必要度において失差ないものと認めたのみならず、これら物資の調達には相当額の資金を必要とするのでこのような処置をとつたと説明している。これ等の物資が国鉄従業員の作業能率に影響することは、了解出来るが、前号と同様の理由により、妥当でないと認める。

（八）検査番号第三五八号（運輸省所管）は大阪鉄道局が、大阪府から受取り戦災職員救済用として配給した防寒襦袢及び袴下等に対し、その買取単価が内定単価に比し著しく高かつたのに、その差額を職員から徴収せず、これを省外売却差損に計上したのは不当であると指摘されたものであるが、当局では本件被服は、旧軍からの放出物資であつて、同一品種である名古屋鉄道局が三重県から引渡を受けたものの単価を基準として職員から代価を徴収したところ、大阪府から引渡を受けたものについては、大阪府の財政状態並びにこの種物価の昂騰甚しかつた当時、その価格決定の著しい遅延により、右よりも高価に決定されたものであつて、これが差額を省外売却差損として処理することは実情止むを得ないと説明している。

本件物資が製造原価計算に関係のない放出物資であること及び大阪鉄道局が引渡を受けたもののうち、大阪府より一ヶ月前に決定した京都府の分が相当に安価で決定している事実に鑑み、本件物資を他に比較して著しく高価で買入れたことについては慎重の考慮を欠いたものと謂わざるを得ず、その結果多額の省外売却差損を計上するに至つたことは不当であると認める。

（九）検査番号第三六五号（逓信省所管）は予算上認められた共済組合、福祉施設、補助金の外に予算を差し繰つて農場、製塩、漁撈、製炭等の事業を施行しているのに対し、たとえ従業員に対する厚生施設であるとしても、予算に認められた以外に更に多額の予算を示達して支出し、しかも本件施設のうちには、成績のあがらないものの多いのは、予算の使用当を得ないとの指摘を受けているが、当局は昭和二十三年度において、成績のあがらないものは、整理閉鎖し、採算可能の施設のみについて運営を継続しているが、今後は予算の使用は極力これを抑制すると共に一般経済状勢とにらみ合せ善処する。

なお二十二年度において、成績のあがらないものについては必ずしも責任者の責に帰するものとは認めないので、責任者の処分は行つていないと説明している。

本件に対する会計検査院の批難の主眼点は上述のように予算に認められた以外に、更に多額の予算を支出している点であつて、この批難は妥当であると認める。然るに当局においては、単に施設の成績の良否についてのみ説明し、この主眼点たる予算外の支出についての反省を欠いているのは甚だ遺憾であり、又その責任者に対しての処分を怠つたのは妥当でないと認める。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十五年三月二十四日

決算委員長　谷口弥三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

來馬　琢道	平沼彌太郎	阿竹齋次郎	伊藤　保平
横尾　龍	吉川末次郎	中川　幸平	柴田　政次
米倉　龍也	千田　正	柏木　庫治	奥　主一郎
カニエ邦彦	石川　準吉		

審査報告書

国家公務員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千葉　信	宇都宮　登	小畑　哲夫	小出　清一
寺尾　豊	木下　源吾	岩男　仁藏	

要領書

一、委員会の決定の理由

食糧管理法改正に伴い、食糧配給公団の存続期限が昭和二十六年四月一日迄延長されるので、国家公務員法の第二條第三項第十四号中の期日を改める必要がある。

二、事件の利害得失

国家公務員法第二條第三項第十四号の指定を受けた食糧配給公団職員の身分を従前通り存続せしめ、変化を避ける利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川　昌夫	和田　博雄	奥　むめお	帆足　計
川村　松助	左藤　義詮	小林米三郎	島津　忠彦

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現下わが国産業及び国民生活の実情にかんがみ同法の有効期限をなお、一応昭和二十六年四月一日まで延長して、若干の緊急物資の需給調節を継続して産業復興、民生安定を図り、又既に不要となつた同法附則の特定の産業団体に補助的統制事務を行わしめる規定を削除しようとするものであつて適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

未だ需給の均衡を持たぬ若干の緊急物資の需給調節を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の実施のために別段の費用を要しない。

審査報告書

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

和田　博雄　左藤　義詮
小林米三郎　鳥津　忠彦
西川　昌夫　川村　松助
奥　むめお　帆足　計

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正案は外国為替及び外国貿易管理法の附則において同法の全部を昭和二十五年三月三十一日までに施行しなければならないこととなつているのを、現下の事情にかんがみ、その施行期限を更に三ヶ月間延長しようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。

一、事件の利害得失

外国人の本邦内事業活動、外国為替銀行の為替業務、外資導入等に関する政令の制定につき慎重を期し得る利益がある。

一、費用

この改正のために別に費用を要しない。

審査報告書

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

門屋　盛一　堀　眞琴
カニエ邦彦　小杉　繁安
藤井　信一　梅津　錦一
町村　敬貴　三好　始

要領書

一、委員会の決定の理由

割当制度の基本たる臨時物資需給調整法の存続期限が昭和二十六年三月三十一日まで延長される見込みであるのに照し、且つ新聞出版用紙需給の現状にかんがみ、新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項及び第四項を改正し、その存続期限を一応形式的に定め、又今後の事態に応じ機宜の処置をとり得るようにすることは止むを得ない措置と認めた。

二、事件の利害得失

新聞出版用紙の割当制度の存続期限を昭和二十六年三月三十一日までとすることによつて、その統制も自らこの法律と運命を共にすると考えられるので一応妥当な措置であると認めるが、附則第四項の改正によつて、今後法律上の措置並びに解釈運用はただ、政府部内だけの決定でなし得るようになるので政府は諸般の事情を充分勘案して誤りなきよう措置して行かなければならない。

三、費用

この法律を施行することによつて別に経費を要しない。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西川甚五郎　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　高瀬荘太郎
高橋龍太郎　大隅　憲二
藤井　丙午　徳川　宗敬
小宮山常吉　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由

今次の税制改正の一環として、基礎控除、扶養控除及び勤労控除の額、税率等を改訂し、扶養親族の範囲の拡張及び所得合算制の縮少を行い、不具者、医療費及び災害等の控除、変動所得に対する平均課税並びに損失の繰越及び繰戻の制度を創設すると共に、申告及び納期並びに異議処理の方法等所得税制について、所要の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

所得税の負担を軽減合理化する利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて、昭和二十五年度予算における所得税収入は二千四百八十六億余円となつて、前年度に比し、五百十一億余円の減少となる。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

徳川　宗敬　藤井　丙午
九鬼紋十郎　大隅　憲二
平沼彌太郎　西川甚五郎
玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由

超過所得及び清算所得に対する法人税の廃止、積立金に対する法人税の創設、徴税手続の改善等をなさんとするものであつて概ね適切な処置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の実施により法人の租税負担の軽減又は合理化を図る利益がある。

三、費用

この法律実施に伴う、昭和二十五年度における法人税収入の予算額は三百八十六億二百万円である。

審査報告書

相続税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

大蔵委員会　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉屋　喜章　徳川　宗敬
藤井　丙午　大隅　憲二
九鬼紋十郎　西川甚五郎
平沼彌太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

相続財産又は贈与財産について課税する現行の相続税及び贈与税制度を根本的に改正して、相続、贈与又は贈与による財産の取得者に対し、その一生を通ずる取得財産の累積額を基礎として相続税を課税することとしようというのであつて適当な法律案と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて相続税制度の合理化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて昭和二十五年度一般会計歳入に三十一億一千四百万円計上されている。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月三十一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉屋　喜章　小宮山常吉
九鬼紋十郎　大隅　憲二
平沼彌太郎　西川甚五郎
藤井　丙午

要領書

一、委員会の決定の理由

今次の税制改正の一環として、酒税についても若干税率の調整を行いその増徴を図るとともに、酒類販売業者の指定等について所要の改正を

行うとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
課税の公正を図り、酒税収入を確得しうる利益がある。
三、費用
昭和二十五年度、酒税収入予算は一千三十億三百万円で、前年度に比し二百七十七億六千八百万円の増加となる。

審査報告書

通行税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
玉屋　喜章　小宮山常吉
高橋龍太郎　九鬼紋十郎
大隅　憲二　平沼彌太郎
西川甚五郎　藤井　丙午

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律は三等乗客について、旅客運賃、特別急行料金、急行料金及び準急行料金に対する課税を廃止し、一等及び二等の乗客については旅客運賃に対する税率を引き上げようとするもので、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の実施によつて、乗客に対する課税負担の均衡を図りうる利益がある。
三、費用
本法律の実施によつて、昭和二十五年度における通行税の収入予算は十億四千二百万円で前年度に比し三十三億八百万円の減少となる。

審査報告書

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
西川甚五郎　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　高瀬荘太郎
油井賢太郎　高橋龍太郎
大隅　憲二　藤井　丙午
徳川　宗敬　小宮山常吉
櫻内　辰郎　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由
所得税法及び法人税法の改正並びに有価証券移転税法の廃止に伴い、所得税、法人税及び有価証券移転税の非課税に関する関係法令の規定を整理しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
改正所得税法及び法人税法の規定との重複をなからしめる利益がある。
三、費用
この法律を施行するためには別に費用を要しない。

審査報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
油井賢太郎　高橋龍太郎
高瀬荘太郎　九鬼紋十郎
平沼彌太郎　西川甚五郎
藤井　丙午　徳川　宗敬
小宮山常吉　大隅　憲二
玉屋　喜章　櫻内　辰郎

要領書

一、委員会の決定の理由
国税滞納の場合における従来の延滞金を延滞加算税に改め、且つ、その率を引き下げ、国税の賦課徴収に関する処分及び滞納処分に関する再調査、審査及び訴訟の制度の整備を図るとともに、国税の先取特権を地方税と原則的に同順位にする等の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
国税徴収事務の円滑なる運営に資する利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国税犯則取締法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
油井賢太郎　高橋龍太郎
高瀬荘太郎　九鬼紋十郎
平沼彌太郎　西川甚五郎
藤井　丙午　徳川　宗敬
小宮山常吉　大隅　憲二
玉屋　喜章　櫻内　辰郎

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における国税犯則取締の重要性にかんがみ、国税犯則取締法の一部を改正しようとするものであつて、やむを得ないものと認める。
二、事件の利害得失
国税犯則の調査及び取締の適正確実な執行を図り得る利益がある。
三、費用
この法律の施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

国税の延滞金等の特例に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
油井賢太郎　高瀬荘太郎
高橋龍太郎　九鬼紋十郎
平沼彌太郎　藤井　丙午
徳川　宗敬　小宮山常吉
大隅　憲二　玉屋　喜章
櫻内　辰郎　波多野　鼎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における経済情勢にかんがみ、昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に対応する国税の延滞金を軽減せんとするものであつて、適当な法律案と認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、従来の国税に対する延滞金及び加算税に関する制度を合理化すると共に、その日歩を軽減ならしむる利益がある。
三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
西川甚五郎　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　高瀬荘太郎
油井賢太郎　大隅　憲二
藤井　丙午　徳川　宗敬
小宮山常吉　天田　勝正
波多野　鼎　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由
所得税法、法人税法等の改正に伴い災害減免に関する諸規定を整備せんとするものであつて適切な処置と

認める。
二、事件の利害得失
この法律の実施により和税負担の軽減又は合理化を図る利益がある。
三、費用
この法律の実施に伴い特に費用を要しない。

審査報告書

輸出信用保険特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
玉屋　喜章　波多野　鼎
徳川　宗敬　藤井　丙午
大隅　憲二　油井賢太郎
九鬼紋十郎　平沼彌太郎
西川甚五郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本案は輸出信用保険法に基く政府の行う輸出信用保険に関する経理を明確にするため、輸出信用保険特別会計を設置し、一般会計と経理を区分しようとするもので、適当な措置と考える。
二、事件の利害得失
政府の行う輸出信用保険制度に関する経理を明確ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の実施のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
通商産業委員長　高橋　啓
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
廣瀬與兵衞　平岡　市三
中川　以良　玉置吉之丞
鍾田　逸郎　山内　卓郎
宿谷　榮一　駒井　藤平
下條　恭兵　島　清
深川榮左ヱ門

要領書
一、委員会の決定の理由
不正競争防止法は工業所有権保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として昭和九年に制定されたものであるが、條約に基く最小限の義務を規定しているに過ぎないため、わが国の事業者中には個人的利潤を追求する余り法の不備に乘じて不公正な方法を用いるものがあり、国内的にも国際的にも屢々問題を起し、わが国全般の信用を失墜せしめたことがあつたので、今回、現行法において不十分と認められる点を改正しようというので現行法が主として国内に於ける不正競争の防止を対象としているのに反し、今回の改正により輸出振興の見地から特にその範囲を貿易の面にまで拡大しようとすることは特に重要な点であつて、本改正案は概ね妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
この改正によつて、わが国事業者の事業活動を公正且つ健全ならしめるとともに、貿易の振興を図る上において、その国際的信用を確保し得る利益がある。
三、費用
本件の施行には別段の費用は要しない。

審査報告書

輸出信用保険法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月三十一日
通商産業委員長　高橋　啓
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
駒井　藤平　下條　恭兵
島　清　廣瀬與兵衞
平岡　市三　中川　以良
鍾田　逸郎　玉置吉之丞
宿谷　榮一　山内　卓郎
深川榮左ヱ門

要領書
一、委員会の決定の理由
輸出貿易における予測できない所謂非常危険に対して、現在ではそれを担保する方法がないので、保険会社をして、輸出業者の非常危険による損失をてん補する輸出信用保険事業を行わしめ、それを政府が再保険しようとする制度であり、輸出振興にとり緊急適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
金融上等に生ずる不安を除き、輸出業者又は関係生産業者等の経済活動を活潑化する利益がある。
三、費用
輸出信用保険特別会計を設置し、昭和二十四年度補正予算として五億円、昭和二十五年度予算においても五億円を計上してある。

電気通信委員会請願審査報告書

第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一九号　宮城県湯ノ原、二井宿両局間に単独電話線架設の請願
第一一〇号　郡山電報局独立に関する請願
第一一一号　東京、郡山両局間直通電話回線の設置復活に関する請願
第一一四号　郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願
第一二八号　福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設に関する請願
第一二九号　有田局の電話交換方式変更に関する請願
第一三三号　郡山電気通信管理所建物新築促進に関する請願
第一四三号　白河電信電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一七四号　大阪の電信従業員宿舎改善及び増設に関する請願
第二二九号　郡山電話局独立に関する請願
第二三〇号　宮崎、都城両市間に電話地下ケーブル線敷設の請願
第四一一号　豪積雪地方に電話施設普及拡充の請願
第五六九号　郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願
第五八八号　郡山放送局の放送設備拡張に関する請願
第七八六号　岩手県衣川村に電話架設の請願
第八四一号　出雲、掛合両局間に電話回線架設の請願
第九九五号　静岡県芳川局電話を浜松局電話に変更の請願
第一二八七号　鹿児島県伊崎田地区に電話架設の請願
第一三九〇号　富山県滑川町電報電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一三九八号　日本電話設備株式会社の業務接収による従業員引継條件の請願
第一四八九号　尾鷲漁業無線電話局に無線電話周波数増設の請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年三月二十八日
電気通信委員長　松野　喜内
参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第一号
宮城県湯ノ原、二井宿両局間に単独電話線架設の請願
第一九号　山形県東置賜郡二井宿村長　羽隅喜右衞門外三名提出
郡山電報局独立に関する請願
第一一〇号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
東京、郡山両局間直通電話回線の設置復活に関する請願
第一一一号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願
第一一四号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間

直通電話架設に関する請願
第一二八号　福島県岩瀬郡須賀川町岩瀬地方町村会内　前田藤吉提出
有田局の電話交換方式変更に関する請願
第一二九号　佐賀県西松浦郡有田町長　江副孫右ェ門外百九十五名提出
郡山電気通信管理所建物新築促進に関する請願
第一三三号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
白河電信電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一四三号　福島県白河市長　田中仲三外一名提出
大阪の電信従業員宿舎改善および増設に関する請願
第一七四号　大阪市北区堂島西町全逓信労働組合大阪中央電信局支部内　吉本利治提出
郡山電話局独立に関する請願
第二二九号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
宮崎、都城両市間に電話地下ケーブル線敷設の請願
第二三〇号　宮崎県都城市議会議長　永井堅二提出
豪積雪地方に電話施設普及拡充の請願
第四一一号　新潟県南魚沼郡大巻村浦佐局内　關芳朗提出
郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願
第五六九号　福島県耶麻郡猪苗代郵便局内　松江健次外四名提出
郡山放送局の放送設備拡張に関する請願
第五八八号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
岩手県衣川村に電話架設の請願
第七八六号　岩手県胆沢郡衣川村長　千葉胤次外一名提出
出雲、掛合両局間に電話回線架設の請願
第八四一号　島根県飯石郡三刀屋町長　廣田力直外二十一名提出
静岡県芳川局電話を浜松局電話に変更の請願
第九九五号　静岡県浜名郡芳川村金折　須山幸次郎外十二名提出
鹿児島県伊崎田地区に電話架設の請願
第一二八七号　鹿児島県囎唹郡西志布志村伊崎田　本山豊次外十二名提出
富山県滑川町電報電話局の電話交換方式変更に関する請願
第一三九〇号　富山県中新川郡滑川町長　岩城外幾雄外二名提出
日本電話設備株式会社の業務接収による従業員引継條件の請願
第一三九八号　東京都中央区日本橋橘町一〇日本電話設備労働組合内　大門武雄外二千三十八名提出
尾鷲漁業無線電話局に無線電信周波数増設の請願
第一四八九号　三重県北牟婁郡尾鷲町大字南浦四、一一〇尾鷲漁業協同組合内　川崎眞外八十二名提出

右二十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十八日

電気通信委員長　松野喜内

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

宮城県湯ノ原、二井宿両局間に単独電話線架設の請願

請願者　山形県東置賜郡二井宿村長　羽隅喜右衛門外三名

右の請願は

山形県二井宿村には、官公署その他公共施設および交通機関があり、産業の開発に伴い通信連絡の利用度はますます増大しているにもかかわらず、近隣町村間の通信連絡は、郵便物の逓送に約一週間を要し電話連絡においても一日を要する現状であつて多期の六箇月間は積雪のため不便はなはだしくこれらはう回経路に原因するものであるから、宮城県湯ノ原局、二井宿局間に単独電話線を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電報局独立に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山電信局は、先般の機構改革により電報電信局に降等されたが、今回東京、郡山間電信回線が復活されることになり、着々その準備が進められている。しかるに、現在使用中の郵政省所属の建物郡山郵便局の一隅では、電信回線復活に伴う各種機械設備等を収容できないから、市内に電気通信省所属の建物を新築の上、郡山電報局を独立開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京、郡山両局間直通電話回線の設置復活に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

従来の東京、郡山間直通電信回線は、昭和二十年八月電信回線の整備によつて廃止されたままであり、郡山市および附近町村に宛てた電報は全部福島をう回して入電している状態であつて、所要時間も戦前の二時間から三時間に比べて三、四倍を要し、利用者の利便を欠き当市商工業者としても電報利用上はなはだ遺憾であるから、すみやかに東京、郡山間直通電信回線を復活されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市および福島市の両都市は、東北地方における商工業の代表的枢要都市で、しかも両市は極めて近距離にあるにもかかわらず、両市間の電話回線は僅かに八回線にすぎないため、特別至急報扱をもつて申し込んでも通話開始までに数時間を要する実情で、その不便は極めていちじるしく、商工業の発達に重大な支障を及ぼしているから、両市間の電話に即時通話制度を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町岩瀬地方町村会内　前田藤吉

右の請願は

福島県岩瀬郡西部の長沼町、牧本町、大屋村、大里村、湯本村と須賀川町を中心とする十五箇町村相互間の通話は隣郡の白河局を経由する関係で、普通十時間余、特別至急報三、四時間を要するため、利用者は等しく不便と苦痛を訴えているから、須川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設工事をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

有田局の電話交換方式変更に関する請願

請願者　佐賀県西松浦郡有田町長江副孫右エ門外百九十五名

右の請願は

佐賀県有田町は有名な有田焼の生産地で、周辺の町村を一体として都市計画の指定を受け着々工業都市への態勢を整え、さらに輸出向工場の整備合理化を企画しつつあるが、通信施設は旧態依然たる磁力電話交換式であるので、非常に不便を感じ、本地方の産業、文化、とくに陶磁器の振興発達を妨げているから、非電式または自動式電話に方式を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電気通信管理所建物新築促進に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

先般の機構改正により福島県南部を管轄するため、あらたに郡山電気通信管理所が設置されて、既にその敷地も買収済みであるが、未だに庁舎が新築されないので、やむなく本年末限りの契約で現在の家屋を賃借し、仮庁舎として使用中である。しかして同建物の所有者と地主が別人であるため、家主から期日までに明渡しを迫られ、また地主側よりは家屋撤去の要求等があるから、是非とも本年度第三・四半期中に新庁舎の建築に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白河電信電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者　福島県白河市長　田中仲三外一名

右の請願は

福島県白河市は、近年国立関係各種機関の設置と、平和経済復帰に伴う輸出製造工場のぼつ興いちじるしく、新興都市として着々発展しているが、電信機関の老朽はなはだしく、通信連絡の支障が極めて大きいから、当地方一帯の経済文化発展のため、白河局の電話交換方式を共電式電話に変更改良せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪の電信従業員宿舎改善および増設に関する請願

請願者　大阪市北区堂島西町全逓信労働組合大阪中央電信局支部内　吉本利治

右の請願は

大阪電信管理所大阪電報局および大阪国際電報局は、通信現業官庁として国内、外国電報の受付、配達および送信事務を取扱い東京とともに国内電信事業の中枢をなしている。従つて従業員は、これら事務遂行上一定の技術を要し、広範囲に遠隔の地から募集して養成する関係で地方出身者が極めて多いにもかかわらず、寮の施設は全く荒廃し住むにたえない状況であつて、劣悪な給與の状態と相まつて日々の労働力をも維持できないものとなりつつあるから、これら従業員の寮、小住宅の改善および増設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電話局独立に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

さきに設置された郡山電話局は、電報業務と併せて郡山電報電話局に降等されたが、郡山局の電話業務は全国有数の地位をしめており、戦前郡山市は、国際電話通話区域に編入されていたので、講和條約締結後は当然復活を予想される等の好條件を有しているから、郡山電報電話局から電話業務を分離して郡山電話局として独立せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都城市と日豊本線、吉都線、志布志線の集結する交通の要地として、また背後農村を主体とする農林、畜産物資の集散地として経済文化の中心地をなしている。従つてこれに伴う電気通信の需要度も年々累増し、とくに県庁所在地である宮崎市との市外電話は日常不可欠のものであるが、現在の施設は空中か線七回線で、これでは到底需要に応じ難いばかりでなく、さらに本県は毎年来襲する台風の通路に当るので空中か線の現状では一朝天災に遭遇した場合その被害がはなはだしいから、すみやかに宮崎、都城間に地下ケーブルを敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎、都城両市間に電話地下ケーブル線敷設の請願

請願者　宮崎県都城市議会議長　永井堅二

右の請願は

都城市は日豊本線、吉都線、志布志線の集結する交通の要地として、また背後農村を主体とする農林、畜産物資の集散地として経済文化の中心地をなしている。従つてこれに伴う電気通信の需要度も年々累増し、とくに県庁所在地である宮崎市との市外電話は日常不可欠のものであるが、現在の施設は空中か線七回線で、これでは到底需要に応じ難いばかりでなく、さらに本県は毎年来襲する台風の通路に当るので空中か線の現状では一朝天災に遭遇した場合その被害がはなはだしいから、すみやかに宮崎、都城間に地下ケーブルを敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豪積雪地方に電話施設普及拡充の請願

請願者　新潟県南魚沼郡大巻村浦佐局内　關芳朗

右の請願は

豪雪の生活全般におよぼす脅威は実にばく大であるが、中でも通信事業におよぼす影響は極めて大きく、僅か一本の部落電話が部落交通量の三分の一を救い、雪による遭難死の八割までも救うことができる。しかるに農村離隔地における通信施設の現状は寒心に堪えない実情であるから、豪雪地方に対する電話施設の普及拡充について必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願

請願者　福島県耶麻郡猪苗代郵便局内　松江健次外四名

右の請願は

福島県猪苗代地区は、郡山、若松市の中間にあつて、両市と密接な関係にあるため、電話の利用は全市外通話の三割以上を占めている。しかるに現在同方面の通話に総て会津若松局を中継するため極度にふくそうして、商取引の電話交渉はもち論のこと、電話利用価値の減殺によつて、加入者中に不満が続出している現状である。また進駐軍専用ホテルをはじめ各種観光施設も各所に完備し、電話の利用も激増するものと思われるから、郡山、猪苗代間電話

直通回線の新設を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣これが実現に努力せられたい。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山放送局の設備拡張に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は日本放送協会郡山放送局は、福島県の最中央部に位置をしめているが、同県が全国第二の広面積なるため現在の三百ワットの放送設備では全県下に聴取せしめることができず、ことに選挙放送の際には県内立候補者の政見発表放送は聴取不能であつて隣県の放送のみが聞える地域も少くないような状態で、文化の向上と民主政治の発達に支障をきたしているが、本局の放送設備を一キロまたはそれ以上に拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県衣川村に電話架設の請願

請願者　岩手県胆沢郡衣川村長　千葉嵐次外一名

右の請願は岩手県衣川村は、年間二万石の米、二十万石の薪および木材、十五万俵の木炭、その他輸出品としての増沢塗六百万円を産出し、今後の発展が期待されているが、延長十五里におよぶ山間部落のため、交通通信の施設に恵まれず、産業の進展と教育文化の普及はいちじるしく遅れている上、最近二箇年にわたる水害によつて道路や橋がほとんど流失崩壊している実情であるから、この際是非当村に電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

出雲、掛合両局間に電話回線架設の請願

請願者　島根県飯石郡三刀屋町長　廣田力直外二十一名

右の請願は島根県飯石郡と簸川郡は、隣接しているばかりでなく政治、産業、交通、教育等の交渉連絡が極めて多く、また飯石郡に入る物資の七割が簸川郡の中央にある出雲市より供給されている等いずれの観点よりしても飯石郡の中央にある掛合村と簸川郡の中央にある出雲市を結ぶ電話回線が必要であるから、現在架設されている出雲西須佐電信電話線および掛合西須佐電信電話線の電柱を利用し、中間に須佐局を取り入れて三局接続の新線を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県芳川局電話を浜松局電話に変更の請願

請願者　静岡県浜名郡芳川村金折　須山幸次郎外十二名

右の請願は静岡県芳川局は電話十九本を有しているが、総ての商取引や官公庁、金融機関との通信は浜松を中心として行われ、しかも長距離電話であるため浜松市内への通信に、はなはだしいときには、半日以上を要しても連絡がつかず、やむなく自転車等を利用する状態である。また区域内浜松電話は芳川村役場、静岡銀行芳川支店、県立農事試験場の三本を有するに過ぎず殆ど電話を利用できないから、産業開発、文化の伸展上芳川局電話を浜松局電話に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県伊崎田地区に電話架設の請願

請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村伊崎田　本山豊次外十二名

右の請願は鹿児島県伊崎田地区は、面積三十二平方キロ、戸数千六百四十三戸、人口七千三百九十三人を有し、年額七千万円の農林産物を出し、都城市と志布志港を結ぶ交通の要衝に当り、各種工場、役場、学校等が集中する産業経済文化の中心地である。しかるに電話の施設がないため、当地方における通信連絡は極めて不便な実情にあるから、昨年より事務を開始している伊崎田簡易郵便局に電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県滑川町電報電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者　富山県中新川郡滑川町長　岩城外鐵雄外二名

右の請願は富山県中新滑川郡滑川町電報電話局の建設は目下着々進んでいるが、同町は今後の経済的発展とともに、電話の需要も急速に増加することが予想されるので、磁石式單式交換機では故障多く商機の逸脱その他不利不便が多いから、共電式に方式を変更されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本電話設備株式会社の業務接収による従業員引継條件の請願

請願者　東京都中央区日本橋橘町一〇日本電話設備労働組合内大門武雄外二千三十八名

右の請願は、今回日本電話設備会社の業務が政府へ移管されることになり、業務接収は着々と準備が進んでいるが、従業員の引継條件が明確にされないので、従業員の不安は深刻であるから、すみやかに定員上の完全雇よう身分地位の保障、業務接収に伴う補償金の明示等を実行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尾鷲漁業無線電話局に無線電信周波数増設の請願

請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町大字南浦四、一一〇尾鷲漁業協同組合内　川崎眞外八十二名

右の請願は三重県南部における、かつお、まぐろ遠洋漁船の通信基地である尾鷲漁業無線電話局は、現在許可されている無線電話が、近海の小型漁船を対象として

いるため、出漁している大型漁船に対しての通信連絡に支障が大きく、その使命達成が困難であるから、関係漁船の安全と、漁業の発展を図るため、尾鷲漁業無線電話局の電信周波数を増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一九号　札幌、帯広両市間の電話回線増設に関する陳情

第一五九号　函館電報局庁舎建設促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十八日

電気通信委員長　松野　喜内

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会陳情特別報告第一号

札幌、帯広両市間の電話回線増設に関する陳情

第一九号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外一名提出

函館電報局庁舎建設促進に関する陳情

第一五九号　北海道函館市議会議長　山崎松次郎提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十八日

電気通信委員長　松野　喜内

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

札幌、帯広両市間の電話回線増設に関する陳情

陳情者　北海道帯広市長　佐藤亀太郎外一名

右の陳情は

北海道帯広市は戰後の特殊事情により躍進の一途をたどり東北海道における政治、文化、産業、経済の中心都市としてその枢要なる地位を占めている。一方電話加入利用は益々増大しているにかかわらず帯広、札幌間電話回線は、数年前の四回線のみであるため、北海道の中心都市である札幌方面との電話利用は最繁期における特別至急通話に八時間以上を要し、定時予約通話の優先通話以外はその日の通話不能となり、普通利用者は全く利用の余地がない状況であるから、当地方発展振興のためすみやかに帯広、札幌間電話回線を八回線ないし十回線に増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

函館電報局庁舎建設促進に関する陳情

陳情者　北海道函館市議会議長　山崎松次郎

右の陳情は

函館は北海道の関門として産業経済上重要な地位にあるが、最も必要な通信施設である函館電報局は、現在函館郵便局の不備不便な狭い庁舎で業務を行つているため、通信業務の遂行に支障をきたしているから、すでに計画中の函館電報局の新庁舎建設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第三十六号参照

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七九号　広島県大林村に簡易郵便局新設の請願

第一一二号　郡山市に通信病院又は分院設置の請願

第一一八号　郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願

第一三〇号　須賀川町須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願

第一八七号　山形県十六合村に無集配郵便局新設の請願

第三八八号　郡山市に郵政健康管理特別局設置の請願

第四四二号　国立宮城療養所構内に無集配郵便局設置の請願

第四六五号　栃木県落合村に特定郵便局新設の請願

第四八〇号　福島県小野新町駅前に簡易郵便局新設の請願

第八二六号　栃木県北高根沢村に簡易郵便局設置の請願

第八七七号　福島県三和郵便局の集配事務開始に関する請願

第九七九号　山形県東根温泉に郵便局設置の請願

第一二八六号　鹿児島県伊崎田簡易郵便局の昇格に関する請願

第一三四四号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

一議院の会議に付するを要しないもの。

第一二三号　郡山市に鉄道郵便局または分局設置の請願

第三八五号　郡山市に仙台鉄道郵便局分局新設の請願

第四五四号　郵便物に配達局名表示方廃止の請願

第七〇四号　松山郵便局等移転反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十九日

郵政委員長　水久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願特別報告第一号

広島県大林村に簡易郵便局設置の請願

第七十九号　広島県安佐郡大林村長　細川求己外一名提出

郡山市に通信病院または分院設置の請願

第百十二号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願

第百十八号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

須賀川町須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願

第百三十号　福島県岩瀬郡須賀川町長　前田藤吉提出

山形県十六合村に無集配郵便局新設の請願

第百八十七号　山形県東田川郡十六合村大字吉方字東野二七　渡部利右エ門提出

郡山市に郵政健康管理特別局設置の請願

第三百八十八号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

国立宮城療養所構内に無集配郵便局設置の請願

第四百四十二号　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所内　畠山辰夫外九百十四名提出

栃木県落合村に特定郵便局新設の請願

第四百六十五号　栃木県上都賀郡落合村長　福田民一郎外一名提出

福島県小野新町駅前に簡易郵便局新設の請願

第四百八十号　福島県田村郡小野新町長　草野和吉外八名提出

栃木県北高根沢村に簡易郵便局設置の請願

第八百二十六号　栃木県塩谷郡北高根沢村大字高根沢二、三九三　阿久津武義外三十八名提出

福島県三和郵便局の集配事務開始に関する請願

第八百七十七号　福島県安積郡三和村長　国分亀蔵衛外五十八名提出

山形県東根温泉に郵便局設置の請願
第九百七十九号　山形県北村山郡東根町長　齊藤三郎外四名提出
鹿児島県伊崎田簡易郵便局の昇格に関する請願
第千二百八十六号　鹿児島県囎唹郡西志布志村伊崎田　本山豊次外十二名提出
簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願
第千三百四十四号　新潟県新発田市長　高橋平治郎提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十九日

郵政委員長　水久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

広島県大林村に簡易郵便局設置の請願

請願者　広島県安佐郡大林村長　細川求己外一名

右の請願は広島県安佐郡大林村は、面積十六平方キロ、戸数三百六十九戸で、外に地形上高田郡市川村字檜山部落四十五戸、同郡根野村字根之谷部落四十戸の利用区域を包含して一集団地であるが、従来より郵便局がないため、住民は、多大の不便をこうむつている現状であるから、今回簡易郵便局法が制定された機会に、本村に簡易郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に逓信病院または分院設置の請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山市は福島県の最中央部に位し、交通四通八達している東北地方屈指の重要都市で、郵政、電気通信関係の諸官庁が当市に集中しているが、逓信病院の設置がないのは、従業員の保健上寒心にたえないから、すみやかに逓信病院または分院を郡山市に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

須賀川町須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町長　前田藤吉

右の請願は福島県須賀川町須賀川郵便局および須賀川電報電話局の局舎ならびに同敷地は、従来須賀川町より賃貸契約により借用していたが、最近同町の財政は、新制中学建築、自治体警察、土木事業等にばく大な経費を要するため、一般財源は窮乏の極にあるが、国庫補助、起債の見込もなく、町民の担税力も限界に達しているから、須賀川町財政確立のため、同局舎および敷地を政府において買い上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は最近簡易保険加入契約者数の激増に伴い、口座所管庁を増設される由であるが、郡山市は関東、信越、東北地方を通じて屈指の商工業地であり、また交通の便にも恵まれているから、同地に郡山地方簡易保険局を開設されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県十六合村に無集配郵便局新設の請願

請願者　山形県東田川郡十六合村大字吉方字東野二七　渡部利右エ門

右の請願は山形県東田川郡十六合村は、南余目駅の新設以来大和村、長沼村等をはじめ近接七箇村の中心地となり、主要産物の米穀は約五万石を数え、これに要する肥料、農機具等当地方における物資集散の要衝である。しかして同駅附近は、駅舎の建築、道路の改修、各種倉庫、事務所および一般商店の開業等が着々と進行しているが、附近に通信事務の取扱機関がなく極めて不便な状態にあるから、本村に無集配郵便局を新設せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に郵政健康管理特別局設置の請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山市は福島県の最中央部に位し、交通四通八達している東北地方屈指の重要都市であり、郵政、電気通信関係の多くの諸官庁が当市に集中しているが、郵政健康管理特別局の設置がないので、従業員の保健上の連絡不便はもち論、郵政、電気通信関係諸官庁の保健事務運営管理上支障が多いから、すみやかに郡山市に郵政健康管理特別局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立宮城療養所構内に無集配郵便局設置の請願

請願者　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所内　畠山辰夫外九百十四名

右の請願は国立宮城療養所は地理的に運輸通信機関に恵まれず、最も近接した山下局ならびに坂元局にも各々約四キロの行程にあるので、患者はもちろん当療養所もこれを利用することが不可能な状態であるが、当療養所は長期治療患者を収容している関係上患者と患家との連絡その他通信電信関係の利用度が激しく、これが円滑なる連絡を図るため現在所員二名を専任にして毎日山下郵便局まで処理に当らしめている実状であるから当療養所構内に無集配郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県落合村に特定郵便局新設の請願

請願者　栃木県上都賀郡落合村長　福田民一郎外一名

右の請願は栃木県上都賀郡落合村長畑地内は、長畑、明神、板橋、上小代の約六百戸と

開拓部落四十戸を抱擁し、小中学校、農業協同組合事務所その他製材、精米工場等を有し、さらに大麻の産地として有名であるが、文狭郵便局は遠く離れており従来金融、通信機関に恵まれないため村民は非常な不便をかこつている実情であるから、本部落の中心である長畑地内に特定郵便局を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県小野新町駅前に簡易郵便局新設の請願

請願者　福島県田村郡小野新町長　草野和吉外八名

右の請願は

福島県田村郡小野新町駅前地域は、小野新町における工業地帯で、戸数約三百を有し、変電所、工場、保線区、通信区、気象観測所等多数の施設があるほか、近くに谷津作温泉を控えて旅館商店街があり、また教育施設としては女子文化専門学院等を有し、一方隣村夏井村塩場その他の農林産業地帯に接近し、地理的集団地帯の中心地区である。しかるに現小野新町郵便局とは約二キロもはなれているばかりでなく、同局所在地は官公庁、商店街の中心部であるため、駅前地域居住民の通信関係は極めて不便な実情にあるから、小野新町駅前に簡易郵便局を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県北高根沢村に簡易郵便局設置の請願

請願者　栃木県塩谷郡北高根沢村大字高根沢二、三九二　阿久津武義外三十八名

右の請願は

栃木県北高根沢村上高根沢簡易郵便局設置方については、衆議院においてすでに請願が採択され、当局においても実地調査済である。しかして今回農業協同組合支所が設置され、業務開始と同時に倉庫も設置せられ生産物の集散や金融のためにも郵便局の設置は急を要するものであり、ことに所得税の納入は郵便局を通じて行われるのであるから、すみやかに簡易郵便局設置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県三和郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者　福島県安積郡三和村長　国分亀壽衛外五十八名

右の請願は

福島県三和村は、高旗鉱山の金鉱採堀に呼応して近来非常に発展し、人口・戸数もいちじるしく増加したため、村内三和郵便局取扱の郵便・電信・電話の業務量は集配局の岩代豊田郵便局をはるかにしのいでいる有様であるが、無集配局であるため、豊田局より本村への郵便物配達量は一日一回だけであり、東京往復の郵便物は一週間以上、郡山往復に四日を要する等不便な実情であるから、当三和郵便局に現在同局の電信配達区域を集配区域として集配事務を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県東根温泉に郵便局設置の請願

請願者　山形県北村山郡東根町長　齊藤三郎外四名

右の請願は

山形県東根温泉は、県下有数の温泉で人口約一千三百、温泉浴客は年間約三十万を数えるにもかかわらず郵便局がないため住民、浴客の不便はもとより温泉の繁栄に多大の影響を與えている。しかして当地では数年前から郵便局の設置が要望されていたのであるが、適当な経営者がないため延々になつていたところ、今回同地の松岡清太郎氏がこの不便を除き、温泉将来の発展の一助として自力をもつて経営の決意を明らかにされたから、すみやかに当地に郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県伊崎田簡易郵便局の昇格に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村伊崎田　本山豊次外十二名

右の請願は

鹿児島県西志布志村伊崎田地区は、都城市と志布志港を結ぶ交通の要衝に当り、住民多年の要望が達成せられ昨年十一月簡易郵便局の事務が開始せられたのであるが、その業務範囲が狭く、とくに貯金納税拂込のできないことは地区民を非常な失望に追い込んでいる。しかるに同一村内の蓬原局は有集配局として発展を示し電話の加入数も激増する盛況と比較しむしろ有望な当伊崎田地区の不振の現況を見てはなはだ遺憾であるから、当伊崎田簡易郵便局を昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者　新潟県新発田市長　高橋平治郎

右の請願は

簡易生命保険および郵便年金積立金の地方公共団体に対する融資は、昭和二十一年停止されたままであり、財政窮乏の地方公共団体は大蔵省予金部の融資を希望して毎年相当額の融資申請をしてきているが、認められる額は到底申請額を充し得ないばかりか、手続に時日を要し資金化は一箇年を要する状態であつて、さらに大蔵省としては高利、短期の融資であるため地方の財政的需要に副わない点もあるから、すみやかに融資事務を郵政官署に所管替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三七号　簡易郵便局の振替事務取扱に関する陳情

第二四一号　阿寒国立公園記念切手発行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十九日

郵政委員長　永久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会陳情特別報告第一号

簡易郵便局の振替事務取扱に関する陳情

陳情者　兵庫県神崎郡豊富村長
高馬繁雄

阿寒国立公園記念切手発行に関する陳情

陳情者　北海道網走市長　吉田栄吉

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十九日

郵政委員長　永久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

簡易郵便局の振替事務取扱に関する陳情

陳情者　兵庫県神崎郡豊富村長
高馬繁雄

右の陳情は

今般兵庫県神崎郡豊富村に簡易郵便局が新設されたが、同郵便局は振替事務を取扱わないため、国税納入に少なからず不便をきたしているから、簡易郵便局においても振替事務の取扱ができるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿寒国立公園記念切手発行に関する陳情

陳情者　北海道網走市長　吉田栄吉

右の陳情は

北海道の東部に位するわが国屈指の雄大な阿寒国立公園が、未だに一般に知られないのは観光事業の進展の上から見ても遺憾であるから、これが宣伝、啓発のため、阿寒国立公園記念切手を発行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

一般職の職員の給與に関する法律案

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月一日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木下　源吾　吉田　法晴
千葉　信　小畑　哲夫
岩男　仁藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本案はさきに人事院より国会並びに内閣に勧告された給與改訂につき、何等考慮するところがないばかりでなく、その法案の内容が不整備であるとの見地に立ち、多数意見をもつてこれを否決した。

二、事件の利害得失

本案を否決することにより国家公務員の給與問題を再検討する余地を與える。

○第三十七号参照

審査報告書

昭和二十五年度一般会計予算
昭和二十五年度特別会計予算
昭和二十五年度政府関係機関予算

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二日

予算委員長　山田　佐一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

内村　清次　岩木　哲夫
岩間　正男　木村禧八郎
岩男　仁藏　帆足　計
西郷吉之助　小川　友三
藤田　芳男　川上　嘉
木内キヤウ　平野善治郎
小林　勝馬　安達　良助
淺井　一郎　森下　政一
門田　定藏　羽生　三七
和田　博雄　岡田　宗司
木下　源吾　岩崎正三郎
前之園喜一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年度一般会計予算、昭和二十五年度特別会計予算及び昭和二十五年度政府関係機関予算は、綜合予算の均衡を堅持し、経済安定を確保することを建前として編成せられたものであるが、債務償還費、中小企業対策費、農村対策費並びに公務員給與水準及び租税等について不備な点が認められ、いわゆる超均衡予算であつて、却つて経済の安定を阻害するおそれがあり、適切な措置であるとは認め難い。

二、事件の利害得失

本予算の否決によつて、日本経済の実情に即した最も適切な予算の成立を期待し得る利益がある。

審査報告書

昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第一号）

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二日

予算委員長　山田　佐一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩崎正三郎　岡田　宗司
木下　源吾　和田　博雄
羽生　三七　門田　定藏
森下　政一　淺井　一郎
安達　良助　小林　勝馬
平野善治郎　木内キヤウ
藤田　芳雄　川上　嘉
小川　友三　西郷吉之助
帆足　計　岩男　仁藏
岩間　正男　木村禧八郎
岩木　哲夫　内村　清次
前之園喜一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第一号）は、連合国軍人等住宅二千戸を建設することに関するものであるが、委員会においては昭和二十五年度政府関係機関予算を否決したので、その補正をすることができない。

二、事件の利害得失

財政法の精神にもとづき本予算と予算補正の一体性を確保することができる。

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一二号　郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願
第二五七号　栃木県小山町に簡易裁判所および検察庁設置の請願
第五六二号　秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願
第六三一号　香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願
第八一六号　尼崎市に神戸地方裁判所支部および検察庁支部設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長　佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第一号

郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

第一一二号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

栃木県小山町に簡易裁判所および検察庁設置の請願

第二五七号　栃木県下都賀郡小山町長　高崎秀雄外十四名提出

秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願

第五六二号　秋田県平鹿郡増田町長　石田理吉外二十五名提出

香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願

第六三一号　香川県小豆郡土庄町長　中塚卓藏外十五名提出
尼崎市に神戸地方裁判所支部および検察庁支部設置の請願
第八一六号　兵庫県尼崎市長　六島誠之助提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は裁判所法によつて裁判所の構成の事件の管轄が変更されたため交通不便の地方の者には、経済事情や交通難から控訴の申立を取り止めることになつて、憲法第三十二條の趣旨にも反するから、地理的に見て東北の要地であり、発展的必然性として訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県小山町に簡易裁判所および検察庁設置の請願

請願者　栃木県下都賀郡小山町長　高崎秀雄外十四名

右の請願は栃木県下都賀郡小山町に簡易裁判所ならびに検察庁設置方については、再三関係当局に陳情したが、いまだに実現に至らないが、現下の犯罪発生状況その他の見地からその必要性はいよいよ増大しているから、これが設置の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條に別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願

請願者　秋田県平鹿郡増田町長　石田理吉外二十五名

右の請願は湯沢裁判所の管轄下にある雄勝郡東部の各村は、同裁判所の所在地湯沢町に至るには、川連町より八キロの山谷峠を越えるか五キロの距離にある増田町を通過して十文字町に至り汽車を利用するほかなく遠距離町村は夏季でも宿泊を余儀なくされている。ことに冬季間は積雪のため宿泊も数日に及ぶことは通例であつて時間的にも不利不便であるから日増に取扱事件が激増する情況を考慮され事務能率の向上と国民福祉、人権擁護の見地より同地方の中心地である増田町に簡易裁判所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられいた。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願

請願者　香川県小豆郡土庄町長　中塚卓藏外十五名

右の請願は香川県小豆郡は、瀬戸内海の東部に位し、高松市へ海上十二海里、汽船で約一時間半を要する島で、十六箇町村、六万二千余の人口を有しており、民事刑事その他各種の訴訟事件は年毎に増加している。しかるに郡内には土庄簡易裁判所が設置されているが、同裁判所の権限は極めて狭いので、権限外の事件については、当地方民は管轄裁判所所在地の高松市まで出向く要がある、往復に多くの時間を要し、また往々交通上の障害も生ずるので、出頭が不能となり、訴訟の遅延をきたす場合もあつて、権利の保護に遺憾な点もすくなくないから、当郡に地方裁判所支部、家庭裁判所支部等を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尼崎市に神戸地方裁判所支部および検察庁支部設置の請願

請願者　兵庫県尼崎市長　六島誠之助

右の請願は兵庫県尼崎は、大阪市に近接しているため、住民の往来が多く、従つて各種の犯罪事件数も逐年上昇し、所轄裁判所である神戸地方裁判所伊丹支部で処理する刑事事件の七割は、本市で発生したものであるが、同裁判所は本市から九キロの遠距離にあるので、民刑事や家事審判等の関係者が出頭するのに非常な不便不利をきたしているから、すみやかに、本市に裁判所支部および検察庁支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四五号　宮城県栗館区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第一号

宮城県栗館区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格の陳情

第一四五号　宮城県栗原郡栗館町長　尾形甚治外二名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

宮城県栗館区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格の陳情

陳情者　宮城県栗原郡栗館町長　尾形甚治外二名

右の陳情は宮城県栗原郡には、国家地方警察一、自治体警察五が所在し、昭和二十三年には栗館町に簡易裁判所、区検察庁が設置され、犯罪捜査および裁判に一段と便利となつたが、支部裁判所、支部検察庁が古川に設置されているため、その管轄に属する事件については、関係者は古川まで往復しなければならず、その労苦と負担とは地方住民に多大な不便と損失を與えているから、治安の維持、裁判の民主化等の見地より、栗館区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第三十八号参照

通商産業委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七九号　中小企業の設備資金融資に関する陳情

第一二一号　中小企業の金融難打開に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十三日

通商産業委員長代理理事　玉置吉之丞

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第一号

中小企業の設備資金融資に関する陳情

第七九号　群馬県知事　伊能芳雄外五十一名提出

第一二一号　京都府知事　木村惇外九名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十三日

通商産業委員長代理理事　玉置吉之丞

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中小企業の設備資金融資に関する陳情

陳情者　群馬県知事　伊能芳雄外五十一名

右の陳情は

昭和二十四年九月二十八日日銀政策委員会の国債買入操作により主として地方銀行を通じて二十億円を中小企業設備資金として融資することに決定したとの通知に接していた群馬県当局は、中小企業庁の指示により企業合理化に要する設備資金を調査し融資対象工場五十五工場を選定し、金融機関に対してこれが推進方を要望したが、金融機関は官庁の選定には制約されることなく自主的立場から融資対象を個別的に検討の上実施すべきであるとの見解を表明し、両者の間には相当見解に相違点あつて、中小企業設備資金のあつ旋は実行不可能となり中小企業行政に與える影響も大きいから、選定工場に融資せられるよう特別の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の金融難打開に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の陳情は

中小企業の金融難打開方策については、政府においても種々対策を講ぜられているが、いまだ十分な効果を期し難い状況にあるから、(一)見返資金中よりの融資を増額し、融資に当つては、貸付金額の相当部分を政府において損失補償すること。(二)商工組合中央金庫に対する政府出資の増額および債券発行等の方法により資金を豊富にするとともに、これを中小企業合理化のため長期貸付運用すること、(三)中央金庫法を改正して個々の企業者に対しても直接融資できるようにすること等の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第三十九号参照

審査報告書

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月四日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松村眞一郎　宮城タマヨ

小林　英三　鈴木　安孝

鬼丸　義齊　岡部　常

松井　道夫

附則第一項中「昭和二十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、家庭裁判所における事件の増加に伴い、裁判官その他の裁判所職員を増加し、なお、裁判所法の一部改正に伴い必要なる裁判所書記官、研修所教官、少年調査官及び少年調査官補の定員を定めようとするものであつて、妥当なる改正と認める。唯原案の施行期日である四月一日を既に経過したのでこれを公布の日と修正した。

一、事件の利害得失

裁判事務の能率を増進すること多大なるものと認める。

一、費用

本法案の施行に要する費用は、昭和二十五年度において約六千四百四十万円である。

審査報告書

裁判所法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月四日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松村眞一郎　宮城タマヨ

小林　英三　鈴木　安孝

鬼丸　義齊　岡部　常

松井　道夫

附則第一項中「昭和二十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最高裁判所に裁判所書記官研修所を設置し、少年保護司の制を改めて、少年調査官制を設け、且つ、法廷秩序維持に遺憾なきを期するため、裁判所又は裁判官が必要に応じて、警察官等の派出を要求することができるように裁判所法を改正するものであつて、時宜に適した措置と認める。唯既に四月一日を経過したので施行期日を公布の日と修正した。

二、事件の利害得失

裁判所書記官の素質を向上し、少年法の運用を合理的にし、裁判事務の運営を円滑ならしめる上において、益するところ大である。

三、費用

本法案の施行に要する費用は、昭和二十五年度において、約一千二百万円である。

○第四十号参照

審査報告書

議員小川友三君懲罰事犯の件

右の件は、小川友三君に対し、国会法第百二十二條第四号により除名すべきものと全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十五年四月七日

懲罰委員長　太田　敏兄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹中　七郎　前之園喜一郎

島　清　門田　定藏

松井　道夫　小杉　イ子

山崎　恒

審査報告書

精神衛生法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月五日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　勝馬　山下　義信

姫井　伊介　中平常太郎

小杉　イ子　穗積眞六郎

塚本　重藏

要領書

一、委員会の決定の理由

現在の精神衛生の面における医療及び保護の対象が増加し、精神医学も急速に進歩してきたが、これを規定する現行法は精神病監護法及び精神病院法が明治年間に定められたままであるので、精神病、精神薄弱、精神病質等の精神障害者の医療及び保護の方法を改善し、更にこれらの発生を予防するための施策を講ずることによつて国民の精神衛生の向上を図ろうとする本法の制定は時宜を得た適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律案は、精神障害者の医療及び保護を行い且つその発生の予防に努めることによつて国民の精神的健康の保持並びに向上を図る利益がある。

三、費用

主たる経費は精神病院並びに患者の入院に要するものであるが、昭和二十五年度予算に計上中の一億八百九十三万五千円で凡そ本法の実施は可能であつて、なお、精神相談所に要する経費は現在特別計上されていないが運用によつて実施できるから特に費用の増額を要しない。

審査報告書

青少年飲酒防止法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　勝馬　山下　義信
井上なつゑ　姫井　伊介
中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の社会情勢にかんがみ、青少年の飲酒の習癖を防止し、もつて国民の健康な素質を養護するため未成年者飲酒禁止法を更に強化した本法案は時宜を得た適当な措置と認められる。

二、事件の利害得失

この法案によつて発育の途上にある青少年の天賦の素質を養護し、心身ともに健全の優良な国民を育成する利益がある。

三、費用

本法律の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

旧軍港市転換法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月六日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　西川甚五郎
波多野　鼎　藤井　丙午
油井賢太郎　林屋龜次郎
高橋龍太郎　天田　勝正
玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由

旧軍港のあつた横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を転換して永久平和産業港湾都市として建設しようというのであつて、適当な法律案と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、旧軍港都市にある国有財産たる旧軍用財産等を平和産業港湾都市の建設に活用する途を拓く利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

保険業法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月五日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　西川甚五郎
波多野　鼎　伊藤　保平
小宮山常吉　九鬼紋十郎
米倉　龍也　大隅　憲二
木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由

保険会社及び外国保険事業者の株式所有につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を設け、保険会社と衡平な條件の下に外国保険業者の日本に於ける営業について規制をなす等のため、保険業法等の一部を改正せんとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

保険会社及び外国保険事業者の活動を容易ならしめ、斯業の発展に資しうる利益がある。

三、費用

この法律の施行により、別に費用を要しない。

審査報告書

倉庫業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月六日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

前之園喜一郎　飯田精太郎
小泉　秀吉　横尾　龍
早川　愼一　入交　太藏
村上　義一　丹羽　五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、終戦後倉庫証券を発行しない倉庫業者の数が著増し、倉庫施設や経営の劣悪なものが少くないのでその改善を図るため現行倉庫業法の一部を改正し、倉庫証券発行の有無にかかわらず倉庫業者に対し倉庫施設や経営について届出義務を課し、倉庫業の実態を把握すると共に、倉庫施設や経営に著るしい不都合がある場合台政府がこの改善に関し、公聴会にかけた上命令をなし得ること等を規定したもので適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

倉庫業の公正な経営と健全な発達を促進する利益がある。

三、費用

本法施行のため、差当り費用を要しない。

審査報告書

公職選挙法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月六日

選挙法改正に関する特別委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　島村　軍次
小林　勝馬　北村　一男
佐々木龍藏　藤井　新一
松井　道夫　柏木　庫治
岡本　愛祐　中川　幸平
鈴木　直人

第八十七條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第百十九條第一項又は第二項（同時選挙）の規定により選挙を同時に行う場合において、一の選挙における公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

第八十九條第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「前二項」を前項に改める。

第九十三條第一項第二号中「八分の一」を「十分の一」に、同項第三号中「五分の一」を「八分の一」に改める。

第九十五條第一項第二号中「六分の一」を「八分の一」に、同項第三号中「四分の一」を「六分の一」に改める。

第百十五條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　在任期間を異にする參議院議員について選挙を合併して行つた場合において、在任期間の長い議員の當選人又はその議員について、第九十七條（當選人の繰上補充）又は第百十二條（議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充）に規定する事由が生じたため、これらの規定により繰上補充を行う場合においては、その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその當選人があるときは、その者の中から當選人を定めるものとする。

第百三十一條第二項但書を次のように改める。

但し、一の都道府県においては、その都道府県において設置することができる參議院（地方選出）議員の選挙における選挙事務所の数を超えることができない。

第百四十四條第一項第二号但書を次のように改める。

但し、一の都道府県においては、その都道府県において使用することができる參議院（地方選出）議員の選挙におけるポスターの数を超えることができない。

第百四十四條第二項に次の但書を加える。

但し、參議院（全国選出）議員の候補者のポスターについては、本人の申請により、全国選挙管理委員会が承認した場合は、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けることができる。

第百七十六條第一項中「參議院議員」を「參議院（地方選出）議員」に改め、「（參議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内）」を削り、「国有鉄道」を「日本国有鉄道」に、「国営自動車」を「国鉄自動車」に改め、「（參議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る。）」を削り、同項後段を次のように改める。

なお、參議院（全国選出）議員の選挙においては、無料で、当該候補者の選択により、左の各号の中いずれかの一の号に掲げる券の交付を受けることができる。

一　当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚

二　当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券三枚

三　全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券六枚

第百八十七條第一項中「公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出」を「電話による選挙運動に要する支出」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は民主政治の健全な発達を期するため、選挙の自由と公正を確保し、選挙公営の強化によつて選挙における腐敗を防止し、従来複雑多岐に亘つた各種選挙法を統一し、国民の理解を容易ならしめることを目的とするもので、その趣旨はいずれも妥当である。ただ參議院議員の選挙その他について修正すべきものと認められる点があつたので、必要な修正を加えた。

二、事件の利害得失

選挙における平等を確立し自由と公正の調和を図り、各種選挙法を綜合して理解し易い法典としたことは利益がある。

三、費用

本法施行によつて差当り本年六月に行われる參議院議員通常選挙に関しては、約一億九百万円の費用の増額を必要とするが、別に臨時的措置その他の方法により予算の増額を必要としない見込である。

審査報告書

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月六日

選挙法改正に関する特別委員長　小串　清一

參議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　　島村　軍次
小林　勝馬　　來馬　琢道
北村　一男　　佐々木鹿蔵
藤井　新一　　松井　道夫
柏木　庫治　　岡本　愛祐
中川　幸平　　鈴木　直人

目次中「第二章　公職選挙法の施行に伴う経過規定（第十二條―第二十六條）」を「第二章　公職選挙法の施行に伴う経過規定（第十二條―第二十七條）」に改め、第十八條を第十九條とし、以下第二十六條までを一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に「第十八條（參議院議員の通常選挙における選挙公営の特例）」を加え、「第三章　関係法律の整理等に伴う経過規定（第二十七條―第三十二條）」を「第三章　関係法律の整理等に伴う経過規定（第二十八條―第三十四條）」に改め、第二十七條を第二十八條とし、以下第三十一條までを一條ずつ繰り下げ、第三十二條を第三十四條とし、新第三十二條の次に「第三十三條（改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者の特例）」を加える。

第三條中(8)の改正規定の次に次のように加え、(9)以下を一つずつ繰り下げる。

(9)　第九十二條第二項中「地方公共団体の有給の職員」を「地方公共団体の議会の議員及び有給の職員」に改める。

第八條中(8)の改正規定の次に次のように加える。

(9)　第百三十五條中「処分」の下に「（選挙に関する処分を除く。）」を加える。

第十八條を第十九條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に次の一條を加える。

（參議院議員の通常選挙における選挙公営の特例）

第十八條　公職選挙法施行の後初めて行う參議院議員の通常選挙に関する同法の規定の適用については、同法第百四十九條第一項中「一回（參議院全国選出議員の選挙にあつては二回）」を「一回」とあるのは「一回を限り」と、第百六十八條第二項中「五百」とあるのは「三百」と読み替えるものとする。

新第二十五條第二項中「第二十一條」を「第二十二條」に、新第三十條第一項中「第二十七條」を「第二十八條」に、同條第二項中「第三十一條」を「第三十二條」に改める。

新第三十三條中「第二十七條」を「第二十八條」に改め、同條を第三十四條とし、新第三十二條の次に次の一條を加える。

（改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者の特例）

第三十三條　本法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者については、これらの職を兼ねている間に限り、第三條に規定する地方自治法第九十二條第二項の改正規定を適用しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は公職選挙法の施行のための経過措置、これに伴う関係法律の整理及びその経過措置を規定したもので、いずれも必要と認められる。本委員会は、公職選挙法の施行につき、予算上參議院議員の通常選挙に特例を認める必要があり、また公職選挙法の趣旨から地方自治法その他に若干の修正を加えることを適当と認めたので、委員会は多数をもつて本法律案を修正議決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

公職選挙法と関係法律との調整を図り、公職選挙法の施行を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

別府国際観光温泉文化都市建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

安部　定　石坂　豊一
仲子　隆　安達　良助
島田　千壽　赤木　正雄
久松　定武　北條　秀一
佐々木盛藏　大隅　憲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想を達成するとともに、観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とするものである。

我が国の戰災都市の急速な復旧は焦眉の急を要するは論をまたないのであるが、一面観光事業の振興による外貨の獲得、国民保健の向上等を企図するは国家経済の上から見ても大なる意義がある。

特に、前背後に国立公園を有し、且つ豊富な温泉の湧出地である別府市は、観光地として好適である。

如上の意味において、本法案は、妥当な立法であると認められる。

二、事件の利害得失

観光事業の基底の一つである観光都市施設の完備により当該事業に資する処が多い。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、別途予算に計上される。

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五号　愛媛県三間村小学校改築に関する請願
第五六号　新制中学校建築費国庫補助増額に関する請願
第七四号　六・三制建築予算復活に関する請願
第八二号第二五九号、第二六九号　育英資金国庫補助増額に関する請願
第八八号　科学研究等に必要な経費増額の請願
第一〇七号　六・三制義務教育費全額国庫補助に関する請願
第一〇八号、第二六八号　六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願
第一六二号　九州大学大学院特別研究生に研究費増額等の請願
第一七九号　公民館に専任職員配置の請願
第二〇八号　国宝月輪寺薬師堂改修費国庫補助に関する請願
第二一九号、第二八四号　国宝瑞巖寺本堂外五廉修理工事費国庫補助に関する請願
第二五八号、第二七〇号、第四二三号、第四九八号　旧制高校卒業生の進学問題に関する請願
（二通）
第二六〇号　育英資金等の国庫補助増額に関する請願
第二六六号　六・三制建築予算増額等に関する請願
第二六七号　育英資金国庫補助増額等に関する請願
第三一七号　大学研究機関拡充に関する請願
第三七〇号　私学に対する国庫補助および貸付の請願
第四一〇号　六・三制教育費全額国庫補助等に関する請願
第四二二号　私学への国庫補助に関する請願
第四六一号　短期夜間大学開設に関する請願
第四七〇号　大学院学生に対する育英資金の増額等に関する請願
第五〇二号　室蘭工業大学火災復旧に関する請願
第五二〇号　六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願
第五七四号　東北積雪地帯の六・三制建築費国庫補助増額に関する請願
第六二七号　盛岡市青山小学校増築に関する請願
第六九二号　育英奨学生希望者全員採用等に関する請願
第八五二号　青年教育の振興に関する請願
第九三一号　手芸教育振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月五日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第一号

愛媛県三間村小学校改築に関する請願

第五五号　愛媛県北宇和郡三間村長　赤松竜男外二名提出
第五六号　福島県相馬郡八幡村会議長　千枝章外一名提出
第七四号　福島県若松市長　横山武外四千八百五十六名提出
第八二号　東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会内　萩原昭二外十五名提出
第二五九号　東京都北多摩郡国分寺町東京経済大学自治会内　岸清外一名提出
第二六九号　東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会内　萩原昭二外三十二名提出
第八八号　東京都千代田区二ノ二東京地学協会内　村越司外三名提出

六・三制義務教育費全額国庫補助に関する請願

第一〇七号　奈良県高市郡金橋村長　森家新司外五百八名提出

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

第一〇八号　東京都世田谷区代沢小学校内　川村千枝子外三千七百五十八名提出
第二六八号　北海道大島郡大島小学校内　大井川政雄提出

九州大学大学院特別研究生に研究費増額の請願

第一六二号　福岡市九州大学文学部内　中村正夫外九十五名提出

公民館に専任職員配置の請願

第一七九号　熊本県飽託郡供合村公民館長　岡本篤提出

国宝月輪寺薬師堂改修費国庫補助に関する請願

第二〇八号　山口県佐波郡島地村月輪寺内　中村良禪外三名提出

国宝瑞巖寺本堂外五廉修理工事費国庫補助に関する請願

第二一九号　宮城県知事　佐々木家壽治外三名提出
第二八四号　宮城県宮城郡松島町長　磯田直七外三名提出

旧制高校卒業生の進学問題に関する請願

第二五八号　東京都中野区上高田一ノ二七三坂井方　小池安義外一名提出
第二七〇号　岡山市東古松四六一霜山長外八十四名提出
第四二三号　東京都北多摩郡三鷹町新川　長岡仙三提出
第四九八号　東京都文京区本富士町一東京大学内全日本学生自治会総連合内　武井昭夫外三名提出

育英資金等の国庫補助増額に関する請願

第二六〇号　東京都北多摩郡小平町小川津田塾大学理事会内　樋本和子提出

六・三制建築予算増額等に関する請願

第二六六号　鹿児島県川辺郡笠沙町大浦中学赤生木教場内　鈴木芳郎外十三名提出

育英資金国庫補助増額等に関する請願
第二六七号　東京都新宿区戸塚早稲田大学学生自治会内　堀越稔提出
大学研究機関拡充に関する請願
第三一七号　京都市左京区吉田京都大学職員組合内　松井清提出
私学に対する国庫補助および貸付の請願
第三七〇号　東京都新宿区戸塚早稲田大学学生自治会内　堀越稔提出
六・三制教育費全額国庫補助等に関する請願
第四一〇号　東京都港区芝白金三光町四八六日本民主婦人協議会内　小川智子提出
私学への国庫補助に関する請願
第四二二号　東京都文京区本富士町一全日本学生自治会総連合内　武井昭夫提出
短期夜間大学開設に関する請願
第四六一号　山口県小野田高等学校内　中色幾太提出
大学院学生に対する育英資金の増額等に関する請願
第四七〇号　東京都文京区森川町一一五　御園喜博外六十二名提出
室蘭工業大学火災復旧に関する請願
第五〇二号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二十七名提出
六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願
第五二〇号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出
東北積雪地帯の六・三制建築費国庫補助増額に関する請願
第五七四号　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木屹外一名提出
盛岡市青山小学校増築に関する請願
第六二七号　岩手県盛岡市青山町一一青山小学校増築促進委員会内　新田秀一郎提出
育英奨学生希望者全員採用等に関する請願
第六九二号　福岡県久留米市小森野町九州大学第二分校内　竹光義治外二百五十名提出
青年教育の振興に関する請願
第八五二号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出
手芸教育振興に関する請願
第九三一号　東京都文京区大塚窪町三五東京女子高等師範学校内　手芸教育研究会内　国登貞治外九百八名提出

右三十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月五日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

愛媛県三間村小学校改築に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡三間村長　赤松重男外三名

右の請願は愛媛県三間村小学校は明治四十年に建築されたもので、建築当時は、近郷にその広大と堅ろうを誇つたのであるが、建築年度の古いためと、本年六月のデラ台風により中央の柱が一本折損し、南方に六寸、東方に三寸傾きその後ますます傾きを増し、児童収容は、もはや危険な状態にあるから、早急応急処置として南方および東方に支柱をたてたが、その後専門技師の実情調査により根本的補修工事は不可能であることが明らかとなつた。しかしてこれが改築については新制中学の建築を終えたばかりの村財政では、その建築費の負担は全く不可能な状態であるから、本校改築に対して援助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校建築費国庫補助増額に関する請願

請願者　福島県相馬郡八幡村会議長　千枝章平外一名

右の請願は福島県八幡村日立木村中学校組合においては、文化国家再建の基礎をなす教育の重大性にかんがみ宇多中学校の校舎を建築中であつたが、本年のバトリシヤ台風により倒壊したため再建および残存工事の進ちよく対策に苦慮しているから、国庫補助金の各県配分に際しては本校の補助金を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制建築予算復活に関する請願

請願者　福島県若松市長　横山武外四千八百五十六名

右の請願は六・三制建築予算が全面的に削除されたので、義務教育の前途は暗たんたるものがある。文化国家建設の基盤を築く義務教育の重要性にかんがみ、政府はこの際地方の実情を考慮して六・三制建築予算を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育英資金国庫補助増額に関する請願

請願者　東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会内　萩原昭二外十五名

請願者　東京都北多摩郡国分寺町東京経済大学自治会内　岸清外一名

請願者　東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会内　萩原昭二外三十二名

右の請願はいずれも現下の経済情勢は、来るべき新時代をになわんとする学生にとつても大問題で、企業不振等のため、父兄よりの送金は絶え、最後のアルバイトによる途もふさがれて、有為の才を抱きながら、遂に学窓を去らなければならない者が近時相当数に上つていることは誠に寒心にたえない。幸にも各方面から興つた学生生活擁護運動により、日本育英会の発足をみ、資力に恵まれない学生の勉学に光明を投げているが、その額が僅少のため、所期の目的を達成できず大多数の学生が、極めて不安定な生活を続けている現状であるから、すみやかに育英奨学金の国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

科学研究等に必要な経費増額の請願

請願者　東京都千代田区二ノ二東京地学協会内　村越司外三名

右の請願はわが国を文化の薫高い豊かな平和国家とするには、国土の再建、国民の保健および文化の向上等に直接間接に関連する科学技術の研究に力を注ぐ必要があるが、現在各種研究機関は、必要な経費にも事を欠き、重要な研究も半ば休止の有様で、深憂に堪えないものがあるから、明年度予算には科学研究等に必要な経費を増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制義務教育費全額国庫補助に関する請願

請願者　奈良県高市郡金橋村長　森家新司外五百八名

右の請願は

教育の重大性にかんがみ六・三制義務教育の整備と拡充にあらゆる努力を傾けてきたが、地方経済は日増に窮乏の一途をたどり今日地方財政は正に文字通り破局的危機に直面し、その目的達成が困難なる現状であるから、六・三制義務教育費を全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願

請願者　東京都世田谷区代沢小学校内　川村千枝子外三千七百五十八名

請願者　北海道大島郡大島小学校内　大井川政雄

右の請願はともに

六・三制建築予算の削減により六・三制教育は危機に直面している。また義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制の施行により公立小、中学校の学校経営ならびに学級経営は多大の支障をきたして、新教育はまさに崩壊の寸前にあるから、今次国会において六・三制建築費の大幅増額と定員定額制の廃止等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州大学大学院特別研究生に研究費増額等の請願

請願者　福岡市九州大学文学部内　中村正夫外九十五名

右の請願は

この度九大教職員組合連合会は、給與ベースの改訂および越年資金の支給方を学長を通じて、各方面に要望中であるが、大学院特別研究生も経済的事情は全く同一であるから九大職組の要望に準じて、研究費を増額し越年資金も支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公民館に専任職員配置の請願

請願者　熊本県飽託郡供合村公民館長　岡本篤

右の請願は

公民館は、市町村の社会教育活動の母体としての機能を持ち、その行政的機能面においても顯著な実績を挙げ、その設置数も四千二百町村、館数七千に達し、本年施行された社会教育法においては社会教育の基本施設として認められ、これが設置と国庫補助が規定されている。この重大使命をもつて公民館の充実発展を期し、社会教育法の精神を具現するためには、専任の職員を設置することが当面の急務であるが、現在の市町村の財政状態ではこれが実現は到底不可能であるから、公民館に国庫負担地方職員として専任職員を配置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国宝月輪寺薬師堂改修費国庫補助に関する請願

請願者　山口県佐波郡島地村月輪寺内　中村良禪外三名

右の請願は

山口県佐波郡島地村所在の月輪寺薬師堂は、先頃国宝に指定されたので、その管理保護には、有志者の協力を得て、保存会を組織して当つているが、最近柱、屋根等に腐朽損傷の箇所が多くなり、建物全体も傾斜している有様であるから、建造物の維持保護のため、改修費の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国宝瑞巌寺本堂外五廉修理工事費国庫補助に関する請願

請願者宮城県知事　佐々木家壽治外三名

請願者　宮城県宮城郡松島町長　磯田直七外三名

右の請願はともに

国宝建造物瑞巌寺本堂外五廉は、明治三十六年国庫補助によつて大修理を実施して以来今日まで四十七年を経過しているので、各所の腐蝕破損がはなはだしく、その上地形気候の悪條件のため、腐蝕破損は加速度的に増大しているから、単に貴重な建設資料であるばかりでなく、桃山時代の美術工芸の精粋を盡した建築物を完全に保護管理するため、本建造物修理事業に対し国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧制高校卒業生の進学問題に関する請願（二通）

請願者　東京都中野区上高田一ノ二七三坂井方　小池安義外一名

請願者　岡山市東古松四六一　霜山長外八十四名

請願者　東京都北多摩郡三鷹町新川　長岡仙三

請願者　東京大学内全日本学生自治会総連合内　武井昭夫外三名

右の請願はいずれも

大学未入学の高校卒業および本年度卒業予定者数は約二万と推定され、またその他に専門学業卒業者および卒業予定者等多数の大学受験者があるが、これに対する大学募集人員は七千に過ぎず、この結果多数のいわゆる白線浪人が残ることになる。旧制高校は一般教養を主としている関係上旧制高校卒業者は大学の専門教育を受けてはじめて完成されるもので、このまま放置されると社会的に不利な條件に置かれ、まさに死活問題であるとともに国家的、社会的大きな問題であるから、旧制大学の増募、来々年度の再募集、新制大学転入等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに、国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育英資金等の国庫補助増額に関する請願

請願者　東京都北多摩郡小平町小川津田塾大学理事会内　橋本和子

右の請願は

明年度育英資金予算七十一億四百八十

万円の計上および私立学校国庫補助を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制建築予算増額等に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡笠沙町大浦中学赤生木教場内　鈴木芳郎外十三名

右の請願は

教員の不足、教室、校具の不備は、六・三制教育の理想実現に一大障害となつているから、文化、平和日本建設の近道として教育理想実現のため六・三制建築予算の増額および教育予算の増額ならびに災害復旧予算の追加編成等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育英資金国庫補助増額等に関する請願

請願者　東京都新宿区戸塚早稲田大学学生自治会内　堀越稔

右の請願は

現下の経済情勢は、来るべき新時代をになわんとする学生にとつても大問題で、企業不振等のため、父兄よりの送金は絶え、最後のアルバイトによる途もふさがれて、有為の才を抱きながら、遂に学窓を去らなければならない者が近時相当数に上つていることは誠に寒心にたえない。幸にも各方面から興つた学生生活擁護運動により、日本育英会の発足をみ、資力に恵まれない学生の勉学に光明を投げているが、その額が僅少のため、所期の目的を達成できず大多数の学生が、極めて不安定な生活を続けている現状であるから、すみやかに育英奨学金の国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大学研究機関拡充に関する請願

請願者　京都府左京区吉田京都大学職員組合内　松井清

右の請願は

文化国家再建上最も重要な文教については、現在ほとんどかえりみられないにもかかわらず、学徒は荒廃せる研究設備と乏しい研究費で、その上苦しい耐乏生活にたえながら使命の重大さを自覚してかろうじて研究を続けてきたのであるが、最近制定された国立学校設置法や現在の予算の下ではもはや研究を続けることができず、文化国家再建など思いもよらない有様であるから、すみやかに荒廃にひんしている大学研究機関の拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私学に対する国庫補助および貸付の請願

請願者　東京都新宿区戸塚早稲田大学学生自治会内　堀越稔

右の請願は

私立学校はその経常財政の大部分は授業料に依存してきたので、学生生活の決定的崩壊によつて、財政的経営難に陥り、教育施設の荒廃、教職員の生活苦、厚生施設の不備、学生寮の不足等により学校経営は崩壊に近いものがある。しかして、私学に対する国庫補助は憲法第八十九條とは関係のないものであるから、教育理想実現のため私立学校に国庫補助および貸付をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制教育費全額国庫補助等に関する請願

請願者　東京都港区芝白金三光町四八六日本民主婦人協議会内　小川智子

右の請願は

六・三制義務教育の完ぺきを期するために、(一)教育の植民地化反対、(二)教育費の全額国庫負担、(三)教員の首切反対、(四)教具の貸与等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私学への国庫補助に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町一全日本学生自治会総連合内　武井昭夫

右の請願は

戦争による被害と資金難のために、大部分の私学は経済難に陥り、存廃の瀬戸際に立つているから、充分なる国庫補助によつて私学の救済と健全なる発展を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

短期夜間大学開設に関する請願

請願者　山口県小野田市小野田高等学校内　中色幾太

右の請願は

書は実社会に働き、夜は寸暇を利用して夜間高等学校に学んでいる勤労青年は極めて多数に上るが、これら好学の青年に対する上級教育施設が余りにも貧弱な現下の実情は教育の機会均等の見地より極めて遺憾であるから、各地方に短期夜間大学を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大学院学生に対する育英資金の増額等に関する請願

請願者　東京都文京区森川町一一五　御園喜博外六十二名

右の請願は

最近の経済生活窮迫に伴い、大学院学生の生活は極度に困窮し、中途退学者が続出しているが、現在残つている者もアルバイトの過重等のため、学業研究に重大な影響を與えているから、(一)学術振興の見地より、大学院学生に対し、育英資金の増額および採用人員の増加、(二)授業料の免除、(三)学生定期券および学割の適用等適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭工業大学火災復旧に関する請願

請願者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外二十七名

右の請願は

室蘭工業大学は、昭和十四年道内唯一の工業専門学校として創設せられ、ひろく国家社会の要請にこたえて科学文化の創造と産業の興隆に寄与し、昨年教育制度の改革にもとづき大学制度の改編により工業単科大学として認可され、以来内容の整備強化の途上にあつたのであるが、たまたま本年一月三日の火災により、同学校の中枢部を焼失したので、現在同学の興亡に係る危機に直面しているから、工都室蘭市ならびに北海道工業の発展に対して重大な意義を有する同学の火災復旧と完成に対する処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

教室の不足は六・三制の完全実施に支障をきたし、また、地方によつては一時立替等によつて学校建築に着工しているものもあり、もし建築国庫補助が少額である場合は、地方財政の破たんをきたすことになるから建築国庫補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北積雪地帯の六・三制建築費国庫補助増額に関する請願

請願者　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重屹外一名

右の請願は

積雪地方の建築物は少雪地帯と異りその資材および建築費も多額を要することは通例であるが、とくに校舎の如く大建築物においては厳重な規格と多量の資材を要し、また雨天体操場の如きは積雪地帯の絶対的要件である等の実情を合算すると、少雪無雪地帯に比較して児童一人当り坪数は二割増し、建築費は四割増しとなるから、国庫補助もこれらの点を考慮されて処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

盛岡市青山小学校増築に関する請願

請願者　岩手県盛岡市青山町一一　新田秀一郎

右の請願は

盛岡市青山小学校は、昭和二十三年四月開設せられたのであるが、児童数が多いので開校当初より二部授業を余儀なくされた上、さらに厨川中学の一部校舎ならびに市所有の建物等を仮教室として辛うじて教授を続けてきたが、幸い昭和二十四年度において第一次八教室増築が決定され、目下工事進ちょく中であるが、その後児童数は日を追うて激増し、さらに第二次増築の急を要する実情であるから、昭和二十五年度に六教室ならびに雨天体操場（講堂）の増築をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育英奨学生希望者全員採用等に関する請願

請願者　福岡県久留米市小森野町九州大学第二分校内　竹光義治外二百五十名

右の請願は

今回の新制大学育英会奨学生新規採用には、九州大学第二分校では出願者百七十名中三十名、授業料の全額免除は全校生中七名という状況であるが、これらの不採用者は非常に生活に困つている者が大部分であり、就職難の折柄アルバイトもなく、また、たまたまアルバイトに従事している者もその重労働による疲労のため勉学は不可能の現状である。このままでは、文化国家の再建と真理の探求へのひたすらの希望を抱いて社会の現実的要請にこたえんとする情熱に燃えて入学した学生は、経済的苦難の前に抗しえないで転落のふちに追いやられる結果となるから、アルバイト学生の全部に奨学金が与えられるよう育英奨学生希望者の全員を採用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青年教育の振興に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

現在青年層の大部分は、基礎的教養を積む機会を失い、一方急激な社会情勢の変化に遭遇して、自身の教養の空白を痛感しているが、道義心の作興、生活の刷新、産業の振興等によつて、平和日本を建設するには、堅実な思想と時代に即した教養を体得する青年の力によるものであるから、青年教育の振興を期するため、青年団体指導者用の資料の発行、青年講座等の開設、勤労青年教育対策機関の設置ならびに市町村に専任職員の配置等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

手芸教育振興に関する請願

請願者　東京都文京区大塚窪町三五東京女子高等師範学校内手芸教育研究会内　国登貞治外九百八名

右の請願は

工芸美術国として世界に知られ、個人の日常生活をはじめ、産業貿易にまで重要な役割を果していた手芸は戦争中非常に沈滞をみたが、手芸の再興を図り、永年の歴史にはぐくまれた優秀な特技をのばすには、手芸教育の振興が必要であるから、小、中学校における手芸教育の拡充はもとより、高等学校、大学においても適当な手芸教育を行い、また手芸教員の養成機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　東北大学に東北文化研究所設置の陳情

第三七号　山形県鳥海中学校建築費国庫補助に関する陳情

第一六五号　新制中学校建築費国庫補助に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月五日
文部委員長　山本　勇造
参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第一号
東北大学に東北文化研究所設置の陳情
第七号　宮城県知事　佐々木家壽治外二名提出
山形県鳥海中学校建築費国庫補助に関する陳情
第三七号　山形県飽海郡本循村長　飯塚農夫太提出
新制中学校建築費国庫補助に関する陳情
第一六五号　鹿児島県川辺郡万世町長　二田満志外四名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月五日
文部委員長　山本　勇造
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
東北大学に東北文化研究所設置の陳情
陳情者　宮城県知事　佐々木家壽治外二名

右の陳情は
東北大学においては、法文学部の開設後間もなく、斎藤報恩会の研究費補助によつて、奥羽史料調査部を設けて、東北文化の歴史的研究に当つているが、その後日本学術振興会においても小委員会を設置して、東北の風土、歴史、民性等の研究を進め、また大学教授中にも個人的に各種の研究を進めている向きが多い実情であるから、これらの研究を基礎として、さらに発展させるため、東北大学内に各部門を総合した東北文化研究所を附置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県鳥海中学校建築費国庫補助に関する陳情
陳情者　山形県飽海郡本循村長　飯塚農夫太

右の陳情は
山形県鳥海中学校は昭和二十三年文部省よりモデルスクールに指定され、独自な構想と指導にもとづく様式により本年八月第一期工事を完工し、目下第二期工事として体操場その他を建築中であるが、本県は東北方面における特殊寒冷地帯であるため経済的に窮乏し、加えて台風の被害が大きく、地元負担だけでは到底第二期工事完成の見込なく折角のモデルスクールもその目的が達せられないから、モデルスクールの特殊な使命と責任にかんがみ、早急かつ特別大幅の国庫補助を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
新制中学校建築費国庫補助に関する陳情（四通）
陳情者　鹿児島県川辺郡万世町長　二田満志外四名

右の陳情は
六・三制教育の理想実現のためには校舎の建築が先決問題であるが、鹿児島県の万世、益山、小湊の各新制中学校はそれぞれの地区の小学校に併設されており、また地方財政上新校舎建築は不可能な状況であるから、中学校建築費に対し国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

○第四十一号参照

審査報告書
都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月八日
地方行政委員長　岡本　愛祐
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
岡田喜久治　西郷吉之助
島村　軍次　鈴木　直人
竹中　七郎　柏木　庫治
太田　敏兄　三木　治朗
岩木　哲夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、国及び市町村相互間において、その一方の所有する警察用財産等が不必要となり、且つ他方がこれを必要とする場合、これを無償で他方に譲渡し得る途を開こうとするもので妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
国家地方警察と自治体警察との間において、警察用財産の所有関係を実際の必要に応じて円滑に移転し得る利益がある。
三、費用
この法律の施行のため特に費用を要しない。

○第四十二号参照

審査報告書
漁港法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十四日
水産委員長　木下　辰雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
田中　信儀　江熊　哲翁
青山　正一　尾形六郎兵衛
矢野　酉雄　西山　亀七

要領書
一、委員会の決定の理由
わが国の経済を再建し、国民生活を安定させるための方策の一環として水産業を発達させることは、わが国の地理的條件に鑑み、きわめて適切且つ必要であつて、これがためにはまず漁港を整備し、その維持管理を適正にする必要があるので本法案は適当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
漁港を整備し、これが維持管理を適正にし水産物の生産を増進し得る利益がある。
三、費用
本法施行のためには概算六百万円を必要とする。

審査報告書
質屋営業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十七日
地方行政委員長　岡本　愛祐
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
鈴木　直人　岡田喜久治
黒川　武雄　三木　治朗
岩木　哲夫　堀　末治
西郷吉之助

要領書
一、委員会の決定の理由
質屋営業法案は、現行質屋取締法が時勢に副わぬものがあり、且つ最近における犯罪激増の情勢のもとにおいて、ぞう品の質屋に流れるものが少くない実情に鑑み、質屋営業について法律の全面的改正を行い、ぞう品の発見、犯罪の防あつ等に資せんとするものであつて趣旨概ね妥当と認める。
二、事件の利害得失
質屋営業を公正明朗にするとともに犯罪の防止、盗難等による国民の

財産の損害の軽減等に資するところがある。

三、費用

この法律実施のために特に費用を要しない。

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十八日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山下　義信　紅露　みつ

井上なつゑ　小杉　イ子

石原幹市郎　藤森　眞治

附則第一項中「六月」を「三月」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の経済情勢と医療事業の特殊性とにかんがみ、医療事業を行う者の法人格の取得に関して特別の措置を講じ、病院又は診療所の建設の促進その他医療事業の発展を図る等所要の改正を行うものであつて、適切なる措置と認めるが、本委員会としてはこの法案をより早く施行することは病院経営者にとつて有利であるとともにこの法律施行に関する政府の準備が予定より早く整うに至つたので、この法案の施行期日を早めるため、別紙の通り修正議決した。

二、事件の利害得失

本案の実施によつて、医療事業の発展を図ることができるとともに国民に必要な最低限度の医療を確保する利益がある。

三、費用

本法の施行にあたつては別に費用を要しない。

○第四十三号参照

審査報告書

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

矢野　酉雄　田中　信儀

青山　正一　西山　亀七

要領書

一、委員会の決定の理由

福岡、長崎、熊本、佐賀の四県に関係する有明海は瀬戸内海に次ぐ漁業権の複雑した海である。この海面の漁業調整を行うため常置の連合海区漁業調整委員会並びに漁業調整事務局を置いて漁業調整の円滑を期することができる改正で適当であると認める。

二、事件の利害得失

有明海の漁業調整が円滑に行われ漁業生産を増加し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため差当り二百万円を必要とする。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

星　一　左藤　義詮

河野　正夫　河崎　ナツ

木内キヤウ　藤田　芳雄

岡崎　眞一　三島　通陽

若木　勝藏　鈴木　憲一

要領書

一、委員会の決定の理由

教育職員免許法施行法において、旧令による免許状所有者に新免許状を授與するに際し、当面の切換措置を規定したこと及び同法第七條の規定の有効期間を明確にしたことにより、同條の規定の適用を受ける者と、その適用を受けることができなくなり教育職員免許法の適用を受けることとなる者との間の不均衡を少くする等のため、本法の一部改正を行うものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

高等学校以下の学校の教職員に不安なく教育の職を完うさせることができるから、教育上利益が大きい。

三、費用

この改正のために別に経費を要しない。

審査報告書

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

星　一　左藤　義詮

河野　正夫　河崎　ナツ

木内キヤウ　藤田　芳雄

岡崎　眞一　三島　通陽

若木　勝藏　鈴木　憲一

第二條第一項の表の改正規定中

「

七	高等学校高等科若しくは專門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの
	小学校及び中学校の教員の二級普通免許状

」を

「

七	高等学校高等科若しくは專門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの
七の二	旧国民学校令による国民学校專科教員免許状を有する者で、專門学校に準ずる各種学校を卒業したもの
	小学校及び中学校の教員の二級普通免許状
	中学校の教員の二級普通免許状

」に

「

一八	学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者
	高等学校の教員の二級普通免許状

」を

「

一八	学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者
	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状

」に改める。

第二條第一項の表第二十四号の改正規定の前に次の改正規定を加える。

同表中

「

一八	学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者
	高等学校の教員の二級普通免許状

」を

「

一八	学校教育法施行規則第百三條の四各号の規定により、高等学校教諭仮免許状を有するものとみなされた者
	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状

」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、従前の規定による学校の卒業者等に対する新免許状の授與についての不均衡の是正、校長免許状を有しない者が校長となり得る期間の延期、旧令による免許状所有者に対し経過的特例を設けて新免許状に切換の際有利ならしめたことの三点を改正の骨子とするものであり趣旨妥当と認めるが、本委員会においては旧令による学校の卒業者に対する新免許状の授與についてこれを有

利に扱う必要を認め、修正を加えた。

二、事件の利害得失

高等学校以下の学校の教員が新制大学卒業者によつて充足されるまでの経過的措置として最も適切であり、教育者の身分を優遇する利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

審査報告書

教育委員会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

星　一　左藤　義詮
河崎　ナツ　河野　正夫
若木　勝藏　木内キヤウ
藤田　芳雄　岡崎　眞一
三島　通陽　鈴木　憲一

要領書

一、委員会の決定の理由

教育委員会法の施行後約一年を経たが、その間の実際の運営にかんがみ、部分的に改正の要を生じた。改正点の主なるものは、(イ)市町村に設けられる教育委員会の設置時期を延期したこと、(ロ)教育委員の兼職禁止の範囲を明確にしたこと、(ハ)教育長の権限を明確に規定したこと、(ニ)学校建築実施上の委員会の権限を規定したこと、(ホ)教育委員の服務に関する規定を設けたこと等であり、本委員会はこれらの改正点をいずれも妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

教育委員会の円滑な運営によつて、教育効果を高める利益がある。

三、費用

この改正のために別に経費を要しない。

審査報告書

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

内閣委員長　河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　竹下　豐次
町村　敬貴　三好　始
梅津　錦一　藤井　新一
城　義臣

要領書

一、委員会の決定の理由

経済情勢の推移に伴い組織の整備を図るため従来貿易公団で行つていた輸入事業のうち米国対日援助物資に関しては、臨時通商業務局を新設し同局に於て対日援助物資の輸入事業を実施させることとし、又通商企業局内の調達賠償部を廃止するとともに資源庁の二局を統合する等、通商産業省設置法に適宜改正を加えるのは適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、通商産業省の機構を整備することができる。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　城　義臣
津梅　錦一　三好　始
中村　敬貴　伊達源一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

経済情勢の推移にかんがみ組織を整備する必要があり、従来の一官房六局を、一官房五局にするとともに、地方経済安定局、地方物価局及び管区経済調査庁を統合して、経済安定本部、物価庁、及び経済調査庁の地方支部分局としての管区経済局を設置することは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により経済安定本部の機構を整備することができる。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

保護司法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　宮城タマヨ
岡部　常　鈴木　安孝
遠山　丙市　松井　道夫
小林　英三

要領書

一、委員会の決定の理由

更生緊急保護法によつて、司法保護事業法が廃止され、その結果として、司法保護委員も廃止されるのであるが、従来のその活動の実績に照し、且つ又犯罪者予防更生法による保護観察等について、司法保護委員に代るべきものが必要なので、本法案によりこれに代るべき保護司を設けて、犯罪者予防更生法に規定する事務を行わせようとするものである。

本法案は右のような趣旨により必要なものと認める。

二、事件の利害得失

犯罪者予防更生法の円滑なる運用を図る上において、多大の利益があるものと認める。

三、費用

本法案の施行に要する費用は、昭和二十五年度において約七千万円である。

審査報告書

造船法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　横尾　龍
丹羽　五郎　小泉　秀吉
村上　義一　入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、造船技術の向上を図るため船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関する勧告、情報の提供等を規定し、又造船関係事業の円滑な運営を図るため施設及び業務について届出制を規定するとともに業務運営の改善についての勧告等を規定したもので適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

造船技術の向上に資するとともに造船関係事業の円滑な運営を図る利益がある。

三、費用

本法律案の実施には別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会　参議院会議録第五十号附録（その十）

審査報告書

船員職業安定法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　横尾　龍
丹羽　五郎　小泉　秀吉
村上　義一　入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

船員職業安定法によれば中央船員職業安定審議会、地方船員職業安定審議会の外に運輸大臣は二以上の海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置き得ることになつているが、この審議会は現在までのところその必要を認められないので、本法律案はこれを廃止しようとするもので適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

不必要な審議会を整理する利益がある。

三、費用

本法律案の実施には別に費用を要しない。

審査報告書

肥料取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十八日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石川　準吉　山崎　恒
羽生　三七　北村　一男
門田　定藏　藤野　繁雄
岡村文四郎　加賀　操
深水　六郎　池田宇右衞門
徳川　宗敬

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、現行肥料取締法を全面的改廃するとともに、臨時物資需給調整法に基く間接肥料販売制限規則を包摂し、新事態に即応した新法を制定せんとするものであるが、その内容である従来の肥料の製造、輸入、販売業務に関する免許又は許可制度を肥料そのものの登録又は仮登録制度に改めること、公定規格を設けること、農民保護の各種の規定を設けたこと等は、いずれも時勢の推移に適応し、且つ、適当なるものと認め、委員会は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

（政府提出案に対し、衆議院では附則において農林省設置法の一部改正を行つた）

二、事件の利害得失

従来とかく批評の対象となつた肥料技術行政の弊は、旧法の免許、許可制度の撤廃により除かれ、明朗となるであろう。

三、費用

農林省肥料検査所職員が昭和二十五年度においては一五名増員せられているが、これ等の経費を含む肥料品質保全に必要な経費一九、五二八、〇〇〇円は二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十八日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石川　準吉　山崎　恒
羽生　三七　北村　一男
門田　定藏　藤野　繁雄
岡村文四郎　加賀　操
深水　六郎　池田宇右衞門
徳川　宗敬

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、輸出入植物の激増に伴い、その検疫業務施行の円滑を期するため、現在の九ヶ所の出張所に加え、新たに横須賀市、清水市、四日市市、広島市、舞鶴市、下関市、佐世保市の七港及び羽田飛行場の計八ヶ所の出張所を増設せんとするもので、その趣旨妥当と認め、全会一致をもつて承認すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

病害虫の侵入を阻止し、植物の輸出を円滑に行う上からみても、又地元業者の要望に副う上からいつても、時宜に適した措置である。

三、費用

本件増設分も含め、動植物検疫所予算五〇、九五七、〇〇〇円が二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書

首都建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　佐々木鹿藏
大隅　憲二　安部　定
赤木　正雄　久松　定武

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、東京都がわが国の首都として、政治、経済、文化その他あらゆる部面において十分にその機能を発揮し得るよう計画し、建設するため、特別の措置を講ずるもので適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

首都建設のため、東京都の区域内において施行せられる重要施設の基本的計画を樹立し、その実施の推進を図る利益がある。

三、費用

本法施行に要する費用は別途予算措置による。

○第四十五号参照

審査報告書

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　安孝　城　義臣
町村　敬貴　竹下　豐次
伊達源一郎　三好　始

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は現下の社会状勢に鑑み、社会保障制度の充実強化を図る

ため、社会保障制度審議会に事務局を附置し、綜合的社会保障制度の体系を確立するために自主的、綜合的機能を與えるとともに事務局設置に伴う技術的所要の改正をしようとするのであつて適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

この措置により同審議会の調査、研究、立案の機能を能率化し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

内閣委員長代理理事　大隈　信幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　鈴木　安孝
城　義臣　河井　彌八
三好　始　伊達源一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

公務員に適用されている現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額を、その俸給に対応する現行給與法令に基く俸給を基礎として計算した場合の恩給年額に改定するとともに関係法令中の恩給に関する規定を整備しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

恩給制度の運用を能率化し、恩給受給者の生活の向上を図り得て、民生の安定に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は既に本年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　保平　高瀬荘太郎
小宮山常吉　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　西川甚五郎
玉屋　喜章　黒田　英雄
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における密貿易のすう勢に対応し、監視署の配置転換を行うため、横浜税関平塚監視署外十四監視署を廃止して、新たに横浜税関真鶴監視署外十四監視署を設置する必要があるので、その設置に関し地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、承認を求めるものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

税関の監視取締行政の万全を期し得る利益がある。

三、費用

本件実施のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

電波監理委員会設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　松野　喜内

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　勝馬　尾崎　行輝
大島　定吉　小野　哲
新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従来電気通信省の所管であつた電波行政の円満な遂行を確保するため、新たに主管官庁として電波監理委員会を設置して、これを総理府の外局としようとするもので適切な法案である。

二、事件の利害得失

電波行政の公正、且つ、民主的な遂行に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のために、電波監理委員七人及び審理官五人に対する費用その他若干を要する。

審査報告書

電気通信省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

内閣委員長代理　山崎　恒　加賀　操
徳川　宗敬　柴田　政次
北村　一男　池田宇右衛門
門田　定藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下　豐次　鈴木　安孝
大隈　信幸　城　義臣
伊達源一郎　三好　始

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日本経済の復興により、電気通信資材の統制も漸次廃止されるに伴い、従前これが統制に当つた電気通信調整審議会を廃止するとともに、電波監理委員会の設置に伴い、電波監理業務を同委員会に移管しようとするのであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

電気通信行政の運用を能率化し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

農林委員長代理　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　岡村文四郎

一、委員会の決定の理由

本件は、輸出貿易の健全な発達を期し、検査業務を円滑にするため、門司市に輸出農林水産物検査所出張所を新設せんとするもので、その趣旨妥当と認め、委員会は全会一致をもつて承認すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

検査業務を円滑にし、輸出貿易の健全な発達に寄與する。

三、費用

本出張所設置に要する経費をも含め輸出農林水産物検査費四三、三一八、〇〇〇円は、昭和二十五年度予算に計上せられている。

○第四十六号参照

審査報告書

文化財保護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日

文化委員長代理　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　河野　正夫
堀越　儀郎　鈴木　憲一
木内キヤウ　河崎　ナツ
岩本　月洲　梅原　眞隆
大隈　信幸　西田　天香
來馬　琢道

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は文部省社会教育局、国立博物館等に分散していた文化財保護行政機構を統一強化するため、文部省の外局として文化財保護委員会を設けるとともに、従来の国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律、史蹟名勝天然記念物保存法及び遺失物法等に散在していた文化財保護に関する諸規定を統一整理し、これに必要な修正補足を施して、わが国の重要な文化財の統一的保護法としたものである。

本法案の骨子となる規定は、

（一）文化財行政における政府及び地方公共団体の権限及び任務を明確にして中央、地方相協力して、文化財保護に努力すべきこと。

（二）国民と所有者とが、いずれも社会の公共物というべき文化財の保存活用に協力すべきこと。

（三）文化財保護委員会を設けて、従来分散していた保護行政機構を統一強化したこと。

（四）従来の文化財保存行政の各諸間機関を廃して、有能な専門委員による文化財専門審議会を設置し、これを審議並びに建議機関として保護行政の完璧を期したこと。

（五）有形文化財中の重要なものを重要文化財とし、更に重要文化財中の特に貴重なものを国宝に指定することにし、重点的保護を行うこと。

（六）演劇、音楽、工芸技術等価値の高いわが国古典芸術を助成するため、無形文化財についての規定を設けたこと。

（七）重要文化財の管理規定、保護規定を整備して管理の十全を期し、補助金交付の方法を講じたこと。

（八）埋蔵文化財の発掘、出土品の提出、鑑査等の諸点について詳細に規定し、従来の不備を整理したこと。

等であり、趣旨きわめて妥当と認めた。

二、事件の利害得失

本法制定により文化財の統一的保護が強化されるから、文化財の活用により国民の認識を深め、文化国家の建設に益するところが大きい。

三、費用

昭和二十五年度一般予算の組替えによつて充当する予定である。

審査報告書

建築士法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

久松　定武　佐々木盛蔵
大隅　憲二　石坂　豊一
仲子　隆　赤木　正雄
安部　定

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、戦後特に建築物の災害の累増に鑑み、漸く恒久的建築物の復興の途にある今日、建築物の質の向上を図り、個人の生命財産の保護と社会公共の福祉の増進のために、一定範囲の建築物については専門の技術者が設計および工事監理を行うこととし、その技術者の資格を定め、試験制度によつて建築士の免許登録をすることにより一定の技術水準を確保するとともに設計技術の向上と設計者の責任制度を確立しようとするものであつて、適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

建築士の資質の向上により、建築の技術及び文化の向上に寄与する。

三、費用

本法施行のため約六百万円余を要し、その費用は、昭和二十五年度一般会計予算より支出される。

審査報告書

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

議院運営委員長　竹下　豊次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　高田　寛
小林　英三　大島　定吉
佐々木盛蔵　城　義臣
石原幹市郎　小宮山常吉
大野　幸一　山下　義信
門屋　盛一　油井賢太郎
吉川末次郎　深川榮左ェ門

大隈　信行

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国会閉会中常任委員会及び特別委員会が事件の審査又は調査に従事したとき、その出席委員が受ける手当の額を、現下の経済情勢にかんがみて現行の日額三百円を日額七百五十円に増額しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国会閉会中審査又は調査に従事した委員に適正な手当を支給することができる。

三、費用

本法施行のために要する費用は未定であるが、本年度予算には、各議院それぞれ百三十五万円が増額計上されている。

審査報告書

民事訴訟法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　鬼丸　義齊
宮城タマヨ　松村眞一郎
鈴木　安孝　松井　道夫
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

最高裁判所は違憲審査を行う権限を有する終審裁判所である外、訴訟手続等に関する規則の制定及び広く司法行政事務を行うものとされ、その職責は重大であるに拘らず、その裁判官は十五名で事件の負担過重であるのに鑑み、既に刑事訴訟に関して上訴範囲を制限したのに対応し、民事訴訟においても最高裁判所の上訴事件の審理に際しての調査については司法審級制度の根本的再検討がなされるまで二年間、原則として憲法違反、判例でい触及び法令の解釈に関する重要な事項に限ることとし、これによつて最高裁判所の事務負担の臨時的調整を図ろうとするものであつて已むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

最高裁判所への上訴の範囲が調整せられる結果、訴訟事件の迅速な処理を得られる利益がある。

三、費用

本法案の施行について別に費用は要しない。

審査報告書

国籍法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鬼丸　義齊　大野　幸一
宮城タマヨ　松本眞一郎
鈴木　安孝　松井　道夫
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

現行国籍法は、明治三十二年の制定にかかるものであつて、その中には国籍離脱の自由及び妻の国籍取得、喪失に関しての夫よりの独立の地位を認めず、又帰化人に対しての法の下における不平等、特別帰化に対する勅許等不備な点があるので、本法案はこれらの点を憲法及び民法の趣旨に従つて改正するとともに、国籍ていしよくの防止を図るものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

国籍ていしよくを防止し、且つ、憲法、民法の趣旨を具現する利益がある。

三、費用

本法の施行については、別段の費用は要しない。

審査報告書

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　鬼丸　義齊
宮城タマヨ　松村眞一郎
鈴木　安孝　松井　道夫
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

新国籍法の施行に伴い、国籍の取得及び喪失に関する戸籍の手続に変更を生ずることになつたので、戸籍法中国籍の得喪に関する点に所要の改正を加え、法務局及び地方法務局に国籍事務を分掌させるため法務府設置法に所要の改正を加え、又明治六年第百三号布告改正法は、改正民法及び新国籍法の施行に伴い不必要となつたのでこれを廃止しようとするものであつて、適切妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

新国籍法の施行に伴う戸籍事務の処理を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行について、別段の費用は要しない。

審査報告書

火薬類取締法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

深川榮左エ門　結城　安次
鎌田　逸郎　駒井　藤平
阿竹齋次郎　境野　清雄
平岡　市三　廣瀬與兵衞

要領書

一、委員会の決定の理由

従来危険物としての火薬類の取締は、銃砲火薬類取締法（明治四十三年法律第五十三号）によつて実施せられ長く内務省の所管事項に属していたが、同省の解体によつて通商産業省（当初は商工省）に移管せられて今日に至つたものである。しかして同法は火薬類の取締上現状に即しない点があるのみならず、運用上種々の問題もあるので、本法案においては銃砲の取締を除いて、火薬類のみの取締を独立させ、最近の技術的進歩に即応した改正を加える等全面的な改正を行い、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを近代的且つ合理的に規制したものであつて、その趣旨は概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する利益がある。

三、費用

本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書

造林臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　岡村文四郎
加賀　操　徳川　宗敬
羽生　三七　岡田　宗司
鈴木　順一　柴田　政次
北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、森林の過伐濫伐によつて生じた国土の荒廃を復旧し、各種災害の原因を防止し、且つ、将来の森林資源保存を図るため、かねて参、衆両院林業関係議員を中心として立案方研究を続けられていたもので、形式は政府提案ではあるが実質は議員及び政府共同の立法である。

従つて本法案は、なお実施面においては造林補助額の増額、造林資金融通の確保、優良苗木の養成確保等今後更に一層その万全を期すべきであるのみならず、又本件の基礎條件ともいうべき林業経営の安定、山林課税の適正合理化等の点についても種種残された問題があるが、本案そのものについては、前記のごとき経緯にも鑑み、委員会は、その趣旨妥当と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

多年懸案であつた本案の実施において、その運用よろしきを得れば、治山治水上、画期的な効果が期待される。

三、費用

造林費補助金は従来の施設が拡充せられ、昭和二十五年度においては、公共事業費中に約十九億円計上せられており、造林指定せられたものは、この中から補助金が交付せられることになる。なお、本法施行に直接関係する事務費、府県職員設置補助金等は約四千万円を予定せられているが、右は本年度予算予備金の中から支出せられる見込である。

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

寺尾　豊　大屋　晋三
小杉　イ子　藤井　丙午
田村　文吉　波多野林一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国税徴収法の改正に対応して、労働者災害補償保険法及び失業保険法の規定による保険料に係る延滞金の割合を引下げる等所要の改正を行おうとするものであつて適宜の立法と認めた。

一、事件の利害得失

最近の経済状勢に適応し、且つ納付者の便宜をはかる利益がある。

一、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

労働省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　町村　敬貫
伊達源一郎　カニエ邦彦
梅津　錦一　三好　始
城　義臣

要領書

一、委員会の決定の理由

第一に、現在労働省に附属する審議会等のうち、行政効率の向上を図るため七つの審議会を廃止し、中央特殊技能試験審議会と地方特殊技能試験審議会を統合し、第二に、労働基準監督官の素質の向上を図るため、労働基準監督研修所を設置し、第三に、国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給與が支給される者に対し失業保険法に規定する條件に從つて行う退職手当の支給に関することを職業安定局及び公共職業安定所の事務に加える等その他適宜所要の改正を行うことは妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

各種審議会の廃止によつて行政機構の簡素化に資し、労働基準監督官研修所の設置によつて労働基準監督官の素質の向上とひいては、労働基準監督行政の充実を図り得る等の利益がある。

三、費用

本法律の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

梅津　錦一　三好　始

門屋　盛一　城　義臣

町村　敬貴　カニエ邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

審議会整理の方針に基き、官庁営繕審議会、河川審議会及び道路審議会を廃止し、これに代えて土木審議会を設置し、その組織、権限等について必要な規定を設け、本省の所掌事務に土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影に関するものを加える等適宜改正を行うことは妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

行政機構の簡素化、合理化に資する。

三、費用

本法律の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

海上運送法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小泉　秀吉　高田　寛

横尾　龍　前之園喜一郎

飯田精太郎　入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は対外定期航路事業及び外国人の営む海上運送事業に対し海上運送法の適用の調整を図り、又他法令に定める外国船の購入及び日本船の外国への譲渡、貸渡に関する許可の條項を本法に統合するとともに、外国船の借受を一年間に限り許可制としようとするもので、現状においては適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

対外定期航路の伸長及び日本海運の円滑な発展に資する利益がある。

三、費用

本法律案実施には、別に費用を要しない。

調査報告書

中小企業振興に関する調査

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年四月二十五日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

下條　恭兵　平岡　市三

境野　清雄　廣瀬與兵衛

阿竹齋次郎　駒井　藤平

山内　卓郎　鎌田　逸郎

深川榮左エ門

中小企業振興に関する件

調査の目的

調査の方法

調査の経過

調査の結果

一、中小企業の地位

二、中小企業の重要性

三、中小企業金融問題

(一)　金融困難の原因

(二)　金融対策

第一、中小企業向資金の拡大

(1)　日本銀行中小企業別枠融資

(2)　対日援助見返資金の活用

(3)　日銀マーケット・オペレーションによる資金

(4)　預金部資金の活用

(5)　国庫余裕金の市中銀行預託

(6)　復金回収余裕金の活用

第二、金融制度対策

(1)　信用協同組合の認可促進

(2)　大銀行の中小企業専門店設置

(3)　商工中金の拡充

(4)　一県一行主義の拋棄

(5)　不動産銀行の設立論

(6)　中小企業金融公庫

(7)　融資準則の改正

第三、受入態勢の整備

(1)　信用保証協会の強化

(2)　その他の受信力増加策

(3)　診断指導制度の強化

(4)　貿易簿記の普及

(5)　協同組合の助成

第四、結言

中小企業振興に関する調査経過概要

調査の目的

中小企業は我国経済の一環をなすにも拘らず、屢々放置され、現在統制経済より自由経済への移行過程において幾多の困難な事実に直面している。かかる際に中小企業の実態をよく把握し、諸困難の因つて来る所を審に調査し、もつてこれが振興対策を考究せんとするものである。

調査の方法

中小企業金融を始め、中小企業の諸問題に関し官庁、地方自治団体その他団体、並に学識経験者より中小企業の実情を聽取し、意見を求め、資料蒐集、実情調査等を行つた。

調査の経過

昭和二十四年十二月二十日、「中小企業振興に関する調査」の承認を得てから、現在に至るまで次の方法で調査を進めて来た。

(一)　十二月二十三日、中小商工業者の所得税更正決定に関し、業者を招致して実情を聽取した。

(二)　二月六日、東京商工会議所理事——五藤齊三君、全日本中小工業協議会中央副委員長——中島英信君、全国問屋協会常務理事——赤司鷹俊君、商工組合中央金庫理事——安田元七君、日本銀行融資斡旋部長——市田禎藏君、日本興業銀行中小工業部長——永井三郎君、東京信用保証協会事務理事——田中猛君を証人として招致し、中小商工業者の金融問題に関し実情を聽取した。

(三)　二月十五日、境野清雄委員から、昨秋関東、新潟地区の機業地を視察した際の報告を聽取した。日本繊維協議会理事長——奥正助君、綿スフ機業会常務理事——原與一郎君、日本絹人絹織物同業会——安井陸美君、日本絹人絹織物商協会専務理事——沼田義雄君、東洋紡績株式会社経済研究所——渡辺進君を証人として招致し、中小企業の内、繊維業界の当面する問題につき実情を聽取した。

(四)　三月四日及び九日、所謂「池田放言」について池田大蔵大臣兼通商産業大臣の出席を求め、質疑を行つた。

(五)　三月十一日より五日間、境野

清雄委員を宮城、福島、山形三県下に派遣し、中小企業の実情を調査せしめた。

（六）三月二十三日、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の審議に関連して、見返資金を中心とした中小企業金融に関し、宮崎通産政務次官、小笠中小企業庁長官に対し質疑を行つた。

境野清雄委員から東北地方の中小企業の実情に関し、報告を聴取した。

（七）四月二十二日、証人として日本貿易館常任理事――伊藤良平君、清水商会――池田信一郎君、奈良機械製作所――奈良自由造君を招致し、ラングーンにおける万国農機具展示会に関連し中小企業による機械製品の輸出に関し証言を聴取した。

調査の結果

一、中小企業の地位

問題の中小企業は如何なるものか。その量はどの位あるか、ということに就ては幾多の論議と推計があるけれども未だ支配的な結論に到達したとはいえない。一般には中小企業は経営規模が比較的小さくて大企業や問屋の圧迫下に困難している企業であると言われている。従つて中小企業を大企業と区別するところの規準を何処に求めるかについて、中小企業の性格から求めようとするものと、何等かの量的規準に拠ろうとするものとあるわけである。

中小企業の性格に之を求める者は前述のように大企業又は問屋の支配下にあつて独立独行の性格を持たぬ企業を以て中小企業とするのであるが、これでは中小企業がどれほど存在するかという数を発見することが困難である。そこで多くの者は従業員数、資本金、設備、生産高又は金融能力等によつて大企業との間に一線を引こうとしている。

中小企業等協同組合法は従業員の数に拠つている。最近に実施される中小企業金融対策は資本金、又は融資額等によつて此の区別を試みている。こうした区分で実際によく中小企業の本質を捉え得るか否かは大いに疑問とするのであるが、中小企業の数を比較的容易に摑み得るという便宜があるので多くの者は かかる区分に従つて一応中小企業の数を計算するのである。

かかる規準によつて中小企業の数を見る場合、昭和二十二年十月一日に施行された総理庁の事業所統計調査によれば、この調査による事業所総数三百二十七万の中、二百五十八万は中小企業といえるのである。これは中小企業等協同組合法が、協同組合を結成する業種の規模を、鉱工業、運送業は常時使用従業員数百人未満、商業又はサービス業では二十人未満としたことに従つて計算したものである。かくの如く見ると各業種とも中小企業が圧倒的に多く、製造工業、商業の如きは九九%まで中小企業だということになる。

併しながら企業の数ではないけれども、元来各企業の従業員数は少いのであるから、各企業体の従業員数の合計で見るときは、必ずしも中小企業が圧倒的だとはいえない。そこで中小企業に従事する人員と、大企業に従事する人員とを比較してみると、製造工業では大企業に三三%、中小企業に六七%、商業では大企業に一七%、中小企業に八三%が従事している。

業種	中小企業数	企業総数に対する割合	中小企業従業員数	同上の総従業員数に対する割合
鉱業	九、六三四	九三・五%	一三、一〇三	一八・六%
建設企業	三五、三六五	九九・二	八八、〇五九	五〇・五
製造工業	九六、七四四	九九・四	四、二九、九〇三	六六・八
商業	一、〇〇、一五四	九九・九	一、九七、八六三	八三・二
運輸通信業	三二、七八七	九七・九	六三、六〇一	三八・八
サービス業	三四、七五二	九九・六	五七、八五六	八一・三
小計	二五八、四八六	九九・〇	八五九、三八三	六四・一

上述のような表示の他に、事業所調査は資本金による区分を掲げている。前述の六業種について個人経営は二百五十五万、法人組織のもの十一万二千六百であるが、この法人組織のもので資本金二百万円未満のものは十万八千企業となつている。（二十二年十月においては、まだ戦前の資本金をその儘にして再評価していないものが大部分であるから、一応二百万円以下を以つて中小企業と見る）この両者を合した中小企業の数は二百六十六万となり、その従業員数は七百万である。これを六業種の総数に対する比率で見れば、企業数において九九%、従業員数において四一%である。

併しながら企業の系列の中に大、中、小等の区別をすることは結局は比較的な相対的な区別であつて、依然として困難なことである。大、中、小を同列に置いて競争させるとき、中、小の業者が苦況に立つと同様に、ここに中小企業と目せられるものを一応別にして考えれば、大の中でも比較的小さい者は極大企業の圧迫を蒙ることなしとしないのである。資本金三百万円以下の者を中小企業として金融上特別の措置を講ずるとき、三百万円を少し超える企業が大企業との競争に苦しみ、却つて三百万円を若干下廻る企業が特別措置のために楽な融資を受け得るという場合もあるのである。此の如き事実はあり得るにしても、何とか区別しなければならぬ場合、上述のような線が引き得ることになり、その規準で見て中小企業が圧倒的に多いのが日本の産業構造であるということになるのである。

二、中小企業の重要性

中小企業の我国経済に占むる重要性については何人も異議なくこれを承認し、池田大蔵大臣兼通商産業大臣も「将来中小企業が産業の中核をなすものであることは万人異論のないところ」とし「いろ〳〵な施策もこれに重点を置くことについても当然のことである」としているのである。

中小企業の重要性の第一は前項にも述べたように数が多いということである。製造工業の従業員の六七%が中小企業に働らいており、商業従業員の八三%が中小企業に属し、我国の生産、配給の大部分が中小企業によつて運営されているという事実は中小企業の重要性を端的に物語つているのである。

また日本経済と貿易との関連について見ると、我国輸出品の大部分が中小企業者の手を経て最終輸出品となる物が頗る多いことを指摘しなければならない。我国としては単に機械力によるのみでなく、労働力を多量に要する製品、加工段階の高い商品の輸出に努めなければならぬが、それは中小企業に最も適する産業である。機械化が進まない為めに労働力を多く要するというのでなく、機械化の余地がないために労働力を多量に要する産業、それが中小規模を要するのである。

更に中産階級政策として見た中小企業の主要性を挙げることができる。所有する労働者として中小企業が我国中産階級の中核を成するものであることは、恰も農業における自作農に近い性格をもつている。

中産階級の健全なる国家が発展するといわれるが、その意味で中小企業の重要性を認識する要があると思う。

三、中小企業金融問題

中小企業の直面する諸問題の中、最も深刻なものは金融問題である。金融さえ解決すれば、他に問題は残

らないというのではないが、中小企業の困難な問題が、すべて金融という面を通じて露呈して来ていることは争われない。そこで当委員会の調査も主として金融問題に注がれたのである。

（一）　金融困難の原因

中小企業の金融難の原因は、これを外部の原因と内部の、即ち中小企業自体の持つ原因とにわけることができる。

現在の金融難は必ずしも中小企業のみに特有のものではない。インフレーションの收束期に向い需要の減少や金融梗塞を感じているのは産業一般に見る現象である。しかしその現象が特に中小企業に著しく現われていることは蔽い難い事実である。戰後とられた経済政策、金融政策のうち、特にこれを著しくしたものとしては、傾斜生産及び傾斜金融政策、資材配給を通じて強行せられた集中生産政策等が挙げられる。併しながら、外的原因として強く指摘しなければならないのは金融機関統合の行き過ぎと中小金融機関乃至地方金融機関の弱小ということである。謂わば日本の持つ中小企業夥多の産業構造に対応しないところの金融機構である。

現在我国の金融機関として最も有力なものは普通銀行であり、金融機関といえば殆ど銀行を指すのであるが、その銀行は統合に統合を重ねて十一大銀行が覇を唱え、地方銀行も一県一行を原則としている。前項に示したように中小企業の多い国柄であるにもかかわらず、銀行のみ大規模化していることは、勢い中小金融を等閑に付する傾向を助長したのである。中小企業金融は

(1)　小口で新規取引が多い為め銀行としては費用のかかる取引であること。

(2)　対人信用が主であり、担保物件に乏しいこと

(3)　事業の将来に対しても明確なる知識がないこと

等のために、銀行としては甚だ歓迎せざる金融なのである。殊にこれは大銀行である程甚しい。今回の調査によれば大銀行の中小企業融資（原則として資本金三百万円以下の会社又はこれと同程度の個人、組合に対し、一件当り融資金額三百円以下のもの）は、総貸付額の三割以内であるのに対し、地方銀行のそれは五―六割に近いのである。又東北の宮城、山形、秋田三県の調査によれば預金の七割前後を貸付けているのに対し、大銀行の支店は、その地方において吸收した預金の五割前後しかその地方で貸付けていない。支店が地方で預金を吸收して中央に送るための機関としての役割が大きいことを示している。尤も中央に集つた資金が、大会社への貸付を通じて地方の支店又は工場へ流れて行くことは多いであろうが、それは矢張り中小企業への貸付ではない。かくして中小企業にとつて銀行は、預金する所ではあるが、融資を受けるところでないというのが実情に近いといえる。現に中小企業庁の金融実態調査によれば、銀行等の金融機関に対して借入申込をしたことのない者が、工業では五三・五%、商業では七一・二%に達していた。

併しながら中小企業が銀行等に対し「稼ぎなき衆生」であつたことは、恐らく戰後に始まつたことではなく、戰前にも略ゝ同様であつたと思うのである。ただ戰前においては大企業と中小企業との連繫があり、問屋と中小企業との関係が密であつた。謂わば親工場と問屋とが、銀行と中小企業との間の仲継的役割を果していたのである。然るに戰後に大企業は独占禁止法、集中排除法などにより解体分割されたばかりでなく中小企業の有形無形の関係が一応切断されてしまつた。又戰時経済統制は資材配給等を行うことによつて、大企業と中小企業との関係、問屋と中小企業の関係を断ち切つてしまつた。かくの如き情勢下に中小企業は自由経済下に投げ込まれたのであるから、金融面においては著しい苦況に追い込まれ、独力を以つて進路を見出さざるを得なくなつたのである。而も金融機構は前述のように中小企業にとつて甚だ無情である。これが中小企業の金融難を特に深刻なるものとしていることは争われない。

中小企業を主として相手とするものが銀行でないとすれば、現在中小企業に主力を注ぐ金融機関は何かといえば、商工中金、信用組合、無盡会社等であるが、その資力は銀行に比すれば甚だ貧弱というの外はない。いま、これを中小企業庁の金融実態調査について見れば、この調査（工業の部）に対象となつた中小企業の中

(1)　銀行金融によると思われるもの　約三五%

(2)　信用組合、無盡等によるもの　約六%

(3)　問屋、親工場にたよるもの　約六%

(4)　個人金融（親戚、知人、高利貸等）　約一七%

(5)　その他（借入不用一八%、借入先無し一八%）　約三六%

と推定される。第一の銀行金融に頼る者は全体の四六%であるが、その中二割は全然借りられなかつたので、これを差引くと約三五%が銀行金融を受けられるものということになるのである。そして銀行金融による者は概して中小の中でも大きな企業であるから、規模の小さい者ほど、(2)以下の段階に入るのである。而もこれ等銀行以外の金融機関の資力の貧弱なることは敢て指摘するまでもない。

蓋し、先にも述べたように預金が大銀行に集中する以上、中小金融機関へ資力が流れて行く筈がないからである。従つて中小企業へ融資する為めの資金は之を特別に用意しなければならないということになる。

中小企業金融難には以上の外内部的原因、中小企業自体のもつ欠陥がある。所謂受入体制が整備されないということであつて、それは中小企業が金融機関の希望するような体制にないということでもある。然しこの欠陥の中には比較的簡単に除去し得るものと、然なざるものとがある。よく言われることは経営が合理性を欠き、経理内容が不明確であるということであるが、経営の合理化は決して容易なことではなく、又合理化させる為めには金融を受けることの方が先決問題であるという場合がある。しかし経理内容を明確にすることは必ずしも不可能ではあるまい。又中小企業が、中小なるが故に資金コストを要して銀行採算に不利であるということに対しては、協同組合、企業組合の結成によつて、その幾分は除去できるであろう。担保力の不足に対しては信用保証制度等の活用も考えられなければならない。然し概していえば、中小企業は従来あまり金融機関と交渉を持たなかつたのである。これを急速に金融機関の希望するような受入体制に持つて行くことには多くの困難が伴うのである。

（二）　金融対策

以上の如き現状から見れば、中小企業の金融対策は主として制度上の欠陥を補い、資金の不足を補充し、受入体制整備に力を注ぐことになければならぬ。政府も固よりこの線に沿つて努力して来たことは認めるが、その努力は本年三月に入つて、所謂「三月危機」がその日程に上り始めてから慌てて実施するに至つたという感が深い。かかる点に見ても中小企業対策が常に叫ばれるだけで、即か実施の運びに至り得ないことを示すものといえる。

現在各方面で要望されている諸方策、並にこれが実現の過程は次の如きものである。

第一、中小企業向資金の拡大

(1) 日本銀行中小企業別枠融資

日銀が、興銀、勧銀、商工中金を通じて別枠資金融資を開始したのは昭和二十三年六月であるが、その資金は輸出及び輸出関連産業、生活必需物資産業、重要産業関連産業に属する拂込資本金五百万円以下、従業員二百人以下の企業又はこれに準ずる協同組合に対し、一件五百万円以下、期間は最高一年、平均三ヶ月を目途として貸出すもので、これが創設された二十三年六月には四億円の枠であつたが、二十五年三月末現在では次の如く四行三十九億円となつている。

（単位億円）

	二十四年十二月末	二十五年三月末
興銀	一四・五	一六・五
勧銀	三・五	四・五
中金	一四・〇	一六・〇
北拓	—	二・〇
計	三二・〇	三九・〇

しかしこの枠は三九億に限るつもりはなく、必要とあれば五十億では百億でも出す用意があると池田蔵相は確言した。この制度は比較的多く利用されているので、この枠の拡大が望まれて居り、蔵相の発言は重大であるが、更にこれが取扱機関が左の四機関に限られていることに不便があるので取扱銀行の拡充も強く要望されている。

この中小別枠制度は多く利用されているのであるが、所によつては充分とはいえず、仙台の商工中金出張所では三千万円の枠をもちながら、その半分しか融資せず、残額はただ遊んでいるという例すらある。中小企業に対する金融指導、中央の政策の末端までの浸透に格段の努力が望まれる次第である。

(2) 対日援助見返資金

日銀別枠資金と同様の中小産業（原則として拂込資本金三百万円以下、従業員二百名以下）に向けて見返資金を貸出す計画は早くより論議されて居り、本年一月より実施されることになつた。これは設備の改良、補修等の合理化資金に充てるもので、それだけに期間は五年の長期である。この資金は設定当初、甚だ貸付が鈍かつたが三月に入つてから急速に進展し、三月末までに第四・四半期の予定額三億円（これに銀行の資金が同額参加して六億円になる）に達したが、その八割までは三月に入つてからの融資である。

一月末　融資高　ゼロ件　八、六五〇千円
二月末　〃　四二件　五三、五〇〇〃
三月末　〃　二四二件　三〇〇、〇〇〇〃

尚この資産については池田大蔵大臣も「月一億円という制限を除いて、できるだけ出したい」と述べて居り、本年四月以降の本年度第一・四半期には五億円を出す方針との政務次官の意見開陳があつたけれども、未だ実現されていない。然し四、五、六月分として既に三億五千万円の融資申込があり、（四月二十五日現在）、二十五年度第一・四半期の割当を早くも凌駕しているのである。

尚見返資金を活用して商工中金の資金網を拡大することが後述の如く具体化し、又中小企業信用保証制度も確立される計画が実現されようとしている。

(3) 日銀マーケット・オペレーションによる資金

日本銀行が昨年九月以来市中金融機関、殊に地方銀行の保有国債を買入れ、その資金を中小企業の設備資金として貸出すことを計画しているが、これは余り効果を示していない。計画としては中小企業庁において調査した資料に基づき、差当り二千六百件、五十九億円を目標として各金融機関に勧奨している段階に過ぎない。

地方無尽会社及び市街地信用組合の保有国債を日銀が買上げることによつて中小企業金融の為めの資金を供給する計画は、効を奏して本年二月末までに既に累計十三億七千九百万円に達している。

(4) 預金部資金の活用

預金部資金の中、約百億円を市中銀行に預託して期間六ケ月の予定で市中金融の緩和に役立たせることが昨年末実施された。しかしこの中、約半分が主として中小企業資金に振向けられることは、三月九日現在の預託先に見て明らかな通りである。

（単位億円）

	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	計
十一大銀行	一二・九	一二・九	〇・六	二六・四
信託銀行（六行）	一・五	一・五	一・四	四・四
地方銀行（五三行）	一九・〇	一九・〇	二二・四	六〇・四
特殊銀行（三行）	一〇・五	一〇・五	二五・〇	四六・〇
農林中金	二・八	二・八	〇・六	六・二
商工中金	三・三	三・三	—	六・六
計	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	一五〇・〇

十一大銀行　信託銀行　地方銀行　特殊銀行　農林中央金庫　商工中金　無盡及信用組合　計

信託銀行	三、七五〇百万円
地方銀行	二、九二二〃
特殊銀行	八〇〃
農林中央金庫	四五〇〃
商工中金	一五〇〃
無盡及信用組合	二、四六五〃
計	九、九一七〃

然し預金部資金は元来零細なる預金等の集積されたものであり、その額も一千億を突破している現状からして、これを中小企業金融に活用すべく、各種の方策が考えられているが、現在としては、近く拡充さるべき商工中金債券の引受に振向けらるべきであるとの意見が強い。

(5) 国庫余裕金の市中銀行預託

国庫余裕金の中、約百五十億を指定預金として市中銀行に預託することが、本年三月六日実施された。百五十億円は、次の如き期間を以つて、各金融機関に預託されたが、その中商工中金、農林中金、地方銀行に預託されたものが中小企業の短期資金の逼迫を緩和するに役立つものと期待されている。

懸念なしとしない。然しその回収は比較的順調に進んで若干の余裕金が生じたので、之を再貸付に利用すべしとの説もあり、茲に余裕金約八十億円を金融機関に預託することとなつた。その中五十億円は期間一ヶ月で全銀行に、三十

(6) 復金の回収余裕金の活用

復金がその機能を果していた当時には中小企業に対し代理貸、補償貸等の制度を以つて活発なる融資を行い、その額も六八億に達したが、現在はその回収期に入つて却つて中小企業に対する金融圧迫の

億円は期間一年で興銀、農林中金、商工中金に対し預託されることになつている。

第二、金融制度対策

前項に述べた諸対策は、中小企業に向けらるべき資金を拡大する為めの諸方策であるが、如何に資金が拡大されても、それが中小企業に、而も資金を必要とする部面へ、円滑に流れて行くか否かは疑問である。蓋し戰後の我国金融機構は既述の通り甚だ中小企業にとつて不利だからである。そこで円滑なる流れを助成する為めの計画が見られるのであるが、これは資金源を拡大するように簡単には行われ難い傾向がある。

(1) 信用協同組合の認可促進

中小企業等協同組合法の成立によつて信用協同組合が、金融に関する相互扶助的機関として設立し得ることになつたが、この組合が組合員の預金を受け入れ貸付を行う所の機関である為めに、その設立認可には愼重の態度をとり、大蔵大臣の認可が却て得られなかつた。昭和二十五年二月に始めて一件認可されたのみで三月に入つたが、この頃漸く中小企業の三月危機説が起り、大蔵省に於ても国会その他の要望を容れて、堅実と思われるものから順次認可を急ぐようになつた。これ等の認可の数を見れば次の通りである。

（二十五年四月二十五日現在）

新設組合	三〇
産業組合より改組	一四〇
商工協同組合より改組	一四
市街地信用組合より改組	四三四
計	六一八

(2) 大銀行の中小企業専門店設置

大銀行が中小金融に対して冷淡であるとの非難に対し、大銀行でも特に中小金融の円滑な疏通をはかり、銀行取引に特別の便宜のない多数の中小企業者にも金融の機会を與えるため、中小金融に就ての特別の窓口を設けることになつた。設置予定銀行は大都市銀行十一行で、設置予定の場所は差当り東京、大阪、神戸、名古屋の四都市に次のように予定されているが、更に横浜、京都、福岡等の都市にも拡充する計画である。

この専門店舗が中小企業として取扱うのは資本金又は資産三百万円以下の商工業者で、貸出限度は原則として一取引に対し累計三百万円以下であることは他の場合と同様である。

この店舗は開店匆々であつて成績は不明であるが、開業当日の新聞紙の伝うる所によれば相当に歓迎されているようである。

(3) 商工中金の拡充

商工組合中央金庫は、現在組合に対する専門の融資機関で、ここを通じて別枠資金、見返資金等が多額に流れているが、預金の吸収が好成績を期待し難いので、資金源に常に欠乏を感じていた。そこで従来からの債券発行の復活を熱望されていたのであるが、それが最近に「銀行等の債券等の発行に関する法律」の施行と共に実現することになつた。これによつて商工中金は現在の資本金一億五千万円を五億に増資し、これに見返資金よりの出資五億円を加えて総資本金を十倍とし、この二十倍に当る金額即ち二百億（但しこの中から預金額を差引く）まで債券発行による資金充実を許されることになつた。この債券を公募し得るか何うか、預金部で引受け得るや否や等の問題は残つているが、一応商工中金の資金が充実すると共に組合融資は一道の光明を見ることになつた。

併しながら商工中金が組合員へ直接融資出来ないことは、中小金融を幾分困難ならしめている。協同組合の現状は必ずしも同志的強固な結合となつて居らず、その為めに組合員に対する融資に組合役員の連帯保証が得られない場合もあるのである。然し組合員個人に対する直接融資の件は、商工中金並に協同組合双方の希望にも拘らず未だ実現するに至つていない。

(4) 一県一銀行主義の抛棄

中小金融を困難ならしめている原因の中に銀行統合の行き過ぎがあることは、前に触れた通りであるが、これが堅持を必ずしも固執しないことを池田大蔵大臣は昨年十二月の施政演説で明言した。地方銀行はその後増加するには至つていないけれども、設立計画は、幾つかあるようである。

地方銀行も中小企業に便宜を計るけれども、それ以上に中小企業を専門に扱うところの銀行を設立することが急務であるとの説も強く、大阪には既に大阪興業銀行を設立してこの目的を達すべく、設立計画を進めている。

中小金融特別店舗

銀行名	東京都 新設開設予定月日	東京都 併置開設予定月日	東京都 変更開設予定月日	大阪市 新設開設予定月日	大阪市 併置開設予定月日	大阪市 変更開設予定月日	名古屋市 変更開設予定月日	神戸市 変更開設予定月日
富士		日本橋 四、二〇	鳥越 四、二〇		天満橋 四、二〇			
千代田		錦糸町 四、二〇	新宿西口 四、二〇		九條 四、二〇			
帝国	新宿 四、二五	雷門 四、二〇	新橋 四、二〇		玉造 四、二〇			
第一	上野 五、一				心斎橋 四、二〇			
大森 六、一								
東京	上野 四、二〇			梅田 五、一				
神田 四、二四								

大阪　神田駅前　四、二〇　心斎橋　四、二〇　上野　四、二〇
三和　馬喰町　四、二〇　堀江　四、二〇
大和　浅草　六、一　生野　四、二〇
鋤糸町　六、一
協和　既橋　四、二〇
東海　小岩　四、二〇
神戸西国　六、一　阿部野橋　六、一　上六　四、二〇　内田橋　四、二〇
今池　四、二〇
駒ヶ林　四、二〇
筒井　四、二〇
計　八　五　五　四　二　七　二　二

(5) 不動産銀行の設立論

中小企業が最も簡単に提供し易い担保は不動産である。勧銀が普通銀行に転化してから不動産を担保とする長期金融が杜絶してしまつたので、その復活が希望されている。幸に勧銀の債券発行機能が前述の商工中金の債券発行と同様の条件で許可されることになつたから、この問題については一応曙光を望み得ることとなつたのである。

(6) 中小企業金融公庫

以上のような方法によつて中小企業金融機関は漸く整備されて来たが、未だ以つて充分とは称し難い。国家資本を以て中小企業金融についての特殊の金融機関を設立すべしという運動は、稍〻下火になつたとはいえ、全然終熄したのではない。中小金融が採算を考える銀行等によつて行い得るものでないから、特殊の金庫を国庫の負担によつて設立しなければならないというのである。国民金融公庫住宅金融公庫と並んで、この公庫を設立する請願、陳情は屢々出て来たけれども、その実現を見ていない。

(7) 融資準則の改正

金融制度とは言い難いが、融資準則が中小商業金融を逼迫せしむる口実となつていたことは久しい。商業金融を準則で丙類に伝つた為めに問屋金融が円滑を欠き、これが延いて中小工業の金融難を原因したのである。然しこの準則も改正されて昨年八月に、問屋、証券業等は丙類より乙類に引上げられ、従来の融資金額五十万円以上のものに付一々大蔵省宛の承認申請を廃止し、銀行の自由に貸出すことを許可、但し銀行貸出の一五%にとどめる、という制度になつたので、融資準則は殆ど死文化し、この点は解決されたわけであるけれども、問屋の勢力が往年の地位を失つた現在では、このルートを通じて中小企業が資金を獲得することは決して容易ではないのである。

第三、受入態勢の整備

資金が豊富になり、金融機関が準備されても中小企業側で金融を受け入れる態勢が調わなければならない。それは中小企業の信用を外部から補強することと、内部から強健にすることである。

外部から中小企業の受信力を補強するといつても、弱小なものを強大であるかの如く偽装することは出来ないのであつて、中小企業が現在の金融機関の下で不当に実力以下に待遇されることを補正することでなければならない。その一は中小企業が元来人的信用に欠ける点を是正することであり、その二は中小企業が小金額の金融である為めに銀行等の採算ベースに乗らない点を補正することである。そのために実施さるべき事項としては次の如きものがあろう。

(1) 信用保証協会の強化

信用保証協会を強化すること。現在信用保証協会は全国の各府県に殆ど設立されてあるけれども、これは実現されていない。ただ見返資金による信用保証制度が計画されて居り、その保証額は百五十億に達する予定なので、中小企業一般の之に対する関心は強いものがある。

(2) その他の受信力増加策

中小企業が、単に規模の中小なるが故に受ける不利を免

年度別信用保証協会設立状況（二四、一二、一現在）

年度	設立協会数	保証申込額	保証承諾額	代位弁済額	現在保証額	基金に対する割合
昭和十二年乃至二十年	三	一	一三	三一	四八	計
同二十一年	〇					
同二十二年						
同二十三年						
同二十四年						
合計		三三、七一二	二五、〇六一	四一七	七、八五一	四・一〇九、六七三 / 二、二四二、六三三 / 九、三〇三 / 一、五一二、四三六 / 四・二八倍 / 二・八九倍

保証状況（二四、七月末現在）

	件数	金額（単位千円）

となつている。然しその活用は不充分である。その原因と目されるものは、(一)保証協会制度が中小企業者の一般に知るところとならないこと、(二)保証協会側で積極的な活動、殊に融資斡旋にまで乗り出さないこと、(三)国家の再保証制度がなく、銀行等に於て単に保証協会の保証のみでは不安を感ずること等によるものと思われる。

そこで保証協会制度に対し国家の再保証制度を確立すべく各方面からの請願、陳情が

れしむる為めには、まず第一に協同化が必要であるが、外部からの支援としては大規模な信用調査機関を設置し、中小企業の受信力を調査するとか、受註又は売掛を見返りとしての融資方法を開拓するとか、或は中小企業の信用力の不分明乃至不足をカバーする為め、協力関係にある大企業の推薦の下に中小企業の信用の裏付を行い、又は大企業の振出した手形がその取行銀行において特に優遇されるよう大企業の側において保証措置を講ずる等のことが必要であろう。

次に中小企業自らがその受信力を強化するための方策は、最も必要にして最も効果あるものであるが、これを実現することは決して容易ではなく、又短日月の間に所期の目的を達し得るものでもない。然し不断にその実現に心掛くべきである、政府又その指導に遺憾なきを期すべきである。この面から受信力強化は、よく言われるように、経営の合理化と事業の協同化である。

(3) 中小企業に対する診断指導制度の強化

中小企業庁はその発足以来企業診断を重視し、二十三年十一月要綱を発表、二十四年三月に約一千工場の診断を完了し、二十四年中に約三千工場を診断した。しかしこの数は中小企業全体から見れば九牛の一毛であるに過ぎない。これには企業者自体の熱意不足、診断制度に対する予算の不足、診断に対して金融、資材その他が伴わないこと等によるものである。然しこの制度を急激に拡大することは診断員の不足、予算の不足等によつて、恐らく不可能であろうから、これを企業合理化運動と併せて、企業者の自覚による自己診断を行わしむる方向へ指導することが肝要であろう。

(4) 簡易簿記の普及

中小企業は経営の記録を残さないことを特徴とする。しかし経営の記録を残すことによつて、自己の企業が如何なる地位にあるかを省察することは必要であり、銀行等へ融資を依頼する場合にも拠るべき資料として頗る重要なものである。これが実施されないことは租税との関係が最も強く恐怖されているからである。従つて租税に関して公平なる課税が行われるような制度が樹立されれば、記帳も行われるようになるであろう。殊に現行の税法は一般に税率が高く、脱税が行われても、尚お予算面に支障を来たさないという建前の如く、脱税を予想した税制であることに多くの欠陥を持つから、その改正が要望されている。これは企業の合理化を著しく妨げるものである。

青色申告制度はこれに対して一の対策たり得るし、記帳奨励の一環となり得る如く考えられたのであるが、現実は必ずしも然らず、地方、殊に東北の如きは甚だ不評判である。それは必ずしも本来の趣旨が嫌悪されているのではないが、税との関連が、従来からの苛税の印象を強くし、他方にはその記帳様式が中小企業者、殊にその小企業者の能力に比して難解に過ぎる為めである。従つて記帳様式については、一層簡易化し、一応徴税と分離した形で記帳運動を展開すべきではなかろうか。

(5) 協同組合の助成

中小企業の相互扶助的協同機関として協同組合の必要は説くまでもないが、これが甚だ不活潑になつている。その原因は一般に個人主義的色彩が強くなつているのに加えて統制が撤廃され、中小企業を結合すべき紐帯がなくなつたことである。更に中小企業者の中で比較的大きい者が、新法によつて中小企業の組合へ無条件加入を許されないため、その指導力を喪失するか、或はこれが脱退を企てる等により、中心勢力を失いつつあることも一因である。

協同組合の必要である以上、国家はこれに対し助成の方法を講ずべきであるが、新しい中小企業等協同組合法には何等の見るべきものがない。ただ商工中金の貸付が協同組合を通じてのみ行われること、最近の金融措置において組合重視の傾向が見られること、組合の共同施設に対し補助金が交付されること等に過ぎない。この共同施設設置費補助も昭和二十四年度の一千万円から昭和二十五年度には増額されて一億円（一般産業三千万円、自転車産業七千万円）が計上されたというものの、これを全国の希望に割当ててみれば小さなものである。然しこの団体補助金を中核として地方自治体の援助、金融機関の支援等が期待されるからその効果は大きい。この補助の拡大について中小企業者の要望は強いものがある。

第四、結言

以上の如く中小企業金融に関しては、本年三月に入つてから急速に施策が行われるようになつた。然し既に述べたように最も簡単な資金源の拡充が実施されたのみで、その他の諸対策は未だ実現されていない。そこに資金は出たが、中小企業に流れて来ないという欠点があるのである。流れるルートが戦時戦後を通じて破壊された儘であり、他方中小企業の受信力強化の方策が講じられていないからである。今後の施策の重点はこの点に向けらるべきである。

勿論中小企業対策は金融問題に限局されない。経営の合理化や協同化の問題は単に金融の為めのみではない。輸出振興の問題も極めて重要であり、農機具工業において万国農機具展示会に出品して好成績を納めた如き、中小企業の将来に一道の光明を与うるものである。然しかかる展示会に中小企業が参加することには多大の困難を伴うものであり、これに対する国家予算が甚だ乏しいことは委員会に於て最も遺憾としたところである。

併しながら中小企業困難の現象が、特に金融面に強く集中表現されていることは事実であり、この意味で本調査もこれに主として指向されたのである。金融問題を通じて見ても解る通り、中小企業対策が常に放置され危機の声が大きくなつてから始めて対策が考究される嫌なしとない。この意味において国会も政府も中小企業問題について、常に重大なる関心を寄せるよう切望する次第である。

附表

（一）企業数（法人）（昭和22年事業所調査による）

	総数	中小企業法人 5万円未満	5—20万円	20—50万円	50—100万円	100—200万円	計
鉱業	1,317	194	649	89	83	106	1,121
建設	7,225	1,169	5,312	261	191	147	7,080
製造工業	64,767	12,253	42,707	3,535	2,783	1,805	63,083
商業	32,486	7,792	20,385	1,949	1,099	673	31,898
運輸	3,315	762	1,537	263	247	224	3,023
サービス業	3,083	386	1,778	170	101	66	2,501
計	112,193	22,556	72,368	6,257	4,504	3,021	108,706

（二）中小企業数（昭和22年事業所調査による）

	個人	法人（200万円以下）	計
鉱業	7,787	1,121	8,908
建設	240,413	7,080	247,493
製造工業	921,457	63,083	984,540
商業	983,009	31,898	1,014,907
運輸通信	114,469	3,023	117,492
サービス業	284,048	2,501	286,549
計	2,551,183	108,706	2,659,889

（三）産業別規模別操業事業所数（昭和22年事業所調査による）

	総数（A）	1人—4人	5人—9人	10人—14人	15人—29人	30人—49人	50人—99人	小計（B）	割合 B/A×100
総数	3,277,124	2,802,043	241,966	80,001	88,674	31,990	18,484	3,263,158	99.6
鉱業	10,221	4,494	1,557	898	1,345	739	521	9,554	93.5
建設工業	241.254	208,992	12,752	5,060	6,833	3,301	2,447	239,385	99.2
製造工業	967,174	776,275	95,386	33,272	35,410	13,388	8,023	961,754	99.4
商業	1,012,633	949,715	41,021	10,848	—	—	—	1,001,584	98.9
運輸通信業	134,584	104,664	11,481	4,538	7,095	2,393	1,616	131,787	97.9
サービス業	244,249	218,417	18,957	3,378	—	—	—	240,752	98.6
小計	2,610,115	2,262,557	181,154	57,994	50,683	19,821	12,607	2,584,816	99.0

（四）産業別規模別操業事業所の従業者数（昭和22年事業所調査による）

	総数（A）	従業員1人—4人	5人—9人	10人—14人	15人—29人	30人—49人	50人—99人	小計（B）	割合 B/A×100
総数	16,446,051	4,774,134	1,543,256	939,299	1,799,854	1,197,601	1,248,834	11,502,978	70.0
鉱業	655,905	8,744	10,343	10,628	28,134	28,176	36,077	122,102	18.6
建設工業	1,465,463	311,554	82,569	59,643	141,160	124,876	166,257	886,059	60.5
製造工業	6,178,047	1,360,136	614,030	390,536	719,595	504,352	541,254	4,129,903	66.8
商業	2,379,743	1,595,595	258,526	125,741				1,979,862	83.2
運輸通信業	1,602,235	146,665	72,427	54,526	144,234	89,937	112,812	620,601	38.8
サービス業	702,005	415,387	116,065	39,404				570,856	81.3
小計	12,983,498	3,838,081	1,153,960	680,478	1,033,123	747,341	856,400	8,309,383	64.1

（五）中小企業貸出額比率（地方銀行の部）

銀行名	24年3月末	6月末	9月末	12月末	25年1月末
（地方銀行）	%	%	%	%	%
A銀行	35.5		36.2	45.3	
B銀行	60.6	60.1	63.4	58.7	
C銀行				67.0	
D銀行		60.4	60.6	60.9	61.0
E銀行		36.0	32.6	30.5	
F銀行			57.7	56.4	
G銀行		39.0	41.0	43.0	43.0
H銀行				71.3	
J銀行				42.7	
L銀行	50.4	52.3	51.1	59.1	
M銀行				34.4	
N銀行	36.9	38.7	37.2	34.8	
（大都市銀行）					
A′銀行			9.6		
B′銀行		26.0	30.0	25.0	25.0
C′銀行	30.0	30.0			
D′銀行			23.7		
E′銀行		30.6	30.3	30.8	30.3

（六）銀行の貸付預金調査　（単位百万円）

銀行名	資本金	貸付金総額（A）	預金総額（B）	比率A/B×100
（地方銀行）				
A銀行	265	10,446	12,326	85.2
B銀行	70	2,292	2,869	79.8
C銀行	120	4,579	6,298	72.7
D銀行	120	6,700	8,785	76.4
E銀行	120	6,766	8,092	83.5
F銀行	168	8,983	11,199	80.2
G銀行	75	4,834	6,024	80.2
H銀行	50	2,598	3,817	68.1

J 線	行	50	2,344	3,289	71.3	（大都市線行）	A′ 線	行	87.2
K 線	行	120	3,333	4,157	80.2		B′ 線	行	83.3
L 線	行	120	4,207	5,006	84.0		C′ 線	行	79.2
M 線	行	46	3,427	4,665	73.5		D′ 線	行	87.2
N 線	行	100	4,411	5,489	80.5		E′ 線	行	

運輸委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七八二号　宇津野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願

第八二八号　八木港の避難港整備工事継続に関する請願

第八三八号　車両工業復興対策等に関する請願

第八四六号　南海電気鉄道株式会社に国鉄、私鉄連帯輸送車扱貨物運賃通算制実施の請願

第八五一号　白棚鉄道線の復活に関する請願

第九四六号　掛塚燈台移設に関する請願

第九五七号　二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

第一〇二二号　北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設の請願

第一〇三〇号　電気機関車製作に関する請願

第一一一〇号　松山駅復旧工事施行に関する請願

第一一一四号　浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願

第一二一〇号　美島丸沈没原因調査および遭難者死体収容に関する請願

第一三二五号　三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第四号

宇津野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願

第七八二号　岩手県下閉伊郡安家村長　中村行作外七百九十七名提出

八木港の避難港整備工事継続に関する請願

第八二八号　岩手県九戸郡種市村長　川崎甚太郎外二名提出

車両工業復興対策等に関する請願

第八三八号　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本労働組合総同盟内車両産業労働組合協議会内　井上靖久提出

南海電気鉄道株式会社に国鉄、私鉄連帯輸送車扱貨物運賃通算制実施の請願

第八四六号　東京都千代田区三年町一全日通労働組合中央本部内　森善治外四名提出

白棚鉄道線の復活に関する請願

第八五一号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

掛塚燈台移設に関する請願

第九四六号　静岡県浜名郡五島村長　大石滋夫外五名提出

二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

第九五七号　福島県安達郡小浜町長　鈴木和一外八名提出

北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設の請願

第一〇二二号　北海道枝幸郡枝幸町長　斎藤保外一名提出

電気機関車製作に関する請願

第一〇三〇号　茨城県那珂郡勝田町勝田町婦人会内　有路きぬ外千八百十五名提出

松山駅復旧工事施行に関する請願

第一一一〇号　愛媛県松山市長　安井雅一提出

浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願

第一一一四号　名古屋市中区大池町商工会議所後館愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光提出

美島丸沈没原因調査および遭難者死体収容に関する請願

第一二一〇号　香川県綾歌郡岡田村　脇実外四名提出

三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願

第一三二五号　岩手県盛岡市議会議長　北太郎提出

右十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

守津野駅、小本間に鉄道敷設促進の請願

請願者　岩手県下閉伊郡安家村長　中村行作外七百九十七名

右の請願は

国鉄山田線茂市駅より分岐する小本線は、昭和二十二年十二月宇津野駅まで開通し現在運行中であるが、宇都野駅より大渡、落合、岩泉を経て小本に至る区間は、かつて前後二回にわたり敷設工事に着手され、宇津駅、落合間は既に敷地買収も完了しながら、戦後の経済変動等により工事中止のやむなきに至り今日に及んでいる。しかるに本地帯は、耐火粘土、石炭、石灰岩、金銅鉱、大理石等の豊富な地下資源の蔵量多く、さらに木材、薪炭の生産は全国中首位を占めている状態であるが、輸送力不備のためこれらの開発にいちじるしい障害を與えているから、本区間の鉄道敷設工事をすみやかに再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八木港の避難港整備工事継続に関する請願

請願者　岩手県九戸郡種市村長　川崎甚太郎外二名

右の請願は

岩手県中部宮古港以北青森県北部大間港に至る航路は、三陸の難場と称され、年々船舶の難破する数が多いので、多年この間に避難港の建設が要望されていたが、漸く昭和二十三年度宮古、八戸間の避難港として八木港が認められるに至り、昭和二十三年度から継続事業として五百万円の予算で整備工事が着工され、第二年度の昭和二十四年には八百万円の経費で防波堤工事と港内のしゅんせつが実施されているが、二年間の工事実績は全体の計画の第一歩を踏み出したに過ぎず、避難港としての成果を挙げることは不可能であるから、昭和二十五年度においても継続事業として実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

車両工業復興対策等に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六日本労働組合総同盟内車両産業労働組合協議会内　井上靖久

右の請願は

昭和二十四年度国有鉄道建設改良予算の大幅削減は、需要の九十パーセントを国有鉄道に依存している車両産業界

に重大な影響を與え、各企業は、企業整備、工場閉鎖等のやむなきに至り、世界的技術水準と輸出産業の花形として将来を期待されている斯業にとつて誠に憂慮すべき結果を招いているから、（一）昭和二十五年度鉄道勘定中国有鉄道車両関係予算を百二十億円以上計上し、その発註については昭和二十四年度中に見込生産の方法をとり、かつ支拂については日銀融資などをもつて充て即時支拂うこと、（二）国鉄電化五箇年計画の一箇年分である浜松、米原間の電化に要する施設費には見返り資金を活用して、昭和二十五年度中に着工せしめること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南海電気鉄道株式会社に国鉄、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制実施の請願

請願者　東京都千代田区三年町一全日通労働組合中央本部内　森善治外四名

右の請願は

私鉄線から国鉄線へ貨物を連帶輸送する場合の運賃は、従来から国鉄線に比していちじるしく高額であり、ことに国鉄運賃八割の値上げ後は、一層沿線の荷主をはじめ各種企業の経営、採算に不利不便をきたしていたので、これを是正するため、先年来国鉄、私鉄間を平等に計算する国鉄、私鉄連帶輸送車扱貨物運賃通算制が実施され、既に十九社が指定されているが、大阪地方において貨物取扱業務に従事している南海電気鉄道株式会社を右指定に加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道線の復活に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

東北本線白河駅より水郡線棚倉駅に通ずる白棚線は、戰争中廃線撤去されたが、戰後再び復活され、第一期工事の四十パーセントを完成したまま中止となつて現在に至つている。しかるに本線の重要性は、さきに民間経営として開通したにもかかわらず国営に移されたことによつても明らかな通り、同地方の交通運輸および産業振興上極めて重大であり、一方最近伝えられている鉄道公債による国鉄敷設についても引受消化の用意があるから、すみやかに本線を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

掛塚燈台移設に関する請願

請願者　静岡県浜名郡五島村長　大石滋夫外五名

右の請願は

静岡県浜名郡五島村は、耕地の大半が砂土であるため、遠州独特の空ッ風によつて、作物の埋没あるいは露出がはなはだしく、食糧におよぼす被害が大きいので、海岸一帶に砂防潮除け堤防を造り、植樹もようやく飛砂潮風を防除するまでに成長した。しかるに当局はこの砂防林が掛塚燈台の光をさえぎるとの理由から伐木を要求しているが、これを伐採すると本村四百町歩の耕地は元通りの荒廃地となる虞がある。一方掛塚燈台の位置はその機能の発揮に支障が多いから、適当な位置に移設するよう関係漁民および附近航行船舶の船長より要望されているから、同燈台の機能を最大に発揮し、かつ本村農民救済のため、掛塚燈台を五島海岸に移設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

請願者　福島県安達郡小浜町長　鈴木和一外八名

右の請願は

東北本線二本松駅を起点とし、津島駅を経て常磐線浪江駅に達する福島県道二本松浪江線中、二本松、小浜間には現在福島電鉄会社の乗合自動車が運行されているが、小浜以東は不定期的に年間を通じて約半分程度運行しているため利用の価値が薄く、ことに営業意識を優先にして地方民の利益を従とする営業振りであるから、地方民の利便と産業発展、文化の向上を図るため、本路線に国営乗合自動車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北見枝幸、雄武両駅間の鉄道敷設の請願

請願者　北海道枝幸郡枝幸町長　斎藤保外一名

右の請願は

北見枝幸、雄武両駅間の鉄道敷設については、大正十一年法律第三十七号をもつて予定線となり、すでに昭和十年興浜南線興部、雄武間十九・九キロ、昭和十一年北線浜頓別、枝幸間三十・四キロの一部開通を見ているから、残余五十二・余キロを結ぶことによつて完成せられるのである。しかして本鉄道の全通は東北海道縦貫鉄道としてばう大な生産ならびに交通上の暗黒地帶の一大革新を図り、当地方文化の向上、未開発資源の開拓等北海道総合開発の一環として国家再建に寄與するところ多大であるから、すみやかに、本線残余五十二・余キロの鉄道の敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気機関車製作に関する請願

請願者　茨城県猿島郡勝田町勝田町婦人会内　有路きぬ外千八百十五名

右の請願は

茨城県勝田町所在の日立製作所水戸工場では、電気機関車を專門に作つているが、昨年は国家予算の都合で機関車の製作が取り止めとなつたため、工場は大打撃を受け、数百人の従業員は配置転換で住みなれた町から離れて行つた。工場が休業状態のため、従業員の給料も拂えなくなり、下請の町工場は次々と閉鎖のやむなきに至つたので、平和な新興の町として、将来を期待されていた勝田町も、工場に仕事がなくなるに従つて火の消えたような町となり色色面倒な問題が起きているから、昭和二十五年度には是非とも国鉄の電化を促進して一台でも二台でも電気機関車を作ることができるようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松山駅復旧工事施行に関する請願

請願者　愛媛県松山市長　安井雅一

右の請願は

国鉄松山駅は、松山市の表玄関として発展し、愛媛県の交通および産業文化等に大きな寄与をしてきた。しかるに昭和二十年の戦災によって焼失したため、その後仮駅舎のまま現在に至っているが、施設の不備が貨客の輸送に多大の支障を與えているから、近く実施を予定されている松山港の拡張整備を機会に、当駅の完全なる復旧工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

美島丸沈没原因調査および遭難者死体收容に関する請願

請願者　香川県綾歌郡岡田村　脇実外四名

右の請願は

昭和二十四年十一月十二日、香川県小豆郡坂手村沖において沈没した八千代汽船株式会社所属の美島丸は、五十二名の遭難死亡者を出しているにもかかわらず、船主は金融難を口実に引揚作業を行わず、弔慰金として一万円ずつを支拂つたのみであるが、一家の主人または主婦を失つた遺族の中には、その日の生活に困つている者もあり、せめて死体につけていた金銭でも生活の資に充てたいと思い死体の收容を待つている。一方船長の主張している沈没原因は極めて不明朗であるから、遺族の熱望している死体の收容と沈没原因の早期究明について必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願

請願者　名古屋市中区大池町商工会議所後館愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光

右の請願は

わが国の鉄道オール電化の一環として、経済再建と地方産業復興ならびに明朗な社会生活にも重大なる関係をもつ東海道線浜松、米原両駅間鉄道電化工事予算を、昭和二十五年度予算に計上し、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岩手県盛岡市議会議長　北太郎

右の請願は

三陸地方は、未開発資源の豊富なことおよび沿線の風光明びな点より、産業上また観光上重要地帯であるが、沿岸を縦貫する鉄道がないため、産業の発展はもとより東北文化の向上をいちじるしくさまたげているから、沿線物資の輸送と東北地方産業開発の重要性にかんがみ本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇八号　北海道南景勝地帯の観光施設完備等に関する請願

第一一七九号　広島県音戸の瀬戸開さく事業施行に関する請願

第一二四三号　山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

第一二七八号　相生、西大寺両駅間の鉄道敷設完成に関する請願

第一二九二号　特急つばめまたは急行銀河を神戸始発とするの請願

第一三三一号　山陰本線中一部路線変更に関する請願

第一四〇八号　伊豆半島循環鉄道敷設促進に関する請願

第一四二六号　隼人、古江両駅間および高須駅、大泊間に鉄道敷設促進の請願

第一四三七号　宮古、久慈両駅間に鉄道敷設促進の請願

第一七一二号　仙台駅東昇降口設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第五号

北海道南景勝地帯の観光施設完備等に関する請願

第五〇八号　函館市役所内函館港湾振興会内　山崎松次郎提出

広島県音戸の瀬戸開さく事業施行に関する請願

第一一七九号　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名提出

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

第一二四三号　鹿兒島市庁内鹿兒島県町村議会議長会内　小幡兼重提出

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設完成に関する請願

第一二七八号　岡山県知事　西岡広吉外三名提出

特急つばめまたは急行銀河を神戸始発とするの請願

第一二九二号　神戸市長　原口忠次郎外二名提出

山陰本線中一部路線変更に関する請願

第一三三一号　山口県大津郡仙崎町長　横山繁雄外二名提出

伊豆半島循環鉄道敷設促進に関する請願

第一四〇八号　静岡県伊東市長　石川哲外十九名提出

隼人、古江両駅間および高須駅、大泊間に鉄道敷設促進の請願

第一四二六号　鹿兒島県鹿屋市長　田平藤一外四十六名提出

宮古、久慈両駅間に鉄道敷設促進の請願

第一四三七号　岩手県宮古市長　関口榮隆外三十七名提出

仙台駅東昇降口設置に関する請願

第一七一二号　宮城県仙台市議会議長　佐伯満雄提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道南景勝地帯の観光施設完備等に関する請願

請願者　函館市役所内函館港湾振興会内　山崎松次郎

右の請願は

函館港は日本最古の開港場でかつ西洋文化吸收の歴史を有している、北海道の表玄関であつて、米亜通商の主要幹線である津軽海峡に面した船舶交通の枢要地である。また風趣に富んだ名声の高い天與の良港湾でもある。加えて北海道の国立公園ならびに道立公園を直ぐ背後にもち歴史的、地理的、景観的かつ情緒的の諸観点よりみて諸外国ならびに一般の観光客を対象とする寄港地として最適の港湾であるから、函館港を観光港に指定されるとともに道南景勝地帯に対して、観光施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県音戸の瀬戸開さく事業施行に関する請願

請願者　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名

右の請願は

広島県音戸の瀬戸は、呉港南方海上五キロ倉橋島と呉市警固屋町との間にある幅員最狭部八十メートル、呉湾に面する北口部二百メートル、長さ約六百メートルの海狭であるが、戦後広島、呉両港が軍より解放されて貿易港として、また観光港として発展するためには、音戸の瀬戸開さくが絶対必要であり、これが開さくによつて、大阪、九州間の船舶航行距離が短縮せられ、大形船の航行が可能となるばかりでなく潮流による海難事故が防止せられるから、本開さく工事に対し国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

右の請願は

薩摩半島の東西を走る指宿、南薩両線はそれぞれ半島の南端山川、枕崎を終点としているが、このわずか四キロの両地間に鉄道を敷設することは同地方の豊富な水産、林産資源の開発と輸送に多大の貢献をなすものであり、同地方の文化、産業の向上発展ならびにわが国最南端の観光ルートの一環として地元住民の多年熱望しているところであるから、すみやかに両線を結ぶ循環鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設完成に関する請願

請願者　岡山県知事　西岡広吉外三名

右の請願は

山陽本線相生駅より岡山県西大寺駅附近に接続する国有鉄道赤穂線は関係地方民の熱望により着工を見たのであるが、戦争のため中断せられ今日まで放置されている。すでに路盤の一部は完成しているから、地方産業開発のため、すみやかに本路の建設工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特急つばめまたは急行銀河を神戸始発とするの請願

請願者　神戸市長　原口忠次郎外二名

右の請願は

終戦後いちじるしい復興振りを示した神戸市は、いまや世界的神戸港として外国船の出入が極めて盛となり、海外よりの観光客、視察団、バイヤー等の来朝は増加の一途にあり、国内的には九州、四国等の各方面との船車連絡の要地として重要性を増してきた、しかるに戦前神戸始発であつた特急および急行が大阪止りとなつたまま現在に至つているため、神戸市と関東、東北方面を往復する旅客に多大の不便を與えている現状である。しかして、三月十五日より開かれる神戸博を中心として、見本市その他全国的な催しも行われるので、神戸方面への旅客の殺到が予想せられるから、暫定案として、特急つばめまたは急行銀河を神戸まで臨時延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陰本線中一部路線変更に関する請願

請願者　山口県大津郡仙崎町長横山繁雄外二名

右の請願は

日本海岸屈指の良港である仙崎港を擁する山口県大津郡仙崎町は、山陰沿線有数の経済観光都市であるにかかわらず鉄道運輸の現状ははなはだしく非能率的であつて、地方発展を阻害している。しかして現在の正明市駅、長門三隅駅間の路線の一部を廃止し、山陰本線正明市駅より仙崎駅を経由して長門三隅駅に接続することは延長わずか二キロ程度であるが、これに要する資材は正明市、長門三隅両駅間の現路線の一部約二キロの転用の現在の仙崎支線用資材の活用によつて解決するのみでなく、経済的な利益が大きいから、すみやかに本線の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊豆半島循環鉄道敷設促進に関する請願

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外十九名

右の請願は

伊豆半島は、林産物および海産物に富む本州東岸の半島で、気候および風光に恵まれ、温泉が各所にわき出ている等わが国の代表的観光地であるが、循環鉄道が敷かれていないのは遺憾であるから、わが国観光事業の振興と伊豆半島の産業発展を図るため、すでに数回にわたり国会において請願が採択されている伊豆半島循環鉄道の敷設を、すみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮古、久慈両駅間に鉄道敷設促進の請願

請願者　岩手県宮古市長　関口養隆外三十七名

右の請願は

宮古、久慈間の鉄道敷設については、第五十七議会において工費五百六十七万八千円の予算を貴衆両院にて可決し、久慈普代間の鉄道建設を計画され

たのであるが、実現直前に内閣の緊縮政策とその後の事変、戦争等のため実行に至らなかつたのである。しかも本沿線は太平洋に面する風光明びな観光地帯を有し、また古来世界三大漁場の一と称せられる無盡の宝庫と未開発の林産、鉱産資源を有している。これらの開発は新日本建設に寄與するところ多大であるから、本鉄道をすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台駅東昇降口設置に関する請願

請願者　宮城県仙台市議会議長　佐伯滿雄

右の請願は

近年仙台市東部地方の発展はいちじるしく、市の中心は次第に東部に移りつつあるため、現在の仙台駅では、仙台駅以東の利用者の不便がはなはだしく、さらに東部地区には国民体育大会の総合運動場建設工事が進ちよくしている他、貨物駅、中央卸売市場の建設も計画されており、乗降客の数は増加の一途にあるから、近く予定されている仙台駅東口昇降口の設置をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一九六号　西鹿児島駅改築工事完遂に関する陳情

第二二〇号　高崎線電化促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長　代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第四号

西鹿児島駅改築工事完遂に関する陳情

第一九六号　鹿児島市議会議長　岩切重秀

高崎線電化促進に関する陳情

第二二〇号　群馬県議会議長　高山和助

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十日

運輸委員長　代理理事　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

西鹿児島駅改築工事完遂に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　岩切重秀

右の陳情は

鹿児島市は戦災の復興が着々進み、南九州の産業経済、文化の中心地として、また、観光都市として、さらに日本南端の貿易港として重要な立場にあり、先頃西鹿児島駅を当市の表玄関とする計画がたてられ、駅前広場、幹線道路は着々建設されつつあるが、駅舎の改築工事は昨年第一期工事を終了したのみで、その後遅々として進行しないから、すみやかに西鹿児島駅舎改築工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高崎線電化促進に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　高山和助

右の陳情は

高崎線電化に関しては、昭和二十二年十月着工に決定したが、当時の情勢上中止となり、最近運輸当局においては電力需給の確定を見るまで工事施行延期の予定の由であるが、永年にわたり電化の完成を待望して促進運動を続けてきた群馬県としては、これが電化により林農産物その他商工業の進出発展に寄與すること多大である。ことに東京都と密接な関係のある点からしても本工事の延期は忍び難いから、昭和二十五年度には本線電化に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情特別報告第五号

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第二五二号　名古屋市中区大池町商工会議所内愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する陳情

陳情者　名古屋市中区大池町商工会議所内愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光

右の陳情は

新日本経済の復興にはオール鉄道の電化が最も必要である。ことに東海道線浜松、米原両駅間の電化こそ関西産業に活路を與えるためにも現在最も緊急とするところであるから生活苦にあえぎつつある失業者群を動員してすみやかに浜松、米原両駅間の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五二号　浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第五号

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第二五二号　名古屋市中区大池町商工会議所内愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

運輸委員長　中山　壽彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する陳情

陳情者　名古屋市中区大池町商工会議所内愛知県地方経済復興会議内　伊藤長光

右の陳情は

新日本経済の復興にはオール鉄道の電化が最も必要である。ことに東海道線浜松、米原両駅間の電化こそ関西産業に活路を與えるためにも現在最も緊急とするところであるから生活苦にあえぎつつある失業者群を動員してすみやかに浜松、米原両駅間の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八二五号　郡山市における電気通信諸施設完備の請願

第一八九八号　国会内電報局独立に関する請願

第二一二三号　元大阪戎電話局復旧促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十五日

電気通信委員長　松野　喜内

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第二号

郡山市における電気通信諸施設完備の請願

第一八二五号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

国会内電報局独立に関する請願

第一八九八号　東京都千代田区永田町二ノ一四国会内電報局内　森秀雄提出

元大阪戎電話局復旧促進に関する請願

第二一二三号　大阪市浪速区長

野原稔外二十六名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

電気通信委員長　松野　喜内

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

郡山市における電気通信諸施設完備の請願

・請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は、東北地方における商工業の中心地であり、国有鉄道も、六方面に通じて交通上の要地であるから、電気通信諸施設についても、同市に電信、電話回線の集中、電報局および電話局の独立、電話交換方式を自動式に変更する等早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国会内電報局独立に関する請願

請願者　東京都千代田区永田町二ノ一四国会内電報局内　森　秀雄

右の請願は

国会内電報局の業務量は、開会中一日平均発信二百通、着信三百通に達し、着信の配達その他の附帯業務のため、実質的には独立局と大差がなく、また当局利用者の大部分が国会議員であるため、取扱電報も重要なものが多く、一方最近国会周辺に議員会館、同宿舎、各政党本部その他の建物が増加し、閉会中の通信も少くない実情にある。しかるに当局の施設および人員は開設当時そのままの現状であるため、業務上の支障が多く、その運営も充分に行われていないから、国会の通信機関として遺憾なくその機能を発揮するため、当局を独立の常置局とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元大阪戎電話局復旧促進に関する請願

請願者　大阪市浪速区長　野原稔外二十六名

右の請願は

大阪市浪速区における電話は、旧戎局焼失以来何等の復旧措置が採られていないため、区民の商工業経営上多大の損害をこうむつているから、昭和二十五年度中に戎電話局を復旧せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第四十七号参照

審査報告書

小型自動車競走法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

深川榮左エ門　境野　清雄

玉置吉之丞　結城　安次

吉田　法晴　平岡　市三

廣瀬與兵衞　島　清

阿竹齋次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

小型自動車の性能の向上等品質の改善を図り、小型自動車に関する海外宣伝その他当該工業の振興に貢献するとともに、地方財政に寄与するために都道府県及び五大市に小型自動車競走を実施しようとするものであつて、本委員会としては、最近の自転車競技における各種の不公平なる事件に鑑み、その運営に万全の注意がなされることを強く要望して本案は概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本案の実施によつて、小型自動車の性能の向上を図り、輸出振興に貢献するとともに、地方財政の改善に寄与する利益がある。

三、費用

本案の施行には別段費用を要しない。

審査報告書

特別鉱害復旧臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

通商産業委員長　高橋　啓

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者氏名

栗山　良夫　平岡　市三

深川榮左エ門　境野　清雄

玉置吉之丞　吉田　法晴

廣瀬與兵衞　駒井　藤平

結城　安次

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律は、石炭鉱業における特別鉱害を急速且つ計画的に復旧しようとするもので、配炭公団が廃止され炭価に織込まれていたプール資金による復旧費のなくなつた今日まことに適当な処理と認められる。

二、事件の利害得失

この法律施行により、特別鉱害の復旧を急速に促進し、公共の福祉を確保し、併せて石炭鉱業の健全な発達に資する利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十五年度公共事業費国庫補助として約五億八百万円の費用を要する。なお鉱業権者より約三億六千万円、地方公共団体より約五千三百万円の復旧費が拠出される。

審査報告書

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　岡部　常

鈴木　安孝　宮城タマヨ

小林　英三　松井　道夫

「大学院の置かれているもの、」を「大学院の置かれているもの及び」に改め、「及び旧満洲国建国大学」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、改正弁護士法の施行に伴い、同法第五條の弁護士となる資格の一として、同條第三号に五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において、法律学の教授又は助教授の職に在つた者と規定してあり、これらの者にも弁護士となる資格を認めているので、その大学を定めるものであつて必要な立法である。

衆議院提出の原案によれば、旧満洲国建国大学をも認めることになつているが、委員会においては、裁判所法、検察庁法の判検事となる資格との均衡等を考慮して、これは削除することが妥当と認めその趣旨の修正をなした。

二、事件の利害得失

弁護士法の運用を完璧ならしめる利益がある。

三、費用

本法施行のために別段の費用は要しない。

審査報告書

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野　幸一　宮城タマヨ
岡部　常　鈴木　安孝
小林　英三　松井　道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の規定は、火災、震災、風水害等の災害を受けた都市に対して同法を適用して借地権等に関して特例を認め、その復興の促進に資することを目的とした規定であるが、本年四月三日及び同月十三日の両度に亘つて、火災の災害を蒙つた静岡県熱海市に同法を適用せんとするのが本法案の趣旨であり、時宜に即した措置というべきである。

二、事件の利害得失

本法の施行により、熱海市の復興を促進せしめることができる。

三、費用

本法の施行について、別段の費用を要しない。

審査報告書

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

林屋龜次郎　黒川　武雄
竹中　七郎　柏木　庫治
岩木　哲夫　山田　佐一
濱田　寅藏　吉川末次郎
三木　治朗　堀　末治
鈴木　直人　島村　軍次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の食糧特に主要食糧の需給事情に鑑み、本法の有効期間をなお一箇年延長するとともに、飲食営業者が提供を制限されている指定主食から、食糧管理法又は同法に基く命令の規定により一般に自由に販売することができる主要食糧並びにこれを調理加工したもの及び食糧管理法第二條の主要食糧中業者用割当として飲食営業者が合法的に入手した主要食糧並びにその加工品を除いて、その自由販売を認め、又めん類外食券食堂においても、めん類購入切符の通用を認めるとともに喫茶店においても、酒類の販売をし得るよう改める等、概ね適切な措置と認めた。

二、事件の利害得失

食糧事情好転の際における本改正は、国民生活の明朗化に寄與するところがあると認められるが、又一方本法実施に際し、政府のこれが運用を適切ならしめるために特段の考慮が必要と認められる。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十六日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

赤木　正雄　結城　安次
石原幹市郎　廣瀬與兵衞
深川榮左エ門　玉置吉之丞
境野　清雄　佐々木良作
永橋　藤作　栗山　良夫
門屋　盛一　吉田　法晴
島　清　下條　恭兵

要領書

一、委員会の決定の理由

電源の開発、電気事業の復興整備を図るために、電気事業に対して融資された対日援助見返資金及び復興金融金庫貸付金の担保について一般担保の制度を採用しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、将来の起債を容易にし電気事業の復興促進に資する利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十六日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　岡田　宗司
山崎　恒　德川　宗敬
加賀　操　深水　六郎
羽生　三七　岡村文四郎
池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、(一)農業協同組合連合会の事業兼営について制限を設けること、即ち一般的な連合会については、信用、指導、経済の三本建とし、都道府県の区域を超えるものにあつては、更に経済事業を販売及び購買に二分することを原則的に規定すること、(二)農業協同組合の組合員の利益を保全するため、政令をもつて組合の財務処理を適正ならしめるために必要な基準を定め得る根拠規定を設けること、その他信用組合又は都道府県区域以上の組合連合会に対する行政庁の毎年一回の業務又は会計状況の常例検査施行、監督規定の整備等を内容としたものである。しかして、(一)の点について現行法においては、信用事業を行う連合会の他の事業兼営禁止を除いてその事業形態は法律上全く自由であるのに対して、今回の改正は制限を加えることになり、法律上協同組合設立の自由と自主性を侵害することになるので、この点が最も論議の中心であつたが、現在実際問題としては特殊の行政措置により余りにも細分化されている事業分割に対し、特殊行政措置の緩和方針の明確化ともなるので、委員会としては、本改正はこの際止むを得ないものと認め、協同組合の育成奨励方策等について種々希望意見を附し、特に農村金融対策については、農村不況の実情に即応した適切な政府施策の欠如している現状打開のための政府の善処方を強く要請した上、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

なお、本件に関連し、先に委員共同発議により別途「農業金融疏通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案」を行つたことを附言する。

二、事件の利害得失

前述の通り法律規定上は協同組合の自主性を制限することとなるが、現在の実際的制限に対しては一部改善ともなる。なお協同組合の財務処理の適正化は、農業協同組合全体の信用を高める上からいつて、又農政の中核たる協同組合今後の健全な発達を期する上からいつても、利するところ少くないと認められる。

三、費用

連合会に対する毎年一回常例検査の施行のためには、相当の経費を必要とするが、右の経費は二十五年度予算には計上されていないから、今

後追加予算計上等の措置が必要である。

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

城　義臣　カニエ邦彦
小杉　繁安　梅津　錦一
伊達源一郎　竹下　豐次
三好　始　町村　敬貴

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、審議会整理の方針に従い従来あつた二十九の審議会を十二に整理統合をするとともに、地方支分部局のうち本省関係の資材調整事務所と、林野庁関係の木炭事務所を廃止することとし、又食糧輸入事務の増大にかんがみ食糧庁の内部部局の事務配分を改める等、農林省機構に適宜の改正を加えようとするものであつて適当と認める。

二、事件の利害得失

この措置により農林省の事務を合理化し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号　国鉄職員の賃金ベース改訂に関する請願
第五九号　日やとい労務者の救済対策に関する請願
第九七号　日やとい労務者の詰所に雨具備付の請願
第九九号　婦人労務者に運動靴支給の請願
第一〇一号　下水作業手当支給の請願
第一四九号　職業安定所登録労務者作業詰所にゴム長靴備付の請願
第一五五号　職業安定所登録労務者の日当に関する請願
第一五八号　失業者の無料宿泊所設置に関する請願
第一六一号　国鉄労働組合要求に対する仲裁委員会裁定実現の請願
第一六四号　国鉄職員の給與ベース改訂に関する請願
第二〇三号　公共企業体仲裁裁定事項即時実施に関する請願
第二一四号、第三六〇号　賃金遅拂、分割拂解消に関する請願
第三四四号　労働基準法第二十八、二十九、三十、三十一各條即時実施に関する請願
第三九九号　職業安定所登録労務者に地下たび増配の請願
第四八七号　失業応急対策費全額、国庫負担に関する請願
第五一八号　失業保険給付金額と失業救済事業との不均衡是正に関する請願
第七八四号　一般職種別賃金の法制化等に関する請願
第八〇二号　呉市の失業対策に関する請願
第八二五号　平地区における日やとい労務者救済の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十五日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第一号

国鉄職員の賃金ベース改訂に関する請願

第九号　静岡県浜松市東伊場町官
第一日本国有鉄道名古屋鉄道局浜松工機部内　中村四郎提出
日やとい労務者の救済対策に関する請願
第五九号　東京都千代田区神田橋公共職業安定所内中央土建一般労働組合内　桐山良作提出
日やとい労務者の詰所に雨具備付の請願
第九七号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内
相田正外十五名提出
婦人労務者に運動靴支給の請願
第九九号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
相田正外十五名提出
下水作業手当支給の請願
第一〇一号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
内　相田正外十五名提出
職業安定所登録労務者作業詰所にゴム長靴備付の請願
第一四九号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
内　相田正外十六名提出

職業安定所登録労務者の日当に関する請願
第一五五号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
内　相田正外十六名提出
失業者の無料宿泊所設置に関する請願
第一五八号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
内　相田正外十六名提出
国鉄労働組合要求に対する仲裁委員会裁定実現の請願
第一六一号　茨城県水戸市銀杏町水戸駅前国鉄労働組合水戸支部
内　久保三郎提出
国鉄職員の給與ベース改訂に関する請願
第一六四号　東京都八王子市平安町三ノ五五　鈴木清提出
公共企業体仲裁裁定事項即時実施に関する請願
第二〇三号　静岡県浜松市東伊場町官第一国鉄労働組合浜松工機部支部内　中村四郎提出
賃金遅拂、分割拂解消に関する請願
第二一四号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四　全日本金属産業労働組合協議会東海支部内
石川今市提出
第三六〇号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四　全日本金属産業労働組合協議会東海支部内
成田七郎提出
労働基準法第二十八、二十九、三十、三十一各條即時実施に関する請願
第三四四号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四　愛知地方産業別労働組合会議内　榊原鏡提出
職業安定登録労務者に地下たび増配の請願
第三九九号　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合
内　相田正外十六名提出
失業応急対策費全額国庫負担に関する請願
第四八七号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出
失業保険給付金額と失業救済事業における支給賃金との不均衡是正に関する請願
第五一八号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出
一般職種別賃金の法制化等に関する請願
第七八四号　横浜市西区宮崎町二紅葉坂ホテル内　白江千純提出
呉市の失業対策に関する請願
第八〇二号　広島県呉市中通五ノ二二　呉地区失業者同盟内　中野英彦提出
平地区における日やとい労務者救済の請願
第八二五号　福島県石城郡内郷町長山崎辰亥外一名

右二十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国鉄職員の賃金ベース改訂に関する請願

請願者　静岡県浜松市東伊場町官第一日本国有鉄道名古屋鉄道局浜松工機部内　中村四郎

右の請願は
昨年末実施された六千三百円ベースでは到底最低生活を維持することができないので、国鉄従業員は、九千七百円ベースを団体交渉を行つたが、いれられなかつたので、「公企法」による調停委員会に申請した。しかして、その調停案に対し組合としては不満ではあつたが、客観的事情により調停案を受諾したにもかかわらず、政府は、これを拒否した。よつて組合は仲裁委員会に申請したが、政府は、いまなお給與ベース改訂を否定している。ベース改訂の要求がいれられないときは、折角芽生えようとしている民主的組合運動も瓦解することが明らかであるから、賃金ベース改訂につき善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日やとい労務者の救済対策に関する請願

請願者　東京都千代田区神田橋公共職業安定所内中央土建一般労働組合内　桐山良作

右の請願は
現在日やとい労務者の賃金は、一日二百三十円であるが、これら労務者の多くは引揚者や家のないもので、その生活は窮乏の極にあるから、日やとい労務者の最低生活を維持するため、（一）すべての失業者が完全に就労できる態勢をとること、（二）現在の日当を三百円に引き上げること、（三）越年資金として一箇月分の賃金を支給すること、（四）労務者用物資を完全に支給することと等の対策をすみやかに確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日やとい労務者の詰所に雨具備付の請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十五名

右の請願は
川、下水、道路整地作業に従事する職業安定所登録労働者にとつて、いままでは、雨天の日に雨具がなくても就労ができたのであるが、これから寒気も厳しくなる上、雨天の日でも労就しないと一日食べずにいなければならない有様であるから、労務者詰所に雨具を備付けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

婦人労務者に運動靴支給の請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十五名

右の請願は
婦人労務者のはき物は、その体質上軽くてしかも、ぬいだり、はいたりに便利な運動靴が最も適当であるから、婦人に対して運動靴を配給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下水作業手当支給の請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十五名

右の請願は
川、下水、道路等の改修工事作業に従事している職業安定所登録労務者にとつては、寒さが加わるにつれて、寒さと冷えのために身体をこわす者が多くなり、また、川、下水等の中にはガラス、ブリキ等の破片があつてけがをする者が続出していること、作業の関係上毎日入浴する必要があること等の理由をもつて、下水作業手当を支給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職業安定所登録労務者の日当に関する請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十六名

右の請願は
職業安定所登録労務者は、一日二百三十円で働いているが、物価の高い現在では、独身者でも生活困難であつて家族を持つている者の生活の悲惨は、目に余るような困難な状態で、もはや、売るべき何物もない有様であるから、これら労務者に対し日給最低三百円以上を支給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職業安定所登録労務者作業詰所にゴム長靴備付の請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十六名

右の請願は
職業安定所登録労務者は川、下水道路等の改修工事作業に従事しているが、寒さに向つての作業であり、しかもガラス片、セト物、ブリキ等によつて負傷者が続出し工事に、重大な支障をきたしているから、職業安定所登録労務者の現場詰所にゴム長靴を備付けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業者の無料宿泊所設置に関する請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十六名

右の請願は
現在厚生寮に居住する失業者は、毎日十円の寮費さえ三箇月ないし四箇月も滞納している有様であるが、さらに借地借家に関する法律改正によつて家賃、室代等が値上げされたため、失業者の生活はますます苦しくなつているから、失業者の無料宿泊所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄労働組合要求に対する仲裁委員会裁定実現の請願

請願者　茨城県水戸市銀杏町水戸駅前国鉄労働組合水戸支部内　久保三郎

右の請願は
国鉄労働組合は、賃金ベース改訂なら

びに年末一時金支給を要求して仲裁委員会の裁定を得、法の定める裁定を尊重し、諸情勢にかんがみてこれに従う方針である。しかるに政府ならびに当局は財源不足を理由に実質的にはこの裁定を拒否するような情勢にあるが、組合員の生活は、年末を控えて破極の危機に直面しており、合法闘争も限界に達している実勢であるから、すみやかに仲裁委員会の裁定を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄職員の給與ベース改訂に関する請願

請願者　東京都八王子市平安町三ノ五五　鈴木清

右の請願は

現行の賃金ベースは昨年七月の物価を基礎として算出されたもので、本年に至つて物価は二十パーセント以上に上昇しているから、賃金ベースは当然改訂せらるべきであり、国鉄労働組合は建設的、平和的解決を望んで、やむを得ず「公企法」による調停委員会の調停案を受諾したが、国鉄当局はこれを拒否し、さらに仲裁委員会の裁定案をも否認するような態度を取つている。これは公共企業体労働関係法第十六條によつて国会で審議されることになつたから、国鉄職員の賃金借上げに関しては労働者が満足できるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共企業体仲裁裁定事項即時実施に関する請願

請願者　静岡県浜松市東伊場町官舎第一国鉄労働組合浜松工機部支部内　中村四郎

右の請願は

国鉄職員の生活不安を打開するため、十二月公共企業体仲裁委員会が国鉄従業員の給與について下した総額四十五億円の仲裁事項について、国会は即時討議を開き全面的にこれを支持せられ、政府に対して受諾実施するよう勧告されるとともに国会として予算支出その他これらの実施に必要な処置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

賃金遅拂、分割拂解消に関する請願

請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四　全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　石川今市

請願者　名古屋市中区南鍛冶町一ノ二ノ四　全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　成田七郎

右の請願は

現在金属産業においては東海支部傘下七十分会中賃金遅拂、分割拂は六十分会にも及んでいる。賃金遅拂の問題は各産業全般の問題であつて、労働者の生活を極度に悪化させ、わが国産業再建のため大きな障害となつている。また賃金の遅拂および分割拂は労働基準法の違反であるから、これらの解消についてつなぎ融資その他積極的な対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準法第二十八、二十九、三十、三十一各條即時実施に関する請願

請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四　愛知地方産業別労働組合会議内　榊原鏡

右の請願は

最低賃銀制に関する労働基準法第二十八、二十九、三十、三十一各條は、制定以来実施されていないからすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職業安定登録労務者に地下たび増配の請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇　五反田自由労働組合内　相田正外十六名

右の請願は

職業安定所登録労務者約千名に対する地下たびの配給量は一回三十足位で年四回配給されているが、労務者の大部分は素足で作業をしている現状である。これがため負傷者が続出して作業に支障をきたしているから、職業安定所登録労務者に対して地下たびを増配せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業応急対策費全額国庫負担に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

産業の不振は、工場閉鎖、中小企業委縮による失業者続出となつて憂うべき傾向を示しているが、現在の政府の対策では到底これを解決できないから、現在実施している国庫補助三分の二の失業対策事業を全額国庫負担に改めるとともに、人員のわくを増大して失業救済対策の万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険給付金額と失業救済事業における支給賃金との不均衡是正に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

失業保険法による失業保険給付金額は平均百五・六十円であるが一方失業救済事業の賃金は一日百九十三円であつて、均衡上矛盾があるので、労働日数または、作業区分において考慮するというように、現実支給賃金と均衡をとることを黙認するような結果となるから、この際失業救済事業に対する賃金を現実労働賃金と均衡のとれるよう是正されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一般職種別賃金の法制化等に関する請願

請願者　横浜市西区宮崎町二一　紅葉坂ホテル内　白江千純

右の請願は
近く昭和二十二年法律第百七十一号政府に対する不正手段による支拂請求防止等に関する法律が廃止されるとのことであるが、現在同法第二條に定める一般職種別賃金（プリヴェイリング・ウエイジ・システム）の告示によつて賃金の支拂を受けている六十万に上る関係労働者の賃金基準が崩れ、ひいては賃金の切下げ等により労働事情の悪化が予想せられまた、これらの関係労働者の大半は特殊的労働條件で連合国軍の役務に従事している者であつて、公契約における賃金基準制によつて保護されているのであるから、法律の改廃にかかわらずプリヴェイリング・ウエイジ・システムを存続するよう立法的処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

呉市の失業対策に関する請願

請願者　広島県呉市中通五ノ二二　呉地区失業者同盟内　中野英彦

右の請願は
わが国の経済不安はますます深刻の度を加え、当呉市においても、各種中小企業が続々と破産し、商店は重税のため店を閉じ、失業者は潜在を含めて実に四万人の多きに上つている。しかるに市の失業対策予算は極めて少額であつて、充分な対策が講ぜられていないから、（一）恒久的治山治水事業の施行等による失業者の完全就労、（二）中小企業に対する資金、資材の融通、（三）大衆課税の撤廃、高度累進課税法の設定等適切なる処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平地区における日やとい労働務救済の請願

請願者　福島県石城郡内郷町長　山崎辰亥外一名

右の請願は
福島県平町では、矢郷炭鉱の閉鎖等により失業者が増加し、現在職業安定所登録自由労働者千二百三十九名中就労している者は六百七十名で、自由労働者は生存権確保のため組合を結成し、労働事情は悪化の傾向にあるから、これら失業者救済のため当町職業安定所割当日やとい労働者の数を百名から二百名に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八三二号　失業保険法中一部改正に関する請願
第一三〇〇号　失業対策予算増額等に関する請願
第一三二八号　失業保険の給付期間延長等に関する請願
第一三四二号　失業保険の給付期間延長等に関する請願
第一三四三号　失業保険の給付期間延長等に関する請願（七通）
第一四七三号　失業保険の給付期間延長等に関する請願（三通）
第一五一一号　失業保障金の給付期間延長等に関する請願（三通）
第一五二三号　ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に関する請願
第一五六八号　失業保険金の給付期間延長等に関する請願（四通）
第一五八〇号　失業保険金の給付期間延長等に関する請願
第一九六一号　失業救済対策に関する請願
第一九九三号　失業救済事業の拡充等に関する請願
第二一五一号　青少年不良化防止対策等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第二号

失業保険中一部改正に関する請願
第八三二号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫提出
失業対策予算増額等に関する請願
第一三〇〇号　東京都庁内東京都職員労働組合内　田中正根外一四七一名提出
失業保険の給付期間延長等に関する請願
第一三二八号　東京都庁内賃上共闘全国労働組合懇談会内　吉田資治提出
第一三四二号　東京都港区新橋七ノ一二産別会館内全日本印刷出版労働組合内　藤森真治君外六名提出
第一四七三号　神奈川県川崎市堀川町七二東芝労働組合連合会内　石川忠延外六名提出
失業保険金の給付期間延長等に関する請願
第一五一一号　神奈川県川崎市大師河原五、二九四いすず復職同盟内　山田三五郎外六名提出
第一五六八号　神奈川県川崎市堀川町七二東芝堀川町復職同盟内　稲垣四郎外八名提出
第一五八〇号　横浜市南区睦町一ノ八〇　浅野卓也提出
ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に関する請願
第一五二三号　東京都豊島区高田本町二ノ二五全日本ゴム産業労働組合連合会内　若宮光三提出
失業救済対策に関する請願
第一九六一号　岐阜県岐阜郡多治見町岐阜県製陶労働組合連合会内　吉田歳一提出
失業救済事業の拡充等に関する請願
第一九九三号　静岡県沼津市議会議長　松本一郎提出
青少年不良化防止対策等に関する請願
第二一五一号　福岡県八幡市長　守田道隆外一名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

失業保険法中一部改正に関する請願
請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫

右の請願は
現行失業保険法第二十條による給付日数は百八十日と規定されているが、現在の社会状態においては半年の間に就職することは困難であるから、最少限度一箇年以上を保障し、また、同法第十七條に規定されている最高日額三百円では、多数の扶養家族を有する勤労者は生活困難であるから、最高限度を規定することなく、本人が前職場において受けていた給料の七十パーセントを支給するよう失業保険法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策予算増額等に関する請願
請願者　東京都庁内東京都職員労働組合内　田中正根外一千四百七十一名

右の請願は
最近企業整備等に伴い、失業者は激増の一途にあるので、労働行政の健全な

運営は、現下不可欠の重要問題であるから、失業対策予算の増額、労働行政職員の増員ならびに現在多岐にわたる労働職業行政系統の一元化、地方移譲等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険の給付期間延長等に関する請願

請願者　東京都庁内賃上共闘全国労働組合懇談会内　吉田資治

失業保険の給付期間延長等に関する請願（七通）

請願者　東京都港区新橋七ノ一二産別会館内全日本印刷出版労働組合内　藤森直治外六名

右の請願は

わが国の失業者は、いまや千二百万を越えるといわれているが、その後さらに増加の一途にある。しかるにこれら失業者のうち、失業保険の給付を受けているものはその一部分にすぎず、それさえも給付期間の切れた者が多く、失業者とその家族は何等の生活保障もなく餓死の危機に直面しているから、（一）失業保険の給付期間現行六箇月を一箇年に延長すること、（二）失業保険の給付額基本給の六割を、届出全收入賃金の八割まで引き上げること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険の給付期間延長等に関する請願（三通）

請願者　神奈川県川崎市堀川町七二東芝労働組合連合会内　石川忠延外六名

右の請願は

東京芝浦電気株式会社の、人員整理による六千名の失業者は、職業安定所および個人で八方就職に奔走しているが、その大部分は未だ就職できず、とくに京浜地区に居住している失業者は、失業保険の給付期間の最後の日に至るまで一回の就職あつせんを受けたことがなく、これら失業者および家族の今後の生活不安はじん大であるから、これが対策として失業保険支給期間を延長するとともに完全就職を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険金の給付期間延長等に関する請願（三通）

請願者　神奈川県川崎市堀川町七五、二九四いすず復職同盟内　山田三五郎外六名

右の請願は

昨年いすず自動車株式会社、東京芝浦電気株式会社、日産自動車株式会社等の人員整理の対象となつた大部分のものはいまなお就職できず失業保険金給付打切り後の生活不安に脅かされているから、失業保険金支給期間を延長すると共にすみやかな完全就職を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ゴム産業の人員整理、工場閉鎖反対に関する請願

請願者　東京都豊島区高田本町二ノ二五全日本ゴム産業労働組合連合会内　若宮光三

右の請願は

理研ゴム産業は、経営の合理化を理由に従業総人員六百六十名中約三百名の首切りを行うことになり、また日本マグネは三月二十日を期して全工場を閉鎖することに決定したが首切り、生産縮少は、ゴム産業を破壊して、日本の危機を一層はげしくし、また工場閉鎖は地方財政を危くするから、首切り問題、工場閉鎖問題の解決のため適当の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険金の給付期間延長等に関する請願（四通）

請願者　神奈川県川崎市堀川町七二東芝堀川町復職同盟内　稲垣四郎外八名

右の請願は

昨年東京芝浦電気株式会社、日産自動車株式会社等を解雇された者は約九千名であり、その大部分がいまなお就職できず、失業保険金給付打切り後の生活不安に脅かされているから、これらに対し失業保険金支給期間を一年に延長することおよび給付額を全收入賃銀の八割に改正すること、ならびにすみやかなる完全就職を図られたい等との趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業保険金の給付期間延長等に関する請願

請願者　横浜市南区睦町一ノ八〇　浅野卓也

右の請願は

昨年日産自動車、いすず自動車、特殊製鋼等を解雇せられた者は約三千三百余名に達しているが、その中の大部分はいまなお未就職で失業保険の打切りにより家族の生活は悲惨な状態であるから、（一）失業保険金支給期間六ヶ月延長、（二）失業者に対する完全就職等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業救済対策に関する請願

請願者　岐阜県岐阜郡多治見町岐阜県製陶労働組合連合会内　古田歳一

右の請願は

岐阜県東濃地方は、一地方一産業という特殊な産業組織下にあり、そのほとんどが窯業をもつて生活しているが、最近の不況に抗し得ず休廃業者が続出したため、多数の失業者が生活苦に陥つて重大な社会問題を起しているから、（一）生活資金の借入、（二）市町村役場に主食立替金の設置、（三）生活保護法適用組合に対する助成、（四）生活保護法適用範囲の拡大、（五）失業救済事業の拡大、（六）勤労者に対する税金の軽減等の適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業救済事業の拡充等に関する請願

請願者　静岡県沼津市議会議長　松本一郎

右の請願は

最近の深刻な金詰りと税金攻勢は、中小企業を崩壊の危機に追込み、失業者はますます増加している。しかるに政府は、地方的に一部分の土木工事を行つているのみで、失業者は完全に吸収されていないから、国および県において道路整備、河川事業、公園整備等の失業救済事業の拡充と失業対策の強化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。こつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四九号　公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情

第一二九号　失業対策事業の拡充強化に関する陳情

第二一六号　地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情（二通）

第二二一号　失業対策事業の拡充強化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十四日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情

陳情者　広島市広島駅内　福政小太郎外五百九十四名

右の陳情は

輸送による祖国再建のためあらゆる困苦に耐えてきた国鉄従業員は、実質賃金の抑圧と諸物価の騰貴により日々の生活は窮乏の極に達し、賃金ベースの改訂、年末賞與支給に関し平和的建設的解決を目的として努力したが解決を得られず国鉄労働組合は仲裁委員会の裁定を求めるに至つた。しかして、この裁定には労使共に従うべきものであるにもかかわらず現内閣は何等の実施の方法もとつてはおらないが、現在労働者は公共企業体関係労働法によつてのみ守られているので、もしこの法が一方的に破られるならば公共企業体労働者の平和的、合法的解決方法は失われ、死に追いやられるの外なく、正義と国法は敗れ、民主国家の前途は暗たんたるものがあるから、法を守り民を救うためにこの公正なる裁定を実施するよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

失業対策事業の拡充強化に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の陳情は

現在の一般企業の雇用量の僅少および休廃止並びに公共事業の分布状況等より見て、激増する失業者の吸収は極めて困難であり、しかも都市における失業者の救済は緊急を要するものであるから、五大都市を含む府県に対し重点的に失業応急事業の人員割当の飛躍的増加を図られるとともに、本年度第三、四半期をもつて打切りとなつた知識層の失業救済事業を即時復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方労働委員会委員の定員増加に関する陳情（二通）

陳情者　愛知県庁内愛知県地方労働委員会内　宗本利市外一名

右の陳情は

地方労働委員会の業務は、労働組合法実施以来委員会の趣旨の徹底と労働紛議の増加に伴つて激増の一途をたどつているが、委員定員が少いため、業務運営に万全を期し難い現状であるから、今回の労働組合法の改正に当つて、地方労働委員定員の増加を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九五号　失業対策事業費全額国庫補助等に関する陳情

第三〇七号　国鉄、專売調停委員会裁定履行等に関する陳情

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十四日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公共企業体仲裁裁定事項実施に関する陳情

陳情者　広島市広島駅内　福政小太郎外五百九十四名

右の陳情は

輸送による祖国再建のためあらゆる困苦に耐えてきた国鉄従業員は、実質賃金の抑圧と諸物価の騰貴により日々の生活は窮乏の極に達し、賃金ベースの改訂、年末賞與支給に関し平和的建設的解決を目的として努力したが解決を得られず国鉄労働組合は仲裁委員会の裁定を求めるに至つた。しかして、この裁定には労使共に従うべきものであるにもかかわらず現内閣は何等の実施の方法もとつてはおらないが、現在労働者は公共企業体関係労働法によつてのみ守られているので、もしこの法が一方的に破られるならば公共企業体労働者の平和的、合法的解決方法は失われ、死に追いやられるの外なく、正義と国法は敗れ、民主国家の前途は暗たんたるものがあるから、法を守り民を救うためにこの公正なる裁定を実施するよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業の拡充強化に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の陳情は

現在の一般企業の雇用量の僅少および休廃止並びに公共事業の分布状況等より見て、激増する失業者の吸収は極めて困難であり、しかも都市における失業者の救済は緊急を要するものであるから、五大都市を含む府県に対し重点的に失業応急事業の人員割当の飛躍的増加を図られるとともに、本年度第三、四半期をもつて打切りとなつた知識層の失業救済事業を即時復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

失業対策事業の拡充強化に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　石原鍋治

右の陳情は

現在の一般企業の雇用量の僅少および休廃止ならびに公共事業の分布状況等より見て、激増する失業者の吸収は極めて困難であり、しかも都市における失業者の救済は緊急を要するものであるから、五大都市を含む府県に対し重点的に失業応急事業の人員割当の飛躍的増加を図られるとともに、本年度第三、四半期をもつて打切りとなつた知識層の失業対策事業を即時復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

第三一六号　失業対策事業に関する陳情
第三二三号　国鉄調停委員会裁定履行に関する陳情
第三五九号　職業補導所設置に関する陳情
第三八四号　失業対策事業に関する陳情
第四〇三号　失業対策事業の拡充強化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会陳情特別報告第二号

失業対策事業費全額国庫補助等に関する陳情

第二九五号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出
第三〇七号　秋田県議会議長　菊池時之助提出
第三一六号　兵庫県議会議長　山田平市郎提出

国鉄調停委員会裁定履行に関する陳情

第三二三号　山形市香澄町大宝寺国鉄労働組合山形支部内　奥山悦郎提出
第三五九号　福岡県若松市議会議長　久保田瑞一提出
第三八四号　福島県知事　大竹作摩提出

失業対策事業の拡充強化に関する陳情

第四〇三号　岡山県議会議長　生末近夫提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

失業対策事業費全額国庫補助等に関する陳情

陳情者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の陳情は行政整理、企業整備、海外引揚者の帰郷等により失業者は激増し、社会不安はますます深刻化する状況であるから、失業対策事業の大幅実施および事業費の全額国庫負担ならびに公共事業の認証および予算令達等の迅速化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄、専売調停委員会裁定履行等に関する陳情

陳情者　秋田県議会議長　菊池時之助

右の陳情は公務員の給與は、昭和二十三年七月を基準として、作成されたものであつて、一年有余を経過したにもかかわらず未だに改訂されないため、現下の経済状態に公務員の生活は危機にひんしているから、政府においては国鉄、専売調停委員会裁定を履行するとともに給與ベースの引上げをすみやかに実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業に関する陳情

陳情者　兵庫県議会議長　山田平市郎

右の陳情は経済安定諸政策の進展に伴い必然的に企業整備、行政整理等が実施されているため、実業情勢は日増しに深刻の度を加えて憂慮すべき実情にあるから、すみやかに完全なる失業対策を樹立実施すると共にとくに失業対策事業、職業補導事業についてその規模を拡大し失業対策の万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄調停委員会裁定履行に関する陳情

陳情者　山形市香澄町大宝寺国鉄労働組合山形支部内　奥山悦郎

右の陳情は去る三月十五日に下された国鉄裁定および裁定残額の支給に関する組合側の仮処分申請に対する判決は、組合側の主張の正当なことを証明している。しかるに政府は、事売裁定の全面的実施を決定しているにもかかわらず、同趣旨の国鉄裁定については均衡予算を口実に実施していないのは、極めて不合理であるばかりでなく、国鉄の現状を無視し、公労法の精神をじゅうりんするものであるから、すみやかに国鉄裁定を実施するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職業補導所設置に関する陳情

陳情者　福岡県若松市議会議長　久保田瑞一

右の陳情は現下の企業整備による、就職難と労働基準法による就職の制限は、働く青少年の門戸を狭くし、その前途を暗くしているため、青少年の不良化が増加し、憂うべき状態にあるから、未就職の青少年を収容し、各種技術を習得されるため、国費をもつて全国に職業補導所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業の拡充強化に関する陳情

陳情者　岡山県議会議長　生末近夫

右の陳情は最近における労働情勢の深刻化に伴い、失業者はいちじるしく増加し、加えて失業保険金の受給期間満了による求職者が激増したため、貧弱な県財政では、これら失業者の救済が困難であるから、国費をもつて失業対策事業を拡充強化せられたいとの趣旨であつて

参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇一号　今治市の下水道事業費に関する請願

第五三八号　南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

第八七二号　南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

第一一一二号　呉市の戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願

第一一二五号　岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に関する請願

第一一二六号　藤倉川上流砂防えん堤工事施行に関する請願

第一一二七号　三軒家川砂防工事施行に関する請願

第一一二八号　菅生川けい流砂防工事施行に関する請願

第一一二九号　松崎谷川砂防工事施行に関する請願

第一一三〇号　荒神川砂防工事施行に関する請願

第一一三一号　塩川外二河川砂防工事施行に関する請願

第一一三二号　勅使川外一河川砂防工事施行に関する請願

第一一三三号　猪名川砂防工事施行に関する請願

第一一三四号　大舟谷川砂防工事継続施行に関する請願

第一一三五号　船坂川砂防工事継続施行に関する請願

第一一三六号　二度川砂防工事施行に関する請願

第一一三七号　尼子川外一河川砂防工事施行に関する請願

第一一三八号　谷之川砂防工事施行に関する請願

第一一三九号　長谷川砂防工事施行に関する請願

第一一四〇号　梨ヶ原川砂防工事施行に関する請願

第一一四二号　折ヶ谷砂防工事継続施行に関する請願

第一一四三号　猪鼻川砂防工事継続施行に関する請願

第一一四四号　松ヶ谷川砂防工事施行に関する請願

第一一四五号　金徳川砂防工事施行に関する請願

第一一五九号　日ヶ輿川砂防工事施行に関する請願

第一一六〇号　長田川砂防えん堤工事施行に関する請願

第一一六一号　北谷川砂防工事施行に関する請願

第一一六二号　前谷川砂防工事施行に関する請願

第一一六三号　大津茂川上流西ノ奥に砂防えん堤工事施行の請願

第一一六四号　山根川砂防工事継続施行に関する請願

第一一六五号　上筰川砂防工事施行に関する請願

第一一六六号　馬路川外一河川砂防工事施行に関する請願

第一一六七号　中垣内川砂防工事継続施行に関する請願

第一一六八号　東河内川砂防工事継続施行に関する請願

第一一六九号　長谷川砂防工事施行に関する請願

第一一七五号　荒川放水路護岸工事中一部変更に関する請願

第一一九五号　石原川砂防工事施行に関する請願

第一一九六号　福田谷川砂防工事継続施行に関する請願

第一一九七号　安楽田川改修工事施行に関する請願

第一一九八号　馬船丸山、御所両谷川砂防工事施行に関する請願

第一一九九号　林田川砂防工事継続施行に関する請願

第一二〇〇号　生穂川支流砂防えん堤工事等施行に関する請願

第一二〇一号　枯木川砂防えん堤工事施行に関する請願

第一二〇二号　楠木川砂防えん堤工事施行に関する請願

第一二〇三号　轟木、大谷砂防えん堤工事施行に関する請願

第一二〇四号　育波川および支流砂防工事施行に関する請願

第一二〇五号　天神川砂防工事施行に関する請願

第一二〇六号　西川砂防工事施行に関する請願

第一二〇七号　大釜川砂防えん堤工事継続施行に関する請願

第一二〇八号　古法華谷川砂防えん堤工事継続施行に関する請願

第一二〇九号　十文字川砂防工事継続施行に関する請願

第一二一九号　桜島溶岩道路工事促進に関する請願

第一二三〇号　古里川砂防工事施行促進に関する請願

第一二四〇号　桜島一周道路開発に関する請願

第一二四二号　災害復旧国庫補助金交付に関する請願

第一二四九号　戦災復興事業予算ならびに起債わく増額に関する請願

第一二七〇号　奥田川防災工事施行に関する請願

第一二七五号　木曾川改修工事促進に関する請願

第一二七六号　国道東海道線改良工事施行に関する請願

第一三〇三号　三重県下の砂防工事拡充に関する請願

第一三六一号　小田原、伊東両市間県道の整備補装促進に関する請願

第一三七七号　戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願

第一三九四号　安曇川砂防工事施行に関する請願

第一四〇四号　栃木県中村大沼地内鬼怒川に架橋の請願

第一四〇六号　伊豆半島観光循環道路建設促進に関する請願

第一四〇七号　熱海、三島両市間道路舗装に関する請願

第一四〇九号　伊東市、下田町間道路拡張等に関する請願

第一四五〇号　アイオン、キティ台風による災害復旧工事促進の請願

第一四九七号　新荒川堤防補強工事促進に関する請願

第一四九八号　江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願

第一五七五号　天龍川改修工事促進に関する請願

第一五八九号　浦野川治水工事施行に関する請願

第一六〇六号　加茂川および吉井川左岸改修工事施行に関する請願

第一六三一号　木曾川改修工事促進に関する請願

第一九一八号　栃木県震災復旧工事促進に関する請願

第一八二一号　栃木県震災復旧事業費国庫補助に関する請願

第一八五二号　宮崎県大淵、福島両橋を永久橋に架替の請願

第一八七七号　鳴瀬川上流砂防工事施行に関する請願

第一八九四号　川口川砂防工事促進に関する請願

第一九一八号　栃木県震災復旧工事促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第四号

今治市の下水道事業費に関する請願

第五〇一号　愛媛県今治市長　山本幸助提出

南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

第五三八号　愛媛県伊予郡中町愛媛県伊予地方出張所内　小笠原宗利外三名提出

南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

第八七二号　愛媛県宇和郡下波村

長　三善古一外七名提出
呉市の戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願
第一一一二号　広島市役所気付呉復興土地区劃整理委員会内　佐藤正実提出
岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に関する請願
第一一二五号　岩手県盛岡市内丸一岩手県水害復興会議内　佐藤公一外二十一名提出
藤倉川上流砂防えん堤工事施行に関する請願
第一一二六号　岩手県上閉伊郡小支村長　木村琅造提出
三軒家川砂防工事施行に関する請願
第一一二七号　兵庫県赤穂郡坂居村長　小橋正治外二名提出
菅生川けい流砂防工事施行に関する請願
第一一二八号　兵庫県飾磨郡菅野村長　村原保提出
松崎谷川砂防工事施行に関する請願
第一一二九号　兵庫県津名郡釜口村長　古賀種三郎提出
荒神川砂防工事施行に関する請願
第一一三〇号　兵庫県川辺郡小浜村長　北俊三外一名提出
塩川外二河川砂防工事施行に関する請願
第一一三一号　兵庫県川辺郡東谷村長　今中利兵衛外十五名提出
勅使川外一河川砂防工事施行に関する請願
第一一三二号　兵庫県川辺郡長尾村長　池田瑩澄提出
猪名川砂防工事施行に関する請願
第一一三三号　兵庫県川辺郡多田村長　塩川利三郎提出

大舟谷川砂防工事継続施行に関する請願
第一一三四号　兵庫県有馬郡高平村長　中上要外六名提出
船坂川砂防工事継続施行に関する請願
第一一三五号　兵庫県有馬郡山口村長　西垣内喜一提出
二度川砂防工事施行に関する請願
第一一三六号　兵庫県有馬郡本庄村長　小向井泰治郎提出
尼子川外一河川砂防工事施行に関する請願
第一一三七号　兵庫県有馬郡塩瀬村長　古山清治提出
谷之川砂防工事施行に関する請願
第一一三八号　兵庫県津名郡富島町長　河合義年提出
長谷川砂防工事施行に関する請願
第一一三九号　兵庫県赤穂郡有年村長　河本鉄夫提出
梨ヶ原川砂防工事施行に関する請願
第一一四〇号　兵庫県赤穂郡船坂村長　古谷実外六名提出
折ヶ谷砂防工事継続施行に関する請願
第一一四二号　兵庫県津名郡野島村長　土井正義提出
猪鼻川砂防工事継続施行に関する請願
第一一四三号　兵庫県洲本市長　白川修提出
松ヶ谷砂防工事施行に関する請願
第一一四四号　兵庫県三原郡阿那賀村長　木場久次郎外二名提出
金穂川砂防工事施行に関する請願
第一一四五号　兵庫県城崎郡港村長　渡辺市重郎外二名提出
日ヶ奥川砂防工事施行に関する請願

第一一五九号　兵庫県氷上郡春日部村長　山口貞治外十七名提出
長田川砂防えん堤工事施行に関する請願
第一一六〇号　兵庫県三原郡倭文村長　大上林平提出
北谷川砂防工事施行に関する請願
第一一六一号　兵庫県西宮市長　辰島卯一郎外一名提出
前谷川砂防工事施行に関する請願
第一一六二号　兵庫県宍粟郡戸原村長　松岡神恵提出
大津茂川上流西ノ奥に砂防えん堤工事施行の請願
第一一六三号　兵庫県揖保郡伊勢村長　岩谷源治提出
山根川砂防工事継続施行に関する請願
第一一六四号　兵庫県揖保郡越部村長　木村政一提出
上筌川砂防工事施行に関する請願
第一一六五号　兵庫県揖保郡香島村長　森本俊治提出
馬路川外一河川砂防工事施行に関する請願
第一一六六号　兵庫県揖保郡神部村長　平田貞提出
中垣内川砂防工事継続施行に関する請願
第一一六七号　兵庫県揖保郡揖西村長　勝原徳保提出
東河内川砂防工事継続施行に関する請願
第一一六八号　兵庫県揖保郡東栗栖村長　佐野寅之助提出
長谷川砂防工事施行に関する請願
第一一六九号　兵庫県揖保郡西栗栖村長　小谷孝治提出
荒川放水路護岸工事中一部変更に関する請願
第一一七五号　東京都江東区南砂町七ノ五一　根本當二外八名提出
石原川砂防工事施行に関する請願
第一一九五号　兵庫県氷上郡竹田村長　西山謙三外四十八名提出
福田谷川砂防工事継続施行に関する請願
第一一九六号　兵庫県氷上郡和田村長　植野謙次郎外二名提出
安楽田川改修工事施行に関する請願
第一一九七号　兵庫県多可郡中町長　間島八百蔵外二名提出
馬船丸山、御所西谷川砂防工事施行に関する請願
第一一九八号　兵庫県神崎郡寺前村長　高峰啓太郎提出
林田川砂防工事継続施行に関する請願
第一一九九号　兵庫県宍粟郡富栖村長　山本順治提出
生穂川支流砂防えん堤工事等施行に関する請願
第一二〇〇号　兵庫県津名郡生穂町長　大上寛一外一名提出
枯木川砂防えん堤工事等施行に関する請願
第一二〇一号　兵庫県津名郡尾崎村長　高木次右ェ門提出
楠本川砂防えん堤工事施行に関する請願
第一二〇二号　兵庫県津名郡浦村長　新阜貞二提出
轟木、大谷砂防えん堤工事施行に関する請願
第一二〇三号　兵庫県津名郡野島村長　土井正義提出
育波川および支流砂防工事施行に関

する請願
第一二〇四号　兵庫県津名郡育波村長　上田瑞稲提出
天神川砂防工事施行に関する請願
第一二〇五号　兵庫県津名郡鮎原村長　山際健一提出
西川砂防工事施行に関する請願
第一二〇六号　兵庫県飾磨郡鹿谷村長　大角甚次郎提出
大釜谷川砂防えん堤工事継続施行に関する請願
第一二〇七号　兵庫県佐用郡久崎町長　水島栄一提出
古法華谷川砂防えん堤工事継続施行に関する請願
第一二〇八号　兵庫県飾磨郡谷内村長　畑平次提出
十文字川砂防工事継続施行に関する請願
第一二〇九号　兵庫県揖保郡竜野町長　末廣茂吉提出
桜島溶岩道路工事促進に関する請願
第一二一九号　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重提出
古里川砂防工事施行促進に関する請願
第一二三〇号　鹿児島県桜島東桜島村議会議長　村山三四郎外一名提出
桜島一周道路開発に関する請願
第一二四〇号　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重提出
災害復旧国庫補助金交付に関する請願
第一二四二号　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重提出
戦災復興事業予算ならびに起債わく

増額に関する請願
第一二四九号　鹿児島県議会議長　増田静提出
奥田川防災工事施行に関する請願
第一二七〇号　高知県吾川郡八田村長　津野正孝提出
木曾川改修工事促進に関する請願
第一二七五号　愛知県知事　青柳秀夫外二名提出
国道東海道線改良工事施行に関する請願
第一二七六号　愛知県知事　青柳秀夫外二名提出
三重県下の砂防工事拡充に関する請願
第一三〇三号　三重県飯南郡波瀬村長　田中敬一外八名提出
小田原、伊東両市間県道の整備舗装促進に関する請願
第一三六一号　静岡県伊東市長　石川哲外三十名提出
戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願
第一三七七号　鹿児島市議会議長　岩切重秀提出
安曇川砂防工事施行に関する請願
第一三九四号　滋賀県高島郡朽木村長　松浦利次君外七名提出
栃木県中村大沼地内鬼怒川に架橋の請願
第一四〇四号　栃木県芳賀郡真岡町長　飯山貞三郎外二十七名提出
伊豆半島観光循環道路建設促進に関する請願
第一四〇六号　静岡県伊東市長　石川哲外十九名提出
熱海、三島両市間道路舗装に関する請願
第一四〇七号　静岡県熱海市長　宗秋月提出
伊東市、下田町間道路拡張等に関する請願
第一四〇九号　静岡県伊東市長　石川哲外十九名提出
アイオン、キテイ台風による災害復旧工事促進の請願
第一四五〇号　岩手県上閉伊郡上郷村長　荻野祐治郎外十五名提出
新荒川堤防補強工事促進に関する請願
第一四九七号　東京都江東区議会議長　武田富蔵提出
江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願
第一四九八号　東京都江東区議会議長　武田富蔵提出
天竜川改修工事促進に関する請願
第一五七五号　静岡県浜名郡和田村長　小枝時太郎外二百七十名提出
浦野川治水工事施行に関する請願
第一五九九号　長野県小県郡青木村長　宮原栄吉外八名提出
加茂川および吉井川左岸改修工事施行に関する請願
第一六〇六号　岡山県勝田郡河辺村長　山本方之助外九名提出
木曾川改修工事促進に関する請願
第一六三一号　愛知県葉栗郡木曾川町大字内割田甲四九愛知県木曾川改修工事促進期成同盟会内　江崎富次郎外四名提出
国営土木工事予算適季配付等に関する請願
第一七二一号　札幌市北海道庁内　北海道議会土木常任委員会内　岩本政一提出
栃木県震災復旧事業費国庫補助に関する請願
第一八二一号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出
宮崎県大淵、福島両橋を永久橋に架替の請願
第一八五二号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
鳴瀬川上流砂防工事施行に関する請願
第一八七七号　宮城県加美郡中新田町宮城県加美郡町村会内　星清吉提出
川口川砂防工事促進に関する請願
第一八九四号　東京都南多摩郡川口村長　高野林七外二名提出
栃木県震災復旧工事促進に関する請願
第一九一八号　栃木県宇都宮市長　佐藤和三郎外十三名提出

右八十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

今治市の下水道事業費に関する請願

請願者　愛媛県今治市長　山本幸助

右の請願は

今治市は海水位以下に位置し、ことに南海地震以来の地盤沈下のため地下水位は上昇して低地区においては海水、雨水、汚水が至る処にはん濫し市民の保健衛生上寒心にたえないから昭和二十五年度より五箇年計画で下水道築造事業が実施できるよう本事業費を昭和二十五年度予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

請願者　愛媛県伊予郡中町愛媛県伊予地方出張所内　小笠原宗利外三名

右の請願は

昭和二十一年の南海地震は、地盤沈下という史上未曾有の災害を伴つたため、全県下海岸線一帯の地下水に異変を生じ、井戸水や飲用水に大きな支障をきたしたが、さらに下水道の破壊によつて汚水かんがい用水等の排水不可能となり、その影響は当地方住民の生活および保健衛生に重大な支障を與えているから、飲用水被害地区の水道施設ならびに下水道改修に対し国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願

請願者　愛媛県宇和郡下波村長　三善古一外七名

右の請願は

昭和二十一年の南海地震は、地盤沈下という史上未曾有の災害を伴つたため、全県下海岸線一帯の地下水に異変を生じ、その結果飲用井戸水に海水その他不純物が侵入し、従来の井戸水は枯渇する等飲用水に大きな支障をきたしており、さらに下水道の破壊によつて汚水かんがい用水等の排水不可能となり、その影響は当地方住民の生活および保健衛生に重大な支障を與えているから、飲料水被害地区の水道施設ならびに下水道改修に対し国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

呉市の戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　広島市役所気付呉復興土地区劃整理委員会内　佐藤正実

右の請願は

呉市の復興特別都市計画事業は、国庫補助がきん少なため、遅々として進まなかつたところ、政府において再検討の結果、昭和二十四年九月の閣議決定に基き、昭和二十五年度より向う五箇年計画にて戦災都市復興事業を促進することになつた。しかして本市における土地区劃整理事業は、既に換地予定地の指定を完了したので、これが使

用を開始するには障害となる建物の移転を早急に実施して復興の促進を図りたいから、総額二億二千万円におよぶ事業予定費の中から本年度において八千万円程度の認証をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県水害復興会議内　佐藤公一外二十一名

右の請願は

岩手県下各河川の砂防工事は、従来からほとんど等閑に附せられていたため、沿岸地帯は再三災害をこうむつているにもかかわらず、砂防工事の施行されたものは葛根、岩崎、卜猪岡、中沢、山谷、大畑、市野々、栃倉等わずかに八河川に過ぎない実情であるから、かんがい用水を確保して、耕地の安定を期し沿岸住民の安全保護を図るため、昭和二十五年度において県下各河川の全面的砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

藤倉川上流砂防えん堤工事施行に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡小友村長木村珉造

右の請願は

岩手県下藤倉川上流地帯は、畧大な放牧地で樹木が少く、河川のこう配もまた極めて急なため、降雨毎に沿岸の浸触および土砂崩れを起し、多量の土砂を流下して年々河床を隆起し、出水の度毎に道路の欠潰、田畑の浸水、流失等相次ぎ、本村の産業に至大の脅威を加えつつある。一方本川下流に国庫補助により災害復旧工事を了したものも相当あるが、一朝増水の際はたちまちばく大な費用を要した該施設も流失を免れない実情にあるから、すみやかに本川上流砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三軒家川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県赤穂郡鞍居村長小橋正治外二名

右の請願は

兵庫県下三軒家川の水源地帯は、地質下良のため、土砂の流出が多いので、土砂の流下を予防するため数十年前から両岸一帯の要地にすぎ、ひのき、松等の植林が行われていたが、戦時中の伐採および松食虫の被害で裸山の状態となり、大降雨毎に多量の土砂を流下して下流地域の河床を高め、道路、橋、堤防、田畑等にじん大な被害を与えているから、本川上流地帯に砂防えん堤を下流荒廃箇所に護岸工事と床止工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菅生川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡菅野村長村原保

右の請願は

兵庫県菅野村地内の幹流夢先川支流菅生川のけい流護持川、ユヤ谷川、アミヨ谷川、葛畑川、馬谷川、小屋谷川は毎年春季より秋季に至る間大豪雨による大こう水のためはん濫し、土石の流下がはなはだしく、これがため下流地帯の人家はもちろん道路、橋の流失決潰の被害じん大であり、村民の困難に加え村費の支出は膨大となり、村財政上にも支障をきたしているから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松崎谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡釜口村長古賀種三郎

右の請願は

兵庫県下の松崎川の水源山地は、戦時中の山林の乱伐と松食虫の被害のため極度に荒廃しており、その上土地が風化砂岩層であるため、降雨毎に土砂を流出して、松崎川流域の田畑、ため池等にじん大な被害を与えているから、既に施工中の同川下流部の砂防工事と相まつて、上流部のけい流砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒神川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県川辺郡小浜村長北俊三外一名

右の請願は

兵庫県下の荒神川は、平時はわずかな水量であるが、一朝降雨の際はにわかに激増し、加うるに戦時中の水源地帯山林の濫伐により土砂の流出がはなはだしいため川床を埋め、昭和二十三年の豪雨の際は堤防は決潰し、濁流は人家ならびに水田を埋没し、その被害は惨状を呈した。しかして、このまま放置すれば再び被害をこうむる虞があるから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

塩川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県川辺郡東谷村長今中利兵衛外十五名

右の請願は

兵庫県東谷村東部地域の塩川流域を中心とし、初谷川、黒川川等は水源山地の地質が軟質なのと、戦時中の樹木の乱伐等のため毎年山崩れ、氾濫等を起し耕地堤防等を埋没流失してじん大な損害を与えているから、すみやかにえん堤の構築、護岸の修復、山崩れ防止の砂防工事等を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勅使川外一河川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県川辺郡長尾村長池田豊治

右の請願は

兵庫県下の勅使川、足洗川両川は武庫川の支流であるが、山地のけい流は漸時平地に至るにつれいわゆる天上川と

なり、河底高く、流路はすこぶる狭少で、下流となるに従つていよいよその度を深め、流水の円滑を欠く等極めて不自然な河状であり、平時はわずかな流水であるが、一朝降雨の際はたちまちだく流はん濫して、堤防、橋、道路、耕地、人家等にじん大な被害を與えているから、勅使、足洗両川の砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猪名川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県川辺郡多田村長　塩川利三郎

右の請願は

兵庫県下の塩川支流猪名川上流山地は、戦時中の山林濫伐により山域はほとんど裸山となり、降雨毎に流出する土砂岩石より家屋を脅し、唯一の軌道交通機関を埋め、加えて塩川をせき止め、これがため濁流ははん濫し民家、耕地の流失、堤防の決潰等の被害は筆舌に盡しきれず、今後このまゝに放置することは国家的にも多大の損失となるから、本川上流の植林はもとよりえん堤築造等による砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大舟谷川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡高平村長　中上要外六名

右の請願は

兵庫県下の大舟谷川砂防えん堤工事は、昭和二十三年築堤の運びに至つたのであるが、国費予算の都合で全工程の一半を本年度において施行することとなり、近く完成する予定である。しかしながら残り工事が中止せられるときはその効果ははなはだ少く、しかも既成えん堤破損の憂もあるから、本年度においても引続き工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船坂川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡山口村長　西垣内喜一

右の請願は

兵庫県下船坂川の砂防工事は、現在着着進行しているが、現下の経済事情等により万一昭和二十五年度において工事を中止せられた場合には、現在までの施行区域は未完成のまま放置の憂目を見ることとなり、戦時中の水源地森林の濫伐により僅かな降雨にも多量の土砂を流出して、下流部に災害をもたらし食糧増産に支障をきたすはもちろん交通、衛生上の被害は計り知れないから、昭和二十五年度においても継続施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二度川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡本庄村長　小向井泰治郎

右の請願は

兵庫県本庄村四ッ辻部落の水田かんがい用池は、二度川の下流にあるが、土砂が池に流入するので用水が枯渇して憂うべき状態になつている上部落周辺に開拓団が入植して山林を開墾したためますます用水不足の恐威を受け、部落農民の生活を不安にしている。またこう水の際は、下流の水田にじん大な被害を與えているから、本川の砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尼子川外一河川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡塩瀬村長　古山清治

右の請願は

兵庫県下の尼子川は、水源山地が荒廃しているため降雨の都度濁流が下流に氾濫して県道を破壊している。また本川を使用してかんがいしている水田数町歩は、近年かん害のため收穫皆無の状態に至ることがしばしばあるから、水害の防止と、かんがい用水確保のためえん堤を築造されたい。また大多田川の上流の全えん堤は土砂で覆われ少しの降雨にも下流の武庫川合流点に土砂を堆積して道路に損害を與えているから、本川上流部の床固工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

谷之川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡富島町長　河合義年

右の請願は

兵庫県下の谷之川の水源山地は、戦時中の木材の乱伐と松食虫の被害のためほとんど裸山に近い状態になり、その上地質が悪いので、豪雨毎に土砂を流出して下流耕地附近の川床を高め流域の田畑、道路、橋等に多大の損害を與え、また港湾内に多量の土砂を流出する等沿川住民は生活上大きな脅威を受けているから、出水期における災害を防止するため上流水源地帯に砂防えん堤を下流荒廃個所に護岸工と床止工を施行して流水の安全流下を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県赤穂郡有年村長　河本鉄夫

右の請願は

兵庫県下の千種川支流長谷川の水源山地は、戦時中の木材の乱伐と松食虫の被害のためほとんど裸山に近い状態になり、その上地質が悪いので、降雨毎に土砂を流出して下流耕地附近の川床を高め流域の田畑、道路橋等に多大の損害を與え沿川住民は生活上大きな脅威を受けているから、出水期における再災害を防止するため上流水源地帯に砂防えん堤を、下流荒廃個所に護岸工と床止工と床止工を夫々施行して流水の安全流下を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

梨ヶ原川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県赤穂郡船坂村長　古谷実外六名

右の請願は
兵庫県下の千種川支流安室川小支流梨ヶ原川は、水源山林が乱伐されたのと、松食虫の被害のため裸山に近い状態になつているので、降雨毎に土砂を流下して、下流地帯の川底を高め、田畑、堤防等にじん大な被害を與えている。また同川の流域梨ヶ原地内要谷には、かんがい用貯水池があるが毎年の水害のため堤防決壊の虞があるので、常に五割の貯水をして決壊を防止している。従つて、約六十町歩の田地は用水不足のため安心して耕作することができない有様であるから、水害の防止と食糧増産のため貯水池上流に水量調整用えん堤を構築されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

折ヶ谷砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡野島村長　土井正義

右の請願は
兵庫県野島村の折ヶ谷砂防工事は、既に第一期工事を完成したのであるが、第二期工事が未着手のまま今日に至つている有様である。しかして、最近における水源地山林の乱伐のため降雨毎に下流の耕地、人家に多大の損害を與えているから、昭和二十五年において、工事が完成するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猪鼻川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県洲本市長　白川修

右の請願は
兵庫県下の洲本川の支流千草川小支流猪鼻川は、地質が和泉砂岩層で、地形がけわしい上に、流域の山林が戦時中の乱伐で、松食虫の被害によつて極度に荒廃しているため、降雨があると崩壊した土砂が流出して附近の官行造林を荒廃化し、また流域に築造してある洲本市の上水道の水源地に濁水砂泥を流入していたので、先年国庫補助により砂防えん提工事を施行したのであるが、その後工事が中止されているため折角の基礎工事も荒廃にまかされており上水道の経営と、植林、治水上憂慮に堪えないから、すみやかに本工事を継続施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松ヶ谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県三原郡阿那賀村長　木場久次郎外二名

右の請願は
兵庫県下松ヶ谷川水源山地は、地質不良で山崩れの箇所が多く、かつ極めて狭あいなためと、最近亜炭坑採掘開始以来多量の土砂を流出し、川床を高め、梅雨出水期における住民の不安は切なるものがある。ことに本川は人口千余の飲料水の唯一の供給源であるが、水源の埋没、濁水は住民の生活に多大な脅威を與えているから、すみやかに本川の護岸、砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金徳川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡港村長　渡辺市重郎外二名

右の請願は
兵庫県城崎郡港村地内の気比川支流金徳川は、近時における水源山林の濫伐によつて、わずかな降雨でもたちまち出水し各地に災害を起すため、先年来沿線各所に砂防えん堤を築設したが、金徳川砂防えん堤より下流畑上川に至る延長七百メートルの区間が施行されていないため、こう水毎に耕地に被害を與えているから、すみやかに本工事を完成するため、本年度も引続き砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日ヶ奥川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県氷上郡春日部村長　山口貞治外十七名

右の請願は
兵庫県春日部村は、日ヶ奥川の流水を利用して大正十年村営発電事業を起し、本村内の電燈と作業場に送電していたが、渦水期には自然流水不足のため、奥地に貯水池を築きかろうじて需要を充していたところ、大正十五年の豪雨により貯水池は決潰し、発電所は砂中に埋没、破壊され、流域の田、畑も土砂の搬入により大被害を受けた。しかして年々耕地は決潰場所からの土砂流入に悩まされ、一方水源河川の荒廃のため意の如くかんがい用水を得られず、食糧増産に支障をきたしているから、すみやかに国費をもつて砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長田川砂防えん堤工事施行に関する請願

請願者　兵庫県三原郡倭文村長　大上林平

右の請願は
兵庫県下の長田川は、水源山地が泉砂岩性の地質である上に戦時中の木材乱伐により荒廃しているため、降風毎に下流区域に土砂を堆積して農地を廃地化し農民の生活に大きな脅威を與えているから、上流水源地帯の砂防えん堤をすみやかに築造して災害の防止に備えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県西宮市長　辰島卯一郎外一名

右の請願は
東六甲山系に源を発する北谷川は、流域の森林が、戦時中の乱伐のため極度に荒廃しているので、少しの降雨があつても出水して下流の田畑、人家等にじん大な損害を與えているから、食糧の確保と民生安定のため本川の砂防工事をすみやかに施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

前谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡戸原村長　松岡神惠

右の請願は
兵庫県戸原村を流れる前谷川は、昨年九月同地方を襲つた大雷雨のため石積砂防えん堤が全面的に欠壊したため、多量の土砂を流下して下流の耕地、民家を埋没しまた堤防、橋等を流失して多大の損害を與えた。これをこのまま放置すると将来わずかな降雨でも出水して惨害は加速度的に累増し下流村落は全滅してしまうから、すみやかに上流部の砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大津茂川上流西ノ奥に砂防えん堤工事施行の請願

請願者　兵庫県揖保郡伊勢村長　岩谷源治

右の請願は
兵庫県伊勢村の中央部を流れる大津茂川の水源は戦時中山林が過伐されて荒廃しているため、昨年九月の大雷雨に際しては、大山崩れが起り山津波は川を埋め耕地、人家を流失する等の大損害を與えた。しかして、今後このような被害を防止して大津茂川下流の二千数百戸の住民を救うためすみやかに同川の上流西ノ奥に砂防えん堤を構築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山根川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡越部村長　木村政一

右の請願は
兵庫県下の揖保川支流栗栖川分流山根川は、戦時中水源山林が乱伐されたため降雨の都度土砂岩石を流出して下流の田畑人家等にじん大な被害を與えているから、国庫支弁をもつて根本的砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上筌川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡香島村長　森本俊治

右の請願は
兵庫県下の揖保川支流上筌川は、昨年の九月水源山林が山津波の被害を受けて赤はげのようになつたので下流区域のえん堤が全部崩壊してしまつたが村の財政ではとても復旧行事をすることが不可能であるから、国において砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

馬路川外一河川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡神部村長　平田貞

右の請願は
兵庫県神部村を流れる馬路川および岩谷川は、流域百数十町歩をかんがいする重要な川であるが、水源山林が、戦時中より乱伐されたのと、松食虫の被害とで極度に荒廃した結果、毎年降雨の都度出水して耕地、人畜にじん大な損害を與えているが、村の財政が窮迫しているため、本格的な砂防工事を行うことができないから、国庫補助をもつて両川の砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中垣内川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡揖西村長　勝原德保

右の請願は
兵庫県下の揖保川支流中垣内川はその流域の山林が戦時中乱伐されたので、毎年降雨期に出水氾濫してその都度耕地、人畜に多大の損害を與えているから、既に施行中の工事を来年度においても継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東河内川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡東栗栖村長　佐野寅之助

右の請願は
兵庫県揖保郡東栗栖村千本部落内を貫流して栗栖川に合流する東河内川は、五十余町歩の耕地をかんがいしつつ千本部落の農家密集地をう余曲折して貫流しているが、戦時中同地域一帯の山林乱伐によりわずかな降雨でも出水し、その都度下流地帯の耕地、家屋、橋、堤防等に大なる損害を與えるので沿岸地帯の住民は、不安のうちに生活している現状であるから、本川の砂防工事を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡西栗栖村長　小谷孝治

右の請願は
兵庫県下の角亀川小支流長谷川は、上流に大山崩れの場所があるので、少しの雨でも氾濫して土砂を流出し、下流の川底を浅くして流域の耕地、人家に多大の被害を與えているから、既に施工済の土砂止め工事の継続事業として、砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒川放水路護岸工事中一部変更に関する請願

請願者　東京都江東区南砂町七ノ五一　根本常二外八名

右の請願は
昨年九月のキティ台風により東京都内葛西橋附近の荒川放水路堤防が破損し、復旧工事も実施され、すでに一部分完成した箇所があるが、この工事は護岸をコンクリートで固めたもので栗石が露出しているために今後の台風等の緊急事態発生に際し、漁民は小舟を堤防上に引き上げることが不可能となつているから、局部的に平面コンクリートで固め小舟引上げに便利なように本護岸工事を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石原川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県氷上郡竹田村長　西山謙三外四十八名

右の請願は

兵庫県下の石原川上流は降雨の際に流出する水量は驚くばかり多く、去る昭和十五年の大出水の時には、田畑、民家、道路、堤防等にじん大な被害を受け、県費の補助により復旧工事を施行したのであるが、その後出水毎に土砂を流出し川幅の狭い本川を埋没し、住民は不測の災害発生を憂慮しているから、民生安定、地方産業の発達、農産物の増産等の見地よりすみやかに本川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福田谷川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県氷上郡和田村長　植野謙次郎外二名

右の請願は

兵庫県氷上郡和田村地内を貫流する福田谷川は、隣村沼貫村に源を発し、和田村福田、草部を経て小川村南中に至る屈曲の多いけい流であるが、戦時中上流地帯の山林乱伐により、降雨毎に上流より砂れきを流下して川底を埋めたため、一度豪雨ともなれば流水はたちまち堤防を越えてはん濫し流域の田畑、家屋等に大なる被害を與えている。幸い昭和二十三年度より国庫補助による砂防工事が施行され、下流の新川素掘工事は既に完了し、また本村主要用水路との交さ工事も昭和二十四年度末をもつて完成の予定であるが、新河川の護岸工事が未着手のため、旧河川との切替が不可能で、依然として水害の脅威は消えない現状であるから、災害防止、食糧増産、民生安定の見地より是非とも本年度も本砂防工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安楽田川改修工事施行に関する請願

請願者　兵庫県多可郡中町長　間島八百蔵外二名

右の請願は

兵庫県多可郡中町地内の杉原川支流安楽田川は、降雨毎にはん濫し、ことに上流に妙見鉱山があつて採掘した土砂を山積しているため、土砂の流出がはなはだしく、附近一帯の耕地を埋没するので、県工事によつて上流に十数本のえん堤を築造されたが、下流は曲折がはなはだしいため、流出した土砂が川底を埋めるばかりでなく、鉱毒による被害がじん大であるから、本川の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

馬船丸山、御所両谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡寺前村長　高峰啓太郎

右の請願は

兵庫県下馬船丸山、御所両谷川上流地帯の山林は、戦時中の濫伐により荒廃はなはだしく、昨年九月の大雷雨に際しては数時間にして寺前村内に山崩れを生じ、流出土砂は本村耕地の約半数に被害を與えた。しかして今後の災害を防止するため、すみやかに本両谷川に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林田川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県宍粟郡富栖村長　山本順治

右の請願は

兵庫県宍粟郡富栖村地内の揖保川支流林田川は、上流の地勢が急なため、過去数年にわたつて災害を繰り返してきた。しかして、本年度において砂防工事の第一期工事が施行され着々進行しているが、第一期工事のみでは、災害防止の万全を期することができないから、明年度も引続き第二期工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生穂川支流砂防えん堤工事等施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡生穂町長　大上寛一外一名

右の請願は

兵庫県津名郡生穂町地内生穂川支流は、沿線の地形がけわしい上屈曲がはなはだしいので、豪雨の度毎に道路、耕地、人家および橋等を流失損壊するばかりでなく、下流生穂町の人家に浸水する等じん大な災害を毎年のように繰り返しているが、本町の財政状況は窮乏を極めているから、食糧増産および災害防止等の見地より、生穂川支流砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

枯木川砂防えん堤工事等施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡尾崎村長　高木次右エ門

右の請願は

兵庫県津名郡尾崎村北端を流れる枯木川上流の山林は、戦時中の濫伐と松食虫のためほとんど裸山となり、かつ地質不良のため各所に山崩れがあつて豪雨毎に土砂を流出し、川床を高めている。一方室津川そ水トンネル工事箇所と本川上流二箇所のかんがい用水ため池の堤防と川とが接続し、丁度その箇所がカーブのため豪雨毎に川底が深くなるにつれ堤防を浸蝕しているため、実に危険な状態にあるから、昭和二十五年の出水期を控え災害を未然に防止するため、上流地帯に床止堤を、中流地帯に砂防えん堤を、下流地帯に護岸工事と土砂除去工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

楠本川砂防えん堤工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡浦村長　新阜貞二

右の請願は

兵庫県津名郡浦村地内楠本川は、四十町歩余の耕地をかんがいするとともに下流部落の飲料水を賄う川であるが、上流地域の地質不良と戦時中の乱伐により、降雨の度毎に沿線一帯の耕地および橋を流失決壊している。ことに昭和十九および同二十両年度の水害の復旧工事が未完成のため、降雨期を控え、沿岸住民に大きな脅威を與えているから、食糧増産、民生安定等の見地よりすみやかに楠本川砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高木、大谷砂防えん堤工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡野島村長　土井正義

右の請願は

兵庫県野島村字高木、大谷は、急しゅんなる谷間であるので村ではこの谷をせき止めて、段々に五つのため池を造築して本部落のかんがいに利用していたが、数度の水害により全ため池が決壊したため下流の護岸、田畑等に多大の被害を受けた。しかして、既に下流の被害箇所の復旧工事は完成したのであるが、ため池の復旧は従前のままの土えん堤であるため、大出水に際しては再び災害をこうむることは明らかであるから、国庫補助により砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育波川および支流砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡育波村長　上田瑞稲

右の請願は

育波川および支流瀬智川の水源山地は、戦時中の山林乱伐に加え第三紀層泉砂岩性地質のため、豪雨毎に土砂を流下し、耕地を削り、下流区域にたい積して耕地も一大河床となつて手の施す術もない惨状を呈し、流域農民の生活に多大の脅威を與え、一朝事のある際は被害を周辺に與えることは予想に難くない現状であるから、すみやかに本川の上流水源地帯に砂防えん堤を、下流荒廃箇所に床止工を築造して流水に安全流下を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天神川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡鮎原村長　山際健一

右の請願は

兵庫県津名郡鮎原村地内天神川は、約二百町歩のかんがいと下流四箇部落の飲料水の給水源であるが、水源山地の土質不良と、戦時中の山林乱伐および上流地域の開墾によつて、降雨の度毎に土砂を流出して流域耕地および橋にじん大な被害を與えているが、とくに昭和十三年、同十九年および同二十年度と重なる水害は、未だにその復旧が完成していないため、出水期を控え関係村民に脅威を與えているから、すみやかに天神川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西川砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡鹿谷村長　大角甚次郎

右の請願は

兵庫県飾磨郡鹿谷村地内には、夢前川支流の西田川および河原川、明神川の支流西川の三川があるが、雨期毎にはん濫して土砂を流出し、下流民家はもち論道路、橋等にじん大な被害を與えるため、村費の支出が増大し、村財政に重大な支障をきたしているから、本村地内の三川に対し砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大釜谷川砂防えん堤工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県佐用郡久崎町長　水鳥栄一

右の請願は

兵庫県佐用郡久崎町上秋里地域を流れる千種川小支流秋里小川は、流域一帯の地質が悪いので、上流部に崩壊箇所が多く、降雨の際における土砂流出により下流河床がいちじるしく上昇している。従つて毎年出水の都度沿線耕地にじん大な被害を與えている。加うるに近年における山林の乱伐は、一朝豪雨の際その惨害はおそるべきものとなるから、戦争によつて一時中止中の千種川小々支流大釜谷川の砂防えん堤工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古法華谷川砂防えん堤工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡谷内村長　畑平次

右の請願は

兵庫県の天川は、上流の古法華谷より流出する土砂で川床が高まつているため毎年夏季の雷雨に際しては、はん濫して流域に多大の災害を與えている。また、かんがい期には川水が枯渇してかん害を受けている。ことに最近流域の樹木が、乱伐されたり、松食虫によつて被害を受けたので、こう水やかん害はいちじるしくなつている。しかして、昨年度より国庫補助によつて古法華谷川の砂防えん堤工事を行い、本年度も引続き助成を承認されたが、金額がきん少で、漸く基礎工事ができる程度のものにすぎないから、来年度も引き続き工事のできるよう多額の助成金を予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十文字川砂防工事継続施行に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡龍野町長　末広茂吉

右の請願は
兵庫県龍野町地内十文字川上流地帯の山林は、戰時中の濫伐によりわずかな降雨にも異常な出水をきたし、それに加えて屈曲はなはだしくかつ河床のこう配が急であるため、堤防は浸蝕され、大雨の際には上流より流下する土砂は下流部にはん濫し、本町中心部の商店、住宅等にじん大な被害を與えるので、昭和二十二年来土砂止工事が一部施行されているが、現在施行中の箇所のみでは災害の防止は困難であるから、引続き他の箇所にも土砂止工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桜島溶岩道路工事促進に関する請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

右の請願は
桜島と大隅半島を結ぶ溶岩道路は、当地方住民の産業交通に多大の便益を與えていたが、昭和二十一年の桜島の噴火の際多量の溶岩が流出して、道路を遮断したので、当地方民は少からざる不便をこうむつている。しかしてこの復旧工事は、昭和二十三年度より着工されたのであるが、災害後すでに四箇年を経て漸く五十パーセント程度の復旧を見たのみであるから、昭和二十五年度中には是非とも旧復せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古里川砂防工事施行促進に関する請願

請願者　鹿児島県桜島東桜島村議会議長　村山三四郎外一名

右の請願は
鹿児島県東桜島村内の古里川は、大正三年桜島噴火直後の出水により、堤防が決潰して以来耕地、民家は危険な状態にあつた。しかして、昭和二十四年建設省告示第九百二号をもつて古里川砂防工事施工の認可があつたが未だに着工に至らず耕地面積の狭い本村は水魔のなすがままに荒されている現状であるから、すみやかに本川砂防工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桜島一周道路開発に関する請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

右の請願は
桜島の観光価値については、すでに内外人の認めるところとなつているが、最も特色とするところは、よう岩の多種多様性にある。しかるにこの奇景に富むよう岩を学術的に調査研究するためにも、観光客が遊覧する場合にも、島を一周する道路がないことは、観光学術上はもち論、桜島の産業および交通発展のため不利不便が大きいから、近く予定されている国立公園指定にそなえすみやかに桜島一周道路を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧国庫補助金交付に関する請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

右の請願は
災害復旧国庫補助金の確定をみてから、地方公共団体は事業に着手するのであるが、現金が交付されるまでに余りに多くの日数がかかり過ぎ、町村にあつては金融の面はもちろんのこと、工事の進ちょくにも多大の支障をきたすから、災害復旧費の国庫補助金はすみやかに交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戰災復興事業予算ならびに起債わく増額に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　増田靜

右の請願は
政府は、昨年九月戰災都市復興五箇年計画を樹立し、終戰直後の計画に対して、再検討、大修正を加えたのであるが、さらにこの再検討による予算額三百三十二億円を二百億円に圧縮し、昭和二十五年度国庫補助金を十八億と内定せられた由であるが、かくては復興事業は一部中止の外なく、さりとて中止すれば市民生活および経済活動を阻害して社会秩序を乱すおそれがあり、強いて実行すれば都市財政を破たんに陥れる結果となるから、従来通り五箇年計画予算額を三百三十二億円に復元せられるとともに起債のわくを大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奥田川防災工事施行に関する請願

請願者　高知県吾川郡八田村長　津野正孝

右の請願は
高知県吾川郡八田村を貫流する奥田川は、過去十数年来水害の脅威にさらされ、毎年平均十日間に浸水の災禍をこうむり、人畜、家屋、耕地、道路等にその都度相当な被害を與えている現状である。加えて本川の幹流仁淀川との合流地点にある自然開閉式ひ門が河床隆起により使用不能の状態で、このまま放置すれば一朝出水の際はじん大な被害が予想されるから、すみやかに本川の防災工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木曾川改修工事促進に関する請願

請願者　愛知県知事　青柳秀夫外二名

右の請願は
木曾川の上下流改修工事は、着工以来国家の財政事情と今次の戰争等により幾度も繰り延べられ、今日なお多くの未改修地域を残している。しかるに戰時中の上流山林の濫伐、沿岸原野の開墾、地震による地盤沈下等により河状の変化はなはだしく、危険性は益々加わり、さらに昭和二十三年従来の改修計画の改訂により事業費は増加し、物

価の高騰と相まつて工事は遅々として進まず、出水の都度各所に被害を與えている現状であるから、すみやかに本川改修工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道東海道線改良工事施行に関する請願

請願者　愛知県知事　青柳秀夫外二名

右の請願は

国道東海道線は、政治、経済、文化の中心である東京、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸を結ぶわが国第一の交通幹線であるが、遺憾なことに現在なお未改良区間が相当箇所あり、自動車、とくに大型車両の運行に支障をきたしているから、すみやかに本路線の改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県下の砂防工事拡充に関する請願

請願者　三重県飯南郡波瀬村長　田中敬一外八名

右の請願は

戰争以来多年にわたる森林の過伐と山林政策の不徹底によつて、水源地の荒廃は極度に達しているため、全国各地において大水害をひん発し、農業、産業、経済、文化各般にわたる被害は深刻を極めている。ことに三重県は昭和二十三以来の相次ぐ台風によつてばく大な経費を消費しているが、根本的予防対策が実施されていないため一朝降雨の際は再び惨害を繰り返すことが予想されるから、県下災害河川の全般にわたつて根本的砂防工事を拡充施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小田原、伊東両市間県道の整備舗装促進に関する請願

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外三十名

右の請願は

県道小田原、熱海、伊東間は、伊豆東海岸および伊東熱海湯ヶ原方面より京浜に至る唯一の道路であつて、自動車の往来はひん繁を極め、また在日外人の伊東方面への自動車旅行者は急激に増加している。しかるに本道路は幅員狭少、曲折多く、路面は凹凸はなはだしく、砂塵たい積し、非常な悪路のため事故がひん発している状態であるから、すみやかに本道路を国道に編入し整備舗装を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戰災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　鹿児島市議会議長　岩切重秀

右の請願は

戰災都市における経済的窮乏は実にはなはだしく、復興は意の如くならない現状であるから、戰災復興都市計画事業の国庫補助率を従来の八割に復元せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安曇川砂防工事施行に関する請願

請願者　滋賀県高島郡朽木村長　松浦利次君外七名

右の請願は

滋賀県高島郡地内を貫流する安曇川は、同郡内農地の大部分をかんがいしているが流域の治水施設が不備なため、しばしば水災とかん害に禍され、ことに昨年七月のヘスター台風による被害は極めてじん大で、いまなお復旧できない実情にあり、このままでは再び災害を繰り返すことが予想されるから、流域住民の民心安定、食糧増産および産業振興の見地より、本川上流の山崩れとこれに伴う土砂流出を防止するための砂防工事を徹底的に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県中村大沼地内鬼怒川に架橋の請願

請願者　栃木県芳賀郡真岡町長　飯山貞三郎外二十七名

右の請願は

栃木県芳賀郡地方における重要物資の輸送および需要物資の搬入等は、総て府県道宇都宮水戸線中の河内郡平石村地内の鬼怒橋または栃木県結城郡絹川村地内の鬼怒橋を経由するほかないため、本県南部および群馬県方面との連絡が遠廻りとなり、当地方の産業文化の発達と影響が大きいばかりでなく、一朝有事の際当地方一帯は孤立無援に陥る虞があるから、府県道真岡石橋線中栃木県芳賀郡中村大字大沼地内に鬼怒橋を架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊豆半島観光循環道路建設促進に関する請願

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外十九名

右の請願は

伊豆は風光明び、気候温暖温泉各所にゆう出し、また林産物、海産物に富み観光地としても最適であり、近来外人の自動車旅行者は急に増加したので緊急に道路の整備を必要としているが、当地方は交通に恵まれず二十年も立遅れている観があるからさきに建設省、運輸省、厚生各省の合同委員会において決定した伊豆循環観光道路の建設をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熱海、三島両市間道路舗装に関する請願

請願者　静岡県熱海市長　宗秋月

右の請願は

熱海、箱根は観光地として国際的に知られ、多数の外人観光客を吸引しているが、静岡県側の熱海、箱根、三島間の道路は悪路の上箱根山、十国峠の山岳は急こう配道路で危険な状態にあり、国際的重要地をつなぐこの道路の整備舗装に緊急を要する問題であるから、すみやかに工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大

休は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊東市、下田町間道路拡張等に関する請願

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外十九名

右の請願は伊東市、下田町間の県道は、伊豆東海岸唯一の交通路線であるが、幅が狭い上路面がはなはだしく悪く、各種自動車の往復も困難な実情であるから、当地方の交通事情を緩和するとともに、観光事業の振興を図るため、本県道の幅を拡げ路面の舗装を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アイオン、キテイ台風による災害復旧工事促進の請願

請願者　岩手県上閉伊郡上郷村長　荻野祐治郎外十五名

右の請願は岩手県上閉伊郡上郷村は、昭和二十三、二十四年と相次いで起つたアイオン、キテイ両台風によつて、かつて見ない災害をこうむつたが、未だに復旧工事も施行されず放置されている現状であるから、すみやかに国費をもつて復旧工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新荒川堤防補強工事促進に関する請願

請願者　東京都江東区議会議長　武田富蔵

右の請願は東京都江東区地先新荒川堤防右岸の小名木川下流の堤防は、キテイ台風により被害を受けたまま放置せられているため、再び台風が来襲すればすでに損傷している堤体は欠潰して海水は地盤低位の東京都江東地帯全域にはん濫するとともに、目下巨費を投じて完成を急いでいる各河川護岸の補強工事は一朝にして崩壊する危険状態にあるから、本年台風季節までに堤防の補強工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願

請願者　東京都江東区議会議長　武田富蔵

右の請願は東京都江東区深川越中島附近地帯一帯は、下水道本管が敷設されていないため、汚水が自然流下によつて河に放流されているが、高潮の場合は、逆流して衛生上放置できない実情にある。また亀戸町を始めとする北砂町地域一帯は、排水ポンプによつて悪水を排水している実情であるから、かつて必要性を認められ工事が計画されたにもかかわらず戦争のため中止となつていた本地域の下水道本管敷設工事をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天竜川改修工事促進に関する請願

請願者　静岡県浜名郡和田村長　小枝時太郎外二百七十名

右の請願は建設省においては、大正末期の計画に基いて静岡県下和田・飯田・芳川三村の沿岸と飯田・芳川両村を包有する一島との間を貫流する天竜川西支流を閉そくしや断する由であるが、このような工事が施行されると川幅が百六十五間も狭くなつて、一朝堤防欠壊の際は、沿岸数十町歩の広範囲にわたる被害が予想されるばかりでなく、西支流閉そく工事によつて、天竜川の流心に大変化をきたす結果となり沿岸の水運、製材業はその価値を失い関係住民三千余戸は生活に重大な脅威を受けることになるから、閉そく工事により利害得失を再検討されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浦野川治水工事施行に関する請願

請願者　長野県小県郡青木村長　宮原栄吉外八名

右の請願は浦野川は、長野県小県郡地内青木村外四箇村を貫流する当地方最大の川であるが、その重要性により二十年前より、治水工事を継続施行して、毎年多額の経費を投じ、一方植樹砂防工事等を実施しているにもかかわらず、大雨毎に堤防を欠壊し、橋や耕地を流失する等災禍を繰り返しているから、これらの災害を未然に防止し、民心の安定を図るため本川に増水緩和のための防水ため池を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

加茂川および吉井川左岸改修工事施行に関する請願

請願者　岡山県勝田郡河辺村長　山本方之助外九名

右の請願は岡山県下の加茂川および吉井川改修工事は、昭和十三年度より着工せられたのであるが、戦争等のため工事の進行をはばまれ、未完成のうちに昭和二十年の大出水に際会し、家屋、田畑の流失、護岸えん堤の決潰、道路橋の流失等じん大な被害を受け、しかもいまだに復旧に至らず、加うるに戦時中の小林濫伐により再度の出水を憂慮されている現状である。しかして右岸工事がすでに完成したため左岸はなお一層の危険にさらされているから、すみやかに左岸改修工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木曽川改修工事促進に関する請願

請願者　愛知県葉栗郡木曽川町大字内割田甲四九愛知県木曽川改修工事促進期成同盟会内　江崎富次郎外四名

右の請願は木曽川の上下流改修工事は、着工以来国家の財政事情と今次の戦争等により幾度も繰り延べられ、今日なお多くの未改修地域を残している。しかるに戦時中の上流山林の濫伐、沿岸原野の開墾、地震による地盤沈下等により河状の変化はなはだしく、危険性は益々加

わり、出水の都度各所に被害を受けている現状であるから、従来の直轄河川改修費のほかさらに優先的に見返資金を配付せられて本川改修事業の短期完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営土木工事予算適宜配付等に関する請願

請願者　札幌市北海道庁内北海道議会土木常任委員会内　岩本政一

右の請願は

北海道は、降雪が早く、しかも融雪が遅いため、土木工事の施行適季は五月から十月までに限られている。もしこの期間に工事を完成しないと除雪費、防寒費等多額の経費を必要とする実情である。しかるに従来国営建設工事の施行に当つては、その予算措置が毎四半期毎に認証、令達、支出負担行為認証等の事務的措置に制約されるため、施行適季を失し、工事完成に重大な影響を與えているから、北海道の特殊事情を考慮して、土木事業の請負契約の場合、資金の前渡金制度を適用するとともに予算令達は年度当初一回にまとめて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県震災復旧事業費国庫補助に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連　内　黒田新一郎

右の請願は

昨年来栃木県地方を襲つた地震のため、栃木県下においては、総額三十億に達する被害をこうむつた。しかして、同地域民の負担のみではこの災害の復旧は困難であるから、早急に長期低利資金八千万円を融資せられることも震災地の砂防工事費は国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県大渕、福島両橋を永久橋に架替の請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は

宮崎県下大渕、福島両橋は、本県を縦貫する国道三号線に架設されているが本橋のため、出水の都度流失を繰返し、最近数年間の復旧費はすでに千万円に達せんとしている状況である。さらに該橋は日豊線と平行し橋の前後二箇所に鉄道との平面交叉点があるため非常な交通障害となつているから、危険防除のため、両橋を現在の架橋地点より上流部に位置を変え、また今後流失の不要を一掃し、鉄面経費の節減により地方産業の振興に寄與するために、すみやかに両橋を永久橋に架替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳴瀬川上流砂防工事施行に関する請願

請願者　宮城県加美郡中新田町宮城県加美郡町村会内　星清吉

右の請願は

宮城県の西北部にある鳴瀬川は、流域住民に多大の恩惠を與え人文発達に寄與するところ極めて多大であるが、上流山系が急しゆんで表土浅くその上基盤が砂岩であるため土砂の流出はなはだしく、下流の河床は上昇し築堤は年とともに危険性を増大しているから、本川上流山地の緑化施策と相まつてすみやかに本川上流部の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川口川砂防工事促進に関する請願

請願者　東京都南多摩郡川口村長　高野林七外二名

右の請願は

東京都川口村地内川口川は、こう配が急で、幅員が狭く、屈曲が多いので河岸の崩潰がはなはだしく、また河床が上昇し、その上流時中の山林濫伐により出水の都度沿岸の耕地、人家、公道等に被害を與えている。しかして昭和十四年度に都單独で砂防工事を施行し、昭和十八年度から昭和二十四年度までには国庫補助により砂防工事を施行したのであるが、なお未施工部分千四百四十米を残しているので被害の防止に実効を示すことができないから、昭和二十五年度も引き継ぎ国庫補助により砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県震災復旧工事促進に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市長　佐藤和三郎外十三名

右の請願は

昨年来栃木県今市町およびその周辺町村を襲つた大地震は、瞬時にして人命の殺傷とともに建築物、道路、橋、耕地、河川等に筆舌につくし難い被害を與えた。しかして同地方は降雨期または台風期において一朝豪雨の際は再び大惨害をこうむることは必至であり、さらに昨年のキテイ台風により受けた被害の未復旧箇所も三十九箇所を算し、まことに憂慮すべき現状であるから、すみやかに震災復旧工事を促進するとともにキテイ台風による未復旧箇所の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二四号　都道府県営庶民住宅火災相互組織の実現に関する陳情

第一一三号　肱川流域の治山治水事業施行に関する陳情

第一一四号　罹災復興土地区画整理促進に関する陳情

第一三五号　三坂川等砂防工事施行に関する陳情

第一三六号　葛野川砂防工事継続施行に関する陳情

第二三九号　細野川砂防えん堤工事施行に関する陳情

第二四三号　木羽ぶき、板壁家屋の防火対策に関する陳情

第二五三号、第二五九号、第二九八号、第三四七号　国土開発法または地方開発法制度促進に関する陳情

第二九六号　関門国道トンネル工事促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第四号

都道府県営庶民住宅災害相互組織の実現に関する陳情

第一二四号　京都府知事　木村惇外九名提出

肱川流域の治山治水事業施行に関する陳情

第二一三号　愛媛県東宇和郡宇和町東宇和郡町村会内　摺津盛徳外一名提出

戦災復興土地区画整理促進に関する陳情

第二一四号　横浜市西区老松町一横浜市土地区画整理委員会連合会内　堀内万吉外十七名提出

三坂川等砂防工事施行に関する陳情

第二三五号　兵庫県宍粟郡安師村長　松井利也提出

葛野川砂防工事継続施行に関する陳情

第二三六号　兵庫県氷上郡葛野村長　安達実提出

細野川砂防えん堤工事施行に関する陳情

第二三九号　兵庫県赤穂郡赤松村長　藤本由雄外三名提出

木羽ふき、板壁家屋の防火対策に関する陳情

第二四三号　東京都中央区銀座三ノ一建築会館内都市不燃化期成同盟内　高橋龍太郎外四名

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

第二五三号　鳥取県議会議長　中田吉雄提出

第二五九号　東京都知事　安井誠一郎外五十四名提出

第二九八号　茨城県議会議長　島津三郎外一名提出

第三四七号　佐賀県議会議長　田中虎登外一名提出

関門国道トンネル工事促進に関する陳情

第二九六号　福岡県門司市長　中野眞吾外九名提出

右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

都道府県営庶民住宅災害相互組織の実現に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の陳情は都道府県営庶民住宅災害相互扶助組織の実現については都道府県の住宅政策上真に適当なる事業と考えられるから、昭和二十五年度当初予算決定前に早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肱川流域の治川治水工事施行に関する陳情

陳情者　愛媛県東宇和郡宇和町東宇和郡町村会内　摺津盛徳外一名

右の陳情は愛媛県下の肱川は、東宇和郡宇和平野を水源として喜多郡大洲平野を貫流し長浜町で伊予灘に注ぐ本県最大の川であるが、降雨が激しいと本流支流にわたり河水がはん濫し、その被害は想像以上である。とくに昭和十八年の豪雨による被害はじん大で、人畜の死亡、道路の欠壊、橋の流失、耕地の浸水等ばく大な損害を蒙り、山林の崩壊三百五十八町歩は未だに放置の状態にあり、沿岸住民は不安のうちに日を送つている状態であるから、民生安定の見地よりすみやかに根本的治山治水工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三坂川等砂防工事施行に関する陳情

陳情者　兵庫県宍粟郡安師村長　松井利也

右の陳情は兵庫県宍粟郡安師村地内の三坂川、馬出川、植木野川、当田川、大谷川等は、去る昭和二十四年九月当地方を襲つた大雷雨と共に山崩れ、土砂の流出により堤防、耕地、家屋、道路、橋等に大災害を與えた。しかして各方面の援助により道路、橋等は復旧工事を施したのであるが、砂防についてはそのままに放置してあるため、一朝有事の際は折角の災害復旧工事も烏有にきすることになるから、すみやかに三坂川外四川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体の妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

葛野川砂防工事継続施行に関する陳情

陳情者　兵庫県氷上郡葛野村長　安達実

右の陳情は兵庫県下の葛野川は、降雨毎に泥水はん濫し、沿岸を浸蝕破壊するので流域は荒廃の一途をたどりつつあり、幸い昭和十一年度以来国庫補助による砂防工事が、施行されているが、工事未完成の下流部沿岸は出水の都度被害を受け、本工事の進ちよく如何は葛野村の死活問題であるから、昭和二十五年度においても引継き工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

細野川砂防えん堤工事施行に関する陳情

陳情者　兵庫県赤穂郡赤松村長　藤本由雄外三名

右の陳情は兵庫県赤穂郡赤松村細野部落を貫流する細野川は、延長約三、五キロの谷川であるが、戦時、戦後にかけて上流地帯の山林乱伐がたたり、降雨毎に上流より土砂の流出がはなはだしく、このため下流における土砂の堆積が年とともにさかんで、このまま放置すれば、細野部落の大半と沿岸耕地約二十町歩がこう水の危機にさらされる虞がある画を樹立し、必要予算額を昭和二十五年度に重点的に計上すること、（二）国庫補助率を八割に復元し、かつ起債のわくを拡大すること、（三）専門委員会を設けること、等の処置を講じて本事業の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災復興土地区画整理促進に関する陳情

陳情者　横浜市西区老松町一横浜市土地区画整理委員会連合会内　堀内萬吉外十七名

右の陳情は戦災復興土地区画整理事業は、既に四箇年の歳月を経過したにもかかわらず、予算不足のため遅々として進ちよくしないから、（一）戦災復興五箇年計

から、すみやかに本川上流地帯の砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木羽ぶき、板壁家屋の防火対策に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座三ノ一　建築会館内都市不燃化期成同盟内　高橋竜太郎外四名

右の陳情は

戰後急造された新築家屋の中には、木羽ぶき、板壁の家屋が極めて多いが、これらの建物を不燃化することは火災予防上極めて重要であるばかりでなく、都市美化の見地よりしても対策が必要である。また全国における住宅の下足が、三百六十万戸に達している現在、これらバラックの不燃化を実現し、居住者の不安を除去するため、(一)不燃化改装を実施すること、(二)工費の大部分を助成金として支給するか、または分割拂等の方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

陳情者　鳥取県議会議長　中田吉雄

陳情者　東京都知事　安井誠一郎外五十四名

陳情者　茨城県議会議長　島津三郎外一名

陳情者　佐賀県議会議長　田中虎登外一名

右の陳情は

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を有するわが国において、民生の安定向上を図るためには、残された国土および資源を最高度に利用開発または保全することによつて、経済的基盤を確保する必要がある。しかるに国土開発についての基本方策が決定していないため、地方の未開発地域開発に支障が多いから、国土開発法または地方開発法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関門国道トンネル工事促進に関する陳情

陳情者　福岡県門司市長　中野眞吾外九名

右の陳情は

九州と本土を結ぶ関門国道トンネルは、両日本における観光地の紹介や産業経済発展のためにも、重要性を有するから早急に工事の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第四十八号参照

審査報告書

富裕税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　玉屋　喜章

平沼彌太郎　西川甚五郎

小宮山常吉　藤井　丙午

伊藤　保平　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

資産課税を充実するために、新たに所得税の補完税として富裕税を創設しようというのであつて適当な法律案と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、所得税負担の軽減に伴う高額所得者に対する税負担の適正合理化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴う昭和二十五年度における富裕税収入は二十億二千五百万円である。

審査報告書

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　玉屋　喜章

平沼彌太郎　西川甚五郎

油井賢太郎　小宮山常吉

森下　政一　藤井　丙午

伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年度において、米国対日援助見返資金を電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に繰入れ、又日本国有鉄道に交付するために必要な法的処置を講ずるものであつて適当な処置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の実施によりこれ等事業の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、この法律の実施に必要な予算合計百九十億円は昭和二十五年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　保平　藤井　丙午

油井賢太郎　小宮山常吉

櫻内　辰郎　西川甚五郎

玉屋　喜章　黒田　英雄

波多野　鼎

要領書

一、委員会の決定の理由

災害復旧費の激増に伴い、地方公共団体の財政に深刻なる影響を與えている現状に鑑み、差し当り昭和二十五年度に限り地方公共団体が施行する災害復旧事業費を全額国庫負担とすることを規定せんとするもので止むをえない措置と認める。

二、事件の利害得失

罹災地方公共団体の財政負担の軽減を図ると共に、災害復旧事業の円滑なる運営を期しうる利益がある。

三、費用

昭和二十五年度予算における災害復旧事業費は四百七十億円で前年度に比し二百三十二億の増加となる。

審査報告書

貴金属管理法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　平沼彌太郎
玉屋　喜章　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
森下　政一　藤井　丙午
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由
産金法等を廃止し、貴金属の政府への集中並びにその取引及び使用の調整に関する綜合的な管理方式を確立せんとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
産金復興の促進、適切な配分計画により、国民経済に寄与し得るとともに国際收支の改善に資し得る利益がある。

三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

関税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
森下　政一　藤井　丙午
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由
関税法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
森下　政一　藤井　丙午
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由
関税法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
森下　政一　藤井　丙午
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由
国家公務員等の旅費に関する従来の諸規定を廃止し、新たに内国旅行及び外国旅行に関する法律を制定せんとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
公務の円滑なる運営に資するとともに、国費の支出を適正ならしめる利益がある。

三、費用
昭和二十五年度一般会計歳出予算において八十九億三千三百十八万一千二百円、特別会計歳出予算において六十九億三千六百三万七千三百円の旅費が計上されている。

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
藤井　丙午　伊藤　保平
森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由
租税特別措置法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
藤井　丙午　伊藤　保平
森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由
所得税、法人税、資産税等の課税標準等の特例の改正又は新設を行うとともに、外資法人の事業活動に必要な特定の個人に対する給與所得の計算等の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
外資及び外国技術の導入等を促進する等の利益がある。

三、費用
この法律の施行によつて、昭和二十五年度以降毎年度所得税收入において、若干の増收を見ることとなる。

審査報告書

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
森下　政一　黒田　英雄
玉屋　喜章　西川甚五郎
油井賢太郎　小宮山常吉
藤井　丙午　伊藤　保平
平沼彌太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
国家公務員共済組合法による既給年金受給者の昭和二十三年十一月三十日以前における俸給等を基準として算定した年金額を改定するとともに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱についても所要の改正を行おうとするものであつて、適当の措置と認める。

二、事件の利害得失
既給年金受給者の生活を安定せしめる等の利益がある。

三、費用
この法律の実施によつて、共済組合の必要とする費用は、国庫の負担とすることとなつており、昭和二十五年度予算に一億三千八百七十八万余円が計上してある。

審査報告書

昭和二十五年の所得税六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　玉屋　喜章
平沼彌太郎　西川甚五郎
小宮山常吉　森下　政一
藤井　丙午　伊藤　保平
油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
改正所得税法の趣旨を周知徹底せしめる等のために、昭和二十五年所得税の六月予定申告及び第一期の納付の期日をそれぞれ一ヶ月繰延べる特例を設けんとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
昭和二十五年所得税の申告及び納付の適正を期し得る利益がある。

三、費用
この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

国家公務員の職階制に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十七日
人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小串　清一　川村　松助
松嶋　喜作　寺尾　博
宇都宮　登

要領書

一、委員会決定の理由
本法案は、国家公務員法第二十九條の規定に基き同法第二條に規定する一般職に属する官職に関する職階制の確立に資することを目的とするものであつて、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて職種及び職級に分類する方法の根本原則を明らかにする本法案の成立は、給與、試験、任免及び教育訓練等各般の人事行政の運営の円満を期する上に於て、必要妥当なるものと認めた。

二、事件の利害得失
この措置によつて、国家公務員の職階制を確立し、もつて公務の民主的且つ能率的な運営を促進する利益がある。

三、費用
本法案施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

狩猟法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十八日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
藤野　繁雄　石川　準吉
山崎　恒　羽生　三七
岡田　宗司　深水　六郎

池田宇右衛門　加賀　操
柴田　政次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、現行狩猟法実施の経過に鑑み、その法律上の不備を是正し、現状に即応する改正を行うとともに、狩猟の制限のみに偏した従来の規定に積極的な鳥獣保護育成施設に関する規定をも加味しようとするもので、その趣旨概ね妥当なるものと認め委員会は全会一致をもつてこれを可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失
狩猟鳥獣の捕獲に関し行政庁の適宜適切な禁止又は制限を可能ならしめることができる。又有益鳥獣保護育成施設の積極化により農林業の発展にも寄與することができる。

三、費用
本法施行に関しては特に経費を必要としない。

審査報告書

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　伊藤　修
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大野　幸一　小林　英三
鈴木　安孝　岡部　常
松井　道夫　宮城タマヨ

要領書

一、委員会における決定の理由
国会法及び議院事務局法の改正並びに議院法制局法の制定に伴う整理と新たに設けられた常任委員会調査員で法務委員会に勤務する者の中裁判所構成法上判事たるの資格を有する者について裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の適用に関し、その在職年数を法務府事務官の在職年数とみなす時例を認めるものであつて適切な立法と認める。

二、事件の利害得失
法文整理により、現行法を明確にし又現在在職している常任委員会調査員の在職年数を司法事務官としての在職年数に通算する途を拓くことができる。

三、費用
本法律の施行については別段の費用を要しない。

審査報告書

生活保護法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年四月二十八日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
中平常太郎　谷口弥三郎
小林　勝馬　姫井　伊介
石原幹市郎　藤森　眞治
岡元　義人　小杉　イ子

生活保護法案の一部を次のように修正する。
第十八條第一項中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に次の一号を加える。

一　検案
第三十八條第二項中「日常生活の用を弁ずることのできない要保護者」を「日常生活を営むことのできない要保護者」に改める。
第四十五條中第三項を次のように改める。
3　都道府県知事は、前項の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合には、当該保護施設の設置者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。この場合においては、聽聞をしようとする期日の十四日前までに当該処分をすべき理由、聽聞の日時及び場所を当該保護施設の設置者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。
4　聽聞においては、当該保護施設の設置者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、又、有利な証拠を提出することができる。
5　都道府県知事は、当該保護施設の設置者又はその代理人が正当な理由がなくて聽聞に応じなかつたときは、聽聞を行わないで第二項の規定による処分をすることができる。
第六十二條に次の一項を加える。
4　市町村長は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
第六十四條に次の一項を加える。
3　都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めたときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。
第六十六條に次の一項を加える。
3　厚生大臣は、特にやむを得ない理由があると認めたときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。
第六十九條中「決定」を「決定又は裁決」に改め、「裁判所」の上に「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、」を加える。
第八十一條中「被保護者に」を「被保護者が未成年者又は禁治産者である場合において」に改める。
第八十四條第一項中「第二十八條第一項」を「第二十八條第一項（要保護者が違反した場合を除く。）」に改める。
附則第一項を次のように改める。
1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由
憲法第二十五條に規定する社会保障の理念に基き、生活に困窮するすべての国民の最低生活の保障に遺憾なからしめようとする本改正案は、時宜を得たものと認めるが、本委員会においては、葬祭扶助の範囲に「検案」を加え、養老施設の定義を適正にし、都道府県知事が公益法人に対し事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合に「公開による聽聞を行う」ことを必要條件とし、市町村長が被保護者に対して、保護の変更、

停止又は廃止の処分をする場合に「被保護者に対して弁明の機会」を與え、不服申立について、「期限経過後においても特に止むを得ない理由がある場合は不服の申立ができることとし、市町村吏員の行う調査及び検査を拒み、妨げ又は忌避した場合にも「要保護者については罰しない」こととし、その他條文の意義を明かにする等所要の修正をすることが妥当と認め、これを修正した。

二、事件の利害得失

生活に困窮するすべての国民の生存権保障の理念を具現することができる。

三、費用

本法施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十八日

運輸委員長　佐々木鹿藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　高田　寛
横尾　龍　中村　正雄
村上　義一　入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

現行日本国有鉄道法第五條は、日本国有鉄道設立の際における資本金についてのみ定め、資本金増加の場合を規定していないので、資本金増加の場合を考え、本法律案により日本国有鉄道の資本金を政府の出資により増加する途を規定したもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

政府の出資により、日本国有鉄道の資本金を増加することができ、日本国有鉄道の円滑な運営に寄與する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

右全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和二十五年四月二十八日

決算委員長代理理事　中平常太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

柴田　政次　伊藤　保平
奥　主一郎　廣瀬與兵衞
米倉　龍也　木内　四郎
千田　正　谷口弥三郎
中川　幸平　西山　亀七
柏木　庫治　姫井　伊介
來馬　琢道　栗山　良夫

審査報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　城　義臣
藤井　新一　三好　始
門屋　盛一　伊達源一郎
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

引揚同胞対策が、なお、未解決であるので本法の有効期間を更に一年延長することは、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、引揚促進、遺家族、留守家族の援護及び帰還者の更生対策等の問題の解決に資することができる。

三、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

門屋　盛一　伊達源一郎
竹下　豐次　小杉　繁雄
城　義臣　藤井　新一
三好　始

要領書

一、委員会の決定の理由

国家公務員の職階制に応じて国家行政組織法に規定する各行政機関の職に関する規定に所要の改正を加えるとともに、府、省、本部の官房又は局に設置されている部及び庁に設置されている局の存続期間を一年間延長することは概ね妥当な措置と認めたが、本委員会においては、衆議院における修正の結果、外局たる委員会の事務局の長及び次長は法律でこれを定めなければならなくなつたことに伴い、関係法律の整理の必要上、修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により、国家行政組織を整備する等の利益がある。

三、費用

本法律の施行によつて別に費用を要しない。

人事委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八二号　教職員の給與ベース改訂及び越冬資金に関する請願

第一八三号、第二一〇一号、第三四九号、第三九七号、第四二一〇号、第四二七号、第四三四号、第四三五号、第六〇九号、第八六七号、第八九二号、第八九三号、第八九四号、第八九五号、第八九六号、第八九七号、第八九八号、第八九九号、第九〇〇号、第九〇一号、第一一二〇号、第一三四〇号　公務員の給與ベース改訂等に関する請願

第二一五号、第二五〇号、第二五一号、第二五二号、第二五三号、第二六三号、第五八〇号、第六四九号、第九三七号、第一五一二号、第一七六六号　教職員の給與ベース改訂等に関する請願

第三一〇号　鳥取市外三地域を地域給指定地域より除外反対の請願

第三五〇号、第一六五〇号　公務員に超過勤務手当完全支給の請願

第三六六号　大阪府下都市等の地域給引上に関する請願
第四〇九号　公務員の超過勤務手当率引上等に関する請願
第五三〇号　市に合併地域の公務員に地域給支給の請願
第九五三号　公務員の勤務地手当地域差制度改正に関する請願
第一〇〇四号、第一三八七号　市に合併地域の教職員に地域給支給の請願
第一〇〇五号　群馬県富岡町公務員の地域給を乙地に指定の請願
第一六九九号　埼玉県鴻巣町の地域給引上に関する請願
第一九五一号　公務員の地域給改訂に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第一号

教職員の給與ベース改訂および越多資金支給に関する請願

第一八二号　東京都渋谷区向山町三六　沢畑泰二提出

公務員の給與ベース改訂等に関する請願

第一八三号　東京都千代田区大手町一ノ七全気象労働組合内　堀内剛二提出

第二〇一号　横浜市中区日本大通り五六全通信従業員組合横浜郵便局支部内　堀隆三提出

第三四九号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一全農林労働組合内　上松一光外九名

第三九七号　京都市上京区紫野下鳥田町九　伊藤勝外十四名提出
第四二〇号　山形県酒田市今町七四　松沢一郎外四十七名提出
第四二七号　埼玉県浦和市常盤町埼玉大学職員組合内　松山武夫外二百五十二名提出
第四三四号　札幌市北十六條西六　串崎利兵衛提出
第四三五号　香川県高松市四番丁高松気象台内　福家光雄外九名提出
第六〇九号　神奈川県川崎市久本町一三五全商工労働組合関信支部地質調査所分館内　立石哲夫外百五名提出
第六六七号　横浜市神奈川区松丘一二　鹿又義雄外四百六十三名提出
第八九二号　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾一、六五一　大中康雄外五百四十三名提出
第八九三号　熊本市大江町本九一　宮本圭三外七百九名提出
第八九四号　東京都練馬区南町一〇ノ三、四八一　森充弘外六百三十名提出
第八九五号　東京都杉並区松の木町一、一七三　竹越志和外六百三十名提出
第八九六号　東京都目黒区駒場八九一　永岡光治外九百五名提出
第八九七号　千葉県柏町柏一、五四五　赤羽幸作外四百二名提出
第八九八号　東京都江戸川区小岩町三ノ一、四三二　林鉄男外七百三十名提出
第八九九号　東京都葛飾区柴又一ノ一、四六〇　山内虎輔外五百四十四名提出
第九〇〇号　宮崎県高千穂郵便局内　甲斐稔外二千六十九名提出
第九〇一号　宮崎県延岡市延岡郵便局内　佐原忠外百三十三名提出
第一一二〇号　岐阜県益田郡朝日村飛田特定局職員組合内　長瀬勇蔵外二千四百八十九名提出
第一三四〇号　鹿児島県姶良郡帳佐町鍋倉六六五　郡山悟外百四十八名提出

教職員の給與ベース改訂等に関する請願

第二一五号　和歌山県西牟婁郡日置町　坂本虎外二百六十四名提出
第二五〇号　東京都葛飾区小菅町一、二八四　川杉満壽子外一名提出
第二五一号　和歌山県新宮市　坪非常男外十九名提出
第二五二号　千葉県海上郡椎柴村野尻　木内志都衛外九千九百五十二名提出
第二五三号　兵庫県椙保郡西栗栖村筋原五六〇　坂井隆外七千四百二十五名提出
第二六三号　和歌山県海草郡亀川村亀川中学校内　岩崎忠一外九百九十七名提出
第二八〇号　岩手県胆沢郡南都田村婦人会内　藤田よしの外八名提出
第六四九号　新潟県長岡市神田町一新潟大学教職員組合長岡分校分会内　石塚松司外八十名提出
第九三七号　山形県庁内山形県教員組合内　田中新治提出

第一五一二号　宮城県仙台市北七番町一二七宮城県教員組合内　遠藤安吉提出
第一七六六号　奈良県吉野郡川上村大字白屋第三五六地　福島秀作外一千六百四十一名提出
鳥取市外三地域を地域給支給指定地域より除外反対の請願

第三一〇号　鳥取県知事　西尾愛治外三千四十七名提出

公務員に超過勤務手当完全支給の請願

第三五〇号　大阪市北区南堂島西町大阪電報局内全通信労働組合大阪地区本部内　木村一三外六百七名提出
第一六五〇号　東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内　三品延夫提出

大阪府下都市等の地域給引上げに関する請願

第三六六号　大阪市北区堂島西町大阪電報局全通信労働組合大阪地区本部内　木村一三提出

公務員の超過勤務手当率引上げ等に関する請願

第四〇九号　東京都北区西ヶ原一、一一五全印刷庁労働組合内　横手行雄提出

市に合併地域の公務員に地域給支給の請願

第五三〇号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出

公務員の勤務地手当地域差制度改正に関する請願

第九五三号　愛知県議会議長　大見為次提出

市に合併地域の教職員に地域給支給の請願

第一〇〇四号　北海道釧路市共栄小学校内　市原次郎外六十八名提出
第一三八七号　北海道釧路市議会議長　山崎鉄三郎外七十名提出

群馬県富岡町公務員の地域給を乙地に指定の請願

第一〇〇五号　群馬県北甘楽郡富岡町長　福沢惣兵衛外二十七名提出

埼玉県鴻巣町の地域給引上げに関する請願

第一六九九号　埼玉県北足立郡鴻巣町鴻巣駅内　皆合敬一外八十八名提出

公務員の地域給改訂に関する請願

第一九五一号　東京都庁内自治労協内　浅羽富造提出

右四十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

教職員の給與ベース改訂および越多資金支給に関する請願

請願者　東京都渋谷区向山町三六　沢畑泰二

右の請願は

現在教職員の生活の窮乏ははなはだしく、生活上の不安は教育の万全を期する上にはなはだ寒心に堪えない実状にあり、教職員の待遇の改善は緊急の要務であるから、教職員の給與ベースを改訂せられ、また越多資金二箇月分を

支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂等に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七全気象労働組合内　堀内剛二

請願者　横浜市中区日本大通り五六全逓信従業員組合横浜郵便局支部内　堀隆三

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一全農林労働組合内　上松一光外九名

請願者　京都市上京区紫野下鳥田町九　伊藤勝外十四名

請願者　山形県酒田市今町七四　松沢一郎外四十七名

請願者　埼玉県浦和市常盤町埼玉大学職員組合内　松山武夫外二百五十二名

請願者　札幌市北十六條西六　串崎利兵衛

請願者　香川県高松市四番丁高松気象台内　福家光雄外九名

請願者　神奈川県川崎市久本町一三五全商工労働組合関信支部地質調査所分館内　立石哲夫外百五名

請願者　横浜市神奈川区松丘一二　鹿又義雄外四百六十三名

請願者　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾一、六五一　大中康雄外五百四十三名

請願者　熊本市大江町本九一　宮本圭三外七百九名

請願者　東京都練馬区南町一ノ三、四八一　森充弘外六百三十名

請願者　東京都杉並区松の木町一、一七三　竹越忠和外六百三十名

請願者　東京都目黒区駒場八九一　求岡光治外九百五名

請願者　千葉県柏町柏一、五四五　赤羽幸作外四百二名

請願者　東京都江戸川区小岩町三ノ一、四三三　林鉄男外七百三十名

請願者　東京都葛飾区柴又一ノ一、四六〇　山内虎輔外五百四十四名

請願者　宮崎県高千穂郵便局内　甲斐稔外二千六十九名内

請願者　宮崎県延岡市延岡郵便局内　佐原忠外百三十三名

請願者　岐阜県益田郡朝日村飛田　特定局職員組合内　長瀬勇蔵外二千四百八十九名

請願者　鹿児島県姶良郡帖佐町鍋倉六六五　郡山悟外百四十八名

右の請願はいずれも

現行の公務員の給與ベースは、昭和二十三年七月当時の各方面の賃金等を基準として算定されたものであるが、その後の物価の上昇はいちじるしく、公務員の生計状態は非常に窮乏を告げているから、公務員の給與が民間の給與よりも下廻る点等を考慮されて、すみやかに、人事院の勧告通り給與ベースを改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の給與ベース改訂等に関する請願

請願者　和歌山県西牟婁郡日置町　坂本亮外二百六十四名

請願者　東京都葛飾区小管町一、二八四　川杉満喜予外一名

請願者　和歌山県新宮市　坪井安男外十九名

請願者　千葉県海上郡椎柴村野尻　木内志都篤外九千九百五十二名

請願者　兵庫県揖保郡西栗栖村筋原五六〇　坂井隆外七千四百二十五名

請願者　和歌山県那賀郡上神野村大字津川七九四　西野稔外二十四名

請願者　岩手県胆沢郡南都田村婦人会内　藤田よしの外八名

請願者　新潟県長岡市神田町一新潟大学教職員組合長岡分校分会内　石塚松司外八十名

請願者　山形県庁内山形県教員組合内　田中新治

請願者　宮城県仙台市北七番町一二七宮城県教員組合内　遠藤安吉

請願者　奈良県吉野郡川上村大字白屋第三五六地　福島秀作外一千六百四十一名

右の請願はいずれも

近来の諸物価の値上りによつて、教職員の日常生活はますます苦しくなつているから、給與ベースの改訂を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取市外三地域を地域給支給指定地域より除外反対の請願

請願者　鳥取県知事　西尾愛治外三千四十七名

右の請願は

現行の官公吏に対する勤務地手当の支給区域から、鳥取県下の鳥取、米子両市および倉吉、境両町が近く除外されるとのことであるが、本県の物価ならびに公務員の生活状況の実情等にかんがみ、もしこれが廃止せられる場合は、県下の官公吏ならびに各団体職員に與える影響はまことに大きく憂慮にたえないから、従来通り支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の超過勤務手当完全支給の請願

請願者　大阪市北区南堂島西町大阪電報局内　全逓信労働組合大阪地区本部内　木村一三外六百七十二名

右の請願は

大阪在勤の逓信従業員は、人員の不足と事務の急激な増加のため、健康を無視した超過勤務をしているが、これに対する手当は予算の不足を理由として、いまだに完全に支給されておらないから、早急に超過勤務手当を完全に支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員に超過勤務手当完全支給の請願

請願者　東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内　三品延夫

右の請願は

六千三百七円の飢餓賃金にあえぎながら時間外勤務を強行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に決定され完全な支給が実施されていない状態であるから、即時完全支給を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府下都市等の地域給引上げに関する請願

請願者　大阪市北区堂島西町大阪電報局全逓信労働組合大阪地区本部内　木村一三

右の請願は

現在大阪府に在勤の公務員に対する地域給として、大阪市内は特地として三割、衛星都市は甲地として二割、その他は乙地として一割の勤務地手当が支給されているが、今回の人事院の勧告にもある通り都市と郡部との物価差がなくなつている現在府下一率に特地並に三割の地域給を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の超過勤務手当率引上げ等に関する請願

請願者　東京都北区西ヶ原一、一二五全印刷庁労働組合内　横手行雄

右の請願は

現業庁に勤務する公務員に対しては、その事務作業等の特殊性を考慮されて、超過勤務手当については、一般行政官庁とは別個に百分の三十五とし、また特殊勤務手当に関する政令を改正されて、各種の手当を新設追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市に合併地域の公務員に地域給支給の請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

昭和二十三年法律第二百六十五号をもつて、同年十二月二十二日以降あらたに市に合併された区域に勤務する公務員には地域給が支給されないことになつているが、同一自治体の区域内に勤務する公務員として事務遂行ならびに人事交流等の上からみても支障を来たすので、これが同一に支給されるよう関係法規の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の勤務地手当地域差制度改正に関する請願

請願者　愛知県議会議長　大見為次

右の請願は

公務員に対する現行勤務地手当支給制度は、昭和二十一年三月以来全国を各地域に区分して支給されているが、最近物価も安定し始め、生計費の地域差が接近してきたから、現行地域差制度を根本的に改訂するか、または地域給変更の申請を従前通り受理し、地方の実情に即するよう改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市に合併地域の教職員に地域給支給の請願

請願者　北海道釧路市共栄小学校内　市原次郎外六十八名

右の請願は

昭和二十三年法律第二百六十五号により、同年十二月二十二日以後あらたに市に合併された区域に勤務する教職員には地域給が支給されないことになつているが、同一自治体の区域内に勤務する教職員として教育行政ならびに人事交流等の上からみても支障をきたすので、これが同一に支給されるよう関係法規の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市に合併地域の教職員に地域給支給の請願

請願者　北海道釧路市議会議長　山崎鉄三郎外七十名

右の請願は

昭和二十三年法律第二百六十五号により、同年十二月二十二日以後あらたに市に合併された区域に勤務する教職員には地域給が支給されないことになつているが、同一自治体の区域内に勤務する教職員として教育行政ならびに人事交流等の上からみても支障をきたすので、地域給が同一に支給されるよう関係法規の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県富岡町公務員の地域給を乙地に指定の請願

請願者　群馬県北甘楽郡富岡町長　篇沢惣兵衛外二十七名

右の請願は

群馬県富岡町は生糸を生産する工業都市であるが、会社、工場等の従業員の増加によつて、当町は完全なる消費地となり、当町から五里の距離にある高崎市の物価水準と同水準を示しており、最近乙地区に指定された倉賀野町の物価に比しかえつて高い状態であるから、当町官公吏の生活窮状を考慮され現在の地域給内地区を乙地区に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鴻巣町の地域給引上げに関する請願

請願者　埼玉県北足立郡鴨巣町鴨巣駅内　皆合数一外八十八名

右の請願は

埼玉県北足立郡鴨巣町は、現在地域給が丙地であるため、同地所在の官公庁、職員は臨時勤務地手当の支給を受けていない。しかるに県内の六市十二町一村がすでに乙地の指定を受けているにもかかわらず、東京の近郊都市として深刻な物価高の影響を受けている当町が、丙地となつているのは不合理であるから、再検討の上当町居住の公務員に対する地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の地域給改訂に関する請願

請願者　東京都庁内自治労協内　浅羽富造

右の請願は

今回人事院が国家公務員法に基いて行

つた公務員の給與ベース改訂の勧告中に含まれている勤務地手当支給割合は、昨年五月全国的に行われた物価指数調査を基礎として決定されたものであるが、各地方の特異性により主要食糧やその他の日常必需品の需要供給関係も異り、物価面も相当の開きを生じており、ことに福岡県の如きは生産消費の両面において他府県とか事情を異にしているので、地域給の改訂による実質賃金の向上が要望されている実情であるから、地域給の改訂に当つては、さらに調査対象を拡大し、継続調査に主眼を置かれて、支給率の適正公平を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六四号　公務員の職階級頭打ち号俸是正に関する請願

第一二九〇号　国立病院医師の待遇改善に関する請願

第二一四一号　国立療養所職員の給與改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第二号

公務員の職階級頭打ち号俸是正に関する請願

第三六四号　大阪市北区堂島西町大阪電報局内全逓信労働組合大阪地区本部内　木村一三外四百名提出

国立病院医師の待遇改善に関する請願

第一二九〇号　東京都新宿区戸山町一国立東京第一病院内　坂口康蔵外九名提出

国立療養所職員の給與改善に関する請願

第二一四一号　神奈川県中郡東秦野村落合五〇〇全国国立療養所課長会内　上島三郎外百六十名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公務員の職階級頭打ち号俸是正に関する請願

請願者　大阪市北区堂島西町大阪電報局内全逓信労働組合大阪地区本部内　木村一三外四百名

右の請願は

昭和二十三年十二月現行六千三百七円ベースに切替の際、職階級強化のため、二十年も継続勤務した者でもそれぞれの職になければ給與は頭打ちとなり、経済的、精神的に大きな打撃を受けており、職務能率に少くない影響を與えているから、永年勤続者の実情を考慮して、三千七百円ベースの一率昇給による号俸是正をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院医師の待遇改善に関する請願

請願者　東京都新宿区戸山町一国立東京第一病院内　坂口康蔵外九名

右の請願は

国立医療施設に勤務している医師は、国家公務員としての自覚と厳正なる態度をもつて、本来の使命にまい進しているが、その待遇は、他種職業に比較して極めて低く、生活は窮乏の極に達している。このままでは将来不安のため退職するものが続出し、有能な医師の補充が困難となつて、国立病院本来の使命達成は不可能となるから、国立病院に勤務する医師の待遇を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所職員の給與改善に関する請願

請願者　神奈川県中郡東秦野村落合五〇〇全国国立療養所所課長会内　上島三郎外百六十名

右の請願は

国立療養所は、国民の保健衛生上極めて重要な使命と責任を持つている。しかるに各施設の不備なこと、位置が不便なこと、待遇が悪いこと等のため、優秀な医師を確保することはもち論、必要な医師さえも充足できず、現在勤務中の職員でも民間その他へ転出する者が続出している実情があるから、国立の医療施策を遂行するため、国立療養所職員の給與を全般的に改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十一号、第一九三号、第二七〇号　教職員の給與ベース改訂に関する陳情

第一五七号、第一六一号　公務員の給與ベース改訂に関する陳情

第二六〇号　公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

第三一号　新潟市川岸町一丁目新潟県教職員組合内　山名正二外三名提出

第一九三号　秋田県北秋田郡大館町立結城小学校内　伊藤経雄外二十五名提出

第二七〇号　宮崎市花殿町宮崎大学学芸学部職員組合内　出水勝利外百十三名提出

公務員の給與ベース改訂に関する陳情

第一五七号　北海道空知郡富良野町相生通富良野町労働組合協議会内　小野寺良夫外三百二十六名提出

第一六一号　秋田県平鹿郡黒川村字西野　藤原良太郎外三百一名提出

公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情

第二六〇号　東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内　小田島森成提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

人事委員長　中井　光次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者　新潟市川岸町一丁目新潟県教職員組合内　山名正二外三名

右の陳情は

現在の教員の給料ではとても一家の生

活を支えることはできないので、将来国家を背負つて立つ児童の教育に役立つような教育書等は一冊も買えない有様である。今回人事院の勧告による国家公務員の給與ベース引上げは、教職員にとつても、最小限度のものであるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者　秋田県北秋田郡大館町立結城小学校内　伊藤経雄外二十五名

右の陳情は

教職員の現行給與ベースは、昭和二十三年七月の物価を基準として算定されたものであるが、その後の経済情勢の変転によつて、現在教職員の生活は非常に苦しくなつており、人事院当局も給與の改訂を勧告しているから、教職員の給與を改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者　宮崎市花殿町宮崎大学学芸学部職員組合内　出水勝利外百十三名

右の陳情は

米価、電気ガス料金等の値上りによつて、教職員の生活はいよいよ困窮の度を加えているから、給與ベースの改訂を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者　北海道空知郡富良野町相生通富良野町労働組合協議会内　小野寺良夫外三百二十六名

右の陳情は

現行の公務員の給與ベースは、昭和二十三年七月当時の各方面の賃金等を基準として算定されたものであるが、その後の物価の上昇はいちじるしく、公務員の生活状態は非常に窮乏を告げているから、公務員の給與が民間の給與よりも下廻る点等を考慮されて、すみやかに人事院の勧告通り給與ベースを改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者　秋田県平鹿郡黒川村字西野　藤原良太郎外三百一名

右の陳情は

現行給與ベース六千三百円では、公務員の最低生活の維持も困難であるから、人事院勧告の通り七千八百七十七円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内　小田島森成

右の陳情は

六千三百七円の飢餓賃金にあえぎながら時間外勤務を強行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に予算面で機械的な決定がなされて完全な支給が実施されない状態であるから、超過勤務手当の完全支給を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八四四号　旗等の物品税免税点引上げに関する請願

第九九六号　協同組合に対する課税免除または軽減の請願

第一一一一号　農業協同組合に対する課税軽減の請願

第一一四七号　農業課税の適正化に関する請願

第一二四八号　身辺細貨の物品税を小売課税に改正の請願

第一二七四号　生活協同組合に課税反対の請願

第一二七七号　生活協同組合および労働組合に課税反対の請願

第一五二〇号　勤労学生の所得中一部所得税免除に関する請願

第一五三四号　衛生かばんの物品税課税対象明確化に関する請願

第一六三四号　洋画の額縁および画架、絵具箱等の物品税撤廃または軽減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第四号

旗等の物品税免税点引上げに関する請願

第八四四号　東京都千代田区神田鍛冶町三ノ三全日本旗商工連盟

内　亀井武夫外七名提出

協同組合に対する課税免除または軽減の請願

第九九六号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導農業協同組合連合会長　島村軍次外六名提出

農業協同組合に対する課税軽減の請願

第一一一一号　三重県津市羽所町六九三重県農業協同組合長会内　小林慧文提出

農業課税の適正化に関する請願

第一一四七号　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名提出

身辺細貨の物品税を小売課税に改正の請願

第一二四八号　東京都台東区南稲荷町一一九全国身辺細貨物品税法改正期成会内　越村嶸久外八十四名提出

生活協同組合に課税反対の請願

第一二七四号　東京都豊島区高田南町三ノ八〇三　藤田逸男提出

生活協同組合および労働組合に課税反対の請願

第一二七七号　東京都港区芝新橋七ノ一二全日本産業別労働組合会議内　吉田資治外四名提出

勤労学生の所得中一部所得税免除に関する請願

第一五二〇号　東京都千代田区代官町一学徒援護会内学生アルバイト対策協議会内　大山興隆提出

衛生かばんの物品税課税対象明確化に関する請願
第一五三四号　東京都台東区象潟町二ノ五　三井松次郎提出
洋画の額縁および画架、絵具箱等の物品税撤廃または軽減に関する請願
第一六三四号　東京都港区麻布永坂町　岩佐新外十三名提出
右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

旗等の物品税免税点引上げに関する請願

請願者　東京都千代田区神田鍛冶町三ノ三　全日本旗商工連盟内　亀井武夫外七名

右の請願は

本年一月公布施行の改正物品税第一種丁類第五十四号の項目に旗、のぼり、引幕等が指定され、百分の三十が課税されている。しかるに一反、一ぴきの織物より数十枚の旗類が生産されているから、従来の織物消費税の数十倍の課税となり不合理である。一方旗は警察、消防、鉄道、船舶等の国家公共機関において非常災害に用いるばかりでなく、都市農村漁村を通じて大衆的実用品であり、幕類は手工業的美術工芸品として主に用いられるから、どん帳は三十万円以上、優勝旗類は五千円以上、宣伝用旗およびのぼりは五百円以上に夫々免税点を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

協同組合に対する課税免除または軽減の請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導農業協同組合連合会長　島村軍次外六名

右の請願は

農業、水産業等の協同組合および消費生活協同組合は、組合員自身の組織と努力によつて事業が営まれ、資金等の資産は組合員の共同資産である等その非営利本質と事業の社会政策的意味からも当然非課税とすべきもので、従来からこの趣旨の下に営業税、営業収益税は免除され、特別法人税も一般法人に比して軽減されていた。今日の情勢下にあつても協同組合に対しては課税の免除が当然と思われるが、財政上課税の必要があるならば、法人税等各種目にわたり税率の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合に対する課税軽減の請願

請願者　三重県津市羽所町六九三　重県農業協同組合長会内　小林慧文

右の請願は

農業協同組合の行う事業は、農業協同組合法第六條に規定されている通り、営利を目的とするものでなく、また剰余金は同一系統組織内における共同積立資金の変形と見るべきもので、一般営利企業の収益とは全く性格の異るものであるから、今般の税制改革に際して、法人税、再評価税、附加価値税、固定資産税等について特別軽減措置を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業課税の適正化に関する請願

請願者　埼玉県浦和市仲町二ノ九　一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名

右の請願は

政府は、税体系の根本的改正をしないで、一方的に不当な重税を農民に課しているため、農家経済はいちじるしく窮乏している。またシャウプ勧告にも農業課税の適正化が企図されているから、農業の正常な発展を図るとともに、不当課税を排除するため、所得税の申告制度、地方税、固定資産税および附加価値税等の課税制度を再検討して、農業課税の適正化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身辺細貨の物品税を小売課税に改正の請願

請願者　東京都台東区南稲荷町一一九　全国身辺細貨物品税法改正期成会内　越村暁外八十四名

右の請願は

家内工業的製産品である身辺細貨に対する物品税は、庫出税となつているため製造業者の犠牲が大きく業者は衰微滅亡の窮地に置かれており、また現制度は輸出振興上の一大障害となつているから、諸外国の例にもあるように身辺細貨に対する物品税を小売課税に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活協同組合に課税反対の請願

請願者　東京都豊島区高田南町三ノ八〇三　藤田逸男

右の請願は

生活協同組合は、その目的および社会的責任においても、組織および活動においても、一般営利法人と全く立場が異り、あくまで非営利を原則とする法人である。しかるに今回の税制改革においては、さきに制定した消費生活協同組合法の目的、精神さえ踏みにじり、無理解な課税が実施され、いまや崩壊の危機に直面しているから、相互扶助の精神により、組織、運営される生活協同組合に対して、法人税、附加価値税、固定資産税、住民税等を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活協同組合および労働組合に課税反対の請願

請願者　東京都港区芝新橋七ノ一二　全日本産業別労働組合会議内　吉田資治外四名

右の請願は

今回の税制改革案によれば、労働組合の厚生事業および生活協同組合の活動を営利行為と見なしているが、生活協同組合および労働組合の厚生活動は、社会的性格を具え、その資産は組合員の協同資産であるから、営利行為とするのは不合理である。とくに附加価値税の課税は、これらの組合を根本的に破壊するものであるから、生活協同組合および労働組合に対しては、あらゆる税を免税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労学生の所得中一部所得税免除に関する請願

請願者　東京都千代田区代官町一学徒援護会内学生アルバイト対策協議会内　大山與隆

右の請願は

今回の所得税法の改正により、学生は扶養控除の対象となるが、刻苦勤労によつて学業を継続する学生の中には扶養控除の対象から除かれるものが相当数生ずることとなり、両者の学業継続上の不均衡がさらに増大するから、勤労学生の所得中一定額について所得税法第六條第一項第三号を適用し学資金として非課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

衛生かばんの物品税課税対象明確化に関する請願

請願者　東京都台東区象潟町二ノ五　三井松次郎

右の請願は

衛生かばんに対する物品税はかばんに添付してある器具を含んだ価格を対象として課税されているが、これら添付器具は購入するとき既に物品税を課税されているので、原料でなく性質上添付された品である。故に物品税の課税対象となるものは、明らかに衛生かばんそのものであつて添付品を含んでの価格でない筈であるが、現在のところ添付品に課税されないということが明確になつておらず、各業者所管の税務署によつて解釈が異つているから、衛生かばんに対する物品税は添付品を含まないかばんにのみ課税されるということを明確にされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洋画の額縁および画架、絵具箱等の物品税撤廃または軽減に関する請願

請願者　東京都港区麻布永坂町　岩佐新外十三名

右の請願は

さきに日本画の表装に対する行為税が撤廃されたが、これと同意の洋画の額縁に対し、いまなお五割の物品税が課されているのは、極めて不合理である。また中堅以下の美術家が生活するには画を展覧会に出品して見画せねばならずその際必要な額縁に対し現在のような高率の物品税が課せられては到底出品できないから、洋画の額縁、画架、絵具箱等に対する物品税を撤廃または軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八二四号　長崎県為石港に避難港築設の請願

第九五九号　岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願

第九六〇号　田老漁港修築工事施行に関する請願

第九六一号　釜石漁港修築工事促進に関する請願

第一一五八号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一二四五号　船舶漁港拡張工事施行に関する請願

第一二八九号　石川県安宅新町の海中障害物除去に関する請願

第一三一〇号　松川漁港築港に関する請願

第一三一六号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願（二通）

第一三九七号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一四二九号　対島高浜漁港防波堤築設に関する請願

第一六三五号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一七〇九号　瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願

第一七三一号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一七四四号　和歌山県須江漁港船場場拡張工事費等国庫補助に関する請願

第一九五三号　九十九里浜沿岸漁業の遠洋漁業転換長期資金融通に関する請願

第一九八七号　波崎漁港修築費国庫補助に関する請願

第二〇九六号　千葉県御宿漁港修築費国庫補助に関する請願

第二一五二号　漁船保険事業の経営刷新に関する請願（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願特別報告第三号

長崎県為石港に避難港築設の請願

第八二四号　長崎県西彼杵郡為石村長　浜辺真平外六名提出

岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願

第九五九号　岩手県盛岡市内丸二　岩手県漁港協会内　鈴木善幸提出

田老漁港修築工事施行に関する請願

第九六〇号　岩手県下閉伊郡田老町長　久保利七外二名提出

釜石漁港修築工事促進に関する請願

第九六一号　岩手県釜石市長　沢田権左エ門外八百二十五名提出

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一一五八号　山形県鶴岡市馬場町十日町四五ノ一　山形県漁船保険組合内　佐藤儀助提出

船舶漁港拡張工事施行に関する請願

第一二四五号　北海道礼文郡船泊村長　釣部義雄提出

石川県安宅新町の海中障害物除去に関する請願

第一二八九号　石川県小松市安宅新町イ一二四　安宅新漁業協同組合長理事　川田喜一郎外五十二名提出

松川漁港築港に関する請願

第一三一〇号　福島県相馬郡中村町長　三田四郎外二名提出

漁船保険事業の経営刷新に関する請願（三通）

第一三一六号　函館市大町七　択提島漁船保険組合長理事　栖原忠雄外二名提出

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一三九七号　山口市大字上宇野令第二八一一　山口県漁船保険組合長理事　岡本武男提出

対島高浜漁港防波堤築設に関する請願

第一四二九号　長崎県下県郡知町長　柚谷勇蔵提出

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一六三五号　高知市中島町一一五　高知県かつお、まぐろ漁船保険組合長　堀部虎猪提出

瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願

第一七〇九号　香川県議会議長　大久保雅彦提出

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

第一七三一号　三重県宇治山田市吹上町三五五ノ一三　三重県かつお、まぐろ漁業協同組合内三重県かつお、まぐろ漁船保険組合長理事　橋英三郎提出

和歌山県須江漁港船揚場拡張工事費等国庫補助に関する請願
第一七四四号　和歌山県東牟婁郡大島村須江須江漁業協同組合長　田中芳太郎提出
九十九里浜沿岸漁業の遠洋漁業転換長期資金融通に関する請願
第一九五三号　千葉県長生郡一松村丙四、三六一　石井亀吉外五名提出
波崎漁港修築費国庫補助に関する請願
第一九八七号　茨城県議会議長　島津三郎提出
千葉県御宿漁港修築費国庫補助に関する請願
第二〇九六号　千葉県夷隅郡御宿町長　井上文吉提出
漁船保険事業の経営刷新に関する請願（二通）
第二一五二号　東京都中央区月島一ノ七社団法人漁船保険協会長　大浜喜一郎外一名提出

右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

長崎県為石港に避難港築設の請願
請願者　長崎県西彼杵郡為石村長　浜辺真平外六名

右の請願は

長崎県為石港附近は、日本有数の漁場として、また交通の要路として漁船の集結往来が激しいところであるが、本港に避難設備がないのと、避難港としての脇岬港は四里、茂木港に五里と云う不便な地域にあるために、当県をはじめ遠く熊本、鹿児島方面からの出漁船の遭難はおびただしい数に達しているから、この惨状防止の見地からすみやかに本港に避難港としての諸施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下漁港の災害復旧工事促進に関する請願
請願者　岩手県盛岡市内丸二岩手県漁港協会内　鈴木善幸

右の請願は

岩手県下の各漁港は、昭和二十三年のカザリン台風で大被害を受け、その補修ができない中に、昭和二十三年度のアイオン台風に続いてキティ台風によりいちじるしい被害をうけた。幸い年々国庫補助により復旧工事を続けてきたが、未だ着工に至らない箇所が相当あるため、補修工事量が累加しているから、特別の取計をもつて、昭和二十五年度において復旧工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

田老漁港修築工事施行に関する請願
請願者　岩手県下閉伊郡田老町長　久保利七外二名

右の請願は

田老港は宮古市より北方六海里三陸漁場の中心位置にある漁港で、古くから自然の良港として遠洋、近海漁業の中心地であるが、明治二十九年と昭和八年の津波により、漁港の原形が破壊されたため、地元漁民は遠洋近海漁業より岸浜漁業に転換している現状であるから、当港湾を中心とする優良漁場の開発、遠洋漁業の発達および当町漁民の福祉を図るため、田老漁港をすみやかに修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

釜石漁港修築工事促進に関する請願
請願者　岩手県釜石市長　沢田権左ェ門外八百二十五名

右の請願は

釜石漁港は、天然の良港であるが、新規の施設はもちろん既設の施設すら整備されず、さらに戦時中永年補修せられなかつた関係上漁港はいちじるしくぜい弱化しているので、過般のアイオン台風に際しても多大の被害をこうむつたのである。しかして近年国庫補助によりこの復旧工事が施行されているが、漁民の要望する施設に比較すれば微々たるものであるため、毎年周期的に来る台風、水害の都度船舶、船具に重大な損害と脅威とを受けているから、漁民の人命安全と漁船の保全はもち論水産業振興上本港の修築、整備、拡充を公共事業としてすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願
請願者　山形県鶴岡市馬場町十日町四五ノ一山形県漁船保険組合内　佐藤儀助

右の請願は

漁船保険事業は、創始以来十余年を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を収めず、漁船保険組合は、収支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方法を刷新して積極的に事業の振興を図るため、(一)漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を支出すること、(二)漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、(三)漁業保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船舶漁港拡張工事施行に関する請願
請願者　北海道礼文郡船泊村長　釣部義雄

右の請願は

北海道礼文郡船泊漁港近海は、魚族のせい息が無限であり、これらの加工品および生鮮魚の国内移出も急増し、船舶の出入も増えているが港内が狭少である上、季節風のため荷役ができない状態であるから、すみやかに本漁港船入ま拡張工事を施行して生産増強に寄与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県安宅新町の海中障害物除去に関する請願
請願者　石川県小松市安宅新町イ一二四安宅新漁業協同組合長理事　川田喜一郎外五十二名

右の請願は

石川県安宅新町は、日本海に面する唯一の漁獲地として地曳網が最も盛んであつて、漁獲物は石川、福井、富山の北陸三県にわたり需用せられてきたのであるが、戦時中小松市と安宅新町を結ぶ中間地点に海軍が舞鶴飛行基地の新設を計画し、海中の土砂引揚の作業の能率を図るためレール（枕木付）ならびに金網等を海中に投じたままであるため漁獲に支障をきたしているから、すみやかにこれらの障害物を除去せら

れたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

松川漁港築港に関する請願

請願者　福島県相馬郡中村町長　三田四郎外二名

右の請願は

福島県松川港は、県費支弁により昭和十三年築港以来漁船は日増に増加の一途をたどり、また近年は遠洋漁業の基地として大形漁船の多数出入を見る現状であるが、港湾の規模が小さいため大形船の出入は困難を生じ、船だまりもまた狭あいをきたしているので、昭和二十二年度より第二期築港工事に着手しているが、県費支弁港では地元負担金を伴うばかりでなく、わが国海運業の進展途上にある折柄商船避難港に最適の港湾施設の完備は到底不可能であるから、全額国庫支弁により大規模な港湾にせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者　函館市大町七択捉島漁船保険組合長理事　栖原忠雄外二名

右の請願は

漁船保険法による漁船保険制度は、創始以来漸次全国に普及しているが、その実績は所期の成果を果し得ず、漁船保険組合は収支の均衡を失して今後の存立さえ危ぶまれているものも少くない実状であるからいまにして対策を樹立しなければ将来憂うべき事態に立至るものと思われるから、従来の運営方法に新な施策を講じて積極的に事業の振興を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者　山口市大字上宇野令第二八一一山口県漁船保険組合長理事　岡本武男

右の請願は

漁船保険事業は、創始以来十余年を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を納めず、漁船保険組合は、収支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方法を刷新して積極的に事業の振興を図るため、(一)漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を支出すること、(二)漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、(三)漁船保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

対島高浜漁港防波堤築設に関する請願

請願者　長崎県下県郡雞知町長　柚谷勇蔵

右の請願は

長崎県対島の東海岸中央部に位する高浜漁港は、港内も相当広く、漁船の根拠地として至便なる地位を占めているばかりでなく、旧軍用水道の敷設貯水槽の設備がある上に、昨年末浴場、網干場兼けい船場を新設し通信の便もよく、かつ後方地帯には豊富なそ菜、薪炭の生産地をひかえている等近在漁港に比し一頭地を抜く良港であるが湾口が広く東南に開けて防波堤がないため、荒天の際は玄海より波が港内に襲来して漁船のけい留を妨げるため、附近に全国屈指の好漁場を有しながら漁業の発展をいちじるしく阻害されている現状であるから、すみやかに本漁港に防波堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者　高知市中島町一一五高知県かつお、まぐろ漁船保険組合長　堀部虎猪

右の請願は

漁船保険事業は、創始以来十年余を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を納めず、漁船保険組合は、収支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方針を刷新して積極的に事業の振興を図るため、(一)漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を支出すること、(二)漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、(三)漁船保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること、(四)漁船保険の附加再保険料廃止ならびに漁船保険組合の事務費国庫負担、(五)漁船遭難救助施設充実等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

瀬戸内海漁業の行詰り打開に関する請願

請願者　香川県議会議長　大久保雅彦

右の請願は

瀬戸内海における漁業は、漁業者の急激な増加と濫獲の結果全くの行詰りの状態となり、ことに同地域の中央に位置する香川県の業者のこうむる影響は深刻化し、漁業者とその家族の生活は窮乏の極に達しているがこれを打開するためには、遠洋漁業その他内海外への出漁による外ないから、これら業者救済のため融資の途を講ずるとともに、漁業転換対策に必要な資材燃油等をすみやかに配給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者　三重県宇治山田市吹上町三五五ノ一三重県かつお、まぐろ漁業協同組合内三重県かつお、まぐろ漁船保険組合長理事　橋英三郎

右の請願は

漁船保険法による漁船保険制度は、創始以来十余年を経て漸次全国に普及したのであるが、期待した初期の実績を上げ得ないばかりでなく漁船保険組合は収支の均衡を失しなつて今後の運営に暗影を投げている現状であるから、漁船保険事業の振興を図るために、(一)漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金支出、(二)漁業金融制度の確立、(三)漁船保険運営委員会の設置、(四)漁船保険の附加再保険廃止ならびに漁船保険組合の事業費国庫負担、

（五）漁船の遭難救助施設の拡充、強化等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県須江漁港船揚場拡張工事費等国庫補助に関する請願

請願者　和歌山県東牟婁郡大島村須江須江漁業協同組合長　田中芳太郎

右の請願は和歌山県須江漁港の船揚場は、わずかに三千五百メートル、しかも高さは一メートルに過ぎない。しかして平穏時はとにかく、港口が南に面している関係上一朝南西の強風に際しては直接波浪が港内に打ち込み、夜間などは如何ともすることができず毎年数隻の犠牲船を出している現状であるから、本港の船揚場拡張工事を国庫補助事業として実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九十九里浜沿岸漁業の遠洋漁業転換長期資金融通に関する請願

請願者　千葉県長生郡一松村外四、三六一　石井亀吉外五名

右の請願は九十九里浜の沿岸漁業は、近年慢性的不漁の状況に加えて大規模な米軍の実弾射撃演習により土、日曜以外の午後は全く出漁不能のため、漁業経営者や漁夫がはなはだしく困窮しているから、この打開策として従来の沿岸漁業を遠洋漁業に転換したいから、長期資金融通の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

波崎漁港修築費国庫補助に関する請願

請願者　茨城県議会議長　島津三郎

右の請願は茨城県下の波崎港は岩壁前面の碇泊地が対岸距離八百メートルにわたる利根川水域で何等のしやへい物がないため、荒天時の碇泊は困難を極め、とくに台風の際には一部漁船は対岸銚子港に逃避する状態であるが、銚子港の収容力にも限度があり、大部分は本港碇泊地において激浪にさらされるので、台風毎に生ずる漁船の破壊損傷はおびただしいものであるから、荒天時の災害防除対策として防波堤五百メートルの築造工事費五十万円を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県御宿漁港修築費国庫補助に関する請願

請願者　千葉県夷隅郡御宿町長　井上文吉

右の請願は千葉県御宿町地方沿岸漁業は、近年慢性的な不況に加え米軍実弾射撃演習のため出漁に時間的制限を受け、いまや遠洋漁業に転じなければ経営困難な状態にあるが、現在の御宿漁港は小規模であつて遠洋漁業用の大型漁船の出入が不可能であるから、昭和二十五年度においては国庫補助によつて改修拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する請願

請願者　東京都中央区月島一一ノ七社団法人漁船保険協会長　大浜喜一郎外一名

右の請願は漁船保険事業は、創始以来十余年を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を納めず、漁船保険組合は、収支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方法を刷新して積極的に事業の振興を図るため、（一）漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を支出すること、（二）漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、（三）漁船保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四七号　久慈漁港修築に関する陳情

第二五六号　大川河口帆之漁港修築に関する陳情

第四一五号　焼津漁港整備費全額国庫補助に関する陳情

第四一〇号　漁船保険事業の経営刷新に関する陳情

第四四一号　漁区拡張に関する陳情

第四四二号　魚類卸売市場手数料引上げ反対に関する陳情（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査報告第二号

久慈漁港修築に関する陳情

第二四七号　茨城県久慈郡久慈町長　三代利七外二名提出

大川河口帆之漁港修築に関する陳情

第二五六号　鹿児島県日置郡日置村長　安山親之外三名提出

焼津漁港整備費全額国庫補助に関する陳情

第四一五号　静岡県志太郡焼津町長　清水兵一郎提出

漁船保険事業の経営刷新に関する陳情

第四四〇号　青森市長嶋町一青森県漁船保険組合長理事　渡辺広治提出

漁区拡張に関する陳情

第四四一号　東京都中央区呉服橋二ノ三日本かつお、まぐろ漁業者協会内　横山登志丸提出

魚類卸売市場手数料引上げ反対に関する陳情（二通）

第四四二号　東京都中央区呉服橋二ノ三日本かつお、まぐろ漁業者協会内　横山登志丸外一名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

久慈漁港修築に関する陳情

陳情者　茨城県久慈郡久慈町長　三代利七外二名

右の陳情は久慈漁港修築工事は、昭和二十一年から、二十三年まで通計九百三十万円の工事費をもつて事務所および附属建物

の建設、埋立地九千百三十平方メートルの造成ならびに機械設備の整備と施設計画に必要な基本調査を行い、昭和二十三年度より南防波堤工事に着手し漸次成果を挙げている。しかして昭和二十四年度においては事業費千七百万円の承認を得て南防波堤六十メートルの築設、埋立千六十平方メートルの造成ならびに機械設備等の予定で着々工事を急いでいるから、昭和二十五年度にはこれ等機具機械等を高度に利用して本格的工事を施行するため、昨年度以上の予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大川河口帆之漁港修築に関する陳情

陳情者　鹿児島県日置郡日置村長　安山親之外三名

右の陳情は

鹿児島県大川河口帆之漁港は、年々上流より流出される土砂のため川底が浅くなり、さらに北西の強風により吹上の白砂が飛散堆積して河口が常に移動し、その形態を変えて船舶の出入が不可能の状態であるため、漁業の発展に大なる支障をきたし、漁民の生活苦はその極に達しつつあるから、本港河口の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

焼津漁港修築費全額国庫補助に関する陳情

陳情者　静岡県志太郡焼津町長　清水兵一郎

右の陳情は

静岡県焼津漁港は、かつお、まぐろ漁業の基地として知られ、大型遠洋漁船五十三隻を始め各種の多数船舶を有し、水揚高においても約一千万貫、二十数億円に上つている。しかるに漁港湾形に悪まれず、防波堤一本ない原始状態にあるため、当港利用の船舶に多大の不利不便を与えているから、わが国水産業振興のため、焼津漁港修築費を全額国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の経営刷新に関する陳情

陳情者　青森市長嶋町一青森県漁船保険組合長理事　渡辺広治

右の陳情は

漁船保険事業は、創始以来十余年を経ているにもかかわらず、その実績は初期の成果を納めず、漁船保険組合は、収支の均衡を失い、今後の存立さえ危ぶまれているから、この際運営方法を刷新して積極的に事業の振興を図るため、（一）漁船再保険特別会計に一般会計より繰入金を支出すること、（二）漁船金融制度を確立して組合員に融資すること、（三）漁船保険法に漁船保険運営委員会設置の規定を設けること等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁区拡張に関する陳情

陳情者　東京都中央区吳服橋二ノ三日本かつお、まぐろ漁業者協会内　横山登志丸

右の陳情は

昨年九月まぐろ漁業は東方へ出漁が許されたが、この漁場は、十一月から三月までの漁期を除いてはほとんど漁獲がなく、業者は休業状態におかれている。さらにこの海区は冬期風浪が荒く事故がひん発している。しかるに従来より業者の希望している南方漁場の解放が実現すれば、漁獲量は倍加し、漁船も安全であるから、食糧増産の見地より南方漁区の拡張につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚類卸売市場手数料引上げ反対に関する陳情（二通）

陳情者　東京都中央区吳服橋二ノ三日本かつお、まぐろ漁業者協会内　横山登志丸外一名

右の陳情は

魚類の統制撤廃により漁業者の生産意欲が向上しつつある際、六大都市においては市場手数料を五パーセントから七パーセントに値上げするとのことであるが、いまや漁業界は各種の生産あい路が山積し、不振のどん底にあるので、一部集荷不振の仲買業者の策動による手数料値上げが実現すると、六大都市に水揚する意欲の激減となり、都民の生活に重大な影響を及ぼすことになるから、市場手数料の値上げを認可しないよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六〇七号　下諏訪、丸子両町間の国営バスを上田市まで延長の請願

第一六二一号　岩手県広田湾小赤磯岩に航路標識燈設置の請願

第一六七七号　遠江二俣、明知両駅間に鉄道敷設の請願

第一七五四号　自動車運送事業企業経営体分割に関する請願

第一八八六号　唐津港に公共船員職員安定所設置の請願

第一九一五号　自動車行政の地方公共団体移譲反対に関する請願

第一九二八号　四国循環鉄道開通促進に関する請願

第二〇一五号　気象官署の定員増加に関する請願

第二〇二一号　油津港に公共船員職業安定所設置の請願

第二〇四七号　中国勝山、南谷両駅間に鉄道敷設促進の請願

第二〇四八号　相生、西大寺両駅間の鉄道敷設工事再開に関する請願

第二一二一号　造船科学技術総合研究所設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

運輸委員長　佐々木鹿蔵

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会特別報告第六号

下諏訪、丸子両町間国営バスを上田市まで延長の請願

第一六〇七号　長野県上田市長井上柳梧提出

岩手県広田湾小赤磯岩に航路標識燈設置の請願

第一六二一号　岩手県気仙郡広田村長　熊谷喜一郎外十名提出

遠江二俣、明知両駅間の鉄道敷設の請願

第一七七七号　愛知県北設楽郡田口町愛知県北設楽郡町村会内　佐々木嘉一外十三名提出

自動車運送事業企業経営体分割に関する請願

第一七五四号　新潟市流作場二、一一八新潟運輸株式会社社長　佐藤齊外六名提出

唐津港に公共船員職業安定所設置の請願

第一八八六号　佐賀県唐津市海岸通り唐津港湾振興会内　小林又一右エ門外五名提出

自動車行政の地方公共団体移譲反対に関する請願

第一九一五号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　村上義一提出

四国循環鉄道開通促進に関する請願

第一九二八号　愛媛県議会議長　立川明提出

気象官署の定員増加に関する請願

第二〇一五号　札幌市北二條西一八札幌管区気象台内全気象労働組合北海道支部内　串崎利兵衛提出

沖津港に公共船員職業安定所設置の請願

第二〇二一号　宮崎県日南市仮市長　隈本熊彼外二十二名提出

中国勝山、南谷両駅間に鉄道敷設促進の請願

第二〇四七号　岡山県議会議長　生末近夫提出

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設工事再開に関する請願

第二〇四八号　岡山県議会議長　生末近夫提出

造船科学技術総合研究所設置に関する請願

第二一二一号　横須賀市浦賀町浦賀船渠株式会社浦賀造船所内　村田義鑑外一名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

運輸委員長　佐々木鹿藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

下諏訪、丸子両町間の国営バスを上田市まで延長の請願

請願者　長野県上田市長　井上柳梧

右の請願は

長野県上田市は、信州地方唯一の商都であるが、戰時中疎開工場が当地に集中したため、いまや工業都市の形態を整え、人口は急激に増加し、人文物資の交流は極めて盛となつた。そのため諏訪地方と当市との連絡交渉は、密接となり、市民および近郊住民は下諏訪、丸子間国営バスを当市まで延長することを望んでいるから、当地方の交通発展と観光事業の見地より、運輸採算の収益も明らかと思われている右国営バスの上田市までの延長をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県広田湾小赤磯岩に航路標識燈設置の請願

請願者　岩手県気仙郡広田村長　熊谷喜一郎外十名

右の請願は

岩手県気仙郡広田港は、県の南端に位し、三陸沿岸中最も洋上に突出した三陸漁場の根拠地として知られているが、湾口附近に大小の岩礁が散在し船舶の出入に大なる障害となつており、坐礁、沈没等の遭難事故が絶えず発生している現状である。中でも通称小赤磯は、出入船舶の直航路に位置しているため、風浪または暗夜には透視が困難で航海者の心胆を寒からしめているから、遭難防止の見地から、小赤磯岩に航路標識燈を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遠江二俣、明知両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　愛知県北設楽郡田口町愛知県北設楽郡町村会内　佐々木嘉一外十三名

右の請願は

静岡県掛川町、岐阜県大井町間は、国鉄掛川大井線として静岡県側は二俣町まで、岐阜県側は明知駅まで、夫々鉄道の敷設を見たのでこの両駅間を敷設すれば国鉄掛川大井線は完成することになるから、愛知、静岡、岐阜等の各県奥地の森林二十万町歩の開発を図るとともに、天龍川、矢作川等の大風光を広く紹介するため、遠江二俣、明知両駅間の鉄道敷設をすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

唐津港に公共船員職業安定所設置の請願

請願者　佐賀県唐津市海岸通り唐津湾振興会内　小林又一右エ門外五名

右の請願は

佐賀県唐津湾は、年間百四十万トンの雑貨の積出を始め、遠洋底曳網、揚繰漁業の根拠地として発展しており、附近には呼子港、伊万里港、住ノ江港等の港を控え、さらに本県所在の商船学校、海員養成所等の船員の教育機関より多数の優秀船員を出ている。しかるに今回の公共船員職業安定所設置に際しては、数を制限されたため、佐賀県に設置を見ないのは、本県における船員の調達、運航労働力の調整に支障が大きいから、唐津港に公共船員職業安定所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車行政の地方公共団体移譲反対に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　村上義一

右の請願は

わが国の自動車行政は、中央に運輸審議会、全国九地区に道路運送審議会の制度があり、民主的体制を整えている。しかるに今回自動車行政が地方公共団体に移譲されるとのことであるが、これは折角の自動車行政の民主的統一性が失われ、運輸行政の不統一を招く結果となるから、他の交通行政と共に国家事務として、国家機関による総合的一元的運営を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体

第一七五四号　新潟市流作場二、一一八新潟運輸株式会社社長　佐藤齊外六名提出

唐津港に公共船員職業安定所設置の請願

第一八八六号　佐賀県唐津市海岸通り唐津港湾振興会内　小林又一右エ門外五名提出

自動車行政の地方公共団体移譲反対に関する請願

第一九一五号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会内　村上義一提出

四国循環鉄道開通促進に関する請願

第一九二八号　愛媛県議会議長　立川明提出

気象官署の定員増加に関する請願

第二〇一五号　札幌市北二條西一八札幌管区気象台内全気象労働組合北海道支部内　串崎利兵衛提出

沖津港に公共船員職業安定所設置の請願

第二〇二一号　宮崎県日南市仮市長　隈本熊彼外二十二名提出

中国勝山、南谷両駅間に鉄道敷設促進の請願

第二〇四七号　岡山県議会議長　生末近夫提出

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設工事再開に関する請願

第二〇四八号　岡山県議会議長　生末近夫提出

造船科学技術総合研究所設置に関する請願

第二一二一号　横須賀市浦賀町浦賀船渠株式会社浦賀造船所内　村田義鑑外一名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要

は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

四国循環鉄道開通促進に関する請願

請願者　愛媛県議会議長　立川明

右の請願は

四国循環鉄道の開通は、四国全県民の要望である。しかるに、九州、北海道をはじめとして何れの地域においても循環鉄道が開通しているが、ひとり四国のみが忘却されて西南の一角が取り残されているため、四国の文化産業の水準は全国的にいちじるしい低位にあり四県民の不利不便は絶大なものであるから、四国地方四県民の福利増進のため、すみやかに未完成区間の工事を促進して循環鉄道を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

気象官署の定員増加に関する請願

請願者　札幌市北二條西一八札幌管区気象台内全気象労働組合北海道支部内　串崎利兵衛

右の請願は

わが国の気象事業は昨年の行政整理により半身不随の状態になつているが、とくに大自然を対象とする産業を主体としている北海道においては季節予報、農業気象、火災気象等は不可欠のものであるにかかわらず、現状な過労による病気欠勤者の続出、へき地あるいは住宅事情のための欠員補充の困難等によつて実労必要人員を割つている官署が多い。いまにして必要最低限として現定員の三割の人員を補充し技術者を養成しないときは、近い将来において気象業務は停止することが予見され、農、漁業に多大の影響を與えるから、すみやかに気象官署の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

油津港に公共船員職業安定所設置の請願

請願者　宮崎県日南市仮市長　限本熊被外二十二名

右の請願は

油津港は東南九州における唯一の良港であり、対外交易港としてまた全国有数のかつお、まぐろ漁港として最も重要な地位を占めている。しかして大小船舶約二百隻、その船員数は四千に達しようとしているがこれら船員の補導よう護に当るべき船員公共職業安定所が県内は無論のこと鹿児島、大分の両隣県にもないため船員は多大の不便不利を感じているから、是非とも船員職業安定所を当港に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国勝山、南谷両駅間に鉄道敷設促進の請願

請願者　岡山県議会議長　生末近夫

右の請願は

姫新線中国勝山駅から倉吉町に至る陰陽連絡鉄道は既に倉吉南谷間が開通しているのであるが、勝山南谷間は今日まで幾度か計画されながら中止されている。しかして、本区間の開通によつて沿線の豊富な森林、農産鉱産資源の開発を促すばかりでなく観光上にも利する点が多いからすみやかに勝山、南谷間の開通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設工事再開に関する請願

請願者　岡山県議会議長　生末近夫

右の請願は

兵庫県相生駅より岡山県西大寺駅間の赤穂線の工事はすでに路盤、橋、トンネル工事等全工程の半ばまで完成しているがその後の工事が進行しておらないから、播備内海沿岸地方の開発のため、同鉄道敷設工事を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

造船科学技術総合研究所設置に関する請願

請願者　横須賀市浦賀町浦賀船渠株式会社浦賀造船所内村田義鑑外一名

右の請願は

第二次大戦による空白は、日本における造船設備機械の陳腐化をきたし、造船資材の研究においても欧米諸国に比して十年も劣るといわれている。なお自動熔接器、工作機械の精度、造船の主要なる原点ともいわれる運搬クレーンの整備研究、軽金属の使用速度抵抗等の総合研究なくして企業合理化も輸出振興も空文の域を脱することができず、むしろ全造船界の破滅さえ予想されるから、すみやかに造船科学技術総合研究所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三二一号　開港場境港の維持に関する陳情

第三九二号　深浦港に防波堤築設の陳情

第四〇七号　五大都市の交通行政に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

運輸委員長　佐々木鹿蔵

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第六号

開港場境港の維持に関する陳情

第三二一号　鳥取県知事　西尾愛治提出

深浦港に防波堤築設の陳情

第三九二号　青森県西津軽郡深浦町長　広田寛治提出

五大都市の交通行政に関する陳情

第四〇七号　神奈川県横浜市長　石河京市外四名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

運輸委員長　佐々木鹿蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

開港場境港の維持に関する陳情

陳情者　鳥取県知事　西尾愛治

右の陳情は

鳥取県唯一の開港場境港は、裏日本の重要商港として大きな役割を果してきたが、最近中央および香港貿易の進展が期待され始め、一方主として米国向けとして輸出される大量かつ広範にわたる本県産の輸出品は、神戸港を経由している実情であるから、今後の極東貿易の進展に伴う境港の重要性を考慮されて同港の維持発展に特別の援助を拂われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

深浦港に防波堤築設の陳情

陳情者　青森県西津軽郡深浦町長　広田寛治

右の陳情は

青森県西津軽郡内の深浦港は、県下で最も北海道と本州日本海沿岸を結ぶ航路に近接していて、古来より当地方唯一の良港といわれている。しかるに防波堤の施設がないため、冬期北西風の吹く頃は、毎年多くの船が難破し、その被害はばく大に上つているから、当港出入船舶の安全と海上輸送の進展を図るため、深浦港は防波堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五大都市の交通行政に関する陳情

陳情者　神奈川県横浜市長　石河　京市外四名

右の陳情は

五大都市においては、都市交通政策を遂行するとともに大規模な交通事業を経営しているが、その政策の遂行には当該地方公共団体の意見が充分に政策面に反映されなければならない。しかるに現行の監督行政は、複雑多岐にわたつているため、事業の合理的かつ能率的運営をはばんでいるから、(一)五大都市市域内の交通事業および鉄軌道事業に関しては、市長の意見を尊重すること、(二)監督行政を簡素化すること等について関係法令を調整せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六四号、第三七二号　菓子の統制撤廃に関する請願

第二八九号　毛織物の差益金免税に関する請願

第五六六号　塗料の統制撤廃に関する請願

第六五八号　国産油脂の統制解除に関する請願

第七五七号　大豆を除く豆類の統制および公定価格廃止に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

菓子の統制撤廃に関する請願

第二六四号　東京都台東区竹町一〇東京都菓子工業協同組合理事長　八幡早助

第三七二号　同右

毛織物の差益金免除に関する請願

第二八九号　東京都墨田区東両国一ノ一日本毛織工業協会内　渡辺喜一

塗料の統制撤廃に関する請願

第五六六号　東京都港区麻布富士見町一九日本塗料工業会内　松本十九

大豆を除く豆類の統制および公定価格廃止に関する請願

第七五七号　東京都中央区京橋三ノ六東京雑穀協会内　小松真一郎

労務者用配給物資に特別価格設定の請願

第八三五号　労務者用配給物資に特別価格設定の請願

第一二九三号　労務用物資に特別価格設定の請願

第一八三七号、第一八四八号　肥料価格引上げ反対に関する請願

第一八七九号、第二〇二七号　労務用物資に特別価格設定等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

菓子の統制撤廃に関する請願

第二六四号　東京都台東区竹町一ノ一〇東京都菓子工業協同組合理事長　八幡早助

第三七二号　同右

毛織物の差益金免除に関する請願

第二八九号　東京都墨田区東両国一ノ一日本毛織工業協会内　渡辺喜一

塗料の統制撤廃に関する請願

第五六六号　東京都港区麻布富士見町一九日本塗料工業会内　松本十九

大豆を除く豆類の統制および公定価格廃止に関する請願

第七五七号　東京都中央区京橋三ノ六東京雑穀協会内　小松真一郎

労務者用配給物資に特別価格設定の請願

第八三五号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫

労務用物資に特別価格設定の請願

第一二九三号　横浜市中区山下町二四九神奈川労務用物資協議会内　高木武三郎外四名

肥料価格引上げ反対に関する請願

第一八三七号　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名

第一八四八号　宮崎県議会議長　日高弥一

労務用物資に特別価格設定等の請願

第一八七九号　岐阜市役所内職員組合内　大西六男外七十名

第二〇二七号　札幌市南一條西九北海道労働組合会議内　山田長吉外二名

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

菓子の統制撤廃に関する請願

請願者　東京都台東区竹町一〇東京都菓子工業協同組合理事長　八幡早助

右の請願は

酒、ビールは時代の要求に逆行できず自由販売となり、料飲店も再開され、戦時の遺物統制の二字は時々刻々とまつ消されつつあるが、老人、子供、婦人のし好品である菓子がいまだに統制されているのは不合理であるから、すみやかに統制を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

毛織物の差益金免除に関する請願

請願者　東京都墨田区東両国一ノ一日本毛織工業協会内　渡辺喜一

右の請願は

昭和二十三年八月十四日糊正物価体系による毛織物の販売価格の制限額が改訂された際、業者は、価格差益処理規則により差益金の申請をし、金融ひつ迫および経済事情悪化の折にもかかわらず、五回分のうち大体三回分までは万難を排して納入したのであるが、その後毛織物の売行が衰えたので、資金面が行詰り、また在庫品も増加した結果品物によつては㉓の二、三割の値引をしなければ到底販売することができない有様であるから、残りの差益金を全面的に免除されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

塗料の統制撤廃に関する請願

請願者　東京都港区麻布富士見町
一九日本塗料工業会内
松本十九

右の請願は
現在わが国の塗料生産は、需要充足に近い状況に達し、すでに一部の壁料および塗料需要部門の所要資材は統制を解除されており塗料の市場価格もまたこれ以上上昇する憂はなく、統制解除はかえつて塗料工業の合理化および集中生産を促進することが明らかとなつているから、塗料の品質向上、需給の円滑なる調整等の見地より、造船、車両、電気器械等の重点産業向の所要原料を除き、塗料およびその原料に対する統制をすみやかに撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国産油脂の統制解除に関する請願

請願者　東京都港区麻布富士見町
一九日本塗料工業会内
松本十九

右の請願は
現在指定生産資材として配給統制存続中の国産油脂の全品目については、部分的には統制解除が実施されていること、生産量が増大していること、未利用油脂資源が増産されること、統制解除による価格騰貴の心配がないこと等、現下の情勢にかんがみ、すみやかに統制を解除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大豆を除く豆類の統制および公定価格廃止に関する請願

請願者　東京都中央区京橋三ノ六
東京雑穀協会内　小松真一郎

右の請願は
主食代替品としての色豆類の供出は、極めて少量であるが、いまなお統制のわく内に置かれているため、各都市に流入する色豆類は、やみ取引を助長し、消費者はいたずらに高価品を購入する結果となつている。一方豆類の用途は、主食代替品とするよりたん白質給源としての副食品とした方が有益であり、生産農家もまた販売により現金収入の増加を要望している等現下の食糧事情および輸送事情の好転にかんがみ、すみやかに大豆を除く豆類の統制および公定価格を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務者用配給物資に特別価格設定の請願

請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町
一ノ二四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫

右の請願は
現在の賃金ベースにおける労務者の家計は、労務用配給物資さえ受けられない程窮乏しているが、さらに民間企業における福利施設の大幅な削減、厚生施設の打切等によつて、実質賃金はますます低下しているから、この窮状を打開するため、労務者用配給物資に特別価格を設定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務用物資に特別価格設定の請願

請願者　横浜市中区山下町二四九
神奈川労務用物資協議会
内　高木武三郎外四名

右の請願は
労務者に対する生活物資の配給は、現下の経済情勢下においては、労働者の実質賃金の裏付として切実な影響を持つている。しかるに、数次にわたる改訂によつて、この配給価格がやみ物価に接近した高いものとなつているため、労働者が過重負担となり、衣料品のような必需品さえやむを得ず配給を辞退している現状であるから、労務用物資配給の目的を果すため、すでに実施されている酒、たばこ同様、衣料品その他の労務用物資に特別価格を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格引上げ反対に関する請願

請願者　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は
農家経済の安定は、農業生産の増強と生産費の低減にある。しかるに生産の一大要素である肥料は、価格差補給金の削減または撤廃によつて値上りが予想されているが、かくては農林金融のひつ迫している現在、受配辞退者は増加し、農業生産に重大な影響を與えるから、肥料価格の引上げには反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務用物資に特別価格設定等の請願（六通）

請願者　岐阜市役所内職員組合
内　大西六男外七十名

右の請願は
労務者に対する生活物資の配給は、現下の経済情勢下においては、労働者の実質賃金の裏付として切実な影響を持つている。しかるに、数次にわたる改訂によつて、この配給価格がやみ物価に接近した高いものとなつているため、労働者の過重負担となり、衣料品のような必需品さえやむを得ず配給を辞退している現状であるから、労務用物資配給の目的を果すため、労働者が購入し得る低価の設定、労務用物資の増量、民主的協議会の設定等の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労務用物資に特別価格設定等の請願

請願者　札幌市南一條西九北海道労働組合会議内　山田長吉外二名

右の請願は
労務用物資を㉓価格で配給することは、労働者の実質賃金を増加させ、生活を安定させる結果となるが、賃金遅拂等のため労働者の生活は危機に陥つているから、労務者に対する加配物資については、税ぬき特別価格を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せ

られたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第四十九号参照

審査報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　岩崎正三郎

安部　定　大隅　憲二

赤木　正雄

第四條を次のように改める。

（特別の助成）

第四條　国は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要と認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際文化の向上を図り、且つ恒久平和の理想を達成しようとする国際観光温泉文化都市として、熱海市を建設することを目的とするものであつて妥当な立法と認める。

また国有財産の無償譲與は適当でないので、譲渡に止めることが妥当であると認め、これを修正した。

二、事件の利害得失

観光事業の基底の一つである観光都市施設の完備により当該事業に資する処が多い。

三、費用

本法施行のために要する費用は、別途予算措置による。

審査報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　岩崎正三郎

安部　定　大隅　憲二

安達　良助　赤木　正雄

第四條を次のように改める。

（特別の助成）

第四條　国は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要と認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際文化の向上を図り且つ恒久平和の理想を達成しようとする国際観光温泉文化都市として、伊東市を建設することを目的とするものであつて妥当な立法と認める。

また国有財産の無償譲與は適当でないので、譲渡に止めることが妥当であると認め、これを修正した。

二、事件の利害得失

観光事業の基底の一つである観光都市施設の完備により当該事業に資する処が多い。

三、費用

本法施行のために要する費用は、別途予算措置による。

審査報告書

住宅金融公庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　久松　定武

大隅　憲二　安達　良助

赤木　正雄　安部　定

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国の住宅難は、戰後四ヶ年半を経た今日なお、三百数十万戸の不足を来たしており、極めて深刻な状態にあるが、特に最近の住宅建設の停滞の原因は建設資金難にあり、民間において銀行その他一般の金融機関から長期低利の融資を受けることは殆ど不可能な状態にある。

本法案は、右の事情に鑑み、政府出資による特別の住宅金融機関として住宅金融公庫を設置し、住宅に困窮する国民大衆のために長期且つ低利の住宅建設資金の融通を図ろうとするものであるが、委員会においては本法案が、住宅に困窮する一般大衆の経済力に対してはなお貸付率、貸付金の利率、及び償還期限等が不十分であるとの意見が種々論議されたが、結局この種長期融資の杜絶されている現在、やむをえないものと認め全会一致をもつて衆議院送付原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

住宅建設の増進、住宅難の緩和に寄與する。

三、費用

本件に伴い、昭和二十五年度一般会計から出資金として五〇億円、米国対日援助見返資金特別会計よりの交付金一〇〇億円計一五〇億円が計上されている。

審査報告書

漁船法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西山　亀七　青山　正一

尾形六郎兵衞　田中　信儀

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図るものであつて、その施行によつて漁業生産力の合理的発展を期することができるため適切なものと認める。

二、事件の利害得失

漁船の整備向上を図り漁業生産力の合理的発展を期する利益がある。

三、費用

この法律施行のため三千六百万円を必要とする。

審査報告書

水産資源枯渇防止法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西山　亀七　青山　正一

尾形六郎兵衞　田中　信儀

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国の限られた漁場において、多数の漁業者が稚魚までを濫獲するに至つているのに鑑み、本法案は、漁業種類及び海域別に操業漁船の最高隻数を定めて、この最高隻数を超える場合は、その超える数の漁船に許可の取消又は操業区域の変更の措置を行い、これによつて生ずる通常の損失は国が補償する等を規定するものであつて、水産資源の保護、愛護という観点から適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

水産物の枯渇を防止し、魚類等の殖増を図り、且つ、この法律を忠実に実行することによつて将来漁区制限の緩和が考慮されることとなり、わが国の水産業の発展を期する利益がある。

三、費用

この法律施行のため三億五千万円を必要とする。

審査報告書

海上保安庁法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊達源一郎　竹下　豐次
三好　始　門屋　盛一
小杉　繁安　城　義臣

要領書

一、委員会の決定の理由

従来の官房を総務部に改め、新たに警備救難院を設けるとともに、全国を九海上保安管区に分ち、その管区ごとに管区海上保安本部を設置し又海上保安審議会を中央にのみ置くこととし、海運業務の活動を強化するため附属機関として、航路啓開所を設ける等、その他適宜改正を加えたのは概ね妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置により機構を整備し、航海の保安と海上保安の確保の達成に資する。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月三十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三好　始　門屋　盛一
城　義臣　小杉　繁安
伊達源一郎　竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

外国為替及び外国貿易管理法等の制定に伴い、関係條項について整理を行い、終戦処理費及び賠償施設処理費等の経理に関する事務の特別調達庁又は賠償庁への移管並びに土地台帳及び家屋台帳に関する事務の法務府への移管のため、理財局、主税局等の所掌事務からこれらの関係條項を削除し、財務部を財務局と改称することに伴う改正を加え、又内国税に関する審査の請求についての協議機関として国税庁及び国税局に協議団を設置し、公認会計士法の改正に即応して新たに外局として公認会計士管理委員会を設置する等その他適宜改正を加えることは適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

この措置により機構を整備し、財務行政の円滑な遂行を図ることができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十七日

人事委員長　中川　光次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小串　清一　川村　松助
松嶋　喜作　寺尾　博
宇都宮　登　河崎　ナツ
岩男　仁藏　千葉　信

第五條の次に次の一條を加える。

第六條　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第九條」を「一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條」に改める。

附則に次の但書を加える。

但し、第六條の規定は、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第　号）公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴い、関係法律の規定を整理するものであつて、適当な立法と認める。ただ国家公務員の職階制に関する法律中にも整理すべき部分があつたのでこの点の修正を行つた。

二、事件の利害得失

一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の規定を整備することができる。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

減失鉱業原簿調製等臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

廣瀬與兵衞　島　清
吉田　法晴　玉置吉之丞
平岡　市三　中川　以良
結城　安次　駒井　藤平
境野　清雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は過般の戰災によつて、旧九州地方鉱山局及び旧東北地方鉱山局の保管する鉱業原簿、砂鉱原簿等が減失してしまつたので省令によりその調製につとめてきたがかかる行政措置では全部の回復調製が困難であるから、立法措置によつてその調製に万全を期せんとするものである。本委員会としては、鉱業政策の重要性に鑑みて、極めて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法施行により、不明確となつた鉱業又は砂鉱業に関する権利関係を確立し、鉱業の円滑な発展を期する利益がある。

三、費用

この法律施行に特別な費用は要しない。

審査報告書

地方税法案

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩木　哲夫　林屋龜次郎
木内キヤウ　米倉　龍也
濱田　寅藏　西郷吉之助
三木　治朗　吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行地方税法を全面的に改正し、(一)財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、専業課税の軽減、雑税の整理(二)課税標準と税率等に関する地方団体の権限の拡充(三)都道府県と市町村の税源の分離(四)特別徴収に関する規定の整備、納税秩序の強化等による税収入の確保(五)税率の明確化等を採用することによつて、地方団体の必要とする財政収入を確保し、地方税制の自主性を強化せんとしたものであるが、委員会は、国民経済の現状にかんがみなお幾多再検討を要する点があると認め、多数をもつて本法案を否決した。

二、事件の利害得失

本法案の否決によつて、現下の経

済情勢に即したより適切な措置を期待し得る利益がある。

審査報告書

地方財政委員会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　黒川　武雄
林屋龜次郎　岩木　哲夫
木内キヤウ　柏木　庫治
米倉　龍也　堀　末治
山田　佐一　濱田　寅藏
西郷吉之助　三木　治朗
吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

地方税、財政制度の改正に伴う国、地方団体相互間の財政の調整、或は地方財政について地方団体の利益の擁護等地方財政の自主性を強化し、地方自治の本旨の実現を推進するために委員会を設置するものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方財政の自主性を強化し、地方自治の本旨の実現に資する利益がある。

三、費用

昭和二十五年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

地方財政平衡交付金法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　黒川　武雄
林屋龜次郎　岩木　哲夫
木内キヤウ　米倉　龍也
堀　末治　山田　佐一
濱田　寅藏　西郷吉之助
三木　治朗　吉川末次郎
柏木　庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

地方団体の財政自主の権能を尊重しつつその財政を均衡化する方式に画期的な変更を加えるとともに財政需要の測定方法を正確周密ならしめ、総合的な地方財政調整の徹底を期するものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方団体の財政を充実、独立せしめ、地方自治の本旨の実現に資する利益がある。

三、費用

本法実施に要する費用一千五十億円は昭和二十五年度一般会計予算に計上してある。

審査報告書

予防接種法等による国庫負担の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

吉川末次郎　三木　治朗
西郷吉之助　濱田　寅藏
山田　佐一　堀　末治
米倉　龍也　柏木　庫治
木内キヤウ　林屋龜次郎
黒川　武雄　鈴木　直人
岩木　哲夫

要領書

一、委員会の決定の理由

地方財政平衡交付金制度の実施に伴い、本法案中に指定する国庫等の負担に関する諸法律の規定を停止する等の必要があり、その内容は大体において適当と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて予防接種等関係法律の実施についての費用負担関係を明確にする等の利益がある。

三、費用

本法の施行により別に費用を要しない。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

青山　正一　田中　信儀
江熊　哲翁　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

水産業協同組合法施行以来約一年間の経験に鑑み、同法の一部を改正するものであつて、その主な点は、一定規模以下の法人の組合加入を認め、競業関係者が組合の役員に就任することを禁止しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

水産業協同組合制度の運営の円滑を来たし、水産業の発展に資する利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　佐々木盛藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　小泉　秀吉
村上　義一　早川　愼一
入交　太藏　飯田精太郎
高田　寛　前之園喜一郎
中村　正雄　安達　良助
内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、運輸審議会の委員及び日本国有鉄道の監理委員会の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において国会が閉会中であるため、又は衆議院で解散されているため、後任者の任命について両議院の同意を得ることができない場合における任命の特例を定めたもので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

委員会の委員の定数を保持し、その活動を完遂せしめる利益がある。

三、費用

本法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　佐々木盛藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　小泉　秀吉
村上　義一　早川　愼一
入交　太藏　飯田精太郎
高田　寛　前之園喜一郎
中村　正雄　安達　良助
内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は海上保安庁法第十三條の規定に基き管区海上保安本部の事務の分掌機関として大阪に海上保安監部を、その他所要の地三十九ケ所に海上保安部を設置するため地方自治法第百五十六條第四項の規定により国会の承認を求めようとするものであるが、海上保安業務の円滑なる運営

を期する上において必要であると共に本年度予算並びに定員法のわく内において実施し得るので承認すべきものと認める。

二、事件の利害得失

海上保安業務の円滑な運営を図る利益がある。

三、費用

本件実施に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

会計検査院法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

決算委員長　前之園喜一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥　主一郎　柴田　政次
伊藤　保平　衆馬　琢道
中平常太郎　谷口弥三郎
カニエ邦彦　西山　亀七
栢木　甫治　江熊　哲翁
阿竹齋次郎　結城　安次
中川　幸平　米倉　龍也

要領書

一、委員会の決定の理由

会計検査院法第四條第一項によつて、検査官は、両議院の同意を経て、内閣が任命することとなつているが、この改正法律案は、国会閉会中又は衆議院の解散のため内閣が両議院の同意を得ることができない場合の特例を定めようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、検査官の任期が満了したとき、又は欠員を生じたときにおいて、国会閉会中等のため内閣が後任検査官の任命について、両議院の同意を得ることができない場合に支障のないようにすることができる。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

公衆浴場法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　井上なつゑ
谷口弥三郎　小杉　イ子
藤森　眞治　石原幹市郎
小林　勝馬　塚本　重藏
草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は公衆衛生増進のため、公衆浴場の設置場所の配置の適正を期するように公衆浴場法の一部の改正を行おうとするものであつて時宜を得た適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

公衆浴場の配置を適正ならしめ、できる限り多くの人々にこれを利用する便宜が與えられるとともにその経営を健全ならしめ、ひいては衛生的施設を充実せしめる利益がある。

三、費用

本法の施行に当つては、別に費用を要しない。

審査報告書

クリーニング業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　塚本　重藏
井上なつゑ　草葉　隆圓
谷口弥三郎　藤森　眞治
小杉　イ子　石原幹市郎
小林　勝馬

要領書

一、委員会の決定の理由

クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導及び取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるように、所要の規定をした本法案は適切な措置とみとめる。

二、事件の利害得失

公衆衛生の向上及び増進に寄與する利益がある。

三、費用

本法の施行に当つては、別に費用を要しない。

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中平常太郎　塚本　重藏
井上なつゑ　草葉　隆圓
谷口弥三郎　藤森　眞治
小杉　イ子　石原幹市郎
小林　勝馬

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は療育施設を虚弱児施設及び肢体不自由児施設に分け、地方財政平衡交付金法の制定に即して本法に規定する地方団体の費用支弁区分を明確にする等妥当な改正と認める。

二、事件の利害得失

本改正案により、虚弱児の健康増進を図り、肢体不自由児を治療するとともに、独立自活上必要な知識、技能を與え、里親の児童養育を科学的、合理的なものにし、且つ地方団体の費用支弁区分を明確にするとともに、地方団体を従来のように監督することによつて保護養の支弁についてその適正を期することができる。

三、費用

本法の施行に当つては、別に費用を要しない。

内閣委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四〇号　宮城県白石町に国立こうぞ総合研究所設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第二号

宮城県白石町に国立こうぞ総合研究所設置の陳情

第一四〇号　宮城県刈田郡白石町大字白石字元山奥州白石郷土工芸研究所内　片倉信光外六名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

宮城県白石町に国立こうぞ総合研究所設置の陳情

陳情者　宮城県刈田郡白石町大字白石字元山奥州白石郷土工芸研究所内　片倉信光外六名

右の陳情はこうぞは、昔からわが国固有の和紙ならびに衣料資源として利用されてきたが、明治以後は滅産の一途をたどつている。しかるにこうぞは容易に増植ができて、畑作物の防風林として、また家畜の飼料としても有用であるから、繊維資源の解決を図り、治山治水の一助として開拓地を助ける等こうぞの利用発展のため、従来こうぞの利用加工の最も発達している宮城県白石町に、国立こうぞ総合研究所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二五号　郡山営林局新設に関する請願

第三六七号　気象官署拡充に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第二号

郡山営林局新設に関する請願

第一二五号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

気象官署拡充に関する請願

第三六七号　東京都千代田区大手町一ノ七全気象労働組合内　太田敏夫提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

郡山営林局新設に関する請願

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

現在福島県内の国有林の所管は、前橋営林局に属しているが、林業経営、交通、開発の面から見て不合理であるから、県下林業の中心地である郡山市に営林局を新設し、管轄区域を適当に案配せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

気象官署拡充に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七全気象労働組合内　太田敏夫

右の請願は

気象台は、従来極めて不充分な機構をもつて災害予知に努めてきたのであるが、今回の予算縮減と行政整理によつてさらに気象台の機能維持は困難となり、その上現在残つている職員もだんだん職を離れて行く傾向にあつて、このままでは、災害をさらに増大せしめわが国の産業に重大な影響を與えることになるから、気象官署の拡充をはかられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五八四号　佐賀地方裁判所唐津乙号支部を甲号支部に昇格の請願

第一六八五号　札幌地方裁判所、札幌家庭裁判所両小樽支部の昇格に関する請願

第一八七〇号　武蔵野市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所両支部設置の請願

第一九四一号　島根県安来町に簡易裁判所設置の請願

第二一四七号　甲府地方裁判所谷村支部を甲号支部に昇格等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第二号

佐賀地方裁判所唐津乙号支部を甲号支部に昇格の請願

第一五八四号　佐賀県唐津市長　清水荘次郎外二十二名提出

清水荘次郎外二十二名提出

札幌地方裁判所、札幌家庭裁判所両小樽支部の昇格に関する請願

第一六八五号　北海道小樽市議会議長　岩谷靜衛提出

武蔵野市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所両支部設置の請願

第一八七〇号　東京都武蔵野市長　荒井源吉提出

島根県安来町に簡易裁判所設置の請願

第一九四一号　島根県能義郡安来町長　高橋隆外十九名提出

甲府地方裁判所谷村支部を甲号支部に昇格等の請願

第二一四七号　山梨県南都留郡谷村町長　宮沢麟作外二十七名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

佐賀地方裁判所唐津乙号支部を甲号支部に昇格の請願

請願者　佐賀県唐津市長　清水荘次郎外二十二名

右の請願は

佐賀地方裁判所唐津乙号支部は民刑事の事件が急激に増加し、かつ事件の性質が合議審判を必要とするものが多く、とくに唐津市の日本の西の門戸としての地理的関係から渉外事件が多くなり、また管内に多数の炭坑が存在し、思想的事件も増加の情勢にある。さらに唐津市の将来の発展は期待し得べきものがあり、地元の唐津支部昇格に対する熱意は高まり、協力と後援方策も具体化しているから、唐津乙号支部を甲号支部に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

札幌地方裁判所、札幌家庭裁判所両小樽支部の昇格に関する請願

請願者　北海道小樽市議会議長　岩谷靜衛

右の請願は

札幌地方裁判所および同家庭裁判所両小樽支部は、商都としてまた貿易港としての小樽市の発展に伴い民事、刑事、家事審判その他各種調停事件々数増加の傾向にあるから、これら各種事件を図るため各支部を裁判所に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

武蔵野市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所両支部設置の請願

請願者　東京都武蔵野市長　荒井源吉

右の請願は

武蔵野市を中心とするその周辺一帯は、新興都市として発展したため、人口は急激に増加し、諸種の官公庁が集中整備されている。しかるに同地方における裁判所の位置は、八王子が三多摩の中心都市であつた時代の配置であつて、その後一変した同地方の情勢により、現在の地方裁判所八王子支部の位置は、同地方住民に多大の不便を與えているから、武蔵野市に東京地方裁判所支部および東京家庭裁判所支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報

号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その十一）

意見書案

島根県安来町に簡易裁判所設置の請願

請願者　島根県能義郡安来町長　高橋隆外十九名

右の請願は

安来町は、島根県の東端松江市と米子市の中間に位置する能義郡随一の要地で山陰本線はもち論、郡内交通の中心をなし、さらに隠岐島に直結する要路に当つている。また国家地方警察能義地区署ならびに安来町警察署の所在地である等地理的にも事務連絡の上からも適当であるから、簡易裁判所の設置に当つては、その位置を安来町に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲府地方裁判所谷村支部を甲号支部に昇格等の請願

請願者　山梨県南都留郡谷村町長　宮沢麟作外二十七名

右の請願は

甲府地方裁判所谷村支部は、乙号支部のため、多数の権限外の民刑事事件については、訴訟関係者は甲府市に出向かなければならないが、当地方から甲府市までは、中央線を利用しても約三時間を要し、東京都に達する時間と大差がなく、関係者の時間的、経済的負担はばく大であり、かつ裁判の迅速化にも非常な支障となつているから、同支部を甲号支部に昇格せられるとともに裁判官の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三九八号　隼人町に鹿児島地方裁判所加治木支部等移転の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第二号

隼人町に鹿児島地方裁判所加治木支部等移転の陳情

第三九八号　鹿児島県姶良郡隼人町長　福重半之助外三十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

隼人町に鹿児島地方裁判所加治木支部等移転の陳情

陳情者　鹿児島県姶良郡隼人町長　福重半之助外三十五名

右の陳情は

戦災により焼失した鹿児島地方裁判所加治木支部、家庭裁判所支部、簡易裁判所、地方検察庁支部および区検察庁等の庁舎の再建に当つては地理的交通的産業的中心地である隼人町に移転建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五七号　旧軍用土地建物等の国有財産民間活用に関する請願

第一二九一号　白下糖の消費税撤廃に関する請願

第一三四三号　光学機用ケースの物品税軽減に関する請願

第一四六二号　室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願

第一五五九号　室内装飾品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願

第一五五一号　ガス器具の物品税軽減に関する請願

第一五五二号　照明器具の物品税軽減に関する請願

第一六三九号　身体障害者の所得税基礎控除額引上げに関する請願

第一六八六号　陶磁器の物品税免税点引上げ等に関する請願

第一七七三号　青色申告制度の普及徹底等に関する請願

第一一二三号　揮発油税軽減に関する請願

第一三一二号　揮発油税軽減に関する請願

第一三三七号　揮発油税軽減に関する請願

第一三四一号　揮発油税軽減に関する請願

第一四一九号　揮発油税軽減に関する請願

第一四四三号　揮発油税軽減に関する請願

第一四五八号　揮発油税軽減に関する請願

第一四九一号　揮発油税軽減に関する請願

第一五〇〇号　揮発油税軽減に関する請願

第一五二五号　揮発油税軽減に関する請願

第一五六〇号　揮発油税軽減に関する請願

第一五八八号　揮発油税軽減に関する請願

第一七九四号　揮発油税軽減に関する請願

第一五二六号　揮発油税軽減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第五号

旧軍用土地建物等の国有財産民間活用に関する請願

第五五七号　山口県光市室積松原口私立松原民生館内　藤田朋子提出

白下糖の消費税撤廃に関する請願

第一二九一号　高知県安芸郡馬ノ上村長　野崎利光提出

光学機用ケースの物品税軽減に関する請願

第一三四三号　東京都台東区浅草小島町一ノ一九　東京光学機械株式会社工具作業協同組合理事長　奈良虎雄外五名提出

室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願

第一四六二号　神戸市生田区加納町二ノ三〇　株式会社近藤忠商

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

店常務取締役　近藤忠吉外十七名提出
室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願
第一五五九号　名古屋市中区不二見町二　日本室内装飾文化協会東海支部内　岸芳太郎外二十二名提出
ガス器具の物品税軽減に関する請願
第一五五一号　東京都港区琴平町　日本ガス協会内　山脇正次外一名提出
照明器具の物品税軽減に関する請願
第一五五二号　東京都千代田区神田小川町一ノ六　宝ビル日本照明器具製造工業会内　岩崎常喜外八名提出
身体障害者の所得税基礎控除額引上げに関する請願
第一六三九号　北海道空知郡芦別町西芦別職員社宅　作田金次郎提出
陶磁器の物品税免税点引上げ等に関する請願
第一六八六号　石川県小松市舘屋町二　木田栄松提出
青色申告制度の普及徹底等に関する請願
第一七七三号　東京都港区芝田町一ノ一二　森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝提出
揮発油税軽減に関する請願
第一一二三号　東京都中央区木挽町一ノ二　日本トラック協会内　花房金三郎外二名提出
揮発油税軽減に関する請願
第一三一二号　福島県白河市字部内四〇　白河貨物自動車運送株式会社取締役社長　関根勝治外一名提出
揮発油税軽減に関する請願
第一三三七号　福岡市薬院露切町二五　西日本トラック運送株式会社取締役社長　山崎正次郎外一名提出
揮発油税軽減に関する請願
第一三四一号　奈良市三條川崎町二三七　奈良県貨物自動車協会内　河崎正司外五名提出
揮発油税軽減に関する請願
第一四一九号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四　日本乗合自動車協会内　佐藤栄作外二名提出
揮発油税軽減に関する請願
第一四四三号　兵庫県城崎郡豊岡町大開通一七〇　但馬貨物自動車株式会社取締役社長　森弘義提出
揮発油税軽減に関する請願
第一四五八号　兵庫県姫路市今宿字車崎一、六八四　姫路合同貨物自動車株式会社取締役社長　北野熊三提出
揮発油税軽減に関する請願
第一四九一号　神戸市生田区来川崎町一ノ五三　日本通運株式会社湊川支店内　中岡隆三提出
揮発油税軽減に関する請願
第一五〇〇号　神戸市生田区中山手通二ノ七四　兵庫県運輸農業協同組合連合会長理事　高瀬栄一提出
揮発油税軽減に関する請願
第一五二五号　北海道北見市大通東二北見貨物自動車株式会社社長　青木茂重郎提出
揮発油税軽減に関する請願
第一五六〇号　京都市上京区西洞院丸太町上ル夷川町三九四ノ四　京都府貨物自動車運送協会内　高田新吉提出
揮発油税軽減に関する請願
第一五八八号　岐阜市日野三、九六七　井上鮮二提出
揮発油税軽減に関する請願
第一七九四号　宮崎県東臼杵郡富島運送株式会社内　大野藏提出
揮発油税軽減等に関する請願
第一五二六号　東京都中央区木挽町一ノ二　日本トラック協会内　花島金三郎外九名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

旧軍用土地建物等の国有財産民間活用に関する請願

請願者　山口県光市室積松原口私立松原民生館内　藤田朋子

右の請願は

旧軍用土地建物等の国有財産を民間社会事業施設として活用させるため、国有財産法第二十條第一項の処分等については、とくに便宜を図りかつ貸付料は無償または減額の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白下糖の消費税撤廃に関する請願

請願者　高知県安芸郡馬ノ上村長　野崎利光

右の請願は

白下糖は、畸地農業にとつてその生命ともいうべき適地適作物であるが、とくに高知県下の農民は、白下糖の耕作によつて現下の窮状を打開しようとしている。しかるに政府は、シャウプ勧告に基いて税制の改革を実施したにもかかわらず、白下糖の消費税が未だに廃止されず、このままでは高知県下の農業は全滅の危機に陥るから、畸地農業の経営合理化のため、白下糖に対する消費税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

光学機用ケースの物品税軽減に関する請願

請願者　東京都台東区浅草小島町一ノ一九東京光学機械工業協同組合理事長　奈良虎雄外五名

右の請願は

本年一月一日より施行せられた物品税の全面的改訂により、光学機用ケースは六割の税率になつたが、元来このケース類はカメラ同様にぜいたく品として同一視すべきものではなく、単なる携帯品であつて写真機類と同率の課税は不合理であるから、光学機用ケースに対する物品税を軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願

請願者　神戸市生田区加納町二ノ三〇株式会社近藤忠商店常務取締役　近藤忠吉外十七名

右の請願は

国民生活の向上は伴いわが国室内装飾工業の内容は単なる装飾の域を脱し、保安、厚生、保健衛生の各部面にわたり文化生活上重要不可決の條件となつているが、今回の税制改正案においては減免税の処置がなく、本業の発達と文化生活の向上に支障を與えているから、窓掛、卓子掛、椅子掛、リノリウム、リノタイル、リンラバー等に対しては、物品税の減免、または免税点の引き上げ等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願

請願者　名古屋市中区不二見町二
日本室内装飾文化協会東
海支部内　岸芳太郎外二
十二名

右の請願は
窓掛、テーブル掛、椅子カバー、リノリウム、リノタイル等の品物は、保健衛生上極めて必需性の大きい室内装飾品であるばかりでなく、戦前におけるわが国の室内装飾工業は、世界的水準に達していた。しかるに終戦後平和的、不用不急のものとしてさきに実施された税制改革においても、これらの品物が同税表五十四号、および六十二号に規定されたまま現在に至っているから、これらの品物の特殊性を考慮し、シャウプ勧告に基く物品税課税品目税表五十四号中の窓掛、卓子掛、椅子掛および六十二号中のリノリウム、リノタイル、リンテンバーに対する物品税を廃止するかまたは軽減あるいは免税点の引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ガス器具の物品税軽減に関する請願

請願者　東京都港区琴平町日本ガス協会内　山脇正次外一名

右の請願は
ガス器具の料理器、ストーブ、湯沸器等の高能率器具に対して戦時戦後の変則的ガス消費制限当時そのままの五十パーセントの高率課税が行われていることは、ガスの普及とその有効利用を阻害しているばかりでなく、文化国家の建設、生活の合理化が強く叫ばれているとき矛盾もはなはだしいものであるから、すみやかに撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

照明器具の物品税軽減に関する請願

請願者　東京都千代田区神田小川町一ノ六宝ビル日本照明器具製造工業会内　岩崎常喜外八名

右の請願は
照明器具は、一般住宅より事務、作業場に至るまで総ての人間生活に欠くことのできない器具で、輸出産業としても有望である。しかるに照明器具に対する高率課税は、他の一般諸物価に比し極めて不均衡であるため、生産業者は事業不振となり、閉鎖廃業が続出し、このままではほとんど全部の業者が転廃業または事業を中止しなければならない情勢にあるから、照明器具工業の特殊性を考慮し、(一)現行三割の物品税を一割以下に引き下げること、(二)価格千円以下の実用的器具は免税とすること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者の所得税基礎控除額引上げに関する請願

請願者　北海道空知郡芦別町西芦別職員社宅　作田金次郎

右の請願は
盲人ならびに身体障害者に対する所得税の基礎控除の決定に当つては、合算所得や累進算定等すべて一般健康者同様に取り扱われており、折角の更生を阻むことになるから、身体障害者の特殊事情を考慮されて、所得税基礎控除額を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

陶磁器の物品税免税点引上げ等に関する請願

請願者　石川県小松市飴屋町二
木田栄松

右の請願は
九谷焼は、堅牢優美を特徴とする石川県特産の陶磁器で、国内はもち論、戦前は満州、中国その他の外国にまで輸出され、県民の約二割が九谷焼の生産によつて生活している。しかるに現行七十円の免税点では、製品のすべてが課税されるため、販売は日毎に不振となり、休廃業が続出し、このままでは、業者の生活を破たんに陥れ、本県産業に重大な影響を與えるから、九谷焼に対する免税点を引き上げるとともに、税率を引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

請願者　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝

右の請願は
青色申告制度の普及徹底については、不備の点があり、加うるに中小企業の経理の現状が未熟である点を考慮されていないのは遺憾であるから、適正な納税を実施するため、(一)本制度に伴う中小企業簿記要領を簡易化すること、(二)本制度に対しては特に指導的見地より考慮すること、(三)本制度の普及徹底策を講じ民間団体を動員して普及運動を行うこと、(四)中小企業の経理改善に関する指導機構を設けること等適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減に関する請願

請願者　東京都中央区本挽町一ノ二日本トラック協会内　花房金三郎外二名

請願者　福島県白河市字部内四〇白河貨物自動車運送株式会社取締役社長　関根勝治外一名

請願者　福岡市薬院露切町二五西日本トラック運送株式会社取締役社長　山崎正次郎外一名

請願者　奈良市三條川崎町二三七奈良県貨物自動車協会内　河崎正司外五名

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四日本乗合自動車協会内　佐藤栄作外二名

請願者　神戸市生田区東川崎町一ノ五三日本通運株式会社湊川支店内　中岡隆三

請願者　兵庫県城崎郡豊岡町大開通一七〇供馬貨物自動車株式会社取締役社長　森弘義

請願者　兵庫県姫路市今宿字車崎一、六八四姫路合同貨物自動車株式会社取締役社長　北野熊三

請願者　神戸市生田区中山手通二ノ七四兵庫県運輸農業協同組合連合会長理事　高瀬栄一

請願者　北海道北見市大通東二北見貨物自動車株式会社社長　青木彦重郎

請願者　京都市上京区西洞院丸太町上ル夷川町二九四ノ四京都府貨物自動車運送協会内　高田新吉

請願者　岐阜市日野三、九六七
井上鮮二

請願者　宮崎県東臼杵郡富島町富島運送株式会社内　大野巖

右の請願は昭和二十五年度予算には揮発油税収入約五十一億円が計上されているが、十割の現行税率の軽減は何等考慮されておらない。しかるに、揮発油は自動車輸送には必需資材であるが、現行の税率では業者の担税能力は最早限界に達しており、またガソリン車と代燃車との有効価格および税収入予算額と揮発油需給計画とを比較対照して、税率は大幅軽減の余地があると思われるから、すみやかに現行税率を五十パーセント以下に軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減等に関する請願

請願者　東京都中央区木挽町一ノ二日本トラック協会内　花房金三郎外九名

右の請願は交通事業の一環として重要な自動車運送事業に課税されている揮発油税、自動車税および附加価値税は高率に過ぎるため業界の発達を阻害しているから、各税種について適切な程度に軽減を図られたく、同時に業者に対する道路損傷費の負担を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三五号　公団職員の退職手当制度確立に関する請願
第一五三五号　船舶外二公団職員の退職手当に臨時措置の請願
第二〇三二号　食料配給公団職員の退職手当完全支給に関する請願
第一七五八号　閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願
第一七六七号　国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願
第二一四三号　低額所得者の給與所得税率引下げに関する請願
第二一四九号　所得税軽減に関する請願
第一九五九号、第二〇一〇号、第二〇二三号、第二〇六二号　協同組合に対する課税免除または軽減の請願
第一九五四号　国宝等の富裕税免除に関する請願
第一九八九号　時計貴金属業者の物品税適正課税に関する請願
第一九九〇号　水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願
第二一一六号　喫煙用器具の物品税軽減に関する請願
第二一二七号　かばん類の物品税軽減に関する請願
第一八一五号　農業協同組合に醸造事業認可の請願
第二〇九三号　課税の適正化に関する請願
第一六一六号　国民金融公庫の融資増額に関する請願
第二八〇号　たばこ事業の民営移管反対およびたばこ値下げに関する請願
第七八号、第一七二号、第三二一号、第三二九号、第三五五号、第四一九号、第四三九号、第四五七号、第五七六号、第六六三号、第八七一号、第九三〇号、第一〇一三号、第一〇一四号、第一〇一六号、第一〇一七号、第一〇三三号、第一〇九一号、第二〇七二号、第二〇七八号、第二〇九七号　たばこ事業の民営移管反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十九日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第六号

公団職員の退職手当制度確立に関する請願

第一三五五号　東京都中央区日本橋大伝馬町二ノ四滝富ビル内全公団労働組合全国協議会内　坂田信正提出

船舶外二公団職員の退職手当に臨時措置の請願

第一五三五号　東京都中央区槇町三ノ三国際興業ビル内食料品配給公団従業員組合内　大久保貞蔵提出

食糧配給公団職員の退職手当完全支給に関する請願

第二〇三二号　滋賀県大津市東浦　滋賀県食糧配給公団労働組合内　笹原栄造外七百四十名提出

閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願

第一七五八号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合内　柳田孝外三名提出

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

第一七六七号　東京都千代田区霞ヶ関三ノ四全商工労働組合青婦協議会内　教賀径提出

低額所得者の給與所得税率引下げに関する請願

第二一四三号　福岡県糟屋郡志免町三菱亀山炭鉱労働組合内　二田里見提出

所得税軽減に関する請願

第二一四九号　群馬県佐波郡名和村大字九四七　原申作外一千百十四名提出

協同組合に対する課税免除または軽減の請願

第一九五九号　広島県賀茂郡西條町吉土実農業協同組合長理事　寺田熊太郎外九名提出

第二〇一〇号　広島県佐伯郡平良村平良村農業協同組合長理事　藤井英三提出

第二〇二三号　広島県御調郡向島西村津部田農業協同組合長理事　木梨泰一郎外六名提出

第二〇六二号　広島市霞町元兵器廠跡九号館広島県信用農業協同組合連合会会長理事　桑田哲夫外四名提出

国宝等の富裕税免除に関する請願

第一九五四号　東京都千代田区霞ヶ関三国宝保存会内　細川護立、提出

時計貴金属業者の物品税適正課税に関する請願

第一九八九号　横浜市中区伊勢佐木町一ノ二七神奈川県時計眼鏡小売商連合会内　今野徳一提出

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願

第一九九〇号　北海道帯広市東四條南三ノ六北海道水あめ、ぶどう糖物品税全廃期成同盟会内　小林栄三郎提出

喫煙用器具の物品税軽減に関する請願

第二一一六号　東京都台東区南稲荷町一ノ九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中松吉松外一名提出

かばん類の物品税軽減に関する請願

第二一二七号　東京都台東区浅草三筋町一ノ四東京、大阪連合税制研究会内　堀川栄一提出

農業協同組合に醸造事業認可の請願

第一八一五号　東京都中央区銀座三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

課税の適正化に関する請願

第二〇九三号　大阪市東成区深江中二ノ二東成適正納税協議会内　池内太蔵外十名提出

国民金融公庫の融資増額に関する請願

第一六一六号　神奈川県議会議長　上條勝提出

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

第七八号　福島県議会議長　大竹作摩外一名提出

第一七二号　宮城県仙台市原ノ町小田原折沢宮城県たばこ耕作組合連合協議会内　佐々木恒平外四名提出

第三二一号　熊本県議会議長　大久保勢輔提出

第三二九号　栃木県那須郡大田原町二一二一　吉田駒吉外九千三百七十七名提出

第三五五号　大阪府貝塚市名越川崎定一外九百七十六名提出

第四一九号　佐賀県唐津市栄町東松浦たばこ耕作組合連合会長　宮口虎英提出

第四三九号　愛知県知多郡大府町大字横根字石丸二四　久野和一郎外四千三百三十一名提出

第四五七号　山形市香澄町大字寺三一二二専売公社山形支局内山形県たばこ耕作組合連合会長　太田徹外八十四名提出

第五七六号　岩手県江刺郡愛宕村岩手県たばこ耕作連合協議会内　高野俊治提出

第六六三号　愛媛県新井郡多喜浜村　真鍋裕外六千八百六十一名提出

第八七一号　鹿児島市小川町一二六　東稲介外二千五百十四名提出

第九三〇号　島根県松江市殿町島根県たばこ耕作組合連合会長　松本美行外九百五十二名提出

第一〇一三号　長崎県東彼杵郡三浦村長崎県三浦たばこ耕作組合会長　高木隆虎外八名提出

第一〇一四号　長崎県南松浦郡福江町長崎県南松浦郡たばこ耕作組合連合会長　大川久俊外七名提出

第一〇一六号　長崎県諫早市天満町長崎県諫早地方たばこ耕作組合連合会長　蒲田作馬外十三名提出

第一〇一七号　長崎県壱岐郡武生水町長崎県壱岐郡たばこ耕作組合連合会長　山口儀一外十二名提出

第一〇三二号　長崎県西彼杵郡長浦村西彼杵郡たばこ耕作組合連合会長　佐木篤二外十二名提出

第一〇三三号　長崎市大里町四〇長崎県たばこ耕作組合連合会長　高月菊太郎提出

第一〇九一号　長崎県島原市東堀端長崎県島原たばこ耕作組合連合会長　内村民一郎外二十七名提出

第二〇七二号　茨城県水戸市梅香茨城県たばこ耕作組合連合会内　野口政吉提出

第二〇七八号　栃木県宇都宮市池上町栃木県たばこ耕作連合会長　津布久利一郎

第二〇九七号　神奈川県中郡秦野町曾谷二一七一神奈川県たばこ耕作組合連合会長　井上安三郎外九千七百八十名提出

たばこ事業の民営移管反対およびたばこ値下げに関する請願

第二八〇号　栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川四三九七ノ一　小森谷善男外二千七百八十五名提出

右四十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

公団職員の退職手当制度確立に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋大伝馬町二ノ四滝富ビル内全公団労働組合全国協議会内　坂田信正

右の請願は

公団職員の退職手当について現行の政令第二百六十四号適用は極めて不合理であり、公団当局もまた現行予算の範囲内で政令第二百六十三号により退職金を支給することは可能であると確認しているから、月収六箇月分を支給する退職手当制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船舶公団職員の退職手当に臨時措置の請願

請願者　東京都中央区槇町三ノ三国際興業ビル内食料品配給公団従業員組合内　大久保貞蔵

右の請願は

本年三月三十一日廃止を予定されている船舶公団、飼料配給公団および食料品配給公団の従業員に支給する退職金は、政令第二百六十四号により支給されることに決定しているが、これによると昭和二十四年度において廃止された公団職員の退職金に比しいちじるしく減額されることとなり、同一趣旨の退職において在職期間の長い者が短い者より不利となり極めて不合理である。また就職條件も一段と悪化しているから、右三公団廃止の際の退職手当については、特に政令第二百六十三号を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧配給公団職員の退職手当完全支給に関する請願

請願者　滋賀県大津市東浦滋賀県食糧配給公団労働組合内　笹原栄造外七百四十名

右の請願は

明年三月をもつて、食糧配給公団が廃止せられることとなつたが、公団従業員は恵まれない赤字生活を余儀なくされている現状であるから、公団の末端機構が民営に切り替えられる際には食糧配給公団単一組合の要求する退職金が完全に支給されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合内　柳田孝外三名

右の請願は

閉鎖機関整理委員会、持株会社整理委員会、証券処理調整協議会、および復興金融金庫は事業の性質上業務の進ちよくに伴つて次第に縮小の運命にあるので、時にあつては大量の人員整理あるいは解散等の事態が発生することも予想されるので、減員の対象となる職員は全くその本質は行政機関職員定員法施行に伴い退職する場合と何等差異がないのであるから、右四機関の職員が安心して日常業務に精励できるよう公団と同率の退職手当制度を確立、実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関三ノ四全商工労働組合青婦協議会内　敦賀径

右の請願は
国家公務員共済組合の現状は形式的にも、実質的内容においても決して充実しているとはいえない有様である。最低賃金にも充たない低賃金の上に高額の負担金を負担しなければならないので、生活の窮乏によって組合員の健康の低下をきたし共済組合の運営に支障を生じ、必然的に組合掛金の増加と給付の制限を受ける実情に立ち至っているから、官公吏の実質賃金引き上げと厚生福祉の強化を図るため国庫負担金の増額、各種給付金の引上げ、給付範囲の拡張、長期給付と恩給との差別待遇の撤廃等を実施されたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

低額所得者の給與所得税率引下げに関する請願

請願者　福岡県糟屋郡志免町三菱亀山炭鉱労働組合内　二田里見

右の請願は
炭鉱労働者の賃金は、昭和二十三年十二月以来坑内一方三百六十三円一箇月七千九百八十六円、坑外一方二百六十一円一箇月四千五百円の協定賃金にすえ置かれているばかりか、昭和二十四年九月配炭公団の廃止以来自売と自立採算の建前の下に炭価が下り、販売炭代の未収に弱つた中小炭鉱はほとんど協定賃金の八割を支拂っているに過ぎないが、その中から二十パーセントから二十五パーセントの給與所得を控除されては妻子を抱えて生活することは不可能であるから、低額所得者の給與所得税率を引き下げられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

所得税軽減に関する請願

請願者　群馬県佐波郡名和村大字九四七　原申作外一千百十四名

右の請願は
中小企業者及び農民は税金を完納すると、経営はもとより生活権さえおびやかされるという現状で、農業協同組合も破産にひんし、折角解放された農地のやみ売も行われている有様であるから、日本再建のため徴税問題に対し何等かの措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

協同組合に対する課税免除または軽減の請願

請願者　広島県賀茂郡西條町吉土実農業協同組合長理事　寺田熊太郎外九九名

請願者　広島市霞町元兵器廠跡九号館広島県信用農業協同組合連合会長理事　桑田哲夫外四名

請願者　広島県佐伯郡平良村平良村農業協同組合長理事　藤井英三

請願者　広島県御調郡向島西村津部田農業協同組合長理事　木梨泰一郎外六名

右の請願は
協同組合はその非営利的本質からみても、現下の情勢化における社会政策的見地からも当然非課税とすべきものであり、戦時中臨時税として特別法人税が課せられたときにも一般法人に比して税率低く、かつ営業税、営業収益税は免除されていたのであるから、協同組合に対する課税については免除または軽減の処置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国宝等の富裕税免除に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関三　国宝保存会内　細川護立

右の請願は
国宝、史跡名勝天然紀念物、重要美術品等は、歴史の象徴、美術学術上の貴重な資料として法律によって保存されているが、さらに保存愛護の徹底を期するため文化財保護法を制定される由であるが、これらの文化財は、国民的財産であるとともに、できるだけ公開して文化的に活用しなければならず、所有者はその管理、修理に相当の負担を予想されているにもかかわらず富裕税法によってこれらの重要美術品中百万円以上のものに課税されているのは不合理であるから、富裕税法案または文化財保護法案審議に当っては国宝等に対する富裕税は非課税とするよう考慮せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

時計貴金属業者の物品税適正課税に関する請願

請願者　横浜市中区伊勢佐木町一ノ二七神奈川県時計眼鏡小売商連合会内　今野徳一

右の請願は
時計、貴金属等は、文化生活に欠くことのできない物品であるが、非常に持久性のある商品であるため一度業者の営業成績が低下すると、容易に回復できない特殊性を持っている。しかるに業態の特殊性よりして営業資産が過大評価され、しかもその商品が物品税の課税品目であること、および技術上の転廃業が困難である等営業が極度の困難に遭遇しているから、時計、貴金属業者に対する課税の適正化を図られたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願

請願者　北海道帯広市東四條南三ノ六北海道水あめ、ぶどう糖物品税全廃期成同盟会内　小林栄三郎

右の請願は
水あめ、ぶどう糖は、その一部は酒類の原料として、他は幼兒、病弱者および勤労大衆の甘味料であるが、高率の物品税が課せられているため、健全な生産をいちじるしくはばんでおり、一方農業経営に重大な影響を與えているから、農産加工を奨励して農家経済の安定を図るため、水あめ、ぶどう糖に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喫煙用器具の物品税軽減に関する請願

請願者　東京都台東区南稲荷町一一九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中村吉松外一名

右の請願は喫煙用具は、国民大多数の必需品であるばかりでなく、輸出品としても重要な地位を占めている。しかるにこれらの品物に対する物品税が不当に高いため、最近商品代金の回収不能が増加し、業者を苦しめており、さらに近く予想される輸出不振期を迎えた場合、ストック品の内地販売、または輸出不適格品、契約破棄品の国内転売が困難となり、工業の維持および製品の質向上ができなくなる等、憂うべき状態にあるから、喫煙用具に対する物品税を軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かばん類の物品税軽減に関する請願

請願者　東京都台東区浅草三筋町一ノ四東京、大阪連合税制研究会内　堀川栄一

右の請願はかばんは、いまや一般勤労大衆および学生の必要品であるが、本年一月の皮革の統制廃止以来かばんが本来の資材である革を使うことになり、経済的かつ実用的製品ができるようになつた。しかるにこれら製品に対する免税点は、代用資材使用時代のままであるがこれは極めて不合理であり、生産業者の健全な発達をはばんでいるから、かばん類に対する物品税を一割に引き下げるとともに、免税点を三千円とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合に醸造事業認可の請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は戦前戦後を通じての無定見な食糧政策のため、折角増産したいも類も処置については、農民は多大の迷惑を受けているが、いも類の加工利用は、農家経済の維持に重大な関係を持つているから、農民の団体である農業協同組合に対し、焼ちゆう、アルコール、合成酒、果実酒等の醸造事業を免許せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

課税の適正化に関する請願

請願者　大阪市東成区深江中二ノ二東成適正納税協議会内　池内太蔵外十名

右の請願は大阪市東成区民に賦課されつつある所得税、地方税その他の公課のことごとくが大阪市二十二区、なかでも周辺隣接区に比較して適正でなく極めて不均衡な負担となつているので末端の税務当局、国税局に対し是正方を陳情したのであるが、何等期待することができないから、国会において実態調査をされて根本的に適正なる課税基準が確立されるよう処置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民金融公庫の融資増額に関する請願

請願者　神奈川県議会議長　上條勝

右の請願はわが国の現状においては中小企業ことに零細事業者に対する融資を確保することが極めて緊要な施策である。しかるに昨年六月発足した国民金融公庫の融資わくは、極めて狭少なため、折角の庶民金融も一部少数者に利用されているに過ぎず、多数零細事業者にとつては何等その役目を果していないから、国民金融公庫本来の使命達成を図るため、その融資額を拡充し、特に神奈川県下の利用者の便を図り、横浜支所の融資力を三億円程度に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者　愛媛県新井郡多喜浜村眞鍋裕外六千八百六十一名

請願者　岩手県江刺郡愛宕村岩手県たばこ耕作連合協議会内　高野俊治

請願者　栃木県那須郡大田原町二、一一二　吉田駒吉外九千三百七十七名

請願者　愛知県知多郡大府町大字横根字石丸二四　久野和一郎外四千三百三十一名

請願者　茨城県水戸市梅香茨城県たばこ耕作組合連合会内　野口政吉

請願者　佐賀県唐津市栄町東松浦たばこ耕作組合連合会長　宮口虎英

請願者　大阪府貝塚市名越　川崎定一外九百七十六名

請願者　栃木県宇都宮市池上町栃木県たばこ耕作連合会長　津布久利一郎

請願者　熊本県議会議長　大久保勢輔

請願者　長崎県東彼杵郡三浦村長崎県三浦たばこ耕作組合会長　高木隆虎外八名

請願者　長崎県壱岐郡武生水町長崎県壱岐郡たばこ耕作組合連合会長　山口儀一外十二名

請願者　福島県議会議長　大竹作摩外一名

請願者　長崎県島原市東堀端長崎県島原たばこ耕作組合連合会長　内村民一郎外二十七名

請願者　長崎県西彼杵郡長浦村西彼杵郡たばこ耕作組合連合会長　佐木篤二外十二名

請願者　長崎県諫早市天満町長崎県諫早地方たばこ耕作組合連合会長　蒲田作馬外十三名

請願者　長崎県南松浦郡福江町長崎県南松浦郡たばこ耕作組合連合会長　大川久俊外七名

請願者　長崎市大里町四〇長崎県たばこ耕作組合連合会長　高月菊太郎

請願者　山形市香澄町大宝寺三、一二二專売公社山形支局内山形県たばこ耕作組合連合会長　太田徹外八十四名

請願者　島根県松江市殿町島根県たばこ耕作組合連合会長　松本美行外九百五十二名

請願者　宮城県仙台市原ノ町小田原折沢宮城県たばこ耕作組合連合協議会内　佐々木恒平外四名

請願者　鹿児島市小川町一一二六　東稲介外二千五百十四名

請願者　神奈川県中郡秦野町曾谷二、一七一神奈川県たばこ耕作組合連合会長　井上安三郎外九千七百八十名

右の請願は何れもわが国の現状よりたばこ事業の民営移管は、(一)一般会計歳入の重要部分をなすたばこ専売益金の減収をきたし、(二)外国会社の国内進出により生産農家経済に及ぼす影響も大きくなり、(三)原料葉輸入と外貨費消によるわが国経済に與える影響も大となり、(四)価格の値上り、品質の低下等をきたす等の虞れがあるから、民営移管を取り止められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ事業の民営移管反対およびたばこ値下げに関する請願

請願者　栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川四、三九七ノ一　小森谷義男外二千七百八十五名

右の請願は

ぼう大なたばこ企業を民営に移管すれば、必然的に新らしい独占企業となり、日本経済に重大な悪影響を與えるとともに外国葉の大量輸入等により葉煙草耕作者の生活危機を招来し、さらに企業独占の傾向によつて小資本に頼る小売業者の生活を破壊する虞が多いから、民営移管を取り止めるとともに、品質の改良を図り、たばこの値下げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇三号　漆器の免税点引上げ等に関する陳情

第三六七号　協同組合に対する課税免除または軽減の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第四号

漆器の免税点引上げ等に関する陳情

第二〇三号　福島県若松市長　横山武一　提出

協同組合に対する課税免除または軽減の陳情

第三六七号　広島県山県郡上殿村上殿村農業協同組合長理事　門田都登司　提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

漆器の免税点引上げ等に関する陳情

陳情者　福島県若松市長　横山武一

福島県若松市の特産である会津漆器は、古来より堅牢と低廉を特徴とした一般大衆向の生活必需品であるが、免税点が低いため、販路に不振をきたし、最近休廃業者が続出の傾向にあるから、民生安定のために漆器の免税点を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

協同組合に対する課税免除または軽減の陳情

陳情者　広島県山県郡上殿村上殿村農業協同組合長理事　門田都登司

右の陳情は

農業、水産業等の協同組合および消費生活協同組合は、組合員自身の組織と努力によつて事業が営まれ、資金等の資産は組合員の共同資産である等その非営利的本質と事業の社会政策的意味からも当然非課税とすべきもので、従来からこの趣旨の下に営業税、営業収益税は免除され、特別法人税も一般法人に比して軽減されていた。今日の情勢下にあつても協同組合に対しては課税の免除が当然と思われるが、財政上課税の必要があるならば、法人税等各種目にわたり税率の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四四号　国家公務員共済組合法中一部改正に関する陳情

第三五一号　織物業者に対する所得税更生決定変更等の陳情

第三六二号　所得税申告納税適正課税等に関する陳情

第四一一号、第四二三号　課税の適正化に関する陳情

第一七四号　所得税審査委員会設置に関する陳情

第一八九号　雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する陳情

第三五二号　京都市に中小企業金融専門店設置の陳情

第一七号、第一〇二号　たばこ事業の民営移管反対に関する陳情

右十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第五号

国家公務員共済組合法中一部改正に関する陳情

第二四四号　東京都中野区鷺宮二ノ七八二　森本清吾外八百四十三名提出

織物業者に対する所得税更正決定変更等の陳情

第三五一号　栃木県桐生市永楽町二ノ二八四　桐生織物協同組合理事長　大沢菊太郎外八百四十三名提出

所得税申告納税適正課税等に関する陳情

第三六二号　佐賀県議会議長　出中虎登提出

課税の適正化に関する陳情

第四一一号　佐賀市川原小路一五七　白壁信一提出

第四二三号　長崎県議会議長　岡本直行提出

所得税審査委員会設置に関する陳情

第一七四号　愛媛県議会議長　立川明提出

雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する陳情

第一八九号　山形県西置賜郡荒砥町議会議長　紺野安次提出

京都市に中小企業金融専門店設置の陳情

第三五二号　京都府知事　木村惇外一名提出

たばこ事業の民営移管反対に関する陳情

第一七号　大分県議会議長　安部雅也提出

第一〇二号　広島県議会議長　小谷伝一提出

右十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国家公務員共済組合法中一部改正に関する陳情

陳情者　東京都中野区鷺宮二ノ七八二　森本清吾外八百四十三名

右の陳情は昨年五月の国家公務員共済組合法の改正により国家公務員中の雇よう人は、新に退職手当等を対象とする長期給付のため掛金として俸給の千分の四十五を徴収されることになり、徴収額は従来の短期給付用の千分の三十五を加えて一挙に三倍弱の値上げとなつたが、退職等に対して保障が與えられることはもちろん異存ないが、最低生活さえ確保されない給與から七パーセントを差し引かれることは下級職員に取つては経済上重大な打撃であるから、国家公務員共済組合法第六十九條の第一号および第二号の国庫負担率を増加し、一般職員の負担を軽減されるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

織物業者に対する所得税更生決定変更等の陳情

陳情者　栃木県桐生市永楽町二ノ二八四桐生織物協同組合理事長　大沢菊太郎外八百四十三名

右の陳情は昭和二十四年度所得税の更生決定が当を得なかつたため、桐生織物協同組合の組合員はこれが納入について非常な苦難に直面して事業は崩壊の寸前にあるから、本更生決定の変更ならびにその納入に関して緊急なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

所得税申告納税適正課税等に関する陳情

陳情者　佐賀県議会議長　田中虎登

右の陳情は農業所得、営業所得等の申告納税制度は、税務署の一方的調査による標準、推定による更生決定、異議申告に対する高圧的態度等のため、その目的を達していない実情であるから、申告納税制度本来の趣旨にかんがみ、業者の経営実態に即する適正課税を行うとともに、税務吏員の態度改善、青色申告制度の普及徹底を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

課税の適正化に関する陳情

陳情者　佐賀市川原小路一五七　白壁信一

右の陳情は現行税制は、多くの不備点を持つているが、加えて経済情勢の変転のため、適正な課税が行われていないから、明るい納税を実現するため、(一)税の査定委員制度を復活すること、(二)積極的な税教育を実施すること、(三)国および地方自治体の年度内徴税額を周知すること等課税の適正化に関し、必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

課税の適正化に関する陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行

右の陳情は納税はもとより国民の義務ではあるが、現在の如く課税が過重で、しかも徴税が厳格に過ぎると、却つて国民経済の基盤を根本的に破壊するから、各種税制および税率について再検討せられて、課税の適正化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

所得税審査委員会設置に関する陳情

陳情者　愛媛県議会議長　立川明

右の陳情は所得税の申告および査定に関する現行納税制度は、納税義務者の自主的意志を尊重し民主的運用を期せんとする真に合理的な租税制度であるが、この税法を執行する税務行政が適正でも、納税者の協力が充分でないといかによい制度も画にかいたもちとなり税制は崩れてしまうから、その円滑な運用を期するため是非とも公選による民間委員を加えた申告適否の審査委員会を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

雪害地方の税軽減および課税方法改善に関する陳情

陳情者　山形県西置賜郡荒砥町議会議長　紺野安次

右の陳情は東北地方の雪害地帯においては、十二月より四月までの間は、いわゆる雪中期間であつて、生産能率がいちじるしく減退するばかりでなく、他地方の所得に比し東北地方民の所得は約三分の一の赤字となつている。しかして申告納税における目標額と達成額の比率は、東京、大阪等の大都市が七十パーセントであるにかかわらず、東北地方はいつも百二十パーセントを示している等極めて不合理であるから、雪害地方に対する税を軽減するとともに課税方法を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都市に中小企業金融専門店設置の陳情(二通)

陳情者　京都府知事　木村惇外一名

右の陳情は中小企業金融に関する重要施策の一として、予て大蔵省の懸案であつた中小企業金融専門店の設置地ならびに指定店の発表があつたが、京都市がその中から除外されていることははなはだ遺憾である。本市の経済界の大部を構成する中小企業者は、現在市内に一つの本店銀行はもち論、特殊産業金融機関である日本興業銀行支店も設置せられていないため、他都市より進出の大銀行支店に依存するのやむなき実情であつて、他都市業界に比し常に不遇の境地に置かれているから、本市の実情を考慮されて、すみやかに中小企業金融専門店を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会

法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ事業の民営移管反対に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　安部雅也
陳情者　広島県議会議長　小谷伝一

右の陳情は
政府においてはたばこの専売制を廃してこれを民営に移管する構想の下に、大蔵省に設置した専売制度協議会に対し、最初から民営を結論として審議せしめこれを強行しようとしているが、その結果は日本経済の自主性を喪失することになるから、従来の専売制を存続するとともにたばこ事業を民営に移管しないよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五二一号　教職員等の教育、研究継続に必要な最低生活保障等に関する請願
第九〇四号、第九四三号、第一一九四号、第一三一一号、第一三四五号、第一三四六号、第一四四〇号、第一四八二号、第一五八三号、第一五九九号、第一七一一号、第一七五二号、第一九一〇号　標準教育費法制定等に関する請願
第一〇五四号　教職員再教育予算増額に関する請願
第一三五二号　小泉八雲生誕百年記念事業に関する請願
第一三六三号　戦災都市の六・三制教育費国庫補助増額に関する請願
第一三八〇号、第一四九〇号　専科教員の免許状に関する請願
第一三八一号　初等科教員の免許状に関する請願
第一四一一号　伊豆下田玉泉寺を史跡に指定の請願
第一五三七号　下関市功山寺仏殿保護修理に関する請願
第一七〇〇号　勤労学生の生活擁護に関する請願
第一八四一号　文化財保護行政の権限委任等に関する請願
第一八五〇号　教育職員免許法認定講習受講者旅費国庫補助に関する請願
第一八五四号　宮崎県小学校職員の定額定数水準引上げに関する請願
第一九六六号　六・三制建築予算増額等に関する請願
第二〇〇七号　白河せき調査に関する請願
第二〇三五号　視聴覚教育振興に関する請願
第二〇四〇号　不良出版物の取締強化に関する請願
第二一四四号　尾瀬ヶ原保存に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　山本　勇造
参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第二号

参議院議長佐藤尚武殿

教職員等の教育、研究継続に必要な最低生活保障等に関する請願
第五二一号　東京都文京区本富士町東京大学内　寺沢恒信外四名提出
標準義務教育費法制定に関する請願
第九〇四号　群馬県前橋市曲輪町二五群馬県教育委員会内　平山吾郎提出
第九四三号　山形県庁内山形県教育組合内　田中新治提出
第一二九四号　茨城県水戸市水戸駅前教育会館内　藤枝剛提出
第一三一一号　福島県庁内福島県教育委員会内　木村守江外六名提出
第一三四五号　福島市杉妻町一六福島県教育委員会内　松崎誠外六名提出
第一三四六号　東京都千代田区麹町小学校内　佐口安治提出
第一四四〇号　東京都文京区同心町二〇文京第一中学校内　真下鶴次外十八名提出
第一四八二号　埼玉県浦和市岸町三ノ一埼玉県教育委員会内　水村善太郎外三十万二名提出
第一五八三号　東京都港区愛宕中学校内　野口彰外三名提出
第一五九九号　高知県安芸郡北川村北川小中学校内　久武小雪外百十四名提出
第一七一一号　福島県信夫郡飯坂町桜下三福島県小中学校長協議会内　管野円蔵提出
第一七五二号　東京都杉並区神戸町五五　藤野重次郎外二十五名提出
第一九一〇号　名古屋市中区南外堀町六一〇　愛知県教員
教職員再教育予算増額に関する請願
第一〇五四号　大阪府豊中市新免八八九　荒木正三郎外五十一名提出
不良図書追放に関する請願
第一三一三号　神戸市灘区岩屋中町一ノ一三六　高田重清提出
小泉八雲生誕百年記念事業に関する請願
第一三五二号　島根県松江市長　小林清一外一名提出
戦災都市の六・三制教育費国庫補助増額に関する請願
第一三六三号　鹿児島市議会議長　岩切重秀提出
専科教員の免許状に関する請願
第一三八〇号　東京都杉並区高円寺一ノ四五八　稲葉一外五百二十名提出
初等科教員の免許状に関する請願
第一三八一号　東京都文京区表町一〇九　藤山幸男外一千十名提出
第一四九〇号　山口市宮野山口女専内全国家庭科教育協会山口支部内　桜井きぬ提出
伊豆下田玉泉寺を史跡に指定の請願
第一四一一号　静岡県賀茂郡浜崎村長　田中長之助外二十二名提出
下関市功山寺仏殿保護修理に関する請願
第一五三七号　山口県下関市長府町功山寺内　神田高顕外五百二十名提出
勤労学生の生活擁護に関する請願
第一七〇〇号　東京都千代田区代官町一学徒援護会内学生アルバイト対策協議会内　木内興隆提出
文化財保護行政の権限委任等に関する請願
第一八四一号　京都府庁内京都府教育委員会内　牧野虎次提出
教育職員免許法認定講習受理講者旅費国庫補助に関する請願
第一八五〇号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
宮崎県小学校職員の定額定数水準引上げに関する請願
第一八五四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
六・三制建築予算増額等に関する請願
第一九六六号　岩手県胆沢郡姉体村大字島字樋ノ口三六　板屋泰治外十九名提出
白河せき調査に関する請願
第二〇〇七号　福島県白河市長　田中仲三外一名提出
視聴覚教育振興に関する請願
第二〇三五号　東京都世田谷区議会議長　染野愛提出
不良出版物の取締強化に関する請願
第二〇四〇号　岡山県議会議長　生末近夫提出
尾瀬ヶ原保存に関する請願
第二一四四号　東京都新宿区新宿御苑事務所気付尾瀬保存期成同盟内　本田正次外二十八名提出

右三十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

教職員等の教育、研究継続に必要な最低生活保障等に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町東京大学内　寺沢恒信外四名

右の請願は

経済九原則およびドッヂラインの実施以来、教育予算は極度に縮小され、一方定員法、国立学校設置法等の実施による設置、人員の削減は、わが国の教育研究等の機能をいちじるしくまひさせ、部分的には既に停止を余儀なくされている等、このまま放置すれば教育の全面的な崩壊も免れない段階に達しているから、文化国家建設の見地より、研究、教育に必要な設備、資材、人員を確保するとともに教職員、研究者等の最低生活保障等必要な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員再教育予算増額に関する請願

請願者　大阪府豊中市新免八八九　荒木正三郎外五十一名

右の請願は

教職員免許法実施に伴い、現職教員は施行法第七條によつてそれぞれ上級免許状を取得しなければならないから、この免許状を最も短い期間に取得させるため、現職教員再教育の予算を四億九千三百三十万五千円、通信教育の予算を二億七千六百万円にそれぞれ増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

不良図書追放に関する請願

請願者　神戸市灘区岩屋中町一ノ一三六　高田重清

右の請願は

いわゆるカストリ雑誌、エロ本等の不良図書が最近いちじるしく増加し、発育期の青少年に多大の害毒を流しているから、文化国家建設のため、(一)不良図書追放の法的処置を講ずること、(二)優良図書については用紙増配等の方法を採り、その普及を図ること、(三)公民館、図書館等に補助を與えて優良図書の閲覧を容易にすること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小泉八雲生誕百年記念事業に関する請願

請願者　島根県松江市長　小林誠一外一名

右の請願は

千八百九十年日本を訪れ、程なく松江中学校の英語教師として赴任し、松江の自然と人情風俗を愛し、遂に日本に永住して、文筆をもつて日本を世界に紹介し、国際的文豪として偉大な足跡を残した小泉八雲氏の生誕百年を記念して、広く内外有志の発起によつて、松江市に文化会館および図書館等の建設、旧居の保存をはじめ文学賞および奨学資金の設定等の記念施設事業が計画されているが、これを国際親善の強いきずなとするため国家的事業として遂行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

職災都市の六・三制教育費国庫補助増額に関する請願

請願者　鹿児島市議会議長　岩切重秀

右の請願は

職災都市における六・三制校舎建築は、非常に窮屈な現状にあるから、六・三制に対する国庫補助率を職災都市に対してはとくに高率にせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教員免許状の授与に関する請願

請願者　東京都杉並区高円寺一ノ四五八　稲葉一外五百二十名

山口市宮野山口女専内全国家庭科教育協会山口支部内　桜井きぬ

右の請願は

教員免許法施行法によつて、專科教員免許状所有者は、幼稚園、小中学校教員の仮免許状所有者と見なされているが、專科教員は相当の学力を有するか、または長い経験を有していて、師範学校出身者と変る点がなく、その教科の終身免許状を有していたのに、仮免許状とされたことは、所得権を失い、他との均衡を失するものであるから、幼稚園、小中学校の普通二級免状該当者と見なされるよう教職員免許法施行法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

初等科教員の免許状に関する請願

請願者　東京都文京区表町一〇九　藤山幸男外一千十名

右の請願は

教職員免許法により、初等科教員免許状所有者は、幼稚園、小学校教員の仮免許状所有者と見なされているが、これら初等科教員の勤務内容は、本科教員と変りないから、中学三年にまで資格が拡張された本科教員と同様に、初等科教員を普通二級免許状該当者とするよう教職員免許法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊豆下田玉泉寺を史跡に指定の請願

請願者　静岡県賀茂郡浜崎村長田中長之助外二十二名

右の請願は

静岡県下田町所在の玉泉寺は、米国初代総領事ハリス氏が安政三年より同六年まで三年有余領事館を開設し、井上下田奉行と会見接衝を重ねて、下田條約を締結した所で、現に同寺には記念ひをはじめ各種の遺品、文献が保有されており、史跡としての価値も大きいから、同寺を史跡として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下関市功山寺仏殿保護修理に関する請願

請願者　山口県下関市長府町功山寺内神田高顯外五百二十名

右の請願は

下関市長府町所在の功山寺仏殿は鎌倉の円観寺舎利殿とともにわが国にも少い芸術的重要建築物であるが、大正六年の修理後三十余年を経過し、土地の陰濕は堂宇の朽廃をきたし、加うるに防火設備の不備と四季遊覧客の絶えない点などから見て、まことに危険な状態にあるから、すみやかに調査の上、本仏殿保護、修理等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労学生の生活擁護に関する請願

請願者　東京都千代田区代官町一学徒援護会内学生アルバイト対策協議会内　大山興隆

右の請願は

経済的環境にめぐまれぬ有為の学生に対しての国家的援助としては、わずかに日本育英会による育英資金の貸付が行われているのみであるが、この援助を受けられる者は、全学生の一割にすぎず、全学生の七割余は自らの勤労によつて学業を続けている実情であるから、現下の経済事情と教育の機会均等の見地より（一）育英資金の増額、（二）学生アルバイト団体等に対し国庫より資金の支給、貸付、（三）学生就職あつ旋機関の強化拡充、（四）勤労学生の所得は年額一万二千円を非課税とする等、勤労学生の生活擁護に関する施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文化財保護行政の権限委任等に関する請願

請願者　京都府庁内京都府教育委員会内　牧野虎次

右の請願は

目下国会で審議されている文化財保護法案は、広範囲な権限を都道府県の教育委員に委任することができると規定されている。しかるに文化財保護行政は高度の専門技術と多額の経費を必要とし、これが兼ね備わらなければ本来の目的を達することができないばかりでなく、あるいは取返しのつかない損害を生ずるから、その目的を完全に達成するため、権限委任の際はその経費の全部または一部を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育職員免許法認定講習受理講者旅費国庫補助に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は

教育職員免許法および関係諸法規の施行に伴い上級免許状取得認定講習は、教育職員の資質保持向上のため最も必要事であるが、受講のためには相当多額の費用を要し、ことに交通不便なへき地に在勤する職員にとつては、自費による受講は非常な負担となり、ついには受講を断念することにもなるから、これら認定講習に要する旅費等の費用について、相当額の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県小学校職員の定額定数水準引上げに関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は

昭和二十四年度から小学校教職員の定員定額制が実施されたが、宮崎県の如く単級もしくは複式の学校が多い地方にあつては、適正な教職員の配置が困難であり、教職員の給与も九州各県の平均額よりも下廻の実情であるから、県下小学校教職員の定員定額水準を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制建築予算増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村大字島字樋ノ口三六板屋泰治外十九名

右の請願は

岩手県胆沢郡姉体村では、相次ぐ水害と災害のため、中学校の建設が遅れ今日に及んでいるが、今回災害復旧の見透もつき、また供出も完了したので、改めて中学校建設実行委員会を組織して建築に取りかかつたのであるが、最近聞くところによると小中学校舎の既存使用面積が生徒一人当り、〇・七坪以上の場合は補助の対象から除外されるとのことなので、村民の蓄積は非常なものである。木材既存の小学校舎は、腐朽がはなはだしいので、補助いかんにかかわらず建築せねばならないのであるが、相次ぐ災害に村財政も極度に疲弊し、この上の負担にはたえられない現状であるから、雪国の特殊事情等も考慮の上昭和二十五年度六・三制建築費の補助対象のわくを拡大して補助金の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白河せき調査に関する請願

請願者　福島県白河市長　田中仲三外一名

右の請願は

白河関の母体である白河せきについての史実を明らかにすることは、奥羽地方の歴史的発展を知るため重要であるが、まだ科学的調査が行われていないのは、遺憾であるから、すみやかに白河せきに関する徹底的調査を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

視聴覚教育振興に関する請願

請願者　東京都世田谷区議会議長　染野愛

右の請願は

視聴覚教育は、実証的、具体的な児童教育法で、その上心理的合理性を持つている。ことに映画を使用する方法は明確な効果を上げているが、経費の点で折角の教育方法があまり普及されていないのは遺憾であるから、視聴覚教育の振興を図るため、積極的対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

不良出版物の取締強化に関する請願

請願者　岡山県議会議長　生末近夫

右の請願は

最近における不良出版物のはん濫は、発育途上にある青少年に大きな害毒を流しているから、文化国家建設の見地より、不良出版物の取締に関し適切なる対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

尾瀬ヶ原保存に関する請願

請願者　東京都新宿区新宿御苑事務所気付尾瀬保存期成同盟内　本田正次外二十八名

右の請願は

尾瀬ヶ原一帯の地は、日光国立公園の重要部分を占め、わが国の代表的原始的高層濕原風景を保持し、地学、動植物学等の各分野にわたる貴重な学術資料である。しかるに今回の水力電源開発計画によれば、尾瀬ヶ原一帯が水底に沒しようとしているが、これは学術文化の発展向上および観光事業振興の見地より由々しい問題であるから、同地域の永久保存について適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

標準教育費法制定に関する請願

諸願者　群馬県前橋市曲輪町二五　群馬県教育委員会内　平田吾郎

請願者　山形県庁内山形県教員組合内　田中新治

請願者　茨城県水戸市水戸駅前教育会館内　藤枝剛

請願者　福島県庁内福島県教育委員会内　木村守江外六名

請願者　福島市杉妻町一六福島県教育委員会内　松崎誠外六名

請願者　東京都千代田区麹町二ノ六六麹町小学校内　佐口安治

請願者　東京都文京区同心町二〇文京第一中学校内　眞下鶴次外十八名

請願者　埼玉県浦和市岸町三ノ一〇埼玉県教育委員会内　永村善太郎外三十万二名

請願者　東京都港区愛宕中学校内　野口彰外三名

請願者　高知県安芸郡北川村北川小中学校内　久武小雪外百十四名

請願者　福島県信夫郡飯坂町桜下三福島県小中学校長協議会内　菅野円蔵

請願者　東京都杉並区神戸町五五　藤野重次郎外二十五名

請願者　名古屋市中区南外堀町六一〇愛知県教育組合内　成瀬暢治外一万三千五百二十名

右の請願は

現在義務教育費が非常に少額で、教育の実施に支障をきたしているとき、今回平衡交付金法の制定により、地方公共団体に対する国庫補助が地方の財政実績に応じて実施されることになつたことは地方教育界にとり誠に喜びに耐えないが、さらに一歩を進めて、此の平衡交付金の中に占められる教育費の算定の基準となる義務教育の標準教育費を法律によつて制定せられて教育予算の安定を図り義務教育の完全実施を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四五号、第二六三号、第二七四号、第二八六号、第二九四号、第三〇四号、第三一四号、第三五八号、第三六一号、第三七〇号、第三八一号　標準義務教育費法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第二号

標準義務教育費法制定に関する陳情

第二四五号　福岡県庁内福岡県教育委員会内　中尾荘兵衛外一名　提出

第二六三号　岩手県東磐井郡生母中学校内　安部謙三良外十名　提出

第二七四号　岩手県東磐井郡千厩町字北方一九七千厩中学校内　皆上末造外百七名　提出

第二八六号　栃木市立栃木東中学校内　山岸万次郎外九十九名　提出

第二九四号　栃木県塩谷郡塩原町議会議長　田代重一外三百六十七名　提出

第三〇四号　栃木県上都賀郡西方村大字元二一一ノ一　大阿久英明外三百九十名　提出

第三一四号　栃木県塩谷郡玉生村議会議長　青木浩外二百三十二名　提出

第三四〇号　福岡市大浜小学校内　藤好良隆外七十六名　提出

第三五八号　栃木市大町二一　長島芳次郎外九百二十三名　提出

第三六一号　栃木県河内郡本郷村長　鵜見米三郎外七百三十九名　提出

第三七〇号　静岡県榛原郡坂部村立坂部小学校内　水島一外八名　提出

第三八一号　愛媛県西條市P・T・A連合会内　戸田国太郎　提出

右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

文部委員長　山本　勇造

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

標準教育費法制定に関する陳情

陳情者　福岡県庁内福岡県教育委員会内　中尾荘兵衛外一名

陳情者　岩手県東磐井郡生母村生母中学校内　安部謙三良外十名

陳情者　岩手県東磐井郡千厩町字北方一九七千厩中学校内　皆上末造外百七名

陳情者　栃木市立栃木東中学校内　山岸万次郎外九十九名

陳情者　栃木県塩谷郡塩原町議会議長　田代重一外三百六十七名

陳情者　栃木県上都賀郡西方村大字元二一一ノ一　大阿久英明外三百九十名

陳情者　栃木県塩谷郡玉生村議会議長　青木浩外二百三十二名

陳情者　福岡市大浜小学校内　藤好良隆外七十六名

陳情者　栃木市大町二一　長島芳次郎外九百二十三名

陳情者　栃木県河内郡本郷村長　鵜見米三郎外七百三十九名

陳情者　静岡県榛原郡坂部村立坂部小学校内　水島一外八名

陳情者　愛媛県西條市P・T・A連合会内　戸田国太郎

右の陳情は地方教育財政の自主性を確保し、就学の機会均等を保障するため、義務教育費の最低水準を確保する標準教育費法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八号　国民健康保険事業の危機克服対策に関する請願
第四三号　国民健康保険事業の国営に関する請願
第一三八号　国民健康保険法中一部改正に関する請願
第一八八号、第一九六号、第二一一号、第二二五号、第二七四号、第二七五号、第三〇一号、第三二二号、第四七二号、第四九四号、第五〇〇号、第五二六号、第五三六号、第五六一号、第五六四号、第五七九号、第六三七号、第七九五号、第一〇四八号　国民健康保険事業の国営に関する請願
第三九六号　国民健康保険直営診療所創設費国庫補助等に関する請願
第五三七号　国民健康保険事業の事務費、療養費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月十七日
厚生委員長　塚本　重藏
参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第一号

国民健康保険事業の危機克服対策に関する請願
第二八号　長崎県議会議長　岡本直行提出
国民健康保険事業の国営に関する請願
第四三号　福岡県小倉市議会議長　相良佐久郎提出
国民健康保険法中一部改正に関する請願
第一三八号　佐賀県西松浦郡波多津村大字開拓　須田昭太郎外九百六十四名提出
国民健康保険制度改善に関する請願
第一八八号　佐賀県市松原町佐賀県国民健康保険団体連合会理事長　鶴初太郎提出
第一九六号　香川県庁民生部保険課内香川県国民健康保険団体連合会内　高橋完三外四名提出
第二一一号　北海道庁民生部保険課内北海道国民健康保険団体連合会理事長　西田信一外六名提出
第二二五号　南克島市山下町六九鹿克島県国民健康保険団体連合会理事長　重成格提出
第二七四号　大分県庁保険課内大分県国民健康保険団体連合会理事長　細田徳壽提出
第二七五号　徳島市万代町一徳島県国民健康保険団体連合会理事長　朝桐猪平提出
第三〇一号　青森県庁保険課内青森県国民健康保険団体連合会理事長　福士永一郎提出
第三二二号　熊本市天神町一熊本県国民健康保険連合会理事長　井上健三郎提出
第四七二号　岡山県庁内国民健康保険団体連合会理事長　橋本龍伍提出
第四九四号　静岡県庁保険課内静岡県国民健康保険団体連合会理事長　長谷川正孝外四名提出
第五〇〇号　栃木県宇都宮市栃木県庁保険課内栃木県国民健康保険団体連合会理事長　小平重吉提出
第五二六号　宮城県仙台市勾当台通二八宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道提出
第五三六号　滋賀県大津市東浦一滋賀県国民健康保険団体連合会理事長　服部岩吉提出
第五六一号　島根県庁保険課内島根県国民健康保険団体連合会理事長　原夫次郎外六名提出
第五六四号　横浜市中区桜木町二ノ二神奈川県国民健康保険団体連合会理事長　重田朝光提出
第五七九号　岩手県盛岡市内丸六・一岩手県国民健康保険団体連合会理事長　下飯坂元提出
第六三七号　愛知県庁民生部保険課内愛知県国民健康保険団体連合会理事長　鈴木耕三郎外一万九千二百六十名提出
第七九五号　長崎市立山町一長崎県議会厚生常任委員会内　寺田善吉外七名提出
第一〇四八号　茨城県議会議長　島津三郎提出
国民健康保険直営診療所創設費国庫補助等に関する請願
第三九六号　大阪府豊中市長　藤井広太郎提出
国民健康保険事業の事務費療養費国庫補助に関する請願
第五三七号　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重雄外一名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日
厚生委員長　塚本　重藏
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民健康保険事業の危機克服対策に関する請願
請願者　長崎県議会議長　岡本直行

右の請願は
国民健康保険事業は、昨年七月より市町村公営に移管されたが、その後の医療費の高騰、保険診療の急増、農山漁村の経済情勢の急迫等のため、市町村自体の力では到底本事業の目的は達成し難いから、(一)公営実施町村に対する低利融資の実現、(二)保険料源泉徴収の方法の採用、(三)社会保障制度の急速実施等国民健康保険事業の危機克服のための対策をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の国営に関する請願
請願者　福岡県小倉市議会議長　相良佐久郎

右の請願は
国民の健康いかんは国家存立上重大な問題であるから、病気療養は健康保険によるのが適当であるが、市町村においては、これに要する負担の加重と保険料の徴収困難によつて、その財政を脅かされており、また人口の少い市町村においては国民健康保険組合の自立は不可能であるから本事業を国営とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険法中一部改正に関する請願
請願者　佐賀県西松浦郡波多津村大字開拓　須田昭太郎外九百六十四名

右の請願は
経済九原則の実施による日本再建の基本的要件である国民健康保険事業は、大量の企業整備や人員整理による生活不安の最中にあつては、一層振興を図る必要があり、将来社会保障制度の実現もかかつて本制度の運営如何にあるから、事業の振興発展を期すため、国民健康保険法第二條において、国民健康保険の設立を市町村の強制義務とし、つぎに同第四十七條において、事業の財政的破たんを防止するため、事務費、保健施設費および保健給付費は国庫ならびに都道府県ならびに市町村の負担とする旨を規定して、国民生活の安定を図られたいとの趣旨であつて

参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　佐賀市松原町佐賀県国民健康保険団体連合会理事長　鶴初太郎

請願者　香川県庁民生部保険課内　香川県国民健康保険団体連合会内　高橋完三外四名

右の請願は

国民健康保険制度は、国民に対する医療の均等保障と生活の安定を目的として昭和十三年四月一日施行されたが、当面せる社会情勢の窮迫下においては、普及面においても運営面においても深刻な苦難に直面しているから、本制度の拡充強化を図るために、同法を改正して、市町村に対し組合設立の義務を明確にし、保険料は市町村税として徴収できるようにし、施設費および事務費の国庫補助や、国民健康保険団体中央会を法認団体とし、さらに本事業の運営を円滑化するために金融処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　北海道庁民生部保険課内　北海道国民健康保険団体連合会理事長　西田信一外六名

請願者　鹿児島市山下町六九鹿児島県国民健康保険団体連合会理事長　重成格

請願者　大分県庁保険課内大分県国民健康保険団体連合会理事長　細田徳壽

請願者　徳島市万代町一徳島県国民健康保険団体連合会理事長　朝桐猪平

請願者　青森県庁保険課内　青森県国民健康保険団体連合会理事長　羅士永一郎

請願者　熊本市天神町一　熊本県国民健康保険連合会理事長　井上健三郎

請願者　愛知県庁民生部保険課内　愛知県国民健康保険団体連合会理事長　鈴木耕三郎外一万九千二百六十名

右の請願は

国民の生活安定に不可欠の国民健康保険の現状に即応するため、国民健康保険法を改正して、(一)国民健康保険の強制設立、(二)保険料を市町村税として徴収することを認めること、(三)保険事業に要する経費の補助、(四)中央会を法認団体とすること、(五)保険事業に対する金融的処置の立法化等を規定して、保険事業の振興発展を図り、将来の社会保障制度の実現に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　岡山県庁内国民健康保険団体連合会理事長　橋本龍伍

請願者　静岡県庁保険課内静岡県国民健康保険団体連合会理事長　長谷川正孝外四名

請願者　栃木県宇都宮市栃木県庁保険課内栃木県国民健康保険団体連合会理事長　小平重吉

請願者　宮城県仙台市勾当台通二八宮城県国民健康保険団体連合会理事長　麻生寛道

請願者　滋賀県大津市東浦一滋賀県国民健康保険団体連合会理事長　服部岩吉

請願者　島根県庁保険課内島根県国民健康保険団体連合会理事長　原夫次郎外六名

請願者　横浜市中区桜木町二ノ二神奈川県国民健康保険団体連合会理事長　重田朝光

請願者　岩手県盛岡市内丸六一岩手県国民健康保険団体連合会理事長　下飯坂元

右の請願は

国民健康保険制度は、国民に対する医療の均等保障と生活の安定を目的として昭和十三年四月一日施行されたが、当面せる社会情勢の窮迫下においては、普及面においても運営面においても深刻な苦難に直面しているから、本制度の拡充強化を図るために、同法を改正して、市町村に対し組合設立の義務を明確にし、保険料は市町村税として徴収できるようにし、施設費および事務費の国庫補助や、国民健康保険団体中央会を法認団体とし、さらに本事業の運営を円滑化するために金融処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　長崎市立山町一長崎県議会厚生常任委員会内　寺田善吉外七名

右の請願は

国民健康保険事業は、昭和二十三年七月より市町村の公営に移管されたが、その後の医療費の高騰、経済情勢の急迫等のため市町村自体の力では到底本事業の目的は達成し難いから、(一)国民健康保険税の創設、(二)国、県費補助の増額、(三)国民健康保険の事業資金ならびに直営診療施設設置のための低利融資の実施、(四)国民健康保険法中第二條および第四十七條の一部改正等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　茨城県議会議長　島津三郎

右の請願は

国民健康保険制度は、国民の医療費負担の軽減と健康の保持増進を図るため欠くことのできない制度であるが、昭和二十三年同法の改正によつて市町村公営に移されて以来、その後の物価の高騰、経済情勢の窮迫等により、市町村財政が窮迫したため、本事業の目的達成が困難となり、このまま放置するときは、本制度を崩壊する虞があるから、(一)国民健康保険税を創設すること、(二)国庫補助を増額すること等、必要な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　大阪市豊中市長　藤井広太郎

右の請願は

現下の社会情勢下において一般国民の生活に直接脅威を及ぼすものは、医療費

の負担問題である。しかして国民健康保険に対する理解が深まるにつれて被保険者は増加の傾向にあるにもかかわらず、現在豊中市における医療施設は極めて貧弱であり、とくに無医村に対する保険給付の適正医療を行うためには国民健康保険直営診療所の設置を要するものである。しかるに本市の経済状態では所期の目的を達することができないから、総合病院および直営診療所創設費に対して国庫補助を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の事務費、療養費国庫補助に関する請願

請願者　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重雄外一名

右の請願は国民健康保険事業は、数回にわたる単価の値上りと一般的経済界の変動により事業経営は困難を極め、多くの事業はすでにばく大な借入金の返済に苦悩している実情である。しかして今後この事業を継続して円満なる運営をなし得るものは皆無の状態であつて、市町村民のみにては到底その負担にたえないから、本事業の事務費は全額国庫補助とするほか療養費の一部を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。第九〇号、第二五五号、第三〇九号、第三三五号、第三四七号、第四〇二号、第四九五号、第五〇五号、第五三二号、第五三三号、第五三四号、第五三五号、第五六八号、第六〇〇号、第六〇四号、第六三〇号、第六八五号、第七二〇号、第七二一号、第七五六号、第七六四号、第八四八号、第八五六号、第八六九号、第九一〇号、第九九一号、第一〇〇〇号、第一〇四七号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第三九〇号、第四二九号、第六三二号、第九〇六号　戦争犠牲者遺族に年金支給の請願

第四四七号　戦争犠牲者遺族年金制度創設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第二号

戦争犠牲者の遺族援護強化に関する請願

第九〇号　石川県金沢市十三間町七　鈴木猶松提出

第二五五号　熊本県飽託郡川上村梶尾　緒方スギ外四千百三十五名提出

第三〇九号　岡山県邑久郡笠加村大字上笠加二六四　赤木朝志外二十三名提出

第三三五号　札幌市北十七條東三北海道連合遺族会内　今不二雄外七十六名提出

第三四七号　岩手県盛岡市本町二九岩手県遺族連合会内　梅津松夫外一万一千六百四十五名提出

第四〇二号　岡山県吉備郡久代村　荒木秋太郎外六十名提出

第四九五号　熊本市北新坪井町一五　木庭源三外四千六百九十一名提出

第五〇五号　北海道空知郡中富良野村市街地　成田勇次郎外四百十六名提出

第五三二号　岡山県吉備郡久代村　山本綾子外百四名提出

第五三三号　岡山県吉備郡二万村一、四二二　平松卓外五百十三名提出

第五三四号　岡山県吉備郡久代村松熊長砂　浅野武外千六百七十四名提出

第五三五号　岡山県勝田郡豊並村大字高円九三　岡一郎外二百二十八名提出

第五六八号　岡山県津山市新茅町七　吉川光明外九十八名提出

第六〇〇号　岡山市国富八〇九仲崎常太郎外二百八十一名提出

第六〇四号　岡山市兵団岡山市遺族厚生連盟弘西学区会内　河合一二提出

第六三〇号　岡山県吉備郡岡田村六七九ノ二　平田市太郎外二十七名提出

第六八五号　岡山県英田郡土居町大字白水一三九　谷口源次郎外百三名提出

第七二〇号　岡山県真庭郡川東村大字野川二〇二　市正壽外二十二名提出

第七二一号　岡山県七道郡光政村大字政津三九四光政村遺族会内　岩本伊吉郎外百八十三名提出

第七五六号　岡山県真庭郡川東村大字平松二〇六　岡勝一外三十九名提出

第七六四号　岡山県邑久郡牛窓町二、八二九　万燈実太外六百五十二名提出

第八四八号　岡山県津山市井口七九　宇那木輝太郎外九十二名提出

第八五六号　福島県議会議長　遠沼竜輔提出

第八六九号　岡山県浅口郡黒崎村五、四六八　岩根勉外三百四十名提出

第九一〇号　鹿児島県揖宿郡山川町福元六、〇五六　島越富士雄外六百二十六名提出

第九九一号　岡山県浅口郡黒崎村七、一九七　藤沢壽次外七十七名提出

第一〇〇〇号　山口県豊浦郡川棚村　内山順一外百二十一名提出

第一〇四七号　茨城県議会議長　島津三郎提出

戦争犠牲者遺族に年金支給の請願

第三九〇号　岡山県後月郡高屋町谷本トメ外六十九名提出

第四二九号　岡山県後月郡上高屋町清水シズ外九名提出

第六三二号　岡山県後月郡高屋町川合キミヱ外十一名提出

第九〇六号　岡山県後月郡高屋町山下常子外六十四名提出

戦争犠牲者遺族年金制度創設に関する請願

第四四七号　茨城県筑波郡田井村大字神郡二田井村遺族会内　石井定吉外千九十七名提出

右三十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　石川県金沢市十三間町七　鈴木猶松

右の請願は

いまや、民主日本再建は着々その歩を進めているとき、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、過去四箇年にわたる経済情勢の変転に心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)生活扶助制度および生業資金制度の拡充、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、母子寮、保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　熊本県飽託郡川上村梶尾　緒方スギ外四千百三十五名

請願者　岡山県邑久郡笠加村大字上笠加二六四　赤木朝志外二十三名

請願者　札幌市北十七條東三　北海道連合遺族会内　今不二雄外七十六名

請願者　岩手県盛岡市本町二九岩手県遺族連合会内　梅津松夫外一万一千六百四十五名

請願者　岡山県吉備郡久代村　荒木秋太郎外六十名

右の請願は第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　熊本市北新坪井町一五木庭源三外四千六百九十一名

請願者　北海道空知郡中富良野村市街地　成田勇治郎外四百十六名

請願者　岡山県吉備郡久代村　山本綾子外百四名

請願者　岡山県吉備郡二万村一、四二二　平松卓外五百十三名

請願者　岡山県吉備郡久代村松熊長砂　浅野武外千六百七十四名

請願者　岡山県勝田郡豊兆村大字高円九三　岡一郎外二百二十八名

請願者　岡山県津山市新茅町七吉川光明外九十八名

右の請願は第五国会に衆参両院及び遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　岡山市国富八〇九　仲崎常太郎外二百八十一名

請願者　岡山市兵団岡山市遺族厚生連盟弘西学区会内　河合一二

請願者　岡山県吉備郡岡田村六七九ノ二　平田市太郎外二十七名

請願者　岡山県英田郡土居町大字白水一三九　谷口源次郎外百三名

右の請願は第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　岡山県真庭郡川東村大字野川二〇二　市正壽外二十二名

請願者　岡山県上道郡光政村大字政津三九四光政村遺族会内　岸本伊吉郡外百八十三名

請願者　岡山県真庭郡川東村大字平松二〇六　岡勝一外三十九名

請願者　岡山県邑久郡牛窓町二、八二九　万澄実太外六百五十二名

右の請願は第五国会に衆参両院及び遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため（一）遺族年金の支給、（二）戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減、（七）生活保護法改正、（八）生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　岡山県津山市井口七九宇那木輝太郎外九十二名

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

請願者　岡山県浅口郡黒崎村五、四六八　岩根勉外三百四十名

右の請願は第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡山川町福元六、〇五六　鳥越富士雄外六百二十六名

右の請願は

今次の戦争に一家の支柱を失つた戦歿者遺家族の生活は、終戦後数年にわたる経済情勢の変転に心身共に疲労困窮の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため適切な施策を講ぜられて、その再起更生を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　岡山県浅口郡黒崎村七、一九七　藤沢壽次外七十七名

請願者　山口県豊浦郡川棚村　内山順一外百二十一名

請願者　茨城県議会議長　鳥津三郎

右の請願は

第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、母子寮保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)農作物の供出および租税の軽減、(七)生活保護法改正、(八)生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族に年金支給の請願（七通）

請願者　岡山県後月郡高屋町　谷本トメ外六十九名

請願者　岡山県後月郡上高屋町　清水シズ外九名

右の請願は

最大の戦争犠牲者である遺族の援護は現在全く忘れられている感があるから、主人をあるいは兄弟を失つて困窮の極に達している遺族の生活を援護するため、遺族年金を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族は年金支給の請願

請願者　岡山県後月郡高屋町　川合キミヱ外十一名

請願者　岡山県後月郡高屋町　山下常子外六十四名

右の請願は

今次戦争の犠牲となつた遺族、ことに子女を擁する未亡人、老父母は父を夫を子を公務によつて失い、社会的冷遇の中に放置されて心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族を救済するため遺族年金の支給を具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

戦争犠牲者遺族年金制度創設に関する請願

請願者　茨城県筑波郡田井村大字神郡二田井村族遺会内　石井定吉外千九十七名

右の請願は

父や兄弟等一家の支柱を失つた戦争犠牲者の遺族は、物質的ならびに精神的に非常な打撃を受けて、途方に暮れているから、これら遺族の更生を図るために、すみやかに遺族年金制度を創設し、すくなくも一名宛年額一万八千円程度の年金を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六一号　国立中野療養所の病床増設に関する請願

第四二八号　国立療養所大日向荘未完成病棟および附属施設の整備拡充に関する請願

第九九七号　国立大阪療養所施設拡充等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第三号

国立中野療養所の病床増設に関する請願

第六一号　東京都中野区江古田中野療養所中野患者生活擁護同盟内　谷口二郎提出

国立療養所大日向荘未完成病棟および附属施設の整備拡充に関する請願

第四二八号　群馬県前橋市曲輪町群馬県町村長会内　生方誠外五十四名提出

国立大阪療養所施設拡充等に関する請願

第九九七号　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　広岡幸雄外五百名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立中野療養所の病床増設に関する請願

請願者　東京都中野区江古田中野療養所中野患者生活擁護同盟内　谷口二郎

右の請願は

現在東京都における結核患者数は約十五万の多数に及んでいるが、その収容病床数は療養所および病院合せて一万床にみたないため、当国立中野療養所においては少い病床を廻転させ、多くの患者を収容するために、なお療養を必要とする患者が、退所および地方施設への転送を余儀なくされている有様で、患者は退所あるいは、転送の指示がいつわが身にくるかをおそれて不安の中に療養生活を送つている現状である。従来当療養所は、定床千二百床であつたが、戦時中の病床とりこわしによつて、現在八百床となつているので、これを早急に千二百床に増設するほか、東京近郊に多数の結核患者収容施設を増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所大日向荘未完成病棟および附属施設の整備拡充に関する請願

請願者　群馬県前橋市曲輪町群馬県町村長会内　生方誠外五十四名

右の請願は

国立療養所大日向荘は、昭和十九年前橋、高崎、桐生、伊勢崎の四市連合組合病院として発足し、その後日本医療団に統合され、県下最大の結核療養所

を目標に着々工事が進められてきたが、敗戦によつて工事が中絶されたまま現在に至り、完成された病棟は四百五十床にすぎず、県下の私立施設を合しても本県の結核り病者約三万名に対してはあまりにも少なく憂うべき実情にあるから、すみやかに三百二十床の未完成病棟および附属施設を整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大阪療養所施設拡充等に関する請願

請願者　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　広岡幸雄外五百名

右の請願は

国立大阪療養所は、戦時中定員一千床の設備を有していたが、戦後急速に荒廃し、さらに医師、看護婦の不足等のため現在六百床が活用されているに過ぎない。しかして大阪地方における多数の結核患者は療養や外科手術の好機を逸し、折角治るべき病気も治せない不幸な結果を生じているから、当療養所職員の増員待遇の改善および施設の拡充整備とこれに伴う予算の増額等必要な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大阪療養所施設拡充等に関する請願

請願者　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　広岡幸雄外五百名

右の請願は

国立大阪療養所は、戦時中定員一千床の設備を有していたが、戦後急速に荒廃し、さらに医師、看護婦の不足等のため現在六百床が活用されているに過ぎない。しかして大阪地方における多数の結核患者は療養や外科手術の好機を逸し、折角治るべき病気も治せない不幸な結果を生じているから、当療養所職員の増員待遇の改善および施設の拡充整備とこれに伴う予算の増額等必要な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所経費増額に関する請願

請願者　秋田県由利郡本荘町石脇龍巻一二国立秋田療養所内　宮原政敏

右の請願は

国立療養所は、元傷い軍人、戦災者、引揚者等直接間接の戦争犠牲者と極めて貧困な一般市民の療養所で、療養者は縁故近親等からのわずかな仕送りと国家の扶助によつて療養生活を続けている。しかるに現在国家から支給される患者一人一日五十三円の賄料では栄養が取れず、加えて特効薬ストレプトマイシンは高価のため使用できない等の実状にあるから、(一)適応症患者に対するストレプトマイシンの使用を全額国庫負担とすること、(二)療養所職員の待遇改善をすみやかに実施すること等国立療養所経費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願（二通）

請願者　岩手県一ノ関市山ノ目町泥田山下四八国立岩手療養所患者自治会内　菊池希孝外三百九十四名

右の請願は

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願（二通）

第五八一号　岩手県一ノ関市山ノ目町泥田山下四八国立岩手療養所患者自治会内　菊池希孝外三百九十四名提出

第八一五号　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所入所者自治会災害対策委員会内　吉野貞次郎提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二七号　国立療養所経費増額に関する請願

第五八一号　国立岩手療養所の火災復旧に関する請願（二通）

第八一五号　国立福島療養所の火災復旧に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第四号

国立療養所経費増額に関する請願

第二二七号　秋田県由利郡本荘町石脇龍巻一二国立秋田療養所内　宮原政敏提出

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願（二通）

第五八一号　岩手県一ノ関市山ノ目町泥田山下四八国立岩手療養所患者自治会内　菊池希孝外三百九十四名提出

国立福島療養所の火災復旧等に関する請願

第八一五号　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所入所者自治会災害対策委員会内　吉野貞次郎提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立療養所経費増額に関する請願

請願者　秋田県由利郡本荘町石脇龍巻一二国立秋田療養所内　宮原政敏

右の請願は

国立療養所は、元傷い軍人、戦災者、引揚者等直接間接の戦争犠牲者と極めて貧困な一般市民の療養所で、療養者は縁故近親等からのわずかな仕送りと国家の扶助によつて療養生活を続けている。しかるに現在国家から支給される患者一人一日五十三円の賄料では栄養が取れず、加えて特効薬ストレプトマイシンは高価のため使用できない等の実状にあるから、(一)適応症患者に対するストレプトマイシンの使用を全額国庫負担とすること、(二)療養所職員の待遇改善をすみやかに実施すること等国立療養所経費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願（二通）

請願者　岩手県一ノ関市山ノ目町泥田山下四八国立岩手療養所患者自治会内　菊池希孝外三百九十四名

右の請願は

昭和二十四年十二月二十三日午後七時三十分頃岩手県一ノ関市所在、国立岩手療養所治療棟歯科技工室より出火、治療棟、事務本館等建坪数約五百坪を全焼した。幸に入所患者四百十一名の生命に異常はなかつたが、医療器具その他の国有財産を灰じんに帰し、診療業務に一大支障をきたしているから、すみやかに復旧を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立福島療養所の火災復旧等に関する請願

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所入所者自治会災害対策委員会内　吉野貞次郎

右の請願は

国立福島療養所第十病棟は、本年一月十六日出火し、折からの風を消火設備の不完全によつて、二十数分間で全焼したため、患者は身一つで避難し、所有品のほとんど全部を焼失した。しかして、これらの患者はほとんど各種社会保障制度の下に療養生活をしていたので、精神的物質的打撃は極めて大きく、その窮乏生活は日用品にさえ事欠いている実情であるから、り災患者の救済のため、(一)焼失病棟の復興、(二)り災者の救護、(三)防火設備の増設と予算の増額等の対策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九八号　医師実地修練予算増額に関する請願

第二九九号　医師実地修練制度改善に関する請願

第三〇〇号　医師国家試験制度改善に関する請願

第四九九号　インターン採用方法の民主化に関する請願

第七六二号、第八〇五号　看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

第一三〇五号　旧看護婦規則廃止延期等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月一日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第五号

医師実地修練予算増額に関する請願

第二九八号　東京都文京区本富士町一東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修提出

医師実地修練制度改善に関する請願

第二九九号　東京都文京区本富士町一東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修提出

医師国家試験制度改善に関する請願

第三〇〇号　東京都文京区本富士町一東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修提出
インターン採用方法の民主化に関する請願
第四九九号　東京都文京区本富士町一東京大学内全日本学生自治会総連合内　武井昭夫提出
看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願
第七六二号　東京都文京区本富士町東京大学医学部附属医院内　橋本マサ外三十名提出
第八〇五号　東京都中野区新新井町五一四全日本国立医療労働組合内　小野木貞久提出
旧看護婦規則廃止延期等に関する請願
第一三〇五号　福島市中町七一福島県医師会内　中尾秀雄提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月一日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

医師実地修練予算増額に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町一　東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修

右の請願は

医師の質の向上を目的として実地修練制度が実施されてから既に三年になるが、病院側の準備不充分にもかかわらず戰時中多数採用された医学校の卒業生が割当られたため、充分な指定ができず、また修練生の不訓による器具の破損、試薬の大量使用等のため修練生の存在が負担となり、一方修練生は敗戰に伴う社会的経済的情勢の影響を受けて勉学困難となり医学的素養はいちじるしく低下して多数の不合格者を出している等折角のインターン制度も水泡となつているから、本制度の目的を達成するため、実地修練補助として厚生省の計上した予算を確保することおよび国、官立病院において修練を行う者の生活を保障するため予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医師実地修練制度改善に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町一　東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修

右の請願は

医師実地修練制度は、実施以来三年になるが、敗戰当時の混迷時に生れ、その後悪化した経済社会諸情勢のため、充分な成果をあげていないから、インターン制度の向上改善のため、(一)実地修練生を修練施設に收容し、その身分を職員とすること、(二)修練指導施設を拡充すること、(三)通勤定期購入手続を簡素化すること、(四)実地修練生の採用を民主的に行うこと等実地修練制度の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医師国家試験制度改善に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町一　東大附属医院内日本インターン連合会書記局内　宮沢修

右の請願は

医師国家試験制度は、実施以来既に三年を経たが、その結果は多数の不合格者を出している。これは学校教育の努力と医学校卒業までの過程を無にするものであり、この状態は軽視できないものがあるから、(一)国庫負担により医学校教育機関を充実し、卒業試験をもつて国家試験に代えること、(二)国家試験を実地修練の前に行うこと、(三)試験問題には採点者の主観的判断の入らないイエス、ノー式とすること、(四)試験実施日を一定し、合否発表をすみやかにすること等国家試験制度を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

インターン採用方法の民主化に関する請願

請願者　東京都文京区本富士町一　東京大学内全日本学生自治会総連合内　武井昭夫

右の請願は

医師実地修練制度実施以後各病院における修練生採用方法は、とかく不公平かつ不満足、不明朗な点が多いが、実地修練制度は法律に定められた義務年限であり各病院が法定定員以下の人員しか採用しないことや、思想信條の如何を採用の基準とする様なことは明確な憲法違反であり、また、医学、医療の発達をさまたげるものであるから、(一)実地修練生採用は民主的な抽選により思想、所属団体の調査を行わないこと、(二)定員未満の際は無條件にし採用すること、(三)法定定員数を嚴守すること等の実現のため適切な処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

請願者　東京都文京区本富士町東京大学医学部附属医院内　橋本マサ外三十名
　東京都中野区新新井町五一四全日本国立医療労働組合内　小野木貞久

右の請願は

現行保健婦助産婦看護婦法によれば、本年九月より甲種看護婦の国家試験が行われることになり、現在の看護婦資格既得権者も受験資格が與えられている。しかるにこれらの看護婦は、現在の看護婦学校の技術指導者であるばかりでなく、臨床技術の点においては医師と同等の素養を持つている者さえあるから、この指導者と新しく卒業する看護婦と同一視することは不合理であり、一方医療法の完全実施に伴う看護婦の必要性等にかんがみ、現在の既得権者に対しては、徹底的再教育をもつて国家試験に、かえる特例を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧看護婦規則廃止延期等に関する請願

請願者　福島市中町七一福島県医師会内　中尾秀雄

右の請願は

看護婦の法実施に伴い甲種、乙種の養成機関も発足の準備態勢にあり漸次整備拡充せられるものと思われるが、一方本年八月三十一日限りで旧看護婦規則によるものは存在しないことになるので新制度による看護婦出現までにはなお数年を要し、その間看護婦の不足を招来することは明らかであり、かつ医療法の病院看護婦定員規定により現在に数倍する人員を要するため、多数の病院は成立不能に陥り保健衛生に及ぼす影響もじん大であるから、新制看護婦の出現まで旧看護婦規則の廃止を延期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思

う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四七一号、第七六一号　恩給等受給者の未復員者給與法適用に関する請願

第九一一号、第九一二号　傷病年金等受給者に未復員者給與法適用の請願（二通）

第九七一号　放射線技師法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月一日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

恩給等受給者の未復員者給與法適用に関する請願

請願者　広島県加茂郡西條町国立広島療養所内　高橋信雄外三名

右の請願は

さきに未復員者給與法が改正されて、療養者に対する適用が一箇年延長されたことは、療養者にとつて喜ばしいことであるが、同じ公務に基因して発病した者でも、恩給または一時賜金等を受けているため、この法の適用を受けられず、多額な医療費を負担し、不安な療養生活を続けている者が全国には数知れずあり、ことに結核患者の場合は、長期療養を必要とするため、精神的経済的の苦しみは悲惨を極めているから、恩給等受給者に対しても未復員者給與法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給等受給者の未復員者給與法適用に関する請願

請願者　福岡県糟屋郡古賀町国立福岡療養所内　滝下正人外一千百三十一名

右の請願は

目下国立療養所に入院療養中の元軍人軍属で、さきに転免役賜金および傷病恩給の支給を受けたものは、その後陸海軍給與令の廃止により現在災害給與の恩典から除外され、療養費は自費によつているが、生活困窮のため多額の経費を要する療養継続は不可能な事情にあり、また、入院患者の大部分は長期療養を要する結核患者であるが、さきに同條件の者で政府の擬律に従わず傷病恩給等の請求手続をなさなかつた者は、全額国庫補助による療養を行つているのであるから、傷病恩給等を受けた者にも未復員者給與法による災害給與を適用せられるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷病年金等受給者に未復員者給與法適用の請願

請願者　鹿児島県姶良郡帖佐町国立帖佐療養所内　坂本忠良外六名

請願者　鹿児島市鹿児島国立病院内　田中格蔵外五十九名

右の請願は

さきに未復員者給與法が改正されたことは、戦傷者にとつて喜ばしいことであるが、従来傷病恩給等の受給者は折角の恩典から除外されており、今後も引続いて療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者に対し未復員者給與法を適用され、また傷病恩給を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願特別報告第七号

放射線技師法制定に関する請願

第九七一号　東京都千代田区神田三崎町財団法人結核予防会内日本放射線技師会内　滝内政治郎外六名

提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月一日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

放射線技師法制定に関する請願

請願者　東京都千代田区神田三崎町財団法人結核予防会内日本放射線技師会内　滝内政治郎

右の請願は

医療関係技術者はその智識、技能、経験等の技術能力が直接人命に影響するから、すべて国家試験によつてその資格が限定されているが、エックス線技術者についてはいまだに法律の制定がなく、ことに近時結核予防上エックス線の価値、効用が増大し、設備も全国的に増加し、また病院にはこれが設置を規定されているのであるから、国民保健上すみやかに放射線技師法を制定されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一号　結核コロニー施設建設等に関する請願

第一〇九号　山川町の上水道増補改良拡張工事費国庫補助および起債に関する請願

第五二七号　結核予防対策費補助金交付の請願

第七八七号　結核自宅療養者の保護に関する請願

第一一七四号　津久見港に検疫所設置の請願

第一五二一号　精神衛生法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第八号

結核コロニー施設建設等に関する請願

第四一号　兵庫県有馬郡三輪町国立兵庫療養所内結核後保護協会内　冨成修三提出

山川町の上水道増補改良拡張工事費国庫補助および起債に関する請願
第一〇九号　鹿児島県揖宿郡山川町長　伊佐丑之助提出
結核予防対策費補助金交付の請願
第五二七号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出
結核自宅療養者の保護に関する請願
第七八七号　東京都世田谷区上北沢一ノ二六一結核予防会上北沢予防所内友の会内　太田考雄提出
津久見港に検疫所設置の請願
第一一七四号　大分県議会議長　安部雅也提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

結核コロニー施設建設等に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町国立兵庫療養所内結核後保護協会内　冨成修三

右の請願は

現在わが国の結核患者は約二百万にのぼり、益々激増の傾向にある。しかして結核回復者の大半は健康人に比していちじるしく作業能力が劣つているにもかかわらず、治療に最も重要である後保護施設のないため無理を知りながら療養所を退所し、大半は再び回復することのできない重症者となつて不幸な運命をたどつている状態であるから、これらの人々に対して後保護施設である結核コロニー施設建設を施せられるとともに結核患者専用の職業補導所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山川町の上水道増補改良拡張工事費国庫補助および起債に関する請願

請願者　鹿児島県揖宿郡山川町長　伊佐丑之助

右の請願は

山川町は鹿児島県の最南端に位し、福元、成川、大川、小川、岡児ヶ水、浜児ヶ水の六区に分れ、火山れき土の地層のため、わき水が少く極めて水に恵まれない地である。ことに国立公園予定地である岡児ヶ水浜児ヶ水両地区は、地下水が乏しいため一荷の井水を求めるにも数時間を要する有様で、また福元地区には二十年前敷設した小規模の上水道があるが、人口の増加により飲料水にもはなはだしく不足をきたし、目下時間給水を余儀なくされている。一方成川地区においては他地区への多量送水によつて造船場、製氷物、温泉場等への給水が不能となつて工場経営に重大な影響を及ぼしている現状であるから、すみやかに国庫補助および起債をもつて上水道の改良、増補、拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防対策費補助金交付の請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

結核予防対策の重点は都市に置かれなければならないから、少くとも結核予防指定の市に対してこれが対策費を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核自宅療養者の保護に関する請願

請願者　東京都世田谷区上北沢一ノ二六一結核予防会上北沢予防所内友の会内　太田考雄

右の請願は

全国に二百万といわれている結核自宅療養患者は、ベット患者に劣らない重症者であるが、ベット不足のため施設不備な自宅において療養を行つている回復期にある者比較的軽症の者であるが、これらの者が安心して療養ができるよう、(一)加配米および栄養物資を配給すること、(二)保健所利用に健康保険を実施すること、(三)一般健康保険の適用を延期すること等入院入所患者と準ずる保護対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津久見港に検疫所設置の請願

請願者　大分県議会議長　安部雅也

右の請願は

大分県津久見町は、豊富な石灰石を埋蔵し、これを主原料とするセメント石灰、炭酸カルシューム等の移輸出入があり、津久見港開港後現在まで十一隻の外国船が出入し、台湾ならびに中国向としてセメントを輸出しているため、外国船舶の検疫はもちろん町内衛生取締等の必要にせまられているから、津久見港に検疫所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願特別報告書第九号

精神衛生法制定に関する請願

第一五二一号　東京都新宿区下落合一ノ四五六財団法人精神厚生会内　内村祐之外四名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

精神衛生法制定に関する請願

請願者　東京都新宿区下落合一ノ四五六財団法人精神厚生会内　内村祐之外四名

右の請願は

精神病、精神薄弱および精神病質等の精神障害者の医療および保護に関する現行法令は、精神病者監護法および精神病院法の二者があるだけで、これらも制定後相当の年月を経過しており、現在の社会情勢や学術の進歩に適合しない面が多いから、新らしい時代の要望を考慮されて、わが国において最も遅れている方面の一つである精神衛生的施策の推進、合理化により社会福祉の向上を図る精神衛生法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願審査報告書第八号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　未亡人、寡婦に年金支給等の請願

第五一五号　生活保護者住宅の建築に関する請願

第五一七号　行路病人、浮浪者の収容所設置に関する請願

第五一九号　地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を行政財産に変更するの請願
第一五三六号　身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月六日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第十号

未亡人、寡婦に年金支給等の請願
第一号　福島県伊達郡掛田町一未亡人会掛田支部内　池川りる外二名提出

生活保護者住宅の建築に関する請願
第五一五号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出

行路病人、浮浪者の收容所設置に関する請願
第五一七号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出

地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を行政財産に変更するの請願
第五一九号　新潟県高田市長　関威雄提出

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願
第一五三六号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠治外一名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月六日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

未亡人、寡婦に年金支給等の請願
請願者　福島県伊達郡掛田町一未亡人会掛田支部内　池川りる外二名

右の請願は

戰争の災禍によつて一家の支柱を失つた戰死者、戰災者等の遺族の窮状は最も悲惨であるから、(一)未亡人、寡婦に対する年金制度の設定、(二)遺児に対する育英資金の支給、(三)母子寮授産場の福祉施設の実現等の援護対策を強化して経済的、精神的の両面に更生の機会を與えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護者住宅の建築に関する請願
請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

住宅問題で一番悲惨な状況にあるのは、生活困窮者である。これらの者は、生活の関係から都市に集中する傾向にあるので、その数は増加する一方であるが、自ら住宅を建築することができないのはもち論、住宅を借りることもできないので、穴居生活、公共物、神社拝殿等に不法住居することになり、このため浮浪性を帯び社会秩序を乱す者も出ているから、引揚者住宅、浮浪者住宅について強力な対策を樹立されるとともに、建築費、修繕費等は全額国庫負担とされるようにされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行路病人、浮浪者の收容所設置に関する請願
請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

最近の社会情勢から行路病人および浮浪者はますます増加の傾向にあるので、各市共これが処置について、苦慮している現状であるから、この際公共的な收容施設として、各市に最低五、六名の收容能力のある適切な施設を国費をもつて、設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を行政財産に変更するの請願
請願者　新潟県高田市長　関威雄

右の請願は

地方公共団体が旧軍用地、建物等の国有財産を利用して、戰災引揚者等の共同住宅その他の公共施設を経営する場合、その国有財産が普通財産であるため、地方公共団体が使用料、火災保険料を負担し、またその施設が国で経営すべき性質であるにかかわらず、地方公共団体が多額の経営費を負担しながら、国家から何等の代償も支拂われないのは甚だ不合理であるから、これらに使用されている国有財産はすみやかに行政財産に編入するとともに、その経営も厚生省その他関係官庁において実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は概ね妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願
請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠治外一名

右の請願は

きたる四月一日より身体障害者福祉法が実施されるが同法には、(一)税金の全面的控除、(二)内部疾患者に対する福祉援護、(三)更生訓練所ならびに現有授産所の強化、(四)生業資金の特別貸付、(五)鉄道無賃乘車の措置、(六)住宅の保証斡旋等について幾多の改正を要する点があるから、社会政策上各項目を再検討されて、適切な改正を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第九号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六〇号　磐梯、吾妻両山一帶の国立公園指定促進に関する請願
第五四二号　人吉市一帶を準国立公園に指定の請願
第八八〇号　妙高、戸隠山一帶を国立公園に指定の請願
第一三五九号　伊豆七島、伊豆半島一帶を海洋国立公園に指定の請願
第一七六四号　新規観光ホテル建設敷地変更に関する請願
第一七六九号　広島県宮釈峡および道後、比婆両山一帶を準国立公園に指定の請願
第一八四六号　宮崎県木花村、都井岬間の海岸道路を準国立公園に指定の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第十一号

磐梯、吾妻両山一帶の国立公園指定促進に関する請願

第一六〇号　福島県副知事　大和田弥一提出

人吉市一帯を準国立公園に指定の請願

第五四二号　熊本県人吉市長　小出政喜外三名提出

妙高、戸隠山一帯を国立公園に指定の請願

第八八〇号　新潟県高田市長　関威雄提出

伊豆七島、伊豆半島一帯を海洋国立公園に指定の請願

第一三五九号　静岡県伊東市長　石川哲外十九名提出

新規観光ホテル建設敷地変更に関する請願

第一七六四号　東京都中央区銀座六ノ四交詢ビル二一九号皇居前保存協会内　岩隈虎雄提出

広島県帝釈峡および道後、比婆両山一帯を準国立公園に指定の請願

第一七六九号　広島県神石郡永渡村長　赤木穣外三十名提出

宮崎県木花村、都井岬間の海岸道路を準国立公園に指定の請願

第一八四六号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十五日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

磐梯、吾妻両山一帯の国立公園指定促進に関する請願

請願者　福島県副知事　大和田弥一

右の請願は

磐梯、吾妻国立公園の指定については、すでに国立公園中央審議会特別委員の現地調査を終了しており、一方地元福島をはじめ新潟、山形の各県県民一致の要望でもあるから、すみやかに国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

人吉市一帯を準国立公園に指定の請願

請願者　熊本県人吉市長　小出政喜外三名

右の請願は

南九州の球磨人吉一帯は、数十の温泉、球磨川清流、秀峯市房山、ハイキングの矢岳高原などあつて、観光景勝の地であるから、同地一帯を準国立公園として指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

妙高、戸隠山一帯を国立公園に指定の請願

請願者　新潟県高田市長　関威雄

右の請願は

妙高、戸隠山一帯は、天恵的な大公園で、その規模、景観、科学的資料および保健的価値において既設の国立公園に優る好適地であるばかりでなく、赤倉、妙高、池の平等多数の温泉を控え、国際スキー場、県営国際観光ホテル等各種施設に富み、国会においてもすでに数回請願が採択されているのであるから、すみやかに当地帯を国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊豆七島、伊豆半島一帯を海洋国立公園に指定の請願

請願者　静岡県伊東市長　石川哲外十九名

右の請願は

伊豆七島は風光明びで熱帯亜熱帯植物に富み、展望雄大、断がいの景観は天下に絶するものがある。伊豆半島はまた広大な天城の天然林を背として海岸の変化に富み、気候は冬暖かく、夏は涼しく、厳冬の頃に初夏の果実野菜の自然栽培ができる程であつて、温泉は至る所にゆう出し、風景の美は洽く人の知るところであるから、この伊豆半島と伊豆七島を結び国際文化施設を完備して、海洋国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新規観光ホテル建設敷地変更に関する請願

請願者　東京都中央区銀座六ノ四交詢ビル二一九号皇居前保存協会内　岩隈虎雄

右の請願は

皇居前にアメリカ資本によつて大観光ホテルが建てられるという記事が最近の都内の各新聞紙上に掲載されたが、皇居前広場は平和的文化国家建設の精神的オアシスであり、日本国民全体の広場であるここに商業的の建物を建てることはすべてがぶち壊してあるから、日本永遠の友ぎ上からも慎重熟慮されて観光ホテル敷地を他の適当な地に選定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県帝釈峡および道後、比婆両山一帯を準国立公園に指定の請願

請願者　広島県神石郡永渡村長　赤木穣外三十名

右の請願は

地質学上、植物学上世界にまれな特質を有する広島県立公園帝釈峡および道後、比婆両山一帯を国立公園法により準国立公園に指定せられて、学術的、科学的に世界にも少いこの史跡天然記念物を国家において保護保存せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県木花村、都井岬間の海岸道路を準国立公園に指定の請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は

宮崎県下の木花村加江田川河口より都井岬に至る二十余里の海岸線は、千変万化の奇勝に富み本県のほこる観光地帯であつて、この海岸線に沿つた路線の快的な観光バスとガイドの懇切なる説明案内は、戦前すでに有名であり、今日も多くの観光客があとをたたない実情であるから、本海岸路線を道路公園として準国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい、ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第十号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九号　健康保険組合事務費国庫補助増額等に関する請願

第一八九号　はり、きゆう、マッ

サージ施術に健康保険給付資格付與の請願
第二二六号　健康保険法改正反対等に関する請願
第四九六号　健康保険制度の擁護および外来患者の保護に関する請願
第五九八号　健康保険法および厚生年金保険法中一部改正に関する請願
第一七〇号、第九四〇号　健康保険制度改善に関する請願
第一〇五九号　私立結核療養所の健康保険入院料改正に関する請願
第一一二二号、第一六四四号　国民健康保険制度改善に関する請願
第一三六九号　厚生年金保険に関する請願
第一六一五号　はり、きゅう、マッサージ施術に国民健康保険給付資格付與の請願
第一七八〇号　国民健康保険給付国庫補助に関する請願
第一九〇一号　健康保険制度の一本化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第十号

健康保険組合事務費国庫補助増額等に関する請願

第二九号　福島市福島県庁内福島県市町村吏員健康保険組合理事長　伊藤幟提出

はり、きゅう、マッサージ施術に健康保険給付資格付與の請願

第一八九号　高知市旭駅前通り高知県はり、きゅう、マッサージ師会内　榊原安太郎外一万七千百八十一名提出

健康保険法改正反対等に関する請願

第二二六号　秋田県由利郡本荘町石脇竜巻二二国立秋田療養所内　宮原政敏提出

健康保険制度の擁護および外来患者の保護に関する請願

第四九六号　東京都北区稲付出井頭一、八〇〇東京自由病院内　杉浦昌夫提出

健康保険法および厚生年金保険法中一部改正に関する請願

第五九八号　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国進駐軍労働組合同盟内　山田節男提出

健康保険制度改善に関する請願

第一七〇号　奈良県庁内奈良県健康保険対策委員会内　越智岩太郎外二名

第九四〇号　大阪市天王寺区上本町三大阪府医師会内　井岡健夫外一名提出

私立結核療養所の健康保険入院料改正に関する請願

第一〇五九号　東京都中野区新井町六七九日本私立結核療養所協会内　田沢鐐二提出

国民健康保険制度改善に関する請願

第一一二二号　茨城県水戸市北三の丸茨城県民生部健康保険課内茨城県国民健康保険団体連合会理事長　宮田重文提出

第一六四四号　長崎県議会厚生常任委員会内　寺田善吉外七名提出

厚生年金保険に関する請願（七通）

第一三六九号　東京都庁賃上共闘全国労働組合懇談会全国紙パルプ労働組合連合会内　谷口清外六名

はり、きゅう、マッサージ施術に国民健康保険給付資格付與の請願（二通）

第一六一五号　神戸市長田区苅藻通り三ノ一兵庫県はり、きゅう、あんま、マッサージ師会内　塩津勇外一万一千八百五十名提出

国民健康保険給付国庫補助に関する請願

第一七八〇号　福島県議会議長　蓮沼竜補提出

健康保険制度の一本化に関する請願

第一九〇一号　千葉市印内町一一一　和田平武外九名提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十六日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

健康保険組合事務費国庫補助増額等に関する請願

請願者　福島市福島県庁内福島県市町村吏員健康保険組合理事長　伊藤幟

右の請願は

昭和二十三年七月法律第百二十六号をもつて健康保険法の一部改正が行われ、市町村職員に対しても本法の強制適用の処置が講ぜられたが、運営に当つて各種の矛盾が生じ所期の実効を挙げ得ないばかりでなく未だに組合結成に至らない府県も多いから、健康保険の円滑な運営を図るために(一)健康保険組合事務費国庫負担の大幅増額および給付費補助創設、(二)社会保険診療報酬支払基金の改善(三)、健康保険法施行令第四十八条の改正、(四)健康保険料の被保険者負担額に対して勤労所得源泉課税の算出基礎の範囲外とすること、等の緊急処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

はり、きゅう、マッサージ施術に健康保険給付資格付与の請願（八通）

請願者　高知市旭駅前通り高知県はり、きゅう、マッサージ師会内　榊原安太郎外一万七千百八十一名

右の請願は

最近はり、きゅう、マッサージ業者の治療を求める患者の中には、各種健康保険による施術を望むものが増加しているが、現在施術に対しては健康保険給付の資格が付与されておらないため、患者、業者ともに不便を感じているから、国民の健康増進のため、はり、きゅう、マッサージ施術に対して健康保険給付の資格を付与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険法改正反対等に関する請願

請願者　秋田県由利郡本荘町石脇竜巻二二国立秋田療養所内　宮原政敏

右の請願は

政府は、給食費の支給停止、医療費の一部患者負担、家族保険の利用廃止、歯科診療の制限等健康保険法の大幅改訂を企図されていると聞くが、もしこのような改訂が行われるとすれば、患者はぼう大な負担に耐え切れず、療養の継続は不可能となり、また入所できない多数の開放性患者が町をうろつく結果となり、社会衛生上からもゆゆしき問題となるから、健康保険法の改訂を取り止め、健康保険医療給付期を最低三年に延長し、さらに生活保護法による生活扶助基準額を大幅に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険制度の擁護および外来患者の保護に関する請願

請願者　東京都北区稲付出井頭一、八〇〇東京自由病院内　杉浦昌夫

右の請願は
現在健康保険経済の破たんは、患者、医者ならびに一般被保険者の生活に深刻な影響を与えているから、健康保険制度の擁護および外来患者保護のために、(一)保健所における健康保険の適用、(二)健康保険の赤字を全額国庫負担とし、診療報酬および傷病手当金のすみやかなる支給、(三)制限診療の撤廃、(四)保険料率の引上げ中止、(五)保険料に対する所得税の撤廃、(六)保険診療に対しての免税、(七)結核外来患者に対する療養加配米ならびに営養物資の配給等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険法および厚生年金保険法中一部改正に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国進駐軍労働組合同盟内　山田節男

右の請願は
社会保障制度の確立は、いまだにその見込すら立たないが、日夜窮乏にあえぎ、てん落の途上にある勤労階級の救済対策として、本制度の一要素である健康保険法および厚生年金保険法の一部を至急に改正して、保険料負担制度の改正、医療制度の画期的改革ならびに養老年金、遺族年金の受給資格条件の短縮等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険制度改善に関する請願

請願者　奈良県庁内奈良県健康保険対策委員会内　越智岩太郎外二名

右の請願は
健康保険制度は社会保障の根幹をなす重要な制度であるが、現在の実情は正に危機にひんしており、これ以上放置することは許されないから、現下の危機を打開しその運営の円滑を期するため、(一)保険料率を引下げること、(二)国民負担保険料と同額以上の国庫補助を行うこと、(三)被保険者の一部負担ならびに診療制限撤化を廃して医療内容を向上すること、(四)保険医の保険医療収入に対する課税を撤廃すること等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険制度改善に関する請願

請願者　大阪市天王寺区上本町三大阪府医師会内　井岡健夫外一名

右の請願は
わが国の健康保険制度は、いまや重大な危機に陥つているから、この危機を突破し、国民の健康を保証できる制度とするため、(一)大幅の国庫負担により、医療社会保険を確立し、保険支払は、国庫立替支弁とすること、(二)社会保険診療報酬に対する課税の撤廃すること、(三)適用範囲を拡大し給付内容を無制限とすること等必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立結核療養所の健康保険入院料改正に関する請願

請願者　東京都中野区新井町六七九日本私立結核療養所協会内　田沢鎌二

右の請願は
全国私立結核療養所施設は、永年にわたり結核対策を使命として努力してきたが、健保医療報酬は昭和二十三年十月改正以来すえ置のままで、其の間人件費の高騰をはじめ食糧品およびその他必要資材の公値上りにより経営困難に陥つているから、健康保険入院料を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　長崎県議会厚生常任委員会内　寺田善吉外七名

右の請願は
国民生活安定に不可欠の国民健康保険の現状に即応し、国民の医療費負担の軽減、国民の健康保持増進ならびに地方自治制度確立のため、(一)国民健康保険税の創設、(二)国、県費補助の増額、(三)事業資金ならびに直営診療施設設置費の低利融資、(四)国民健康保険法中第二条および第四十七条の改正等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する請願

請願者　茨城県水戸市北三の丸茨城県民生部健康保険課内　茨城県国民健康保険団体連合会理事長　宮田重文

右の請願は
国民の生活安定に不可欠の国民健康保険の現状に即応するため、国民健康保険法を改正して、(一)国民健康保険の強制設立、(二)保険料を市町村税として徴収することを認めること、(三)保険事業に要する経費の補助、(四)中央会を法認団体とすること、(五)保険事業に対する金融的処置の立法化等を規定して、保険事業の振興発展を図り、将来の社会保障制度の実現に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生年金保険に関する請願（七通）

請願者　東京都庁内賃上共斗全国労働組合懇談会全国紙パルプ労働組合連合会内　谷口浩外六名

右の請願は
厚生年金保険積立金の医療施設、労働者住宅への融資に対する要望は、終戦後労資双方からくり返し要望されたが、いまだに積立金が大蔵省預金部に凍結されたまま勝手に公共事業その他に流用されて一銭も労働者のために活用されていないのは遺憾であるから、右積立金を労働者の住宅資金、医療施設に融資されるとともに、保険料の全額を国家、資本家で負担するよう法律を改正しまた標準報酬ベースの引き上げ等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

はり、きゅう、マッサージ施術に国民健康保険給付資格付与の請願（二通）

請願者　神戸市長田区苅藻通り三ノ一兵庫県はり、きゅう、あんま、マッサージ師会内　塩津勇外一万一千八百五十名

右の請願は

現在はり、きゅう、マッサージ業者の施術に対しては、国民健康保険給付の資格が付与されておらないため、患者、業者ともに不便を感じているから、国民の健康増進を図り、将来の社会保障制度の実現に備えるため、はり、きゅう、マッサージ施術に対して、国民健康保険給付の資格を付与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険給付国庫補助に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

国民健康保険の発達は社会保障制度確立の前提として最も緊切な問題であるにもかかわらず、現下市町村財政の事情によりその経営は極めて不振であることは、はなはだ遺憾であるからこの種制度の完全なる運営を期すため、各保険者に対しその保険給付に要する費用の少くとも五十パーセントを国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険制度の一本化に関する請願

請願者　千葉市印内町一一一　和田平武外九名

右の請願は

現行の健康保険制度は、多種多様に分れているため、事務手続を繁雑にし、診療報酬の支払も遅れ勝ちなので、医師も迷惑している実情であるから、事務の簡素化を図るため、現行の健康保険制度の一本化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

国民健康保険給付国庫補助に関する請願

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第十一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三号　浮浪児根絶対策に関する請願

第四七号、第三一三号　社会保険の危機打開に関する請願

第一五七号　託児所設置に関する請願

第六二六号　上田市に産院新設の請願

第一二二七号、第一二六〇号、第一二六九号、第一三〇一号、第一三〇二号、第一三七五号、第一五九八号、第一六九〇号、第一九〇〇号、第一九三九号、第一九五七号、第一九六四号、第二〇〇九号、第二〇二四号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二一二五号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一三七四号、第一四二五号、第一九五〇号、第二〇三〇号　国立療養所患者賄費予算増額に関する請願

第一四七一号　未復員者給与法による医療費負担に関する請願

第一四七九号、第一六四五号、第一七五七号、第一七九三号、第一九一九号、第二〇〇〇号　引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

第一五〇六号、第一七一九号、第一七二〇号、第二〇四二号　看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

第一五〇九号　国立岩手療養所の火災復旧に関する請願

第一五二二号　国立岩手、秋田、福島三療養所の火災復旧等に関する請願

第一五七六号　みぶよもぎ栽培奨励に関する請願

第一六〇一号、第一六〇二号、第一六〇三号、第一六二六号、第一六四九号、第一六八四号、第一六九八号、第一七一六号、第一七一八号、第一七二八号、第一七三四号、第一七四一号、第一七四二号、第一七六五号、第一七八四号、第一七九七号、第一七九八号、第一九三二号、第二〇一九号、第二一四八号　未復員者給与法等一部改正に関する請願

第一七四〇号　身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

第一八二七号　国立療養所内のストレプトマイシン使用適用範囲拡大に関する請願

第一八五六号　戦争犠牲者遺族の援護および未亡人戦歿者の福祉に関する法律制定の請願

第一九〇四号　医療法中一部改正に関する請願

第一九三八号　国立療養所員塚千石肚施設改善に関する請願

第一九六〇号　国民健康保険直営診療施設費国庫補助に関する請願

第一九七六号　国立療養所の暖房施設完備に関する請願

第一九九五号　上下水道事業費国庫補助増額に関する請願

第一九九七号、第二一一三号　進駐軍労務者の健康保険料国庫負担増額に関する請願

第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇八三号、第二〇八九号、第二一四二号、第二一五〇号　外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願

第二一三三号　武蔵野市引揚者吉祥寺寮下水道工事施行等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員会理事　藤森　長治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第十三号

浮浪児根絶対策に関する請願

第二三号　長崎市銅座町三二財団法人淳心園内西日本社会事業連盟内　佐々木祐俊提出

社会保険の危機打開に関する請願

第四七号　大阪市北区樽屋町一八可児一郎提出

第三一三号　京都市上京区新町通丸太町上ル京都府歯科医師会内　新畑小一郎提出

託児所設置に関する請願

第一五七号　東京都品川区五反田一ノ二〇五反田自由労働組合内　相田正外十五名提出

上田市に産院新設の請願

第六二六号　長野県上田市長　井上柳梧外一名提出

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

第一二二七号　京都府中郡五十河村字五十　河田崎徳治外六千三百五十四名提出

第一二六〇号　石川県金沢市堅町一一一　丹羽源助外六千二百十名提出

第一二六九号　山口市八幡馬場一九　吉富幸助外一万二千六百五十三名提出

第一三〇一号　京都市上京区長者町堀川西入　水口菊三郎外一万

九千七百三十一名提出

第一三〇二号　福岡県糟屋郡香椎町四七一　中尾光造外一万八千四百六十六名提出

第一三七五号　岡山県上道郡操陽村大字倉富四三四操陽村遺家族厚生連盟会内　佐藤正男提出

第一五九八号　三重県桑名市大字江場一五九二　水谷喜郎提出

第一六九〇号　石川県能美郡寺井野町　山田重次外三千八百七十名提出

第一九〇〇号　岡山県勝田郡北吉野村大字荒内西五九〇ノ一　高山かめよ外三十八名提出

第一九三九号　山口市八幡馬場一九　吉富幸助外千八百二十名提出

第一九五七号　岡山県吉備郡日美村大字日羽一五二五　竹内啓次郎外八十九名提出

第一九六四号　岩手県盛岡市本町二九　梅津松夫提出

第二〇〇九号　岡山県都窪郡常盤村大字溝口一九四ノ一　高谷熊外百四十八名提出

第二〇二四号　岡山県真庭郡川東村大字赤野三〇五　武村団直外三百十五名提出

第二〇五二号　岡山市国富七三四　篠岡操外十四名提出

第二〇五三号　石川県石川郡旭村字相木　宮川時雄外九千三百四十三名提出

第二〇五四号　岡山県邑久郡邑久村　岡本岩雄外九百九十名提出

第二〇六〇号　山形市六日町　佐藤昌之外一万三百六十九名提出

第二〇六一号　岡山県勝田郡公文村大字中河内四二一　霜山孫三郎外千四十七名提出

第二一三五号　福岡県遠賀郡中間町字垣生　貞末満外二百五十三名提出

国立療養所患者賄費予算増額に関する請願

第一三七四号　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内　常本有志男外五百十三名提出

第一四二五号　東京都北多摩郡清瀬村野塩六八〇上宮教会清瀬病院内日本療養所患者同盟東京支部内　小島貞夫提出

第一九五〇号　岩手県一関市山目町泥田山下四八国立岩手療養所内　菊池希孝外三百七十九名提出

第二〇三〇号　神戸市須磨区多井畑黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内　山田義晴外二百十六名提出

未復員者給与法による医療費負担に関する請願

第一四七一号　東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟内　沢田栄一提出

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

第一四七九号　北海道空知郡芦別町字野花南外地引揚医師同志会内　多賀谷須三外三名提出

第一六四五号　北海道空知郡芦別町字野花南外地引揚医師同志会内　多賀谷須三外三名提出

第一七五七号　山形県南村山郡堀田村　神村敏提出

第一七九三号　福島県双葉郡富岡町小良ヶ浜　関根計提出

第一九一九号　岩手県東磐井郡折壁村　平井征之外十二名提出

第二〇〇〇号　札幌市外百石　西尾直躬外四十五名提出

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

第一五〇六号　大阪市福島区堂島浜通り三ノ一大阪大学附属医院内　林友子外二千五百五十一名提出

第一七一九号　千葉市亥鼻町三一三千葉大学医学部附属病院内　淡路きん外九十名提出

第一七二〇号　千葉県庁内日本助看保協会千葉県支部内　山本テイ外百六十名提出

第二〇四二号　大阪市西淀川区野里町一一七六号大川病院内　大川龍夫外五百四十七名提出

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願

第一五〇九号　岩手県盛岡市下厨川国立盛岡病院内岩手県庁内国立病院療養所患者同盟内　岡田恒明外二千百十五名提出

国立岩手、秋田、福島三療養所の火災復旧等に関する請願

第一五二二号　東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟内　沢田栄一提出

みぶよもぎ栽培奨励に関する請願

第一五七六号　東京都練馬区下石神井二ノ一七五東京本草協会内　栗原広三提出

未復員者給与法等一部改正に関する請願

第一六〇一号　東京都新宿区戸山町一国立東京第一病院東京都国立病院患者同盟内　小山内義隆外百十名提出

第一六〇二号　奈良市高畑町国立奈良病院患者新生会内　森岡敏男外五十名提出

第一六〇三号　高知市朝倉戎国立高知病院患者会内　中村小八郎外百二十六名提出

第一六二六号　宮城県仙台市原ノ町国立仙台病院患者自治会内　新貝源郎提出

第一六四九号　島根県八束郡乃木村国立松江病院患者自治会内　門脇徳十外百十九名提出

第一六八四号　長崎県大村市上久原国立大村病院患者療友会内　松本安治郎外百十八名提出

第一六九八号　長野県松本市旭町国立松本病院患者自治会内　水野雅司外百五十名提出

第一七一六号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小田島健二郎外百五十一名提出

第一七一七号　広島県福山市御門町国立福山病院患者醇和会内　折口静夫外八十八名提出

第一七一八号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠次外七百二十九名提出

第一七二八号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小田島健二郎外二名提出

第一七三四号　栃木県宇都宮市戸祭町国立栃木病院患者自治会内　吉野松五郎外三百七十四名提出

第一七四一号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院患者東治会内　村上健吾外五百五十七名提出

第一七四二号　石川県江沼郡山中町国立山中病院患者自治会内　浅野敏雄外五百四十五名提出

第一七六五号　静岡県浜松市和合町一五四国立浜松病院患者自治会内　山下徳一外百十六名提出

第一七八四号　岩手県盛岡市下厨川国立盛岡病院患者自治会内　関村三郎外三百二十八名提出

第一七九七号　山口市荒高町五九　平野林蔵提出

第一七九八号　群馬県利根郡治田町国立治田病院内　戸丸美代外八十二名提出

第一九三二号　岐阜市長森町一色国立岐阜病院内　堀一雄外九十四名提出

第二〇一九号　山口県熊毛郡伊保庄村国立療養所柳井病院　中谷道明外百九十九名提出

第二一四八号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新寮会内　山田由雄提出

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

第一七四〇号　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠治外一名提出

国立療養所内のストレプトマイシン使用適用範囲拡大に関する請願

第一八二七号　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　綛谷耀男外一千四百四十四名提出

戦争犠牲者遺族の援護および未亡人、戦歿者の福祉に関する法律制定の請願

第一八五六号　宮崎県議会議長日高弥一提出
医療法中一部改正に関する請願
第一九〇四号　千葉県千葉郡幕張町馬加　前田陽外九名提出
国立療養所長塚千石荘施設改善に関する請願
第一九三八号　大阪府貝塚市名越一、一九一国立療養所千石荘内　植野郁夫提出
国民健康保険直営診療施設費国庫補助に関する請願
第一九六〇号　茨城県猿島郡古河町長　小池宗次郎提出
国立療養所の暖房施設完備に関する請願
第一九七六号　北海道札幌市白川国立第二療養所内　福谷久米吉外一名提出
上下水道事業費国庫補助増額に関する請願
第一九九五号　静岡県河津市議会議長　松本一郎提出
進駐軍労務者の健康保険料国庫負担増額に関する請願
第一九九七号　東京都中央区室町一ノ二連合国軍要員健康保険組合内　伊部実外十四名提出
第二一一三号　東京都中央区室町一ノ二連合国要員健康保険組合内　岩本光蔵外十四名提出
外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願
第二〇四五号　長崎市十人町六三の四　岸田豊助提出
第二〇四六号　秋田県仙北郡角館町東勝楽町一三　菅原広提出
第二〇七四号　熊本県天草郡大浦村　古瀬良虎提出
第二〇七五号　長崎市片淵町三ノ五　飯島直太郎外一名提出
第二〇八三号　熊本県天草郡佐伊津村二、二五五　中村千誠外一名提出
第二〇八九号　佐賀市多布施町七二八番富士方　本庄操提出
第二一一四号　熊本県宇土郡浦村字中村二、三八四　池中二郎提出
第二一四二号　和歌山県西牟婁郡潮岬村大字出雲二三一　富沢郊提出
第二一五〇号　和歌山県東牟婁郡太池町　戸田雄二提出
武蔵野市引揚者吉祥寺寮下水工事施行等に関する請願
第二一三三号　東京都武蔵野市吉祥寺四一引揚者吉祥寺寮内　山上三郎外六十二名提出

右八十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員会理事　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

浮浪児根絶対策に関する請願

請願者　長崎市銅座町三二　財団法人淳心園内西日本社会事業連盟内　佐々木祐俊

右の請願は

浮浪児問題は、平和文化国家再建途上の一大暗影であつて、しかも浮浪児数は漸次増加の傾向にあるから、その根絶のために、（一）浮浪児の鉄道乗車禁止および列車に浮浪児取扱い専門の車掌または警官を乗車せしめ車中の取締り、監護、送還、収容、（二）浮浪児を手先に使う悪徳ボスの検挙根絶、（三）福祉施設の収容年限の満二十歳までの延長、（四）浮浪児の教化、取締り等に対する警察官の権威の堅持等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険の危機打開に関する請願

請願者　大阪市北区樽屋町一八　可児一郎

請願者　京都市上京区新町通丸太町上ル京都府歯科医師会内　新畑小一郎

右の請願は

一般勤労大衆の保健衛生は、国家再建のため重要な問題であるが、現下の社会保障制度は、経済不安の影響を受けて重大な危機に陥つている。しかるに当局は、表面上の収支均衡を図るため、数回にわたる保険料の引上げ、平均報酬の大幅引上げ、扶養家族の整理等を実施した。一方保健医に対する徴税強化等によつて社会保険の前途は暗たんたる有様であるから、（一）社会保険の診療報酬支払を迅速化するため、国庫補助をすること、（二）社会保険給付内容の制度および診療費一部患者負担を廃止すること、（三）社会保険診療報酬に対する免税を実施する等社会保険の危機打開のために必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

託児所設置に関する請願

請願者　東京都品川区五反田一ノ二〇五反田自由労働組合内　相田正外十五名

右の請願は

失業者の家庭においては、殆んど全部の主婦が内職その他の仕事を求めているのであるが、子供があるためそれもできないので、子供達の多くは栄養不良となり、病人死亡者等を出している実情であるから、失業者の生活を救済するため託児所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上田市に産院新設の請願

請願者　長野県上田市長　井上柳梧外一名

右の請願は

上田市は五万に近い人口があるにもかかわらず、いまだに、産院が皆無の状態にあるが、産院は、厚生福祉施設として極めて重要かつ必要欠くことのできないものであるから、昭和二十五年度において当市に産院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　京都府中郡五十河村字五十河　田崎徳治外六千三百五十四名

請願者　京都市上京区長者町堀川西入　水口菊三郎外一万九千七百三十一名

請願者　福島県耶麻郡猪苗代町四七一　中尾光造外一万八千四百六十六名

右の請願は

戦没者遺族は、今次の戦争で一家の支柱を失つた最大の戦争犠牲者であるが、終戦後数年を経た今日社会的冷遇の下に生活は極度に困窮をきたしているからこれら遺族に援護の途を講じ、再起の途を開くため、（一）遺族に対する補償金の支給、（二）戦没者に対する弔慰金の支給、（三）戦傷者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　石川県金沢市堅町一一一　丹羽源助外六千二百十名

請願者　山口市八幡馬場一九　吉富幸助外一万二千六百五十三名

請願者　岡山県上道郡操陽村大字倉富四三四操陽村遺家族厚生連盟会内　佐藤正男

請願者　三重県桑名市大字江場一五九二　水谷喜郎

請願者　岡山県勝田郡北吉野村大字荒内西五九〇ノ一　高山かめよ外三十八名

右の請願は第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦歿者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）農作物の供出および租税の軽減、（七）生活保護法改正、（八）生産資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　石川県能美郡寺井野町山田重次外三千八百七十名

請願者　山口市八幡馬場一九　吉富幸助外千八百二十名

請願者　岡山県吉備郡日美村大字日羽一、五二五　竹内啓次郎外八十九名

請願者　岩手県盛岡市本町二九　梅津松夫

請願者　岡山県都窪郡常盤村大字藤戸一九四ノ一　高谷龍外百四十八名

請願者　岡山県真庭郡川東村大字赤野三〇五　武村団直外三百十五名

請願者　岡山市国富七三四　篠岡操外十四名

請願者　岡山県邑久郡邑久村　岡本岩雄外九百九十名

請願者　山形市六日町　佐藤昌之外一万三百六十九名

請願者　岡山県勝田郡公文村大字中河内四二一　霜山孫三郎外千四十七名

請願者　石川県石川郡旭村字相木　宮川時雄外九千三百四十三名

右の請願は第五国会に衆参両院及び遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦歿者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、（六）生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者　福岡県遠賀郡中間町字垣生　貞末満外二百五十三名

右の請願は戦死者の遺家族に対する援護のため、（一）戦病歿者の公務死を再確認して国家および地方公共団体において祭祀をすること、（二）死亡補償として国家公務員の給与ベースを基準として千日分の弔慰金および六十日分の葬祭料を階級の差別なく一率に支給すること、（三）遺児に対し義務教育期間授業料を免除すること、（四）課税に際しては遺族の立場を考慮されることその他について適切なる施策を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

国立療養所患者賄費予算増額に関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原　国立療養所春霞園内　常本有志男外五百十三名

請願者　東京都北多摩郡清瀬村野塩六八〇　上宮教会清瀬病院内日本療養所患者同盟　東京支部内　小島貞夫

右の請願は結核患者に最も必要なものは栄養であるが、現在国立療養所における患者食費は一日六十七円である。これでは必要とする栄養も確保できず、最低療養生活は破たんにひんしているから患者の生命を保持するため、すみやかに患者食費を最低百三十円程度に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

国立療養所患者賄費予算増額に関する請願

請願者　岩手県一関市山目町泥田　山下四八国立岩手療養所内　菊地希幸外三百七十九名

請願者　神戸市須磨区多井畑黒ケ谷一〇　国立神戸療養所内　山田義晴外二百十六名

右の請願は結核患者に最も必要なものは栄養であるが、現在国立療養所における患者食費は少額に過ぎるので必要とする栄養も確保できず、最低療養生活は破たんにひんしているから患者の生命を保持するため、すみやかに患者食費を相当程度に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

未復員者給与法による医療費負担に関する請願

請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟内　沢田栄一

右の請願は未復員者給与法の一部改正により療養期間の延長、家族扶助料の引上げ等が実施せられたが、外地で悪くなつた者以外の歯科治療が自己負担であり、ストレプトマイシンの使用が困難である等長期療養者の負担が大きいから、これ等の者の最低生活を保護するため未復員者給与法予算の大幅引上げ、および同法により一切の医療費支払を認めるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

請願者　北海道空知郡芦別町野花南外地引揚医師同志会内
多賀谷須三外三名

右の請願は

外地引揚医師国家試験の受験回数は二回と制限されているため、現在百五十名の失格者を出している。しかして、これらの者が試験に失敗した原因は引揚者で生活力がなく医学書等が購入できなかつたことと各人が功をあせつたためである。これら老齢の失格者にふたたび医師として、北海道、東北地方の無医村等において開業できる機会を与えるため受験回数を四回に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

請願者　北海道空知郡芦別町字野花南外地引揚医師同志会
内　多賀谷須三外三名

右の請願は

外地引揚医師国家試験に対する特例が公布されてより、すでに二回の国家試験が施行され、合格者三百八十名、失格者百五十名を出したが、試験に失敗した原因は、引揚者に医学書を購入する資力、または図書館や学校に行くことができなかつたことである。しかるにこれらの引揚者はほとんど正規の学校卒業者の行かない田舎に住居しているため、村民は引揚医師の開業を希望しているから、引揚医師の実情および年齢等を考慮し、引揚医師に対する受験回数を緩和して現在の二回を四回とせられたいとの趣旨であつて参議院は願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

請願者　山形県南村山郡堀田村
神村敏

請願者　札幌市外白石　西尾直躬
外四十五名

右の請願は

引揚医師に対する国家試験は二回に制限されているが、失職により生活力がなく医学書等の購入ができなかつたこと等が原因して、既に二回不合格となつた者にとつて、生活の途を立てるためにはどうしても長年体得した技能を生かす職業を選ぶ以外にないから、是非共試験回数を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

請願者　福島県双葉郡富岡町小良
ヶ浜　関根計

請願者　岩手県東磐井郡折壁村
平井征之外十二名

右の請願は

外地引揚医師に対する国家試験は既に二回行われたが、引揚後の失職によつて勉学する余裕がなかつたことと、功をあせつたこと等が原因して、相当数の失格者が出ているが、これらの者が生計を立てるためには長年体得した技能を生かすより途がないから現行法規を改正して現在二回に制限されている試験回数を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

請願者　大阪市福島区堂島浜通り三ノ一大阪大学附属医院内　林友子外二千五百五十一名

請願者　千葉市亥鼻町三一三千葉大学医学部附属病院内
淡路きん外九十名

請願者　千葉県庁内日本助看保協会千葉県支部内　山本テイ外百六十名

請願者　大阪市西淀川区野里町一、一七六号大川病院内
大川龍夫外五百四十七名

右の請願は

医師、歯科医師、薬剤師等には、新制度による国家試験合格者と旧制度によるものとの間に何等差別もされておらないのであるから、看護婦資格既得権者に対しても、国家試験を免除され、これに代る補習教育制度を設け、終了者に対し甲種看護婦資格を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立岩手療養所の火災復旧に関する請願

請願者　岩手県盛岡市下厨川国立療養所内患者同盟内
岡田恒明外二千百十五名

右の請願は

岩手県一ノ関市所在の国立岩手療養所は、昭和二十四年十二月二十三日火災により本館、治療棟等を焼失した。同所は結核医療機関として好適の地にあつて、開設以来完備せる施設と高度の技術とをもつて、傷い者を始め一般生活困窮者の医療に当り、幾多の療養者に回生再起の喜びを与え、また一般県民に対しては結核医療機関として医療保護に任じ、多大の感謝を受けていた。同所の焼失はこれら療養所の機能を中絶させている実情であるから、すみやかに復旧を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立岩手、秋田、福島三療養所の火災復旧等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟内　沢田栄一

右の請願は

現在結核患者は二百万を数え、ベットの不足が叫ばれているとき昨年十二月二十六日には岩手県国立岩手療養所、今年一月十三日には国立秋田療養所、同一月十六日には国立福島療養所を相次いで焼失したことは実になげかわしい次第であり、ことに直接り災患者は生活的に困窮状態を続け医療面にも重大なる支障をきたすおそれがあるからすみやかに施設を復旧せられるとともに、とかくおろそかであつた防火設備の強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

みぶよもぎ栽培奨励に関する請願

請願者　東京都練馬区下石神井二ノ一、七一五東京本草協会内　栗原広三

右の請願は
終戦後の食糧事情と住宅難の影響で、かい虫、十二指腸虫は全国到るところにまん延している。このかい虫、除薬としてはサントニンが最も服用容易で大衆的であるが、原料の薬草が ソ連原産で入手困難であるから、日本で栽培でき、サントニンが製造できるみぶよもぎの栽培を農村に普及して、かい虫、く除対策を集団的に施行するため、みぶよもぎの種苗を栽培希望に配給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法等一部改正に関する請願

請願者　東京都新宿区戸山町一国立東京第一病院東京都国立病院患者同盟内　小山内義隆外百十名

請願者　奈良市高畑町国立奈良病院患者新生会内　森岡敏男外五十名

請願者　高知市朝倉戎国立高知病院患者会内　中村小八郎外百二十六名

請願者　宮城県仙台市原ノ町国立仙台病院患者自治会内　新貝源郎

請願者　島根県八束郡乃木村国立松江病院患者自治会内　門脇徳十外百十九名

請願者　長崎県大村市上久原国立大村病院患者療友会内　松本安治郎外百十八名

請願者　長野県松本市旭町国立松本病院患者自治会内　水野雅司外百五十名

請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小田島健二郎外百五十一名

請願者　広島県福山市御門町国立福山病院患者醇和会内　折口静夫外八十八名

請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠次外七百二十九名

請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小田島健二郎外二名

請願者　栃木県宇都宮市戸祭町国立栃木病院患者自治会内　吉野松五郎外三百七十四名

請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院患者自治会内　村上健吾外五百五十七名

請願者　石川県江沼郡山中町国立山中病院患者自治会内　浅野敏雄外五百四十五名

請願者　静岡県浜松市和合町一五四国立浜松病院患者自治会内　山下徳一外百十六名

請願者　岩手県盛岡市下厨川国立盛岡病院患者自治会内　関村三郎外三百二十八名

請願者　山口市荒高町五九　平野林蔵

請願者　群馬県利根郡治田町国立治田病院内　戸丸美代外八十二名

請願者　岐阜市長森野一色国立岐阜病院内　堀一雄外九十四名

請願者　山口県熊毛郡伊保庄村国立療養所柳井病院　中谷道明外百九十九名

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新療会内　山田由雄

右の請願は
さきに未復員者給与法が改正されたことは、戦傷者にとつて喜ばしいことであるが、従来傷病恩給等の受給者は折角の恩典から除外されており、今後も引き続いて療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者に対しても未復員者給与法を適用されるよう同法の一部改正をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

請願者　東京都目黒区大原町一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内　小泉錠治外一名

右の請願は
身体障害者福祉法がきたる四月一日より実施されるが同法は、（一）税金の全面的控除、（二）内部疾患者に対する福祉援護、（三）更生訓練所ならびに現有授産場の強化、（四）生業資金の特別貸付、（五）鉄道無賃乗車の措置、（六）住宅の保証あつせん等について幾多の改正を要する点があるから、社会政策上各項目を再検討されて、適切な改正を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所内のストレプトマイシン使用適用範囲拡大に関する請願

請願者　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　総谷輝男外一千四百四十四名

右の請願は
ストレプトマイシンが国立療養所に配給使用されて以来、結核性患者の病気快復に偉大な効力を発揮している。しかるに現在その使用範囲は生活保護法による入院患者中、結核性脳膜炎、粟粒結核に限られているが、研究の結果によれば、ストレプトマイシンは腸結核、こう頭結核に効果のあることが判明しており、また国立療養所の入院患者の半数は、生活保護法による入院患者である等の事情を考慮されて国立療養所におけるストレプトマイシンの使用適用範囲を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護および未亡人、戦歿者の福祉に関する法律制定の請願

請願者　宮城県議会議長　日高陳一

右の請願は
戦歿者の遺族および未亡人等の生活は、いまや困窮の極に達し、その精神的苦悩をますます深刻を加えこのままでは憂うべき事態を誘発する虞があるから、昨年五月、衆参両院において議決された。戦争犠牲者遺族の援護に関する件および未亡人ならびに戦歿者の福祉に関する件をすみやかに法制化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

官報号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その十二）

意見書案

医療法中一部改正に関する請願

請願者　千葉県千葉郡幕張町馬加
前田陽外九名

右の請願は

医療法によると診療所管理者は同一患者を四十八時間以上収容してはならないとあり、また入院治療を要する患者は病院に入院して治療を受けなければならないとあるが、病院の少いわが国の現状では交通不便の地や小都市の患者にとつて、はなはだ困難で治療の万全を期し難いから、医療法中の一部を改正されて、診療所の患者収容時間の制限を撤廃するかまたは科目毎に設備のあるものに対しては患者収容時間の制限を解除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所員塚千石荘施設改善に関する請願

請願者　大阪府貝塚市名越一、一九一国立療養所千石荘内
植野郁夫

右の請願は

大阪府貝塚市所在の国立療養所千石荘は、主治医および看護婦等の定員不足はもち論、水道栓の破損、雨漏り、窓ガラスの破損等その施設は不備のまま放置されており、入所患者の療養生活に多くの支障を與えているから、同療養所の施設をすみやかに改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険直営診療施設費国庫補助に関する請願

請願者　茨城県猿島郡古河町長
小池宗次郎

右の請願は

昭和二十三年国民健康保険法の改正に伴い本事業が町営移管になつたのを機会に、茨城県古河町では町直営病院の建設が決定され、昭和二十四年を完成目標として努力してきたが、その規格が企業として最低度のものであるため計画を再度変更し、完備された施設により当地方医療水準の向上を計る目的で目下建設中であるが、これに要する費用はばく大な額に及ぶため現下の町村財政では全額負担は困難であるから、昭和二十四年度と同様に昭和二十五年度も国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の暖房施設完備に関する請願

請願者　北海道札幌市白川国立第二療養所内　福谷久米吉
外一名

右の請願は

現在北海道における国立療養所のうち、暖房設備の全くないものが七箇所もあり、その他設備のあるものでも、施設の荒廃がはなはだしく、しかもその殆どの療養所は施設荒廃のまま放置されているため、入所患者の療養生活に多大の支障を与えているから、北海道における国立療養所の暖房施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上下水道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　静岡県沼津市議会議長
松本一郎

右の請願は

国民の保険衛生上また火災防止少くとも市町村の集団家屋の存在する場所には広く上下水道事業を普及することが重要国策であると思われるが中小都市においては本事業は企業として成り立たないので、普及徹底は困難である。しかして昭和二十五年度上下水道事業国庫補助予定額は一億円とのことであるが、この額は全国要望額の百分の一にも達しない様である。しかして戦後国民の保健衛生向上の見地より本事業に対する国庫補助額を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

進駐軍労務者の健康保険料国庫負担増額に関する請願

請願者　東京都中央区室町一ノ二
連合国軍要員健康保険組合内　伊部実外十四名

請願者　東京都中央区室町一ノ二
連合国軍要員健康保険組合内　岩本光蔵外十四名

右の請願は

連合国軍要員健康保険組合の保険料負担割合は、現在大蔵省の主張によつて一対一の折半主義によつているが、言語、風習を異にする連合国軍のもとにあつて、重要な国家的任務に服している二十数万の組合員とその家族四十万人に対する社会保障の見地から、連合国軍要員労務の特殊性と福利厚生施設の極めて薄い点を考慮されて、政府負担を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願

請願者　長崎市十人町六三の四
岸田豊助

請願者　秋田県仙北郡角館町東勝楽町一三　菅原広

請願者　熊本県天草郡大浦村　古瀬良虎

請願者　長崎市片渕町三ノ五　飯島真太郎外一名

請願者　熊本県天草郡佐伊津村二、二五五　中村千誠外一名

請願者　佐賀市多布施町七二八　孝富士方　本庄操

請願者　熊本県宇土郡浦村字中村二、三八四　池中二郎

請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村大字出雲二三一　富沢郁

請願者　和歌山県東牟婁郡太地町戸間雄二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

右の請願は外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下附されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来学課試験があるため、多くの不合格者が出ているのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得権、基本的人権を侵害する等不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例制定当時同様、詮衡と口頭試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

武蔵野市引揚者吉祥寺寮下水工事施行等に関する請願

請願者　東京都武蔵野市吉祥寺四一引揚者吉祥寺寮内　山上三郎外六十二名

右の請願は東京都武蔵野市吉祥寺所在の引揚者吉祥寺寮は、下水排水設備が不完備のため、降雨の度毎に床下は浸水し、汚水が溢れて家の中はどぶ川のようになつている。雨期を控えこれをこのまま放置するときは、衛生上極めて憂うべき実情にあるから、すみやかに武蔵野市引揚者吉祥寺寮下水工事を施行せられ、また同寮居住者全員に対する布団、衣料の支給、入浴場の設置、および子供のある未亡人のため無料托児の設

せん等を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六七号　国民健康保険制度改善に関する陳情

第七五号　国民健康保険制度改善に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六七号　青森県庁保険課内青森県国民健康保険団体連合会理事長　福士永一郎提出

第七五号　群馬県庁内群馬県国民健康保険団体連合会理事長　前原一治提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民健康保険制度改善に関する陳情

陳情者　青森県庁保険課内青森県国民健康保険団体連合会理事長　福士永一郎

陳情者　群馬県庁内群馬県国民健康保険団体連合会理事長　前原一治

右の陳情は国民の生活安定に不可欠の国民健康保険の現状に即応するため、国民健康保険法を改正して、（一）国民健康保険の強制設立、（二）保険料を市町村税として徴収することを認めること、（三）保険事業に要する経費の補助、（四）中央会を法認団体とすること、（五）保険事業に対する金融的処置の立法化等を規定して、保険事業の振興発展を図り、社会保障制度の実現に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六号、第五一号、第六四号、第一六八号、第一九七号、第二一五号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第二号

戦争犠牲者の遺族援護強化に関する陳情

第三六号　大分県佐伯市葛区三、五五一　松浦安吉外七十六名提出

第五一号　大分県玖珠郡東飯田村大字松木　高田信一外二百三十八名提出

第六四号　岡山県吉備郡箟田村四、〇一八　植木重三郎外七百四十五名提出

第一六八号　神奈川県高座郡寒川町田端　佐藤信外五名提出

第一九七号　大分県直入郡久住町大字久住五、二三九　秦譲外五十一名提出

第二一五号　高知県長岡郡大杉村立川浦之谷　鎌倉近江外七百五十七名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　高知県長岡郡大杉村立川浦之谷　鎌倉近江外七百四十七名

右の陳情は第五国会において衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦歿者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の拡設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度の優先利用、（六）農作物の供出および租税軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　大分県直入郡久住町大字久住五、二三九　秦譲外五十一名

右の陳情は第五国会は衆参両院及び遺族援護に関して決議されたことは、遺族（一）同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦歿者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の拡設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度の優先利用、（六）農作物の供出および租税軽減等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　神奈川県高座郡寒川町田端　佐藤信外五名

右の陳情は

今次の戦争に一家の支柱を失つた戦歿者遺家族の生活は、終戦後数年にわたる経済情勢の変転に心身共に疲労困窮の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため適切な施策を講ぜられて、その再起更生を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　大分県玖珠郡東飯田村大字松木　高田信一外二百三十八名

陳情者　岡山県吉備郡箭田村四、〇一八　植木重三郎外七百四十五名

右の陳情は

第五国会において衆参両院で遺族援護について決議せられた、(一)遺族年金の支給、(二)生活扶助制度および生業資金制度の拡充、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、母子寮、保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)生産資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情（二通）

陳情者　大分県佐伯市葛区三、五五一　松浦安吉外七十六名

右の陳情は

第五国会において、戦争犠牲者遺族援護に関しての決議されたことは、遺族一同の喜びにたえない所であるが、さらに援護強化のために、(一)遺族に対する年金の支給、(二)戦歿者に対する葬儀等の慰霊行事を一般文民の処遇とすること、(三)遺家族子女の教育に対する育英制度の改善等の諸項を具体化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六三号　国立阿久根結核療養所の病床増加に関する陳情

第一七三号　菅川県大島療養所の患者収容施設拡充に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十二日

厚生委員長　塚本重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第三号

国立阿久根結核療養所の病床増加に関する陳情

第一六三号　鹿児島県川内市議会議長　桐原栄二外一名提出

香川県大島療養所の患者収容施設拡充に関する陳情

第一七三号　愛媛県議会議長　立川明提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十二日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立阿久根結核療養所の病床増加に関する陳情

陳情者　鹿児島県川内市議会議長　桐原栄二外一名

右の陳情は

阿久根療養所は、北薩地区一市二郡における唯一の国立結核療養所であるが、その施設は僅か九十ベットに過ぎず、川内市の必要とする病床だけでも二百床に上り、届出死亡者数は年六百人に達している当地区の実情より見て、憂うべき状態であるから、当療養所の病床を差当り必要数の半数三百床に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県大島療養所の患者収容施設拡充に関する陳情

陳情者　愛媛県議会議長　立川明

右の陳情は

らい病は人類史上最悪の宿病で、患者の肉体的、精心的苦悩は到底普通人の想像できないところである。しかして、香川県下の療養施設である大島青松園は、家屋は老朽し、文化施設に乏しく、ことに夫婦舎の施設がない等、その施設が極めて不備のため、重症患者の収容は極めて困難であり、また相当数に上る未収容患者が放置されているから、すみやかに当療養所の施設を拡充されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年三月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六四号　傷病年金等受給者に未復員者給与法適用の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月一日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第四号

傷病年金等受給者に未復員者給与法適用の陳情

第一六四号　新潟県柏崎市国立新潟療養所患者自治体新寮会内　安達勝道外一名

右の陳情は

元傷病軍人軍属中未復員者給与法の恩典に浴して療養している者のあることは感謝に堪えないところであるが、同じく元傷病軍人軍属でありながら同法施行以前に単に一時恩給、年金恩給の支給を受けたため同法の適用除外となり、現在経済的に困窮し社会復帰もできず病床に苦んでいる者のあることはまことに同情に堪えないところであるから、これら一時恩給、年金恩給の支給を受けた患者にも未復員者給与法を適用せられるよう同法を改正せられたい

との趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一七号　津久見港に検疫所設置の陳情

右の通り審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第五号

津久見港に検疫所設置の陳情

第一一七号　大分県議会議長　安部雅也提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月四日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

津久見港に検疫所設置の陳情

陳情者　大分県議会議長　安部雅也

右の陳情は

大分県津久見港は、同地方が石灰石の主要産地であるので、これを主原料とするセメント石灰、炭酸カルシューム等の移輸出入も多く、さきに開港場に指定されたが、外国船舶の検疫等衛生取締のため当港に検疫所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年四月四日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四九号、第三五〇号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二八七号、第三〇三号、第三〇九号、第三八〇号、第四二二号　外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情

第二九〇号　引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する陳情

第三三七号　結核予防法改正等に関する陳情

第三四一号　災害救助法中一部改正等に関する陳情

第四一二号　国民健康保険給付費国庫補助に関する陳情

第四一七号　国民健康保険法中一部改正に関する陳情

第四二六号　覚醒剤製造および販売禁止等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十七日

厚生委員会理事　藤森真治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第六号

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二四九号　神奈川県高座郡寒川町田端　佐藤信外八十五名提出

第三五〇号　岡山県勝田郡北吉野村大字中島西　多田千代外四十一名提出

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情

第二八七号　神奈川県平塚市平塚新宿一四九　梅田義雄外十三名提出

第三〇三号　京都市鮒遷師通烏丸西入ル　今井専外三名提出

第三〇九号　広島県安芸郡江田島村鷲部官舎丁五三二　元松次逞外十名提出

第三八〇号　北海道利尻郡仙法志村　目黒清吉外一名提出

第四二二号　東京都世田谷区世田谷三ノ二、三九八　野原宇一外一名提出

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和等に関する陳情

第二九〇号　熊本県玉名郡鍋村下沖洲　宇野岱山提出

結核予防法改正等に関する陳情

第三三七号　山口県宇部市東区琴芝駅前財団法人山口県衛生協会宇部支部内　三好義雄外七名提出

災害救助法中一部改正等に関する陳情

第三四一号　大阪府庁内　大塚家紀提出

国民健康保険給付費国庫補助に関する陳情

第四一二号　埼玉県議会議長　染谷清四郎提出

国民健康保険法中一部改正等に関する陳情

第四一七号　東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会内全国町村議会議長会内　斎藤邦雄提出

覚醒剤製造および販売禁止等に関する陳情

第四二六号　愛媛県庁内愛媛県民生部児童課内愛媛県児童福祉審議会内　多田不二提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十七日

厚生委員会理事　藤森真治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者　神奈川県高座郡寒川町田端　佐藤信外八十五名

陳情者　岡山県勝田郡北吉野村大字中島西　多田千代外四十一名

右の陳情は

第五国会に衆参両院で遺族援護に関して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺家族の窮状を救済するため、（一）遺族年金の支給、（二）戦歿者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、（三）未亡人、遺児の就職あつせん、（四）授産所、母子寮保育所の増設、（五）遺家族子女に対する育英資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情（十四通）

陳情者　神奈川県平塚市平塚新宿一四九　梅田義雄外十三名

陳情者　京都市鮒遷師通烏丸西入ル　今井専外三名

陳情者　広島県安芸郡江田島村鷲部官舎丁五三二　元松次逞外十名

右の陳情は

外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下付されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来学課試験があるため、多くの不合格者が出ているのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得権、基本的人権を侵害し、憲法に違反する等、不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例制定当時同様、詮衡と口頭試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情（二通）
陳情者　北海道利尻郡仙法志村
目黒清吉外一名

右の陳情は
外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下付されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来学課試験があるため、多くの不合格者が出ているのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得権、基本的人権を侵害する等、不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例制定当時同様、詮衡と口頭試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情（二通）
陳情者　東京都世田谷区世田谷三ノ二、三九八　野原宇一
外一名

右の陳情は
引揚歯科医師に対しては、昭和二十三年国民医療法施行特例の改正以来学課試験が課せられることになつたが、これは同法改正前詮衡と口実試験だけで申請者全員に免許状を下付されたのと比べ不公平な取扱いであるから、引揚歯科医師に対しては国民医療法施行特例制定当時同様詮衡と口実試験によつて免許状を下付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和等に関する陳情
陳情者　熊本県玉名郡鍋村下沖
洲　宇野岱山

右の陳情は
現在行われている引揚医師に対する国家試験は実に厳格で困つている者が多いから、引揚医師に対する国家試験受験回数を、昭和二十七年まで何回でも受験せしめること、合格科目の保留制を設けること、合格率を高くすること等の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法改正等に関する陳情
陳情者　山口県宇部市東区琴芝駅前財団法人山口県衛生協会宇部支部内　三好豪雄
外七名

右の陳情は
わが国における結核対策は、諸種の理由により徹底を欠いているのは極めて遺憾であるから、結核対策の徹底的実施を図るため、（一）結核予防法の根本的改正をすみやかに実施すること、（二）B・C・G生産を飛躍的に増強する等の対策を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害救助法中一部改正等に関する陳情
陳情者　大阪府庁内　大塚兼紀

右の陳情は
現行災害救助法は、昭和二十三年九月の改正以後　社会、経済情勢の変転により、現下の実情に適応せず、その目的達成が困難となつており、また非常災害発生の場合の事務費についても、その補助率が一定していない等不合理の点が多いから、民生安定および災害救助のじん速、的確を図るため、災害救助法中の必要条項を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険給付費国庫補助に関する陳情
陳情者　埼玉県議会議長　染谷清四郎

右の陳情は
国民の健康保持増進と医療費負担の軽減を図る国民健康保険制度は、昭和二十三年七月市町村の公営に移されたが、各地方共市町村財政窮乏の折柄保険料の増加に困惑しており、このままに推移するときは、本制度の将来も憂慮され、ひいては公共自治体も壊滅にひんする虞もあるから、本制度の強化対策として、保険給付費に対し、相当額の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険法中一部改正等に関する陳情
陳情者　東京都港区芝西久保巴町
三五全国町村会内全国町村議会議長会内　斎藤邦雄

右の陳情は
国民の健康保持増進は、国家再建の根本であり、国民健康保険制度は国民大衆にとつて唯一の社会保障制度というべきもので、今後一層拡充強化の要があるが、現在各組合共医療費、人件費の増加、被保険者の保険料金の納付難等のため、円滑な運営が期し難い実情にあるから、総合的社会保障制度確立の前提として国民健康保険制度強化の緊急措置として、法規の改正と、適切な財政措置等を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

覚醒剤製造および販売禁止等に関する陳情
陳情者　愛媛県庁内愛媛県民生部児童課内愛媛県児童福祉審議会内　多田不二

右の陳情は
覚醒剤の使用は、発育期にある青少年の心身をむしばみ、有害無益であるにもかかわらず、現行の薬事法においては、その製造ならびに販売が許可されているため、中毒患者は増加し、その影響は恐るべきものがあるから、各種覚醒剤の製造ならびに販売を禁止する法的処置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七号　福島県下の各川上流治山治水事業施行に関する請願

第一八号　北海道の土地改良事業に関する請願

第三六号　農業災害補償事業強化に関する請願

第五〇号　農業災害損失耕地補償に関する請願

第五一号　農業災害補償制度改正に関する請願

第一二七号　農業災害補償法改正に関する請願

第一四六号　児島湾干拓事業費国庫補助増額に関する請願

第一六六号　消費生活協同組合の主食取扱に関する請願

第一七七号　林野開墾等に関する請願

第一七八号　茨城県の林野復興対策に関する請願

第三〇二号、第三三〇号　森林組合強化に関する請願

第三〇五号　民有林林業対策強化確立に関する請願

第三四三号　農家の保有米確保保障に関する請願

第三七三号　菓子原料用砂糖の輸入量増加に関する請願

第四七四号　岡山食糧事務所職員増員に関する請願

第四九三号　土地改良事業費および災害復旧事業費の増額等に関する請願

第五四〇号　豊橋繭糸取引所設立に関する請願

第五七二号　山形県大高根村滝之沢ダム建設に関する請願

第五八五号、第六一八号、第六五七号、第七二二号、第七三七号、第七四七号、第七四八号、第一二三四号、第一七二一号　蚕業技術員の身分安定に関する請願（十三通）

第五八六号　繭ならびに生糸価格安定制度設定に関する請願

第六一三号　土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

第六一七号、第六五六号、第七三六号、第七四九号、第一一四八号、第一二三五号、第一七二三号、第一七二四号、第一七五五号　繭ならびに生糸価格安定制度設定の請願（五十通）

第六二一号　農業災害補償制度強化に関する請願

第六二八号　岩手県米崎村開拓事業認証に関する請願

第六四三号　浜田港に家畜検疫機関設置の請願

第六四六号　鹿児島県岩川町内国営山林砂防工事継続施行に関する請願

第六五五号、第一七二二号　繭ならびに生糸価格安定制度設定等の請願（四通）

第六六四号　換地処分事務取扱および国庫補助増額に関する請願

第七一三号　熊本県本渡町のかんがい用水路施設工事費国庫補助に関する請願

第七四〇号　国営競馬馬券の控除率軽減に関する請願

第七六五号　児島湾淡水湖化実現に伴う障害除去の請願

第七七〇号　秋田県下岩川村三種川筋左岸普通水利組合幹線水路開さく工事施行に関する請願

第八〇七号　山林樹苗養成に対する助成の請願

第八二一号　岩手県米岡村に温水ため池設置の請願

第八二九号　秋田県相野々貯水池築造に関する請願

第八五三号　福島県下の開拓建設事業ならびに農業水利事業復活促進に関する請願

第九〇三号　保倉川流域の治山事業拡充に関する請願

第九一六号　山林樹苗養成に対する助成等の請願

第九二〇号、第一三三〇号、第一四五一号　耕地災害復旧事業費および土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

第九二一号　農民の保有米増量に関する請願

第九二八号　肥料の取引方法改善に関する請願

第九二九号　農業協同組合に対する法的見解是正の請願

第九四五号　作物報告事務所職員の定員増加に関する請願

第一〇二五号　官行しゃく伐事業廃止等に関する請願

第一〇五五号、第一二七二号、第一四七五号、第二一三九号　農業災害補償法中一部改正に関する請願

第一〇八一号　肥料価格値上げによる損失補償の請願

第一〇九六号　寒冷積雪地帯の農業対策に関する請願

第一一〇七号　林道開設事業費国庫補助増額に関する請願

第一一四一号　洲の谷川かんがい用砂防工事施行に関する請願

第一四六号　供出制度改善に関する請願

第一五四号　胡麻高原開拓地土地改良事業費国庫補助に関する請願

第一九二号　篠津原野開発促進に関する請願

第二四四号　志田峠貫通開拓道路開設に関する請願

第二六六号　佐賀県白石北部用水改良事業費国庫補助増額に関する請願

第三一五号　農業用石灰に融資の請願

第三二六号　山形県常盤村小塚沢林道建設に関する請願

第三六〇号　長野県鳥居川水利組合貯水池設置に関する請願

第三七〇号　蚕業技術員の身分安定等に関する請願

第三九六号　児島湾淡水化による損害補償等の請願

第四四七号　夕張川ダム建設に関する請願

第四九三号　かんがい用水源新設に関する請願

第四九五号　霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

第五一五号　岩手県一本木平等開拓事業認証に関する請願

第五一八号　矢吹原開拓事業費全額見返資金割当に関する請願

第五六二号　大分県東山香村民有林を開墾適地より除外するの請願

第一六二七号　農業改良事業の強化に関する請願

第一六六一号、第一八三四号　裸供出農家の飯米還元に関する請願

第一六六三号　岩手県田野畑村地内田野畑、普代線開拓道路認証に関する請願

第一六七六号　駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に関する請願

第一六八一号　作物報告事務所職員の増加に関する請願

第一七〇一号　農業恐慌対策に関する請願

第一八一三号　農業会財産譲渡資金特別融資に関する請願

第一八一四号　農業協同組合事業費特別融資に関する請願

第一八一七号　食糧配給公団廃止に関する請願

第一八一九号　農産物価格に関する請願

第一八二〇号　報奨物資制度改善に関する請願

第一八二三号　食糧供出制度改善に関する請願

第一八三〇号　岩手県山王海ダム工事完成に伴う開墾予算配分の請願

第一八三五号　飯米の還元配給に関する請願

第一八三八号　獣害防除に関する請願

第一八三九号　農家の米食率引上げに関する請願

第一八四七号　裸供出農家の飯米還元等に関する請願

第一八七四号　静岡県江間村用水水源天野せき補強工事に関する請願

第一九一二号　栃木県震災山林復旧等に関する請願

第一九二三号　パンの品質改善等に関する請願
第一九六七号　耕地災害復旧事業費、土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願
第一九八三号　豊橋市に繭糸取引所設置の請願
第二〇〇八号　東北地域農業試験場完成に関する請願
第二〇一七号　労働基準行政職員に労務加配米支給の請願
第二〇九二号　和歌山県熊川村小山国有林開発に関する請願
第二〇九四号　開拓地の建設完成に関する請願
第二一二〇号　千葉県両総揚排水完成促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第一号

福島県下の各川上流治山治水事業施行に関する請願
第一七号　福島県議会議長　大竹作摩提出

北海道の土地改良事業に関する請願
第一八号　札幌市北四条西一北海道農耕地改良協会内　岡村文四郎外一名提出

農業災害補償事業強化に関する請願
第三六号　札幌市北海道庁内北海道農業共済組合連合会長理事　山中良造外六名提出

農業災害損失耕地補償に関する請願
第五〇号　山形市山形県農業共済組合連合会長　柏倉九左衛門外一名提出

農業災害補償制度改正に関する請願
第五一号　山形市山形県農業共済組合連合会長　柏倉九左衛門外一名提出

農業災害補償法改正に関する請願
第一二七号　福島市福島県農地部内福島県農業共済組合連合会長　佐藤善太外六名提出

児島湾干拓事業費国庫補助増額に関する請願
第一四六号　岡山県議会議長　小野泰次郎提出

消費生活協同組合の主食取扱に関する請願
第一六六号　東京都豊島区高田南町三ノ八〇三日本協同組合同盟内　賀川豊彦提出

林野開墾等に関する請願
第一七七号　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作提出

茨城県の林野復興対策に関する請願
第一七八号　茨城県知事　友末洋治外一名提出

森林組合強化に関する請願
第三〇二号　宮崎県東臼杵郡北川村北川村森林組合長理事　夏田義忠外五十七名提出

第三三〇号　長崎市森林組合長　柿田浜一外三百十六名提出

民有林林業対策強化確立に関する請願
第三〇五号　熊本県庁内熊本県森林組合連合会長理事　山野万平外百十二名提出

農家の保有米確保保障に関する請願
第三四三号　愛知県岡崎市井田町南三三日本農民組合愛知県連合会内　矢野米治提出

菓子原料用砂糖の輸入増加に関する請願
第三七三号　東京都台東区竹町一〇東京都菓子工業協同組合理事長　八幡早助提出

岡山食糧事務所職員増員に関する請願
第四七四号　岡山市岡山食糧事務所内　関幸夫外一名提出

土地改良事業費および災害復旧事業費の増額等に関する請願
第四九三号　新潟県耕地協会内　新潟県耕地課内　土田本平提出

豊橋繭糸取引所設立に関する請願
第五四〇号　愛知県豊橋市花田町稗田九一　清水壽一外二十二名提出

山形県大高根村滝之沢ダム建設に関する請願
第五七二号　山形県北村山郡大高根村長　寺崎真円外四名提出

蚕業技術員の身分安定に関する請願（十三通）
第五八五号　山形県庁内山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　安部多門外二万三千二百一名提出

第六一八号　奈良市登大路町八奈良県販売農業協同組合連合会長　上田熊三提出

第六五七号　山梨県西山梨郡山城村西油川　遠藤勉造外一万五千八百四十五名提出

第七二二号　岡山県養蚕販売農業協同組合連合会長　友保知外二千五百六十六名提出

第七三七号　高知市北与力町四八高知県養蚕販売農業協同組合連合会長　坂本栄亀外二千八百七合会長　坂本栄亀外二千八百七名提出

第七四七号　高知県幡多郡下川口村下川口村養蚕農業協同組合長　竹葉新太郎外二千八百四十三名提出

第七四八号　長野市南県町六八四全長野県養蚕販売農業協同組合連合会長　木下照一外二万四千五百名提出

第一二三四号　宮城県仙台市北一番丁一〇九宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長　岡崎祐吾外一万三百四十名提出

第一七二一号　愛知県養蚕販売農業協同組合連合会長　矢野誠外三万三千四百五十九名提出

繭ならびに生糸価格安定制度設定に関する請願
第五八六号　山形県庁内山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　安部多門外二万二千四百八十八名提出

土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願
第六一三号　新潟県西蒲原郡上郷村上郷水害予防組合内　岩田一郎提出

繭ならびに生糸価格安定制度設定の請願（五十通）
第六一七号　奈良市登大路町八奈良県販売農業協同組合連合会長　上田熊三提出

第六五六号　山梨県西山梨郡山城村西油川　遠藤勉造外一万九千三百四十六名提出

第七三六号　高知市北与力町四八高知県養蚕販売農業協同組合連合会長　坂本栄亀外三千三百十八名提出

第七四九号　福島市上町一〇福島県養蚕販売農業協同組合連合会長　佐藤善太外五万六千三百十四名提出

第一一四八号　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名提出

第一二三五号　宮城県仙台市北一番丁一〇九宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長　岡崎祐吾外一万二千百九十六名提出

第一七二三号　三重県津市羽所町六九　三重県養蚕販売農業協同組合連合会長　田中政郎外二万八千五百三十名提出

第一七二四号　愛知県渥美郡泉村泉村養蚕農業協同組合理事組合長　伊藤克司外五千百十五名提出

第一七五五号　愛知県碧海郡安城町安城養蚕農業協同組合理事組合長　稲垣勝外二千二百十一名提出

農業災害補償制度強化に関する請願
第六二一号　香川県農業共済組合連合会長　飛多宇市外十九名提出

岩手県米崎村開拓事業認証に関する請願
第六二八号　岩手県気仙郡米崎村米崎村開拓農業協同組合長理事　島村佐一外一名提出

浜田港に家畜検疫機関設置の請願
第六四三号　島根県浜田市長　岡本俊人外一名提出

鹿児島県岩川町内国営山林砂防工事継続施行に関する請願
第六四六号　鹿児島県囎唹郡岩川

町長　吉瀬清外一名提出
繭並びに生糸価格安定御度設定等の請願（四通）
第六五五号　広島県双三郡十日町　小谷伝一外三千四百八十六名
第一七二二号　神戸市生田区中山手通二ノ七三四兵庫県養蚕販売農業協同組合連合会長　浜杳三外七万二千五百三十名
換地処分事務取扱および国庫補助増額に関する請願
第六六四号　長崎市樺島町又三五　第一長崎県指導農業協同組合連合会内長崎県開拓協会内　本多武夫提出
熊本県本渡町のかんがい用水路施設工事費国庫補助に関する請願
第七一三号　熊本県天草郡本渡町長　大谷秀彦外百八十六名提出
国営競馬馬券の控除率軽減に関する請願
第七四〇号　東京都千代区内幸町一ノ二旧東拓ビル内東京競馬場馬主協会内馬券控除率軽減期成同盟内　鈴江槃一外一万四十二名提出
児島湾淡水湖化実現に伴う障害除去の請願
第七六五号　岡山県邑久郡行幸村大字福岡八一七邑久和気用排水組合会議内　小西静太外二十三名提出
秋田県下岩川村三種川筋左岸普通水利組合幹線水路開さく工事施行に関する請願
第七七〇号　秋田県山本郡下岩川村長　近藤重太郎外十四名提出
山林樹苗養成に対する助成の請願
第八〇七号　栃木県下都賀郡桑村　菅沼良太提出
岩手県永岡村に温水ため池設置の請願
第八二一号　岩手県胆沢郡永岡村長代理助役　松本与四太郎提出
秋田県相野々貯水池築造に関する請願
第八二九号　秋田県仙北郡金沢西根村長　渋谷邦安外十名提出
福島県下の開拓建設事業ならびに農業水利事業復活促進に関する請願
第八五三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
保倉川流域の治山事業拡充に関する請願
第九〇三号　新潟県東頸城郡安塚村役場内新潟県東頸城郡町村長会内　佐藤安次外九名提出
山林樹苗養成に対する助成等の請願
第九一六号　東京都杉並区天沼二ノ三七九全国山林樹苗生産組合連合会長　三国重四郎提出
耕地災害復旧事業費および土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願
第九二〇号　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄提出
第一三三〇号　岩手県知事　国分謙吉外二名提出
第一四五一号　岩手県知事　国分謙吉外二名提出
農民の保有米増量に関する請願
第九二一号　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄提出
肥料の取引方法改善に関する請願
第九二八号　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄提出
農業協同組合に対する法的見解是正の請願
第九二九号　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄提出
作物報告事務所職員の定員増加に関する請願
第九四五号　東京都港区新桜田町二二農業改良局統計調査部内全農林労働組合作報中央支部内　仲田武一外三万九千三百七十五名提出
官行しゃく伐事業廃止等に関する請願
第一〇二五号　北海道紋別郡生田原村長　北野吉五郎外六十四名提出
農業災害補償法中一部改正に関する請願
第一〇五五号　石川県金沢市広坂通り七八石川県農業共済組合連合会長　奥村忠次外四名提出
第一二七二号　静岡県磐田郡袋井町磐東農民連合会内　鈴木松太郎外十一名提出
第一四七五号　静岡県磐田郡岩田村静岡県農業共済組合連合会磐田支部内　大富部一彬外五百四十八名提出
第二一三九号　山形市七日町東前六一〇ノ三山形県農業共済組合連合会理事　柏倉九左衛門外十一名提出
肥料価格値上げによる損失補償の請願
第一〇八一号　山梨県甲府市朝日町山梨県信用農業協同組合連合会長　曽柳欣一外三名提出
寒冷積雪地帯の農業対策に関する請願
第一〇九六号　新潟県議会議長　児玉謹太郎外十九名提出
林道開設事業費国庫補助増額に関する請願
第一一〇七号　奈良県議会議長　辻本正律提出
洲の谷川かんがい用砂防工事施行に関する請願
第一一四一号　兵庫県津名郡浅野村長　岡部善三郎提出
供出制度改善に関する請願
第一一四六号　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会会長　武正総一郎外二十八名提出
胡麻高原開拓地土地改良事業費国庫補助に関する請願
第一一五四号　京都府船井郡胡麻郷村字胡麻高原開拓農業協同組合長　松岡勇提出
篠津原野開発促進に関する請願
第一一九二号　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外七十八名提出
志田峠貫通開拓道路開設に関する請願
第一二四四号　神奈川県愛甲郡高峰村長　高木金吾外八名提出
佐賀県白石北部用水改良事業費国庫補助増額に関する請願
第一二六六号　佐賀県杵島郡江北村　坂井靖弘外五二〇名提出
農業用石灰に融資の請願
第一三一五号　東京都港区虎ノ門町八城南ビル内石灰協会内　湧井雅治提出
山形県常盤村小塚沢林道建設に関する請願
第一三二六号　山形県北村山郡常盤村議会議長　西塚小之吉外三十六名提出
長野県島居川水利組合貯水池設置に関する請願
第一三六〇号　長野県上水内郡柏原村長　小林倍助外八名提出
蚕業技術員の身分安定等に関する請願
第一三七〇号　鳥取県庁内鳥取県養蚕販売農業協同組合連合会内　小松哲五外一万一千七百三十二名提出
児島湾淡水化による損害補償等の請願
第一三九六号　岡山県児島郡八浜町八浜町漁業協同組合長　藤原朝則外二十七名提出
夕張川ダム建設に関する請願
第一四四七号　北海道夕張郡栗山町役場内北海道夕張川水系土功組合連合会会長　山田利忠外三名提出
かんがい用水源新設に関する請願
第一四九三号　鳥取県気高郡浜村町長　地原重治外百五十一名提出
霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願
第一四九五号　茨城県北相馬郡布川町長　伊藤芳之助外七十五名提出
岩手県一本木平等開拓事業認証に関する請願
第一五一五号　岩手県気仙郡米崎村字糠塚沢三四米崎村開拓農業協同組合理事長　島村佐一外四名提出
天吹原開拓事業費全額見返資金割当に関する請願
第一五一八号　福島県西白河郡天吹町長　仲西正次外三十六名提出
大分県東山香村民有林を開墾適地より除外するの請願

第一五六二号　東京都中央区銀座四ノ三王子造林株式会社専務取締役　原耕太提出

農業改良事業の強化に関する請願

第一六二七号　宮城県遠田郡南郷村東北、北海道地区農業改良委員協議会内　砂金真一提出

裸供出農家の飯米還元に関する請願

第一六六一号　福岡県議会議長　稲員稔提出

第一八三四号　長崎県議会議長　岡本直行提出

岩手県田野畑村地内田野畑、晋代線開拓道路認証に関する請願

第一六六三号　岩手県下閉伊郡田野畑村長　工藤精作外二名提出

駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に関する請願

第一六七六号　愛知県北設楽郡田口町愛知県北設楽郡町村会内　佐々木嘉一外十三名提出

作物報告事務所職員の増加に関する請願

第一六八一号　徳島県那賀郡新野町農林省徳島作物報告事務所新野出張所内　高原静雄提出

農業恐慌対策に関する請願

第一七〇一号　栃木県宇都宮市塙田町三五六栃木県農業協同組合協議会内　佐藤清一郎提出

農業災害補償資金特別融資に関する請願

第一八一三号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導連内　黒田新一郎提出

農業協同組合事業費特別融資に関する請願

第一八一四号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

食糧配給公団廃止に関する請願

第一八一七号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

農産物価格に関する請願

第一八一九号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

報償物資制度改善に関する請願

第一八二〇号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

食糧供出制度改善に関する請願

第一八二三号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎提出

岩手県山王海ダム工事完成に伴う開墾予算配分の請願

第一八三〇号　岩手県紫波郡志和村長　阿部長蔵外一名提出

飯米の還元配給に関する請願

第一八三五号　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名提出

獣害防除に関する請願

第一八三八号　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名提出

農家の米食率引上げに関する請願

第一八三九号　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名提出

裸供出農家の飯米還元等に関する請願

第一八四七号　宮崎県議会議長　日高彌一提出

静岡県江間村用水水源天野せき補強工事に関する請願

第一八七四号　静岡県田方郡江間村長　佐々木秀哉提出

栃木県震災山林復旧等に関する請願

第一九一二号　栃木県議会議長　高際徳治外五十名提出

パンの品質改善等に関する請願

第一九二三号　東京都千代田区有楽町二ノ五　東京都パン連盟工事協同組合理事長　高世勇司外四名提出

耕地災害復旧事業費、土地改良事業費、国庫補助増額等に関する請願

第一九六七号　岩手県胆沢郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　板屋泰治外十九名提出

豊橋市に繭糸取引所設置の請願

第一九八三号　愛知県豊橋市議会議長　河合源三郎提出

東北地域農業試験所完成に関する請願

第二〇〇八号　岩手県議会議長　村上順平提出

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願

第二〇一七号　東京都港区芝田町二ノ一三全基準労働組合内　城千尋提出

和歌山県寒川村小山国有林開発に関する請願

第二〇九二号　和歌山県日高郡川上村大字川原河一五四　西川濱外六名提出

開拓地の建設完成に関する請願

第二〇九四号　宮城県黒川郡大衡村全日本開拓者連盟東北協議会内　福田一提出

千葉県両総揚排水完成促進に関する請願

第二一二〇号　千葉県長生郡栄村棚毛五七〇　岩佐治郎左衛門提出

右百十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

福島県下の各川上流治山治水事業施行に関する請願

請願者　福島県議会議長　大竹作摩

右の請願は

福島県内を縦横に貫流する各川上流部は、山林の濫伐と植林および砂防対策の遅延のため荒廃のままに放置され、川床は土砂岩石によつて上昇し、護岸堤防の崩壊決壊により年々流域地帯のばく大な資産を流失するばかりでなく、多大の財力をこれらの復旧に空費しているから、民生の安定、食糧の増産、地方ならびに国家の財源消費の軽減等を図るため県内各川上流の根本的治山治水対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の土地改良事業に関する請願

請願者　札幌市北四条西一北海道農耕地改良協会内　岡村文四郎外一名

右の請願は

北海道は八十二万五千町歩の農耕地を有し、敗戦後の食糧増産に重大な使命をもつているが、冷温地帯に加えて泥炭地、火山灰地等の悪質地がその半分を占め、かつ七十万一千町歩が酸性土壌地である。しかるに暗きよ排水、酸性矯正等の土地改良事業によつて驚くべき生産増収が可能であることは、幾多官民機関の試験結果によつて証明されているから、四割五分ないし十割の助成金を交付して北海道の土地改良事業の急速なる進ちよくを図られたい。なお本事業遂行のため必要な資材会社等に低利資金の融通、輸送貨車の配車等必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償事業強化に関する請願

請願者　札幌市北海道庁内北海道農業共済組合連合会長理事　山中良造外六名

右の請願は

農業の経営経済を安定する方策として、農業災害補償事業の拡充強化のため、(一)金融制度の確立、(二)連合会の事業借入金に対する政府の利子補給、(三)事業団体職員の増加と事務費全額国庫負担、(四)農家負担の共済掛金を通常被害率相当部分までとすること、

（五）農作物の標準被害率を通常共済掛金標準率の線まで引き下げること、（六）農作物の共済責任期間の収納期までの延長、（七）家畜共済事業中疾病傷害共済ならびに診療施設の強化、（八）耕地の災害を保険の対象とすること、（九）農業災害の防除対策の制度化、（十）任意保険に対する再保険制の設定等の設置を請せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害損失耕地補償に関する請願

請願者　山形市山形県農業共済組合連合会長　柏倉九左衛門外一名

右の請願は

現行農業補償制度は作物一作の損害に対する補償であるが、災害による農家の最も大きな損害は水害、地震、火山等による耕地の流出、欠壊、埋没による損失が最も深刻であつて、従来地主、小作関係時代においては地主が耕地の復旧または工事を負担していたのであるが、自作農となつた今日では農家が耕地復旧不可能の状態にあるため荒廃のまま放置せられている実情であるから、国家において（一）損失耕地の補償（二）災害復旧ならびに防除工事による犠牲耕地の補償等の処置を請せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償制度改正に関する請願

請願者　山形市山形県農業共済組合連合会長　柏倉九左衛門外一名

右の請願は

農業災害補償制度が強化、拡充せられたことは誠に喜ばしいことであるが、本制度運営上実際問題と相いれないものがあるから、（一）水稲、麦の共済建前をは種期より収納までと改め収穫後の災害をも補償すること、（二）蚕繭共済を収繭後繭取引前における災害を不可抗力によるものとして共済すること、（三）桑葉の災害に雪害による枝条の損害を認めること、（四）不可抗力による病虫害を一般制度と同様共済すること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法改正に関する請願

請願者　福島市福島県農地部内福島県農業共済組合連合会長　佐藤善太外六名

右の請願は

単作地帯の農民の最大の不安は、気象に原因する不可抗力的な災害であり、ことに水害と冷害とは、被害も広範囲で、深刻さも非常なものであるが、現在この恵れない単作地帯の農民に対する処置としては、早場米の特別価格買上制度以外はほとんど皆無で、農業災害補償制度も共済掛金の率等の面で不合理な点が多いから、農業災害補償法を改正されて、単作地帯の実情に適した制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児島湾干拓事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　岡山県議会議長　小野泰次郎

右の請願は

児島湾干拓事業は、国内においてもまれに見る大事業として、目下児島郡藤田村外二箇村地先通称第六区および第七区の地内に実施中にて、完成後は千九百余町歩の豊よくなる県下の新穀倉地としての出現を期待されていたところ、本年度建設事業費の割当が八千百六十九万円に削減されたため、工事がいちじるしく縮少され、このままでは完成に十箇年を要することになり、食糧増産ならびに入植者の営農上寒心にたえないから国庫補助の増額を図り本工事のすみやかなる完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消費生活協同組合の主食取扱に関する請願

請願者　東京都豊島区高田南町三ノ八〇三日本協同組合同盟内　賀川豊彦

右の請願は

消費生活協同組合は、戦後の破たんした国民生活を自らの手で守る機関として、急激に復活した民主的配給機関であつて、生活必需物資の配給権が始んど認められているにもかかわらず、肝心の主食の配給権が認められていないのは不合理であるから、漸く緩和されてきている現下の食糧事情にかんがみ、（一）食糧配給公団による独占的主食配給方式をやめること、（二）主食配給の段階を複数制とし、その配給機関に消費生活協同組合を加える等主食取扱制度を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林野開墾等に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作

右の請願は

林野開墾の促進を図るために、（一）開墾不適地および開墾放棄地等は買収価格で旧所有者に還元すること、（二）買収された幼齢林に対しては当該土木の期望価を基礎とした対価によつて補償すること、（三）買収決定地上の立木収去は開墾の進ちよく状況に併行して伐採し、過早の伐採を禁止すること、（四）既買収地の開墾に全力を注ぎ、新規買収は後廻しにすること、（五）適地選定基準を厳密にし、かつ土地の高度利用を充分考慮すること、（六）開墾審議会、適地調査部会および地方審査部会等の運営を公平にすること、（七）牧野買収に当つては次官通達にて明示されている牧野の定義を遵守すること等の適切なる処置を請せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

見書案

茨城県の林野復興対策に関する請願

請願者　茨城県知事　友末洋治外一名

右の請願は

現下荒廃にひんしつつある茨城県下の林野を急速に緑化復興して、森林資源の培養確保を図るとともに水害、かん害その他諸種災害を未然に防止し、もつて産業の振興と民生の安定を図るために、（一）各県総合的治山治水の方策を樹立すること、（二）森林組合の拡充強化のため積極的な育成指導方策を樹立すること、（三）造林事業を促進し造

林技術の向上を図るため国庫負担による技術職員を採用すること、(四)造林その他の林業に対し低利かつ長期の資金融通の処置をとること、(五)造林促進方策に強力かつ根元的立法処置を講ずること、(六)造林事業、治山施設事業に対し国庫補助を継続予算として確定することおよび国庫負担金の増額とその率をより高率に改める等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合強化に関する請願

請願者　宮崎県東臼杵郡北川村北川村森林組合長理事　夏田義忠外五十七名

請願者　長崎市森林組合長　柿田浜一外三百十六名

右の請願は

わが国の森林は、諸外国に比し国土保安的な公共性が極めて強く、森林の過伐はただちに災害を引き起す結果となり、また民有林の所有規模はいちじるしく零細で二町歩以下の所有者がその殆どを占めているため、森林の公共性を無視した経営が行われた結果民有林の荒廃は特にいちじるしい状態にあるから、民有林経営合理化と国家公共の利益増進のため、森林組合の強化をはかられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

民有林林業対策強化確立に関する請願

請願者　熊本県庁内熊本県森林組合連合会長理事　山野万平外百十二名

右の請願は

民有林は明治政府以来森林所有者の自由意思に委ねられたため一部の林業地を除いては無計画的経営のもとに管理され、施業の調整はもとより土地生産の高度化も林業経営の近代化もかえりみられず、植伐の均衡は破壊され、とくに戦時戦後における過伐乱伐のため山林の荒廃はその極限に達し、このまま放置すれば産業、経済、文化の一切は根底から崩壊することは明らかで憂慮にたえないから、すみやかに民有林林業施策の強化確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家の保有米確保保障に関する請願

請願者　愛知県岡崎市井田町南三三日本農民組合愛知県連合会内　天野末治

右の請願は

食糧確保臨時措置法の改正案が第五、第六両国会において二度も審議未了となつたにもかかわらずその直後国会閉会中に、国家の最高機関であつて国の唯一の立法機関である国会の審議権を全く無視して、ポツダム勅令に基く一片の政令を公布し追加供出を強制したことは民主政治の本旨に反するから、農民の生活安定と生産意欲の向上を図りわが国農業をその破滅から救う立場からしても、農家保有米確保を絶対に保障するよう明確なる法的処置を採られたいとの趣旨であつて既に法的措置を講ぜられているが参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はその運用に遺憾なきを期せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菓子原料用砂糖の輸入量増加に関する請願

請願者　東京都台東区竹町一〇東京都菓子工業協同組合理事長　八幡早助

右の請願は

本年は砂糖の世界的豊作の由であり、砂糖輸入量も漸増しさきに主食代替として配給されていたのが調味料として配給することに改善されるに至つた。しかして輸入量をさらに増加し国民体位向上のため必要な菓子原料にも相当量を割当されたい。また割当については特価酒の例により処置すれば政府においても相当の財源を得られることと思われるから、すみやかに菓子原料用砂糖の輸入を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山食糧事務所職員増員に関する請願

請願者　岡山市岡山食糧事務所内　関幸夫外一名

右の請願は

岡山食糧事務所は、今回の定員法の施行により職員中百一名が整理されたので、業務遂行に支障をきたし、農家経済に大きな影響を与えているから、食糧事務所の職員を増員せられたいとの趣旨であるが、これはひとり岡山食糧事務所についてばかりでなく全国にわたる問題であり参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費および災害復旧事業費の増額等に関する請願

請願者　新潟県庁耕地課内新潟県耕地協会内　土田本平

右の請願は

今回公共事業費中農業関係予算が大幅に縮減されたことは、単作地帯の農家経済に重大な影響をおよぼし食糧の増産および供出に重大な支障を与えるから、(一)土地改良、災害復旧に対する予算を最大限に増大し、補助率を引き上げること、(二)昭和二十四年度打切となつた土地改良事業費、耕地災害復旧事業に対する国庫補助を復活すること、(三)土地改良、災害復旧長期事業資金を低利簡易に融通すること等の処置を講ぜられないとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農機繭糸取引所設立に関する請願

請願者　愛知県豊橋市花田町神田九一　清水清一外二十二名

右の請願は

蚕糸工業は、輸出の大宗として外貨を獲得し、日本経済再建上重要な使命を有しているが、戦前戦後を通じて諸種の悪条件に禍され、業界は未曾有の危機に陥つている。しかるに蚕糸業の振興を図るためには、繭糸の公正なる取引を公開することおよび適切なる相場の公示が先決要件であるから、交通が便利で関係諸機関にも恵まれており、かつて全国唯一の乾繭取引所所在地としていまなお技術者が多数健在している等最適の条件にある豊橋市に繭取引所を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県大高根村滝之沢ダム建設に関する請願

請願者　山形県北村山郡大高根村長　寺崎真円外四名

右の請願は

山形県大高根村には、戦後多数の引揚者復員者が一時に入村したが、耕地には限度があり経営困難が予想されている。しかるに本村滝之沢地内には、深い谷川があつて、その一角に築堤すれば容易に数十万立方坪のため池ができ、四百五十町歩の開田が可能となる絶好の場所がある。しかしてこれに要する工費は比較的少く一方二百町歩の水田が従来のかん害から救われるから、百余戸の開拓民と七百戸の村民を救済するため、すみやかに滝之沢ダム建設工事を国費をもつて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕業技術員の身分安定に関する請願

請願者　山形県庁内山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　安部多門外二万三千二百一名

請願者　奈良市登大路町八奈良県販売農業協同組合連合会長　上田熊三

請願者　山梨県西山梨郡山城村西油川　遠藤勉造外一万五千八百四十五名

請願者　岡山県養蚕販売農業協同組合連合会長　友保知外二千五百六十六名

請願者　高知県幡多郡下川口村下川口村養蚕農業協同組合長　竹葉新太郎外二千八百四十三名

請願者　長野市南県町六八四全長野県養蚕販売農業協同組合連合会長　木下照一外二万四千五百名

請願者　宮城県仙台市北一番丁一〇九宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長　岡崎祐吾外一万三百四十名

請願者　愛知県養蚕販売農業協同組合連合会長　矢野誠外三万三千四百五十九名

右の請願は

蚕業技術員設置費は、繭糸の統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつているが、繭価格が安価で不安定のため、養蚕者の支出は非常に困難であるため、技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしているから、技術員の身分安定について格段の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭ならびに生糸価格安定制度設定に関する請願

請願者　山形県庁内山形県養蚕販売農業協同組合連合会長　安部多門外二万二千四百八十八名

右の請願は

繭糸の統制撤廃後の繭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比しても、著しく安価であるので、農家は安んじて養蚕を行い得ない有様であるから、早急に繭ならびに生糸価格の安定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡上郷村上郷水害予防組合内　岩田一郎

右の請願は

新潟県西蒲原郡は重ねん土質の湿田が多く、かつ、積雪多雨の気候条件のため、土地改良施設に多額の経費を要するが、これに対する所得税が耐用年数によつて原価償却の計算で算出決定されては、疲弊にあえぐ農民はその負担に堪えないから、（一）土地改良、災害復旧に対する予算を最大限に増額し全額国庫負担とすること、（二）耕地整理費、水利組合費等の賦課額は全額必要経費として認めること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭ならびに生糸価格安定制度設定の請願

請願者　奈良市登大路町八奈良県販売農業協同組合連合会長　上田熊三

請願者　山梨県西山梨郡山城村西油川　遠藤勉造外一万九千三百四十六名

請願者　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名

請願者　宮城県仙台市北一番町一〇九宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長　岡崎祐吾外一万二千百九十六名

請願者　三重県津市羽所町六九三重県養蚕販売農業協同組合連合会長　田中政郎外二万八千五百三十名

請願者　愛知県渥美郡泉村泉村養蚕農業協同組合理事組合長　伊藤克司外五千百十五名

請願者　愛知県碧海郡安城町安城養蚕農業協同組合理事組合長　稲垣勝外二千二百十一名

右の請願は

繭糸の統制撤廃後の繭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比しても、著しく安価であるので、農家は安んじて養蚕を行い得ない有様であるから、早急に繭ならびに生糸価格の安定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償制度強化に関する請願

請願者　香川県高松市北浜町六五ノ一香川県農業共済組合連合会長　飛多宇市外十九名

右の請願は

農業経営の安定を図り農業の再生産を堅持するためには農業災害補償制度の

運用にまつところが大きいから、本制度の強化を図るため、(一)農家の共済掛金負担を大幅に軽減すること、(二)農業共済組合職員を二名に増員しその費用は全額国庫負担とすること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県米崎村開拓事業認証に関する請願

請願者　岩手県気仙郡米崎村米崎村開拓農業協同組合長理事　島村佐一外一名

右の請願は

岩手県米崎村は、農家戸数五百四十三戸、人口三千三百余の人口稠密な農村で農家の平均耕作面積は、田畑併せて五反歩強という実情で、その経営は困難を極めていた。しかるに、さきに民有国有併せて百二十町歩に上る山林の解放を受け、健全農家の育成に努めているにもかかわらず、いまだに、開拓事業の認証がないため、事業の促進に大きな支障を与えているから、すみやかに本開拓事業を認証せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜田港に家畜検疫機関設置の請願

請願者　島根県浜田市長　岡本俊人外二名

右の請願は

島根県浜田港は、将来その地理的位置から、韓国および中国との貿易港として発足することは必然であり、既に木材等の中国向輸出は相当量に達している。しかるに現在密貿易は厳重に取締られているにもかかわらず、牛皮その他の畜産物が多量に密輸入せられているが、検疫機関のないために経路不明の病気が発生している現状であるから、家畜伝染病防止のために、本港に検疫機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、設置地を浜田港と指定するわけではないが、防疫体制を確立する必要があると思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県岩川町内国営山林砂防工事継続施行に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡岩川町長　吉瀬寛外一名

右の請願は

鹿児島県岩川町は、全町が厚層火山灰土からなる高原地帯なので、雨水、地下水、河川流水等による土床の浸蝕が急かつ突発的で、しかも極めて大規模にわたるため、毎年のように山林、耕地の破壊が続き、その被害も、八百六十町歩に及んでいる。幸い昭和二十三年度において、農林省直轄砂防工事が施行せられるようになり着々工事進ちよく中のところ、昭和二十四年六月のデラ台風に続いた三回にわたる猛烈な暴風雨により、折角進ちよく中の流域に相当な崩壊箇所を生じたため、今後の工事継続が困難を予想される現状であるから、実状調査の上、すみやかに風水害復旧ならびに災害防止工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭ならびに生糸価格安定制度設定等の請願

請願者　広島市双三郡十日町　小谷伝一外三千四百八十六名

請願者　神戸市生田区中山手通二ノ七三四兵庫県養蚕販売農業協同組合連合会長　浜香三外七万二千五百三十名

右の請願は

蚕糸の統制撤廃によつて、繭の価格は変動はなはだしく、常に不安定であるため農家は安んじて養蚕を行い得ない実情にあるから早急に生糸価格安定制度を設定せられたく、また蚕糸技術員設置費は、統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつているので、技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしている現状であるから、これまた早急に身分安定の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地改革の促進上耕地整理地区の換地処分計画が実施せられることになり急速にその態勢を整備する必要に迫られているが、換地処分事務の取扱において、確定測量の実施、確定各筆調書の作成、知事宛申請書その他の書類の作成耕地整理組合において行うべき事務は、現在まで長崎県開拓協会で代理施行してきたから、今後も、従来通り政府自ら行うことなく、民間団体において、自主的に施行せしめるよう取り計らわれるとともに、換地処分事業費に対する国庫補助金は反当り二百五十円以上面積千五百五十八町歩交付されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

換地処分事務取扱および国庫補助増額に関する請願

請願者　長崎県壱岐島町又三五第一長崎県指導農業協同組合連合会内長崎県開拓協会内　本多武夫

右の請願は

大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県本渡町のかんがい用水路施設工事費国庫補助に関する請願

請願者　熊本県天草郡本渡町長　大谷秀彦外百八十六名

右の請願は

熊本県本渡町地区内の農地のかんがいは従来から広瀬川のみに依存していたため、同川に渇の際は用水不足を生じ年々かんばつに見舞われこの対策として昭和十六年ため池の設置ならびに用水路の幹線施設が計画、着手されたのであるが、昭和二十四年三月潮くため池のみが完成したに過ぎない。しかして現在は用水路が未着工のため導水路がない点で折角のため池を充分に利用できない状態であるから、民生安定と食糧増産の見地から用水路施設工事費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営競馬馬券の控除率軽減に関する請願

請願者　東京都千代田区内幸町一ノ二旧東拓ビル内東京競馬場馬主協会内馬券控除率軽減期成同盟会　鈴江繁一外一万四十二名

右の請願は

競馬法制定当初一割五分であつた国営競馬の馬券の控除率が、現行三割八分に引き上げられた結果、馬券購入者の損失は多額となり、馬券売上高を激減

し、却つて政府収入に重大な影響を与え、反面入場者の馬券買方は投機化する等憂うべき情勢にあり、一方物価の騰貴に伴わない低賃金の放置、馬主の変動、交替等はげしく、このままでは国営競馬の運営は危機に陥るから、競馬の明朗な振興を図るため、控除率を一割八分まで引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児島湾淡水湖化実現に伴う障害除去の請願

請願者　岡山県邑久郡行幸村大字福岡八一七邑久和気用排水組合会議員　小西静太外二十三名

右の請願は

今般政府において計画されている岡山県児島湾淡水湖化工事は、同地区一帯の農業および漁業に重大な関係があり、とくに地勢上邑久、和気両郡におよぼす排水ならびに漁業等に影響する処は極めて大きいから、吉井川より排出する土砂により湾口埋没が顕著であること、地盤沈下に伴う高潮異変により排水が困難化していること、海水遮断により養魚不能となつて附近の漁業に暗影を投ずることとなる等の各種障害の排除対策を樹立の上本事業を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は充分調査の上、善処せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県下岩川村三種川筋左岸普通水利組合幹線水路開さく工事施行に関する請願

請願者　秋田県山本郡下岩川村長　近藤重太郎外十四名

右の請願は

秋田県下岩川村ならびに森岳村は、旧来からかんがい用水の不足を告げ、年年かん害をこうむつている。しかして、県および村関係者の努力によつて、この対策として、昭和十七年県営事業として下岩川村字外ノ沢地区に容量十万立坪の貯水池工事を起工し、昭和二十二年漸く完成を見たのであるが、本工事の最主要部である幹線水路工事は政府予算の関係で中止されたのである。もし本水路工事をこのままに放置すれば折角の貯水池も宝の持ち腐れとなり、国家的にも多大の損失となるから、すみやかに本幹線水路工事を国庫補助による県営事業として実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山林樹苗養成に対する助成の請願

請願者　栃木県下都賀郡桑村　菅沼良太

右の請願は

森林の乱伐に基く諸災害の頻発を思うとき、造林事業の促進は喫緊の要請である。しかるに優良苗木の不足により、造林は進まず、且つ、苗木の養成は進展しない現況である。よつて政府の計画する造林五ヶ年計画の完了するまで、補助金を継続下附されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに苗木の生産計画と生産の実体を把握し、生産に要する長期資金を潤沢にするとともに、特に優良苗木の生産を可能ならしめるため、その種子の無償交附等適切な措置を講ぜられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県永岡村に温水ため池設置の請願

請願者　岩手県胆沢郡永岡村長代理助役　松本与四太郎

右の請願は

岩手県胆沢郡永岡村地内永栄部落の水田二百九十町歩の内百五十町歩は地形的にかんがい水を北沢からの冷い流水に頼つているため、刈取期には青枯が随所に見られている。しかして反当り収量二石五斗を収穫できる地力を有し、かつ肥培管理を施しながら減収の原因である。冷水かんがいの解決を放置しているため三百石減収を繰返すことは、耕作者はもちろん国家的にも多大の損失であるから、現在本部落内の地沢に計画されている温水ため池を昭和二十五年度に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県相野々貯水池築造に関する請願

請願者　秋田県仙北郡金沢西根村長　渋谷邦安外十名

右の請願は

雄物川の支流横手川水系は、秋田県平鹿郡山内村地内を水源とし、平鹿、仙北二郡を貫流し、そのかんがい面積三千七百余町歩にわたり、関係受益地域十一箇町村に及んでいるが、近年本川の上流水源地帯で無統制な森林の濫伐が行われたため、下流一帯は逐年大こう水の災禍に見舞われるとともに、反面常にかんがい用水の不足を招来し、その被害は年々上昇の一途をたどつている現状であるから、これが根本的救済策として、さきに農業開発営団が計画した横手川上流に一大貯水池築造の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保倉川流域の治山事業拡充に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村役場内新潟県東頸城郡町村長会内　佐藤安次外九名

右の請願は

保倉川流域は、新潟県下有数の荒廃林野であるばかりでなく、全域第三紀層よりなり、主として頁岩で構成されている上有名な豪雪地帯であるため、過去における多くの復旧防止対策も効果なく、年々被害地が拡大されているから、沿線一帯にわたる一万八百町歩の農地と六万四千の農民を災害から護る業水利事業復活促進に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

福島県五百川、赤井谷地、大久保、中平、野上野の開拓建設事業および関柴等の農業水利事業は、本県の産業復興、食糧増産を図る重大な使命のもとに全額国庫補助による県営工事として施行されてきたものであるにかかわらず、現在工事中絶の状態におかれていることは遺憾にたえないから、政府がさきに主食増配を発表して増産の急務を国民に訴え、さらに公共事業による失業対策を企図されているとき、本事業を復活促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

ため、保倉川を重要河川に編入されるとともに、治山事業を拡充実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山林樹苗養成に対する助成等の請願

請願者　東京都杉並区天沼二ノ三七九全国山林樹苗生産組合連合会長　三国重四郎

右の請願は

全国の山林樹苗養成者は、荒廃した戦後の山林復興と増産に全力を傾いているが、本年度補助予算全額が削除されたので事業経営は重大な危機に陥つている。また樹苗養成事業は極めて長期を要するため、資金の融通困難が事業経営にいちじるしい支障となつているから、山林樹苗養成の重要性とその特殊性にかんがみ、前年度と同率の補助金を交付されるとともに、事業資金三億円以上を融通せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、速かに苗木の生産計画を遂行し得るに足る長期、低利資金を準備して民間高利資金を利用する業者の苦境を打破して生産の合理化を計るとともに、品質の向上、就中優良種子の確保ならびに計画生産による業者の不安を打開するに足る有効適切なる措置を講ぜられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費および土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄

二名

右の請願は

最近におけるわが国の農業は、農地改革の影響と帰農人口の増加により、零細化の一途にあるが、一方年々の風水害および農業資材の高騰による害虫防除の不徹底は、農業経営をいよいよ困窮させ、さらに農村金融のひつ迫は農村恐こうに拍車を加えている等、その影響は憂うべき情勢にあるから、災害復旧および土地改良事業、病虫害防除事業等の国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農民の保有米増量に関する請願

請願者　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄

右の請願は

農家の保有米が総合保有制となつて以来、甘しよの保有量が過重となり、季節によつては殆んど甘しよのみを常食とする農家もあり、甘しよ単作農家の多い長崎県では、甘しよ収穫後は数箇月間主食の配給がないため一粒の米さえない実情であるから、甘しよ単作農作でも消費者と同等の米食ができるよう特別の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料の取引方法改善に関する請願

請願者　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄

右の請願は

現在農村にはちつ素、りん酸、加里等の多種多様の肥料が配給されているが、いずれも成分の価が異るため、一一標準成分に換算する等登録配給機関の事務は複雑を極め、配給までの時間を徒費して施肥の適期を失し、関係者および農民の不利不便が大きいから、成分率の規則等によつて計算方法を簡素化するとともに取扱手数料を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、具体的事項については検討の余地があるが、肥料の取引方法はこれを刷新する必要があると思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合に対する法的見解是正の請願

請願者　長崎県北高来郡古賀村矢岳郷　平瀬末雄

右の請願は

農業協同組合は営利を目的としない法人で、組合員に対して最高のサービスをする使命を有しているが、労働基準法、諸税法、ことに経済統制に関する諸法令においては、一般営利を目的とする法人と同一の取扱を受けているので、同組合の機能をいちじるしく阻害しているから、組合活動を強化するため、農業協同組合に対する取扱を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

作物報告事務所職員の定員増加に関する請願

請願者　東京都港区新桜田町二二農業改良局統計調査部内全農林労働組合作報中央支部内　仲田武一外三万九千三百七十五名

右の請願は

作物報告事務の各種調査を完全にし、市町村段階に至るまでの数字を公平に算出することは、食糧増産および供出完遂のため、極めて重要なことであるが、現在の作物報告事務所の人員ならびに予算では困難であるから、職員の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

官行しやく伐事業廃止等に関する請願

請願者　北海道紋別郡生田原村長　北野吉五郎外六十四名

右の請願は

北海道網走支庁管内の官行しやく伐事業は、戦時中当局の要請にもとづいて躍進的拡張を続け、現在に至つているが多年にわたる植伐の不均衡により、当地方の山林資源はすでに枯渇し始めており、このままでは今後数年にして林業中止のやむなき状態になるから、官行しやく伐事業本来の趣旨と当地方における民間業者の事業能力の現状を考慮し、山林資源の保護と地元町村の林産業発展を図るため、官行しやく伐事業をすみやかに廃止するとともに、現在本事業に使用している森林軌道を地元町村に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに官行しやく伐事業の合理化を計り、かかる批判を受けぬ様な措置を講ぜられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法中一部改正に関する請願

請願者　石川県金沢市広坂通り七八石川県農業共済組合連合会長　奥村忠次外四名

請願者　静岡県磐田郡袋井町磐東農民連合会内　鈴木松太郎外十一名

請願者　静岡県磐田郡岩田村静岡県農業共済組合連合会磐田支部内　大富部一彬外五百四十八名

請願者　山形市七日町東前六一〇ノ三山形県農業共済組合連合会長理事　柏倉九左衛門外十一名

右の請願は単作地帯の農民の最大の不安は気象に原因する不可抗力的な災害であり、ことに水害と冷害とは、被害も広範囲で、深刻さも非常なものであるが、現在これらの自然的災害を補償する農業災害補償制度が、全国一律の適用となつているため、単作地帯農民の負担が加重となつているから、農業災害補償法を改正して、(一)農家の負担を現在以上高めることなく補償限度を拡充すること、(二)単作地帯農家負担の掛金率を低下すること、(三)掛金を農産物で徴収し得るようにする等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料価格値上げによる損失補償の請願

請願者　山梨県甲府市朝日町山梨県信用農業協同組合連合会長　青柳欣一外三名

右の請願はさきに実施された肥料の消費者価格の二十パーセント値上げは、農家経済に極めて大きい損失を与えたが従来損失補償のための追払の時期が遅く、再生産確保に大きな支障を与えている。とくに今回の肥料値上げは即時払でかつ、その額が大きいから、すみやかに追払を実施せられるとともに、今後値上げの都度即時払いを実施されたい。なお従来のバリテイ計算は不合理であるから、正確な算定方法を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒冷積雪地帯の農業対策に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉竜太郎外十九名

右の請願は北海道、東北、北陸の一道十一県下単作地帯の農民は、積雪、寒冷の冷厳なる悪条件下食糧増産に励んできたのであるが、年一度の収獲は激しい労働と生活苦との成果を無視され供出と税金に奪われ、頼みとする国家資金による土地改良さえも打ち捨てられつつある。従つて農民は極度の金詰りに陥り、またまた離農の傾向さえある現状であるから、寒冷積雪地帯の農業対策として、(一)早場米奨励金の継続支給(二)農業所得税、固定資産税の軽減、(三)平衡交付金の増額、(四)土地改良その他食糧増産施設費の補助、(五)米価の改正等適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道開設事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　奈良県議会議長　辻本正一外一名

右の請願は奈良県下の森林資源は戦時、戦後を通じて行われた無計画な林業政策の結果、ほとんど減耗し尽され、次第に奥地林開拓の必要性が増大しているが、山村不況の対策として林道網の拡充が必要であるから、林道開設事業費国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洲の谷川かんがい用砂防工事施行に関する請願

請願者　兵庫県津名郡浅野村長　岡部善三郎

右の請願は兵庫県津名郡浅野村は水源地等がないためかん害をこうむることが多いから、用水を豊富にしてかんがいの便を計る目的をもつて洲の谷川に砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

供出制度改善に関する請願

請願者　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名

右の請願は政府は、現行の不合理な供出制度を是正しないばかりでなく、さらに食糧確保臨時措置法の一部改正による追加供出の法制化が国会において審議未了となるやポツダム政令の形式を強行した。この処置は、事前割当の趣旨に反するばかりでなく、耕作農民の生産意欲を減退し、農家経済の危機を増大するから、食糧の確保および供出の能率化を図るため、(一)追加供出を法制化しないこと、(二)供出割当を公平化を図ること、(三)総合供出制度を確立すること等供出制度を全面的に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

胡麻高原開拓地土地改良事業費国庫補助に関する請願

請願者　京都府船井郡胡麻郷村字胡麻胡麻高原開拓農業協同組合長　松岡勇

右の請願は京都府胡麻高原開拓地は、旧農地開発営団当時貯水池築造により七十五町歩を開田工事中資金難のため中止となり、戦後いまだに復興せず耕地は荒廃に帰し、開拓民には営農資金等の助成もなく、生活は困窮し、緊急開拓事業も崩壊せんとする現況であるから、胡麻高原開拓地土地改良事業費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

篠津原野開発促進に関する請願

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田島繁平外七十八名

右の請願は

北海道石狩郡当別町、新篠津村、札幌郡江別町、樺戸郡月形村の四箇町村にわたる一万七千余町歩の篠津原野は、明治三十一年開さくせられた篠津運河が不成功に終つたため、今日まで未開発のまま放置されているから、地方産業開発のために、既存運河を開さくして本原野の開発を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

志田峠貫通開拓道路開設に関する請願

請願者　神奈川県愛甲郡高峰村　長　高木金吾外八名

右の請願は

神奈川県愛甲郡高峰村および串川村は、両村併せて九十三町歩の未墾地買収を完了し、さらに現在計画中の二十五町歩におよぶ未墾地についてもその大部分を開墾し、着々成果を挙げているが、開発に伴う施設が不備のため、入植者および関係農民の不利不便が大きいから、現在進行中の開拓を促進するとともに、近接する国有林の森林資源の開発を図り、当地域一帯の交通の利便を増大するため、開拓地附近にある志田峠を貫通する開拓路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀県白石北部用水改良事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　佐賀県杵島郡江北村　坂井靖弘外五二〇名

右の請願は

佐賀県杵島郡白石町外六箇村にわたる白石北部用水改良事業は、本年度に一部配水し、昭和二十六年度をもつて完了の予定である。しかるにもし本年度事業費の予定額が削減される場合は、予定されていた一部かんがいが不能となるばかりでなく、昨年のジュディス台風によつて欠壊した永池貯水池の復旧未完成による組合員の不安は、ますます増大し、その影響は計り知れないものがあるから、是非共本年度国庫補助予算額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業用石灰に融資の請願

請願者　東京都港区虎ノ門町八城南ビル内石灰協会内　湊井雅治

右の請願は

石灰は、石炭が安価かつ自由に購入できること、および包装等の副資材が容易に購入できることによつて、生産費が低減しているばかりでなく、石灰の用途は、酸性土壌の改良はもち論、潜在地力の活用および病虫害の防除等、炭酸カルシウム肥料に比し各種の特効を持つている。しかるにさきに決定した一般農地および開拓地等の土壌改良に対する見返資金の融資が炭酸カルシウム肥料に対してのみ行われ、生石灰、消石灰が除外されているのは、不公平であるから、石灰を融資の対象として取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県常盤村小塚沢林道建設に関する請願

請願者　山形県北村山郡常盤村議会議長　西塚小之吉外三十六名

右の請願は

山形県下常盤村内小塚沢林道の建設については、すでに数年前より当局に陳情され、秋田営林局の現地測量も完了しているにもかかわらず、予算の削減によつて実現されず現在に至つている。しかるに当林道の建設は、当地方の農業および林業の振興に密接な関係があり、ことに当林道予定線の沿線は、未開発の農業適地と伐採期に達している国有林があり、その重要性はいよいよ増大しているからすみやかに当林道を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県鳥居川水利組合貯水池設置に関する請願

請願者　長野県上水内郡柏原村　長　小林岱助外八名

右の請願は

長野県上水内郡鳥居川水利組合のかんがい地域は、千六百余町歩におよんでいるが、唯一の水源である鳥居川の流域が、地形がけわしい上、岩盤地帯が多いため、降雨の度毎にこう水となつて、沿線農地および公共施設を流失し、関係町村の被害は、かんばつの被害と併せて千数万円に達している実情であるから、これらの災害を未然に防ぐとともに、下流にある広大な未利用面積を活用するため、当組合の貯水池設置に特別の考慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

請願者　鳥取県庁内鳥取県蚕糸販売農業協同組合連合会内　小松哲元外一万一千七百三十二名

右の請願は

蚕糸の統制撤廃によつて、繭の価格は変動はなはだしく、常に不安定であるため農家は安んじて養蚕を行い得ない実情にあるから早急に繭ならびに生糸の価格安定制度を設定せられたく、また蚕業技術員設置費は、統制撤廃の結果実質上蚕者の負担となつているので、技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしている現状であるから、早急に身分安定の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児島湾淡水化による損害補償等の請願

請願者　岡山県児島郡八浜町八浜町漁業協同組合長　藤原朝則外二十七名

右の請願は

農地造成の目的で近く着工される児島湾淡水化によつて、湾内漁業者はもとより隣接沿岸地方の漁業者は、完全に生計の道を断たれることになるから、これら業者の損害を補償するため、(一)湖水と児島湾との間に漁船の常時通行でき得る施設をすること、(二)湖水内外に船たまりを築設すること、(三)漁業者を優先的に造成農地に入植せしめること、(四)工事施行に当つては漁業者代表を立合わしめ漁業の操業に支障のないようにすること、(五)転業資金を貸付けること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思

う。よつて内閣は充分調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夕張川ダム建設に関する請願

請願者　北海道夕張郡栗山町役場

内北海道夕張川水系土功組合連合会長　山田利忠

外三名

右の請願は

夕張川水系の由仁、長沼、栗沢の四土功組合地域七千町歩は昭和の初頭より流水の減少を見、ことに戦時中の森林濫伐により激減し、かんがいに支障をきたしたので、番水制によりかろうじて本年までかんがいを継続してきたのであるが、収穫に影響するところ多大であるから、北海道庁において実測設計せられた夕張川ダム建設事業をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい用水源新設に関する請願

請願者　鳥取県気高郡浜村町長

地原重治外百五十一名

右の請願は

鳥取県気高郡逢坂村および浜村町地域の約二百町歩の耕地は、毎年かんばつのため、四割位の減収を見ているが、水源さえあればこの分の増収はもちろん、そのほか約百町歩の畑地が水田となる地形にあり、一方地理形地上水源も確認されている。しかるにこの水源新設は大事業であつて町村の財政では不可能であるから、国費をもつて右かんがい水源新設工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

霞浦干拓事業反対等に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡布川町

長　伊藤芳之助外七十五名

右の請願は

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により大平洋と連なつているが、海面との差がわずかに一・二メートルなので、水流は極めて緩漫で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水状態が続き、水禍は毎年の例となつている現状であるから、これが打開策として、（一）霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、（二）横利根川にひ門を設けること、（三）鹿島郡の南部を縦貫する水路を開さくすること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は充分調査の上善処せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県一本木平等開拓事業認証に関する請願

請願者　岩手県気仙郡米崎村字糠塚沢三四米崎村開拓農業協同組合長理事　島村佐一外四名

右の請願は

岩手県気仙郡一本木平および米崎地区は、同郡高田町、米崎村、竹駒村の三箇町村にわたる開墾地区であるが、地形気候の条件に恵まれているため、東北地方に珍らしい二毛作地帯である上、酪農、果樹栽培等が盛であつて将来有望な営農地域である。しかるに当地方の農地はせまく一戸当り平均五反七畝という実情であるから、当地域の農業発展のため、昭和二十二年に計画された開墾計画をすみやかに認証せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

矢吹原開拓事業資金額見返資金割当に関する請願

請願者　福島県西白河郡矢吹町

長　仲西正次外三十六名

右の請願は

福島県矢吹原開拓事業は、国営、県営、民営等により着々その実効を収めつつあるが、完成期限が到来した今日なお国営工事の進行は一割にすぎず、ことに水田経営を前提として入植は完了したが、基本となる水源工事が未完成であるため県営、民営の開拓事業を阻害しているから、本開拓事業促進のため必要予算の全額を優先的に見返資金から割当てられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県東山香村民有林を開墾適地より除外するの請願

請願者　東京都中央区銀座四ノ三

王子造林株式会社専務取締役　原耕太

右の請願は

大分県速見郡東山香村地内にある王子造林株式会社所有の百六町歩余りの民有林は、さきに開墾適地として買収と決定されたが、この山林の土性およびれき度は農耕に不適であるばかりでなく、地元部落民の飲料用水ならびに水田かんがい用水の水源涵養林として極めて重要な役割を持つている。また三十年前後の黒松、七八年生の赤松等各種造林の成果を表われ始めているのであるから、再検討の上本山林を開墾適地より除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はさきに本院において議決した森林保全に関する決議の主旨に基き、速やかに現地調査を実施して、適切なる措置を講ぜられたい。又特に、地元住民が飲用水の不足を訴え開墾に反対する事情は慎重に考慮せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良事業の強化に関する請願

請願者　宮城県遠田郡南郷村東北、北海道地区農業改良委員協議会内　砂金真一

右の請願は

東北、北海道地区の農業技術は他地区に比しいちじるしく遅れているから、同地方の農業改良事業の強化を図るため、（一）農業改良助長法第十六条の予算配分を、農業人口三割五分、耕地面積三割五分、町村二割、農林省配分二割とすること、（二）昭和二十五年産米供出事前割当の面積を基礎とすること、（三）農業改良普及員の定員を増加し、少くとも一町村一名とすること等の対策を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裸供出農家の飯米還元に関する請願

請願者　福岡県議会議長　稲員稔

請願者　長崎県議会議長　岡本直行

右の請願は

数次にわたる台風、水害および戦時中の肥料不足等により昭和二十四年度における福岡県産米の実収量はいちじるしい減少を示したにもかかわらず農家

は飯米を圧縮して供出を完遂した。しかるに飯米圧縮による農家の食糧は、再生産にも支障をきたす実情に至つており、一方消費者価格による還元は、農家負担をいよいよ過重にしているから、農村経済の安定および治安維持の見地より、裸供出農家の飯米還元については、生産者価格を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県田野畑村地内田野畑、普代線開拓道路認証に関する請願

請願者　岩手県下閉伊郡田野畑村長　工藤精作外二名

右の請願は

岩手県下閉伊郡田野畑村は、面積五百七十八町歩人口戸数三百九十八戸の開拓村であるが、元来交通に恵まれないため発展せず、開拓者唯一の現金収入である製炭代金の大半も運搬代に取られる現状で、村民の生活は極度に困窮し最近では三陸沿岸の不漁と相まつて離農する者が続出し、折角開墾した開拓地が年々減少の傾向にあるから、これが根本原因である交通の不便を除き、開拓民の自作農を容易にし、併せて豊富な本地区一帯の林産地下資源および水産資源開発のために、木村田野畑、普代線開拓道路を認証せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に関する請願

請願者　愛知県北設楽郡田口町愛知県北設楽郡町村会内佐々木嘉一外十三名

右の請願は

満州引揚開拓民が移住した愛知県北設楽郡段嶺村地内の駒ヶ原および沖の平の両開拓事業区と、名倉村、稲武町に関係する国有ならび民有併せて二千六百町歩の森林資源の開発を図るため、開拓道路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

作物報告事務所職員の増加に関する請願

請願者　徳島県那賀郡新野町農林省徳島作物報告事務所新野出張所内　高原静雄

右の請願は

作物報告事務の各種調査を完全にし、調査に基く数字を公平に算出し、重要な資料を提供することは、食糧増産および供出完遂のため、極めて重要なことであるが、現在の作物報告事務所の人員ならびに予算では困難であるから、職員の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業恐慌対策に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市塙田町三五六柳木県農業協同組合協議会内　佐藤清一郎

右の請願は

食糧需給の安定、統制の撤廃等わが国の農業を取り巻く客観情勢は、まさに楽観を許さないものがある。今後益々深刻化を予想される農業恐慌に備えるため、長期低利資金の導入、価格損金の補償、農業近代化、機械化、共同化促進に必要なる経費に対する補助金の交付等の施策を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業会財産譲渡資金特別融資に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

都道府県農業会および全国農業会の清算結了に伴う最終処理としてその資産を都道府県、全国農業協同組合連合会に譲渡しなければならないが、現在のところ連合会は設立後日が浅いので借入金によつて運転している実情であるから、このために必要な五十億円の資金を農林中央金庫を通じ融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に務力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業協同組合事業費特別融資に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

農業協同組合は設立以来三年を経過したが、経済界の変動に伴う事業の困難性が加重されたため、信用、購買はもち論販売事業の販売金未収の激増と集荷資金の枯渇によつて、その存立が危険に陥つているから、農業協同組合の事業資金を低利かつ長期に融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧配給公団廃止に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

食糧配給公団関係者は、近く予定されている廃止を控え、極めて巧妙に温存策を講じ、実質的には現機構の拡大強化を図つていると伝えられているから、(一)四月一日以降の経過的措置として委託小売販売制度を行う場合は、都道府県知事に指定させること、(二)この指定に当つては農業協同組合および生活協同組合を優先的に取扱うこと、(三)小売段階の設定は、消費者の自由登録によつて業者を指定することができるようにすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農産物価格に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

輸入食糧の増大により、今年度の食糧事情は急転し、わが国農業は転機に立至つているから、農業経済の破綻を救うため、(一)農産物の輸入を最少限度

に止め、国内生産増強の途を講ずること、(二)農産物の生産コストを低下する具体的措置を講ずること、(三)農協代表を含む農産物価格政策委員会を設置し、供出外農産物全般に支持価格制を実施すること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

報奨物資制度改善に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

現行報奨物資制度は、種々不合理な点があるから、この際現行制度を再検討の上、(一)農家の必要とする肥料の一部を無償配給すること、(二)報奨物資の品目は、農家の自由選択とすること、(三)供出量のみに比例する配給方法を全耕作農民に配給する方法に改めること、(四)品質ならびに価格に特別措置を講ずること、(五)配給方法を簡素化し、適期に配給すること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はこの趣旨を参考とし、報償制度について最近の諸情勢に即応して再検討を加え、これを刷新し、主食の増産及び供出に対する報償措置に遺憾なきを期せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧供出制度改善に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

右の請願は

最近における内外情勢の急変に伴う国内食糧事情の好転は、わが国農家経済を圧迫したため、農家の困窮は表面化しているから、生産農民保護の見地より、(一)保有米確保を完全に実行すること、(二)麦、かんしょ等の単作農家の米との交換を実施すること、(三)天降り割当を排除すること、(四)ポツダム政令実施後も補正割当超過分をその価格の二倍以上で買上げること等供出制度改善の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県山王海ダム工事完成に伴う開墾予算配分の請願

請願者　岩手県紫波郡志和村長　阿部長蔵外一名

右の請願は

岩手県下の山王海ダム工事は、すでに全工事行程の七割を完成し工事施設も昭和二十五年度完成を目指して完備されており、農事水利改良事業においては、分担すべき全予算額の支出が認められたが、開墾事業における予算の配分は少額に過ぎるため、いままでの工事促進の努力は水泡に帰することとなりその損失はじん大であるから、本工事が昭和二十五年度に完成するよう開墾予算を配分せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

飯米の還元配給に関する請願

請願者　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名

右の請願は

長崎県下の昭和二十四年産米は、風水害、いもち病、うんか等の重なる悪条件のため、かつてない不作となり、平年の保有量三十二万石に対し、本年度の保有量はわずかに十八万石、しかもその大部分が等外品であつた。従つて大多数の農家は、明日の食糧を憂慮する実情に至つているから、(一)保有に食込んだ供出量を還元配給すること、(二)還元価格は生産者価格とすること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

獣害防除に関する請願

請願者　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名

右の請願は

長崎県は、地勢がけわしく平地が少いため、耕地の大部分が山間部にあるが、最近野猪その他の獣害がいちじるしく、農作物は減収の一途にあり、このままでは供出はもち論農家の食糧にも支障をきたし、生産意欲を低下させるから、農作物に被害を与える獣類の捕獲に特例を設け、部落農業団体長等を責任者として狩猟免許証を下附されるとともに之に伴う狩猟税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家の米食率引上げに関する請願

請願者　長崎県北高来郡森山村田尻名　真崎今一郎外一名

右の請願は

長崎県における農業経営は、畑作経営を主とし、経営規模も小さいため、いも類を主食としているが、最近食糧事情が緩和され、消費者さえ毎月十五日程度の米食が保証されているにもかかわらず、農業経営によつて生活する農民が消費者以下の米食率であることは不合理であるから、農民の生産意欲向上、生産増強の見地より、農民の米食率を一般消費者以上とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裸供出農家の飯米還元等に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高彌一

右の請願は

宮崎県では、昭和二十四年のデラ台風以後四回に亘る台風禍によつて夏作物に大被害を受けたため、農村経済は極度にひつ迫し憂慮すべき状態にある。ことに米穀の供出については、相当量の補正減額または免責の措置も講ぜられたが、農村に与えた打撃は大きくこのまま放置すれば重大なる社会問題を起す虞があるから、これが打解策として一般農家に対する配給わくの増大と併せて実情に即した特別還元米の価格と配給基準量の増量について適正なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県江間村用水水源天野せき補強工事に関する請願

請願者　静岡県田方郡江間村長　佐々木秀哉

右の請願は

静岡県江間村用水水源天野せきは狩野

川改修工事の進ちょくに伴いまさに決潰崩流の重大危機にひんしているから、すみやかに国庫負担によりこれが維持確保に必要なる補強工作を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県震災山林復旧等に関する請願

請願者　栃木県議会議長　高際徳治外五十名

右の請願は

昭和二十四年十二月栃木県今市町を中心として二箇町八箇村を襲つた大地震によつて住宅その他の施設はじん大な損害を受けた。ことに震源地が山岳地帯であつたため、山林関係の被害が予想以上に多く中でも林地の崩壊、材木の埋没、林道の欠壊等惨たんたる状況である。これを放置すると大水害の原因となり、河川流域に及ぼす災害は地震以上に虞るべきことが予想され、道の破壊は林産物の搬出を阻害し山村民の生計を脅かしている現状であるから、荒廃林地復旧工事を促進せられ併せて造費の全額国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

パンの品質改善等に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町二ノ五東京都パン連盟工事協同組合理事長　高世勇司外四名

右の請願は

パンはすでに国民の主食として極めて重要な地位を占め、今後もますますその重要性を加えるものと考えられる。しかしてパンを国民生活に密着せしめ真に愛用されるようにすることは極めて重要なことであるから、(一)品質の改善、(二)価格の是正、(三)企業の確立、(四)配給機構の整備、等のすみやかな実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費、土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　板屋泰治外十九名

右の請願は

岩手県下の農村は、過去二箇年の水害復旧費の借財をかかえて極度に困窮しているから、(一)水害公共施設ならびに耕地復旧国庫補助を増額し緊急交付すること、(二)土地改良ならびに食糧増産費国庫補助を緊急交付すること、(三)右工事のでき過ぎ分の補助金をすみやかに交付すること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豊橋市に繭糸取引所設置の請願

請願者　愛知県豊橋市議会議長　河合源三郎

右の請願は

蚕糸工業は、輸出の大宗として外貨を獲得し、日本経済再建上重要な使命を有しているが、戦前戦後を通じて諸種の悪条件に禍され、業界は未曾有の危機に陥つている。しかるに蚕糸業の振興を図るためには、繭糸の公正なる取引を公開することおよび適切なる相場の公示が先決要件であるから、交通が便利で関係諸機関にも恵まれており、かつて全国唯一の乾繭取引所所在地としていまなお技術者が多数健在している等最適の条件にある豊橋市に繭糸取引所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地域農業試験場完成に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

今般東北地方の各種国立試験研究機関を整理統合して、東北地域農業試験場を設立するとのことであるが、このために計上された本年度予算は極めて少く、到底施設を完備することができないから、全国的に極めて低位にある東北農業の向上発展を図るため、東北地域農業試験場の完備に関し、必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準行政職員の業務加配米支給の請願

請願者　東京都港区芝田町二ノ一三全基準労働組合内　城千尋

右の請願は

労働基準行政職員の業務は、平均一箇月二十日間以上各種事業現場を歩き廻つて、労働基準行政の完遂に努めているのであるから、業務の特殊性と責任の重大を考慮して、労働基準行政職員に労務加配米を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県寒川村小川国有林開発に関する請願

請願者　和歌山県日高郡川上村大字川原河一五四　西川濱外六名

右の請願は

和歌山県の中部、日高川の中流区に位する川上、寒川の両村は、けい流山岳地帯のため、農耕地少く古来より村民の大部分は他国への林業労働によつて生計をたててきたが、終戦によつて朝鮮、樺太、満州等の原始林伐採作業を失い、以来村内に閉じ込められたまま附近の民営事業を唯一の職場として生活をたてているが、最近の不況に見舞われ最後の仕事も途切れ勝となつたため、これらの労働者は家族を抱えて深刻な生活難に陥つている現状であるから、これが救済策として、川上村国有林に隣接した寒川村地内に在る千古の原始林である小川国有林の伐採、造林を政府事業として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓地の建設完成に関する請願

請願者　宮城県黒川郡大衡村全日本開拓者連盟東北協議会内　福田一

右の請願は東北六県における入植開拓者は、約十万戸に達し、二十二万町歩の土地を収得しているが、その開拓地は極めて不便な奥地にあるにもかかわらず、道路の新設改修がほとんど行われておらず、また基本的建設工事も遅々として進んでいないから、開拓事業の進ちょくを図るため、(一)必要予算を増額すること、(二)平衡交付金を増額すること、(三)家畜導入についての強力施策を講ずること等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県両総揚排水完成促進に関する請願

請願者　千葉県長生郡栄村棚毛五七〇　岩佐治郎左衛門

右の請願は千葉県両総揚排水による受益面積二万五千町歩は、肥沃な良田であるが、水源不足のため毎年のかんばつに対して何等施す術がなく、もし両総揚排水の完成を見れば、この良田を最高度に活用することができると共に国家的の利益も大きいから、すみやかに両揚排水の完成を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六八号　農業改良普及事業拡充に関する陳情

第七三号　競馬法中一部改正に関する陳情

第九四号　土地改良、農道、林道等各事業に対する国庫補助金増額の陳情

第一一四号　北海道の土地改良事業に関する陳情

第一一九号　肥料配給機構の合理化に関する陳情

第一四九号　牛乳供出リンク飼料の価格に関する陳情

第一七〇号　東条川農業水利改良事業促進に関する陳情

第一七九号　有畜農業経営の合理化に関する陳情

第一八〇号　木炭倉庫建設費全額国庫補助ならびに木炭融資の陳情

第二二四号、第二五〇号　地方競馬の控除率改正に関する陳情

第二六一号　桑苗生産農家救済に関する陳情

第三〇二号　でん粉事業の保護育成に関する陳情

第三〇六号　繭ならびに生糸価格安定制度設定等の陳情

第三〇八号　農業水利改良事業を土地改良事業に切替の陳情

第三二九号　未墾地買収済開墾不適地の旧所有者に還元等の陳情

第三三三号　福島県知事　大竹作摩提出

畜産手形発行に関する陳情

第三八三号　早場米奨励金存続等に関する陳情

第三九七号　畜産手形発行に関する陳情

第四一四号　農業恐慌対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第一号

農業改良普及事業拡充に関する陳情

第六八号　島根県庁内島根県農業改良委員会内　山崎豊定外六名提出

競馬法中一部改正に関する陳情

第七三号　東京都千代田区神田東紺屋町二八ノ一関東地方競馬組合内　野口辰五郎提出

土地改良、農道、林道等各事業に対する国庫補助金増額の陳情

第九四号　長崎県議会議長　岡本直行提出

北海道の土地改良事業に関する陳情

第一一四号　札幌市北四条西一北海道農耕地改良協会内　岡村文四郎外一名提出

肥料配給機構の合理化に関する陳情

第一一九号　大分県議会議長　安部雅也提出

牛乳供出リンク飼料の価格に関する陳情

第一四九号　宮城県知事　佐々木家壽治提出

東条川農業水利改良事業促進に関する陳情

第一七〇号　兵庫県加東郡上東条村長　橋本卯一郎外十名提出

有畜農業経営の合理化に関する陳情

第一七九号　宮城県知事　佐々木家壽治提出

木炭倉庫建設費全額国庫補助ならびに木炭融資の陳情

第一八〇号　宮城県知事　佐々木家壽治提出

地方競馬の控除率改正に関する陳情

第二二四号　三重県議会議長　石原鍋治提出

第二五〇号　福岡県知事　杉本勝次提出

桑苗生産農家救済に関する陳情

第二六一号　東京都中央区京橋三ノ二片倉ビル四階全国桑苗協会内　佐川泰広外一名提出

でん粉事業の保護育成に関する陳情

第三〇二号　東京都中央区日本橋通り三ノ三ノ一八甘しよでん粉中央協会内　西坂信太郎提出

繭ならびに生糸価格安定制度設定等の陳情

第三〇六号　東京都台東区中根岸町五一全国蚕糸会内　小金沢喜与治提出

農業水利改良事業を土地改良事業に切替の陳情

第三〇八号　岩手県紫波郡志和村長　阿部長蔵外一名提出

未墾地買収済開墾不適地の旧所有者に還元等の陳情

第三二九号　鹿児島県議会内　河野徳吉外十八名提出

早場米奨励金存続等に関する陳情

第三三三号　福島県知事　大竹作摩提出

畜産手形発行に関する陳情

第三九七号　鳥取県議会議長　中田吉雄提出

農業恐慌対策に関する陳情

第四一四号　佐賀市赤松町三五佐賀県農業復興会議内　岩本徳次郎提出

右十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

農業改良普及事業拡充に関する陳情

陳情者　島根県庁内島根県農業改良委員会内　山崎豊定外六名

右の陳情は食糧確保と農家経済の安定確立は、新日本建設の基礎であり、これが実現のためにはますます新智識を導入し、優秀技術の普及徹底等の方途を講ずることが重要なことである。昨年より実施せられている農業改良事業は、この趣旨に副う最大の事業であるから、これを拡充推進するために、(一)改良普及員を一市町村一名以上全額国庫負担で配置すること、(二)地区農業改良委員会に対し国庫助成をすること等の処置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

競馬法中一部改正に関する陳情

陳情者　東京都千代田区神田東紺屋町二八ノ一関東地方競馬組合内　野口辰五郎

右の陳情は

最近における地方競馬は入場者ならびに勝馬投票券の売上高が漸減の傾向にあり、今後の経営が憂慮されているが、これは、現行の競馬法が勝馬投票券売得金に対する主催者の収得控除率が実質上百分の三十五以上の高率であるため的中者に対する払戻金が低率となり、地方競馬の公正明朗化を阻害しているためであるから、勝馬投票券売得金に対する主催者の収得控除率を地方競馬開催の実情に応じて百分の二十五から百分の三十五の範囲内において、適宜定めることができるよう競馬法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良、農道、林道等各事業に対する国庫補助金増額の陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行

右の陳情は

政府は二十五年度において耕地の災害復旧、土地改良、農道の改修、新設ならびに林道網の整備充実等の事業に対する国庫補助金を大幅に削減し、補助の対象は農業の企業性に重点を置いて、補助金を査定するとの由であるが、これでは山間へき地に散在する零細経営地帯においては、その恩恵に浴する余地がなく農業経営上重大なる支障を招来することになるから、長崎県のような山間へき地の零細経営地域に対しては、とくに立地的方策を樹立して国庫補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の土地改良事業に関する陳情

陳情者　札幌市北四条西一北海道農耕地改良協会内　岡村文四郎外一名

右の陳情は

幾多の特殊性を有する北海道の土地改良事業助成のため、(一)助成金の増加、(二)土地改良用資材製造業者に対する低利資金のあつ旋、(三)土地改良用資材輸送に要する貨車の優先配車、(四)酸性土壌きよう正用炭酸石灰製造工場に対する電力増配、(五)炭酸石灰製造工場に対する設備、改善資金の融資、(六)幹線排水事業の国営、(七)植林事業の拡充強化等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥料配給機構の合理化に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　安部雅也

右の陳情は

農業生産の最も重要な基本資材である肥料は、現在肥料配給公団により消費者に配給されているが、現行公団制は農民の意思を無視した官僚的統制方式であり、高額な流通費用はいたずらに消費者の不当なる負担を加重しているから、これが流通機構の合理化を図るため、すみやかに農民の意思を自由に反映し得る配給機構を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

牧乳供出リンク飼料の価格に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家壽治

右の陳情は

遅延した第三、四半期および第四、四半期牛乳供出リンク飼料がようやく最近に至つて配給されている状況である。しかるに今般飼料価格の全面的引上げをみた結果、この遅延した分の価格は引上げられた価格によつて支払わねばならない模様であるが、配給遅延のために飼料の消費者である酪農業者が新価格によつて支払わなければならないことは不合理であるから、第三、四半期および第四、四半期牛乳供出リンク飼料の価格は旧価格によられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東条川農業水利改良事業促進に関する陳情

陳情者　兵庫県加東郡上東条村長　橋本卯一郎外十名

右の陳情は

東条川農業水利改良事業は、農林省直営事業として昭和二十一年開始されたのであるが、事業開始後の急激な物価高と事業所得割当経費等の関係で予定計画の通り進ちよくできない状態にあるから、食糧増産対策の重要性にかんがみ本東条川ダム建設工事の促進を期すため、昭和二十五年度予算として一億九千三百万円のわくを設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

有畜農業経営の合理化に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家壽治

右の陳情は

近時農村経済は極度にひつ迫し既に農業恐こうの徴候を示しつつあるから、これが根本対策として有畜経営の合理化を図るため、(一)家畜導入施設に対する融資等適切な処置を考慮すること、(二)原々種種畜、種きんの輸入の方途を講ずること、(三)輸入飼料確保ならびに価格改訂、飼料作物の作付反別を増加すること、(四)牧野の集約利用に要する資金資材を確保すること、(五)家畜衛生の拡充強化を図ること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭倉庫建設費全額国庫補助ならびに木炭融資の陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家壽治

右の陳情は

昭和二十四年七月政府の木炭買上げ停止以来製炭経営は困難になつているが、さらに四月より九月までの木炭不需要期を控え益々事業経営の困難を増すものと思われるから、木炭倉庫を建設し、木炭の安全な貯蔵保管によつて不需要期における価格を調節して需要期に備えるとともに、貯蔵木炭に対し低利な融資の途を開かれることは製炭経営を緩和し、生活必需物資を生産する

重要産業を守り、また滅産によつて生ずる消費者の不安と混乱を防止するものであるから、木炭倉庫の建設に対して全額国庫補助せられるとともに、木炭融資の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は木炭価格を調節するため有効適切な措置を講ずるとともに薪炭統制廃止当時公約した金融措置について、その実現に万全を期せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方競馬の控除率改正に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　石原鍋治

陳情者　福岡県知事　杉本勝次

右の陳情は

競馬は、競輪とともに、地方財政の重要な財源であり、とくに永年の歴史と伝統を持つ競馬事業が、馬匹改良と地方財政を援助した業績は見逃がすことができない。しかるに競馬の勝馬投票券の払戻金は、競馬法によつて売得金の約三十五パーセントに上る控除をされているが、競輪の控除率は、二十五パーセントと端数切捨額のみで、その上予想が容易なため、最近における競輪の進出は極めていちじるしく、競馬事業の運営に重大な影響をおよぼしているから、地方財源の確保と競馬事業振興のため、地方競馬の勝馬投票券控除率を引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑苗生産農家救済に関する陳情

陳情者　東京都中央区京橋三ノ二　片倉ビル四階全国桑苗協会内　佐川泰広外一名

右の陳情は

桑苗生産者は、蚕糸業の重要性と政府の桑苗の生産確保の要望により、あらゆる悪条件を克服して前年度生産高の二割減一億一千万本を漸く生産したのであるが、昨秋来の経済事情のひつ迫により四千万本の残苗を生じ、農家経済は破たんにひんしている。また各府県協同組合はこれら生産農家救済のため、銀行融資により今日まで農家経済を援助してきたのであるが、生産の四割に達する残苗を生じた現在、桑苗協同組合もまた崩壊のやむなき状態に立至つているから、政府はすみやかに何等かの救済の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

でん粉事業の保護育成に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋通り三ノ三ノ一八甘しよでん粉中央協会内　西阪信太郎

右の陳情は

わが国におけるいも作は、農家経済上重要な位置を占めるものであつて甘しよでん粉加工は重要であるばかりでなくでん粉事業なくしていも作経営は絶対に成り立たないから、でん粉事業の保護育成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、法律改正の部分を除き、他はその実現を図る必要があると思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭ならびに生糸価格安定制度設定等の陳情

陳情者　東京都台東区中根岸町五　一全国蚕糸会内　小金沢喜与治

右の陳情は

繭糸の統制撤廃後の繭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比しても、著しく定価であるので、農家は安んじて養蚕を行い得ない有様であるから、早急に繭ならびに生糸価格の安定を図るとともに、養蚕業に対する課税の適正化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業水利改良事業を土地改良事業に切替の陳情

陳情者　岩手県紫波郡志和村長　阿部長蔵外一名

右の陳情は

今回土地改良法の公布を見たが、この法だけによる国営農業水利改良事業の遂行は困難であるから、未完成の状態にある現在の工事と地元負担金の起債に対する融資の困難を打開するため、現行国営農業水利改良事業を土地改良法による土地改良事業に切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地買収済開墾不適地の旧所有者に還元等の陳情

陳情者　鹿児島県議会内　阿野徳吉外十八名

右の陳情は

今日まで実施された未墾地買収には、実情に副わない遺憾な点が多く、その結果山林所有者に不安の念を与え、濫伐の悪弊を助長し、加うるに戦時中の濫伐と相まつて、治山治水、国土保安上寒心に堪えないものがあるから、この際未墾土地買収に再検討を加え、不適地は、旧所有者に還元せられたい。なお森林組合の強化、国有林の一部民間払下げについても必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は現地の事情を把握して適切な措置を講ぜられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧政策の急激な転換期に際し東北、北海道のような米単作地帯に対しては、当面の農業経営上、(一)早場米奨励金の存続、(二)超過供出特別価格買入制度の存続、(三)輸入食糧に対し国内産食糧保護のための関税の確立、(四)農産物に対する価格保証制度の確立、等の事項を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

早場米奨励金存続等に関する陳情

陳情者　福島県知事　大竹作摩

右の陳情は

食糧政策の急激な転換期に際し東北、北海道のような米単作地帯に対しては、当面の農業経営上、(一)早場米奨励金の存続、(二)超過供出特別価格買入制度の存続、(三)輸入食糧に対し国内産食糧保護のための関税の確立、(四)農産物に対する価格保証制度の確立、等の事項を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

畜産手形発行に関する陳情

陳情者　鳥取県議会議長　中田吉雄

右の陳情は

鳥取県における養畜は農家の副業の域を脱脚し、和牛、因伯牛、乳牛等の改良、増殖、導入等により有畜農業に進展し、農耕労働生産力を高め、農業経営合理化の推進力をなし、農村工業の確立、農村栄養食糧の補給等に大きな役割を果しているが、最近の取引事情

は金融の危機により打撃を受け、農家経済は崩壊に直面しているから、畜産手形の発行を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は畜産金融に対し有効適切なる措置を講ぜられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業恐慌対策に関する陳情

陳情者　佐賀市赤松町三五佐賀県農業復興会議内　岩本徳次郎

右の陳情は

農業恐慌対策として、共同化と計画化による農業経営の高度化、農業自立計画の樹立遂行のための農民組織、天下り的標準率による課税撤廃、農地改革の徹底等を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二一号、第三六一号　中国、ソ同盟、朝鮮三国との貿易促進に関する請願

第一四三四号　繊維貿易公団保有絹人絹織物の棚上げに関する請願

第一五五八号　炭鉱用坑木防腐措置等に関する請願

第一七三〇号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

第一九五六号、第二〇四一号　中小企業の危機突破に関する請願

第二〇三四号　輸入原皮の払下価格適正化等に関する請願

第二一五三号　炭鉱用坑木の防腐措置等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　深川栄左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会特別報告第一号

中国、ソ同盟、朝鮮三国との貿易促進に関する請願

第二二一号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　石川今市提出

第三六一号　愛知県名古屋市南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　成田七郎提出

繊維貿易公団保有絹人絹織物の棚上げに関する請願

第一四三四号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助提出

炭鉱用坑木防腐措置等に関する請願

第一五五八号　福島県郡山市鴻巣六　小島登提出

中小企業救出緊急諸施策に関する請願

第一七三〇号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人提出

中小企業の危機突破に関する請願

第一九五六号　大阪市北区堂島西町大阪商工会議所内関西産業復興会議内　金正米吉提出

第二〇四一号　埼玉県浦和市高砂町一ノ一六〇　高橋八郎提出

輸入原皮の払下価格適正化等に関する請願

第二〇三四号　東京都荒川区三河島町八ノ三〇五三河島製革事業協同組合内　滝沢武司提出

木材防腐加工処理の法制化に関する請願

第二〇五五号　東京都千代田区丸ノ内丸ビル内日本耐火防腐株式会社気付防腐木材協会内　田中好一提出

炭鉱用坑木の防腐措置等に関する請願

第二一五三号　福島市杉妻町福島県林業協会内　赤井畑満外一名提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　深川栄左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中国、ソ同盟、朝鮮三国との貿易促進に関する請願

請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　石川今市

請願者　愛知県名古屋市南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　成田七郎

右の請願は

現在各企業に現われているいちじるしい滞貨を一掃し、わが国の産業を再建するために、積極的に中国、ソ同盟、朝鮮との貿易促進対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繊維貿易公団保有絹人絹織物の棚上げに関する請願

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助

右の請願は

絹人絹織物の市価は、昨年以来暴落を続けているが、このままに放置するときは、製糸の面にも波及し、また復興の緒につき始めた人絹糸工業にも大きく影響するばかりでなく、遂にはわが国絹人絹業を崩壊する虞があるから、相当期間にわたり、繊維貿易公団保有の絹人絹織物を棚上げするか、または買取会社設立のため、独占禁止法の緩和もしくはその特例を認める等の緊急処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

炭鉱用坑木防腐措置等に関する請願

請願者　福島県郡山市鴻巣六　小島登

右の請願は

石炭企業を合理化して、石炭価格を安くすることは、産業の合理化、輸出促進のため不可欠の要件である。しかして石炭企業の合理化のため最も必要なことは坑木の防腐である。わが国全鉱山の一箇年の使用坑木千百万石に防腐剤ウットソートを注入し、その六割が腐朽しないものとして一万八千五百万石、九百二十五億の利益となり、全産業に及ぼす影響は実に大きく、また坑木の使用寿命が長くなる結果治山治水対策ともなるから、すみやかに炭鉱用坑木に対し防腐剤ウットソートを注入するよう法的処置を採られるとともに、坑木防腐設備等に優先的に融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業救出緊急諸施策に関する請願

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内　松沢隼人

右の請願は

中小企業は、わが国商工業者の九十九パーセントを占め、社会的経済的に占める地位と使命は重大であるが、デフレ政策と独占資本支配確立政策がわざわいして購買力の極端な低下、金づまり、重税の強制徴収等のため経営不能に陥り、いまや死滅の危機に追込まれているから、すみやかに中小企業救出の緊急施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の危機突破に関する請願

請願者　大阪市北区堂島西町大阪商工会議所内関西産業復興会議所内　金正米吉

請願者　埼玉県浦和市高砂町一ノ一六〇　高橋八郎

右の請願は

ドッジラインの強行、集中生産方式の確立、実状を無視した徴税の重圧に加え金融機関の大企業融資偏重により中小企業は崩壊の危機にひんしているから、企業の危機を打開するため（一）貿金遅払工場融資制度拡充、（二）大阪府市の中小企業融資金の増額、（三）企業内容を無視せる徴税の撤廃、（四）中小企業に対する政府資金の増額、（五）中小企業をつぶす銀行の融資観念の是正等画期的な対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸入原皮の払下げ価格適正化等に関する請願

請願者　東京都荒川区三河島町八ノ三〇五三河島製革事業協同組合内　滝沢武司

右の請願は

輸入原皮は、鉱工品貿易公団を通じて、需要者である製皮業者に払下げられているが、現在の均一価格は、最高級品の価格であつて、何等品質の差異を考慮しない不合理なものであるため、滞貨原皮が増加し、すでにばく大な量に達しているが、現在の如き不合理な価格は、払下代金の支払に悪影響を及ぼすばかりでなく、物価統制の趣旨にも反するから、滞貨を一掃し、需給関係の円滑を図るため、払下価格の適正化等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木材防腐加工処理の法制化に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内丸ビル内日本耐火防腐株式会社気付防腐木材協会

内　田中好一

右の請願は

電柱、枕木、坑木その他土木用建築材に対し、適当な防腐加工を実施すると、耐久年数を平均三倍以上に伸ばすことができ、資源の消費節約上極めて有効であるばかりでなく、取替作業費、木材加工賃、運賃等を節約することができる。しかるに防腐加工の現状は極めて徹底しておらず貴重なる国家資源を徒に腐朽させているから、木材資源確保の見地より、木材防腐加工処理の法制化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

炭鉱用坑木の防腐措置等に関する請願

請願者　福島市杉妻町福島県林業協会内　赤井畑満外一名

右の請願は

坑木は木材需要の第二位を占め、かつ石炭企業上欠くことのできないものであつてその用材の適木は三十年前後の最も生長率の盛んな壮年材を使用するので、これを防腐加工し保存延命を計ることは治山治水、炭鉱企業の合理化、国土保全、緑化等わが国経済復興に寄与するところ多大であるから、すみやかに坑木防腐について強力な法的措置を講ずるとともに炭鉱側ならびに木材防腐製造会社等に対して特別融資の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七八号　中小企業の経済対策確立に関する陳情

第三一九号　中小企業の金融難打開等に関する陳情

第三七五号　木材の輸出許可に関する陳情

第三八五号　中小企業の救済対策に関する陳情

第四二〇号　中小企業の危機突破に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　深川栄左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第二号

中小企業の救済対策確立に関する陳情

第二七八号　神奈川県議会議長　上條勝提出

中小企業の金融難打開等に関する陳情

第三一九号　兵庫県議会議長　山田平市郎提出

木材の輸出許可に関する陳情

第三七五号　大分県議会議長　安部雅也提出

中小企業の救済対策に関する陳情

第三八五号　福島県知事　大竹作摩提出

中小企業の危機突破に関する陳情

第四二〇号　埼玉県山口市長　田中徳兵衛外三名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　深川栄左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

中小企業の救済対策確立に関する陳情

陳情者　神奈川県議会議長　上条勝

右の陳情は

中小企業は、極度の金詰まりと販売不振のため、工場閉鎖、操業停止、休業等が続出し、憂うべき情勢にあるから、（一）中小企業に対する融資を円滑化すること、（二）中小企業金庫を設置すること、（三）中小企業振興に関する国庫補助を増額すること等の緊急対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の金融難打開等に関する陳情

陳情者　兵庫県議会議長　山田平市郎

右の陳情は

現下中小企業の金融難による死活の危機は事態の推移につれてわが国民経済に重大な波乱をもたらすものと予想されるから、これが打開策として中小企業に対し、(一)金融対策の画期的施策、(二)現行特別融資制度の拡充、(三)産業合理化の適切なる指導等の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の救済対策に関する陳情

陳情者　福島県知事　大竹作摩

右の陳情は

現在中小企業は深酷な窮境にあるから、救済対策として、(一)中小企業等協同組合法の適切な改正、(二)青色申告制による記帳様式の簡易化、(三)現行工場診断実施対象に対する資金、税務の裏付、(四)信用保証制度に対する国家の財政的措置、(五)見返資金による中小企業設備資金融資の簡易化、(六)商工中金強化による組合金融の促進、(七)預金部資金の中小企業への大量投入等の処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木材の輸出許可に関する陳情

陳情者　大分県議会議長　安部雅也

右の陳情は

大分県における木材の産出は、わが国有数の地位を占め、戦前はその六十五パーセントを他県および海外に移輸出していた。しかるに現下の経済不況に伴い、手持木材の滞貨がいちじるしく、本県の産業経済上大きな影響を与えているから、これらの危機を打開するとともに、失業救済、造林意欲向上等の見地より、年間一定量の木材輸出を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の危機突破に関する陳情

陳情者　埼玉県川口市長　田中徳兵衛外三名

右の陳情は

川口市の産業は中小企業者による小物機械木型、農機具、軽金属業等が主なるものであるが、経済九原則の影響を受けて、業界は、いまや恐慌状態を呈し万策尽きて崩壊寸前にあえいでいるから、これら中小企業者の保護救済のため、金融、徴税、放出物資の取扱、官需品の入札制等について適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郵政委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五二四号　岩手県中野郵便局を集配局に昇格の請願

第一六七五号、第一八七一号、第一八七二号、第一九二四号、第二〇三六号、第二一五四号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第一七九一号　奈良県大淀町今木に無集配特定郵便局設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

郵政委員長　永久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願特別報告第二号

岩手県中野郵便局を集配局に昇格の請願

第一五二四号　岩手県九戸郡中野村長　南福松

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第一六七五号　愛知県豊橋市長　大竹藤知

第一八七一号　静岡県清水市長　山本正治

第一八七二号　新潟県高田市長　関威雄

第一九二四号　岐阜県高山市長　日下部礼一

第二〇三六号　名古屋市中区御幸本町名古屋郵政局内東海地方特定郵便局長会連合会内　九鬼由松

第二一五四号　新潟県古志郡富曾亀村長　西山勝作外四名

奈良県大淀町今木に無集配特定郵便局設置の請願

第一七九一号　奈良県吉野郡大淀町大字今木一、二二八　宮本茂雄

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

郵政委員長　永久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

岩手県中野郵便局を集配局に昇格の請願

請願者　岩手県九戸郡中野村長　南福松

右の請願は

岩手県中野郵便局の集配事務開始については、十数年前より数十回にわたる請願が関係当局に提出されているが、いまだに実現を見ないため、当地方民衆の不利不便が極めて多大であるから、同局管内四千の住民の通信文化向上のため、すみやかに同局を集配局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者　愛知県豊橋市長　大竹藤知

右の請願は

第五国会において、簡易生命保険および郵便年金積立金の郵政省による直接運用についての決議案が可決せられ、政府から昨年十月関係方面に対し正式照請の手続を了したが、未だに実現を見るに至らないため、ひつ迫した地方財政の運営に支障をきたしているから、簡易保険および郵便年金積立金を急速に地方資金として郵政省より直接運用し得られるよう適当の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者　静岡県清水市長　山本正治

請願者　新潟県高田市長　関威雄

請願者　岐阜県高山市長　日下部礼一

右の請願は

簡易生命保険および郵便年金積立金の地方公共団体に対する融資は、昭和二十一年停止されたままであり、財政窮乏の地方公共団体は大蔵省預金部の融資を希望して毎年相当額の融資申請を

してきているが、認められる額は到底申請額を充し得ないばかりか、手続に時日を要し資金化は一箇年を要する状態であつて、さらに大蔵省としては高利、短期の融資であるため地方の財政的需要に副わない点もあるから、すみやかに融資事務を郵政官署に所管替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者　名古屋市中区御幸本町名古屋郵政局内東海地方特定郵便局長会連合会内　九鬼由松

右の請願は

簡易生命保険および郵便年金積立金の融資は、昭和二十一年契約者貸付を除き一切の直接融資は停止され、大蔵省預金部へ預入することになつたので、両事業は自立性を喪失した。ことに簡易生命保険事業は、昭和二十一年十月から民間保険と対等の位置に立つて一官営企業体として再発足し、かつドッジラインによる独立採算制の強行により事業経営上とくに募集上多大の苦痛を感じているから、すみやかに融資事務を郵政省に所管替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用は、昭和二十一年以来停止されているが、地方公共団体の財政難の打開と、加入者の福利増進のために、すみやかに運用を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県大淀町今木に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　奈良県吉野郡大淀町大字今木一、二二八　宮本茂雄

右の請願は

奈良県大淀町は地理的に東西に非常に長く延びているので、南葛城郡葛村大字戸毛に所在する葛郵便局の管轄にあることは不便が多いから、将来交通上また産業上発展性を有する大淀町大字今木に無集配特定郵便局を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郵政委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三六五号、第四〇八号、第四二七号、第四三六号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十八日

郵政委員長　水久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会陳情特別報告第二号

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

第三六五号　北海道函館市長　宗藤大陸

第四〇八号　福島県郡山市長　本間善庫

第四二七号　三重県津市長　酒井万馬

第四三六号　島根県松江市松江郵便局内　金元貫治

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月二十八日

郵政委員長　水久保甚作

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

陳情者　北海道函館市長　宗藤大陸

右の陳情は

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用再開については、すでに第三国会において請願が採択され、続いて第五国会には衆参両院において同様決議せられ、閣議においてもまた正式に決定されたのであるが、未だに実現に至らないことは遺憾にたえない。しかしてこれらの運用再開は地方財政の窮迫を緩和するのに極めて緊急事であるから、すみやかに簡易生命保険ならびに郵便年金積立金の運用を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

陳情者　福島県郡山市長　本間善庫

陳情者　三重県津市長　酒井万馬

陳情者　島根県松江市松江郵便局内　金元貫治

右の陳情は

簡易生命保険および郵便年金積立金の地方公共団体に対する融資は、昭和二十一年停止されたままであり、財政窮乏の地方公共団体は大蔵省予金部の融資を希望して毎年相当額の融資申請をしてきているが、認められる額は到底申請額を充し得ないばかりか、手続に時日を要し資金化は一箇年を要する状態であつて、さらに大蔵省としては高利、短期の融資であるため地方の財政的需要に副わない点もあるから、すみやかに融資事務を郵政官署に所管替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する陳情

陳情者　三重県津市長　酒井万馬

陳情者　島根県松江市松江郵便局内　金元貫治

右の陳情は

地方財政窮乏の実状に鑑み簡易生命保険ならびに郵便年金積立金が郵政省によつて適用せられるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一五号　住宅金融公庫の住宅資金均等融資に関する請願（三通）

第九六二号　住宅金融公庫法案修正に関する請願

第一一五五号　住宅金融公庫の早期設立および融資に関する請願

第二〇七七号　住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第五号

住宅金融公庫の住宅資金等融資に関する請願

第九一三号　熊本県下益城郡海東村八三八　田上季男提出

住宅金融公庫の早期設立および融資に関する請願

第一一五五号　長崎県南高来郡小浜町長　馬渡謙蔵外四十六名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長　佐藤　尚武殿

意見書案

住宅金融公庫の住宅資金均等融資に関する請願（三通）

請願者　熊本県下益城郡海東村八三八　田上季男

右の請願は住宅難緩和のため、政府では昭和二十五年度において多数の庶民住宅等の建築を計画するとともに、あらたに住宅金融公庫を創設して、一般国民に資金を融資して住宅建築を促進せんとしているが、従来建設せられた庶民住宅、あるいは補修住宅は、ほとんど都市のみに限られ、町村在住者はこの恩典から除外されていたから、今日の住宅金融公庫の資金貸出に当つては、都市偏重を避けて均等に融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融公庫の早期設立および融資に関する請願

請願者　長崎県南高来郡小浜町長　馬渡謙蔵外四十六名

右の請願は

今回一般国民に対する住宅難緩和策として住宅金融公庫の設立が計画されていることは、住宅に悩んでいる者にとつて喜びにたえないところであるから、（一）住宅金融公庫のすみやかな設立、（二）町村在住者に対する均等受融の処置、（三）個人ならびに組合を融資対称とし、公共事業体を協力機関とする処置等をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第六号

住宅金融公庫法案修正に関する請願

第九六二号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所内関西産業復興会議内　金正米吉提出

住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願

第二〇七七号　横浜市長　石河京市提出

右二件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

住宅金融公庫法案修正に関する請願

請願者　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所内関西産業復興会議内　金正米吉

右の請願は

今回中央において決定を見た住宅金融公庫の法案は、不合理な点が多いから、同法の民主的運営を図り、産業労務者住宅の建設を促進するため、融資の方法等について修正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願

請願者　横浜市長　石河京市

右の請願は

今国会上提中の住宅金融公庫法はその所期の目的を達成するため、同法中、第二十一条の鉄筋コンクリート造の貸付金の償還年限三十年を本住宅の耐久年限にてらし少くとも五十年以上に改めること、ならびに利率についても郵便貯金の預金利率程度に改めること等の修正をせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九八三号　建築士法案に関する請願

第一六八〇号　へき地の砂防工事従事公務員に住宅、厚生娯楽施設完備の請願

第一九六八号　北上川治水事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

第一九八六号　小貝川流末付替工事に見返資金融資の請願

第二〇一一号　猿ヶ石川田瀬えん提工事施工に伴う現住民保護の請願

第二〇三三号　目木、余両川改修工事施行に関する請願

第二〇四九号　福島県鳥崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願

第二〇五九号　県道川之江、大杉線開通促進に関する請願

第二一三二号　大谷川砂防工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第七号

へき地の砂防工事従事公務員に住宅、厚生娯楽施設完備の請願

第一六八〇号　東京都港区芝海岸通り一ノ二五全建設省労働組合内　原田靖臣提出

北上川治水事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

第一九六八号　岩手県胆沢郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　板屋泰治外十九名提出

小貝川流末付替工事に見返資金融資の請願

第一九八六号　茨城県議会議長　島津三郎提出

猿ヶ石川田瀬えん堤工事施行に伴う現住民保護の請願

第二〇一一号　岩手県議会議長　村上順平提出

目木、余両川改修工事施行に関する請願

第二〇三三号　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義外六名提出

福島県鳥崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願

第二〇九四号　福島県相馬郡真野村長　佐藤暲提出

県道川之江、大杉線開通促進に関する請願

第二〇五九号　愛媛県宇摩郡川之江町長　猪川秋夫外二十四名提出

大谷川砂防工事施行に関する請願

第二一三二号　栃木県上都賀郡日光町長　伊藤熾次郎提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日
建設委員長　中川　幸平
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

へき地の砂防工事従事公務員に住宅、厚生娯楽施設完備の請願

請願者　東京都港区芝海岸通り一ノ二五全建設省労働組合内　原田靖臣

右の請願は

砂防工事は、大体において山間へき地において施行されているが、ことに東北北陸地区の積雪地帯において砂防工事に従事する公務員の生活は極めて不自由な状況にある。また文化的施設も極めて乏しく、厚生施設もいちじるしく不備であるから、これらの不便を忍んで国土再建に専念している公務員のため、住宅、厚生、娯楽等の施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川治水事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　板谷泰治外十九名

右の請願は

岩手県下の穀倉と呼ばれる佐倉村から姉体村を経て前沢町を結ぶ北上川沿岸無堤防地区は、連年じん大なる水害を受けていたが昨年十一月県災害復旧工事として姉体常磐堤防工事が着工され、続いて昭和二十五年度には姉体堤防工事が着工せられる予定であることは、地元民の喜びとするところである。しかして当地方は野菜の産地であるので、この堤防の完成により北上川のはん濫による農耕地の流出は防止されれば、県民の食生活はもち論他地方民の食生活に寄与するところ多大であるから、北上川治水ならびに災害予算の増額とともに姉体堤防工事に着工しすみやかに完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小貝川流末付替工事に見返資金融資の請願

請願者　茨城県議会議長　島津三郎

右の請願は

さきに予算が計上された茨城県小貝川流末付替工事は、現在の事業計画では完成までに相当の年月を必要とし、もしその間にこう水があると現在の下流堤防では、災害を防ぐことができないから、数年内に付替工事を完成するため、本工事に対し見返資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猿ヶ石川田瀬えん堤工事施行に伴う現住民保護の請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

昭和十六年四月着工せられ途中戦争により工事中絶となつている岩手県和賀郡谷内村地内猿ヶ石川田瀬えん堤工事が、近く再開せられる由であるが、これに伴う関係住民の住民転居問題は、過去において種々の社会問題を起しているので、本件に関しては充分関係住民の意向を調査の上、(一)営農に要する見返地および家屋の全面的補償ならびに斡旋、(二)移転料離作の補償および補償金の増額、(三)砥森および蛭川国有林の全面的解放、(四)補償金、移転に伴う売却金および移転家屋に対する不動産所得税等に対する減免、(五)漁業権の付与と電力の導入等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

目木、余両川改修工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義外六名

右の請願は

岡山県旭川の支流目木、余両川の流域は、往古からこう水の都度被害を受けているため、ほとんど荒廃に帰しており、また目下旭川ダムの計画されつつあるときに際し目木、余両川を未改修のままに放置すれば折角のダムに両川の土砂を流失しダムのいゆんせつを要する等の障害がはなはだしいと思われるから、すみやかに両川の改修や工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県相馬郡烏崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願

請願者　福島県相馬郡真野村長　佐藤障

右の請願は

福島県相馬郡烏崎土尻地区は、旧真野川の河口にあるが、護岸工事が未了のため、当時海水の侵入が激しく、耕地、家屋等に与える被害はじん大であるから、すみやかに本地区に沿岸防災工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道川之江、大杉線開通促進に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡川之江町長　猪川秋夫外二十四名

右の請願は

愛媛県川之江町より金生町、上分町、金田村、新立村を経て高知県大杉村に至る川之江、大杉線は、四国の中央部を南北に横断して国道二十四号線を二十三号線に連絡し、高知県に愛媛県を最短距離に直結する重要路線であるため、今般県道に編入されたが、笹ヶ峰の分水嶺を中心として約八キロの区間が未開発のまま放置されているため、地方産業の開発に重大なる障害となつているから、すみやかに本路線の開通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　栃木県上都賀郡日光町長　伊藤敏次郎

右の請願は

大谷川は、わが国屈指の国際的観光地日光町を縦断する急流であるが、水量豊富のため毎年雨期にははん濫の虞れがあり、附近一帯の住民は極めて不安な状態にある。万一はん濫すると同町を中心とする観光地は一朝にして悲惨な要救済地と化すばかりでなく、同地一帯の各種工場は全滅し、わが国金属工業の重要部門に重大な影響を与えるから、民生安定および国立公園の美観

存置のため、かつ、またわが国産業発展のため、大谷川砂防工事をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願特別報告第八号

建築士法案に関する請願

第九八三号　大阪市福島区玉川町四ノ三〇近畿建築代理士会連合会内　山内茂外三百二十二名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

建築士法案に関する請願

請願者　大阪市福島区玉川町四ノ三〇近畿建築代理士連合会内　山内茂外三百二十二名

右の請願は

建築代理士は、わが国建築界における指導者の地位を占め、建築行政当局と施工業者の中間に在つて建築部門に大きな貢献をしてきた。しかして、近く成立を予定されている建築士法案によれば、建築士または建築工務士の制度が設けられ、一定の学歴と実務経験を登録申請の資格としているが、建築代理士は既に登録をして業務に当つているのであるから、過渡的取扱として現在建築代理士の登録を受けている者に対しては、経験十年以上の者は建築士に、同じく五年以上の者は建築工務士に夫々詮衡を受けるよう特別に考慮せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情審査報告書第五号

住宅金融公庫の融資等に関する陳情

第一三一号　住宅金融公庫の融資等に関する陳情

第一五〇号　住宅金融公庫連絡事務所設置に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

住宅金融公庫の融資等に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の請願は

住宅金融公庫による住宅建設については個人融資によるの外都道府県等が公庫よりの融資により住宅を建設し、これを月賦分譲することが最良策であるから都道府県に対して優先的に融資されたく、またその運営に関しては地方の実情を充分考慮して立案することおよび金融金利を引下げること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第六号

住宅金融公庫連絡事務所設置に関する陳情

第四〇四号　全国戦災都市復興特別法制定促進に関する陳情

第四三一号　建築基準法および建築士法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

住宅金融公庫の融資等に関する陳情

陳情者　京都府知事　木村惇外九名

右の請願は

東北地方には、災十二市、引揚者十万世帯もあるため住宅事情は極めて悪いのであるが、資金難のため住宅建設も困難な実情にあるから、今回の住宅金融分庫の設立に際しては、事務の円滑なる連絡と事業の緊急性を考慮して、本金庫の連絡事務所を東北地方に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融公庫連絡事務所設置に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家壽治

右の請願は

東北地方には、災十二市、引揚者十万世帯もあるため住宅事情は極めて悪いのであるが、資金難のため住宅建設も困難な実情にあるから、今回の住宅金融分庫の設立に際しては、事務の円滑なる連絡と事業の緊急性を考慮して、本金庫の連絡事務所を東北地方に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第六号

住宅金融公庫連絡事務所設置に関する陳情

第四〇四号　全国戦災都市復興特別法制定促進に関する陳情

第四三一号　建築基準法および建築士法制定に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

全国戦災都市復興特別法制定に関する陳情

陳情者　兵庫県姫路市長　石見元秀

右の陳情は

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を収容しているわが国が、民生の安定向上を図るためには、残された国土資源を最高度に利用開発および保全することが根本問題である。しかるに国土開発について基本方策が決定していないため、地方の未開発地域開発等施策の遂行に支障が多いから、国土開発の施策を総合的かつ合理的に遂行するため、この際国土開発法または地方開発法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

全国戦災都市復興特別法制定に関する陳情

陳情者　兵庫県姫路市長　石見元秀

右の陳情は

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明

右の陳情は

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を収容しているわが国が、民生の安定向上を図るためには、残された国土資源を最高度に利用開発および保全することが根本問題である。しかるに国土開発について基本方策が決定していないため、地方の未開発地域開発等施策の遂行に支障が多いから、国土開発の施策を総合的かつ合理的に遂行するため、この際国土開発法または地方開発法の制定を促進せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明

右の陳情は

近時各方面に特別建設都市を設け特別措置によつて復興な促進せんとする企図があるが、これはわが国の再建を阻むものであるから、戦災復興の適確なる完遂を図るために、都市毎の特別法を廃し、全国戦災都市を対象として平

等迅速なる復興を期する全国戦災都市復興特別法を制定されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

建築基準法および建築士法制定に関する陳情

陳情者　東京都港区海岸通り一ノ二五全日本建設技術協会

内　谷口三郎

右の陳情は

終戦後四箇年を経た今日なお、住宅その他建築物の復興が遅々として進んでいない現下の実情にかんがみ、建築法規および建築技術者の組織を整備することは、極めて緊要な対策であるから、すみやかに建築基準法および建築士法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五十八号　引揚者団体等に公益質屋設営許可の請願

第八十九号　未引揚者の住所、氏名調査に関する新聞広告掲載の請願

第百九十二号、第四百四十八号、第四百六十九号、第四百九十二号、第五百十二号、第五百八十四号、第五百九十五号、第五百九十六号、第六百十九号、第六百三十四号、第六百五十号、第六百五十一号、第六百六十二号、第六百六十五号、第六百六十六号、第六百七十三号、第六百八十八号、第六百九十号、第六百九十八号、第六百九十九号、第七百号、第七百五十号、第七百五十一号、第七百五十二号、第七百五十三号、第七百七十四号、第七百七十五号、第七百七十六号、第七百七十九号、第七百九十七号、第八百二十三号、第八百三十九号、第八百五十七号、第八百五十八号、第八百五十九号、第八百九十一号、第九百三十三号、第九百三十四号、第九百五十一号、第九百五十二号、第九百七十二号、第九百七十三号、第九百八十四号、第九百八十六号、第九百八十七号、第千一号、第千二号、第千十号、第千十一号、第千十二号、第千二十七号、第千二十八号、第千三十九号、第千四十号、第千四十二号、第千四十三号、第千四十四号、第千四十五号、第千八十三号、第千八十四号、第千八十五号、第千八十六号、第千八十七号、第千九十四号、第千九十九号、第千百号、第千百一号、第千百十五号、第千百十六号、第千百五十七号、第千百八十八号、第千百八十九号、第千二百二十一号、第千二百二十二号、第千二百二十三号、第千二百二十四号、第千二百三十六号、第千二百三十八号、第千二百五十六号、第千二百五十七号、第千二百八十三号、第千二百八十四号、第千二百八十五号、第千二百九号、第千三百二十二号、第千三百三十三号、第千三百四十九号、第千三百五十号、第千三百五十一号、第千三百八十五号、第千四百十五号、第千四百四十五号、第千四百六十九号、第千四百七十六号、第千五百二号、第千五百三号、第千五百十九号、第千五百四十二号、第千五百七十三号、第千五百九十四号、第千五百九十五号、第千五百九十六号、第千六百十八号、第千六百二十号、第千六百二十一号及び第千六百五十六号　在外資産の補償に関する請願

第三百三十六号　在外資産補償準備機関急設に関する請願

第三百三十七号、第四百三十二号　在外資産の補償促進に関する請願

第四百四号　在外同胞帰還に関するラジオ放送の請願

第四百十八号　在外資産の処理機関設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月十二日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　岡元　義人

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第一号

引揚者団体等に公益質屋設営許可の請願

第五十八号　福岡県庁社会課内更生団体九州地方連合会内　島崎辰美提出

未引揚者の住所、氏名調査に関する新聞広告掲載の請願

第八十九号　福岡県山門郡三橋村字久末八二四　三砂七太郎提出

在外資産の補償に関する請願

第百九十二号　京都市中京区六角通烏丸東入ル京都府海外引揚同胞連盟内　小西恭介提出

第四百四十八号（二件）　山口県美禰郡東厚保村更生会内　田中今一外二十二名提出

第四百六十九号　兵庫県加西郡北条町　吉田馨外四十六名提出

第四百九十二号　山口県美禰郡共和村大字嘉万上郷二、九一一共和村更生会内　上利八十八提出

第五百十二号　山口県佐波郡富海村字朝日富海村更生会内　津礒孝彦提出

第五百八十四号　山口県都濃郡鹿野町鹿野地方在外財産対策推進委員会内　村田一提出

第五百九十五号　大阪府布施市荒川一ノ五〇海外引揚者大阪府厚生連盟布施支部内　津下信義提出

第五百九十六号　山口県下関市新町四下関市役所構内下関市更生会内　肥塚茂提出

第六百十九号　山口県岩国市大字今津一〇〇岩国市在外財産対策推進会内　久代求提出

第六百三十四号　大阪市東淀川区役所内海外引揚者大阪府厚生連盟東淀川支部内　吉田治郎吉提出

第六百五十号　愛媛県八幡浜市愛媛県海外引揚者更生会八幡浜支部内　長尾高義外八十一名提出

第六百五十一号　兵庫県飾磨郡花田村高木一七一　鹿野寅之助外九名提出

第六百六十二号　兵庫県加東郡河合村下復井　佐藤六郎外五十名提出

第六百六十五号　兵庫県飾磨郡谷外村豊国五四九　千谷義夫外十一名提出

第六百六十六号　大阪市浪速区霞町二ノ四海外引揚者大阪府厚生連盟浪速支部内　越前長松提出

第六百六十七号　愛媛県東宇和郡宇和町愛媛県海外引揚者厚生会東宇和郡支部内　宇都宮和夫提出

第六百七十三号　愛媛県今治市愛媛県海外引揚者厚生会今治支部内　野間房義提出

第六百八十八号　山口市中河原一二山口市更生会内　岩光又雄提出

第六百八十九号　大阪府泉佐野市地藤町日根野谷佐太吉方海外引揚者大阪府厚生連盟泉南支部内　山田幸久提出

第六百九十号　兵庫県加東郡大部村敷地九二二　進藤伊助外三百二十三名提出

官報 号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その十三）

第六百九十八号　愛媛県周桑郡庄内村愛媛県引揚者厚生会周桑郡庄内村分会内　高橋佐右ェ門外十七名提出

第六百九十九号　広島市宇品町六ノ八一〇ノ一　土屋基男外十八名提出

第七百号　山口県熊毛郡大野村園田片山登外七名提出

第七百一号　京都市下京区堀川通七条浄土真宗本願寺派総長　条岡存提出

第七百五十一号　山口県大島郡沖浦村大字日見沖浦厚生会内　奥弥輔外一名提出

第七百五十二号　広島市第三基町市営住宅五ノ一　加納弓弦外二十名提出

第七百五十三号　埼玉県浦和市高砂町四ノ一四五埼玉県引揚同胞厚生会内　貝山好美提出

第七百七十四号　広島県佐伯郡廿日市町四六二　橋本義助外二十名提出

第七百七十五号　兵庫県宍粟郡神野村田井三九二ノ二　山口一男外三百二十五名提出

第七百七十六号　山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会内　神田継治外二十五名提出

第七百七十九号　宮城県児湯郡新田村大字新田　平野藤吉外二百五名提出

第七百九十七号　大阪市生野区林寺町四ノ一四八海外引揚者大阪府厚生連盟生野支部内　松岡政吉提出

第七百九十八号　山口県徳山市佐保町一七〇八徳山市更生会内　坂本俊資外七十六名提出

第八百二十三号　宮崎市別府町更生会館内宮崎県海外引揚同胞協会内　福田甚二郎外六十名提出

第八百三十九号　宮崎県東諸県郡穆佐村　石井保二外三十八名提出

第八百五十七号　広島市三滝町一、二六五　和田勲一外二十名提出

第八百五十八号　広島県佐伯郡大竹町本通　望戸力一外二十名提出

第八百五十九号　山口県熊毛郡佐賀村大字佐合島　東山義一外五十名提出

第八百九十一号　宮崎県児湯郡上穂北村南方二、一七三　中武義徳外五百八十五名提出

第九百三十三号　広島県安芸郡府中町三、六五六　酒井俊敬外二十名提出

第九百三十四号　香川県香川郡川岡村役場内川岡村海外引揚同胞会内　岡菊太郎提出

第九百五十一号　兵庫県明石市大蔵谷小辻兵庫県海外引揚者連盟明石支部内　魚住光三郎外七十二名提出

第九百五十二号　山口県大島郡浦野村西三浦一、三八七浦野村更生会内　河本卯一外六十三名提出

第九百七十二号　大阪府八尾市久宝寺二、一七三海外引揚者大阪府厚生連盟八尾支部内　佐藤恭一外十六名提出

第九百七十三号　広島市大手町八ノ一一九　近藤幹登外二十名提出

第九百七十四号　香川県三豊郡詫間町本村中　横山竹男提出

第九百八十六号　大阪市北区曾根崎上四ノ一九財団法人海外引揚者大阪府厚生連盟理事長　関屋悌蔵提出

第九百八十七号　香川県仲多度郡広島村字茂浦広島村海外引揚同胞会内　藤本蔦次提出

第千一号　香川県大川郡富田村富田村海外引揚同胞会内　五井極提出

第千二号　山口県玖珂郡通津村大字通津通津村在外財産対策推進会内　賀屋文太郎外四十七名提出

第十号　山口県萩市西田町五萩市阿武地方在外財産対策推進会内　葭浜信夫外七百十五名提出

第十一号　広島市西地方町五七木下好人外二十名提出

第十二号　山口県阿武郡嘉年村嘉年上第一、〇一七　佐久間ユキ外二十一名提出

第二十七号　宮城県栗原郡鳥矢崎村鳥矢崎海外引揚者更生会内　板宮政見提出

第二十八号　香川県三豊郡詫間町本村住宅三、三六九　青木義雄提出

第二十九号　京都市下京区烏丸七条上ル真宗大谷派本願寺宗務総長　藤津熹提出

第三十九号　長野市東鶴賀町みすず療内長野県厚生協会内　長命保外四名提出

第四十号　宮城県栗原郡高清水町字新町三二宮城県高清水引揚団体内　徳江平内外六十名提出

第四十二号　山口県厚狭郡船木町　平山巌外九十九名提出

第四十三号　佐賀市東魚町六〇百武百郎外二十九名提出

第四十四号　香川県綾歌郡王越村　宮下忠義外十八名提出

第四十五号　香川県三豊郡詫間町須田　谷川喜代松提出

第八十三号　広島県呉市広町七、七〇〇　田額秀雄外十五名提出

第八十四号　広島県呉市広町一〇、二五二　脇盛一外八十二名提出

第八十五号　山口県都濃郡中須村在外財産対策推進会内　高橋一雄外二十四名提出

第八十六号　兵庫県宍粟郡千種村千草　藤村勝己外六十五名提出

第八十七号　佐賀県三養基郡北茂安村字瀬戸　古賀研蔵外二十七名提出

第九十四号　香川県仲多度郡善光寺町丸山　上野光男提出

第九十九号　香川県綾歌郡王越村　西脇正利外九名提出

第百号　広島県福山市手城町九一六　橋本寅之助外二十名提出

第百一号　山口県阿武郡吉部村更生会内　増原武夫外三十二名提出

第百五号　山口県熊毛郡曾根村曾根村更生会内　浅井久作外八名提出

第百十六号　長崎県鳴滝町七三四　藤島健一外五名提出

第百五十七号　山口県大島郡小松町小松八八小松更生会内　松村松一提出

第百八十七号　広島市南観音町五七八　横山英太郎外四十名提出

第百八十八号　山口県玖珂郡本郷村本郷村更生会内　安本浜一外三名提出

第百八十九号　鳥取市二階町四ノ四鳥取県海外引揚者更生協会内　仲市実外二千六百二名提出

第二百二十一号　山口県阿武郡生雲村大字生雲中五〇四生雲村更生会内　岡村博外一名提出

第二百二十二号　兵庫県飾磨郡曾左村西坂二、三三三七ノ二　坂口利一外八名提出

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第千二百二十三号　宮城県桃生郡雄勝町宮城県引揚者団体連合会雄勝支部内　杉山源之助提出
第千二百二十四号　香川県高松市勅使町高松市海外引揚同胞会内中北繁外六百六十九名提出
第千二百三十六号　佐賀県杵島郡江北村惣領方　岸川辰吾外百六十名提出
第千二百三十七号　群馬県前橋市曲輪町労働基準局内財団法人群馬県海外引揚者同盟理事長　柴田彦平提出
第千二百三十八号　山口市大字陶山口市陶更生会内　五十部巌外十八名提出
第千二百五十六号　山口県玖珂郡由宇町由宇地方在外財産対策推進会内　島谷篤外六十名提出
第千二百五十七号　山口県下松市大字末武上一、二三一ノ一　佐藤健児外二十五名提出
第千二百八十三号　山口県下関市長府町亀ノ甲一、七八二　若林武雄提出
第千二百八十四号　佐賀県三養基郡北茂安村大字中津隈　佐藤芳人外二十六名提出
第千二百八十五号　佐賀県小城郡小城町大字岩蔵一、五一一　光石正季外三十八名提出
第千三百八号　宮城県仙台市六条通四八ノ七　林源之助提出
第千三百九号　山口県阿武郡吉部村吉部村更生会内　増原武夫外三百二十一名提出
第千三百三十二号　宮城県栗原郡畑岡村字上畑岡夷穴一一六ノ五　宮城県引揚者団体連合会畑岡支部内　遠藤清助外六十九名提出
第千三百三十三号　兵庫県城崎郡日高町岩木兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　中野唯喜外二十五名提出
第千三百四十九号（二件）　山口県都濃郡富田町一、三九二在外財産対策推進会内　藤本近三外二百四十六名提出
第千三百五十号　山口県佐波郡和田村和田村更生会内　河村直壱提出
第千三百五十一号（九件）　熊本県水俣市丸島　浦本喜美男外四百十九名提出
第千三百八十五号　長崎県島原市大船町一、〇二四　吉田良蔵提出
第千四百十四号　愛媛県周桑郡石根村大字妙口一、一五三愛媛県海外引揚人更生会周桑郡支部石根村分会内　日野磯吉外六十一名提出
第千四百十五号　香川県大川郡志度町八三三ノ二志度町海外引揚同胞会内　山本大吉外百五十八名提出
第千四百四十五号　兵庫県飾磨郡谷内村山崎四三八　阿竹賢治外十名提出
第千四百四十六号　宮城県登米郡浅水村宮城県引揚者団体連合会浅水村支部内　岩渕幸三郎外二十名提出
第千四百六十九号　香川県高松市天神前九九ノ一香川県海外引揚同胞連合会内　山下好太郎外八百二十一名提出
第千四百七十六号　熊本県八代市植柳之五、六一一　宮本定樹外二十三名提出
第千五百二号　山口県都濃郡中須村在外財産対策推進会内　高橋一雄外百四十名提出
第千五百三号　佐賀県西松浦郡有田町上幸平已　山口頼市外二十五名提出
第千五百十九号　熊本県水俣市古賀二、五八六　宮野繁外三十三名提出
第千五百四十二号　兵庫県飾磨郡糸引村東山七六〇　山本蔦治外五十九名提出
第千五百七十三号　兵庫県城崎郡豊岡町豊田兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　吉岡謙三外二十三名提出
第千五百九十四号　北海道虻田郡洞爺湖温泉町外地引揚者温泉町同志会内　七戸福松外四名提出
第千五百九十五号　佐賀県佐賀郡久保泉村大字上和泉　宮崎万吉外三十二名提出
第千五百九十六号　札幌市大通東七丁目引揚者団体北海道連合会内　横場通之外六百八十名提出
第千六百十八号　熊本県水俣市浜二、五五一　佐々木重一外四十三名提出
第千六百十九号　佐賀市中ノ小路一〇一　池尻満外二十三名提出
第千六百二十号　山口県郡濃郡富田町一、三九二　藤本近三外百二十八名提出
第千六百二十一号　佐賀県佐賀郡久保泉村徳永・原安雄外二十六名提出
第千六百五十六号　山口県玖珂郡和木村和木村在外財産対策推進会内　村本梅雄外百二十七名提出
在外資産補償準備機関急設に関する請願
第三百三十六号　山口市東惣太夫三六〇ノ二社団法人山口県厚生会長　岡崎茂樹提出
在外資産の補償促進に関する請願
第三百三十七号　京都市中京区六角通烏丸東入ル京都府海外引揚同胞連盟内　小西恭介提出
第四百三十二号（二件）　兵庫県朝来郡生野町口銀谷五〇七　河野鷲太郎外十九名提出
在外同胞帰還に関するラジオ放送の請願
第四百四号　長野県諏訪市大手町地方事務所内長野県在外同胞帰還促進家族連盟内　島立広次提出
在外資産の処理機関設置に関する請願
第四百十八号　神奈川県横浜市戸塚区汲沢町二、一一二　中田健吾提出

右百二十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月十二日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　岡元　義人

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

引揚者団体等に公益質屋設営許可の請願

請願者　福岡県庁社会課内更生団体九州地方連合会内　島崎辰美

右の請願は公益質屋は従来市町村等の地方自治団体に許可されてきたが、官僚的経営方式および資金不足等のため、その使命である庶民大衆の応急小口金融の役目を果し得ない状況にあるから、時代の要求に応じて新設を認められたい。また最近引揚者の生活は困窮を極め配給にも事欠く実状であるから、低利資金を融資して引揚者団体にも公益質屋の経営を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未引揚者の住所、氏名調査に関する新聞広告掲載の請願

請願者　福岡県山門郡三橋村字久末八二四　三砂七太郎

右の請願は未引揚者の住所、氏名等の調査は現在市町村役場が従来の調査に基き、留守家族に通達の上、報告を求める方法が採られているが、実際上役場の調査もれ等にて所要の目的を達していないから、未引揚者の住所、氏名の調査に関しては、政府において一定期間新聞広告をもつて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願

請願者　京都市中京区六角通烏丸東入ル京都府海外引揚同胞連盟内　小西恭介

右の請願は

敗戦により海外在留者の事業資産は全部没収され、ほとんど無一物の状態で引揚げてきたため、敗戦後四年を経た現在一番更生に立ちおくれている。しかるに戦争責任および戦争の犠牲は、国民全体が均等に負担すべきものであり、また引揚者の在外資産没収は、その名義は個人であつても、その性質は日本国民全体に対する賠償や科罰の意味で接収されたものであるから、海外引揚者の更生のため、在外資産の補償を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願

請願者　山口県美禰郡東厚保村更生会内　田中今一外二十二名

請願者　兵庫県加西郡北条町　吉田鑿外四十六名

請願者　山口県美禰郡共和村大字嘉万上郷二、九一一共和村更生会内　上利八十八

請願者　山口県佐波郡富海村字朝日富海村更生会内　津繩孝彦

請願者　山口県都濃郡鹿野町鹿野地方在外財産対策推進委員会内　村田一

請願者　大阪府布施市荒川一ノ五〇海外引揚者大阪府厚生連盟布施支部内　津下信義

請願者　山口県下関市新町四下関市役所構内下関市更生会内　肥塚茂

請願者　山口県岩国市大字今津一〇〇岩国市在外財産対策推進会内　久代求

請願者　大阪市東淀川区役所内海外引揚者大阪府厚生連盟東淀川支部内　吉田治郎吉

請願者　愛媛県八幡浜市愛媛県海外引揚者更生会八幡浜支部内　長尾高義外八十一名

請願者　兵庫県飾磨郡花田村高木一七一　鹿野寅之助外九名

請願者　兵庫県加東郡河合村下復井　佐藤六郎外五十名

請願者　兵庫県飾磨郡谷外村豊国五四九　千谷義夫外十一名

請願者　大阪市浪速区霞町二ノ四海外引揚者大阪府厚生連盟浪速支部内　越前長松

請願者　愛媛県東宇和郡宇和町愛媛県海外引揚者更生会東宇和郡支部内　宇都宮和夫

請願者　愛媛県今治市愛媛県海外引揚者更生会今治支部内　野間房義

請願者　山口市中河原一二山口市更生会内　岩光又雄

請願者　大阪府泉佐野市地藤町日根野谷佐太吉方海外引揚者大阪府厚生連盟泉南支部内　山田幸久

請願者　兵庫県加東郡大部村敷地九二二　進藤伊助外三百二十三名

請願者　愛媛県周桑郡庄内村愛媛県引揚者更生会周桑郡庄内村分会内　高橋佐右ェ門外十七名

請願者　広島市宇品町六ノ八一〇ノ一　土屋基男外十八名

請願者　山口県熊毛郡大野村関田　片山登外七名

右の請願は

海外より引揚げて来た同胞が、その地に残置せしめられ資産は、国家のためにそう失せしめられたのであるから、この損害について国家は賠償すべきであり、且つそのため調査及び審査をせよという趣旨であつてその主眼とするところは、第二回国会において本院が決議せる引揚同胞対策に関する決議の第五項にがつちするものである。

緊急措置として五項目の要求をあげているが、ただ第五項は外国の法律に関するものであるから、この点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願

請願者　京都市下京区堀川通七条浄土真宗本願寺派総長　条岡存

右の請願は

強制的に引揚を命ぜられた引揚者は、経済九原則の実施による失業者の続出等の社会不安のさ中にあつて、生活は困窮を極め、生活保護を受ける者が非常に増加しているが、一千万人に及ばんとする引揚者ならびに留守家族の更生再起を促すため喪失在外資産の補償を講和条約の一部門として取扱うよう処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願

請願者　山口県大島郡沖浦村大字日見沖浦更生会内　奥弥輔外一名

請願者　広島市第三基町市営住宅五ノ一　加納弓弦外二十名

請願者　埼玉県浦和市高砂町四ノ一四五埼玉県引揚同胞厚生会内　貝山好美

請願者　広島県佐伯郡廿日市町四六二　橋本義助外二十名

請願者　兵庫県宍粟郡神野村田井三九二ノ二　山口一男外三百二十五名

請願者　山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会内　神田継治外二十五名

請願者　宮崎県児湯郡新田村大字新田　平野藤吉外二百五名

請願者　大阪市生野区林寺町四ノ一四八海外引揚者大阪府厚生連盟生野支部内　松岡政吉

請願者　山口県徳山市佐保町一七〇八徳山市厚生会内　坂本俊資外七十六名

請願者　宮崎市別府町厚生会館内　宮崎県海外引揚同胞協会内　福田甚二郎外六十名

請願者　宮崎県東諸県郡穆佐村石井保二外三十八名

請願者　広島市三滝町一、二六五和田勲一外二十名

請願者　広島県佐伯郡大竹町本通望戸力一外二十名

請願者　山口県熊毛郡佐賀村大字佐合島　東山義一外五十名

請願者　宮崎県児湯郡上穂北村南方二、一七三　中武義徳外五百八十五名

請願者　広島県安芸郡府中町三、六五六　酒井俊敏外二十名

請願者　香川県香川郡川岡村役場内川岡村海外引揚同胞会内　岡菊太郎

請願者　兵庫県明石市大蔵谷小辻　兵庫県海外引揚者連盟明石支部内　魚住光三郎外七十二名

請願者　山口県大島郡蒲野村西三蒲一、三八七蒲野村厚生会内　河本卯一外六十三名

請願者　大阪府八尾市久宝寺二、

一七三海外引揚者大阪府厚生連盟八尾支部内　佐藤恭一外十六名
請願者　広島市大手町八ノ一一九　近藤幹登外二十名
請願者　香川県三豊郡詫間町本村中　横山竹男
請願者　大阪市北区曾根崎上四ノ一九財団法人海外引揚者大阪府厚生連盟理事長　関屋悌蔵
請願者　香川県仲多度郡広島村字茂浦広島村海外引揚同胞会内　藤本蔦次
請願者　香川県大川郡富田村富田村海外引揚同胞会内　五井極
請願者　山口県玖珂郡通津村大字通津通津村在外財産対策推進会内　賀屋文太郎外四十七名
請願者　山口県萩市西田町五萩市阿武地方在外財産対策推進会内　葭浜信夫外七百十八名
請願者　広島市西地方町五七　木下好人外二十名
請願者　山口県阿武郡嘉年村嘉年上第一、〇一七　佐久間ユキ外二十一名
請願者　宮城県栗原郡鳥矢崎村鳥矢崎海外引揚者更生会内　板宮政見
請願者　香川県三豊郡詫間町本村住宅三、三六九　青木義雄
請願者　京都市下京区烏丸七条上ル真宗大谷派本願寺宗務総長　藤津潔

請願者　長野市東鶴賀町みすず療内長野県厚生協会内　長命保外四名
請願者　宮城県栗原郡高清水町字新町三二宮城県高清水引揚団体内　徳江平内外六十名
請願者　山口県厚狭郡船木町　平山巌外九十九名
請願者　佐賀市東魚町六〇　百武百郎外二十九名
請願者　香川県綾歌郡王越村　宮下忠義外十八名
請願者　香川県三豊郡詫間町須田　谷川喜代松
請願者　広島県呉市広町七、七〇〇　田頴秀雄外十五名
請願者　広島県呉市広町一〇、二五二　脇盛一外八十二名
請願者　山口県都濃郡中須村在外財産対策推進会内　高橋一雄外二十四名
請願者　兵庫県宍粟郡千種村千草　藤村勝已外六十五名
請願者　佐賀県三養基郡北茂安村字瀬戸　古賀研蔵外二十七名
請願者　香川県仲多度郡善光寺町丸山　上野光男
請願者　香川県綾歌郡王越村　西脇正利外九名
請願者　広島県福山市手城町九一六　橘本寅之助外二十名
請願者　山口県阿武郡吉部村更生会内　増原武夫外三十二名
請願者　山口県熊毛郡曾根村曾根村更生会内　浅井久作外八名

請願者　長崎市鳴滝町七三四　藤島健一外五名
請願者　山口県大島郡小松町小松八八八小松更生会内　松村松一
請願者　広島市南観音町五七八　横山英太郎外四十名
請願者　山口県玖珂郡本郷村本郷村更生会内　安本浜一外三名
請願者　鳥取市二階町四ノ四鳥取県海外引揚者更生協会内　仲市実外二千六百二名
請願者　山口県阿武郡生雲村大字生雲中五〇四生雲村更生会内　岡村博外一名
請願者　兵庫県飾磨郡曾佐村西坂二、三三七ノ二　坂口利一外八名
請願者　宮城県桃生郡雄勝町宮城県引揚者団体連合会雄勝支部内　杉山源之助
請願者　香川県高松市勅使町高松市海外引揚同胞会内　中北繁外六百六十九名
請願者　佐賀県杵島郡江北村惣領方　岸川辰吾外百六十名
請願者　群馬県前橋市曲輪町労働基準局内財団法人群馬県海外引揚者同盟理事長　柴田彦平
請願者　山口市大字陶山口市陶更生会内　五十部巌外十八名
請願者　山口県玖珂郡由宇町由宇地方在外財産対策推進会内　島谷篤外六十名
請願者　山口県下松市大字末武上

一、二三一ノ一　佐藤健児外二十五名
請願者　山口県下関市長府町亀ノ甲一、七八二　若林武雄
請願者　佐賀県三養基郡北茂安村大字中津隈　佐藤芳人外二十六名
請願者　佐賀県小城郡小城町大字岩蔵一、五一一　光石正季外三十八名
請願者　宮城県仙台市六条通四八ノ七　林源之助
請願者　山口県阿武郡吉部村吉部村更生会内　増原武夫外三百二十一名
請願者　宮城県栗原郡畑岡村字上畑岡夷穴一一六ノ五宮城県引揚者団体連合会畑岡支部内　遠藤清助外六十九名
請願者　兵庫県城崎郡日高町岩木兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　中野唯喜外二十五名
請願者　山口県都濃郡富田町一、三九二在外財産対策推進会内　藤本近三外二百四十六名
請願者　山口県佐波郡和田村和田村更生会内　河村直壱
請願者　熊本県水俣市丸島　浦本喜美男外四百十九名
請願者　長崎県島原市大船町一、〇二四　吉田良蔵
請願者　愛媛県周桑郡石根村大字妙口一、一五三愛媛県海外引揚人更生会周桑郡支部石根村分会内　日野磯吉外六十一名

請願者　香川県大川郡志度町八三三ノ二志度町海外引揚同胞会内　山本大吉外百五十八名
請願者　兵庫県飾磨郡谷内村山崎四三八　阿竹賢治外十名
請願者　宮城県登米郡水浅村宮城県引揚者団体連合会浅水村支部内　岩渕幸三郎外二十名
請願者　香川県高松市天神前九九ノ一香川県海外引揚同胞連合会内　山下好太郎外八百二十一名
請願者　熊本県八代市植柳之五、六一一　宮本定樹外二十三名
請願者　山口県都濃郡中須村在外財産対策推進会内　高橋一雄外百四十名
請願者　佐賀県西松浦郡有田町上幸平巳　山口駿市外二十五名
請願者　熊本県水俣市古賀二、五八六　宮野繁外三十三名
請願者　兵庫県飾磨郡糸引村東山七六〇　山本蔦治外五十九名
請願者　兵庫県城崎郡豊岡町豊田兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　吉岡謙三外二十三名
請願者　北海道虻田郡洞爺湖温泉町外地引揚者温泉町同志会内　七戸福松外四名
請願者　佐賀県佐賀郡久保泉村大字上和泉　宮崎万吉外三十二名
請願者　札幌市大通東七丁目引揚

者団体北海道連合会内
機場通之外六百八十名
請願者　熊本県水俣市浜二、五五
一　佐々木重一外四十三
名
請願者　佐賀市中ノ小路一〇一
池尻満外二十三名
請願者　山口県都濃郡宮田町一、
三九二　藤本近三外百二
十八名
請願者　佐賀県佐賀郡久保泉村徳
永　原安雄外二十六名
請願者　山口県玖珂郡和木村和木
村在外財産対策推進会
内　村本梅雄外百二十七
名

右の請願は
海外より引揚げて来た同胞が、その地に残置せしめられ資産は、国家のためにそう失せしめられたのであるから、この損害について国家は賠償すべきであり、且つそのため調査及び審査をせよという趣旨であつてその主眼とするところは、第二回国会において本院が決議せる引揚同胞対策に関する決議の第五項にがつちするものである。緊急措置として五項目の要求をあげているが、ただ第五項は外国の法律に関するものであるから、この点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産補償準備機関急設に関する請願

請願者　山口市東惣太夫三六〇ノ
二社団法人山口県更生会
会長　岡崎茂樹

右の請願は
国民人口の約一割を占める海外引揚者の在外資産は、敗戦により強制的に接収または没収せられたのである。しかるにこれら引揚者の失つた財産に対しては何等かの形で補償されるのが当然であると考えられるにかかわらず放置敬遠されていることは遺憾であるから、在外資産補償に関する諸調査諸準備を進めるため、すみやかに準備対策委員会のような国家機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償促進に関する請願

請願者　京都市中京区六角通烏丸
東入ル京都府海外引揚同
胞連盟内　小西恭介
兵庫県朝来郡生野町口銀
谷五〇七　河野鷲太郎外
十九名

右の請願は
敗戦により海外在留者の事業資産は全部没収され、ほとんど無一物の状態で引揚げてきたため、敗戦後四年を経た現在一番更生に立ち遅れている。しかるに戦争責任および戦争の犠牲は、国民全体が均等に負担すべきものであり、また引揚者の在外資産没収は、名義は個人であつても、その性質は日本国民全体に対する賠償や科罰の意味で接収されたものであるから、海外引揚者の更生のため、在外資産の補償を実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞帰還に関するラジオ放送の請願

請願者　長野県諏訪市大手町地方
事務所内長野県在外同胞
帰還促進家族連盟内　島
立広次

右の請願は
長野県在外同胞帰還促進家族連盟においては、在外同胞の帰還促進運動について、長野県民各位と留守家族に訴えるため、長野放送局に対しラジオ放送を申し入れ原稿を提出したところ放送できないと断わられた。その後同放送局は、引揚者の数にふれることは国際問題であるから絶対に放送できないと言明しているが、このような見解をもつてしては今後引揚促進に関する放送は不可能となり世論喚起に一大支障をきたすばかりでなく全国的に影響をこうむるから、原稿に支障のない点だけでも放送できるよう、放送局側に認識不足の点があれば、十分なる認識を与えて引揚運動に支障を与えないよう指示されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の処理機関設置に関する請願

請願者　神奈川県横浜市戸塚区汲
沢町二、一一二　中田健
吾

右の請願は
海外在留者は、敗戦によつて資産を全部没収され、殆んど無一物の状態で引揚げてきたため、現に一番更生に立ち遅れている。しかるに戦争の犠牲は、国民全部が公平に負担すべきであるから、在外資産の補償を実施して海外引揚者の更生をはかるためすみやかに在外資産処理機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

六三号、第五九三号、第五九四号、第六〇〇号、第六一〇号、第六三五号、第六三六号、第六五二号、第六五三号、第六六八号、第六六九号、第六七〇号、第六七一号、第六七二号、第六八六号、第六八七号、第六九六号、第六九七号、第七〇三号、第七〇四号、第七五五号、第七七二号、第七七三号、第七九六号、第七九九号、第八六二号、第八六三号、第九三二号、第九四八号、第九四九号、第九五〇号、第九七五号、第九七六号、第九八八号、第一〇〇三号、第一〇〇八号、第一〇〇九号、第一〇二六号、第一〇三四号、第一〇三五号、第一〇三六号、第一〇三七号、第一〇三八号、第一〇八八号、第一〇八九号、第一〇九〇号、第一〇九三号、第一〇九七号、第一〇九八号、第一一七号、第一一五六号、第一一八六号、第一一一九号、第一一二〇号、第一一二六号、第一一二九号、第一一三五号、第一一三六号、第一一三七号、第一一三八号、第一一四七号、第一一五一号、第一一五四号、第一一五九三号、第一一六五七号、第一一七五九号、第一一七六二号、第一一七八五号、第一一八〇三号、第一一八六五号、第一一八六六号、第一一九七一号、第一二〇〇二号　引揚者住宅金融に関する請願
第五四一号、第一〇〇七号　在外同胞引揚促進に関する請願
第五六七号　在外同胞引揚促進お

よび留守家族援護に関する請願
第八六〇号、第一〇四一号、第一七三五号、第一七六〇号、第一七六一号、第一七八七号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一八〇四号、第一八〇五号、第一八〇六号、第一八五七号、第一八五八号、第一八五九号、第一八六〇号、第一八六一号、第一八六二号、第一八六三号、第一八六四号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九七号、第一九二〇号、第一九五二号、第一九六三号、第一九七〇号、第二〇〇一号、第二〇二五号、第二〇四三号、第二〇七六号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二一〇〇号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一八号、第二一一九号、第二一三六号　在外資産の補償に関する請願
第八八八号　旧大連日本人労働組合等の拠出金を在外公館借入金に認定の請願
第九二三号　住宅金融公庫の融資に引揚者わく設定の請願
第九八九号　ソ連地区の残留同胞引揚促進に関する請願
第一二五〇号　引揚者に対し農地法の特例を認むるの請願
第一七一〇号　在外資産賠償の前払制度制定に関する請願
第一九四五号　引揚者の生活保護に関する請願
第二一一二号　引揚者に農地返還の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　岡本　義人

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第二号

復員者の救済に関する請願
第一〇四号　東京都台東区上野御徒町婦人連盟引揚ホーム内　土井祐信提出
大連労働組合の徴収した引揚対策および難民救済資金の支払補償に関する請願
第二三九号　東京都港区芝巴町一　関東州引揚同胞協力会内　上原進提出
引揚者住宅金融に関する請願
第四三八号　熊本市本山町五六一　石谷方　満鉄社友新生会熊本支部内　竹村勝清提出
第四四四号　神奈川県庁社会課分室内神奈川県更生同盟内　大滝克己外四十五名提出
第四六八号　兵庫県加西郡北条町吉田馨外四十六名提出
第四九一号　山口県美禰郡共和村大字嘉万上郷二、九一一共和村更生会内　上利八十八提出
第五一三号　山口県佐波郡富海村字朝日富海村更生会内　津礪孝彦提出
第五六三号　山口県下関市新町四　下関市役所構内下関市更生会内　肥塚茂提出
第五九三号　兵庫県飾磨郡花田村　高木一七一　鹿野寅之助外九名提出
第五九四号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本国有鉄道内運輸調査局元鮮鉄引揚者会内　小沢弘提出
第六二〇号　山口市道場門前一二　株式会社新日本技工団取締役社長　作間正朝提出
第六三五号　大阪市北区曾根崎町上四ノ一九財団法人海外引揚者大阪府厚生連盟理事長　関屋悌蔵提出
第六三六号　宮崎市南広島通一日向殖産興業株式会社内満鉄社友新生会宮崎県支部内　猪崎勇提出
第六五二号　兵庫県飾磨郡曾左村西坂二、三三七ノ二　坂口利一外八名提出
第六五三号　愛媛県周桑郡丹原町海外引揚者更生会周桑支部丹原分会内　今井新助外三十一名提出
第六六八号　北海道旭川市六条通九旭川市引揚者団体連合会内　増山常作提出
第六六九号　兵庫県飾磨郡谷外村豊国五四九　千谷義夫提出
第六七〇号　群馬県前橋市曲輪町労働基準局内財団法人群馬県海外引揚者同盟理事長　柴田彦平提出
第六七一号　愛媛県庁内愛媛県民生部社会課内愛媛県海外引揚者更生会内　山沢和三郎外六十一名提出
第六七二号　愛媛県今治市愛媛県海外引揚者更生会今治支部内　野間房義提出
第六八六号　大阪市浪速区霞町二ノ四海外引揚者大阪府厚生連盟浪速支部内　越前長松提出
第六八七号　北海道小樽市花園町西二ノ一七　秋田民武提出
第六九六号　山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会内　神田継治外二十五名提出
第六九七号　愛媛県周桑郡中川村愛媛県引揚者更生会中川村支部内　黒川文夫外三十八名提出
第七二三号　千葉県印旛郡成田町二九八満鉄新生会千葉支部内　長竹達三提出
第七四一号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本国有鉄道内運輸調査局元満鉄引揚者会内　山口外二提出
第七五四号　大阪府高槻市相生町九八五海外引揚者大阪府厚生連盟高槻支部内　三木熊次郎提出
第七五五号　山口県熊毛郡曾根村曾根村更生会内　浅井久作外一名提出
第七七二号　埼玉県浦和市高砂町四ノ一四五埼玉県引揚同胞厚生会内　貝山好美提出
第七七三号　山口県熊毛郡伊保庄村伊保庄村引揚者更生会内　松村彦祐外一名提出
第七九六号　大阪市生野区林寺町四ノ一四八海外引揚者大阪府厚生連盟生野支部内　松岡政吉提出
第七九九号　山口県吉敷郡仁保村仁保村在外財産対策推進会内　久場貞男外三十四名提出
第八六二号　山口県玖珂郡由宇町由宇地方在外財産対策推進会内　島谷篤外六十名提出
第八六三号　兵庫県宍粟郡神野村田井三九二ノ一　山口一男外三百二十五名提出
第九三二号　大阪府守口市日吉町一ノ二二海外引揚者大阪府厚生連盟守口支部内　頓戸勇外十七名提出
第九四八号　香川県大川郡富田村富田村海外引揚同胞会内　五井極提出
第九四九号　山口県萩市西田町五萩市更生会内　滝口吉春外六百四十二名提出
第九五〇号　兵庫県明石市大蔵谷小辻兵庫県海外引揚者連盟明石支部内　魚住光三郎外七十二名提出
第九七五号　香川県香川郡川岡村役場内川岡村海外引揚同胞会内　岡菊太郎提出
第九七六号　大阪府布施市荒川一ノ五〇海外引揚者大阪府厚生連盟布施支部内　津下信義提出
第九八八号　香川県仲多度郡広島村字茂浦庁島村海外引揚同胞会内　藤本篤次提出
第一〇〇三号　兵庫県宍粟郡千種村千草　藤村勝巳外六十五名提出
第一〇〇八号　山口県大島郡沖浦村大字日見沖浦更生会内　奥弥輔外一名提出
第一〇〇九号　香川県高松市天神前九ノ一香川県海外引揚同胞連合会内　山下好太郎提出
第一〇二六号　宮城県栗原郡鳥矢崎村鳥矢崎引揚者更生会内　板宮政見提出

第一〇三四号　香川県小豆郡安田村安田村海外引揚同胞会内　谷儀太郎提出

第一〇三五号　宮城県栗原郡高清水町字新町三二宮城県高清水引揚団体内　徳江平内外六十名提出

第一〇三六号　香川県仲多度郡榎井村榎井村海外引揚同胞会内　山下好太郎提出

第一〇三七号　山口県玖珂郡本郷村本郷村更生会内　安本浜一外一名提出

第一〇三八号　山口県玖珂郡通津村大字通津通津村在外財産対策推進会内　賀屋文太郎提出

第一〇八八号　愛媛県周桑郡三芳村　山内馬造外三十名提出

第一〇八九号　山口県都濃郡中須村更生会内　松村耕作外二十四名提出

第一〇九〇号　兵庫県飾磨郡糸引村東山七六〇　山本萬治外五十九名提出

第一〇九三号　香川県小豆郡坂手村坂手村海外引揚同胞会内　黒川甚太郎提出

第一〇九七号　山口県熊毛郡佐賀村更生会内　弘田修二提出

第一〇九八号　香川県丸亀市津森八三丸亀市海外引揚同胞会内　唐津志都磨提出

第一一一七号　山口県佐波郡右田村右田村地区在外財産対策推進会内　貞永緑外七十八名提出

第一一五六号　山口県大津郡俵山村俵山村更生会内　藤井忠夫外五名提出

第一一八六号　山口県美禰郡大嶺町大嶺厚生会内　末岡亭一提出

第一二一九号　山口県美禰郡伊佐町伊佐町更生会内　時藤賤雄提出

第一二二〇号　宮城県桃生郡雄勝町宮城県引揚者団体連合会雄勝支部内　杉山源之助提出

第一二三九号　山口市大字陶陶更生会内　五十部綴外二十五名提出

第一二五五号　山口県美禰郡於福村大字於福上於福村更生会内　伊藤唯熊提出

第一二六一号　宮城県志田郡高倉村　遠藤久司外十一名提出

第一二八一号　宮城県仙台市木町通七東興土建工業株式会社内　林源之助提出

第一二八二号　山口県美禰郡赤郷村赤郷村更生会内　長広隆三提出

第一三〇七号　宮城県亘理郡逢隈村宮城県海外引揚者団体連合会内　南条静外六十八名提出

第一三三四号　兵庫県城崎郡城崎駅前町兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　辻辰蔵外二十八名提出

第一三三五号　宮城県栗原郡畑田村字上畑岡夷穴一一六ノ五宮城県引揚者団体連合会畑岡支部内　遠藤清助提出

第一三四七号　山口県阿武郡大井村萩市阿武地方在外資産対策推進会大井村支部内　徳丸金造外四十七名提出

第一三四八号　山口県都濃郡富田町一、三九二富田更生会内　内山正熊外二名提出

第一三八六号　宮城県登米郡浅水村字水越鮎川田一七〇ノ一宮城県引揚者団体連合会浅水村支部内　岩淵幸三郎提出

第一四一六号　香川県高松市五番丁高松市海外引揚同胞会内　川野嘉平外四十五名提出

第一四四四号　兵庫県飾磨郡谷内村山崎四三八　阿竹賢治外十名提出

第一四七七号　兵庫県加古郡高砂町猟師町八五〇兵庫県海外引揚者連盟加印支部内　新井茂三提出

第一五〇一号　山口県都濃郡中須村更生会内　松村耕作外百七十七名提出

第一五四一号　兵庫県城崎郡日高町岩中兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　中野維喜外二十五名提出

第一五七〇号　山口県大島郡屋代村大字西屋代一五二　山元常夫外六名提出

第一五七四号　兵庫県城崎郡豊岡町豊岡兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　吉岡謙三外二十三名提出

第一五九三号　札幌市豊平三条三ノ一二札幌樺太引揚者更生会内　井田良三君外一名提出

第一六五七号　山口県玖珂郡和木村和木村海外引揚者更生会内　嘉屋伝外百二十七名提出

第一七五九号　兵庫県川辺郡長尾村西池兵庫県海外引揚者連盟長尾支部内　水本善三外二百八十名提出

第一七六二号　山口県玖珂郡由宇町　高木清一外二百九十五名提出

第一七八五号　兵庫県多可郡中町中村町九七　原田岩吉外二百八十名提出

第一七八六号　岐阜県稲葉郡鵜村住宅南ノ二　林茂外三百二十五名提出

第一八〇三号　岐阜県本巣郡文珠村文珠　富田稔外六百六十八名提出

第一八六五号　山口市大字嘉川金子三基外三百六十名提出

第一八六六号　熊本県天草郡富岡町一三　横山順矣外五百五十五名提出

第一九七一号　兵庫県多可郡重春村高田井五八　岩本光次外八十一名提出

第二〇〇二号　札幌市中島公園拓殖館内　飛島賢治外九十八名提出

在外同胞引揚促進に関する請願

第五四一号　栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲一、二五四　高田弘一外二百八名提出

第一〇〇七号　長野県北佐久郡小諸町長野県引揚援護愛の運動協議会内　掛川良平外三十六万五千五百六十名提出

在外同胞引揚促進および留守家族援護に関する請願

第五六七号　茨城県議会議長　島津三郎外八名提出

在外資産の補償に関する請願

第八六〇号　宮崎県西諸県郡真幸村向江　市田栄次外六十一名提出

第一〇四一号　広島県佐伯郡廿日市町五一　丸岡祐助外二十名提出

第一七三五号　長野県岡谷市九二七　大野一郎外八百四十九名提出

第一七六〇号　佐賀県三養基郡基里村大字姫方二〇八、前間英三外六十九名提出

第一七六一号　広島県比婆郡西城町五八二　南里安英外三百五十四名提出

第一七八七号　島根県浜田市浜田市外地引揚同胞更生会内　岩国実一提出

第一七八八号　兵庫県多可郡黒田庄村大伏　横山八郎外二百八十五名提出

第一七八九号　横浜市中区桜木町一ノ一社団法人神奈川県更生同盟横浜市中区支部内　小松九二七外四十一名提出

第一七九〇号　神奈川県茅ヶ崎市東海岸七ノ三号地社団法人神奈川県更生同盟茅ヶ崎支部内　岡野博一外五百五十二名提出

第一八〇四号　熊本県水俣市梅戸一、四三四　山口保己外三十名提出

第一八〇五号　滋賀県栗太郡草津町二　木下良三外二百六十三名提出

第一八〇六号　神奈川県厚木町七九〇　社団法人神奈川県更生同盟愛甲支部内　米山耕造外三百八十四名提出

第一八五七号　北海道旭川市十条通九右三号　三木秀次外一千五十六名提出

第一八五八号　岐阜県武儀郡上之保村　児島龍雄外七百七十一名提出

第一八五九号　山口県大津郡日置村日置村在外資産対策推進会内　沖村忠雄外八百四十名提出

第一八六〇号　熊本県水俣市丸島町一、一一一　釜三之十外四百九十八名提出

第一八六一号　岐阜市小柳町一三　羽土俊一外六百八十六名提出

第一八六二号　佐賀県杵島郡江北村大字下小田一、九九七　武富国夫外五十三名提出

第一八六三号　佐賀県佐賀郡東与賀村作出　小川亀市外二百五十九名提出

第一八六四号　長野県岡谷市三、七八二　浜悌之助外八百四十八名提出

第一八八八号　兵庫県加古郡高砂町猟師町八五〇兵庫県海外引揚者連盟加印支部内　新井茂三外三百五十二名提出

第一八八九号　長野県北佐久郡中佐都村大字塚原　中村孝外四百七十二名提出

第一八九〇号　横浜市西区石崎町二ノ五〇社団法人神奈川県更生同盟西区支部内　佐々木喜八郎外三百四十八名提出

第一八九一号　京都市左京区高野泉町四〇　棚木庄作外千四十九名提出

第一八九二号　佐賀県佐賀郡本庄村後藤富美子外千三十名提出

第一八九七号　熊本県荒尾市大和区境ヌエ外一千百十四名提出

第一九二〇号　千葉県山武郡増穂村清名幸谷一、二一四　中村孝外三十名提出

第一九二七号　京都府与謝郡宮津町日吉　土井豊枝外六百八十六名提出

第一九五二号　京都府何鹿郡綾部町南西町　大倉繁雄外八百九十七名提出

第一九六三号　京都市下京区九條寺ノ前三小寺弘外八百四十七名提出

第一九七〇号　兵庫県多可郡重春村高松　美馬亮雄外八十四名提出

第二〇〇一号　北海道空知郡中富良野村中富良野引揚者協助会内　亀島留治外五百十八名提出

第二〇二五号　北海道網走郡美幌町新町三　斎藤徳重外二百五十二名提出

第二〇四三号　北海道網走郡女満別栄町　富岡武雄外六十三名提出

第二〇七六号　北海道枝幸郡枝幸町幸町枝幸樺太引揚者互助同盟会内　中川友吉外百二十名提出

第二〇八五号　大阪市旭区古市大通四ノ五二　松浦長蔵外四百一名提出

第二〇八六号　熊本県水俣市大字陣内一、二四六　児玉武一外二百三十名提出

第二一〇〇号　札幌市北十七条西五　間所茂光外二百四十三名提出

第二一〇九号　熊本県水俣市丸島町二、二二七　坂本忠吉外二十六名提出

第二一一〇号　熊本県水俣市石坂川石飛　村山造登外三百三十四名提出

第二一一号　大阪府堺市金岡町金岡　山田忠蔵外一千四名提出

第二一八号　佐賀県佐賀郡川上村立石　石丸儀親外九十六名提出

第二一九号　大阪市住吉区緑木町二ノ九　鈴木茂外六百二名提出

第二一三号　東京都世田谷区上馬町一ノ二九　伊藤義正外三百四十一名提出

旧大連日本人労働組合等の拠出金を在外公館借入金に認定の請願

第八八号　東京都大田区女塚四ノ一七　土岐強提出

住宅金融公庫の融資に引揚者わく設定の請願

第九二三号　鹿児島市西千石町七〇鹿児島県厚生連盟内　種子島蕃提出

ソ連地区の残留同胞引揚促進に関する請願

第九八九号　福島県白河市愛宕町六八　真藤正雄外二千六百六十五名提出

引揚者に対し農地法の特例を認むるの請願

第一二五〇号　鹿児島県鹿児島郡西桜島小池袴腰　須原由太郎外十二名提出

在外資産賠償の前払制度制定に関する請願

第一七一〇号　香川県議会議長大久保雅彦提出

引揚者の生活保護に関する請願

第一九四五号　東京都武蔵野市吉祥寺四一ノ一六　松原松彦外三十四名提出

第二一一二号　長野県北佐久郡大里村西原八六九　佐藤芳治提出

右百四十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　岡元　義人

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

復員者の救済に関する請願

請願者　東京都台東区上野御徒町婦人連盟引揚ホーム内　土井祐信

右の請願は

一日千秋の思いで、ようやく国土に帰還できた復員者に対しては、喜びに燃えて上陸した際に、わずか千円の帰還旅費と若干の被服が支給されるだけで、まだ国内のインフレ事情にうとい者にとつては、帰還後の生活や更生には全くきん少のものであるから、その更生を保護助長し、すみやかに国土の再建に立ち上れるようにするために、帰還旅費の大幅増額、越冬被服の支給、職業住宅および生業資金の世話等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、第二項の帰還旅費の大幅増額を削除し、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大連労働組合の徴収した引揚対策および難民救済資金の支払補償に関する請願

請願者　東京都港区芝巴町一一　関東州引揚同胞協力会内　上原進

右の請願は

関東州は在外他地区と異り政府機関であつた公館は終戦後雲霧消散し、大連労働組合によつて最後の引揚を完了したのである。従つて他地区においては夫々の公館における政府借入金は確実なる証ご書類によつて、昭和二十四年十二月二十日より九十日以内にその支払を受け得る情況下にあるが、独り関東州のみは、今日のところ在外公館およびこれに準ずる自治団体として認められる何物もないために、二十数万に及ぶ引揚者がきよう出した引揚対策および難民救済資金は政府の支払補償を受け得ない極めて不公平、不合理な結果となつているから、すみやかに大連労働組合の徴収した引揚対策および難民救済資金を政府支払補償の対象にされたいとの願意であつて参議院は、大連労働組合を在外公館等に準ずるものと認定することには異論があるが大連市民の拠出した資金は事実であるから何らかの形で政府がこれを補償することは大体妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者住宅金融に関する請願

請願者　熊本市本山町五六一石谷方　満鉄社友新生会熊本支部内　竹村勝清

右の請願は第二国会において、無住宅引揚者のために緊急二十万戸の住宅を建設すべきであると決議されたにもかかわらず、一年半を経た現在何等実現を見ていないのは極めて遺憾であるから、さきに計画された住宅金融公庫をすみやかに設立するとともに、(一)無住宅引揚者の団体または住宅組合に計画的融資を実施すること、(二)引揚者住宅組合等への融資は一戸十万円を確実に融資すること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者住宅金融に関する請願

請願者　神奈川県庁社会課分室内　滝克己外四十五名

請願者　兵庫県加西郡北条町　吉田璽外四十六名

請願者　山口県美禰郡共和村大字嘉万上郷二、九一一共和村更生会内　上利八十八

請願者　山口県佐波郡富海村字朝日富海村更生会内　津稙彦孝

請願者　山口県下関市新町四下関市役所構内下関市更生会内　肥塚茂

請願者　兵庫県飾磨郡花田村高木一七一　鹿野寅之助外九名

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本国有鉄道内運輸調査局元鮮鉄引揚者会内　小沢弘

請願者　山口市道場門前一二株式会社新日本技工団取締役社長　作間正朝

請願者　大阪市北区曾根崎町上四ノ一九財団法人海外引揚者大阪府厚生連盟理事長　関屋悌蔵

請願者　宮崎市南広島通一日向殖産興業株式会社内満鉄社友新生会宮崎県支部内　猪崎勇

請願者　兵庫県飾磨郡曾左村西坂二、三三七ノ二　坂口利一外八名

請願者　愛媛県周桑郡丹原町海外引揚者更生会周桑支部丹原分会内　今井新助外三十一名

請願者　北海道旭川市六条通九旭川市引揚者団体連合会内　増山常作

請願者　兵庫県飾磨郡谷外村豊国五四九　千谷義夫

請願者　群馬県前橋市曲輪町労働基準局内財団法人群馬県海外引揚者同盟理事長　柴田彦平

請願者　愛媛県庁内愛媛県民生部社会課内愛媛県海外引揚者更生会内　山沢和三郎外六十一名

請願者　愛媛県今治市愛媛県海外引揚者更生会今治支部内　野間房義

請願者　大阪市浪速区霞町二ノ四海外引揚者大阪府厚生連盟浪速支部内　越前長松

請願者　北海道小樽市花園町西二ノ一七　秋田民武

請願者　山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会内　神田継治外二十五名

請願者　愛媛県周桑郡中川村愛媛県引揚者更生会中川村支部内　黒川文夫外三十八名

請願者　千葉県印旛郡成田町二九八満鉄新生会千葉支所内　長竹達三

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本国有鉄道内運輸調査局元満鉄引揚者会内　山口外二

請願者　大阪府高槻市相生町九八五海外引揚者大阪府厚生連盟高槻支部内　三木熊次郎

請願者　山口県熊毛郡曾根村曾根村更生会内　浅井久作外一名

請願者　埼玉県浦和市高砂町四ノ一四五埼玉県引揚同胞厚生会内　貝山好美

請願者　山口県熊毛郡伊保庄村伊保庄村引揚者更生会内　松村彦祐外一名

請願者　大阪市生野区林寺町四ノ一四八海外引揚者大阪府厚生連盟生野支部内　松岡政吉

請願者　山口県吉敷郡仁保村仁保村在外財産対策推進会内　久場貞男外三十四名

請願者　山口県玖珂郡由宇町由宇地方在外財産対策推進会内　島谷篤外六十名

請願者　兵庫県宍粟郡神野村田井三九二ノ一　山口一男外三百二十五名

請願者　大阪府守口市日吉町一ノ二二海外引揚者大阪府厚生連盟守口支部内　頓戸勇外十七名

請願者　香川県大川郡富田村富田村海外引揚同胞会内　五井極

請願者　山口県萩市西田町五萩市更生会内　滝口吉春外六百四十二名

請願者　兵庫県明石市大蔵谷小辻石支部内　魚住光三郎外七十二名

請願者　香川県香川郡川岡村役場内川岡村海外引揚同胞会内　岡菊太郎

請願者　大阪府布施市荒川一ノ五〇海外引揚者大阪府厚生連盟布施支部内　津下信義

請願者　香川県仲多度郡広島村字茂浦広島村海外引揚同胞会内　藤本篤次

請願者　兵庫県宍粟郡千種村千草　藤村勝巳外六十五名

請願者　山口県大島郡沖浦村大字日見沖浦更生会内　奥弥輔外一名

請願者　香川県高松市天神前九九ノ一香川県海外引揚同胞連合会内　山下好太郎

請願者　宮城県栗原郡鳥矢崎村鳥矢崎村引揚者更生会内　板宮政見

請願者　香川県小豆郡安田村安田村海外引揚同胞会内　谷儀太郎

請願者　宮城県栗原郡高清水町字新町三二宮城県高清水引揚団体内　徳江平内外六十名

請願者　香川県仲多度郡榎井村榎井村海外引揚同胞会内　山下好太郎

請願者　山口県玖珂郡本郷村本郷村更生会内　安本浜一外一名

請願者　山口県玖珂郡通津村大字通津通津村在外財産対策推進会内　賀屋文太郎

請願者　愛媛県周桑郡三芳村　山内馬造外三十名

請願者　山口県都濃郡中須村更生会内　松村耕作外二十四名

請願者　兵庫県飾磨郡糸引村東山七六〇　山本蔦治外五十九名

請願者　香川県小豆郡坂手村坂手村海外引揚同胞会内　黒川甚太郎

請願者　山口県熊毛郡佐賀村更生会内　弘田修二

請願者　香川県丸亀市津森八三丸亀市海外引揚同胞会内　唐津志都磨

請願者　山口県佐波郡右田村右田村地区在外財産対策推進会内　貞永緑外七十八名

請願者　山口県大津郡俵山村俵山村更生会内　藤井忠夫外五名

請願者　山口県美禰郡大嶺町大嶺更生会内　末岡亭一

請願者　山口県美禰郡伊佐町伊佐町更生会内　時藤暁雄

請願者　宮城県桃生郡雄勝町宮城県引揚者団体連合会雄勝支部内　杉山源之助

請願者　山口市大字陶陶更生会内　五十部嘉外二十五名
請願者　山口県美禰郡於福村大字於福上於福村更生会内　伊藤唯熊
請願者　宮城県志田郡高倉村　遠藤久司外十一名
請願者　宮城県仙台市木町通七東興土建工業株式会社内　林源之助
請願者　山口県　美禰郡赤郷村赤郷村更生会内　長広隆三
請願者　宮城県亘理郡逢隈村宮城県海外引揚者団体連合会内　南条静外六十八名
請願者　兵庫県城崎郡城崎駅前町兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　辻辰蔵外二十八名
請願者　宮城県栗原郡畑田村字上畑岡壱穴一一六ノ五宮城県引揚者団体連合会畑岡支部内　遠藤清助
請願者　山口県阿武郡大井村萩市阿武地方在外資産対策推進会大井村支部内　徳丸金造外四十七名
請願者　山口県都濃郡富田町一、三九二富田更生会内　内山正熊外二名
請願者　宮城県登米郡浅水村字水越鮎川田一七〇ノ一宮城県引揚者団体連合会浅水村支部内　岩淵幸三郎
請願者　香川県高松市五番丁高松市海外引揚同胞会内　川野嘉平外四十五名
請願者　兵庫県飾磨郡谷内村山崎四三八　阿竹賢治外十名
請願者　兵庫県加古郡高砂町猟師町八五〇兵庫県海外引揚者連盟加印支部内　新井茂三
請願者　山口県都濃郡中須村更生会内　松村耕作外百七十七名
請願者　兵庫県城崎郡日高町岩中兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　中野維喜外二十五名
請願者　山口県大島郡屋代村大字西屋代一五二一　山元常夫外六名
請願者　兵庫県城崎郡豊岡町豊田兵庫県海外引揚者連盟北但支部内　吉岡謙三外二十三名
請願者　札幌市豊平三条三ノ一二札幌樺太引揚者更生会内　井田良三君外一名
請願者　山口県玖珂郡和木村和木村海外引揚者更生会内　嘉屋伝外百二十七名
請願者　兵庫県川辺郡長尾村西池兵庫県海外引揚者連盟長尾支部内　水本善三外二百八十名
請願者　山口県玖珂郡由宇町　高本清一外二百九十五名
請願者　兵庫県多可郡中町中村町九七　原田岩吉外二百八十名
請願者　岐阜県稲葉郡鵜村住宅南ノ二　林茂外三百二十五名
請願者　岐阜県本巣郡文珠村文珠　富田稔外六百六十八名
請願者　山口市大字嘉川　金子三基外三百六十名
請願者　熊本県天草郡富岡町一三　横山順矣外五百五十五名
請願者　兵庫県多可郡重春村高田井五八　岸本光次外八十一名
請願者　札幌市中島公園拓殖館内　飛島賢治外九十八名

右の請願は第二国会において、無住宅引揚者のために緊急に二十万戸の住宅を建設すべきであると決議されたにもかかわらず、一年半を経た現在何等実現を見ていないのは極めて遺憾であるから、さきに計画された住宅金融公庫をすみやかに設立するとともに、(一)無住宅引揚者の団体または住宅組合に計画的融資を実施すること、(二)引揚者住宅組合等への融資は一戸十万円とし、昭和二十五年度分最少限一万戸以上を確実に融資すること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進に関する請願

請願者　栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲一、二五四　高田弘一外二百八名
請願者　長野県北佐久郡小諸町長野県引揚援護愛の連動協議会内　掛川良平外三十六万五千五百六十名

右の請願は年新たまるもいまだ還えらず、五度厳寒の地に冬を迎える夫や子、弟のことを思えば、留守家族の気持は全く断腸の思いである。正義人道の面から留守家族の苦しみを汲み取られて一日も早く引揚が完了するよう尽力されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚促進および留守家族援護に関する請願

請願者　茨城県議会議長　島津三郎外八名

右の請願は終戦後五年を経た今日、いまなお三十数万の捕りよおよび抑留者が、その生否不明のまま放置され、多数の留守家族をして絶望のふちに陥らしめていることは世界平和と、人道上から全く忍び難いところであるから、在ソ同胞救護の徹底的究明と引揚続行、中共地区の引揚実現および留守家族援護について適切なる処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する請願

請願者　宮崎県西諸県郡真幸村向江　市田栄次外六十一名
請願者　広島県佐伯郡廿日市町五一　丸岡祐助外二十名
請願者　長野県岡谷市九二七　大野一郎外八百四十九名
請願者　佐賀県三養基郡基里村大字姫方二〇八　前間英三外六十九名
請願者　広島県比婆郡西城町五八二　南里安英外三百五十四名
請願者　島根県浜田市浜田市外地引揚同胞更生会内　岩国実一
請願者　兵庫県多可郡黒田庄村大伏　横山八郎外二百八十五名
請願者　横浜市中区桜木町一ノ一社団法人神奈川県更生同盟横浜市中区支部内　小松九二七外四十五名
請願者　神奈川県茅ヶ崎市東海岸七ノ三号地社団法人神奈川県更生同盟茅ヶ崎支部内　岡崎博一外五百五十二名
請願者　熊本県水俣市梅戸一、四三四　山口保己外三十名
請願者　滋賀県栗太郡草津町二木下良三外二百六十三名
請願者　神奈川県厚木町七九〇社団法人神奈川県更生同盟愛甲支部内　米山耕造外三百八十四名

請願者　北海道旭川市十条通九右三号　三木秀次外一千五十六名
請願者　岐阜県武儀郡上之保村
児島龍雄外七百七十一名
請願者　山口県大津郡日置村日置村在外資産対策推進会内　沖村忠雄外八百四十名
請願者　熊本県水俣市丸島町一、一一一　釜三之十外四百九十八名
請願者　岐阜市小柳町一三　羽土俊一外六百八十六名
請願者　佐賀県杵島郡江北村大字下小田一、九九七　武富国夫外五十三名
請願者　佐賀県佐賀郡東与賀村作出　小川亀市外二百五十九名
請願者　長野県岡谷市三、七八二浜悌之助外八百四十八名
請願者　兵庫県加古郡高砂町鍛師町八五〇兵庫県海外引揚者連盟加印支部内　新井茂三外三百五十二名
請願者　長野県北佐久郡中佐都村大字塚原　中村孝外四百七十二名
請願者　横浜市西区石崎町二ノ五〇社団法人神奈川県更生同盟西区支部内　佐々木喜八郎外三百四十八名
請願者　京都市左京区高野泉町四〇　棚木庄作外千四十九名
請願者　佐賀県佐賀郡本庄村　後藤富美子外千三十名
請願者　熊本県荒尾市大和区　境ヌエ外一千百十四名
請願者　千葉県山武郡増穂村清名幸谷一、二一四　中村孝外三十名
請願者　京都府与謝郡宮津町日吉　土井豊枝外六百八十六名
請願者　京都府何鹿郡綾部町南西町　大倉繁雄外八百九十七名
請願者　京都市下京区九条寺ノ前三　小寺弘外八百四十七名
請願者　兵庫県多可郡黒春村高松　美馬亮雄外八十四名
請願者　北海道空知郡中富良野村中富良野引揚者協助会内　亀島留治外五百十八名
請願者　北海道網走郡美幌町新町三　斎藤徳重外二百五十二名
請願者　北海道網走郡女満別栄町富岡武雄外六十三名
請願者　北海道幸枝郡枝幸町幸町枝幸樺太引揚者互助同盟会内　中川友吉外百二十名
請願者　大阪市旭区古市大通四ノ五二　松浦長寿外四百一名
請願者　熊本県水俣市大字陣内一、二四六　児玉武一外二百三十名
請願者　札幌市北十七条西五所茂光外二百四十三名
請願者　熊本県水俣市丸島町二、二二七　坂本忠吉外二十六名
請願者　熊本県水俣市石坂川石飛　村山造登外三百三十四名
請願者　大阪府堺市金岡町金岡　山田忠蔵外一千四名
請願者　佐賀県佐賀郡川上村立石　石丸儀親外九十六名
請願者　大阪市住吉区緑木町二ノ九　鈴木茂外六百二名
請願者　東京都世田谷区上馬町一ノ二九　伊藤義正外三百四十一名

右の請願は海外より引揚げて来た同胞が、その地に残置せしめられ資産は、国家のために失しめられたのであるから、この損害について国家は賠償すべきであり、且つそのため調査及び審査をせよという趣旨であつてその主眼とするところは、第二回国会に於て本院が決議せる引揚同胞対策に関する決議の第五項にがつちするものである。緊急措置として五項目の要求をあげているが、ただ第五項は外国の法律に関するものであるから、この点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧大連日本人労働組合等の拠出金を在外公館借入金に認定の請願

請願者　東京都大田区女塚四ノ一七　土岐強

右の請願は旧大連日本人労働組合、大連日本人勤労者消費組合および大連日本人引揚対策協議会の三団体は、終戦後の困難な政治、経済、社会状勢下の大連において、貧困市民の救済、難民収容所ならびに学校の経営、邦人の生活および秩序維持に努めるとともに引揚完了までの一切の業務を遂行した。しかしてこの業務に要した拠出資金の内、上陸地において償還されたもの、および日僑公債管理委員会管理分を除いた一億四千八百六十一万九千円は、当然政府の償還すべきものであるから、右三団体を在外公館等借入金整理準備会審査会法施行令による在外公館に、その拠出資金を借入金に夫々認定するとともに、公平なる償還のため必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、大連労働組合を在外公館等に準ずるものと認定することには異論があるが大連市民の拠出した資金は事実であるから何らかの形で政府がこれを補償することには大体妥当なるものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融公庫の融資に引揚者わく設定の請願

請願者　鹿児島市西千石町七〇鹿児島県厚生連盟内　種子島蕃

右の請願は住宅金融公庫がいよいよ設立の機運に達したことは喜びにたえない。しかして現在引揚者は最も深刻に住宅難に悩んでいるから、住宅金融公庫の融資に際しては、これら引揚者の窮状を考慮されて優先的に融資の特別わくを設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連地区の残留同胞引揚促進に関する請願

請願者　福島県白河市愛宕町六八　真藤正雄外二千六百六十五名

右の請願は終戦後五年を経た今日、いまなおソ連地区には三十数万の同胞が生死の不明のまま放置されているが、これは世界平和と人道上から忍び難いところであるから、すみやかにソ連地区残留同胞引揚促進の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者に対し農地法の特例を認むるの請願

請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島小池袴腰　須原由太郎外十二名

右の請願は農地法の規定するところによれば、昭

和二十一年十一月二十三日を期限として現在の耕作者に対し農地の売渡しを認めているが、引揚者については多くの場合何等の特例を認められていないのみか、未端の農地委員中には規則を一歩も譲らない無慈悲な処置をとるものの多いのはまことに遺憾であるから、引揚者に対して農地法の特例を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産賠償の前払制度制定に関する請願

請願者　香川県議会議長　大久保雅彦

右の請願は

この度の戦争に原因して、喪失せしめられ、あるいは損害を受けた在外資産は、国家が賠償すべきものである。聞くところによると、ドイツ、イタリーにおいては既に前払制度を確立している由であるから、わが国においても敗戦の犠牲公平分担の建前からすみやかに賠償の前払制度を法案化するとともに予算化の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者の生活保護に関する請願

請願者　東京都武蔵野市吉祥寺四ノ一ノ一六　松原松彦外三十四名

右の請願は

東京都武蔵野市吉祥寺所在の吉祥寺寮に定着している大部分の者は、生活の基盤を失つた引揚者でこれらの者のほとんどが現在失業や半失業で苦しんでいるから、民生安定の見地から、(一)電気料金の値下げ、(二)生活扶助金の不合理な差引き中止、(三)援護物資配給の適正化、(四)就職のあつせん、(五)生業資金の貸与等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者に農地返還の請願

請願者　長野県北佐久郡大里村西原八六九　佐藤芳治

右の請願は

請願人の所有田地二反余は、同人がソ連に抑留されている間に不在地主所有地として指定されて買収されてしまつたが右の買収は不合理、不人情極まるものであるから、引揚者である同人の窮状を考慮されて被買収田地が返還されるよう処置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号、第八二号、第八五号、第一六七号、第一七七号、第四一〇号　在外同胞引揚促進に関する陳情

第二四号　ソ連地区残留同胞引揚統行等に関する陳情

第六五号、第二一一号、第三一二号、第四三七号　ソ連中共両地区の残留同胞引揚促進等に関する陳情

第七六号　中共地区残留同胞引揚促進に関する陳情

第一五八号　在外資産の補償に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情特別報告第一号

参議院議長佐藤尚武殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情特別報告第一号

在外同胞引揚促進に関する陳情

第九号　東京都千代田区西神田二ノ二東方学会内在外同胞帰還促進全国協議会内　上島善一提出

第八二号　奈良県議会議長　辻本政律外九名提出

第八五号　広島県議会議長　小谷伝一提出

第一六七号　群馬県前橋市群馬県議会議長　高山和助提出

第一七七号　宮崎市議会議長　日高弥一提出

第四一〇号　神奈川県藤沢市議会議長　葉山蒙蔵提出

ソ連地区残留同胞引揚統行等に関する陳情

第二四号　奈良市奈良県庁内世話課内　猪岡正信提出

ソ連中共地区の残留同胞引揚促進等に関する陳情

第六五号　長野県諏訪市大手町三、〇二一　島立広次提出

第二一一号　愛媛県松山市勝山町一二八　原田改三提出

第三一二号　山形市香澄町横町南八九民生援護山形学生同盟内　斎藤稔提出

第四三七号　神戸市生田区中山手通六ノ八兵庫県在外同胞帰還促進期成連盟生田区支部内　中西幸太郎提出

中共地区残留同胞引揚促進に関する陳情

第七六号　東京都議会議長　石原永明提出

在外資産の補償に関する陳情（六通）

第一五八号　熊本県阿蘇郡宮地町二、四六〇　家入慶雄外三十五名提出

右十三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　岡元　義人

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

在外同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　東京都千代田区西神田二ノ二東方学会内在外同胞帰還促進全国協議会内　上島善一

陳情者　奈良県議会議長　辻本政律外九名

陳情者　広島県議会議長　小谷伝一

陳情者　群馬県前橋市群馬県議会議長　高山和助

陳情者　宮崎市議会議長　日高弥一

陳情者　神奈川県藤沢市議会議長　葉山蒙蔵

右の陳情はソ連、中共、北鮮地区にいまなお同胞が残留しているが、この事態は、本質において、抑留であり、強奪であり、誘かいであり、基本的人権のまつ殺であり、民族の侵略であつて、これは単に留守家族関係のみの痛心事であるばかりでなく、実に国家民族の屈辱であり国際正義、人道上また許すことのできない暴虐であり、国を挙げて民族をしてその救出に奮励すべきものである。よつて、参議院においては、引揚の完全急速なる実現を図られるとともに、同胞救出の決意をもつて広く世界の世論を動かす程度の強力なる決議をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連地区残留同胞引揚統行等に関する陳情

陳情者　奈良市奈良県庁内世話課内　猪岡正信

右の陳情は

今年こそ在外同胞が一人残らず帰還するものと待望していたが、いまだに帰還しないものが相当あり、留守家族は気も狂わんばかりになつているから、ソ連地区残留者の引揚統行、ソ連地区中共地区残留者の引揚統行、ソ連地区中共地区残留者、死亡者の氏名発表および遺骨の送還、留守家族、引揚者中困窮者の援護強化等について、でき得る限り考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区の残留同胞引揚促進等に関する陳情

陳情者　長野県諏訪市大手町三、〇二一　島立広次

右の陳情は

終戦後五年目の冬を迎えようとしているとき、海外にはいまなお四十万の同胞が抑留されている。このような事態はポツダム宣言によつても許されないところであるから、広く世界の正義人道に訴えて、全員の引揚が完了するよう適切なる処置をとられるとともに引揚者、留守遺家族厚生援護を強化されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市勝山町一二、八　原田改三

右の陳情は

広く世界の正義人道に訴えて、いまなおソ連および中共地区に抑留されている同胞がすみやかに帰還できるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区の残留同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　山形市香澄町横町南八九　民生援護山形学生同盟内　斎藤稔

右の陳情は

終戦以来すでに四箇年を経過している今日、なお、ソ連地区および中共地区に十数万の同胞が抑留され、あるいは残留しているが、これら同胞の遺家族の心情と生活は、筆舌に尽すことのできない程悲惨であるから、ソ連、中共両地区の残留同胞の引揚を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　神戸市生田区中山手通六ノ八兵庫県在外同胞帰還促進期成連盟生田区支部内　中西幸太郎

右の陳情は

いまなお、ソ連、中共地区に抑留されている二十余万の同胞がすみやかに帰還できるよう尽力されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中共地区残留同胞引揚促進に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明

右の陳情は

ソ連地区よりの引揚が連合軍総司令部の厚意によつて進んでいるのは、中共地区よりの引揚は一向進まず残留者の安否さえ判らぬ状況で、終戦後五年を迎えようとする現在なお残留を強制されている六万を越える同胞の引揚は依然として前途多難が予想されているから、未帰還同胞はもとより留守家族の心情を察せられてすみやかに中共地区残留者同胞の引揚を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外資産の補償に関する陳情（六通）

陳情者　熊本県阿蘇郡宮地町二、四六〇　家入慶雄外三十五名

右の陳情は

敗戦により邦人の外地財産は全部喪失するの結果となつたが、これらの在外資産は明らかに公共のために喪失したのであつて、国家は当然これが補償の義務を有すべきであるにかかわらず、これを実施せず財産権は侵害され、引揚者は困窮しているから、(一)喪失財産の国家補償の義務を宣明すること、(二)補償のための調査、審査の機関を設置すること、(三)引揚者団体全国連合会および都道府県連合会に予備審査をなさしめること、(四)財産権補償の原則を内外に宣明し、民生安定上基本的人権尊重の国会決議ならびに政府声明をなすこと、(五)米国の千九百四十八年ウオー・クレイムス・アクトの撤廃または改正方を懇願すること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電力問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇三号　電気料金の地域差縮少に関する請願

第二一〇号、第三六八号　日立火力発電所全負荷運転に関する請願

第二二二号　公衆浴場に電力供給の請願

第三三八号、第七四六号　関東配電株式会社佐野変電所容量増加に関する請願

第三四五号　日本発送電株式会社清水発電所存置等に関する請願

第三五七号　隅田火力発電所全負荷運転に関する請願

第三五八号　鶴見火力発電所全負荷運転に関する請願

第三六三号　夜間高等学校緊急停電特別取扱に関する請願

第四〇六号、第六一二号　電気資源開発促進に関する請願（二通）

第五二八号　公共用電力割当量および料金の改正に関する請願

第五六五号　かんがい排水用電力料金等に関する請願

第六一一号　発電所既存設備改修刷新に関する請願

第六二四号　千住火力発電所全負荷運転促進に関する請願

第七五九号　南九州の電源開発に関する請願
第七七七号　電気料金の適正改訂に関する請願
第七九二号　電力料金改正に関する請願
第八三四号　電気料金の値下げ等に関する請願
第九九二号　輸出用機業の電力基準割当量引上げに関する請願
第一一一三号　清水火力発電所閉鎖反対に関する請願
第一一二四号　病院の使用電力に関する請願
第一一五〇号　農業用電力料金軽減に関する請願
第一三七三号、第一六三七号、第一六六〇号　国立療養所の電力割当量引上げに関する請願
第一四六六号　電気自動車充電用電力確保等に関する請願
第一六六四号　自家用電気工作物施設法案に関する請願
第二〇三九号　かんがい排水用電力料金等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

電力問題に関する特別委員会請願特別報告第一号

電気料金の地域差縮少に関する請願

第一〇三号　岡山市東中山下三四　岡山県商工団体連合会内　伊原木伍朗提出

日立火力発電所全負荷運転に関する請願

第二二〇号　茨城県水戸市北三ノ丸一ノ一七〇日本電気産業労働組合茨城県支部日立分会内　川島永一郎提出

第三六八号　茨城県水戸市北三ノ丸一ノ一七〇日本電気産業労働組合茨城支部内　秋山新四郎提出

公衆浴場に電力供給の請願

第二二二号　兵庫県武庫郡良元村伊子志字逆瀬三三六ノ一六宝塚中州温泉内　中辻藤三郎提出

関東配電株式会社佐野変電所容量増加に関する請願

第三三八号　栃木県佐野市金屋仲町二、四一一日本電気産業労働組合栃木県支部佐野分会内　中里有作提出

日本発送電株式会社清水発電所存置等に関する請願

第三四五号　静岡県清水市三保貝島日本電気産業労働組合清水発電所分会内　森義雄提出

隅田火力発電所全負荷運転に関する請願

第三五七号　東京都荒川区尾久町九ノ三、三〇〇日本電気産業労働組合隅田火力分会内　渡辺房治提出

鶴見火力発電所全負荷運転に関する請願

第三五八号　神奈川県川崎市大川町三日本電気産業労働組合鶴見火力分会内　田口正志提出

夜間高等学校緊急停電特別取扱に関する請願

第三六三号　東京都文京区同心町二〇都立小石川工業高等学校夜間課程内全国夜間高等学校教育連盟内　鈴木佐市提出

電気資源開発促進に関する請願（二通）

第四〇六号　東京都港区赤坂青山南町五ノ九三全国火薬工業連合会内　島村矢外一名提出

公共用電力割当量および料金の改正に関する請願

第五二八号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太提出

かんがい排水用電力料金等に関する請願

第五六五号　東京都中央区銀座二ノ一全国耕地協会内かんがい排水機管理対策委員会内　石崎文吾提出

発電所既存設備改修刷新に関する請願

第六一一号　東京都港区芝新橋六ノ一六　藤井英夫提出

電気資源開発促進に関する請願（二通）

第六一二号　東京都台東区浅草橋一ノ一全国曹達工業労働組合協議会内　森栄一外一名提出

千住火力発電所全負荷運転促進に関する請願

第六二四号　東京都足立区千住桜木町三五日本電気産業労働組合千住火力分会内　野口進提出

関東配電株式会社佐野変電所容量増加に関する請願

第七四六号　栃木県宇都宮市鉄砲町三二一二　日本電気産業労働組合栃木県支部内　室井和夫外二名提出

南九州の電源開発に関する請願

第七五九号　鹿児島県議会議長岩切重秀提出

電気料金の適正改訂に関する請願

第七七七号　長野県知事　林虎雄他十四名提出

電気料金改正に関する請願

第七九二号　大阪市東成区深江西四ノ五　菊地良蔵外二千三百八十七名提出

電気料金の値下げ等に関する請願

第八三四号　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属産業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫提出

輸出用機業の電力基準割当量引上げに関する請願

第九九二号　福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四七福島県絹人絹織物協同組合理事長　黒江義人外二十四名提出

清水火力発電所閉鎖反対に関する請願

第一一一三号　静岡市本通二ノ一日本電気産業労働組合静岡県支部内　森脇一男提出

病院の使用電力に関する請願

第一一二四号　東京都品川区平塚六　上条秀介提出

農業用電力料金軽減に関する請願

第一一五〇号　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合長　武正総一郎外二十八名提出

国立療養所の電力割当量引上げに関する請願

第一三七三号　大原国立療養所内　常本有志男外千百五十七名提出

電気自動車充電用電力確保等に関する請願

第一四六六号　東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気自動車振興会内　中島市左ェ門提出

国立療養所の電力割当量増加に関する請願

第一六三七号　京都府綴喜郡青谷村国立京都療養所京和会内　横山武外八百五十名提出

国立療養所の電力割当量増加に関する請願

第一六六〇号　大阪府貝塚市橋本国立療養所内　綛谷輝男外千四百五十四名提出

自家用電気工作物施設法案に関する請願

第一六六四号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一私鉄経営者協会内　村上義一提出

かんがい排水用電力料金等に関する請願

第二〇三九号　滋賀県蒲生郡安土村下豊浦　丹波重蔵提出

右三十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電気料金の地域差縮少に関する請願

請願者　岡山市東中山下三四岡山県商工団体連合会内　伊原木伍朗

右の請願は

電気料金の改訂に当つて、地域別、原価主義の格差が設けられることが確定的となつたが、岡山地方は、この結果相当割高となり、同地方の産業界の死

活に関する問題になつている。新料金制の実施に当つて、従来のいきさつを無視して、準備調整なしに突如原価主義を採用すれば、必ず産業界に混乱をひき起すことが明らかであるから、料率の決定に当つては、右の事情を十分に考慮されて、地域差をできるだけ少なくするように処置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日立火力発電所全負荷運転に関する請願

請願者　茨城県水戸市北三ノ丸一ノ一七〇日本電気産業労働組合茨城支部内　秋山新四郎

請願者　茨城県水戸市北三ノ丸一ノ一七〇日本電気産業労働組合茨城県支部日立分会内　川島永一郎

右の請願は毎年渇水期における緊急停電ならびに電力使用制限は、一般大衆に多大の迷惑をかけ、大小工場および炭鉱山等の生産減少はわが国の産業再建に重大なる影響を及ぼしており、また保安上からも大きな社会問題であるから、産業の再建と国民の利益のための積極的対策の一環として比較的設備もよく、地理的にも常磐炭田の近くにあつて石炭輸送上好条件にある日立火力発電所の運転を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公衆浴場に電力供給の請願

請願者　兵庫県武庫郡良元村伊子志字逆瀬三三六ノ一六宝塚中洲温泉内　中辻藤三郎

右の請願は昭和二十四年十月二十五日の通商産業省告示によつて、電化公衆浴場に対する送電が停止されたが、電化公衆浴場は一般家庭用あるいは料理、旅館等の電気風呂と異り、昭和二十一年石炭その他の燃料資材節約のため、商工省の奨励によつて設置されたものであり、またその電力は事業用とはいいながらネオンサイン等とは違つて一般大衆の保健衛生に重大な関係を持つものであるから、電化公衆浴場に対して電力供給を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関東配電株式会社佐野変電所容量増加に関する請願

請願者　栃木県佐野市金屋仲町二、四一一日本電気産業労働組合栃木県支部佐野分会内　中里有作

請願者　栃木県宇都宮市鉄砲町三、二一二日本電気産業労働組合栃木県支部内　宝井和夫外二名

右の請願は栃木県南部にある関東配電株式会社佐野変電所は、送電系統の最終端に当るので電力事情が不利であるため、容量不足による電圧降下がいちじるしく、当地方の電力状態に大きな支障を与え、一般大衆の迷惑と地方産業におよぼす影響はじん大であるから、すみやかに佐野変電所容量増加のため必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本発送電株式会社清水発電所存置等に関する請願

請願者　静岡県清水市三保貝島日本電気産業労働組合清水発電所分会内　森襄雄

右の請願は日本発送電株式会社清水火力発電所は、容量三万キロワットの設備を有しているにもかかわらず、今回会社の一方的処置によつて閉鎖されることになつたが、電気事業の公共性にかんがみ不足電力確保のためにも右発電所を存置するとともに即時運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

隅田火力発電所全負荷運転に関する請願

請願者　東京都荒川区尾久町九ノ三、三〇〇日本電気産業労働組合隅田火力分会内　渡辺房治

右の請願は渇水時における電力不足に基因する電力制限と緊急停電は、産業の再建と国民生活の安定をいちじるしくさまたげているから電源の増強は正に目下の急務である。しかして、隅田火力発電所は二万三千キロワットの認可出力であるが、戦時中第一号機の汽かんの附属品を取り外して他へ流用したため発電不可能となり、現在第二号発電機のみを運転しているが可能出力は一万五千キロワットに過ぎない状態であるから、現在休止中の発電機に第二号機関係の予備汽かんを利用し若干の改修工事を施行して出力増加を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鶴見火力発電所全負荷運転に関する請願

請願者　神奈川県川崎市大川町三日本電気産業労働組合鶴見火力分会内　田口正志

右の請願は毎年渇水期における緊急停電は、一般大衆に多大の迷惑をかけ、大小工場の生産を減少させるから産業の再建と国民の利益のための積極的対策の一環として、発電能力の多い鶴見火力発電所の運転を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

夜間高等学校緊急停電特別取扱に関する請願

請願者　東京都文京区同心町二〇都立小石川工業高等学校夜間課程内全国夜間高等学校教育連盟内　鈴木佐市

右の請願は最近の緊急停電によつて、夜間学校生徒は殆ど学習ができない実情にあるが、一部においては停電に関係なく電燈の輝いている所もある。このような矛盾は、思想的にも恐るべき影響があるから、従来夜間学校に許されていた連合軍専用線の利用等によつて、夜間学校に対する送電に特別の取扱をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願

意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気資源開発促進に関する請願

請願者　東京都台東区浅草橋一ノ一全国官庁工業労働組合協議会内　森栄一外一名

請願者　東京都港区赤坂青山南町五ノ九三全国火薬工業労働組合連合会内　島村矢外一名

右の請願は

電気資源の開発は、わが国産業興隆の基幹をなすもので、とくに各化学産業の如きは、電源開発によつて始めてその真価を発揮し得られるものであるから、早急に電源の開発計画を樹立されて、工事の短期完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共用電力割当量および料金の改正に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

上下水道を始め保健衛生その他公共用電力の割当量については、従来より特別の措置が考慮されてきたが、今回の料金改訂に伴い、本年第四、四半期以後はこれが過去の実績に対する七割五分を割当量として決定された。しかして当然超過される分に対する料金は、標準料金の約十倍にあたる追加料金を支払うこととなつたので、公共団体としての打撃が大きく、このために上下水道等の維持経営費が増大し、やがては一般市民におよぶ影響がじん大であるから、割当量の制度を改正して標準料金で支払うことができるように取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電力料金等に関する請願

請願者　東京都中央区銀座二ノ一全国耕地協会内かんがい排水機管理対策委員会内　石崎文吾

右の請願は

かんがい排水施設の完備は主要食糧の増産確保を期すために必要欠くことのできない条件であるが、今回の揚排水用電力料金の値上げは、今後の食糧増産および供出制度に重大な支障を与えるものであるから、かんがい排水用電力料金値上げに対し国庫負担または従来通り減免する等必要な措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

発電所既存設備改修刷新に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一六　藤井英夫

右の請願は

産業復興上必要電力の供給は最も重大な要件であるが、発電設備の腐朽のため発電能力が著しく削減されているので、これの改修刷新は、とくに化学産業にとつて最も急を要するものであるから、既存設備の設備改修刷新を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千住火力発電所全負荷運転促進に関する請願

請願者　東京都足立区千住桜木町三五日本電気産業労働組合千住火力分会内　野口　進

右の請願は

毎年海水期における緊急停電は、日本再建に重大な影響を及ぼしているから、日本再建と国民の利益のため積極的対策の一環として、すみやかに、千住火力発電所の全負荷運転を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南九州の電源開発に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　岩切　重秀

右の請願は

九州の電力事情は、極めて貧弱で、ことに、南九州では、いまなお無燈火村落を有しており、今回の電力料金改正に当つても、九州は、高率になつている。このような有様では、南九州の産業、文化の開発は期待できないから、需要量増高の一途をたどる電力事情のあい路打開のため鹿児島県川内川上流部にダム工事を施行して、九州の電源開発に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金の適正改訂に関する請願

請願者　長野県知事　林虎雄外十四名

右の請願は

長野県は水力電源が豊富で、関東、北陸、中部、関西等の各地区に供給しているが、中部配電ブロックに属しているため今回の電気料金の改訂では、関東、北陸ブロックに比し高額となつている。これでは県内総電力の八十パーセントを県外に送電している本県としては不合理な高額料金であり、豊富低廉な電力生産県としての本県の各種産業は根底から崩れ、また、河川、水源の管理等に多大の犠牲を払つているのであるから、本県の特殊性を考慮されて、電力料金は少くとも北陸ブロックと同等に再改訂し、かつ電力割当量を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金改正に関する請願

請願者　大阪市東成区深江西四ノ五　菊池良蔵外二千三百八十七名

右の請願は

この度割当超過に対する電気料金が一キロワット時について、九円三十銭と定められたが、中小工場は、昭和二十二年夏以来の停電による損害と、無停電なみの課税によつて、疲弊ともしびにあるから、電力料金を適当に改訂されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金の値下げ等に関する請願

請願者　名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金属藍業労働組合協議会東海支部内　小寺徳夫

右の請願は

昭和二十四年十二月二十三日附をもつて実施された新電気料金制によつて、定額燈の場合は約二・六倍近くの値上げとなつたので、給料遅配、賃金値下げ等に苦しむ勤労者の家計はいよいよ困窮を加えている。一方電力割当は、大企業および重工業に有利で、平和産業および中小企業を圧迫する等わが国産業再建の障害となつているから、料金を全面的に値下げするとともに割当方法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸出用機業の電力基準割当量引上げに関する請願

請願者　福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四七福島県絹人絹織物協同組合理事長　黒江義人外二十四名

右の請願は

輸出織物業は、外国市場の影響を受けて、いずれも緊急生産を必要とするのであるが、新電力料金制度の実施によつて、割当超過料金が相当額に達しているので、生産コストが高まり輸出をさまたげる結果となることが憂慮されるから、輸出工場電力については、とくに、一馬力当りの使用基準量を二百キロより二百五十キロまで引き上げられるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

清水火力発電所閉鎖反対に関する請願

請願者　静岡市本通二ノ一日本電気産業労働組合静岡県支部内　森脇一男

右の請願は

わが国現下の電力事情は、火力発電所を全運転しても絶対量は不足している状態である。しかるに日本発送電株式会社は、経営権の問題として一方的に優秀施設を誇る清水火力発電所の閉鎖を強行したが、このような処置は、電気事業の公共性を無視するものであり、産業に悪影響を与えるから、電力事情の現状と渇水および昼夜における需給変動に対処するため、清水火力発電所を再開運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

病院の使用電力に関する請願

請願者　東京都品川区平塚六上条秀介

右の請願は

昭和二十四年十二月より実施された電気料金の値上げは、契約電力一キロワットに対する基準割当電力量の過少と追加割当の廃止等により、従来の三十四割内外の高度増額となり、病院の経営に重大な支障を与えている。しかるに病院に対する今回の月平均契約電力量は、過去の各病院の運営上不可欠の電力量に対してわずか二割七分四厘にすぎず、病院の合理的経営は不能となり、一部においては適正な診療を放棄する病院も現れる等、重大な社会問題となりつつあるから、病院の使用電力に対し割当の増加、および料金支払について特別の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業用電力料金軽減に関する請願

請願者　埼玉県浦和市仲町二ノ九一埼玉県指導農業協同組合連合会長　武正総一郎外二十八名

右の請願は

深刻化する農業不況の最中に、政府が昭和二十四年十二月十三日告示第二号をもつて、電力基準割当量ならびに電力料金の改正を強行したので、農業協同組合事業中最大の意義を有する利用事業ならびに農村工業事業が経営不能に陥り、農村電化の促進に一大障害をきたし、ついには農村経済の破たんを招くことが予想されるから、すみやかに農業用電力料金軽減について適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の電力割当量引上げに関する請願

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所森霞園内　常本有志男外一千百五十七名

請願者　京都府綴喜郡青谷村国立京都療養所京和会内　横山武外八百五十名

請願者　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内　綛谷輝男外一千四百五十四名

右の請願は

さきに実施された電力の割当制度改正によつて、療養所の料金支払額は旧制の約三倍となり、療養者に重大な影響を与えている。ことに消毒の時間制、昼間停電、病室電燈の制限等のため、各種の医療および生活の両面に混乱と支障をきたしているから、療養生活を明朗にするため、国立療養所の電力割当量を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気自動車充電用電力確保等に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気自動車振興会内　中島市左衛門

右の請願は

電気自動車は、終戦後のわが国において、最適の交通機関として急激に発達し、全国に普及しているが、電力および物品税の関係より、その発達をはばまれているから、(一)電気自動車充電用の電力を確保すること、(二)電気自動車小型乗用車に対する物品税を撤廃すること等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自家用電気工作物施設法案に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一私鉄経営者協議会内　村上義一

右の請願は
電気鉄道事業用電気施設は、現在運輸大臣と通商産業大臣との二重監督を受けているため、電気鉄道事業者の事務が極めて繁雑となり、経営の不円滑をきたしている現状である。元来電気鉄道用電気施設は一般供給または生産事業用のものと性質を異にし、専ら列車の運転保安を目的とするものであり、これを所管する運輸大臣により一元的に監督せられるのが至当である。今国会に提出予定と聞く自家用電気工作物施設法案の審議に当つては、電気事業者の切なる要望を容れ監督行政を運輸省に一元的に統一せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電力料金等に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡安土村下豊浦　丹羽重蔵

右の請願は
電気事業の再編成に当つては、九分割案により農業用電力料金が値上げとならないよう措置すること、かんがい排水用電力の割当制を廃すること、電力料金は前年度負担より超過しないようにすること、電気税を免除すること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　只見川電源開発に関する陳情

第一一号　電気事業施設復興に関する陳情

第二一号　上椎葉水力発電所建設工事促進に関する陳情

第八〇号　かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する陳情

第一〇五号　電力復興対策に関する陳情

第一四七号　日本発送電株式会社琴浦火力発電所存置に関する陳情

第一五一号　東北地方の電力増強に関する陳情

第二九二号　病院の電気料金改正等に関する陳情

第三三四号　球磨川電源開発に関する陳情

第三四三号　農業用電力料金引上げ反対に関する陳情（二通）

第三四八号　新電気料金制度の適正化に関する陳情

第三六八号　かんがい排水用電力料金等に関する陳情

第四一三号　新電気料金値下げに関する陳情

第四二一号　農事用電気料金に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年四月三十日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

電力問題に関する特別委員会陳情特別報告第一号

只見川電源開発に関する陳情

第八号　福島県議会議長　大竹作摩外四名提出

電気事業施設復興に関する陳情

第一一号　東京都議会議長　石原永明外五名提出

上椎葉発電所建設工事促進に関する陳情

第二一号　佐賀県知事　沖森源一提出

かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する陳情

第八〇号　宮城県仙台市東三番町一五七仙台農地事務局内　久保保造提出

電力復興対策に関する陳情

第一〇五号　横浜市西区高島通一ノ一三関東配電株式会社神奈川支店内神奈川県電力協議会内　仲俊暁夫提出

日本発送電株式会社琴浦火力発電所存置に関する陳情

第一四七号　和歌山市毛見一、四三七日本発送電株式会社琴浦火力発電所内日本電気産業労働組合琴浦分会内　松井孝提出

東北地方の電力増強に関する陳情

第一五一号　宮城県知事　佐々木家寿治提出

病院の電気料金改正等に関する陳情

第二九二号　松江精神病院内　菅野一外十五名提出

球磨川電源開発に関する陳情

第三三四号　熊本県八代市長　坂田昌亮外三十三名提出

農業用電力料金引上げ反対に関する陳情（二通）

第三四三号　広島県庁内広島県町村会　三浦正外一名提出

新電気料金制度の適正化に関する陳情

第三四八号　東京都議会議長　石原永明外九名提出

かんがい排水用電力料金等に関する陳情

第三六八号　三重県議会議長　石原鍋治提出

新電気料金値下げに関する陳情

第四一三号　鳥取県日野郡日野上村議会議長　松本市治提出

農事用電気料金に関する陳情

第四二一号　滋賀県愛知郡豊国村豊国村農業協同組合長　満島清七提出

右十四件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年四月三十日

電力問題に関する特別委員長　飯田精太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

只見川電源開発に関する陳情

請願者　福島県議会議長　大竹作摩外四名

右の陳情は
只見川筋の電源開発に関しては、福島案のほかに新潟案があるが、福島案は、自然の流水に沿うダム式で、只見川筋に十七箇所の発電所を設けて二百六十万馬力を発電せんとするものである。またダム式は東日本における渇水期の電力補給の役割を果すものであつて、技術的にみても、只見川の流水を延長五十キロメートルの水路によつて新潟県に流下し発電しようとする新潟案に比し優位であるから、只見川筋の電源開発には福島案を採用されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業施設復興に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外五名

右の陳情は
政府は電気需給のため、停電と超過料金制を採用しているが、この制度が、節電のためやむを得ない処置であるのならば、現下の電力需要事情を勘案されて、超過料金として徴収した財源は、すべて電気施設復興に活用し、しかも需要度の高い大都市に対し重点的に考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上椎葉水力発電所建設工事促進に関する陳情

陳情者　佐賀県知事　沖森源一

右の陳情は
政府が企図している上椎葉水力発電所の建設は、九州の貧弱な電力を飛躍的に増強し、また一方火力発電に伴う経費を節減するので、すみやかな本工事の完成は全九州民のひとしく待望するところであるから金融上の処置にも万全の策をとられたい。また他面海外引揚者も更生の一策として、その実現を望んでいる現状であるからすみやかに本工事の施行を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する陳情

陳情者　宮城県仙台市東三番丁一五七仙台農地事務局内　久保保造

右の陳情は
わが国農業の特殊性は、かんがい排水施設を完備することによつて主要食糧確保、自給制度確立を期し得るものである。しかるに今回の揚排水用電力料金の値上げは、今後の食糧増産および供出制度に重大な支障を与えるものであるから、かんがい用揚排水用電力料金値上げに対し国庫負担または従来通り減免する等必要な処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電力復興対策に関する陳情

陳情者　横浜市西区高島通一ノ一三関東配電株式会社神奈川支店内神奈川県電力協議会内　仲俣暁夫

右の陳情は
わが国経済の復興、民生の安定、文化の進展等の原動力である電力の復興対策として、(一)火力発電対策等電源の増強、(二)電力量統制を撤廃して最大電力統制の確立、(三)電気使用合理化指導方針の改善、(四)電圧改善の促進、(五)新増設のわく撤廃、(六)電力ベースによる産業計画の樹立、(七)安全対策の確立等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本発送電株式会社琴浦火力発電所存置に関する陳情

陳情者　和歌山市毛見一、四三七　日本発送電株式会社琴浦火力発電所内日本電気産業労働組合琴浦分会内　松井孝

右の陳情は
日本発送電株式会社琴浦発電所は、和歌山県下に設置されている唯一の火力発電所で、新設改造の附属機器も完備しており、今後の定期点検手入等によつて十数年使用することができる。しかるに今回会社は経営採算上の見地より当発電所を閉鎖する由であるが、和歌山県下の電力発電需給状態は、極めて憂慮すべき状況にあり、一朝事故発生の場合は県下一帯は暗黒となる憂があるから、現下の電力危機を克服し、不測の危機を突破するため、当発電所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の電力増強に関する陳情

陳情者　宮城県知事　佐々木家寿治

右の陳情は
東北地方は、電力の不足に悩んでいるから、その一対策として、福島県下の新郷および山郷両発電所に発電機を増設し、その発生電力を東北地方一帯に送電せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

病院の電気料金改正等に関する陳情

陳情者　島根県松江市松江精神病院内　菩野一外十五名

右の陳情は
電気料金の改正により、中国地方は全国の最高料金となつた上に、病院業務に対しても一般産業と同一に電力割当量が大削減されたため超過料金としての病院の負担を増大し経営困難となり、従つて患者の負担も増大せざるを得ない実状であるから、国民医療の向上を図るために、病院の電力割当量の重要産業程度の増量等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

球磨川電源開発に関する陳情

陳情者　熊本県八代市長　坂田昌亮外三十三名

右の陳情は
九州地区の電力事情は、国内における最悪の状態にあり、同地方の各種工業の発展に多大の支障を与えているから、九州地方の電力不足を解消し、各種産業の生産増強を図るとともに、熊本県下より産する無尽蔵の石炭石を、工業資源として活用するため、球磨川電源開発の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業用電力料金引上げ反対に関する陳情（二通）

陳情者　広島県庁地方課内広島県町村会内　三浦正外一名

右の陳情は
目下電力料金の値上げが問題にされているが、中でも農業用電力料金は、普通の使用量である三馬力の場合の例で従来二百五十二円が一躍二十八倍強の七千二百円となるような不当な大幅値上げを企図されている由であるが、もしこれが事実であるとすれば、進行途上にある農業電化はもち論広く農村経済に及ぼす影響が大きいから、具体的措置をとられるに際しては、地方農村の特殊事情を考慮されて、農村の産業、経済を圧迫しないように善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新電気料金制度の適正化に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外九名

右の陳情は
昨年末改訂された結果電気料金が著しく値上げされ、かつ地域差が設けられたため、小口需用者である国民一般の

負担ははなはだしく増こうするに至つた。例えば長野県のごとき県内総発電七十万キロワットの八十四パーセントを県外に送電している電力生産県であるが、電気料金制度の改正によつて、同様の立場にある富山県に比べ大口料金は一・五倍小口料金は一・四倍の高率を示しており、さらに大消費地である京浜地方に比し大口、小口とも一・二倍の高率である。改訂料金は発電施の涵養管理のため多額の県費を投じている長野県にとつて不合理極まるものであるから、すみやかに改訂料金の適正化について措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電力料金等に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　石原鍋治

右の陳情はかんがい排水施設の完備は主要食糧の増産確保を期すために必要欠くことのできない条件であるが、今回の揚排水用電力料金の値上げは、今後の食糧増産および供出制度に重大な支障を与えるものであるから、かんがい排水用電力料金値上げに対し国庫負担または従来通り減免する等必要な処置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新電気料金値下げに関する陳情

陳情者　鳥取県日野郡日野上村議会議長　松本市治

右の陳情はさきに決定された電気料金は、危機に直面している農村産業をさらに困難に陥れ、延いては日本再建を不可能にするものであるから、直ちに電気料金を値下げせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農事用電気料金に関する陳情

陳情者　滋賀県愛知郡豊国村大平居豊国村農業協同組合長　満島清七

右の陳情は政府はさきに早期供出、供出完遂の見地より、ばく大な資本を投じて積極的に農事電化を奨励し、逐次その実績を挙げてきた。しかるに今回の電気料金改正は、生産コストおよび投下資金の増大により、農業経営を重大な危機に陥れる虞があるから、農業用電力の割当増加、電気供給諸規定の合理的運営等により、農産物価格に引き合う電気料金を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

○第五十号参照

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

選挙法改正に関する特別委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小川　久義
鈴木　直人　　佐々木鹿蔵
太田　敏兄　　藤井　新一
城　義臣　　來馬　琢道

第十三条第一項第四号区の表

「

選挙人の数	十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	三六五、八一八円	四九四、三一八円	

」

を

「

選挙人の数	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	二二七、八一八円	三三四、三一八円	四七一、八一八円	六二九、三一八円

」

に改め、同条同項第五号市の表

「

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	九九、八五円	一四四、四一〇円	三三五、六〇六円	三五三、一八五円	四〇〇、六八五円

」

を

「

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金額	一〇四、八五円	一六四、四一〇円	三八五、六〇六円	四三三、一八五円	四〇〇、六八五円

」

に改める。

要領書

一、委員会の決定理由

本法律案は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めんとするものであつて概ね適当なものと認める。しかし、事務費については、市に配分される額を少額と認めたので所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

この法律の実施により選挙事務の執行を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行については別に費用を要しない。

審査報告書

つむぎ等の輸入税を免除する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

大蔵委員長　木内　四郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　　西川甚五郎
平沼彌太郎　　九鬼紋十郎
藤井　丙午　　小宮山常吉
森下　政一　　伊藤　保平
波田野　鼎　　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定理由

つむぎ及び上布に対しては贅沢品として、従価十割の輸入税が課せられているため、輸入が殆んど不可能となつているので、昭和二十六年十二月三十一日まで輸入税を免除しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

つむぎ及び上布等の輸入を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
黒田　英雄　西川甚五郎
平沼彌太郎　九鬼紋十郎
藤井　丙午　小宮山常吉
森下　政一　伊藤　保平
波多野　鼎　玉屋　喜章

要領書

一、委員会の決定の理由
政治資金規正法の改正に伴い、公職の候補者に対する贈與についての相続税の非課税に関する規定を整理しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
課税の適正を期し得る等の利益がある。

三、費用
この法律の施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書
予算執行職員等の責任に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤　保平　油井賢太郎
森下　政一　波多野　鼎
黒田　英雄　玉屋　喜章
西川甚五郎　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　藤井　丙午
小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由
国及び公団等の予算執行職員に対する弁償責任等の制度を確立しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、予算執行の適正化を図る利益がある。

三、費用
この法律を施行するためには別に費用を要しない。

審査報告書
船主相互保険組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
大蔵委員長　木内　四郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤　保平　油井賢太郎
森下　政一　波多野　鼎
黒田　英雄　玉屋　喜章
西川甚五郎　平沼彌太郎
九鬼紋十郎　藤井　丙午
小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由
損害保険会社が引き受けない木船保険及び船主責任保険の事業を相互保険として行わしめるため船主相互保険組合を設立し、その組織及び監督等に関する法律を制定せんとするもので適切なものと認める。

二、事件の利害得失
船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し得る利益がある。

三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書
司法書士法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
法務委員長　伊藤　修
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大野　幸一　大島農夫雄
遠山　丙市　松井　道夫
岡部　常　鬼丸　義齋

附則第八項中「、その地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受け」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は現行司法書士法をわが国現下の実際に適合するよう全面的に改正するために衆議院において立案されたもので、その主要な改正点としては現行法の如き司法書士に対する当該官庁の全面的監督を廃止し個個の運営面における部分的監督にとどめ、又司法書士の各種違反行為に対する罰則を新設し、且つ司法書士会及びその連合会の規定等を設けたものであつて概ね妥当な立法と認める。

尚委員会においては立法技術上明らかに誤びようと認められる点を修正した。

二、事件の利害得失
司法書士制度の健全な運営に寄與するところ多いものと期待される。

三、費用
本法の施行のためには別段の費用を要しない。

審査報告書
消防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　岡本　愛祐
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
林屋龜次郎　木内キャウ
堀　末治　吉川末次郎
黒川　武雄　山田　佐一
三木　治朗　米倉　龍也
濱田　寅藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、現行消防法の制定以来その運用の実際に徴し、又一面において火災増加の傾向にかんがみ、火災予防の効果を挙げ、消防活動をできる限り有効活発ならしめるとともに人権の擁護に十分留意する等消防本来の使命達成に遺憾なからしめようとするもので適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
本改正によつて、消防活動の実効を挙げ、国民財産の保護に寄與するところ大であると認められるが、特にその運用の適切なことが望まれる。

三、費用
本法を施行するため特に費用を要しない。

審査報告書
商工会議所法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日
通商産業委員長　深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
境野　清雄　高橋　啓
駒井　藤平　山内　卓郎
廣瀬與兵衞　結城　安次
重宗　雄三　平岡　市三
中川　以良

要領書

一、委員会の決定の理由
商工業の改善発達を促進し、併せて社会一般の福祉の増進に資するための基準となるべき法律として、商工会議所法を制定しようとするもので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
商工業の改善発達に寄與するとともに、商工業者が地域的推進団体として民主的に活動し得る利益がある。

三、費用
本法施行には別段の費用は要しない。

審査報告書
経済調査庁法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　三好　始
梅津　錦一　カニエ邦彦
堀　眞琴　竹下　豐次
伊達源一郎

第一条の二の改正規定の但し書を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

経済事情の推移に伴い、従来の目的を、経済関係法令一般の円滑な運営を確保すると改めるとともに、新たに特別調達庁、及び公団の監査を行うことができることとし、又管区経済調査庁を経済安定本部の他の地方機関とともに、新たに設置する管区経済局に統合する等適宜改正を加えたのは適当の措置と認める。なお委員会は特別調達庁の経理の監査の期限について修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により経済調査庁の機構を整備するとともに特別調達庁の経理を監査し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小川　久義　山崎　恒
岡村文四郎　藤野　繁雄
加賀　操　徳川　宗敬
門田　定藏　岡田　宗司
國井　淳一　池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設の災害復旧事業を行う者に対し、国庫補助の規準、補助率等を明確にするとともに、国の補助事業に即応して地方公共団体の補助義務をも附加せんとするもので、従来の国庫補助が単なる補助要綱に基いてなされていたのを法律をもつて明定し、もつて国の政策を明かにすることを目的としているが、委員会においては災害復旧事業の迅速、且つ、徹底化、従つて復旧補助額の増額等種々議論はあつたが、暫定措置としての本案そのものについては、この際積極的にこれを否定する理由もないので、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

国の補助態度を法律をもつてせん明することは結構であるが、問題は農山漁民経済不況の現状においては、その補助率あるいは資金融通の確保等が根本であり、特に資金融通面において適宜の措置が講ぜられないならば画りゆう点晴を欠くの憾みを生ずるであろう。

三、費用

本法に関連する国庫補助金は昭和二十五年度予算において、農地関係約七十億円、林業関係四億円、漁港関係四億四千万円（内本法関係一億三千万円）で、これ等は、公共事業費中に計上されている。

審査報告書

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月一日

労働委員長　原　虎一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

門屋　盛一　鈴木　清一
村尾　重雄　寺尾　豊
田村　文吉　佐伯卯四郎
山田　節男

要領書

一、委員会決定の理由

最近における価格統制の緩和その他諸般の情勢に対応するため「政府に対する不正手段による支払請求防止等に関する法律」はこれを廃止し、ただ、一般職種別賃金に関する規定はなお有効期間を延長することは適切な処置と認める。

二、事件の利害得失

一般職種別賃金に関する規定をなお有効ならしめることは政府直傭の連合軍関係労務者及び公共事業関係労務者の賃金を適正ならしめることができる。

三、費用

本法施行については別に費用を要しない。

調査報告書

懲罰制度及びその慣行等に関する調査

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年五月一日

懲罰委員長　太田　敏兄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

門田　定藏　小杉　イ子
松井　道夫　鈴木　順一

懲罰制度及びその慣行等に関する調査報告経過

本委員会は第四回国会において、昭和二十三年十二月十一日の決定にもとづき、同日議長の承認を得て、懲罰権の適用範囲に関する調査を開始し、同年十二月十九日その中間報告を提出したが、更に第五回国会においても昭和二十四年四月六日議長の承認を経て引続き調査を続行し、同年五月二十三日一応の報告書を提出した。しかるにその後懲罰権の適用に関して種々なる疑義を生ずるに至つたので、昭和二十四年十一月十六日改めて議長の承認を得て、懲罰及びその慣行等に関する調査を開始した。本調査に関しては委員会を開くこと三回、外に米、英その他欧州各国の議会制度に関する資料を広く蒐集し、又今春、本院の議員団が渡米するに当つては、これに対してアメリカにおける制度及びその慣行等の調査を依頼するなど鋭意調査を進めた。

第一懲罰権の意義

1懲罰権と自律権

憲法上における議院の権限は、上下両院の地位により或は執行機関との関係により同一ではないが、しかし、民主主義的な国家にあつては、議院は常にその役員を自ら定め、会議の手続及び内部の規律に関する規則等を自ら定め、而して院内の秩序をみだした者、若しくは議院の品位を傷けた者等を自ら処罰する権限を有している。これらの権限は、いわゆる議院の自律権に属しているものであつて、それは議院が国権の最高機関として、或は少くとも他の国家機関から独立して、立法機能その他憲法によつて与えられた重要な機能を適正に発揮するために、欠くべからざる権限であると考えられる。而してわが国の両議院がかかる権限をもつことは憲法第五十八条によつて保障せられているところである。

これを歴史的に見るならば議会なるものは、元来君主の専制的支配に対する人民の抗争機関として発達したものであつた。しかし専制君主が議会なるものを設けることを承認したのは、もとより自己の権力に対する挑戦者としてこれを承認したのではなく国民の間に横溢する反対勢力と一応妥協することにより、それの助言と忠告とを尊重する形をもつてこれを利用し、もつて行政の運営を助けるべき諮問機関としてであつた。それ故にそのはじめは議員は、多くは国王によつて任命せられるか若しくは国王の承認をえてその職についたものであつた。従つて国王は、その命令に服従せず、若しくは却つてこれに反抗するところの議員を自由に懲罰することもできたので

あつた。イギリスの議会の歴史は議員がこのような国王の支配から自らを解放し、国王に対して独立的な地位を確保するための闘争の歴史であつたともいえる。いわゆる三権の分離若しくは立法権の独立、或は議員の不逮捕特権、院外免責特権、議院の自律権等が、立憲政治の基本原則であるとして強く主張せられているのもそういう意味である。このようにして議員は執行権、若しくは司法権のいかなる干渉からも解放せられたのである。この解放がなかつたならば、議員は立法機関を構成するものとしての任務を完全には果しえなかつたのである。即ち具体的には議員は議会会期中は逮捕せられることなく、又議院で行つた演説、討論又は表決について院外で責任を問はれることはなくなつた。しかしそれは議員をして絶対無責任の地位においたものではない。議会はそれ自身が適当と認める議事に関する手続規則を採用し、又それ自身の必要とする諸役員を自ら選定し、その議員たちの資格の争訟を決定し　又院内における秩序を自ら維持し、その違反者を処罰する等の諸権限を自ら有するに至つたものである。

かくの如くにして懲罰権は議院の有する自律権に属するものである。而して議会の各院がかかる権限をその固有の権限としてもつものであることは、国会が国権における最高機関たる地位にもとづくものであり、かかる権限をもつにあらざれば、議院は外に対してはその独立的地位を保持することができず、内に対しては院内の規律を維持し、秩序ある議事の進行をはかり、而してその任務を完了することができないからである。即ち懲罰権は外に対しては議院としての地位を確保し、内に対しては院内の秩序を維持するためのものである。

わが国の憲法も『両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる』（第五十八条第二項）と定め、国会法においても『会議中議員がこの法律又は議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし、又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる』（第百十六条）と規定している。これらは議院の有する固有権にもとづくものであり、各国の実例も大体において一致しているところである。

2懲罰権の本質

われ／＼の社会生活の中には権力を契機とするところのいろ／＼の特別な関係がある。たとえば親と子、国家とその官吏、船長と船員、行刑官庁と受刑者との関係等の如きがそれである。人々がこれらの関係に入り込むに至つた契機には或は自然的なものもあるであろうし又は契約による任意的な場合もあらう。或は法規の定むる強制的な場合もあるであらう。而して懲戒若しくは懲罰なるものは、かかる社会関係の中に見出される一つの現象である。即ち懲戒若しくは懲罰という現象は一方においては支配する権力が存在し、他方にはその権力を承認し、これに服従する者の存在することを前提とする。懲戒権とはこのような関係の承認にもとづく社会的な力である。この力は外部から与えられたものではなくして、その社会団体が固有するところの力であり、これを失うことは、その社会の本質にも影響する程の重要性をもつものである。

懲罰権（Disiplin arrecht）なる概念は、これを発生的に言えば宗教団体若しくは教団法の中で形成せられたものであると言われている。元来 Disciplina という言葉は、学問の分科（Wissenszweig）という意味と規律又は懲戒（Zwiht）という意味とをもつものであるが、ここでは後者の意味だけが問題となる、そしてそれははじめ教団がその所属員に強制したところのものなのであつた。いわゆる教団規律なるものは教育的な行動の準則であり、その所属員をして神と同胞とに対するその義務をつくさせることを目的とし、その手段として一定の行為を強制し、その違反者を制裁するものである。であるから懲罰なるものは一定の特殊的な権利関係の存在を前提としその規範の違反者に対して行われる制裁である。その場合の制裁権力者は規範の定立者である。規範を定立することのできないものは制裁する権力をもつことはできない。而して教団の場合においては規範を定立するものは眼に見ることのできない神である。この故に制裁権力をもつところのものも同じく眼に見ることのできない神である。けれども眼に見ることのできない神は現実の場合に、具体的な権力を行使して制裁を行うことはできない。現実に際し、具体的に神の権力を行使して、規範に対する違反行為を制裁するものは神によつてその権限を与えられたところの法王であり、若しくは法王によつて更にその権限を与えられたところの僧正等である。そして制裁せられる者は、教団の所属員として特殊の従属関係をもつところの人々である。このような教団とその従属者との間に存在する特殊的な従属関係の論理が世俗的な団体生活の中にも応用せられて懲罰なる観念が形成せられ、それが国王若しくは政府に対するその官吏や、議院に対するその議員の関係を規律するに至つたものである。この故にそれは特別な従属関係をもつものの間に行われる制裁で、国家と人民との間に見出されるような一般的権力関係にもとづく強制手段と同じものではなく、特殊な権力関係にもとづくものである。この故に国家は人民を支配するが、それと同じ意味で官吏を支配するとは言えない。又政府は官吏を命令はするがこれを支配するとは言えない。市民法的に基礎づけられた権力関係即ち特殊権力（Sovdergewalt）においての従属関係は単なる給付義務を履行することだけではないのである。

特殊の社会団体内における従属関係は、それに服従する人々の意思によつて制約をうける。そこにおいては支配権は無制限ではない。特殊権力はその保持者によると同様に、その従属者によつても解消せられるものである。特殊の社会団体における最も重い刑罰は、その社会団体からの追放であり、従属者はその社会団体から自ら脱退することによりてその制裁を免かれることができる。

支配と権力との間にいかなる差異が存するかは、一つの重要な研究課題ではあるが、今はこの問題に触れる必要はないように思う。又国会のもつ権限と、国家の支配権とを、その目的の相違から究明することもなか／＼困難である。国会は国家の機関であり、国家は国会を通じてその国民的課題を遂行して行く団体である。国家は独自の人格をもつところの存在であるが、国会はその機関であるに過ぎない。しかし国家の意思は国会によりて造られて行くのであり、そして国会がかかる権力をもつことは疑うことができない事実である。又権力をもつことのできるものは必ずしも独立の人格を有するもののみに限る必要はない。法律的には人格をもたぬ機関でも権力をもつことができるものと思う。

3懲罰権と議員の特権

議院の有する懲罰権は、議員に保障せられている憲法上の特権と頗る密接な関係を有する。憲法上における議員の特権なるものは、イギリスにおける国会議員が、専制権力に対する多年の悪戦苦闘の結果、かち得たる沿革を有するものである。イギリスの国会制度は君主の専制政治と抗争するために発達したものである。その必要から、国会議員は君主の政治に対して忌憚なき批評を加えねばならなかつた。そのためには議

員は少くとも院内における言論に対して完全な自由を保障せられねばならなかつた。こうして議員に対する言論の自由は、既に十四世紀の半頃から認められており、それから以後も庶民院は絶えず国王の大権に関し、又はその大権にもとづいて制定せられる法律に関して論議することの自由を主張してゆずらなかつた。尤もこの自由も時としては危殆に瀕せしめられるようなこともないではなかつたが、しかしながらいつでも更に力強い反撥をもつて復活せしめられている。中でも記憶せらるべき事件はサー・トーマス・ハクセーの事件として知られている事件である。

十四世紀の末期にあたりイギリスの国会就中庶民院は国王の専制権力とはげしい抗争をつづけていたが、当時の国王リチャード二世（一三七七―九九年）は、次第にその勢力をましつつある国会に打撃を加えて専制的権力を恢復せんと企てた、而して一三九七年サー・トーマス・ハクセーという僧侶議員が国王の秘政と宮中の冗費について抗議的陳情書を国会に提出するや、国王はかかる陳情書の提出は国王の大権を侵犯するものであると宣言して、当時この陳情書を審議しつつあつた貴族院に対して提出者の取調べを命じた。庶民院はこの要求に屈服して、陳情書の提出者はハクセーであることを明らかにしたが、一方においては国王の強権によつて圧迫せられ、他方においては貴族から援助が与えられず、遂に国王と貴族院とが『国王の一身、その支配又は特権に関しての救済を国会に提議することは反逆罪である』と宣言する一法律を発布してもそれを黙認した。しかもこの法律は溯及的の効力をもつものであつた。この法律の公布後二日、ハクセーは反逆罪の宣言をうけた。しかし、彼は僧侶の身分を有していたので僧正等の嘆願によつて辛うじて助命せられ、そして間もなく特赦をうけて釈放はせられた。しかしかくの如くにして国会における言論の自由は一時完全に抑圧せられたが、リチャード二世が殁してヘンリー四世が即位するや、はじめはハクセーの自身の請願により次には庶民院の請願によつてハクセーに対する処罰が免除せられ、議員の言論に対する自由が確認せられた。

その後に一五一二年にストロード事件というのが起つた。リチャード・ストロードはデヴオンシャエアのプリンプトン市選出の庶民院議員であつたが、彼はコーンウオルのプリキ屋を統制すべきであるという法律案を庶民院に提出した廉によりコーンウオルの特別裁判所（Stannary Court of Cornwall）で訴追せられ、罰金を科せられた上に投獄せられた事件が起つた。国会はこれに対し、国会議員の地位にあるものを、国会に関する事項につき、言及し、論議し又は宣言したる廉をもつて訴追したり、告発したり、有罪の宣告をしたり、断罪したり、罰金を科したり、処罰したりすることは全く違法であるとの法律を出して議員の言論の自由を確認せしめた（一五一二年）。これに関しては、その後エリザベス女王と国会との間に多少の紛争があつたが、その次の国王ジエームス一世の時になつて遂に破裂点に達し、ジエームス一世は国会がその伝統的権利たる諸種の自由及特権を主張してこれを「抗議」として議事録に記載するや、彼はその議事録を手づから破り棄てて、国会に戦を宣した。その結果は次の時代における王権の惨たんたる敗北に終つたのであつた。しかれども、国会の特権の点の確認は一六二八年の権利の請願を経て一六七九年の人身保護律及び一六八九年の権利の章典の発布等名誉革命まで待たなければならなかつた。権利の章典の第九には『国会における言論及び討議又は議事の自由は、裁判所において又は国会以外の場所において、これを問責し又は問題とすべからざるものとする』との一項がある。このようにして国会における言論の自由は保障せられて来たのである。国会が真にその独立をかち得ない限り、国会における言論を、完全に自由ならしめんとするならば、そこに行われたる言論の内容が絶対に外部に漏洩せられないようにする必要がある。そこに行われたる言論の内容が直ちに議院の外部に知られるようでは真の言論の自由はありえないであろう。ことに、国王が事実上大きな権力を有して国会を威圧している時などには、言論の自由等というものは反対党の議員にとつては描ける餅同様である。言論の自由はその内容の自由発表をまつて完成せられるものである。而してそのためには国会が真にその独立をかちえなければならないのである。チャールス一世を処刑した長期国会ははじめて国会における言論の内容を出版することを認め、而して一六八〇年に庶民院はその議事経過や、投票を議長の指揮の下に印刷することを命令している。しかし、革命後においても、国会はしばしば議事録の公表を妨げんとした。けれども中産階級は国会が何をなしつつあるかについて知らんと欲していたので、不完全な議事の報導は却つて好奇心と疑惑とを喚び起こすだけであつた。これを放任しておけば粗雑な不正確な報導が広く普及して却つて議院の品位を傷けたり、議員を誤解せしめたり、迷惑を与えたりするだけであつた。そこで一七七一年オンスロー大佐は国会における討論の不正確な報導について国会の関心を喚起し、その結果六人の印刷屋が庶民院の欄のところに喚問せられた。その中の二人はロンドン市で捕縛せられ、市会で取調べられたあと釈放せられた。その時の市会議員の一人が、これに関する論争の大立物たるジョン・ウイルクスであつた。第三の印刷者ミラーは、庶民院の召喚に応じなかつたので庶民院のメッセンジヤーに捕えられたが、後者はロンドン市内において逮捕状を執行するために市理事者から委任状を与えられていた。しかしメッセンジヤーは警察官でも検察官でもないのみならず、その与えられた逮捕状も完全なものでなかつたというので、ミユラーは釈放せられた。その他の印刷者も結局は、釈放せられた。この事件はいろいろ錯綜した事件を生んだが、結局はウイルクスの勝ちになり、これより議事内容の出版は公けに認められ、庶民院は一八三六年から、貴族院は一八五七年から何れも規則正しくその議事録を発行することになつた。それと共に議事の傍聴も一般に許されるようになつた。議事の傍聴は正式には今なお議院の特権侵害であるとせられているものではある。それ故に議長の特別の許可を必要とするのである。

なお議院はそれ自らの院の構成に関する問題を自ら決定する権限がある。就中庶民院は選挙の合法性のみならず選挙人の権利並びに議員の資格等を決定する権限がある。しかし、この問題については、上下両院は一七〇二年にはげしい衝突をしたことがある。又ジョンウイルクスなる議員の除名処分問題をめぐつて、庶民院はミッドルセックス選挙区の選挙民との間にもつと重要な紛争を起したことがある。ウイルクスは、ミッドルセックス県選出の庶民院議員であつたが、一七六三年に不穏文書出版の廉によつて逮捕の上投獄せられた。しかし代議士であるために人身保護令状を得て間もなく釈放せられて出獄して来た。ところが下院はウイルクスが書いて出版したる文書は『虚偽、誹謗、且つ讒謗に亘るものにして、反逆的暴動を煽動せんとしているものである』となし、『かかる讒謗的文書の著述及び出版に対しては国会の特権を及ぼすべきものではない』として彼を除名したのであつた。そこでウイルクスは暫くフランスに亡命していたが、一七六八年に帰国して再びミッドルセックス県から代議士に当選して来た。翌年彼は名誉毀損の故をもつて再び庶民院から除名せられた。ウイルクスは直ちに選挙区にかえり、無競争で

又出て来た。庶民院は彼は除名された者であるから、その除名処分をうけた国会に議員として選出せられる資格をもたぬものであると宣言しその選挙を無効にした。そしてミッドルセックス県がなおも彼を当選せしむるや、庶民院は彼は議員たる資格をもたぬものであると宣言して次点者たるリユットレル大佐を当選者なりと決定した。ウイルクスの得票一、一四三票に対して、リユットレルは僅か二九六票しか得ていなかつたものである。こうして放蕩無頼の一デマゴークに過ぎなかつたウイルクスは恰かも憲法的自由の擁護者であるかのように祭り上げられてしまつたのであつた。五年の後に国会は解散となり、一七七四年の選挙においてウイルクスは再びミッドルセックス県から当選して来たが、その時には国会はも早何とも言わなかつた。ウイルクスは遂に勝つた。そして庶民院は一七八二年さきの一七六九年の宣言は選挙民の権利を侵すものであるから無効であると宣言し、国会の議事録からこの件に関する記録を全部抹削した。これによつて庶民院はその議員を除名することはできる。しかし選挙民を命令することはできない。除名した議員を選挙民が再び選出して来たときには同一の事由をもつて再びこれを除名することは出来ないという原則が確立せられたのである。もとより理由が別であれば何度でも除名することはできる。わが国の国会法も『両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない』（第百二十三条）と定めている。しかしわが国会最初の議院法は『衆議院ハ除名ノ議員再選ニ当ル者ヲ拒ムコトヲ得』（第九十七条）と定めて、除名せられた議員が再選せられて来たときでも、更にこれに議員たるの資格を拒むことを認めていたのであつた。旧ドイツ帝国の国会はその除名したる議員の被選挙資格を剝奪することによつて、再選を拒むこともできた。

第二懲罰権の適用範囲

1　懲罰事由

議院がその議員を懲罰しうべき事由は、第一にはその院内の秩序をみだす行為であり、第二には議員としての任務を疎かにする行為であり、第三には議員の品位若しくは体面を傷くる行為であり、第四には議員としての信託に背反した行為である。

(1)　院内の秩序をみだす行為

憲法は各議員に対して、その院内の秩序をみだした議員を懲罰する権限を与えている（第五十八条第二項後段）。いかなる行為が院内の秩序をみだす行為であるかということは、これを具体的に悉く列挙できる性質のものではないし、又同じような行為でもそれが行われた時の状況如何によつて、影響する結果が必らずしも等しくないのでそれが単純な議長の職権をもつてする紀律維持の処分に止るべきものであるか、若しくは議院の議決を要するところの懲罰事犯によるものであるかを抽象的に決定することはできない。

国会法は、会議中において、議員が国会法又は各議員の定める議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし、又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。（国会法第百十六条）と規定している。そして更に議員は無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと定め（同法第百十九条）、若しも議院の会議又は委員会において外の議員を侮辱する如き言動があつたならば、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができると定めている（同法第百二十条）

議事規則は各議院が各々これを定めるものであり、会議において、議員がその議事規則に従わなければならないことは当然のことであつて、それが無視せられ得るならば、議事規則ははじめから必要のないものである。これがないならば、議事の秩序的な進行は全く不可能であるであろう。その次には議場の秩序をみだしてはならないことである。参議院規則及び衆議院規則はこれに関して、『何人も、議事中、濫りに発言し又は騒いで、他人の発言を妨げてはならない』（参議院規則第二百十二条）又は「議事中は濫りに発言し又は騒いで他人の演説を妨げてはならない」（衆議院規則第二百十六条）と定め、而してその違反者に対しては、『議院を騒がし……その情状が特に重い者に対しては登院を停止し、又は除名することができる』（参議院規則第二百四十五条）、又は『議院の秩序をみだし……その情状が特に重い者に対しては、議院は、これを除名することができる』（衆議院規則第二百四十五条）と特に厳罰をもつて臨むべきことを定めているのである。これら院内の秩序維持に関する責任者はその議長である。（国会法第百十四条百十六条）

わが国の国会法は

『国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長がこれを行う』（国会法第百十四条第一項）

と定めている。即ち各議院における内部警察の権限は議長の手にあるもので、議長が其の権限を行うについては、国会法及び参議院規則、衆議院規則等に従うことを要するのである。これらの原則については各国の規定はいづれも略ゝ同様である。但しこれをもつと具体的に言つて、それならば議長がいかなる権限をいかにして行使しているかというと、それは国によつても、又上院と下院とによつても違う。たとえばイギリスの庶民院議長の如きは後に述べるように頗る強大な権限を有しているが、それに比較すると貴族院議長の権限の如きは極めて弱く且つ小さいものである。

議長の主たる任務が議事規則に従つて議場の秩序を維持することであることは言うをまたない。

国会法においても

『会議中議員がこの法律又は議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし、又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる』（第百十六条）

『議長は議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる』（第百十七条）

『傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる』（第百十八条）

等と定めている。

更に議長の制止又は発言取消の命に従わないものに対しては議長はこれを懲罰事犯として懲罰委員会に付することができる（参議院規則第二百三十五条、衆議院規則第二百三十八条）。又委員が委員会において委員会の秩序を乱し、又は議院の品位を傷けるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、委員長は当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。（参議院規則第四十一条）外懲罰事犯としてこれを議長に報告し処分を求めることができるのである（同第二百三十五条第二項）

かくの如く議院の秩序維持に関する議長の権限は頗る大きいのである。

それでは議事規則とはいかようなものであるか。しかし、今ここで議事規則の内容を一々述べる必要はないであらう。唯いかなる行為が議事規則に違反するとせられるかという点だけを簡単にべつ見するに止めなければならない。この点について参議院規則第十六章第一節は次のように定めている。

『すべて議員は、議院の品位を重んじなければならない。』（第二百七条）

『議員は、議場又は委員会議室において、互いに敬称を用いなければならない。』（第二百八条）

『議員は、議場又は委員会議室に入るとき、帽子、外套、傘、杖の類を着用し又は携帯してはならない。但し、議長の許可を得た者は、杖を携帯することができる。』（第二百九条）

『議場及び委員会議室においては、喫煙を禁ずる。』（第二百十条）

『何人も、参考のためにするものの外は、議事中、新聞紙或いは書籍の類を閲読してはならない。』（第二百十一条）

『何人も、議事中、濫りに発言し、又は騒いで、他人の発言を妨げてはならない。』（第二百十二条）

『何人も、議長の許可がなければ、演壇に上つてはならない。』（第二百十三条）

『議長が振鈴を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならない。』（第二百十四条）

『散会又は休憩に際して、議員は、議長が退席した後でなければ退席してはならない。』（第二百十五条）

『すべて規律についての問題は、議長が、これを決する。但し、議長は、討論を用いないので、議場に諮りこれを決することができる。』（第二百十六条）

衆議院の議事規則も大体において同様である。

(2) 議員としての任務を疎かにする行為

議員は国家の代表者として国政担当の重責に当るものである。その地位は公職であつて、彼は彼自身の利害や都合のために恣に会議に出なかつたり、勝手に辞めたりしてはならないのである。ことに議会には定足数というものがある。多くの議員が欠席したならば会議を成立させることもできなくなる。又多数決によつてある議案を決定する際に、一人の議員が欠席するということは、議案の成否にも関する重大な影響をもつものである。この故に一旦議員に選ばれた以上は、必らず議院に出席せねばならぬものであり、恣に召集に応じなかつたり、又は正当な理由がないのにみだりに欠席したり、又正当な理由があつても請暇の許可を得ないで勝手に欠席したりすることは許されないのである。国会法は

『議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。』（第百二十四条）

と規定している。

この点に関して英国庶民院先例類集には次の如くに書いてある。

一千五百五十四年国会ニ出席セサル議員甚多シ国会沿革史第三巻三百三十四頁及三百五十八頁ニ記スル所ニヨレハ此等ノ議員ハ検事長ノ為ニ告発セラレ為ニ「キングス」法廷ニ引致セラレ罰金ヲ課セラレタルモノアリ又或議員ハ同廷ニ於テ検事長ノ告訴ヲ弁駁セルモ女王ノ崩御ニ会シタルヲ以テ裁判ヲ中止セリ

命千六百七十六年三月七日議院ノ許可ナクシテ巡廻ノ為ニ外出セル警保官「メーナード」ヲ他ノ警保官ノ収監ニ附セリ一千六百七十八年十四名ノ議員皆許可ナクシテ退出セル廉ヲ以テ収監セラレタリ

一千六百九十二年三月八日官命ニヨリテ海外ニ派遣セラレ又ハ其他ノ理由ニヨリ欠席セル議員ノ処分如何ニ就キ本院ノ先例ヲ捜索スヘキ命ヲ受ケタル委員ハ此ノ日其先例ノ報告ヲナセリ本院ハ是等ノ諸先例ヲ参照シ本院ノ議員ニシテ軽犯罪ノ告発ヲ受ケ出席ヲ命セラレテ其命ヲ率セサリシカリフオード氏ノ進退ヲ議シ終ニ氏カ本院ニ出席スルマテハ其ノ特権ノ享有ヲ停止スヘシト議決セリ警保官ノ報告ニヨレハ氏ハ此ノ間愛蘭ニ於テ財務委員長タリシカ三月十三日ニ至リ来リテ其ノ席ニ着ケリ

一千七百三十二年二月二十七日欠席議員ノ処分法ヲ厳ニシ少シモ仮借スル所ナカラシムヘシト議決シ直ニ之ヲ議長ノ廻章ニ記入セリ

（附説）　国会ニ於テ極メテ重大ナル議事ヲ開カントスル時ハ毎ニ警保官ヲシテ笏章ヲ持シ往キテウエストミンスター院又ハ其近傍ニ至リ議員ヲ呼集セシムルヲ例トス国会ニ於テ議員名簿ヲ朗読シ其出欠ヲ調査セント欲スル時モ亦此ノ方法ヲ用ユルヲ例トセリ　ヂヨージ三世十年ノ成典第十六章第四節ニヨレハ国会ハ当選訴訟ヲ討議スルニ当リテハ必ス警保官ヲシテ議員ヲ呼集セシメサルヘカラサルモノトセリ

猶イギリスにおいては庶民院議員は一旦選挙せられた以上は恣に辞職することも許されない。若し強いて辞職を欲するならば大蔵大臣によりチルターン郡の執事職、若しくはイースト・ヘンドレッド・ノーステッド、又はヘルホルムの荘園の執事職或いはムンスターの管理職に任命してもらうより外方法がないのである。これらの官職に任命せられるとこれらの官職は議員の職と相兼ねることができないとせられているから、自ら議員の職を辞めさせられることによるのである。

(3) 議院の品位又は体面を傷ける行為

議会は国民を代表するものである。このことは法律的には必らずしも言い得ないことであるかも知れないが、政治的には議会は常に国民を代表するものでなければならぬのである。ことに国法上における議院の地位は頗る高いもので、わが国の国会のように、国権の最高機関であると宣言せられている民主的国家においてはもちろんであるが、統治権が理論上は一応国王にありとせられている立憲君主国においても、国会の地位は君主とその権力を争う程の高さにあるものである。この故にそれは常に国民の絶対信頼を保持しておうねばならぬ。この地位に対する国会のかかる自覚が、議院の品位又は体面の保持を以て自己に対する義務であると要請せしめその毀損者を厳罰に処する権限を自ら行使せしめるに至つている。わが国の国会法も、

『会議中議員が……議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。』（第百十六条）

と規定している。参議院規則では「品位を傷ける」という言葉の代りに「議院の体面を汚し」（参議院規則第二百四十五条）という表現を用いている。

(4) 議員としての信任を裏切る行為

議員が主権を有する国民の代表者として国政に参与するについては、国政に関し、彼の前に秘密があつてはならぬ。彼は国政に関する一切の事実を知りうる状態にあらねばならぬ。しかれども国政に関しては、国家の利益のために一般に公開することを適当とせざる多くの事実があるものである。このような秘密を国会議員に知らしめる方法として秘密会による制度がある。わが国の憲法においても国会が秘密会をもつことを認め、而して秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認めて各議院が議決した部分はこれを公表しないことができると定めている（憲法第五十七条国会法第六十三条）

参議院規則はこの秘密を他に洩した者に対して、議長はこれを懲罰事犯として懲罰委員会に付託する（第二百三十六条）と定めている。蓋しかくの如き行為は議員としての信任を裏切る行為であり、かかる行為を不問に付するときは秘密会議が結局は秘密会議ではあり得なくなり、そして、その結果は、国民の代表者たる議員の前に、国政に関する秘密が存在することになる虞れがあるからである。

2 懲罰の対象

ここに問題となるのは第一、議院の品位を傷け、若しくはその体面を汚したる行為として議院が懲罰しうるのは単にその議員だけに対してであるか、若しくは議員にあらざる者に対しても議院はその懲罰権を行使することができるか、第二、議院が懲罰しうるのは会議中の行為のみに限られるか、若しくは会議時以外においての行為に対しても懲罰権を及ぼしうるか、第三、議院が懲罰しうる行為は議院内においての行為のみに限られるか、若しくは議院外の行為も懲罰の対象たりうべきものかという諸点である。

議院がその議員に対して懲罰権を有することについては論議の余地はない。しかし議員以外の者に対しても懲罰権を行い得るかというと相当疑問があるであろう。これは懲罰権の本質が自律権に過ぎないか否か若しくは自律権であるとしても、これを広く解釈するか又は狭く解釈するかということによつて定まる。若しも懲罰権が単純な自律権に止まるものとし、而してこれを極めて狭義に解釈するならば、議院はその議員以外のものを懲罰する権限はないとせねばならぬ。しかれども、国会は国権の最高機関であり、議院及び議員はその最高機関の構成者として、その機能を十分に完うすることができるように、憲法によりて種々なる特権を保障せられているものであるから、何人と雖も議院の名誉を傷けたり、議場の規律を破つたり、若しくは議員の特権を侵害したりすることはできない。若しもそのような行為があつた場合には、議院はその品位を保持し、又は秩序を維持するために必要な手段をとることの権限を有していなくてはならない。即ち広い意味における懲罰権を有していなくてはならない。その場合懲罰権の客体たりうるものは議員であると否とに拘わりはないものであると考えられる。尤もわが国の憲法には『両議院は……院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる』（第五十八条第二項）としてあるが国会法においても、議院がその院の議員以外の者を処罰する権限を有するとは明示的にはどこにも定められていない。但し議院はその議員でなければ懲罰することができないとは定められていないのであるから、若しも懲罰に相当する行為があつたならば、その行為をなした者がたとえ議員でなくても当然これを懲罰することができなければならぬという主張は一応は成り立つ。ではあるが国会法には、傍聴人が議場の妨害をするときには、議長はこれを退場させ、必要な場合には、これを警察官庁に引き渡すことができる（第百十八条第一項）としてあつて、議院が直接にこれを処罰することができるとはしていないのである。これらの規定から見て、わが国の議院は議員以外の者の懲罰権をもつておらぬと考うべきである。

しかし、イギリス庶民院の第二副書記ジー・エフ・エム・キャムビオン氏は『イギリスの国会においては議員の特権侵害は国会（High court of Parliament）に対する侮辱であり、国会がかかる行為を処罰することの権力を有することは、裁判所の場合の如く、それ自身の威厳と能率とを維持するために必要なる一切のことを為しうる権限にもとづくものである。』となし、而して国会侮辱の例として、①議員にあらざる者の議員に対する不尊敬（disrespect）、②議員によりて行われたると、議員にあらざる者によりて行われたるとを問わず、苟しくも全体としての国会に対する不尊敬、③議院の命令に対する不服従、及びその議事手続に対する妨害、又は議院の職員の職務執行に対する妨害、若しくは議院若しくは委員会においての証拠の提示に関する証言の妨害等をあげている。就中議員に対する不尊敬としては、議員に対して脅迫又は威嚇、議員の議会における行動に対する誹謗、賄賂の提供等を挙げている。かかる国会侮辱が議場において行われた場合には議長は即座にこれを懲罰することができるが多くは特権委員会（Committee on Priviecges）に付して審議の上決定せられる。懲罰としては訓戒、譴責、拘禁、罰金等が科せられる。訓戒及び譴責は、議員に対してはその席において、議員以外の者に対しては議場の入口である欄のところで、これを脱帽、跪座せしめ笏を奉持した警務長の侍立により議長から厳かに宣せられる。拘禁は議員の場合には時計塔（Clock Power）に拘禁せられ、議員以外の者であるときには司法行政官庁に引渡される。罰金は一六六六年以来課せられた例がない。猶、国会の処罰に対しては司法裁判所や行政官庁は干渉することが出来ないものとせられている。

3 時間の問題

懲罰権における時間の問題とは、第一には議院がその懲罰権を行使しうるのは、議場又は委員会において行われた行為だけに対してであるか、若しくはもつと広く会期中においての行為ならばすべて問題にすることが出来るか、又は更に広くして、議会の閉会中においての行為でも懲罰することが出来るかという事であり、第二には懲罰の事犯はその会期中に解決しなければならぬものであるか、即ち前の会期において発生したところの事件を後の会期で取り上げて問題とすることができるか、若しくは前の会期において未解決に残された事件を、後の会期において継続審議なしうるかということであり、第三には議員当選以前における行為も議員としての懲罰事犯とすることが出来るかという問題である。

まず、第一の問題に関して言えば、それは事犯の性質に依るものである。或事犯たとえば議場における秩序紊乱行為の如きは会期中でなければ行われ得ない行為であるが、議員の不応召による事犯の如きは会期中であれば何時でもありうるものであり、而して議員が無礼な若しくは議院の品位を傷ける如き文辞をもつて議長に辞表を提出する行為の如きは会期中でなくても何時でもなしうることである。この故にある行為が懲罰の事犯となるか否かは、その行為そのものの性質によることであつて、時間には拘らないものであると言わねばならぬ。

第二の問題は、いわゆる会期不継続の原則に関するものである。

会期不継続の原則とは、議会の会期の終了は、未だ決定に至らざるすべての議案をすべて消滅せしめるものである。故に前の会期において審議未了になつている議案を、次の会期において審議せしめんとするなら

ば、次の会期においては、新しい議案として新にこれを提出せられねばならぬ。そして最初の段階から議事の手続をくり返さねばならないとする原則である。これは議院が総選挙によつて新しくなつた場合即ち新しい議会期が始つた場合には当然であると言い得よう。その議院は前の議院とは全く異つたものになつたのであるから、その議事も全く新しくし直すことが当然である。けれども、総選挙も行われず同じ議員がそのまま継続している以上は、たとえ会期が変つたとしても、必らずしも議事を新にしなければならぬという理由はない。或はそうすることが、従来の行きがかり等を捨てるのに都合のよい場合もあろうけれども、その代り無駄な時間と手数をかける欠点もある。この故に何れの国においても議会期の終了と共にすべての未了議案は消滅するものとしているけれども、同一議会期の中においては、必らずしも会期不継続の原則を認めることはない。たとえばアメリカ合衆国においては、下院議員の任期は二年であり、上院議員の任期は六年であつて、二年毎に三分の一ずつ改選せられることになつている。その故に国会は二年をもつて一議会期としているが、その間に二回の通常会が開かれ、その二回の会期の間には議事が継続せられている。フランス第三共和国においても、同一の議会期六ヶ年中においては議事を継続するものとせられていたし、ワイマール憲法下のドイツ国会においても、同一議会期（四ヶ年）の中においては会期不継続の原則は行われていなかつた。唯イギリスの国会だけが昔からの慣習で今日でもなお会期不継続の原則を維持しているに過ぎない。

わが国においては、国会法に『会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。』（第六十八条第一項）と定めて会期不継続の原則を採用しているが、しかし同条第二項により、各議院が議決をもつて常任委員会又は特別委員会に特に付託した事件についてその委員会は閉会中もなお、継続して審査をすることができると認めている（同第四十七条第二項）。

第三の問題は議員に当選する以前にあつた行為でも懲罰の対象になりうるかという問題である。

議員が議院の体面を傷けるような行為をしたときに、懲罰せられうることは言うまでもないが、議院がこれを懲罰することができるのは、彼の行為によりその体面が傷けられたと感じた時である。たとえ懲罰に値する行為があつたとしても、それが既に過ぎ去つたことであり、選挙民がその事実を知つていながらなお且つ選挙したようなときには、議院はこれを懲罰することはできない。というのが原則である。但し如何に古い事実でも、その事実の知られたことが新らしく、そしてそのために新たに議院の体面を傷けるものとして感じられるに至つたものであるならば、それは古い事実ではなくて、新しい懲罰事犯として問題となしうるであろう。

これについてはアメリカ合衆国の例がある。一七九七年アメリカ合衆国の上院はテンネッシー州選出の上院議員ウイリアム・ブラント氏が、當て南部インデイアンを煽動して、イギリスの利益のために合衆国政府の政策遂行を妨害せしめたことがあるというので除名したことがある。又一八八二年下院はユタ一領の選出議員ジョージ・キュー・キャノン氏を一夫多妻主義者であるとして懲罰の議に付し、除名はしなかつたが遂に議員資格を剝奪したことがある。キャノン氏が一夫多妻主義者であるということはユタ一領の選挙民はすべて知つており、なお且つこれを選挙したものであつたのである。

4 場所の問題

(一) 議院がぜひ共その規律秩序を維持せねばならぬのはまず第一には議事に関してである。而して議事は議場で行われる。故に国会法は会議中に議員が国会法の規定又は各議院の定める議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし、又は議院の品位を傷けるような行為があつたときには議長に対して、議場の規律秩序を維持し、又は議院の品位を保持すべきことを命じているのである。これは議員がそのような行為をしたときに議長はこれを警戒してもしなくても、又は制止してもしなくても或いは発言を取り消させても、取り消させなくてもどうでも良いというような権限を與えたものではなくして、そうしなければならぬということを議長に対して命令しているのである。同じようなことが委員会において行われた場合には委員長が直接にその秩序を保持する責任を負い（国会法第四十八条、参議院規則第四十一条、衆議院規則第七十一条）。そしてそれが懲罰事犯であるときにはこれを議長に報告してその処分を求めなければならぬとしているのである。

これは議場外においては、若しくは委員会以外においては、どのような行為が行われても、議長は関與してはならぬという意味では勿論ない。議長はその議院の秩序を保持する最高責任者であり、且つ議院を代表する者であるから、苟くも議院の秩序をみだすような行為、若しくは議院の品位を傷けるような行為がなされたならばそれが議場の内においてなされたると外においてなされたるとを問わず、これに対して処罰権をもつものであることは言うまでもない。

なおこの際問題となるものは「議院内部」とはどこを指すかという点である。議院内部とは建物としての議場及び委員会室の内部だけをさすか。廊下や議員の控室や食堂や職員の宿直室は議院内部の中には含まれないか、或はこれら全部即ち国会議事堂と称する建物全部を含むとしても同じ構内にある附属建物はその中に入れることができるか。若しくは更に進んで議員会館の如き同一構内にない建物までも包含すべきであるかというような問題も生ずる。参議院規則及び衆議院規則は議院内部という言葉の中には議院建物の内部のみならずその外部をも含ませている（参議院規則第二百十七条第二百十八条、衆議院規則第二百八条、第二百九条）。**もとより議院内部を単に或る特定の建物の内とか外とかいうふうに規定してはならないのであつて、議院内部とは議院が憲法によりて定められたるその権能を行使する場所の全部を意味するのである。それは必らずしも特定の場所たることを必要としない。たとえば議員が議案その他の審査、若しくは国政に関する調査のため院外に派遣せられて、議院としての権能を行使している場合には、その際は、その場所も議院内部である。**従つてそこには議院としての規律秩序が支配すべきであり、その規律秩序をみだす行為は議院内部の規律秩序をみだす行為であるとして、懲罰事犯ともなしうるのであると思う。

第三結論

これを要するに、議院の有する懲罰権は憲法上、国会が国家権力の最高機関たる地位を有するという事実にもとづく固有の権限であつて、他から與えられたものではない。従つていかなる権力と雖も、議院からこの権限を奪つて、しかもそれに議院たる地位を保たせることは出来ない。議院からこの権限を奪うことは、即ち議院に対して最高の国家機関の構成者たる地位を拒むものである。もとよりこの権限は無制限なものではない。それはその適用せらるべき範囲についても、又その限度についても、自ら一定の限界を有するものではある。而して、その限界は議院の占むる憲法上の地位により、若しくはその沿革により、或は上下両院の関係により、又は各院の構成方法によりてさまざまに異ることの出来るものであるが、懲罰権そのものは議院の有する固有の権限であつて断じて奪われることのないものである。

（附属資料は省略）

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四八四号　特別都市計画事業費の地方負担金に対する起債認可の請願

第五七〇号、第一二四一号　平衡交付金制度に関する請願

第七九三号、第一〇九二号　地方公務員の給与改訂に関する請願

第一二四七号、第一二九五号、第一三〇六号、第一三三八号、第一三三九号、第一三九一号、第一四二〇号、第一四二一号、第一四二二号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一八九三号、第二〇二九号　地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

第一三六四号　補正予算公共事業費全額起債認可に関する請願

第一七七六号　平衡交付金法案中一部修正に関する請願

第一七七九号　積雪寒冷地の平衡交付金に関する請願

第一八五三号　宮崎県債償還延期および利率引下げに関する請願

第一九九二号　地方財政法第十一条の経費全額国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の請願

第四八四号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

平衡交付金制度に関する請願

第五七〇号　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重屹外一名

第一二四一号　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

地方公務員の給与改訂に関する請願

第七九三号　京都府福知山市福知山市役所職員組合内　鹿田保外九十三名

第一〇九二号　山形県西置賜郡長井町　田中賢治外百五十四名

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

第一二四七号　和歌山県庁内和歌山県職員労働組合内　富田廉外一千三百八十名

第一二九五号　栃木県安蘇郡万生町中　飯塚長重外千二百九十名

第一三〇六号　大阪市旭区大宮西之町一ノ七二　岡部房雄外九千四百五名

第一三三八号　兵庫県庁内兵庫県職員労働組合内　平岡良夫外七百七十七名

第一三三九号　静岡県庁内静岡県職員組合内　滝下篤逸外百四十一名

第一三九一号　滋賀県大津市東浦滋賀県職員労働組合内　小林巖外六百七十四名

第一三九二号　福島県南会津郡田島町田島土木監督所内　川俣重太外百三十五名

第一四二〇号　名古屋市役所内職員労働組合内　吉川多馬外八百四十四名

第一四二一号　札幌市北一条西四札幌市役所関係労働組合連絡協議会内　和田義秋外一千五百七十名

第一四二二号　京都府庁内京都府職員組合内　杉村直樹外九百三十五名

第一五六四号　兵庫県揖保郡竜野町富永　菅野潔外百三十二名

第一五六五号　宮城県石巻市役所内石巻市役所職員組合内　千葉常男外百八名

第一五六六号　宮城県石巻市役所内石巻市役所職員組合内　佐藤清一外百二名

第一八九三号　福島市五日市一九　菊川博外二千七百九十七名

第二〇二九号　滋賀県議会議長堀江喜一外千二百一名

補正予算公共事業費全額起債認可に関する請願

第一三六四号　鹿児島市議会議長　岩切重秀

平衡交付金法案中一部修正に関する請願

第一七七六号　鹿児島県議会議長　増田静

積雪寒冷地の平衡交付金に関する請願

第一七七九号　福島県議会議長　蓮沼竜輔

宮崎県債償還延期および利率引下げに関する請願

第一八五三号　宮崎県議会議長　日高弥一

地方財政法第十一条の経費全額国庫補助に関する請願

第一九九二号　静岡県沼津市議会議長　松本一郎

右二十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

地方の財政が窮乏しているので、特別都市計画事業の完成を期することは困難であるから、特別都市計画事業費の地元負担金に対し起債を認可されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金制度に関する請願

請願者　山形市役所内山形県五市連絡協議会内　鈴木重屹外一名

右の請願は

シャウプ勧告に基く税制改革に当つては、自然的悪条件の下に生活する東北地方の実状を考慮されて、財政需要の基準算定に当つては、人口、生徒、警吏員数等の一人当金額を全国一率とせず三十パーセント増加とすること、および農家その他事業を一定基準に置く場合は、一定生産量に対する必要経費の増加分と農業生産等の自然的悪条件等を充分取り入れた算定方法をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金制度に関する請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会内　小幡兼重

右の請願は

地方財政平衡交付金の交付にあたつては、各町村の財政事情を充分に勘案されたく、とくに鹿児島県のように見るべき産業もなく、全人口の約八割が農業に従事し、また土質はやせ、平均耕作面積は全国の最下位にあり、さらに毎年の大暴風雨によつてじん大な被害をこうむり、県民の所得は全国平均の二分の一に過ぎない実状であるから、このような特殊事情下にある地域の町村には、とくに平衡交付金を増額交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与改訂に関する請願

請願者　京都府福知山市福知山市役所職員組合内　鹿田保外九十三名

右の請願は

現行六千三百七円ベースは、一昨年七月における物価および生計費を基礎としたものであるが、昨年七月における消費物価指数は三十パーセント、実体生計費は三十七パーセント、工業者の平均賃金は七十二パーセント夫々上昇しているため、地方公務員の生活は窮乏を極めているから、現行給与を全国平均九千七百円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与改訂に関する請願

請願者　山形県西置賜郡長井町田中賢治外百五十四名

右の請願は

現行六千三百円ベースは、一昨年七月における物価および生計費を基礎としたものであるが、昨年七月における消費物価指数は三十パーセント、実体生計費は三十七パーセント、工業労働者の平均賃金は七十二パーセント夫々上昇しているため、地方公務員の生活は窮乏を極めているから、現行給与を全国平均九千七百円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　和歌山県庁内和歌山県職員労働組合内　富田廉外一千三百八十名

右の請願は

地方公務員の現行給与では、高騰した物価等のため、生活は非常に困難をきたしているから、現行給与を全国平均九千七百円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　栃木県安蘇郡万生町中飯塚長重外千二百九十名

右の請願は

第一二四七号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　大阪市旭区太宮西之町一ノ七二　岡部房雄外九千四百五名

右の請願は

第一二四七号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　兵庫県庁内兵庫県職員労働組合内　平岡良夫外七百七十七名

右の請願は

第一二四七号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　静岡県庁内静岡県職員組合内　滝下篤逸外百四十一名

右の請願は

第一二四七号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与改訂に関する請願

請願者　京都府福知山市福知山市役所職員組合内　鹿田保外九十三名

右の請願は

現行六千三百七円ベースは、一昨年七月における物価および生計費を基礎としたものであるが、昨年七月における消費物価指数は三十パーセント、実体生計費は三十七パーセント、工業者の平均賃金は七十二パーセント夫々上昇しているため、地方公務員の生活は窮乏を極めているから、現行給与を全国平均九千七百円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　滋賀県大津市東浦滋賀県職員労働組合内　小林巌外六百七十四名

右の請願は

現行六千三百七円ベースは、一昨年七月における物価および生計費を基礎としたものであるが、昨年七月における消費物価指数は三十パーセント、実体生計費は三十七パーセント、工業者の平均賃金は七十二パーセント夫々上昇しているため、地方公務員の生活は窮乏を極めているから、現行給与を全国平均九千七百円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願（十通）

請願者　福島県南会津郡田島町田島土木監督所内　川俣重太外百三十五名

右の請願は

第一三九一号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　名古屋市役所内職員労働組合内　吉川多馬外八百四十四名

右の請願は

第一三九一号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　札幌市北一条西四札幌市役所関係労働組合連絡協議会内　和田義秋外一千五百七十名

右の請願は

第一三九一号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　京都府庁内京都府職員組合内　杉村直樹外九百三十五名

右の請願は第一三九一号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願（四通）

請願者　兵庫県揖保郡　竜野町富永　菅野潔外百三十二名

右の請願は現行六千三百円給与ベースは昨年七月の物価および生計費を基礎としたものであり、その後の諸物価の上昇により地方公務員の生活は窮乏し職場秩序の維持さえ困難な現状であるから、給与ベースを九千七百円に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　宮城県石巻市役所内石巻市役所職員組合内　千葉常男外百八名

右の請願は第一五六四号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願

請願者　宮城県石巻市役所内石巻市役所職員組合内　佐藤清一外百二名

右の請願は第一五六四号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願（四通）

請願者　福島市五日市一九　菊川博外二千七百九十七名

右の請願は現行六千三百七円ベースは、一昨年七月における物価および生計費を基礎としたものであるが、昨年七月における消費物価指数は三十パーセント、実体生計費は三十七パーセント、工業者の平均賃金は七十二パーセント夫々上昇しているため、地方公務員の生活は窮乏を極めているから、現行給与を全国平均九千七円ベースに改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する請願（二通）

請願者　滋賀県議会議長　堀江喜一外二百一名

右の請願は地方自治のために日夜公僕として日夜職務に専念している地方公務員の給与ベースは、民間給与よりも下廻つている実情で、地方公共団体の機能発揮にも支障を生ずる虞があるから、良心的かつ能率的な奉仕者としての職場を確保するためには、生活の保障が先決要件であるから、給与ベースの改訂を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

補正予算公共事業費全額起債認可に関する請願

請願者　鹿児島市議会議長　岩切重秀

右の請願は戦災都市の復興事業においては、公共事業費の全額起債は不可欠の要素であるから、昭和二十四年度補正予算公共事業費の全額起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金法案中一部修正に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は近く審議を予定されている地方財政平衡交付金法案は、地方の特殊事情よりみて、それぞれの実情に即しない点が多いから、地方財政平衡交付金法第十条第一項に規定する測定標準に橋の数、港湾の数、面積および島の数、納税義務者数、小学校の学校数等を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地の平衡交付金に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は東北地方は、積雪寒冷の自然的条件のため、生産および生活上の損耗いちじるしく、かつ産業の開発、文化の普及がはなはだ遅れている。ことに福島県は、その被害が大きく県民は塗炭の苦しみにあえいでいるから、今回の税制改革に当り、税負担の公平適正を期するため、積雪寒冷地の特殊事情を考慮して平衡交付金の合理的配分を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県債償還延期および利率引下げに関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は宮崎県は毎年風水害に襲われ、ことに昭和二十四年度はデラ、フェイ、ジュディス、アリーンと相続ぐ台風により徹底的な災害をこうむり、県財政ならびに県民経済に多大の影響を受けたので政府ならびに県民の援助により鋭意応急対策を講じたのであるが、経済情勢の変化と緊急重要事業の山積のため満身創いの県財政はいよいよ困難な実情にあるから、これが窮状打開策とし

て県債の償還延期と利率引き下げを行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政法第十一条の経費全額国庫補助に関する請願

請願者　静岡県沼津市議会議長　松本一郎

右の請願は主として国の利害に関係ある事務を行うために要する経費については、地方公共団体はこれを負担する義務を負わないのであるが、現実には支出を余儀なくされているから、地方財政法第十一条に規定する経費については全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七九号　北海道に対する平衡交付金制度運用の陳情

第三一四号　積雪寒冷地に対する平衡交付金の適当配分等の陳情

第三五六号、第三六三号　地方公務員の給与ベース改訂に関する陳情

第四三四号　災害復旧費償還金全額国庫補助に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

北海道に対する平衡交付金制度運用の陳情

第二七九号　北海道議会議長　坂東秀太郎

積雪寒冷地に対する平衡交付金の適正配分等の陳情

第三一四号　岩手県議会議長　村上順平

地方公務員の給与ベース改訂に関する陳情

第三五六号　静岡県議会議長　田辺寿之助

第三六三号　佐賀県議会議長　田中虎登外一名

災害復旧費償還金全額国庫補助に関する陳情

第四三四号　群馬県議会議長　高山和助

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道に対する平衡交付金制度運用の陳情

陳情者　北海道議会議長　坂東秀太郎

右の陳情は

北海道は、財力の貧困に加えて、地域拡大、寒冷積雪等の条件のため行政費はいちじるしく増大し、財政は極度にひつ迫しているから、地方財政平衡交付金制度の運用に際しては、北海道の特殊事情を考慮し、(一)自治経営の水準が低い団体に対しては、府県一般の水準に達するまで財源を附与すること、(二)地方の実情に即応する加算割合を定めること、(三)開発事業に伴う施策についても交付方法を講ずること等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地に対する平衡交付金の適正配分等の陳情

陳情者　岩手県議会議長　村上順平

右の陳情は

積雪寒冷地帯は、自然的悪条件のため生産および生活費の消耗がいちじるしく、その上産業の開発、文化の普及がはなはだしく遅れているから、今回の税制改革に当つては、税負担の公平適正化を図るため、地方自治体に対する平衡交付金の合理的配分を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に関する陳情（二通）

陳情者　佐賀県議会議長　田中虎登外一名

右の陳情は

第三五六号と同じ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧費償還金全額国庫補助に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　高山和助

右の陳情は

群馬県は、昭和二十二年以来連続した災害によつて大なる被害を受けたが、これが復旧は一日もゆるがせにできない性質のものであるため、県当局ではあらゆる方途を講じて財源の調達を図つてきたが、貧困な地方財政の現状ではいかんともなし難く、財源の大部分を国庫補助金および起債に求めてきた結果、起債額は極度に増加し、これに伴う償還金により県財政は全く破たんにひんしている実状である。近く地方税制度の改正、地方財政平衡交付金制度および災害復旧費国庫負担制度等が定められ、地方財政の強化が図られることであるが、災害復旧費国庫負担制度では過年度災害には適用されないとのことで、本県の如く過年度災害により財政に破たんをきたしているところでは重大なる結果を招く虞があるから、災害復旧費償還金は全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報号外

昭和二十五年五月三日

○第七回国会 参議院会議録第五十号附録（その十四）

審査報告書

商法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

法務委員長 伊藤 修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野 幸一　羽仁 五郎
今泉 政喜　松井 道夫
岡部 常　小林 英三

月次の改正規定中『「第三款 監査役」を「第三款 会計監査役」に、』を削る。

第百七十条第一項の改正規定中『、「監査役」を「会計監査役」に』を削る。

第百八十三条の改正規定を削る。

第百八十四条の改正規定中『中「監査役」を「会計監査役」に、同条』を削る。

第百八十八条第二項第七号の改正規定中「会計監査役」を「監査役」に改める

第百九十五条の改正規定を削る。

第二百二条第二項中「二十圓」を「五百円」に改める。

第二百三十八条の改正規定を削る。

『「第三款 監査役」を「第三款 会計監査役」に改める。』を削る。

第二百七十三条の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』を削る。

第二百七十四条の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』を削る。

第二百七十五条及び第二百七十六条第一項の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』を削る。

第二百七十七条の改正規定中「会計監査役」を「監査役」に改める。

第二百七十八条の改正規定を削る。

第二百八十条の改正規定中「会計監査役」を「監査役」に改める。

第二百八十一条、第二百八十二条第一項及び第二百八十四条の改正規定を削る。

第二百九十三条ノ五第二項の改正規定中「会計監査役」を「監査役」に改める。

第三百二十四条第一項の改正規定中「第三百四十三条第一項乃至第四項」を「第三百四十三条」に改める。

第三百四十三条第一項の改正規定中「出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且発行済株式ノ総数ノ過半数」を「発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上」に改め、同条第二項から第五項までの改正規定を削る。

第三百四十五条第二項の改正規定中「出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ発行済株式ノ総数ノ過半数」を「其ノ種類ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上」に改める。

第三百八十六条及び第三百八十八条第二項の改正規定を削る。

第三百八十九条の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』及び『、同条第五号中「監査役」を「会計監査役」に改め』を削る。

第三百九十条の改正規定中『第一項中「監査役」を「会計監査役」に改め、同条』を削る。

第四百二十条の改正規定を削る。

第四百五十三条の改正規定中『中「監査役」を「会計監査役」に、同条』を削る。

第四百五十四条の改正規定を削る。

第四百八十六条の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』を削る。

第四百九十二条の次に次の一条を加える。

第四百九十二条ノ二　発起人、取締役又ハ株式会社ノ第二百五十八条第二項若ハ第二百七十条第一項ノ職務代行者ガ会社ガ発行スル株式ノ総数ヲ超エテ株式ヲ発行シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第四百九十八条の改正規定中『「監査役」を「会計監査役」に、』を削る。

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則に次の一項を加える。

4　この法律施行前に成立した株式会社が既に発行した株式及びこの法律施行後発行する額面株式については、第二百二条第二項の改正規定にかかわらず、改正前の同条同項の規定を適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は経済の民主化に伴い、企業資金を一般大衆の投資にまつ必要上、授権資本、無額面株式の制度を採用するとともに株主の保護のため、万全の措置をなすもので、わが国の産業復興にとり妥当な立法と認める。

また特別決議の要件を緩和することも妥当であると認めこれ等を修正した。

二、事件の利害得失

会社の民主的運営と資金獲得の便宜により、産業復興に資するところが多い。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

港湾法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

運輸委員長 佐々木鹿蔵

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

丹羽 五郎　村上 義一
横尾 龍　前之園喜一郎
内村 清次　小泉 秀吉
飯田精太郎　高田 寛

要領書

一、委員会の決定の理由

従来港湾の管理は明治初年以来の断片的港湾関係法規並に行政慣例により行われ、ために港湾の管理主体も確立されてないし、又管理権の内容も断片的且つ不合理の点が多い。

この法案は、港湾の管理について明確な法的基準を与え、地方公共団体の自由な意思による港湾管理者の設立その他港湾の管理運営の方式を確立し、又港湾管理者に対する国の財政的負担、補助等を規定したもので、概ね適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

港湾の管理に法的基準を与え、港湾の開発発展に資する利益がある。

三、費用

本法実施に伴い、本年度においては費用を要しないが、昭和二十六年度以降においては一定の港湾工事について国はその費用の一部を義務的に負担することとなる。

審査報告書

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

人事委員長代理理事 宇都宮 登

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小串 清一　岩男 仁蔵
河崎 なつ　大山 安
川村 松助

要領書

一、委員会決定の理由

昭和二十四年五月十一日附及び昭和二十五年三月二十九日附連合国軍最高司令官覚書「政府職員に対する退職手当に関する件」の廃止に伴い、昭和二十五年度における国家公務員等に対する退職手当の基準を臨時的に定める必要があり、この立法は妥当なるものと認める。

二、本件の利害得失

国家公務員等の退職金の基準を臨時に定めることができ、なお、昭和二十五年度における整理退職者に対して昭和二十四年政令二百六十三号の措置と同様に、一般退職の場合より有利に退職金を支給せしめることができて、整理退職者の処遇に公平を期することができる。

三、費用

本法施行のため、概算三三億七、三〇〇万円が昭和二十五年度予算に計上せられている。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　木内キャウ
堀　末治　柏木　庫治
濱田　寅藏　西郷吉之助
吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、地方自治運営の現状にかんがみ、地方公共団体の直接請求の手続に関する規定の整備、議会の運営に関する規定の整備等により地方自治の本旨を実現しようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、地方自治の本旨の実現に相当の利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　岡村文四郎
加賀　操　門田　定藏
鈴木　順一　寺尾　豊
深水　六郎　北村　一男
山崎　恒

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、現行競馬法においては、著しく災害を受けた都市であつて内閣総理大臣の指定するものは地方競馬を行うことができることになつているが、その区域内に競馬場が存在する指定市は、右の競馬場を使用する他の指定市に比して有形無形の負担が多いので、他の指定市より競馬開催回数を増加して、その収入の増加を図らしめることが妥当であるとして、現行法の一部を改正せんとするものであるが、委員会は、指定市の競馬回数の増加自体には必ずしも賛成し難いけれども、本案は、戦災都市の特殊性に鑑み、止むを得ない措置と認め、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

本法施行により、当該指定市は財政上収入増の利便はあるが、競馬回数の増加によつてその財政収入の多きを期待するがごときは、誠に不健全といわねばならず、速かにかかる事態が解消せられ、全体としての競馬開催回数の減少を見る日の到来することが望ましい。

三、費用

本法施行により特に経費を必要としない。

審査報告書

外資に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥　むめお　池田七郎兵衛
岡崎　眞一　左藤　義詮
大野木秀次郎　稻垣平太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は外国資本の投下と、これに伴う海外送金に対するわが国の方針等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めようとするものであつて、現下日本経済の実情に鑑み、外資導入を促進するために適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

日本経済の自立とその健全なる発展に資する利益がある。

三、費用

本法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

外資委員会設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大野木秀次郎　稻垣平太郎
左藤　義詮　岡崎　眞一
池田七郎兵衛　奥　むめお

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は外資に関する法律の施行に伴い、外資委員会の組織、職務、権限等について、これを法律によつて適確ならしめようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により外資委員会の運営を一層強力且つ民主的に遂行し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

通商産業委員会請願審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四百四十一号　自転車、リヤカー配給規則廃止に関する請願
第六百九十五号　工業技術庁地質調査所施設改善に関する請願
第千三百八十三号　狩猟用火薬使用手数料廃止に関する請願（二通）
第千六百十一号　軸受産業の金融政策確立等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第二号

自転車、リヤカー配給規則廃止に関する請願

第四百四十一号　東京都中央区日本橋本石町三ノ六東工輪業株式会社内　自転車切符制廃止期成同盟内　岡山福四郎外二名提出

工業技術庁地質調査所施設改善に関する請願

第六百九十五号　神奈川県川崎市久本町一三五　全商工労働組合関信支部地質調査所分室内　立石哲夫提出

狩猟用火薬使用手数料廃止に関する請願（二通）

第千三百八十三号　大分県庁林務部林業課内関西各県猟友会連絡会議内　猪原健一外一名提出

軸受産業の金融政策確立等に関する請願

第千六百十一号　神奈川県藤沢市鵠沼一、三七五　矢部行雄外二千九百十九名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要す

るものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ヱ門

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

自転車、リヤカー配給規則廃止に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋本石町三ノ六東工輪業株式会社内　自転車切符制廃止期成同盟内　岡山福四郎外二名

右の請願は

昭和二十四年八月四日公布の通商産業省令第二十七号自転車、リヤカー配給規則は、自転車工業が部分品の集荷や組立が容易で特別な工場的操作を必要とせず、また各部分品も最近生産が上昇し、配給統制もなく、また統制価格も停止されている現状においては、むしろ自転車業界全般の発展向上を阻害するものであるから、本規則を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工業技術庁地質調査所施設改善に関する請願

請願者　神奈川県川崎市久本町一三五全商工労働組合関信支部地質調査所分会内　立石哲夫

右の請願は

通産省工業技術庁地質調査所は、予算不足のため実験研究設備および所内諸施設（実験室施設、水道施設、照明その他電気設備、洗面所、便所、その他の衛生施設等）が不備不足であり、また改善修理もほとんど行われないので、研究所員、一般所員の健康および作業能率は極度に妨げられ、本地質調査所の任務等の面はもちろん、科学擁護の立場から見ても憂慮にたえない現状であるから、本地質調査所施設設備の不備を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

狩猟用火薬使用手数料廃止に関する請願（二通）

請願者　大分県庁林務部林業課内　関西各県猟友会連絡会議内　猪原健一外一名

右の請願は

狩猟の目的は、害鳥獣駆除により森林緑化の促進等を図つて治山、治水に貢献しまた国家再建の急務である食糧の増産確保あるいは保健衛生面よりの文化向上等にある。従つて火薬の使用は、営利を目的とするものでなく、他事業と一率に手数料を徴収されることは、はなはだ遺憾であるから、狩猟用火薬使用手数料を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軸受産業の金融政策確立等に関する請願

請願者　神奈川県藤沢市鵠沼一、三七五　矢部行雄外二千九百十九名

右の請願は

最近における経済情勢の影響を受け、わが国の軸受産業は、賃金の欠配、売掛金の回収困難、滞貨の増加等の傾向が次第に顕著となり、このままでは企業の崩壊、労働不安は益々悪化するから、産業再建および民生安定の見地より、（一）軸受産業に対する金融政策を確立すること、（二）国債償還充当額を大幅に修正するとともに見返資金の一部を産業面に活用すること、（三）軸受製品の輸入を止め輸出を促進すること等の対策を徹底的に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ヱ門

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八十六号　船岡旧軍需工場跡を産業工場として活用するの陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ヱ門

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第三号

船岡旧軍需工場跡を産業工場として活用するの陳情

第八十六号　宮城県議会議長　椛沢敬之助提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ヱ門

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

船岡旧軍需工場跡を産業工場として活用するの陳情

陳情者　宮城県議会議長　椛沢敬之助

右の陳情は

いまなお接収の状態にある船岡旧軍需工場は、近くこれが返還を予想されている。しかして当工場はその規模は広大であり機械設備は賠償物件として指定されているが、残存している多数の機械および建物は現在放任の状態であつて、このままに放置することはその損もうはなはだしく国家的にも多大の損失であるから、これらの施設を活用して産業工場とせられるよう開放転換を急速に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

議院運営委員長　竹下　豊次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　佐々木鹿蔵

城　義臣　石原幹市郎

鈴木　清一　小川　久義

山下　義信　門屋　盛一

油井賢太郎　兼岩　傳一

黒川　武雄　鈴木　直人

吉川末次郎　小林　英三

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、裁判官弾劾法施行後の実績に鑑み、訴追委員会並びに弾劾裁判所の機能を充実するため現行法に所要の改正を行おうとするものであつて、同法の運営上必要且つ妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

裁判官弾劾制度の運用を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

建築基準法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂　豊一　柴田　政次
大隅　憲二　島田　千壽
久松　定武　岩崎正三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）にかわる新しい建築物に関する基本法を制定し、建築物の「敷地、構造、設備等の最低の基準を定め、建築物の一改善、及び災害の防止を図ることを目的としたもので、（一）建築主事制度の創設、（二）防火建蔽率等の規定の改正、（三）公聴制度の活用、（四）建築審議会の創設等を主な内容とするものであるが、委員会においては、本件は審議期間の短い点に遺憾の点があり、又過少宅地、既設道路の取扱いに関する救済手段について将来修正すべきことを強調し条件とし、本案自身の進歩的立法なることを認め、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認めた。

二、事件の利害得失

建築手続の簡易迅速化と建築物の質の向上、防火、防災の強化に寄与する。

三、費用

本法案施行については、別に費用を要しない。

地方行政委員会請願審査報告書
第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五二九号、第一二二八号、第一五四五号　地方議会事務局の法制化等に関する請願

第八〇三号、第一一九〇号　社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願

第一八一八号　地方自治法施行令中一部改正等に関する請願

第五一六号　自治体警察吏員の恩給および退職手当国費支給に関する請願

第二四号　高槻市警察吏員定数増加に関する請願

第七六三号　兵庫県豊岡町警察吏員の定員増加に関する請願

第八四七号　門司市外四市の警察吏員の定員増加に関する請願

第九一七号　姫路市自治体警察吏員の定員増加に関する請願

第二八一号　旅館の主食取扱に関する請願

第六七八号　外食券食堂の酒類提供許可に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会請願特別報告第二号

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願

第八〇三号　東京都庁内全国自治団体労働組合協議会内　占部秀男外二万二千九百九十七名

第一一九〇号　東京都新宿区新宿二ノ四五　丸田博道外七千六百五十六名

地方自治法施行令中一部改正等に関する請願

第一八一八号　東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導連内　黒田新一郎

自治体警察吏員の恩給および退職手当国費支給に関する請願

第五一六号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

高槻市警察吏員定数増加に関する請願

第二四号　大阪府高槻市議会議長　高谷多一

兵庫県豊岡町警察吏員の定員増加に関する請願

第七六三号　兵庫県城崎郡豊岡町公共委員会内　横山良造外二名

門司市外四市の警察吏員の定員増加に関する請願

第八四七号　福岡県小倉市長　浜田良祐外二十九名

姫路市自治体警察吏員の定員増加に関する請願

第九一七号　兵庫県姫路市役所内姫路市公安委員会内　岡田松治

旅館の主食取扱に関する請願

第二八一号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内全国旅館組合連合会内　浜田次郎

外食券食堂の酒類提供許可に関する請願

第六七八号　東京都中央区築地五ノ一全国外食券食堂組合同盟会内　森本福司

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願（十通）

請願者　東京都庁内全国自治団体労働組合協議会内　占部秀男外二万二千九百九十七名

右の請願は

地方自治体職員中社会保険事業に従事する職員の多数は地方事務官として知事の指揮、命令、監督を受けているにもかかわらず、身分が官吏であるため待遇諸条件において極めて不利な差別待遇を受けており、現下日本の社会保障制度の一環として重要なる社会保険の事業運営に一大支障をきたしているから、地方自治法附則第八条を改訂して社会保険行政職員の身分を地方自治体に切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願（三通）

請願者　東京都新宿区新宿二ノ四五　丸田博道外七千六百五十六名

右の請願は

現行地方自治法施行令によれば、地方自治体の金庫事務は銀行が取扱うことになつているが、支金庫の配置は当該銀行の支店配置に制約されているため、農村を主な対象とする地方財政に大きな支障を与えている。しかるに農業協同組合は、全国的に組織されているから、地方財政の事務を簡素化し、農民の利便を増大するため、地方自治体の金庫事務を農業協同組合に取扱わせることができるよう関係法令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思

する職員の多数は地方事務官として知事の指揮、命令、監督を受けているにもかかわらず、身分が官吏であるため待遇諸条件において極めて不利な差別待遇を受けており、現下わが国の社会保障制度の一環として、重要なる社会保険の事業運営に一大支障をきたしているから、地方自治法附則第八条を改正して、社会保険行政職員の身分を地方自治体に切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自治体警察吏員の恩給および退職手当国庫負担に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

自治体警察吏員の恩給および退職手当は、警察法附則第七条によつて恩給は、恩給勤続年数に通算されているが、退職手当は国家警察吏員のみ勤続年数を通算支給され、自治体警察吏員に対しては、切換前の支給の明文がないため、いまだに支給されていないのは極めて不公平であるから、切換前の退職手当は当然国で支給すべきものであるから、すみやかに支給の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高槻市警察吏員定数増加に関する請願

請願者　大阪府高槻市議会議長　高谷多一

右の請願は

高槻市は、全国的に屈指の犯罪都市であるが、その原因は、地理的に京阪両都市およびその周辺から犯人が追い込まれること、警察吏員の数が管轄区域の人口と市の特異性にかんがみいちじるしく不足していることにあるから、本市の特異性を再検討の上、本市警察吏員を最少限八十五名に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県豊岡町警察吏員の定員増加に関する請願

請願者　兵庫県城崎郡豊岡町公共委員会内　横山良造外二名

右の請願は

兵庫県豊岡町は、今回隣接五荘村、新田村および中筋村の三箇村と共に自治体を廃して本年四月一日より豊岡市として市制を実施することになり、目下手続申請中である。従つて現在の町警察も市警察として警備拡充されなければならないが、豊岡町の地理的状況にかんがみ、豊岡町警察の定員を警察長以下四十九名に増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

門司市外四市の警察吏員の定員増加に関する請願

請願者　福岡県小倉市長　浜田良祐外二十九名

右の請願は

門司、小倉、八幡、戸畑および若松の五市は、北九州における文化、交通、産業等の中枢地域であるが、最近人口がいちじるしく増加し、現在では合計六十二万八千七十三人に達しており、また行政区画は各々自治体として独立しているが、実態は一個の都市形態をなしており、現在の五市警察吏員では治安の維持が難しいばかりでなく、北九州の地理的位置より見て、密入国者も増加の傾向にある等各種の情勢にかんがみ、現在の定員をさらに百八十名増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

姫路市自治体警察吏員の定員増加に関する請願

請願者　兵庫県姫路市役所内姫路市公安委員会内　岡田松治

右の請願は

姫路市は、兵庫県西部における政治、経済、文化、交通の中心地で、附近の小都市、農村はもち論、遠く岡山、鳥取両県よりの物資集散は極めて多量に上り、従つて警察対象も日と共に累増しており、一方近く予定されている日本製鉄広畑工場の再開によつて、人口は五万人の増加となり、現在の定員三百六十三名では到底治安の確保が期されないから、姫路市の自治体警察吏員の定員を五百十九名に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旅館の主食取扱に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内全国旅館組合連合会内　浜田次郎

右の請願は

旅館における主食取扱については、飲食営業臨時規整法の定めるところによつているが、同法施行後現在まで約七箇月間の実績を見ると、旅行者に対して種々の不便を与えており、また業界においてもはなはだしく苦痛を感じているから、同法第五条に携帯主食の旅館における委託加工を認められて同法の目的とする国民生活の明朗化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外食券食堂の酒類提供許可に関する請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一全国外食券食堂組合同盟会内　森本福司

右の請願は

戦時中酒類の販売統制が始まるまでは、外食券食堂でもその大部分が酒類を提供していたので、家庭を持たない外食者は夕食前に安直に疲労を回復することができた。終戦後四年を経た今日酒類は自由販売となり、経済施策は全面的に消費者の自由選択を基調している実情にかんがみ、外食する労働者やサラリーマン等が一日の疲労を回復して、明日の活動力を培養するに最も安価かつ合理的な方法の一つとして、外食券食堂における酒類の提供を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願特別報告第三号

地方議会事務局の法制化に関する請願

第五二九号　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

第一二二八号　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会会内　小幡兼吉

地方議会事務局の法制化等に関する請願

第一五四五号　群馬県議会議長　高山和助

右三件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方議会事務局の法制化に関する請願

請願者　愛知県一宮市議会議長　中西竹太

右の請願は

新憲法下地方議会の負荷する重大使命の遂行上これが機能を果すについての調査立案その他各種任務に従事せしめるため、議会の補助機関として議会事務局の設置が要望されているが、都市においてはほとんど全国的にこれを設置している実情であるから、地方自治法中に議会事務局設置を法制化せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方議会事務局の法制化に関する請願

請願者　鹿児島市庁内鹿児島県町村議会議長会会内　小幡兼吉

右の請願は

地方自治法の改正に伴い、地方議会の権限が拡充強化され、これに伴う事務はいちじるしく増大しているが、現行地方自治法には、事務局について明文化されていないため、議会活動の万全を期し得ないから、事務局の設置およびその職員を議会の補助機関とするよう、地方自治法を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方議会事務局の法制化等に関する請願

請願者　群馬県議会議長　高山和助

右の請願は

地方自治法には地方議会の補助機関として書記長および書記が規定せられ庶務の整理に従事するに過ぎないが、地方議会の権限と機能を完全に発揮せしめるためには、この補助機関の強化が絶対に必要であるから、地方議会に議会事務局の設置を法制化せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三三号　地方自治法中に地方議会事務局を設置するの項明文化等の陳情

第九五号　都道府県議会事務局の法制化に関する陳情

第一八七号　地方議会事務局の法制化に関する陳情

第三一〇号　川崎市警察吏員定員増加に関する陳情

第三三〇号　小野田市警察吏員の定員増加に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情特別報告第二号

川崎市警察吏員定員増加に関する陳情

第三一〇号　神奈川県川崎市長　金剌不二太郎外一名

小野田市警察吏員の定員増加に関する陳情

第三三〇号　山口県小野田市長　久野東一外一名

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

川崎市警察吏員定員増加に関する陳情

陳情者　神奈川県川崎市長　金剌不二太郎外一名

右の陳情は

川崎市は、東京、横浜の二大都市に接し、京浜地域の要衝として種々の特殊性を有する工業都市であるが、現在の警察吏員の定員配置は、この特殊事情を全く考慮されておらず、かつ最近急激な人口の増加、犯罪の激増、港湾地帯の発展、その他警備対策の増加等の事情により現在の定員では治安の完べきを期し難いから、本市の実情に即した定員に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情特別報告第三号

地方自治法中に地方議会事務局を設置するの項明文化等の陳情

第三三号　静岡県清水市議会議長　稲名亀造

都道府県議会事務局の法制化に関する陳情

第九五号　鳥取県議会議長　中田吉雄

地方議会事務局の法制化に関する陳情

第一八七号　山口県議会議長　清水為吉

右三件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附し報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方自治法中に地方議会事務局を設置するの項を明文化等の陳情

陳情者　静岡県清水市議会議長　稲名亀造

右の陳情は

地方議会の機能を完全に果すためには、調査立案その他各種任務に従事させるため、議会の補助機関として議会事務局を設置することは極めて重要であるから、すみやかに地方自治法中に地方事務局設置の項を明文化せられたい。なお警察制度の改革に伴う自治体警察吏員の恩給および退職手当は、国庫費をもつて支給すること、国庫補助金の早期交付等、地方財政の運営に万

全を期せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

都道府県議会事務局の法制化に関する陳情

陳情者　鳥取県議会議長　中田吉雄

右の陳情は

民主政治確立のため議会の権威を保持しその機能の充分な発揮を図ることの肝要性は中央、地方を通じて変らないが、中央においては既に国会の衆参両院にはそれぞれ事務局が設置されているが、都道府県議会事務局の法制化は地方のし烈な要望にもかかわらず、いまだ実現に至らないことは、地方自治の進展上遺憾に耐えないから、すみやかに事務局法制化の実現を図られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

地方議会事務局の法制化に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　清水為吉

右の陳情は

地方自治法中に地方議会事務局の法制化を規定することについては、民主政治の確立、議会権威の保持、議会機能の高揚等の見地から全国地方議会の宿望であり、第六国会においては政府提出の同法改正案に対し衆議院地方行政委員会では、その緊要性を認め修正を加えてこれを挿入することに決せられたのであるが、本案は遂に審議未了となつたのである。しかるに政府は今次国会に前原案のまま再提出せられる由であるが、かかる措置は地方自治の自主性尊重の本旨に反するものであり、地方議会の遺憾とするところであるから、是非とも地方議会事務局の法制化を実現せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

審査報告書

商品取引所法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

境野　清雄　廣瀬與兵衞

平岡　市三　重宗　雄三

中川　以良　結城　安次

鎌田　逸郎　玉置吉之丞

山内　卓郎

要領書

一、委員会の決定の理由

統制経済より自由経済への移行に対応して、商品取引所の設立及び組織並びに市場における売買取引の管理等につき所要の規定を設け、その健全な運営を確保することにより、商品の価格、形成並びにその売買取引を公正にするとともに商品の生産及び流通を円滑ならしめるために、その組織法として本法を制定しようとするもので、現下の経済情勢の下に極めて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

商品の価格形成並びにその売買取引を公正にするとともに、商品の生産並びに流通を円滑ならしめ、再建途上の経済界の安定に寄与する利益がある。

三、費用

本法の施行には別段の費用を要しない。

審査報告書

臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

境野　清雄　廣瀬　與兵衞

平岡　市三　重宗　雄三

中川　以良　阿竹齋次郎

駒井　藤平　玉置吉之丞

鎌田　逸郎　結城　安次

山内　卓郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は石炭の緊急増産のための組織法である臨時石炭鉱業管理法を同管理法に明記されている失効期日前に廃止するとともに、それに伴う諸般の手続或は関係法規を整備することを規定したもので、経済三原則及び九原則の実施、或は最近における石炭需給関係の緩和等経済事情が同管理法立案当時と変化している点に鑑み概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法施行により臨時石炭鉱業管理法の煩鎖な手続を解消し、石炭の需給関係の適正化に寄与し、併せて行政機構の簡素化による国費の節約に利益がある。

三、費用

本法施行に特別な費用は要しない。

審査報告書

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員会理事　黒田　英雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉屋　喜章　西川甚五郎

九鬼紋十郎　藤井　丙午

高橋龍太郎　高瀬莊太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

配炭公団、食糧配給公団及び飼料配給公団の損失補てん財源に、公団が国庫に納付すべき剰余金を充て、なお損失金の生ずる配炭公団に対し、一般会計からの交付金を以て、その補てん財源としようというのであつて止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、配炭公団等の清算を進捗せしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い配炭公団に対し昭和二十五年度において一般会計より四十三億五千七百万円の交付金が交付されることとなる。

建設委員会請願審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三二九号　岡山地方法務局津山支局庁舎建設に関する請願

第二〇八八号　宮崎地方法務局延岡支局庁舎新築に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年五月二日

建設委員長　中川　幸平

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第八号

岡山地方法務局津山支局庁舎建設に関する請願

第一三二九号　岡山県津山市議会議長　市場巳之助外四名提出

宮崎地方法務局延岡支局庁舎新築に関する請願

第二〇八八号　宮崎県延岡市長　仲田又次郎提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年五月二日

建設委員長　中川幸平

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

岡山地方法務局津山支局庁舎建設に関する請願

請願者　岡山県津山市議会議長　市場巳之助外四名

右の請願は

岡山地方法務局津山支局の庁舎建設は、国家財政上早急に実現不可能とのことで現在裁判所の一部を借り受け執務している状態であるが、最近裁判所においては職員増加に伴う室の狭あいに困却しており、当支局においても事務の激増に加え室の狭あいにより一般民衆の迷惑不便はもちろん職員もまた不便苦痛を感じている。しかして当支局の庁舎建設のため民衆の協力を得て折角買収した敷地を放置して置くことは遺憾であるから、すみやかに当支局の庁舎を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎地方法務局延岡支局庁舎新築に関する請願

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎

右の請願は

宮崎地方法務局延岡支局は、戦災により庁舎を焼失し現在宮崎地方裁判所延岡支部の一室で事務を行つているが、庁舎が狭く倉庫がなく民事行政事務運営上支障があるから、すみやかに庁舎を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥　主一郎　伊達源一郎

町村　敬貴　三好　始

カニエ邦彦　梅津　錦一

第二条第一項の改正規定の表農林省の欄中「本省　三〇、八九六人」に、「食糧庁　二九、四八九人」を「食糧庁　二九、五七四人」に、「計　八五、〇三三人」を「計　八五、六九二人」に改め、同表労働省の欄中「本省　二〇、五五五人」を「本省　二〇、七〇五人」に、「計　二〇、八〇七人」を「計　二〇、八七一人」に、合計の欄中「八七一、二七二人」を「八七二、〇八一人」に改める。

附則第五項中「本省三万四百十二人」を「本省三万九百八十六人」に、食糧庁二万九千五百九人」を「食糧庁二万九千五百九十四人」に、「本省三万三百六十二人」を「本省三万九百三十六人」に改める。

附則第十三項及び第十四項を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、第一に経済統制の廃止、事務の地方移譲等に伴う定員の縮減を計るとともに、電信電話業務、国立医療機関等の心要止むを得ないものについては、最少限度の増員を行うこと第二に定員減少に伴う措置として、一率に三箇月の猶予期間を設け、さらに統制関係の人員については、統制解除の時期等に即応して、三段階を設けて行政事務量の漸減に比例して定員を縮少することを目的とするものである。以上の趣旨は概ね妥当な措置であると認めた。但し、本委員会においては、農林省と労働省の増員の必要を認め、この点に関して修正を加えるとともに、今回の整理の場合に、国家公務員法第八十九条から第九十二条までの規定を適用しないのは、当を得ないと認めたので、附則第十三項及び第十四項を削除することとした。

二、事件の利害得失

この措置により、行政機関職員の定員を適正に配置することができ、この法律の施行に基く定員又は定数の改廃によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員に訴願に関する規定が適用されることとなる等の利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

国土総合開発法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥　主一郎　淺岡　信夫

伊達源一郎　町村　敬貴

小杉　繁安　三好　始

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資するために必要な国土総合開発審議会を総理府に設置することを目的とするもので、適当の措置であると認める。

二、事件の利害得失

この措置により、わが国の資源並びに国土を総合的に利用し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に関し承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

重宗雄三　玉置吉之丞
平岡市三　境野清雄
廣瀬與兵衞　結城安次
中川以良　鎌田逸郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本件はさきに成立した臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律施行の際、石炭局及び炭鉱保安監督部が廃止せられるので、その代りに、岩見沢、石狩滝川町、夕張市、釧路市、平市、宇部市、飯塚市、田川市、直方市、佐賀市、佐世保市に各石炭事務所を、平市、宇部市に鉱山保安監督部の支部を設置することについて承認を求めるものであるが、石炭行政の重要性に鑑み、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

石炭行政の円滑な運営を図るとともに、宇部平炭鉱地帯の保安を確保するに利益がある。

三、費用

本件実施に費用は要しない。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第二十四号				
三〇九	五	一六	第一七条第一七一項	第十七条
○第二十五号				
三二六	三	三四	二条第一項第一号	二条第一項第一号
〃	〃	三五	又は同項	又は同条同項
○第三十一号				
四一三	三	八	左の	次の
○第三十五号				
四九八	一	一七一八	図書館の利用者の図書館資料の利用	その利用
〃	〃	三三	学校に附置する	学校に附属する
四九九	一	三四	団体が	団体の
五〇二	二	中	別表（海運局鉄道監督局自動車局）	海運局鉄道監督局
五〇三	一	三六	4役務審議会に、4特に	特に
〃	〃	三七	ときは、臨時委員	ときは、役務審議会に、臨時委員
〃	二	一	委員は、	委員及び臨時委員は、
〃	三	七	第十六条第一項	本則中、第十六条第一項の外、
〃	四	一		を除く外、
五〇六	四	五	明治	昭和
五一八	四	九	に、「借入料、」	に改め、「借入料」
五三一	三	四	第二項中	第二項中「第二号乃至第四号」を「第三号乃至第五号」に改め、
五五三	一	（二）三	但書	後段
五六五	四	三七	国税滞納	国税ノ滞納
〃	〃	〃	財産ヲ	財産ノ
五六六	一	八	第四条を	第四条ノ二を
〃	二	三	延滞納税額	延滞加算額
〃	四	三	以上	以下
五八七	一	二五	第五項ノ規定	第五項ノ規定
〃	二	二	第四項ノ規定	第四項
〃	三	一五	訴（前項	訴ハ前項
〃	〃	三	但書ノ規定	但書
〃	四	一九	次の一項	次の二項
〃	五	一四	税額同法	税額、同法
〃	〃	一七	掲ゲル	掲グル
五八八	一	一	処分ノ前後	処分ノ執行ノ前後
五八九	一	三	次に左の	次に次の
○第三十八号				
六六六	二	五	診療	診察
〃	〃	二六	観察保護	訪問指導
〃	〃	二七	掲ゲル	掲グル
六六八	一	三五	であつて医療	であり、且つ、医療
〃	〃	三六	入院させ	入院をさせ
〃	〃	三六	都道府県知事	都道府県知事
〃	四	七	観察保護	訪問指導
〃	五	三一	監置等	監置
六七〇	一	四	伊藤保平は削るべきの誤	伊藤保平は削るべきの誤
六七二	二	三五	第十六条第三項	第十六条第三項
○第四十七号				
七三五	五	三	条例	条例
七五〇	一	三七	行うもの	行う者
七五一	五	二		
○第四十八号				
九九三	一	一三	施工	施行
一〇〇〇	五	三九	該概算払	当該概算払
一〇〇一	一	三五	第十六	第十五
一〇〇六	一	一八	セイロン国	セイロン
一〇〇八	一	一四	する者	する者の
一〇一九	二	一九	免許	免状
〃	〃	五	登録	登記
〃	〃	三三	狩猟者	狩猟者ノ
○第四十九号				
一〇五五	五	一三	鞭韃	鞭撻
〃	〃	二四	対慮	対処
一〇六六	二	二七	十五条―第十五条、第二十六条	第二十七条第二十七条、第二
〃	〃	二八	第二十七条―第二	
〃	五	三三	必用	必要

一〇八七　四　三　ビームトロ　ビーム・トロール
一〇八八　五　二九　技術規準　技術基準
一〇八九　四　二七　漁船建造の、漁船の建造、
一〇九四　一　一九　に、第　に、「第
一〇九五　四一二　臨時実地　臨時宅地
一〇九六　四　二一　経ル　経テ
〃　五　二四　地方実地　地方宅地
一〇九〇　二　二一　以内に　以内までに
〃　三　一　
〃　〃　一八　
〃　〃　二〇　決定する　決定をする
〃　〃　四　六　期日内　期間内
〃　〃　一四　
〃　〃　一八　
〃　〃　二六　
〃　〃　二五　
一一七　二　二〇　決定する　決定をする
一一九　五　一六　その他の　その他
一一九　三　三　第九号　第九条
一一八一　二　四　地方行政　地方財政
〃　〃　九　するための　するため
一一八二　二　二　戦災に因る　戦争に因る
一一九八　二段末行より三段末行までを次の通り追加訂正する。

別表

一　海上保安監部

名称	位置
函館海上保安部	函館市
室蘭海上保安部	室蘭市
小樽海上保安部	小樽市
釧路海上保安部	釧路市
青森海上保安部	青森市
八戸海上保安部	八戸市
釜石海上保安部	釜石市
塩釜海上保安部	塩釜市
小名浜海上保安部	福島県石城郡小名浜町
秋田海上保安部	秋田市
酒田海上保安部	酒田市
東京海上保安部	東京都
横浜海上保安部	横浜市
清水海上保安部	清水市
新潟海上保安部	新潟市
七尾海上保安部	七尾市
伏木海上保安部	高岡市
名古屋海上保安部	名古屋市
鳥羽海上保安部	鳥羽市
神戸海上保安部	神戸市
舞鶴海上保安部	舞鶴市
境海上保安部	鳥取県西伯郡境町
浜田海上保安部	浜田市
広島海上保安部	広島市
尾道海上保安部	尾道市
玉野海上保安部	玉野市
高松海上保安部	高松市
松山海上保安部	松山市
徳島海上保安部	徳島県勝浦郡小松島町
高知海上保安部	高知市
門司海上保安部	門司市
大分海上保安部	大分市
福岡海上保安部	福岡市
油津海上保安部	宮崎県南那珂郡油津町
鹿児島海上保安部	鹿児島市
三角海上保安部	熊本県宇土郡三角町
佐世保海上保安部	佐世保市
長崎海上保安部	長崎市
厳原海上保安部	長崎県下県郡厳原町

二　海上保安部

名称	位置
函館海上保安部	函館市
室蘭海上保安部	室蘭市
小樽海上保安部	小樽市
釧路海上保安部	釧路市
青森海上保安部	青森市
八戸海上保安部	八戸市
釜石海上保安部	釜石市
塩釜海上保安部	塩釜市
小名浜海上保安部	福島県石城郡小名浜町
秋田海上保安部	秋田市
酒田海上保安部	酒田市
東京海上保安部	東京都
横浜海上保安部	横浜市
清水海上保安部	清水市
新潟海上保安部	新潟市
七尾海上保安部	七尾市
伏木海上保安部	高岡市
名古屋海上保安部	名古屋市
鳥羽海上保安部	鳥羽市
神戸海上保安部	神戸市
舞鶴海上保安部	舞鶴市
境海上保安部	鳥取県西伯郡境町
浜田海上保安部	浜田市
広島海上保安部	広島市
尾道海上保安部	尾道市
玉野海上保安部	玉野市
高松海上保安部	高松市
松山海上保安部	松山市
徳島海上保安部	徳島県勝浦郡小松島町
高知海上保安部	高知市
門司海上保安部	門司市
大分海上保安部	大分市
福岡海上保安部	福岡市
油津海上保安部	宮崎県南那珂郡油津町
鹿児島海上保安部	鹿児島市
三角海上保安部	熊本県宇土郡三角町
佐世保海上保安部	佐世保市
長崎海上保安部	長崎市
厳原海上保安部	長崎県下県郡厳原町

一一三五	三	二七	に関する　ニ関スル
〃	〃	二七	〃　〃
〃	四	二八	同条　同項
一一三九	三	二七	実施　実行
一一三六	一	二七	物の　ものの
〃	〃	二九	利子又は　利その他
一一三八	一	一	委員　委任
一一三〇	三	六	見出し中「訴追委員会」　見出し中「弾劾裁判所」を「裁判官弾劾裁判所」に、「訴追委員会」
一一三二	二	三	としてこれを受ける　として受けを受ける
一一三三	一	二	による　により
一一三六	四	二〇	第二項第一号　第二項第一号
一一三一	三	三	主なる　主たる
一一三二	一	九	引火性爆発性物品　引火性物品
一一三四	四	三	別紙　別表
一一三五	三	三	不干与　不干与等
〃	四	一九	委員会　委員
一一三四	二	三六	償還目的　償還の目的

○第五十号

一一三六	三	二七	に関する　ニ関スル
〃	〃	二七	〃　〃
〃	四	二八	同条　同項
一一三九	三	二七	実施　実行
一一三六	一	二七	物の　ものの
〃	〃	二九	利子又は　利その他
一一三八	一	一	委員　委任
一一三〇	三	六	見出し中「訴追委員会」　見出し中「弾劾裁判所」を「裁判官弾劾裁判所」に、「訴追委員会」
〃	〃	八	中「訴追委員会」　中「弾劾裁判所」を「裁判官弾劾裁判所（以下弾劾裁判所という。）」に「訴追委員会」
〃	〃	一八	訴追委員会　委員長
〃	〃	二三	は、訴追委員会の委員長を経由して、衆議院議長　は、衆議院議長
〃	四	四	弾劾裁判所　裁判長
〃	〃	七―八	閉会中は、弾劾裁判の裁判長を経由して、その者の　閉会中は、その者の
〃	〃	三〇	その他」　その他の」
〃	〃	一	二十四年十一月三十日　二十五年四月一日
〃	〃	四行	四行より十六行までを削る
一一三七	二	四	以上と　以上に
〃	二	二三	責任の　責任

〃	三	三〇	建築物を　建築で
〃	〃	三二	〃　〃
〃	五	二七	この法律　前条第一項の法律
〃	〃	三三	建築物がこ　建築物が前条第一項
一一三四	二	九	又はこれら　又は都道府県の建築主事がこれら
〃	〃	一七	はこれら　は市町村の建築主事がこれら
〃	〃	三	その場　この場
〃	〃	一六	建築物がこ　第一項の規定によつて建築しようとする建築物の建築主
〃	〃	三五	計画が法律の法律　計画が前項の法律
〃	四	一〇	この法律　第三項の法律
〃	〃	一六	建築物がこ　建築物が第三項
〃	〃	三三	建築物の建築に　建築物に
一一三五	五	一九	その　この
一一三六	二	一	工夫　工法
〃	〃	三八	規定によつて　規定のみによつて
〃	三	七	市町村　町村
〃	〃	九	〃　〃
一一三七	五	九	合計　以下合計とする。以下
一一三八	二	三	これらに　これに
〃	五	三七	を美観　で美観

二九一	一四	目的に	目的を
〃	三二	関し必要	関して必要
二八〇	三	建築物が	建築物の敷地が
〃	一九	この条	本条
〃	三	過半が属する	過半の属する
二八四下	三〇	二、一号、二、一号(一)号、	二、一号(一)号、二、一号、

定価　一部　六円五十銭
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町
印刷庁
電話九段五三一
官報課